荷風全集

巻四

益軒全集卷之四

凡例

一此卷には、筑前國續風土記三十卷、筑前名寄二卷、筑前國諸社緣起一卷、都べて三種三十三卷を收む。

一筑前國續風土記は筑前の地志なり。古の筑前風土記に對して此名あり。元祿元年五十九歲の夏、國主黑田光之の命を奉りて編輯に着手し、爾後或は親しく封内の諸郡村を巡歷し、或は遍く古來の史書を涉獵し、搜訪考覈十六年にして、稿一たび成るの後、ふたたび力を增補訂正に用ゐ、拮据精勵、前後二十三年の久しきを費し、自序を作るの翌年、即ち寶永七年八十一歲の秋、全く成るを告ぐ。是れ先生の豐富なる諸種の著述中、最も多く心力を傾注したる書なり。國文の自序漢文の自序各一篇あり。今は原本の例に據り國文の自序のみを置く。漢文の自序は卷之二所載自撰集の中に見ゆ。就て參考すべし。

此書寫本を以て行はるゝこと久しく、通常の流布本の如きは寫字上の錯誤甚だ多く、また往々後人の筆を加へたる痕跡あり。茲に黑田侯爵家藏の好本を請うて對校するを得たるは、最も幸とする所なり。

一筑前名寄は元祿四年六十二歲の時に成る。古歌の題詠に入りたる筑前の地名六十餘を擧げて說明を加へたる書なり。自跋あり。

一筑前國諸社緣起は先生の撰に成りたる筑前國諸神社の緣起考證の類を纂めたる書にして、一家門人の作れるものをも合せ收む、諸篇成るの年月は、各〻末尾に識せる干支に依つて之を知るべし

題して筑前諸社緣起といふは、今茲に纂めて一卷を成すに方り、權に名くる所なり、此書は諸社の神職諸氏より、往々その社藏緣起の寫本を贈與せられたるに依り、校訂上頗る便宜を得たり

益軒全集卷之四凡例終

益軒全集卷之四目次

目次終

筑前國續風土記　自序

いにしへの人、天地の間の事は、皆わが事なりといへれば、ひろき天下のかぎりなきことわりも、皆人のしるべき事になん侍るべき。いかにいはんや、わがすめる所の國の中の事、しらずやはあるべき。是いにしへ、やまともろこしに、國々の事をしるせる文つくれる故なるべし。凡書をつくり、事をしるして、言を後の世に殘さん事は、誠に長く〱ちせぬことわざなり。たとひそれによりて、わがともがら力つきて、世を早くすつとも、其功だになりなば、なす事なくて、いたづらにいけるにはまさりぬべし。微臣若かりし頃ほひ、君命をうけて、久しく都にとゞまりし時、我が日の本のふみども多く〱よめりしに、先公の御いさをしと、此國のふる事を、見聞せしおりおりには、必別卷にしるし侍りき。久しき年をつみて、卷の數、やうやく多くつらなりぬ。是によりて、みづからおもへらく、われ邦君の御惠をうけし事、きはまりなし。たとひ身をころして、國恩に報じ奉るとも、すて〻かひある理あらば、おしむべき道にあらず。何ぞいはんや、さばかりならぬすこしきなるつとめを、くるしみてせざるべきや。されども、心おろかに、身いやしければ、世のためなに事もなしうべきわざなし。只からやまとの文字を、いさゝかしれるうすきわざのみ身にありぬれば、これを以て、先の君のさばかり多き御いさをしと、此國の事をしるしなば、おほいなる御めぐみを、もしはちりばかり報じ奉るべき。よすがともなりなんとて、前には十年あまり八年のちからを以、すでに黒田家譜を作りて奉りぬ。後には又、此書を作らんと思ふ志ありしかば、君の御かたはらの人にまうし、命をうけて、國の中をあまねくめぐりありきて、此書にしるすべき所々をなん[illegible]でなはし侍る。我家姪好古も亦命をうけて、われにしたがへりき。國の内を里こ

とにあくがれありき、高き山に登り、ふかき谷に入り、けはしき道、あやうきほきちをしのぎ、雨にそぼち、露にぬれ、寒き風熱き日をいとはずして、めぐり見る事、凡八百邑にあまれり。ことに、邑ごとの士民等に、其所々を、おほなくたづねとひて、見し事聞し事を、みづからふところ紙に書しるし侍る。臣もとより病多く、年すでに五十あまり九ツなりしかば、老の坂をこへて、誠になやみくるしめりといへども、志すすぢありしかば、いさゝかいとはずして、年を經て、やうやくめぐりつくし、かへりまうできて後、かの里々にてしるせし書を、好古にさづけ、又前にいへりし若き時此國の事をしるせし卷々を、久しくひめ置きしをも取出しつかはし、二の書をより所とし、好古に此書の草稿を作らせ侍る。好古もとより書をあらはす才ありて、あしたゆふべおこたらず、年久しくつとめて、我がさづけし外にも、書ども多くかうがへえらびあつめ、しば〳〵草稿をあらためかへて、十四郡の事を大かたむべ〳〵しく作りなせり、其なせるわざは我にくらぶれば、まさりて多しといふべし。されどいまだ其功おはらずして心地そこなひ、世を早くしぬ。臣もとより、才つたなきのみならず、此時すでにいにしへまれなる年にあまりぬれば、ちからおとろへ、目も心もおぼろになり、筆のあともたど〳〵しく、かつておぼえし事だにも、常にわすれがちにて、こゝに至りて、我が志すでに蹉跎として、かゝるおほやけのことわざにたへがたければ、わかく世ごもれる人々にゆづりて、みづからいくほどならぬ殘れるよはひの内を、日をながくして樂みなんこそ、あひにあひてよろしかるべき身なれど、さきにいともかしこき仰ごとを奉りしかば、今にいたりて、いさゝかそむき申さん事そらおそろしく、又かねてのわが志をむなしくせん事もはいなければ、病をつとめて、いまだたえざる郡記（宗像郡二卷）をおぎなひ、かれの作り置し卷々の内お

ろそかなるをまし、しげきをかり、又民俗のいへる言、おそらくはひが事やあらん、うけることやまじらんと、いぶかしみ思ひ、ちかき世の事しるせし文をも、又多くかうがへて、彼是人にたづね、其あやまりをたゞし、たがへるをたすけ、あるはかつて見し時詳ならざる所々も、うたがはしくて、ふたゝび其里々に行て、よく見聞し、其事實をきはめぬるも多かり。しかのみならず、あまのたくなはくりかへし見て、あしたに改め、夕にけづり、ふたゝび草稿をかへて、やうやく功をなし侍る。名づけて筑前續風土記といふ。一部分ちて三十卷とす。古しへ、ならの都の朝に勅ありて、すべて日の本の風土記をゑらびとゝのへさせ、世にめでたくせさせ給ふめれば、彼書にはなぞらへがたしといへども、其名をしたひて名づけ侍りぬ。類をわかつ事、四あり。（提要二卷、國郡多少十五卷、國郡の圖二十一卷、古城古戰場記十卷、土産考三卷附けたり）提要には、國の中の事大概をしるして、一部のはじめにかうぶらしむ。諸郡の記には、もろ〳〵の村里に、あらゆるいちじるき山のたゝずまひ、川のながれ、ひろき原、池の心ふかき、くがをはなれたる島々、又古歌に詠じ傳記にしるせる名所古跡、むかし今の世にあらはれたる神社佛堂の立る所をも、殘らずしるし侍る。其なかに聞しにはおとりて、それながらそれとも見えぬも多し。又聞しよりげにまさりて、目をおどろかす處もすくなからず。又ふるき歌枕にはもれぬれど、うるはしくめづらかにして、人の目だつべき佳境をものせ侍る。古城古戰場記には、そのかみの城主の名、合戰のありさまをも、ふるき文と今の世がたりにまかせて、書つけ侍る。（古城百六十餘、古戰場廿五所あり）土産考には、國の内におひ出ぬる艸木禽獸虫魚の類、又人のちからを以つくり出せるくひもの、うつはものまでもしるし侍りぬ。凡我筑紫は、九州の内にても、いとひいでたる領袖の國にて、ことに西のかた他國にちかき樞要の地なれば

にや、いにしへ、藩鎭として、太宰府を置れて、九州をまつりごちし、夷賊の襲來に備へし所にて、都よりつかさくらゐある人、多く來りつどへる地なれば、名所陳迹もことくにより多くて、云つくすべくもあらず。しるせるあとも、かくことしげき事、むべなるかな。君命を奉りてよりこのかた、今に至りて、ひま行駒のあしとゞめえぬ、年すでに二十歳を過ぬ。臣が犬馬の如くおろかなる年つもりて、八十にいたり、中壽のよはひ、日すでに西山にせまり、桑楡のかげくらく、事をはかり、言をかんがふるに、ちからなければ、しらずして妄につくるの罪、のがれがたくして、只かうやうのふようなるよしなしごと、おほやけの御心にかなひがたからん事をのみぞ、おそれ侍る。何ぞいはんや、國家の萬一のおぎなひとならん事を願はんや。たとへば、露ちりの少なるを以、海山の大なるを、おぎなひがたく、螢火のさゝやかなるを以、月日の光をましがたきが如くなるべし。しかはあれど、聖人は狂夫の言すらゑらび用ひ玉へり。事をとれる有司の人々、臣が愚者千慮の一得をかへり見て、もしくは、ゆくさきにいたりて、此ふみにしるせしちかきことばを察し、一事をもとりて、用ひ給ふ人ありなば、わが願の本意をとげ侍るなるべし。いにしへにひろき君子、ふたゝび此書のあやまりをけづり、かけたるをおぎなはゞ、誠に臣が幸ならんかし。

寶永六年己丑　月　日

貝原篤信謹書

筑前國續風土記

總目錄

總目錄終

筑前國續風土記卷之一目錄

提要上

筑前國續風土記卷之一

貝原篤信選定
貝原好古編錄
竹田定直校正

提要上

○總論

此國を筑紫と名付し事、古は筑前筑後一國にして、是を筑紫といへり。故に日本紀等の古書に、筑紫といへるは、多くは筑前筑後をさせり。又九國をすべて筑紫と稱し、或九州の內筑前筑後の外をも、筑紫といひし事も聞これあり。筑前はいにしへ官府のありし國にて、九州二島をすべてまつりごちし所なれば、其國の名をとりて、九國をもすべて筑紫といへり。たとへば大和に帝都ありし故、日本をすべてやまとゝ稱せしが如し。唐土にも、亦いにしへかゝる

ためし多し。舊事記第一卷曰、筑紫島謂身一而有面四、毎面有名、筑紫國謂白日別、豐國謂豐日別、肥國謂速日別、日向國謂豐久士比泥別云々。神皇正統記曰、次に筑紫の洲をうみます、一身に四面あり、一を白日別と云、是は筑紫なり、後に筑前筑後といふといへり。前後二國にわけたるは、南北地隔りて、治めがたければなり。筑紫と名付し意を考ふるに、釋日本紀曰、筑紫先儒之說有四義、一云、此地形如木兎之體、故名之也、木兎鳥之名、此云都久、二公望案、筑後國風土記云、筑後國者本與筑前國合爲一國、昔此兩國間山有峻狹坂、往來之人所駕鞍韉被摩盡、土人曰鞍韉盡之坂、三云、昔此界上有麁猛神、往來之人半生半死其數極多、因曰人命盡神、于時筑紫君肥君等占之、令筑紫君等之祖甕依姬爲祝祭之、自爾以降行路之人不被神害、是以曰筑紫神、四云、爲葬其死者伐此山木造作棺輿、因茲山木欲盡、因曰筑紫國、後分爲前後、又詞林采葉抄曰、九州をつくしと名付るは、此島の形木兎に似たり、しは島と云詞也、よつてつくしまと云也。仙覺萬葉抄の意も亦同じ。右四說の內、初の說は、此國の形木兎に似たりといへり。今案ずるに、筑前筑後のかたち、木兎の形に似たりとも見え侍らず。九州の惣圖を見るにも、其形木兎に似ず。然れば木兎に似たるといふ說信じ難し。後の三說は皆盡の義をとれり。いにしへ筑紫と名付し事、一定の說なくして、民間にさまざま云傳へたる言を、風土記を作れる人、考へにそなへんため、ことごとく載せ侍るならし。何れも決定すべき說なし。凡古人の說はみだりにうたがふべからず。たゞわが見識の至らざるをうたがふべし。されども古賢の言に、盡信書則不如無書、吾於武成取二三策而已矣。とへり。上代經典の載する所すら、かくのごときの議論あり。いはんや其餘のしるす所、必悉信ずべきにもあらず。只信ずべきを信じ、うたがふべきをうたがふべし。

仙覺が萬葉の註を見るに、いにしへを傳へて誠に信從すべき事多し。頗好書といふべし。されども附會牽合の說、杜撰臆度の言も亦すくなからず。逐一に信じがたし。ひそかにおもふに、いにしへ、異國より賊兵の襲來るをふせがんとて、筑前の北海の濱に石垣を多く築り、其故につくし石といへる意なるを略して、つくしと云なるべし。雜書の說に、上古の時、西藩の國より、度々日本を侵したる事あり、其後仲哀帝も、異國より來り侵せし賊の流矢にあたりて、崩じ玉ふといへり。菅丞相の歌に、箱崎や千代の松原石だゝみくづれん世まで君はましませ。是いにしへ筑前の海邊箱崎博多のあたりに、石がきありし證也。むかしより博多は唐土船の着し所にて、要害堅固にして石壁多かりしにや、博多の別名を石城府と云事、僧萬里の梅菴集及異國の人作りし海東諸國記にも見えたり。近代龜山後宇多の御時、蒙古の賊兵多く攻來りしに、博多の濱に石垣を築し事は、上代よりありし石垣を修補したるなり。此時始て築たるには非ず。鎌倉の北條家より筑前の太宰少貳に書を遣して、むかしより有し石垣を修補すべきよしを催せしを、少貳より又此島の士に下知せし證文あり。其石垣は、今も博多の西百道松原、生の松原、今津島所所に少殘れり。然れば昔此國をつくしと名付し事は、筑石と云ことばをとれるなるべし。是前人のいまだいはざる所、篤信の臆見なれど、しばらくしるして識者の是正をまつのみ。むかし筑前筑後二國にて、是を筑紫といふ。つく、ちく、音相通ずれば、又ちくしとも云。後に二國に分ちし時、ちくせんちくごと云。大和の名も、舊說三ありといへども、附會して杜撰せるやうに聞えて、うたがはしければ、篤信の臆見を日本釋名に載せ侍る。古人の說なればとて、悉に證とすべからざる由をいはんために、こゝにはあはぬ事なれども書付侍る。

一、凡本朝に國郡を分ちし始を考ふるに、日本紀に、

成務天皇五年秋九月、諸國に令して以て、國郡に造長を立、縣邑に稻置を置、並に楯矛を賜りて以てしるしとし、則山川をさかひて國縣を分ち、阡陌に隨て邑里を定む、因て以て東西を日縱とし、南北を日横とす、山の陽を影面と云、山の陰を背面と云、是を以て百姓安居して、天下無事也、と云へり。是國縣を分たれし始なり。されども今いへる所の郡の名など、成務天皇以後の事實をとりて、其名とせる事多ければ、此時定め給ひしは、只大略の事なるべし。國の數も、はるか後の世に成て、漸分れて六十六州に定りしかば、前吏郡縣の名にも、後世に至りて、漸かはり分れたるなるべし。又　孝德天皇二年國々の彊堺を見てなほし、或は書に寫し、國に移して奉らしめ、國縣の名をも定めさせ玉ひしとかや。　天武天皇十二年十二月甲寅朔、諸王五位伊勢王、大錦下羽田公八國、小錦下多臣品治、小錦下中臣連大島、并判官錄史工匠者等を遣し、天下に巡行て、諸國の境界を限分。然れども是年限分に堪ず。同十三年冬十月辛巳、伊勢王等を遣して、諸國の界を定め給ふ。以上日本紀に出たり。　又續日本紀に、元明天皇和銅六年五月甲子、畿內七道の郡鄕の名、好字を著させ玉ひしとあれば、今に至るまで稱する所の郡の名は、此時に漸定れるにや。村里の名は、猶其後より近代に至りて、かはり定れるなるべし。元明天皇の御時、諸國の事をしるさしめて奉らしむ。是風土記を作らしめ給んれうなるべし。順和名抄に、國々の鄕名をしるせしも、此時定め給ひしを傳て書付けるにや。筑前の郡數、延喜式、和名抄に載る所、並に十五とす。今も亦これに同じ。延喜式第二十二卷曰、筑前國上管怡土志摩早良那珂席田糟屋宗像遠賀鞍手嘉麻穗波夜須下座上座御笠是也。和名抄に載る所の筑前の鄕名凡百二鄕あり。萬葉集第五卷に、筑前國那珂郡伊知鄕あるよしをしるせり。然れども和名抄を見れば、那珂郡に伊知鄕なし。是又改めかはれるなるべし。後堀川院

て、田圃年々に多く廣まれり。福岡秋月直方及怡土郡公領唐津領までかぞへば、田圃凡五萬町許なるべし。

一、此國は平地廣濶(くわうくわつ)にして、村里絡繹(らくえき)せり。北方には海をうけ、戌亥の方は遠く異國に向ひ、西は山を隔てゝ肥前にさかひ、南には平田遠くつらなり、山野つゞきて、肥前筑後豐後豐前に隣し、東も亦山つゞきて、豐前に相ならべり。東西二十六里餘、南北十三里餘あり。北に海を帶び、南に山を負たれば、魚鹽多く、薪材ともしからず。民部式に上國と定めしも宜なるかな。且四方運漕の便よければ、此國の商賈しば／＼諸國に往來して、有無を交易す。又京大阪諸州の商客も、多く此地に來りて貨財をあきなふ。長崎に近くして、異國の物産を求め買に便よろし。肥前對馬中國四國泉州紀州北國出羽奥州等諸國の客船も、其土物をのせて、多く爰にいたりあつまる故に民生日用のたから備りてともしからず。故に九州二島の諸國の人は、此國の城下福岡博多を一都會として來りつどひ、萬の貨用を買調ふ。誠に天府の國と云つべし。昔は當國に太宰府あり、帥以下官人多く是に居て、九州二島の政事をとり行ひ、蕃客(はんかく)にも對揖せり。故に西の都と稱して、富庶の所なりしとかや。源頼朝卿惣追捕使たりし後、關東の士武藤小次郎といふ者、泰衡退治の時軍功あり。其恩賞として太宰少貳に任ぜられ、筑前豐前肥前壹岐對馬の守護職たり。其子孫世々少貳と稱す。伏見院永仁元年に、鎌倉より探題職を此國に置て、九州二島の政事を司らしめられしかば、猶いにしへにもおとらぬ繁華の地なりしが、天文の比天下大に亂れしに、九州は偏地なれば亂擾誠に甚し。天正の時にいたり、薩摩に島津、肥前に龍造寺、豐後に大友、此三家鼎(かなへ)のごとく峙(そばだ)ちて、國をあらそひ境をおかして、合戰止時なし。中につゐて、此國は襟會(きんくわい)の地なれば、戰(せん)爭(さう)のちまたとなりて、諸民居を安くせず、多くは家

を出て、山林に身をかくし、侵掠にあふて資財を失ひ、終に壞亂の地となれり。國中にては少貳宗像原田秋月麻生の五家大身にて、其家人をわかちて端城を守らしめ、各郡村を爭ひ、戰鬪を事としてむなしき日なし。かゝりし所に、天正十五年秀吉公九州を征伐して、亂をしづめ治に復し、此國を以て、毛利元就の三男小早川左衞門佐（後任中納言）隆景に賜りける。隆景天性智慮深くして、よく民をなづけ、もろ〳〵を撫られしかば、猶亂世に近き時なれど、國中に叛逆する者なく、四境の内治りて百姓悅服しける。又廢たるをおこし、絕たるをつぐ志ありて、神社をたつとび造復せらる。されども國を治る事、たゞ八年にして、其養子秀秋にゆづりて、備後の三原に隱居せらる。秀秋天性昏暴の人にて、養父隆景の舊制にそむき、國政正からず、萬民困みあへり。此よし秀吉公聞給ひ、隆景逝去の後國を沒收し、慶長二年に越前府中にて十六萬石の地を給ひ、彼地に移されしかば、此國には主なくなりて、石田治部少輔三成代官として、三年の間かりに國の政事をとり行ふ。（今も國中農人の家に、三成が下知の狀證文所々にあり。）同四年正月東照君の御わび言によりて、秀秋再此國主となれりける。同五年の秋、石田治部少輔亂を發し、天下瓜の如く分れ、萬民累卵の憂をいだけり。されども東照君文武の德おはしまして、一たび戎衣して、天下を平げさせ給ひしかば、四海忽安靜にして、民今に至るまで、其賜をうく。此時にあたりて、黑田孝高入道如水公、其子甲斐守長政公は、もとより二心なく、東照宮の御方に參て、父子共に莫大の忠義を盡されしかば、其勳功の賞として、此國を以、長政に賜へり。如水公は、英雄の才、世をおほひ、明哲の智、衆に拔んでたりしかば、能功を成して、其身を保ち給ふ。されば若き時は秀吉公を助けて、非常の功を立、時勢を見、禍をさけて、四十餘り強仕のさかりに、早く祿地を辭して、令子長政公にゆづり、年老て、東照宮の御

爲に兵を起して、大友を虜にし、筑紫をしづむ。長政公はわかき時より、日本朝鮮におゐて數度の武功を立つ。兵亂に勝の力群に超たるのみならず、治を致すの德もまた衆に拔んで給ひしかば、古き道を聞用ひて、國中の臣民にのぞみ、賞罰正しく法制嚴にして、自儉約を守り、民の非を禁じて、能國を治め給ふ故、國豐に民安くして、又むかしの世に立歸りぬ。長政公此國を治め給ふ事、慶長五年以來二十四年にして、元和九年閏八月四日、京都報恩寺にて逝去し給ふ。（今年將軍秀忠公に先だつて江戸より上洛し玉ひ、病にかゝりて弃世し玉ふ。）かく先祖より此かた仁惠の源深かりしかば、其流今に絕ずして、子孫黎民に蒙り及ぶ事むべなるかな。猶天道の報福百世に傳り、子孫ながく社稷を保ち、繁榮し玉はん事を、國民誰か是を願はざらんや。

一、延喜式三十六卷主稅式曰、筑前國正稅公廨各二十萬束、國分寺料三萬二千二百九十三束、修二理觀世音寺一料壹萬束、文珠會料貳千束、府官公廨十五萬束、衞卒料二萬二千四百束、（國日數有增減、下皆同じ）修二理府官舍一料六千束、池溝料三萬束、救急料八萬束、俘囚料五萬七千三百七拾束。

一、延喜式第十卷神名帳下所レ載、筑前國諸神十九座（大十六座 小三座）

宗像郡四座（並大）　宗像神社三座（並名神大）
織幡神社一座（名神大）
那珂郡四座（並大）　八幡大菩薩筥崎宮一座大
住吉神社三座（並名神大）
糟屋郡三座（並大）　志加海神社三座（並名神大）
怡土郡一座小　志登神社
御笠郡二座（並大）　筑紫神社（名神大）
竈門神社（名神大）
上座郡一座小　麻氐良布神社
下座郡三座（並大）　美奈宜神社三座（名神大）
夜須郡一座小　於保奈牟智神社

一、延喜式主計式、太宰府行程（上廿七日 下十四日）海路三十日。

一、延喜式兵部省式、筑前國甲四領、横刀十口、弓二十張、征箭四十具、胡籙四十具。

一、延喜式三十七卷典藥寮　諸國進年料雜藥太宰府十二種、木蘭皮百五十斤、土瓜、石膏各十斤、龍骨六十斤、皁莢四十斤、代赭　禹餘糧各一斗、鬼臼四升、猬骨二具、檳榔子、人參各二十斤、石斛十斤。篤信謂此太宰府所貢者、乃九州所出也、非止筑前一州而已。

一、延喜式三十三卷大膳式、諸國貢進菓子太宰府。甘葛煎七斗、但木蓮子者筑前國那珂郡内山及壹岐等島所出之中、擇好味者一年中貢。

一、延喜式貳拾八卷兵部省、筑前國驛馬獨見、夜久各十五疋、島門二十三疋、津日二十二疋、席打、夷守、美野各十五疋、久爾十疋、佐尉、深江、比菩、額田、石瀬、長丘、把伎、廣瀬、隱崎、伏見、綱別各五疋。傳馬御笠郡十五疋、太宰府兵馬二十疋。

今案、津日は鐘崎の近邊に昔あり。深江は怡土郡にあり。石瀬は遠賀郡にあり。長丘は御笠郡にあり。把伎は上座郡にあり。綱別は嘉摩郡にあり。其外はしれず。

一、三代實錄十六、貞觀十一年十二月二十八日、勅曰鎭西者是朕之外朝也、千里分符一方寄重、況復隣國攝壤、非常難期。

一、續日本紀六卷、元明天皇和銅六年五月甲子、畿内七道、諸國郡鄕名著好字、其郡内所生銀銅彩色禽獸魚蟲等物、具錄色目、及土地沃塉山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍言上。

篤信謂、其時朝廷將作風土記、故豫出斯令、爾後醍醐帝延長六年風土記成奏上、凡六十餘卷記六十六州風土之事、蓋我國之地誌也、後世罹兵燹而焚滅、今唯豐後出雲二風土記纔存耳、然其纔存者亦非全本、嗚呼可惜哉。

一、日本紀孝德天皇紀曰、凡郡以四十里爲大郡、三十里以下四里以上爲中郡、三里爲小郡、其郡司並取國造性識淸廉堪時務者、爲大領少領、強幹聰敏工書算者爲主政主帳。

一、又曰、凡田長三十歩廣十二歩爲段、十段爲町、段租稻二束二把、町租稻二十二束、若山谷阻

險地遠人稀之處、隨レ便量置。
一、筑前の內、近代足利將軍の末の世に、各小城をかまへて、籠りし國士數十人あり。されども其長となりしは、原田、秋月、小貳、宗像、麻生、此五將に過ず。右の五將は、むかしより久しき家にて、名ある士なれば、其家々に、綸旨院宣御教書御內書等もありしとかや。其餘の城主には無之。此外の城は、此五人の家人を置し端城か。又は豐後の大友、周防の大內、肥前の龍造寺、此三將の家臣なり。
一、古昔太宰帥大小貳等、府官に任ぜられし歷代の次第は、御笠郡太宰府の處に詳にしるせり。故に今爰に記すに及ばず。
一、尙書に、民は是邦の本、もと固ければ邦やすしといへり。又古語に、王者は民を以て天とすともいへり。いにしへ我邦に民の字を訓して、おほんたからといへるも、此故なるべし。周禮に、民數を王に獻ず、王拜して是をうけ給ふとあり。孔子も又負版の者に式し給へり。是皆古の王者、聖人の民數をおもんじ給ふ故なり。日本紀を考ふるに、孝德天皇大化元年九月廿日、使者を諸國に遣して、民の元數を錄すといへり。是又民數を重じ玉ふ故なり。夫國郡を治め、民を愛するを職任とする人、豈民數減せずして、益多からん事を願はざらんや。然れども、世みだれ年飢し、或は苛政の猛虎よりはげしきありて、民をして塗炭に陷いれしむれば、おのづから民數減じ、寡き事必然の理也。今のごときは太平日久しく政治和平にして、民のかまどもにぎはひ、孫枝子葉年每に繁昌し、各衣を暖にし、食に飽き、居を逸して、飢寒のうれへを忘る。旣に庶ありて、且富りと云つべし。然れば誰が國恩をあふぎ、升平をたのしまざらんや。

○筑前國十五郡田畠高

那珂郡　三萬四千三百六十七石二斗四升九合
早良郡　三萬八千六百九十八石二斗六升九合

志摩郡　三萬六千九十六石一斗九升八合
怡土郡　四萬三千六百七十四石一斗九升六合九勺
糟屋郡　五萬二千八百九十七石八斗九升四合
席田郡　八千七百十九石九斗一升
御笠郡　三萬二千五百三十五石二斗二合
夜須郡　三萬七千四百八十一石四斗八升八勺
下座郡　一萬八千九百三十三石六斗七升五合
上座郡　二萬千二百五十石七斗二升四勺
嘉麻郡　四萬九百十四石九斗六升一合九勺
穗波郡　三萬二千六百三十五石九斗八升三合六勺
鞍手郡　五萬九千二十五石六斗三升二合八勺
遠賀郡　四萬九千二百八十三石四斗九升三合六勺
宗像郡　五萬五百十一石五斗五升三合

合　五十五萬六千九百八十一石四斗二升

此内六千三百十二石八斗一升九合村居新田高加る

村數千三百六十六内七百五十六本村 六百十枝村　此内二十新田村

右之外村居無之新田　五萬石

都合六十萬六千九百八十一石四斗二升

内

高五十二萬九千四百十二石八斗一升九合　福岡領

此内

四拾七萬三千百石　福岡領御朱印高

六千三百十二石八斗一升九合　同　領村居新田

五萬石　同領新田直方分地　綱政弟黒田伊勢守長清領之

五萬石　秋　月　領　忠之弟黒田甲斐守長興分地子孫代々領之

三千四百八十四石八斗二升六合　怡土郡　唐津領

二萬四千八百八十三石七斗七升五合　同　郡　今土井氏領之　公　領

○本州村の位田の位に依て段別石高

高の段別の高は、郡村に依てかはり有、一樣ならざればしるさず。

○村位五段　上々村、上村、中村、下村、下々村。

○田位四段　上田、中田、下田、下々田。

○上々村田一段高

上田二石二升。（以下三斗三合下る）
中田一石七斗一升七合
下田一石四斗一升四合
下々田一石一斗一升一合

○上村田一段高

上田一石九斗一升九合（上々村上田に一斗一合下る）
中田一石六斗一升六合（上田より是も三斗三合下る）
下田一石三斗一升三合
下々田一石一升

○中村

上田一石八斗一升八合（上村上田に一斗一合下る）
中田一石五斗一升五合（上田以下是も三斗三合下る）
下田一石二斗一升二合
下々田九斗九合

○下村

上田一石七斗一升七合（中村上田に一斗一合下る）
中田一石四斗一升四合（三斗三合下る）
下田一石一斗一升一合（同上）
下々田八斗八合（同上）

○下々村

上田一石六斗一升六合（下村上田に一斗一合下る）
中田一石三斗一升三合（三斗三合下る）
下田一石一升（同上）
下々田七斗七合（同上）

○國中民戸

城下諸士の家、秋月領、直方領、怡土郡の内公領、唐津領の戸數除之、是元祿三年かぞふる所なり。凡民戸の數は時に隨て增減あれば、其數一定しがたし。下に載る所の人口及牛馬の數等皆倣之。

民戸凡五萬千六百三十九軒　此内
福岡町家數　千五百廿五軒（間數五千百三十七間五尺七寸）
博多町家數　三千百十八軒（間數九千百四十九間三尺九寸）
怡土郡家數　千拾六軒

志摩郡家數　三千六百七軒
早良郡家數　三千五百拾九軒
那珂郡家數　三千三百拾五軒
糟屋郡家數　五千八軒
席田郡家數　四百拾二軒
御笠郡家數　二千百五拾軒
夜須郡家數　三千五百拾五軒
下座郡家數　千二百四拾三軒
上座郡家數　二千六百九拾四軒
嘉摩郡家數　二千六百九拾五軒
穗波郡家數　二千七百拾四軒
鞍手郡家數　五千二百二拾八軒
遠賀郡家數　五千三百八拾二軒
宗像郡家數　四千四百九拾八軒

○國中人數

福岡諸士の家、秋月領、直方領、怡土郡の內公領、及唐津領の人數は除之、是元祿三年かぞふる所なり。

人數二十九萬三千九十一人（イ三十三萬三百四千二百十四人）
男十六萬四千八百八十人（イ十八萬五千五百六十一人）　女十二萬八千二百十一人（イ十四萬六千五百廿一人）
內　社人［　］（イ四百三十九人）　僧　千四百八十二人（イ千三百八十八人）
山伏　三百十一人（イ二百人）　禰子［　］（イ五十二人）
陰陽師［　］（イ四人）

右之內

福岡町人數壹萬五千九人（イ一萬四千九百五人）
男八千四百十六人（イ八千百七十八人）　女六千五百九十三人（イ六千五百八十五人）
內　社人［　］　僧　二百三十人（イ百四十二人）
山伏　八十人

博多町人數一萬九千四百六十八人（イ一萬九千五百十六人）
男一萬千百三十八人（イ一萬九百十人）　女八千三百三十人（イ八千四百五十二人）
內　社人［　］（イ七人）　僧二百十六人（イ[illegible]十八人）
山伏　二十八人（イ二十七人）

公領唐津領除之(イ六千七百六十人)

怡土郡人數七千八十九人

(イ三千八百三十一人)　(イ二千八百七十八人)

男四千五十一人　女三千三十八人

(イ六人)　(イ三十六人)

内　社人 □　僧三十八人(イ神子二人)

山伏　七人

志摩郡人數二萬四千四十五人

(イ二萬三千九百五十三人)

(イ一萬三千五百十七人)　(イ一萬二百九十九人)

男一萬三千六百九十八人女一萬三百四十七人

(イ三十四人)　(イ九十一人)

内　社人 □　僧百四人　(イ神子四人)

(イ八人)

山伏　七人

(イ二萬三千七百七十八人)

早良郡人數二萬三千九百廿六人

(イ一萬三千百六十二人)　(イ一萬四百六十四人)

男一萬三千四百人　女一萬五百廿六人

(イ十五人)　(イ百十人)

内　社人 □　僧百四人(イ神子七人)

(イ十五人)

(イ陰陽師四人)　山伏十四人

(イ一萬八千九百四十九人)

那珂郡人數一萬九千二百三十三人

(イ一萬五百三十四人)　(イ八千二百九十一人)

男一萬八百十八人　女八千四百廿三人

(イ四十八人)　(イ六十一人)

内　社人 □　僧六十四人(イ神子二人)

(イ十三人)

山伏　十四人

(イ三萬千八百八十六人)

糟屋郡人數三萬二千百四十五人

(イ一萬七千六百七十六人)　(イ一萬三千九百人)

男一萬八千百八十五人女一萬二千九百六十人

(イ四十九人)　(イ百四十九人)

内　社人 □　僧百三十九人(イ神子十三人)

山伏　廿六人

(イ二千四百四十人)

席田郡人數二千四百四十一人

(イ千三百九十六人)　(イ千三十二人)

男千四百八人　女千三十三人

(イ一人)

内　社人 □　僧十一人

(イ一萬五千五百七十九人)

御笠郡人數一萬五千七百五十人

(イ八千八百五十七人)　(イ六千六百七十人)

男九千十四人　女六千七百三十六人

(イ三人)　(イ四十三人)

内　社人 □　僧百十八人　(イ神子二人)

(イ四人)

山伏　六十二人

秋月領除之(イ秋月領共二萬二百十七人)

夜須郡人數七千六百五十八人

(イ一萬千五百廿九人)　(イ八千五百六十四人)
男四千四百五十八人　女三千二百人
(イ三十九人)　(イ七十四人)
內　社人〔　〕　僧二十人
山伏　一人

同　上(イ秋月領共七千四百四人)
下座郡人數四千九百三十一人
(イ四千百八十人)　(イ三千百九十一人)
男二千七百九十六人　女二千百三十五人
(イ十人)　(イ十三人)
內　社人〔　〕　僧十二人(イ神子一人)
(イ九人)
山伏　五人

(イ一萬六千四百二十二人)
上座郡人數一萬六千五百五人
(イ九千三百五十人)　(イ七千十四人)
男九千四百五十四人　女七千五十一人
(イ二十五人)　(イ三十人)
內　社人〔　〕　僧三十二人
(イ一人)
山伏　三人

秋月領直方領除之(イ秋月領直方領共一萬八千六百十八人)
嘉麻郡人數一萬六百十一人
(イ一萬三百六十八人)　(イ八千百六十九人)
男五千九百四十五人　女四千六百六十六人

(イ三十五人)　(イ五十八人)
內　社人〔　〕　僧三十人　(イ神子一人)
山伏　七人

(イ一萬七千四百五十二人)
穗波郡人數一萬五千九百八十七人
(イ九千七百五十六人)　(イ七千六百十八人)
男九千人　女六千九百八十七人
(イ二十五人)　(イ五十二人)
內　社人〔　〕　僧四十七人
山伏　一人

直方領除之(イ直方領共三萬千七百四人)
鞍手郡人數一萬七千三百二十三人
(イ一萬七千百八十二人)　(イ一萬四千三百二十人)
男九千五百四十二人　女七千七百八十一人
(イ五十一人)　(イ百三十一人)
內　社人〔　〕　僧七十一人(イ神子五人)
(イ十五人)
山伏　十人

同　上(イ同上ナシ三萬四千七百七十人)
遠賀郡人數三萬千百七人
(イ一萬八千八百六十七人)　(イ一萬五千六百六十六人)
男一萬七千百四人　女一萬四千三人
(イ四十二人)　(イ百六十四人)
內　社人〔　〕　僧百四十七人(イ神子五人)

山伏　十八人（イ廿六人）
（イ二萬九千八百六十二人）
宗像郡人數二萬九千八百六十三人
（イ一萬六千二百六十九人）（イ一萬三千三百九十二人）
男一萬六千四百六十一人女一萬三千四百二人
（イ四十八人）（イ百十三人）
内　社人□　僧百七人（イ神子十一人）
山伏　二十八人

○福岡工商所住町數

凡二拾三町、民家の數は元祿三年所計也。

簀子町　此町の北海中に、簀子石と云大石あり。故に町の名とす。家數八十八軒あり

大工町　此町を立られし始、大工を置る故に町の名とす。家數九十一軒あり。此町の中淨念寺より東は那珂郡、西は早良郡なり。

魚　町　大工町と本町の間にある南北横町なり。魚店あり。故に名づく。家數三十六軒。

本　町　家數九十四軒。

吳服町　此町を立られし始、吳服をうる商人を置る故に町の名とす。家數五十七軒。

西名島町　家數五十六軒。

東名島町　家數六十九軒。此兩町ともに名島の城下に在し町を移さる。故に名とす。

萬　町　家數十六軒。西名島町東名島町の間にある横町なり。

洲崎町　家數十七軒。

橋口町　家數十六軒。中島橋口へ出る町なる故、橋口町といふ。

鍛冶町　同五十三軒。鍛匠多く居る故名とす。

東職人町　同五十六軒

西職人町　同七十二軒。

濱　町　同四十八軒。

船　町　同三十四軒。

材木町　同五十四軒。

荒戸新町　同百四十軒。横竪四町。

以上十七町は皆福岡の郭内にあり。

唐人町　家數百五十八軒。其始高麗人住せり。

新大工町　同五十九軒。寛永十五年の頃忠之公命ありて、大工に此處にて宅地をたまひ、新に町を立させ玉ふ。初は大工に非ざる者は居らず。

西　町　同九十六軒。

以上の三町は城より西郭外にある町なり。

藥院町　家數五十軒。始藥院村とて農家あり。故に町の名とす。

紺屋町　同六十五軒。染工多く住す。故に紺屋町と云。

春吉町　同五十一軒。

以上の三町は城より東南郭外にある町の名なり。

○博多町通路幷町の名

○東町流十一町

御供所町 家數二十軒。古昔箱崎八幡宮の御供を調へ奉りし所なる故、御供所町といふ。

聖福寺前町 同十九軒。　金屋小路町 同三十六軒。

小鮎町 同二十七軒。　東町上 同三十三軒。

東町下 同十九軒。　濱口町上 同二十六軒。

濱口町中 同三十三軒。　濱口町下 同三十軒。

廿家町東 同九軒。　鏡町東 同十八軒。

○吳服町流十一町

小山町上 家數十軒。　小山町下 家數三十六軒。

吳服町 同二十一軒。始ごふく屋居たりし故町の名とす。

吳服町下 同二十軒。

一小路上 家數三十軒。天正十五年夏、秀吉公の命に依て博多の町割ありし時、此町より始て繩にはせし故、一小路といふ。

一小路中 同三十軒。　一小路下 同三十一軒。

廿家町西 同十一軒。　鏡町西 同十二軒。

奥小路東 同十三軒。　茅堂町東 同十四軒。

○西町流十二町

萬行寺前町家數四十三軒。

竹若番 家數三十六軒。竹若といふ織物師居たりし故、町の名とす。

箔屋番 同三十六軒。始箔屋居たりし故町の名とす。

西町上 同十一軒。　西町下 同二十九軒。

藏本番 同四十四軒。　奈良屋番 同三十軒。

金屋番 同四十四軒。　奥小路 同九軒。

茅堂町 同十八軒。茅堂といふ佛堂有し故、町の名とす。俗萱堂とかくは誤也。

古溪町 同二十四軒。古溪和尚此町の大同庵に住せし故この名あり。

芥屋町 同五十一軒。

○土居町流十三町

櫛田社家町家數十一軒。　大乘寺前町家數十八軒。

土居町上 同五十一軒。　土居町中 同三十二軒。

土居町下 同二十七軒。　行町上 同二十二軒。

行町下 同二十五軒。　濱小路町 同三十二軒。

西方寺前町同二十五軒。　西方寺前町下同十七軒。

片土居町 同三十九軒。　土居川口町同三十五軒。

新川端町 同二十三軒。

山伏　十八人（イ廿六人）

宗像郡人數二萬九千八百六十三人（イ二萬九千八百六十二人）

男一萬六千四百六十一人（イ一萬六千二百六十九人）女一萬三千四百二人（イ一萬三千三百九十二人）

內　社人□（イ四十八人）　僧百七人（イ百十三人）

山伏　二十八人（イ神子十一人）

○福岡工商所住町數

凡二拾三町、民家の數は元祿三年所計也。

簀子町　此町の北海中に、簀子石と云大石あり。故に町の名とす。家數八十八軒あり。

大工町　此町を立られし始、大工を置る故に町の名とす。家數九十一軒あり。此町の中淨念寺より東は那珂郡、西は早良郡なり。

魚町　大工町と本町の間にある南北横町なり。魚店あり故に名づく。家數三十六軒。

本町　家數九十四軒。

吳服町　此町を立られし始、吳服をうる商人を置る故に町の名とす。家數五十七軒。

西名島町　家數五十六軒。

東名島町　家數六十九軒。此兩町ともに名島の城下に在し町を移さる。故に名とす。

萬町　家數十六軒。西名島町東名島町の間にある橫町なり。

洲崎町　家數十七軒。

橋口町　家數十六軒。中島橋口へ出る町[illegible]橋口町といふ。

鍛冶町　同五十三軒。鍛匠多く居る故名とす。

東職人町　同五十六軒。

西職人町　同七十二軒。

濱町　同四十八軒。

船町　同三十四軒。

材木町　同五十四軒。

荒戶新町　同百四十軒。橫縣四町。

以上十七町は皆福岡の郭內にあり。

唐人町　家數百五十八軒。其始高麗人住せり。

新大工町　同五十九軒。寬永十五年の頃忠之公命ありて、大工に此處にて宅地を[illegible]、新に町を立させ玉ふ。大初は大工に非ざる者は居らず。

西町　同九十六軒。

以上の三町は城より西郭外にある町なり。

藥院町　家數五十軒。始藥院村とて農家あり。故に町の名とす。

紺屋町　同六十五軒。染工多く住す。故に紺屋町と云。

春吉町　同五十一軒。

以上の三町は城より東南郭外にある町の名なり。

○博多町通路幷町の名

○東町流十一町

御供所町　家數二十軒。古昔箱崎八幡宮の御供を調へ奉りし所なる故、御供所町といふ。
金屋小路町　同三十六軒。
聖福寺前町　同十九軒。
東町上　同三十三軒。
小鮎町　同二十七軒。
濱口町上　同二十六軒。
東町下　同十九軒。
濱口町下　同三十軒。
濱口町中　同三十三軒。
鏡町東　同十八軒。
廿家町東　同九軒。

○呉服町流十一町

小山町上　家數十軒。
小山町下　家數三十六軒。
呉服町　同二十一軒。昔ごふく屋居たりし故町の名とす。
呉服町下　同二十軒。
一小路上　家數三十軒。天正十五年夏、秀吉公の命に依て博多の町割ありし時、此町より始て繩ばりせし故、一小路といふ。
一小路中　同三十軒。
一小路下　同三十一軒。
廿家町西　同十一軒。
鏡町西　同十二軒。
奥小路東　同十三軒。
茅堂町東　同十四軒。

○西町流十二町

萬行寺前町　家數四十三軒。
竹若番　家數三十六軒。竹若といふ織物師居たりし故、町の名とす。
箔屋番　同三十六軒。昔箔屋居たりし故町の名とす。
西町上　同十一軒。
西町下　同二十九軒。
蔵本番　同四十四軒。
奈良屋番　同三十軒。
金屋番　同四十四軒。
奥小路　同九軒。
茅堂町　同十八軒。茅堂といふ佛堂有し故、町の名とす。昔茅堂といへるに誤せ也。
古溪町　同二十四軒。古溪和尚此町の大同庵に住せし故この名あり。
芥屋町　同五十一軒。

○土居町流十三町

櫛田社家町　家數十一軒。
大乘寺前町　家數十八軒。
土居町上　同五十一軒。
土居町中　同三十二軒。
土居町下　同二十七軒。
行町上　同二十二軒。
行町下　同二十五軒。
濱小路町　同三十二軒。
西方寺前町　同二十五軒。
西方寺前町下　同十七軒。
片土居町　同三十九軒。
土居川口町　同三十五軒。
新川端町　同二十三軒。

○洲崎流十八町

掛　町　家數二十八軒。　洲崎麴屋番家數三十二軒。

橋口町　同十五軒。　川端上　同二十軒。

新川端上　同三十三軒。　川端下　同六軒。

洲崎町上　同三十八軒。　洲崎町中　同四十三軒。

同裏町　同二十五軒。　對馬小路上同三十二軒。

對馬小路中同二十五軒。　同町横町　同七軒。

同町下　同三十三軒。

妙樂寺町　同二十二軒。妙樂寺始は此處にあり。後に今の地にうつる。故に町の名とす。

妙樂寺裏町同九軒。　妙樂寺新町同十八軒。

古門戸町　同三十八軒。　古門戸横町同十一軒。

○石堂流十二町

蓮池町　家數二十一軒。むかし聖福寺の蓮池有し處なる故、町の名とす。

立町上　同二十六軒。　立町中　家數三十九軒。

立町下　同五十六軒。　金屋町上　同十三軒。

金屋町中　同三十九軒。　同横町　同二十一軒

同町下　同二十七軒。　官內町　同三十六軒。

石堂町　同二十二軒。　中間町　同二十五軒。

綱場町　同三十三軒。

○魚町流十一町

西門町　家數二十四軒。聖福寺の西の門ありし處ゆへ町の名とす。

中小路上　同二十二軒。　中小路下　同二十軒。

魚町上の上同二十一軒。　魚町上の下同十八軒。

魚町中の上同二十八軒。　魚町中の下同二十七軒。

店屋町上　同二十二軒。　店屋町下　同二十一軒。

古小路町　同二十九軒。　中島町　同六十三軒。

○新町流十二町

辻堂作出町家數二十六軒。　辻堂町上　家數十四軒。

辻堂町中　同十軒。　同町下　同十九軒。

馬場新町　同四十三　軒。

鷹師町上　同三十五軒。長政公入國の始鷹師を置る。故に此號あり。

同町下　同四十四軒。

瓦　町　同四十三軒。瓦匠住する故、町の名とす。

立町濱　同三十六軒。　濱口濱　同二十九軒。

市小路濱　同三十三軒。　西町濱　同六十一軒。

○逆子流十三町

奥堂町上　家數二十三軒。　同町中　同二十四軒。

同町下　同十二軒　櫛田前町　同二十四軒。

今熊町　同二十四軒。今熊の權現とて、熊野權現を觀請せし小社有故に町の名とす。

普賢堂町上　同二十五軒。いにしへ普賢堂ありし故町の名とす。

同町下　同二十六軒。

桶屋町上　同十三軒。桶匠住する故に町の名とす。

同町下　同三十軒。　赤間町上　同三十五軒。

赤間町下　同三十五軒

以上通路の數九流。町數凡百十三町。是元祿三年にかぞふる所なり。右の外に柳町とて立町の側にあり。是遊女町なり。家數十九軒、間數七十間壹尺六寸、遊女六七十人。此所始は洲崎濱にあり。是昔博多に唐土船の來りし時の事なり。慶長中頃今の地に移せり。凡日本にて播州室を遊女の始とすといふ。然るに博多の古老云、博多を始とすと。もろこし船の着せし所なればさもあるべし。

○國中酒家麴家

酒家六百十二軒　麴家三百六十四軒

福岡　酒家九十八軒 麴家三十八軒　博多　酒家九十五軒 麴家十八軒

怡土郡　酒家二軒 麴家六軒　志摩郡　酒家二十六軒 麴家十七軒

那珂郡　酒家五軒 麴家無之　糟屋郡　酒家二十二軒 麴家十三軒

早良郡　酒家三十四軒 麴家七軒　夜須郡　酒家十七軒 麴家三十一軒

御笠郡　酒家三十軒 麴家十四軒　下座郡　酒家十三軒 麴家七軒

上座郡　酒家十九軒 麴家十一軒　穗波郡　酒家三十一軒 麴家二十軒

嘉摩郡　酒家二十軒 麴家四十二軒　遠賀郡　酒家五十二軒 麴家二十四軒

鞍手郡　酒家五十四軒 麴家五十九軒　宗像郡　酒家四十二軒 麴家五十七軒

席田郡　酒家麴家無之

○國中社數

延喜式神名帳所載、筑前十九神者、既載在總詞。

社數八百六區、內

福岡社數六區。博多社數五區。那珂郡八十五。早良郡六十二。怡土郡四十四。志摩郡八十三。御笠

郡百二十五。表糟屋郡卅二。裏糟屋郡廿二。席田郡九。宗像郡七十五。鞍手郡二十八。嘉摩郡四十。穗波郡五十三。夜須郡十七。上座郡四十七。下座郡十六。遠賀郡五十六。

○國中寺數

寺數八百十區、內

福岡寺數五十九　天台宗三。眞言宗八。淨土宗鎭西十、西山二。眞宗西十七、東五。禪宗曹洞六。法華五。

博多寺數七十七　天台宗二。眞言宗七。淨土宗鎭西十四。禪宗曹洞二、濟下卅六(內二妙樂寺內、十四聖福寺內、十四聖天寺內)眞宗西六、東二。法華宗六。時宗一。

那珂郡寺數四十九　天台宗一。眞言宗三。禪宗曹洞三、濟下九(內□崇福寺內)。淨土宗鎭西六。眞宗西十九、東二。

早良郡寺數七十　天台宗一。眞言宗二。禪宗曹洞四、濟下十五。淨土宗鎭西四。眞宗西三十五、東七。時宗二。

怡土郡寺數二十六　眞言宗七。禪宗曹洞二。眞宗西十三、東二。法華宗二。公領の寺は不記之。

志摩郡寺數七十二　眞言宗六。禪宗曹洞十、濟下二十二。淨土宗鎭西四、西山二。眞宗西二十五、東三。

席田郡寺數七　淨土宗鎭西二。眞宗西五。

糟屋郡寺數七十九　天台宗八。眞言宗一。禪宗曹洞九、濟下九。淨土宗鎭西二十五、西山五。眞宗西二十、東二。

宗像郡寺數六十五　天台宗一。眞言宗三。禪宗曹洞十九、濟下七。淨土宗鎭西十四、西山六。眞宗西十五。

遠賀郡寺數九十三　天台宗二。眞言宗五。禪宗曹洞九、濟下七。淨土宗鎭西二十六、西山三。眞宗西三十七。時宗一。

鞍手郡寺數六十五　天台宗一。眞言宗一。禪宗曹洞十、濟下二。淨土宗鎭西十五、西山一。眞宗西卅二、東二。法華宗二。

嘉摩郡寺數二十五　眞言宗一。禪宗曹洞十一。淨土宗鎭西三。眞宗西二十。

穗波郡寺數二十八　天台宗一。禪宗曹洞三。淨土宗鎭西十一。眞宗西十二。法華宗一。

夜須郡寺數三十四　天台宗一。禪宗曹洞一、濟下三。淨土宗鎭西四。眞宗西二十一、東三。法華宗二。

御笠郡寺數二十四　天台宗一。禪宗濟下四。淨土宗鎭西一。眞宗西十六、東二。

上座郡寺數十八　天台宗一。眞言宗二。禪宗曹洞二。淨土宗鎭西一。眞宗西十二。

下座郡寺數七　淨土宗鎭西一、眞宗西四。禪宗曹洞一。法華宗一。

右は元祿十四年寺院帳也。右之外竈門山天台宗結緣僧當道院積傳、元祿五年より結緣僧に極る。春吉村之寺四區は那珂郡の內に入。怡土郡公領の寺除之。

〔以下一本に據る〕

寺數八百十區　天台二十三。眞言四十六。禪濟下百十四、同洞系九十一。淨土鎭西百四十四。同西山十九。眞宗西三百十九、同東三十。法華十九。時宗五。

內

福岡寺數六十　天台四。眞言八。禪洞家六。淨土鎭西十、同西山二。眞宗西二十（春吉三ヶ寺此内に入、同東一ヶ寺并堅粕一ヶ寺那珂郡の内に入）同東五。法華五。

博多寺數八十一　天台二。眞言七。禪濟下四十（那珂郡松原崇福寺并塔頭二此内に入）、同洞家二。淨土鎭西十四。眞宗西六、同東二。法華六。時宗二。

那珂郡四十五　天台一。眞言三。禪濟下五、同洞家二。淨土鎭西六。眞宗西廿六、同東二。

席田郡　七　淨土二。眞宗五。

夜須郡三十六　天台一。禪濟下三、同洞家二。淨土鎭西四。眞宗西廿一、同東三。法華二。

御笠郡二十四　天台一。禪濟下四、淨土鎭西一。眞宗西十六、同東二。

上座郡　十八　天台一。眞言二。禪洞家二。淨土鎭西一。眞宗西十二。

下座郡　七　禪洞家一。淨土鎭西一。眞宗西四。法華一。

嘉麻郡三十五　禪洞家十。淨土鎭西三。眞言一、眞宗西廿一。

穗波郡二十八　天台一。禪洞家三。淨土鎭西十一。眞宗西十二、法華一。

鞍手郡六十五　天台一。眞言一。禪濟下二、同洞家十。淨土鎭西十五、同西山一。眞宗西卅一、同東二。法華二。

遠賀郡九十三　天台二。眞言五。禪濟下七、同洞家九。淨土鎭西廿九、西山三。眞宗西卅七。時宗一。

宗像郡六十四　眞言三。禪濟下七、同洞家十九。淨土鎭西十四、同西山六。眞宗西廿五。

糟屋郡七十九　天台八。眞言一。禪濟下九、同洞家九。淨土鎭西廿五、同西山五。眞宗西二十、同東二。

早良郡七十　天台一。眞言二。禪濟下十五、同洞家四。淨土鎭西四。眞宗西卅五、同東七。時宗二。

怡土郡二十六　眞言七。禪洞家二。眞宗西十三、同東二。法華二。

志摩郡七十二　眞言六。禪濟下廿二、同洞家十。淨土鎭西四、同西山二。眞宗西廿五、同東三。

右は元祿十六年寺院帳を以しるす。右の外箱崎眞言寺二軒宗中結縁寺なり。又竈門山一箇寺、同山坊中結縁の寺なり。

○國中社領（公領の寺は除之）

高五百十八石三升六合五勺　箱崎八幡宮

同三十石　天和二年光之公御寄進　香椎宮

同三十石　同上　宇美宮

同百三十三石四斗二升九合六勺六才　宗像三社

同三十石　住吉明神

同五十石　志賀明神

同五十石　竈門山神社

同二十石　外米二十俵寶永二年より御寄進　鳥飼八幡宮

同百石　紅葉松原八幡宮

同百石　警固明神

同二十一石一斗五升九合　名島辯才天

同三十石　天和二年光之公御寄進　高倉社

同千九百七十一石四斗五升二合三勺二才　宰府天滿宮

同六百三石六斗は造營料也此外に久留米柳川より寄納有之

同二百一石七升八合　櫻井社

外に神馬料社人七人分の給有之

同三十石　元祿三年光之公御改建同年社領御寄進　志登社

田畠數一町　元祿六年綱政公御寄附　橋口天神

○國中寺領

高三百二石六斗三升七合　松源院

同三百石　源光院

同三百一石九斗七升一合二勺　崇福寺

同五十石　同開山堂

同三百石　此内百石は寶永四年綱政公御寄附　東長寺

同二百石　聖福寺

同百石　承天寺

同百石　大乘寺

同百石　圓應寺

同百石　少林寺

同五十石　極樂寺

同五十石　明光寺

同五十石　妙圓寺

同十石　入定寺

同二十石六合　秋山　宗勝寺

同四石一斗八升八合　鐘崎上八　承福寺

同十石　飯塚　大養院

同八石七斗八升九合　志摩郡岐志　南林寺

同十一石三斗二升九合　怡土郡雷山　中坊

同十石　鞍手郡植木　眞如寺

同五石五斗五升三合　御笠郡　觀世音寺

同五石　同上　武藏寺

同四十石　博多　妙音寺

同二十石　堅粕　藥王寺

同十石　愛岩山　圓滿寺

同八石七斗　全福寺

同　三十石六斗五升二合 寛永元年より御寄附　博多妙樂寺
米十俵 同年より御寄附　怡土郡染井山
高六十石　直方雲心寺
同五十石　鞍手郡宮田村極樂寺
同十石　永滿寺

○國中牛馬數 乗馬は除之

馬數一萬九千四十三疋
牛數一萬五千八百九十九疋
福岡馬數七十疋
博多馬數八十七疋
怡土郡馬數四百九十三疋　牛數三百十五疋
志摩郡馬數二百八十四疋　牛數千三百十五疋
那珂郡馬數千二百三十六疋　牛數六百八十三疋
早良郡馬數千八百二疋　牛數二百七十疋
席田郡馬數三百八十四疋　牛數五十一疋
糟屋郡馬數千八百七十七疋　牛數千八百二十四疋
宗像郡馬數千四百二十六疋　牛數二千二百卄四疋
御笠郡馬數千三百六十四疋　牛數千疋
下座郡馬數九百十二疋　牛數百二疋
上座郡馬數千五百三十疋　牛數三百八十八疋
嘉摩郡馬數千四百九十五疋　牛數千七百十五疋
穗波郡馬數千三百三十一疋　牛數千百五十二疋
鞍手郡馬數二千四十二疋　牛數千九百七十四疋
遠賀郡馬數九百七十五疋　牛數二千四百七十疋
夜須郡馬數千八百七十五疋　牛數四百十六疋

○國中船數

國君の手船幷怡土郡公領の船は除之

船數千二百四十五艘　大船三百六十九艘 小船八百七十六艘
福岡船數四十五艘　大船二十艘　小船二十五艘
博多船數三百二十二艘　大船百三十二艘　小船百九十艘
志摩郡船數二百八十一艘　大船九十一艘　小船百九十艘
那珂郡船數八十八艘　大船一艘　小船八十七艘

早良郡船數百十七艘

大船八十三艘　小船三十四艘

糟屋郡船數百二十八艘　小船

宗像郡船數二百九十三艘

大船三十九艘　小船二百五十四艘

遠賀郡船數百四艘　大船三艘　小船百一艘

國中渡海船二十四艘內

遠賀郡黒崎に十九艘、同郡若松に五艘。大坂に上下する渡し船なり。

川筋丸木船三百六十五艘（遠賀下同）（但遠賀郡穗波鞍手舟高之内也）

丸木船六十二艘　若松同　十二艘　戸畑

同　八艘　黒崎同　三十二艘　芦屋（鞍手下同）

同　二十三艘　山鹿同　二十三艘　木屋瀬

同　十八艘　植木同（嘉摩）　二十二艘　直方（穗波下同）

同　十六艘　川島同　十九艘　片島

同　八艘　河袋同　百二十二艘　飯塚

國中川々渡船十九艘。十九ヶ所也。

○國中郡君別館之在所

箱崎（糟屋郡）　青柳（同）　藍島（同）

赤馬（宗像）　底井野（遠賀）　黒崎（同）

若松（同）　植木（鞍手）　木屋瀬（同）

赤地（同地雖屬直方行館自[illegible]岡立之）　飯塚（穗波）

内野（同）　姪濱（早良）　橋本（同）

前原（志摩）　板付（那珂）　原田（御笠）

山家（夜須）　甘木（同）

右十九ヶ所皆國君之所立。此外

大隈（嘉摩）　志波（上座）　美奈宜（下座）　武藏（御笠）　仙道（早良）　篠栗（糟屋）

右六ヶ所は家臣の別館也。

筑前國續風土記卷之一　終

筑前國續風土記 卷之二目錄

提要下

筑前國續風土記 卷之二

貝原篤信　選定
貝原好古　編錄
竹田定直　校正

提要下

○鄕名

いにしへに、國をわかちて郡とし、郡を分ちて鄕とし、鄕をわかちて村とす。國によりて鄕の名猶分明に殘れるもあり。此國も順和名抄に載る所の鄕の名百二所あり。されどもいつの時よりか鄕の名明ならず。今わづかに傳へ稱する所左にしるす。

樋井鄕八村　（早良郡）　樫原村　檜原村
東油山村　堤村　片江村　長尾村
田島村　島飼村

脇山鄕　（早良郡）　椎原村　板屋村　小笠木村

西村　石竈村　曲淵村　内野村

平群郷　又倍久利、戸栗（早良郡）飯盛村邊數村を云。

中屋郷（夜須郡）砥上村の邊を云。

山口郷（鞍手郡）山口村　沼口村　竹原村
宮永村　小伏村　乙丸村

把伎郷（上座郡）東は穗坂村より、西は志波村の内へい谷迄。南は大川限。北は寶珠山村の内、景が嶺までを云。

乘手郷（上座郡）林田村　穗坂村　大山村
池田村　星丸村　益末村

○河内の名

凡河内とは、民俗の稱する所、山間一谷の中に村ありて、河水流れ出る所の境内を云。平原廣野の所をば稱せず。

岩戸河内　十二村　那珂郡
仲村　五郎丸村　松木村　今光村
道善村　後野村　東隈村　西隈村
安德村　中原村　梶原村　片縄村

四箇畑河内　那珂郡
不入道村　埋鐘村　鳴瀧村　一瀬村

五箇山河内　那珂郡四箇畑の上なり
網取村　道枝折村　桑河内村　大野村
小河内村

宇美河内　又號田中庄。凡九村　糟屋郡
炭燒村　障子岳村　宇美村　井野村
田留村　吉原村　志免村　南里村
別府村

須惠河内　八村　糟屋郡
左谷村　上須惠村　下須惠村　植木村
旅石村　本谷村　酒殿村　中原村

迫戸河内　十村　糟屋郡
北金堰手村　津波黒村　高田村　和田村
大隈村

南は、篠栗村　若杉村　乙犬村　小中村
田中村　田中村南北の間にあり
山田河内　糟屋郡
伊野村　上山田村　下山田村　名子
庄内河内十三村　嘉摩郡
佐與村　元吉村　大門村　有井村
仁保村　多田村　有安村　綱分村
山倉村　入水村　高倉村　赤坂村
筒野村
千手河内　嘉摩郡
長野村　川底村　千手村　大力村
方田村
桑野河内　嘉摩郡
山田河内　同郡
平村　下山田村　上山田村　熊ヶ畑
王谷河内　又相里　穂波郡
河袋村　津島村　椰橋村　中村

日尾村
江川河内　七村　夜須郡
下戸河内　尾　萩井　口　大河内
高野河内　鱗　歸　栗河内
右七處の間長壹里半あり。彌長より小石原の奥まで、谷中の長凡六里。
三箇山河内
櫛木村　桑野曲村　五玉山村
秋月領。此三村一谷の中にありて、五玉山を本村とし、櫛木、桑野曲を枝村と稱す。
四箇畑河内　御笠郡
大石村　木道寺村　香園村　柚須原村　此村
谷頭にあり。谷中下より上に、村の立る次第如此なり。
若宮河内　十九村　鞍手郡　本州の内尤大なる所内山、庄内、山戸、岩戸最にて有り。
倉久村　四郎丸村　上有木村　下有木村
芹田村　原田村　金丸村　水原村
竹原村　高野村　半　村　黒丸村

金生村　福丸村　伊賀利村　永井鶴村枝村也
岩野村　同上　所田村　宮田村の枝村也
惠比村　稲光村の枝村なり　古門村　同上

吉川河内　六村　鞍手郡

乙野村　脇田村　湯原村　縁山村
下村　小伏村

吉川河内は若宮河内と相ならべり。其間に金原をへだてたり。川水は各別に流る。

永犬丸河内　遠賀郡

上上津役村　下上津役村　永犬丸村
則松村　折尾村

この河内の水源は、上津役の上より出で、右の數村を過ぎ、長崎に落ちて海に入る。長崎に上下あり。長崎は、折尾、則松兩村の枝村なり。

庄内河内　怡土郡　公領なり。

迫方河内　同郡　同上

○廣野

安野　夜須郡東小田村　山隈原　同郡にあり　曾根原　怡土郡井原村
春日原　那珂郡春日村　團原　糟屋郡席内村　中原　遠賀郡中原村
有毛野　遠賀郡島郷有毛村　長者原　糟屋郡中原村　下白水原　那珂郡白水村
小田野原　下座郡小田村

○高山

那珂郡

一嶽　一瀬村　龜尾山　同上　虎嶽
九千部山　大山なり

御笠郡

竈門山　佛頂山　竈門山の北にならべり。かまど山より高し。

夜須郡

砥上山　砥上村　古所山　野鳥村

早良郡

背振山　板屋村。此山山上神社より南の方は、今肥前國に屬す。然れども、北一面は猶筑前に屬す
坂森山　鬼鼻　脇山村　荒平山　小笠木村
油山　油山村　飯盛山　飯盛村

怡土郡

𥔎々岐岳（そそきだけ） 雷村　井原山 井原山村　高礒山（たかそ） 高祖村

深江嶽 深江村公領　浮嶽（うき） 吉井村公領　叶嶽（かなふがだけ） 上原村

志摩郡

天ヶ嶽 櫻井村、雌雄（めお）二峯あり。　加也山（かや） 井上高山一、然本郡内所ニ特立ス。四方之ヲ瞻望ス也。

糟屋郡

頭巾山 竈門山より北の方、第四峯にあたる。　槻河内（つきが） 頭巾山の北

砥石山 槻河内の北　鬼（おに）ヶ城 砥石山の北、竈門山より高し。

若杉山 若杉村　白山 久原村　立花山 立花口村

鉾立山 長尾村　薦野山 薦野村

宗像郡

宗像山 赤間山なり　孔大寺山　勝浦嶽（かつらだけ） 勝浦村

宮地嶽 宮地村

遠賀郡

皿倉山 畑田村　帆柱山 黒崎の南　松山 一蒲村

石峯 畑木村の北、西にては高田の南なり　一瀬 一瀬村の上

鞍手郡

舞嶽 金剛村　尺嶽（しゃくの） 頓野村 舞鶴の南　鷹取山 頓野村

福智嶽 頓野村、鷹取山より高し。鷹取山の東にあり。　清水山 黒丸村

鐘場 綠山村　熊峯 鯰田村

嘉麻郡

馬見山 馬見村にあり。古所山の東南にならべり。古所山より高し。

宇土浦山 屏村にあり。馬見山の東南につゞけり。

穂波郡

龍王嶽 八木山村　根手嶽（ねて） 内野村

上座郡

鳥屋山（とや） 佐田村　寶珠山

○深谷 十一所

夜須郡彌長より上座郡小石原まで六里。鞍手郡下石原より穂波郡八木山まで。那珂郡四箇畑五箇山（那珂郡畑谷なり。上下たるを以て名かはれり。）上座郡福井寶珠山鼓村より（寶珠山と鼓との下に、福井村を過て、寶珠山に至る。）同郡佛谷佐田。怡土郡井原山。夜須郡三箇山甲良、怡土郡、内野村より怡土郡水無の奥まで、（共に内野、石瀧、長谷、小原より怡土に出づ。）嘉麻郡長野、川底、千

手、大力。同郡桑野。御笠郡平等寺。糟屋郡伊野山田。

○松　原　八所

箱崎松原糟屋郡　地藏松原同　上　百道松原早良郡麁原

生松原早良郡山戸　岡松原遠賀郡　志賀松原那珂郡

花見松原糟屋郡席内　那多松原糟屋郡

○廣　　村

下座郡　美奈宜村　參千五百石餘　是國中第一の大村なり

那珂郡　堅糟村　參千參百石餘

志摩郡　櫻井村　參千四百石餘

糟屋郡　中原村　參千百石餘

箱崎村　貳千六百石に近し

席内村　貳千四百石餘

青柳村　貳千四百石餘

怡土郡　井原村　貳千九百石餘

御笠郡　宰府村　貳千九百石餘

鞍手郡　植木村　貳千九百石餘

頓野村　貳千八百石餘

感田村　貳千八百石餘

下新入村　貳千參百石に近し

嘉摩郡　西郷村　貳千七百石餘　秋月領

穗波郡　土師村　貳千五百石餘

早良郡　姪濱村　貳千貳百石に近し

原　村　貳千參百石餘

宗像郡　野坂村　貳千四百石餘

竹丸村　貳千百石餘

上西郷村　貳千百石餘

下西郷村　貳千石餘

席田郡　下臼井村　貳千參百石餘

遠賀郡　楠橋村　貳千參百石餘

鬼津村　貳千貳百石に近し

上座郡　大庭村　貳千石餘

夜須郡　朝日村　貳千貳百石に近し

甘木村　貳千百石餘

馬田村　貳千四百石餘　秋月領

〇大　塘　八所

白水村　那珂郡　勝浦村　宗像郡　植木村　鞍手郡
井原村　怡土郡　千　島　裏糟屋郡席内村　鹿　府　裏糟屋郡鹿府村
鶴與丁　表糟屋郡中原村　松延村　夜須郡

〇海　島　大島十三 小島二十三 合三十六

志賀島　那珂郡　福岡より三里西北にあり。田畠高四百九十三石一斗六升。島のめぐり二里七町十三間、東西十八町三十間、南北二十七町。高一町十二間。西北に勝馬と云枝村あり、田畑高三百二十五石三斗三合。勝馬に神社あり。寺院あり。又西に勝浦あり。潜婦及漁人有。凡此島の民家三百十二戸、農商海人相まじはれり。

殘島　早良郡　福岡より二里。田畠高四百十七石六斗九升五合。民家七十九戸。神社寺院あり。島の周二里二町十三間、東西十五町、南北三十町。高一町二十四間。

玄界島　志摩郡　福岡より六里。唐泊より一里。田畠高二十二石二斗九升七合。民家あり。島のめぐり三十三町六間、東西十町、南北十町三十間。高一町五十四間。

姫島　志摩郡　福岡より十里。岐志の野邊崎より二里。高三十七石一斗一升八合。民家あり。神社あり。島の周二十六町五十八間、東西八町三十間、南北十二町十二間。高一町三十六間。

於呂島　志摩郡　西浦より亥の方十三里。民家あり。人口百人に足らず。周二十六町七間。東西五町十八間、南北十一町。高五十七間。

阿部島（今俗、藍島とかく）糟屋郡　田畠高百四十六石九斗七升六合。民家三十八戸。周一里十四町二十六間、東西十六町三十間、南北十町三十間、高三十三間。

大島　宗像郡　神湊より三里北にあり。田畠高六百七十二石八斗九升七合。民戸二百餘、周三里三十

七間半、東西三十町、南北三十町廿一間、高二町十八間。町の長六町、後町もあり。商家海人相まじれり。

奥島　宗像郡　島の周一里。民家なく田畠なし。國君より島守をつかはされ、交替の番をつとむ。大島より乾の方四十八里といふ。然ども實は二十里許あり。此島の前廿町許、島の巽の方に小屋島とて小島あり。めぐり百間許。高水面より七丈ばかり。皆岩なり。又荒船御社ある。所も別の小島なり。奥島の前にあり。

地島　同郡　民家多し。田畠高百八十一石餘。周一里十八町四十一間。東西八町十八間、南北十五町。高一町廿四間　白濱といふ所あり。此所にも民家多し。

勝島　同郡　民家二三戸あり。周十六町四十九間、東西四町、南北七町。高五十間。

遠賀島郷　東西五里、南北一里。村數廿七。田畠高七千石餘。遠賀との間入海通せり。其間東のひろき所は大渡川といふ。西の方せばき所を洞の海といふ。

白島、雄島　遠賀郡　雄島雌島二をすべて白島といふ。二島脇田脇浦のおきにあり。雄島は東にあり。周廿一町十九間、東西三町二十四間、南北九町十八間。高四十八間。

白島、雌島　同郡　雄島と相去る十八町西にあり。周廿一町、東西六町廿四間、南北三町六間。高廿八間。

以上大島とす。

○小島之類

柱島　志摩郡　玄界の乾五町許にあり。周三町許。高五十間許。皆石の柱を立たるなり。土なし。

釋迦牟尼島　同郡　俗に大机といふ。島の大さ方百間許。唐泊よりいぬゐの方廿七八町許。玄界より未申の方七八町。洞ありて北より西へ舟通る。

小机島 同郡 大机より南四五十間にあり。東西廿四五間、南北十餘間。ひきし。洞あり、小舟通ず。

烏帽子島 同郡 芥屋村より七里渡にあり。烏帽子の形に似たり。周五六町。大島なれども岩多し。畠なし。

寶島 同郡 濱崎の東にあり。石多し。

綿島 同郡 野北にあり。岩なり。

昆布島 同所にあり。岩なり。長六町許。

宇久島 早良郡 荒戸山に近し。

鹿島 那珂郡 志賀の南にあり。

妙見島 表粕屋郡 名島古城の北にあり。潮干たる時は、かちにて行く。

堂山 遠賀郡 島郷の内、柏原村の西にあり。

洞山 同郡 同所の西にあり。洞ありて南北に通せり。其廣さ長さなどは、遠賀郡の部にしるせしゆへこゝに略す。凡南北に通せる洞は、國中及他國にもまれなり。堂山、洞山ともに柏原村に屬す。

中島 遠賀郡 若松と鳥旗の間にあり。是筑前風土記にいへる河角島なるべし。長政公入國の後爰に城を築て、家臣三宅若狹を置て、東方のふせぎとしたまふ。然るに元和元年公命によりてこぼしてり。

葛島 同郡 中島の數町西にあり。中嶋より大なり。是風土記にしるせし資波島なるべし。

同郡枝光村、北の海中小島四 葛島の西南にあり

松島 牧山に近し 俵子島 石島なり

中島 右小島三つ相ならべり 端の島

二子島 同郡 黒崎のむかひ、二嶋村の南に小島二あり。周各九十間許。矢竹多く、蛇多し。岸けはしくして上り難し。

鼓島 宗像郡 淺村の北にあり。小なる岩山なり。其形大鼓の如し。

小屋島 同郡 前の卷の島の下に詳に記せり。

荒島 同郡 同上。

葉島 怡土郡 唐泊崎、石井村の北にあり。

○廢　寺

古ありて今なき寺なり。或むかし盛にして今おとろへたるをもしるせり。此外にも廢寺多けれど、小にしてあらはれざるは、こゝにしるさず。

四王院　御笠郡原山附。凡三百八十坊ありしと云。

城山　同郡山口村。千坊ありしと云。

觀世音寺　同郡。今僅に存せり。

國分寺　同郡國分村。

國分尼寺　同村。

有智山寺　同郡竈門山の僧徒、其山下內山、南谷、北谷三所に住す。凡三百七十坊。

知光寺　同郡小野北谷にあり。

平等寺　同郡平等寺村。

十王堂　同郡塔の原。

背振山東門寺　早良郡。天台宗。三百六十坊。

西油山天福寺　同郡西油山。禪宗。僧舍三百六十坊ありしと云。

東油山泉福寺　同郡東油山。禪宗。僧舍三百六十坊ありしと云。

太平寺　同郡椎原村

雷山千如寺　怡土郡。此寺いにしへは千坊ありしといふ。甚繁榮せり。今纔三坊存せり。是より以下怡土郡七箇寺あり。皆眞言宗なり。

小藏山小藏寺　同郡小藏村。公領。

一貴山夾鐘寺　同郡。公領。昔二十坊あり。

染井山靈鷲寺　同郡高麗村の境內也。今纔に存せり。

鉢伏山金剛寺　同郡上原、眞言宗。寺跡甚廣し。むかしは四十二坊ありと云。

久安寺　同郡吉井村、公領。

楠田寺　同郡東村、公領。

以上怡土郡七ヶ寺と稱す。

高麗寺　同郡高麗寺村。

香椎報恩寺　糟屋郡。禪宗。

顯孝寺　同郡多々良。禪宗。むかしは大寺なり。子院

も十坊あり。

白山頭光寺　同郡久原。本谷西谷別所。凡僧舍三百五十坊ありしと云。

若杉山下、左谷建正寺、右谷石水寺　同郡若杉村。むかし左右三百坊あり。天台宗。

獨鈷寺　同郡立花口。むかし三百六十坊あり。

安國寺　嘉摩郡下山田村。今は觀音堂一宇あり。

明星寺　穗波郡明星寺村。むかし十二坊あり。今佛堂三宇わづか存せり。

○十三塚在所

怡土郡井原村。夜須郡朝日村。御笠郡大石村。穗波郡土師村。下座郡堤村。桑原村。永村。遠賀郡熊手村、小竹村、小石村、猪隈村

右凡十一所朝日村初二所あり。二村町を立し時、一所破却せり。

凡十三塚は、此國のみにも非ず、他國にも有之。大和國立田越の山上にも十三塚あり。故に俗に立田越といはずして、十三越といふ。或人曰、十三塚をつく事、近古の風俗に、佛を信じて冥福を願ふ者、父母の死したる後、三日よりはじまりて、十三年忌までに法事を行ふ度毎に、塚を一つ築く。三日、一七日、二七日、三七日、四七日、五七日、六七日、七七日、百箇日、一周忌、三年忌、七年忌、十三年忌、凡十三度に十三塚をつけり。十三佛になぞらふと云。其塚の内には、佛經の文など僧にかゝせて埋みしなり。此說さもあるべし。他說は用ゆべからず。

○石窟之說

本州諸郡に石窟甚多し。擧てかぞへ難し。民俗には鬼塚といふ。左右及向の正面皆大石をたゝみ、上は大石をならべわたせり。横一間餘、奥へ入事三四間、五六間、七八間、其内二三區をなせり。高七尺餘、口は皆南にむかへり。當國のみにあらず、諸國にも多し。大和の菅生、河内の服部川には、千塚とて石穴甚多し。いづくにあるも皆口は南に向へり。後代其石

を取用ひて、くづれし所も多し。人里遠き所は其まゝあり。是上古いまだ人の家居なくして、穴に住し時の窟なるべし。俗に、むかし火の雨のふりし時築しといふ。或は人を葬し所なりといへり。皆非なり。からもやまとも、上古は野にすみ、穴にをれり。其後人の心たくみになりて、家を作り出せり。周易にも、上古穴居而野處。後世聖人易レ之以二宮室一と見えたり。又富士の人穴、吉野の奥の笙の窟、菊の窟、相州繪島の龍穴、本州芥屋大門、豐前田河郡夏吉の窟などは皆天工なり。人力のなせる所にはあらず。

○海邊石壘之説

此國の内、箱崎より今津まで、上代異賊襲來の防のため、石垣をつけり。むかし此國を筑紫と名付し説あまたあれど、用ひ難し。只海邊に石をつきし故、筑石といへるなるべし。龜山後宇多の御時、蒙古の賊兵來り侵せしを防がんため、初て築しにはあらず。其時は古來ありし石垣を修理せしなり。むかしより石垣ありし其證有ていちじるし。近代まで箱崎、博多、福岡、烏飼、百道原、姪濱、生の松原、今宿、今津などの海邊に、異賊ふせぎのために築し高き石垣殘れり。今も烏飼、姪濱、生の松原、今津の海濱の高き所をほれば、下に石垣ありといふ。海邊に石垣をたかく築し故、今も高き土堤所々にあり。かくの如く海邊の高き土堤、他州にはまれなり。

○筑紫探題

伏見院永仁元年三月、鎌倉執權北條貞時、初て北條兼時を、六波羅より筑紫に下し、鎮西の探題とし、九州二島の政事を司しめ、西國の藩鎮として、異賊襲來の防禦に備ふ。兼時、早良郡姪濱の東鷲尾山の巽の山上に城を築て住せり。後伏見院正安二年、北條實政探題と成て下る。鎌倉北條家天下の權を取し時は、相つゞきて此國に九州の探題を下しける。其代々の城地、則鷲尾山の巽なる山なりと云。其後は又他所にも居住せしと見えたり。早良郡探題城跡の所に

しるせり。後醍醐帝の御時、北條高時より北條英時を探題として爰に下す。英時滅亡の事は、太平記及九州記に見え侍れば、こゝにしるさず。九州記にしるせしは尤も詳なり。其後足利直冬を叔父直義取立て、九州の探題とす。後光嚴院延文三年春、尊氏の方より、一色左京太夫直氏、舎弟修理大夫範光を、筑紫の探題として下されけるが、菊池肥後守武光に打負て、京都へ上る。貞治元年九月、足利高經が二男左京大夫氏經、此職にて下りしが、菊池武光又是を打敗る。氏經其職にたへずして、恥辱にあひたりとやおもひけん、髮をそりて歸洛す。其後菊池武政以下、南朝の兵起るをしづめよとて、足利義滿より今川伊豫入道了俊を、應安五年筑紫の探題としてくださる。此人才識ありて、武事をも練達し、歌學をこのみ、其ころすぐれたる良臣なり。探題として在國二十五年なりしとかや。此時朝鮮の鄭夢周（ていむしう）來りて、了俊に太宰府にて謁見しける由聞ゆ。然らば了俊は宰府に住せられしにや。鄭夢周が了俊に謁見せしを、朝鮮の書には、倭王に見えしよし記せり。了俊を日本王とおもひしにや。了俊其兄の子泰範が讒にあひ、無實の罪をかうぶりて、應永三年九月歸洛す。初より父の讓をうけて遠江國を領せしが、是をも沒收せられて閑居す。了俊職をやめられて上洛の後、管領斯波義將が一族、從五位下澁川右兵衛佐源滿頼、九州探題となる。剃髮して道鎭と號す。後花園院文安三年三月十三日卒す。是を此國の人澁川探題といふ。其子は義堯京都にあり。海東諸國記曰、文正元年丙戌、京城澁川源朝臣義堯、遣レ使來朝。其使言義堯之父、曾爲二右武衛西海道九州總管一。然不レ能レ言二其詳一。蓋是道鎭之後歟。又千葉探題あり。那珂郡屋形原に居宅の址あり。又同郡一瀬村にも、千葉探題の城址あり。（一の嶽といふ。其事もあり。名はしれず。）其後大内義弘探題となり、九州の事を司どる。太宰小貳貞頼ども添へらる。大内持世、大内政弘、其子義興に至るまで、相續て探

題職となる。義興武家管領と成りて、其子義隆探題となる。大内氏に此職を預りては、皆防州に居ながら、此職を務めしならん。大府宣の文章は、太宰府より出せる文の如し。其文早良郡神松寺の處にしるせしがごとし。義隆自殺の後は、豐後の大友義鑑九州探題となり、義鑑天文十九年に卒してより後は、此職絶てなし。

○鹽燒地 八所

姪濱 早良郡　今宿 志摩郡　芥屋 同上
松崎 糟屋郡　新和白 同上　勝浦 宗像郡
新津屋崎 同上　新渡村 同上

○河水記

凡國中にて、千年川遠賀川を大川とす。千歳川は上座、下座の西南の側を流れて、筑前筑後の兩間にあり。故に川を以て境とし、兩國に屬す。上座、下座の漁人、昔より此川にて漁す。鸕鷀船を下して、うをつかひ、所々に綱所を打て魚をとる。あるひは土民堰手をせき、川水を引て田地にそゝぐ。此川兩國に屬せし證なり。此川南は皆筑後なり。北は筑前肥前なり。筑後の方ながく川を帶たる故に、俗あやまりて筑後川といふ。是本名にあらず。千年川と稱すべし。遠賀川は鞍手郡木屋瀨より來り、數村を經て芦屋に至り海に入る。故に此川上にては木屋瀨川といひ、下にては芦屋川といふ。其支流東に流れて若松に出、大渡川と云ふ。千年川遠賀川、國中第一の大河也。是に次では、那珂川、早良川、糟屋川、次に下座郡の美奈宜川、夜須郡の秋月川、頗廣し。然れども大川にはあらず。其源遠からざればなり。

一、凡此國の內、嘉摩、穗波、遠賀、宗像、糟屋、那珂、席田、早良、怡土、此九郡は、大やう東南西三方に山あり。北に海ありて南高く、北ひきく、其地勢北に向へる故に、其河水皆北海に入る。御笠は二日市より北半郡は、其河北にながれ、博多にて海に入る。二日市より南の方は、其水南に流れて、千

藏川に入る。上座、下座、夜須三郡は、東に山有て、西にむかひたる郡なれば、其川皆西に流れて千年川に入り、筑後御川の北にて海におつ。又國中にて南海に落る水は、遠賀郡島郷の山より、南の諸村、大島、志賀島、残島、其外島々の南邊は、皆南海に流れ入る。然れども皆小流なり。志摩郡櫻井川、前原川は西海に入る。

一、國中船を浮ぶる川は、千年川、遠賀川なり。遠賀川の上飯塚秋松まで舟上る。又鞍手の境村の上は豐前田川郡まで船上る。植木川の上は宮田まで舟上る。川下に舟入川は、多々良川、那珂川、宗像の江口川、遠賀の長崎川、島津川、猪隈川なり。

一、國中の川の末北海に入る所、其流多くは東へ曲りて海に入る。其故は西北の風つよくして、砂を打上て川口をふさぎうづむ故に、其水直に海に入事あたはず。川口にて東へ曲り流るゝなり。遠賀川は大河にて水流さかんなればしからず。

一、國中鰷を産する川、上座、下座の千年川、下座郡美奈宜川、夜須郡秋月川、那珂川、糟屋川、莚内川、鞍手郡若宮川、吉川川、大賀畑川、嘉摩郡大隈川、漆生川、御笠郡半等寺川、蘆城川、早良川、怡土郡高祖川、井原川、雷川なり。此外の小流には、鰷の産する事すくなし。又深山の内には、高瀧ありて鰷上らず。是を鰷返りと云。

遠賀郡

遠賀川　木屋瀬川の末なり、伊佐々村の邊にて廣さ一町、深さ五尺。猪隈村の邊にて廣さ五十間、深さ五尺。芦屋に至り海に入る。又三またより東へも流れ、洞の海を過、黒崎を通り、若松へ出づ。是大渡川なり。芦屋より潮入て、土生村まで二里半潮上る。[illegible]

島津川　鞍手郡新延川。中山村[illegible]の川、是木屋瀬川、小牧村より西に流分れ、末は島津村に出、芦屋に至り海に入る。島津村邊にて廣さ廿間、深さ三尺五寸。から渡りす。

猪隈川　島津川遠賀川の間に、廣渡村の邊にて、派分れて川あり。川の廣さ十間、深さ二尺。末は芦屋に出、海に入。

大渡川　若松の川口より黒崎海士住までをいふ。遠賀川芦屋の末、三頭といふ所よりわかれて、東に流るゝ故、瀬あれども大渡川といふ。詳なる事は本書遠賀郡下巻にしるせり。是古歌によめる名所なり。

矢矧川　城が畑村より流れ出、黒山村に至り海に入。

吉木川　高倉村より流れ出、吉木村を過、原村の末にて海に入。

長崎川　其源は上津役村より流れ出づ。下上津役、永犬丸、則松を經て、長崎にて海に入る。川下は船入る。

大藏川　田代村より流出、大藏村にいたり、末は豐前國に入。

鞍手郡

直方川　穗波郡飯塚川、嘉摩郡漆生川、桑野川、仁保川、一に落合、直方にいたる。末は芦屋川におつ。赤地村にて川の廣さ十七間、深さ五尺六尺の間。舟通也。

宮田川　若宮川吉川川は、福丸村にて一になる。大賀畑川は、宮田の上にて一になる。宮田川は右の三川の合流なり。下は植木に流れ、小屋瀬川に入る。むかしは宮田まで川舟上り、若宮吉川の米をつみ下す。近年は堰手出來て、船上らず。

大賀畑川　其源は穗波郡八木山より出、大賀畑の山中を過、千石原に出、宮田の上にて若宮川、吉川川の下流と一に成る。大賀畑の間處々に淵多く、鯑多し。

下境川　豐前國田川郡より出、直方の上にて嘉摩川と一になり、芦屋におつる。下境にて川の廣さ十八間、深さ三尺。

植木川　宮田川と上有木村より出る川と、上大隈村にて一になり、植木村にて木屋瀬川に落入る。川の深さ二尺五寸、廣さ七間。

木屋瀬川　直方川、植木川の末、木屋瀬川にて廣さ

五十間、深さ四五尺の間。舟渡し也。

穂　波　郡

内野川　夜須郡三箇山より流出づ。又冷水嶺よりも流出づ。天道町に至り、すへは飯塚川に入。

山口川　米の山より流出、阿恵村にいたりて、内野川と一になる。

飯塚川　君が畑、彌山、土師より流れ出る川あり。内野川、山口川右三川の末、則飯塚川なり。飯塚にて川の廣さ八間、深さ三尺。飯塚の下片島村にて、大隈川と一になる。其所にて川の廣十二間。河袋村にて廣十八間、深三尺。末は直方川と一になる。飯塚まで舟上る。

嘉　摩　郡

漆生川　熊嶽山より流出、直方川と一になる。

桑野川　桑野村より流出、鴨生村にて漆生川と一になる。

臼井川　大力村より流出、下臼井村にて桑野川と一になる。

仁保川　筒野村高倉村より流出、綱分村にて兩川一になり、末は直方川に入。

上　座　郡

千年川　肥後の小國、豐後の玖珠日田より出づ。久喜宮、志波、上寺村にては川の廣さ一町、あるひは一町餘、深さ三四尺、五六尺の間。

比良松川　隈川山よりながれ出、入地村にて古江川と一になる。末は長田村にて千年川に入。

山田川　朝倉山より流出、久重村にて千年川に入。

志波川　志波村よりながれ出、千年川に入。北川ともいふ。

林田川　池田村よりながれ出、穗坂村にて千年川に入。

福井川　小石原村寶珠山南口より出る。福井村の下にて豐後國に流入。

下　座　郡

三奈木川　上座郡佐田備谷よりながれ出、白鳥村にて千年川に入。

古江川　城村よりながれ出、長田村にて千年川に入。

千年川　此郡の南側を流る。（上座郡の所に詳に記す。）

夜須郡

依井川　奈良原村より流出、四三島の下にて千年川にながれ入。

秋月川　上座郡小石原村よりながれ出。又古所山の下野島村の上よりも出。下浦村にて千年川に入。大塚村の邊にて川の廣さ十二間、深さ二尺三寸。牛木村邊にて川の廣さ十五間、深さ二尺。

御笠郡

蘆城川　香園村よりながれ出、西小田村にて千年川に流入。川の廣さ四間、深さ一尺。

針摺川　平等寺村よりながれ出、永岡村にて蘆城川と一になる。

宰府川　染川石踏川よりながれ出、國分村にて二日市川と一になる。下は比恵川なり。

席田郡

此郡諸村の小流は、御笠郡、那珂郡の内に出で、比恵川に入。

那珂郡

那珂川　五箇山の内大野村、早良郡板屋村、又那珂郡西畑よりながれいづる。中流にて岩戸川といふ。博多にて海に入。清水村、竹下村の邊にて廣さ八間、深さ二尺。

比恵川　御笠郡宰府、思川、染川、白川、又武藏村よりながれ出、宰府の西にて一になる。板付邊にて川の廣さ七間、深さ一尺七寸。比恵村の邊川の廣さ九間、深さ一尺五寸。石堂川にて廣さ十五間、深さ一尺五寸。

早良郡

早良川　其源西は怡土郡飯場村の奥、水無谷より出、飯場、曲淵、石竈、内野村を經て、入邊村の上にな

がれ出づ、東は早良の小笠木、椎原、脇山よりながれ出で、入邊村の上にて西の川と一に合て北にながる。小田村邊にて川の廣さ九間、深さ一尺五寸ばかり。小田邊村より下を室見川といふ。廣さ十五間、深さ二尺。其下は猶廣し。川下潮入渇廣四町十五間。

十六町川　生松原の東際に流るゝ小川なり。十六町村、山戸邊より出づ。今の俗、十郎川といふ。

田島川　壁原村、東油山村南方より出づ。鳥飼村の下にて海に入。

志摩郡

櫻井川　其源草場より出づ、櫻井村を經て西海に入。

七寺川　怡土郡上の原の上高祖山の東北より出、青木村を經て海に入。

怡土郡

雷川　雷山より出、前原村にて海に入。其所を和泉川といふ。廣さ四間、深さ一尺。

高祖川　河原山又井原村の野田山よりながれ出。末にて井原川と一つになる。

井原川　井原山より出る。此川の末は志摩郡にて板持川といふ。廣七間、深一尺五寸。志摩郡太郎丸にて海に入る。

［公領］神有川　長野山、小倉山、雷村のわき、筒の瀧より出る。神有村にて海に入。廣五間、深二尺。

［唐津領］吉井川　福井川　共に浮嶽より出る。

［公領］深江川　三吉村、瀬戸村南口より流れ出る。深江にて海に入。廣十一間、深一尺五寸。

糟屋郡

宇美川　御笠郡北谷炭燒村よりながれ出、宇美村を過、別府御手洗を經て、下にて二股瀬となる。此川筋を宇美河内といふ。箱崎村の東にて海に入。同村邊にて川廣六間、深一尺五寸。

須惠川　障子嶽佐谷より流出、多々良、大橋の西、原田の東を通りて海に入。

多々良川　金井手川とも云。猶屋川なり。穂波郡大

野山、糟屋郡山伏谷、又久原山の谷、猪野山の谷よりも流出、多々良を經、名島に至て海に入。多々良邊にて川の廣さ三十間、深さ二尺五寸。

猪野川　猪野村の奥より流出、江辻村にて金井手川と一になる。

久原川　久原山より流出、江辻にて金井手川と一になる。

青柳川　青柳の本村、並的野村より流出、今在家村にて谷山川と一になり、花鶴にて海に入。

谷山川　谷山村より流出、今在家村にて青柳川と一になる。

莚內川　薦野、米多比村より流出、花鶴村の上にて、青柳川、谷山川と一になりて、花鶴にて海に入る。

宗　像　郡

江口川　江口村の邊にて川の廣十三間、深四尺。此川の源六流あり。一流は八並村、山田村、田隈村、東郷よりながれ出、田島をすぐ。是を田島川といふ。

川の廣十間、深二尺。一流は大隈村より流出、一流は淺町村より流出、一流は名殘村より流出、一流は山田村より流出、一流は池田村より流出、此六流一に合て、江口川となる。

西郷川　舍利倉村、本木村より流出、川は疇町にて疇町川と一になる。津丸、久原より出る川も共に、上西郷村にて疇町川と一になり、下西郷村に至り海に入。

○瀑　布　凡二十五所

西畑　那珂郡西畑村。高二間許。下に小淵有。

不入道　同郡不入道村。高五間許。

鳴瀧　同郡鳴瀧村。

一瀬　同郡一瀬村の五箇山に行谷中、嶮難の所に在。

兒落　同郡東小河內村。高二間許。下に深淵あり。

西油山　早良郡西油山、觀音堂の上。小瀧也。

火亂　同郡石竈村。高六間許。國中第一好瀧也。

西村　同郡。下に小淵あり。

如意　怡土郡高礒村の枝村。如意輪觀音堂の邊に在。

井原山鱗返　同郡。是は瀑泉にはあらず、急流なり。長八間許。下に深淵あり。

だるめき　同郡井原山にあり。

兄瀧　同郡飯場の奥にあり。高十間許。

童瀧　同郡。高六間許。

筒瀧　同郡雷山。岩をつたひ下る事百餘間。

横瀧　御笠郡宰府村の枝村横岳にあり。

龍王　同郡武藏村武藏寺の側にあり。

御手水　同郡山家村の枝村東小田にあり。

鼓瀧　上坐郡鼓村。

花園　同郡花園山にあり。高さ三間許。よき瀧なり。下に小淵あり。

陰竹　同郡赤谷村にあり。高さ四五間。

岩瀧　嘉麻郡中益村にあり。小流なり。高七間許。岩間より下る。

花廻　穗波郡内住村の境内にあり。小瀑三あり。其一は、どうめきといふ。

馬落　同郡八木山村。高四十間許。大石のあつまりたる間をくゞり流る。つゞきたる瀧にあらず。

太鼓　宗像郡太霜村。高二間ばかり。

脇田　鞍手郡脇田の西數町にあり。顏よし。犬嗚山にゆく道にちかし。道よりは見えず。

○飯盛山四所

早良郡飯盛村。宗像郡内殿村。糟屋郡金出手村の上、城あと。御笠郡天判山の上。

○國境之小名

豐前境　遠賀郡中底井野村より、上底井野山の枝村今古賀村の内にいたる

江の口　いそばた　いそどり　きぶね

下の田　まつほり　石原田　三石

たうが峯　ほりそこなひ　ふしが本　いりち

くぼ尻　たい田　しゝくらひ　丸隈

本尾　いりやう　しやうれ木　しりなか

平畑　岩がはな　ちしやの木辻　さる辻

隈がたを　青川城　くふきがたを　平石

山神かた　あけはなのかた　さこの川原
石　丸　屋敷中　井手本　おちやうちが谷
荒谷口　だ道が谷　柿のこ坂　柳が尾
こけらたを　しぼりこし以上遠賀郡
尺の岳 以下鞍手郡　たき　本谷肩
こふしろ峠　こふしろ　とうしやくかう　かつら尾
鷹　落　大　塔　福　智　國見岩
なぎ野　高　取　城の平　あがま馬場
きらゝ　千石岩　平石山　山道
ほうしが尾　耳とり　水　町　國　界
すは山　かん堀　六郎坊山　今　林
すかう　かくれ田　きりが尾　鰷返りの辻
以上鞍手郡
鰷かへり 以下嘉摩郡　田代峠　彌八が谷
ほうしが辻　小峠丸山　かう〳〵破り　一家
古　谷　まいりう　日王山　鳥　尾
鳥尾峠　椿が谷　高　場　金　石

關の山　中　峠　本　峠　水が坪峠
おんじやく山　地藏野　地藏尾筋　にいはらの上
城　山　ちうくわん寺岳　花房尾峠　花　房
千原峠　尼ヶ谷頭　權現谷頭　障子岳
こけら峠　猿わたり　かうやくち　白岩
ひじり谷　なめり　茶臼山　坂　谷
大王山の根　梨の木原　山伏よこひ　や　を
白　岩　平かき　高　丸　大たを
なぎの　てきり　なんこじろう　ほうさう洲
釜ぶた　長は山　たて石　黑かい
たて岩　黑　越　かんざいみの尾　くま山
峯　尾　ふきがたを　小椎木　かうら牟田
くらかけ・池のたを　つらなる峠　ふか堀
黑つか峠　黑　塚　いぼ岩以上嘉摩郡
こやが谷 以下上座郡　高　場　金剛童子
古宿　二また峠　佛の塔　杉の切株（かぶ）峠
宿　山　陣　屋　こやすやぶ　しうかの尾

貝つり　笈つり　糸が峯　ためのもと
あかにた　花棚　源八　大日嶽
釋迦嶽　水なし　水なし峠　小杉本
小杉峠　小杉のさこ　三國境　筑前、豐前、豐後のさかひなり。
以上豐前境
豐後境　上座郡寶珠山の枝村合樂の內より、同郡穗坂村の內にいたる
かくめ　足振峠　やしい浦　何右衛門鹿垣
正覺坊鹿垣　山の神　合樂谷川　がうらだ山
栗木野　こんごうの瀧山　めくらのたを　松尾
長さこの頭　瀨戸の上　黑岩　原のさこ
八所山　水上山　かくれ山　村すゝき
梨木さこ　狸さこ　米代　川はた
下かちや堺　みゝとり　一尾　尾のはな
ひのもと原　うそう原　なつき口　大山峠
ふとご　かんせう岩峠　針目古城山　三石峠
尻なし口　ほつてん　阿蘇の下　狸平
西のさこ　堺谷口　三國境　筑前、筑後、豐後のさかひなり。

以上豐後境
筑後境　上座郡穗坂村の內より、御笠郡原田の枝村前小田村の內に至る。
高岩　楠　やなつめ　坂下
鵜木淵　梁瀨跡　たき　みね田
八反田　をかみ　上つる　たうのまへ
橫町下　下河原　小池の淵　大窪尻
原　釣　高瀨山　網渡牓示場　宮下
からかさ岩　小岩　中島河原　志波の瀨
三また窪　上中島　宮向　牛天神
うけ場　中島　中河原　中古毛
渡場　渡守　江頭　松葉
落口　宮向　なかれ　稻守
以上上座郡
かいて河原　以下下座郡　一木松向　日出河原
河原　長田河原　久保　高倉前
高倉河原　河原畑　そうけ田　ほつけう
びなじり　今川畑　南口　中ふけ

すけ木以上下座郡
五反田以下夜須郡　かはらけ田　天神畑
ぬる水　立野　牟田　藤蔵縄
太刀洗　八反田　つちとり　丸山
とりこえ　獣ヶ浦　向原　深井手の上
いりう　乙井手　下の後　長牟田
筑前崎夜須郡御笠郡さかひ
堺木以下御笠郡　大手木　德川中
界田一本松根　界田　井尻　おとろく
池田　そら前　岩永坂　長浦
鏡野　添鏡田　大浦
口脇　とくたう　三國境筑前、筑後、肥前の界なり。
以上筑後堺
肥前境御笠郡原田の枝村前小原村の内より、怡土郡唐津領にいたる。
三國山　かくし谷頭　大坂頭　左衛門次郎
ねきが窪　はちの尾　さぶが谷　城山たうげ
大谷峠　おもの原　青篠山　地藏原

長者原峠　向坂　猿ば山谷頭　ひへとう
峠の原　古賀原　古賀　萱木
權現山以上三笠郡
鷹買峠峯以下那珂郡　鷹買峯　象石
象石峯尾　たうの尾　九千部山高枕　水のみ山
高尾　だうむせ　かと石原　ほこ石
ねこ石峠　三領境谷　三領界峠　大谷頭
屛風石　こ峠　こか尾　七曲
あやべ道　あやべ峠　札木辻　めくら落し
中峠　地燒中の谷　地燒牟田　烏帽子岩
地燒下谷川　大坂上の塚　中の瀧　大坂谷川平
中の小川　さくらくう　まい淵　井手
椎木淵　川原　花田　瀬戸口
いやなき　渡瀬　白土川　新兵衛瀧
こうご淵　小石の本　兒落淵　鹽井場
渡瀬近道　中瀬　ふけばた　ほうら
長尻　井手　龍王　柳田

くまかし淵　せば戸　すが牟田　古川
以上那珂郡
くびり　以下早良郡　立　岩　花大原
二重平　三　瀧　魚釣谷　立石
から船　しやうふ頭
くびりよりしやうふ頭にいたりて、古來筑前國と肥前國との境とする所なり。元祿六年より以來、背振山の嶺より北の方肥前國に入て、背振の峯頭を以南國の境とす。其詳なる事は、早良郡背振の條下に是をしるす。今境とする地の小名左の如し。
くびり　粟穗（あはのほ）　いもし釜　粟穗（あはのほ）
高野頭　鎌　所　役行者　魚釣谷頭
車　迎　唐輪辻　しやうふ頭　天神かま頭
へに原頭　ひたを頭　酒　壁　かうら谷頭
釜ふた峠　東鬼が鼻　小[illegible]峠　水門谷頭
からうみ釜　小爪[illegible]尾　大　丸　櫃　谷
野いそ谷頭　猿落谷頭　かうしか岳　あこ坂谷頭

あこ坂峠　西鬼が鼻以上早良郡
杖立峠　以下怡土郡　なか谷　ひらくら谷
毛とり　屋形谷　柏はた　東水波谷
赤土原　宿（しゆく）平（たひら）　丸尾峠
木屋谷　大　平　こしき岳　かゝ石原
うな切　だるめき　山　神　西　谷
扇の平　ゆすわり　大　谷　大谷辻
急　げ　大　峠
大峠、雷山村の上にありて、福岡領に屬す。是より西は公領に屬し、其西唐津領に至て、皆肥前國とさかふ。其地の小名追てしるすべし。

筑前續風土記卷之二十一終

筑前國風土記 卷之三目錄

筑前國風土記 卷之三

貝原篤信選定
貝原好古編錄
竹田定直校正

○福岡城

城内東丸の西の方石垣の下ひきゝ處は早良郡に屬し、東は那珂郡に屬す、城外は簀子町より西の方は早良郡に屬し、東は那珂郡に屬す。

慶長五年、黑田長政公、初て此國を領したまひ、其年十二月十一日入國し、先名島の城に住給ふ。名島の城は、天正十五年豐臣秀吉公より、此國を小早川隆景に給りし時、始て築かる。良將の經營せる城にて、要害よければ、長政公の父如水公は、舊に依つて是を居城とすべし。別に城を築かん事は、國の費え民の苦み幾許ならん。何ぞ必改め作らんやと仰せける。されども長政公つら〳〵未然を考へ給ひ、此城境地かたよりて城下せばき故、亂世にはよろしけれ共、

世治りては、久しく國を守るべき地にあらずとて、其山を如水公と相議し、別に城廓によろしかるべき地を、處々見そなはし給ふ。住吉・箱崎・荒戸山など、海河をおびて要害ある地なれば、城を築くべきかと評議し給へど、又よろしからざる事もありて、利害相半せしかば、皆心に叶はずして、終に那珂郡警固村の境内、福崎と云所におゐて、あらたに城地を經營して、山に依て城を築き、堀をほり廻し、郭を構へ、要害堅くし給ふ。慶長六年に、城郭營作の事始ありしが、世既に無事に屬すといへども、大亂の後なれば、猶不意の變もあらんかとて、長政公城郭の造作をいそぎたまひ、みづからはかりいとなみ、長臣と共に日々其功程を察したまひし故、諸臣も庶民も、皆勤めておこたらざりしかば、かほどの城郭、其功速に成れり。頓て郭の内外、諸士大夫の宅門をならべて作り出せり。工商の家も、戸を連ねて肆を開き、各其家業を營みなせり。長政公遠きをやすんじ、近きをなつけたまひしかば、城下の萬民年々に繁昌し、百工月々に來り集まれり。又國中所所に、七ヶ所端城を築せらる。上座郡左右良、小石原、夜須郡の彌長、嘉摩の益富、鞍手の鷹取、遠賀の黒崎、若松是也。本城端城ともに、凡七年の間に悉く成就せり。其功極て速なりと云つべし。抑此邑の名を福岡と號せられしは、長政公先祖は、江州佐佐木の一族たりしが、長政公の曾祖父黒田左近大夫高政公、故有て備前國邑久郡福岡の里に移りたまふ。其子下野守重隆も、福岡の産なり。長政公其本を思ひ出して、先祖の住たまひし所の名を用ひて、かく名付たまひしとぞ。唐土の代々の都の名も、多くは其草創の帝王の初住たまひし所を以て名付たり。是本をおもんじ初めをわすれざるの意也。本をかろんじ初めをわするゝは、仁人孝子の心にあらず。如水公長政公も其本をわすれず、かく大國の主と成給へ共、猶先祖の居所を思ひしたひて、其築ける城に名

付たまふ事、誠に至りて厚き志也。城の西の方、むかしは福崎の汀まで入海ありて、廣き潮入の潟地なりしを、此城を築るゝとき、是を埋て平地とせば、人力多く費なん。是を用ひて要害とすべしとて、猶其地を掘て、則塘に用ひらる。今城下の隍に、海魚多きも、始潮入し所なればなり。城の北の方町ある所、又乾の方荒戸、諸士の屋敷など、むかしは入海の潟也。中にも荒戸山の下は大船多く泊りける程の深き海なりしが、此城を築きたまひし初、多くの人力を用ひて、やうやく海を埋め、終に平地として、士民の居宅となれり。又城の南方は、赤坂山より本丸の山につゞきて、要害のためあしかりしかば、山をほり切て隍とし、隍の南の山をならして平にす。城内のいぬゐに、小高き山あり。是又本丸より高かりしかば、山をならしてひきゝ岡とし、如水公の兎裘の宅地とせらる。郭の東は那珂川をかぎり、河中に中島を築て、商家の坊とし、中島の東西に、長橋を二渡して、博多に續けり。又郭の東南に、長隍をほる。其東のはしの一區は、鍋島加賀守直茂より、加勢として人夫を多く援て、隍をほらせらる。故に今も其所を名付て、肥前隍と云。城の西は、早良河を以て、外郭とし、其前百道原は、むかしより砂原也しに、小松を植て廣き松原とし、其内に眦伊川あり。猶其内に隍二ありて、唐人町の東の隍を以て内郭とせり。城の北は海、南は山なれば、郭を構ふるに及ばず。其後年久しくして、城のめぐりの隍、やうやく泥土流入て淺く成ぬ。光之公の時、公に申て埋れる泥土をほりのけて、隍をさらへ、水をふかくせしむ。其惣司、家臣竹森新衞門利實に命せらる。下奉行の諸士凡十人、延寶元年の冬より事をはじめ、同七年其功成ぬ。長政公の城下のほりをほらせ給ひし時、城の西、鳥飼村のひがし、別業茶屋の石がき際まで水たゝへ、船にて鳥飼の茶屋に着給ふ。又中島もありしが、やうやく水あせて、鳥飼の東に近き

所は、草茉の地となる。此時其所をば農民にあたへて新田とし、其東の方陸の西のかぎりに、南北に長き土堤をつかせ、唐人町より赤坂田島村の方に行通路となる。是又延寶年中隍をさらへし時の事也。

○福岡町

町數凡二十三町、其郭の内にある町は、簀子町、大工町、本町、呉服町、西名島町、東名島町、是他國より城下を通る大道也。都て六町通と云。東西へ通る長町也。又其東に橋口町あり。士の宅なり。是も六町通りにつゞける大道也。傍にあるは魚町、萬町此二町は南北に通ず。洲崎町、鍛冶町、西職人町、東職人町、濱町、船町、材木町、此七町は東西に通ず。古町筋の北にあり。荒戸新町、横竪町。以上十七町は、皆福岡城の北郭の内にあり。唐人町、新大工町、西町、右は城の西郭の外にあり。藥院町、紺屋町、春吉町右は東郭の外にあり。

○東照宮 松源院

慶安三年より、先國主忠之公荒戸山を開きて經營し、東照神君の御祠を建給ふ。三年を經て、承應元年に營作の功成ぬ。其創立の勤勞甚し。是忠之公常に君上を尊崇し給ふ忠厚の至れる故也。同年五月十七日御神體を神殿に納め奉る。此時毘沙門堂御門跡より、代僧として寂場院と云僧下る。神殿、拜殿、尤美麗なり。玉垣、瑞籬、神厨、廻廊など皆そなはれり。石階高し。御宮の山下に商坊在り。それより御宮の方にゆく廣道ありて、坂をやうやく上り、石階のもとにいたる。其間遼遠くしておくものふかく、威靈尊嚴也。畿内諸國の名社の内にも、其地形いかめしき事、類ひすくなし。近村肥饒の地をゑらび、國主社領三百石餘寄獻せらる。月毎の十七日には、國主みづから參拜したまふ。今に至りて絶す。此時大夫以下上士等伺候す。御宮の側に、宮司坊を置て、祭禮を執り行はせらる。其寺を福聚寺と號し、山號東照山、院號松源院といふ。天台宗にて東叡山の末寺也。東叡山より、豪光法印を招き下して、開山とせらる。

貞享三年七月、前國主光之公、石の鳥居を神前に創立したまふ。額の文字は曼珠院竹内良恕法親王の御筆也。

○源光院

歡喜山安穩寺と號す。承應二年、前國主忠之公、藥院町の邊に、此寺を創立して、前將軍家光公の靈牌を安置し奉られ、毎月二十日に參拜したまふ。其禮今におゐて廢絶なし。是も近邑肥饒の地にて、寺產三百石寄進せらる。其草創のいとなみいとねんごろにして、殿堂壯麗也。是も天台宗にて叡山の末寺なり。叡山西塔院東谷現光院豪秀法印を招き下して、開山とせらる。然るに寛文八年十月廿日、回祿の災にかゝる。同九年に光之公、始の所は市中に近ければ宜しからずとて、東照宮の西の傍荒戸山の麓の谷の中に、御寺を又新に作りて移し奉らる。延寶八年前將軍家綱公薨去したまひて後、其御靈牌をも、此御寺に安置し奉りて、國君月の八日毎に參詣したまふ。其儀式、東照宮參拜の例のごとし。

○荒戸山

福岡城の乾の方にありて、其間近し。古歌に荒津とよめるは、博多をいへり。されど荒津の崎ともよみ侍れば、博多より此山までの間を、都て荒津と稱するなるべし。此山にのぼりて四方をかへり見たる景色、いつも見るたびに目を驚かし、時々につけて人の心をうごかせり。北海はるか也といへども、地方廣しといへども、唯一望する所の目撃の中にあり。心飛揚し、身飄飄として、あたかも空中に在が如し。されば秋天のいときよくほがらかなる日には、名護屋壹岐島など、ほのかに見え渡り、しらぬ新羅も、見ぬ唐土も、猶其さきにぞ有なんと、はるけき人の國まで、まのあたりに見る心地ぞし侍る。いはんや、志賀の海士の鹽燒く煙、唐泊殘の浦にたつしら波、もろこし人の、白沙塗とかける那多の長濱、北に向ひ見えたるは唯庭の前、まがきの間に見るが如し。東

は博多の人烟ひろくにぎはひ、千早振神代に植し箱崎や、千代の松原は萬古の色を改めず。西には又百道松原、姪の濱の浦山生の松、長垂山迄松の林長く海邊に連れり。南には福岡の城目の前にちかく、松樹のおひ茂れるは、とこしなへに緑をまじへ、千年の久しきをたもちて、國家のことぶきをなせり。時鼓のこゑも、折々に聞えて、何となく人の心を驚かし、おこたりをいましむる心地ぞする。それより猶も近き麓の里には、宅廣く、おのれ〳〵街をなし、門をならべてつらなれり。家園に多き梅柳は、湖水のこなたにありて、冬ごもりけるも、むつきの初つかたは、江をわたりて春なりと云つべし。猶春ふかく成ゆくまゝに、紅桃白櫻のさきつゞきて、色をあらそへるけしき、いと近きながめなれば、ことに目をよろこばしめて、東風ぬるくふき、そらのけしきゑんなる夕つかたは、天も人もともに花にゑへる心地ぞし侍る。城の西東には千村萬落多く見えわたり、民のかまどのにぎはへるも、こゝにおゐてかうかゞへ見るべし。秋の夜の月の光、海づらの波にかゞやきわたりて、さながら金蛇の走るがごとし。夕陽のうすづきて、海に入らんとするけしき東の山にうつりて、ほのめける返照のよそほひなどこそは、誠に勝れて、月のさやかなるけはひにも、をさ〳〵おとらじとぞおぼえ侍る。遠近の山、かた〳〵にめぐりつらなりて、繪にかきたるよりも見所多く、四時につきて、人の目をよろこばしめ侍る。中について、筑紫にていと高き背振山は、南のかたにそびえて、ひたふるに、姿にうちむかひたるごとくにて、見るたびに先こゝろをとゞめらる。竈門山又名におへるたうとき御嶽なり。加也乃山高からずといへども、其かたちすぐれてめだつべければ、國の諺に、筑紫の富士といへるも、げにさる事にこそ。春の始つかたは、山々の高峯に、去年よりありつみし深雪の猶殘りて、千里迄も氣色にこめたる霞のうちに、眞

白に見ゆるは、すさまじくも長閑にもおもほゆ。山々の氣色、霞の晴くもるにつきて、出沒定らず。朝夕の變態、極りなきながめ也。かうべを四方にめぐらし見るに、目のおよべる所、はなはだ廣くして、ところ〴〵の風景かぎりなく、只眼力を以て境界として、目をあそばしむるたのしみの多き事、萬戸侯の富にも、いかでかおとるべき。其上此荒戸山に上れば、塵をたち俗をはなれて、うき世の外に出る心地ぞし侍る。誠にたぐひすくなき佳境なるべし。天の橋立、嚴島、和歌浦、竹生島、須磨、明石、吉野、初瀬など、所々佳境を多く見侍しかど、おそらくは是にならべかたし。城の南なる大休といふ山も、亦此景に同じかるべし。此所の景色つたなき筆には、中々かた端もいひつくしがたければ、筆をとめ侍る。凡福岡博多は、西國の大都會にて、諸州の商賈常にこゝに來り、客船多くつどへり。昔は袖の湊ありて、唐船も來り止まる程なれば、客船のわづらひなし。近代袖の湊あせてうづもれしより、客船をつなぐべき湊なくして、風波のなやみ多く、旅人のわづらひすくなからず。那珂川の下の水口も、亦やうやく沙土あつまりて淺くなり、船をつなぐに所なし。光之公衆人のうれへをうれひたまひ、荒戸山東の麓の海中に石堤をつき出して、波頭とし、其内に客船をとゞむべしとて、江戸へ申て御ゆるしを蒙り、家臣竹森新右衛門利友（隱たきらへ一忍司、利貞が父なり）に命じて惣司とし、岡七太夫、大村六郎左衛門、河端二郎右衛門を下奉行とす。諸所にて大石多くこぎよせ、先海底に廣く根盤を築、其上に石を高くつきあげ、山下より東の海中に横數間、長さ數町築出せり。萬治二年に始り、寛文元年にいたり、凡三年を經て其功成ぬ。石堤の東の端に、燈籠を常にともし、小吏を置て非常をいましむ。海ふかく港廣く、其內に此國及諸州より來り集れる客船共、常に大小七八十艘、或は百數十艘つなぎとゞめて、風波のうれひなく、衆人悅あ

へり。是によりて、福岡博多のにぎはひも亦彌増也。國君遠人をやすんじたまへる仁愛の御めぐみ、永世に至る迄、莫大の功なりと云つべし。大坂より西の方、客船の多くあつまる所、兵庫、鞆、赤間關、長崎の外、此れ泊船の多き大港也。又荒戸波頭の石堤の内に、國君の大船をつなぐべき深港を掘せらる。元祿元年二月より初て掘しが、同三年十一月に至りて成ぬ。

○警固大明神　小烏大明神　吉祥院

小烏の神社は、いにしへより此所に鎮座し給ふ。城州下加茂の小烏の社と同神にて、建角身命也。警固の神社、始は福崎の山上にあり。今の城の本丸の地也。社の左に古藤あり。警固藤と云。今も本丸にあり。警固の社のありし南に、若一王子の社あり。是も今に本丸にあり。是警固明神の末社也。慶長六年、長政公福岡の城を築き給はんとて經營ありし時、警固の社を、しばらく下警固村の山の上に移し給ふ。其後慶長十三年、藥院町の東の方、小烏の社のある所に移し、同社にあがめ給ふ。社家者の傳記に、此警固大明神は、日本紀神代上卷に載たる、神直日命、大直日命、八十枉津日命の三神にておはします。當昔伊弉諾尊、橘の檍が原にて御祓したまひし時、化生し九神の内也といへり。此九神の事は、日本紀神代上卷に見えたれば、爰に詳にしるさず。警固大明神を神直日等の三神とする事は、舊記におゐて所見なし。九神の内六神は住吉志賀にありて、其餘の三神は、在所舊記に見えず。此邊にましますべき理なれば、社家者の云所さもあらんか。又或說に曰、此九はしらの神達、神功皇后異國を討せたまひし時、各神力を添させ給ふ。表筒男、中筒男、底筒男の三神、其和魂は皇后の玉體を守りたまひ、荒魂は御船の先鋒となりたまふ。此三神は住吉大明神是也。表津海童、中津海童、底津海童の三神は、御船の柁を守りたまふ。海路のなやみなからんがためなり。此三神は志賀大明神是也。神直日

大直日、八十枉津日の三神は、軍衆を警固して勝利を得べき事を守らせた給ふ。是當社の三神也。此故に此三神をば、後世に警固大明神と稱すと云。今按るに、警固と名付しは、古此地に警固所ありし故、其所にまします神なれば、名付侍りしにや。神功皇后の新羅を討たまひし時、此神軍衆を警固したまふと云は、其名によりて後の人附會せるなるべし。警固所の事、博多の卷に見えたり。警固を以て神に名付し事は、上代のことばにあらず。小烏の社は、警固大明神を此所に移してより、このかたは同社に祭り侍る。今此社に祭る所は、三座にして七神也。中座には、警固の三神おはします。左方には、小烏大明神白山權現を祭る。右方には、神功皇后八幡大神を崇奉る。忠之公の產神也し故、其尊敬殊にあつく、御社の造營もうるはしかりしに、寛文八年十月二十日、市中より火災おこりて、此社も回祿にかゝれり。其後假宮におはせしが、延寛四年に光之君再興したまひ、九月二日に遷宮あり。かゝりしかば、今もむかしに替らぬ御社也。恒例の祭は、九月十九日にあり。此日御神樂七番、流鏑馬三番、猿樂七番あり。此外年中の小祭數度あり。國君より神領百石寄附したまふ。宮司坊をば中臺山遍照寺吉祥院と號す。開山を尊秀法印と云。始は長州赤間關阿彌陀寺の住持なりしが、長政君の時當國に來りて、此寺を開基せり。神前に石の鳥居あり。額は城州八幡山の僧、惺々翁が筆也。

小烏明神の事は別に一說あり。那珂郡記下卷藥院村の所に詳也。

○鳥飼八幡宮　感應院

西町にあり。其始は鳥飼村松林の中に鎮座し給ふ。今も其跡に、神木の松のこれり。長政公入國の後、鳥飼村に別墅をかまへたまふ。此社其境内にありし故に、慶長十三年今の所に移し奉らる。社家の說にいひ傳ふるは、神功皇后新羅より歸らせたまふ時、十二月四日、姪濱より上らせたまひ、夜に入て鳥飼村に至り給ふ。御扂に候ひける鳥飼氏の人、夕の御膳を奉る。皇后御

悦斜ならず。今度の一擧は、胎門におはします皇子の御ためなればとて、其おひさきを御祝ひおはしまして、近臣等に、御手づから御盃を給りける。後世其地に御廟を立て、若八幡と號し奉るとなん。御社の中殿には、八幡大神を祝ひ、左には寶満大神、右には聖母大神鎮座したまふ。側に彼鳥飼氏の始祖をも祭り侍るとかや。いにしへは神領多かりしと云傳ふ。今に至りて鳥飼村の田の字に、御供田などの名殘れり。其後村中より三十六石の神田を寄進し、恒例の祭祀をつとめける。又其後、近代亂世の時、それさへなくなりて、九月十九日、かたばかりの祭を執行しが、承應元年、御社の側に宮司の坊を建て、鳥飼山威應院鎮護寺と號す。天台宗の僧住す。神領二十石、忠之公より寄附したまふ。九月十九日には流鏑馬あり。

○水鏡天神　[illegible]

福岡の東橋口にあり。九月廿五日祭あり。社家に云傳るは、菅君太宰府に左遷せられたまふ時、御船袖の湊に著けるに、船よりあがらせ給ひ、四十川に臨て水鏡を見給ひ、罪なくて咎を蒙り給ひける心中の鬱念に、御容のおとろへ給ふ事をなげきたまひぬ。後人此所に御社をたてゝ、水鏡の天神と號す。又容見の天神とも名づけ侍る。四十川のほとりにあれば、四十川の天神とも申す。四十川と名づけしは、其本緣しれず。俗の云所二說あれども、何れも附會せる說にて正證なし。後人を迷はすべければ、こゝに記さず。宮司の坊を松岳山梅敎寺觀音院といふ。長政君の時、賴遷といふ僧を置て住職とせらる。是此寺の開山也。

○若宮明神　[illegible]金院

藥院町にあり。祭る所の神は海神のむすめ豐玉姫也。當社は毎年九月十二日に、住吉の神輿此宮迄下らせたまひ、爰に一宿したまふ。明十三日に御歸座あり。其禮も住吉と同日也。住吉の相殿に葺不合尊を

はします。民俗は此神を稱して住吉の母神也と云。若宮と稱するは、住吉大神の御子のやうに聞え侍る。いぶかし。今は住吉の神輿わたらせ給ふ事は絕たりといへども、九月十三日にかたばかりの祭禮を執行へり。其社僧の坊舍を、施藥山延壽寺正全院と號す。

○圓應寺　淨土鎭西派

照福山顯光院と云。慶長年中如水公の夫人照福院、始て此寺を創立したまふ。此時開基の僧を、眞譽上人見道和尙といふ。照福院寬永四年八月廿六日行年七十五歲、福岡城中にて身まかりたまひしを、此寺に葬て墳墓あり。故に寺の山號を照福山と云。夫人の靈牌及畫像を安置せり。此寺及豐前國小倉の圓應寺、同國中津の圓應寺、肥前國唐津の敎安寺、皆此見道和尙開地する寺也。寬永五年に、國主忠之公より、寺產百石を此寺に寄附したまふ。是其祖母の御寺なる故也。荒戶山に東照宮建立の時、神體を下し給ひ、此寺に假屋を立て、一月餘置奉り、後に荒戶山にうつし奉る。其假屋の立し所に、小き御社を立て、東照神君を祝ひ奉り、當寺の鎭守とす。

○少林寺　淨土宗鎭西派

鍛冶町の西の方にあり。大凉山と號す。初は永長山と云、長政公の夫人を此寺に葬り、法號を大凉院と號す。是よりして大凉山と改む。〕京都智恩院の末寺也。開山長譽惠順和尙と云。下總國香取郡一分目村(いちのわけめ)の人也。此僧或時綸旨頂戴のため上洛せし折節、遠州天龍川の渡にて長政公に逢ぬ。其人となり常人に異なりしにや。長政の船によびたまひ、對談せられしが、慶長八年六月に當國に下り、同九年四月に寺地を此所に乞請て、佛殿を建立し、昌林寺と號す。後に昌の字を改て、少の字を用ゆ。本尊は彌陀の立像にて、惠心の作也と云。寬永十二年正月十二日、長政公の夫人江戶にて逝去したまふ。遺體をば天德寺に土葬す。遺髮を下して、此寺に納め、假(かり)の墓とす。同十三年、忠之公より、百石の寺產を寄附せら

る。台徳院君の御位牌を、忠之公より立置たまふ。又忠之公の妹榊原式部忠次の内室、寛永二年正月九日、江戸にて卒し給ひ、天徳寺に葬り、梅雲院と號しける。其位牌并其假の墓も此寺にあり。（梅雲院と云子院あり。）

〇大長寺　浄土宗西山派

心光山雪幹院と號す。東職人町にあり。此寺及浄念寺は、國中西山派浄土寺の法令を司どる。此寺に、如水公の父美濃守職隆公（法名宗圓）の御位牌及畫像あり。（職隆の墓は、播州姫路心光寺にあり。）初如水公の弟黒田修理利則（後に剃髪して養心と云）其領地那珂郡一瀬村に職隆の寺を立、心光山正岸寺と號し、寺産五十石寄附せらる。宗圓公の追號を心光院と稱する故に山號とす。開基の僧を長徹と云、豐前中津川より追随して來る。養心是を請じて住持とす。養心卒世の後、其寺を此城下に移さんとす。時に大長寺の住持文室寂して、住持なかりし故、一瀬村の正岸寺の僧を此寺に移し、宗圓の畫像位牌をも共に大長寺に移し、元和三年、宗圓公三十三回忌に當れる時、大長寺の山號福生山を改て、心光山と號す。貞享元年八月廿二日、宗圓公の百年忌に、國主光之公より、此寺にて法事を行はせ給ふ。鎌田九郎兵衛昌清、君命を奉て代參をつとむ。光之公は故ありて參詣し給はず。

〇極樂寺　浄土宗

鍛冶町の東の方にあり。是によりて此町を極樂寺町と云。此寺初は果還山と稱す。名島にありし寺也。鞍手郡宮田村極樂寺に住せし僧行明上人を、小早川隆景いさゝか歸依したまひしにや、名島に寺を立、本寺の號を用て極樂寺と稱す。長政公[illegible]國に城を築きたまひて後、慶長六年名島より此所に寺をうつせり。其時の住持を天譽上人と云。是を當寺の開山とす。正保二年三月十六日、忠之公の妹松平[illegible]右近大夫輝貞の内室、江戸にて卒したまひ、天徳寺に葬りしが、其位牌を此寺にも立置給ふ。其法號を清光院と稱せし故、此寺の山號を清光山と號す。同年六月、

忠之公より寺産五十石寄附し給ふ。

○安國寺　曹洞宗

大渕山と號す。少林寺の東隣にあり。光明院の御宇曆應二年、勅に依て、國家の安全を祈らんため、國ごとに安國寺を一所づゝ立られ、大般若經を轉讀せしむ。此寺は、もと豐前中津に在し安國寺也。長政公豐前を領したまひし時、此寺の住持を天翁と云、頗才力ありしにや、如水長政の對遇尤あつし。然る故朝鮮征伐の時も陣僧となり、長政に隨ひ朝鮮に在陣せり。異邦の人と筆談し書翰往復のためなるべし。其後長政筑前に移り給ひし時、其恩わすれがたくや思ひけん、跡をしたひて、筑前に來りぬ。如水長政其志を感じたまひ、寺地を此所に賜り、客殿方丈かたのごとく結構して、天翁を置たまふ。其上寺産三百石寄附せらるべきよし仰ありしを、天翁謝して曰、公恩誠に感謝甚し。然れ共沙門はもと樹下石上に坐し、一衣一鉢にして道を行する者也。然るに寺富身ゆたかなれば、おのづから修行おこたり、菩提心も捨りやすしとて、采地を堅く辭しければ、長政公仰けるは、かく利慾をはなれ、法儀を守る所殊勝なり。然らばともかくも其望に任すべし。但輕く扶持を施し、毎日の齋食をたすくべしとて、毎月十口の俸をたまはりける。其後正保年中に、住持全雄狂疾おこりし時、しばらく住持なかりし故、彼毎月十口の扶持も絶てなくなりぬ。寛永十二年十一月廿五日、此寺回祿の災にかゝり、長政公の建給ひし堂舍は燒失たり。其以後忠之公より助成し給ひて、今の堂舍を再興せらる。

○金龍寺　曹洞宗

鳥飼村の北、西町にあり。昔永正五年、原田彈正少弼弘種草創の寺にて、怡土郡高祖村に在。大祖山と號す。（くはしくは怡土郡の部にしるす。）原田氏世々の墓所彼地にありて、菩提所とす。天正十五年、原田氏當國を去て、肥後國に往し後は、衰微に及べり。慶長十六年、長政公

の家臣高橋伊豆、此寺の檀越と成り、彼寺を城下に移さん事を吹擧して、荒戸山に寺地を給はり、高祖村より寺をうつせり。慶安二年忠之公、荒戸山に東照宮を建立したまふ事始ありし時、鳥飼松原の内に縦七十間、横九十間の地、幷もとよりありし松樹ともに給はり、白銀千兩、材木多く惠み給ひ、こぼちし寺院の竹木、碑石、柱礎など、殘らず此寺にはこばせ給りければ、其年の九月今の地に寺をうつせり。此時の住持を察道と云。慶安年中山號を改、耕雲山と號す。塔頭二院あり。慈眼庵、龍潜庵と云。又松巣菴あり。今亡ぶ。

○長圓寺　曹洞宗

此寺もと夜須郡彌長邑に在て、清月寺と號す。黒田兵庫創立する所にして、開山は華溪和尚と云。兵庫法號を清月といひしゆへ、此寺を清月寺と號せり。華溪の弟子宗誕和尚は、明光寺再興の住持也。宗誕初逼塞して、江府にありし時、忠之公の御母大凉院君、その才を奇特したまひ、學問をつとめ、筑前に下り、一寺を建立すべきよし命ぜらる。其後勸學し功成りて、生雄和尚と號し、筑前に下る。事は博多明光寺の條下に詳也。此時忠之公より、出世すべきよし命を蒙りしかども、住持の僧にあらざれば、出世叶はず。故に忠之公より、一寺を建立すべきよしにて、寺號を賜はりて、長圓寺といふ。是に依て、宗誕上京して、官家を賴て奏達しければ、能州總持寺の末寺、長圓寺の住持の號をたまはる。其師華溪和尚の開基せる夜須郡清月寺を移して、警固村の南の山上に一寺を草創し、清月の號を改めて長圓寺と號す。故に華溪和尚の位牌及創立の檀那黒田兵庫、幷其室の位牌石碑も此寺にあり。宗誕此寺の山號を定めん事を思ひける夜、夢に青龍を見る。因て奇瑞なりとして青龍山と號す。宗誕は其後明光寺を再興して、彼寺に住持す。此時大凉院君より賜りし保科彈正殿の遺骨を、明光寺に埋み葬りて墳墓となし、彈正殿御夫婦の位牌をも安置す。又大凉院君の御頭髮をも明光寺に埋めて、

其標とす。長圓寺は大寺にあらざれば、遠國に本寺ある事便ならざるに依て、今は明光寺に屬す。事は明光寺の條下に詳也。正保三年忠之公の命有て、藥院の南の端に、今の寺地を賜りて、警固村の南の山上より寺を移せり。

○淨念寺　淨土宗西山派

海龍山清照院と號す。開山桂空舜道と稱す。慶長五年寂す。此寺及大長寺は、國中淨土宗西山派の號令を掌る。寺内に照福院殿の御弟櫛橋宗雪墓あり。

○德榮寺　眞宗西本願寺派

龍湖山と云。慶長六年に光心といへる僧、此寺を開基せり。大工町にあり。光心は生國播州の人にて、此僧を如水公、長政公もとより知給ひし故、跡を慕ひて豐州に來り、其後又筑前に來れり。光心播州の僧なりしゆへ、時の人此寺を播磨道場といへり。寛永十二年、忠之公命じて、此寺に安藤帶刀直次の靈牌を安置し、香華を供へさせらる。直次初は東照神君に仕へて、後に紀州の附庸となれり。長政公在世のとき、直次に忠之公の事を懇に賴置たまふ故、其舊要の言を忘れず、尾州の附庸成瀨隼人正正虎とおなじく、平生忠之公に懇切なりし故、忠之公其志を感じ、此寺に靈牌を置てまつられけるとなり。

○勝立寺　日蓮宗

正興山と號す。福岡の東の外郭、博多口の門内にあり。此寺の開山を唯心院日忠といふ。京都妙覺寺の僧にて、法を廣めんがために、此國に下りけり。慶長八年四月廿五日、博多妙典寺において、日忠と耶蘇の僧ゐるまんと、宗旨の優劣を論じ、問答に及び、日忠あらそひ勝ける故、長政公感じたまひ、耶蘇が居たりし寺地を給はり、此所に梵刹を建させ、宗論勝て立たる寺なればとて、勝立寺と號を給りける。此時迄は、耶蘇の御制禁いまだ嚴しからずして、彼が寺まれに在しとかや。池田右近大夫輝興の次子、吉兵衛政成の墓あり、明暦三年丁酉二月十七日に卒せられしを、此寺に葬る。了岳院春雪日正と號す。

忠之公の外姪也。

○香　正　寺　日蓮宗

長光山と號す。藥院町より岩戶の道に出る南の出口にあり。開山を日延と云ふ。朝鮮國の產也。朝鮮征伐の時、囚と成て來り、當國に住す。日蓮宗の僧となり、房州誕生寺に住持たり。此僧不受不施の宗義をかたく守り、公儀の御施物を受ざりし科によりて、此國に流さる。其類凡七人ありしとかや。寬永九年此寺を創立せり。清凉院と云寺號あり。

○長　福　寺　日蓮宗

圓德山と號す。荒戶西町にあり。京都妙顯寺に屬す。此寺初豐前國にあり。長政公豐前を領したまひし時、此寺の住持日圓を、度々召寄せられ、講說をも聞給ふ。長政公筑前へ入國の後、跡をしたひて此國に來れり。もとより久しく知たまふ僧なる故、福岡村木町に地を賜りて、慶長六年に長福寺を草創す。故に日圓を以て、此寺の開山とす。其後日顯といふ僧、寺內の狹小なる事をうれへ、國君に申て、西町の地を乞うけ、寬文十一年に今の所に寺をうつせり。

○善　龍　寺　眞宗東本願寺派

瑞雲山と號す。唐人町にあり。寬永四年、如水公の夫人卒し給ふとき、此地にて火葬を執行はる。故に此所を民家とせじとて、藥院光專寺開山の僧淨德、早良郡飯原村の寺に住せしに、米穀を給はり、此所にうつさる。然故に照福院君の位牌は、圓應寺にあれども、此寺にも位牌を安置せり。

○光　專　寺　眞宗

開基の僧淨德、慶長年中に此寺を創立す。寬永十五年、光之君の御母公の弟、郡見太郎兵衞を此寺に葬る。其後國君より每年米三十苞を施したまふ。今に至りてたえず。

○安　養　院　淨土宗鎭西派

香白山安養寺と號す。開基の僧心與は、朝鮮國全羅道香白山安養院の住僧なりしが、文祿の比、長政公の

家臣、池田九郎兵衞が爲に囚れて、日本に渡る。九郎兵衞是を家僕となして使ふ。肉食せず。九郎兵衞彼が志をうばひて還俗させんために、家婢をゑらび彼僧の妻とす。然れども三年犯さず。妻謝して離別す。其後九郎兵衞彼僧の志のうばふべからざるをしりて、藥院に草菴を結て、彼僧を置けり。朝鮮にて居たる所の寺の名を取て、安養院と號す。朝鮮人のとらはれと成て、此地に來り住せし者、多くは此等に葬る。故に朝鮮人の墓多し。心譽朝鮮より持來りし佛舍利、幷佛書一册今にあり。第二世を春才と云、頗儒書を讀り。兒童來り學ぶ。其後承應二年國主忠之公の時、源光院を其地に立給はんため、此寺を轉じて、藥院の南庄村の內今の境地に移さる。

○長　宮　院

簀石山城圓寺と號す。城の北隍の側にあり。むかしは士人の宅也しが、凶宅なりとて、是に居る人なくして、廢宅となれり。寛永年中、肥後國より來れる淸讃と云ふ眞言僧、此宅に寺を立んよしを願ひしかば、國主忠之公是をあたへたまふ。觀音堂を立、菴を結びて住す。元祿十年今の住僧舜覺、觀音堂を改め作る。本尊觀音は弘法の作と云傳ふ。脇立の觀音凡三十三軀あり。

○簀　石

簀子町の北、海中に大なる岩あり。潮干にはあらはれ見ゆる。簀子石といふ。又魚の町のおき二町程にも大岩あり。是を大築石と云。此石よりつゞきて、城の隍の側の寺、長宮院の護摩堂の下、及城の隍の內東南に大石あり。此三所の大石、土中は皆一石にてつづけりと云。

右に記す外、福岡城下所在寺名

養源寺　大悲山法壽院、天台宗屬松源院。在新大工町。觀音堂あり。

圓通寺　都史山龍華院、眞言宗屬仁和寺。在藥院、下同。辯才天堂あり。

威德院　屬吉祥院。

常樂寺　同上。

吉祥寺　天龍山と號す。禪宗洞家。在唐人町。

成道寺　遠賀郡若松吉祥寺に屬す。

長性寺　八相山正樹院、淨土宗鎭西派。下同。在所同上、知恩院に屬す。

大圓寺　松本山高岸院、藥院南にあり。少林寺た屬す。

盛福寺　鏡智山慈眼院、荒戸後濱にあり。圓應寺に屬す。下同。

正光寺　[illegible]柳山不遠院、藥院の南にあり。

眞福寺　金[illegible]山[illegible]藏院、荒戸後濱に在、箱崎一光寺に屬す。

正覺寺　無盡山、眞宗　下同。西町の濱にあり。屬西本願寺。

法傳寺　海見山、荒戸新町にあり。

萬正寺　惠日山。在所同上。

長德寺　村木町にあり。

明蓮寺　名島山。東職人町にあり。

專立寺　[illegible]谷山、村木町にあり。

光圓寺　法光山、春吉町にあり。

正法寺　一江山。博多萬行寺に屬す。鍛冶町にあり。

源正寺　林[illegible]山[illegible]寺に屬す。下同。簀子町にあり。

淨滿寺　一道山。西町にあり。

　　　　摩耶山、在所同上。

建立寺　四王山。住吉町にあり。

妙泉寺　梅花山。光專寺に屬す。下同。在藥院。

圓正寺　葆光山。鍛冶町にあり。

妙德寺　柳光山。在所同上。

傳照寺　青雲山。屬春吉專立寺。西町にあり。

以上眞宗西派。此外二區、其一屬明蓮寺。其一屬光圓寺、並無寺號。

此外法泉寺　屬西本願寺。在藥院南。正光寺、屬萬行寺、在春吉。

淨慶寺　至德山、眞宗、屬東本願寺。下同。在荒戸唐人町

蓮正寺　車輪山、在荒戸西町。

圓德寺　滿海山、在所同上。

勝善寺　在所同上。

妙法寺　寶[illegible]山[illegible]宗院、法華宗、屬[illegible]本法寺。[illegible]戸唐人町にあり。

妙安寺　[illegible]山常樂院、法華宗、屬[illegible]寺。在所同上。

右の外觀音堂一宇新町にあり。

筑前國續風土記卷之三終

筑前國續風土記 卷之四目録

博多

筑前國續風土記 卷之四

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

博多 那珂郡に屬す

日本後紀曰、嵯峨天皇弘仁五年冬十月庚午、太宰府言、新羅人辛波古知等二十六人、漂著筑前國博多津、問其來由、遠投風。これ博多の名の國史に見えたる始也。此時すでに博多津の號あり。其初いつの時にか立けん、しれず。今案るに、博多は古來唐土船の着し所にて、太宰府に近ければ、其間四里あり。上代は太宰府を置れし初より、博多町も立けるならん。續日本紀に、仁明天皇の御宇、新羅の人筑前大津に來るといへり。大津は博多を指ていへり。三代實錄十六卷に、清和天皇貞觀十一年、太宰權少貳坂上大宿禰瀧守奏

して云、謹檢、博多は是隣國輻輳之津、警固武衛之要云々。又曰貞觀十一年六月十五日太宰府言、去月二十二日夜、新羅海賊乘二艘一來二博多津一。同十二年二月、八幡香椎宗像等に勅使を立られける。其告文に、去年六月以來太宰府言上すらく、新羅賊船二艘筑前國那珂郡乃荒津爾到來天云々。今案に、前に博多とあり、後に荒津と有は、博多荒津一所也と見えたり。然ば博多は町をさして云、大津荒津とは博多の舟の著く港をさしていへるなるべし。僧萬里が梅庵集に、送二超公然叟歸二省石城一詩序云。超公然叟石城人、其地有二島津一、有二千里松一、注云、石城即筑前博多也、有二島津一、又號二冷泉津一といへり。唐土の書には、博多を覇家臺、花旭塔、八角島などゝかけり。是は別に名付たるにはあらず、博多の俗音を聞てかくのごとくかける也。海東諸國記にも、博多或は冷泉津と稱し、亦石城府共いふよし見えたり。日本に上世より異國船の來りつどひし所にて、太宰府に近ければ、いにしへより繁榮の地なる事むべなり。太宰府は九州をつかさどれる官府にして、殊に異國より來る渡口なれば、西方の外藩として武備を專にすべき地なる故、武士を多くあつめ、兵器を多くおさめらる。太宰府は海濱に遠ければ、博多の海邊に藩營ありて、兵衛のさかんなる事を異舶の人にしめしけるならん。續日本紀、光仁天皇寶龜十一年勅に曰、筑紫太宰僻二居西海一、諸蕃朝貢、舟檝相望、由レ是簡二練士馬一、精二鋭甲兵一、以示二威武一、以備二非常一。といへり。古老の云傳へには、天智天皇太子にて西國に下りたまひし時、博多にも行啓あり。此時の例なりとて、博多の富商の家作に輿宿所と云事あり。今は訛てこしやどと云。其製は床を前ひきくして、おくに一段高き所あり。是御車の轅のつかへし故に、前をひきくせりと云へり。朝野群載第二十卷、博多津に中華船の來りし事を朝廷に告る申文あり。其文に曰、

警固所解　申請申文事

言上　新來唐船壹隻子細狀

右件唐船今日酉時筑前國那珂郡博多津志賀島前着

到來者任先例子細言上如件以解

長治二年八月廿日　　　　　　　　　鎰口田吉任

本司兼監代百濟惟助

長治は、人王七十三代堀川院の年號也。右の記せし所を以て見れば、唐船入津の時毎に、かくのごとく言上せしなるべし。警固所とあるは、此津守護人の居所ならし。又大明の茅元儀が著す所の武備志日本考に、國に三津あり、皆商船の聚る所、海に通ずる江也。西海道に坊津、（薩摩州に屬する所。）花旭塔津、（筑前州に屬する所。）洞津、（伊勢に屬する所。）三津たゞ坊津を惣路とす。客船往返に必ずよる。花旭塔津を中津とす、地方廣濶にして人煙湊集す。中國の海商此地に聚らざるはなし。洞津を末津とす。地方又山城と相近けれども、貨物或備り或缺ぐ。たゞ中津にはあらざる物なし。とかけり。げにも此博多津は當昔唐土船のつどひし所にて、我日本の國々よりも、各其土物をのせて、爰にあつまり、有無を交易せし故に、民生日用のたから備はらずといふ事なし。九州二島は、博多を一都會として來り集り、萬の資用を買とゝのふ、此故市中にぎはひ、人民所を得て、繁榮の地なりしとかや。今此所の形勢を見侍るに、東は箱崎の松原につらなり、西は橋をへだてゝ福岡につゞき、南は住吉に隣り、北は海に向ひ、那太の白濱、志賀島、唐泊、能古浦など、はるかに見えわたりて、海づらのながめきはまりなし。今も他國の商船爰にあつまれり。三方は地廣平にして隣國に道通せり。就中南は平原の地長くつゞき、肥前筑後豐前豐後に通じて往來しげし。西に那珂川あり。東に石堂川あり。市の中には編戶の民軒をならべ、富人門をつらね、肆にはよろづのたからおほく、民生日用の食貨ともしからず。且古寺名刹また多し。まことに四方輻輳の地にして、天府の邑といひつべし。此所南北の中程に、古は東西に通れる入

海有て、袖の湊と號せり。是唐船の入し湊也。此入海より北を澳の濱といふ。今は入海はなくなり、其跡のみわづかに殘りて、横一間許なる溝東西に通せり。今是を大水道と號す。又むかしは澳の濱の北なる海づらには、石壘長くつらなりて、東は箱崎多々良にいたり、西は今津に及べり。是は上古より此邊の海濱に異賊のふせぎのため、石壁を築きしが、くづれたりしを、文永弘安の比、蒙古の賊兵しば／＼來りて日本をせめしかば、防の備のため、石壁を修補しける也。其事は古戰場の記に詳にしるし侍る。大内家繁榮の時は、袖湊の入海より南を守護領と號して、大内氏より治む。澳の濱は大友の領なりしといへり。海東諸國記には、博多の居民萬餘戸、小貳殿大友殿と分ち領せり。小貳は西南四千餘戸、大友は東北六千餘戸とあり。此海東諸國記といへる書は、朝鮮人の申作にて、成化七年に成る。我朝の文明三年に當れり。此時の治むる所かくのごとくなりしにや。然るに此時博多至盛なりといへ共、今の繁榮に及ぶべからず。今は袖湊の入海も悉く人家となり、北の海濱も築出して其地甚廣まれり。今を以て入海より北の地を見れば、昔の澳の濱に倍すべし。然ども纔六千餘戸を容るべき地なし。諸國記に記せる所は、おそらくは當昔わが國の人其事を張皇して、異客にかたれるを聞傳て、妄に信じ、かく書たるならん。十里松の事を武備志に百里つゞけりと書る類なるべし。文明より後大内氏と大友家と、此地をあらそひて合戰せし時、度々燒失し、天正の時に到りて、又大友家と龍造寺度々合戰ありしかば、わづかに殘りし民屋さへ又兵火に燒れて焦土と成ぬ。住なれし里の立さりがたくおもへる者は、わら屋を結び、昔をしたふ輩もありしに、天正十五年春三月豐臣秀吉公、島津義久の服せざるを攻めんとて、九州に下向し給ふ。島津ほどなく降參ありしかば、歸りのぼらせ給はんとて、六月三日箱崎にいたりたまひ、二十餘日逗留したま

ひしが、同十日博多の址を見たまはんとて、南蠻船にのり、博多に到り給ふ。此時博多の富商神屋宗湛と云者、兵賊の難をさけて、かりに肥前松浦郡唐津に客居せしが、博多に來り、秀吉公を拜謁し、進物をさゝぐ。此宗湛はもとより茶會を好みけるが、其比天下に名を得し茶人千の利休、天王寺屋宗及等に會し、我數奇の程をも世上にあらはさんとおもひ立、去年十月の末に唐津を出、長州赤間關より舟に乘り、仲冬半に京着して、京大坂境にて茶道に名ある僧侶に會せり。秀吉公此事を聞召て、甚感じたまひけるが、翌天正十五年正月三日大坂御城において、諸大名を招き茶の會あり。此時宗湛をも同じく召て茶を賜はる。其時石田治部少輔取持、所々の錺名器共見せしむ。さて進物を獻じ、秀吉公を拜謁す。進物は虎皮二枚、豹皮一枚、照布二端、沈香一斤也。此時天王寺屋宗及是を取つがへ。又秀吉公の命にて錺の道具共拜見す。是より甚寵をうけて、度々茶會に召れて近侍しける。諸大名にも招請せらる。

又秀吉公の弟大和大納言秀長卿、大和の郡山に在城したまひけるにも參謁し、懇遇を蒙る。かくのごとく、兼てより秀吉公の恩顧有し者なりしかば、今年秀吉公筑紫に下り給ひし時も侍候しける。六月十一日より、秀吉公博多町を立んとて指圖を書せたまひ、翌十二日より町わりをしたまふ。其經營は黑田孝高に仰付らる。奉行は瀧川三郎兵衛、長束大藏大輔、山崎志摩守、小西攝津守等也。下奉行三十人あり。此所の老人共を呼出し、博多の町を十町四方に定め、竪横の小路をわり、民屋を營み作らせらる。其時連歌一折興行せらる。秀吉公の御句に、

博多町幾千代までやつのるらん

其前句は黑田孝高の叔父休夢、

立ならべたる門のにぎはひ

凡博多の津は、當昔異賊防禦の所として、且太宰府への通路なれば、北を外面とし南を内面とし、町わりは南北を縱とし、東西を横とせり。南の方の外郭

には、横二十間餘の堀の跡ありて、瓦町の西南のすみより辻の堂の東に至る。是を南方の要害の固とす。其土堤今もあり。是は其始臼杵安房守鑑廣と云し人ほらせたる堀なれば、房州堀と號す。（臼杵安房守は大友宗麟の一族にて、立花道雪の妹聟なり。大友氏の命をうけて、天文の頃より元龜の時まで、志摩郡柑子岳の城に居、志摩郡の政所を兼して郡中の事を司どる。道雪立花山の城にうつりし後、助の爲博多に砦をかまへてこもり、鑑賢を継き、柑子が岳には其弟臼杵新介鎭次を置かれ、鑑賢、鎭次共に天正六年十一月十日日向耳川にて、薩摩の兵と戰て死す。）明曆の初やうやく田と成しかど、其堀の形殘りて今もあらはに見ゆ。又西一面の堀も、むかしは瓦町のうらより袖の湊まで南北に通りてありしが、いつのほどにかうづもれて、今はわづかに殘り、片原町のうらにあり。博多の南方に門を立たる所をば、今も矢倉門と云て、其の名のみ傳はれり。（其昔承天寺盛なりし時は、彼寺の南門此所に在りしといふ。）秀吉公の此町を再興したまふ時も、奉行人むかしの故實を尋、南北を竪とし、道を廣くす。屋宅も廣くして、おほくは富人居れり。是を本町とす。此町凡九筋有。むかし太宰府へ通じ、且又唐船の着し海邊に通ずるが爲に、南北の路を廣くせしなるべし。東西を横として道せばし。屋宅もせばくして、富人はまれなり。今博多町數百十三町あり。町の名は既に提要上卷に記したれば、爰に記さず。（長政公御入國の後、此堀を埋め、東西に外郭をかまへ、大門をひらき、博多の町郷那珂川に中島を築き、博多に通じ、博多より石堂口を出て箱崎にいたる。是他國往來の通路也といへども、博多の內道のはばに、東西にて横町なれば、ふるきによりてせばし。）秀吉公かくのごとくすたれたるをおこし、絶たるをついで、博多の町を立たまひしかば、博多の者共再世に出たる心地して、各本土に立歸り、思ひ〳〵に居宅を立並べ、人のあつまる事もとのごとし。此時博多の富人神屋宗湛、島井宗室兩人ともに、表口十三間宛に屋宅を賜はり、永く丁役を除かれしかば、今に至るまで此兩家は免除を蒙る。其後世すでに無事に屬しければ、人々安堵の思ひをなし、近き者は悅び、遠き者も來り集りしかば、いよ〳〵昔に立歸り、繁榮の地とぞ成にける。文祿元年、秀吉公朝鮮征伐のため、肥前名護屋に往來したまひし時、十月晦日の朝、彼

宗湛が家に、秀吉公を請じ奉りて、茶をすゝめ饗應す。御相伴は織田有樂一人也。御前の通ひは小寺休夢一人也。御茶の時休夢一人召出され、次の間には大名衆近習衆十餘人侍る。隣の宗德座敷にも人多く來る。其時の宗湛が家今に殘れり。さばかりの富人の天下の主を屈請せし家なれど、いと矮小なる家居也。今は國君郡司を請待すとも、甚狹かりなん。是をもて、其比は猶古代質朴の風有りし事をしりぬ。今四海波靜にしてちりをあげず。七の道風おだやかにして枝をならさず。されば天が下の人高きいやしき、皆大君の德によりて、枕席をやすんずる事を得たり。然るにいにしへより太平日久しければ、人の心なべておごりをこのまんとは期せざれ共、奢おのづからいたり、質素をいやしむ。是盛世の俗弊にて、人情の常の習なれば、凡貴も賤きも、みづからかへりみいましめて、かゝる俗習を改め、いにしへの醇朴に返らざるべけんや。古風をしたふに心あらん人、此家の質朴なるありさまを見ば、かならず感を發して嘆美すべし。博多の入海は、いにしへよりもろこし船の來る所にて袖湊と號す。近古は大明勘合の印大內家にありて、博多に大明及西蕃の國よりも商舶來り集れり。天文二十年義隆其臣陶尾張守に弑せられし後、勘合の印失ぬれば、翌二十一年より大明の船日本の渡海やみぬ。此後は博多に異船の來る事なし。其後大友義鎭威勢をふるひし時、元祿二年より豐後府內に異船を著たり。かゝりしかば袖湊もやうやくあせて埋れ、長政公此國を初て領したまひし慶長五年まで、其間わづかに四十九年なりしが、此時袖湊はなくなりぬ。土地變遷の速なる事かくのごとし。天文二十一年より今寶永六年までは、凡百五十八年になれり。

博多にて正月十五日に、松囃子といふ事を取行ふ。其法式は先貧人をやとひ、福祿壽、夷、大黑天の形にこしらへ、馬にのせ、かうべの上に蓋をさしかざし、囃

詞をとなふ。終りには小なる假閣に事を仕つけ、小童をのせ、舞衣をきせ、事を引て國君の宅に到り、猿樂の謠の曲節あるみじかき謠物をうたひ、笛ふき、大小の鼓、太鼓を打て祝言の舞をなさしむ。國君より酒肴を賜り退出す。城より歸て櫛田の祠にまうで、又崇福寺に參り、博多の市中を通る。古老の云傳へには、高倉院御宇安元元年小松内府重盛公、黄金三千兩を大宋國へ渡し、育王山へ施入せらる。其使を先博多に下して後に、宋に渡されけり。此時博多の里人おほく重盛公の恩惠をかうぶりければ、重盛の薨後に及で、其恩を謝せん爲に、正月に松囃と云事をはじめける。是より毎年恒例となれり。其歩行のはやしの歌に、松殿や〳〵小松殿やとうたへり。今はあやまりて、松やね〳〵小松やね〳〵と云。慶長五年より寛永十八年迄中絶せしを、忠之公の命に依て、寛永十九年正月十五日より博多の里人再興して、今に至て年々絶す。伊藤宗巴といふ者、もとは武士なりしが、故有て商家となり博多に住す。松ばやし再興の時、甚心力を用て專これを主どりし故、其謝禮のために松囃彼が門前にいたり、祝言をいひ、舞童に舞しむ。市中をめぐり終て後、彼松ばやしを出せる町々の長たる者、皆彼が家に往て祝儀をのべ、主人酒肴を出して饗應す。今其子孫に至て此例かはる事なし。）陳員外郎と云者唐土台州の人なり。後光嚴院應安二年に、亂をさけて日本に來り、博多に住す。上京して將軍義滿公に種々の合藥を獻す、就中透頂香を甚稱美ありて、京都西洞院に宅を給はる。其子孫世々透頂香の秘方を傳へて、代々久しく博多に住し、亦京都にも住せり。いつの時よりか博多には住せす、今も京都西洞院四條上る町に、其子孫家をつぎて透頂香を賣て家業とす。又相州小田原の透頂香は、北條氏政の時、外郎が家僕を小田原へ遣はし、透頂香を賣らしむ。今に其子孫傳はりて彼所に住す。外郎が家製の藥なる故、透頂香を外郎と名づ

く。透頂香、本方、此二家より外に傳はらず。透頂香を日本にて製せしは、博多を初とす。

○古歌

つくしよりのぼらんとてはかたにまかりけるに館の菊のおもしろく侍りけるを見て　大貳高遠

後拾遺
とりわきて我身に露やおきつらん
花よりさきに先ぞうつらふ

堀川後百首
うなはらや博多の澳にかゝりたる
もろこし舟にときつくるなり　兼昌

同
から人の志賀の小島に舟出して
博多の澳にときつぐるなり　俊頼

夫木
舟出せし博多はいづこつしまには
しらぬ新羅の山ぞ見えける　國基

同
我戀は博多をいづるからふねの
ゆたのたゆたひ追風をまつ　隆源

拾玉
めづらしや是や博多の唐の人
名にもことばもあらぬ事かな　慈鎮

○荒津

三代實錄に、那珂郡荒津とあり。博多の事をさせり。但博多は其町を云。荒津は其船のつく所をいへるなるべし。然れば大やう一所にして別也。古歌に荒津の崎ともよめれば、博多の邊より荒戸山まで、すべて荒津といへるが、つと、とと、通音なれば、今は轉じて荒戸といへるなるべし。

萬葉十二
草枕旅行君を荒津まで
おくりてくれどあきたらずこそ　無名

同
荒津の海我ぬさまつりいはひてん　無名
はや歸りませ面かはりせで

作者不詳
同十七
荒津の海鹽ひしほみち時はあれど
いづれのときか我こひざらん

同
同十二
白妙の袖のわかれをかたみして
荒津の濱にやどりするかも

衣笠
夫木
奥津風荒津の濱のなみまくら
ならはぬ物のねんかたもなし

土師稲足
萬葉十五
神さぶる荒津の崎によする波
まなくやいもにこひわたるらん

○袖湊

いにしへ博多にありし入海を袖湊といふ。唐船の入し港なり。昔博多の東北に入海あり。西北より入て東南にいたり、住吉の邊堅糟のあたりまでも斥地なりしとかや。又博多の西南も今のかたはら町、港橋の邊までは、皆西北の海に臨めり。海水此邊の少東南にとゞまり、猶其東南は斥地ながくつゞき、那珂川は斥地の中を流て海に入る。入海は今の寺町の西北より港橋ある邊まで、博多の中間を打めぐり、東北の入海と西北の大海と相通ず。是を中海と云て、唐船の入し所なり。中比奥濱と云し所は、入海の中にありし洲なり。中海東北の方はひろく、西北の方はせばし。西北の方今の港橋ある邊に長き橋ありて、通路とせり。此入海博多の中を打めぐりて、袖のかたちのごとくなりしかば、袖湊と名付しにや。今博多の入定寺と本岳寺の間より、港橋まで東西に溝通れりと、是を大水道と云。是袖湊の殘れるなり。唐土船の泊りし所なれば、さばかり大なる港なるべきに、古今の變替かくのごとし。港橋と云も袖湊の殘れる溝にかけし故也。今博多と松原との間に流るゝ比恵川に、

むかしは住吉と博多の間に流れて、瓦町の西の邊にて那珂川に入ぬ。博多の東北には昔は川はなくて、袖湊の入海ありし也。

新後拾遺
浪こゆる袖のみなとのうきまくら
　うきてぞひとりねはなかれける　惟宗忠宗

續千載
おもひつゝいはねばいとゞこゝろのみ
　さわぐは袖のみなとなりけり　後深草院少將内侍

同
しられじな袖の湊による波の
　うへにはさわぐこゝろならねば　中臣祐臣

同
泪そふ袖の湊をたよりにて
　月もうきねの影やどしけり　津守國助

續後拾遺
年月は泪のさわぐ我が袖の
　湊やこひのとまりなるらん　從二位行家　國助

新千
隙なき泪の袖の湊にも
　さはるは人のよるべなりけり　前大納言爲定

新拾遺十二
いかにせんもろこし船のよる方も
　しらぬにさわぐ袖のみなとを　三宮

千五百
うとかりし唐土船もよるばかり
　袖の湊をあらふしらなみ　定家

續古今冬
千鳥なく袖の湊をとひこかし
　唐土船のよるのねざめに　前大納言忠良

新續古今
こひわぶる袖の湊のなみまくら
　いく夜うきねの數つもるらん　光俊

夫木

日暮れば袖のみなとを行く螢
　さわぐおもひのほどや見ゆらん　　有家

同

まつら潟袖の湊にこぎよせん
　唐土船のとまりもとめば　　爲家

同

とこの海に流れておつる泪川
　袖の湊のさわぐ名もうし　　式子内親王

續後撰

影なれてやどる月かな人しれず
　夜な〳〵さわぐ袖のみなとに

○櫛田社（祇園社附、博多町の境内にあり。以下皆しかり。）

此社むかしは南向にして、社の前太宰府往還(わうくわん)の通路なりしが、近き世より社地はもとのまゝにて、寅の方に向ひ、御社を改め造れり。鳥居も寅の方にたてり。祭る所の神三座、中殿は櫛田大明神・左殿は天照大神、右殿は祇園大明神なり。櫛田社は人王四十六代孝謙天皇御宇天平寳字元年に、河内國の櫛田社を勸請す。故に櫛田を以て本社とす。櫛田明神といへるは、天御中主尊(あめのみなかぬしのみこと)十八世の孫、彦久良伊命の御子大若子命なり。垂仁天皇御宇越國の凶賊阿彦と云者を平らげにまかれとて、大若子命に勅して標劒を賜ふ。即幡(はた)を擧(あげ)て輙く退治せしかば、其功を賞して大幡主命と名を給へり。伊勢にも櫛田の社あり。又祇園社は素盞嗚尊(すさのをのみこと)也。此神鎭座の始は、朱雀院御宇天慶四年藤原純友(すみとも)誅伐、初度の追討使(ついたうし)小野好古(よしふる)朝臣、博多の津にして合戦あり。神の助を祈らんため、此所に山城國祇園社を勸請せりと云（此櫛田祇園社の事、九州軍記に見えたり。）天照大神を合せ祭りし事は、いつの事にや詳ならず。そのかみは二月五日に、神輿濱殿(はまどの)に渡御ありて、北狄退治のよそほひ侍しといへども、今は絶ぬ。六月七日には濱の殿に渡御ありて、東社にとゞまりおはしまし、同十三日に本社に歸座なし奉る。今は神輿渡

御の事はなくして、六月十五日に祇園の祭禮あり。猿樂をも取行ふ。又此祭に大なる作り山をこしらへ、博多津中を舁もてありく。これは後花園院永享四年六月十五日に始れり。むかしは作り山の數十二あり、いつの時よりか其數へりて六となる。其式樣は木にて高く臺をこしらへ、まはりをきぬにてつゝみかざり、上に人形やうの物を、すべていにしへ有し故事などをまなび、衣服甲冑をきせ、或は兵杖を持せ、旗幟をさゝせ、さまぐ\のしわざを作りて、是を舁捧げ、社前にすゝめ、其後博多町中をもてありく。京都の祇園にくらぶるに、其制甚大也。殊に京都にかはり、毎年異なる模樣を作りかへて、其制定らず。此事今に至りて絶ず。此日は近所の士庶集まるのみならず、國中の男女、隣國の遊客、作り山を見んとて、かねてより博多の町に來りつどひてやどる者そこばくなり。作り山の通る所は、見る人ちまたにみちて、日のあつき盛なるにおしあひて所せく、いたづがはしきありさまなり。すべてかうやうの人多くあつまれる祭は、よその國にもまれ也。雨など久しくふりて、作り山もよそほはねば、山見んとて遠きより來れる遊客のともがらは、日數を多くふるまでやどり侍べる故、まづしき家は後にはあるじまうけにうみて、たがひにわびしげに見ゆるもおかし。周防山口にも、六月十四日には毎年祇園の祭とて、二十一のかざり山を作る事博多の山のごとし。是大内氏全盛の時京都をまなびし事多かりしかば、都の祇園をまなびしにや。又博多の山もまなびてつくりしにや。又十一月第二の卯日新嘗祭あり、今に至て絶ず。是等の祭は櫛田社の神事也。此外年中の小祭多かりしといへども、今は其法さへ傳はり侍らず。此社内に古鐘一口あり、高さ一尺七八寸、里人相傳て松浦佐依姬が寄納せしよしいへり。されど佐依姬は、宣化天皇の御時の人也。櫛田社はそれよりはるか後、孝謙帝の御時こゝに勸請せしかば、時代前後相違し侍れば、里人の說信じがたし。若は佐依姬が他所に寄せし鐘なるを、後世ここに寄納せしにや。其銘は、不窕不槬感且容之、とし

るせる由、京都の人、先年篤信にいひおこせり。天正五年、豐後國綾部玄蕃允と云へる大友の家臣、此鐘のふるき銘をけづり去て、新にふつゝかなる文字を長く書て刻みつけ、わが寄進のごとくにせり。古き銘をけづりしあと、今も見ゆ。元祿三年博多の商人相部茂兵衛と云ふ者、新に鐘を一口鑄て、古鐘をば神殿に納めいれ、新鐘を鐘樓に掛たり。元弘三年肥後國住人菊池入道寂阿は、後醍醐帝に二心なき御方なりしが、當國姪濱に居たりし探題北條英時を討んとて、わづか百五十騎を引率し、三月十三日府大道を西に向て姪濱へと馳行、櫛田の社を打通る時に、軍の凶をや示されけん、又乘打したるをや咎たまひけん、寂阿が馬一足も進まず。菊池入道大に怒り、いかなる神にてもおはせよ、寂阿が戰場に向ふ乘打を咎め給ふやうやある。其儀ならば矢一筋まゐらせん。受て御覽せよ。とて上指のかぶらをぬき出し、神殿の扉を二矢迄こそ射たりけれ。矢を放つと等しく、馬のすゝみ直りければ、さぞとあざ笑て打通りける。事靜りて後、博多の住人奥民部丞久吉と云者、社壇を見れば、菊池の射ける鏑矢を、獅子狛犬の口に含てありしこそふしぎなれ。是九州軍記にしるせる所かくのごとし。太平記には二丈ばかりなる大蛇、菊池が前に當りて死にたりと書り。

○綱輪天神

綱場町にあり。菅丞相左遷のとき、袖湊にて船よりあがらせたまひしが、海邊にてしかせ給ふべき物もなかりしかば、所の海人舟の綱をたぐり、輪のごとくかさねしをしかせまゐらせければ、しばらく御休みましく〳〵ける。後に此所に御社を立て、綱輪の天神と號す。今綱場と稱するはよこなまれるなり。筑前國[illegible]原高塚村の海邊にも綱敷の天神の社あり。菅丞相左遷の時先此濱に上り、綱をしきて坐したまふ所なりと云。博多の綱輪の天神の故事のごとし。攝津國兵庫の濱にも綱敷の天神とてあり。此社始は袖湊の入海の側にありしと云。其他分明ならず。大かた今の社地の邊なるべし。近古兵燹にかゝりて所々に社地をかへ、後にはあるかなきかのごとくなりしを、世靜りて後、

慶長元年に正圓と云僧、御社を再興して今の地にうつせり。十一月廿五日祭禮あり。社僧の寺を綱輪山梅松寺成就院と云ふ。眞言宗なり。東長寺に屬す。

○今熊野社

祇園の北に今熊野町あり。東西に通せり。横町なり。其すぢ土居町の南かどに、熊野權現の小社あり、是によつて此町筋を今熊野町と云。今は略して今熊と稱す。

○夷　社

博多の北の海邊濱口に在。澳濱の夷の社是なり。此社も昔は今の社地より東南の方に在しならん。今は海邊もはるかに築出したれば、今の社ある所は昔の海中なるべし。昔は箱崎八幡宮の御旅所にして、八月十四日に、此所まで神輿わたりたまひしといふ。櫛田祇園の神輿も、六月七日此所に渡御ありて、十三日に本社にかへし奉りしと云。

○聖　福　寺

安國山と號す。榮西開基の寺にて建仁寺に屬し、十刹の第三位たり。近世九皐宗暐と云住持の時、故ありて開山派となり、今に至て然り。開山榮西は明庵と號し、又千光と稱す。後鳥羽院御時文治三年入宋し、始て黄龍八世虚庵の禪を傳へて、建久二年に歸朝す。是日本に禪法傳來の初也。時に博多におゐて宋人の建立せし百堂の舊跡あり。此所に寺を立ん事を願ひ、申狀を以て大將軍源賴朝卿の嚴聽に達す。其申狀にいはく、

榮西言上

博多百堂地者。宋人令建立堂舍之舊跡也。而件精舍破壞之後。再不修營之間。偏爲空地。雖送星霜。既亦依爲佛地。人類不居住。仍建立一伽藍。欲備大菩薩御法樂致本家御祈禱。並建立堂舍。安置丈六釋迦彌勒彌陀之三尊。鎭護國家。且爲除凶徒之障碍。且爲備向後之證跡。殊被仰下可加守護之由者。佛法興隆之御願。何事如

之哉。者賜ニ御下文ニ欲レ遂ニ造營之功ヲ而已。

建久六年六月十日　　榮西言上

此書、頼朝卿へ奉りし本書榮西自筆、今に聖福寺に傳はれり。頼朝卿の袖判あり。又大なる朱印右の文の内に五あり。頼朝卿則此地を榮西に賜ふ。よつて此寺を立、開堂說法す。是よりして日本の禪法始て興隆せり。故に後鳥羽院より扶桑最初禪窟の額並に方丈二字の額を宸翰にあそばして賜る。こゝを以て、當時には頼朝卿を以て、開基の大檀那とし、古來より佛殿に頼朝の位牌を安置し、每年忌日に諷經執行す。元祿十一年正月十三日、頼朝卿の五百年忌に當りしかば、住持丹岩和尙かねてより僧徒をあつめ、法會をなして遠忌を弔ひ、冥福を祈る。追レ遠慕レ古、不レ忘ニ舊恩、其志誠にあつしといひつべし。此時光之公より頼朝卿の眞影をひろく求め、山州高雄山に在しを摸寫せしめて、遠忌の法會以前より寄附したまふ。今年住持丹岩出世賜紫の時に當りしが、其法財乏くして上京遲滯せり。こゝに當年十二月十二日、博多宗湍町の民三宅傳兵衛が息女病んで死す。聖福寺の子院瑞應庵に葬んとして、役夫墓地をうがつ事三四尺許、地中に石あり。其下より忽に一の壺をほり出せり。ふたをひらき見れば、壺中悉く金器なり。僧徒より福岡の有司に其由を告しかば、監吏來て是を點檢せしに、壺中の金器、花銀、金花銀、金錢、銀錢、團金、片金、其外金にて作れる禽獸蟲魚の形品々多くして、枚擧し難し、其體製皆中華良工の所作にして、日本の製にあらず。是古へ亂世に兵火をさけてこゝに埋みしなるべし。丹岩是を封じて邦君綱政公に上つる。綱政公此時江戸に述職したまひしが、其內文字を刻める金錢金花銀各一枚をとゞめ、其餘は悉く丹岩に返し賜ふ。はじめ壺をひらきし時、役夫賤人等あまた金器をつかみ取しを、監司の輩相議して、是を取返して送り返さんとす。丹岩かたく制して、是彼傭夫等地を掘し力より出たれば、彼等の取しは得べき分也。取

返すべからず。況罪すべけんやとて、傭夫等をせめ求る事をゆるさず。きく人これを感ず。其後金花を悉く集め鑄たりしに、凡二百三十餘匁を得たり。此内金八兩を彼墓の地主瑞應庵におくり、又銀百兩を護聖院に寄て開祖の祭奠を助く。其餘は住持丹岩出世の資用とすべしとて給はりける。つひに翌年上京し、其志を遂たり。時の人おもへらく、是偶然の僥倖にはあらず、丹岩和尚平日の宿德所感の法福なるべし。彼亡女も亦宿世の善因によりて、かゝる妙果を開きしにやと皆人いへり。此春賴朝卿の遠忌に當り、住持の出世にのぞみし時なるに、誠に希代の奇遇なりけり。當昔は此寺の境內甚廣かりしとかや。其界隈の內今は民家と成たる所多し。寺の北に西門町あり。是も當寺の西門ありし所也。今はむかしにしかずといへども、寺內猶ひろし。いにしへは諸堂諸坊所せく作ならべて繁榮の寺なりしに、亂世の折ふし博多たび〳〵兵燹にかゝりて、皆焦土となりにければ、此寺もおなじく炎上せり。（此寺古より靈寶の什物も多く燒失す。）秀吉公博多再興の時、漸くかたばかりに寺院を再造す。小早川隆景當國を領せられし時、此寺に方丈を建立す。今の前堂是なり。此時那珂郡三宅村にて寺領三百石寄附せらる。（古は寺領も多かりしにや、寄附の證文多く今に殘れり。）隆景の養子相續で當國を領せられし時、寺產百石を減せられ、文祿四年十二月朔日、秀吉公より三宅村の內二百石を寄附し給ふよし御朱印を賜る。其後秀秋領地を越前にうつされ、慶長四年再當國を領せられし時、寺產の地を改て、那珂郡春日村の內にて二百石寄附の狀を出さる。長政公入國の後慶長六年三月廿日先國主寄附の例に依て、春日村二百石の寺領を寄附したまふ。此寺近年に至て、佛殿三門鐘樓開山堂經藏等造立あり。當昔は子院三十八區あり。今は十四區殘れり。（圓覺寺、一枝庵、節信院、瑞應庵、幻住庵、壽福庵、禪居庵、護聖院、廣福庵、繼光庵、寶珠院、順心庵、處白院、法喜庵、）十境あり、一曰、龍淵室（開山堂也。又護聖院と云。）二曰、聚星閣（三門なり。）三曰、冷泉亭（今其所さだかならず。）四曰、無染池（寶珠院の內に其址在。）五曰、通津橋（寺より東北に西教寺と云眞宗寺あり。其前に）

ある石橋なり。六日、七里灘博多の海をいふ。一說に志賀島より津屋崎の間の海をいふ。灘字の說承天寺記の中に詳にす。七日、十里松箱崎松原也。八日、妙理糟屋郡寺也。九日、金河那珂川也。十日、鐵塔舍利塔也。そのかみ寺中に僧徒多かりしとかや。每日勤行の淸規一卷今にあり。いにしへの盛なりし事是を見て推はかるべし。此寺に隆景の石塔位牌あり。隆景は備後國三原の城にて棄世せらる。故に彼地に墓あり。此寺にあるは隆景逝去の後、住持其恩惠をわすれがたくて、諷經のために立置し其しるし也。又富士のすそ野にて、曾我兄弟にきられし備前吉備津宮の社司王藤内が墓も此寺にあり。王藤内は此寺の開山千光の俗弟なれば、此寺に葬らざれども、其冥福を助けんために、爰に墓をつけるならん。此寺に黑田松壽一柳伊豆守の子息、如水公の妹のうめる所也。如水公養ひて子とす。早世。法名を雲岸宗龍と號す。黑田甚四郞政冬長政公の側室のうめる子、忠之公の弟也。法名東林院梅岩道林居士と號す。長德院長政公の側室、甚四郞の母、堀上野介全惠門の女なり。の墓所位牌あり。怡土郡上原村にも政冬母子の墓あり。又此寺の東北の側に、歌舞を業とせる倡優の住む町あり。これは榮西歸朝の時、唐土より從來りし者を、

榮西彌陀經を傳へ、僧衣と數珠を授け、寺地をあたへて、金松山西光寺と號し、九品宗と名づけて、念佛三昧を修せしめられけると云傳たり。今其遠孫念佛をやめ、專淫靡の歌舞を業として俗人を悦ばしめ、四方に衒ふ。又茶筅を作てうる。京都の鉢たゝきのごとし。聖福寺の中に居る故に、國俗是を名づけて寺中と稱す。志摩郡泊村の大日、遠賀郡芦屋の念佛などいへる倡優の類也。寛文十三年住持萬水國君に申て佛殿を立、舊規に隨て釋迦彌勒彌陀の三佛を安置す。古來の本尊丈六の三佛は、中比兵火に罹て燒失せり。今の三佛は萬水所立也。又三門を立て、後鳥羽院の宸翰の額をかゝぐ。經藏を創立して一切經を納め、且諸堂の破壞を修補して、此寺に功をなせり。

◎承天寺

聖福寺の南にあり。萬松山と號す。東福寺に屬して十刹の第口位とす。開山は聖一國師圓爾なり。四條院御宇嘉禎元年入宋し、徑山の佛鑑禪師、無準に謁し

て禪を傳へ、七年を經て仁治二年歸朝せり。宋國におゐて謝國明といふ富人甚歸依しけるが、圓爾歸朝の時大船を具へ、其身も同船に乘て來朝す。かくて仁治三年の秋此寺を建立し、（大宰少貳藤原資頼此地を施して精舍とす。）圓爾を請て第一世とす。圓爾すなはち開堂說法す。佛鑑此新寺の事を聞て、承天禪寺及諸堂の額諸牌等の大字を書てこれを送る。（今に其書傳りて扁額とせり。本書は東福寺に在。）佛鑑能書なりしゆへ、此送物あり。時に宰府有智山寺は、西州の大講肆也。彼寺の僧徒等圓爾が禪化を惡んで、承天新寺を毀たんとす。執事の者、朝廷に申しければ、寛元元年、勅ありて、承天崇福二刹を官寺とし、有智山の訴をおさへ給ふ。（元亨釋書に見えたり。崇福寺の事は那珂郡に詳にす。）此寺も亦聖福寺と同じく度々兵火にかゝりて、佛堂三門等もなくなりぬ。近世漸く佛堂は出來にけれども、三門は只礎のみ殘れり。天文廿一年大內家の寄附狀に、當國那珂郡野馬、高宮、平原、三箇所、同郡藥王院入法寺、並肥前國神崎郡の內百町地を先例に任せ、寺領とするよし見えたり。文祿四年十二月秀吉公より、那珂郡三宅村にて二百石の寺領を寄附したまふ。（此前僧景より聖福寺とおなじく寺產寄附せられしならん。文書傳はらざれば詳ならず。）筑前中納言秀秋、慶長四年に寺產百石を減じ、那珂郡春日村の內にて百石附せらる。長政公入國の後に、先國主の例に任せ、百石の地を寄附し給ふ。いにしへは塔頭四十三區あり。今わづかに十四區殘れり。（常樂院、寶聚庵、天□庵、西堂院、天德院、壽德院、祥勝院、本城院、海藏庵、退耕院、釣寂庵、元亨庵、禪光院、乳峰寺。）此中海藏庵は是虎關和尙開基の地也。此寺の十境、一曰、七里灘、二曰、十里松、三曰、冷泉津、四曰、寶滿山、五曰、覺皇殿（佛殿なり）、六曰、慈視閣（三門なり）。七曰、獅子窟（僧堂なり）。八曰、圓通樓（鐘樓なり）、九曰、吹耳閣（書院なり）。十曰、梅花廟（天神廟也）。是なり。開基せし謝國明の墓は、辻の堂を出て、此寺の東、宰府へ行道の北の側にあり。其上に大なる楠木生たり。又開山堂を常樂院と云、此寺の南にあり。（聖福寺、承天寺十境の內共に七里灘あり、是は誤多し。海なりと云。灘の字倭俗あやまりてなだとよむ故、古人といへども皆つて察せざるにや。かうやうのあやまり、日本の先輩に多し。先輩の說なればとて、今さら其非をかざるべからず。元亨釋書の誤多きを今人の正せし例もあり。灘は沙石ある河の瀨なりと云。中華に七里灘といへ

る境地は海にはあらず。砂石ある川の瀬なり。なだには洋の字を用ゐべし。もろこしに七里洋といふ所もあり。

○東長寺 真言宗

南岳山寶持院と稱す。高野山は日本の南にある故に南岳とも、南山とも云。東長寺の山號も彼山號によれり。弘法大師延暦二十三年入唐し、大同元年冬十月廿三日博多に歸著せらる。翌年四月下旬まで此地に淹留し、伽藍を一區建立せらる。時にみづから不動の像を作て本尊とす。今に傳へて護摩堂の本尊とす。大唐より携へ來る五鈷金剛杵（三鈷は高野山にあり。是は一具の物なり。）佛舎利一粒をこゝにとゞめて、密教東漸して長く將來に傳へん事を欲して、東長密寺と號せらる。此寺始は博多海邊にあり。其所を勸行の町と云。今勸の字を略して行の町といふ。其境内今の呉服町の邊に及べり。子院も多くありしと也。大師自身の像を作り置けり。大師堂に安置する所の像是也。并に多門持國二天の像も自作也。小劔一柄、大師隨身所持の由緒あり。心經一卷、大師自筆也。千手觀音像一軀、春日山司作也。又獨鈷杵あり、是は太祖山石井坊の靈寶。養老年中、善無畏三藏此土に來る時、若杉山の巓に上り行ふ。此地水なき事をうれへ、此獨鈷を以て地を指し加持しければ、清泉湧出すと云ひ傳へたり。今現に彼堂前に靈水あり。忠之公其獨鈷を當寺先住快傳法印に賜ふて相傳ふ。元弘の比兵火にかゝりて寺院燒失し、佛像什物等志摩郡志登村にうつす。三年を歷て再爰に建立すといへども、始の半にも及ばず。近世又破壞せしを、忠之公の時、本堂、護摩堂、鐘樓、大日堂等重建し、寺產二百石寄附せらる。忠之公眞言宗に歸依したまひ、此寺の大僧越となりたまふ故也。存生の時、江戶におゐて、狩野探幽法眼をまねき、みづからの像をゑがゝせ、澤庵和尚を請じて讃をこはる。掲る所の一幅也。此寺往昔西國の僧徒傳法灌頂の道場也。灌頂式の諸具も、亦大師大唐より携へ來て、今現に傳はれる物多し。承應三年二月十二日、忠之公逝去したまひしを此寺に葬る。殉死の者五人、田中五郎兵衛榮濱、竹田助之

進義成、長濱九郎右衛門重勝、深見五郎右衛門重畠、尾上仁左衛門勝義、又山伏明巖院秀榮も殉死す。すべて此六人の墓も、忠之公の御墓の前にあり。各法名石碑に刻めり。

○妙　樂　寺　禪宗

聖福寺承天寺の間にあり。石城山妙樂圓滿禪寺と云。此寺其始は博多の小濱にあり。今も其所を妙樂寺町と云。此所にむかし異賊襲來の防ぎのため石垣を築けり。此寺其所にありし故に、石城山と號す。外門を潮音閣と云、三門を呑碧樓と云と、日華が入境録に見えたり。是皆海濱にのぞめる寺なる故、名付るならん。呑碧樓の記を、大明の靈隱禪寺の住持來復作る。洪武年中の事也。天文七年博多火災にかゝりける時、類火に逢て、此寺も悉く燒失せしかば、僧徒等假屋を作て居ける。長政公入國の後、地を改て今の所に移る　開山は月堂和尚、諱は宗規　又知足老人と云。筑前宗像郡大保の人にして、大國應師の弟子也。花園院正和五年、妙樂寺の開山となる。此比創立せしなるべし。南朝の正平辛酉の年寂す。七十七歲 古は子院二十七區あり、今はわづかに二區あり。即宗菴望雲菴、且崇福寺の末寺、永壽院も此寺の内にあり、そのかみは志摩郡芥屋、小金丸、野北、櫻井、馬場此五村にて七十町の寺領つけりといへども、亂世の後退轉せり。今田畠六町餘、前君光之公より寄附したまふ。寛永元年 綱政公より寺產三十石六斗寄附したまふ。

○善　導　寺　淨土宗鎭西派

寺町西側にあり。光明山悟眞院と號す。開山は廣譽上人と云、武州金川の人也。其姓氏しれず。此人筑後國善導寺再興の後、康正年中博多に來り、當寺造立の願望ありて、終に文明九年に建立成就せり。寺家塔頭十六坊あり。今は塔頭一坊殘れり。後土御門院の御時御祈願寺たるべきのよし綸旨を給はる。今において傳はれり。大府宣及武家豪族より寄せし文書甚多し。此外古き佛像古書和漢の名筆器物甚多くして、擧て記しがたし。交割の多き事國中第一也。京

都及他邦にも亦稀なり。

○稱　名　寺　一遍宗

土井町にあり。故に土井道場と云。金波山西岸院と號す。後醍醐帝元應二年開基す。開山を乘阿上人と云。施主は稱阿名阿と云者父子也。父子の名の上の字を取て稱名寺と云。塔頭六坊慶長年中迄ありしかども、今は一坊もなし。いにしへ寺領等の寄進狀あり。其外武家の文書數通あり。いにしへは世に名有寺なりしとかや。相州藤澤の遊行上人諸州遊歷の時、當國においては此寺に寓居す。國君より厚く待遇せらる。

○龍　宮　寺　淨土宗鎭西派

冷泉山觀現院と號す。開山谷阿上人と云。開基の年號詳ならず。此僧西林院仁治二年に遷化す。寺家に云傳ふるには、此寺初は浮御堂といふ。寺號を龍宮寺と改し事は、貞應元年四月十四日博多のうみより人魚を捕得たり。此由朝廷へ奏聞しければ、勅使として冷泉何某下向ありて、暫く此寺に居住せらる。其時安部大富といへるうらかたの博士、人魚出現の事を卜ひ、國家長久の瑞兆なりと申ける。やがて人魚をば此寺中にうづみぬ。其後改めて龍宮寺と號す。此魚人に似て、海中より出たれば、龍宮より來れる物といへる意也。又冷泉山と號せしは、冷泉何某此所に逗留せられしによりてなり。寺内に荒神堂あり。參詣する人多し。行基の作と言傳り。文明十二年宗祇法師西國に下り、博多にしばらく居たりしが、此寺に寄寓せり。九月廿七日此寺にて連歌百韻興行ありし時、宗祇が發句に、

秋更ぬ松のはかたの澳津風

此懐紙龍宮寺に今もあり。

○正　定　寺　淨土宗

見佛山專修院と號す。知恩院の末寺なり。開山を威譽上人と云。後土御門院明應年中に開基せり。威譽は筑後國善導寺十七代の住持也。其折から防州大内

義興の母正定院といひし人、感譽に歸依し、寺領等寄附せらる。是によりて正定寺と號す。始は塔頭五區ありしが、今は一區もなくなりぬ。此寺の什物に惠心僧都のかける曼多羅あり。其圖繪の精密なる事世に亦類すくなく見え侍る。

○大乘寺　眞言宗

法皇山寶珠院と號す。むかしは律宗にて西大寺の末寺也。龜山法皇の勅願寺也。故に法皇山の號あり。永祿八年の比より淨土宗となりぬ。正保元年國君忠之公是を改て眞言宗としたまふ。本尊は弘法大師の作千手觀音なり。什物に寶珠あり、美玉也。徑一寸三分あり。かゝる寶珠は日本におゐては稀なるべし。西宮の劍珠、嵯峨鹿王院の玉など、同日の談なるべし。忠之君より東照權現の神像を此寺に安置せられ、毎月十七日に參詣したまふ。尊像は狩野探幽筆也。寺產百石の地を寄附したまふ。荒戸山に東照宮の神祠を立たまひしは、此後の事なり。大猷院君御薨逝の後、御法事も此寺にて行はる。凡博多に七觀音とて名佛あり。大乘寺千手觀音弘法の作、妙音寺正觀音雲慶作、觀音寺正觀音雲慶作、聖福寺千手觀音定朝作、乳峰寺十一面觀音作者不知、龍宮寺正觀音慈覺大師作、以上六觀音也。今一佛詳ならず。東長寺に古佛の千手觀音あり。是や七觀音の內なるべき。當寺の觀音には、毎月十七十八日參詣の人多し。

○妙音寺　天台宗、延暦寺に屬す

臨江山梅照院と號す。本尊正觀音唐土より渡りしよし云傳ふ。其開基の年しれず。天正年中大友氏と龍造寺と戰て、博多に放火しける時、此寺堂舍も緣起も燒亡びぬ。近代住持なくして尼寺となる。先公忠之君此寺に居たりし比丘尼を、櫛田祠の後片原町にうつし給ふ。（尼寺は禪宗也。眞光庵と號す。）妙音寺には、眞言僧良悦を住持せしめられ、承應二年九月、寺產四十石を寄附し、天台寺とし給ふ。

○法性寺　日蓮宗

寺町に在、修吉山と號す。稱光院正長元年、日親上人開基せり。是筑前國中にて、法華宗最初の寺也。

○入定寺 眞言宗

寺町にあり、松見山自性院と云。其初は何れの時よりかありけん、住持もなく、幽なる草庵なりしを、長政公建立して寺としたまふ。開山は長政公の家臣黒田美作一成伯父唯心院圓心なり。圓心は駿州の人にて、十七歳より出家し、三州に往いて一寺の住持となる。東照宮その人となりを愛し給ひ、彼を御祈願所とせられ、所々の御陣場にも圓心を召連らる。其後駿州安倍郡瀧野の唯心院の住持となれり。長政公筑前を領せられし後、家臣美作に俗縁なるに依て、東照宮に御暇を申し、この國に入り、美作が采地下座郡三奈木の邑に一兩年居たりしが、それより博多に來り、今の入定寺の地にありし庵室に入て住り。圓心此所にて入定すべきよしを、長政公に再三請けるが、はじめは許容なかりしかども、終にゆるしを蒙り、二七日断食（だんじき）して、其後定（ちやう）に入、三時の勤行猶おこたらず、慶長十三年八月廿八日眠るがごとくにして寂しぬ。歳七十八。入定の間長政公彼庵に來りたまひ、何事にても望あらば申置べきよしのたまひければ、圓心いさゝか此世に望なく候。但死後に此所に佛堂を建立し給はれかしと申ける。是に依て年經て後圓心の入定しける所に、長政公より佛堂を立たまふ。加藤内匠奉行せり。此時庵室の地狹少なりし故、近邊の町屋を買添て寺内とす。佛堂は元和七年に成就す。圓心が入定したる地なればとて、寺號を入定寺と定めたまふ。大總寺江月和尚に請て寺號をかゝしめ、佛堂の扁額（へんがく）とせらる。此寺山號を松見山となづく。院號は舊に依て自性院と云。圓心を石體の地藏に作りて寺の本尊とす。長政公より寺產を附たまふ。光之公嗣作の後、御祈願所として毎月富寺におゐて、武運長久の祈禱あるべきよし、忠之公より命じたまひ、其料として毎月一石の米を寄給ふ。

今におゐて絶す。

○明光寺（曹洞宗、安國寺金龍寺と同じく、國中曹洞宗諸寺の法令を司どり、公命を傳ふ。）寺町にあり、大寶山と號す。開山は無淮純和尚と云。開基の時代詳ならず。亂世の時衰廢して、只小庵のみ殘りしを、寛永五年國君忠之公の助成に依て再興せり。此時の住持を牛雄宗誕和尚と云。當國の人也。初遍參の時江戸に在しを、忠之公の御母大涼院君召寄られ、常に剃髮の爲に侍りけり。此僧大志ある事を大涼院君知たまひ、汝壯年にてむなしく在家に日を送る事本意にあらず、今より遊學して功成なば、筑前に歸り一寺を建立し、我先父母のために供養せよとて、先考保科彈正忠正直の遺骨、及先妣長元院殿の落髮をあたへ、又みづからのそり髮をも賜はり、我が後に同地に埋て置べしと約したまひ、遊學の資として黃金五十兩を賜ふ。宗誕命を受て辭しさり、曹洞の禪に入、ひたすら勤學し、一食草座の艱難をなめ、かの大涼院君より賜はりし黃金をば、佛寺建立のため貯置て少も費さず、學業成就して後筑前に歸り、是を基として一寺を造立せんとす。（此時宗誕長圓寺を建立せし事は、彼寺の條下に詳也。）此時當寺破壞におよびたるを再興すべしと企ける。國君忠之公其志を感じたまひ、白銀材木等をたまふ。照福院君大涼院君よりも、各米銀を施與へたまふ。是に依て明光寺再興成就せり。すなはち正直（法名建福院天關秀公居士。）同夫人（法名長光院授法大姉と云。）の塔を立、大涼院君逝去の後、かの薙髮を同所にならべ埋み、塔を立て、おの〳〵一壇をかまへ、位牌をたつ。保科正直は忠之公の外祖父なる故に、忠之公より寺產五十石寄附し給ふ。今に至てしかり。

○石堂（博多より東へ行道の出口にある所也。故に此出口を石堂口と云。）いにしへ博多に七堂と號する所あり、普賢堂、辻堂、石堂、奥堂、茅堂、脇堂、瓦堂なり。是古昔佛堂の在し所と云。今は佛堂はなくして、町の名のみ殘れり。此石堂は則博多東の端なり。川あり、橋を渡せり。此橋より箱崎及篠栗の驛に通る道也。此川は古昔はなか

りしを、大友の家臣臼杵安房守鑑速ほらせたりと云。故に今川と云。むかしは比叡川は博多と住吉の間を通りしが、川の流西にめぐりて、洪水の時、水勢あらく水災多しとて、南より北へ直にほりて松原の門を通す。是則今の石堂川なり。昔は承天寺聖福寺の裏まで箱崎の松原つゞきて、今の川ある所ももとより松原なりしなり。

○辻堂（つじのどう） 博多より南へ行道の出口にある町なり。故に此出口を辻堂口と云。

博多より御笠郡の方にゆく出口を辻堂口と云。此邊にむかし辻堂ありしと云。辻の堂の居兒、むかしは今の辻堂門外のひがし楠木ある邊に居住せしが、後に川の東にうつりて町をなす。それより松原に通ひ道ありて往來す。

右に記す外、博多所在寺名

行願寺 淨印山普賢院。天台宗なり。叡山延暦寺に屬す。此寺初は日江山普賢院といひしが、元禄六年日光御門跡より山號寺號を賜はる。須崎町にあり。

神護寺 眞言宗東長寺に屬す。下同。櫛田社の隣にあり。

本願院 馬場新町にあり。

開松院 對馬小路にあり。

天福寺 萬境山。禪宗濟下。聖福寺に屬す。下同。小山町にあり。

光西寺 萱堂山。萱堂町にあり。

東林寺 瑞鳳山。禪宗洞家。加賀大乘寺に屬す。祇園町上にあり。

西方寺 寶樹山淨土院。淨土宗鎮西派。京都知恩院に屬す。下同。

報光寺 大堂山成薫院。奈良屋番にあり。

海元寺 長思山義弘院。官内町にあり。

一行寺 三笑山日水院。同所にあり。

觀音寺 大悲山。芥屋町にあり、西方寺に屬す。

多福庵 海上庵。須崎中番にあり、海元寺に屬す。

壽福庵 善導寺に屬す。祇園町にあり。

日水庵 一行寺に屬す。辻堂町。

選擇寺 本願山宣行院。住吉祇園寺に屬す。下同。官内町。

常昌庵 片土居町。

順弘庵 同所。淨土宗。

萬行寺 眞宗、西本願寺。下同。祇園町にあり。當國眞宗一派の大寺なり。末寺も十一ヶ寺あり。

順正寺 同所にあり。

妙靜寺　一松山。五町にあり。

圓[illegible]寺　妙靜寺裏町に在り。

善照寺　島行寺に屬す。下同。祇園町にあり。

覺永寺　今[illegible]町にあり。

妙行寺　袖湊山。川口町にあり。東本願寺に屬す。下同。

西教寺　[illegible]日山、[illegible]町にあり。

本岳寺　西昌山、日蓮宗、京都本法寺に屬す。下同。蓮池町にあり。下同。

本長寺　松隆山。

本興寺　瑞雲山。

妙典寺　松林山。

宗玖寺　榮昌山。[illegible]法性寺。片土居町にあり。

光專寺　[illegible]勤山。時宗、藤澤名寺。土居町にあり。

筑前國續風土記卷之四　終

筑前國續風土記　卷之五目錄

那珂郡　上

住吉社　妙圓寺　松月庵舊跡

春吉　濡衣　聖福寺[illegible]

奥東社　白性院　七[illegible]社

堅精　藥師堂[illegible]　古藥師堂光明寺

馬出　妙德寺　[illegible]島

志賀島附志賀社　文殊堂在于志賀　弘浦

勝馬村

筑前國續風土記 卷之五

貝原篤信 選定
貝原好古 編纂
竹田定直 校正

那珂郡 上

日本紀神功皇后紀に、儺縣とかけり。是此郡の事國史に見えたる初なり。日本後紀に、淳和天皇天長三年七月七日、[illegible]此時に儺に那珂とかけり。此郡は西は早良郡に隣り、東は糟屋・席田・御笠につゞき、南は山を隔て、肥前にさかひ、北は海濱に至る。東西短く南北長し。中に那珂川流れ、南より北にして海に入。水勢さかんにして田地にそゝぎ、水溢し。故に大旱の歳も旱損の憂なし。郡中に福岡博多ある故、貨財を交易するに宜し。又郡中の東西の中央に在て、四方運送の便よし。國中にある郡なれば、那珂と名付しにや。

和名抄に載る所此郡の郷の名九あり。

田来（[illegible]）　日佐（今日佐といふ村あり、上下東村にわたる。今日の字を用ゆ）　那珂（今も村の名にあり）
良人　海部（[illegible]）
中島（博多呉服町の邊を近世までは中島といひしとかや。されどそれはむかしの海の中島の間にありし[illegible]）
三宅（村の名に今もあり）　山口　板曳

今存する所の村の名。

住吉村　簑島村（[illegible]）　春吉村
比恵村　堅粕村　西堅粕村（[illegible]）
辻村（[illegible]）　[illegible]村（[illegible]）　[illegible]田村（[illegible]）
吉塚口村（[illegible]）　[illegible]村（[illegible]）　[illegible]村
東光寺村　五十川村（[illegible]）
清水村　[illegible]村　吉森村（[illegible]）
竹下村　井尻村　横手村
平原村（[illegible]）　板付村

板付町 板付村之内　諸岡村
篠原村 諸岡村に屬す新田村也。　麥野村
戻藤村 俗に捻藤とかく。麥野村之内。　井相田村
雑餉隈町 井相田村之内　春日村
小倉村　須玖村　岡本村 須玖村之内
上白水村　下白水村
飛背村 下白水村に屬す。新田村なり。　上曰佐村
下曰佐村　彌長村　上警固村
下警固村　東郷村 俗に東江とかく。郷の字草書を誤てなり○古は下東郷村といふ。
中原村　上梶原村　平藏村 上梶原村之内
下梶原村　安德村　東隈村 古は熊本村といふ。
西隈村 古は西隈本村といふ。　山田村
寺山田村 山田村に屬す。　別所村
井尻村 別所村に屬す。此郡に井尻の名二あり。○是院使寺村也。今誤て井尻と云。
西畑村　井堂村 西畑村之内
南面里村　戸板村 南面里村に屬す。
埋金村 埋鐘とかくを正とす。　踏鞴村 埋金村之内

成竹村　上成竹村 成竹村之内
下入道村　山中村 不入道村之内
市瀨村 一瀨と書べし。　大谷村 市瀨村之内。
五箇山村 是網取村なり。道十里以下の四村を合せて五ヶ山と稱す。今網取村を獨五ヶ山と稱し、道十里以下の四村を五ヶ山の枝村とす。
道十里村 五箇山村に屬す 道枝村と書を正とす。今誤て道十里と書し
桑河内村 同上　大野村 同上　東小河内村 同上
鞍谷村 大野村之内　後野村
仲村　炭燒村 仲村之内　今光村
松木村　合正村 松木村之内
五郎丸村　片繩村　内田村 片繩村之内
谷口村 同上　道善村　惠子村 道善村に屬す。
野多目村　和田村　老司村
三宅村　堂原村 三宅村の内
屋形原村　中尾村 屋形原村に屬す
平尾村　高宮村　野間村
中村 野間村之内　若久村
藥院村　今泉村　庄村

犬飼村　志賀島村　勝馬村（志賀島村に屬す。）

弘浦村（志賀島村之内）

以上百二村

内　六十三　本村　三十九　枝村　此内三　新田村

○住吉社

住吉村にあり。延喜式神名帳に、筑前那珂郡に住吉の社三座（並名神大）とあり。住吉村は博多の南六町許にあり。住吉大神おはします。故に村の名とせり。凡そ住吉大神は、底筒男命、中筒男命、表筒男命三神也。此三神は、伊弉諾尊、筑紫日向の小戸の橘の檍が原にて、御身の濁穢を祓除し給ひし時、化生し給ひし九神の内なり。神代より此所に鎮座し給ふ。日本紀神代上卷を考ふるに、曰伊弉諾尊吾身の濁穢を滌ぎ去んとの給ひて、則往て筑紫の日向の小戸の橘の檍が原に至りまして、みそぎはらひし玉ふ。遂に身のきたなきものをすゝぎ給はんとて、則興言してのたまはく、上瀬は是甚はやし。下瀬は是甚弱しとの玉ひて、則中瀬にすゝぎ給ふ。因て以てうめる神を號て八十枉津日神と申す。次に其枉れるをなをさんとして、生る神を號て神直日神と申す。次に大直日神。又海底に沈濯ぐ、因て以て生る神を號て底津少童命と申す。次に底筒男命。又潮の中に潜濯ぐ、因て以て生る神を中津少童命と申す。次に中筒男命。又潮の上を浮濯ぐ、因て以て生る神を表津少童命と申す。次に表筒男命。すべて九神ます。其底筒男命、中筒男命、表筒男命は、是則住吉大神也。底津少童命、中津少童命、表津少童命は、是阿曇連等がいつき祭る神也。（此神は志賀大明神也。）神代卷に記せる所かくの如し。其八十枉津日神、神直日神、大直日神は、神代卷にいづれの所に祭るといふ事をしるさず。今藥院の邑に祭る所の警固大明神は、此三神なるよし、社家に云傳ふ。（くはしき事は警固の部に記す。）伊弉諾尊の化生し給へる六神は、皆此國の内住吉志賀に鎮座し給へば、此國にて化生し玉ひし事うたがひなし。況んや日向國に此九神もましまさ

ざるぞや。然るに神代巻に、小戸の橘の檍原に、筑前とあるべきを、日向と侍るはいかんぞや。曰上古にいまだ國分なし、筑紫日向とあるは九國の惣名ならん。其地一洲なる故に、上代には筑紫洲とも名附たり。邇々藝命の詔に、此地向ニ韓國ニ眞來通ニ笠沙之御前ニ而朝日之直刺國、夕日之日照國なりとの給へり。此儀によりて、筑紫の事をすべて日向といへるにや。げにも筑紫は日本の西の端にて、海中にある國なれば、朝は東方の日に向ひ、夕は西方の日に向ふ。故に九州をすべて日向といひしならん。就中筑前は三韓に向たる國にて、夕日にも向へり。今の日向の國の名は、景行天皇の御時にぞ初れる。凡日本の國をわかちて名付られしは、成務天皇より以後の事にて、神代にはいまだ日向薩摩筑前など云名なし。又日本紀私記に云、住吉三神本筑前の小戸にあり。釋日本紀曰、住吉神本在ニ筑前小戸ニ、即神功皇后移ニ居於攝津墨江ニ耳。宗僩法師の云、橘小戸筑前國立花里也。袖中抄に云、住吉神本筑前小戸にあり。又古事記を引て曰、住吉大神者荒御魂者在ニ筑紫小戸ニ、和魂今在ニ攝津國墨江ニ耳。神功皇后移ニ居攝津國墨江ニ故等の説、皆此小戸は筑前にある證據なり。されば住吉神は筑前に在て日向國にはおはしまさず。況日向國に小戸の橘の檍原といふ所なし。或は日向國においで強て小戸の地を求んとて、神代巻抄に、小戸は今日向小戸崎屋也、とかけり。此説甚非なり。いかんとなれば、是を日向國人に問に、鵜戸窟屋と云所はあれど、小戸の窟屋と云所はなし。鵜戸に神あり、鵜戸權現と號す。吉田唯一記に云、日向の鵜戸權現は、鸕鷀草葺不合尊是なりし、然ば日向にあるは則鵜戸にして、小戸にあらざる事明也。今筑前の國中において其名を尋るに、小戸は姪濱にあり。立花は糟屋郡及怡土郡にあり。青木は志摩郡及席田郡に在。住吉神のまします所、河瀬ある潮入所なれば、神代巻に能かなへり。且古人の説に、此神本筑前小戸にあ

りといへれば、住吉の神のます所を小戸の橘の檍原と云なるべし。然れば小戸の橘の檍原とは、住吉の邊なりと決定すべし。神功皇后三韓を平らげ給ひし時、此御神の冥助ありし事、くはしく日本紀に載たり。攝津國、長門國の住吉は、神功皇后の時始て彼所に祭り給へり。住吉といふ名は、皇后の時、住吉大神皇后の體に託して四方を巡行し、攝津の地に至て宣言して曰、眞住吉の國なりと、因て其所に鎭め祭て名付て住吉といふ。是によりて、長州の住吉、筑前の住吉の名もおこれり。釋日本紀に曰、此神の荒御魂は豐浦にあり、但和御魂は是筑前にあるのみ、皇后おしへのまゝに是を、祭り給ふとあり。かゝる說を以見れば、此那珂郡の住吉は、神代より鎭座の地にして、長門攝津の住吉大神の本初なる事いちじるし。此社今は村中にあれど、百餘年前まで此社邊入海有て、丘ありしとかや。數十年前迄老人有て、其若き時此地に若干潟ありて、潮みちし事を見覺しといへり。

されば宗祇法師が筑紫紀行にも、住吉の松の南邊とかけり。今案ずるに、住吉の村より北なる田、いにしへは潮入し干かたなりしが、年々にうづもれて漸く田と成けるならし、尾張の鳴海潟、備前の藤戸、讃岐の屋島、此國宗像の桂潟などの近年田となりし如くなるべし。御社は松の一村しげれる中にあり。西に向ひてたち給へるは異賊降伏の相を示し玉ふなるべし。社前に長路あり。宮所しづけく神さびたり。此社をば、いにしへ朝廷よりも殊にあがめ給ひしにや。續日本紀に、聖武天皇天平九年四月に、新羅國に無禮なりし故、伊勢の神宮大神社筑紫の住吉八幡及香椎宮へ幣帛をつかはし、奉幣して其よしを告給ふ事あり。又三代實錄に、淸和天皇貞觀元年正月廿七日、筑前國無位住吉神に從五位下を授給ふと見えたり。又陽成天皇元慶二年十二月に、兵部少輔中臣孝長を遣して、橿日八幡大菩薩住吉宗像等大神に奉幣して、新羅の兇賊の國を窺はんとする事を告給ひ

し事、是又三代實録に見えたり。中右記三十七、元永二年四月廿三日、今日早參伏座間、頭辨仰下云、筑前國住吉社可レ有二遷宮一也、件日時可二勘下一云々。則仰二下件旨一、七月三日若八日奏覽之後、先下二左中辨一了と。いへり。此社そのかみ大社にて、宮殿の壯麗目をおどろかし侍るとなん。然るに嘉吉より應仁に至り、天下大に亂て修理する人もなかりしにや。文明十二年宗祇法師筑紫に下りける時かける紀行に、樓門半やぶれて社壇も全からず。いかにと問へば、此十年餘りの亂故とかたるも悲しとあり。本社の艮の方に一夜の松とてあり、又同じ紀行に、社中を廻り見れば、大木の松井垣して、故ありと見ゆるあり。とへば此松、本は御社にかたぶきて造營のさはりなり、行末もあやうければ切ぬべしとて、勸進の僧の定めけるに、二三日の間にすこしづゝ起なほりてすぐになりぬ。それより此井垣などはしけるよし答ふ。其年は永亨十一のとしといへり。今年四十二箇年なり。其時松を切んといひし勸進僧凡公幸と申きと、くはしくかたるも有がたく、道の正道のねがひいよ／＼たのもしくて、

　神垣の松にぞたのむ言の葉も
　　すぐなる道に立やなをると

右宗祇法師がいへるは、則此一夜の松也。今の木は其種の生出せしにや、一夜の松いづれといふ事をしる人なかりしに、天和年中御社修造ありし時、今の一夜松、軒にさはりて危しとて、奉行人等切るべきよし定めしに、一兩日のほどに半より上のかた眞すぐに立なをりぬ。さては宗祇がしるし置ける松なるべしと、人みなうやまひて、新に井垣などしけり。松は皆我神體なりと託し玉ふといへば、いづれの松を切らんとするとも、立なをり侍るべきにやとなん、神官等はいへり。又拜殿の前なる大木の松、御覽木なるよしといひ傳ふ。又此社の神官佐伯昌助といひし者、故有て、治承三年伊豆國に配流せらる。此時

頼朝も彼國にながされおはしければ、なれしたしみけるにや、昌助が弟住吉小大夫昌永、治承四年七月廿三日、始て頼朝のもとに參す。又此日永江藏人大中臣頼隆も、同じく頼朝のもとに向て參りぬ。是は伊勢太神宮祠官の後なりとぞ。此兩人に兼てより源家の爲に各其志深き故に、其こゝろざしをも謝せられ、又祈禱のために門下に祗候をゆるされけるとなん。同年八月十六日、昌永は天曹地府の祭を奉仕し、頼隆は千度の祓をつとむ。頼朝みづから御鏡を取て昌永に授玉ふ。是は明日の合戰の利運を祈らしめらるゝと也。果して翌十七日山木判官兼隆を輙くうち取給ふ。（此事東鑑に見えたり。昌永の事猶此書一卷に詳なり。）頼朝卿かゝる靈應を感じ給ひしにや、多く神領をも寄附し給ひしと云傳へたり。又建武三年、尊氏九州下向の時、此御神にいのり、神領寄進ありし文書、今に至て神職の家にとゞまれり。其文に言、

寄進　筑前國　一宮

豐前國河崎庄地

右今度之義兵達本望、新天下之安寧、家門繁昌、所寄進如件。

建武三年三月八日　　源朝臣書判有

其後程なく西國を打したがへ、終に天下の武將に備はり玉ひしかば、重て多くの神領をよせられけるとかや。右の書及其外の文書に、筑前一宮住吉宮と侍べり。今は箱崎宮を以て一宮とす。いつの比改め定めけるにや。其後亂世となり、博多は戰爭のちまたと成し故、祠官も所を去り、神領も沒收せられ、御社もあれ、祭祀も絶やみ、殘れる社人等も、郷里の土民となりぬ。天文の比、大内義隆周防の山口に在て防長石三州を領し、安藝備後を幕下とし、太宰大貳を兼任して、筑前豐前をも進止せり。此時當社の神官佐伯宗能、秦正通と言者あり。神社造營の事をなげき、兩人山口にゆき、大内氏に告て多年を經るといへども事ならず。此上は當社の舊記を出して、歎

實をつぶさに申入れてこそとて。天文二十年住吉に歸り、寶藏をひらき、縁起文書等並然るべき寶物悉く携へ、山口に行て其由を申入しに、義隆許容し、還齎して右の品々を城内に請じ拜見せらる。此年兵火などにかゝりて亡びぬれども、猶珍奇の物ども品々殘れる中に、醍醐・堀川・後鳥羽・伏見・後醍醐帝の宸翰、御製の和歌、御願書等あり。菅家一字題十五首、匡房、經信、良經、俊成、定家、慈圓、西行、寂蓮等、奉納の和歌の物、貴信書寫の經卷も亦數多なり。縁起は關白忠通公の筆、巨勢貴德が畫圖にてぞありける。折ふし都より山口に下り居給ふ公卿もあまた有しが、甚是を珍重せらる。義隆等閑ならず歸敬し、造營の事はいふに及ばず、神領をも數箇所寄附し奉るべしと相定て、二人の神官もことのほかに寵遇ありけり。然るに同年の秋、義隆の臣陶尾張守晴賢入道全姜(ぜんきやう)が叛逆にて山口落城し、九月朔日義隆以下長門國大寧寺におゐて自殺せらる。かの寶物共此時城中の庫藏にあづけ置しを取出す事あたはず、其上二人の者義隆の一旦の恩義をおもひ、義隆の陣にはせ加り、二人ともに終に討死しければ、彼寶物縁起類迄に及び、剰晴賢入道も程なく毛利元就に亡されし故、彌散失し、二度本所にかへり納るたよりなく成はてぬ。或は長門の住吉にあるもあり、或は毛利家及家臣、寺院、商家の珍と稱して、今に中國に殘れる物多し。住吉大神の御社は攝州、長州の外諸國にも多けれど、此地に本源の社にてましますに、かくおとろへゆく事なげくべき事ならずや。そのかみは年毎の正月七日に、鬼平げのまつりとて、人を捕て鬼と號し、是を追うちて、終には石柱にしばり付置事あり。追儺の遺意なるべし。寛永の初より其事絶たりといへども、彼鬼をしばり付し石柱猶殘りて、社前の右の方にあり。二月七日に御田植の祭あり。三月三日に臨干の祭とて、神輿大笠業まで（大笠業は西國の北にあり潮干にあらはるゝ大岩なり）御出有て、藥[illegible]村（住吉より半里あり）の浮殿若宮大明神に一

宿し玉ひ、翌日本宮に還御あり。六月晦日には那珂川にて御禊あり。八月四日新嘗の祭あり。九月十三日には恒例の大祭として、十二日より博多吉祥天社に神輿渡御有て一宿し給ひ、翌十三日博多馬場にて流鏑馬あり。其日還御あり。此時伶人音樂を奏して神輿の御供し侍る。其道筋の橋を音樂橋とも又菅芸橋とも名付侍る。十一月七日には歩射の祭あり。此日功德池（社前にあり）にて放生會を行ふ。此外年中の小祭猶多く、祠官も百五十人餘ありて、是をとりおこなへり。然れども亂世に及び、かゝる儀式も絶果て、唯むかしの名殘とては、菅芸橋浮殿のみ殘りて、九月十三日には祠官（今も殘れり）村人打つどひ、御供（みけ）をそなへ、神酒をさゝげて、かた許なる祭をとり行ふのみなり。慶長五年長政君入國の始までは、わづかなる假殿におはしましけるを、[illegible]吉祥院の開山普齊法印に命じ、白銀二千兩、材木等を給はりて、神殿を新に建立せらる。天和二年忠之君より給田を寄附し、社を修理し玉ひしかば、祠官の輩もよろこびあひ、國人のうやまひもいやまし侍りぬ。長政公此社興立ありし時、側に社僧をおかる。松花山圓福寺と號す。眞言宗なり。又此社に大般若經あり。寫本にて筆者は原田興種、森帶刀、同彈正、僧祚入道宿世、筑前守杉幸行、長崎新左衛門、同五郎兵衛などとあり。此外公案文は僧のかける所、あるひは女筆もまじれり。

續古今集神祇　　　　古部兼直

西の海阿波岐が原の波間より
あらはれ出し住吉の神

新後拾遺釋教　　　　津守國量

住吉の小戸の靈祠にあらはれて
むかしふりにし神ぞ此神

玉葉百首

橋の小戸の御祓をはじめにて
いまも清むる我身なりけり

○妙圓寺

住吉村にあり。法本山[illegible]林院と號す。[illegible]院の末寺

なり。如水公の妹尾上安右衛門室、長政公入國の後、尼となり妙圓と號す。佛道を好み、世の俗塵をいとひ、此所に小庵を卜て住給ふ。此人慈悲深くして人をいつくしみ、かりにも人をくるしめず。福岡の城にゆくにも、乘物は借夫のなやみありとて歩行し給ふ。信心厚く、殊勝なる尼公なりしとかや。蓮譽上人と云僧、他國より此地に來りしに、妙圓尼歸依し給ひ、則其居宅を蓮譽にゆづりて、みづからは其むかひなる所に住給へり。此時蓮譽上人寺を立て昌林院と號す。蓮譽は此寺の開山なり。元和四年三月廿八日、妙圓尼公爰にて身を終り玉ひければ、則此寺に葬る。其墓あり。其位牌畫像も此寺にあり。是よりして寺號を妙圓寺と改む。長政公の叔母なれば、五十石の寺産を寄附し給ふ。今に相かはらず領せり。

○松月庵舊跡

松月庵は、東福寺の僧正徹書記が住し所なり。正徹は書を能し和歌を能して、其名世に高し。和歌は冷泉爲尹卿の門弟にして、專今川了俊の指南なりしとかや。其歌集を草根集と云、關白兼良公序を製し給ふ。正徹東福寺にて、栗棘庵の側に松月庵といふ小庵を構て住ける。（松月庵作りかへて、東福寺の内に今猶在。）康正の比七十餘歳なりしが筑前に下り、博多水天寺にしばらく住けり。和歌の事を祈り申便ありとて、住吉御社の北の海邊に小庵をいとなみ、（むかしは住吉の邊まで入海なりしとかや。）こゝをも松月庵と稱して兩年あまり住ぬ。其比冷泉家より消息して、いなか住さぞな物うからんとのたまひこされしに、

あまさがるひなも都もすみよしと
　おもふところぞすみよしのさと

とよみておくりける。今は松月庵の跡、田圃となりて、礎も殘らず、圃の字に其名殘れるのみ。

（以下一本に載す）

住吉にて詠ぜし歌多し。平生讀し歌二萬六七千首、三十餘帖に書置しかど、今熊野の草庵燒て悉く烏有と成ぬ。此事草根集に見えたり。住吉の松月庵の址方

一町許りにあり。宅の在所を正徹渇と云。昔此邊迄海潮來り斥有し故成べし。座禪堂の礎あり、其穿ち置る井泉埋れ殘て南庭の松下にあり。正徹井と云。正徹の書る松月庵の額傳りて、今の庵主の軒に揭げたり。庵主とは誰をか云や、光之公の宰臣立花重幹也。此人風流閑散を好みて、正徹が舊宅を慕ひ、此所に別墅を構へ、暇日には來り遊ぶ。朝夕の詠めならで、稀の遊觀こそ其味ひ殊に深かるべけれ。遜志齋が處て樂しむは、慕て樂の深きにしかずと云へるも、さる事ぞかし。光之公綱政公も、巡縣のついで立寄らせ給ひて、佳境を賞し給へり。

○春吉村

住吉村の西にあり。初は住吉村の境內なり。慶長七年の比別村となる。されども此所其時は民家なし。此地の田畠を作る農人は、皆博多市中に住す。寬永十六七年の比より、忠之君此所を給て宅地として、足輕を住しをかる。此所を春吉と號せしは、むかし住吉九月の祭りの時は、月の始より末まで交易をなしける市場なりし故に、人多くあつまり、秋の穀物は皆人のためにふみくじかれて、其なりはひを納る事あたはず、只麥をのみ作りければ、春の作り物がよきと云意にて、春吉と名付しとなん。夏吉、秋吉などいふ所他國にもあれば其類なり。但此俗說も、名に依て附會せしにや、いざしらす。

○濡衣

聖武天皇の御時、佐野近世と云人、筑前の守にて下りしに、京より具したる妻國にて死けり。さて此國にある女を妻としけり。先の妻のうめるむすめを繼母にくみて、いかにもして此娘をうしなはんとおもひ、海人をかたらひて云、此曉來ていふべきやうは、京の娘君の此程夜な〳〵我もとへまし〳〵つるが、つりぎぬをぬすみておはしつるたべといへとて、色の賞をとらせける。海人曉來てかねて賴みし如く、高らかに云ければ、父是を聞て大に怒り、行て見れ

ば、むすめのぬれたる衣を引かつぎてふせり。是は娘のね入たる時に繼母のきせたるなりけり。父其たばかれる事を知らでたちまち娘を殺しける。さて次の年娘父の夢に見えて二首の歌を詠じける。父夢覺て娘の罪なき事をさとり、さては繼母のしわざなりとて妻を送りかへし、其身は出家して肥前の松浦山に住けり。世に松浦上人とぞ云ける。それよりしてなき名をおひたるを、ぬれ衣きるゝと云傳へ、歌にもよみ侍る。其娘の墓は、むかし聖福寺西門の側に在しを、近き世よりうつして、今は箱崎松原の西の橋ぎは、博多の東 石堂口の川の東の側小池の内にあり。大なる石をしるしとせり。父の夢に見し女のよみける歌

ぬぎゝするそのたばかりのぬれ衣は
　ながきなき名のためしなりけり
ぬれ衣の袖よりつたふなみだこそ
　なき名をながすためしなりけれ

ぬれ衣を讀る後人の歌多けれど、いたつかはしければしるさず。

○崇福寺

四條院仁治元年に、湛慧といふ僧。太宰府橫岳に一寺を建立す。其翌年聖一國師圓爾、宋國より歸國し、博多に着く、湛慧是を請じて開堂說法せしむ。聖一の師經山の佛鑑禪師無準和尚能書なりしが、勅賜萬年崇福禪寺の扁額を自筆して聖一にあたふ。聖一其額を持來り、此寺に揭て寺號とす。無準かねてより[illegible]二字を書し事元亨釋書第七圓爾傳になし山號は則所の名を用て橫岳山といふ。後嵯峨院寬元元年に勅詔有て、博多の承天寺と同時に官寺となり、西都法窟といふ勅額をたまふ。承天寺は仁治三年に圓爾創立。其後圓爾東福寺に住持の時、湛慧より南浦明和尚を請じて當寺の開山とす。南浦は經山虛堂和尚の弟子、大德寺開山大燈國師の師大應國師也。二十四流宗派圖云、筑前橫岳開山南浦明和尚大應國師、入宋嗣二經山虛堂一松源十一世、爲二本朝之一派一、紫野派妙心寺派倶出二大應國師一。龜山院文永四年に明和尚に勅ありて、圓通大應國師の號を賜ふ。大應國師此寺に居住せし事三十三年なり。其後、後

二條院嘉元々年に勅を蒙り、京都萬壽寺に住持せり。是に依て當寺を弟子聊山和尚に讓りて住持せしむ。其後は彼の法脊一派の長老かはる〴〵住持し、今に至て八十二代に及べり。此寺むかしは繁榮の地にて寺產も多し。大友宗麟の時も、猶筑前、豐前、肥前にて、二百三十四町六畝の田地此寺の產なり。然るに天正十四年七月、薩摩の兵岩屋の城を責落せし時、此寺も程近ければ兵火にかゝりて、數多の堂宇悉く灰燼と成ぬ。此時に至て、龜山院・後二條院、花園院の宸翰、勅額、綸旨、及虛堂より傳來の經錄、墨跡、珍器、重寶、一時に皆燒失せり。其後再興する人もなく、名のみ殘りて侍りしに、慶長五年長政公當國の主と成給ひて後、大德寺の春屋國師此寺再興の事を願はる。長政公もとより春屋に歸依參得し玉ひしかば、此事を領掌し、春屋下向あれかしとの玉ひしかども、其身八旬に及び、遠國の遊歷成がたく、法嗣雲英和尚をさし下さる。長政公宣ひけるは、宰府は福岡より遠路にして、常に參詣しがたし。崇福寺を博多の東十里松の內に移し、菩提所にすべしとて、今の地に經營せらる。其翌年雲英は上方にて遷化せし故に、當寺營作の事を春屋の弟子江月和尚に任せらる。春屋遺命して、遷化の後は當寺及大德寺の龍光院ともに、江月住持すべきよし定らる。是に依て當寺の住持、今におゐて江月法孫相續す。かくて數年を經て寺の營作成就せり。方丈、三門、佛殿、開山堂、鎭守社、庫司、僧堂、浴室、書院、小讀、鐘樓、庫藏、外門、內門、廊下等悉長政公建立し玉ひぬ。此外塔頭三軒あり。瑞雲庵は博多の富商島井宗室建立す。心宗庵は江月和尚建立。正傳庵は長政公の家臣久野外記入道卜鐵建立せり。慶長六年に長政公寺領三百石寄附し給ふ。（是舊寺にありし時なるべし。）其後開山塔領五十石寄進せらる。都合三百五十石の寺產あり。むかし開山南浦和尚橫岳の住景を撰び、八境の名を定めらる。一日瑞雲巖、二日明通關、三日飛瀑岩、

四日此君亭、五日長松嶺、六日白蓮池、七日甘露井八日覆蔭蘿、此八境横岳には其跡殘れり。今此所には其境なしといへども、舊をしたひて猶八境の額を方丈の前に揭たり。此寺の事猶御笠郡横岳の所にしるす。此寺は右に記せし如く、むかしは御笠郡横岳の下にありしを、長政公當家の墳墓の地として、且冥福を求んために、爰に移して改立し菩提寺とし玉ひしかば、如水公の墳墓をこゝに築き給ふ、是初なり。其碑銘は、禪僧玄蘇長老是をかけり。此僧は南禪寺聖福寺に住持し、又對馬にありしに、秀吉公の命をうけて大明の朝廷に至て筆談し、異國本邦に名を稱せらる。其後長政公をこゝに葬りて墓を築き、石碑を建立し、遺命によりて碑銘は林道春是を作れり。是忠之公の時なり。長政公は此寺を初てこゝに移し改造り給ひし本主なり。長政公の季子前の東市正隆政早世 忠之公の末子後の東市正之勝隆政の跡をつげり。早世。忠之公の夫人養照院、光之公の夫人寶光院の墳墓及石碑靈牌も此寺にあり。此四人は皆江戸にて卒し玉ひしかば、爰には假に墳墓を立らる。如水公長政公並兩夫人の御墓こゝにあれば、是によりて世々の國君、月毎に參拜の禮おこたり給はず。此所は筥崎や千代の松原石だゝみのありしほとりにて、いさぎよき眞砂地なれば、先公の神靈も爰に安措し玉ふはかり事をなして、此地に宅兆を卜給ひしも、むべなるかな。長政公に殉死せし高橋伊豆匡順が墓も爰にあり。東市正隆政に殉死せし四人、古屋十之丞、村瀨市之丞、楢橋半左衞門、島井市太夫が墓、皆隆政の墓の前にあり。右の外、今此寺に安置する位牌七積あり。左にしるす。

春光院殿善岩宗卜	黒田下野守重隆
心光院殿滿譽宗圓	黒田美濃守職隆
梅溪院殿天秀妙貞	忠之公之前室松平氏
東陽院殿五峯宗印	前黒田甲斐守長興
寶巖院殿海壽宗鎮	酒井雅樂頭忠明室

勝資院殿月岩宗照　後甲斐守長重室
本源院殿南英宗菊　光之公之男市之助早世

○秀海墓

いにしへいつの時にかありけん、客僧秀海と云者來り、博多石堂の東なる濱にて、七日法を行ひて後、船に乘、補陀洛に渡ると稱し、大洋に乘出し、其後行方をしらず。此時嘉摩郡の者一人、博多立町の者一人、同船して行ける。彼僧のしるしとて、松を植て堀口村の内にあり。嘉摩博多の者のしるしにも、二株の松をうへて今に殘れり。むかしは此事他邦にも多かりしが、近來は其事なきとなりしにや、社なし

○[illegible]夷社

聖福寺の東にあり。蛭子夷とは事代主命を云。いにしへは大社にて、祭禮の折ふしは神輿遊行などもありとかや。今はわづかなる小社なり。

○白[illegible]院　淨土宗

松屋山と號す。聖福寺の末寺なり。石堂口にあり。松原に入て、左の方にあり。延寶八年に閻魔王を安置す。故に閻魔堂と云。

○七が辻

箱崎松原の内、東南の方篠栗町に通ふ路にあたれり。其通路縦横七にわかる。故に七が辻と云。其邊に妙見の小社あり。七が辻の西の圖の字を、いんたんがしらといふ。むかし此所は袖湊の海よりつゞきて入江なり。今は圖となれり。

○堅粕

大邑なり、東西二にわかれ、東を本村とし、西を枝村とす。古昔此村に温泉あり。今の東光院客殿のある所といふ。又時才天の邊ともいふ。是を藥師の湯と云。其側に大己貴命、少彦名命の二神を勸請して湯守の神とす。後世藥師佛を以て兩神にかへたり。東堅粕村の入口に社あり、飛來權現といふ。神體多し。是則大己貴命少彦名命にして、はじめ溫泉の側にありしを、藥師佛を入易て爰に移せるにや。いにしへ此神を祭る者を安武何某と云。今

も其遠孫あり。そのかみ安武家に男子なく、堅糟の某といふ者を贅婿とし、其家を續がしむ。此村昔は潟洲と云。昔は此邊まで海潮至て潟なりし故也。潟洲と堅糟と其となへ近し。故に村の名を改て、其姓を以て村の名とせり。又むかしは飛來權現に社領多かりしと云傳へ、今も飛來田、飛來免など云田の字ある所十丁許あり。

○藥師堂　東光院

堅糟村の中にあり。本尊藥師は傳教歸朝の時彫刻せりと云。常は秘佛にして五十年に一度開帳す。此藥師堂は平城天皇大同元年に創立すと云。藥師寺の側に東光院あり。藥師を守る僧の住する寺也。堅糟山藥王寺と號す。初は禪家にて承天寺の末寺なり。寛永の末に、住持月仙といふ僧不律にして、寺に住する事叶はず。寺に火をかけて出奔す。此時文書交割等燒失せり。正保元年忠之公再興し給ふ。家士勝野長助俊隆に命じて營作せしむ。凡八月を經て成就せり。其後正保四年忠之公命有て、福岡の赤坂にありし眞言宗の僧堯俊坊を爰に移し、此寺を改て眞言宗とし、堂社を改め造らせらる。

僧玄蘇、藥王院の梅花を詠ぜし詩、仙巢稿第一卷にあり。

○古藥師堂　光明寺

東光院より西の出口に藥師堂あり、是を古藥師といふ。是聖德太子の作なりと云傳へしが、今は失て別に藥師佛をおけり。此藥師堂は傳教より以前、天武天皇白鳳元年に建立せりといふ。此藥師ある所に、傳教歸朝の時、又藥師を作りて添らる。今の東光院の藥師なり。此藥師は其前より在たる佛なる故に、古藥師といふ。寺を光明寺と號す。是亦眞言宗にて東光院の末寺なり。

○馬出町

箱崎八幡宮の西にあり。町の長二町五十四間あり。此所西の入口に一里塚あり。是より石堂の橋際まで十二町十七間あり　此町の東のはづれより

西を那珂郡とし、東を糟屋郡とす。八幡宮の西の側なる横道を以て郡境とす。此所を馬出と號せしは、むかし八幡の神輿博多夷社まで下向し玉ふ時、此所より供奉の人の乘れる馬を出しける故名とせり。此地むかしは竪糟村の境内なりしといふ。

○妙德寺 臨濟宗

今山と號す。禪寺なり。馬出村にあり。榮西宋より歸り、始て住せし所といひ傳へたり。聖福寺營作の間爰に住せしにや。馬出村の南に、寺中町といひ傳へたる横道あり。是榮西妙德寺にありし時、宋より來りし從者の居たりし所といふ。其後榮西聖福寺に移り、從者も今の聖福寺々中に移りしなるべし。榮西歸朝の後、箱崎に良辨といふ者あり。榮西の禪行をそねみて、叡山の講徒を誘ひ、朝廷に訴て擯逐せんとし、後に改悔して稱揚歸降せし事、元亨釋書にしるせり。此時の事なるべし。此寺の庭に糸櫻の大木あり。寶永三年の春、光長君郊遊の次に駕を枉て、花を賞し玉ふ、寺門の榮幸とす。

○蓑島

住吉の南にある村の名なり、今は住吉の枝村なり。一說に、古歌によめるは、豐前のよし見えたり。然れども萬葉集第五卷に、那珂郡伊知郷蓑島とあり、且御笠の山し近ければとよめれば、此國にあるを是とすべし。うたがひなし。

類聚
ふらばふれ御笠の山に近ければ
みの島まではさして行てん　檜垣嫗

家集
村雨にぬるゝ衣のあやなさに
けふみのしまの名をやからまし　源重之

○志賀島 糟屋郡

志賀島に、福岡の北海上三里、奈多濱を經て陸地をゆけば七里あり。福岡より奈多へ四里、奈多より志賀へ三里は皆白濱也。海中にあり。此島東西長さ一里

あり。民家のある所三所なり。東の端なるは志賀の町なり。民屋二百戸ばかりあり。其西北一里に勝馬村あり。勝馬の南に弘浦あり。此三所民家あり。延喜〻神名帳に、糟屋郡志賀海神社三座並名大神とあり。此島今は那珂郡に屬せり。天文廿一年大内家寄進状にも那珂郡とあり。奈多濱よりつゞきて糟屋郡に屬すべき所なるに、いつの頃より那珂郡に屬せしにや、いぶかし。此志賀の御神も住吉大神と同時に、伊弉諾尊檍ケ原にて祓除し玉ひし時化生の神にして、底津少童命、中津少童命・表津少童命の三神なり。此三神は三所に跡をたれ給ふ。底津少童命は、則今の志賀の町の北なる本社なり。社は志賀の里より北の方なる山のふもとの高き所にあり。石階を登りてゆく、宮所東の方海にのぞめる高ぎしにて、其下は即海なり。中殿底津少童命、右殿神功皇后、左殿表津少童命也。中津少童命は、志賀島の西北勝馬といふ所の濱。勝馬明神の社より南に小高き山ありて、中津明神といふ社あり、是なり。表津少童命は中津明神の社より北一町半餘に、勝馬明神の社あり、是也。此三神は阿曇連等がいつきまつる神なりと、日本紀神代上卷にしるせり。又舊事本紀にも、阿曇連等齋き祠る筑紫斯香神也とかけり。阿曇は又安曇とかけり。古事記に綿津見神之子宇都志日金拆命の子孫なりとしるせり。姓氏錄には阿曇連は海神綿積豐玉彦神子穗高見の命後裔なりといへり。又神代口訣に、阿曇は筑前志賀神官の氏也とあり。今志賀の神官も皆阿曇氏なりといふ。神功皇后新羅をうち給ふ時、此三神御船の梶を守り、海上の風難なからん事を護りたまふ。皇后御凱旋の後、阿曇連をして鎭め祭らしせ玉ふといひ傳へたり。三代實錄に、清和天皇貞觀元年正月廿七日、筑前國志賀海神に從五位上を授玉ふ事見えたり。一說に、志賀明神を阿曇礒良丸と號し、海中に久しく住たまひ、細螺石花及諸藻蟲など其身にまとひて有しを、神功皇后神樂を奏して是を招き玉ふなどいふ僻說は、其比野嫗村童などの物がたりにしけるを信じて、太平記に初て記し、後人是によりてあやまちをつたふ。是日本紀の說にそむき、其外の正史にも見えず。此島は昔は近島と云ひしとかや。釋日本紀に、筑前國風土記を引て曰、

神功皇后新羅に幸し玉ふ時、御船夜來て糟屋郡資河島にとまり給ふ、陪從の中に大濱小濱といふ者あり。皇后則小濱に勅し、此島に遣はして火を求めしめ玉ひしに、やがて求得て來る。大濱日本紀應神天皇紀に、阿曇連祖大濱宿禰とある人にや。問ていはく、近く家ありや、小濱答て曰、此島は打昇濱と奈多濱なるべし近く相連りつゞけり、殆同地といふべし、是に依て近島といへり、今訛て資河島といふと見えたり。神殿の後なる山を勝山といふ。是は皇后三韓より歸らせ玉ふ時、此島にいたり異國にうち勝ち玉ふ事を悦び給ひし故に名づくと云、御笠山、衣笠山とて、勝山のつゞきにあり。是を志賀の三山と號す。何れも林木うるはし。又御社の西の側に竹林有り、是を長生竹と云。是は神功皇后の御船に立たる旗竿を以て、此地に立て玉ひしに、其竹漸長じて竹林と成たりとて、武士は是を請て旗竿とし、舟師は是を請て檝竿とす。又志賀民屋の西につらなりたる濱を、叶の濱と云、是皇后の歸陣の時、此濱にて異國征伐の事叶ひたりと宣ひし故、名付といふ。又其先に磯良崎あり。讀響集に、磯良崎に鯛つるあまの云々、磯良崎は他國にもあり。然るに此註に、そら崎筑前也とあり。即此所なるべし。一說、磯良崎は志賀明神の使の濱の俗、御船石といへるところをいふ丸瀬とて石あり。志賀明神此石上にて鈎をたれ玉ひし所なるよし民俗云傳へたり。此故に漁人此瀬に船を乘るか、又は櫓櫂をさはれば、其日漁に魚を得ずとて、此所に船のる事をつゝしむ。此所の岸の根潮のみつる處に清水あり。是明神の飲玉ひし水なりといふ。又此所に龜石とて龜に似たる石二あり、是は志賀明神の上らせ玉ひし石なりと云。寛文十年四月廿一日此石を取上て、社前にうつし置ぬ。島より八町東に大嶽小嶽と云小山あり。今は松しげれり。此大嶽濱及那多濱の中處にかはらけ塚とて、土器をうづみたる所あり。民俗は皇后異國退治の時、此濱にて御遊の折ふし捨置たりし物なりといへども、むかし志賀宮に大祭ありし時の土器をすてし所なるべし。宗像の社の濱邊にも、祭具として土器多く埋めり。攝州武庫山にも、むかし山伏の修行せ

し所に土器多し。かやうの事にてもおしはかるべし。又たなの濱とて、神后異國退治の時、船棚をかこはれし所と云傳へたる所あり。かゝる奇特の靈跡にて、神明鎭座ましませば、すべて遠近の船人の信仰淺からず。日々にまうでくる人多し。舊記に龜山院文永十一年十月廿日の後、蒙古の賊船此島の磯にて一艘うばひ取といふ。されば此御神は上古より此地に鎭座し玉ひ、神功皇后の時此所にて祭玉ひ、其後世々の帝も、殊に御尊仰有しとかや。かゝりければ御宮居いかめしく、末社も三百七十五區有しといへども、亂世の時修理する人なくて頽破せしを、永享十一年大内修理大夫持世再興有けれども、漸百二十社のみ興立せられて、其餘は終に絕ぬ。其後もしばしば兵亂にかゝりて末社も亡び、今わづかに五社殘れり。又此本社は持世再興の後破壞せしを、小早川隆景是を作らしめらる。長政公入國の後、又本社を改め造らせ給ふ。今の本社是なり。二間四面あり。拜殿樓門等有。又いにしへは當社神職の長たる者三家あり。大宮司、

別當、禰宜是なり。其外神官數多ありて、年中の祭祀を取行ひしが、今は祠官の家もおとろへて土民にひとしくなれり。されども今もむかしの神職の苗裔猶日々月々の祭禮をとり行へり。今に至るまで年中の小祭はあげてかぞへ難し。中にも正月元日初御供をそなへ、同十五日武射あり。二月五日禰宜座の社入海藻を調物として、香椎宮に獻する事あり。香椎の條下にくわし。同十三日の夜、祠官等あつまり、神山の榊葉をとり、村中不殘毎戸に是を挿む。同日黃昏より三の禰宜榊の枝をさゝげ、毎家にて祝文を唱へ、災難を拂ふ。同十五日獵漁の儀式あり。同十六日勝馬明神に御供をそなふ。三月三日社人八乙女等悉く神庭に相あつまり、禮拜終て神田を耕す儀式あり。五月五日神田を植る儀式あり。六月晦の夏越の祓あり。七月七日恒例の大祭あり。此日おちこちよりまうでくる人多くして、所々の商人品々のうり物をもちつどひて村中市をなす。九月朔日神殿に注連をかざり、同五日

神輿をかざりて、內殿に移し置、同九日流鏑馬あり。此日中比は猿樂をとり行ひしかども、寬永の初より此かた其事絕ぬ。寅刻に三社の神輿渡御ありて、頓宮に移し奉る。路次の行列さまざまの儀式あり。渡御の道なる家に死穢有時は、此事をやめ侍る。此日も七月七日にひとしく、商人市をなしてにぎはしき祭禮なり。此外月々の小祭多しといへども、いたつかはしければしるさず。社僧の坊を金剛山吉祥寺といふ。禪宗にして承天寺の末寺也。むかし聖一國師いまだ天台宗たりし時、此地に來て法を說れしに、社人等歸依信仰して、別當坂本知家が男子宗悟を以國師の弟子として宮司坊とす。其後國師入宋して禪宗に歸せられしかば、宗悟も亦禪宗となれり。故に承天寺の末寺たりと云。凡此島は古歌に多くよめる名高き所なり。又志賀の海人も其名たかし。この所むかしは鹽をやきしにや、志賀の海士鹽やきし古歌多し。今はその事なし。

萬葉三又新勅十九　石川女郎
志賀の海人のめかり鹽燒いとまなみ
　つげのをぐしをとりも見なくに

同七
志賀のあまの釣舟のつな絕ずして
　こゝろにおもひて出て來にけり

同又新古今
志賀の泉郎の鹽燒けぶり風をいたみ
　たちはのぼらで山にたな引く

同十四又續古今　人丸
志賀の海人の鹽やき衣なれぬれど
　こひてふ物はわすれかねつも

同又新勅十九　石川女郎
志賀の海士のけぶりたき立やく鹽の
　からきこひをもわれはするかも

同十二又十二
思香のあまの釣にともせるいさり火の
　ほのかにいもを見るよしもがな

同
志賀の海人の礒にかりほす神馬藻の

名はつげてしをなぞあひがたき

同十五　志賀のあまの一日もおちずやく鹽の
からきこひをもあれはするかも

右の歌は右の十四卷に載たる歌と下句同じ

同四　草まくら旅行君をうつくしみ
たぐひてぞ來し志賀の濱べを

同十六　大船に小船引そへかづくとも
志賀のあらをにかづきあはんやも

同十六　志賀の山いたくなきりそあらおらか
よすがの山と見つゝしのばん

同十五　志賀の浦に漁（いさり）する海人（あま）我人（イ家）の
待こふらんにあかしつるうを

同　志賀の浦に漁する海士あけくれば
うらまこぐらしかぢの音きこゆ

同七　千磐破かねの御崎をすぐれども
われはわすれず志賀の皇神（すめかみ）

此外諸集にのせたる志賀の歌多けれど、いたつかはしければ爰にしるさず。

〇文殊堂

志賀社の西の側にあり、古昔經山寺より文殊の木像、及五臺山の繪圖を志賀崎に渡しけるを、堂を作りて安置す。其後大藏經をも渡しけるが、文祿二年十一月四日火災起りて、文殊の木像半ば燒たるを作りつげり。藏經の内二千餘卷燒失せたれども、殘て尙三千餘卷今にあり。此文殊の事、東海瓊玉集に載たり。堂のかたはらに文殊水あり。清潔なり。

〇弘浦

志賀の枝村なり。島の西の端にありて西に向へり。向ひに島々見えて佳景なり。西風はげしき所なり。志賀の民居より西にあり。一里に近し。神功皇后三韓より歸らせ玉ふ時、此所に軍勢を集め玉ひしに、かねて思召たるより境地廣かりし故、弘浦と名付といふ。此一村の婦女は、皆かづきする海士人なり。故に海人（あま）浦ともいふ。此浦にて皇后貝つものをひろひ玉ふといひ傳ふ。今もこと浦にはまれなるさ

まゝ〳〵の小貝あり。いとちひさきものは粟芥子のごとし。頭白己上のものは、眼鏡を用ひてひろはざれば得がたし。誠に珍產也。

○勝馬村

島の西北の方にあり。是又志賀の枝村にて、島の後多くの山をへだてたり。乾の方の海濱より勝馬の村まで八町許谷中にあり。三方に山そびへて、其ふところにある里なり。民家多し、百餘戸あり。海邊よりは見えず。皆農人なり。漁家はなし。志賀本社より此所まで一里の間、山を多く越行く嶮路なり。神功皇后御凱旋の時、此所に來り給ひしに、其騎乘皆疲て懽聲あり、因て勝馬と名付しと言傳へたり。此所の西の濱に下馬が濱と云所あり。是又皇后勝馬より姪濱にいたり給はんとて、此所にて馬より下り、船に乘玉ひし所といへり。此所に勝馬明神の社海濱の小山の上にあり。はなれ島の如し。此里の產土なり。是志賀三神の內、表津少童命なり。此後に燈籠堂ありて常燈をともし、往來の舟人に岩背ある危難の所なる事をしらしむ。此礒を俗に御膝本と云、舶人の恐懼して用心する所なり。一說、此所を礒良が崎と云。中津明神の社は、勝馬明神の社の山より一町餘南の小山の上にあり。是中津少童命なり、山は勝馬の社の山より大也。二社の事は前にしるせり。三代實錄に、陽成天皇元慶四年三日廿二日、筑前國正六位上賀津萬神に位を授玉ふ事あり。此神の事なり。

筑前國續風土記卷之五終

筑前國續風土記卷之六目錄

那珂郡 下

席田郡 一所

筑前國續風土記 卷之六

貝原篤信 選定
貝原好古 編纂
竹田定直 校正

那珂郡 下

○警固村 警固大明神小烏大明神の事は已に福岡の部に載之。

いにしへ警固所こゝにありし故、其村に名付しにや、もしは警固大明神鎮座の地なる故、村の名とせしにや。此社を今の藥院の地にうつせし事、已に福岡警固社の所に載たり。今此村には別に産靈の社なし。福岡の城も、本丸より東は警固村の境内なり。警固村の上に丸山と云あり、此山のまはりに經一尺ばかりの壺其數二三百埋めり、つらなりてめぐれり、其壺は皆藥をかけずして素燒にせる也、内には土あり、いつの時又いかなる故にうづめしと云事をしらず。常陸國志に曰、寛文一年の頃常陸國平磯村の人、古塚をあばきて石棺を得たり。棺の内に甲冑太刀など種々の器有。塚の廻り百間許が間皆陶器を埋めり、宅の廻に垣をしたる跡の如しと云、是又同じ類也。

○藥院村

此村むかしは今の藥院町にあり、福岡の城を築給ひし後、彼地に町を立られし時、今の所にうつる。むかし異國より博多に船の著し時、藥草多く渡しを、此所に藥圃をかまへてうゑし所なる故、藥院といふよし里人いへり。藥院村の上の山を古賀山と云。此村の前むかしは潮入し斥地なりし故、鹽屋の跡多し、高き畠にあり。此村の社ある山より寛永年中甑をほり出せり。其内に朱多く入てみてり。かゝる事は所所に往々ある事なり。むかし朱を以てたからとせし故なるべし。一説に村老の曰、むかしの藥院村は今の香正寺のあたりに有。今の藥院町筋は、むかし他方へ通行の大道筋なりしかば、馬市を立んとて、藥院村の民家を藥院町に移せり。福岡の城を築給ひし

時、今の藥院に士宅又は商家を立んために、警固村の南の方に藥院村をうつさる。今の藥院村是なり。別に此邊、此村の立所なくてこゝに移されし故、農人の宅皆せばし。小烏の神社はいにしへより藥院村の產靈なり。むかしの社は今の藥院下屋敷町の南の川かふとのあるあたりにあり。其時の神前の御地なりとて、今埋殘して少なる地今にあり、其田地の名を泉水田といふ。福岡の城を築給ひし時、山上に在し警固明神の社を、今の警固村の山上中比長圓寺有し所に移す。藥院村立なをりし時に、小烏の神體をも今の警固村の山上警固の社の相殿にしばらく移す。土民の說に、小烏明神は警固明神の御母にてましますといひ傳へし故なりとかや。其後藥院村は今の山下に移り、警固明神は今の藥院に移し給ふ。然るに藥院村農人等おもへらく、他村の內に我村の產靈を置奉るべきに非ずとて、今の藥院村の山上の地に移せり。小烏明神の本社是也。今警固明神の相殿に祭れる小烏の神は、中頃今の警固村の上の假殿に警固明神とし暫く一社に祭りし故、元來御母子なる故、警固明神の相殿に勸請せしなるべし。彼地の本社は警固明神なる故、鳥居の額にも警固大明神と書り。

○庄　村

此村もむかしは今の橋口四十川天神の社邊にありて庄の濱と言、長政公福岡の城を築き給ひし時、今の地に移る。然れども猶橋口の天神を以て產神とす。

○那　珂　川

日本紀には儺河と書り。此川は其源早良郡背振山の麓、又此郡五箇山の奥大野より流出、那珂郡中を流れて博多の西福岡の東に至て、道程六里をへて海に入。川の徑廿間或卅間許所によりて廣狹異なり。又四十川は屋形原若久村より流出、平尾を過て下に至て、昔の庄村の境內にて那珂川と一になる小流也。

○高宮岩屋　東宗寺　曹洞宗

高宮村の西南十町山の半腹にあり、窟の口南に向ふ。

内に三の間あり、廣さ各方一丈。高さ口六尺。中と奥と共に一丈、深さ凡三丈三尺五寸、奥の正面大盤石に佛像を刻めり。中位は彌陀左右に觀音勢至あり。其たくみ奇古にして、凡工の及ばざる處なり。國中石窟多しといへども、如此大なるはなし、民俗は穴觀音と云。先公忠之此觀音に祈り給ふ事あり、效驗の御報賽に、窟の前に拜屋一宇を創立し給ふ。其後沒倒しけるを、元祿六年長圓寺の住持湛堂和尚窟を修補し、拜屋を再造し、其下に高く石階を築き、階下に一寺を建て、彌陀山興宗寺とす。此地むかしに替り、莊嚴瞻にして佳境となる。拜屋の内石階の上より、むかひを望めば、南山高くつらなりて、景すぐれてうるはし。參詣の人、遊觀の客多し。民家遠く俗塵をはなれたる閑寂の地なり。上の山を寺塚といふ。興宗寺はもと遠賀郡吉手村にありて、同郡高倉邑正覺寺に屬す。近世廢絶せしを、湛堂和尚龍昌寺の周道に寺號を乞得て、此地に再興す。

○百　塚

岩屋觀音の西北の高き所にあり。平尾村の境内なり。是又内に穴ありて、皆南に向へり。其間廿間、あるひは遠近有て、南より北の方に相つらなれり。其數多き故に、百塚と號するならん。むかし福岡の城を築き給ひし時、此塚をこぼちて、其石をとりし所はくづれて、穴なきも多し。又平尾山にむかしは石の窟多かりしが、是又福岡城の石垣を築し時、其石多く取用ひし故、窟くづれたりといふ。又平尾村の中に、一本樹とて大なるたぶの木あり、菅公左遷の時休み給ふ所といひ傳へたり。

○大　鋸　谷

[illegible]の南山間にあり。長政公入國の後、大鋸をひく匠みを置給ふ、故に名づく。其後其東南の谷に人家多く出來て、町をなせり。其所をも新大鋸の谷と云。むかし大鋸谷と名付し谷にも人家ありて、古大鋸谷と稱す。谷の名おの〳〵かはれり。順民家つ

らなり、しげし。又此西の方、山谷の間、近年所々に民家多く出來たり。

○大　休　附鬼火

大鋸谷より西の方赤坂山、茶園谷、馬屋谷の上高き所に、大休とて樵夫の坂を越え、擔物をおろしてむらがり休む所あり。是より東西北三方を眺望するに眼界廣く、山水の景甚うるはし。前にしるせし荒津山の風景にひとし。天下に名高き須磨、明石、和歌浦、天橋立、嚴島、諸所の佳景といへども、おそらくは是に過べからず。又此邊六本松といふ所あり。夏冬にかぎらず、夜々飛火あり、或は高く、或はひきく定る所なし。人近づく時は飛去て見えず。殊に雨夜に出る事多し、かならずしも毎夜見ゆるにはあらず。是古昔よりある火にて、福岡邊の者は常に見なれし事なる故、あやしとせず。此所のみにかぎらず、國中處々に、かうやうの火飛處多し。他國にも此類多し。筑後國高良山の一火、河内國松原の一火なども、此類ならし。此郡の比叡村の火も、又是に似たり。因ておもふ、宋の時、盧山に光あり、當時の人其下にたからあらんとおもへり。開善南山の間亦光氣あり、地より發し高く上りて下る。是其山にもと銅坑ありしを以てなり。邵武の張鑄といふ者、岳陽に官たり、江上に光氣あるを見る、其後漁人其所におゐて、一の銅鐘を網し得たり。先儒の云、石灰穴中火を遺す時は、則連蔓として火絶ざる事數百千年、山中時に火光有といへり。地境圖に云、黄金の氣夜火光あり、又兵屍及牛馬の血能燐をなすといへり。明の李東璧が曰、野外之鬼燐其火の色青し、其かたち炬の如く、或はあつまり、或は散ず、俗に鬼火といふ。或云、諸血の燐光也と、又閑古隨筆に曰、火の恠を曰遊光と案るに、此火は遊光なれば、火の恠なるべし。此等の説によりて是をおもふに、此山にもと銅坑灰穴のありしにや。又八幡の記等に、文永弘安の時、蒙古人來り赤坂（大鋸谷の北にあり、那珂郡の内なり。）邊にて合戰

し、多く敵討死せし事あり。此時のみにかぎらず、其前後にも此邊にて戰鬪の事有しも、いまだしるべからず。此村の境内に、かぶと塚、矢盡などと云所あり。是もいにしへの戰場なりしと云。然れば兵死の血の燐と成りたるにても有ぬべし。いぶかし。

○野　間　塘

野間村より西の方若久村に行く道にあり。頗大なり。穴觀音の數町東にあり。

○潮　壺　塚

鹽原の境内にして、三宅村の北にあり。いにしへは此邊まで潮來り鹽を燒し所あるゆへ、潮壺塚と名付くと云。鹽原と云も、是に依ての名なりと云。又此邊にも時夜には折々飛火あり。遠く見れば其大さ大韓桧ほどあり。近づけばはなはだ色青くなる。其飛ぶ事高さ二三間許、時によりて遲速あり。早き時は矢の如し。蓑島、鹽原、住吉、比惠、高宮、野間、此數村の間を往還り、凡近づけばたちまち消え、又遠く見ゆ。或は二三にわかれて飛事あり。

○東　光　寺

此所むかし東光寺と云寺ありし故、村の名とす。本は那珂村の内なり。後に分れたり。此村の產神は吉備津宮なり。此社のあるほとりを東光寺といへば、此所則其遺址なるべし。又此村に大日寺有。本尊大日なり。これを中の大日と云。凡民俗疱瘡に疫鬼ありと云ならはし、疱瘡の神と稱す。然るに此佛能く疱瘡の疫鬼をはらふとて信仰し、小兒を携へ負て參詣する者多く、羣をなせり。但神論と云書にも、疱瘡の神の事を能く辨せり。民俗言傳ふるは、此大日を中の大日と云ふ事、一もとの木を以て大日の像を三作りしに、其もと木にて作りたるは宗像郡本木の大日也。末の木にて作りたるは糟屋郡須惠村にあり。其本の中にて作れるは則此村の大日なり。此故に本中末いづれも村の名とすと言。今案るに、東光寺は即那珂村なりし故、所の名を以て、那珂の大日と言

ならし。凡民俗の云傳へは、似たるを以て取合せたるひが事多し。かうやうのひが事を民俗の言出せる事めづらしからず。すべて信じがたし。此大日堂寛文の始までは、今の堂の東に在。其後今の地にうつせり。此所は吉備津明神本主なり。大日堂は其地を借れり。地主にはあらず。

○劍　塚

東光寺村の田の中に有。此塚の上横廿間許長三十間許あり。其所城のごとく廻りに堀あり。むかし亂世の時小身の士の要害とせし所なるべし。いか成故に劍塚と云にや、詳ならず。石窟あり、入る事深さ二間二尺許横七尺餘、入口横三尺許、高七尺あり、いさぎよき岩屋なり。口は南に向へり。是又上古の家なき時の民居なるべし。

○午時講村

近代誤て五十川と書、むかしは午時講とかけり。かかる事にて其故實をうしなへる事多し。古の名によりて見れば、昔此所にて午時に佛經を講せしにや。

○那　珂　村

那珂は和名抄に、當郡の郷の名とす。今は一村の名とす。始に東光寺村竹下村すべて那珂村の内也。後分れて三村となれり。凡郷の名村の名を以て其郡の名とせし例、諸國に多し。郡の名を以て國の名とせし所もあり。

○白水村大塘

上白水村にあり。塘の中廣く岐多し。岐のおく長し。昔は此塘の下に大池として此塘ほどなる大塘あり。今は田となれり。其の田四町あり。此塘は初は小塘なりしを、旱魃に備へんため、寛文の始土手を高くして大塘とせり。水面はるかにして目も及ばぬほどの大塘なり。塘の土堤の根はり三十六間、水の深さ數間あり。國中にては此塘と宗像郡勝浦の塘、鞍手郡植木の池、怡土郡井原の塘などすぐれたる大塘なり又宗像郡千鳥池、粕屋郡鹿府の池も大池なり。

○伊牟田原

上曰佐村の境内に長さ十二三町の廣き高原あり。下白水、彌長、上曰佐三村に近し、下白水村の北にあり。

○上警固神社

上警固村にあり、今東隣にましまず下警固の神と同神なりと云。九月十五日祭禮有。是より下警固まで二里ばかり有。上警固、彌長、東郷、此三村は一村の如く、北より南につらなれり。上警固は北に有、彌長は中にあり、東郷は南にあり、彌長の神は背振の神なり。

○山王權現社

比叡村にあり。比叡山の山王を勸請せし故に、村の名も比叡と名づく。社は村の南に松林の高き岡に有。此村に六甲畠とて、三町許の瓜圃あり。瓜を植ふるによろしと云。又此村にむかしより鬼火有て夜見ゆ。此村より出て四方一里餘飛廻る。四時時々見ゆ。遠く見れば、其大さ續松の火の如し、近付は、らうそくの火のごとし、其色青白なり。或は二となり三となり、ならびとぶ。いと近くよりてみれば水精の如くにして、火にはあらず。

○戻藤

麥野村の境内、宰府往還の道の邊に在。藤花長くして、尋常の藤とかはれり。其古樹は寛永の末の年かれけるを、實をうゑ傳へて今にあり。其側に常の藤をもうゑ置けり。古の藤は極て大にして、松樹にかゝりねぢまとへる故、往來の人呼てねぢ藤と云しより、おのづから所の名となり、今にねぢふぢと云なり。

○若久村

村より南に住吉明神の社あり、其南の原上に廣平の地あり。是古昔、神功皇后異國より歸らせ給ひし時、此所に住吉の神社を立させ給はんとし給ひし所也とかや。一説には、百年許前に、所の富民住吉の社を立んとて、此地をならしたりともいふ。此村の境内

に近年國君の苑あり。果木等多し。

○屋形原

むかし此所に千葉探題の居宅有し故、屋形原と云其宅の跡あり。四方に堀有て、頗要害をなせり。田中に棟梠一本あり、其邊の田の字を關屋と云。是はむかし大友氏其旗下に屬せし所を巡見せられしに、早良郡檜原村大平寺にしばらく逗留ありし時、關をすえたる址なりとかや。今もめぐりに土堤残れり。此村の南に、箱の池とて大なる池あり。水つゝみなり淺し。凡此町及若久の谷は源頭なき故、旱損の患あり。屋形原の上なる樫原村には、後の山より谷川ながれ出れども、樋井の郷に流出て、此方には來らず。谷の勢は屋形原の方に谷川來るべきやうにみえて、地たかき故、此方にはながれず。

○春日神社

春日村にあり、村の名も此神社あるによりて名づけたり。社は林の中にありて境内廣し、社前に池あり。林木しげく、殊に喬木あり。大なる松多し。晩春并曾にひらく時、遊観するに堪たり。宮所物ふりて、村邑にありては大社なり。古は神領も多かりしと云。今も田の字に斎田、醤田、御供田なとゝて、社領の名残りたる所十町許あり。其御供田を作るもの今も一段より七升充の米を公税の外に出して、九月九日の祭、に斗米の御饌五膳升米の贖廿在神前に備ふ。

○春日原

春日村にあり、下は麥野村の内に入たる所あり。東西十二町、南北十二町許有て平原也。其平なる所料の面のごとくにして廣遠也。其地黒土にて性あしき故に、五穀によろしからず、故田圃これなり。雑餉の隈の北より此原を通りて、觀院へ行道あり、近し。中道といふ。國中の曠野を稱するに、第一、安野、第二怡土郡井原西の曾根原、第三は此春日原なるべし。

○小倉村

此村の高き丘の上に大なる墓三十六あり。所々に散

在す。是をあばけば其内は古器なり。骸骨あり。何れの時人を葬りしにやしれず。

○岩戸河内

片縄村より上安德村に至て、凡十二村あり。仲村、五郎丸、松木、今光、道善、後野、東隈、西隈、安德、中原、梶原、片縄なり。此十二村ともに仲村の現人大明神を以て産神とす。凡河内と云は、一谷の内に數村つらなれるを、すべて何某の河内と云也。

○院使寺

別所村の枝村なり。今は訛りて井尻といふ。相傳へて云、元明天皇の御宇、和銅二年より背振山に住せし名緇湛譽上人院宣有て召るゝ事あり。是は太子の御なやみ加持のためとぞ聞えし。かくて湛譽は詔に應じて帝闕に至りける。其時院使の至りし寺なればとて、院使寺と號すとなん。寧西記に出たり今は寺はなく成ぬれど、其跡に觀音堂殘れり。其側に湛譽上人が木像あり。

○火亂社

別所村の枝村松尾と云所にあり。文明の比、此所に火亂と云山伏あり。劍術の上手にて、且幻法を能行ふ。天性邪慾にて種々あやしき事どもを行ひし故、所司是を聞て、人の妨になるべき者なりとて、斬罪を行ふべきよし云付れども、火亂其行を心得て討れず。かれが劍術の弟子に式部と云者あり。是は早良郡田島村の者也。所司是を招て火亂をうたせける。式部とかくしてまづ火亂が右の腕をうちおとす。火亂いかりて、公命とは言ながら師を殺すの罪のがるべからずとて、首をうたれける。其後果して式部が親兄弟ことごとく病難有て亡けるに、式部是におそれて此所に社を建立し、又火亂大明神といはひぬ。十月丑日祭あり。又此松尾の東におむかへといふ田の字あり。安德天皇岩戸の少貳種直のもとに行幸の時、御迎に出し所なりと云。

○後野村

此村に圓通寺と云古寺の址あり。大寺なりしにや。いにしへ領主より寺產を付られし文書村民の家にあり。其所に周一丈六尺ありし大楠有しを、貞享二年の比營作の材用にせんとて切ける。其根をほりしに下に石あり。是をほりて見けるに、其下に又石あり。石灰埴土にて是をつめ、其下に石棺あり。其中に人の骸骨あり。内を朱にてつめたり。朱變じて紫色となれり。其朱四斗許有し也。石棺の内長六尺横一尺二寸あり。石の面に文字もなければいかなる人を葬しにや、知がたし。もろこしの葬に、誌石に名をしるして埋むは、良法なるかな。其側に石の小棺六あり。是其從者の墓なるべし。

○南面里村

山田の川むかひ西の高き所にある村也。山田の邊より見あぐる所也。田も高地にあり。此村南に向へる故に名づく。南面里の名めづらし。されども和泉國大鳥郡牧尾寺の邊にも南面里と云所あり。

○戸板越

南面里村の枝村に戸板と云所あり。本村の上端高き所にあり。其所に岩戸とて高三間半、根の廣さ面八間二尺ある大岩あり。民俗の說には天照大神岩戸に籠給ひし時の扉の片戸にて、右の片戸は大和國宮戸村片戸明神是なりと云。かやうの俗說は世に多き事なれば、是非を辨ずるに及はず。奇異なる大岩なれば、いにしへより里民岩戸といひならはせるなるべし。岩の面は東に向へり。其面に大日の佛像を刻付たり。座像なり。其高五尺一寸あり。此岩戸あるによりて、此下なる鄕を岩戸と號すと里民はいへり。されども此村山田村の邊は岩戸とは稱せず。其大石の前に小社あり。里民權現と稱す。左に小き藥師堂あり。後に山祇の社あり。此里の產靈なり。此岩のわきより早良郡板屋村へ越る道あり。是を戸板越と云。此道の間大石多くさま〴〵のものゝ形に似たる岩あり。嶺に杖孔と云所あり。これ早良郡那珂郡の境なり。南

面甲より此所に上るには、坂の間甚長く山高し。嶺より南の方板屋村に下るには、坂ひくし。是を以て板屋村の地甚高き事をしるべし。

○逆鷺岡

安德村にあり。今は御所原と云。此岡の上に、岩戸少卿原田種直の宅の址あり。種直の五代の祖種實の時よりこゝに住せり。（怡土郡高祖の條に詳也。）壽永二年の秋、安德天皇木曾義仲のために遷座し給ひ、平家と共に此國にくだり、しばらく爰に住給ふ。其行宮の跡此原の内にあり。平家物語に、平家は筑紫に都を定め、内裏作らるべしと、公卿僉議ありしかども、都もいまだ定まらず、主上は其比岩戸の諸卿大藏種直の宿所にぞましましけるとあるは、此所の事なり。（岩戸の諸卿とあるは岩戸の少卿なり。種直此時太宰府の少貳たり。少貳の事をも少卿と云故に岩戸の少卿と稱せり。）又源平盛衰記三十二卷には、平家筑紫に皇居如形作られたりければ、大臣殿より始て人々安堵し給ひたりけるとあり。則此所なるべし。此原の内に御所の内と云畠の字あり。

一町計あり、その地は脇より少高し。これ安德帝皇居の跡なりと云。近世永祿元龜の比までに、此御所の内の岡に築地あり。又其外の宅にも各區に築地おほかりしとかや。然るに土民とも圃の妨なりとて是を崩せり。されども今も猶築地のありしかたち所々に少殘りて見ゆ。此岡は村より高き事八九間許、其上の平なる事恰も碁盤の面のごとし、廣東西百八十六間、南北百五十間許あり。（畠九町餘あり、四方は山につゞかず其外めぐりは皆田なり。[illegible]も下はつゞけり。是は原田[illegible]）岡の東に裂田の溝あり。神功皇后のこゝに來り給ひし時、雷のとゞろきおちて、溝を開きし所の岡なれば、とゞろきの岡と名付けるよし、日本紀神功紀に見えたり。今は里民御所の原といふて、とゞろきの岡といふ事をしらず。又其東南の崖下に小なる岡あり。裂田の溝に近し。是を小岡と號す。

○裂田溝

安徳村の巽の方、龍神の森下、御所原の東の崖下にあり。日本紀神功皇后紀に曰、皇后神教の験ある事をしろしめして、更に神祇をいのりまつりて、みづから西をうち給はんとおぼしめし、爰に神田を定て佃せらる時に、儺河の水を引て神田につけんとおぼして溝をほらせらる。迹驚岡に及で大磐石ふさがりてとをすことを得ず。皇后武内宿禰をめして、剣鏡を捧て神祇に祈りて溝を通す事を求む。則時に雷電霹靂して、其磐を蹴裂て水を通せしむ。故に時の人其溝を號て裂田溝といふと。日本紀に見えたり。轟岡のほとりの溝に、大岩の上を水の通る所あり。是日本紀にしるせし雷のさきたる所なるべし。其所の兩方小岩あり。一方は田の中に島のごとくにして、其形龜に似たり。故に龜島といふ。又其流の下に岩ある所を掘切たる所百間餘あり。其ほりたる大溝岸より水面まで所によりて五六間四五間、水の深さ二尺五寸、あるひは二尺程あり。溝の廣さ下にて一間半或は二間あり。此溝は堀通したる所、廣く深くして且長く、人力のたやすくおよぶ所にあらず。是皆神功皇后の時ほらせ給へる溝なるべし。此溝の水は上なる山田村の一の堰手より來る。其龜島の側に地藏堂あり。是神功皇后を祭れる社にして、地藏を附會せしにや、いぶかし。

○安徳村

御所原の安徳天皇の行宮ありし岡の下にある村なれば、かく名付けるならし。安徳村の枝村風早といふ所にある井手の廣さ二十七間有。其上の源を風早淵と云。風早大明神あり。風早の土神也。此風早井手の下兩山有て其首せばきゆへ、洪水甚しければ、山田の前大水滯て田地をそこなふ事有。

○山田村

迹驚の岡の南半里にあり。迹驚岡より南の山間別に一河内あり。平田なり。是山田村の境内なり。山中なれども廣くして平かなる事、又杯面の如し。良田なり。凡此村中土地肥壤にして、多く菜蔬を作る。又

此村の上、四箇畑に行く道の西なる田の中に細長き塚あり。むかしいかなる時にや、合戰有し時、骸をうづみし所と云り。

○一の堰手

山田村にあり。是神功皇后のほらせ給ひし、裂田の溝の水上なり。此水を引て下なる田地にそゝぎて、神田を作らせ給んため、神后の初てせき給へる堰手なるべし。井手の廣さ八十間有。大井手なり。此郡にかぎらず、此國において、是程の大堰手又別に見えず。此水山田、安德、東隈、仲村、五郎丸、松木、今光、凡七村の田地百廿九町餘、皆此堰手水を以てうるほせり。

○伏見大明神社

此の社は肥前の川上大明神をまつる。これ神功皇后の御妹なりと稱す。後に山城國伏見の御香宮を勸請し合せ祭る。故に伏見大明神といふ。相殿武[illegible]神あり。神體は木像にて二ありし。里人の云、むかし博多に在し時、此所に異國の神體を持來り置、故に博多の祇園には神體なし。御幣を以て神體とす。城州伏見御香宮は、神功皇后なり。伏見にましませば、此神社を伏見大明神と號けるにや。むかし皇后此邊にて神田をひらき、農民をたすけ、裂田の溝を通じ農民をめぐませ給ひしかば、後人是を感じて皇后を此所に祭り奉れるならん。

○鯰淵

山田村にあり。一の堰手の上なり。此淵に鯰魚多し。常には見ゆる事なし。岩穴の中にありと云。國天下に變ある時は、必あらはれてあつまるといへり。天正十四年七月、薩摩の軍兵此國を亂妨せし前、此淵中に鯰すきまもなく泳出ぬ。元和元年大阪陣の時も、また鯰出たる事古のごとし。白鯰及鞍懸鯰とて鞍置たる形の如く、背の白きなまずも此時出たりと云。其鯰の大なる事三四尺に及べり。寛永十四年、肥前有馬に賊徒起りし時も出たり。然れども前兩度の如く

夥しくは出ざりしと云。又慶長五年、長政公此國を領し給ひしより以來、山田村を大身の家臣に宛行れし事共有けり。其地頭逐斥せらるべき前兆にも鯎出けりと云　此所の鯎一の井手より上なるをば神の使と里民おそれて取らず、此井手より下に落下れば神のめぐみに背けりとて常の魚の如くとりて食ふとなり。

○馬瀬

山田村の西なる川に馬瀬といふ所あり。鯎淵の上なり。里民傳へて云、辨財天百濟國より來給ふ時、龍馬に乘、此瀬を越給ふ。故に馬の瀬といふ。此說誠に野人の語なり。其非を辨ずるに足らず。今おもひ見るに、神功皇后三韓より歸らせ給ひ、背振山に上り給ひし時、此瀬を馬にて渡らせ給ふ。故にかくの如く云傳へしにや。天竺の辨財天は女神なり。皇后新羅より歸らせ給へば、かくいひ轉せるならん。

○梶原村

上下兩村にわかる。上下の間近し。四方に山あり。谷の中にある里なり。境内長さ二里許有。民俗云傳ふるは、梶原景時が末葉、此所に住ける故に村の名とす。大なる宅の址あり。是を平三屋敷と云。是景時が末裔の居たりし居宅なりと云。梶原平三と云者は、慶長の比居たりしといふ。

○四箇畑

岩戸河內のおく山中にあり。是又一河內にあり。不入道、埋鐘、鳴瀧、一瀬、此四村いにしへは一村にて南畑と云。今四村と成り、各其名をとなふといへども、今もすべて四箇畑といふ所、此おく山を越て五箇山也。四箇畑五箇山對せる名なり。

○不入道

むかし背振山盛なりし時は、守護不入の地なりと云、此所より上すべて守護不入なりし故に、名付しならん。又此村の境內に瀧あり。水流五間ばかりあり。いとめづらしき好觀なり。其側に小き觀音堂あり。

山田と不入道との間、東の山のかたはらに大なる石たてり。

○埋鐘

此村の中にたゝらと云所あり。むかし此地にて鐘を鑄けるに、災難有し故、其鐘を地に埋めける。是により て所の名を埋鐘と號す。又むかし亂世の時、盗賊のかすめ取るうれへ有し故に、鐘をうづめし所もありしとかや。

○鳴瀧

此村に瀧ある故に鳴瀧と云、後に誤て成竹と書り。村上に高山有、かゞめき山と云。桂村・寺倉と云所あり。是はむかし背振山寺僧の滑ありし所なりと云。今は畠となれり。又此村の南面里村の山に石南花多し。春は花開て、錦をさらせるが如し。

○一瀬村

那珂川の上流にて、是より五箇山へ越所、川瀬ある故に、一瀬といふにや。村は高き所にあり。後は山、前は川、向にも山ありて、佳景也。しかれども谷水の音常にかまびすし。又此所に一嶽といふ古城あり。古戰場の部に詳也。

一、如水公の弟黒田養心此村に卜居せらる。其宅の跡猶殘れり。歿後此地に葬る。河西の高き所に墓あり。

一、此村より五箇山の内綱取村にゆく本道は、鳥尾嶺をこえゆく。又山をこえずして川にさかのぼりゆけば、西不動石とてあり。其岩の高さ十一二間もあるべし、奇石なり。此所をからたきといふ。是より四十間許川上に瀧あり。高さ四間餘、水のながれ常に絶えず、沫の散する事雪のふるがごとし。鮎返りといふ。其邊に大石多く、見所あり。此所にも小瀧四流あり。水多き時は一流と成てながる。是より三町許ゆけば東不動石に至る。兩岩ありて一所にならべり。東の岩の高さ十五六間許、西の岩の高さ九間許あり。東の岩に梵字を刻めり。其岩のよそほひ削なせるがごとく、天工誠に奇絶なり。又是より二町許ゆけば、

泉水と云所あり。池あり。其形瓢に似たり。横二間長五間あり。是より谷にしたがひ行て網取村に至る。凡一瀨村より川をのぼりて網取村に至るまでの峽中、山水の奇石、恠岩の景色すぐれたり。然れども危嶮にして、經過こゝろにまかせざるを恨とするのみ。王龜齡が詩に、山川好處造化惜。不許世人平地看と作りしも、げにさる事ぞかし。

○五箇山

岩戸の川上、深山の内に五村あり。故に五箇山と云。網取、道枝折、桑野、河内、大野、小河内、是なり。一瀨より龜尾嶺と云山を南に越れば、則五箇山の鄕内なり。此河筋にて岩戸を一河内とし、山田を一河内とし、四箇畑を一河内とし、又五箇山を一河内とす。同流の上下に四の河内あり。道枝折は道より東にあり。川向なり。東の山を後にしたる里也。今誤て道十里と云。網取は川の西路の傍にあり。此地に櫻多し。網取村の境内に、虎が岳とて古城の址あり。城主しれず。龜尾山につゞきて少東南の方にあり。桑野河内は網取より川上にあり。河東なり。民屋十二三軒有。此邊より上は谷せばし。網取より上十八九町ばかりに谷二あり。直に行て白土が城と云小由を越、流にさかのぼりて南に七八町ゆけば、大野と云村あり。直に南にゆかずして右に轉じて、西北より來る流にさかのぼりて行。肥前國の内を六七町通り過て、又當國に入、東小河内村に至る。大野と東小河内は谷かはれり。大野には民屋七八軒有、櫻有、五箇山の内なり。川のむかひ同谷の内に、肥前神崎郡西小河内の枝村あり。民屋二三軒有。大野村二三町前より左に行ば嶺あり。肥前國阿屋部村へ越る道なり。此所に境塚あり。筑前肥前の境なり。大野より南の方肥前の内を四五町通り、川を越、又筑前に入、十町餘行て嶺あり。地燒嶺といふ。谷川のながれ出る頭を境とす。地燒の前の嶺を小嶺と云。道祖神兩所にあり。又烏帽子岩といふ岩あり。地燒嶺よ

り肥前の方に四町許ゆけば、彼國よりたてし關所あり。東小河内村は網取より廿五町あり。東小河内の少下に兒おとしとて深き淵あり。淵の上に二間ばかりなる瀧あり。むかし此邊の山寺の兒瘧(おこり)をわづらひけるに、驚かしておどさんとて、此瀧の上なる大なる椎木(しひき)に兒をのぼせ、縄にてからげ付けるに、取落して彼瀧水に溺れて死せり、故に兒落しと云。東小河内の川向ひにある村を西小河内と云、是は肥前の内なり。民家あり。東西一村なるべきに村を異にするのみならず、國を異にせり。其間纔に一の小川をへだつ。大野は肥前の内なるべくして筑前なり。西小河内は筑前の内なるべくして肥前なり。凡國郡を分つに高山大川を以て境としたるは、境地へだゝれる故、土地の風景も同じからず、人民の風俗もかはる事ある有べし。又山の嶺を以てわかたずして、小なる澗水をへだて、或は小なる道を以てかぎりとする所も有。同じく一谷の中にありといへども、國を異にする事諸國に多し。東小河内と西小河内は、ことにわづかなる川を一へだてゝ、男女朝夕往來すれば、風土も異ならずして、民俗も同じかるべきに、國の風化によれるにや、言語民俗もかはれりと云。東小河内に山神の社あり。桜あり。大にしてうるはし。山に櫻多し。花盛には見るにたへたり。山ふかき故に、世間の花にくらぶれば、おそき事十四五日許なり。此地の山は年の寒温にて少し遲速あれども、大やうは穀雨中(三月)前二三日盛なり。むかひの西小河内の山にも櫻多く、綠樹しげし。此谷中春は花、夏は緑、秋は紅葉、冬は雪、四時のながめつきず。面白き境地なり。五箇山は山中境内せばく、田圃すくなければ、人民多し。茶を多く植て家産とす。五箇山茶とて是を用ゆ。此山川に二三月は榎のはといふ魚ありてとる。鱒に似て小なり。

○九千部山

此山は[illegible]の方より見れば、甚廣大にして高し。

筑前より見るに異なり。基肄養父兩郡に近くのぞめり。村民の說に、むかし性空上人法華經を一萬部讀誦せんとこゝろざし、九千部よみ、其しるしに此山に塔を建てたる故に名付。今此山上に其しるしの三重の石塔あり、高さ二尺許、其下に風穴とて穴あり。殘千部は筑後久留米の町內經の隈と云所にてよみ終て彼地に經を埋めりと云。九千部山の麓に谷川有。一瀨の上に流れ出る。一瀨の上より五箇山の方へゆかずして左方にゆき、谷川をつたひ上りゆけば、九千部山の北のふもとに至る。其間に近年民家少し出來たり。大谷黑木など云所あり。寺社などはなし。九千部山、峻にして材木多し。むかしは網をはりて鷹を取しなり。是より肥前田代に越る道あり。其嶺に筑前肥前の境あり、嶺を越て南に肥前本城河內と云所有。

○西畑村

此村は、早良郡小笠木村と當郡別所村との間の山中にあり。他の村里を遠くはなれたる村にして、其めぐりは皆山かさなれり。小笠木村にも越ゆく。其谷水は東に流れて別所村に出る。此村より別所まで十餘町あり。其間は山あひの谷なり、淸流激湍多して、おもしろき佳景なり。就中鰷回とて高二間許の瀧あり。觀賞するに堪たり。下は小なる淵なり。村中に古寺の跡二所あり。比丘尼谷とて尼寺の跡もあり。今は一寺もなし。產靈は山祇なり。十一月初丑に祭禮あり。此神蘆毛の馬を嫌ひ給ふとて、村中に是を飼はず。此神のみならず蘆毛の馬を嫌ひ給ふと云傳へたる神、嘉摩郡馬見權現もしかりといふ。又他國にもあり。攝津國有馬湯山、信濃國望月の里など同じ。

○彌長村

其產靈の神は背振の神のよし、社人稱す。此村民古より彥山に參詣せず。彥山の山伏を村中に入ず。又村中に、古來今に至るまで、彥といふ字を村民の名とせず、其故は未詳。

席田郡

此郡は、御笠郡那珂郡と糟屋郡との間にはさまり、國中にて最小なる郡なり。只八村あり。八村皆東の山の麓に在りて南北につらなれり。延喜式二十二卷曰、凡郡不得過千戸、若餘五十戸以上者。分隷此郡。地勢不宜分者。隨狀立別郡。其不滿百戸者。隷入他郡。若不得已而應分者。別錄申官。篤信ひそかに謂、席田郡は甚小にして、那珂糟屋御笠につゞけり。地勢を見れば分つべき所にあらず。されども右三郡何れも大なり。もし其上に又席田郡にある所の戸數を加へば、千戸に過なん事をおそれて、戸數すくなけれども、別に此郡をわかちたるならん。其故に此郡は甚小なるべし。古今著聞集曰、經信卿、大宰帥に任じて下向の時、八月十五日夜筑前國席田驛につきたりけるに、天晴月あきらかなるに、館の前に大なる槻ありけり。枝葉ひろくさしおほひて、月をへだてければ、人をめしあつめて、たちまちに其木をきりはらはせて、月に向ひて夜もすがら琵琶をかきならして心をすまし、天明ぬればたゝれけり。篤信曰、席田のむまや、いにしへ此郡の内いづちにありしにや、かゝるすき人も今はなき世なりけり。今は其所しれず。若今月隈といふ所、彼經信卿の月を見られし所なるか、大なる槻木ありしよし、著聞にしるし侍れば、槻隈とかけりしを、後にあやまりて月隈と書くにや。月隈は此郡の東山下にあり。此所むかしの道ありて、宿驛ありしにや。

和名抄に載る所の郷の名三あり。

石田　大國　新居なり、今は其名一も傳らず。

今稱する所の村の名

金隈村　立花寺村　上月隈村

下月隈村　見上村（下月隈村の内）　青森村（同上）

平尾村　雀居村（平尾村に屬す）　青木村

鷹田村（青木村の内）　上舊井村　下舊井村

田屋村（下園寺村の内）

以上　十三村
內　八　本村
　　五　枝村

○金隈

御笠郡と席田郡との境は、御笠の中村と金隈との間にあり。村の南に尾崎とて、高き山より出たる山の尾あり。其上に穴塚多し。其南の谷の奥にも、穴塚甚多し。南の山上にもあり。是皆上古の穴處せし舊址ならん。近年石を掘てとりし故、窟多からず。又金隈の高き山上に石鏡あり。側より見れば能く物のかげを移す。向ひてみればうつらず。其面平かにして光あり。其石の高三尺餘。横一間許あり。是は火打石の類なり。其邊に燧石多し。か樣の石鏡上座郡菱野村にもあり。此石の事、菱野村の處に詳にしるす。山城國鷹峯の下にも、鏡石とてかやうなる石あり。

筑前國續風土記卷之六終

筑前國續風土記卷之七目錄

御笠郡　上

筑前國續風土記 卷之七

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

御笠郡 上

日本紀神功皇后紀に、仲哀天皇九年春二月壬申朔戊子、皇后羽白熊鷲を討んとて、橿日宮より松峽宮に遷り給ふ。松峽は、竈門山の西の麓、有智山村の上にあり。時に飄風忽に起て、御笠を吹落しぬ。ゆへに時の人其所を名付て御笠といふ。此郡の名こゝに起れり。近世は訛て三笠と書しが、寛文四年に、國郡の名舊に復すべき由、台命ありしに依て、今三の字を改て御の字を用ゆ。此郡、南は肥前筑後にさかひ、東は夜須につらなり、峯を越て嘉摩郡に隣し、西北は那珂、席田郡につゞき、糟屋には小山を隔てゝつゞけり。古昔官府のありし地にして、異國の藩屛として、九州の政を統行ひし所なれば、太宰帥以下數多の府官しば〳〵交代せし故、遺蹤古蹟碁のごとく布き、星のごとく列れり。其地たる、東西に高峯連なりそびへ、南北は他郡の平原の地に通ぜり。泉清く土肥たり。古代の遺風にや、民俗いやしからず。

和名抄に載る處、此郡の鄕の名四あり。

御笠　太宰府の邊なり。　長岡　村の名に今もあり
次田　大野　四王寺山の西の麓より、國分村の邊までをいふ。

今稱する所此郡の村の名

國分村　國分町國府村の內　觀世音寺村
仲島村　上大利村　下大利村
天山村　西小田村　野添村西小田村の內
中村　五條村中村の內　針摺村針摺とかくは正とすべし
針摺町針摺村の內　石崎村針摺村に屬す新田村なり。　俗明院村續命院と書を正とすべし。
油須原村　白木原村　乙金村むかしは弟鐙とかく。今訛て乙金とかく
北谷村　原村　內山村　大石村　宰府村
横岳村宰府村の內　山田村
雜餉隈町山田村の內○此町半は那珂郡井相田村の內にあり。此町今は此郡山田村の內にあり。故に此町の名兩郡に出。

武藏村　湯町武藏塔原兩村の內　畑詰村
田屋村畑詰村の內　香園村　牛島村
小松村牛島村の內　本道寺村　筒井村
岡田村　永岡村　下見村
山家村　浦下村山家村の內　上西山村同上
茶屋原村同上　牛頸村　上牛頸村牛頸村に屬す
井手村牛頸村の內　二日市村　通古賀村
隈村　水城村　水城町水城村の內
瓦田村　笲蓋原村瓦田村の內　吉木村
池田村吉木村の內　阿志岐村　七力村阿志岐村の內
紫村　片野村　平等寺村
古賀村平等寺村の內　中野村同上　原田村
前小原村原田村の內　上原田村同上　山口村
山神村山口村の內　柿久保村同上　下谷村同上
萩原村　今屋敷村萩原村の內　大佐野村
古賀村いにしへは井手の古賀村といふ　同丸村古賀村の內

立明寺村　杉塚村　吉松村
園田村吉松村の內　若江村　常松村
諸田村　筑紫村　木山谷村筑紫村に屬す
上古賀村　向佐野村　塔原村
坂本村

以上八十六村

內　五十六　本村
　　三十　枝村（此內一、新田村）

○竈門山神社　此山上に、福岡より六里、宰府の鳥居より五十町。有智山村より二十二町あり。

此山は、國の中央にありて、いと高く、造化神秀のあつまれる所にして、神靈のとゞまります地なればにや、筑紫の國の惣鎭守と稱す。凡國土には、鎭守となれる山あり。是を鎭山といふ。神靈ありて其國をしづめ守り給へり。山城近江に愛宕．比叡、伊吹あり。武藏の秩父山、甲斐の白峯、信濃の淺間嶽、加賀の白山、越中の立山、伯耆の大山、日向の霧島、肥後の阿蘇、豐前の彥山、豐後の油布山の類のごと

し。かゝる大山には必神靈ありて、自餘に異なれり。然れば國の幣を祈り、禍をはらひ、年の豐を願ひ、凶を除き、或は旱に雨をこひ、霖雨に晴を祈るも、皆此山におゐて行ふべし。其精誠を致さば、必應驗あらん事、疑ふべからず。此山は峯高くそびへ、雲霧ふかくおほひ、烟氣つねに絶えず。故に竈門山と云。また御笠山とも云。太宰府は此山下にある故、御笠の里と云、此山て或は寶滿とも號す。滿山岩石多くして、其形勢良工の削なせるがごとし。誠に奇絶の境地なり。篤信、かつて諸國の名山を多く歴觀せしに、かゝる所はいまだ見ず。此山上に登れば、一瞬の間に、數百里の外までかへり見て、衆山の小なるを一覽し、九州の內、近國は皆眼下一望の內にあり。西北には壹岐對馬はるかに見えたり。秋天晴朗の時は、しらぬ新羅の山もほのかに見ゆ。まことに廣大なるながめ也。山中に、春は櫻花多く、秋は紅葉多し、登臨するに堪たり。其外四時おり／＼の美景、其變態のうるはしき事限りなくして、みじかき筆にはのべがたし。されども偏僻の地にありて、登臨する人稀なれば、かゝる奇勝の名山なる事を知る者少なき事を恨るのみ。山上に御社あり。是則竈門の神社なり。延喜式神名帳に、御笠郡竈門神社一座大名神としるせり。祭る所の神は海神の女玉依姫なり。鸕鷀草葺不合尊の御后也。日向國高知尾にて、神武天皇を產給ひて後、竈門山に入玉ふたかや。相殿の神二座有。左は神功皇后、右は八幡大神なり。かかる名山には、おのづから神靈のます理あり。況又御社の神の鎮座し給へる地なれば、いと仰ぎたふとぶべくして、其靈驗も亦すぐれ給へるなるべし。十月初午、祭禮あり。峯の東に岩穴あり。天然の一泉なり。東西四尺餘、南北三尺にすぎたり。其水清潔にして常に增減なし。人此水に影をうつせば、老顏も、少壯の如し。故に益影井と名付侍るとかや。社家の說に、往昔天の神出胎の時、此水を用ひて浴し

玉ふと云傳ふ。其上に鼎の足の如く峙てる石三あり、高一丈餘。三石の間一丈許あり。今其間を道として通れり。是を竈石といふ。此所にて湯をわかし給ひし故、釜石、釜の蓋石など云。釜のふた石、高五間許あり。靈石あり。又應神天皇糟屋郡宇瀰村にて生れ給ひし時も、此井の泉を汲て産湯とし給ふとぞ。御社は山の巓いと高き處、大盤石の上にあり。乾に向へり。甚尊嚴に見えおはします。山上に登る者は鐵索を引て攀躋る。鐵索を曳て上る所六間許。本社の北に兒落しと云大岩あり。上より下を望めば、あやうくして魂をけす。山中に七の窟あり。法城、福城、劒の岩屋、南の岩屋、ふし内の岩屋、寶塔の岩屋、釜蓋、是なり。皆神靈の窟宅する所なり。又西に妙美水有、潮汐に應じて進退す。其外獅子の瀧、馬蹄岩など云靈跡多し。續日本後紀に、仁明天皇承和七年四月丙寅、筑前國從五位下竈門神に從五位を授らる。同九年秋七月癸巳朔乙未、使を筑前國竈門神社に遣し、奉幣せらる　祟あるによりてなり。文德實錄に、文德天皇嘉祥三年冬十月乙巳朔辛亥、筑前國竈門神に正五位下を授玉ふ。三代實錄に、清和天皇貞觀元年正月二十七日甲申、筑前國正五位下竈門神に從四位下を授給ふ、御即位の賞也、陽成天皇元慶三年六月八日丁卯、筑前國從四位下竈門神に從四位上を授玉ふよし記せり。醍醐天皇延喜元年六月二十一日、八幡大神の御託宣に、竈門神は吾伯母にておはしますとあり。是は竈門の御神は尊み給ふ事、伯母の如くおぼしめすとの御事也。まことに竈門の神は玉依姫なれば、御伯母にはあらず。日本の俗、婦人をたうとびておばと稱す。後三條院の御宇に、藤原經衡筑前守にて、國に侍りけるに、日のいたくてりければ、雨の祈に此御神に鏡を奉るとて、そへたりける歌に、

雨ふれと祈るしるしの見えければ
みづかゞみともおもふべきかな

此歌新續古今に見えたり。かくて雨降て國中のもの悦あへりしとかや。此鏡今に神殿に納れり。徑一尺二寸二分あり。うらには紋なし。

大江匡房

名寄
なまどやままた夜こめて降積る
みねのしら雪明てこそ見め　　道信法師

現存集雲白
ちる花にさきこがれこもをしきかな
かまどの山のひざくらのはな　　檜垣嫗

續後拾遺集
降らばふれ御笠の山し近ければ
みの島まではさして行てん
（一本にさしてゆかなん）

拾遺集十八に、元輔つくしへまかりける時に、かまどやまのもとにやどり侍りけるに、みちべたに侍りける木に、ふるくかき付て侍ける。
春はもえ秋はこがるゝかまど山
しありけるに、又書付ける。
霞もきりもけぶりとぞ見る

篤信曰、是元輔かまど山のふもとにて、道なる木に、もとより書付たる上句を見付て、下句をつけるなり。是いにしへの連歌なり。

白河院應德二年、官符を下されける其中に、竈門山大神社九國惣鎭守、不混諸社、故寄附神領八十庄、宜懸祈聖朝安寧あり。いにしへ朝廷よりふかく御尊崇ありし事、是を以推はかるべし。堀川院長治二年六月二日、諸卿あつまりて、是より先太宰權帥中納言季仲、八幡別當光清に同して、竈門山神輿を射、并圓與法師等を殺害せし事を定申、十月に季仲を流罪し、光清を禁獄せられしとかや。（此事百錬抄及山門記に見えたり）同御宇嘉承元年十一月三日、勅して竈門社に正一位を授給ふ。勅使は太宰權帥大江朝臣匡房なりしと云。後土御門院文正元年十二月天下大[illegible]す。一國一所ずゝ御祈禱を行はせらる。筑前國には竈門山におゐて、是を行ふ。五色綵五十端、黄金五十兩を寄入し給ふ。天武天皇の御宇、心蓮上人といふ僧、初て此山に寺院をかまへ、貴仲寺と號す。法相宗な

り。心蓮上人は白鳳十二年六月十日寂す。佛頂山東尾寺其居所なり。則佛頂山に墓所あり。佛頂山はかまど山の北に在て、竈門山より高し。其後やうやく繁榮して、有智山、南谷、北谷、三所の僧舍すべて三百七十坊ありしとかや。此内三百坊は衆徒方とて、專戒行をつとめて、入峰を事とす。今もむかしの僧坊の跡三所に殘りて昭々たり。文武天皇の御宇に、役小角登山して、七の石室におゐて修法せしと云。是によりて修驗道者、此山を以修法の場とし、此山と豐前國彥山を以て、金胎兩部に比するとかや。桓武天皇延曆二十一年、傳教大師入唐安穩のため登山して、竈門神に祈り、藥師佛七體を作り、七ヶ所に安置す。此比より變じて天台宗となり、叡山に屬せるならん。按ずるに、水鏡に、傳教筑紫にて唐土へ渡らん祈りに、かまどの山寺にて藥師佛七體を作るとあり。又叡岳要記に云、本傳に云、延曆廿二年十月二十一日太宰府竈門山寺におゐて、四船平達せんために、敬て白檀像の藥師佛四體を作る。高六尺餘とあり。今社家者の云傳へには七體とす。故に七ヶ所に藥師堂あり。所謂七ヶ所とは有智山寺則竈山の中宮也。上座郡宮野村の境內八坂の南林寺、穗波郡土師村種因寺、那珂郡堅糟村藥王寺、夜須郡朝日村日照寺、御笠郡武藏村武藏寺、通古賀村東林寺是也。七佛藥師の在所別に又一說有。上座郡南林寺の所に詳に記せり。

延曆廿二年、弘法大師登山して、雨を竈門神に祈る。此時にや、弘法求聞持の法を執行せられし所とて、福城の岩屋の上にあり。則求聞持堂あり。嵯峨天皇弘仁九年四月、傳教大師有智山寺の邊におゐて、寶塔院を建つ。是日本國六所寶塔院の一也。所謂六所寶塔院は、安東上野寶塔院上野國綠野郡にあり。安南豐前寶塔院豐前國宇佐郡に在。安西筑前寶塔院御笠郡有智山寶塔院是なり。安北下野寶塔院下野國都賀郡に在。安中山城寶塔院比叡山西塔院に在。安惣近江寶塔院比叡山東塔院に在。是也。大師六所寶塔院誓願文に云、

住持佛法、爲鎭護國家、仰願十方一切諸佛、般若菩薩、金剛天等、八部護法善神伦叉等、大小叡山王子眷屬、天神地祇、八大明神、藥應藥圓同心覆護、大日本國陰陽應節、風雨順時、五穀成就、萬性安樂、紹隆佛法、利益有情、盡未來際恒作佛事。

弘仁九年四月二十一日　一乘澄記願

一乘澄とは、一乘止觀院最澄といふ意なるべし。最澄は傳教大師の名なり。

後奈良院御宇弘治三年、豐後の國主大友宗麟、當社寺院の傍、前栽茶園まで檢地せんとす。其時の社主淨戒愁訴しける。其書云、當社領二三年來疆界不正、方今檢斷却爲幸乎、坊中三十町、自往古守護不入、一色左京大夫直氏探題時、奉尊氏將軍命、被立御高札、近年大内家下知又由之、此等趣審辨、閣亂舊政、則可謂敬神之至也。かく書上しけれども、宗麟終に許されず。有智山、北谷、中堂原、此四ヶ所にありし寺院僧坊に、課役をかけ、堂社破壞ゝるを好んで、其跡を墾て田とす。然るによりて社家神人は、變じて農夫となり、神事祭禮日々にすたり、社僧法師は俗に還り、傳法修行の血脉を斷てり。かゝりければ、三百七十區ありし僧坊も衰微して、纔に二十五坊に成ぬ。今所在の二十五坊は、皆是行者方なり。寛永の始までは、衆徒方猶二坊ありしが、其後亡びぬ。二坊は善如坊、淨泉坊是也。凡竈門山の寺僧は、中頃より傳教の流を傳へ來て、天台宗也。其内行者方　役氏の法を傳ふれども、是又天台宗也。何れも叡山に屬せり。永祿元年、二十五坊の山伏一味同心して、淨戒社主に申けるは、近年僧坊にも年貢課役をつとめ、神事祭禮悉く怠りぬ。わづかに殘れる門徒も、日々に減少す。所詮山上に引上り、坊宅をかまへ、神恩を報にし、課役を遁んとおもふよし愁訴しければ、淨戒是を聞、尤なりとて領掌す。是によりて、永祿年中、二十五坊の僧徒、西谷・松尾嶺に移り、漸々に東院の尾にも居住す。今に至りて

山伏二十五坊、ふるきに依て皆山上に居住す。天正十五年の春、秀吉公西征あり。薩摩より御歸の時、太宰府にとゞまり、此山に登り給ひ、命じて三層の高櫓を二ヶ所に建られけるとかや。其時此國をば小早川隆景に給はりける。文祿二年七月、隆景登山あり。權宮司重圓法印、時に八十有餘。講堂におゐて面謁す。此時隆景米百石寄進して、毎年恒例と定らる。同年隆景實滿の社造營あるべきとて、近郷の良材をあつめ、多く工匠をつどへて造らせられけるが、慶長二年に至て作り終る。神殿、拜殿、講堂、神樂堂、鐘樓、行者堂、末社等、古法のごとく成就せり。石の鳥居をも建立せらる。此前神社、佛閣、僧坊まで荒果けるを、此時に至て形の如く再興せらる。長政公入國の後登山あり。歸り給ふとき宰府に留り、竈門山の役人をまねき出さる。其比座主亡びて、衆徒中輪番の時節なりしかば、仲谷坊經實召に應じて宰府に來りけるに、竈門の神は古來の名社なれば、社領三百石寄附あるべしとの給ひける。經實歸て衆中に申す。衆徒山中一處につどひ、會議して曰、凡僧徒は、衣食に足りぬれば、行法のこゝろざしうすくなるものなり。所詮御厚恩に諸役御免ありて、十方の檀那疎隔なくば、山中の相續然るべく候はん。領地を受用仕まじき由、衆議一同して申ければ、僧徒等の申所理なりとて、其請に任せ給ふ。其後も度々登山あり。衆徒を招き出し、臨時の祿など賜りける。其外恩惠淺からず。元和四年二月、又長政公登山あり。先訴ありといへども、神領寄附のしるしなくんばあるべからずとて、高二十五石の地を、宰府におゐて寄進ありて、永く山中の公役を除かれける。寛永十八年二月、火災おこりて、講堂、神樂堂、鐘樓、役行者堂、一時に燒失す。是は近年山中猥がはしく、神前諸堂の界も野となりける故、野火入て回祿せしなり。山中傳來の佛像重器等、多くは此時に燒失せり。其後は假殿を作りて、回祿の諸堂にありし燒殘

たる物をこめ置ける。慶安元年、國主忠之公、其家臣竹森六郎兵衛、吉田善兵衛、津田長太夫、長谷川角左衛門、吉田兵右衛門　村田兵助等に命じて、當社造立の事始あり。近郡の良材をあつめて作らせられしが、三年に成就せり。神殿、（方二間半）拜殿、（二間三間）講堂、神樂堂、鐘樓、行者堂、藥師堂、護摩堂等舊慣に復せり。鐘も燒てなかりければ、新に是を鑄させける。元祿九丙子年、國主綱政公より、又二十五石の神領を寄附し給ひ、合て五十石の神田あり。上宮より東の方一町許に、獅子の宿とて、二間に五間の家あり。家の眞中に長爐あり。是を長床といふ。此所は峯入の時、護摩を執行する屋なり。國峰とて、いにしへより竈門山山伏の峰入する地、國中所々にあり。天正年中まで右の修法ありしかど、其後は事たえて、百餘年に及びしかば、諸峯の通路も久しく荒癈せり。然るに元祿十二年、時の座主相傳院兼雅、國家の安全を祈らんため、又國主綱政公四十二歳の厄を攘はんために、廢りたるを起して、國中峯入を修し、春三月十五日、同所の衆徒をもひきつれて、竈門山より先獅子の宿にかけ入、卯月八日に宗像郡孔大寺山をかけ出、竈門山に歸る。其間、糟屋、鞍手、宗像、那珂、御笠、數郡の内、凡二十七箇所を經歴して、所々にて修法す。福岡の城内にも、若一王子社あれば、こゝにも衆徒と共に入て、法儀をつとむ。

○太宰府舊址

國府村の東、觀世音寺の西に、つき山と云小山あり。其西の田の中に、大なる礎石多く殘れり。是則太宰府の址なり。此里を御笠の里と云。貞享年中、觀世音寺の觀音堂を再興せし時、多く其礎の石を取用たり。されども猶餘石多し。南に大門の址、北に都府樓の跡ありて、其間に大厦のありし跡、礎甚多して其舊跡さかだに見えたり。其礎は皆方六尺餘有て、柱を立し所は平かにして、わたり二尺一寸、或は二

尺五寸あり。鎮西府といひしも即此所なり。古哥に、しづむる西の宮とよめり。又都督府とも西の都ともいへり。凡此太宰府は何の時より置れしにや、其始を詳にせず。日本紀に、推古天皇十七年夏四月、筑紫太宰府奏上言、百濟の僧道欣惠彌を首として十人、俗人七十五人、肥後國葦北津に泊ると云々。是太宰府の國史に見えたる始なり。是によりて見れば、始て置れし事は、猶其いにしへ久しき事にや侍らん。續日本紀に、聖武天皇天平十四年正月辛亥、太宰府を廢せらる。右大辨從四位下紀朝臣飯麿等四人を遣はして、廢府の官物を以て、筑前の國司に付らる。同十五年十二月辛卯、始て筑紫に鎮西府を置かる。從四位下石川朝臣加美を以て將軍として、外從五位下大伴宿禰百世を以て副將軍とす。判長二人、主典二人あり。同七年六月辛卯に復太宰府を置るとあり。此の府廢興右の如し。大凡當府は、九州二島を司どりて政治をなし、西方の藩鎮として、異賊の襲來にそなへ、非常を防ぐために置れけるとなり。故に其任尤おもし。其上官を帥といふ。是勅任の官にして、多くは有品の親王を以て是に任ず。親王是に任じ給へば、權帥若は大貳、府務をしる。權帥は納言以上の人、是に任ず。又大臣たる人、左遷の時も權帥に任せらるゝ事あり。菅丞相も左遷の時、此官に任じ給へり。其次に、大貳、少貳、大監、少監、大典、小典、大判事、少判事、大令史、小令史、大工、少工、博士、陰陽師、醫師、算師等の屬官あり。其の職掌は淡海公の作り給へる令の第一卷に見えたり。又主神、主工、博士、明法博士、音博士、主城、主船、主廚、大唐通事、史生、弩師、新羅譯語、傔仗等の小官、此府にありて各其職を務む。つら〳〵太宰府の官人交代の事の、國史に出たる初を考ふるに、日本紀に、天智天皇六年に、筑紫の都督府の事を載たり。又七年秋七月、栗前王を以て筑紫の率に許す。同八年春正月庚辰朔戊子、蘇我赤兄臣を以て筑紫の率に

拜す。同十年六月、栗隈王(くりくまの)を以て筑紫の帥とす。（帥の字を用る事こゝに始る。）同年十一月、對馬國司遣使於筑紫太宰府。此時より、既に都督府太宰府の號ありて、太宰の帥を下されしなり。天武天皇五年丙寅朔丁丑、筑紫太宰帥三位屋垣王罪ありて土佐に流さる。持統天皇三年八月辛亥朔丁丑、淨廣肆河内王を以て筑紫太宰帥とす。同八年九月壬午朔癸卯、淨廣肆三野王を以て筑紫太宰帥に拜す。是より以後、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、凡五國史に載る所、太宰帥、大貳、小貳、以下の內官拜任の事、歷々として甚多し。いたつかはしければこゝに載せず。且三代實錄の後、宇多帝より以來、太宰府任官の事も、公卿補任に載せたり。見る人いたつかはしかるべければ、はぶきてしるさず。凡太宰帥に任せる親王大臣等は、都に在て其事を司どり、其地に下り給ざるも多かりしと見えたり。是を遙官と云也。（遙任は、太宰帥の官人に任ずる者にはあらず。）大納言源經信卿は、堀川院嘉保元年、太宰權帥に任じて、七十七歳にて此地に下り、永德元年に太宰府にて卒せらる。時に歲八十二。此人詩歌管絃に達せり。其墓所太宰府におゐてしれず。俊賴の父なり。永長二年九月、中納言大江匡房を太宰權帥に任じて下向す。故に匡房を江帥といふ。

凡諸國司は、其任四年を以て限りとす。然れども太宰府の官は、五年を以て限とせしにや。續日本紀、天平寶字二年十月勅、頃年國司交替、皆以四年爲限。又曰、寶龜十一年八月、太政官奏、筑紫太宰遠居邊要、官人相替限以四年、前事商量甚不穩便、臣等望請、官人歷任增爲五年。然れば筑紫にも、太宰は五年、其外は四年なり。良吏は延任にて、四箇年にかぎらぬ例あり。凡太宰府は、異國の防禦のため、むかしは武備を專とせらる。故に兵士多くあつまり、且武備のため、兵具を多く彼地にあつめらる事、歷代の史に見えたり。文武天皇大寶元年に、甲斐國より梓弓五百張、信濃國より梓弓一千二十張

獻せしを以て、太宰府に充られし事も有之。又太宰府の官舍は、安德天皇筑紫に蒙塵ありし時までは、猶ありけるにや。平家物語などにも、壽永二年八月十七日、平家は筑前國御笠郡太宰府に着、同十八日、右平家安樂寺に參るとあり。太宰府のありし所は、右にいへる如く、其舊址あり。安樂寺は其東にあり。今安樂寺のある所を太宰府といふも、其境內なりし故也。府のありし所は右にいへるごとし。今も太宰府の跡の田地を、土民は內裏のあとゝ云。又田の字を紫宸殿などいへるは、安德帝のしばらく爰に鳳駕をとゞめ給へる故に、かく名付しならん。無題詩集に、釋蓮禪が、冬日參ニ詣安樂寺聖廟一詩に、府之東西一松墻、斯地佳名從レ昔傳とあれば、ますます官府のありし所、右にいへると同じき事を知るべし。源賴朝卿泰衡を征伐ありし時、關東の士に、武藤小次郎といふ者功勞あるによりて、太宰少貳に補せられ。九州の管領たり。其子孫相續で少貳を以て家の稱號とし、代々相續げり。其事くはしく內山の城の所にしるす。むかし太宰府に漏刻ありし事、續日本紀に見えたり。今宰府町に十二時の太鼓をうつ。むかしの遺意なるか。聖武帝天平十五年正月、太宰府獻ニ腹赤魚一自レ是每年元日節會用レ之。腹赤に、ますの魚なり、千年川にあり。

拾玉集

いにしへの光にも猶まさるらん
鎮むる西のみやの玉垣　　慈鎮

○都府樓址

太宰府官舍のありし跡の北に在。都督府の樓なれば都府樓とは云る也。天智天皇の時始て立させらると云。其地東西十四間、南北六間、大なる礎三十有。其礎石何れも方六尺餘あり。其內柱の立し所は徑二尺一寸許也。其邊に古瓦の殘れる多し。都府樓の瓦は、異國より渡りしと云傳へ侍る。其瓦をもてえりし硯、今も貯へる人往々有之。其精確なる事、恰も鐵の如し。泗濱石の如にして奇玩とすべし。天神の詩に、都府樓ハ纔見ニ瓦色ノヲ一と作り給へるも、此瓦の事也。

○學業院址

觀世音寺の村の西の端にあり。南に向へる地なり。其西に小川流る。學業院は吉備公始て建給ふと云。吉備公は、天平勝寶六年に太宰大貳に任せらる。然れば此時創立し給ひしにや。又吉備公入唐して、弘文館の聖像を持來り、太宰府學業院に安置せらる。吉備公又百濟の畫師に命じて、彼本をうつさしめ、都の大學寮に奉らる。（江家次第の注に見えたり）いにしへ本朝に、都にて釋奠の禮ありし時、大學寮には、孔子及び十哲を祭らる。諸國には、先聖文宣王、先師、顏子を祭る。但し太宰府には、先聖、先師、閔子騫、三座を祭りし由、延喜式第五卷に見えたり。則ち此所にて祭けるならし。（先聖先師、いにしへは周公を以て先聖とし、孔子を先師とす。唐太宗、貞觀二年、孔子を先聖とし、顏子を以て先師とす）稱德天皇神護景雲三年、太宰府より申さく、此府人物殷繁にして天下の一都會なり。弟子のともがら、學者稍多して、府庫たゞ五經のみ有て、いまだ三史あらず。伏してこふ、列代の諸史各一部をたまへと申ければ、帝より三史、三國志、晉書各一部を賜りしよし、續日本紀に見えたり。（此時までは、十七史未備。南史以下の史も、多くは未だ來らざるなるべし）其後時うつり、世亂れてより此かた學業絶え、聖師の像もうせ、ひじりのおしへすたれて、文籍もなくなり、今はたゞ其址のみ殘りて、農夫の宅となれり。をしみても猶あまりあり。誠になげかはしき事にこそ侍れ。

○觀世音寺

清水山普門院觀世音寺と號す。これ總號なり。源氏物語たまかづらの卷には、大貳のみたちの上の、しみづの御寺の觀世音寺に參り給ひしと書り。寺の後の田の中に清水の出る所あり。此故に清水の號あるにや。此寺は、齊明天皇の御ために、天智天皇の御時より、開基有けるとかや。續日本紀、文武天皇の大寶元年八月甲辰、太政官處分、觀世音寺筑紫尼寺の封は、大寶元年より起て、計滿五歲、並停止之、皆准封施物。とあり。大寺なりし故、久しきを經

ても成立せざりしにや。續日本紀、和銅二年二月に詔して曰、筑紫の觀世音寺は、淡海大津宮御宇天皇(天智天皇の御事也。)後岡本宮御宇天皇(齊明天皇の御事也。)の御爲に誓願し奉りて、基する所なり。年代を累て今に至るといへども、未おはらず。宜く太宰商量して、充₌駈使丁五十許人₌及閑月にしたがつて、人夫を差發し、專ら檢校を加へて、早く營作せしむべしとあり。されども此時も悉成就せざりしにや。元正天皇養老七年二月丁酉、僧滿誓(俗名從四位上笠朝臣麻呂)に勅して、筑紫におゐて、觀世音寺を作らしむとあり。(以上續日本紀に見えたり)此時滿誓のよめる歌、萬葉集三卷に見えたり。

造觀世音寺別當沙彌

とふさたてあしから山にふなききり
きにきりかへつあたらふな木を

聖武天皇の天平十年二月丙申、五年を限て、觀世音寺に食封一千戶を施さるゝよし、續日本紀に見えたり。又天平十七年十一月乙卯玄昉法師をして、筑紫觀世音寺を造らせらると、續日本紀に見えたり。げにも大寺にて、別院側寺多かりし故、かく數年人功を費しけるなるべし。其後は程なく成就しけるにや。天平十八年六月十八日に供養を遂行はる。玄昉僧正導師たり。(其日藤原廣繼が靈鬼、玄昉が首を取て、空中に入し由、元亨釋書十六卷幷平家物語に記せり。)然れば帝王七代、年代八十年に餘りて落成せり。天平二十一年(天平勝寶元年なり。)七月乙巳、諸寺の墾田地を定らる。筑紫觀世音寺は別に五百町寄進ありしと、續日本紀にしるせり。延喜式を考ふるに、筑前國稅の內、觀世音寺の修理料一萬束、筑前國稅の內にて一萬束とあり。凡二萬束の修理料を、年々寄附ありけるなるべし。(二萬束は現米千石也。)大寺なれば、かく年々の修理料なくては、修補も叶ひ難かるべし。又延喜式に、凡太宰府觀世音寺の講讀師は、管內諸國講讀師所の政を預り知るとあり。かくて造立の後四百年を經て、冷泉院康平七年五月十一日、白日に火ありて、講堂、金堂 法塔、四十二區の僧坊、八十四間の廻廊、及寶藏、鐘

樓、經堂、温屋、食堂以下一字も殘らず燒失せり。此時正三位藤原師長太宰に官たりしが、再興を志し、治暦元年八月二十二日、柱立あり、同二年十一月二十一日成就して、供養を遂げぬ。然れどもむかしの十分の一にも及ばざりしとかや。そのかみ觀世音寺の內、四十九院有りしと云。別院も今は其名のみ殘りて、其址さへ詳ならず。其四十九院は、

護福院　光臺寺　西福寺　勝福寺
花臺院　弘法寺　座禪寺　能滿寺
樂極寺　寶滿寺　西福寺　妙見寺
學業寺　比留庵　軍勝寺　春王寺
曼陀羅寺　勝軍寺　佛餉寺　安定寺
宗德寺　學頭寺　光圓寺　千邊寺
西林寺　金光寺　東林寺　御領院
吉祥院　安養院（此址に小武の尊あり。）　知德院
興安寺　常樂寺　正覺院　胸臆院
光耀寺　知中院　皆願院　殊妙寺
愛樂寺　福聚院　端正院　隨喜院
常光寺　滿堂寺　戒樂院　戒壇院
菩提寺等なり。

以上四十八院ありて、一院脱せり。追て考ふべし。

其後も亦燒失せしにや。文明十二年宗祇法師筑紫に下りし時も、諸堂塔廻廊皆跡もなく、石のみぞむかしのかたみとは見え侍る。觀音の御堂今に廢せる事なし。又戒壇院かたの如くあり。結緣して後、ある坊に立よる。當寺は南都東大寺の末寺なり　かの主徒此坊のあるじなり。古き都の人なればにや、花たてそら燒して、えんなるさまにさかつき、心ばへ何となく心ざしなほざりに見えずなんとかけり。然れば諸堂側寺等の絶ぬる事は、久しき事になん侍るなり。此所にかぎらず、凡いにしへよりありて、名高くいかめしかりし寺院も、世遠くなりもてゆけば、おほくはたえはてゝ、其あとのみぞ殘れる。あるはそのかたは殘りながら、あるかひもなく、おとろへす

たれるもあり。近き世に作り始めし、いまめかしき梵宇に、かへりて日々にあらたに榮え侍る、古今の變遷ことなるかな。又弘法歸朝の時、しばらく此寺に居住せられしとかや。

行化記曰、

府牒觀音寺三綱

入唐廻來學問空海師

求作僧、負笈遠蕃。就嗜大道、空往滿歸。優學可稱。今及歸、暫住彼寺。宜至于入京之日、准借住例、充供養牒。作狀如前故牒。

大同二年四月二十九日

正六位上行大典大村直繼麻呂

大貳從四位下藤原朝臣藤嗣

其時弘法の住せし寺にや、前にしるせし昔の側寺の號に、弘法寺といふ名あり。中比作れる觀音の堂、横十四間、長十八間ありしが（一説に、十間に十四間と云）寛永七年八月四日、大風暴雨起りて、觀世音寺大講堂頽破し、本尊悉く破壞すと云。されども不思議に觀音一軀のみ少しも損せず。國主忠之公、寛永八年に假堂を立て安置せしめ給ふ。其後五十八年を經て、元祿元年に今の堂を建立せり。其建立の由を尋るに、貞享元年福岡簀子町天王寺屋西了夢といふ商人あり。其家とめりしが、當寺の觀音堂再興の志ありて、其爲に米を多く人に借して利を納む。聖福寺の萬水和尚是を聞、其志を感じて、いよ〳〵其事をなさんことをはかる。當寺の僧坊は悉く廢絶して、只公文所の跡のみ、いにしへより妻帶にて、其子孫相繼で今に傳はり、是を琳重といふ。萬水觀音堂興立の事を琳重にかたりければ、かれが計營にて、宰府及他村の富人の銀を借集て、造立料として、元祿元年に營作なれり。彼了夢が人に借り置し米、數年の間利重りて、毎年其利米を以て、琳重が借りし銀をつぐのふ。右造立料の外瓦、釘、縄等は諸人是を助て贈せり。此外竹木を皆國君より賜る。其營作の役夫は、國君より出し玉ふ。

其外にも亦御笠夜須兩郡の農民私に是を助く。是講堂東建の由也。本堂を講堂と云。講堂の本尊觀音三軀を建しは、浦丁夢が末子丁本なり。其佛像はむかしよりありし古佛なり。されども破壞多かりしを、京都佛師中田康意を招き下し修造せしむ。康意弟子三人いざなひ來る。康意は是より先、寛文の比京より下り、當寺戒壇院の本尊を修補せし者なり。佛堂はむかしの大體にくらぶべくもなけれども、略莊嚴をなせり。此寺むかしは寺領多く、僧坊八十區ありしといふ。いにしへの盛なりし時の圖傳はりて、今もあり。大なるかまへなり。其記せる所を見るに、佛堂の左に五重塔あり。廻廊あり。三門あり。本尊の後に惣坊とて長き家あり。是學寮なりけるにや。其西の端に傳教弘法のすめりし所あり。其外諸堂多し二王門の外に鳥居あり。惣墓地あり。廻廊の内には五重塔と金堂のみあり。戒壇院は惣墓地の内にあり。則今の戒壇ある所なり。其餘の諸院は今は名ばかりにて、其址さへ多くはさだかならず。然れども寺の後の山の谷々に古寺のありし址多く、今も其寺の名を稱す。むかし此寺僧の上首三坊あり。第一を留主坊と云。是當寺の別當也。次は西坊と上座坊也。近世西坊上座坊はたえて、只留主坊のみ残りしが、豐臣秀吉公九州征伐の時、當寺の別當田舍人にて、世變をしらずして、秀吉公の威風を恐れず、其邊の郡司村長などに對接せし如く、秀吉公の御出の時、車に乘て出、甚無禮なりしかば、秀吉公是をいかり給ひ、寺領を沒收せらる。然ども此寺は、他寺に異なる所なればとて、百町の寺産を寄附し給ふ。其後改て千石の寺領を附らる。小早川隆景當國を領せられし後、三百石の地を附らる。其義子秀秋の時、隆景の附玉ひし地も沒收せられぬ。長政公入國の後も、國中の諸社諸寺先國主の例に任せらるゝ故、寺領を寄附し給はず。然れども如水公より此堂に五石の産を寄給ふ。今においても然り。凡此寺の本尊は如意輪觀音、

天智天皇の御願にして、座像なり。其高さ九尺あり。西の脇は不空羂索觀音、天武天皇の御願にして、高さ一丈六尺あり。東脇は持統天皇御願の十一面觀音なり。文武天皇の御時、海中より引出しける七觀音の内、鮑島觀音と云をも、厨子の内に安置せり。鳥羽院保安年中に、太宰大貳長實、阿彌陀佛を西の端に安置し、崇德院の御時大治年中、太宰大貳經忠、馬頭觀音を東側に安置し、保延年中に、觀音寺別當阿闍梨維覺、新に十一面觀音を造進せり。いにしへは、此寺の安樂寺、武藏寺にて、正月七日に寺のほとりの道行人をとらへ、おもてに蒙倛をおほはせ、身に色どれるきぬきせ、儺鬼と稱し、里の内ゆすりて男女多く出つゝ、是をうちて鬼やらひとす。鬼いとくるしめり。此俗いにしへよりこれあり。此故に觀世音寺のあたり此日行人なしとぞ。元亨釋書にも見えたり。此事弘仁三年より始りて、應永年中までは毎年是を執行せり。其後はいつの時絶けるにや、今は安樂寺にのみ此事殘れり。觀世音寺の前に、むかしの石臼とて、徑三尺二寸五分、上臼厚さ八寸、下臼厚さ七寸五分なるあり。是は古昔此寺營作の時、朱を抹したる臼なりと云。今案するに、此臼も鎌倉極樂寺の千服茶臼の意にや。千服茶臼は、むかし彼寺の繁昌なりし事を知らしめんためなりといふ。後小松院寄納し給ひし寺の鏡あり。徑六寸六分ある圓鏡なり。かねにて其鏡を掛る丸き臺あり。一尺二寸九分あり。又大なる圓鏡有。徑一尺七寸三分有。寄進の人しれず。又古昔歳初に驅儺せし時の假面四ありしが、今は三殘れり。其裏書に云、

觀世音寺日吉御神寶龍王面四内。應永十年癸未二月二十七日觀世音寺兼修理勾當一番長圓

或曰右の裏書に龍王面四とかけるは、皆蘭陵王といへる樂の舞の面なりといふ。蘭の字をはぶきて陵王ともいふ。陵王龍王音相近ければ、あやまりて龍王と稱せしにや、猶察すべし。此外古來傳りし此等の寶物什器等、當寺頽破の後所々に散失せり。今も此寺にありし物なりとて、ふるき佛經古器など、持傳

へたるもありと云。當寺の扁額は、小野道風筆なり。草字に觀世音寺とかけり。筑紫諸國經觀し、多く寺社の額を見侍べりしに、かくうるはしき文字はいまだ見ず。をしむべし。其字所々漫滅せる事を。觀世音寺頽破の後は、天滿宮におさめ置しを、近年觀音堂造營せしより此寺にかへせり。又此寺の鐘樓にありし鐘、近世安樂寺の鐘となり、今にかの所にありて此寺にはなし。菅公の詩に「觀音寺唯聞鐘聲」と作らせ給ひしも、此かねの事なるべし。觀世音寺村內に祇園の社あり。むかしは宰府にありしといふ。いつよりか此所に移しける。いにしへ祇園社繁榮の時、其祭禮に田樂をせしといふ。其時の田樂法師六座ありしが、其子孫今に宰府町に農人と成て住す。

○戒壇院 律宗なり。昔は東大寺の末寺なり。

觀世音寺の內にあり。是觀世音寺四十九院の一也。孝謙天皇天平勝寶六年四月八日、唐の鑑眞和尚此所にて受戒を行始しとかや。信義堂が空華集に、昔は日本に壇を置て戒を受る所三あり。筑前の觀世音寺は西人に便りす。大和の東大寺は中州人に便りす。下野の藥師寺は東人に便りす。延暦戒壇の興るに及て、藥師寺稍廢すとあり。然れば此等は日本三所の受戒の所にて、誠に名高き寶刹なり。觀世音寺の側寺皆絶はてぬれども、此院ばかりいにしへよりの所をもかへず、今に至りて是あり。但近世當寺廢絶の後は、草堂一宇ありて、むかしの本尊釋迦佛は其まゝ有しを、寛文九年崇福寺の僧智玄來りて、其邊に住す。きはめて貧しかりしが、諸方を勸進し、京都の佛師中田理兵衛を招きて、本尊を修補せしむ理兵衛は後に離意といふ。近年下りし佛工なり。觀世音寺村の商士、當國の宰臣鎌田八左衛門昌勝後に剃髮して宗伯と號す戒壇堂を方三間に建立す。其後延寶六年律僧正淵來住す。天王寺屋了夢堂を改め作る。延寶八年に成就せり。今の戒壇堂是なり。正淵より以來みな律僧住す。此比戒壇にて、西州の僧受戒する時は、公文所におゐて補任をかい

て出す。公文所は本より觀世音寺の書記の僧居るが故也。觀世音寺の戒壇院は近年再興せしより、和泉國大鳥郡大鳥山神鳳寺に屬せり。凡今天下律院の本寺は、山州槇尾西明寺、河州丹南郡野中村野中寺、泉州大鳥郡大鳳山神鳳寺、此三箇所なり。

○山王社

觀世音寺の後の小山にあり。右にしるせる假面の裏書をみれば、觀世音寺日吉御神とあり。是觀世音寺の鎭守なるにや。天正十五年、秀吉公薩摩より御歸の折節、六月六日安樂寺に詣られ、其日此所に假殿を構へて居陣し玉ふ。

○松峽

竈門山の西半よりふもと、有智山の東の上にあり。神功皇后香椎宮より此所に移り給ふ時、飄風たちまち起りて、御笠を吹落したる所なり。此故に此郡を御笠といふよし、日本紀に見えたり。古代は香椎宇美より、湯原九重の原を經て、夜須郡へ行し正路なるべし。

○太宰小貳宅址

有智山村の東北にあり。其邊を九重の原といふ。堀二重、土堤二重あり。是小貳代々の館の址なり。今も里人は御館と云。古代は小貳の官、其人をゑらび交代ありける。賴朝卿泰衡を征伐し給ふ時、武藏國住人、武藤大藏丞法名覺智が子武藤小次郎軍勞あるによりて、後堀川院嘉祿元年、始て太宰小貳に任せられ、九州の事を司どる。其子孫相續て太宰小貳たり。故に世々小貳を以て稱號とす。小貳系圖に曰、小貳政資、永正年中於筑前水城打死、此時小貳家斷絕す。小貳先祖資賴、始て太宰小貳と成て、此國に下りしより、政資に至て、十一代凡三百二十餘歲にして家亡びぬ。

○有智山村

村の東南の間、林中に竈門山の下宮あり。祭禮むかしは十一月十日也。今は十月十日に祭る。御社の南竹

林の内に、浄戒座主が屋敷址及墓所もあり。又有智山下宮寶滿のふもとの通路の傍に、金剛兵衛盛高入道正應が墓あり。金剛兵衛はむかし名ある鍛冶なり、有智山に住す。竈門山を金剛寶滿と號する故に、金剛兵衛と號す。石塔は刀の心の形也。金剛兵衛の事、土産門にくはしくしるし侍る。

○南谷

有智山村の境内也。小貳か館の西の方にあり。是むかし有智山の僧坊ありし所也。小谷と相對せり。今に僧坊の址のこり、礎石など猶あり。根本中堂の跡もあり。其名殘とてわづかなる藥師堂殘れり。元亨釋書第七に、太宰府の有智山寺は、西州の大講肆也、とあり。源平盛衰記第四に、永暦元年十一月十二日、當貞衡朝臣息男資成、有智山僧坊燒失の事によりて、（有智山寺は叡山の末寺なる故、日吉の神輿を振り奉るなり。）三社の御輿を山洞後白河院に振り奉る。當日貞衡解官、資成流罪、安樂寺の住僧六人禁獄せらるゝのよし、右大辨雅賴を以て、大衆の中に仰下さるゝとなん。かゝる事を以て考見れば、むかしは繁榮の地なりしを、近き世に至りて僧坊悉く絕て、今其址は田圃となりぬ。

○北谷村

南谷に對して北谷と云。元は小野といへり。民家あり。村中所々に竈門山僧坊の址多し。

○湯の原

北谷村の北十町許、野山のしげき所にあり。民家はなし。むかし此所に温泉ありしとて、其址少し殘れり。或曰武藏村の湯有所を湯原といへるか。北谷の北なる所は、山上なれば、湯のとゞまるべき所にあらず。

萬葉　　　　　大伴旅人

湯の原になくあしたづはわがごとく
いもにこふれや時わかずなく

夫木　　　　　行家

時わかぬ鶴のなみだを湯の原に

鳴てふ鳥の音にやくらべん

○知光寺址

竈門山のふもと、北谷村の小野と云所にあり。西行法師の撰集抄第二に、過にし比筑前國へさそらへ罷り侍りしに、人のかたりしは、中比此國御笠郡小野の里といふ所の山中に、いづくの者ともなく栖渡る僧あり。山の中へ入て、久壽二年三月九日、青蓮院法眼眞譽と、木をけづりて書つけ、歌を書て見えずなり侍き。是は鳥羽院の御子なり。十八の御年、いづちともなく失給へり云々。若君にて山に上らせ給へりしには、御供仕りしぞかし、とかけり。其皇子の住給ひしは、即此知光寺なり。今は寺も絶て、其址に礎わづかに殘れり。

○小岳社 或愛嶽の字を用ゆ。

竈門山よりひきくして小なれば、大岳に對して小岳と云なるべし。大石村の上なる山也。升形の城山より少高し。むかしより山上に伊豆奈權現のほこらありしを、寛永年中長政公の家臣久野外記入道卜心、宍澤流の長刀を勝れて能つかひけるが、伊豆奈の法を行ひける。此邊其所領なりし故、改めて再興し、寶滿山の財行坊を以て社僧とす。故に寶滿より是を預れり。今も此神をたうとびて、此山に參詣の人たえず。伊豆奈權現とは、信濃國伊豆奈山にある神也。是天竺の神、荼吉尼と稱す。魔術を好む者此神をたうとぶといふ。

○大石

村中に長五間ばかりなる大石あり。里人是を石の神といふ。故に村の名をも大石と稱す。村の上に大行事原と云所あり。其所に十三塚あり。ならびつらなれり。大石より竈門山にのぼる路を樋坂と云。大石村より竈門峯に至て、道程三十町あり。此坂は有智山よりのぼるにくらぶれば登りやすし。

○四箇畑

寶滿山の南の下、深谷の内に四村あり。大石、本堂

寺、香園、由須原と云四村すべて二谷の間にあり。香園は川の南にあり。由須原は谷のかみにて高き所なり。川の北にあり。是より穂波郡山口へ越る道あり。是を米の山越と云。いにしへ太宰府より、郡へ上りし大道なりと云。由須原より米山嶺へ半里、嶺より山口へ半里あり。

○佛頂山

竈門山の次、北にある山なり。竈門山より高し。かまど山の奥の院と稱す。開山心蓮上人が墓、山のいただきにあり。此山と頭巾山との間は、御笠郡と糟屋郡の境なり。

筑前國續風土記卷之七終

筑前國續風土記卷之八目録

御笠郡中

筑前國續風土記 巻之八

貝原篤信 選定
貝原好古 編録
竹田定直 校正

御笠郡 中

○天滿宮

天神の御廟地を安樂寺と云。天原山廟院と號す。則菅丞相を葬し所也。菅公の御社安樂寺ありし所に立し故、後迄天滿宮を安樂寺と云。菅公は天穗日命の後裔菅原是善卿の子にして、諱は道眞。字は三とぞ申ける。清和天皇の御時より對策及第し、陽成光孝宇多醍醐の五帝に仕へ、官右大臣にのぼり、百司をすべ萬機を司どり、此公の才德にならぶべき覺えぐしたるはおはせざりしかど、時平大臣の讒言によりて、延喜元年正月廿五日右大臣の官職を止られ、太宰權帥に左遷せらるゝ由宣旨を下されける。二月朔日終に都を出て筑紫に赴せ給ふ。宰府に着せ玉ひ、懷を述給ふ詩に、離レ家三四月、落涙百千行、萬事皆如レ夢。時々仰ニ彼蒼一。宰府は人多けれど、はか〴〵しう物をもの給ひ合すべき人もなければ、常に一室の内にのみ日を送り給ふ。都府樓も御覽じやられたる迄にて、登臨し給ふ事もなく、觀音寺ま近けれど遊觀もし給はず。或時不レ出レ門と云題にて律詩を作り給ふ。

一從ニ謫居一就ニ柴荊一萬死兢々跼蹐情。都府樓纔看ニ瓦色一。觀音寺只聽ニ鐘聲一。中懷好逐ニ孤雲一去。外物相ニ逢滿月一迎。此地雖レ無ニ身檢繫一何爲寸歩出レ門行。

中につゐて都府樓の一聯は、樂天が、遺愛寺鐘欹レ枕聽、香爐峯雪撥レ簾看。と云詩にもまさりぬべきと、むかしの我朝のはかせどもは申ける。渤海國の使者裴文籍も菅公の作を見て、白樂天が詩に似たりといへり。又讀ニ家書一といへる題にて作らせ給ふ。

消息寂寥三月餘。便風吹著一封書。西門樹被ニ人移去一北地園教ニ客寄居一。紙裏生薑稱ニ藥種一。竹籠ニ昆

布記齋儲。不言妻子飢寒苦。爲是還愁惆悵余。

叙意一百韻の詩を作らせ給へる其趣可曰、

生涯無定地。運命在皇天。

延喜三年菅公太宰府にて、例ならずなやみ渡らせ給ふ。終に二月廿五日、御よはひ五十九にてをはらせ給ふ。（今の廟寺の地なり）御尸をば太宰府に近き四堂(よつだう)の邊に、宅兆(たくてう)をさだめて安厝(あんそ)し奉らんとしける程に、輀車(じしや)忽途中に止りてうごかず。是によりて則其所をしめて御墓所とす。今の御神廟の地是なり。（四堂のほとりに輀車とゞまり、其所を御墓とせし事、歴代編年に見えたり。四堂のありし所は、今の[illegible]坊の間也。）延喜五年八月十九日、安樂寺に始て菅公の神殿を立らる。味酒(うまさけ)安行といひし人是を奉(うけたまは)れり。其後藤原仲平相續て是を奉行し、同十九年に至て作り終れり。是菅公を始て神とあがめまいらせし時、作りそめし神殿なり。（法性坊其社地を定め、廟前の池には心の字のかたちを顯はせりと云）其初は陋矮小なりしが、年を經てやうやく壯麗(さうれい)をませり。かくて菅公をば天滿大自在天神とは號し奉りける。（天拝山の條にくはし）一條院正曆元年朝廷より此御社に、正一位太政大臣を贈らせ給ふ。勅使菅原幹正(もとまさ)朝臣此所に下りまうでゝ、廟前に机を置、詔書を載て讀れけるとぞ。又いつの時にか有けん、此御社に天滿宮と廟號をまいらせらる。宮の字を稱する事、帝王の神靈を祭り奉る御社ならでは其號なし。是伊勢八幡二所の宗廟に同じき尊號なり。又其德をたうとびおはしまして、聖廟とも號せり。僧萬里が䉶中香第廿一本邦口傳に云、昔筑紫宰府の菅丞相祠堂の額に扁して、菅丞相靈廟の五字を掲ぐ。神夢に託して曰、我は是兩官にして斯地に寓(ぐう)す。靈異によりて丞相等の號を追贈せらる。廟の字は广の下に朝廷の朝の字あり。我が祠堂におゐて宜しとせず。幸に是廟の古字庿(べう)なり。自今以後我が爲に則庿の字を用て、廟の字を用べからずと、是又文選六十卷講讀成就の時、先輩傳受の一件なりといへり。圓融院永觀二年、此御社の中門一宇と廻廊をはじめて作らる。又同時常行堂寶塔院を立らる。勅命にして作り侍り

ける。此後相繼て代々の帝の勅願にて、堂院多く作らせ給ふ事擧てかぞへ難し。かくありし故、時を逐ていよ〳〵繁昌の靈區とぞなれりける。二月二十五日御忌日なれば、毎年祭禮あり。然るに堀川院承德二年九月、江中納言匡房卿太宰都督に任じて下り給ふ。同く康和三年に、都督夢想の事ありて、初て安樂寺の御祭を行ひ、八月廿一日神體をかりに淨妙寺に移しまいらせらる。廿三日神輿宰府に歸り給ふ。僚官社司皆馬に乘て供奉す。廟院の南に頓宮あり。神輿を其うちにやすめて、神事を其前に行ふ。翌日宴終りて、夜に入て才子ひきて宴席をのぶ。是祭の竟宴と云なり。神德契遐年といふ題を初て講せられ、序をば都督かき給ふ。此祭禮年を經て絕る事なく、いよ〳〵潤色をそへられける。古今著聞集に見えたり。今は其作法、二十三日の曉に、神體をかりに榎寺の御旅所に移し申さんとて、先宮司滿柴院あらかじめ齋戒し、神體をさぐり奉る時。しばらく内外の燈をうちけして越殿樂を奏す。宮司檢校坊勾當坊もたすけてつかふまつれり。其後神輿に乘せ奉り、御社を出しまいらす。神燈凡二十八、神輿のあと先にかゝげてともす。文人三人衣冠し、馬に乘て先驅す。もし御先に不淨の事あれば、文人祓をなす。其次に童子二人ゑぼうし素袍を着、馬に乘り、木にて作れる駒形をいだきて先驅をなす。又童子二人是もゑぼうしすほうを著、歩行して榊の枝を持、口に喝道を唱て、みさきをおふ。其次に一人御くつ持て神輿の御先にたつ。神輿をば駕輿丁十二人にて舁奉る。御輿の左右にたいまつをともす。龍ゑがける絹さしば持たる者二人、すげさしば持たる者四人、左右より神輿のうへにさしばをかざす。ひでかさ持たる者一人、御輿の御後にあり。樂人等神輿の御跡につきて、笛太鼓などをならし、御社より榎寺まで道の程音樂を奏す。其次に神馬三疋をひく。次に五別當何れも馬に乘て供奉す。跡には三綱等馬にのり、其外神人多く扈從し奉る。

遠近より來て、神輿にしたがふ者多し。宮司三人は先だちて榎寺に行着てむかへ奉り、其朝御旅所にうつしまいらせ、其日の未の刻榎寺を出させ玉ひ、天滿宮の石の鳥居のかたはら浮殿に御入、二十四日の夜戌の時、もとの如く御廟にかへし入れ奉る。入御の時も出御の時の如く、燈をけして音樂あり。其後五別當三綱凡八人御幣をさゝぐ。其後竹の舞あり。竹の舞は、いにしへの田樂の餘風にやといふ。一人にてまふ。猿樂のうたひの如くなるうたひ物なり。凡此時の儀式、よその祭のよそほひにすぐれ。いとしづかにして嚴重なれば、誰も見まほしき事におもへり。此國及び隣りの國の貴賤男女、神輿をおがまんとて來りつどふもの夥し。此春秋二度の大祭、今に至りて年毎におこたる事なし。此秋の祭は、匡房卿より始て行はれし也。且二月二十五日は御忌なれば、此ときより毎年祭禮ありといへども、一年に只一度の御まつりは、おろそかなるやうに侍れば、又秋にも祭り奉るならん。春秋に祭禮する事、唐土にもためし多ければなるべし。匡房卿勅をうけて、滿願院を御廟のほとりに造立せらる。是又康和三年なり。六條院仁安三年、はじめて神前に日別の神食をそなふ。東鑑六巻に、安樂寺別當安能僧都毎日御供を調味す。古來此事なしとあり。此安能が與行せし事にや。今に至て毎日おこたる事なし。今も其法、大なる神器に一斗の御飯をうづたかくもり、色々の供物御酒など備へ奉る。凡十五饌、三十六器、神厨有て是を調へ、烏帽子白張著たる役夫是をになふ。朝毎に祭禮の行はるゝ事かくのごとし。又幸祭とて、年毎に卯月二十日霜月二十日には、夜に入て神前に御食をそなへ祭る事侍る。其夜夏冬の御衣をもあたらしきを奉りて、ふるきをばたまはりぬ。此祭はいつの時よりか有けん、いざしらず。又いにしへ此御神のため、年毎に四度の宴を行はる。內宴正月廿一日曲水、七夕、殘菊十月五日是なり。凡此日は別當以下諸人悉く一所に集り、歌を詠じ、文人詩を獻じて、詩歌管絃の會ありしとかや。

覺明が朗詠の註に、一條天皇御宇、安樂寺託宣あり。其詩に曰、家門一掩綴風煙。筆硯拋來九十年。太宰府官是を奏す。仍て安樂寺に文人を置れ、節日毎に詩篇を獻せしむとあり。

此御神は、きはめて風雅におはしましければ、神の御心をなぐさめまいらせん爲なるべし。匡房卿早春の内宴に安樂寺の聖廟に侍りて、春來悅者多といへる題にて、七言の詩並序を作らる。其序のはじめに曰、夫安樂寺菅大相國之聖廟也。形勝冠絶於四海。靈驗鼓動於一天。（出續本朝文粹）又康和四年の春、匡房卿安樂寺にて曲水の宴をおこなはれけるに、みづから序を作らる。其詞に曰、堯女廟荒春竹染一掬之涙。徐君墓古秋松懸三尺之霜。（ことし匡房卿都に歸り、嘉承二年又都督になり給へり。）或時匡房卿安樂寺にまうでゝ、五言の古調詩一首を作らる。凡四百句あり。本朝にて古今の大吟には先是を稱す。又西府の詩一首あり。二百句五言なり。（並續本朝文粹に見えたり。）中頃亂世と成しより此かた、四度の宴も絶て久しく

行はれず。今は只七夕の和歌の會のみぞ殘り侍る。毎月二十五日には、歌の會所に社司あつまり、月次の連歌ありて、年々月々におこたる事なし。又同じ所にて、年ごとに結夏のあひだには、五日に一會して連歌を詠ず。正月七日の夜はまづ酉時ばかりに、うそがへと云事あり。さて其次に法事をなして後儺あり。鬼とりと云。是は貧人をからめて鬼と名づけ、堂のあたりをひき廻り、杖にてたゝき、松のけぶりにてふすべて、鬼とりたりとてのゝしる事、今に年毎に絶えず。いにしへは觀世音寺、武藏寺、安樂寺、此三所にて行ひける。又此國の香椎宮、住吉社にも、むかし此事あり。是鬼やらひなり。年のはじめ、寺のほとり道行人を捕へ、おもてに鬼面をおほはせ、身に色どれるきぬきせ、儺鬼と稱し、里のうちゆすりて、男女多く出つゝ、是をうちて鬼やらひとす。鬼いたうくるしめり。此俗いにしへよりこれあり。この故に觀世音寺のあたり、此日行人なしとぞ。（元亨釋書）

に見えたり。今は道行人をばなやまさずして、貧人に物を得させて鬼と〔し〕侍るなり。武藏寺、觀世音寺に、今は此事なし。

城州山崎寶寺にも、正月十八日、僧徒寺中の奴僕一人を撰て、鬼面を被らしめ、松明を以て是をふすべて、諸人手を拍て、是を追ふ事あり。是追儺の遺風ならし。又尾州國府の宮に、正月十三日、行人を捕へて、叩やらひやるを儺追といへり。是又同意なるべし。但人は天地の靈なり。是をくるしめいたましむる事[illegible]はれば、神は是をうけ給[illegible]はじとぞ覺え侍る。

此御社の祭司、はじめは太宰帥となる人司どれり。其後菅原氏勅をうけて、かはるがはる御社の別當となり、六年を以て任として祭禮をつとむ。後堀川院御時、菅公九世の孫菅原善昇と云し人、おほやけのみことのりにて西府に下り、社職をつとめ、祭禮を司どれり。後に祝髮して信貞と號す。其嫡子を信昇といふ。是より大鳥居小鳥居などの家わかれて、其子孫相續で、今に至りて社務職たり。今の社司は、大鳥居、小鳥居、御供屋、執行坊、浦の坊、此五家は、ともに菅姓にて、別當職と稱す。中に就て、大鳥居はいにしへより別當留守職として、今も其巨擘たり。小鳥居もそのかみ相並んで神事を執行ひ、かはるがはる別當留守職をつとめしとかや。大鳥居の南に宅ある故、其家を大鳥居と云。小鳥居の方に宅ある故、其家の名をも小鳥居といふ。又宮司あり。三綱あり。文人あり。衆徒あり。すべて社職二十六家。其外末々の神人凡三十人許、各瓜瓞綿々として相繼で絶えず。神前の宿直、上旬は檢校坊、中旬は滿乘院、下旬は勾當坊つかうまつれり。むかしより今に至るまで、日夜ともに片時もおこたる事なし。此三家に、役昧酒安行の苗裔なりと云。是を宮司と稱す。文人の遠裔今も三家あり。伊豫、加賀、但馬なり。今に文學傳はらず。其祖小野道風より出たりと云。

一、いにしへは此宮の神領國々に多かりし故に、御社も社司も繁榮なりしとかや。むかし鎌倉の源將軍

の時、筑後國岩田、田島の兩庄を安樂寺に寄附せられし事あり。（東鑑十八卷に見えたり）其後も世々に增減あり。世亂れて九州ことにさわがしかりしより、神領廢れぬ。天正十五年、小早川隆景當國の主となり給ひて後、御笠郡の內にて二百餘町の神領を寄進せらる。文祿四年秀吉公より五百石の地を寄附あり。隆景の養子秀秋の時、諸社の神領悉く沒收せられけるが、此御社には五百石を寄附せらる。長政公入國の後二千石の神地を寄附し給ふ。今に至てしかり。筑後國下妻郡水田邑千石の地を、將軍家より寄附しまいらせらる。其實は其半にも不足といへり。大鳥居是を領す。又久留米の城主有馬氏より、水田の內にて二百五十石、元和八年より寄附せらる。柳川の城主立花飛驒守親成（宗茂の事なり。）よりも五十石寄附有て、今にしかり。水田の天神のやしろは、後堀川院嘉祿二年、長者家大藏卿菅原爲長承りて建立あり。又筑後國三原郡北野村には、京都北野天神を勸請して、是又大社なり。

一、此御社創立の後火災にかゝり、或は造替有し事度々なりしとかや。後冷泉院永承五年三月、後土御門院明應七年十一月廿二日、又永祿五年、天文十九年回祿にかゝれり。天正六年の冬、秋月種實筑紫廣門いひ合せ。岩屋の城下におしよせ、所々に火を放ち城下まで燒立ける。岩屋の城主高橋紹運。是を見て兵を出しければ、兩家の敵みな宰府まで引退く。天滿宮の社人等、敵の來るをおそれさけて、御社に多く取入居たりけるに、其邊の村民其緣をしたひ、爰によりつどひ、社內せばきほどにぞ見えける。秋月種實法度つよく、社中に手ざす者もなかりしに、其手に屬せし小島玄蕃と云者、あたりの小屋に火をかけゝるに、程なく御社に火うつりて、一時に灰燼となる。社人勾當坊榮重大にいかり、秋月家七代迄惡靈となりて、祟絶（たゝりたや）さんとて、火の中に飛入燒死ける。此比は亂世にて御社を建立する事かなはず。滿乘院快眞并昌寶坊三番等　御神體を奉じて　夜須郡栗田

村に往て住ける。夜須郡栗田老松明神の條に詳なり。小島玄蕃は社を燒しとがによりて切腹す。天正十五年、小早川隆景此國の主となれり。此時御社は只かた許なる假殿なり。其後も猶世の中は靜ならざりしかども、隆景神殿のおはしまさぬ事を歎き玉ひ、天正十九年のころ、つとめて此御社を建らる。今の神殿是也。樑七間梁九間 慶長三年秀秋、國政正しからざりしかば、秀吉公より此國を沒收せられ、石田治部少輔三成かりに代官せし事あり。此時三成樓門を建立す。桁四間四尺梁二間四尺 長政公入國の後、其父如水公は此所に閑居し玉ひけるに、今の大鳥居宅の北の地、其宅のあとあり 此御社の、むかしにかはり、おとろへ行事を歎きおぼして、長政公と共に此事をはかり、中門細廊四十九間を立。其外書堂末社を作り、書堂末社今凡四十間あり。凡廢たるをつぎ、廢れたるをおこして、神を尊崇し、社を修復し、社僧祠官を厚くめぐみ玉ひしかば、神も人も其功によりて、古にかへる事を得たり。今に至るまで祠官の詠哥其國ごとく、如水公慶長九年三月廿日に、身まかり玉ひぬ。社僧其めぐみあつきを感じ、年々の正五九月の廿日には、連歌所にもろ〳〵つどひて、如水公の爲に追懐の連歌を詠る事今に絕えず。石燈籠數十基は忠之公是を立給ふ。延寶年中光之公是を改建て、又忠之公の名をしるさしめ玉ふ。又神前の池に渡せる三所の橋の石の橋柱、石の橋桁は、光之君立給ふ。板橋を石橋に改むれば、往來の人の妨ありとて板橋をば改められず。その橋に近き石の鳥居はいにしへより是ありて、誰人の立しと云事しれず。其前大町よりの入口にある石の大鳥居は、元祿九年三月朔日に建てり。延寶四年丙辰、宮司檢校坊快鎭文學に志あらん人のたよりにもなれかしとて、神殿のいぬゐのほとりに、御社の文庫を一字、初ていとなみ作れり。衆力をからずして成ぬ。やがてよもの國より、經史其外もろ〳〵のふみども、多く爰におさめ奉れり。いみじき神寶なるべし。水戸宰相光圀卿、みづから集め玉へる扶桑拾葉集を寄納し給ふ。全部

三十卷、古今和字の文凡三百篇に及べり。橋のほとりに近き觀音の塔あり。是は近代兵火にも炎上せず、いにしへより是あり。凡此御社は南に向へり。社前に御池ありて、反橋二所にあり。其間に中橋有、直橋あり。御池のめぐり百八間、凡宮地東西五十三間、南北百七十間あり。寶門山東にそびへ、天判山西にむかひ、染川前にあり。石踏川北にながれ、西にめぐりて黒川と成る。四王院大城の山北にそばだち、蘆城の驛南にあり。右に觀音寺あり。都府樓の跡、太宰府官舍の地など其西につらなり、山川村里のけしき、林のこだちまで見所多く、いづくの宮所よりも殊にすぐれたる佳境なり。鎭西府今はなくて、谷ふかき山ぶところなれど、御社のおはしますゆへ、今も猶人寰多くていらかをならべたり。かゝる靈地に、おのづから宮柱ふとしき立しも、神德のいとすぐれさせ給へる故なるべし。此里にむかしより鶏なかはず。是も河内國土師の里の事なうけていめるなるべし。菅公詩歌をこのみ給ひ、御こゝろばせ風雅におはしましけるが、常に梅をなんふかくめで給ひければ、御社のほとりにも梅を多く植まいらせ、今に至りてしかり。又松もいとめでたき物におぼし給ひけるとぞ。凡松は萬木のしぼめるにおくれ、霜雪をへてみどりをあらはし、歳寒の操あり。梅は色も香もいといさぎよくして、よろづの花に先だち、ひとり雪のさむきををかして開事、まことにいみじくあはれむべき花なめり。松梅ともに君子の德になぞらふべければ、殊に御こゝろに叶ひて、めで聞えさせ給ひけるもむべなり。又都にて、こちふかばとよませ給ひし紅梅、一夜に太宰府に飛來りしと世にはいひ傳へ侍る。其梅を飛梅とぞ稱しける。其木は種をうへ傳へて、今もおまへにあり、

新古今神祇部
なさけなくをる人つらし我やどのあるじわすれぬ梅の立枝を

此歌は建久二年春の比、筑紫へまかりけるものゝ安樂寺の梅を折て侍りける夜、夢に見えけるとな

ん、

又櫻をもことにめでさせ給ひしにや、後撰集に、家より遠き所にまかる時、前栽の櫻の花にゆひ付ける。

菅原右大臣

櫻ばなぬしをわすれぬものならば
　ふきこん風にことつてはせよ

かく生前に、御心をとめられし木なればとて、鳥居の外なる通路の左右に、並木の櫻をうへて、櫻馬場と號す。

一、平家物語に、壽永二年の秋、平宗盛一門とともに、安德天皇に供奉して、都を落て筑紫に下られけるが、八月十七日太宰府に著れける。同十八日平家の人々大臣殿を初め、安樂寺に參り、夜もすがら歌よみ連歌して、宮づかへせられける。中にも本三位中將重衡卿、

住なれしふるき都のこひしさは
　神もむかしにおもひしるらん

人々誠にあはれにおぼえて、皆袖をぞぬらされける。源平盛衰記三十二卷には、此歌を皇后宮亮經正の作とせり。盛衰記には、住なれしふるの都のこひしさに神もむかしをわすれ給はじ、とあり。玉葉集にも重衡作とあれば、盛衰記の說は誤ならん。

拾玉　　　　慈鎮

いにしへの光にも猶まさるらん
　鎮むる西の宮の玉垣

つくしにまかりて安樂寺にてよみ侍りける

金葉　　　　經信

神垣にむかし我みし梅の花
　ともに老木となりにけるかな

安樂寺聖廟賦二勝形一　　源時綱

轄轄何處趁二人流一、古廟勝形足二以遊一、山雲二畫圖一春雨巧、林樹二琴筑一晩嵐幽、鳥慈斷下醉空忘レ意、詩寄花間老來休、洞裏煙霞徒可レ樂、一生何必作二皇州一。

冬日參二詣安樂寺聖廟一　釋　蓮　禪

府之東北一松塢、斯地佳名從レ昔傳。靈跡長垂年二百。德輝普照界三千。歸レ鄉期近春風日、侍レ廟信深夜月天。入レ夜參詣故云。運命取レ勞一作身雖レ至レ拙、愚兒景福任二神憐一。

右の詩二首無題詩集に載たり

一、博多より宰府へ行道所々の名

博多、聖福寺、妙樂寺、承天寺、辻堂門、謝國明墓、比惠川、比惠村、山王の社あり。板付村、町あり。麥野村、此東にわぢ藤あり。筒井村　雜餉隈、山田井相田の內なり。此辺筒井村の內に清水有り、東に御笠の森あり。九郎天神、俗、ぬす人の宮といふ。春日原、廣野なり。春日村は雜餉隈の西南半里許にあり。春日の社あり、雜餉隈より春日原を通り、國分寺院日へゆくすぐ道あり。河原田村、大野山、大城山、大野の峰なり。下水城村、水城大堤、水城關跡　上水城村、是より大堤の南なり。刈茅關、跡有。二日市と宰府路の岐、國分村、左の山下にある村なり。むかしの國分寺の跡有。國分尼寺の址もあり。大なる石ずゑあり。岩屋の城跡、左の山上にあり。岩屋の城の上なり。太宰府跡、大門、大殿、都府樓のあとあり。つき山、左　學業院、太宰府有し時の學校なり。今は民家となる。觀世音寺後に清水あり。故清水山と號す。横岳、崇福寺とあり。思川、宰府町入口の川なり。上は若竹川といふ。宰府町、社の南にあり。

一、高尾山は宰府村にあり。岩屋の城をせめし時、秋月勢の陣所なりといふ。

一、立石山は安樂寺の巽にあり。扶桑略記に、高倉院安元二年七月十六日大臣宣下に、安樂寺巽方錫鉾十出來事令諸道勘申といへるは、この立石山の事なるにや。

一、宰府町中東法花堂に、いにしへより今に至て、時太鼓あり、十二時をうつ。其太鼓を打者三人あり。一月を三にわかち、十日にてかはる。各常の祿あり。

〇染　川

天滿宮の南にある小川なり。愛染川ともいふ。

伊勢物語　業　平

染川をわたらん人のいかでかは
いろになるてふことのなからん

後撰集十四

女のもとへつかはしける

筑紫なるおもひそめ川渡りなば　藤原眞忠
水やまさらんよどむ時なく
よみ人不知

同返し
わたりてはあだになるてふ染川の
こゝろつくしになりもこそすれ
源重之

拾遺十二
染川にやどかる波のはやければ
なき名たつとも今はうらみじ
良峯宗貞

續後拾遺
あだ人のたのめわたりし染川の
色のふかさをみてややみなん

右一首太刀の緒にすべきかはを求めけるに、監命婦わが許になんありといひて、久しくおくらざりければ云々

隆源

堀川百首
人ごゝろかねてしるせば中々に
あひそめ川もわたらざらまし
光任

夏玉
わぎも子にあひそめ川の水を淺み
こゝろつくしにさてややみなん
權大僧都信聰

新拾遺
いかなれば人にこゝろをそめ川の
わたらぬ瀨にも袖ぬらすらん
左衞門督資廉

新後拾遺
きのふよりけふは色そふ染川に
たつ名もしらず戀やわたらん
重之

家集
染川のきしによせくるしら波は
きくにもたがふ色にぞありける
俊頼

堀川百首
うなひ子がはなちの駒を取上て
まきそめ川に淵瀨かはるな
慈鎭

拾玉
ひまゝなく落るなみだのつもりては
あひそめ川と成にけるかな
同
閑
こよひより又ぬらすべき袂かな
あひそめ川のすゑのしら波
家隆
玉吟
山風のおろす紅葉のくれなゐを
またいくしほか染川のなみ
夫木
いさり火の波間わくるとみゆれども
そめ川わたるほたるなりけり
中恕
採レ藍已恨夙期休。和レ涙揉爲二河水流一。萬種千般皆可レ染。如何不レ變二白頭愁一。

○石蹈川

天滿宮の北に有。思川の上にて同流なれど、其所變りて名も變れり。宇美山より宰府に越くる道に有。

爲頼
萬葉
うみ山をゆふこえくれば石蹈なる
いはふみ川に駒なづむなり

○思川

宰府町口の西に流るゝ川なり。此川に螢多し。他所のほたるより大なり。古歌にも此川に螢をよめり。思川の歌、世々の勅撰及家々の集に多く載せたれば、あげてかぞへがたし。今こゝに、わづかに數首しるし侍る。其餘はいたつかはしければ、もらしぬ。

伊勢
後撰集並伊勢物語
思川たえず流るゝ水の泡の
うたかた人にあはできえめや
皇嘉門院別當
新勅撰十一
おもひ川岩間によどむ水ぐきを
かきながすにも袖はぬれけり
侍従具定母
同
流れての名をさへ忍ぶおもひ川
あはでもきえぬ瀬々のうたかた

同　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　家　　　隆

おもひ川みをにやながら水の泡の
　　きえこもおはぬ波の間もがな

新後撰三　　　　　　　　　　　　　　左兵衛督信　家

更ゆけばおなじほたるのおもひ川
　　ひとりはもえぬかげやみゆらん

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　中　　　惡

何人思殺九回腸、流出長河緣々長、兩岸好移連理樹、填栽比翼葉鴛鴦。

○淨妙寺

今は榎寺と號す。此寺は菅丞相太宰帥にて、此所におはしましける地なり。後一條院の御宇、治安年中菅侍從惟憲卿、彼跡をかなしみ、御靈を一宇建られけるとかや。今纔に佛堂一宇殘りて、八月廿三日大神の御輿此所にわたらせ給ふ御旅所なり。其日の未の時此所を出しまいらせ、天滿宮の石の鳥居のかたはらの浮殿に御入、翌廿四日の戌の時、もとの御殿にかへし入れ奉る。此堂三間四面なり。釋迦、多寶二佛を安置す。世に云傳へ侍るは、菅公左遷せられ給ひて、宰府に着せ給ひける時、麹商の家に立入給ひけるに、其麹商の妻いみじくおもへるけしきにて、もてなし奉りぬ。其夫はあなどりてうやまはざりける故に、其老妻をば、菅公いとおしきものにおぼし給ひ、夫はよろしからず思ひ給ふ故、後に其老女をば木像に安置し、老夫をばかゞめたる形勢に造りて、此堂に置侍るよしいへる。此二像今はなし。此俗言信ずるにたらずといへども、しばらく人のかたるを聞て書つけ侍る。

○幸橋

安樂寺より御旅所にゆく道、榎寺の前なる小き石橋を幸の橋と云。八雲抄、萬覽卒には、伊勢の國に入侍る。伊勢國の稻木川の東に、祓殿とて祭使參向の時、此所にて祓する所あり。其東に上橋あり。是を再拜の橋といふ。是ならんといへり。然れども是再

拜の橋にして、幸の橋にあらず。夫木集の歌の詞書に、つくしとあり。故に名寄、又は世に印行の名所方角抄にも、筑前國に入たり。左に載する歌も、太宰大貳の歌なれば、此國にあるを是とすべし。

大貳高遠

懷中　たのもしき名にもあるかな道ゆかば
まづさいはいの橋をわたらん

○大城山

萬葉集第十卷に、大城山者在二筑前御笠郡之大野山頂一といへり。四王院のある所より南の方まで、すべて山の峯を大城山といふ。此山のみねを鼓の峯といふよし、日本後紀に見えたり　又八雲抄に曰、大城山筑前にあり。

萬葉八　今もかも大城の山にほとゝぎす
なきとよむらん我なけれども

右の歌、萬葉集曰、大伴坂上郎女思二筑紫大城山一歌。

姓名不詳

同十　いちしるく時雨の雨はふらなくに
おほきの山は色つきにけり

○大野

御笠の森の邊より東南の方、四王寺山の西のふもと、又南の方國分の西までを、すべて大野といふよしなり。大野は郷の名なり。順和名抄に見えたり。山は道より東にあり。

筑前守山上憶良

萬葉五　大野山きりたちわたるわがなげく
おきその風にきりたちわたる

見安云、おきその風、人の息なり。わがなげくいきに、きりたちわたるとなり。

現存集敦賴所著　大野山ふもとの原にきりこめて
おきその風に月ぞさやけき

○四王寺址

坂本村の北なる四王寺山の上に寺跡あり。寺の山號

圓滿山といふ。又此山ヲ鼓峯といふ。坂本より山上まで一里許あり。創立の時代詳ならず。日本後紀、延暦二十年正月癸丑、停ニ太宰府大野山寺行一、四天王像及堂舍法物等並遷ニ便近寺一、とあり。又平城天皇大同二年十二月甲寅詔、太宰府言す、大野山鼓峯に堂宇を建立し、四天王像を安置して、僧四人をして、法の如く修行せしむ。然れども制旨に依て、既に停止し、其像並法物等、並に筑前國金光明寺に遷置ぬ。其金堂等今猶存せり。像を移してより此かた、疫病尤甚し。伏して本所に還し奉らん事を請ふ。勅して是を許さる。但僧を請じて修行する事を停む。又嵯峨天皇弘仁二年二月庚寅、太宰府鼓嶺四天王寺におゐて、釋迦佛の像を作らるとあり。(以上日本後紀、)文德實錄に、仁壽三年五月壬寅、太宰府に詔して、四王院にして大般若經を讀しめらるゝとあり。是疫病を攘ふがためなり。三代實錄に、貞觀八年二月十四日、神祇官より奏言す。肥後國阿蘇大神怒氣を懷藏し給ふ。

是によりて太宰府司　城山四王院にて金剛般若經三千卷、般若心經三萬卷を轉讀せしめられし事あり。但し城山は四王院山にあらず。大城の山にあり。城山四王院と三代實錄に書しは、城山と四王院と兩ヶの事にや。若は大城山を城山と稱して、城山四王院と書しにや、いぶかし。四王院は僧坊千區ありしといひ傳へたり。古は甚大寺にして、朝廷よりもたうとび給ひし寺なりけらし。此寺いつの時にか炎上して、斷絶せしとかや。今猶礎所々に殘り、四王院とて絶頂にわづかなる草庵を立置ぬ。井も猶三所に殘れり。又岩屋の城址の北五町許に、四王寺の藏ありし址とて、礎あり。其所に米の燒たるが石となり、炭の如くにして今猶あり。是は米藏炎上の時、米も燒たるが殘れりといふ。上座郡宮野村八並長者が宅址にも、燒殘りたる米あり。凡米は燋ぬれば、久を經て石と成て朽ずとなん。伯耆國汗入郡名和庄に、名和長年が宅址あり。是も屋敷の址に、土の中

に燒米の石に成たるあり。是は長年屋敷を燒すて、船上山に籠城せし時、倉の内の米殘りけるが燒たるとかや。檜垣嫗集に、四王寺山を題にてよめる歌、

老ぬればとしはかくして有ぬべし
しわうじやまづ人に見ゆれば

○原　山

石踏川の北なる山をいへり。其麓の原に、昔は無量寺といふ寺あり。是四王院の別院にして、四王院に屬す。山門に横川西塔無動寺なとあるが如し。四王院廢絶の時、此寺も亦廢せり。菅公左遷の前より已に此寺有。菅公薨じ給ひて後、葬祭の時、此寺の僧も其事に預る故、其寺廢せりといへども、其僧は來て安樂寺に屬し、天滿宮の社僧となり、八坊今猶存す。是を原八坊と云。

○坂　本　村

四王寺に上るふもとにて、道筋なる故坂本といふ。車も通りし故車道とも云。坂本の上に石垣あり。四王寺の門の跡あり。石垣の高二三間、長七八十間、今其ありし跡猶殘れり。門の礎あり。大なる扉の跡あり。此村と國分村との間に、善正寺とて四王寺の座主の居たりし寺址あり。坂本坊と號す。座主は大僧正を以て極官とせしと云。

○國分寺址

國分村の南にあり。近し。講堂のあと東西十八間、南北八間、大なる礎多く猶殘れり。又其少南に大塔のあとあり。方六間是又大なる礎あり。いつの時より廢絶せしにや。聖武天皇天平九年丁丑の年、勅して日本六十六州に、州毎に國分寺を立らる。文德實錄、仁壽三年五月太宰府管內國分寺にて、大般若經を讀しめられし事あり。延喜式に、當國の國分寺料三萬二千二百九十三束と有り。（是現米千六百十石餘なりし）年々僧を養はるゝ料かくの如し。後世に至り淫奔無賴の惡少年、髮を薙り、衣を染て、身を國分寺によせ、誠に逋逃の禍窟となり、終に寺家を斷絶せしとかや。今諸州の

國分寺廢絶せる所多し。今に殘れるはまれなり。今秦に此村を國分と名付けしは國分寺ありし故なるべし。然らば俗に國府と書はあやまりならんか。此國の國府は即太宰府なるべし。國府は何れの國にても、こくふといはず、こふといふ。

○國分尼寺址

國分村の二町許西にあり。東西八間、南北六間大きなる礎二十許猶殘れり。聖武天皇天平十一年己卯年、毎國に國分尼寺を置れけるとかや。此寺もいつの時より廢絶せしにや。

○横岳山崇福寺址

此寺は跡安樂寺の西北にあり。則宰府村の境内なり。此寺横岳の下にありし故、山號を横岳山といふ。崇福寺の事、那珂郡の下に詳にし。思ひ川をへだつ。むかし此所に崇福寺あり。此寺横岳四條院仁治元年湛慧といふ僧始て此寺を立。其後湛慧、大應國師南浦明和尚を請じて、此寺の開山とす。南浦に師山法堂に開法せり。其寺天正年中兵燹にかゝりて再興する人なし。長政公の時、春屋和尚のすゝめに依て、箱崎松原に崇福寺をうつさる。此所に方丈、法堂、佛殿等の礎の石猶存せり。いにしへは、さばかりの大寺にて、南に向ひて諸堂をたつ。僧坊甚多かりしといふ。

靈勝院	長松軒	蘭玉軒	雲谷菴
雲花菴	樵風軒	逢春軒	雲松軒
毘盧菴	正瑞菴	心宗菴	大中菴
勝禪菴	三友軒	向陽軒	正傳菴
大聖菴	又東軒	正洞菴	耕閑軒
大成軒	正卯菴		

又八景あり

飛瀑岩 瀑布今も有		此君亭 竹林少今も殘れり
圓通閣	甘露井 今も古井有	
覆陰藤	瑞雲菴	白蓮池 今も纔に殘れり
長松嶺 寺の西なる松山なりといふ		

是なり。

此地は谷の間にありて、いと閑寂なる地也。湛慧墓は横岳にゆく道の傍にあり。此所入定の地なる故、

石塔をたて、其しるしとす。

筑前國續風土記卷之八　終

筑前國續風土記卷之九目錄

御笠郡　下

筑前國續風土記 卷之九

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

御笠郡 下

○水城

日本紀を考ふるに、天智天皇三年筑紫に於て、大堤を築て水を貯ふ。名付て水城と云よし記せり。是太宰府の要害の為に築せられたるなるべし。稱德天皇天平神護元年、太宰小貳采女朝臣淨庭、水城を修理する專知官とせられしよし、續日本紀に見えたり。今其堤を見るに、高さ五間、根盤二十七間、東西に長き事八町許にして、其間たえて堤なき所一町許有。堤の內は田と成て水を貯へず。元祿十二年此堤の邊の田を掘しに、大なる木二有て掘出しける。長さ三間許、小口二尺餘有。一本は杉、一本は朽て見分ず。此土堤を築し時の埋木なるべし。東西の間堤なき所より、水は北の方に流る。誠に世に類ひ少き大堤なるべし。其の東の大路の筋に、門の址にや、大なる礎猶殘れり。水城の關と云へるは此所なるべし。

萬葉
ますらをとおもへる我や水くきの
みづきのうへになみだのごはん　大伴卿

名寄
かき絶てみづきに成ぬ是やさは
こゝろづくしの門出なるらん　俊頼

長玉
くもりなくすむと思ひしみづきより
やみにまどひてたち歸りぬる　長房

○水城關

夫木
岩垣の水城の關にむれむかふ
うちのこゝろもしら具の人　大貳高遠

詞書に、此歌は筑紫へまかりけるに、府に入日、水城の關に、小貳府官などむかへに集り來りけるによめりと有。水城の大堤の東の山際に關の跡有。大なる礎石など有。即今の大道也。一説に、水城の關肥前にありとす。あやまりなり。其故は太宰府に入日、道遠き肥前に行べきやうなし。且府に入日、太宰の小貳府官など迎に來らば、此地なる事うたがひなし。

夫木　　　　　　　　　　　　　　　　光　俊

夕霧やたちへだつらん岩垣の
みづきの關に舟もかよはず

○刈(かる)萱(かやの)關

通古賀(とほるこが)村の境內、宰府往還の道の西の側に、其址有。世に天智天皇の時、置れたる關なりと云　按るに、日本紀に、天智天皇三年對馬島、壹岐島、筑紫國等に關守を置ると有。此時の事なるべし。關守の居たりし所の跡とて、其邊道の東に有。此關も太宰府の警固の爲に置れたるなるべし。永享十年箱崎櫛田住吉の三社の燈油を調、此關を故なく通るべきとの文書、猶箱崎[illegible]の家に持傳へ侍りぬ。又宗祇が筑紫紀行にも、刈萱の關にかゝる程に、關守立出、我行末を怪げに見るも怖しと書り。宗祇は文明二年に筑紫に下れり。此時迄猶此關ありけるなるべし。其後筑紫の大亂の時、關もなく成けるにや。凡此大路は博多より九州へ通り、九州より博多へ通ふ道也。博多は又九州の要津にて、廣肆なれば、人馬の繁く行歸る事東海道に次り。故に非常を警めん爲に、鎭西府なくなりて後も、近代まで關を置れしにや。筑前國刈萱何がし、高野山に入て僧と成しを、其妻子尋行て、妻は高野山の麓にて死す。其妻を彼夫の僧弔ひし事、世俗に云傳へて、俗謠にも作りうたふ。其妻の墓、高野の麓、かぶろの宿と云所にあり。かるかや何がしは此所の人なるべし。

新古　　　　　　　　　　　　　　　　菅　家

刈かやの關守にのみ見えつるは

人もゆるさぬ道べなりけり

光俊

類聚 いつよりかこゝろにそへて身にもなる
おもひみだれし刈かやの關

藻鹽草 せばくともしのやの軒に宿からん
夕だち過るかるかやの關

宗祇法師此所にてよめる歌

數ならぬ身をもいかにと事とはゞ
いかなる名をやかるかやの關

○御笠森

山田村の境内より、雑餉隈の東北の邊にあり。大道より二町ほどあり。むかしは大木多くありて、茂れる林なりしが、今はむかしの森のしるしとて、楠二株殘れり。むかし此所に大なる楠あり。其もとのうつろなる所、方二間あり。その梢は今も其所にたふれてあり。神功皇后羽白熊鷲を討んとて、宇瀰の宮より松峡の宮にうつりたまふ時、道にて御笠を暴風の爲に吹落されたまひ、此森に掛りける。故に御笠の森と名づくといふ。むかしは此森の下に、神功皇后の御社ありしが、しはすの大晦日の夜は、村中の婦女ども此御社に籠りて、夜をあかしけるに、強暴の惡少年ありて、かの行露のおほきうれへ有しにや。さればこそ、思はぬをおもふといはゞとよめる歌は、妻の夫に對して、ことをのこに、こゝろをうつさゞりしと云誓ごとをよめるよし也。今は社もなくなれり。むかし此所に十六三郎天神あり。今は雑餉隈の東の山田の新村にあり。又むかしは此森の廻りに山田村あり。近年雑餉隈のひがしのかたはらにうつせり。

新千 大野なる御笠の森のゆふたすき
かけてもしらじ袖のしぐれは

津守國冬

萬葉 思はぬをおもふといはゞ大野なる
美笠の森の神ししるらん

大宰大監大伴百代

名寄
大野なる御笠の森に時雨ふり
そめなす紅葉今さかりなり

現存集
大野なる御笠の森のほうかしは
神のしらてしいくよさすらん

○白　川

今の宰府の天神の御旅所の西南にあり。二日市に近し。後撰集十七卷に、筑紫の白川といふ所にすみ侍べりけるに、大貳藤原興範朝臣のまかりわたるついでに、水たべんとてたちよりてこひ侍ければ、水をもていでゝよみ侍ける。

檜　垣　嫗

としふれば我黑髮もしら川の
みづはぐむまで老にけるかな

檜垣嫗集に、老はてゝかしらのかみは白川の、みづはぐむまで成にけるかな。大和物語には、むばたまの我黑髮は、白川のみづはぐむまで成にけるかなとあり。一說に、白川は肥後にあるよし、釋日本紀に、肥後國風土記を引ていへり。彼國の土人もしかいへるよしきこゆ。されど太宰の大貳のまかりわたりて、水こひし所なれば、太宰府に近き所を是とすべきか。又大和物語には、純友がうての使に、大貳小野好古下りて、檜垣のおうなが家の在りしわたりをたづね、いみじくあはれがりて、よばすれど、はぢてこで、歌をよみけるよし見え侍る。今古書をかうがへ見侍るに、純友はおほやけに叛きて、四國より太宰府へにげ行しを、小野好古是を追ひて太宰府にいたり、筑前博多にて、純友と合戰せしに、純友いくさ破れて、伊豫の國へにげ歸りし由しるせり。好古の檜垣のおうなが家のあたりを尋ねしは、純友をおひて太宰府にいたりし時の事なるべし。後選集には、藤原興範とかき、大和物語には小野好古としるせり。何れの說にても、太宰府にある白川なるべし。八雲抄にも或筑前と記せり。藻鹽草には白川と云同名四所あり。山城奥州越中筑前と記せり。此等の書には、肥後にあ

るとは見え侍らじ。又近世印行せし大名寄松葉集なと云へる書に、白川を筑前に入しもかゝる故なるべし。

○漆　川

二日市の北なる通古賀と云村の坤の方、四五町にあり。其川の邊の田の名をも漆川といふ。八雲御抄にも、此國にあるよししるし給ふ。宗祇指南抄には、漆川は嘉摩郡漆生(うるしを)と云所にありしといへり。いづれが是なりや、しらず。されども太宰府に近き所を是とすべきか、又同名にてもあるべし。

拾遺雜下　　　　よみ人不知

名にはいへどくらくも見えず漆川
　　さすがにわたる水は温るめり

○城(き)　山

太宰府の坤の方、萩原村の上なる高山也。俗に、坊中山といふは、いにしへ僧坊多かりしゆへなるべし。日本紀、天智天皇四年八月に、椽城(きつ)を築せたまふ由見えたり。城の山と云ふ、城ありし故に名付したるなり。城址南北二所にあり。北の御門、南の御門と云。南の御門は肥前國養父(やぶ)郡の方にあり。北城にも大野の城に四王院を建しごとく、寺院を建けるにや、むかしは大なる寺院ありて、子院甚多かりしといふ。僧坊の址、山中所々に多し。俗に城山千坊と云て、僧坊多かりし事を稱す。今は一坊もなし。按ずるに三代實錄に、貞觀八年二月十四日太宰府司に命じ、城山四王院におゐて、大般若經を轉讀せしめたまふ事見ゆ。此時より既に僧坊有けるならし。但城山四王院とは、城山と四王院と兩所にての事にや。若は大城の山の四王院といへる事にや、いぶかし。大城山と城山とは別也。城山いつの時よりか寺院もたえ、僧坊もなくなりたり。歌に、此きの山とよみしも城の山也。紀伊國背の山を、このせの山とよめるがごとし。城山の外に、別にこのきの山ありとするはあやまりなるべし。萩原より城の山の東をこえて、肥前國基肆郡に至り

道あり。馬往來自由なり。むかしは肥前筑後より此城の山道をこえ、太宰府の方に行し由いへり。今の原田道より近し。肥前筑後の人は、所により今も此道を通る。近ければなり。肥前の方のふもとに城山口とて小なる町あり。筑後守葛井の連の歌を見れば、太宰府より筑後へゆくに、この山道をこえし事明らけし。

萬葉　梅花ひらくはいづこしかすがに　　大伴百世
このきの山に雪はふりつゝ

右萃二太宰帥大伴卿宅一宴二梅花一歌、廿六首の内にあり。

萬葉集に、太宰帥大伴卿上京の後、筑後守葛井連大成悲歎作レ歌一首

萬葉　今よりはき山の道はさびしけん
我がかよはんとおもひしものを　　家隆

玉吟　梅花さくやこのきのやま風に
ころもにほはしおつるしら波

○蘆城　野山川驛

宰府の南にあり。蘆城の驛とて、むかし宰府より都へ行馬次の宿なり。蘆城より米の山と云所を通りしとなん。

太宰小貳石川足人朝臣、遷レ任餞二于筑前國蘆城驛家一。

萬葉　あめつちの神もたすけよ草枕
たび行君が家にいたるまで

同　玉くしげあしきの川をけふくれば
よろづよまでにわすられめやも

同　女郎花秋はぎまじり蘆城野は
けふをはじめて萬代に見ん

萬葉曰、右二首作者未詳

同十二　あしき山木ずえこぞりてあすよりは
なびきたるこそいもがあたり見ん

太宰帥大伴卿被レ任ニ大納言ニ臨ニ入京之時ニ府官人等餞ニ卿筑前國蘆城驛家ニ歌四首内。

防人佐大伴四綱

萬葉 月夜よし河おときよしいざこゝに
ゆくも歸るもあそびてゆかん

夫木 うき事をおもひつくしの蘆城山
歎きこりつむ年や經ぬらん

名寄 玉くしげあしきの川の瀬をはやみ
明行月のかげぞながるゝ

後九條

夫木 ふる雨の曇る五月の花がた
あしきの川は水まさ

○筑紫神社

延喜式神名帳に、御笠郡筑紫神社一座、名神大とあり。此社は原田村にあり。（原田村の隣村に筑紫村あり。昔は原田村も筑紫村の内也。後に分れて兩村となる。）村より北に林あり。其内に御社ありて南にむかへり。高き所にあり。祭る所の神は、五十猛命なり。後世相殿に竈門明神をも祭り侍る。是御笠郡の惣社なる故、勧請せるなるべし。三代實錄に、清和天皇貞觀元年正月廿七日、筑前國從五位下筑紫神に、從四位下を授奉るとあり。又陽成天皇元慶三年六月八日、筑前國從四位下筑紫神に、從四位上を授たまふよし、しるせり。筑後國風土記に云、筑後國はもと筑前の國と合て一國たり。この界の上に麁猛神あり。往來の人なやまされて半ば死に及ぶ。其數極めて多き故名付て人命盡の神と云。時に筑紫君肥君（肥州の君なり。）等是をうれへ、今筑紫君等の祖甕依姫を祝として是を祭る。然りしより此かた、行路の人神の害を蒙らず、こゝを以筑紫の神と云。（釋日本紀に引之）此說を以てれば、此所は則兩筑肥前の境なれば、風土記の說に符合せり。筑紫氏則當社の神司にして、始は社のほとりに居れり。（筑紫村に宅址あり。）後に兵革をわざとして、天正の比武威を近隣にふるひし筑紫上野介は、此社司の後胤なり。享德二年筑紫能登守藤門、同左近將監俊門此

社を造營せるよし、棟札にあり。近き比に至て、甚破壞に及びしを、天和の初村民等力をあはせて、新に御社を造立す。十一月中の卯日に祭あり。御社にまうでゆく坂の下に御池かたばかりに殘れり。その西の方に神井あり。清水也。石の鳥居は元祿十四年の春建立せり。其鳥居の額の文字は、篤信の乞によりて、花山院内府定誠公書たまふ。

○筑紫村

原田村の隣邑なり。始は原田村と此村と合て一村たりし事前にしるせり。村の東の方に小高き山あり。是を城の腰といふ。筑紫氏筑紫社司たりし時住せし宅の址なり。

○原田村

肥前國田代に通る宿驛也。此宿の西九町に、肥前筑後筑前三箇國の境、大路の東小山の上にあり。三國境と云。此村は筑紫村の內也。後わかれて二村となる。

○續命院

太宰府の西南にある村の名なり。むかし九國二島より太宰府に來りし民、若くは久しく逗留し、病をうけて死し、或餓死する者多し。太宰大貳小野岑守と云し人、是をあはれみ續命院と云ふ家をたて、田地をつけて病をやしなひ、飢を助く。續日本紀第四卷承和二年十二月、辛未朔癸酉の條下に云、故參議刑部卿四位上小野朝臣岑守、前太宰大貳となる。時に續命院一所を建て、以て往來の舍宿に備ふ。但公力によらずんば長く存する事を得ざらん事を恐れ、すなはち本意を叙して、具に解文を修して曰。管二九國二島一之民。或公或私。往來相續。其求輕者。暫經二時月一。其事重者。竟レ歲始還。客二宿於府倉下一。貨二寄於閭閻之間一。若病纏レ身手足不レ隨。官舍督察非レ養レ病之處一。王家爭趣皆惡レ死之人。遂使下露二臥道路一暴中死風霜上。縱有三時得二痊愈一。亦以二飢寒一死者。十而七也矣。見二其如一レ此心深救恤。聊建二續命院一處一。檜皮葺屋七宇。鼎一口。墾田百十町。以擬二飢病一有レ志無レ力。庶二

幾萬一。地隔人遠執檢難周。轉以屬人。更增疎廢。若逢不因心力。恨心願之從己。伏望令府監或典一人及觀音寺講師勾當其事相替之日。一事已上皆依實勘附。若不加修理令致破損及非法費用之類。並以官法論此文。いまだ上聞するに及ばず。岑守物故す。其家大臣に就いて追て以て陳請す。勅詔有て曰。思撫黎氓。不忘寤寐。宇縣迢遠。尤聞控告。見此菲納。愛知忠懇。速令所司。俾允所請。勾當之官。遷替之日。與奪解由。一准國司。又類聚三代格の承和二年の格に、續命院一所、太宰府の南にあり。檜皮葺屋七宇、墾田十四町、小野岑守解偁云々、日本續後紀にあるに同じ。是を以て見れば、續命院は誠にめぐみ廣き設けなりしが、院はいつの時にか絶けん。今は村の名と成ぬ。近き世には、誤て俗間院と書こそ猶違ましけれ。村中に其院のありし址かつて懇に尋しに、今はしれず。

○衣掛天神

國分村の境內、水城町の南なる田の中にあり。菅公宰府に赴きたまはんとて、此所にて衣服を改め、其なれきぬを脫て、掛させたまひし石とて今にあり。故に其側に小き社を作りて、衣掛天神と號す。

○雜餉隈

御笠森の西にあり。宰府へゆく大路に町あり。此町兩郡二村にかゝれり。東側は當郡山田村に屬す。西側は那珂郡井相田村に屬せり。此所宰府參詣の人の足を休むる所にて、酒食を品々あきなふ肆ある故、雜餉隈と名付けるにや。又むかし太宰府官人の雜掌居たりし所なるか、いぶかし。町の北のはしに西へゆく道あり。是より春日原を通りて、城下藥院口に行、其道近し。

○筒井村

雜餉隈より南に近き村也。村中に筒井とて清水あり。木の筒を以て井幹とす。此故に村の名をも筒井と云也。其水極て淸洌にして、大旱といへども涸す。當

に筒の上に湧上る。只冬至の夜ばかり水出ずと云。

○九郎天神

筒井村の境内也。村より北の方、大道の側、東の方に林あり。其中に叢祠あり。俗には盗の宮と云。菅公に二十四人の御子あり。行輩の次第によりて、數を付て九郎天神とよぶ也。長政公の時、博多の者盗の虚名をうけ、事急にして遁去けるを追かけらる。爲方なくて此林中にかくる。是を捜せども終に見へず、其難をのがれ、虚名を晴しけるより、盗の宮といふとかや。一説留主殿とは、宰府天神社官の家號也。留主より此社の祭を司どりし故、留主殿の社と號せしをとなへあやまりて盗の宮といへり。

○乙金

むかしは弟鐘とかけり。相傳て云、むかし唐土より日本に三の鐘渡れり。最後に渡りし鐘を弟鐘と云。鐘のわたりし次第を以て名付たり。初は四王寺に在しが、兵亂の時此邊に埋し故、弟鐘村と名づく。今はあやまりて乙金と稱す。

○唐山

乙金村の東にある山也。此あたりにてはいと高き山なり。東のふもとは宇瀰村のむかひ井野村也。乙金村の方より、から山の南の谷間を通り、ひきく嶺を越て、宇瀰の河内に通る道あり。一里に近し。井野の南に出る也。

○中村

乙鐘村に隣りて、同じ谷中にある村也。此村と席田郡金隈村の間、則兩郡の境也。

○手頸村

天判山の西北に有て、山の間にある村也。谷中長廿四五町あり。上村の間にひきく長き山あり。其形手の首をのべたるに似たり。故に名づく。手頸村の谷下は那珂郡春日村也。

○武藏村　武藏寺

此村は天拜山の下にあり。林木山につゞきてうるは

しき佳境也。長政公筑前御入國の初、御笠郡を小河内藏允に預け給ひ、此邊にて一萬石餘の領地を賜り、天拜山の麓、帆足屋敷（帆足氏は國士也。天正の比肥前國勝尾の城主筑紫氏に從ひし帆足彈正と云しもの此所に住せり）と云所に新に宅をかまへたり。其嗣子小河半右衛門常章が時に到りて、山の口と云所、山水清潔の地なればとて、小舍を作りて、櫻花盛の時、横岳山の江雲和尚などを請して、花を見し事有りといふ。其養子小河權兵衛直常、蜂の隈と云ふ所を切開き、大きに第宅を經營し、四邊に竹木を栽へ、門前に馬場を作り、帆足屋敷、山の口兩所は家士の宅とす。凡此邊は肥前國の境なれば、天拜の大山に據り、飯盛城の舊址につゞきて、頗要害をなせり。其後光之公より、此邊を吉田六郎太夫増年に賜り、七千石餘を領知す。貞享年中又改めて立花勘左衛門増弘（後改右左衛門又號新助）を笠郡の惣司とし給、此邊にて六千三百石餘の領地を賜り、蜂の隈の宅を修造す。其家士此村及近村所々にをく在宅す。元祿二年の冬、綱政公蜂の隈の宅に來遊し給ふ時、増弘饗を奉る。同四年の冬も又綱政公來り給ふ。黑田長淸公、長重公も此宅に來臨し給ふ。今増弘が嗣子吉右衛門増能に至り相續せり。

○武藏村の境内蜂隈（はちのくま）と云所の邊に花山と云所あり。其所に寬永の比、次郎右衛門と云富農あり。其心ばせやさしき者にて、極て花をこのみ、我宅の邊なる山に花木を數百株うへ、園中には石をおき、朝夕花を見てたのしみとす。方二間高五尺ばかりに土臺を築き、其上に茅舍をかまへ、花を見る所とす。珍花ある事をきけば、遠きをいとはずして行てなを求めける。伯樂が厩には良馬多く、卞和（へんくわ）の匱（ひつ）には美玉多き理なれば、名花珍卉（ちんき）多くあつまり、いかなる富貴豪族（がうぞく）の花園にもまされり。これを以て身を終る。人其山を號て花山とす。むかし大江佐國が甚花を愛して、六十餘回看不レ足。他生定作二愛レ花人一。と作りしに似たる、花數寄なるべし。詩歌をもしらぬ山かつにもかゝる風流なる者あり、めづらし。其後相續て花を玩

ぶ者なければ、花園は其址のみのこれり。

○武藏寺椿花山成就院と號す。武藏村にあり。本尊は藥師佛也。傳敎大師、御笠郡山口村木屋町山より十二枝ある山茶を切取て、此佛像を刻めりと云。脇立に十二神あり。又大黑天の像あり。是も傳敎の作と云。此武藏寺は虎丸長者と云者造營し、むかしは大寺にて堂塔も多く、子院七坊ありしと云。正法寺、善正寺、宗正寺、蓮花寺、地藏坊、石水坊、池上坊是也。池上坊は日蓮宗の僧武藏國池上より來り住る所也と云。今に其址あり。傳說に虎丸長者此寺を造立せしとき、いまだ成就せずして死す。時に武藏國池上より日蓮宗の僧來りて、作り終りぬる故に、武藏寺と號し、村の名をも武藏といへりと云。然れども武藏寺は猶久しき寺と聞ゆれば、彼僧もし此寺の廢(はい)壞(え)を再興せしにや、大門のありし塔原村にあり。今も大門と云、むかし此寺にて春初に追儺(つゐな)せし事は、前に記せり。又今に至る迄毎年十月十五日に、地藏會供養を行ふ事あり。是は虎丸長者武藏村、井手古賀村、塔原村、萩原村、山口村、此五ヶ村に七十五ヶ所の別業ありき。其田を作る農人より、地藏會の供養をせしが、七十五所の内二十五所づゝ集りて、三年に勤む。是虎丸長者が時よりの定式也と云。虎丸長者が本宅は、古賀村の内すたれと云所にありしとかや。今も其宅の跡あり。武藏寺の側に虎丸の墓所在。石塔あり。此寺に忠之公の時寺產五石寄進せらる。宇治拾遺下卷の二、出家功德の條に、筑紫の武藏寺の事をしるせり。むさしてらとも書り。此寺の事なるべし。其事奇誕なればこゝにしるさず。或說、齋明天皇上座の郡、朝倉の行宮にとゞまりたまひし時、御湯浴の爲にむさし村に行幸ありしと云。

○天拜山 或天判山と云

武藏村の上にあり。此山むかしは滿山芒(すゝき)のみ生(おひ)て木なかりしが、長政公の宰臣小河內藏允此郡を司とり、此所を領せし時 國用軍用のため、諸木の種を蒔き

苗を植て甚功を用ひ、木を伐る事堅く制しける故、年を經て衆木長じ、茂山となれり。頂に天神の社あり。世俗に云傳へ侍るは、延喜二年菅公、此天判山にのぼりて罪なきよしを、天にうつたへさせおはしましければ、天帝より天滿大自在天神といふ尊號を下し給ひしとかや。〔衣納峯とも云、又は神託とも云なり。〕菅公の天を拜したまひし所、則此御社の地なり。石上にのぼりて天を拜したまひけるとも云。其石を天拜岩と號し、御社の内にあり。此故に天拜山と號す。御社東にむかへり。祭は八月廿五日也。八月廿三日の曉、天神の御輿或寺の御旅所に行給ふ。其前廿二日の夜より、此御社の前にて篝火をたく。此上に櫻木多し。花の時は遊觀するに堪たり。

○龍王瀑布

武藏寺の側にあり。其傍に高き石たてり。是を衣掛岩と云。菅原相此瀑にうたれたまふ時、衣をかけ給ひし石とかや。たきの下、川の中に、石塔あり。詩を彫付たり。

天判峯頭仰彼蒼。顯心成滿放威光。
御衣薫石纔成塔。五百年來流水香。

正平二十年二月二十五日　願主　大倖部信聰謹題

○荒穗大明神社

天判山の上、大岩の間に小き社あり。東に向へり。上なる岩は横二間半、高三間許有。下なる岩は横二間高一間許あり。この岩上下の間一間半程、横一間ばかりの間に社あり。此社は肥前國基肆郡宮の浦村の荒穗明神の社を勸請せり。俗說には瓊々杵尊を祭れる所なりと云。九月十九日祭あり。肥前國宮の浦村の荒穗明神の社は、近鄕の惣社にて、大社也。九月十九日祭禮あり。御旅所に出たまふに其行粧いかめし。宮浦村は城山の南の麓にあり。城山口の上なる御笠郡萩原村より近し。此社むかしは城山の上にありしと云。いつの時よりふもとに移しまいらせしにや。三代實錄第四卷、貞觀二年肥前國從五位上荒穗大明

神に、正五位下を授らるゝよしゝるせり。西峯老人云、神代卷上卷云。初五十猛神天降時。多將樹種而下。然不殖韓地。盡以持歸。遂始自筑紫。凡大八洲國之内。莫不播殖而成青山焉。荒穗明神は五十猛神なるべし。筑紫は此神有功之最初之地故、肥前筑前に其跡をたれたまふなるべし。瓊々杵尊とは俗の附會せる説なるべしといへり。

○湯　町

武藏村の境内也。武藏寺より五町、宰府より此所迄は廿九町あり。溫泉四所にあり。癬瘡をよくいやす功ありとて、遠近より來り浴する者多し。無題詩集に、釋蓮禪が著長門壇即事の詩に、

夜憶遐鄕終入夢。晴望孤島小口口。
一尋西府溫泉地。治病逗留及兩年

此詩にある西府溫泉地は。此武藏の溫泉の事にや、又北谷の湯原にありし溫泉をいへるにや。

○塔　の　原

村の前なる圃の中に、十王堂の址あり。今に礎のこれり。其所を今も十王堂と云。むかし此所に塔あり、遠くより能見ゆ。此塔ある故に塔の原といひしとかや。

○天　山

藻鹽草に、雨山を筑前とす。古歌あり。然れば此天山の事なるべし。天山村の上に天山と云山あり。

藻鹽草
雨山のあたりの雲はうちつけにくもりてのみぞ見えわたりける

天山の内、西方寺と云所の上のさし出たる山に、大岩二あり。いづれも上に岩かさなれり。其外に岩多し。又大岩の下十二間許に、うつほ船とて船に似たる石あり、長二間横一間ばかりあり。岩は上下共に皆西にむかへり。此上下の岩ある所を、すべて里民は童男丱女が舊跡と云。今其里の老人にとふに、其いはれをしれる者なし。童男丱女は秦の徐福が蓬萊に渡りし時、舟にのせ來りし男女のわらはの事なり。童

男坤女が岩と云所、筑後國上妻郡河崎の里にも、丹後の海邊にもあり。みだりに附會して名付しならん。

○古賀村

武藏村の南にあり。村の內、すだれと云所に、虎丸長者が宅址あり。其別墅十一所あり。其所に長者墓とて二あり。虎丸が事は前に詳にしるせり。

○二日市

むかしは一月に二日市立し故、町の名とす。今は市たゝず、町のみあり。町より東の方に城址あり。古城記にあらはす。

○紹運塚

二日市村の長なる高き岡の上にあり。高橋紹運の頸をうづめし所と云。是薩摩勢紹運の頸を取、實檢の後此所に埋たるなるべし。長二間二尺ばかり、横七尺許なる塚也。近き世にはめづらしき忠臣義士の墓なれば、いとたふとむべき事にこそ。

○紫村

二日市村の隣邑也。菅家の御歌に、

つくしにもむらさきおふる野ではあれど
なき名かなしむ人ぞきこえぬ

此歌は則此村の事をよみたまへるにや。

○針磨

民俗云傳るは、菅公天判山にて、罪なきよしを天に訴へたまひし後、此所を通りたまひしに、老翁ありて、斧を石にあてゝすりけるを見給ひて、何にかするとゝひたまふ。老翁聞て針にすり侍るよしを答へける。爰におゐて菅公感じたまひて、凡の事精勤せずしては、成就し難しとて、又天判山に上り給ひて、ひたすらに天に祈りたまひしとかや。其老翁が針をすりし石とてあり。始は山のふもとに在しを、近世通路の側、林の中に移せり。長七尺九寸五分、廣五尺一寸五分あり。扁石なり。凡針磨と號する所、此所のみにかぎらず、鎌倉極楽寺の南七里濱に出る路の小橋をもはりすり橋と云。また近江國に摺針嶺

あり。磨針嶺と名付し事、むかし物ならふ人、志屈(くつ)していなかへまからんとて、近江國を通りける時に、或人斧を石にてとぐ者あり。何のためぞとゝへば、針にする也と答ふ。かの人さてはかうやうの人もあるぞかし。吾こゝろざしは無下におとれりとて、又都へ上り、學問して終に博士(はかせ)となり、其所をすり針と名づくと云傳ふ。因て思ふに、劉氏が鴻書に、錦繡萬花谷を引て、昔李白書を象宜(しやうぎ)山中によむ、いまだ成らずして棄去ぬ。小溪を過て老嫗(うん)に逢ふ。まさに鐵杵(てつきよ)を磨す。因て問て云、何にかする。嫗答て鍼に作らんと欲すと云。太白其意に感じ、還て業を卒ふ。嫗みづから姓は武なりと云。今に溪傍に武氏巖ありとしるせり。此事此村翁のいひ傳へと暗に相合へり。○此村は御笠郡の水南北にわかれ流るゝさかひ也。此村の內本村の邊よりながれ出る水は南に流れ、千年川に入る。原町より流るゝ水は北に行て、博多に出る。又油須原より流るゝ蘆城(あしき)川は南行して千年川に入る。宰府の川は博多に流出づ。

○平等寺村

山口村より一里餘あり。本は山口村の內にて上山口と云。然ども平等寺といふ寺ありし故、近代は村の名とす。此寺は禪宗にて本尊は藥師佛也。薩摩勢岩屋の城を責し時、あふれ者共此地にも亂入し、寺にも火をかけて燒けるとかや、今も其寺址に小き草庵をかまへて、むかしの本尊ありし藥師佛を安置せり。凡此地は深山幽谷にして地高し。寒氣烈(はげ)しく、陽氣おそし。故に冬春は雪深く、盛夏にも蚊なし。是より南の山を越えて、肥前國田代に行道あり。

○片野

むかし般若寺と云寺ありしと云。今は圃(はたけ)と成りぬ。今も其所に七重の石塔あり。いかなる寺なりしにや詳ならず。

○山家(やまえ)

豐前小倉當國の黑崎、木屋瀨、飯塚、內野をへて、

此宿に來り、是より西原田へ行き、それより肥前田代を過て長崎の方に行く東西の通路にて、宿驛なり。町あり、國君の新館あり、民家多し。又博多より二日市を經甘木に行き、筑後豐後へ通る。南北の大道も此宿の少西にあり、近し。

○御手水瀑布

山家村より十五町許、東池田と云所にあり。大道の東にあり、小流也。岩を傳ひて下る。上の段高さ七間許あり。三條にわかれ流る。下に二間ばかりの瀑ありて、其下に又五尺許の瀑あり。然ども並に佳觀には非ず。瀑の前に觀音堂あり。此瀑は山家川の本流にあらず。側の小谷より出る水也。

○大鍋小鍋

山家村の東に鍋嶺と云坂あり。山家の町より一里十町許あり。其坂の上より北に山家川の上流あり。大道の下なり。川の底に長三十間餘の大岩ありて、其岩上を水流る。岩の前方は土にうづもれて見えず。横三四間許は現れ見ゆ。其三十間許の間水流るゝ所くぼく、其間深き所五六箇所あり。中につゐて最下に瀑あり。淵あり、是を大鍋と云。甚深し。其上に小鍋とて恰鍋の口のごとく、人力にてうがてるごとくなる深淵あり。徑一間あり。其深き事、むかしははかり難しと云。今は繩に石を結び付、さげて見るに、八尺ばかりあり。水の色黑くして底見えず、其上に段々深き所あり。此岩の上を水流るゝによりてことになる見所也。

○山家牧

冷水嶺の南に、長政公の時仕立給ひし馬牧の址あり。東西長一里許、南北又然り。まはりに土手あり。此牧は山家村及夜須郡桑野曲村、穗波郡內野村に懸れり。內野山より狼出て馬をなやまし、且雪ふかき故育せず。故に長政公の時牧馬やみぬ。

筑前國續風土記卷之九終

筑前國續風土記卷之十目錄

夜須郡 四十所

筑前國續風土記卷之十

貝原篤信選定
貝原好古編錄
竹田定直正校

夜須郡

日本紀を考ふるに、仲哀天皇九年春三月壬申朔辛卯に、神功皇后層增岐野に至り、則兵を擧て羽白熊鷲を擊て、是を亡し給ひ、左右に謂て曰、熊鷲を取得て我心則安しと宣ふ。故に其所を號て安と云よし記せり。此郡の號爰に起れり。後に二字に改て夜須と書けるならし。此郡は南は筑後國にさかひ、東南は下座に連なり、東北は嘉摩穗波に山を隔てゝ續き、西北は御笠に隣れり。境内に山川有て其利少からず。土地肥沃にして米穀多く。順和名抄に夜須郡は東西とあり。今も栗田より東を東郷と云、西を西郷と稱す。

和名抄に出る所、此郡の鄕の名六あり。

中屋 今郡上村の邊を中屋郷といふ　馬田 今も村の名に殘れり
賀美　雲提　川島
栗田 今も村の名にのこれり

今稱する所此郡の村の名

曾根田村　玉豊村 曾根田村之内
坂根村 同上　朝日村　二村町 朝日村に屬す
高原村 野田村之内　吹田村
横　村 吹田村に屬す　甘木村 古は甘木町といふ
東小田村　福島村 東小田村に屬す
凡町村 東小田村之内　長者町村　松延村　砥上村
赤坂村　三牟田村　下町村 三牟田村之内　篠隈村
三並村　八並村 三並村之内　勝山村 同上　四三島村
下　村 四三島村之内　屋形原村 同上　中牟田村 此村之内有田
石櫃村 中牟田村に屬す
上秋月村 以下秋月郷
荷取村 上秋月村に屬す　下秋月村
河内村 下秋月村に屬す　江川村

野鳥村　長谷山村　千手村
女男石村 千手村に屬す　下渕村　甘水村　白川村 甘水村に屬す
楢原村 古は楢村といふ　隈江村
彌永村　依井村　野町村 依井村に屬す
原地藏村 依井村之内　久光村
阿彌陀峯村 久光村之内　栗田村
森山村 栗田村に屬す　當所村 同上
三箇山村 古は三箇山村を五王山村と稱し、楢木、桑の曲を合て三箇山村といふ。五王山村を獨三箇山村と稱し、楢木、桑の曲を三箇山村の枝村とす。　楢木村 三箇山村に屬す
桑曲村 同上　畑島村　前川村 畑島村之内
上高場村　山隈村 上高場村に屬す
大久保村 同上　高島村 上高場村に屬す
下高場村　才木村 下高場村之内
高田村　馬田村　上浦村
下浦村　甲場村 下浦村之内
草水村　千代丸村　牛木村
菩提寺村　持丸村 古は入江持丸といふ

大塚村

以上七十二村

内 四十二 本村 三十 枝村

○朝日村 日照寺跡 十三塚

村中に朝日山日照寺と云寺跡あり。本尊は薬師佛也。是傳教大師竈門山にて作られし七佛の一なり。今は寺もなく、本尊もうせぬ。朝日村より乾の方に十三塚あり。南北にならべり。當昔は東西にも十三相並べり。然るを二村を立らるゝ時、東西の十三はくづれて今はなし。或云、近世大友家と筑紫上野介廣門大に戰し事あり。筑後の星野問注所なども筑紫方に加り、山家邊にて戰しに、筑紫方打勝ちて、敵を千三百人討取。此時その首を一所に百づゝ埋て、塚を十三築かせ置しと云。され共此地にかぎらず、國中に十三塚凡十一所あり。又他國にもあり。然れば右の説はうたがはし。十三塚の説は、總論の内に記せり。

○二村 此町西の端より原田村に通る大道あり

此村始はなかりしを、寛文の初年に立らる。此所に東西に十三塚ならびたるを削して、町を立られし故、所の名をも始は十三塚と稱せしが、後に二村と稱す。初は町の南側は夜須郡に屬し、北側は御笠郡に屬せり。二村合て一坊とす。故に村の名とす。今は全く夜須郡とす。

○安野

東小田、四三島、臺場、三村の間、七夜原といふ廣き平原有。方一里餘あり。是則安野也。方一里許の間には田畠なし。其西北に東小田村の枝邑あり。福島といふ。又福島の西北に東小田村あり。是も安野の内にあり。此外に田畠なし。皆平なる野原なり。四三島の南、山隈野との間に川有て隔つ。山隈原とはつゞかず、別の原也。四三島の川は、彌長より出て、筑後の方に流る。

萬葉集四
君がためかみしまち酒やすの野に
ひとりやのまん友なしにして

右太宰帥大伴卿、贈大貳丹比縣守卿遷任民部卿歌也。かみしとは、かもせしなり。酒を作るをいふ。

○屋形原　下中郡に屋形原村有、それにはあらず。

四三島の境内に屋形原と云所あり。爰に大なる古塚あり。是を屋形の墓と云。屋形といへるは、むかし富貴人の居たりし所にや。其姓名しれず。

○石櫃村　石櫃と松延との間に、筑後の松崎に行大道あり。

中牟田村の枝村也。中牟田村は秋月領に屬せり。石櫃村は福岡領に屬す。村中に天神の社あり。其初此社の神體を、石櫃に納て土中にうづみ置、是を祭りしと云。其所也とて、民屋の後に小高き塚あり、故に村の名を石櫃といふ。大道筋に少はかりなる町あり。是を石櫃町と云。

○甘木町

國中にて、民家多き事、早良郡姪濱につげり。町數十五町、民戸數五百廿三軒、人數二千三百七十七人、馬牛百七十三疋あり。是御國の中にかぞふる所なり。古より此所にて毎月九度、市たてり。今におゐて絶ず。二日、四日、七日、十二日、十四日、十七日、廿二日、廿四日、廿七日。筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後、すべて六箇國の人のより來る總會の所にて、諸國に通ずる要路なれば、商人多く集り交易して、各其利を得る中につゐて、福岡、博多、姪濱より魚鹽多く持ち來りてあきなふ。豊後、筑後、肥前の内には、海味おほくは是より買ひゆけり。凡博多より甘木の間、人馬の往來常にたえず。東海道の外、此道のごとく人馬の往來多きはなしといへり。信濃路、播磨路などは、中々是に及ばず。

○安長寺は甘木町に有。禪寺濟家也。甘木山と號す。開山圓鑑禪師といふ。應長の頃開基せりとぞ。今は承天寺の末寺也。寺内に地藏堂あり。地藏佛は滿米上人所作也と云。甘木遠江守安長、子安道、大和國矢田地藏を信ず。彼地藏は、滿米上人安置する所の靈佛にして、元亨釋書滿米傳に詳也。安長宿痾をうれへ、醫療驗なかりしかば、安道矢田地藏に祈り、

靈夢を感じて、安長の病たちまち快愈す。是に依て其領地甘木に安長寺を建、地藏佛を安置すと云。故に今に至りても、痘瘡をうれふる者、此地藏にいのり、又此寺より符をあたふ。秋月種實が、秀吉公に捧げし楢柴と云ふ名物の碾茶壺は、もとは肥州平戸の松浦民部大輔所持しける。或時松浦氏貧困にして、財用ともしかりしかば、此茶入を使に渡して、秋月種實に遣し、代金百枚に販がんと云。種實古器を翫びければ、得まほしく思ひ、金を尋るに、三十枚はありしか共、殘る七十枚は、亂世の時上方に遠ければ筑前、筑後、豐前の富ける者に求めけれどもなかりけり。さらばとて京都に人を上せ、金を求る其間、彼楢柴の茶入をば此地藏堂に籠置、松浦の士三人、秋月の士三人にて晝夜守りける。七十枚の金を求下り、都合百枚、地藏堂の庭にて金を鑄崩して、松浦氏より來りし平戸の士にわたして、楢柴の茶入を請取けり。是は其比九州にて、金の眞僞を見知る者なかりし故なり。

○柳原正二位大納言墓、甘木村の河原に有。天正の比にや、柳原大納言と云人、此所に來り、尺八を吹て徘徊せられしとき、小早川隆景の監吏も亦尺八を吹て、國中を廻りけるが、大納言何某監吏が尺八を押へて取られしを、隆景卿聞て怒り、此河原に磔にせらる。所の者共墓を築置けるよし里人いへり。此時高官の人此國に下り住める事、さも有べしともおぼえず。但狂亂喪心の人也しにや。且隆景謹厚の人なるに、妄に高官の人を磔にせられし事もいぶかしければ、何れも信じ難し。若あふれ者の來て、僞て大納言と稱し、狼藉せしをかくはせられしにや。

○砥上神社

砥上村にあり。此邊中屋の郷なれば、中屋權現と稱す。祭る所の神三座、中間は、神功皇后、東間、住吉大神、西間、八幡大神也。御社は村の中にありて南に向へり。社家者の云傳へには、神功皇后新羅を討給

はんとて、先諸國の軍衆を此所まで招寄たまひ、中やど也と宣ひし故、仲屋と號す。さて軍衆に命じ、此所にして各兵器をとぎみがゝかせ給ふ。故に砥上と號すとかや。かゝる遺跡なればとて、後世に至りて　神功皇后を祝ひ祭り奉るとなん。古は大社なりしと見え、宮所廣く物ふりて、御池御橋もよのつねならず。むかしは正月十五日に祭禮あり、神樂を奏し、射禮を行ふ。又九月廿四日は、恒例の大祭にて神幸あり。其時御輿を休めし所、御社の南六町ばかりに、森木とて島三ツ殘れり。御旅所は、東小田村の内、福島と云所也。（御社より十八町南にあり。）其外さまざまの儀式侍りしとかや。此所慶の祭料に、秋月氏より二町餘の神田を寄附せらる。今はかゝる恒例も絶果、此日にかた許なる祭禮を取行ふのみ也。社より北に當りて、鳴井川端あり。村より艮なる山をば、砥上の嶽と云て高山也。此所に石室に砥上權現鎮座あり。是上宮也。鵜夫石とて大石二あり。又砥上嶽より二町許り下に、かぶと石、からふと石などゝ云石あり。

（吹山、赤實、砥上、三牟田、曾根田の五村ともに、砥上嶽の下にあり、）

○八並長者宅址

三並村の下、八並と云所にあり。明暦のころまでは礎簡ありしを、堤を築く用にとりて今はなし。上座郡宮野村にも、八並長者の宅址あり。長者と稱せしは、さばかりの富人にてありけるにや。其時代姓名詳ならず。此宅のあとの畠に、焼米の石に成たる多し。

○勝　山

三並村の枝邑に勝山と云所あり。其谷の奥の山に大竹多く生ず。寛文の初より、此所の竹をとりて、國君の旗竿に用ひらる。毎年十二月に五十本充是を取。

○山　隈　山　井原

四三嶋の東南に山隈山あり。山隈原あり。山上に城址あり。山上を以て筑前筑後の境とす。本丸は筑後干潟村に屬し、南北十間、東西七間あり。西の方一

の丸は、筑前筑後に分れ屬す。内に境塚あり。東の三丸は、筑前四三島に屬す。山は筑前の地多く、筑後の地すくなし。城址のめぐりの坂に、たてほりとて、上下に通じてほり通せる小ほりいくらもありて、高下あり。山上に山隈權現の社有。石の叢祠也。彥山權現を勸請すといふ。祭禮二月十五日、此社は筑後に屬せり。此山筑後にては花立山と云。筑後千潟村は山の西にあり。花掛村は山の南に當る。何れも筑後也。近く山の北に、此郡の砥上村見ゆ。むかひに當る山隈原は、山の四邊方二里餘なる平原也。筑前筑後に屬せり。筑前の山隈村は、初はなかりしが、元和七年に始て立つ。上高場村に屬す。

○東小田村

此村の西南近き所に峯堂と云所あり。是はむかし寺ありし所と云、古塚多し。其西邊に塚本とて大塚あり。又方二三間ある古塚多し。むかし此西大野原、大原邊にて、少貳菊池合戰有し時、死骸をうづめし塚なるべし。菊池肥後守武光肥後よりよせ來りしを、太宰少貳大軍にて出向ひ、山隈山に陣し、筑後の內小郡の東、大野原にて合戰す。今の大保村の原を大野と云。小貳うちまけ、太宰府の居城に引退く。其時大勢討れし死人を、此所に埋めし由聞ゆ。東小田より小郡の邊、大野迄一里半あり。其間に橫隈、力武、大保村あり。皆筑後三原郡なり。大野原今は大保原といふ廣原なり。或曰、小貳と菊池と合戰せし所、東小田の西一里、大保といふ所、是太平記にしるせし大原なりと云。小郡原より打つゞきて大保村あり。其日度々軍有しかば、大野原大原所々にて戰ひしなるべし。村より南の方四町ばかりに聖塚とてあり。又東の方六町ばかりに夫婦塚とてあり。此邊に小き塚數多くあり。

○玉垂大明神社

曾根田村の內玉垂といふ所にあり。神體は男女の二體なり。民俗之を那須與市夫婦をまつる所といへり。

いぶかし。

○松延塘

松延村にあり。水面を田につもれば、八町ありといふ。大なる塘也。

○長者町 町屋にはあらず

此町は長政公入國の後立らる。三並村の下、八並長者が居たりし宅の邊なるゆへ、長者町と號す。長者宅の事は前にしるせり。此所より秋月へ二里、博多に六里あり。

○味噌堤

畑島、森山、三並、三村の塘也。水田にそゝぐ水を貯ふるつゝみ也。土民は、八並長者の味噌桶を捨し故、此名有といふ。又その土堤の土の性あしく、味噌のごとくなればとて名づく共云。塘の内、長二百間、横の廣き所百間、或五六十間あり。

○金銘水

當所村の内、大道の端にあり。是清冽なる名水なりしと云。今は其所道と成て、水は出ず。當所村大道の端なる小き山の上に墓あり。村民は是を大磯の虎が墓と云。此地に虎の墓あるべき故なし。世俗の云傳ふる事妄説多し。信ずべからず。されどもいかなる故も有しにや、いぶかし。備後國世良郡小泉村に寺あり。その堂前に古墓あり。是又相傳へて大磯の虎が墓たりと云ふ。

○千間溝

彌長村の下より、上鷹場の村際まで、千餘間ある溝也。水通ずる所也。むかし上より下に水を引て、開田をせんために掘れりと云。

○綠松

上鷹場村の東の堤、たか上と云所に、美松とて松一株あり。久光村の堤内也。世俗にいひ傳ふるは、百合若大臣の鷹丸と云し鷹、玄界島より飛來、此松の上にて羽を休めしと云。鷹場と云、鷹上と云名あれば、附會せしにや。いぶかし。百合若大臣の事、志摩郡の卷に記す。

○野　町

此町は、秋月町より西の方、筑後の松ヶ崎に通る馬次の宿也。秋月より二里あり。野町より西の方、松ヶ崎の驛へゆくに、其間一里六町あり。是より筑後へも肥前へも通る大道なり。秋月と野町の間彌永町あれど、馬驛には非ず。野町は、むかし野原にて町はなかりしが、黒田長興此所を馬驛とせば宜かるべしとて、寛永十四年に始て町を立たまふ。依井村の枝村なり。

○栗　田　村

栗田村は、和名抄に出たる夜須郡の郷の名也。始は森山、久光、當所、栗田の四村一邑にて、すべて栗田と號す。長政公入國の後、栗田、久光、二村に分る。長興の時、栗田の内より森山わかる。其後森山の内より當所村わかる。すべて四村となる。今も森山、當所二所は栗田の枝村なり。栗田村は大邑にて佳境也。

○栗田八幡宮

栗田村にあり。祭る所の神三座、西、住吉大神、中、八幡大神、東、神功皇后也。むかし神功皇后、羽白熊鷲と云強敵を討んとて、此所を經過し給ひし地なれば、かく此所に祝ひ祭り侍にや。社家の說には村上天皇天德四年八月、左大臣藤原重直と云人、始て此社を建立あり。佐々木左近重綱、横山右衛門重貞兩人をして、兩宮司とせられ、神領五百町寄附ありと云。九月廿五日祭あり。むかしは此日神幸あり。今猶其行宮の森あり。御社より十町ばかり南にあり。又御社の前に楠の古木あり、其大さ五圍あり。山上に岩戸あり。神功皇后を祠り奉りし所といへども、今は御廟なし。是を上宮と云。

○目　配　山

栗田村上宮の東なる山を目配山と云。山上に方一間ある石あり。里人の說に、此石に神功皇后坐したまひ、四方を見そなはしたまひし故、目配山と號す。

○松　尾

栗田村上宮の北十町許に松尾と云所あり。因て思ふに、日本紀皇后紀に、熊襲を撃たんと欲して、橿日の宮より松峽宮に遷りたまふ事あり。栗田は昔神功皇后留り給ひし地なれば、日本紀に松峽宮に遷りたまふとあるは、もし此地にてもあるべきか。されども竈門山僧の說には、竈門山の西のふもと、松の尾是なりと云。

○老松大明神

栗田村の枝邑寺家と云所にあり。九月廿五日祭あり。天正六年の冬、秋月種實、筑紫廣門、御笠郡岩屋の城下におしよせける時、秋月氏の手より、あやまりて天滿宮の邊の小屋に火を放ちしが、本社にうつりて忽灰燼と成ぬ。社人等御神體を守りて、栗田村にのがれ、其旨を種實に訴ふ。種實大にいかりて、火を放ちたる者一類まで刑殺せらる。（[illegible]）種實天神の祟をおそれて、神前の祭器并鞍十七疋を寄獻して、其罪を謝し奉らる。則此所に社を立、宰府天神の神體をうつし、社人をも招寄せらる。寺家と云所五百石の地なるを、則御社に奉らる。天正十九年に、小早川隆景宰府の御社造立有し時、此地より御神體を宰府に移し奉らる。其前十四年の間は、此所にかりに鎮座し給ひぬ。御歸座の後に、此所には老松大明神を祝ひ祭りしなるべし。社前に神地あり。宰府の社僧大鳥居小鳥居以下、此所に來り住せし故、其宅の址殘れり。

○三　箇　山　（[illegible]）

穂波郡内野村の川上、深き谷の中に三村あり。桑野曲村、五玉山村、櫛木村也。三村、竹根田村よりは山を越ゆく。内野村より三十町ばかり上に桑野曲村あり。其上半里に五玉山村あり。櫛木は又其奥にあり。五玉山村を以て本村とし、櫛木、桑野曲は其枝村に屬す。三村をすべて三箇山とし。那珂郡に五箇山、御笠に四箇山あるがごとし。凡三村は、他村に

遠くはなれ、深山幽谷の内に在て、人の行通ふ事稀なり。冬は雪ふかくして甚寒し。

○玉屋權現祠。五玉山村に有。村より五町ばかり山間にあり。社の下谷川の傍に、むかし五の玉石あり。近年は五ながら社内に納む。其大さ徑二尺ばかり、五玉ともに同じ大さにて、其形まるくして玉のごとし。此玉石ある故に五玉山村と號す。此社は彥山一體の神にして、彥山寶滿の山伏修行する所なり。兩山の山伏入峯の道筋也。社の下なる谷川の傍に大石二あり。其挾間に清水流れいづ。民俗の說に、懷姙の婦人此水をのめば、產し安し。故に此村に難產及產死の婦人なしと云傳ふ。近來は其名やうやく聞えて、遠近の府君士大夫庶民に至るまで、其靈驗を信じ、此水をくませ、孕婦に飲ましむる人多し。汲に來る人は、社に錢をさゝげ、水を筒に入て持歸る。

○三箇山の西南に長き山有。則夜須郡三並、曾根田、砥上などの東北にある山也。此山の西北に高山あり。

山家町の方に近し。夜須、御笠のさかひなり。神功皇后の通り給ひし所也とて、神おりたつげと云。其東南につゞきたる山の峯すぢに、つゞらをき、めくら谷、いき引の辻、といの口など云所あり。栗田の方にゆく山の峯道也。又曾根田村より、東北の山のおくを越て、桑野曲の方に下りて、牧の内と云所あり、むかし馬の牧ありしあと、土堤をつき廻せり。

○阿彌陀峯

久光村の内也。是甘木と秋月に行道の岐なり。むかしは此所の上の山、大なる茂山なりしが、近古の時老狸すみて、夜陰に人をたぶらかし、阿彌陀の形を現じ光かゞやく、見る人是を信仰せり。狸の精つげて曰、われに人の生精をそなふべし。我來迎して其人を淨土におもむかしむべきよし云ける。此地はもと栗田の地にて、久光も栗田の枝邑なりしかば、栗田の里民是をおそれ、時々其里人の内にて牲になる人をさだめて、今の通路の西の方なる小山の上に、

壇をかまへ、阿彌陀を祭る所とす。夜更阿彌陀現して、彼そなへし人を取て食す。里人是をかなしみて、或時雉をそなへざりしに、彼阿彌陀夫に祟をなし、栗田の民共を多くなやましければ、里人おそれて、又雉を時々備けり。或時十二三歳の女子、雉にそなはるに當れり。其時たま〳〵御笠郡の獵師來て、是を聞けるが、いかさま是は狐狸の化たるにぞあらん。なんぞ誠の佛には有べきと思ひ、人にしらせず、只一人彼所にひそかに行て、弓矢をたばさみて待居たり。彼ばけ物是をばしらず、雉に備へたる女をとらんとしける所を、獵師是を見て、能引てちやうと射る。あやまたず彼ばけ物にあたる。化物射られながら、後なる大山に逃げ入りける。あとより蹤血を求て尋行けるに、山林の内に大なる老狸、矢に當りて斃臥たりけるとぞ。それよりして此所を阿彌陀が峯と云由里人語り傳ふ。是宇治拾遺に記せり。山州愛宕山に、狸の化て普賢菩薩に成たるを、獵師の射ころしたるに似たる物がたり也。

○秋月谷口

依井彌水は、秋月の谷口也。是より秋月迄の間、南山の中に廣き谷あり。谷中にある村、其數凡十一、田畠高八千二百三十石あり。秋月より出れば、右の方の山下にある村、長谷山、甘水、簡原、隈江、彌永也。秋月より出れば、左の方の山下にある村は、千年、下淵、持丸、菩提寺、大塚、依井なり。秋月町より彌永迄、路程一里八町あり。

○大神大明神 彌永村にあり

延喜式神名帳に、夜須郡於保奈牟智神社に一座とある是也。祭る所の神、則大己貴命也。今は大神大明神と稱す。御社は南にむかへり。東の間に天照大神、西の間に春日大明神をも合せ祭り奉る。宮所神さびて、境地殊に勝れたり。日本紀に、仲哀天皇九年秋九月庚午朔己卯、神功皇后諸國に令して、船舶を集め、兵甲を練る。時に軍卒つどひがたし。皇后の曰

必神の心ならんとて、大三輪社を立て、以て刀矛を奉りたまひしかば、軍衆自聚るとあり（是は[illegible]此國に所[illegible]）新羅にうたんとはかりたまひし時の事也。又釋日本紀に、筑前國風土記を引て、氣長足姫尊新羅を討んとおぼして、軍士を整理し、發行したまひし時、軍士其道中にして逃る。已にして其由を占求るに、則祟る神あり。名を大三輪の神と云。此所に此神社を立られ、遂に新羅を平らげたまふといへり。則此御社の事也。九月廿三日祭禮あり。むかしは此日神輿御幸あり。御旅所は村の西十町ばかりにさやのもとゝ云所あり。是也。其外年中の祭禮、たびたび有しとかや。今はかゝる儀式も絶はてぬ。然れ共夜須東郡の惣社なれば、其敷地廣く、産子殊に多くして、人の尊敬淺からず。

○楢原村

此村の森の中に藥師堂あり。むかしは大寺ありて、是を楢原山、藥師寺、東光院と云しとかや。今も藥師堂あり。東光院と云僧坊あり。高き所に在り。遠景よし。田の字に僧坊の名多くありとかや。僧坊にありし櫻とて、今猶多し、春日花盛なる時は賞觀すべし。又村の上なる山を、小富士といふ。其形富士山によく似たる故也。

○甘水村

村の東に井あり。是を甘水と云（甘水の事は下座郡の部に詳し。）其上に秋月氏の宅址あり。是別宅なりしにや。秋月より穂波郡君の畑に越行道の左に、白川村とて甘水の枝村あり。其水は甘水へおつ。甘水より一里上にあり。秋月よりも一里餘あり。其山に櫻、鷄冠木多し。此道を花の盛紅葉の秋こえゆけば、すこぶる目を驚かすばかりにて、見るにたへたり。

○長谷山村

むかし此村の向ひの山上に觀音堂あり。故に大和の長谷になぞらへ、長谷山と號す。僧坊六區ありしと云。本尊の觀音名作なりしを、天正十五年秋月種實秋月邑を去て、日向國におもむかれし時、觀音の像

をも携行れける。其後村民むかしの事を慕ひ、新に観音の像を刻ませ、山上の観音堂を山の下に立ぬ。然れども僧坊もなし。観音堂を守る者もなし。此村は観音堂よりはむかひ大道の北にあり。観音山の下には非ず。此村に紫を多く産す。此山中にては好品也。天和年中、またむかひの山上に領主黒田長重よりて、観音堂を立たまふ。是前にいひし昔の観音堂ありしところなり。

○婦夫石

秋月と彌永村との間の河邊にあり。大石二相對せり。故名づく。其邊に民家あり。夏月此邊螢火多し。長谷山村に屬す。又婦夫石と名付し大岩、此郡の栗田郡、志摩郡吉田村にもあり。奥州會津の耶麻郡にも婦夫石とてあり。二石わかれ立故、はなれ石とも云。唐土の典籍便覽にかける陰陽石といへるも、大石の二立ならびたるをいへれば、是と同じかるべし。

○秋月

此所はむかし大倉姓秋月氏の居邑也。相傳へて云、秋月氏は原田氏と同姓にして、其始祖は後漢の献帝十五代の末孫、阿多倍王日本に歸化し、播磨國明石の近所、大暗谷と云所に著き、終に其所の主となり。大暗谷氏と號し代々相續す。或時天子明石の月御覽の爲行幸ありしに、大暗谷氏參候す。其時明石の近邊に大暗谷と云氏は相應せず、秋月と稱すべしと仰ごと有て、以來代々秋月と號す。後に筑前國に來り此所に住しける故、所の名をも秋月と號しけるとなん。今の邑宰の宅地むかし秋月氏の宅地なる故、館屋敷と云、又宮園とも云、或梅林とも云。秋月氏世世此所に住せらる。又野鳥村の内に館園と云所あり。是も秋月氏の住所也しとかや。本城は古所山にあり。是秋月氏代々の城也。天正の比種實の時に至て夜須、下座、上座、嘉麻、穂浪、筑後國御井、三原、生葉、豐前の企救、田河、京都、凡三國の内十一郡を領せり。天正十五年の春、秀吉公筑紫を征伐したまひし時

種實は島津方にて、一旦秀吉公に敵對すといへども、終に叶がたく、楢柴と云肩衝茶壺を捧げ降參す。かくて筑紫を平げ御歸の折ふし、此國を小早川隆景に賜り、秋月種實は日向の内にて采邑を賜ひ、財部と云所にうつさる。かゝりければ此所も、農民の栖とぞ成にける。然るに慶長五年、此國を黒田長政公に給はり入國あり。其後秋月氏舊宅の跡宮園に、長政の叔父黒田圖書助を置る。即今の邑君の居給ふ宅地なり。元和九年に長政身まかり給ふ前、遺命有て、夜須郡、嘉摩郡、下座郡、三郡の内にて五萬石の地を割て、次子勸解由長興に與へて、領地となしたき旨、台聽に達しければ、上意御ゆるし有て、彼地を長興に賜はる、長興は後に甲斐守に任ず、寛永元年此所に屋宅を立給ひ、家臣の宅も此時立ける。其後やうやく工商も集り、民屋多くつらなり町となれり。是よりして又廣邑と成ぬ。此里山林景色うるはしく、薪水の便よく、材木乏しからず。且山中の土産多き事、國中第一也。海味は、博多並豐前の蓑島、筑後の柳川より來る。谷ふかき山ふところなれど、能き住家と云つべし。只四方皆山なる故に、山嵐の瘴氣深くして、濕にあたるうれひあり。且寒氣も又はげし。此所に出口四あり。北は八町に、西は長谷山口、南は湯の浦に、東は野鳥口なり、秋月の西なる山を觀音山と云。（右に云ふ長谷山村の南の山也。山のめぐり十三町有。他國にていはず、ふもとより山上七十間ばかりあり。）此山にて秋月をかくし、山の外よりは見えず。彌長の方より谷を上りゆけば、秋月ほどの里はあるべしとも見えず。あだかも隱口の初瀬のごとし。

秋月の土産（其内江川より出る物多し。）　木煉柿（味能して京畿の産に似たり。）

大栗（丹波の産に似たり。）　椎實　楊枝（まつ葉なり。江川より出る。）

茶（長谷田上秋月江川に多し。）　黄楊木（古所山に産す。）　薯蕷（其長大にして味よし、且よして山藥にすべし。江川長野河底よりいづ。）　ところ（出所同上。）

獨活（出所同上。）　蕨（同上。）　筍　多し。　葛粉（江川に多し。又嘉摩郡の桑野より來る。）　芋（江川に産す。）　蒟蒻（江川山中に多くうふ。秋月にて製するは、其形他所の製より甚大なり。江川に製するは黒く大也。）

藤大蔘　平蕈　舞蕈　椎蕈

醬（ひしほ） 他所よりすぐれてよし。故に遠く多くうる。土産門に詳記す。　鎌の柄（かまのえ） 上秋月江川より出づ。
箕（み） 寺内村及新村にて多く作る。　白砂 古所山より出づ。紙山に川の流れに出し。
小鮎（こあゆ） 江川にあり。　鯰（なまず） 江川の産、味よし。鯉 甲斐一。　鰻 味よし。
はへ

右の外山鳥數品多し。又胃蟲と云異蟲有。谷川に鯽魚（とぢやうを）あり。

古心寺興雲山と號す。秋月邑にあり。臨濟宗大德寺派也。正保四年の春、邑君長興、其先考長政公のために立らる。是よりさき長興、此寺建立の志ありて寺號を大德寺江月和尙に請はる。江月是を聞、長政公の追號を興雲院古心道と稱せしかば、それを用て興雲山古心寺と名付らるべしといへり。この故江月示寂の後建立有といへ共、江月を開山とす。長政公の假墓木像あり。五十石の寺産を寄附せらる。長興歿後此寺に葬る。則墓所位牌あり。

大凉寺淨土宗鎭西流 秋月高照院と號す。秋月邑にあり。此寺初は淨仙寺と號して、今の大凉寺の門の向ひにありしを、寬永九年に光譽と云僧、今の地にうつせり。後に長興其母公大凉院の位牌を此寺に安置し給ふ。是よりして大凉寺に改む。大凉院の假墓位牌あり。三十石の寺領を長興より寄附したまふ。

日照院來迎寺 今寶山來迎寺と號す。先將軍の御位牌を安置し奉り。邑君月每に拜禮したまふ。且邑君の祈願所也。寺產六十石を寄らる。

湯浦口、秋月古宅の南より、上秋月の方にゆく出口也。むかし此所に溫泉ありし故名づく。其地埋もれて、今は溫泉なし。又有塚と云所、上秋月八幡宮の邊にあり。湯浦口、有塚など、むかし秋月氏の時、城郭の門の跡ありし出口なり。有塚より古所の城山へ行く道あり。

荒平山、秋月邑の境內也。野鳥村の西にあり。下より四五十間ある山なり。上に宅址あり。陸梁（ろくりやう）せり。城址には非ず。秋月氏家人の屋敷址なりしといふ。但秋月氏の、里城のやうにかまへたる所にして、家

人を常に留守とせし所なるにや。秀吉公九州征伐の時、天正十五年三月六日、此所に二日逗留したまふ。

大龍寺址、秋月邑の谷中にあり。是禪寺にして、開山は嘉摩郡臼井村永泉寺の弟二世泰伯和尚なり。秋月氏世々先祖の墓地たりしとかや。今は寺院もなく、此址のみ殘れり。其所に古墓あり。石に龍充斑種居士と刻めり。然れ共いかなる人にや知がたし。又鳴渡山觀音堂の上に秋月氏の墓あり。此所も大龍寺の内也。隆景の家臣手崎東市助の石碑もあり。上の山を大龍寺山と云。

音聲寺眞言宗 鳴渡山南福院と號す。古心寺艮にあり。石體の觀音あり。むかし小貳何某積憤有て。此石に蹲し、腹を切て死たりしが、死後に其怨を報じ、其敵を殺せしと云。又秋月種實の家臣に、惠利内藏助と云者あり。本より武功もありしが、天正十五年の春、秀吉公九州征伐せんとて、下向したまふよし風聞あり。秋月種實は無二の島津方にて、偏に籠城の用意をせしかば、先いつはりて秀吉に降參の使者を上せ、其軍勢をうかゞひ、敵の樣を見るべしとて内藏助を指遣しける。内藏助安藝國廣嶋にて、秀吉公に行合、則陳所に伺候し、秋月種實が使のよしを申上る。淺野彈正是をとり次、秀吉公聞たまひ、内藏助に對面有て、秋月は島津と無二の一味たるよし其聞えあり。島津合體の志を飜し、吾身方に參るべきとの使ひ尤なり。さあらば、筑前筑後兩國を充つべし。汝急ぎ馳下て、此むねを秋月に申べしとの仰にて。御腰物を下されける。内藏助急ぎ秋月に下り、種實に此由を申。且秀吉公の軍粧盛なるあり樣、大軍のいかめしき事を告て。降參致べしと申ければ、種實大にいかり、汝は秀吉に謀られけるよな。吾は島津と七代までの知音なれば、其義を變じいかでか秀吉には馬をつなぐべき。いと片腹痛き事哉とぞ笑ひける。内藏助此由を聞、秀吉公の勢ひ敵し難き由を、つぶさに語りければ、種實及家臣等皆是を聞て

あざけり、偏に内藏助が臆病にて、かくはいふぞとわらひける。内藏助是を聞、以後に恩知べき事ながら、當時の面目を失ひける事をいきどほり、此石に踞自殺しぬ。其石今は堂の中にあり。高二尺ばかり。是を本尊として觀音と號す。誠に此石は忠臣の踞て自殺せし石なれば、心ある人は哀を催すべき事也。されど其是を觀音として拜するは、理なき事なりし。觀音堂の前に小川の流れありて、常に水のなる音あれば、鳴音と名づけ侍りしにや。又音聲寺の前に大石あり。長四間二尺、横三間あり。其上まるく廣くして、山帯に似て、さながら削りなせるが如し。

○上秋月

上秋月八幡宮は、秋月及上秋月の產靈なり。神殿は上秋月の高き岡の上にあり。此山、秋月氏の時、其家臣坂田氏代々の居城有しとかや高き石階を登て御社に至る。祭る所神、三座、中座に八幡大神、東座は住吉大明神、西座は武内大臣、宮立は南に向へり。後深草院寶治年中初て此所に祭ると云。末社二區あり。左の末社は天照大神、右の末社は豐受大神也。又橋より東の一社松尾明神、同東の一社祇園を祭る。社前に石の鳥居及御池あり、橋あり。九月十五日祭禮を執行ふ。此時神輿御旅所に御幸有。神樂所は中道にあり。又此日拜殿の前にて猿樂あり。但隔年に是を取行ふ。いにしへは流鏑馬有しが、今はなし。六月晦日夏越の祓あり。其敷地の内に生れし人、鎭祭とて同二十七日より齋戒して、身心をきよめ靜にして、此社に參詣す。神領十石、邑君より寄進したまふ。秋月の里も此神の敷地なれば、士民其產子にして、領主を始め諸人皆尊仰す。

○切殘山

上秋月村の内、永谷と云枝村にあり。其あたり田也。故に其山は島の如し。東南の方さがしき岩山にて、高十二三間ばかりあり。西北は土岩はへり、ふもと

のめぐり百五十間許あり。山上には松其餘の衆木生しげれり。此岩は灰のかたまれるが如くにして、やはらかなる故、斧にて切わりて、井筒とし、踏石とす。或は桶の形箱のごとくに切て、つゝじなどの小木をうへ、草花をうふ。

○江　川

秋月の川上、深山の狹き谷中に七村あり。下戸河内、尾稜、井口、大河内、高野河内、鱗歸、瀧ありて是より上に鱗のぼらず。栗河内なり。下より上の序かくのごとし。此七村をすべて江川と云一村とす。皆一河内の上下にあり。其長さ一里半あり。其川上は、上座郡塔の瀨小石原也。彌永より小石原の奥まで、谷中の長さ凡六里許あり。國中谷深き所多けれど、是にしくはなし。鞍手郡大賀畑も是につげり。那珂郡の五箇山、上座郡の寶珠山、佐田山、御笠郡の平等寺、夜須郡の三箇山、糟屋郡井野谷、怡土郡井原山は皆又それにつげり。江川の山中に土産多し。秋月に出す所の品々は秋月の内にすでに記せし故こゝに載ず。國中所々山中の村里多しといへど、此山中の土産多きに及べからず。秋月に土産多きは、此地より出れば也。谷中狹く、田畠すくなき故、七村を合せて田畠高百七十石あり。されども山中に土産多くして、糧ともしからず、薪を切て毎日秋月へ出しうる。山林の利多き故、人數男女七百口ばかり居れり。上秋月も山中にあり、他里にくらぶれば、山林の利ともしからざれ共、江川には及ばず。其故に高千五百石ありて、人數は江川に同じ。其外平原の里は、猶人數すくなし。凡山中は寒濕ふかく、萬の民用自由ならずといへども、山林の利多くして、飢饉をまぬかるゝに便よし。是山中の民の平原にまされる處也。此地にかぎらず、凡山中に人口馬數多きは此故也。

○荷　持　村

秋月の東古所山の麓にあり。日本紀、神功皇后の紀に、荷持田村に羽白熊鷲と云者ありとしるせしは、此

所の事なるか、然れども決定し難し。今は野鳥村と云。此所にも秋月氏の隠居所なりしとて、館屋敷と云所あり。畠と成て三段許あり。又荷取と云所、上秋月村にあり。枝村なり。民家少あり。是今はにとりと云。むかしの荷持なりしにや、いぶかし。又嘉摩郡大力村にも、荷取と云ふ所上下村あり、是も秋月の東の山を越て東北にあり。

普門院天台宗 荷持村にあり、是古所山白山權現の社僧のすむ寺也。

〇古所山

荷取村の上にあり。高山也。秋月の東にあり。其間少隔れども、山高き故、秋月の上にそびえて、さしかゝりたるやうに近く見ゆ。又白山とも、白嶽とも號す。山上に白山權現の社あり。野鳥村の五町上に鳥居あり。凡此上に登るに道二筋あり。荷持村より直に谷川にそひて本道を登れば、其間道さかしく水石多く、甚難儀し。荷持村より白山の社に至て二十八町あり。又北の方より廻り登る道あり。道けはしからずして躋攀し、是を鹿網りと云一里餘あり、遠し。又秋月府君の館より、すぐに古所山に登る道あり。山の尾を登る最下なる山を節尾と云、館の正上なり。其上三段ばかりに、むかしの宅あとあり。秋月氏の城址は、權現の社より西の方一町許下に在。城の後に大なる岩あり。その石に蠣殻多く附り。凡高山にかきがらある事、日本にも唐土にも多し。筑前の内にも猶あり。かゝる高山の上にかきがらある事、甚あやしき事なれども、古人の說もあれども、其說長ければこゝにしるさず。城址の下一町許に出泉あり。甚清潔にして、大旱にも涸れず。里人の說に、一日夜に千人を養ふべしと云。是城ありし時の用水也。古所山西の方十町餘、下に僧坊の址多し。山上白山權現の社の後、數丈の間に國見岩あり。其形奇怪にして、形容し難し。山谷の形多し。其石の傍に御手水とて水あり。常に水たまりて、暑月といへども盡

す。うたがふらくは是石中におのづから出る泉なるか、此岩の上に登臨するに、眼界甚廣くして、近國皆一望の内にあり。佳觀をきはむ。其所より、東の方に下る事五町ばかりの間、岩石重疊して、其道艱難也。岩木に攀緣て下る。其危險にして慎るべし。其石の形、大に奇異にして、長苔多し。上には樹木多く茂りて、暑月といへどもかげすゞし。其中大岩の間に身を側てゝ入所一間許あり。其下にも大岩あり。又其下に石窟あり。是を奥の院と云。山伏の修練する所にして、符札多し。其所を出て、又其下に下る事十四五間に大石二あり。各高さ七八間も有べし。其間わづかに身を容るべし。横に深く入事八間ばかりあり。上古は石なし。其奥右に屈曲する事三間許に石穴あり。白日といへどもくらし。燭を燃して入る。其奥せばくして入べからず。權現の社より此所の間、大なる黄楊木多く生じて甚うるはし。又岩上に石葦多し。およそ此山奇絶の佳境にして、世にまれなる勝地なり。

○八町越

此所山路の嶮き所を八町通る故、八町越といふ。いにしへより名ある要害也。寛永七年に、邑君長興、家臣足輕の司安倍惣左衛門一任に命じて、右八町の道をふさぎ、新に道を切開かしむ。翌年に至て其功なれり。是を新八町越と云。是肥後、肥前、筑後より秋月に來、此道を越えて、嘉摩郡千年町、大隈町をへて、豐前に通る大路也。故に近國の大名も、江戸往來に此道を通る人多し。又八町越の中途より、北の方に轉じて坂をこえ、君が畑を過ぎ、飯塚へゆくも大道なり。又新八町越を初て開きし時、千年町を新に立て馬驛とす。秋月より千年町迄二里十四町、千年町より大隈へ一里あり。又秋月より飯塚へ五里、此間馬驛なし。

筑前國續風土記卷之十終

筑前國續風土記巻之十一目録

上座郡

下座郡

筑前國續風土記 巻之十一

貝原篤信 選定
貝原好古 編録
竹田定直 校正

上座郡

順倭名抄に、上座を、かみつ朝くらと訓し、下座を、しもつ朝くらと稱す。然れば兩郡をすべて朝倉と云なるべし。

此郡は筑前の東南の隅にありて、南は筑後の生葉(いくは)、竹野兩郡に隣り、間に千年川をへだつ。東は豐後豐前にさかひ、北は夜須郡につゞき、山を隔て嘉摩にとなり、西は下座につらなれり。國中第一の膏腴(がうゆ)の地にして、種植(しゆしよく)の利他所に倍せり。福井、寶珠山、佐田、黑川、赤谷、小石原(こいしはら)など、深山幽谷多く、美材を出し、大河流れて魚鼈多く産す。最上郡なり。民俗質實にして菲薄ならず。凡此郡に深山多き事國中第一なり。土産の多き事も國中第一なり。この郡の土産、

楮皮　紙近年漸多し。　麻須川を上品とす。　銀杏多し。　大芋須川に多く産す。　蒟蒻　紅花　鰷　鯰　陶器中野　葛野手　椎茸　枳椇(けんぽのなし)　材木　大栗　大杉　大竹　蕨粉　油菜　伏苓　漆　綿　牧馬長淵平地牧なり。　粟　牛蒡　斑竹(とらふたけ)福井益末　大山　茜(あかね)益末　三光鳥　川鳥　羚羊(にく)寶珠山にあり。　河鯉　鯽魚

等也。

上座下座の内、粟を多くうふ。油菜是につぎ、紅花又是につぐ。

和名抄に載る所此郡の郷の名七あり

把伎(はき)　池田の枝村に把伎といふ所あり。又林田、星丸、池田、積坂、久喜宮などを、今も把伎郷といふ。

壬生(にぶ)　廣瀨(ひろせ)　柞田

長淵(ながふち)　今も村の名にのこれり。　何束

三島(みしま)

今稱する所の村の名　凡三十三村

石成村　大庭(おほば)村　下大庭村大庭村に屬す。

小塚村大庭村之内　米持村同上

稲守村同上　三寺村下大庭村之内

松木村　長淵村　入地村
座禪寺村 入地村之内　中　町 同上
宮野村　下比良松町 宮野村之内古は平松町といふ。
二叉村 同上　八坂村 同上　鳥集院村
拜塚村 鳥集院村之内　比良松村 古は上平松村といふ。
田中村　上寺村　田尻村 上寺村に屬す
國松村 上寺村之内　たゞれ村
古毛村 古は古毛久重村といふ。　中古毛村 古毛村之内
下古毛村 同上　才園村 同上　中島村
三島長村 同上　須川村 昔は平生川といひ、今改て須川といふ。
山後村 須川村之内　感德寺村 同上
長安寺村 同上朝闇寺とも云なよしとす。　來向寺村 同上
山田村　惠蘇宿 山田村之内
外隈村 同上　菱野村　笹畠村 菱野村之内

以上十五村は上座の下郷といふ。山田村より北は、昔平原の地にあり。下郷は南は山田村を以かぎりとし、北は大庭鳥集院を以限とす。

久喜宮村　古町 久喜宮村之内　若市村
久喜宮町 久喜宮、若市兩村の内にあり。
志波村　道目木村 志波村に屬す。
高山村 志波村之内　宮原村 同上
志波町 同上　瀬戸村 同上　古賀村
寒水村　佐田村 古は佐田佛谷村といふ。
佛谷村 佐田村之内　田代村 同上
藪村 同上　林田村　川口村 林田村之内
鶴木村 同上　哭坂村 同上　拜松村 林田、星丸兩村之内
大山村　星丸村　世加田村 星丸村之内
木地屋村 同上　白木村　穂坂村
黑川村　疣目村 黑川村之内
西原村 同上　黑松村 同上　松末村
小河内村 松末村之内　石詰村 同上
福井村　上福井村 福井村に屬す。
赤谷村 同上　米代村 福井村之内
鍛治屋村 同上　野藻村 同上　鄉　村 同上

寶珠山村　合樂村（寶珠山村に屬す。）
鼓　村（同上）　金剛野村（寶珠山村之内）
屋推村（同上）　松山村（同上）　竹　村（同上）
寶家谷村（同上）　小石原村　奥畑村（小石原村之村）
塔瀬村（同上）　池田村　把木村（池田村之内）

以上は上座の上郷といふ。志波村より南は山谷の中にあり。奥は小石原、福井、寶珠山を以限とし、口は志波を以限とす。山田村・惠蘇宿山下の河端せばき所、名乘關のありし處、是上郷下郷の境なり。

以上九十四村
内　三十一（本村）　六十二（枝村）

○麻氐良山（麻氐眞里人は左右良と書。）

此山は山田、菱野の東、志波村の西北にあり。此邊の諸山より最高く、其形うるはし。延喜式神名帳に、上座郡麻氐良布神社小一座とあり。此社は山田村の境内なる麻氐良山の上にあり。南に向へり。祭る所の神は伊弉諾尊なり。日神、月神、素盞嗚尊、蛭兒をも相殿に配し祭り奉る。一説、伊弉冊尊也。相殿に伊弉諾尊、齋明天皇、天智天皇、明日香皇子（天智の御子。）を祭り奉ると云。此山、西峯老人が曰、筑前國朝倉神社とは、此左右良布の神社なるべし。今案ずるに、齋明天皇筑紫に下りたまひ、朝倉の廣庭の行宮を立たまふ時、朝倉の社の木を切し故、神の祟りありし事日本紀に見えたり。此時行宮を立んとて、朝倉の社を左右良の山上に改め作りしにや。朝倉の宮のあとより左右良山まで間近ければ、さもあるべし。されどもいまだ其是非をしらず。宮所は古來今の所也と土民いへり。此社に敷地の産子はなし。三代實錄に、陽成天皇元慶元年九月廿五日、筑前國從五位下眞天良布神に從五位上を授く。同三年九月七日に正五位を下授らる。同四年六月三日正五位上を授けたまふとあり。然ればいにしへは、朝廷よりも殊に御尊崇ありけらし。天文四年、大宰大貳大內伊豫介より、寶幣をさゝげし寄進狀等の猶これり。

○志波　把伎市

むかし此所を遠市の里と云。後代に志波氏の人居たりし故に名付くと云。志波に町あり。豊後日向へ通る驛路也。本村もあり。うしろに左右良山あり。前に千年川あり。偏土には希有なる佳境也。福岡より十二里あり。志波の町に毎年二月廿七日より市たつ。此事池田村の所に詳にしるす。

普門院　眞言、顯大山と號す。志波村にあり。本尊十一面觀音也。行基の作といひ傳へたり。此寺の佛堂廣からずと雖も、其構作の精巧なる事、國中第一也。

圓清寺　曹洞宗　是又志波村にあり。讃光山と號す。黒田長政の家臣栗山備後利安、如水の爲に此寺を創立せり。如水の道號を龍光院といふ。別號を圓清居士と自稱せられし故、山號寺號とす。開山は笳翁和尚と云。如水公の位牌及畫像あり。長政の位牌をも安置せり。如水の事を記せし文あり。かけ物とせり。黒田氏を藤原氏とす。誤れり。佛殿の本尊觀音は金鳥山に在し佛にて、佛師法元が作といふ。又同作の四天王の像あり。

狐原の窟屋　志波村の境内にあり。大なる窟屋なり。南にむかへり。

金鳥山集雲菴址　志波村の内、鳥山と云所に禪寺の跡あり。開山は無方和尚と云。此寺は三原彈正貞吉と云人創立せり。此人筑後國の三原を領して、大友氏の旗下也。或時豊後に往んとて、志波村の香山淵の邊を通りしに、其時は此淵深かりしが、折節鴛鴦雌雄二匹淵に遊泳しを、三原氏弓を以雄を射る。もとより手だれなりければ、あやまたず射殺。取あげて見ければ、首を射切て體ばかり也。其後豊後に逗留して三原に歸る時、又香山淵の邊を通る時、鴛鴦の雌一其淵にうかぶを見て、又弓にて射殺し畢。取上て見れば、其雌の翅の内に、去比射切たる雄の首を挾めり。三原氏是を感じて、我罪ふかき事をみづから悔て、たちまち出家し、三箇所に寺を創立す。此集雲菴も其

當郡穗坂村の圓山東金寺、並後の南山、管野郡上森山村にあり。今は亡し。寺はなくして堂のみ殘れり。今も圓南山と云。是也。然れども二寺共に今はなし。みな禪寺なり。此集雲菴の本尊觀音をば、此村の圓清寺に移して今にあり。篤信案ずるに、沙石集第八卷に、鴛の夢に見えし事をしるせり。此事に似たり。又近比丸鑑と云草紙ありて印行せり。其書に下總國佐倉に鴛鴦寺と云寺あり。狩人池のほとりを通りけるに、おし鳥二すみけるを、雄鳥を射ころして取けるが、其くびはきれて見えず。其翌年又彼池のほとりを通りけるに、おしのめとりを又射けるが、取て見れば、其鳥の翅の下に、去年射たりしおしの雄鳥のくびあり。彼狩人、我がよしなきわざをして、物のなさけをしらざりし事を慚恥て、忽かみをそりて僧となり、池のほとりに一宇を結びしが、鴛鴦寺は其跡に立し寺也といへり。此事同じければ爰に記し侍りぬ。又志波村香山と云所の畠の中に鑑塚あり。香山の前大道の側に、昔年大なる楠ありき。其楠の根盤十圍ばかりありて、其中空虚なる所ありしを、延寶七年の比、乞人其空洞の内に宿し、あやまりて火をはなちければ、其樹焚ける。樟腦ある故に能燒たるなるべし。其根今猶存せり。其下に香山淵とて、大なる長淵あり。是は市村其外所々より流れ出る水の落合し所なり。今は田となれり。近き比の事なれども、土地の變易かくの如し。寛永の初、忠之公の家老栗山大膳、志波村に居たりし時、家人數を催して、大膳を[illegible]けるに、其宅池田村に在しかば、大膳彼所に赴かんとて、此淵の邊を通りしが、水邊の石の上に、大鼈背を曝して在けるを見て、鐵砲にて打ける。大膳もとより鐵砲の上手なりしかば、あやまたず鼈にあたる。鼈一間ばかり飛あがりて淵に入ぬ。六月中旬極めて晴天なりしが、志波邑の鳥山の嶺より、黑雲一片立のぼると見えて、俄に大雨ふり、洪水出て、路上に溢れ、忽大膳が乘たる馬の鞍浸る程に成ければ、先へ行事成難く、久喜宮の宿まで行程十町許の所を、からうじて馳著けり。雨は猶こぼすやうに降て、白晝暗夜の如くになり、物の色も辨へず、三時ばかりして暮方に及び、雨漸晴ぬ。此邊の民屋悉破壞して、又動目來の山より二圍三圍

の大木拔て流出る。香山淵も此時埋れて陸となり、其外田地所々川に成し所夥し。上座郡中にて、三千石ばかりの田地川と成ぬ。筑後の方には小雨少降たるまでにて、彼邑人多く川端に出、此方の大雨を見物し居たりと云。大雹は數日を經て、筑後の瀬下と云所に流寄けるに、彼盤石のごとくの崇をなせりとて、村人等其かけらを取あつめ、千部經讀誦執行して、此所に納めけるとなん。誠に群に超たる魁偉の物には、おのづから其靈異ある事、古今ためし多し。大膳よしなき一時の僻事によりて、邑人許多の禍を貽しける。

天神祠　志波村の東南にある小祠なり。此社の側に大なる山櫻の樹あり。其高さ七間、其枝繁茂して方七間にはびこれり。花盛にひらくる時は、雪のつもれるがごとし。甚賞翫するに堪たり。他方には未曾有の大木也。

○惠蘇八幡宮

山田村にあり。社家の說に云傳ふるは、齋明天皇異國に軍勢を遣したまふ時、祈願の爲に、八幡大神を此地に勸請し給ふ。白鳳年中に、齋明天皇と天智天皇を合せ祭りて三座とす。（第一應神天皇、第二齋明天皇、第三天智天皇）御社は道の側なる小高き所にありて、南に向へり。上座郡中の惣社也。九月十五日祭あり。いにしへは長淵村まで神幸の儀あり。古毛村の内おべた森と云所に、神輿を休めし所とて、今大木二本殘れり。又十一月十五日は河貝子祭りと號して、長淵村蜷出池より川蜷二取上て土器に入、神前に備ふ。蜷はひ出て土器の端をめぐる。めぐりやむ時本殿に奉る事あり。かゝる儀式も今は絕ぬ。社僧の寺を朝倉山長安寺と云。天台宗なり。朝闇寺なるべし。此社の前千年川の水を引て、横三間に長九間の樋をかけ、其上に土手をつき、樋より水を通し、樋にそゝぎて田とす。古毛、田中、たゞれ、長淵、上大庭、下大庭、入地、下座郡の古江、城力、凡九箇村、百五十町餘の圃、皆田となりぬ。寛文三年より初れり。

○齊明天皇御陵(みささぎ)

惠蘇八幡宮の上なる山の側(かたはら)に、まるき石塔在。里人は齋明天皇の御陵と云。齋明天皇は朝倉の宮にて崩御の後、天皇の喪海につきて、大和國飛鳥(あすか)川原に殯せしよし、日本紀に見えたり。延喜式に、大和國高市郡越智崗上陵(おちのをかのうへのみささぎ)に葬り奉るよし見え侍れば、爰には御陵あるべからず。然れども、仲哀天皇を長門國豐浦(とようら)宮に殯し置奉り、後に河内國長野に葬り奉りしか共、猶今に長門國豐浦宮にも、仲哀天皇の御陵山とてあり。此所も又、齋明天皇の御屍(かばね)をしばらく殯し置奉りし所なる故、其御しるしを殘しけるにや。かゝるためしは世に猶多し。惠蘇の宿と志波との間、道の北のほとり、秋の田と云田あり。是天智天皇の、秋の田のかりほの庵と詠たまへる所也と云。其說たしかならずといへども、里人の說にまかせ、しるしおき侍る。

○朝倉闕

山田村に惠蘇宿とて小邑あり。此所則朝倉の闕のありし所也と云傳ふ。又名乘の闕とも云。須川の邊に、朝倉の宮木の丸殿の皇居在し時、北には苅萱の闕あり。南には此朝倉の闕ありて、非常をいましめさせたまひしなるべし。

類聚　名のりして夜ふかくすぎぬ郭公　　小侍從
　　われをゆるさぬ朝くらのせき

又此惠蘇町の邊に隱家の森とてあり。是は此闕にて、名のらざりしものをば通さゞりける故、此森にかくれぬるよしいひ傳たり。

○朝倉橘廣庭(たちばなの)宮

齋明天皇六年、新羅より百濟を責くつがへしける故、日本より救ひの兵をつかはさんため、翌七年天皇みづから筑紫に下り、此所に行宮をたてゝすみたまふ。けづらざる黑木にて、屋作りさせ給ひし故に、木の丸殿とも云。其かり宮のあと、須川村の圃の中にあり。

村人も齊明天皇行宮(かりみや)の跡と云。其南の方廣原(くわうげん)の地にて、廣庭(ひろには)ともいひつべき所なり。此數村の内、皇居を立べき平原の地此外になければ、村民の說さもあるべし。むかしは礎石など多く殘りてありしを、田圃のさはりになればとて取捨侍る。されども今猶少殘れり。花園山猿澤池などいへる舊址ものこれり。隣村に宮野村あり。むかしは此兩村一なりしが、近世わかれ二村となれり。此所齊明帝の行宮の在し地にして、宮野といへるも、是によりての名なるべし。又此所の北近き所に朝闇寺とて、須川の枝村あり。むかし朝闇寺と云し寺あり。今も其跡いちじるし。是朝くらの地に立し寺なるゆへ、朝闇寺といへるなるべし。是又此地を朝倉と云し一證とすべし。按ずるに、清輔奥儀抄に云、天智天皇世につゝみたまふ事ありて、筑前國朝倉と云所に、山中に黑木の屋を作りておはしましけるを、木の丸殿と云。丸木にて作れる故也。用心せしにとりければ、入來る人、とはぬに名のりをしつゝいりけるなりと書り。上座を順和名抄には、かみつ朝くらと訓し。下座を、しもつ朝くらと訓すれば、此郡幷下座郡をも、すべて朝倉と云けるならし。とりわき須川、宮野の邊を朝倉と稱せしにや。

又本朝文粹第二卷、三善淸行意見封事を考ふるに、備中國風土記を引て曰、皇極天皇六年、大唐の將軍蘇定方と云し人、新羅の軍を率ひて百濟をうつ。百濟使を日本に遣はして救をこふ。天皇筑紫に行幸したまひ、救の兵を出さんとし給ふ。此時天智天皇は、皇太子にておはしましけるが、攝政して天子にしたがひ行たまふ。其後皇極天皇は、筑前の行宮にて崩じたまひ、終に此軍をやりたまはざりしよししるせり。夫善相公は博覽の人也。又意見封事は天子へ奉れる奏書也。風土記は元明天皇の勅書なり。此二書は其事實聊たがひ有べからず。且又八雲御抄、十訓抄、藻鹽草等にも、皆朝倉木の丸殿筑前國にありとす。故に近代の人の集めたる名寄歌枕等にも、皆是にしたが

へり。然るに一條の兼良公の梁塵愚抄に曰、朝倉の社は、延喜式神名帳に、土佐國土佐郡にありと記せり。風土記にも、土佐國朝倉の鄕に朝倉の社ありと見えたり。四國の内なれば、伊豫國より土佐國へ移ましましけるにや。朝倉の木の丸殿は土佐國にあるを、古來あやまりて筑紫にありといへりと書たまふ。篤信ひそかに日本紀をかんがふるに、齊明天皇（皇極天皇の重祚なり）六年新羅より百濟を傾くつがへし、君臣すべてとらはれとなる。百濟の福信が使來りて救の兵をこひ、且是よりさき、日本に人質として獻ぜし百濟の王子豐璋を迎へ取て、百濟の王とせんとこふ。十二月、天皇福信が乞所の意に任せて、筑紫に幸して、救の軍を百濟に遣はさんとおぼして、先難波の宮に幸したまひ、諸の軍器を備ふ。今年百濟のために新羅をうたんとて、駿河國にて船を造らせらる。七年正月、御船西に行きて、始て海路につく。甲辰、御船大伯海にいたり、庚戌、伊豫のにぎ田津の石湯のかり宮にとまる。三月庚申、御船還て手娜大津にいたり、磐瀨の行宮に居給ふ。天皇是を改て長津といふ。五月癸卯、天皇還て朝倉橘の廣庭の宮に居たまふ。朝倉の社の木をきりはらひて行宮を作る。此時天智天皇は太子にて供奉したまへり。七月、齊明天皇朝倉の宮に崩じたまふ。八月に皇太子、天皇の喪をうつし奉て、磐瀨の宮に至り給ふ。冬十月、天皇の喪歸て海につく。十一月、天皇の喪を以、飛鳥川原に殯すと記せり。日本紀の文かくのごとし。今按ずるに、天皇百濟を救はんために、筑紫へ下り給ふ道なれば、伊豫の海邊に、しばらくとゞまりたまふ事、さもあるべし。今攝津國より筑紫へ下る人、かならず伊豫を通るがごとし。新羅の兵唐の人をかたらひて、百濟をせめ、百濟の君臣皆とらはれとなる。百濟はもとより日本にしたがひし國にて、王子豐璋ら、かねて日本に人質として來り居られしかば、齊明天皇其亂を救はんと思し召、兵船を作らせ軍兵を催し、御みづから

筑紫へ下り、久しく留りたまひて、軍の命をも下し給はんため、博多の海邊は、不意に異賊襲來のおそれも有ぬべければ、わざと海邊遠くへだゝりたる上座に、朝倉廣庭の宮を立て住給へり。土佐は四國の南にありて、筑紫へ行道筋よりは、はるかなる偏土也。其上伊豫より土佐へゆくには、路遠く山けはし。續日本紀、元正天皇養老二年。土佐國公私使。其道經伊豫國。行程迂遠。山谷險難。但阿波國境土相續。往還甚易。請就此國以爲通路許之。是又伊豫より土佐へゆく道の難所なる證とすべし。海をまはれば、伊豫岬をめぐりていよ〳〵遠く、ことに舟路あしき所也。天皇多くの軍兵をつれて筑紫に下り玉ひ、百濟を救んとて、其おもんぱかりいとなみも、いといそがはしき時なるに、かゝる難所を經て、何の要用もなき遠き土佐國に朝倉の宮を立、かしこに久しく鳳駕を留め給はん事、理りなき所なれば、此事あるべきやうもなし。殊にたしかなるあまたの古書に載る所、何れも朝倉の宮は筑紫にあるよし見え侍れば、うたがふべきにあらず。兼良公は四國及筑紫の地理を見給はず、其時の急なる事勢を考へ給はずして、梁塵愚抄に、朝倉木の丸殿土佐にありと決定して、書給へるなるべし。五月に朝倉の宮にうつり、朝倉の社の木をきりて、宮を作らしめたまひしは、久しく爰に居給はんと也。たとへば豐臣太閤の朝鮮をうたんとて、肥前の名護屋に城を築かしめ給へるがごとし。筑紫の朝倉に行宮を立、七月崩御の時迄久しくこゝに居給ふ事、前に筑紫に幸して、救の軍を百濟に遣はさんとおぼしける御志によくあへり。是を以て見れば、筑紫朝倉なる事うたがひなし。此須川、宮野南村のほとりに、まさしく齋明天皇の行宮の跡あり。土民もいにしへより此よしを語り傳ふ。其所を宮野と名づけしも、むかしは須川、宮野一村にて、行宮の在し故ならずや。上にも云し如く、順和名抄に、上座下座を、かみつ朝倉しもつ朝倉と訓せしかば、此兩郡をあ

さくらと云事分明也。又齊明天皇のとゞまり給ひし磐瀬と云所も、筑前遠賀の郡の内にあり。いにしへの馬驛のよし、延喜式二十八卷に見え侍る。難波より上座朝倉の宮へ往來の道なれば、是又朝倉の宮筑前にあるの證とすべし。土佐にも又朝倉の社あり。延喜式神名帳に出たり。同名の地、同名の社、いづくにもあることめづらしからず。土佐に朝倉の社ありとて、なんぞ筑紫に朝倉ありといへる古來の諸說をうたがはんや。朝倉の宮木の丸殿は、筑紫にあるよし、古人の說多くして、今もその舊跡分明なれば、うたがふべからず。日本紀の文の本末を能く考へ見ん人は、風土記、本朝文粹、八雲御抄、奥儀抄等、あまたの古人の說、あやまりにあらざることをしるべし。

梁塵秘抄　奥儀抄　新古今　　天智天皇
朝倉や木の丸殿に我をれば
　名のりをしつゝ行はたが子ぞ

堀川百　　俊頼
橘の木の丸殿にかほる香は
　とはぬに名乘物にぞありける

千五百　　西園寺入道公継
ほとゝぎす木の丸殿の雲井まで
　朝くら山のおもひ出のころ

同　　雅經
朝倉や木の丸殿に誰とへば
　秋をも名のる荻のうは風

新六　　知家
いたづらに何か名のりそ朝倉や
　木の丸殿ぞおいぬものゆゑ

同　　信實
いたづらに浪にゆらるゝなのりその
　木の丸殿にいかでうゑまし

源仲
こゝろざし朝倉山のまろとのは

たづぬる人もあらじとぞ思ふ　　親隆

夫木 朝倉やとはぬに名のるほとゝぎす
木の丸殿に名をたてじとや　　後鳥羽院

御集 朝倉や木の丸殿にすむ月の
光も名のるこゝちこそすれ　　土御門院

夫木 時しもに鳥ぞ啼なる朝くらや
木の丸殿をうたふあけぼの

○朝倉山

麻氐良山より北、粟蘇八幡宮の上の山、山田村の上の山、又菱野、須川の山をも、すべて朝倉山と云傳ふ。一所にかぎらずといふ。朝倉と名づけしは、此邊東に山あり、西の方は朝くらき故に、朝くら山と名づけしにや。上座下座をすべて朝くらと云は、此邊の山の名によりて名付しなるべし。一所を以て一郡に名付しためし多し。日本紀を考るに、齊明天皇七年秋甲午朔丁巳、天皇朝倉宮に崩れ給ふ。八月甲子朔、皇太子天皇の喪に奉從して、還て磐瀬の宮に至りたまふ。この夕朝倉山の上に鬼在りて、大笠を着て喪儀を臨視る。衆皆嗟き恠しむとしるせり。此山のことなるべし。

詠藻 雲まよりよそに聞こそあはれなれ　　俊成
朝くら山のうぐひすのこゑ

名寄 とはねども名のりて過ぬほとゝぎす　　範之
朝くら山の雲井はるかに

新後拾 ほとゝぎす朝倉山のあけぼのに　　祝部成仲
とふ人もなき名のりすらしも

夫木 里わかぬ名のりなれどもほとゝぎす　　爲家

朝くら山のたそがれの空　　西　行

山家集
めづらしな朝倉山の雲井より
したひ出たる赤星の影　　家　隆

玉吟
まだきより秋ぞと名のる黄昏に
朝くら山のよそのまつ風　　匡　房

夫木
郭公雲井はるかに名のればや
朝くら山のよそになくらん　　後鳥羽院

御集
名乘なり雲井はるかにほとゝぎす
朝倉山のたそがれの空

○千年川

筑前筑後のさかひにある大河也　兩國に屬す。其源は肥後國小國郷、豐後國玖珠郡より流出て、日田郡を經、且筑後生葉郡の奥より出、此郡志波のわたりに至りて、其水勢盛也。猶下流に至りては、わたり六十間餘、深さ六七尺あり。凡九州第一の大河也と云、其水上數多の所より流出て廣く、其流れ來る事遠ければ也。筑前の内は上座下座郡の南を流る。筑後と筑前は此川を以てさかひとす。此郡の上寺村は川より向にあり。川よりこなたには筑後の地なし。此川兩國に屬する故に、漁人も兩國より出て魚をとり、夏秋鱗の多き時、下へ下らしめずして、其上にてあみを打んため、網所とて川向ひ迄竹木を立て、ふせぎとする所、筑前の内に所々あり。（下座郡林田村にては、筑前筑後兩國よりあみを打、上座郡志波上寺は、むかしにも筑前の内あるゆへに、皆筑前よりたつ。筑後には別に無之）又筑前に水を引て、田をひたさんために、惠蘇の宿に大堰手をつき、此川水をせきあげて水をとる。皆是兩國へ屬せる故也。此川を千年川と稱せずして、筑後川と稱するはあやまり也。

○小邊田

平松と惠蘇宿の間にある小村にて、菱野村の枝村也。

むかしは千年川此邊を流れしと云傳ふ。今は千年川にへだゝる事數町あり。むかし此邊大河流れし故にや、今も小邊田にちかき所沼在て、半は深田と成る。土民耕作するに、人馬の通行成がたきゆへに、船にて往來す。をべたとは、織面の湊の在し所田と成し故に名付しにや。おめ田といふべきを、めとへと通音なれば、訛りて、をべ田といへるなるべし。是上座郡にて、朝倉の關に近き所也。又此邊に唐船木とて、昔此邊まで唐船のぼりしを、つなぎたる木なりとて、近世迄大なる楠の木枯てありしが、明暦二年に朽て倒る。是を以て見れば、昔此邊に千年川流れしと云傳ふる事、さもあるべし。陵谷變遷、唐大和、古今其ためし多ければ、あやしむにたらず。然ればおめの湊は此邊にありしなるべし。湊とは船のあつまる所をいふ。伊賀に灘の湊あり。美濃國洲股川の上、合渡川に湊と云所あり。近江には八十所に湊ありて、八十の湊と云。是皆海邊には甚遠けれど、河舟の集る所也。

されば湊は海邊にかぎるべからず。古歌に、朝倉やおめの湊にあびきするあまのめさしにあひにあひにけり、とよめり。あまは海人をいふなれど、凡漁人をも、あまと云べし。千年川は大河にて魚多き所なり。今も漁する者多し。初瀬泊瀬にも、萬葉及六帖の歌に、あま小舟をよみしかば、此邊にあまをよむまじきにもあらず。又惠蘇の宿朝倉山の河向ひに、小江と云所あり。千年川に近し。筑後國生葉郡也。小江、織面、音相近し。おめを訛りて小江といふにや。むかしは筑前筑後一國なりしかば、上座のをべたより惠蘇宿のあたり、向ひの小江の邊迄船のつゝ所を、すべて織面の湊といひしにや。かつて土佐の人に尋ねしに、彼朝倉のあたりには、織面の湊と云所なきよしこたふ。然れば織面の湊も、藻鹽草等に載たるごとく、筑前なるべし。篤信昔年筑前名寄をあらはせし時、朝倉に近きあたりに小江、小邊田ある事をしらずして、織面の湊は土佐の海邊にありなんとかけり。此此此二所

ある事を見聞して、古書に織面の湊筑前にありといへる事、あやまらざる事を信じ、且筑前名寄に載る所は、我があやまりなる事を悔い侍る。

○須川村

むかしは菅生と書しを、近代改て須川と稱す。又むかしは宮野に屬せしが、近世分ちて兩村とす。大行事の社、山の側にあり。祭る所の神は瓊々杵尊也。江州の山王二十一社の内に、大行事の社あり。それは高産靈なるよし、慈鎭和尙窯鎭要記に出たり。もし木丸殿の在し處、今土民の云傳ふる須川村の、大行事の社に近き平田ならば、齋明天皇行宮を作らせ給はんとて、朝倉の社の木を削除たまふとあるは、此社の事にや。九月十四日祭あり。土民は此邊の東北のひきゝ山をも朝倉山と云。又右にいひし左右良山の神、是朝倉の社を彼山上に移せしにや。いぶかし。須川村の內志賀と云所に淸水の出る池あり。池の傍に御社あり。南に向へり。祭る所の神則志賀三座也。此村の境内に大塘あり。水面長さ百間許、甚だ深し。延寳六年の比築けり。又此村上に古き塚甚多く相並べり。南の方をほれば口あり。窟屋也。其内大なる窟屋もあり。須川村の北の山をこえて、山間に山後と云枝村あり。山谷の間に民家多くあり。其谷水は西の方に流れ行、宮野、南林寺の東にいづ。此谷中に產する苧の性すぐれて良。故に人多く是を買。其地は小石まじれり。肥地にはあらず。

須川村の北に廣圃あり。此所八並長者が宅の址也。其所の圃の字をも八並と云。礎石猶殘れり。此八並長者といへるは、いつの比にや、むかし此所に居たりし富人也。今も其宅の跡に猶燒たる米出づ。皆石となれり。やけたる米の石となれるは、他國にもあり。

○朝闇寺　此村の事既に右に記せり。須川の境内にある小村也。昔此所に天降山朝闇寺と云し寺あり。今も其跡あり。毘沙門堂今もあり。○花園山　皇居の址の東、大行事の社の南にあり。○猿澤池　花園山

の下大行事の社の前にあり。四時水たえず。○降葉山　廣庭宮の址の北にある山也。○萬德寺　眞宗西本願寺に屬す。邊土には頗福澤なる寺なり。○別所權現　熊野權現なりといふ。むかしは繁榮の祠也。神幸の行宮のあともあり。十月十三日祭あり。○此村の枝村に小西と云所有。四方に隍を掘廻せり。圃も多く其中にあり。其境内横一町半、長四町ばかりあり。是もよしある人の住ける所なるべけれども、今は詳ならず。

○湯隈

宮野村の内にあり。此所むかしは溫泉在しと云。今は田となる。其湯の出口とて田の中にあり。其下段には湯のありし所あり。其上に湯隈大明神の社あり。大己貴命、少彥名命なるにや。其側に地藏菩薩あり。又湯隈の後の山の上に石窟あり。内の廣さ十疊敷ばかり、入九間ばかりあり。

○南林寺　禪宗

醫王山と號す。藥師佛を本尊とす。宮野村の奧山谷の口に民家あり。八坂といふ。南林寺は則其奧にあり。始は大寺なりしと見え、八坂の入口に門あり。是むかしの寺の外門也。此門内に今は民家あり。其門内の左右に僧坊の址多し。今は庵の名殘れり。門を入て二町ばかりゆき、又轉じてゆく道に橋あり。其先に石階あり。是をのぼれば藥師堂にいたる。此寺佳境也。藥師堂の上に山王權現の社あり。是はいまだ藥師堂建立なかりし時より、鎭座したまへりとかや。藥師堂のある所も此社の境内也。此社あるによりて、寺をも立けるならん。然に今は藥師ある事を知て、山王ある事をしらず。凡かやうの事所々に多し。本尊の藥師は傳教大師の作にして祕佛也。緣起にしるし侍るは、傳教大師入唐せんとて、博多より船を出せしが、惡風にあひ危かりしかば、心中に祈願して云、もし恙なく歸朝せば、七佛藥師を作、供養し安置すべしと誓ふ。然るに風波穩に成て、恙なく入

唐す。歸朝の後、朝廷に御暇申、宿願をとげんため筑紫に下り、藥師を作らんとて博多に下向し、用木を尋ねしに、所の者云けるは、此地には良材なし。白山（古ノ山の事也。）にこそ能木はあるべけれと云しかば、さらば白山に行んとて、依井川を渡り、手水をつかひけるに、此水他の水に替り味美なり。それより其水を甘水と號す。川に付て山に上りけるに、白山谷わたりに、大木一本臥てありけるが、（其所を今も藥師谷といふ。）木のふし口より金色の水流れ出けるを見て、是こそと思ひ、其木を七きだにきり、一の口を斧初にす。白山の岩屋にて一斧三禮して佛を作り終れり。然るにこの佛失て、上座の長淵にいたる。傳敎夢の告に任せ、長淵に尋ね行れけるに、林中に彼の佛あり。其所に寺を立て安置す。弘仁元年四月八日開堂せり。夢に藥師佛告て曰、我は南の林に在と。此故に其寺を南林寺と號す。傳敎の開ける寺なれば、天台宗なるべし。後に此寺の住持に、仁能阿闍梨と云僧あり。慈本阿闍梨に寺を相續せんとす。慈本出家を嫌ひ、落墮す。仁能跡のたえん事をなげきける。仁能が弟の禪僧、立翁宗本首座、元朝に至り、七年居たりしが、仁能が兩眼より血の泪を流すと夢に見けるが、さては何事ぞあらんとて歸朝し、長淵に着、仁能に對面す。一寺の僧徒及近所の民共集りて云けるは、慈本は已に落墮す。寺の絕ん事恨多し。たま／＼舍弟の本首座、能時節歸朝せり。此人に寺をゆづるべしとすゝめければ、仁能今迄天台宗なりし寺を禪宗に改ん事、本意にあらずとて肯はず。然れども諸人しゐてすゝめければ、仁能宗旨の改る事は恨也といへども、寺の廢せん事殘念なり。さらば寺を本首座にゆづらんとて同心し、宗本に渡しぬ。其後本首座宰府の小貳に告て曰、長淵は千年川の邊にて水災多し。山邊に然るべき所を給はり、寺を改め作らん事を望ける。小貳許しければ、本首座則今の八坂を見立、南林寺を引て佛殿を造終る。貞和二年四月八日の事なり。

中興開山立翁宗本より曹洞宗と成る。以上緣起の説なり。先國主忠之公の時、命有て眞言宗と成る。八坂藥師の緣起に曰、武藏寺に藤監代と云長者あり。老て子なし。此佛に祈りけるに、其妻頓て懷胎して子をうむ。夏のあつき時、庭上に疊をしき、すゞませけるに、鷲忽下りて此子をつかみ、上座郡長淵村の藥師の側なる大木の上に、巣をかけたる所にもて行、其子にあたへんとしけるが、取落しけるを、其ほとりの老翁見付ていだき歸り、本より老に到る迄子なかりければ、則夫婦ともに藥師の惠也とて、悅て是をそだてり。其子美なる事玉の如し。年幼き時、近所の農民の子と友なはんとすれ共、かたへなるわらはべ共、汝は鷲の子也、人の子にあらずとて、交るものなかりしかば、彼子是をほいなく思ひ、十三の時實の父母を求んために、長淵の藥師に、百日が間丑の時に參詣す。終りの夜の夢に、汝が父は御笠郡の武藏にすめる藤監代と云者也。因て尋ね來しと夢にみる。其の告に任せて、養父母に暇乞し、行て藤監代に申す　藤監代此子鷲にとられ、死して後十三年に當れりとて、十三年忌の執行ひける折節なるに、彼子行ける。長者是を信ぜず。其時彼子鷲につかまれし時、着たりしうぶ衣を、養父證據の爲にあたへしをいだしければ、彼乳母をよびて見せけるに、うたがひもなく我が裁縫したる衣也と云ければ、さてはまことに我子なりとて大に悅び合ひ、いつくしみける。頓て長淵の藥師堂を改て建立しける。長淵の南林寺を今の地にうつせし事は前に記せり。

○鏡　石

菱野村の内、鳥越と云所にあり。高八尺ばかりにて、角ある石也。石の面は削なせるが如し。其面光る故に鏡石といふ。又席田郡金隈にも鏡石あり。京都金閣寺の北の奥にも、鏡石とて如此なる石あり。人の影うつる。紀伊國名草郡大野庄幡川村にも鏡石あり。其高三丈、わたりは一尺あり。面は鏡のごとし。唐土

にもかゝる事あり。或郡記に、石鏡堂徹翔鏡としるせり。是又大なる石のよし見えたり。杜子美が石鏡の詩あり。又此村の西に大なる泥田あり凡一町半ばかりあるべし、その深き事はかり難し。近年は其泥の中に木を入て田を作る。

○鳥集院

むかし鳥集院と云寺在し故に、村の名とす。今に礎殘れり。いかなる寺なりしにや聞えず。此郡北の境目は、此村及上大庭也。此村むかしは宮野村に屬して、一村也しといふ。

○大庭村

上大庭、下大庭とて兩村あり。上大庭を本村とし、下大庭を枝村とす。上大庭村に太刀八幡の社あり。祭る所の神は則八幡三座なり。九月廿五日祭禮あり。いつの比にや、畠山何某太刀を納し故、太刀八幡と號す。其太刀を納し所と云傳へ、神前より左の方十間許に、しるしの石とて殘れり。又此村に田に水をとる樋二あり。一は長九間、一は長十間あり。長きは萬治の始の年よりあり。短きは延寶の初の比よりわたせり。石成村にも大なる樋あり。又所々に出水あり。夏は極冷に、冬はあたゝかにして湯のごとし。此郡西の境は、下大庭、石成村なり。

○長淵村

和名抄に載る上座七郷の一名也。河原に馬牧四あり。三は大川の中に在て島の如し。一は地につゞけり。何れも山にはあらず、平地なり。是は馬の常に在て、子をうむ牧には非ず。農人の耕作のため飼へる馬を、野がひのために晝は爰にはなち、夜は家につなぐ。下大庭にもかやうなる牧あり。長淵の牧はいにしへより在しといへり。又河貝子出の池と云池あり。いにしへ惠蘇八幡宮の祭禮の時、此地より川蜷を取て、贄に獻せしといふ。又此村に八坂の藥師の始の寺地あり。今も其所に藥師堂あり。八坂の藥師此所に在し事、前に記す。

○入地村

印鑰大明神の社あり。祭る所の神三座、中と右は女神、左は男神也。辯才天十五童子の内に印鑰童子あり。此神古へ別名ありしを、後世浮屠氏より名付しにや。いぶかし。昔は十二月初午日祭あり。今は九月廿六日まつりをなす。又むかしは十一月初卯に、惠蘇宮祭禮の折節、彼社の祠官此宮に來り、神事を勤めける事ありといへり。又山王の社あり。始はいとさゝやかなる叢祠なりしかば、神事とてもおこなはれず。毎年十一月初申の日、神食御酒を供ふるまで也。然るに正保四年の比より、村中の牛馬俄に熱病を煩、死する事、八九年の間に二百餘疋に及べり。諸寺社に祈るといへども其驗なし。國君より給ざるを助たまひて、田圃をば荒さず。其比村人古賀太郎左衛門時に山王社人彌七郎と云者、共に山王を祭らば、牛馬に災あるまじきとの靈夢をかうむり、明暦元年に山王の社を改め作り、九月十六日に神事を取行ひ、神樂を奏す。同秋の比、猿一疋來りて社に入しかば、村民いよ〳〵信心をおこしてたうとびける。是より牛馬共に死する事なし。其後も猿來る事度々ありといへり。今に毎年恒例の神事、及四時に御供をそなへて祭る事怠らず。○入地村の農民古賀二右衛門、今老て子に養はる。先祖より世々富家なり。若き時よりよく農業をつとめて放逸ならず。家風謹厚にして儉約なり。頗讀書を好み、略文字をしれり。言行をつつしみ忠信をまもる。且正神をたつとび、財を費してしば〳〵神祠に忠を盡せり。是を以衆民をはげませり。かくのごとき輩凡民の中に秀たれば、こゝに記し侍りぬ。

○久喜宮町

是より南豐後國日田に行大道なり。久喜宮町の北側は若市村の境内也。若市の本村は別にあり。南側は昔久喜宮也。同町にて南北別邑なり。久喜宮町にも又別に本村あり。

○山王社

久喜宮村にあり。村老の云傳へには、天武帝白鳳年中、山王社を古賀村の上野と云所に勸請し、三百年餘彼地に鎭座ましします。古賀村に其舊址在。其後久喜宮村に移し奉るといふ。天武の御時、いまだ山王の社の號はあるべからず。いぶかし。久喜宮、若市、古賀、寒水四村の産神なり。九月十九日祭あり。

○古　賀　村

古賀、寒水兩村なりと雖ども、一村の如くつゞけり。久喜宮村の東にあり。夕月と云所に、夕月大明神の社あり。此社村に遠ければとて、今は浦山といふ所にうつしぬ。然れども夕月に鎭座ましましける故、今も夕月大明神と云。其神號詳ならず。九月十二日祭あり。又とぎ石と云所に大なる石あり。上のおもては一間四方ばかりありて、方なる石也。高四尺ばかり、青色にして少和なる砥石也。往來の山人、鐇刀、鎌をとぐ故に、とぎ石と號す。

○池　田　村

此村の枝村に把伎と云所あり。把伎は源順和名抄に出たる當郡の郷の名なり。把伎の郷とは、林田、星丸、池田、穂坂、久喜宮などを云。今は池田の枝村をさして云。此所に把伎二所大明神の社あり。把伎の産神なり。祭る所の神四座、二座は男神、二座は女神也。此内一神は御母のよし、いかなる神にや、神號詳ならず。又把伎の郷に野手の神をもあがむ。大凡筑前國の内、そのかみ大友家の領分なりし所の神社は、宗麟耶蘇宗になられし時、皆火をかけて燒たりしゆへ、舊記文書等悉ほろびて、其故實をうしなへる事多し。此把伎の社も宗麟に燒れしが、後に漸興立して、今わづかなる社也。社は川に近し。近年少なる町を立たり。正月朔日初祭あり。二月廿五日鎭祭あり。(古は二月廿三日より廿五日まで、一切音樂謠を禁ず。今は然らず。)同廿七日祭的あり。昔は此祭に、社の前に市をなす。故に把伎の市と云。然れども田圃の中にて、種植の妨なればとて、いつの時にかあり

けん、久喜宮にうつる。近代栗山大膳、志波の町を盛んにせんとて、久喜宮の市をやめて、志波に市を立つ。され其舊に仍て志波の市をも杷伎の市と云。毎年二月廿五日より市立初て、同晦日に到る。廿七日殊市盛也。商人の仕舞成がたければ、三月二三日に到りて市殘るなり。又十月廿九日に祭あり。十一日廿六日鎮祭ありて、翌廿七日に到る。此攝社に息（いき）引の神あり。其前に大なる椿あり。喘息（ぜんそく）を病るもの、此椿をひけば其病いゆるとて、方々より來りて引者あり。愚俗のならはしなり。今はさのみ人來らず。其外末社四所あり。

○宗　坊　寺

池田村にあり。小松重盛公の創立し給ひし寺なりと云。今は亡て其址のみ殘れり。本尊は觀音なりしを、同村なる梅林庵と云禪寺にうつし置侍る。常に閉帳して秘佛也。

○御目が原

林田村にあり。小塚なり。茶臼のかたちの如し。是は黒田長政公入國の後、國中巡見の時、此所に來り給ひ、近邊を見給はんとしたまひしが、村人井手新右衛門と云者、俄に塚をつき、其上に登りて見給ふ樣にこしらへける。長政公此塚にのぼりて遠望あり。依て村人御目が原と名づく。

○野手（のつて）八幡宮

林田村拜松と云ふ所にあり。始は星丸村に鎮座ましましけるが、其境地ひきくして、宮所よろしからざればとて、貞享三年、今の所に移し奉る。星丸村むかしは野手村と云。もとより星丸共云。長政公の時、縣吏（けんり）星丸と書出せしより、もつぱら星丸と稱して、野手とは稱せず。祭る所の神、中殿八幡大神、左殿神功皇后　右殿玉依姫也。大山、池田、星丸、林田、益末（ますゑ）、穂坂の産神なり。此邊杷伎殿大明神をもあがむ。此八幡宮も、昔時は大社にて侍りしとかや。されども大友宗麟火をかけて燒かれしゆへ、神寳重器

烏有となりぬ。其の後漸再興ありしか共、昔のかたちばかりにも及ばず。年中七度ありし大祭も絶て、七度の祭とは、正月元日初祭、二月初卯百年祭、三月三日桃花祭、八月十五日放生會、九月廿五日は恒例の大祭たり、十月初卯祭、十一月初卯祭也。今に星丸村の田の字に、正月田、二月田、三月田、御供田などいふ所あり。いにしへの祭田なり。九月廿九日、神幸ありし儀式もなくなりぬ。御旅所の址今もあり。むかしの神官なりし人の末とて十六家、池田、林田、益末、大山、星丸の五村に猶殘りて、七祭の日毎にかた許なる祭を取行ふ。又此社の前なる道の側に、拜松と云松あり。むかしは此所より彦山を遙拜せし故、拜松と名付く。されども彦山は見えず。又其邊に夜啼松あり。是は小兒の夜啼をするに、此松をともして照し見る時は、其病愈るとて、諸人其木の側を削て取者多し。

○比良松　上下二村、大道にある町なり。宮野村に屬せり。今は別村となり。むかしは平松の字を用ゆ。寛文元年より文字を改む。

下の比良松町の街道に松樹あり。其枝四邊に茂りたひらか也。故に町の名を比良松と稱す。其側に石あり。是を夷三郎殿と祝ひまつる。此夷のためにうへし松なるべし。

○上寺

千年川をこえて向ひにある村也。筑前と筑後の間、此郡は千年川を以て境とす。然るに筑前の內、川向ひにあるは上寺のみなり。上寺の巽、川上の方に今泉村あり。南に千代久村あり川下の方に小川村あり。三方は皆筑後の內竹野郡也。此村の東南筑後の方に、古川の跡今に在て地ひきし、其地則田となる。南北に土手ありて今に殘れり。むかし此所は千年川の流にして、上寺村は大川より北にあり。筑前の地につづけり。故に此邊は川を境として、川の南は皆筑後の地なりしに、いつの比にかありけん、洪水出し時、上寺村の北に新川出來て、もとの川は陸と成り、漸埋りて田となる。故にむかしは、此村川より北にありしが、其後は川の南にあり。筑前の地をはなれ、筑後の方に入こみて、只一村筑前の地有は此故也。此村に水田なし。皆圃也。河內攝津國の間、淀川の東

西にも、河をこえて、他國の內に一村ありて、かやうの所あり。

○黒川村

佛谷の南にある村也。是又深山幽谷也。其谷水は佛谷に出づ。佐田とは別谷也。谷中長しといへども、村より上の方には人家なし。岩山と云山あり。彦山權現を勸請せし所にて、上宮、下宮などあり。むかしは大社なりしにや。座主坊の宅址とて、御館と云所あり。此村に川あり。是を黒川と云。故に村の名とす。懷中抄に、黒川と人は見るらんすみ染の衣の袖にかゝる泪を、とあるは、此黒川の事にや。佐田と黒川との間、平たけと云山あり。

○小石原村

秋月の南、彌長村より谷間を五里登り行て、奥にある村也。町あり。又三奈木村より常釋寺たうげをこえて、佛谷佐田よりこえても爰に通る。嘉摩郡桑野村へ下り大隈町に出る。此道は上座下座及西南の近國より上方へ行通路也。北の方の諸郡よりも此道を登りて爰に至る。此地の町を通り、彦山の方にも行くに長谷を下る。又鼓村の方へも是より下る道あるが故に、深山の中にありて、隱里の如くなる所なれ共、行人たえず。凡此所は四方より上り會する道にて、其地甚高し。四方は皆山也。故に佐田村、寶珠山村などの深山寒谷よりも、猶冬は甚寒く雪深し。秋月よりやうやく上りて四里の間は、谷せばく山ふかき所にして、小石原に至て、却て頗廣き壙地なり。深山のおくにかゝる所はまれなり。此谷水は塔の瀬に流れ、江川を過て秋月に出る。此町に木杓子を多く作りてうる。町より八町ばかり東に役行者堂あり。寶滿、彦山の山伏修行する所なり。行者堂に行く道の、二町ばかり前なる道の傍に花棚あり。山伏の手向する所也。其邊に香水あり。香淸堂を立て、觀音を安置す。又業の宿とて、山伏の宿する所に家一軒あり。竈門の獅子の宿のたぐひなり。御輿の松とてあり。大友宗

歸耶蘇の宗となり、彦山を燒れけるが、彦山の衆徒頭、一老坊、政所坊、亀石坊、神輿を此松の根に舁すえ置、腹を切て死ける故、御輿の松といへり。かうの辻と云所、彦山を遙拜する所なり。松の木あり。是を拜の松と云。小石原村より彦山下宮迄三里あり。小石原村より彦山の方豐前の境迄、十一町四十七間あり。是より彦山へ行。其下の谷を長谷と云。秋冬は紅葉多き所なり。長谷の紅葉、是彦山十景の一也。豐前落合と云ふ所迄は下り坂也。小石原村の西、江川のおくに塔の瀬と云所有。石の塔あり。民俗は鎮西の八郎爲朝、母のためにたてられたる塔と云。（塔の瀬は、小石原より一里下に在。民戸十二町有。）松尾の古城あり。古城記にしるす。

○兄弟嶽

小石原村の内にあり。山伏の所謂、鎮西九尊嶽の一也。鎮西九尊嶽と云は、廬舟記錄の内、彦山記の中に、

一日御笠嶽　二日眞弓嶽　三日寢臥嶽
四日白髮嶽　五日兩界嶽　六日馬見嶽
七日三腰嶽　八日不動嶽　九日兄弟嶽也

又寶滿の座主よりの書出し有。

九州九尊嶺の事、寶滿山楞伽院に尋處、九州六峰と申事は傳居、九尊嶺の事は不存候由、六峯と云は、
一豐前國彦山、二筑前國竈門山、三豐前國求菩提山、四薩摩飯熊山、五肥前牛尾山、六日向國法華嶽、楞伽院云、右六峰の事は申傳候。九尊嶺の儀は不存候由公儀へも申上候也。寶永元申ノ十二月廿五日に言上申候。末永廬舟　鉢の内に然云。

○中野

小石原村の枝村なり。谷水も小石原に流る。寶が谷とは別の谷也。中野東の谷をおくの陣屋と云。小石原より十五町あり。兩旁に木山茂れり。此所に天和二年より陶工來り住して陶器を作る。肥前伊萬里の甆器にならへり。中野燒と云。

○佐田村　大行寺社

深山の内にある村也。下座郡三奈木村より、同郡荷

原の内帝釋寺嶺といふ山を越して、此下流の谷に入、それよりして川に隨てのぼる。其間十六瀬を渡る。其路中に佛谷在。三奈木より佐田村へ三里許有。村民の云傳には、安倍貞任流されて爰に來住せし故に、村の名を貞と云。後に佐田と改む。此故に貞任より以來十三代を現人神に祝ひ、木像十三有。第十三は孫太郎專當と云。今の庄屋は其子孫也。凡村中に安倍氏の者十四五軒今に在。又貞任が產神也迚、松島大明神を勸請せし社在。貞任が子りうせんと云人の墓とて在。去ども貞任は東國にて討死し、（古今著聞にも、貞任は東にて討死せる由記せり。）西國には流されず。若其降參行て爰に來住しける故、かくのごとき事跡あるにや。安倍氏十二月除日に、爰に流され來りし故、正月の用意なし。其子孫其例にならひて、今に正月年繩年木を用ひずと云。佐田の本村より一里上に、田代と云枝村あり。民家三十軒ばかりあり。さなきだに此邊は極めて山ふかき所なるに、況や又一里奧にあれば、いと閑寂なる境地也。

佐田と江川の境の山、水浦と云。佐田より小石原の道に箸立辯才天の祠あり。彥山に行者、此社の後に箸を捨る。〇此村に大行事の社あり。大行事の事、此卷の内前にしるせり。彥山に大行事の社あり。其末社也。むかしは上座郡も彥山の敷地也しとて、此近村に大行事の社多し。是彥山の末社を祠りし也。右にいへる安倍十三代の木像も、此社の側に安置せり。此社の前に大なる欅樹あり。其周五圍一尺五寸あり。其枝に連理あり。大枝にして愛翫すべし。

〇塒山

佐田村にあり。上座郡中にては、いと高き山也。大友宗麟耶蘇宗と成り、多く神社佛寺を燒拂はれし折節、彥山座主を攻し時、座主此山に籠りける故、座主の城と云。

〇佛谷

佐田村の枝村なり。佐田より一里下なる狹谷の中にあり。急流にして河水甚多し。里の西の入口に通堂

とて、横二間竪三間の佛堂あり。往來の人此堂の中を通る。かくのごとく佛堂の内を大道にして、自他の國人通り行く所、他國にありや、いまだきかず。堂の内兩旁の高き所に、十五の石像十體、及六地藏を安置す。むかしは木佛なりしが、近年肥前の人、石にて作りて替たりといふ。此佛ある故に佛谷と云也。凡此山中清流激湍ありて、景色尤も觀すべし。佐田佛谷の間の山に、むかし美材甚多し。國中第一也。松樹殊に繁れり。杉も亦交れり。其長きは十七尋あり。近年は多く切て、大木まれなり。山上險難の地にには猶少殘れり。

○穗　坂　村

是上座の東南のはしにて、豐後境也。村より豐後のさかひ目迄、六町二十三間あり。久喜宮より穗坂へ一里。又穗坂より把伎の渡を越て、筑後生葉郡吉井へ二里半あり。

○圓山正金寺址

穗坂村の内にあり。是三中彈正貞吉開基の寺也。其事前の金鳥山の所に詳にしるし侍る。此寺も大友氏燒れし後、再興する人なく、今は只礎のみ殘れり。

○阿蘇大明神

穗坂村の產神也。肥後の阿蘇大明神を勸請せしと云。御社は村より二十町ばかり山の奧にあり。則其所を阿蘇山といふ。一嶽、二嶽、三嶽とて、いと高き岩山あり。其内一嶽といふ大岩の内に、横三尺、長一間の石あり。則是を神體と崇め侍る。每年二月廿八日に祭禮あり。神前に石の鳥居あり。元祿十四年、此里の農長藤七と云者、神をうやまふ志あつて、村民をいざなひ是を建つ。額の文字は高良山の座主書之。藤七は先祖より相傳はりて此村の長たり。其父順世、及藤七貞人となり利欲すくなく、慈愛ありて、邑民をいたはり、諸民の勞にかはりて、公役をつとむ。みづから農業を勤めておこたらず。其外善行多し。藤七は常に讀書を好む。凡民の俊秀といひつべし。藤七の子藤吉も又父祖の志をついで、善行を好む。庶民の内かゝのごとき人品はめづらし。

○赤　谷

此村東北の方は山を越て鼓村に近し。是又山ふかき里なり。南北に長き谷也。いん竹と云所に瀑あり。

水流四五間有。赤谷の水流、益末、星丸村を過、林田村に出、千年川に入る。此川を、たのみ川と云。赤谷、益末、星丸は皆同谷の内にあり。星丸は赤谷の下の正面にあり。林田は谷間を離れ、廣き所に在村也。

○福井

寶珠山の末流にて、同谷の下にある村也。境地長き事一里に及べり。寶珠山の下にあれ共、是又深山の內にある邑也。其下は則豊後境也。寶珠山の水、鼓村の水は、寶珠山村の下なる大行事社の前にて、一に落合て、福井に流れ、福井の谷中を過て、豊後國吉井に流れ、其下、視原に出て、日田川に入る。鼓村の上、寶の谷より視原迄、谷中凡五里あり。下福井村一里塚より豊後境迄は、五町四十一間あり。

○寶珠山村

凡上座郡の內、志波より南郷の諸村は、みな山中及山下にあり。中について寶珠山村此郡の東南のはしにあり。諸村よりいと奥深き所也。谷の中長き事一里餘。田地あり。民家所々にあり。おく左右の山の形ち、異所にかはりて美はし。福岡より路程十六里、深山遺僻の所といへども、民俗もさほどいやしからず。他にことなる佳境也。岩屋山三社權現の社あり。本村より一里谷頭にあり。村俗は是彦山權現の母神也と云。社の上に極て大なる圓岩あり。其下に社あり。故に岩屋權現と云。宮作は南向なり。社の下に拜殿あり。横四間、竪二間あり。拜殿の下に寶珠石あり。其周五圍、高四尺ばかりあり。其上を苫を以てあつくこれを蓋へり。其上よりつもれる尺右の如し、此寶珠石ある故に村の名とす。古き棟札あり。德治年中と云文字に見え侍れども、其餘は漫滅して、建る所の人の姓名をしらず。其社額破せしを、慶長十一年、長政公の家臣中間六郎右衛門大江統胤建立す。又其後寛永二十年、忠之公の家臣亀來四郎右衛門藤原興門建立せり。末社七所あり。其內熊野權現の社は、岩屋權現の右、高き所にあり。奥の院と號す。是又

大石の下窟の内に社を建たり。又住吉の社あり。其上の高き所に大日堂、穴観音、船地藏の小なる佛厨處々に建り。何れも大岩の間にあり。嶮岨なる所にありて登り難し。昔は僧坊六區ありしと云。今は一區もなし。山伏此宮の事を司どる。此岩屋の邊に稀に羚羊出る事あり。岩屋權現の祠の下祠にむかひゆけば、右の方に本一つにして枝七種の木あり。めづらし。七種は楓樹、銀杏、柀、女貞、子安、みづし、柳也。或曰、是奇異なりといへども、初其木に空虛にして朽たる所ありて、鳥のしわざ、人のしわざにて、其所に七種の實おちて生じ、やどり木となれる也と云。此村の下に大行事の社あり。此村の產靈なり。其社の前にて寶珠山の川、鼓村の川、一に落合て、福井村に流れ入る。川上に釜が淵と云淵あり。大岩ありて、其内釜の形のごとく大にして、其深さ測り難し。此郡南鄕の內、益木、赤谷、福井、黑川、佐田、小石原、寶珠山、此七箇村は皆深山幽谷の內にあり。ことさら寶珠山村は、尤山の奥に在。此里の枝村數十箇所あり。

○鼓村

寶珠山の枝邑也。然れ共谷はことなり。鼓村は尤長き谷にて、民居所々に多し。別村たるべき所也。大凡此村の谷の長さ、寶か谷といふ所より中崎と云所まで、路程二里半あり。此間にわたり瀬數十所あり。九十九瀬といへども、さほどはなし。寶が谷は谷の最上にして、中崎は最下にあり。まことに深山幽谷の中なり。福井村はこの川下にあり。中崎に石山三所あり、鼓村と寶珠山との間に、たい山とて廣高なる山あり。其形勢うるはし。又鼓と寶珠山との間、東北の山に立岩多く聳て、作りなせるがごとく、觀賞するに堪たり。鼓の瀧とてあり。此瀑ある故に村の名とす。鼓河內の內、つると云所に、寛文十年、國君より高取の陶工を遣はしおかれ、陶器をやく。今に其所にあり。

○花園瀧

鼓村に花園山あり。其山より流れ出るたきなり。ゆへに花園瀧と云。水流三間ばかりありて美観也。下に小瀧あり。鼓の瀧とは別也。

○砥有

此村は又鼓村の枝邑也。礪ある故に、砥有と名づくるにや。又谷の側に岩窟あり。口廣し。奥は下に深しと云。

○合樂

寶珠山村の枝村也。同村の内、栗木野と云所より合樂に越す道あり。其間十町ばかり有。筑前の山を越えて、豐後の日田郡鶴河内村の内、鬼田といへる枝村の谷頭に合樂あり。寶珠山より合樂迄一里餘。合樂より又山に登り行けば、其間足ふむ岩、三國境、筑前筑後豐後の釋迦嶽、大日嶽あり。此二山は高山也。其先に絶が峯あり。峯の上七八間が間、路の廣さ三尺許、左右は高きがけなり。極てあやうし。其さきに笈つり、貝つりと云所、山伏の通るに、道けはしくして、笈と貝とを持行事ならず、つりさげて下す。すべて此数里の間奇石怪岩つゞけり。又林木茂れり。其美景言語に述難し。山上嶮路なれば平易に見難し。又笈つり、貝つりより、鼓村の花園の瀧の方にゆく道に、罋の窟と云所あり。大岩の下に自然の窟あり。五六十人を入るに堪たり。奇區也。此山中に野羊を産すと云。合樂は北より南に向へる谷也。北は豐前筑前也。東は豐後日田郡也。谷川を以て國の界とす。南の川下は、豐後日田郡鶴河内の枝村鬼田につゞけり。合樂の民家と鬼田の民家と其間四町あり。かやうに山を越て、他國の方にある所他所にも多し。

下座郡

此郡は筑前の南の端にあり。郡の形東西廣く、南北は狹し。南の方及未申は筑後に隣りて、千年川を境とす。寅卯辰巳は上座郡にさかひ、北は夜須郡につらなれり。郡中に川流て水利多く、土肥て播植しげし。

深山なくして、美材饒ならずといへども、薪蒸ともしからず。民俗朴直にして謙遜なり。

和名抄に載る所、此郡の郷の名六あり。

馬田　青木　餞響

三城（今小邑の名に、三城と號する有。）　城邊

立石

今稱する所の此郡の村の名

三奈木村　窪島村（三奈木村の内）

川原村（同上）　相窪村　荷原村

寺内村（荷原村の内）　立出村（同上）

帝釋寺村（同上）　桑原村　田島村

小隈村　林田村　上畑村

鎌崎村　金丸村　土肥木村（金丸村の内）

鵜木村　四郎丸村　片延村

古江村　城村　坂井村

長田村　下長田村（長田村の内）

八重津村（昔は八重留村といふ）　倉園村

白島村（古に白島富永村といふ。）　富永村（白島村の内）

城力村　中村　矢野竹村

角枝村（矢野竹村の内）　德淵村

吉末村　中島田村　頓田村

古賀村　西鶴村　一木村

禮拜村（今來縁村と書は誤也。秋月領に入る。）

秋月領十一箇村

平塚村（福岡領少有之。）　小田村

屋永村　牛鶴村　横大道村（牛鶴村の内）

堤村　柿原村　萩原村（柿原村の内）

板屋村（中楽水村）　屋形原村

田代村　山見村　内原村（山見村の内）

以上五十四村

内（四十二本村　十二枝村）

○林田村神社

林田村にあり。社家の説には、此社則延喜式の所載、筑前十九神の内、美奈宜神社也と、むかしより云傳

ふ。祭る所の神、中間は大己貴命、東間は素盞嗚尊、西の間は事代主命也と云。今案ずるに、延喜式神名帳に、下座郡美奈宜神社名神大とあり。社家又傳へて曰、此三神、神功皇后三韓を退治したまふ時冥助あり。依て此所に祭りたまふと云。事代主の神靈告ありし事は、日本紀に見え侍れば、さもありなん。宗像神社の緣起には、神功皇后此所に河貝子をあつめて城とし、熊襲を欺き亡し給ひし所なる故、蜷城と云と見えたり。長田、八重津、西淵、上の畑中村、片延、鵜木、林田の八村を宮廻と號し、此御神を產土に祭りぬ。延喜式にも本より大社とある故、昔は此宮所の境內方九町ありしといへども、今は田に成て其境地廣からず。いにしへの總門は上畑村に在しと云。今僅其名のみ殘りぬ。御社より三町ばかりへだてゝ鳥居の立し址あり。秋月長門守の時迄は神領三十町寄附ありしと云。今は神領なし。祭は九月廿一日也。神輿御旅あり。御休所は上畑村の田の中に在。

町あり。三代實錄に、清和天皇貞觀元年正月廿七日、從五位下美奈宜神に從五位上を授たまふよし、しるせり。又此郡美奈宜村栗尾明神の社人は、栗尾の社を以て美奈宜神社と云。今美奈宜と云里より林田迄は遠ければ、林田の社を美奈宜の社といはん事、妄說なるべしといふ。されどいにしへは一邑の間廣し。山城の小野など境內二里餘あり。栗栖野など本邑よりは其間はるかに遠し。本州御笠郡國分の邊より、山田村のあたり迄を、すべて大野といへる類多し。美奈宜村に程遠き所なるを、むかしより美奈宜神社と云傳へしは、却て其ゆゑある事なるべし。且林田の社の古き證據有やうに聞ゆ。されど又栗尾の社の方にも、美奈宜の社なりといへる明證ありや。萬の事かた口をきゝて妄に決定すれば、必道理にたがひて過多し。故に古語にも、偏聽生姦といへり。然れば今其是非を決せん事、二社の兩造具備はり、兩方の說を云盡させて後、能其曲直をきはむべし。

君子の判斷をまちて、今みだりに決定し難し。

○貴野大明神

古賀村の內、御社原と云所にあり。松尾明神の社也。元和の初、肥後國菊池郡貴野村の松尾大明神を、此地に勸請せし故に、貴野大明神と號す。九月廿九日祭あり。此神疥瘡を能治し給ふとて、祈願する者多し。祈願する者は海鰻を食せず。

○禮拜村

此村中に禮拜橋とて小き石橋あり。俗家いひ傳ふるは、傳教大師唐土より歸向の時、海上にて風難にあひ、危かりしときに心中に祈願し、恙なく歸朝せば七佛藥師を刻彫せんと誓はれしに、からうじて歸朝せり。平城天皇の御宇、風難にあひし時の祈願を果さん爲に、朝に申て筑紫に下らる。時に夜須郡古所山の嶺に、あやしき紫雲たなびきければ、傳教斜ならず歡喜し、此橋の上にて一歩三禮して彼山に登り、佛像を造るべき村を求し故に、是を禮拜橋といへり。

○相久保川

相久保村にあり。其源は上座郡佐田山及黒川より出、三奈木を通て爰に至る。其流頗大也。此川板屋村の下より、屋永村の上に到りて、其間十五町ばかりの所、十月より水涸て流れず。三月より又水流るゝ事常のごとし。其上下の水流は四時かはらず。蘿蔔の根莖大なる時は水涸、花蘿蔔なゝ成ぬれば水流る故、里俗稱して蘿蔔川と云。其水の盡る所、及水の出る所、倶に水のもるべき穴なし。奇異なる事也。糟屋郡莚內村にも、かくの如くなる川あり。近江國にも亦あり。奥州會津の田島郷に水無と云村あり。其川夏秋は、水土中をくゞり流れて水なし。

○堤村　大堤十三塚

此村の下大道の側に大堤あり。西南二方のみあり。此堤ある故に村の名とす。其堤を今は切れ堤と云。又此村の大道の側に十三塚あり。其邊の田畠の名をも十三塚と稱す。

○長田村

此邊千年川に鸕鷀舟多し。鸕鷀師是に乘て、鸕鷀をつかひ鱗を取る。いにしへは此邊鸕鷀舟なし。明暦の初よりこれあり。むかしは漁人大なる瓢簞を脊に
つけてよりかゝり、水にうかびて、右の手にすゝきのたいまつをもち、左の手に鸕鷀を二三頭或四五頭、繩をつけて是をもち、流に隨ひて下りし也。今鸕鷀舟には漁人二人のる。一人にて鸕鷀を四五頭或六かしらつかふ。是亦右に松明を持、左には鸕繩をとる。むかし舟なくて、およぎてうをつかひし時も、近年舟よりつかふも、片手指の間に五六の鸕繩をはさみ、其あまたの鸕ども、左右上下におよぎ行ちがふといへども、其繩みだれむすぼるゝ事なし。誠に奇巧なるわざなり。川はゞ廣き故、舟をならぶる事、十艘或七八艘三四艘に至る、舟の舳をひとしくして下る。瀬を下るには、あと先に成て下る。凡舟のはやき事甚し。鸕疵はしすへ成りかふ。筑前より出る舟は、上座の上寺、山田、下座の長田のみ。此外にはなし。長田の舟尤多し。筑後よりも所々より出。凡鸕舟にて漁するところ、上座把伎の渡より下、肩の瀬に至る、肩の瀬は長田より下にあり。闇夜には初更より舟を下す。宵月には月落て後下す。舟を下さんとする時は、かねて晝より舟をひきて上る。月夜にはたいまつの光なき故漁せず。又川下より川上にうをつかふ事成らず。題林愚抄曰、夏はやみの比になれば、鸕かひ舟に乘てうつかふ事あるを、夜川共う河とも云なり。一人は舟のともに乘て棹をさす。一人は一かたにかゞりをともして、其光に底なる魚の見ゆるを、うをあまたはなち入たれば、おの／＼水底に入て鱗をくふなり。鸕のくびに、たなはと云物をつけて、ひかへたれば、とかくいりちがひてよくつかふ者は、うの數おほかれども、むすぼれぬさまに、よくさばくなりと云へり。

○三城渡

長田村にあり。此川元和の初の比までは猶大なりしが、今は水あせて小川となる。建武三年の春の比、菊池掃部助武俊と小貳太郎頼尚と、此渡にて合戰せし事、太平記卷十六に見えたり。御笠郡の水城には非ず。水城と書しは、あやまれるにや。順和名抄に、此郡の内三城の郷あり。此川の邊を云なるべし。

○鬼釜

城村の上にあり。高七八間許なる大岩也。其中間くぼくして竈の如し。麓よりは見えず。是より又谷を隔て、南に鬼が城と云所あり。鬼のかまより高し。上に城址はなし。

○矢竹村

此村の枝村、角枝と云所の川の端なる山に、矢箆を生ず。故に村の名をも矢の竹と云にや。此村の内、砧板原と云所の山の側に大穴あり。其口方二間ばかり、横に入事十丈許にして、其先にせばき所あり。舟をかゞめて入。其奥は頗廣し。其穴甚長し。奥はくらくして入者おそるゝ故に、其盡る所をしらず。口より入時、松明をともして入に、穴中蝙蝠甚多くして亂飛し、面を撲、身にさはりて、人をなやます。其多き事數をしらず。穴の上は則山也。穴口の上より百餘間おく迄の間、其山上を踏めば響あり。里人是を稱して鬼窟とす。したがふらくは、是いにしへ金を掘し穴なるべし。篤信、むかし宇治のおく、喜撰が菴のあとの麓にて、金をほりし穴を見る事ありしが、恰此穴に似たり。

○帝釋寺嶺

荷原村の境内也。上座郡佐田、佛谷に越る道にして、彦山への通路也。嶺迄山下より八町許あり。嶺に茶店あり。むかしはこゝに花立山帝釋寺と云寺ありしと云。今は寺は亡て只地藏堂のみ殘れり。又其邊に彦山權現を遥拜する所あり。凡此嶺より遠く望めば、筑後國日下にありて甚佳景也。

○小田原

小田村の西北に曠原あり。小田原と號す。南北十餘町、東西四五町ばかりあり。野草、穀類相雜り、野

あり、圍ありて、高平の地なり。此原は小田村、一木(ひとつぎ)、平塚の三村の境内也。

○くるす塚

小田村の南にあり。是むかし耶蘇の徒を埋めし所也。

○俊寛僧都墓

平塚村の南、竹林の中に古墓あり。是を俊寛僧都の墓と云。然れ共俊寛が塚は、肥前佐賀の町の西北、鹿瀬(かせ)の庄の淨土寺にありと云。此所には其所緣の者ありて、しるしを立しにや。俊寛を尋て硫黄の島に下りし有王(ありわう)が、身をなげし淵とて、筑後と豐後の境、筑後の山北村の邊にあり。千年川なり。是皆いぶかしき事也。

○對面所

屋永村の乾六町ばかりにあり。三方壇(ほり)あり。本丸と云所、方二町ばかりあり。城の如し。一方は川也。大友氏此所にて旗下の諸將に對面せし所と云。其近邊の圃には、大友家中の諸士の居たりし所とて、宅の址殘れり。此所は大友家の旅館を構し所なるべし。

○七天神

屋永村に天神の社七ヶ所あり。これを七天神と云。

○屋永村 十三塚

村のいぬゐの方にあり。此村に熊野三所權現あり。

○小隈村

村のほとりに大なる丸き丘あり。其上塚の如し。平石立り。權現と號す。社はなし。古塚なりや。

○藏園村

此村の田地の中に、筑後國小島村の田一町、境をこえて筑前の内にあり。亂世の時かやうに入亂しなるべし。今に至て、しかり。

○白鳥村 富永村

白鳥村、富永村つゞきて二あり。むかしはすべて一村として、白鳥富永村と稱す。今は白鳥を本村の名として、富永村其内に屬せり。

○桑原村 十三塚

桑原村の上の原にあり。今に十三其にあり。凡此郡中に十三塚三所あり。

○三奈木村

美奈宜と延喜式にはかけり。俗説に、蜷城共かけり。蜷は倭字也。國中第一の大村也。平原の地にあり。民宅の町長し。北に川あり。上座郡佐田黒川より流れ出。川水頗多し。此村を通り荷原村を過ぎ、帝釋寺嶺を越、佛谷佐田に入り、小石原に上り、それより北の方坂を下り、嘉摩郡桑野大隈町に出で、上方へゆく道なり。西南の他國より此道を通る。又彦山へも是よりゆく故、行人絶ず。長政の宰臣黒田美作、（後號睡鷗）初て此村及郡中諸村を賜りて采地とす。其子孫今に至つて相續して領せり。睡鷗此村に假宅を立たりしが、今に在。其家士此村及郡中所々に多く在宅す。睡鷗家嗣三左衛門一任、父の采地を領す。萬治年中、光之公國中を巡見して、この所に來り給ふ時、一任わが宅に請じ參らせ、餐を奉り奔走す。又其時御慰のため、長田村に近き千年川のほとりに、假に御まし所をまうけて、夜川に鵜舟を下して、うをつかふ事を見せ奉る。此御遊いとめづらしく佳興ありけるとぞ。其後寛文年中、又光之公此所に來り給ひし時、一任あるじまうけして、鵜川を見せ奉る。前後兩度なり。

○栗尾大明神

三奈木村にあり。社家の説には、延喜式載る所の美奈宜神社是なりといへり。然ども其説いまだ詳ならず。追て考ふべし。（前の林田の所に臆説をしるす。）

筑前國續風土記巻之十一　終

筑前國續風土記 卷之十二目録

嘉摩郡

穂波郡

筑前國續風土記 巻之十一

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

嘉摩郡

日本紀、安閑天皇二年五月、筑紫穂波屯倉、鎌屯倉をおくとあり。是嘉摩、穂波の郡國史に見えたる初也。此郡は穂波郡と相ならんでつゞけり。恰一郡の如し。南は穂波の上流にありて、穂波とならばず。北は穂波と東面にならびて、嘉摩は東にあり。穂波は西にあり。凡穂波の東南に當れり。此郡の東は豐前田川郡につらなれり。三方に大山あり。中に大河あり。薪材木ともしからず。山林の利多し。田畑肥饒なり。村里皆山中に在て、土民の風俗質朴なり。好郡と云べし。凡此郡に四河内あり。千年川は下臼井村にて大隈川に落る。長野、河底、千年、是一河内也。桑野河内より出る川は、則大隈川にして、是本川也。其東山田河内の川は、蒲生に出て、大隈川に落る。庄内河内の川は、鹿毛馬、勢田に出る。

和名抄に載る所嘉摩郡郷の名六あり。

草壁　三緒（今も村の名にあり。）
大村　綱別（今も村の名にあり。）
馬見（今も村の名にあり。）　碓井（今も村の名にあり。）

今稱する所此郡の村の名

宮吉村　井上村（宮吉村之内）
上村　鷺迫村（上村之内）　大隈村
大隈町（大隈村に屬す。）　牛益村
下中益村（中益村に屬す。）　久島村（中益村之内）
下益村　成貞村（下益村之内）
貞月村　上下村　牛隈村（上下村に屬す。）
中江村（上下村之内）　熊畑村
白木村（熊畑村之内）　中畑村（同上）
上山田村　向村（上山田村之内）

木城村 同上　猪鼻村 同上　下山田村
中山田村 下山田村之内　平村
才田村 平村に屬す。　中籠村 平村之内
辻村 同上　筒野村　桑原村 筒野村之内
高倉村　入水村　山倉村
赤坂村　綱分村　伏尾村 綱分村之内
川島村　岩崎村　向村 岩崎村之内
下臼井村　佐興村　小久保村 佐興村之内
大門村　鴨田村　古城村 鴨田村之内
有安村　仁保村　有井村
元吉村　多田村　山野村
口春村 山野村に屬す。　漆生村
中案村 漆生村之内　田中村 同上
上三緒村　高山村 上三緒村之内
下三緒村　鶴三緒村 下三緒村之内
立岩村　柏森村 立岩村に屬す。
鴨生村　鹿毛馬村　島尾村 鹿毛馬村に屬す。

口原村　石丸村 口原村之内
勢田村　島村 勢田村之内
桑野村 以下秋月領　小野谷村 桑野村に屬す。
山瀬川村 桑野村之内　馬見村
屏村　椎木村　西郷村
上西郷村 西郷村に屬す。　光代村　上臼井村
平原村 上臼井村に屬す。　平山村
泉河内村　栗野村 泉河内村に屬す。
高畑村 同上　櫻畑村 同上　瀬畑村 同上
大力村　東畑村 大力村に屬す。
才田村　九郎原村 才田村に屬す。
東千手村 古は東分村といふ。　搭田村 東千手村に屬す。
千手町 同上、古は千手年新町といふ。　長野村 同上
川底村 同上

以上九十四村

内 四十八 本村
　四十六 枝村

○北斗社

下益村にあり。此村は大隈の町の東也。此社に祭る所の神、中殿は天御中主尊にして、左右に伊弉諾尊伊弉冊尊を合せ祭る。是天の北辰を帝座とするに擬すといへり。されど北斗と北辰は別なり。九月九日祭禮あり。側に大なる楠樹あり。周十三尋、其本の空虚なる所方二間餘有。其うつほなる内に、たゝみ八疊を敷べし。篤信かつて諸國を多く經歷せしかども、いまだかほどの大木を見ず。からの文海披沙と云書に、建寧郡司有二五代時樟木一。其竅中可レ設二數席一とあり。是此木にひとしかるべし。誠に稀有なる大木也。この村を領する人、災變あらんとては、必其大枝風なくて折る。いにしへよりかくの如しと云傳へたり。此邊大隈村にも是につげる大楠あり。

○大　隈　町

此町は東は豐前猪膝に通じ、南は桑野、小石原に通じ、西は秋月に通じ。北は飯塚に通ず。四方の通衢也。就中小石原の道は肥前、肥後、筑後、豐後、及上座下座の人、上方へ往來する道にて、人馬の通行しげき事他方にことなり。大隈より猪膝に行て、小倉に出て船に乘る。大隈町の近邊下中益村に古城の跡有しを、長政公入國の後、此邊にて後藤又兵衛に領地をあたへ、彼城を改め築て又兵衛に預置かる。又兵衛出奔せし後、毛利但馬に此邊にて二萬石采地を與へ、彼城を預られける。元和元年台命下り、凡天下國主の領内は、一國一城たるべきよし仰出され、彼城をばこぼたれける。但馬は其後大隈町に宅をかまへ居たり。但馬子左近相續て別宅とす。左近退きて後、光之公の臣岸本又左衛門別宅とせり。其後又左衛門退きて、近年久野四郎兵衛別宅となる。寶永三年三月廿五日、光之公此邊遊歷し給ふ時、久野氏別宅に立寄給ふ。此邊田圃すくなしといへども、大隈町は民宅多く、人數多し。此郡にては廣き町なり。祇園社あり。これ産靈也。六月十五日祭あり。作山二本有。大隈川は其水上桑野より出、其下山野、三緒の間に出、飯

塚の下片島にて、飯塚川と一に成る。又大隈町の東に近く、かゞめ石とて嶺あり。高くけはし。豐前の方へゆく道也。大隈町より豐前境目迄一里四町。倂膝へは一里三十町あり。大隈村は別にあり。大隈町の西むかひは西鄕村也、近し。大隈町の下は上下村、貞月村也。其次は牛隈村、其下漆生、其下に岩崎、蒲生、山野なり。大隈より下の次第かくの如し。

○鱗翁寺 禪宗

下益村にあり。大雄山と號す。長政公の家臣毛利但馬、此邊を二萬石領しけるが、卒して後此寺に葬る。但馬の菩提を鱗翁と云。故に寺の名とす。

○岩瀧

中益村の山の側高き所にあり。岩間より小流下る。其水流七間許あり。其水の流れ來る岩は、高十間許、横二十間ほどなる大岩也。一石にして分れず。岩泉綺麗のありさまいとめづらし。惜る所は水流の微少なるのみ。雨後水の増れるときを見るによし。此瀧の

前に觀音堂有。圓通寺といふ。僧坊はなし。

○岩根寺

大隈村にあり。此寺岩の下にある故に其號とす。本尊は觀音也。大隈町鱗翁寺の末寺也。此寺南に向ひて高き所にあり。後山の奇岩甚觀賞するに堪たり。人里遠くして俗塵の煩なし。

○鱖大明神

大隈村の產靈也。霜月十三日祭あり。是鱖魚を神に祟むと云。是古へにいはゆる鮭君神の類にや。いぶかし。

○安國寺舊址

下山田村の東南の山下にあり。前路廣く長して境地よし。三方に山有て谷ぶところ廣し。誠に大寺の址と見ゆ。白馬山景福安國寺と云。光明院御宇曆應二年、勅に依て東福寺より一國に一所づゝ安國寺を置て、國家の長久を祈らせらる。此所即當國の安國寺也。七堂悉く備り、塔頭も多かりしとかや。其古き跡に

今の觀音堂より一町おく、山深き所にあり。其地を小園と云。本尊は千手觀音なり。文安四年の春、回祿にかゝりて燒失せり。只本尊のみ殘れり。其後寺主再興を志し、十方に助成を求め、漸く觀音堂を營作し、文明二年に至て成就す。堂は初の地より一町下に建立せり。則今の地也。其後百七年を經て天正二年にいたり、荒廢極りぬ。こゝに秋月氏大藏種實、住持鼎嗣と相はかりて、重て佛堂を建立せり。其後又元和八年に村中より觀音堂を再興す。今はたゞ此觀音堂のみ殘りて寺院もなし。古の名殘とて、今上皇帝の聖壽の牌、及當寺十四代とある位牌一殘れり。最初佛堂の在し所に、座禪石と云大岩あり。此境内に感澤寺、周照寺、養壽庵などいへる子院の址のこれり。

○立岩村

此村の内に不動の佛體と、土民のいへる大岩あり。石の大きさ二間餘、高さ二間一尺あり。其上に立岩あり。故に村の名を立岩と云。むかしより堂はなし。此石の上に山靈の木像あり。又此村の内に大なる榧(かや)の木あり。圍(めぐり)一丈五尺あり。其所を榧の森といふ。此樹に藤三本まとへり。其藤二本は圍三尺、一本は圍一尺あり。むかしは花蔓の長さ三尺餘ありと云傳へたり。今も猶一尺五寸許あり。此榧藤ともに異なる美觀なり。

○五百羅漢

山野村の境内に高き所に石佛一所に多くあり。堂宇はなし。いつの時誰が作りけるにや、しらず。又いつの時よりか多くうせて、今は三百四五十許あり。是を守る寺もなし。又其おくの側なる所に穴二あり。是を民俗には伊勢高野と云。其穴中に石佛あり。いにしへ此ところは宇佐の神領ありしとて、村中に古城の址あり。是を村民は宮成、到津(いたうづ)氏の古城といふ。此兩氏は今の宇佐の大宮司の氏也。此兩家より留守を置し所なるべし。五百羅漢も豐前の五百羅漢に倣(ならふ)

て立置けるにや。村中に修善寺と云寺址あり。今は圃となれり。これ五百羅漢を司どりし寺の名にや。かやうにそくばくの人工を用ひし事なれど、しるせし碑もなく、文書もなければ、いつのとき何人のなせしといふ事しれず。

○庄内河内

當郡のいと東にあり。嘉麻穂波郡の本河内より別に。東の方に山をへだてゝ一谷の中にあり。南方に小山あり。此河内は南北に長し。東は豐前田川郡と、小山を一隔てゝさかへり。此河内凡十三村あり。河下より南に上れば、佐與、元吉、大門、有井、仁保、多田、有安、綱分、山倉、入水、高倉、赤坂、筒野なり。是北より南へつらなれる村の次第也。十三村の田畠すべて六千石餘あり。谷水も一流也。山倉、入水の南村は、庄内の内にて別に一の小谷なり。赤坂村の東の山間にあり。其谷水は赤坂の下に出る。庄内の谷のかしらは、筒野を以て上の限とす。筒野の上に嶺あり。とゝきと云。是を越て平村に下れば別の河内也。庄内の下流は、佐與村より鹿毛馬村勢田村を過、鞍手郡御徳村の枝村吉野の上より大川に入る。庄内の東に見ゆる木山、北は多田山、南は綱分山也。綱分山尤高く、林木多し。仁保村より東に越て、豐前へゆく道あり。大道なり。飯塚より豐前田川郡糸田へ二里半餘有。仁保と原田の間、からす尾嶺あり。是筑前豐前の境也。仁保より豐前境迄二十六町三十四間有。原田より香春へゆく。

○山田河内

平村、下山田、上山田を山田河内と云。中山田村あり。是は下山田村の枝村也。中山田村の山の側に笠松とて、笠に似たるうるはしき大松あり。上山田の谷の奧廿町上に熊か畑と云所あり。山間なり。熊山とて、むかし熊の住し山あり。

○熊鼻

下山田村の内也。上山田と中山田の間に、大隈より

豐前國猪膝に通る大路あり。其少東の方に猪鼻と云所あり。是猪膝によりての名なるにや。茶店あり。延寶の初年より立り。此所三町許東に、筑前豐前の境あり。塚有。是を兩國の境とす。大隈町より此茶屋へ三十町、此茶屋より豐前猪膝町へ一里あり。

○桑野

此郡の川上最南にあり。是遠賀川の源也。此村は兩山の間は谷中にあり。本谷村小野谷村とて兩村あり。すべて桑野と云。本谷は正流也。小野谷は枝流也。故に小野谷に對して本谷と云。小野谷は本谷の枝村なり。本谷の上より嶺(たうげ)を越て、上座郡小石原に至る。其嶺を嘉摩嶺と云。小野谷は此谷口の西の傍に在小谷也。小野谷より本谷村へ半里、本谷より小石原へ一里半あり。本谷より大隈町へ一里半あり。本谷に大行事の社あり。小野谷にも是を勸請す。何れも其村の產靈なり。桑野村豐前境山の峯筋に疣岩(いぼ)とてあり。大岩小岩共に皆まるき小石つきて、いぼの如し。めづらしき岩なり。

○馬見　馬見山

小野谷の西北にあり。村の上に馬見山あり。高山也。此山甚廣大にして竹木叢茂せり。山上に馬見大明神の社あり。白馬大明神とも云。何なる神を祭るといふ事をしらず。大山なればおのづから其神靈などかなからざらんや。此神葦毛の馬を甚いみたもふ。故に此里に飼ざるのみにあらず。他所より來るをも村中にとゞめおかず。かやうの所他所にも猶あり。信濃の望月、攝津國の有馬、湯山なども亦しかり。馬見村より北の方、山下につらなれる村の次第は、屏村。椎木、上西鄕(かみにしのがう)、下西鄕、光代、下臼井也。

○宇土浦山

屏村に屬して村の上にあり。馬見山の西北に在てつづけり。又一の山とも云。馬見山をば二の山といへり。何れも高山也。古所山より猶高し。此山を一の山といへるは、其高き事馬見より愈(まさ)れるなるべし。

〇千　手

村中に千手寺あり、これに依て村の名とす。本尊千手觀音也。此寺山間にありて閑寂なる境地也。其側に石塔有。里民は、天智天皇の御陵なりと云。天智天皇の御子に嘉摩郡を賜りし事あり。其人天皇の崩じたまふ後に、是を立給ふと云。然れども梵字など猶さだかに見ゆ。さのみ久しき物にはあらず。いかなる人の墓所にや。いぶかし。又千手町とて宿驛あり。長政公入國の後より立し所也。

〇長野村　河底村

此兩村は千手村の川上、古所山の東北の下いと高き處にあり。下よりはるかに高く見あぐる非常の村居也。古所山には近く、麓には遠し。かゝる所も久しく住なれて、わびしからざるは、人のならはしなりや。千手の川下は芥田村なり。

〇上　下　村

近年此村の貧民に次郎と云者ありき。幼うして父を失ひ、母に養はれ、十五歳に成しが、家きはめて貧しければ、母を養ふべきいとなみなくして、自乞兒となり、日々に朝は飯を炊きて母にそなへ、炊器など洗ひ取納めて後、村々をめぐりて物をこひ、暮ははやく歸りて、みづから炊ぎ母に供ふ。夕べ／＼の洗足の湯もおこたりなく、みづからわかして先母にあらはしむ。若日暮遲く歸る時、母食物を調へ、洗足の湯をもわかし置時は、食は頂き戴きて食ひ、足の湯は謹んでいたゞきて洗ふ。いかやうの事有りても、一日二日の間母に別れ居る事あたはず。母老て病多く食すくなければ、おのれも憂へおそれて、わづらひとなり食せず。時々白銀など拾ひ歸りたりと自ら語る。其性直實にして、以すへする人品にあらず。是孝子を天のめぐみたまへるなりと、村人も感じけるとぞ。後に母病に臥ける。次郎も亦病に臥し、母食せざれば、次郎も食すゝまず。母病おもりて死しければ、次郎も亦次第に病おもりて、母におくるゝ事七日、行

年廿一にして、なげき死ける。是寛文の初年の事也。賤民もとより文字をしらず。孝の道を聞に非ず。自其天性に出て、至孝なる事斯の如く。十室の邑にも忠信の人ありとは、かゝる故なりや。今此事を聞て至孝を感じ、打捨がたくして、聊こゝにしるし侍る。牛隈村、むかしは上下村の枝村也。元和八年より別村となれり。

○小嶽

上臼井村、平山村の上にある小高き山也。山上廣くして林木しげし。山のかたちうるはし。

○西郷村

西郷村に八天神あり。其内、一は土地神なり。

○臼井村永泉寺

曹洞宗也。此寺秋月氏先祖數代の位牌あり。元祿五年、日向國財部の城主、秋月佐渡守種信より、其先祖の遠忌に當れりとて使僧來り、此寺に金子をほどこし、法事をなし、燒香して歸る。又秋月邑鳴渡山觀音堂の上なる秋月氏先祖の墓にもまうで燒香し、燈明料として、山寺に金子をあたへて歸る。又此所に松岩院と云寺有。永泉寺の末寺也。

○鯰田

此村は大河の東側にありて舟付なり。運漕の便よし。此邊は長政公の時より家臣野村隼人祐直給はり、代代領せり。晴雲寺とて曹洞宗の禪寺あり。萬松山と號す。是祐直を葬りし寺也。祐直が墓は晴雲寺のほとり、岡の上にあり。今も野村氏より寺産を施せり。

○漆生村

宗祇指南抄曰、漆川は嘉摩うるしほと世俗に云在所也と。今案に、御笠郡にも漆川あり。いまだしらず、何れを是とすべきや。太宰府に近ければ、御笠郡にあるを是とすべきか。

○鹿毛馬村

小堤山、古家山とて、いにしへ馬牧ありし所あり。四方に石垣を築廻はせり。めぐり二十町許あり。此牧よ

り鹿毛の良馬出し事ありて、村の名とせしにや。又此村の内大谷山の嶺、豐前境に日王殿といふ長七尺許の石佛あり。其側に寺ありし所と見え、礎殘れり。池もあり。いかなる寺なりしにや。

穂波郡

此郡の名の初て國史に見えたる事、前にしるせり。嘉麻郡と同じ。此郡は嘉麻と相ならびてつゞけり。嘉麻は東南にあり。兩郡一河内に在て同郡の如し。但南の方は、もつぱら嘉麻にて、所によりては嘉麻穂波東西にわかれ、嘉麻は東にあり。西は穂波なり。山深くして新村ゆたかに、川流れて水旱のうれへなく、土地肥饒にして種植の利多し。邊鄙にして民俗いやしく、言語つたなしといへども、頗質朴にして淳きに近し。嘉麻穂波善好郡とすべし。和名抄に載る所、穂波郡の郷の名五あり。

三坂　薦田　村の名に今もこれあり
土師　同上　堅磐　同上　穂波

今稱する所、此郡の村の名

土師村　谷村（土師村の内）
取平村（同上）　八王寺村（同上）　小隈村（同上）
土屋村　秋松村　明星寺村
南谷村（明星寺村の内）　平塚村
出雲村（平塚村の内）　飯塚村
向町村（飯塚村の内）　長尾村
大本村（長尾村の内）　中村
九郎丸村　庄司村　吉水村（庄司村に屬す）
尾太郎村（庄司村の内）　幸袋村（[illegible]）
野添村（幸袋村の内）　津島村
津原村　久保白村（津原村に屬す）
若菜村　目尾村　[illegible]野村（目尾村の内）
椿村　花瀬村　椋本村
堀池村　吉隈村　元吉村
太郎丸村　天當町（太郎丸村の内）
高[illegible]村（同上）　小正村　本原村（小正村の内）

新原村 同上　阿恵村　四郎丸村 阿恵村の内
猪浦村 同上　八木山村　重原村 八木山村の内
久保尾村 同上　石坂村 同上　平恒村
入藏村 平恒村の内　樂市村
今吉村 樂市村の内　日隈村 同上
名越村 同上　建花寺村　古野村 建花寺村の内
相田村　上　村 相田村の内
豆田村 古は大豆村といふ。　枝國村
德前村　内住村　大野畑村 内住村の内
切畑村 同上　中畑村 同上　十郎畑村 同上
蓮臺寺村　池尻村 蓮臺寺村の内
川津村　南尾村　舍利倉村
本谷村 舍利倉村の内　北古賀村
忠隈村　馬敷村　下　村 馬敷村の内
伊岐須村　内野村　見定村 内野村の内
小深田村 同上　横山村 同上　大石村 同上
山口村　荒谷村 山口村の内

米山村 同上　伊川村　乙丸村 伊川村の内
片島村　壽命村　瀬戸村 壽命村の内
横田村　辨分村　蔦田村
安恒村　高田村　潤野村
大日寺村　石松村 大日寺村の内
大分村　松山村 大分村の内
柳橋村　中屋村　馬場島村 中屋村の内
内山田村　彌山村 古は彌山田村といふ。
君畑村 彌山村に屬す。

以上百五村

内 五十八 本村 四十七 枝村

○大分八幡宮

大分村の中にあり。日本國中にて八幡五所別宮の第一なり。仲哀天皇九年十二月十四日、神功皇后糟屋郡宇美邑にて、應神天皇を誕生したまひ、翌年の春都にのぼりたまはんとて、皇子を相具し、宇美村より大口嶺乳呑坂を越、御腰掛を過て此地に留り給ふ。

則八幡宮のある所なり。此所を宮の浦といふ。かゝる靈跡なればにや、聖武天皇神龜三年、御託宣ありて、御社を立らる。祭れる所の神三座、中殿八幡大神、左殿神功皇后、右殿竈門山神なり。はじめの宮所は、今の御社のうしろの山上一町ばかりにあり。今其所を嶽の宮といふ。礎なほのこれり。近世今の所に移し奉る。御社は南にむかへり。箱崎八幡大神もとは此社におはします。延喜二十一年六月二十一日、八幡大神の託宣によりて、是より箱崎にうつし奉る。其事箱崎八幡宮のところに詳にしるす。されど此所は、むかし神功皇后應神天皇のとゞまりたまひしところなれば、御社はそのまゝにて、もとの如く三神を祭り奉る。或書に、この御神體は神功皇后の御腰にはさみたまひし石、怡土郡深江の邑子負原に在しを、のちに此社の神體とせしといへり。しかれども今かの石此御社にはなし。此社いにしへは大社にて、宮立尤いかめしく、祭田も多かりしに、中比亂世にて衰廢し、樓門末社もなく、神領も絶てなくなりぬ。されど其猶いにしへの跡のこりて、宮所いと廣く、御社のまはりに、しげれる森の木立も古めかしく、御社には小流ありて潔し。石の鳥居は、寛永七年に長政公の家臣、小河久太夫が家禮、安部惣兵衛といふ者建立せり。過にし庚午の冬、村民伊佐甚九郎といふ者、又別に石の鳥居を建立す。額の大分宮の三字は、花山院前内大臣定誠公の筆なり。元禄四年篤信が都に在しとき、乞によりて筆をそめたまへり。

むかしは八月十五日に放生會を取行ひ、神輿を頓宮に移し奉る。八幡宮より南四町許に、貴船の森あり。是神輿御幸ありし所也。今は此禮絶たり。又九月九日に流鏑馬神樂など有て、大なる祭を執行せしとかや。今も其日には村民うちつどひ、それとばかりに祭禮を執行へり。此御社の前、大楠多し。其中にいと大なるは、めぐり五圍あり。むかし此所に大なるつき鐘ありしを、豐後の賊兵來りし時、打わり取て歸り、龍頭ばかり殘りて今社邊にあり。社僧の坊を妙珍山長樂寺と云、天台宗也。むかしは社僧の家も榮

えて、大寺なりしにや。其時の小寺の名、今も邑の字に殘れり。八幡宮より七八町東の方、田の中に輪藏の跡あり。大なる礎石多し。大石を切て柱をすへたる址あり。凡大分村は町ながく、里廣く、やどころふかくしづかにして、其景色物ふりたり。境内の山のたゞずまひ、林の木だちいとおもしろく、西なる山谷のあひだ中野山と云所、又塘のほとりに、おほくおひしげれる松のうるはしきよそほひなど、又なくめでたしと見ゆ。直なる雌松多し。すべて此あたりの山林の風景いとすぐれたる事、遙に他郷に異なり。豊前より博多の方に來る者、往々此村を通り、御宮の前をすぎ、花廻へ行、篠栗に出る者多し。是又大道なり。神前の二王門は、寶永五年村中より立之。二王の木像は郡中より立之。

○内住

此村は糟屋郡にさかへり。篠栗より八木山へ行く大道の間より右に轉じ、別谷にしたがひて上れば、内住の枝村花廻と云所あり。花廻の谷の上に、どうめきとて瀧あり。其外にも又小瀧二あり。其上に十郎畑といふ所あり。せばき谷中にあり。民家八九軒あり。是亦内住に屬せり。左谷村より十郎迄一里餘あり。十郎畑の上の高山を日の平と云。十郎畑より糟屋郡左谷へ越る乳呑坂は、上りになり、十郎の方にあり。嶺に大口といふ所あり。乳呑坂と云は、神功皇后宇美邑より都へ上らせ給ふ時、應神天皇此所にて乳をのみたまひし所と云。其東に大野といふ所あり。是又内住村に屬せり。民家八區あり。此所甚高し。冬雪ふかく寒甚し。夏蚊なし。十郎畑へ八町ばかりあり。大野より大分村へ一里餘、下り坂也。山中谷間を通る。大野の高き事、大分まで一里餘の下り坂あるをもつて知べし。大野より高田へ下るも一里餘、皆坂なり。大野より其本村内住へ一里あり。久保山は大野と高田の間小村なり。上に大なる茂山あり。大野山と云。神功皇后此野を過たまひし時、山中にはめづ

らしき大なる野なりとのたまひし故、大野と名づく。又花廻より左へ行て、穂波郡舍利倉村に越る道を、むじな越と云。又内住村の内、鰈尾の古城の東の下に、御腰掛と云四角なる石あり。方三尺五六寸あり。是は神功皇后の御腰を掛て、休ませたまひし所と云。内住より大分村へゆく間に、石坂と云坂あり。八木山の石坂とは同名異所也。この谷の左右にたてる松、よそに替りてうるはし。凡此村境内甚廣く、山のけはひ松のけしき、尤見所多し。中野山と云所、松林しげくうるはし。

○八木山

此里は四方皆山ありて、山間の幽谷にあり。鞍手郡大賀畑の谷の上の極まれる所にありて、西は篠栗の方より、山伏谷の高き坂をのぼりて此谷に入。東は穂波の方より、石坂をのぼりて此村に入る。東西と北には通路あり。只南方は山高くして通路なし。西南には舍利倉と内住村にゆく道あり。此地は山の上谷の内なる里也。故に境地甚高くして、人里遠し、冬は雪ふかく寒はげし。夏は蚊すくなし。雷のおと耳にちかく、とゞろきなる事恐るべし。寒はげしき故、橘柑の類植ても、みのらず。後は枯る。只梅柿栗椎のみあり。萬こと里に替れり。大賀畑の下谷口より、こゝまで凡四里。幽谷をのぼりて來る。大賀畑川の源なり。上座郡の小石原に似たる所也。此里に篠栗より飯塚河袋へ通る大道あり。上村下村南所にわかれて、人寰所々にあり。又此村に龍王嶽と云高山あり。むかしは山上に龍王の社ありしにや、今はなし。此山の南北一諸村の農人等、大旱の時、此山にのぼりて雩す。土民、此山は彦山に三尺ひきしと云傳ふ。さほどのすぐれたる高山にはあらず。此山に登れば、嘉麻穂波兩郡目の下に見ゆる。其東に天狗岩とて、高き山の北の側に大岩つゞけり。又此村の境内八十山と大賀畑の間に、馬落の瀧と云所あり。長四十間許大石あつまり、衆石の間を水流る。つゞきたる瀧にはあらず。是より上には鮎上らず。故に鮎返りと云。

瀧の上河中に長岩七間なるあり。大賀畑より上れば、八木山の方地形高し。八木山の内中村と云所に、八木山氏の墓とてあり。老松の社の前に、八木山氏が宅の跡とてあり。これむかし此村を領せし人なるべし。上村の竹林の内、梅の木谷の西の高き所に大松あり。其木の周三圍半にあまれり。疣贅多し。枝さかえしげれり。かゝる大きなる恠松はめづらし。（此松元祿の末年枯たり。）石坂は八木山村の東に在。同郡の諸村は皆此坂より下にあり。此坂の上より東の方をのぞめば、豐前の田河郡、嘉摩、穗波の東方の諸村、眼下にありて佳景也。此所の路、初は北方の山上さがしき所にありて、人馬のわづらひ多かりしを、長政公入國の後、如水公是をうれへ給ひ、久しく爰に逗留して、今の石坂の道を切開き給ふ。誠に其惠廣しと云つべし。如水公逗留の時、茶亭をかまへて休息したまひし跡に、今猶松二本殘れり。茶屋のあるじの村民には、永代土貢をゆるさる。今にしかり。其民屋のある所、今も茶屋と云。

○椿村

八幡の宮あり。郷中十村の總社也。社は村中の小高き所にありて、南にむかへり。九月十五日に祭あり。此社前に其枝異なる海石榴樹あり。故に村の名とす。此村其いにしへ宇佐宮の神領たり。故に宇佐八幡宮を勸請せしなるべし。村の入口に木像四體あり。村民は安藝大夫安藝之助夫婦の像なりと云。是いにしへ八幡宮の社職なりし人なるが。其前に八幡宮の御手洗池在。

○合屋

此郡の内、庄内、中村、津島、柳橋の四村、一谷同流の内也。此村すべて合屋といふ。高取の甆器、鞍手郡の内が磯にて燒て後、寛永七年の比より、中村の内、白旗山の北の麓にうつり、三十二三年此地にてやく。白旗山及庄内の寶光山の木をきれり。白旗山に檜樹多し。（白旗山西は合田村に屬し、東は中村に屬せり。寶光山は又別山にて、庄司村に屬せり。）

中村の内、鼓打權現、笛吹權現の社あり。山高き所にあり。是谷屋（あふや）の四村及河（かう）袋村の惣社也。庄司村の鰐淵の神社は、谷屋五箇村惣社の下宮也。佐伯（さいき）氏世世其祭を司どる。河袋は谷屋の谷中にあらざれ共、其地相つゞけり。古老云傳ふるは、神功皇后三韓を討たまふ時、志賀の濱にして神樂を奏せられし時、笛鼓を司どりし神也といへり。庄司村に寳光山あり。木山にて美材多し。凡八萬坪ありと云。この所に寳光寺養正菴など云いにしへの寺跡あり。

○目尾（しやかの）

目の字、いにしへ國々に守介掾目（かみすけぜうさくわん）の官人あり。目は專文書の事を司どる官なり。しやかとは、さくわんを略せり。此村を目尾と名付し事はしれず。目の官なりし人、此所に居住せしにや。

○明星寺

明星寺村にあり。平壽山妙覺院と號す。天台宗也。開基の時代分明ならず。比叡山の末寺にして、虚空（こくう）藏（ざう）を本尊とす。此寺中比頽破（たいは）して、修理する人なかりしに、榮光上人 舜長と號す。筑前人なり。暦仁元年に寂す。行年六十四 是をなげき再興をこゝろざし、大日寺山に入て樹を切とり、終に三層（そう）の塔を立ける。されば昔は大寺にて、堂舍數多く、いといかめしき伽藍なりしとかや。いまはたゞ虚空藏堂 むかしは方九間の瓦堂也。今は横二間、縱二間の堂あり。當村の田の字に虚空藏田など云て、むかしの祭田の名殘れり。 地藏堂 むかしは方四間の堂なり。今は方一間半の堂あり。 藥師堂 今横二間縱三間の堂あり。藥師田とて祭田の名殘れり。 のみ殘れり。此外阿彌陀堂 方四間の堂にて、九體の阿彌陀を安置せりと云。あみだ田とて、今も田の字に祭田の名殘れり。 觀音堂 方四間の堂なりしと云傳へたり。今に田の字に觀音田とて祭田の名殘れり。 鐘樓 方二間の樓也しと云傳ふ。田の字に鐘樓田の名殘れり。 田など皆畠と成て、たゞ其名のみ殘りぬ。湯屋池と云小池の形ある所あり。今竹林しげりて、池の形もさだかならず。中に小島ありて石佛を安置しぬ。此池に明星の光あやしく映（えい）せし故に、寺號とせしといひ傳たり。又むかしは此寺に十二坊ありしが、今は圃と成り、或民宅と成て其名のみ殘れり。十二坊は本坊、是明星寺なり。妙覺坊、寶光坊、定善坊、徳田坊、岩坊、福谷坊、峰坊、谷坊、土坊、泰澄坊是也。 此十二坊各當村の田地を以、

其所とせしと云。今此所を見るに、所々に古跡のこりて、むかしの繁榮を思ひやられ侍る。虛空藏堂の前には櫻の木數株あり。凡此寺は山上なれば、堂前の眺望目をよろこばしむ。堂を下るに石階百八段あり。鐘のこゑを表せりといふ。此寺ありし故、今も村の名を明星寺と云。此村の境內日數が原と云所に松樹あり。是は聖光上人、豐前彥山に參詣せし度ごとに植し松なる故に、日數原といへり。

○大日寺村

村中に金剛禪寺の舊址あり。むかしは大寺なりしといへり。今も其名殘りて、幽なる觀音堂有。又村の名を大日寺といへるは、むかし大日寺と云寺ありける故なるべし。今はなし。凡此郡に寺號を村の名とする所五箇所あり。明星寺、建花寺、蓮臺寺、大日寺、舍利藏寺也。明星寺のみ纔に殘りて、其餘の四箇寺は其舊跡さへさだかならず。物ごとにふるきはすたり、新きはさかえ、古今變遷して常ならぬはうき世のならひなり。

○飯塚村

上方より西南諸州往來の宿驛なり。國中の鄕里にて民家多き事、姪濱甘木につげり。盧屋川の上なる故、川舟多く、運漕の便よくして、海味もともしからず。富人も又頗有て、にぎはへる町也。此川は、大隈川にはあらず。其源は內野、山口、大分の谷々より出。秋松より飯塚を過、其下なる片島にて大隈川と一になり。驛の北に納祖八幡の宮あり。此所の產神也。此所を飯塚と名付しは、當昔(そのかみ)明星寺造營事終り、開堂供養の時、飯を多く炊(かしぎ)しが、其餕餘(あまり)多くして、此所に塚の如くつみける故、飯塚といふといへり。今其塚殘りて、國君行館の內居齋(ゐま)の前にあり。此外にも此邑の內にて、先年飯の石と成たるを掘出せし事有しとかや。又此村に大養院と云寺あり。寺僧の云傳ふるは、明星寺營作の時、食物をとゝのへし所に立し寺なる故に、大養院と號す。山號を飯塚山と云。此寺初

は飯の塚の側にあり。國君の行館を作られし時、今の地に移せり。此寺は如水公長政公朝鮮の軍に往來したまふ時、度々立より給ひしが、長政公筑前を給はり、豐前中津より此國に入給ふ時も、亦此寺に寓居したまへり。依て寺產十石を賜ふ。今にしかり。慶長の比の住持功傳、山野田圃の事を知り、數量の事など才覺ある僧なる故、長政公國中田圃の廣狹を改め計りたまひし時、嘉摩穗波等檢地の役人に功傳を加へらる。秋月領などに功傳竿と云あり。如此なる故、名島福岡へも召れけり。彼是の恩惠を仰て、後年長政公の影像をも安置す。寺の門內に建石あり。三世僧斗南、一石一字の法華經をうづむしるしなり。此寺の本尊觀音は行基の作と云。

○天道町

太郎丸村の內也。天道宮あり。此社を建し初は、寛永七八年の比にや。太郎丸村に檜永孫四郎入道正齋と云者あり。神託を得て、能く吉凶をいふ。下民信仰して社を立。これ天よりの告と思ひしにや。其社を天道宮と號す。參詣する者多し。終に民屋多く出來巷をなして天道町と云。宛宿驛のごとし。此所より飯塚へ一里、內野へ二里七町あり。長崎街道也。天道社建て後、十四五年の間參詣する者甚多し。其後漸衰へたり。今猶其社ありて村民是を祭る。又此郡河津村に阿彌陀堂あり。寛永十四年の比より、此佛靈驗ありとて參詣する者、日々群集して賽錢を多くなげうつ。其間十四五年有しが、後は漸衰へぬ。

○舍利倉村

八木山の南、龍王嶽の下にあり。むかし此所に舍利藏寺あり。近代寺はなし。村の名とす。村中に寺跡あり。此里に會下の一本松とて、うるはしき大松有。めぐり三圍半ほどあり。高し。此村に西の方より來るには、糟屋郡篠栗町と八木山の間の南の谷に入て上り、むじな越と云坂をこして、此村に至る。

○高田村

此村の田の中に四十塚とてあり。いかなる塚なるにや、詳ならず。むかしは其數四十ありしといへども、逐年くづしたるにや。今は只二十餘殘れり。又一日塚とて、めぐり二町餘、高三十間餘の大塚あり。むかし富人ありて、一日に築かせし塚といふ。其築かせし由をしらず。

○種因寺 并十三塚

土師(はじ)村にあり。本尊藥師佛也。是七佛藥師の一にして、傳敎大師の作也。然れども其佛昔年炎上して、今はなし。焦灰を箱にして本尊と傳へたり。むかしは寺領田地多くつきて、寺も榮え侍りけるが、今は藥師堂のみありて、寺はなし。又此村の高き岡に十三塚あり。

○山伏塚

庄司村にあり。長六間、横一間許あり。むかし彥山の山伏、宗像大宮司へ祈願の爲に往たりしが、其歸るさに、鞍手穗波兩郡の境三の谷と云所にて、山賊にあひ、山伏三十人殘らず殺害せらる。其死體を埋たる塚也。

○內野村

山谷の中にある村にして、飯塚より山家に通る驛家也。民屋多し。是より西、山をこえて、御笠郡山家(やまえ)の宿へ行く。其間の坂を冷水越(ひやみづごえ)と云。內野町むかしはなし。慶長十七年、長政公其家臣毛利但馬をして、此地を見そなはしめ、初て町を立させらる。是より飯塚へ三里七町、御笠郡山家へ二里廿一町、御笠郡へ越す所の冷水嶺迄一里十町あり。根地嶽(ねちだけ)と云高山あり。竈門山につぎて高し。根地とは內野の社人のいへる號なり。竈門山山伏の古傳には、根手嶽(ねてだけ)根手權現と云。大根手權現とて、山上より少下に瓶(かめ)一あり。是を神體とす。むかしは社あり。今はなし。瓶のわたり一尺四五寸有。內野の谷の上(かみ)に三箇山とて、山中に三の村あり。夜須郡に屬す。內野と同谷也。內野より御笠郡山家に越る嶺(たうげ)より、東の方下二町ばかり

山間に、冷水出る所あり。其側に石佛あり。是内野村の境内なり。此冷水有によりて、其嶺を冷水越と云。

○山　口　村

此村内野村より北の方、別の谷中のひきゝ所にあり。谷中せばく南山せまるゆゑに泉聲常に聒し。猪鹿多し。是より米の山嶺にゆく。入口なる故に山口と云。むかしの京へ上る大路也。此村より飯塚へ三里、宰府にも三里あり。京、堺の商人長崎へゆくに、宰府を見まく欲する者は、必この道を過ぐ。此村の北に茜谷と云所あり。むかしは此所にて茜を染る。馬敷山のふもとなり。米の山嶺は山口村に屬す。嶺より此村迄一里に近し。是太宰府より山口へこえて、飯塚の方に出る道にして、いにしへ太宰府及近國より都への大道也。

○馬　敷　村

山口村の北にあり。上に馬敷山とて大なる茂山あり。村中の池に中島あり。民俗の傳ふるは、むかし天馬の死せしをこゝに埋めしといふ。石塔あり。此村山口の隣谷なり。其間十町あり。

筑前國續風土記巻之十二終

筑前國續風土記卷之十三目錄

鞍手郡

筑前國續風土記卷之十三

貝原篤信選定
貝原好古編錄
竹田定直校正

鞍手郡

此郡東は豐前に境ひ、南は嘉摩穗波に向ひ、北は遠賀郡につゞき、西は山をへだてゝ宗像糟屋に隣る。山高く大河流れて、山川の利少からず。土地肥饒にして五穀ゆたかに、草木蕃茂(はんも)し、薪材ともしからず。中につい國中にて上座郡とひとしく上郡とすべし。中につい て若宮吉川の河內は、山中にありて佳境也。此郡に上下あり。若宮吉川を上鞍手と云。兩鄕村數二十五皆山中にあり。宮田より下を下鞍手とす。下鞍手は大河の左右にある村多し。聖德太子の傳に、守屋二男片野田連四男辰狐連等を筑前國鞍手に流す。

和名抄に載る所、此郡の鄕の名六あり。

金生(かなふ)　今は村の名にのこれり。　二田(ふた)

生見(いくみ)村 今宮田村の枝村に生見あり。
新分村 今も村の名にのこれり。
十市(とをち)村 今も沼口村の枝村に十市あり。
粥田 今も粥田の庄として數村あり。

今稱する所、此部の村の名

鵰田村
古賀村 鵰田村の内
安河内村 同上
綠山田村 鵰田村に屬す新田村也。
金生村
龜丸村 金生村に屬す
如來田村 金生村の内
大地浦村 同上
原田村
友池村 原田村の内
下大隈村 古は小隈村といふ。
竹原村
原﨑村 竹原村の内
下村
鉛(なまり)村 下村の内
大河畑村 同上
小依村
小金原村 小依村の内
石宗村 同上
湯原村
五郎畑村 湯原村に屬す。
中畑村 同上
谷村 湯原村の内
乙野村
草場村 乙野村の内
山口村 古は下山口村といふ。
上山口村 山口村に屬す。
山下村 山口村の内
赤坂村 同上

本畑村 上山口村の内
沼口村
都市(とち)村 沼口村の内
平村
高野村
感田村
新延(にのぶ)村
島村 新延村に屬す
城越(じやうのこし)村 新延村の内
長谷村 新延村に屬す新田村也。
木月村
上木月村 木月村に屬す。
古門(こもん)村
道中村 古門村に屬す。
神﨑村 古門村の内
倉久村
内山村 倉久村に屬す。
畑村 倉久村の内
四郎丸村
萬願寺村 四郎丸村の内
倶倉村 同上
長井鶴村
津留村 長井鶴村の内
木屋瀬村
植木村
平村 植木村の内 此所に平村といふ名二ヶ所あり。
一本松村 同上
小牧村
今村 小牧村の内
猪倉村 同上
岸田村
稲光村
惠比村 稲光村の内
宮永村
黒丸村
清水村 黒丸村の内

下新入村　別田村 下新入村の内
神崎村 同上。此郡に神崎村二あり。　知古村
阿比古村 知古村の内　下有木村
上有木村　平山村 上有木村の内
居屋谷村 同上　水原村　上新入村
鴨生田村 上新入村の内　龜甲村 同上
龍德村　粥田浦村 龍德村の内
竹馬村 同上　宮田村　脇野村 宮田村に屬す。
生見村 宮内村の内　千石原村 同上
頓野村　川北村 頓野村に屬す。
川南村 同上　安入寺村 川南村の内
西尾村 同上　內礒村 同上　南良津村
勝野村　草場村 勝野村に屬す。
小竹村 勝野村の内　金丸村
新北村　長谷村 新北村に屬す。
田崎村 新北村の内　田頭村 同上
八尋村　古江村 八尋村の内

中山村　山崎村 中山村の内
寶木村　野面村　山浦村 野面村の内
篠田村　金剛村　田口村 金剛村に屬す
上境村　中泉村 上境村に屬す。
永滿寺村 同上　畑村 同上。此郡に畑村二あり。
迎村 中泉村の内　川端村 同上
宅間村 永滿寺村の内琢磨とかくを正とす　楠木村 同上
下境村　前鶴村 下境村の内
爲本村 同上　礒光村　日陽村 礒光村の内
新多村　山崎村 新多村に屬す。
赤地村　伊浦村 赤地村に屬す。
上大隈村 古は大隈村といふ。　鶴田村
水町村 鶴田村の内　山部村
尾崎村 山部村の内　本城村
御德村　枇杷村 御德村の内
新山崎村　兵段村 新山崎村の内
以上百三十七村

内 五十七 八十 本村 枝村 此内二新田村

○天照宮

礒光村にあり。俗說、天照大神といへども、いにしへ従五位下を授られたるを見れば、天照大神にあらず。瓊杵速日尊也。瓊杵速日尊を天照大神といひたる事、舊事記にあり。いつのころよりか、八幡大神春日大明神をも、相殿に祭りたてまつる。むかしは笠木山の上に鎮座ありしか共、老幼の詣參のわづらひあればとて、麓にうつす。宮田村の枝村千石原と云所の上、谷の中に今も其あとあり。今其所を佛谷といふ、是は山上に神社ありし時、稻の初穗を麓の谷にかけて祭りしゆゑ、穗懸といひしを、訛て佛谷といふなり。其後神勅ありて、鶴の一番住所に、遷座したまふべきとの御告あり。因て其瑞を見るに、鶴田村に白鶴雌雄二居ける所あり。終に其所を御廟地と定む。今の神廟の地是也。此社むかしは鶴田村の境内也しが、礒光の田地、鶴田村の近邊にありて遠く、鶴田の圃、礒光の村際にありて遠かりし故、たがひに耕作の便よろしからずとて、近年農民共各相替へて、其の地を耕作せり。故に天照宮のましミす所は、むかしのまゝなれど、今は礒光村の境内となる。鶴田村も、本より天照宮の敷地也。鶴田といふも、白鶴田の中に在し故、是に據りて村の名とすと云。大凡此御神は上代より鎮座まし〱、往昔は御宮造もいかめしく、神領多くして、年中の祭禮其數しげく、祠官も數多ありて、是を勤行ひけるとかや。按ずるに、三代實錄に、陽成天皇元慶元年十二月十五日、筑前國正六位上天照神に、従五位下を授たまふとあり。此御神の事ならし。德治三年造營有し棟札あり。延寶八年庚申に、敷地の人々相共にはかりて、新に神殿を改め作り。元祿六年直方の家臣、小川權左衛門氏信、石鳥居を創立す。粥田庄の惣社にして、礒光、鶴田、龍德、宮田、大隈、尾崎、兵役、皆天照宮の敷地なり。先年直方の領主黑田長淸君の命をうけて、鶴信緣記を作りて納めける。

○普光王寺

礒光村日陽山の上にあり。村より登る事三町許あり。いにしへは大寺にて、七堂悉く備りたりと云。今は只毘沙門堂のみ殘れり。山上に小池あり。是を手洗池といふ。常に水ありて炎旱にも乾かずと云。

○直方

此邑始は東蓮寺といへり。新入村の境内なり。此所に、そのかみ倉久村内山寺の末寺、東蓮寺といふ寺ありし故、邑の名とす。今は其寺なし。延寶三年に改て直方と號す。是は東蓮寺の名宜しからざる故、其あたりなる小村の名をとりて名付らる。元和九年、長政公捐館の前に遺命して、おほやけに申上、遠賀、鞍手、嘉麻、三郡の內にて、四十三村四萬石の地を分ちて、其末子東市正隆政に讓りあたへらる。在所は鞍手郡鷹取古城の邊、然るべきよし遺命し給ふ。寛永三年に忠之公の家臣、井上周防、吉田壹岐、鞍手郡の內にて隆政の居宅に成べき地形を尋て、楠橋、龍德、下境など所々見そなはしけるが、終に此所に邑を定め、屋敷をかまへ、家作りをなす。家老諸士より以下、其四邊に宅をかまへて移りぬ。工商も亦おほく集り、町をたて、編戸の民となり、各其家業をいとなむ。是より一の廣邑となる。然るに隆政寛永十六年、病をうけて棄世したまひ、子息なし。忠之公の二男之勝其あとをつげり。東市正に任ず。之勝寛文三年に卒したまふ。直方四萬石の地は、元來長政公に給りし本領の內なれば、其後公命有て福岡に返したまはりぬ。元祿元年、國主光之公台命を請て、次男黒田長清公に新田五萬石の地を分ち與へ、直方に居らしむ。同五年、長清おほやけに申上、舊宅の地を改め、妙見山に新宅をたてゝ住給ふ。(前二云云ヨリ此ハシ付ソマデ一本ニ載ス)前に堀をほり、大堤を築て堅とす。館の東、林樹蓊欝として、喬木雲を凌ぎて生茂れり。木のもとより道一筋ありて、南にめぐり北に轉じ、五六町をへて竹の林に至り、柴門南に向ひて一境あり。草ふける

屋あり。靜養の所とし給ふ。西のつゞら折を登りて、たかくたてる一宇あり。卓爾亭と稱す。亭に登りて、東をのぞめば、本郡の高山數峯つらなり、北は遠賀の海濱、蘆屋洋まで遠く見ゆ。光之公綱政公も、かつて爰に來遊し給ふ。

むかし、此所に在し妙見の社は、北の山に移さる。元祿年中、社人青山祝部が願により、いにしへの神名にかへりて、多賀大明神と改む。其額は油小路大納言隆貞卿の筆なり。

○雲心寺 禪宗濟下

積翠山と號す。山端村の境内にあり。開山は大德寺の江月和尚にして、崇福寺の末寺也。寛永年中に立。前市正隆政（長政公の四男、寛永十六年十一月十三日に卒す。法名宗了。）後市正之勝（忠之公の二男、寛文三年七月廿五日に卒す。法名宗賀。）の墓所位牌あり。隆政殉死人の石碑もあり。寺產六十石、之勝より寄進したまふ。

○山邊知古

此兩村むかしは新入の枝村ならしに、寛永十六年始て別村となる。

○頓野 尺嶽

大邑也。村中に河流れ、其東に山高くして、境内甚廣し。好村也。此村のおくに尺嶽あり。高山也。頓野に屬せり。尺嶽の北に舞嶽あり。是亦高山也。

○福地山 又福智嶽とも云。高山也。直方のひがし、高取山の東にあり。谷をへだてたり。

頓野村にあり。此山の峯を豐前筑前の境とす。鷹取山は直方の東にむかへる高山也。福智山は高取山の東にありて谷をへだてたり。高取山よりは猶はるかに高し。むかし福智の頂に社あり。福智權現と號す。彥山同神也と云。此社豐筑兩國の境に立たれば、彼の方の村里などは筑前に屬せり。故に兩國より尊び祭れる神也。然るに高山の上に在て、老幼の參詣なやみあり。殊に祭禮の便あしければとて、明曆年中、此山の西の半腹、内が畑と云所に社をたてゝ祭れり。豐前にも亦、上野村に下して社を立たり。是よりして豐前筑前兩方に同社ありて相わかれ、各其祭をつと

ありし吉野山にはあらず。今の吉野山の下、民家のある所を吉野と云。今は御德の枝邑也。藏王權現と一社に妙見をも祭れり。

○境　圃

上境下境村にあり。此圃すぐれて肥饒の地也。怡土郡井原村の境圃と名をひとしうし、何も國中無類の良地なり。此所に紅花を多く作る。上境よりは下境の圃尤も廣し。田川河の東に在。

○金　剛　村

此村の東に舞嶽と云高山あり。篠田金剛の上なり。前に指出たる山也。其上に舞嶽權現の社あり。いかなる神を祭し所にや、村老の云傳へもなし。剛の谷と云所あり。むかし此所に、金剛寺と云寺ありし故、村の名をも金剛と云。此寺むかしは繁榮の所なりしが、いつの比にや、亂國の時强盜入て、寺中を侵し掠む。寺に多く在し兒共、打つれ迯落たりしを追討にして、此所に埋し塚あり。是に依て其地を兒が原と云。又同谷に、尼寺の跡及墓所あり。此村及篠田村、中比は香月村に屬して、遠賀郡也。近き比より鞍手郡に屬して、香月の枝村とは稱せず。其地勢を見るに、鞍手に入し事むべなり。蓋古は鞍手に屬せしを、中比亂世の時、故ありて、遠賀郡香月に屬せしなるべし。

○承　樂　寺

福壽山と號す。篠田村にあり。本尊の藥師佛は、行基の作と云。阿彌陀、四天王、十二神等もあり。村民の云傳へには、越前國みねの藥師、山城國篠谷の藥師、此藥師と合て三體、共に一木にて行基刻めりと云。

○宮　田

宮田、龍德、新入の三村は、若宮河內の入口なり。新入を下口とし、宮田を上口とし、龍德は其中にあり。三村共に兩山の間にあり。よき村なり。若宮、吉川、大賀畑の川上にて一に落あひ、宮田、龍德、新入の山間を過て、木屋瀨にいたり。大川と一になる。

宮田迄は水深き故、川舟登る、此邊の農は、米を宮田に出し、舟につみ蘆屋へ下す。近年は下に堀手出來て、宮田に舟のぼらす。宮田村の境内に、大なる石窟あり。南に向へり。宮田より西にあり。其内廣さ八疊敷許、入口せばからず。内に石佛、十六羅漢あり。今は十三四あり。目鼻のかたちなど、今はたしかならず。宮田より長井鶴の方に四町許ゆき、道より十間ばかり右の方、高き所にあり。何人の造立せしにや、しれず。

○極樂寺 淨土宗鎭西派

光明山と號す。宮田村にあり。知恩院の末寺也。開基の時代詳ならず。古寺なりといへり。慶長十六年に、長政公二百石の寺產を寄附し給ひしが、其後故有て絶たり。黒田隆政、其母公大涼院長政の夫人のために、假たる墓所を築き、位牌を安置して、月每に拜禮あり。葬し地にはあらず。是に依、又五十石の寺產を寄附せらる。

○龍德村

宮田の下、谷の間にあり。此邊に六嶽と云大なる山あり。六峯あり。遠所よりよく見ゆ。此村及室木、本城の三村にかゝる。

○若宮河内

倉久、四郎丸。上有木、下有木、芹田 原田、金丸、水原、竹丸・高野、平村、黒丸、金生・福丸・岩野、伊賀利、此二所は、長井鶴村の枝村なり。所田、宮田村の枝村也。惠比、稲光の枝村也。古門、以上十九村。是を若宮河内とす。若宮河内は山中にありて、鞍手郡の最奥區也。山めぐり川流れて、よき境地也。其境内、水原村に若宮八幡ましくて、郷中の總社なり。故に郷の總名を若宮と號す。此川は山口村、黒丸村より兩川流れ出、福丸にて吉川河と一になる。

○若宮八幡宮

水原村にあり。是仁德天皇を祭れる社なり。仁德帝は八幡の御子なる故、若宮と稱す。或村翁の言傳へ、

には、元久の比、金子小次郎と云し者、惡源太義平を神に祝ひ、若宮八幡と云。是ひが事也。信ずべからずといふ。近古、內藤美濃守と云し人、神廟を再興せり。寛永年中に、村民其頽破をなげきて修造せり。此社は若宮河內の惣社也。(若宮河內も此社あるに依て、其名とす。)むかしは社領多く附たりしが、今はなし。されども數村の產靈なれば、人々寄つどひ、御社を修理する故に、破壞のうれへなし。八月十六日祭禮あり。昨日より、遠方の人は、其近里の諸村に多く來り宿す。近村の人は、今日來り集りて參詣し、其の輿をかくる者夥し。流鏑馬あり。相撲あり。商人多く來りて、色々の物をうるなり。又二月初卯の日にも祭あり。是又人多く集る。水原村は、むかしは今の八幡宮の邊、田の中にあり。寛文十年今の地にうつる。

○吉川河內

下村、湯原、脇田、乙野、小伏、椽山、凡六村、是を吉川河內と云ふ。むかしは五村也。近年椽山出來て加ふ。吉川は若宮河內とならべり。其間に、金原といふ長き原をへだてたり。吉川河は、源は犬鳴山より出、脇田、湯原、小伏を過て、福丸にて若宮川と一になる。長政公此河に逍遙して、よりより、吉川の內下村の農長、次郎右衛門が家に宿し給へり。光之公も其子孫の家に宿し給ふ事あり。

○山王權現社

下村にあり。吉川河內六村の總社也。いつの時勸請せしにや、年代詳ならず。初て鎭座の地を比叡崎と云。江州の山王の地にかたどれる名也。九月二十一日祭あり。人多く集る。又三申の祭とて、四月の申の日祭あり。申の日二あれば、次の申を用ひ。三あれば、中の申を用ゆ。慶安元年建立の棟札あり。文明九年に大內家の臣、宗掃部丞盛秀と云者、此邊を守護せし時、總政所藤右京進安房と云者、修覆を加ふ。其後頽破せしを、大永七年、大村又四郎興景といふ者建立せり。又天正十三年、松井越後守秀郷と云者建

立す。寛文十一年に、吉川郷の産子ども寄つどひ、今の宮所に、新に神宮を建立して移し奉る。社地高き所にありて、石階をのぼる。上には眺望目をよろこばしめ、下には水流いさぎよし。

○瑞石寺 曹洞宗

丹嶽山と號す。楠谷と云所にあり。金生村に屬す。原田村より一里にちかし。門前に民家少あり。されども里に遠く、山谷の奥ふかき所にありて、いと物すごき境地なり。沙門は樹下石上の居住こそ本意なれば、誠に寺院によろしき所也。もろこしの書に、凡寺院は多くは深山幽谷の佳境にありといへり。吾が日の本にても亦かくのごとし。此寺の閑寂なる事、見るたびに感嘆せずといふ事なし。神傷ニ山行深ニ、愁破ニ崖寺古ニ。と杜少陵が作りしも、かゝる所なるべし。此寺は豊後泉福寺無著和尚の法嗣、天眞和尚の開基の地にして、今に泉福寺の末寺也。庭前に、高さ三尺ばかり烏帽子のごとき石あり。此石天眞豊後山より携へ來る。瑞を現する事あり。是に依て瑞石寺と稱す。小早川隆景の時、寺のほとりなる山林二十萬坪寄附せらる。其後長政公より以來、代々先例のごとく寄附有て、是を以て寺産とせり。長政公の證文判形有。此寺に古き法衣あり。無著和尚の傳ふる所也。此寺の末寺、諸所に七箇寺あり。

○湯原村

糟屋郡篠栗より、山を越て此村に來れば、篠栗より萩の尾へ一里、萩の尾より湯原へ二里有。脇田村の西のはづれに、むかし温泉ありしといふ所あり。其所より、今も冬は温泉流出づ。間近く二所あり。其上に藥師堂あり。其邊の田の字を湯寺と云。今は温泉に埋もれてなし。湯原は脇田の川向ひなれば、此所も温泉ありて、湯原と名付けるならし。

○淸水寺 眞言宗

青龍山と號す。黒丸村にあり。仁和寺の末寺也。住僧あり。本尊千手觀音なり。行基開基の地にして、

本尊も行基の作と云傳へり。むかしは僧坊十二區ありしと云。其名今に殘れり。（仲坊、奥坊、實積坊、田井坊、向坊、現性坊、實相坊、前鬼坊、奥園坊、密乘坊、道達坊、檢校坊、）此寺、若宮河内のいと高き所にあり。若宮、吉川の諸村眼下に見え渡り、佳景也。此山の上に、鷹を網にて取し所あり。

○山口村　圓通院（曹洞宗、宗像郡大穗村宗生寺の末寺なり。）

聖音山と號す。山口村の内にあり。天文廿年、大内義隆、其權臣陶尾張守晴賢入道全姜の爲に弑せらる。此時宗像大宮司氏男は、防州に往て義隆の爲に忠戰せしかども叶はず。義隆のあとをしたひて行しに、敵あとより來り、氷上といふ所にて討死せり。陶全姜の姪のうみし、前宗像大宮司正氏の子、四郎氏貞を、陶がはからひにて、大宮司が家をつがすべしとて、天文二十年九月十二日、宗像に下す。家像の家人同心せざる者多し。氏男の弟千松當年三歲なりしを、宗像の家臣等、是を氏男の後室の養子とし、氏男の跡をつがしめんとす。其父前大宮司氏續も是を悅んで、其儀を立んとす。陶全姜是を聞いて、いそぎ先氏續と千代松をころすべしと、氏貞の家人寺内治部丞に命じて云遣はす。氏續は是を聞て、早く逃去つて産山に隱れしを、其をひ土橋氏康、多勢を以て攻殺さんより、我ゆきてひそかに殺すべしとて、是をのぞんで行しが、終に其伯父を殺す。千代松が母は氏續が妾也。其名を菊と云。千代松をいだきて、鞍手郡沼口にかくれ居けるが、討手の來るよしをきゝて、落行けるを、山口村にて追付、千代松をわたすべきよし、しきりにいへども、抱きてはなさず。母子共に殺しける。其かばねを此所に葬る。千代松の墓此所にあり。後年に、山田の後室の、怨靈のたゝりをやめん爲に、氏貞の内室の命にて、千代松が靈をも神にいはひ、今宮殿と號す。今も山口村の枝村畑と云所の、山ふかき林の中に社あり。又山口村に寺を立、氏續千代松父子の菩提をとむらふ。其寺を圓通院と號す。千代松の位牌此寺にあり。長政公入國の後、此村をば大音六

左衛門法名宗閑に給りける采地の内、田畠少々圓通院へ寄附して寺產とす。又其寺のうしろの野山一萬坪を、長政公へ申て、此寺に付けり。今も寺に屬せり。松、かへで、椎及雜木繁茂して茂山となれり。大栗、椎などの山果多し。冬は林中に紅葉多く、嵐に隨ひて錦をひるがへせり。今の住持晋輔、高き所をならし、宅地をひろめ、佛堂を改め作れり。又觀音堂を新に作る。かゝる僻地の山中には、又たぐひすくなき梵刹也。大音氏代々の位牌をも此寺に安置せり。

○長谷寺 淨土宗鎭西派

新北村の枝邑長谷と云所にあり、本村より半里許り 鳥甲山と號す。本尊十一面觀音、行基作といひ傳へたり。さのかみ、大和國長谷の萬貫坊といふ僧、此地に來りて寺を建立せり。其形勢大和の長谷を模せしと云。或說に、聖武帝大和の長谷寺を立給ひて後、德道上人に詔し、國々に新長谷寺を立らるといふ。此寺も此時立しにや。むかしは眞言宗なりしが、中頃退轉し、近代淨土宗の寺と再興せり。植木村眞如寺の末寺也。此寺に千本槍とて、本一本にして末茂れる木あり。此寺むかしは繁榮の所にて、五百石の寺領あり。僧坊も六區在しと云。今にあるて其跡あり。六坊は中之坊、櫻本坊、岩本坊、西坊、谷坊、水上坊、尾崎坊あり。盗賊のために燒れて、今は只一坊殘れり。十一月十三日に祭あり。此寺に大なる古き太鼓あり。いにしへ繁榮の時のものなるべし。

○上新入村

此村より、岡部在良津へ行道を、へうたん越と云。此村の枝村、雲土田と云處に馬頭觀音あり。高倉山高藏寺と云古寺のあとにあり。秘佛也。

○最明寺跡

四郎丸村の枝邑にあり。むかしは最明寺と云寺ありしといふ。今は只藥師堂のみ殘れり。最明寺時賴廻國の時、この寺に宿せられしにより、最明寺と號せしと云。いぶかし。

○笠松

四郎丸村の田の字(あざな)に笠松と云所あり。むかしは大なる松樹ありしといへども、今は枯てなし。村人の云傳へには、神功皇后異國退治の前、此所を通らせ給ひ、御笠を掛給ひし故、笠松と號せしと云。

○太閤道

四郎丸村、倉久村の境なり。道を太閤道といふ。秀吉公朝鮮征伐のため肥前名護屋に下り給ふ時、通り給ひし故此名あり。昔の道筋は、蘆屋より鞍手郡古門へ行、それより南の嶺を越えて、四郎丸、倉久へ下り、四郎丸の枝村満願寺の邊より、又西の方の高き山に上り、下りて赤間の驛の東へ出づ。是秀吉公の通りたまひし古道也。又上有木村より、宗像郡藤原村へ越す山路を、赤木越と云。其間一里あり。今古門、楠木より赤間へ通る谷間の道は、長谷村の境内也。猿田たうげといふ。さんだたうげと云は誤なり。是は長政公入國以後に造れる新道なり。

○内山村

靈松山と號す。倉久村にあり。むかしは大寺にして、高野山發光院の末寺たりしと云。今は佛堂のみ殘れり。側(かたはら)に山伏住して香花を供ふ。本尊は不動明王なりしが、天正の初、野火にて炎上せり。慶長三年の冬、京の佛師松月をして、新に不動の像を刻彫(こくてう)せしめて安置せしに、盗人取て今はなし。其後末寺仲山寺頽破せしが、彼寺の本尊不動、毘沙門、(豊前國京都郡等覺寺芝照法師が作なり。)觀音を取て爰に安置す。むかしは下坊、仲山寺、東蓮寺、萬願寺、高野山など云末寺ありしが、今は皆廢絶せり。寺中に清水あり。是むかしは御手洗及閼伽水に用ひしと云。鎮守は山王權現、寳満明神也しといへども、今は社なし。大門など云舊址あり。又内山と云所の田の中に森にあり。里民は行基の母の墓所也と云。いぶかし。

○縁(へり)山

此村、慶長年中に、農人三人始て來り住す。今は十戸あり。山高く谷深くして、冬は雪ふかく、はなはだ寒

炭薪を販て產とす。此村も吉川に屬す。されども本より土地の神ありて、吉川の山王をば祭らず。脇田より緣山に上る嶺を、櫻たうげといふ。緣山の上、東の山を菅嶽といふ。

○犬鳴山

脇田村の内也。脇田村より川にそふて登る。石多くして路あやうし。此山をすべて火平と云。高山也。むかしは美材多く麻のごとく立て、白晝といへども闇かりしが、今は林木すくなし。此地にて近年炭をやき、紙をすき、茭栗を作る。紙の楮椎等も此山よりいづ。今の紙をすき炭をやく所、大河内といふ。是本谷也。是より谷にしたがひ山を越え、稲屋の伊野へ行、一里廿五町あり。薦野へも行、一里六町あり。道よし。犬鳴と云山谷は、今紙すきの居る所より四町、東脇田の西より登れば、左の方に水の流れ出る谷あり。是より西へ上りゆく。左右の山を犬鳴山と云。たうげを犬鳴越と云。稲屋の久原に出る。此間坂あり。けはしく難所也。又脇田より數町西へゆけば、犬鳴の瀧あり。其瀧かさなれり。小瀧也。たうげより東の方にあり。脇田村に屬せり。今の紙すく所本谷は、犬鳴とはいはず。然ども近年はすべて犬鳴山と稱す。大河内一谷の內、左右すべて九谷あり。大河内の外にも此山中に炭がま多し。犬鳴山凡三里四方あり。近年は犬鳴にて陶器を作らず。又炭をもやかず。大山の木もなくなりし故なり。

○大賀畑

下は恵原より、上は苧柄畑の上、八木山の境にいたり、深山幽谷の中四里ばかりあり。其間所々小村多し。すべて大賀畑と云。其川下より谷に入て上る次第は、恵原、千石原、力丸、小川、五郎の谷、苧柄畑あり。皆せばき谷中にあり。秋月の上なる江川の谷にひとし。五郎の谷は本谷筋にあらず。西より流出る別谷なり。谷の奥深し。民家少づゝ所々にあり。恵原、千石原は宮田村の枝村なり。力丸以下の四村は

し、皆下村の枝村也。下村は山を越て西にあり。此谷川所々に深淵多し。千石原の上、ゆすの木ぶち、長淵、茶臼淵、十人道、千番など云淵多し、何もふかし。就中ゆすの木淵、十人道尤ふかし。其川上は穂波郡八木山より出、川下は宮田村に出て、若宮吉川の川と一になる。大賀畑の上、五郎の谷の南の谷の奥の谷上に、池の河内とて廣き深山あり。五郎の谷の上にはあらず。昔は林木多くしげれり。今は林木少し。深山幽谷也。八木山の北なり。

○蛤殼圃

下木月村の枝村に蛤殼圃と云所あり。其地の圃の中、一段許に地底をほれば、蛤殼多く出る故に所の名とす。上にはおほくあらはれ見えず、少は顯る。土民是をほりて燒て蛤粉とし、白土に用ゆ。又此郡古門村の枝邑、道中と云所にも蛤殼池とてあり。小山の下なる淺き沼なり。蛤がら甚多し。遠賀郡楠橋村の境内にも、蛤殼はたけあり。かやうの所他國にもあり。山城國綴喜郡田原郷の内、湯谷村に蜆の谷と云所に古き蛤多し。是海邊には十二三里あるところ也。

筑前國續風土記卷之十三終

筑前國續風土記卷之十四目錄

遠賀郡上

筑前國續風土記 卷之十三

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

遠賀郡 下

日本紀に、仲哀天皇の八年春正月己卯朔壬午、筑紫に幸し給ふ時に、岡の縣主の祖熊鰐と云人、天皇の筑紫にみゆきし給ふ事を聞て、周芳の沙麼の浦に參むかへ奉し事あり。岡縣とは則此遠賀郡の事なり。仙覺が萬葉注には、筑前風土記を引て、隖舸縣とかけり。內浦の西、原村より蘆屋までの海邊に、高き岡つゞけり。故に其邊を岡と稱し、郡の名も是によりて名付しならん。又むかしは此郡、所々に馬牧多くして、戶畑村、井熊村、波津浦などに牧有し址あり。なほ此外にも多かりしとかや。故に中ごろより、此郡を御牧郡と稱せり。僧萬里が梅花集に、宗悅丈人者、筑之前州、御牧香月鄕其杤里と書り。又天文年中、大內義隆太府宣にも、筑前御牧郡とかけり。寬文四年に國郡の名皆舊に復すべきよし、台命あり。是よりしてふるき名にかへりて、遠賀郡と改む。此郡北に海あり。東は豐前企救郡に隣りて大山をへだて、西は宗像郡に對して山を境とし、南は鞍手郡に平地つゞけり。山遠く地平かに、田地多くして境內廣し。土肥て穀ゆたかなり。大河あり。海近くして運漕のたよりよく、海味もともしからず。河魚多し。國中第一の大郡なり。然ども深山すくなくして、薪材ともしく、地形ひきく水泥ふかく、大河ながれて水災多し。故に旱歲は他郡より豐饒なれども、雨年には凶饑にたえず。

和名抄に出る所、此郡の鄕の名六あり。

埴生 今も村の名にのこれり。　垣前 屋も吉木村より蘆今まで、すべて垣前の鄕と云。是は神功皇后、此邊御とゞまりの時、海邊に松をうへて垣とし給ふ故に、垣前と稱するよしいひ傳へり。然れば恒の字をかくは傳寫のあやまりなるべし。　山鹿 今も村の名にのこれり。

宗像　内浦　今も村の名にのこれり。

木夜

今稱する所の村の名

上上津役村　上上津役町　上上津役村の内

下上津役村　上原村　下上津役村の内

上底井野村　中底井野村　下底井野村　又鞘木村ともいふ。

木守村　下底井野村に屬す。　道生村　恒生と云は誤なり。

畑村　大鳥畑村　畑村の内　中間村

大辻村　中間村に屬す。　片峯村　中間村の内

蓮花寺村　同上　廣渡村　松本村　廣渡村に屬す

立屋敷村　同上　今古賀村　同上　老良村　廣渡村の内

高倉村　百合野村　高倉村の内

内浦村　海老津村　糠塚村

黒山村　蕨崎村　黒山村に屬す。

吉田村　岩瀬村　淺川村

鹽屋村　小敷村　古は飯山の字を用ふ。今は二字に小敷とかく。

島津村　猪熊村　鬼津村

小鳥掛村　鬼津村に屬す。　尾崎村　同上

若松村　同上○郡中東西に若松村二所あり是西なり。　蘆屋村

大城村　粟屋村　大藏村

田代村　大藏村に屬す。　中河内村　同上

猪倉村　同上　中尾村　大藏村の内

前田村　和井田村　前田村の内

藤田村　田町　藤田村の内

上名村　同上　城石村　藤田村に屬す。新田村なり。

原村　天野村　俗に手野とかく

波津村　三吉村　吉木村

松原村　吉木村に屬す。　小嶺村

戸畑村　鳥羽の字を正とす。　天願寺村　戸畑村の内

杁村　古賀村　足谷村　古賀村の内

二村　下二村　二村に屬す。

伊佐座村　同上　比末村　野間村

域畑村　俗に上畑とかく○此村古は畑村といふ。　山田村

戸切村　明羅木村　戸切村の内

枝光村　尾蔵村　中原村
熊手村　山寺村 熊手村の内
鳴水村　蟲生津村　別府村
花園村 別府村の内　小倉村 同上
高家村 同上　千代丸村 同上　補橋村
市瀬村　切詰村 市瀬村の内
穴生村　陳原村 穴生村に屬す。
瀬板村 同上新田村なり。　引野村
竹末村 引野村の内　馬場山村
茶屋原村 馬場山村の内　山元村 同上
則松村　氏田村 則松村の内
上香月村　石坂村 上香月村の内
坂上村 同上　下香月村　折尾村
長崎村 折尾村に屬す。　本城村
大浦村 本城村の内　戸下田村 同上
永犬丸村　里中村 永犬丸村に屬す。
若松村 是より以下を島郷と云ふ。　修多羅村

藤木村　二島村　片山村 二島村の内
頓田村　多田村 頓田村に屬す。
今丸村 頓田村の内　竹並村
神田村 竹並村の内　蜑住村
柳川村 蜑住村に屬す。新田村なり。　有毛村
岩屋村 有毛村の内　大鳥居村
乙丸村　高洲村 俗に高須とかく。
山鹿村　柏原村 山鹿村の内○右若松より以下の諸村は、皆山の南の内海の邊にあり。東より西への次第かくの如し。但岩屋村、柏原村は、山南の村に屬すといへども、其村は山鹿の西北にあり。
安屋村　脇田村 安屋村の内
小嶽村 今小竹とかく。　外小嶽村 小嶽村の内
脇浦村 同上　小石村 岩屋柏原より安屋村以下の諸村は、つゞきて山の北にあり。西より東への次第かくの如し。

以上百三十四村

内　本村七十四　枝村六十、此内新田村三

○岡湊

蘆屋のみなとなり。或岡の津、岡の浦とも稱す。仙覺

が萬葉の抄に、岡の水門は筑前國にあり。風土記に云、鵜鰤埼の東の側に近く大なる江口あり。名付て鵜鰤水門と云。大舶をいるゝに堪たりといへり。日本紀に、神武天皇日向國より東征し給ふ時、まづ筑紫の岡の水門に至り給ふ由見え侍る。然らば人皇の初より、すでに此所の名いちじるく見えつれば、いと久しき名所なり。或人曰、内浦と吉木村の間、むかしは入海にて、是を岡の湊ならんかと云。此説非なり。右の仙覺が引る風土記の説を以て見れば、蘆屋なる事うたがひなし。いはんや又蘆屋の里民も、昔より此所を岡湊と云傳へたるよし語り侍る。歌には水莖の岡の湊ともよめり。水くきとは水の入所を云。近江にも同名あり。宗祇が指南抄に、水莖の岡の屋かたとよむは近江なり。只水莖の岡とは筑前なりといへり。凡遠賀と岡と同音にて同事なり。岡と名付けるは内浦の西より蘆屋まで三里の間、海邊に高き岡つゞける所なるべし。此所は邊鄙ながらいと名ある所なり。人皇の初、神武帝も、東征の時まづ此所にいたらせ給ひし事、右に記すが如し。又仲哀天皇、神功皇后も此所に來り玉ひし事、日本紀に見えたり。安德天皇も平家に具せられて此所を經過し玉ひし事、平家物語等に記せり。かく世々の帝の幸なりし所は、偏土には稀なるべし。此所北に海有て、其末は邊際なく、はるかに異國の海に通ずれば、常に風浪あらくして、船客の魂を驚かす。されば此海は蘆屋洋とて、旅客の甚おそるゝ所なり。

萬葉七
天ぎらひゝかたふくらし水莖の
　岡のみなとに波たちわたる

日方とは風の名なり。ひつじさるの風、巽風など云説あり。八雲御抄に、萬葉はこち風のふきやまぬなりといへり。今案ずるに西人の云、日方東風とて久しくこちふく事なり。是を日方風と云。然れば萬葉が説をよしとすべし。

新拾遺　　　　素暹法師
水ぐきの岡のみなとの浪のうへに
　かずかきすてゝ歸るかりがね
　　　　　光[illegible]院入道ふこ

夫木
水莖の岡のみなとにたつなみの
　ふかきそこをばくみてしるらん　公朝

同
月かげのやどればこほる水莖の
　岡のみなとに秋かぜぞふく　行尊

類聚
ひかたふく音ぞさびしき水くきの
　岡のみなとの秋の潮かせ　頓阿

草菴集
さみだれの日かずにまさる水莖の
　岡のみなとはさぞさはぐらん

凡遠賀郡は大川ありて地ひきゝ故に、五月雨の日數ふりつもりぬれば、洪水出で、あだかも海の如し。頓阿が歌、此境地の事能しれりと云つべし。文祿元年、秀吉公朝鮮に軍勢を渡し玉ひける時、此港（みなと）に船をあつめて渡海させらる。池田備中守長吉其の事を司どれり。此港、近き世まで三頭（みつかしら）の上、猪隈（ゐのくま）の邊まで入海ふかくして、大船滯なく上下せしと云。今は然らず。

○蘆　屋

民家多く町頗廣し。富家も亦多し。岡の湊の南のほとりにあり。むかひは山鹿の里也。遠賀川其間をへだつ。旅船多く出入して、交易の利多く、民家にぎはへり。猶此所の事は、岡の湊の内に記せり。東鑑文治元年。三河守範賴豐後に渡ては、北條小四郎下河部庄司等先がけして、二月一日、蘆屋浦にて、太宰少貳種直子息嘉摩兵衞尉と合戰し、嘉摩兵衞討殺されし事あり。昔此地に釜を鑄る良工數家あり。下野國天明（てんみやう）釜よりなほ精巧なり。其鑄物師は太田氏、朝廷より受領の官を給はり、蘆屋釜とて天下に其名いちじるし。蘆屋の向、山鹿の里に居たりし故、山鹿左近丞と稱す。天正の比より漸衰て、長政公入國し玉ふ時、なほ其工人の家ありといへども、其職人ども皆賤工となり、其後に家絶たり。其末裔は博多姪濱

に移り、近世は博多に在て良工なり。やゝ古にも及ぶべし。土産門に詳にしるす。

筑紫ぶねうらしほつみてもどるにも
あしやのねてもしらぬとぞする　　俊頼

右筑紫の蘆屋と云所にてよめるよし家集に見えたり。

拾玉　唐土のそらもひとつに見ゆるまで
あしやの濵にすめる月かげ　　慈鎮

同　行とまるこゝろづくしのあはれさは
蘆屋のさとのまつのいふぐれ　　同

同　津の國の蘆屋を出しこゝろこそ
このあしやにもかはらざりけり　　同

無題詩集に、藤原周光、宿蘆屋泊詩あり。

渺邈水行心苦思、昨留今駐罵春風、渡林鶯喝殘花底。阿剛鷗眠落日中。往事難忘雙袖涙。浮生猶論一舟夢。自憐自笑染毫記。斯泊三爲往反躬。

又

渉嶮乘危歸思急、前程早晩達華風、雲帆忽落嵐狂後。水棲遠漂浪激中。江縣縱邊同昔見。家郷棄内入宵夢。數廻經過人知否。西海屢爲遊蕩躬。（度日往反此泊事見于本章）

又無題詩集に、釋蓮禪が著蘆屋津有感と云題にて作れる詩、

渉月渚風秋蕭々。自然遊子感呑胸。向津上下客舟集。分岸東南民戸重。（夾岸二庄土民比屋云）上俗毎朝充貢菜。（黄瓜瓠苽土民毎朝貢之于彼云）釣漁終夜燒松。（漁人夜燒松也）不圖再到過斯地。思舊憫干涙默降。（往年一度此路今又來故云）

宗祇法師此所にてよみし歟、

艶やかぬ蘆屋の秋ぞあはれなる
月やけぶりをいとひそめけん

又ある人の所望にて

いつきかんあしやの月の夕しぐれ

此所の東側に一村あり。民屋数十戸あり。是を寺中町といふ。聖福寺の側に居る俳優と同じ類なる故、寺中と稱す。其始は專九品の念佛を以て其業とす。故に今に至るまで國俗是を蘆屋の念佛と云。淨土宗也。空也上人を以て其祖とす。村中に空也堂あり。然ども今は專世俗の好みにしたがひ、淫靡の歌舞を以て四方に餬ひ、人心をとろかし、風俗をそこなふ。

○高倉社下宮

蘆屋にあり。此社今民俗祇園と稱す。日本紀に、仲哀天皇八年春正月、筑紫に幸し給ふ時に、岡縣主熊鰐此事を聞て、かねて百枝の賢木を拔取て、九尋の船の舳に立、上枝には白銅鏡をかけ、中枝には十握の劒を掛、下枝には八尺瓊をかけて、周防國沙麼浦に参迎て、さばの浦今は佃田尻といふ。魚鹽の地を獻る。因以て奏して曰、穴門穴門長門の事也。より向津野大濟長門國大津郡の出崎に向津村あり。豐田の郡の島戸に向ひ、其間入海有。是を向津大濟といふ。に至まで東門とし、名籠屋大濟遠賀郡芦松村にあり。を以て西門とし、沒利島阿閉島長門國にあり。沒利島を今訛てもつれ島といひ、阿閉島なべ訛てあひの島といふ。を限て御筥とし、柴島を割て御甂とし、逆見の海を鹽地とす。柴島逆見は遠賀郡にあり。此三所の鹽はたゞひろく天下をしろしめすべきこゝの祝歌なりと釋日本紀にいへり。すでにして海路を導て。山鹿の岬より廻て岡の浦に至ります。水門に至りて御船進む事を得ず。爰において　天皇則熊鰐に問て曰、汝熊鰐は明心有てまうけりときく、船の進ざる事は何ぞや。熊鰐奏して申さく、御船の進むことを得ざるは臣が罪にあらず。此浦の口に男女二神あり。男神をば大倉主といひ、女神をば菟夫羅媛といふ。かならず此神の御こゝろならんと申す。天皇是を聞しめし、挾抄者倭國菟田人伊賀彥を祝として祭らしめ玉ひしかば、則御船進む事を得たりとあり。則此御神の事なり。御社は蘆屋の入海の側に在て、廣大なる宮地なり。正月十六日、六月十六日祭あり。此社いにしへは神領も所々にあり。むかしより傳りし

神寳も多く、宮作もいかめしかりけるに、天正十四年、薩摩の軍勢此邊を亂妨せし時、兵火にかゝりて燒失せしかば、神殿も神寳も烏有となりぬ。其後神殿を再興有しかども、むかしにははるかにおとりて、舊貫に復する事なし。秀吉公九州を伐玉ひし後は、神殿さへ殘りなく沒收せられしかば、祭禮神事等の儀式もむかしの十分の一にも及ず。萬治の比までは六月十五日に猿樂をかなでしが、是さへ今は絕たり。いつの比よりか相殿に祇園を勸請せしかば、今は只祇園とのみ稱す。

○垂間野橋

むかし蘆屋と山鹿との間、東西に渡せし往來の橋なり。今はなし。古の橋ありし所、今の舟わたりする所より、一町許西にあり。今も其所を橋本と云。其邊を今は田くまと云。蘆屋の內なり。其南の野をば今は田くま野と云。たるま、たくま音相近ければ、訛てたくまと云なるべし。今舟わたりする所の河、廣さ百二十五間餘あり。故に橋も長かりしと云傳へたり。橋の下を大船通りしと云。

懷中抄　島づたひ戸わたるふねのかぢまより
　　　　おつるしづくやたるま野のはし

島づたひ戸わたる船とよみし歌の詞、此所によくかなへり。島づたひとは志賀島、安部島、大島、勝島、地島、などつたひ來りて、迫戸をわたれるなるべし。戸は迫戸なり。此入海則迫戸なり。又島づたひを島がくれと書し本あり。山鹿の方は島なれば、此迫戸に入れば島にかくるゝ故よめるなるべし。

○遠賀川

此川の源は嘉摩郡桑野より出。其外所々の山谷より出。又豐前田川郡よりも流出る。國中にては第一の大河なり。此川蘆屋に至りて海に入。故に蘆屋川とも云。川上には渡守所々に在て、（於[illegible]土井下[illegible]）舟にて人を渡す。東は中間村より古賀まで、西は土生より廣渡まで、大河の南わきに五十町許の土堤あり。寬

永五年に國主忠之公の命をうけて、下見孫左衛門、馬爪源右衛門是をつけり。此堤の間を大河流る。此川蘆屋より潮入て、土生村まで三里半のぼる。遠賀郡土地ひきゝ事是を以て知べし。土生村より上には潮上らず。蘆屋の東十町許に、遠賀川の西の方蘆屋にながるゝと、東の方洞の海原若松の方へ行との東西二方にわかるゝ所、河上の流と三のつじあり。是を三頭と云。本川と猪猥との間にも川あり。古賀村の下よりわかれて内海に入る。潮みつればふかし。船にて渡る。島津と西若松の間に、堀川とて潮みつれば大なる川あり。是も舟にて渡る。古賀の下よりわかれて蘆屋川の三頭の下佛松の前に入。此川も右に記せし寛永五年に、水害を除かるべき爲に、忠之公其家士に命じて掘せらる。又西若松と鬼津との間に西川と云川あり。是も潮みつれば深し。舟にて渡る。此川鞍手郡新延古門下木月の三村より出る。

○高倉村　高倉社

此村は吉木村の南の山中にあり。海に近き事半里にして、山ふかく林茂り、川ながれていさぎよし。春は花、夏は緑、秋冬は紅葉多くして、いとおもしろき所なり。薪材木山蔬魚鹽ともしからず。かうやうの佳境は又他郷にもまれなり。高倉社は高倉村にあり。祭る所の神は大藏主、菟夫羅媛の二神なり。天照大神をも相殿に祭奉るとかや。蘆屋邑に鎮座ある大藏主菟夫羅媛の本宮なり。大藏主菟夫羅媛の事猶下に詳にす。むかしは大社にて神領も多かりしに、永祿二年、大友義鎮耶蘇の法に迷ひ、旗下の諸所の神社を多く燒失せられしが、此御社にも火を懸て燒たりし故、社記寶物盡く灰燼となりぬ。其後宗像大宮司氏貞假殿を立、相つゞいて神殿拜殿等造營の志ありしが、氏貞程なく死去せられし故、其事やみぬ。小早川隆景筑前の國主と成玉ひし後、御社を造作し、祭田一町餘寄附せらる。其義子中納言秀秋の時に至りて、祭田をも沒收せられしかば、御社の修補も絶々になりぬ。然るに天和

二年、國主光之君、廢たるを興して、祭田を寄附し給ひしかば、神威も又新なるが如し。むかしは毎月の祭祀其數多く、殊に九月九日は年次の大祭なれば、神輿廬屋の下宮に御渡あり。十二騎の流鏑馬あり。相撲猿樂等をも取行へり。末社も二十餘所有て、さしもいかめしき御社なりしとかや。今に至る迄いにしへの祭禮の式目ありて、其盛なる事を思ひやられ侍る。祭田の名も田の字に多く殘れり。此社の敷地凡十八村あり。廬屋も其隨一也。今此宮所を見侍るに、げにも上代よりの大社なれば、其かまへ廣く、神殿は西にむかひて、遠く異敵を防禦のちかひをあらはし給へり。御社は山谷の間に在て、林の木立も物ふり、所から幽寂にして、いと物さびたり。西南は高山そばだちて綠樹しげし。前には川のながれいさぎよくして人の心のけがれを洗ふ。山のかたも川の流れ、誠に他に異なる靈境也。御社の側には、神功皇后の御手づから植給し五株の靈樹、松、杉、楠、楓、那木ありしが、楠は隆景の時切れりとかや。楓は近年枯たり。殘れる木は猶綠の色蒼々として、千年の色をあらはせり。神前の鳥居は元和元年にたつ。其前長政公此山に詣し玉ひ、米穀を社僧に賜ふ。社僧是を助として、この鳥居を立たり。御社の西に毘沙門天の銅像有。是は手野村の富人須藤駿河行重と云し者、延德三年三月に鑄て立たりしとかや。其高さ七尺一寸、腰の圍四尺五寸あり。右の手には鉾を持つ。鉾の長二尺五寸、柄の長さ七尺五寸、凡一丈あり。社僧の寺を神傳院神宮寺と云。眞言宗にして高野山發光院の末寺也。

○龍昌寺　禪宗

玉雲山と號す。高倉村にあり。麻生彈正忠繁是を創立せり。開山は足翁永滿和尚と云。永正二年に寂せり。然ば其前明應文龜の比建立せしなるべし。長門國深川大寧寺の末寺也。中比廢亡に及びしを、長政公の家臣井上周防入道道柏再興して、如水公長政公

兩君の位牌を安置せり。道栢歿後此寺に葬る。墓所あり。長政公の長女林光院寄進し玉ひし涅槃像あり。其位牌も爰に安置せり。林光院は井上道栢の長子淡路室也。淡路歿後尼となり、林光院と稱す。（淡路は江戸直參の士となる。）

○垂水越

宗像郡より遠賀郡内浦に出る嶺なり。いにしへ都へ往還の道なりしと云。平家物語に、壽永二年九月、平家太宰府を落たりし事を書たる所に、たるみ山うづら濱など云さかしき嶮難をしのがせ給ひて、べうべうたる平沙へぞおもむかれけるとあるも此所の事なり。（平沙は内浦濱なり。）

○内浦

垂水越の東のふもとにある村なり。此所はむかし入海有し故、内浦と云。吉木村の下より西の方天野内浦のほとりまでは皆入海なりし故、今に田の底より蛤蠣のから出る。天野の内にも大礒、小礒、礒原など云所あり。山ぎはには波のうちあたる岩有。三吉村の内に鹽濱と云田の字あり。是皆そのかみの入海有し證なり。いつの比よりか盡く田となれり。吉木村の北、岡の松原の内に潮の入る川口あり。内浦濱は名寄等に鶉濱とかけり。是うづらうつら清濁同音なる故なり。此浦にうづら貝とて大なる貝あり。志摩郡野北の大蛤より猶大也。四月の比波閙なる時、ふかき海中より取出すと云。其味は野北におとれり。

（懐中抄）かりにとはおもはぬ旅をいかなれば
　　うづら濱をばゆきくらすらむ

又此邊名物の宿とて、むかし宿驛有し跡あり。其さきに小橋あり。是を京橋と云。むかし都より往來の道なりし故、此名ありとかや。内浦に龜石太夫とて猿樂の舞する者あり。宗像田島の社にて、年ごとに八月十五日猿樂をつとむ。笛鼓など皆内浦よりつとむ。田島の者はつとめず。むかしよりかくのごとし。

○海藏寺　禪宗

福聚山と號す。内浦村にあり。開山は竺膏和尚と云。永享十二年十一月十五日に開堂す。施主は須藤大膳亮入道宗山靜輿居士と云し者なりしとかや。内浦村の山ふかき所にありて、閑寂なる境地なり。天文十五年九月廿七日、麻生河内守隆守此寺にて自殺せる事は岡の城の所に詳にしるせり。

○吉木村

此村は山海近くして便利あり。北は岡の松原をふせぎとし、北風やはらかなり。東南にむかひて湯氣をうく。土地肥饒にして五穀ゆたかなり。驛路に遠くして閑寂也。故に此邊は民俗もすなほなり。むかし明應の比、麻生遠江守家信、其後天文の比、麻生河内守隆守、此村の岡の城にあり。麻生亡びて後、大友の臣臥生左近太夫貞延相つゞいて此城を守りしかば、其家士の宅の跡多し。故に村中廣くしてもまたの筋しげし。遠賀郡にて勝れたるよき村なり。松原村は吉木の北にあり。むかしは吉木の枝村なり。今は別村となり松林の内にあり。

○隆守院　禪宗

恩賀山と號す。吉木村にあり。岡の城のふもとにして、麻生隆守が爲に立し寺なる故、隆守院と號す。隆守の墓位牌あり。

○岡松原

原村より黒山村まで長一里ある松原なり。横四五町、或二三町あり。其間岡あり。故に岡松原と云。筑前五所松原の一所なり。松原の内廣き池あり。此松原は神功皇后筑紫に下らせたまふ時、此邊に御とゞまりありし時、うゑさせ給ひしと云傳ふ。此松原にて北風をふせぐ。故に此邊を垣前の郷と稱すと云傳へたり。

○天野村

今は手野村と云。然ども古き文書に天野とかけり。村中に須藤三河が宅の跡あり。是大富人にて、高倉の社の毘沙門天を立たりし者なり。此村の境内に両

乞山あり。むかし此所にて雨乞して、天に祈りし故、天野といへるが、一說に　神功皇后高倉の社にまうで給ひ、歸らせ玉ひし時、鎧の小手をこゝに殘し玉ひし故、小手村と云しを、後世小の字を去て手野村と云。

○下　山

天野の松原の內に下山と云所あり。此所神功皇后の矢箆を取給ひし所と云。今も矢箆所あり。

○初　浦

村老の云傳へに、神功皇后の御旗を立給ひし所なる故、旗の浦と云。今初浦と云は訛れり。大旗小旗と云所村中に在。是大小の旗を立玉ひし所とかや。初浦の西の高き山を湯川山と云。宗像郡鐘崎との境也。此山の谷にむかし溫泉あり。此山をゆわう丸山とも云。是木綿間山をよみなまりて云か。木綿間山は萬葉の歌によみたる名所なり。湯川山は遠賀郡に屬せり。又此山にむかしは馬の牧あり。山より西の方に牧大明神の社あり。

○馬　牧

初浦の上に大なる牧址あり。めぐりに湟ありて湯川山に至る。何の時に出來たりと云事をしらず。俗說には神代の牧なりと云。

○大藏神社

初浦にあり。又此郡熊手村志摩郡唐泊にも大藏社あり。

○矢　矧　川

黑山村と糠塚村との間に流るゝ川なり。神功皇后天野の下の矢箆竹を切せ、こゝにて矢をはがさせ給ひし故、名づくと云。城畑村海老津村の方より出る川なり。

○道　場　原

蟲生津村にあり。いにしへ大寺ありし址なりといふ。

○埴生村羅漢

埴生は和名抄に出たる、遠賀郡六郷の一名なり。埴

の字今は訛て垣生と書。本字に改むべし。西に羅漢山と云小山あり。其側に岩屋三あり。中の窟は奥の間方一間半、次の間方七尺、高さ七尺あり。軒下四尺あり。奥の間に多く石佛を安置す。左右の二窟は奥の間一間半に五尺餘、次の間方五尺あり。奥の高さ五尺、口の高さ四尺許あり。二窟ともに同じ。是又奥の間に石佛あり。何の時何れの人、是を營みし事知れず。

○廣　渡

此村は遠賀川の西のほとりに在て、山野なく林木なし。杁村と相むかへり。

○木守村

此所昔は大曲と云所なりしを、長政公の時家臣竹森石見をして是をひらかしむ。枝邑に大曲と云所あり。川の勢大に曲れり。故に名とす。大曲と廣渡村との間に千間堤とて、長き土堤あり。川ばたなり。

○館屋敷村

村民の云傳へに、むかし流され王、此所に來りて住給ふ。故に館屋敷と云。ふるき文に、帝にても親王にても、此所に流され玉ひし事見えず。あやまりて云傳へたるなるべし。此所磐瀬にいと近ければ、もし齊明天皇の暫くこゝに留り玉へりしにや。また征西將軍の宮懷良親王の此所に留り給ひし事ありて、それを傳へあやまれるにや。肥後の菊地氏南朝に從ひて、此國を傾せし故、吉野の宮より王孫など下居給ひし事もあらんか。又或説に、砧といへる猿樂の謠に作れる所、蘆屋の何某が住しは此所なりとて、砧の里ともいへり。砧の謠には蘆屋何某三年都に上り居て、故鄉の事心もとなく思ひ、夕霧といふ女を蘆屋に下し。其女蘆屋に下り主人の妻と共に砧を打し事を作れり。凡筑前の事を猿樂の謠に作りし所多し。老松、唐松、箱崎、藍染川、砧、綾杉、香椎濱、なうし、ぬれ衣、一夜天神、さいは、千代鶴、右十二番あり、此外にもありやしらず。

○二　村

上二村、下二村、伊佐座村、此三村昔は一村なり。今は別れて三村となる。されども下二村伊佐座村は、今も納上二村の枝邑とす。

○小　敷

里民相傳へて曰、むかし麻生氏當郡を領せし時は、小岳村の白山權現を尊び、其祭を敬んで取行しが、此所にて竈をまうけ、甑を懸て神饌を調じける。故に號して甑と云。今は二字に書て小敷の字を用ゆ。

○太　閤　水

小敷村の西四五町、洞海の南側海邊にあり。道のほとりなり。小敷村の境内也。豐臣秀吉公筑紫に下り給ひし時、此所にて人をして地を掘らしめて水を得たり。頃刻に則石を疊て井とし玉ふ。後人是に依て太閤水と號す。其水甚いさぎよし。近村の酒家此水を汲取て酒をかもす。

○今　古　賀

其始は廣渡村の境内にして沼なりしを、長政公入國の後墾して民家を立村とす。廣渡村の枝村也。

○長　崎

折尾村の枝村なり。長崎の川上は上上津役より出、下上津役、永犬丸、則松を經て、長崎に出づ。上津役、永犬丸、則松、折尾は皆一谷の中にあり。永犬丸河内といふ。長崎の邊の谷中、むかしは盡く潮入なりしが、近年は新田となれり。然ども長崎より龍石まで半里許、今に至て川筋は船入なり。山あいにて遠く舟の入所、此所のごとくなるはまれなり。遠賀川を爰までほり通さば、此所はよき船津なるべし。

○遠　賀　堀　川

遠賀郡は土地ひきく大河有て、霖雨の時は河水夥しくみちあふれ、恰海の如し。水災しげくして五穀損じ。土民なやめるよし、昔時長政公聞給ひ、元和六年、みづから彼地に兩度至りて、地形を察し、庭井

野村の下にて、本川筋より東の方に新川を掘、遠賀川を分ちみちびきて、吉田折尾村を過、長崎に出て、海に入らば水勢二にわかれ、其上ひきゝ方にはやく流れ落て、洪水の災なく、殊に蘆屋にゆかずして、吉田より直に黒崎に船通りなば、嘉麻、穂波、鞍手の諸郡よりも、運漕容易して自由ならん。然らば諸人の便り宜しかるべし。本川も半は蘆屋に流れば、蘆屋への運漕の妨にも成まじとて、上意をうかゞひ、野口左兵衛（左助輔子也。後入左衛門と云。）原彌左衛門、野村勘右衛門を惣司とし、伊藤次郎兵衛、浦上德大夫等を下司として、翌七年正月十四日より掘初め、同九年まで三年ほり、五月と九十月は民の隙なく、霜月臘月は寒甚しければ、毎年正月より四月まで六月より八月まで、これをほる。中間村より岩瀬まで、吉田の山間より折尾の境内までほりて（中間より岩瀬に至るまで、堀川の長半里許、吉田の東北の山の間より折尾の境内まで、堀の長五町許、今に池となりてあり。其堀より長崎の境入まで十餘町あり。）過半すでに出來しかども、元和九年の秋、長政公卒し給ひて後、其功ならずしてやみぬ。右の中間より岩瀬の間の堀今にあり。吉田と折尾の山間のほり、池となりてなほ殘れり。

（以下一本ニ見ユ）古老の物語に、そのかみ吉田村と折尾村の間の山間に、大岩多き所を切ぬきしに、甚人力の隙入れり。其餘は岩なくして、ほりよき所なれば、今もし殘れる所を掘通さば、昔の功勞の半を用て、容易く川とならんといへり。

○磐瀬

日本紀を考ふるに、齊明天皇六年の冬、百濟のために新羅を征せんとて、筑紫に行幸し給はんとす。七年春正月丁酉朔壬寅、御船西に行て、始て海路につく。三月丙申朔庚申、御船還て娜の大津に至て、磐瀬の行宮におれり。天皇これを改め名付て長津と云とあり。同年七月、天智天皇長津の宮に遷り居給ふ。同九月、長津宮におはしまして、織冠を以て百濟の王子豐璋に授けらるとあり。上座郡の朝倉へ遷り給

ふ道筋なれば、磐瀬の行宮は則此所の事なるべし。此村と中間村との境に、御館と云田の字あり。是行宮のありし所にや。今は中間村に屬せり。又此所はむかしの驛亭なりし由、延喜式二十八卷に見えたり。朝倉の道筋なるべし。又中間村は兩山の中間にある故に名付たり。磐瀬に近し。

○香　月　村

むかしは畑、馬場山、篠田、金剛、小峯、皆香月に屬せり。近代わかつて各別村とし、且金剛、篠田は鞍手郡に入る。然ども六村皆香月村の杉守の神社を以て產靈として祭る。此村中に香月七郎則宗が屋敷とて、古宅址圍と成て殘れり。又嶺野眞玄と云し者の宅址、隍ほり廻したる所あり。今は民宅となりぬ。是も香月氏の一族なりしにや。（香月氏の事は、畑の城の所に詳にす。香月七郎の事、東鑑に見えたり。）凡香月村は其地廣くして、他郷にことなる佳境なり。

○杉守大明神社

香月村にあり。日本武尊を崇め祭る社なり。日本武尊筑紫の熊襲を討んとて下り給ふ時、此所を通らせ玉ふに、日暮しかば、杉の林に御陣所を定め給ふ。折節花の梢より洩來る月、前川の水にうつりたる氣色を見玉ひて、花かほり月清き所とのたまふ故に、香月村と號すといふ。即其所に日本武尊の社を立て祭り奉る。其後元慶二年正月二日に、神官千々和朝麻に神託有て、神功皇后、應神天皇、仁德天皇を本社の相殿に祭るべしと有しかば、中殿に日本武尊、右に神功皇后、左に應神仁德を合殿にして祭り奉り。杉守宮と號す。是社人の家に傳ふる說なり。九月廿日祭あり。昔は大社にて、祭の時は神輿御旅所へ御幸有しと云。今は絕て其事なし。御旅所は田となれり。百間許西にあり。昔は杉森とかく。文明の比、此地の地頭香月七郎大夫興則と云人、兄弟中あしく成て、興則は大內義興の家臣となりて、姓名を杉彈正と改む。杉森の產子なるによりて、杉と改めたり。

其後又香月に來り宗領家となり、杉森を杉守と改めたるよし、香月の家にいひ傳ふ。弘治年中、香月兵部少輔盛經と云者ありて、杉守の社の河邊の大楠を伐りて、船に作らんとしける時、大風俄に吹、楠より火出て燒たり。故に盛經恐怖して、此木を伐る事をやめたり。此楠の枯木今に有て、一丈ばかり上は焦れて炭になれり。社前に鐵の鳥居あり。高さ八尺二寸あり。額の文字 杉守宮 若宮願主 氏人經考 とあり。經考は盛經が子なり。永祿の比の人也。鳥居には年號なし。蘆屋の鑄物師須藤氏製したると云傳ふ。香月村に次郎太と云大力有て、此鳥居を蘆屋より船に積て、黑川（香月村の下の川なり）まで來り、それより杉守宮まで六七町の間、一人にて鳥居の柱を一本づゝ持來りし由云傳ふ。又本社の左に小社を立て、仲哀武内を同殿にして、若八幡と稱す。是もいつの代より祭り來ると云事をしらず。

○勝福山　天台宗

香月村にあり。山號白岩山と號す。是村の上なる山に白岩權現の社ある故名付けるならん。昔は大寺にて、七堂悉く備れりと云。亂世の時兵火に燒たり。文明十六年に、香月七郎大夫興則再興して、沙門了心坊を中興の開山とす。其後又燒失せしかば、わき寺二十四坊有しといへども、其名さへことごとくは傳はらず。（此坊小池坊、岡坊、東坊、谷坊、北坊、奧坊、中坊、開閣坊、田中坊、下坊、上坊、此十二坊のみ其あとゝ名のこれり。）今は只本尊觀音堂のみ殘れり。是は麻生上野入道建立のよし棟札あり。方三間の堂也。堂の前に石の塔あり。其内一は高さ八尺有て、五重の塔なり。其竿石の内は穿たるものにて、長六寸、徑三寸の銅筒あり。筒に正和五年初冬十四日佛子崇仁とあり。此外書付多し。筒の中には佛經の文を書て籠たるよし也。是佛者の法事のため建置けるならし。

○吉祥寺　淨土宗

香月村にあり。此寺は淨土宗鎭西派の祖、勝光上人誕生の地なり。勝光上人は香月氏の家臣、古川何某

後に須乘と云し者の子也。名は辨長と云。始は天台宗なりしが、京都に入て法然坊の弟子と成て、下りて筑後善導寺を開けり。此吉祥寺も香月氏おとろへし時頽破しけるを、文明十五年、香月七郎大夫興則再興せり。興則勝光上人の木像あり。又勝光其母の爲に作れる阿彌陀の座像あり。高三尺二寸餘、むかしは寺領有しとて、阿彌陀免と云田の字、寺の前なる所に在。勝光上人は嘉禎四年寂す。年七十九。

○茶屋原

馬場山の境内なり。秀吉公朝鮮征伐の時、通り給ひしより立し町也。此時秀吉公の休み玉ひし茶屋址あり。其所は三十間四方許土手を築廻せり。是よりして町の名を茶屋の原と云。此茶屋の跡に寛文年中、村裏に在し天神の社をうつせり。

○蛤殼圃

楠橋村の西南に蛤殼塚とて、方一町ばかりなるひきき岡あり。滿地皆蛤殼なり。土の底ほど蛤殼益多し。近年は圃になしける故土変れり。何故こゝに集ると云事をしらず。鞍手郡木屋瀬村の里民多く取て燒て蛤殼とす。年を經て多くとりなば、後は漸すくなく成ぬべけれども、只今見る處の奇異をしるすのみ。又鞍手郡下木村村にも蛤殼圃あり。

○鷹見權現社

一瀬村の艮なる杉山と云高山に在。當郡の鎭守なりとかや。祭る所の神は熊野三所權現なり。里俗に此神の使は鷹なる故、鷹見の號ありと云。穴生村にも熊野權現あり。是を下宮と云。よつて鷹見權現をば上宮といふ。一瀬村より十八町餘上なる所に小き林あり。是を一の宮と云。是より權現の社にのぼるまでに、凡七所に七の宮とて、叢祠の有し所あり。今はなし。一の宮には元祿年中に郡中より社を立、是又熊野權現なり。古は鷹見權現の社に社僧六坊有て、其惣稱を見光山神呂寺と云しとかや。今は一坊もなし。

○中河内

大藏村の枝村なり。大藏より一里餘、深山幽谷の中にあり。豐前境なり。皿藏山の後にあり。民家今は二十戸許あり。此所に豐前の村はなし。

○田代

中河内より六町ばかり上深山の内にあり。河内の河上にて同谷なり。是も大藏村の枝邑なり。民家十餘戸あり。一谷の中小川を隔て、東に豐前の田代村あり。西は筑前の田代村なり。村の名は同じけれど國かはれる故、筑前田代、豐前田代といふ。小川を以て國境とす。たとへば河内國交野郡天の川の上、深谷の内に田原と云村あり。小川を隔て東は大和國、西は河内國なる故、大和田原、河内田原と云が如し。又當國早良郡東小河内と、肥前神崎郡の西小河内と、同谷同名にして、國かはれるが如し。

○引野村

此村の圃の中に方三十五間許に、土手築廻したる宅の址あり。三方に門の跡有。里人は金丹王と云流され人の居たりし所なりと云。いかなる人なりしにや、いぶかし。

○旗指社

陣原村にあり。今は誤て旗頭大明神と稱す。長政公の家臣井上周防陣原に居ける時、その宅に初は陰陽師居住し、其宅中に旗指の墓とてあり。此旗指何の時の人と云事しれず。或時其墓の靈祟をなすとて、小き祠をかまへて祭りける。周防此地に住せし時、陣原の社人、穴生の社人と不和にして、穴生の社に詣で祭る事ならず。此時までは陣原も穴生の神社の敷地なりしが、彼社人憤りて旗指の社を建て產神とせん事をこふ。周防是をゆるしければ、則社を立て土地神とす。是よりして、神功皇后異國退治の時、御旗を指たる神と稱して、旗指大明神と號せり。實は旗指の墓を祭れる所なり。かゝるためしは世に多き事なり。

〇弘　善　寺（淨土宗）

款冬山玉章院と號す。穴生村にあり。開山行明覺阿上人、豐後國の人、永祿六年寂す。むかしは大寺也しと云。井上周防之房此邊を領せし故、其妻の墓あり。周防夫婦の畫像並寄納せしつき鐘あり。

〇熊手　穴生　陣原　新田

元祿十一年、熊手村の北なる潮干斥を埋て新田とす。土堤長さ六百間、その內田とす。凡數十町。同十年穴生村陣原村の北なる潮干斥を埋て田とす。皇后崎より西へ堤の長さ東西六百五十間、長崎の川ぎはに至る。其西のはしかどに辯才天の社を新にたつ。南北の堤長さ東の方五百三十間、西の方堤六百三十間、其内を新田とす。田數凡七十餘町あり。此新田をうるほさん爲に、陣原、穴生村の境の谷を新塘として水を貯ふ。

筑前國續風土記卷之十四　終

筑前國續風土記　卷之十五目錄

遠賀郡　下

筑前國續風土記 卷之十五

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

遠賀郡 下

○黑崎

此地は本州の東北の端に在て、豐前小倉に近き往來の宿驛なれば、關所を置て非常をいましめ、婦女は券契なくして他國へ通る事をゆるさず。黑崎の古城は藤田にあり。此城は長政公入國の後、豐前境の守禦のため築せられ、家臣井上周防之房に二萬石の采地を賜り。當郡の事を司らしめて、此城に置る。此時までは此町を黑崎とは稱せず。其比此城山の南の下に、農人の宅一區あり。其所を黑崎と云。是に依て城の名を黑崎と名付けるとかや。周防此所に在城し、其家人等多く此所に宅をしめ、商賈も集りて藤田、田町の兩町たてり。是よりして此所の町の號も、城の名によりて黑崎と云。熊手町には、むかし毎月市立ける故、町の西を下市と云。東を上市と云。延喜式、筑前國驛程の部に、浪崎と云所あり。いにしへより此邊の町を熊手と號す。隈崎は即此所なるが、此城元和元年に台命有て、一國一城に成し時破却せらる。又むかしは大坂往來の渡海船、豐前小倉のみに在て、當國他國より上京の人、或は伊勢に參宮する人、皆小倉に行て船をかりてのれり。近年は黑崎にも亦渡海船あまた出來、此所より船にのりて上下する者多し。其舟人は黑崎の城あとの西にあり。

○妙見社

黑崎の城山の東に小山あり。妙見山と云。西のふもとに妙見の社あり。

○熊手權現

熊手村にあり。祭る所の神三座、第一殿大國主神、第二殿縣主神、第三殿少彥名命也。縣主神とは岡の

縣主の祖熊鰐を祭ると云。むかしは大社なりしが、大友氏の爲に燒れて、御旅所、鐘樓、反橋、馬場など田圃と成て、むなしく其名をとゞめたり。御手洗の清水あり。濁穢の男女此清水を汲時は色變じ、或は濁水となるといへり。井上氏家人坂本何某、石を置て清水上下に分ち、上水を以て御手洗とし、下水を以て里人の用水とせり。末社のあと多く殘り、なほ形許に傳たりるもあり。神領の地、熊手、引野、穴生の内にありしが、今に至りて田の字となりて、其名多くのこれり。山寺村の下の海邊に、貞元と號して、民家八九軒許ある所あり。是も熊手村の境内なり。其地にむかし熊手權現の鳥居有しと云傳たり。今はなし。其邊にて昔夏越の祓を修行せしと云。其遺風にて、今に至るまで六月晦日には、村民熊手の祠官をたのみ、麻の葉にて祓をなさしめ、里人は海水にて身を洗ひ、牛馬にも潮の水をそゝぐとかや。

○岡　田

熊手村の内、山寺と云所にあり。古事記に、神武天皇豐前の宇佐より筑紫の岡田宮にいたり、一年ましますと記せり。岡の水門に來り給ふよし、日本紀に見え侍れば、岡の水門より此所に來り、一年とゞまり玉へるにや。一説に、岡田の宮は御笠郡原田村にありと云。されども岡の湊にちかければ、此所を正とすべきか　昔は神社ありしが、今もむかしの社の址とて、二三段許なる所あり。四方に堀あり。社の址の地をほれば、小石一面に廣くしげり。大友宗麟此邊の神社を燒れし時、焦土となりぬ。然れども其神社をば、今も熊手權現の社内に祭る。また山寺の下海邊ちかき所に、王屋敷の址と云傳ふる所あり。又其下の海邊に皇后崎と云所あり。是れ神功皇后の大濟より入て、洞海へ通り玉ひし時、しばらくとゞまり給ひしにや。

○諏訪大明神

熊手村にあり。是は麻生氏の先祖、宇都宮何某始て

此所に勧請せしとかや。むかしは、いさぎよき宮作にて、祭禮の時は麻生氏、鶴庭を神前にそなへて祭しと云。其の外流鏑馬猿楽など執行せしといへども、今はみな廢絶す。天正年中兵火によりて燒失して、彌衰廢の地となれり。人跡の中に夫婦石あり。是はむかし鳥居の立たりし地なりと云。

○祇園社

昔は藤田の枝村、上の名と云所、眞倉山の下にあり。延寶年中藤田の町の後に移すり。むかし社の在し所、今も祇園原と云廣原なり。是むかし麻生氏の創立せし社也。祇園、及山王權現、春日大明神凡三座を祭る。石の鳥居、元禄十四年村民建之。

○山寺

熊手村の枝村なり。故に前熊手と號す。むかし此所に寺院多かりし故、今に至て山寺と云。持呂院、養禅閣、□□花など云地の名殘れり。いかなる寺なりしにや。今は其事實明ならず。

○三神山

熊手村の内、山寺の下貞元と云所に池あり。其池の中に小山あり。是を蓬莱、方丈、瀛州の三神山と云。此所いかなる人の住けるにや、記録閣、御園、など云所あり。

○大塚

山寺と貞元の間に、周七八町許ある大塚あり。これは麻生氏の塚なりと云。里人御廟所のもとゝ稱す。村人は今も此ところにて、馬より下りて禮をなす。

○錢屋圃

熊手村にあり。いつの比の事にや、昔此所にて錢を鑄けると云。其錢の銘は、元通國吉と有しとかや。

○古館

藤田村に宅の趾二個所あり。一所は麻生四郎兵衞、一所は麻生治部少輔と云し者の宅趾なり。□昔麻生氏宗臣也。此宅の趾ある故に古館と云。又藤田村の中に紅梅建□とて有。是は麻生氏家人紅梅と云女

死せしを、葬たる所なりといふ。いかなる故に地藏と號せしや。

○大　藏　社

熊手村山寺の下の海邊、大藏と云所にある小社なり。是素盞鳴尊の御子、大藏の神を祭る所なり。むかしは大社にして、毎年正月十五日に穗垂の祭とて、年穀の豐凶を占ふ祭あり。其法は炊殿にて粥を煑、早稻、中稻、晩稻の名を各小竹の筒に書しるし、釜中の粥に入て是を煑る。筒の中に飯粒の多くいるを以て、其秋の穀のみのりを知る。其外田圃に蟲の災ある時など、祈て必驗ありしと云。今も農民尊仰してかたばかりの祭をなす。昔は大祭執行有しと云傳へしが、今も其邊の土中をほれば、昔の祭具多くうづもれり。

○皿　倉　山

前田村、尾倉村の上にあり。郡中第一の高山なり。山上の岩に蠣殼多くつけり。夜須郡古所山にあるが如し。皿倉山より杉山はひきく、杉山より帆柱山はひきし。皿倉山は東にあり。杉山は中にあり。帆柱山は西にあり。此三の山は、ならびたる高山なり。

○枝　光　村

此村は黑崎の東、豐前の方一里餘にあり。村の上なる山に諏訪大明神の社あり。依て此山を諏訪山と云。昔は大社なりしが、野火入て燒失せり。其後小社を建てゝ今にあり。七月廿七日祭禮あり。むかし村下の濱邊の山に八幡の社ありしと云。今は圃となれども、なほ其所を下の宮と云。此宮所より三四町許北に、中富と云ふ小島あり。其島に道祖神の社あり。八月十五日、八幡宮祭禮の時、此中富に神幸有て、其濱にて流鏑馬ありしとかや。廿年以前より其島に新田出來、今は陸につゞけり。むかしは此八幡宮頽破せし時、村中にうつせしを、其後又破損せしかば、宮所よろしからずとて、寛文五年、諏訪山に移して、諏訪大明神と相殿に祭り奉る。此二神ともに麻生氏下野國宇都宮より勸請せしと云。諏訪のやしろに貴

船明神を祭れり。又村中の田の字に大蔵と云所あり。其所に小き叢祠あり。是をも大蔵大明神の社といふ。此村の北の海邊に牧山とて松山あり。其牧山に近き小島を松が島と云。又はだか島とも號す。石ばかりあるを俵子島といふ。又茅の生ずる二の小島を、中島、端の島と云。俵子島と三ッ相ならべり。

○尾倉村八幡宮

御社は村より西、往來の道の側なる山にあり。いつの時より鎮座し給へるにや、詳ならず。むかしは大社にて、八月廿五日の祭には、神輿御幸有しとかや。濱椿と云て、今も御旅所の址あり。又神幸の道筋、今に至て田の中に畔許に殘れり。御幸の時、村中に其年作れる苧にて布を織ざるものは、機を織はじめて、神輿の御さきに行しめけるとかや。是女功をはげましむる戒ならし。今も其遺例にて、村中の女、祭り前にかならず布を織るとぞ。又昔流鏑馬ありし馬場の址ものこれり。

○鳥旗

若松村の向なる村なり。其間に入海有て、舟にて渡る。今は戸畑と書く。然れども萬葉集の仙覺抄に、筑前風土記を引て、鳥旗とあれば、是を正字とすべし。

○名籠屋崎

鳥旗村の東北海際にあり。平地にして出崎なり。若松村の北にも出崎あり。小田崎と云。名籠屋崎と海をへだてゝ南北に相對せり。日本紀、仲哀天皇紀に、名籠屋大濟を以て西門とすとあるは、則此所の事なり。此地に神社あり。猿田彦命と稱す。

○中原村

鳥旗村の東方にある隣邑にして、豐前にさかへり。村の東に長六百間、横二百四十間許の廣き原あり。豐前到津村に近し。此村に卜者三人有。陰陽師と稱す。其祖しれず。系圖なし。凡國中に陰陽師五十人許有。又方言に卜者をば博士と稱するは、古へ陰陽

博士有て占を司し故、それを轉じて、あやまり稱する成べし。村々に廻り行て、家々の禍福を占ふを以業とす。近きころ此村に嘉右衛門入道休白といふト者あり。其父嘉右衛門も、とより占をよくする名あり。休白其業を受つぎ、數郡の人に信ぜられたり。天性篤實にして質直なり。父嘉右衛門に仕へて至孝あり。常に父の側に侍りて、日夜はなるゝ時なし。國主の祈禱にこもりし時、二夜三日別れ居たりしより外、一生父にはなれず、夜も父の寢所をうかゞひてやすくいねず。父の寢覺の時は安否をとひ。ねむれる時はねいきをうかゞひて、夜々おこたる事なし。父も亦子を愛して、ねざめには子の安否をとふ。休白若き時より父の心をよろこばしむるを以て至樂とし、かりにも父の心にたがふを至惡とす。其餘は皆我身の得失をわすれたり。其家賣卜をわざとすれども、もとより耕作をもいとなめり。或時苗をうふる比、我家里より隣村までの田夫を雇ひあつめ、今日一日につとめて田をうへ、時におくれじと、いそがはしき折ふし、父の嘉右衛門豐前の小倉へ行てあそばんと思ひ、けふは田植日なれば、汝(休白なり。)は留りて田を能うへさせよと云、是より小倉は路程只一里ありて近く、路次も平にて、何のうれへもなければ、汝常のごとく我にしたがひ來るべからずといふ。されども休白、父ひとりやりて、みづからとゞまる事あたはず。父けふは田うへ日なれば、明日行給へといへば、今日父のゆかんと思ふ心にそむく事甚罪ふかく、おそれてさはいはず。つひに田うへの人を多く雇ひながら、父の供して小倉に行て遊べり。凡父に仕ふるには、家事のさはりなど少もこゝろにかけず、只父の心にしたがふを以てたのしみとす。後に父病に臥て、凡七十七日にして身まかりぬ。其間休白日夜そばをはなれずして父につかへ、夜もいぬる事まれなり。父死て哀戚のいたれる事、たとへていはんかたなし。休白も元祿元年に壽七十三にて死せり。子なくして族姪其あ

ことをつぐ。休白先祖より傳れる姓氏も有べきなれど、我に氏なしとて名のらず。時人只中原の休白と稱せり。心づきなき者は、あまねく其の孝を感ずるにはあらで、只何事にも僞なきをのみ感じ、賤き者なれど、しるもしらぬも是をうやまへり。少より老に至まで、親をしたふ事みどり子の如し。是德性の自然に出て、まなばずつとめず、自悦樂して行ひしなり。人ありて其孝行を稱るに、只我は孝ならずとのみこたへて、我が孝をかたらず。凡世に孝子多しといへども、かゝる至性の人はまれなるべきかな。

○島郷（是より以下島郷の事をしるす。此島は遠賀の北に在て、前に洞の海をへだて）

山鹿より若松まで長五里、横一里、村數十五、田畑高七千石あり。若松より海士住までの間、入海の南北のわたり半里許あり。此海は遠賀川の末にて、潮鹹まじれり。故に是ほどの廣川他國にはなし。依之大渡り川と云。名所也。又海士住より鹿までの間は、海のわたり甚せばし。其せばき所は四五間許あり。かくの如くせばき海は、他方にてはいまだ見ざる所なり。同じく海につゞきぬれど、大わたり川と名付し所は、大に廣く、洞の海と名づけし所は、きはめてせばし。此二事は常に異なりと云べし。島郷と名付しは、内には入海とほり、外には大海をうけて、めぐりは皆海なる故に島郷と云。島郷の村の名、東より西につらなる事、左にしるすが如し。若松、修多羅、藤木、二島、多田（頓田の枝村）、頓田、竹並、海士住、有毛、大鳥居、乙丸、高洲、山鹿、此十三村は、山より南の方内海の邊にあり。又西の方よりかぞへて柏原（山鹿の枝村）、岩屋（有毛の枝村）、安屋、脇田（安屋の枝村）、小嶽、脇浦（小嶽の枝村）、小石、此七村は山より北の方にあり。海に近し。北の方をゆけば、山鹿より岩屋へ一里、岩屋より脇田へ一里、脇田より脇浦へ一里、脇浦より小石へ一里、小石より若松へ一里あり。山鹿より若松まで、すべて五里なり。長き島なり。

○浪懸岸

山鹿村の境內にあり。山鹿浦の乾の方五町ばかり、柏原村に近き所に、浪懸と云所二あり。一は山の側の岸なり。岩所々に出入ありて凸凹なり。里人是を大浪懸と云。又其少西なる磯ぎはに長き岩の岸あり。是を小浪懸といふ。大浪懸は潮干には水遠し。潮みちたる時、西風あらければ波かゝる。小浪懸は潮みちたる時は、潮にかくるゝ。潮干たる時、西風あらければ波かゝる。凡海邊の岸に波かゝる所珍しからず。然るに取わけ、此所を浪懸の岸と名付しは、此大浪懸、小浪懸のある所は、西北をうけて湊口にさし出たる所なり。西北の風はげしき時は、此湊口より大浪よせ來たりて、波甚しく懸る事、他にことなればなり。

懷中抄　我袖のぬるゝをなにゝたとへまし
　　波かけの岸世になかりせば　　祐擧

夫木　松のねにあらはれにけり年を經て
　　いかでくづれぬ浪かけのきし　　大武高遠

同　浪かけのうらのねざめにいとゝしく
　　ものおもひそふかりがねの聲

○茶臼山　廟所山附

山鹿村より東に當れり。安德天皇此所に居給ひし時、鐘をかけられし松といひ傳へ、鐘掛松とて今に此山にあり。又山鹿村より北に當りて小山あり。土民は是を御廟所と云。山鹿城主麻生氏、元祖より十五代の嫡流、上野介興壽の男子の墓也といひ傳へたり。凡民俗は、墓所を名付て廟所といふ。

○狩尾大明神

山鹿村にあり。島郷の惣社なり。祭る所の神は、石清水の地主の神、大國玉神を勸請する所なり。社は村より北なる小山の上に在て、佳景の地也。

○洞山

山鹿の北柏原浦の西一町ばかり、海を隔て小島あり。堂山と云。其上に蛭子神社あり。又地藏堂有。其西

海邊にひきゝ所、廣さ岩の間に潮入所あり。掘きりたるが如し。横二間許あり。長し。潮みちたる時は、舟ならでは渡りがたし。其西に又島あり。其島の内に洞山あり。洞の内高さ三間半。横三間半、長十一間有て、南北に通せり。奇境なり。二の島ともに柏原村に屬す。凡國中に洞山二所あり。此地及脇田村と糟屋郡藍島のはなぐり島なり。凡洞とは、山のかたはらに大穴有て、うら表通りたるをいふ。もろこしには洞多し、本邦には稀也。

○板敷並石橋

是も柏原の西、堂山の西の島の内にあり。柏原に屬せり。板敷は海中に長く出たる岩にして、その平なる事恰板を敷たるがごとし。故に其名とす。長三十二間半、横十二間半あり。石橋は其東北の側にあり。村俗に、さけうと云。是石橋をとなへあやまれるなり。入江八間あり。其上に天成の石橋あり。幅一尺五寸、長一丈、高五尺三寸有て、人のわたせる橋の如し。其上を人ふみて渡る。洞山、板敷、石橋、三の物造化の巧妙にして、異なる境地なり。かやうの天工の石橋は、他國にも多く有べからず。豐前羅漢の石橋二より外いまだ見ず。

○山鹿岬

山鹿村の北一里に岩屋村あり。有毛村に屬す。其北なる出崎を岩屋崎といふ。是山鹿の岬なり。昔此邊をすべて山鹿と云けるならし。日本紀に、仲哀天皇八年春正月、天皇筑紫に下り給ふ。是時山鹿の岬より廻りて、岡浦に至りますとかけるも、此所の事なり。岡の浦は蘆屋なり。

過二山鹿三崎一詠　蓮禪

雲海沉々望自由。聞名蓬島不遙求。潮穿沙岸松根露。鷹守山畦稻穗秋。（渺々望山河處々分雨歇稻花登照守者在廬故云）
及老何堪羇旅路。當晴遥見往來舟。未全衣錦歸郷土。舊友莫嘲貧薄愁。無題詩集に出る

○馬の浦　烏帽子岩

岩屋浦の東の海にあり。岩の平かなる事垜馬場の如し。長百間餘、其内長六十五間許は横十二間あり。長三十五間許は横三間あり。又此邊の海濱に、烏帽子の形に似たる立岩あり。是亦奇境なり。

○脇田洞山

脇田浦の西に洞山あり。洞口方一間半、窟の内おくへ入事五間許、岩を態とうがてるが如し。山鹿の洞より小なれども、奇異なる所なり。又其東に大なる岩窟あり。穴の口是も一間半、おくへ入事五間許あり。又其邊に、もちろくといふ岩山あり。長六間、横三間許、窟穴あり。是亦奇境也。洞山の西に艫櫓と云所あり。

○逆見津

岩屋と脇田との間にあり。潮のかはる所なり。是より潮東西に分るゝつじなり。凡福岡より大阪に上る海路に、潮のかはるところ所々にあり。海中の地勢高下によれるなるべし。此所及周防のざうし、備後の白石など、共に潮のかはる所なり。かはるとは上下に潮のわかれて、みち引する所なり。日本紀に、逆見の海を鹽地とすとあり。此所の事にや。一說には、長門國武久村の澳を逆見海と云といへり。島郷の內海にては、庄の口と云所に潮のかはる所あり。逆見津のとほり也。

○白島

脇田脇浦の海の澳にある二島なり。二島をすべて白島と云。東にあるを雄島と云、西にあるを雌島と云。雄島に岩(雄島は其周廿一町十九間。雌島は其周十町あり。)其間相去事六町半有。雄島に岩石多く土少し。柴木茂く多し。其東南の方海邊に高き石壁横五十間許あり。其傍の石に、綠靑方二間許なる所あり。里民傳へて曰、有金故綠靑生ずと、其靑き事甚し。雌島は其地高からず。林木なし。野牛多し。日本紀仲哀紀に、柴島を割て御䑋とすと有。柴島は此白島の事ならんか。柴多く生ずる故に、柴島といひしを、後にいひ轉じて白島と云けるにや。白

と柴と其訓相近ければなり。又若松の入海にある嶋をも賣波嶋と云。風土記に出たり。然れども是は狹き入海の中に在て、あらはれざる所なれば、御竈とするとはいひがたからんか。昔毛利元就筑紫に渡り給ひし時、この白嶋より十八丁瀬の、かべと云所に船をつながれしが、元就乘船の碇、海中の岩背にかゝりて上らず。時に脇田浦に水練の達者有けるが、彼所十七尋ありける海底に入て取上ける。元就斜ならず感悅し、白嶋を永代彼者にたまはりぬ。其子孫脇田脇の浦に居て、南所より此嶋をわかちて領しける故、今に至まで、南所より是を預れり。此白嶋に白瀧權現社、應瀬明神社あり。昔年長門國の者、此島は彼國の内なりとて、毎年來り祭禮の事に預らんとす。脇田脇浦の者これを制しけれどもうけごはず。又かさねて來りし故、脇田脇浦の者是れを見て、闘諍に及び、終に長門國の者七八を其場にて打殺しぬ。是よりもて彼國の者の諍論はやみぬ。然れども彼七八の者の靈魂祟をなしけるにや。七の塚を築き、邪神とし、毎年六月にこれを祭る。

○小嶽村 白山權現社、十三塚

小嶽村の山上に白山權現の社あり。是伊弉冊尊菊理姫を祭る所なり。麻生兵部大輔宇津宮の白山權現を勸請せりと云。昔はさばかりの大社なりしにや。此社の鳥居を立たる所を、今も大鳥居と號して、村の名とす。此村は内小嶽外小嶽とて、南北兩村あり。内小嶽を本村とし、外小嶽を枝村とす。小嶽の高き山は、内小嶽の北、外小嶽の南にあり。又小嶽の南のふもとに熊野權現の社あり。むかしは此社に社僧八坊有しとて、其宅址村中に殘れり。其八坊は瀧王坊、辻坊、西坊、中坊、下坊、東坊、閼伽井坊、此外に二坊ありしと云。又小嶽と脇浦の間、白山の社の西に、十三塚ならびつらなれり。

○小石村

初は越石とかけり。今は小石とかく。脇浦より小石まで皆石原なり。故に越石といへるにや。

○若　松

町あり。民家多し。是當國東北の端に在て、豐前長門凡上方への渡口なり。むかしは修多羅村の枝村なりしが、長政公入國の後、別村となる。宗祇が筑紫紀行に曰、うつり行て筑前國若松の浦といふにつきぬ。則此所をしる人麻生の何某兄弟、ある寺にむかへとりぬ。かた山かけてうへ木たかきかげあり。内外の海を見るに、鹽屋のけぶり、くれわたる入日影に移ろふほど、又いふかたなし。此二人は將軍家に奉公の人に侍れば、都の物語こまやかにして、いろ〱のさかなもとめ出たるほど、こよろぎのいそがはしさも思ひやらる。さかづきかさなり、さし更る月のひかりもたゞならず、今宵は十三夜なれば、發句

名やおもふ今宵しぐれぬ秋の月

この時宗祇が宿せし寺は、正法寺といふ禪寺なり。今は廢してなし。長政公入國の後、此所に飛船數十艘をつなぎ、舟司舟人等多く置て、急用に備へらる。是は芦屋洋は風あらき時は、舟の往來成がたき故、此所より使の人を舟にのせて、大坂に遣すべき爲なり。

○河斛島

仙覺が萬葉集の註を案ずるに、筑前國風土記を引て、鳥旗の海中に兩の小島あり。其一を河斛島と云。島に支子を生ず。（支子は梔子ならん。）海に鮑魚を出す。其一を資波島と云。兩島ともに烏葛、冬薑を生ず。烏葛は黒葛なり。冬薑は迂菜也とあり。今案ずるに、若松と鳥旗との間にある島を中島と云。是則河斛島なるべし。島の内に神社佛堂なし。此中島を長政公入國の後、城を築て中島城と號し、家從三宅若狹を置れしが、大坂陣の後元和元年、公命によりて城を破らる。

○資波島

中島の數町西に葛島と云あり。中島に比すれば大なり。葛多し。是風土記にしるせし資波島なるべし。葛島の西南に小島三あり。葛島に比すれば甚小也。

○大　渡　川

若松の入海の口、若松と鳥旗との間なり。遠賀川の水、蘆屋の東三頭と云所より、西の方蘆屋に流れ、又三頭より東へもわかれて、若松へながれ出る事川の如くなれば、大渡川と云ふ。日本紀、仲哀天皇の紀にも、名籠屋・大濟を以て西門とすとあり。名籠屋は若松のむかひ、鳥旗村の出崎なり。大渡にちかし。藻鹽草にも、大渡川筑前にあるよし記せり。

古今六帖

つくしなる大わたり川おほかたは　貫之

我ひとりのみわたる浮世か

この川は神功皇后の御船の通りし所なり。凡甚しき嚴寒の時、大川はこほれども、海はこほらず。然るに此先慶長年中に一度、寛永年中に一度、此水こほれり。又天和三年十一月晦日より雪ふり、しはすの四五日まで、寒氣はげしき時、いづれの川も皆こほりし時、此水もこほりて、舟の往來たえたり。慶長よりさきの事はきかず。此所入海なれど、遠賀の水もこゝに出て、鹹淡相まじはれり。故に川とひとしく氷となれり。大渡川と稱するも、又むべならずや。此川若松より海士住の間は、其わたり所により、少廣狹あれども、凡十五町廿町許あり。其水上の遠賀川は、其廣き事淀川、千年川、其餘の大河に及ばずといへども、此川は入海にて、鹹淡相まじりぬれば、其廣き事かくのごとし。是天下第一の大河にも勝るべし。若松より海士住までの間、すべて大渡川なるべし。

○修多羅村

此村は東南の方海にむかへり。若松村・小石村・藤木村、皆修多羅村の枝村也。長政公入國の後各別村とせらる。昔此村に修多羅山宗壽寺と云寺有しとかや。修多羅とは、佛經の梵語也。修多羅村の北小田山に、十三塚つらなれり。小石と修多羅の間なり。筑後久留米の城主有馬玄蕃頭、より長政公に乞て、上方往来の爲に此所に早舟を多くつなぎ、船頭水主なども置れけるが、忠之公の時、寛永の初より此所に渡舟をおかれず。其後[illegible]同一浦に舟をつなぐ。

○藤木村

若松と二島との間、山の南の側に在て、其境内一里あり。長き里なり。

○石　峯

藤木村の上にあり。上に大石ある故に石峯と名づく、島郷にて第一の高山なり。次に畠田村の上の彌勒山高し。次に小嶽山なり。

○二子島

二島村にあり。黒崎の向ひに小島二あり。其故に村の名をも二島と云。二島各周九十間許ありて、其四方の峯險くして蹐り難し。矢篦竹多し。大なる蚰あり。

○彌勒山

畠田村の上にあり。山上に彌勒堂あり。頗高山なり。

○海士住

竹並海士住の前なる斥に、元祿元年新田多く出來たり。竹並の前に新村出來（柳川と云。海士住に屬す。）それより小島といふ所まで十數町の間堤をつき、（イ其長八百廿間あり）其所を新田とす。水門二あり。むかひの枕崎の土石を用て堤を築けり。（[illegible]）

○洞海

若松より蘆屋に至るまでの間入海あり。若松より海士住までは、海の南北廣き事半里許あり。海士住より淺川の西までは、山間にて海のわたり甚せばし。狹き所は六七間、尤狹き所は四五間あり。大舟は通らず。是を洞海と云。凡くきとは狹き所に水の通ずるを云。水莖の岡の湊と云も此意なり。日本紀に、仲哀天皇八年春正月、天皇筑紫に幸し給ふ時、神功皇后は別舟にして、洞の海より入玉ふ。（若松の方より大渡川を通り玉ひしなるべし。）潮涸て御船進む事を得ず。時に岡の縣主熊鰐更に歸りて、洞の海より皇后をむかへ奉り。則御舟の進ざるを見て惶懼て、忽に魚沼鳥池を作り、悉く魚鳥をあつむ、皇后此魚鳥の遊ぶを見そなはして、忿の心稍解給ひぬ。潮の滿るに及て御舟進て、則岡津に泊り玉ふといへり。潮干て皇后の御舟進ざりし所は、海士住の新村の邊、新田の內七反田と云所に、鵜巢

と云君の背あり。此所に御舟すはりすゝまざりし由、むかしより云傳へたりと、村老語れり。（魚沼云云淵ナラン池一本ニ出ス）魚沼鳥池を作りし所も、此山の下今の新村の邊ならん。此所は昔潮の入口なり。貞享年中に、此地新田となりしに、其所に清泉出づ。今新村祓川村の民、此水を以、酒を醸すに味甚よし。郡中第一と稱す。此所入海にて清泉の有べきとも見えざるに、かゝる水あるは是魚沼鳥沼のありし跡なるべし。新田とならざる前は、清泉ある所より、猶三町ばかり山際までは潮滿入し故、清泉は潮水の中にありて顯れざりしなり。其上の山平なる所に古松三株あり。是を御輿かけの松といふ。此所神功皇后の御輿をかけし所と云。皇后潮のみちし間。しばらく此所にとゞまり、魚鳥の遊ぶを見て、御心をなぐさめたまひし故、其間御輿をこゝにかけたりしにや。古松三株の内、二株は大風にたふれて、今は一株のみ殘れり。又手野村の松原の内に池大小二あり。こうづが池と云。是則魚沼鳥池ならんかといふ者あり。然ども此所は洞の海より甚遠く、方角ちがへり。且潮の干たる間は、久からざる物なれば、かゝる大池は、にはかに作るべからず。皆牽合せる虚說なれば必信ずべからず。にはかなる事なれば、唯御船のとまりし洞の海の入口のほとり、海士住のあたりに、たちまちに作れる小池なるべし。いとかりそめの事なれば、其跡後代までは殘るべからず。豐臣秀吉公朝鮮征伐のため、肥前名護屋に下り給ふ時、神功皇后のあとをしたひ玉へるよし、語り傳へ侍れば、昔の吉例を思ひ出て、洞の海を通り玉ひしにや。

○大鳥居村

むかし麻生氏小岳山の上に、宇都宮の白山權現を勸請し、此村に大鳥居を立し故、其後村の名とす。

○椎木淵

大鳥居村の西、太閤水の東北にあり。大松ありて、下に椎木あり。其下は深淵なり。是洞海の中也。太閤水は、小[illegible]村の所にしるせり。

○庄江

大鳥居村の東にあり。北より流るゝ小川あり。洞海に入る。此邊に若松の方と、芦屋の方との潮境あり。此處にて兩方より潮みち合。又兩方にひく。是外海の潮境、逆見津のとほりなり。又むかし此東に子忘の橋とて、陸路の方より、島郷の方にかけし橋あり。洞の海にわたせり。今はなし。近き所まで、橋くひはなほ殘りしと云。今は陸路の方より、島郷の方にわたせる橋一所もなし。

○皇后淵

海士住村と庄の江との間にあり。此内海は、神功皇后の通り給ひし所なれば、此所にも皇后の御船をとゞめられしにや。

○有毛野

有毛村の海邊にあり。東西十三町五十間、南北十二町卅間あり。是放鷹の地なり。林木なし。此所の山に、花ことなる百合草あり。うるはし。

筑前國續風土記卷之十五終

筑前國續風土記卷之十六目錄

宗像郡上

筑前國續風土記 卷之十六

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

宗像郡 上

日本紀第一卷には、胸肩と書けり。舊事記には、宗像とし、古事記には、宗形とす。凡和語の習ひ、訓同じければ、文字相用るは常の事也。宗像と名付し意は、宗像の社記に曰、筑前國風土記に曰、宗像之大神自居崎門山。天降之時。以青蕤玉置奥津宮之表。以八坂瓊紫玉置中津宮之表。以此表成神體而納三宮。即納隱之。因曰身形郡。釋日本紀云、先師說曰。胸肩之神體爲玉之由。見風土記。然則號其由來。爲其神像者也。今此說によりて案るに、宗像と名付し事、三神の御身の形を以、三宮に納し故、身の形と云、三神の居ます所成故、身形郡と號す。みのと、むなと音相通ずれば、古へ和語の習、轉じて、むなかたと名付しならん。凡此郡は、西北に海をうけ、海中に島有。東北遠賀郡に隣りて、高山を以て限とし、南は鞍手郡に境ひて、又山を隔て、西は原野にて、糟屋郡につゞけり。郡中にも山野多くして、所々に小川有。凡河海の利とぼしからず。只西北海に近くして、時々颶風の災有のみ。

里民の曰、此郡に六嶽有。

室木嶽、蔦嶽、許斐嶽、宮地嶽、よりだけ、大島御嶽、是なり。

此郡に唯二川有。田島川、西郷川也。其餘の諸村の谷水は、皆此二川に落て、北海に入。二川其源頭近して深山なし。故に河水大ならず。此郡の南の山邊の村、西より東へは、合利宿、内殿、本木、大穗、野坂、朝町、名殘、孫原、吉留也。道の北、宗像山より海邊迄の山下の村、東南より西北への序は、竹丸、石丸、稻嚴寺、三郎丸、平等寺、山田、池田、上八也。

和名抄に載する所、此郡の郷の名十四有。

秋　山　田　今も村名に殘れり。　荒　木

海部（あま）　席　内　今糟屋郡に席内と云大村有。昔宗像郡の境内成しにや。いぶかし。古今轉變は不珍敷。

深　田　今も田島に深田と云小村あり。

野　坂　今も村の名のこれり。

蓑　生　西郷村に蓑生と云枝村有。福間浦の邊を蓑生浦と稱す。名所也、

幸　家

小荒（こあれ）　大荒（おほあれ）

津　丸　津丸と云村は今も有。丸の字、誤て九と書り。

怡土（いど）　荒自（あらじ）　今も村の名に殘れり。

今稱する所の此郡の村の名

舍利藏村　本木村　河内村　本木村の内

畝町村　內殿村　檜木村　內殿村の内

鳥巣村　久末村　津丸村

手光（てびかり）村　冠村　手光村の内　上西郷村

大森村　上西郷村の内　鞍掛村　同上　下西郷村

福間（ま）村　下西郷村の内　宮司村　渡村

梅津村　渡村の内　津屋崎村　在自（あらじ）村

大石村　須多田村　怒（ぬ）山村

生家（いくへ）村　怒山村に屬す。　勝浦（かつら）村

山添村　鹽江村　同上　勝浦濱村　同上

松原口村　勝浦村に屬す。新田村也。　神湊（かうのみなと）村

江口村　吉田村　川端村　吉田村の内

河東（かとう）村　多禮村　河東村に屬す。

池浦村　多禮村に屬す　牟田尻村

下牟田尻村　牟田尻村に屬す。　田島村

大井村　釋迦院村　大井村の内　用山（もちやま）村

田熊村　平井村　田熊村の内

東郷村　今東江と書は、郷の字の草書を誤りてなり。　村山田村

八並（やつなみ）村　山中村　八並村の内　王丸村

大穗村　大穗町　大穗村に屬す。

野坂村　中山村　野坂村の内　原町　野坂村光岡村の内

朝町村　晝掛（ひるかけ）村　朝町村の内　光岡（みつ）村

久（く）原村　平清水村　久原村の内　曲村

名殘村　德重村　兎渡村　德重村の内

藤原村　吉留村　安倉村　吉留村の内

猿田村 同上　松丸村 同上　武丸村

土師上村 武丸村の内　赤間村 赤馬と書を正とすべし古は赤馬町といふ。

陵嚴寺村　石丸村　田久村

三郎丸村　土穴村　稲元村

野添村 稲元村の内　須恵村　平等寺村

山田村　横山村 山田村の内　池田村

大王寺村 池田村の内　田野村　向田野村 田野村の内

上八村　鐘崎村　地島村

大島村

以上九十一村

内　本村 五十八　枝村 三十三　此内新田村一

○宗像大神三社

延喜式神名帳に、筑前國宗像郡宗像神社三座並名神大と記せり。此三座の神は田心姫、湍津姫、市杵島姫なり。大島、澳島、田島、三所にしづまりおはします。日本紀第一神代卷上を考ふるに、素盞嗚尊父母の御心に叶ひ給はず。根國にやらはれ給ふ時、暫く高天原にまうでゝ、姉尊天照大神也に相ま見えて後、ひたぶるにまかりなんと望み給ひしに、伊弉諾尊ゆるすと宣ひしかば、則天にのぼり給ひしに、天照大神は、素盞嗚尊の、國をうばはむとするの志有りと、うたがはせ給ひ、兵の備をして待給ふに、素盞嗚尊此よしを見て、吾初より異心なし。但父母の嚴勅ます故に、ひたぶるに根國にまかりなんとす。若姉の尊と相ま見えずんば、吾いかんぞあえてまからん。爰を以て雲霧を踏渡り、遠より來りまゐりぬ。思はず、姉の尊かへりていかり玉はむ事をと宣ふ。時に天照大神又とひて宣はく、若然らば、將に何を以、爾が赤心をあかさん。對ていはく、請ふ姉と共に誓はん。夫誓約の中に、必將に子をうむべし。若吾うめる處女ならば、則濁心有とおぼせ。もし是男ならば、清心有とおぼせ。爰に天照大神、則素盞嗚尊の十握劔をこひ取、打折て三段となし、天の眞名井にふりすゝぎ、さかみにかんで吹出る氣噴の狹霧に、うまるゝ神を

なづけて田心姫と云。次に湍津姫。次に市杵島姫、すべて三柱姫神ます。又天照大神勅して曰、其十握劍は是素盞嗚尊の物也。此三女神は悉く是爾が兒也と宣ひて、則是を素盞嗚尊に授給ふ。此則筑紫の胸肩の君等が、いつき祭る神是也と記せり。是日本紀にしせる最初の説なれば。田心姫を第一とし、湍津姫を第二とし、市杵島姫を第三とする説を正とすべし。且後代、文德實錄、三代實錄などに記せる次第も、皆是に同じ。されば誠に誤とするに足れり。日本紀は舊事記、古事記より後に、舍人親王の作り給へる書なれば、前書の失をも改正して、かく記し給へるにや。古語にも、後出の者巧也とあれば、舊事記、古事記よりも、日本紀を證とすべきか。然して日本紀本説の下に附たまへる、分註の數説も、古來の異義を存して、疑を傳へたまふ意なれば、是亦捨がたき事也。且三神の鎭りませる三所の地は、日本紀最初の説に詳ならずして、一書の説に出侍る故に、今日本紀分註の諸説、幷に舊事記、古事記の説を採錄する事、左の如し。

日本紀の內、一書の説に曰、日神素盞嗚尊と相對て立て、誓て曰、若汝が心明淨して、しのぎうばはんと云意あらずば、汝がなさむ兒、必當に男ならんと宣ひおはつて、先はかせる十握劍を食し兒をなす。瀛津島姫と名付く。又九握劍を食し兒を成す。湍津島姫と名付く。又八握劍を食し兒をなす。田心姫と名付く。凡三女神ます。下略 日神其うみませる所の三女神を以て、筑紫洲に降まさしむ。依て敎て、汝三神は宜しく道中に降りまして、天孫を助けまつり天孫の爲にいつかれよと宣ひき。是天照大神の御時、三女神既に宗像に降り給へる證とすべし。且世々の帝の、宗像の三社を崇め給ひ、時々奉幣使を下させ給ひけるも、このゆへなるべし。 又一書の説に、天照大神八坂瓊の曲玉を以、天眞名井にうけよせて、瓊の端を囓斷て、吹出る氣噴の中になる神を、市杵島姫命と名付く。是は遠瀛にます神也。澳島なり。 又瓊の中をくひ斷て、吹出る氣噴の中になる神を、田心姫命と名付く。是中瀛にます神也。大島なり。 又瓊の

尾を食斷て、吹出る氣噴の中になる神を、湍津姫命と名付く。是は海濱(こなた田島也。田島の社、昔は神湊の東の海濱に在り、今も其址殘れり。)にます神也と有。又日本紀一書の說に、日神先食二其十握劍一。化生兒瀛津姫命。亦名市杵島姫命、又食二八握劍一。化生兒湍津姫命。又食二九握劍一。化生兒田霧姫命。云々。舊事記には、天照大神、素盞嗚尊のはかせる所の三劍を以、天眞名井にふりすゝぎ、さかみにかんで、吹出るいぶきの狹霧の中に、あらはれます三女の神有。十握劍の化生の神を名付て瀛津姫と云。(又田心姫。又曰田霧姫。)九握劍化生の神を號て湍津島姫命と云。八握劍化生の神を號て市杵島姫と云。瀛津島姫命は是遠瀛にをる所の神、是田心姫也。邊津島姫命は是海濱にをる所の神、是湍津姫命也。中津島姫命は是中島にをる所の神、是市杵島姫命也。又曰、田心姫命又奥津島姫と名付く。又瀛津島姫命と云。宗像奥津宮にます。是遠瀛島にます所の神也。次に市杵島姫命、又佐依姫命と云。又中津島姫命と云。宗像中津宮にます。是中島にをる所の神也。次に湍津島姫命、又多岐都姫命と名付。亦の名は邊津島姫命、宗像邊津宮に座す。是海濱にをる所の神也。古事記に曰、多記理毘賣命は胸肩の奥津宮にましします。次に市杵島比賣命は胸形の中津宮にましします。次に田寸津比賣命は邊津宮にましします。此三柱の神は胸肩君等が、いつく三所大神是也と有。三神兄弟の次第は右に記せり。日本紀初の說を正とすべし。三神御鎭座の所、右三部本書の說同じからず。三書の內にも又說多して、いづれが是なる事をしらず。後花園院文安元年に、大宮司氏俊、三社の緣起を改書しける。其詞に曰、第一神は海濱を集て島を築、居を遠海の奥に示し給ふは、末世に至る迄、異國を降伏し給ふべきよし御誓有て、彼島に留り玉ふ。則奥の御島と號す。是日本高麗との中間也。遠瀛に居給ふ。是を田心姫と號し奉る。第二神は居を中海の中に示し給ふ。今大島と號する是也。中瀛に居給ふ。是を湍津姫と號し奉る。第三

神は居を海濱に示し給ふ。今田島と號す。是也。海濱に居給ふ。是を市杵島姫と號し奉ると書り。此緣起は末世の說にして、ふるきより據なければ、打まかせて證としがたし。況三神鎭座の地、日本紀、舊事記、古事記にもそむけり。且鎭座の時も日本紀とあはず。いかなる傳說本有てか、かく記せしにや。いぶかし。然れども、其最初に生れたまふ御神、遠瀛に鎭りまし、第二神中瀛に鎭りまし、第三神海濱にしづまりたまふは、諸說皆同じくして、其名に異同あるのみ。今宗像三所の神司も、ともに田心姫を第一とし、湍津姫を第二とし、市杵島姫を第三と稱して、各異る事なし。但鎭座の次第、奥島、田島の神職のいふ所おなじからず。田島の神職は、昔大宮司の時より以來今に至て、田島の宮に祭所は田心姫也。三神の次第、田心姫第一なれば、田島を第一とす。海濱の社は、田圃有所に近くしづまります御神成故、田心姫と云。湍津島姫を第二とす。大島の神は、天の川のほとりにまします故に、湍津姫と云。市杵島姫を第三とす。奥の島の神は、日本紀に、又名は市杵島姫と云と記せり。おきつと、いちきと音相近し。是を以奥津島にましますを、市杵島姫とすと云。また奥津島の社職は、舊事記、古事記、及大宮司氏俊の緣起の說を以證として、奥津島の神を田心姫とし、第一とす。出雲より來りて鎭座し給へる神なれば、第一田心姫は先奥津宮にとゞまり、次に湍津姫は大島にとどまり、次に市杵島姫は海濱にとゞまり給ふ。其次第かくのごとく成べしと云。かく古書に載る所、今世傳ふる所、其說まち／＼にして同じからず。社家の傳へ云處も亦各其理あれば、今更何れを是とし、いづれを非とすべからず。然らば三神の鎭座、各いづれの時と決定しがたし。三神皆日神の御子にて、同胞（はらから）の御事なれば、いづれもたうとぶべき御神也。故に朝廷より贈らせ給ふ神位も、皆同位也。凡兄をたふとび、弟をいやしむは常の習ひなれど、夫は鄕

業にて齢をたつとぶの禮也。昔より弟賢にして君と成、兄不賢にして臣と成例もあれば、必姉妹の次第を以、其貴賤と長短をあらそふべからず。凡田島、大島、奥津島は、三所ともに、何も三神を一社に合祭て、各其社の主とする所を中座に崇奉る。社家には、光仁天皇天應元年に神託有て、邊津宮の社内に、奥津島、中津島の兩神をも勸請して、一所に崇奉ると云傳へ侍る。又三神鎭座の始を、氏俊が縁起には、孝靈天皇四年に、出雲國簸の川上より、筑紫宗像に御遷行と記せり。然れども天照大神の勅に依て、神代より已に筑紫に降臨有しこと、日本紀の文明白なれば、是を正説とすべし。他說を用べからず。但出雲國より、海上を遷行有し故に、先一神は奥津島に留り玉ひ、次に大島、次に海濱宮に留り玉ふは、其序かくの如く成べければ、出雲より來り玉ふ事は、さも有なん。日本紀十二卷に、履中天皇五年春三月戊午朔、筑紫にまします三神、宮中に顯れて宣く、何ぞ我民を奪や。吾今汝にはぢみせん。爰におゐて禱祠らす。其後皇妃薨じ玉ふ。已にして天皇、神の祟りを治ずして、皇妃を亡ふことを悔て、更に其咎を求む。或者曰、車持君筑紫國にまかりて、悉くに車持部を按り、兼て充神者をとれり。必此罪ならん。天皇則車持君を喚て、以て推問たまふに、事既に實也。因て以てせめて曰、爾車持君といへ共、ほしいまゝに、天子の百性を檢校れる罪一也。既に神祇に分寄る車持部を、兼て奪とれる罪二也。則悪解除善解除を負て、長渚崎に出ではらへみそがしむ。既にして是に詔て曰、自今以後、筑紫の車持部を掌る事を得ざれとて、乃ち悉く收て以、更に分て三神に奉る。同十四卷に、雄略天皇九年春二月甲子朔に、凡河内直香賜と釆女とを遣して、胸肩の神を祠しめ玉ふ。香賜釆女と既に壇所に至て、將に事を行はむとするに及て、其釆女を奸す。天皇聞しめして曰、神を祠て福を祈ることを、敬しまざるべけんや。則難波の日鷹吉士を

遣して、是を誅さんとし玉ふ。時に香賜則逃亡て在らず。天皇復弓削連豐穗を遣して、普く國内を求め玉ひしに、三島郡藍原におゐて執て斬ぬ。續日本紀に、仁明天皇承和九年秋七月乙未に、使を筑前國に遣して、宗像神に奉幣立玉ふ。祟有に依て也。

文德實錄に、文德天皇嘉祥三年十月辛亥、筑前國宗像神に從五位上を授給ふ。仁壽三年二月癸亥、筑前國宗像神に正五位下を加へ給ふ。天安元年十月丙寅、筑前國にます正四位下勳八等宗像神に正三位を授けたまふ。同二年閏二月戊午筑前國にます正四位下勳八等田心姬神・湍津姬神・市杵島姬神に、並に正三位を授けたまふ。篤信案るに、文德實錄所記ハ、去年今年兩度正三位を授け給ふこと、いぶかし。本書を考ふるに此如。

三代實錄に、淸和天皇貞觀元年正月二十七日、筑前國正三位勳八等田心姬神、湍津姬神、市杵島姬神、並びに從二位をさづけらる。同十二年二月十五日、勅して、從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄をつかはして、宗像大神に奉幣したまふ。その告文にいはく。

天皇我詔旨止、掛畏岐宗像大神乃廣前申給倍止申、去年六月以來、太宰府度々言上須、新羅賊船二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾到來天、豐前國乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退太利、又廳樓兵庫等上爾、依有大鳥之恠、卜求爾、隣國兵革之事可在止卜申利、又肥後國爾地震風水之災在天、舍宅悉仆顛利、人民多流亡多利、如此之災比古來未聞止、古老等毛申止言上多利、然間爾陸奥國又異常那留地震之災言上多利、自餘國々毛又頗有件災止言上多利、傳聞彼新羅人波、我日本朝止久岐世時與利相敵比來多利、而今入來境内天、奪取調物利天、無懼沮之氣、量其意況爾、兵寇之萌自此而生加。我朝久无軍旅天、專忘警備多利、兵亂之事尤可慎恐、然我日本朝波所謂神明之國那利、神明乃助護利賜波、何乃兵寇可進來岐。又我皇大神波、掛毛畏岐大帶日姬乃彼新羅人乎降伏賜時爾、相共加力倍賜天、

我朝乎救賜比崇賜奈利、而今如此爾押侮氣色乎露出事乎波、最毛是皇大神乃聞驚怨恚賜倍岐物奈利、故是以、從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄乎差使天、禮代乃大幣帛乎令捧持天奉出給布。此狀乎平久聞食天、假令時世乃禍亂止爲天、上件寇賊之事在倍久物奈利止毛、掛毛畏皇大神、國内乃諸神達乎毛唱道支賜比天、未發向之前爾、沮拒排却賜倍、若賊謀已熟天、兵船必來倍久在波、境内爾入賜波須、逐天還漂沒天賜比天、我朝乃神國止憚其來禮留故實乎澆多之失賜布奈、自此之外爾、假令止之天夷俘乃逆謀叛亂之事、中國乃盜兵賊難之事、又水旱風雨之事、疫癘飢饉之事爾至萬天爾、國家乃大禍、萬姓之深憂止毛可在良牟乎波皆悉未然之外爾拂却銷滅之賜天、天下无躁驚久、國内平安爾鎮護利救助賜比、天皇朝廷乎寶位无動久、常磐堅磐爾、夜守日守爾護幸倍給奉給倍止、恐美恐美毛申賜久止申。

三代實錄曰、陽成天皇元慶二年十二月廿四日、兵部少輔從五位下兼行伊勢權介平朝臣季長をして、宗像大神に奉幣し給ふ。

又曰、元慶五年十月十六日。太政官處分。依レ請大和國城上郡從一位勳八等宗像神社。准ニ筑前國本社。置ニ神主。以ニ高階眞人氏人ー爲レ之。又類聚三代格曰、太政官符。應ニ充ニ行宗像神社修理料一云云。件神坐ニ大和國城上之内。與下坐ニ筑前國宗像郡ー從一位勳八等宗像大神上同神也。舊事記云、是天照大神之子也。大神勅曰。汝三神降ニ居道中ー奉レ助ニ天孫。爲ニ天孫ー崇祭者。今國家毎レ有ニ禱請ー奉幣使神是其本縁也。唯筑前社有ニ封戸神田。大和社未レ預ニ封例ー云々。

今此二書に記せる所、從一位勳八等宗像大神と有。國史に宗像神社に從一位を授玉ふ事見えず。されば台の書に記せるを以見れば、其先從一位を朝廷より授玉ふ事分明也。凡此御神は、神代より此國に鎮座し玉ひて、邦國の守と成、永く天孫の御すべをたすけ玉へり。是神代の卷に載る所、天照大神の勅明白也。故に古へ世々の帝、しばしば此社に勅使を立られ、

禮幣を捧げ、寶物寄納し玉ひ、御尊崇を極め給ふは此緣也。日本紀、應神天皇の卅七年春二月。遣阿知使主都加使主於呉令求縫工女云々。呉王於是與工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女。四十一年春二月。天皇崩。是月阿知使主等自呉至筑紫。胸形大神乞工女等。故以兄媛奉於胸形大神。是則今在筑前國御使君の祖也。既而率其三婦女以至津國及于武庫而天皇崩之不及。即獻于鷦鷯尊。是女人等之後。今呉衣縫。蚊屋衣縫是也。舊事記曰、味鉏高彥根神妹坐奥津宮田心姫云々。古事記曰、大國主神娶坐胸形奥津宮神多紀理毘賣命上。生子阿遲鉏高日子根命。次妹高比賣命。亦名下光比賣命。此之阿遲鉏高日子神者。今謂迦毛大御神者也。公事根源下卷、十一月上卯日宗像祭。氏人是を執行ふと云へり。氏人とは宗像の君を云成べし。宗像の社他國にまします所多し。延喜式に載侍るは、大和國城上郡登美山神社三座、備前國一座、赤坂郡津高郡、伯耆國會見郡、下野國本川郡に在是

也。又山城國葛野郡の宗像の神に、清和帝より告文をまいらせられしこと。三代實錄十八卷に見えたり。是松尾攝社成か。又嵯峨の櫟谷にましますす宗像神成か。是は式外也。又京都花山院殿の宅にましますす宗像の神あり。拾芥抄に云、近衛南。東洞院東一町。本名東一條云々。式部卿貞保親王家貞信公傳領之。住小一條之間號之東宮九條殿令給外家冷泉院。此所立坊花山院傳領之。大鏡曰。忠平公(貞信公なり。)又小一條太政大臣と申す。朱雀院並村上の御おぢにおはしますと云々。三人の大臣達御子也。の參らせ玉ふれうに、小一條の南、勘解由小路には、石疊をぞせられたりしが、また侍るぞかし。宗像明神のおはしませば、洞院の後の辻よりおりさせ玉ひしに、雨などのふる日のれうとぞ承りし。大かた其一町は、人まかりありかざりき。今はあやしき者も馬車にのりつゝ、みじみじとあきり侍るは、昔の名殘に、いと忝なくこそみ玉ふめれ。此貞信公は、宗像明神うつゝに物など申玉

ひけり。我より御位高くてゐさせ玉へるなんくるしきと、申玉ひければ、いと不便なる御ことかなと、神の位を申させ玉へる也。花山院家記曰、此亭元貞保親王の家也。清和の皇子也。貞信公相傳而住西家。小一條今宗像是也。時人以此亭號東宮。貞信公讓于九條右丞相冷泉院。右丞相皆振、於此亭有立太子事。即爲御所東宮之號世俗之謂有微云々。其後爲花山院御所、仍改東宮之號。又稱花山院三代實錄第二、清和天皇貞觀元年二月晦日丙辰。筑前從二位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神。並授正二位。太政大臣東一條第從二位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島姫神。並授正二位。此六社居雖異。實是同神也。今案、東京一條第宅の三神宗像社は、今花山院殿宅中に小祠ある是也。時代に隨ひて第宅の有所は替り侍れど、花山院の號はかはらず。宗像の社も時に隨ひて遷玉ふ。花山院殿世々是を崇敬し、祭祀をつとめらる。是式外の神也。諸神記曰、建治二年勸文云。東一條宗像神社三座爲式外之神。而去年建治。占部兼文依勸奏子細可預四度官幣之由宣下畢。古宗像三社に神領多く侍り肥前國晴氣保三百町、豐後に豆田原四十町、壹岐島樂師丸廿五町、當國には鞍手郡古物神崎四十町、芹田五十町・宗像郡西鄕三百町、稻元四十町、須惠村卅町、稻光五十町、都合八百七十五町なり。是古來より定たる神領也。かく國々所々に神領有しが、氏貞の時亂世と成ては、宗像一郡及鞍手郡若宮三百町、又遠賀郡川の西鄕を領す。然るに氏貞先祖大宮司氏俊、初て將軍足利氏に與して兵革を事とし、神領を以私領の如くせしかば、天正十五年秀吉九州をたいらげ玉ひし時、大宮司氏貞は已に其前年卒せし故、其所領悉く沒收せらる。大宮司家の領地は、元神領成る事を知給はざりし故也。其年小早川隆景國の主となり、新に貳百町の神田を寄附せらる。其時家臣井上又右衞門が證文、並村付あり。此神領寄附の間凡八年、文祿三年隆景隱居して、備後國三原に移ら

れ、其養子秀秋、當國を相續で領せらる。秀秋內政無道にして、所々の神領を沒收し、隆景の當社に附玉へる二百町の神領さへ不殘取放さる。隆景是をかなしみ、隆居領の內、本郡河西の鄕の土貢米百石を寄附せらる。（河西の鄕は田島の邊也。）長政公此國を領し玉ひて後、神社佛寺の領、何國も先例に隨ひ進止し給ひしかば、秀秋の例に任せて此社に神田は附玉はず。され共慶長十一年社領五十石を寄附し玉ふ。田島、大島、與島、三所の社人凡十三人に支配せらる。三社の修理は、其時より以來國主より沙汰し玉ふ。貞享四年十二月、國主光之公田島五拾石の地を寄附し玉ふ。又社領に開きし田畠三十三石餘の地、是又其後田島神社造營料となる。○昔大宮司有し時、宗像三所の社人凡七拾人有。天正十三年大宮司氏貞亡び、社領減少し、秀秋社領を沒收せられて後、多くの社人俸給なければ、饑寒をまぬかれがたくして、四方に離散す。今わづかに十三人有。其俸は極て微薄也。此內十一人は田島の社職也。田島に拾人、大井村に一人有。十一人の內大宮司遠孫宗像氏三家有。此內澤田氏兩人、嶺氏一人也。大島に社人二人、此內一人は中津宮に仕へ、一人は奧津宮につかふ。○田島の社人は、父母兄弟の忌の中は、別に小屋を造て別火を炊き、百日に當る日社參す。社人にあらざる村民は父母の忌六十日、兄弟廿日、右のつとめ期年過て社參す。社人は神事繁き故、村民より早く社參す。產婦は卅五日間社參せず。流產も同じ。其夫は七日過て社參す。婦女月のさはりある間七日別家に居、別火をたきて食す。十二日過ざれば釜の祭せず。神に參らず。大島は父母の忌五十日、別家に居て別火をたく。一周忌に至らざれば社參せず。婦女のさわりの忌、田島の如し。○社家の說に、宗像三社に織幡、許斐をくわへて五社とす。又孔大寺を加へて六社とす。稲庭上を加へて七社と稱す。○安藝嚴島は市杵島姬を彼所に勸請す。延喜式神名帳に、安藝國佐伯郡伊都岐

島神社と有。彼社緣起に、自二筑前恩賀島一來二于此一と云。

○田　島　片脇境

村中に神社在。右に記す所の宗像三神の內、一柱の御神也。田島社職の輩は、此社を田心姬とし、第一宮と云。其事別に記す。此神社古は神湊の東六町、海の南一町許に在し故に海濱宮と云。へとは海濱を云。つは助字なり。今其地を神の幸屋敷と云。其所に今も社の地有て、いちじるし。昔の祭に用ひし土器の破たる多し。人家は無し。此所神湊と江口との間に在。神湊の境內にして、田島を去る事半里許也。淸氏より四十八世の大宮司長氏、後深草院建長年中、爰に神託の告有て、田島に移奉ると云傳ふ。田島の御神社は戌亥に向ひ、敵國降伏をあらはせり。今田島の社家所祭の神座かくのごとし。

第二左湍津姬命

第一中田心姬命

第三右市杵島姬命

凡三所の大神の社に、各三神を祭奉るといへ共、其主とする所の神を以中座とす。田島の社人は此社を第一とし、田心姬を主とする故に、中座に祭て是を主とし、餘の二神を客とす。古へは大島奧津島の神をも、田島村の本社の外、別宮に祭りし社有。是光仁帝天應元年、神託有りて此所にまつると、田島の社司はいへり。然るに寬文二年、兩社を本社の側に移して、大島の社は本社の南に在。澳津島の社は本社の艮の方に在。其外末社七十五社すべて百八神、所所に在しを、此時皆本社の境內に移して、今は廿社に合せ祭る。是は別所に散在しては、昔に替り、社人數すくなければ、掃除祭禮等にもわづらはしく、いさぎよきことあたはざる故也。百練抄第六に、崇德院長治二年五月廿八日、太宰府言上す。宗像社爭上の事と云り。是此御社の事にや。近衞院天養元年、宗像氏信と氏平と、當職を爭ひ戰ひ、氏信打負て火を

放ち、社務片脇の舘をやく。其火社頭に及び、本社末社一字も殘らず、忽灰燼となる。其後造營せしかども昔に不及。年を經て後大破に及び、將軍足利尊氏の時、大宮司氏後興立の願に依て、公に訴へしに、尊氏の弟直義奉て許容の下文を遣す。貞和元年に造功終て悉く成就せり。其奇麗なる事あげて書べからず。遙に年を經て後、後土御門院文明の比より、修理も絶々に成、天文の比は頽破に及しが、弘治三年四月廿四日、內陣より火出て、神殿燒失、神體及神寶迄一時に灰燼となる。永祿二年、大宮司氏貞十五歲、近國の敵襲來の難をさけて、大島に退く。三年三月、本城に歸る。其後氏貞武功により、本領半取返す。天正四年、當社再興の志有て、斧初有。同六年、造營成就す。即今の本社也。同六月朔日、遷宮の儀式有。此時大宮司並諸奉行連判有て、今に殘れり。延寶三年に國君光之公拜殿を改立らる。舞臺をも建立し玉ふ。又此時諸末社及一切經堂、鐘樓等をも光之公改め作り玉ふ。鐘は天正十一年に大宮司氏貞、病氣の祈願にて、新に鑄てまいらす。其高さ龍頭の下際迄四尺四寸、口の經三尺七寸、厚五寸三歩有。大宮司家のかしはの紋有。銘は僧の作也。○昔は宗像田島の社、每年大小神事甚多し。今は其禮絶て、古への百分の一も行れず。年中月次の祭禮の次第を、詳に記せし祭禮記一卷有。今社家に傳れり。年中祭禮記と號す。其事は繁多なれば爰に記さず。其內神樂等のかたはし記るし侍る。此地は都遠き邊土なれど、さすが名神の大社なれば、古へはかゝる風雅成事をも奏しけるならし。今は誠にかゝる神事舞樂など絕てなし。二月十六日、御神樂の次第、第三宮にて酉時に皆參。早韓神をうたふ。先人長舞ふ。次に內侍舞ふ。第二宮御前庭にてうたふ。皆前に同じ。第一宮にて神拜の次に、人長阿知女次舞曲有。其取物は幣、杖、篠、弓、劒、鉾、杓、正木等也。次延韓神本、末　次早韓神、次志都野本、末　次千歲、次早歌、次

內侍舞、次萬歲樂、次弓立、次宮人、次行列、次德錢子、本末、次山不作本末、次朝倉本末、次其駒也。五月三日、競馬、次舞樂、次東舞、神官六人。八月十三日、放生會、相撲、田樂、延年、猿樂有。○此御社の恆例の祭日は八月十五日成しが、元祿八年より改て九月朔日に祭る。神樂有。古への風雅成る神樂には非ず。許斐村の社人等勤む。又內浦村の龜石大夫と云者來りて、每年猿樂を舞ふ。昔より龜石此事をつとむ。大宮司四十三世氏經の時、初て八月十五日に放生會を行はれ、近代迄是有しが、今は放生會はなし。○此御社の神寶、古へ朝廷よりの御寄納さばかり多く、其外勅書、綸旨、將軍家の御教書 公家武家の奉納そくばく成しとかや。されど時々の災變にかゝりて、燒失散亡せり。昔朝廷より大宮司に賜りし綸旨、所々に散在する物多し。此社には無之 又氏貞死去の後男子なし。其女子草刈太郎左衞門に嫁して、長州に行しかば、古き文書は悉く長州に攜去て、今は此所に是なし。今有所は氏貞の寄進有し歌仙有。繪は狩野古法眼が筆。歌は聖護院の御筆。卅六枚そなはれり。近き比前國主光之公よりも、歌仙一具寄進し玉ふ。內陣に納む前繪は狩野法眼永眞筆。歌は持明院殿筆也。今拜殿に懸たる歌仙は、繪も歌も國主の家臣のかける所也。是又光之公の寄納し給へる所也。此外足利尊氏此國に下向有し時、寄進せられし鎧一領有。又何人の奉納せしにや、太刀一腰有。其外に短刀一口、黑田の臣池內氏奉納す。明應八年に大宮司氏佐の時、鐘崎の海中より上りし翁の假面一有。小早川隆景の書狀三通有。社人中に當る。其內二通は隆景朝鮮在陣の時、彼國より來る。○田島社の南に、御飯の水とて井有。淸冽也。神饌を炊ぐには、必此水を用る故に、御飯の水と云。社人の曰、汚穢有者此水を汲ば涌あがる。民家よりは汲ず。此外片脇と云所に、二の淸泉有。竹裏木裏と名付。是又靈泉也と云。○田島の社の御炊屋の後に、織幡の社有。鐘崎の神を爰に勸請せし成べし。○田島社人村民共に、彥山の神に參詣する

事を古より甚禁ず。彦山の山伏も此地に入らず。彦山に參詣し、又彦山の者を此地に入れば、必災難有と、古來云傳ふ。如何なる故といふ事を知らず。今にいたりて、遊覩のためにも彦山にゆく者なし。那珂郡上警固村、糟屋郡宇美村の里人も、彦山に參詣せずと云。宰府、箱崎も同じことなり。〇田島の本社に、毎年除夕彼社人十一人年籠す。其夜神前にて、來年の年穀の豐凶を初、旱潦風病、又は來年各我が身の吉凶、何事にても、うたがはしく決し難き事を占ふ。其占樣は、紙に其品を書、もみてつねのくじを取がごとくにす。是をためしと云。其吉凶違ふ事なし。除夕に非ずして、他時にも占ふに、又驗有。除夕尤しるし有。夜明て元日に、神前にて煎たる餅を各食して歸る。農人も志有者は籠る。他村よりも來る。或は所願有て來り、年籠する者多し。〇毎月朔日、十一日、十五日、社人詣でゝ、一時に中臣祓をよむ。隙ある時は此外にも參りよむ。又巫女一人有。昔は三人有しと云。社人のつとむる時ごとに、巫女も出て神樂をうたひまふ。月ごとに其歌かはる。〇田島より鐘崎へ二里、赤間へ二里、許斐へ一里卅町、神湊へ一里、大島へ四里、五月濱へ十三町、福岡へ九里有。〇片脇城　田島の南に在。宗像大宮司清氏初て此地に住す。其後代々の社務此城に住居す。〇育王院　田島に在。曹洞宗の寺也。開山龜陽和尚。其開基の年代しれず。本尊藥師也。昔大宮司より、寺產七町寄附せり。今は寺產なし。〇興聖寺　田島に在。臨濟宗。開山ば即山和尚。大宮司五十二世氏俊、延慶元年開基、片脇城内に此寺を立つ。即今の寺地也。大宮司の時、寺產十三町有。今は寺產なし。〇田島の社の傍に、藏經の納れる小堂並石佛あり。其詳なる事は下卷に是れをしるす。〇田島村中に、昔大宮司の時の町の筋九つ有。今も其名有。

宗像大宮司宅は、田島村の境內、本社の南に在。方百餘間。其跡今は田となれり。是大宮司中世より代

代の宅地也。近世の氏男迄は常に此所に住む。氏貞の時兵亂を恐れて、常には赤間の蔦が岳の城に住し、祭禮の時のみ此宅に來りしとかや。○日本紀神代卷に記せし所の、此三神をいつき祭しは胸肩の君也。姓氏錄第十九卷に曰、宗形の君は、大國主命六世の孫吾田片隅命後也と見えたり。又舊事記に曰、阿田賀田須命は、大己貴命八世孫也と云り。歷史の內に、宗形の大領宗像朝臣任官の事しば〳〵見えたり。是又宗像の君成べし。社家の說に云傳るは、宇多天皇の皇子醍醐天皇の御弟を淸氏と云。（初に光達と云し由、宗像社人云り。）延喜十四年、勅を奉て。宗像大宮司と成り、此地に下り、神社を改造れり。在職十六年なりと云。（此說大江匡房卿諸社目安に見えたり。吉田神職注文にも載之と云。）宗像社人の家記曰、宗像神に是より先しば〳〵勅使を下されけるが、淸氏に祭祀を命せられしより以來、勅使の下向を停らる。淸氏宗像に下り玉ひてより、宗像を以稱號とし、田島の里片脇と云所に、居宅を營作して給せらる。其後代々社務の居城也。今案に、神代卷に、筑紫胸肩君等が祭所の神是也と有。然ば則舍人親王の時、已に宗像祠官有し事明也。社家に大宮司の始祖を淸氏と云傳へたるは、此前既に祠官有といへ共、其家亡しかば、醍醐天皇命じて補任し給ひしにや。今案るに、宇多天皇の皇子に、淸氏と稱する人なし。或は有ㇾ之て、古記にたま〳〵もらせしにや。淸氏弟二世氏男、天慶二年補任せらる。宗像社人の舊說に、是より以來近世の氏貞に至て、歷世皆中納言に任ず。世官なりしと云。此說いぶかし。公卿補任に、宗像大宮司中納言に任せし事見えず。是唯後世衰亂の時、祖蔭に襲で、鄉里において私に中納言と稱して、其家を自尊貴にせしにや。然ば朝廷より勅任にはあらざるべし。朝野群載第六卷、白河院應德元年七月廿七日の太政官符に、正六位上宗像氏道を以、筑前國宗像社大宮司に補任せらるゝ由見えたり。然ば大宮司中納言に非ざる事明白也。氏道は世譜に第十世とす。但朝野群

載と世譜と年代違り。世譜糾正に是を顯はす。第五十四世氏俊は、後醍醐帝の御時に當れり。足利尊氏君上に叛逆し奉て、都を逃下り、本州糟屋郡多々良濱に着れし時、小勢にて甚兵勢衰微成しかば、九州の諸士いまだ附屬せず。然るに氏俊最初に尊氏に附屬し、使者を遣して我宅に請待し、諸國に檄文を廻らさしむ。依是九州の諸士、漸々尊氏に屬せしかば、尊氏忽勢盛んにして、菊池に打勝、終に上方に攻上り、帝都をかたぶけ奉り、天下をうばへり。氏俊神職の身として、朝廷に背き、逆徒に隨ひ、かゝる仕業、識者の議いかんぞや。此時初て兵革の事に預りしより、後世の子孫も又然り。此後はひたすら足利に屬して、七十二世の氏佐迄はかくのごとし。第七十三世興氏より以後は、足利將軍家の威勢おとろへ、天下大に亂れ、九州毎に分れ爭ひしかば、筑紫の諸士は周防の大内氏に與し、山口に參候する者多し。宗像大宮司も、大内義興の旗下に屬し、山口に參勤す。七十七世正氏は七十四世氏佐の猶子也。七十六世の大宮司氏續の跡をつぐ。此時正氏に大内義隆より、長州黒川深川南庄を馬の草飼料に賜りて、黒川に居住せしむ。黒川にて、大内氏の家臣陶尾張守晴賢(後に全姜と云。)が姪女をめとり、二子をうむ。一人は男子、鍋壽丸と云。其次は女子也。正氏早く職を氏男に讓り、孔大寺の白山の城に隱居し、姓名を黒川隆尙と改む。其年病をうけて、天文十六年四十六歳にて卒す。七十八世氏男は氏續の子也。正氏が家督と成て大宮司に任ず。正氏の息女を妻とす。陶全姜大内氏に叛逆して、山口の宅をかこむ。義隆其難を逃れ、出奔して長州深川大寧寺に至りて自殺す。氏男は山口に在て、義隆の跡に殘り、敵を防ぎしが、義隆に隨ひ深川に行んとせしに、道にて敵追付て、氷の上と云所にて戰死す。其年三十三歳。正氏長州黒川にて生し子鍋壽丸、今年七歳に成しを、陶全姜がはからひにて、宗像四郎氏貞と號し、天文廿年九月十二日宗像へ下し、

白山の城に居らしむ。翌年大宮司と成。其後十二年の間は白山に在城す。永祿五年、赤間山蔦か岳の城に移る。氏貞在職卅四年。天正十三年四月六日、宗像にて病で卒す。年四十二歳。其年數異說有れど、辭世の偈に、四十二年とあれば證とすべし。男子無くして家絕ぬ。亂世なれば、家臣共、變の起らん事を恐て、其死を隱して翌年披露せしと云。天正十五年、豐臣秀吉公島津征伐の爲筑紫へ御下り、島津降參して歸陣し給ふ時、筑前を小早川隆景に賜り、宗像大宮司領、すべて秀吉公より沒收し給ひ。氏貞の後室に、宗像郡大穗、本木、野坂、那珂郡の板付、麥野、以上五箇村を被宛行。（氏貞の妻は大友家人臼杵越中守鑑速が息女也。）家老占部九郎右衞門貞保に、肥前の瓜生野村を賜り。此時宗像の家人は、皆祿を失て浪人と成。氏貞の後室及息女三人は大穗村に被移住。長女は毛利輝元の家人市川與七郎に嫁す。次女は容貌勝れて美成る由聞えしかば、石田三成取次にて、太閤肥前名護屋に在城し給ひし時被召寄、妾と成、宗像の一字を取て其名をムネと稱せらる。其後太閤御上りの時、暇を給りしが、毛利の家臣草刈太郎左衞門重繼に嫁して、周防に行。早世しければ、其妹をめとりて繼室とす。（草刈初は土佐人也。後に毛利につかふ。對馬と號す。）隆景隱居の後、其義子秀秋より、氏貞後室の領せる五村、過分也とて取放され、筑後の內三池宮浦にて、纔かなる領地を與へられしかば、彌幽かなる有樣にて年月を送らる。秀秋備前に移り給ひて後、後室は市川與七郎を賴て、長州へ行れけるとぞ。（一說に後室筑後領地五箇村秀吉公より取上られ、丹波國にて替地を給はりけれ共、遠國なればとて被指上ければ、領地にはなる。）社人傳に曰、醍醐帝延喜四年甲戌、淸氏勅を受て大宮司と成り、宗像へ下り給ひしより、天正十三年乙酉、氏貞の卒する時に至る迄、大宮司七十九世、年數凡六百七十三年にして、宗像大宮司の家亡ぬ。其間他姓の人社務に任せしは、淸氏より第四世に當て、宗時と云ひし人在職す。又其次に妙忠と云し人在職す。是を因幡大宮司と云。第四十一代大友氏能在職す。此三人は

他姓の人也。自餘は皆宗像清氏の裔孫也。又其間先祖の諱を冒して名とせしも多し。是還任せしのみに非ずして同名多し。見る人、祖孫同名多きを怪しむ事勿れ。清氏以下氏貞に至て七十九世の譜は、世上に流布せり。爰に記さず。○氏貞の聟草刈太郎左衞門、其子孫今毛利家に仕へて、長州萩の城下に在。氏貞死去して、其家に傳はれる文書を傳べき子もなければ、氏貞の女子草刈方に皆持行て、其家に傳へて今に在。其內綸旨及將軍家の御教書等、凡五百三十餘紙有。其外文書多し。凡て長持一、櫃一に是を納むと云。○大宮司宅中に昔許斐の社有。今は本社の前に移せり。田島にては、こひと稱す。このみとは稱せず。○臨永和歌集第五神祇部に、宗像大宮司第四十八世氏長歌有。

千早振神代久しくすむ月の
曇らぬ影を猶賴みつゝ

また戀部に

はかなしや猶さりともと思ふ間に
いつはりつぐる鳥の八こゑは

田島村大宮司宅の西の山上に上高宮在。昔より元和年中迄社有。是大宮司世々の先祖の神靈を祭し所也。其後社なく成しかば、慶安三年、國主忠之公社を立給ふ。山上なれば風烈くて、社の破損すること早かるべし。風ふせぎの爲とて、廻りに高く土を築上げ、社地をひきくせんとて地をほりしに、石有故掘出して見ければ、石棺有。其內一方に骸骨有。朱にて詰たり。一方に間に隔有て、太刀十二、弓二、矢根七十五有。太刀折れてつゞかず。此所昔より元祖清氏の墓と云傳ふ。棺は元の如く納め葬り。其跡に社を立たり。寛文二年本社の外に在し諸の末社を、本社の傍に移す時、此社も本社のほとりに移して末社とす。故に今は此地に社無し。此舊社の有し時も神體はなし。○下高宮は上高宮の北に在、其地少しひきし。是は世々の大宮司內室の靈を祭所也。古より一社在

來れり。木𥧄多し。是又寛文二年に本社の傍に移して末社とす。今は此地に社なし。北崎大明神も、昔此地一社の內相殿に祭れり。其神名不ㇾ知。是又右と同時に、下高宮と一社にして、本社の傍に移す。〇田島の大宮司宅地の跡の田の中に石有。其文理悉くかしはの葉の形有。大宮司の紋も、かしはの葉也。是偶然に合たる也。信濃國善光寺に近き柳と云所に、石面に木の葉の形ある石有。木の葉石と云。わりて細かなるにも紋有。筑後國にも有。會津風土記曰、羽黒山の北の麓に木の葉石有。其石のすじめ木の葉のごとし。かやうの石は所々にあり。珍しからず。〇足利將軍義昭は織田信長と不和にして、畿內を出奔し、流浪して、毛利家を賴み寄食せられ、諸方に廻文を遣し、入洛の事を賴まれし時、宗像大宮司にも書狀を被ㇾ送。其文に曰、

就ニ入洛之儀ㇾ、毛利及ㇾ行、勵ニ忠功ㇾ半之條、此節諸事可ニ馳走ㇾ段可ㇾ喜入ㇾ爲ㇾ其差ニ越一色駿河守ㇾ候。仍肩衣袴遣ㇾ之、猶輝元可ㇾ申候也。

六月十一日　足利義昭判

宗像大宮司殿

右の使天正九年九月八日、宗像に來ると云。近代梶井宮より宗像法忍坊に賜し御書有。年比は不ㇾ知。是を以見れば、中納言の大宮司家の世官にあらざる事、ます〳〵分明也。其文に曰、

宗像一宮之事、雖ㇾ無ニ舊例ㇾ無ニ餘儀ㇾ候。於ニ中納言ㇾ者難ㇾ成候。相應之官位可ㇾ奏聞候得共、彼方之分別難ㇾ測候間、被ㇾ示ニ合一人可ㇾ差ニ上ㇾ候。涯分馳走、疎意有間敷候也。

五月十七日　梶井宮　御判

法忍坊

〇大島

神湊の海濱を去事三里、北の海中にあり。島の周り三里餘。此邊他の島に比すれば、頗大成也故に大島と

名付る成べし。民家も多くして町有。町の長さ六町許。後町も有。乾の方にも町あり。谷里と云。大島の里の内に五の名有。民家すべて二百餘。商人海人まじれり。此島に宗像の神一社おはします。日本紀神代卷上に、中瀛（なかつみや）と云へるは此島の神社也。中津宮と云るは、おきの島、へつの宮の中にあれば也。此神の御事は、前の三社の所にしるせり。社は巽の方に向へり。田島の方なり。神前石階の下に石の鳥居有。石階の高さ四五間を上る。年中十餘度の祭有。本祭は九月十二日也。末社七十五區、末社の神名百八神。今は十八社に合祭る。社家の祭る所神位如斯。是湍津姫を主とす。

左　第一　田心姫命

中　第二　湍津姫命

右　第三　市杵島姫命

此神職一人有。其家を二の甲斐と云。河野氏也。此外權官五人、命婦二人、預二人あり。毎月朔望に御供をそなへ、神樂を奏す。此島にても、元日の御供を以て、村民一年の吉凶をうらなふ。必驗ありと云。○湍津姫に仕ふる婦人、其職をつとむる間は月のさはりなし。今にかくのごとしとぞ。○御社の後に高き山有。御嶽と云。昔は山上に神社有。天照大神にておはしますと云。寬文二年本社の境内に移して末社とす。田島の祭禮記に、大島御嶽三所大菩薩と有○御嶽の下本社の坤の方に古き井あり。其水きはめて清冽なり。御手洗の井といふ。此下天の川なり。故に此井を、社家には神代の卷に見えたる天眞名井に比して、敬愼すと云。○社前に天の川流。此川御嶽の下より出、其川の端左右に分れて、牽牛織女二星の小社有。川をへだてたり。古今集秋部の歌に、

秋風の吹にし日より久方の
天の河原にたゝぬ日はなし

石見女式髓腦曰、筑前大島と云所に星宮とて有。川を隔て宮有。北をば彥星宮と云。南をば七夕宮と云也。

男を中者は彥星の宮に籠り、女を中者は七夕の宮に籠る也。七月一日より七日迄籠りて、川中に三重の棚を結て星祭をして、三の手洗に水を入て影を見るに、何れも逢べき男の姿手洗にうつれば、其男に逢べきと知也。古今集榮雅抄に曰、筑前國大島に、星の宮とて、北は彥星を祝ひ、南は織女を崇む。二社の間に川有。天の川と名付く。女を得んと思へば織女の宮に籠り。男を得んと思へば彥星の宮に籠る。七月朔日の夜より七日の夜半に至り、河中に棚を結て、手洗上中下三つに水を入て、上中下に男の名を書て祭をして、毛洗にうつりたるに隨ひて、其男女の緣を定むる也。此祭をせんとては、河原にたゝぬ日はなしと云。

○此島の東南の海の向に鐘崎有。江口有。其間四里、地島へ二里、福岡へ海上十二里、是より神湊へ三里、神湊より福岡へ陸地を行ば八里有。○此島の中所々に佳境多き事、あげてかぞへがたし。何も珍らか成美景の所也。されど遠僻の海中にあれば、昔より歌人も吟詠なくして、其名顯はれず。故に今爰にこと〲く記さず。○此島に觀音が洞とて大成窟有。海邊潮入所也。口狹く小舟を一いるべし。奥廣くして舟五六艘を双ぶべし。底は深さ一丈餘有。左右七八間。おくへ入事十間許、上と左右皆岩也。水の落る音雷の聲のごとし。○双六瀨と云所有。海邊に大石有。方四五間有。上ごばんの面のごとく平也。○神崎は大島の北に在佳境也。昔此島の神の、出雲より初て此所に着給ふ所と云。○正三位の社、是も百八神の內也。大島の內岩瀨と云所の森の內に在。本社より十五町有。好景也。小社也。拜殿も有。是は奥津島の末社にして、此島に在。春冬兩度祭有。奥津島の神を常には此所にて祭る。前の海邊に鳥居有。是も奥津島の鳥居なり。又貴船社有。本社より九町有。正三位へ詣行道也。是は中津島の末社也。

隱山、昔亂世の時、海邊に海賊來て、民家を掠めし時、此谷に隱れしと云。○御浦の穴磯より少上に在。

入二間、高二間ある穴也。

御所山・小山也。南に向ひ、下に平地有。昔毛利元就、宗像大宮司を救はん爲、爰に來り陣せらる。故に御所山と云。一説に、元就は來り玉はず。其時奥津島の社人河野氏戰功有し迚、給はりし感狀、今に彼が子孫の家に在。

安倍宗任初め讃岐國に配流せられ、後に此島に流され、終に此島にて死せり。（俗説に、此島を宗任が居たりし故に、安倍島といふといへるは非なり。安倍島は今の藍島なり。糟屋郡の記に是を詳にす。）其子三人、長子は松浦にゆく。松浦黨の祖なりと云。次男は薩摩にゆく。三男は大島にとゞまり、島の三郎季任と云。宗任此島にて初居たりし所を、里民は毘沙藏（びしゃくら）といふ。（宗任が安置したる毘沙門堂在し故也。今民家にちかくうつせり。）後に居たりし所を御所山といふ。（一説に、毛利元就、爰に來り陣せられし所なる故、御所山といふといへるは非なり。）其下に廣き平地の畠あり。小山四方に圍て、風をさえへだつる故に、畠の字をさえ崎といふ。大島にのこれる安倍氏の遠孫、近世まで我産として稼穡の利を收む。永正の比、安倍伊豆といふ者、宗像大宮司と不和にして、宗像より亡され、其妻大島を去て糟屋郡薦野にゆく。遺腹の子ありて是を安倍和泉といふ。立花氏につかへて、薦野三河に属す。天正十三年、七十餘にて清水原において戰死す。其子右馬助は、是より前天正七年に、生松原の戰に、鬼木清甫といふ者と鎗を合せて戰死す。其弟六彌太も天正二年に道雪にしたがひ、筑後國西牟田にて戰死す。其子弟猶筑後國柳川にありしが、後に此國に來り、長政公の臣となり、其子孫今に至りて福岡につかふ。初安倍伊豆が大島にて亡びし時、其弟は宗像大宮司よりゆるし置きて、猶大島に在しが、其子掃部といふ者、また大宮司と不和になりてほろびぬ。その子次郎太夫幼かりしが、長じてのち、大島の神職となる。後には、その家衰微して、神職をうしなひ、農人と成りて、その子孫大島に殘れり。宗任が配流せられし時、したがひ來りしといふ屋形、萬澤、豐福の三氏の遠孫も、今に

大島にのこれり。

御所山の東の方、礒際の岩の上に社あり。里民は道祖の神といふ。安倍氏の說には、安倍宗任此の島に流されて後、奥州の松島明神を勸請したる社なりといふ。故に今に至るまで、此島に殘れる安倍氏の子孫は、子生れて忌明に、先此社に參り、其後大島の社に參詣す。此社島の末社にあらず。然れ共近年大島の神職河野氏是を祭る。

氏貞の時亂世なれば、大島を以、宗像のつめ城と賴めり。要害よければ也。依レ之許斐安藝守氏鏡、占部八郞貞保、吉田兵部少輔貞勝、三人を遣置て常に守らしむ。城山は本社より西の方一里許に在り。大宮司も難をさけて、爰に籠れりと云。

東峯山安昌院　曹洞宗禪寺也。安倍宗任廿一世の孫妙任尼建立す。今は田島育王院の末寺也。此地佳景也。十景有と云。里人の求に依て、篤信かつて此地の十景を名付し見る人いたつかはしければ、爰に記さず。〇久昌院　海雲山と號す。昔は眞言宗成しか、今は曹洞宗也。田島育王院の末寺也。〇比丘尼背　町の前に在。幅十間、或は八九間、長百間許有り。昔妙任尼、此里人の爲に波頭をつかんとて、石を舟につみ漕寄けるが、未其功ならずして、妙任死す。其後續て成す人無し。

津和背　本社より酉の方一里に有。入口廣く深し。入込て佳境也。此所に、寛永廿年異船一艘寄來り、船中の人暫く陸に上り居たり。折節奥島の社人一甲斐四郞右衞門が弟、仁兵衞といふ者、牛をつなぎ置しを引に行しに、礒邊に異人ども見え、海邊には異船一艘うかべり。仁兵衞あやしみて近付けるに、異國人の內、日本のことばにて、此邊の事を問、山上に在番所をあやしみ尋ねけるに、仁兵衞、是こそ切子丹船杯の來るを察せん爲に、國主より立置れし番所也と云。異船の者共驚て、銀二枚仁兵衞にあたへて、此船を出し、帆影の見ゆる迄は爰に居て、其後歸りて

たべと頼む。仁兵衛先受合て、暫し立やすらひ、頓て歸り、兄と姉聟につぐ。其比國主忠之公より村井仁右衛門と云士一人、此所の島守に遣しおかれける。村井氏折節山に入て居らず。人を遣して其由をつぐ。仁右衛門、社人、庄屋、百性を連、舟にのり出、其外浦人共も乘、追々に追かけゝるが、異船は遙に行延しかば、追付べき樣もなかりしに、島の神に祈りなどして、幸に風變り、やう／＼に追付て、舟を大島につれ來りぬ。異人凡十人、内四人は耶蘇宗の伴天連也。一人は、いるまん也。是は元長崎の者也。又もと京大坂に居たりし日本人、昔天主國に渡りて住める者一兩人交れり。其餘は皆異國人也。此度此者共來りしは、天主の法をすゝめて、廣めん爲なりと白狀す。此由を福岡へ申ければ、福岡へつれ來るべしとてつれ行、後に江戸に遣されけるが、切子丹の目あかしと成、牢に入置て殺し給はず。異船に在し銀七貫目は、江戸より皆大島の村民に被下、村井には國主より賞を給はる。又村井氏に付て舟を乘出し、目原市郎左衛門が弟九郎次郎、廿歲成しが、追かけし舟には乘らで跡に止り、地島、鐘崎、初浦、芦屋、若松迄所所に觸狀を遣し、しか／＼の事あり、浦々よりはやく加勢舟を出し、追かけよと云遣しける故、浦々よりも舟を出しける。九郎次郎が才覺の働、むべ成とて、是にも賞を行はれける。

源氏物語玉かづらの卷に、太宰少貳の娘御許が歌に、

舟人も誰をこふとか大島の
浦悲しげに聲のきこゆる

夫木集具氏が歌

さりともと身のうきことは大島の
神の心を賴むばかりぞ

○瀛津島　俗に此島をおきの島と云。神をおきの御神と云。

此神の神名の事、右に記せり。瀛津島の社人は、舊事記、古事記及大宮司氏後緣起の說に於て、此島の

神を田心姫とし、第一宮とす。故に中を田心姫とし、左を市杵島姫とし、右を湍津姫とす。今田島の社家、田島の別所に祭所の、瀛津島の神座の列は、中を市杵島姫とし、左を田心島姫とし、右を湍津姫とす。此島は大島より乾の方に當り、其間四十八里といへども、日長き時朝早く舟を出し、風波なければ暮前に着。然ば二十里餘有てしと云。島の廻り一里有。社は西南に向て、山の麓平地の高き所に立り。今の神殿方九尺、又拜殿有。末社古へは凡七十五。今は合せて十五間とす。祭所の神名百八神有。海邊より社迄其間百五十間、路さがしからす、漸上る。春三月、冬十月、兩度祭有。昔大宮司有し時に、秋も祭有しが、近世は秋を略して祭らず。風烈敷吹ば波荒き故、渡る事もたはず。故に祭日は定らず。社人は唯一人大島に在。其家を一甲斐と云、河野氏と稱す。社人此島に着たる日より、毎日潔齋して、第八日に當る日祭る。兼て魚を釣て神膳に備ふ。魚を得ざれば祭を延る。寛永十六年より以來、國主より島守を置給ふ。足輕三人、水主四人、大島より役夫二人、凡九人かはる〴〵來る。五十日を以て限とす。送り舟は大島より二艘出す。島に常住人なし。初て此島に來る人は、先海水に浴し、正三位の社に參り、七日の間毎日一度海水を浴し、第八日に本社に詣づ。足輕水主も同じ。島山高し。其峯三有。いと高きを一の岳と云。其次二の岳、其次白だけ、苔岩山也。一の岳も構屋形立花山よりひきし。凡此島山の形狀、風景うるはしくして、奇異なる事、他邦においていまだ見ざる所也と云。遠く俗塵を離れたる佳境也。岩そびえ、木茂り、島の廻り皆大岩也。本社の後左右にも大岩有。見上る計也。山中雜木大竹多し。松なし。岩間より大竹生出たり。山上より對馬、朝鮮見ゆ。東の崎よりは長崎見ゆ。田圃は少もなし。大島、鐘崎、初浦の漁夫、春夏秋の間來りて漁す。其外他方よりは來り漁することならず。凡此神の威靈をば衆人甚恐る。靈驗

昔よりしば／＼多きよし語り傳ふ。此島にて忌詞多し。常の詞はけがれ也と云。僧尼、山伏、女人、牛、馬、鹿、鼠杯は皆別名有。祭時御饌に備へし御飯を、後の祭禮の時徹す。其時御飯の變によりて、世の吉凶を占ふ。昔より三神の御前、一神に各三饌、すべて九饌を備へ奉るに、各其人に屬したるためし有て、天子、將軍、國主、國の大夫、社人の自身、或諸社家の事に應ず。世に變災なき時は替る事なし。其變災有べき時は、其人に當りたる御饌の御飯に變災有。御飯すべて禿の髮のごとく、小兒の黑髮のうるはしくおひとゝのへるが如し。或は海藻の如く、或は黑く腐りて、手に取ば忽くだけ消ぬ。さま／＼變有。其變恠有を見て、其應ずる所の人の凶をしる。昔より此ためし違ふ事なく、必しるし有と云。○此島の竹木土石など取來る事、神のをしみ給ひて、必災となる由いひて甚恐る。猥りに島の物をむさぼり取てあらさば、誠に神の祟り有べし。但正神は俗のいへるごとくに、鄙吝成ことは有べからず。

奥津島の前廿町許、島の巽の方に小屋島とて小島有。高さ水面より七丈、廻り百間許、皆岩也。○小屋島と奥津島との間、御門柱とて岩二ツならび、恰も神門のごとく成有。其兩間四五間有。本社の方に向へり。いとことなる所也。

奥津島の磯に太鼓石とて、大岩海中に差出たり。夫木の歌によめるは此所成べし。荒舟に近し。晝夜潮の滿干に、此石に當りて鳴ひゞく。故に太鼓を打がごとし。鹽の滿干しるゝ也。

顯　中

立波につゞみのおとを打そへて
唐人よせぬおきの島守

南の方磯の岸の上に龜石有。大さ方三尺、耳、目、鼻、口、手、足、甲、尾、皆備りて、龜の形に似たり。龜瀬海中に在。○島守の居る所は海濱に近し。後は岩也。奇石にて疊をつめるがごとし。又なれこ石と云石有。

初て此島に來る者は、海水に浴し、夜中に此石の邊を廻る。身の不淨をば拂はんがため也。○此島に船入所は、島守の居る所の前に、わづかに小船を一艘漕入る程あり。恰も竹生島の神前のごとし。左右に背有。浪あらし。故に漁船など來れば、濱の上に引あげ、岩によせかけてならべおく。○此島の山中に御廊島とて、一町許諸木不生所有て、草のみ茂れり。○田島、大島、奥津島の末社は、三所共に皆七十五社、百八神也。近世は三所に合祭りて、末社數すくなし。一社に數神を祝ひ納む。○此島に獸物なし。唯鼠多し。蛇、石龍子の類、昔よりなし。諸鳥時に應じて多し。鮑、さゞえ、淡菜、海藻多し。薪多し。大竹有。

奥津島の土產

黄精　風蘭　沙防風　天南星　風藤　麥門冬
包橘　こは葉似橘實味甘　雨鳥多し　鹿　鮑　大葉　淡菜
栄螺　海蝦　黒魚色黒頭甚大味也、多　久魚　阿羅　鮭　鯛
魚皿　海參　鳥蛇在海中

此島奇境なれば、此外異木、異草、藥草など多かるべし。渡りし者見知らざれば、其有無知れず。

荒船御社　奥津島より少前に、荒舟と云所有。舟の形なる大岩有。はなれたる小島なり。前に少し入海有。御手洗と云。此所に不淨の物を捨す。大岩のみ有て、土地なし。浪あらき所也。其内北の方に少し離れて、山上に高大明神と云社有。

拾遺第七物名　　藤原輔相
莖も葉も皆綠なるふか芹は
　あらふねの宮曰く見ゆらん

御笠郡芦城に荒舟川有。芹の名物也。此所ならん。宰府より上方へ行驛芦城に在り。

筑前國續風土記卷之十六終

筑前國續風土記 卷之十七目錄

宗像郡 下

筑前國續風土記 卷之十七

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

宗像郡 下

〇孔大寺山

池田村に屬せり。宗像山の北につゞけり。高山也。山の八分上に、孔大寺權現の社有。池田村より十町許有。是和州吉野の藏王權現と一神也と云。其鎭座の初知れず。昔延暦年中、遠賀郡内浦村にて、祭田卅町を孔大寺權現に寄附せらる。其祭田は宗像大宮司つかさどる。證文有。山の頂に大穴有故、孔大寺の號有。孔は穴とよむ。宗像緣起に、昔は彼穴口に高棚を構へ、上に未ㇾ嫁女を生贄とせしに、神出で白馬の形を現じ、或は大蛇の形を顯はして、其女を食せしと云。いぶかし。若然らば古狸豺狼のわざか。

妖魅の類成るべし。正神とすべからず。古へ邊部の民俗愚昧にして、かゝる人をとり喰ふ邪神をも、あがめ尊びしなるべし。但俗人は神威をいかめしく云んとて、却て神に凶邪を評る事有。此説信じがたし。左傳に、人をいけにへとする事をそしりて、司馬子魚曰、祭祀以爲レ人也。民者神之主也。用レ人其誰享レ之と云り。正神ならばかく人を用べからず。若邪神ならば祭るべからず。此山に銀杏木有。周り五圍有。世に類稀なる大木也。たるみのはたとて、昔道有。たるみに越道也。又池田村の内に千疋原と云所有。原の長さ十二三町、横四五町有し。村民の説に、昔孔大寺山より惡風吹て、此所にて往來の牛馬千疋死したりと云。民俗の說、其實否辨するにたらず。

○田　島　一切經幷石佛

平重盛公唐へ金三千兩を遺して、育王山へ田地を寄附せられしかば、重盛公逝後に、唐土より其追福として、大藏經及石佛を渡せり。其船宗像郡江口に着けるが。此時既に平家亡て、源氏の世と成り、其贈物を請べき人なかりしかば、唐土の人此由を聞、都へは上らず、藏經石佛を此社に納て、石碑を近き山に建て歸る。又此社に色定法師が自一筆にて書し藏經も一部有。すべて二部有しかば、唐土より渡りし藏經は、慶長年中、國主長政公より日光山東照宮權現へ奉納し給ふ。其内一冊如何して取殘しけん。今猶田島に在。石佛は元は學頭屋敷の岩屋の内に在しが、是も寛文二年に本社の側に移せり。長四尺八寸、横二尺五寸、厚さ九寸有。製作巧妙也。色定法師がかける藏經一部は、彼唐より來りし藏經を元本として、一筆にて書寫せし本也。色定は田島の座主宣祐が子也。平治の年誕生、字を良祐と云。聖福寺開山千光國師法弟也。早く釋門に入て、博く群籍に渉る。一日法華四功德の文を誦し、始て藏經一筆書寫の大願を興し、是により入宋し本邦に歸り。宗像田島に來り、大宮司氏國に對し、弘く顯密の玄教を演べ、誇

くに寫經の功德を以す。爰において氏國歸依の志を發し、資財をすてゝ、良祐をして藏經を書しむ。板屋を神廟の側に營み、書寫爰に初まれり。起居動靜書をことゝし暫くも墨筆を放さず。道を行にも机を首にかけて書寫しけるとかや。色定法師廿九歲、文治三年四月十一日、始て筆をおこし、嘉祿二年に至て其功終る。其間四十一年、經卷の末に年と名を記す有。建曆三年書寫比丘榮祐法師書、又建久六年一切經一筆行人比丘良祐と書し、或は文治三年僧良祐と書す。此外は色定と書り。名を出ざる卷も多し。紙をつぎし糊（のり）は製法を入宋の時習ひ來り、今に至てつぎめ離れず。此經元は五千四十八卷有。蠹多し。又中頃やけて今は四千六百卷となれり。此藏經今も神廟の西の側、別屋に在て神寶のごとし。色定自我が木像を刻み置しも今に在。仁治二年圓寂す。年八十三、其墓は田島村興聖禪寺に在。白塔と云。橫岳山崇福寺の末寺也。然其興聖寺は色定が住せし寺には非ず。其後開基せし時、墓は寺の境內となる。歸鄕の後名を改めて榮祐或は色定といふ。宋朝羅大經が作りし鶴林玉露曰、余少年時。於二鍾陸一邂二逅日本國一僧名安覺一自言離二其國一已十年。欲下盡記二一部藏經一乃歸上。此時已記二藏經一半一矣。すなはち是色定が事なりといふ。今案ずるに、皇鑑法師一名安覺、文永二年、鎮國寺四方近邊の殺生を禁ぜん事を朝廷にこふ。詔ありてゆるさる。良祐が死せし仁治二年より文永二年まで二十五年なり。然れば鶴林玉露に記せし安覺と色定とは別人なり。同人にあらず。年月へだゝれり。色定は先輩なり。安覺は後輩なり。色定は入宋して歸りて後藏經をうつす。安覺は宋にて羅大經にあひし時、藏經を半そらに誦す。名も時もそのなせるわざも同じからず。同人にあらざる事うたがひなし。或人の說是とすべからず。（羅大經が鶴林玉露に、安覺が事を書しは、宋淳祐十二年なり。我朝建長四年にあたれり。色定藏經を書初し文治三年は、六十六年以前の事なり。色定入宋せしは猶其前の事なれば、羅大經が遇し安

覺にあらざる事もとより明けし。又皇覺法師鎭國寺四方の殺生を禁ぜん事を請し文永二年は、建長四年より十四年後の事なり。大概少年の日に安覺に邂逅すとあれば、皇覺が年紀少わおきに似たり。是又いぶかし

○吉田村 鎭國寺 京道

吉田村の鎭國寺は屛風山と號す。眞言宗也。田島の本社より山下の橋迄五町半、山下の橋より寺迄二町許有。龜山院弘長年中、僧皇臺是を開基す。境地をば領主宗像大宮司長氏ほどこして堂舍を立、五社の本地の佛像を安置し、鎭護國家の道場とす。故に鎭國寺と云。皇臺より仁秀法印迄廿八世にて座主絕ぬ。其後山伏住す。慶安三年、昌傳と云僧來て住持す。山州仁和寺の末寺と成る。五社の本尊とは大日、（宗像第一宮の本地）釋迦、（第二宮の本地）藥師、（第三宮の本地）此三佛弘法大師の作といふ。阿彌陀、（若殿山權現の本地、是は傳教大師が作と云）觀音、（織幡大明神の本地、是は傳教大師の作と云）右の五佛何も大成る木像也。其製作の精巧なる事、畿內諸州にも稀に有也。前國主忠之公、五佛の龕を五座作らしめて寄附し給ふ。此五佛鎭國寺の本尊也。凡本地垂跡と云るは、浮屠より云出せる事にして、神道に云る事にあらず。聊其云傳ふる事の由を記すのみ。又此寺に太政官符有。文永二年と書り。且大宮司寄進狀一通有。金胎兩部の曼陀羅二幅有。唐筆にてうるはし。大般若經一部有。五佛堂には鰐口鉦鼓有。五佛堂は昔より國主の造修これ有。昔は此等繁榮して、寺領も多く附たりといへ共、近代は寺領も絕て衰侍る。子院も多かりし迚、其趾多し。今は絕て花藏院と云一坊のみ殘れり。近き比花藏院に、右に云し昌傳が弟清算と云僧住せり。始は高野山に住せしが、此國に來て住する事、四十年に及べり。然るに貞享元年三月廿一日より五穀を絕て木食し、同四年三月十五日より斷食し、廿一日に六拾七にて入定して死す。希世の事なれば、四方より來見るもの多かりしとかや。則花藏院の後なる山上に葬る。吉田村の前に道有。京道と云傳ふ。是より垂水內浦へ越す。昔京へ上り行大道成しよしいへり。

○岩瀧不動

て、正氏黑川にてまうけし陶が姪の產し子、鍋壽丸を四郎氏貞と號し、正氏が家督とし、大宮司にせん迚、天文廿年九月十二日、宗像へ下し、白山の城に入ける。時に歳七歳。然るに宗像家臣共同心せずしていはく、氏貞は正氏の子と云へ共、本妻の子に非ず。氏男の弟千代松殿有。是を氏男の養子とし、家督とすべし。然共當年三歳幼稚なれば、先菊姬に一族の內然るべき人を聟に取て、社職をつがすべし。氏貞を下しまいらせらるゝ事、一應家人へも其示は有べきに、さはなくて押て白山へ入城せしむる事、陶殿のひがごと也。是氏貞の家人、寺內治部丞が我意をふるまふ故成りと評定し、氏貞を立んとせず。又千代松が父前大宮司氏續も、我子千代松を立んことを悅んで其議に同ず。又陶が命を恐れて氏貞を立んと云者も多くして、家中二に分れあらそふ。陶全姜是を聞て、寺內治部丞に云付、先氏續及千代松を殺さしむ。其事は鞍手郡山口村圓通院の所に詳に記す。其後又陶が下知にて、正氏が後室並其息女の菊姬を殺し、氏貞を彌立べしとて、宗像の臣、石松又兵衛尙秀に云付、野中勘解由、嶺玄蕃を遣し、後室並菊姬を殺さしむ。一說に、氏貞の母に、山田の後室を讒せしもの有しを信じて、我が世子に害あらん事を恐れて、石松に云付て、野中嶺をして殺さしむと云。天文廿一年三月廿三日の夜、勘解由、玄蕃、山田村後室の宅に行、先菊姬の局に忍び入。折節菊姬は今夜の月を拜まんとて、行水し髮を洗ひて、後端近く出て居たりしを切ころす。十八歳とぞ聞えし。二人は夫より後室の居られし奧の間に走り行、後室を殺さんとせしが、さすが其氣色に恐れ、暫したゆろふ二人の者を白眼て、汝等科なき主人を殺す事、此恨汝等の子孫迄盡すまじ。我は女なれ共、汝等が手には懸るまじとて、守刀をぬきて自害せり。其たけき有樣、見る人恐ろしく、目をおどろかせり。後室に仕へし小少將、三日月、小夜と云し三人の女房も、なきかなしみ、二人に取つきこぶしを以て打しを、三人共に皆さし殺す。花の尾と云局の女房、後室の刀を取て自

害す。斯て母子の死骸を一に集め、宅の後の山の岩の下に同穴に埋む。其時死せし女房四人をも、墓の側に埋む。其翌年、天文廿二年三月十八日、嶺玄蕃、鞍手郡蒲生田觀音に詣けるが歸るさに、女二人忽出來るを見れば、かの後室と花の尾の局なりしが、即時に消て見えず。玄蕃足ふるひ、手わなゝきけるが、やう〳〵にして歸り、苦しげなる息をつき、胸いたや、刀にて差通さるゝが如しと呼はりて、頓て死せり。是後室 祟をなせる初め也。其後玄蕃の妻子兄弟數人、同時に皆病を受て、玄蕃の如く成しが、同月廿三日迄に皆死失たり。野中勘解由是を聞て、大きに恐れ、祈禱をしけるが、或夜後室と花の尾の局、夢に見えて、其憤りを述て、勘解由を責る事甚し。夢覺めて、大汗かひて肢體なえて、翌日病におかされて死す。其後七日の内頭病にて七人死す。此後は諸人恐怖甚し。氏貞及其母恐れをなして、樣々に祈り祭りて、たゝりをまぬがれん事をこふ。永祿二年の春、氏貞の妹十三歲、俄に狂氣起りて、我は正氏の妻成りと云て、目をいからし氣色おそろしくて、其母を責わたりて、我と我子を殺したることをいかりうらみ、母の咽にくひ付けるを、傍に在し者共、あまた立寄て引直す。其外後室にあだをなしたる家人共を責いかる。今日恨を報ぜんといかり責む。はたして其日多く頓死す。氏貞の妹狂亂止ずして死す。一說に、氏貞の妹名は菊と云。狂病いえて、元龜二年、立花鑑連の室と成、立花の城に嫁す。氏貞の母のんどの疵はいえしが、後に他病を受て死せり。後室を殺せし評議に加りし家人共、追々に皆頓病を受て死す。氏貞恐れて、正氏の後室の靈を、田島の村中に社を立、氏八幡と號して祭る。又山田村增福院に後室母子の爲、祭田を寄附して香花を備ふ。彼あだをなせし者の子孫迄、其怨靈のたゝりやむ事なし。天正十四年、氏貞死去の後、氏貞の後室、其息女に祟あらん事を恐れ、正氏の後室並息女及侍女四人を、地藏菩薩とあがめ、山田村の增福院に右六人の爲に、

六體の地藏を安置し、又祭田を寄附す。小早川秀秋の時、增福院寄附の田地を皆沒收せらる。篤信昔年或人の求に依て、彼祭田の記をかきて與ふ。一說、正氏の後室及菊姫を殺せしは、石松又兵衛尙秀なりと云。是宗像社人及里民傳稱する所、及宗像記同追考の說也。去れ共石松氏が遠孫の家に傳ふる所、及自餘の說は石松尙秀には非ず。彼後室母子を殺せしは、野中勘解由人なりと云。石松又兵衛は永祿三年、名を但馬と改稱す。氏貞死去の後、剃髮して可久と云。其遠孫今猶多し。石松弑逆を行はゞ、其身及其子孫にたゝり有べきに、さなきを以て證とすべしといふ。石松尙秀宗像記追考に尙季とす。

○織幡神社

延喜式神名帳、筑前國宗像郡、織幡神社一座名神大と有。是筑前十九神の一なり。武内大臣の神靈を祭るよし云傳へたり。中座武内大臣、西は住吉大神、東は志賀大神也。文德實錄三代實錄等の國史に、此神に位階を朝廷より贈玉ひし事多し。社ある山は、鐘崎の民家を去る事五町ばかり艮の方に在。此山丸くて何方より向ひても背面なし。林木茂れり。或說に、此山を小屋形と云名所也。海上より見れば其形屋形に似たり。故に名付と云。三方は海なり。一方は外地につゞく。山の形うるはしく、恰も玉の盤上に在が如し。山の傍に神廟有。相傳へて曰、武内宿禰此山佳境なるをしたひて、我死ば神靈は必此地にやすんずべしと宣ふ。蓋し異賊襲來の災を守防がむ爲なりとぞ。依之後人此地に祠を立と云。因幡國法美郡宇倍神社も武内大臣を祭れり。大臣幡をよせて無道を征し玉ひし國を因幡といへば、此織幡の社、武内大臣の神靈を祭れりと云說さも有べし。武内大臣は景行天皇の御時より以來、六代の帝に仕へて、政務を行ひ。其壽三百廿歲、仁德天皇の御時薨せらる。神功皇后を助け、新羅を討給へり。此人長命の事は、唐の書五雜俎にも記せり。宗像の年中祭祀記に曰、正月十六日、織幡の社に蹈歌有り。大宮司參詣の時。祓川の邊にて祓有。陪從の歌有。庭火を燒て、神官六人早韓神、榊舞有り。笛和琴等有と記せり。○社の少下上れば、右の方に武内大臣の沓塚とて石塔有。里俗は天に登玉ふ時、沓を爰に拔給ふと云。大臣の父

母を祭れる小社、鐘崎町はづれの東に在。千世川の上也。葛原大明神と云。

○佐屋形山

藻鹽草等の書に、此國に在由記せり。織幡の神社有山を小屋形山と云。屋形によく似たり。船路近くさし出たる山なれば、後拾遺の詞書にも能叶へり。殊更うるはしき山なれば、此説よろしかるべし。一説に鐘崎の上に高き山有。其山につゞき、子丑の方に少しひきく、屋形の様成る山二ッ重れり。是を小屋形山と云。其山の尾、艮の方海邊につゞきたるをさやの尾と云。されども是はさへの神有故に名付くと云。其上舟路より隔て、其間遠し。然ば後説は不可成べし。古歌に追門とよめるは鐘の岬と地の島の間成べし。此追門、南方の出崎の間八町有。あなしの風に、追門を東の方にのぼれば、小屋形山を右に見て過る也。後拾遺集旅の部に、

つくしより上りける道に、さやかた山と云所を過ぐ迚、讀侍る。　右大辨通俊

あなし吹追門の潮干に船出して
早くぞ過るさやかたの山

夫木　同　惟明親王

あなし吹さやかた山に雲晴て
月影たゝむ追門の白波

同　中務

夜舟こぐ追門のしほひをよそに見て
つきにぞこゆるさやかたの山

○鐘御崎　鐘崎町

織幡神社ある山の出崎を云。昔三韓より大成つき鐘を渡せしに、此海にしづめり。故に鐘の御崎と云。鐘の有所は織幡山の艮の方、五町許沖に在。今も鐘の有所いちじるく見ゆる由、里人云り。かやうのこと異國にも有。越前國敦賀郡金ケ崎の海に、昔朝鮮より鐘を渡せしが沈て爰に在。其故に鐘か崎と云。氣

比の海べたに在。越前國に在は逆に成て有りといふ。

萬葉七
千早振かねの御崎を過れ共　　よみ人不知
我は忘れず志賀の皇神

新古今六
白波の岩打音やひゞくらん　　衣笠内大臣
鐘の御崎のあかつきの空

家集
おとに聞かねの御崎はつきもせず　　俊頼
なく聲ひゞく渡りなりけり

新續古今
聞明す鐘の御崎のうき枕　　正三位義重
夢路も波に幾夜隔てん

宗像大宮司七十一世興氏、文明五年に此鐘を上んとて、群卒を多くひきゐて、鐘崎に至り、船を多くうかべ、海人を入、大綱をかけて、舟の上より車木を以卷て是を引。然ども鐘あがらず。此時に當りて風雨甚しく、海上震動して其變おびたゞし。諸人恐怖せざる者なし。終に取上る事あたはずして其事止ぬ。一説に、此時鐘の龍頭切て鐘少しかたぶけり。鐘は大成りと云。され共高さ大さ詳にはしれず。又長政公入國し給ひて後、慶長九年、地島に波頭をつく事となし給ふついでに、此地に來り數日とゞまり、此鐘を上んとし給ふ。先兼て織幡の前、京泊りと云所に、石を集て波頭をつかせ給ふ。是は鐘を上るに、大舟共多く取集て、爰につながん爲也。此地は暴風吹ては舟を繋ぐべき所なし。故にあらかじめかくのごとくし給ふと云。今も古ばと迚、其時の名殘れり。此時も鐘を上んとし給ひしに、俄に風雨烈敷して止みぬ。今も此鐘有所の上において雩(あまごひ)をす。紙幣を海に沈むるに、其紙幣水面に暫立時は、必雨降と云。鐘の形海藻多くつきて慥に見えず。潮干に其所は見ゆと云。

鐘崎の町は昔はなし。津日の浦とて、上八村の西に

民家有。長政公入國の後、津日の浦の人家を、今の鐘崎に移さる。延喜式廿八卷にかける、筑前國驛馬を置し所を津日と云。是成哉。此事は總論に顯す。

○神　湊

昔海濱宮のあと神幸迚、神湊民家の東に在。且これより大島に船神を渡し、大島より爰につくる故に、神湊と名付しならん。町有。又此北の海中に勝島とて小島有。民家少し。昔此所の產神。津賀計志大明神の社有。祭禮九月七日。市杵島姫を勸請すと云。禪寺有。隣船寺吞海山と號す。崇福寺の末寺也。

○宗　像　山

赤馬村の上なる蘿が岳を云。境地は楞嚴寺村に屬せり。山高く林茂れり。猿多し。古老相傳へて昔神武帝日向より東征し、岡の湊に來り給ふ時、一神有て、赤馬に乘來り、此里民に下知せり。土人是に依て、其里を赤馬と名付ると云。故に赤馬を正字とす。赤間と書は誤也。長政公入國し給ふ時は、赤馬に民家唯四五軒有。其後民家多出來、宿驛と成、山下に楞嚴寺と云小村有。昔は寺有。今は無し。誤りて今はりうげんじと云。赤馬の北、平等寺村に平等寺の路有。其上の山を上山と云、蘿が岳と上山の間の道を石とうげと云。遠賀郡城畑へ越道也。上山と孔大寺との間の道を百合野嶺と云。遠賀の高倉へ越る道也。赤馬の十村の名、吉富、竹丸、藤原、石丸、名殘、德重、多久、三郎丸、楞嚴寺、赤馬町也。昔は此十村すべて赤馬と稱す。

名寄　筑紫なる宗像山の西に住む
　　翁と君と我をこそいへ

○大　穗　村　不燒寺　崇聖寺

大道の南、狹き谷中に在。兩方は山にて、中に小川流、川を挾みて兩傍に民家多し。民家の有間、川をのぼり行事數町有。兩山間近ふして、民家の後の山にのぞみせまれり。本木村に似て、猶山間狹し。不燒寺崇聖寺は、其最奧に在て、村口よりは遠し。崇

聖寺は、偏鄙にては珍敷好寺也。佛堂奇麗也。禪寺也。此寺は許斐の城主、多賀出雲守（一說、民部丞）澄忠、天文年中に創立す。寺の後に小早川隆景の墓有。隆景は安藝國沼田に葬る。爰には其時の住持、其人をしたひて、印（しるし）を殘せる成べし。崇聖寺の上、不燒寺の觀音堂は、永享元年春三月創立せり。創立の人の姓名しれず、緣起新舊二有り。拙陋にして文理をなさず、堂は高き所に在。堂の大さ方四間緣共に方五間有。邊土にては珍しき壯麗なる堂也。此堂度々炎上して、觀音像も昔燒失す。不燒寺の名にあはず。今の像は京都の佛師作れり。今の堂は慶安四年、先公忠之建立し給ふ。其後度々國君より修補し給へり。

○有千潟（ありちかた）

荒司村の北、津屋崎の間、むかしはかたなり。是を有千潟と云。近年田と成る。其間に昔は唐坊と云宿有。又柳の宿共云。荒司村の枝村也。是昔上方へ行大道也しと云。延寶元年、唐坊の民家を悉く除きて、荒司村に加ふ。今は宿なし。

萬葉十二　有千潟ありなく覺めてゆかめども　無名
家なる妹やいぶかしみせん

○須多田

此地に宮山迚、廻りに堀二重ほりまはし、四方に門有し址有。ひきゝ山也。城址の如し。昔此邊に簾長者と云富人ありしと云傳ふ。其故に村の名をも簾田と云にや。

○手光村（長谷寺山號施無畏山）

長谷寺に觀音あり。大和の長谷の觀音を勸請せしにや。昔は眞言宗成しが、近年は禪宗となる。手光は谷中に在て好村也。

○西郷

上下兩村有。昔は上西郷、下西郷、津丸、久末、手光、ともに五村。合三百町、すべて西郷と云り。今は五村にわかる。津丸久末の谷水も西郷に流れ出。

西郷の東に東郷の里有。相對せる也。近代西郷に河津と云士住居す。其祖を尋るに、伊豆國伊藤祐清より七代の孫、河津重貞初て當國糟屋郡尾中の庄に下り、庄司と成る。其子孫種宗の時家衰へ、西郷に移り。上西郷の南に在所の神社、大森權現の社務職と成り、大内氏に從ふ。種家六世の孫、河津與三興光の時、大内義興より給はる狀有。大森社務職事。如二先證一專二神役一以二條得一可レ勤二仕武役一よしの文也。興の字を給はる。興光の子新四郎隆業も、父の後をつぎ西郷に住し、天文元年、立花親貞宗像氏延が攻來りしを擊取し時、大内義隆より感狀を賜はる。是も隆の字を賜る。隆業の子新四郎隆家、宗像の臣占部尚安の婿となる。大内義隆亡て後、河津も宗像氏貞の家人となる。永祿十年、赤馬の城に出仕せし時、氏貞いかなる故にや、隆家を殺さる。其男子二人、嫡子七歳、是は占部尚安の孫なればとて、皆ゆるさる。其後此里に宗像大宮司より家人多く置たりと云。

大森權現は上西郷の南に在。宇都宮大明神、丹生、白山也。後に伊豆、箱根、三島の神を拜殿に祭る。凡六座也。故に又六社大明神と號す。此神の敷地、上西郷、下西郷、手光、津丸、久末、此五村の民は鯎魚を大森權現の使成とて喰ず。川に多けれどもとらず。

〇禪僧玄蘇は河津新四郎隆業の子也。天文丁酉の年此里にて生る。初め聖福寺に住す。此比筑前兵亂有て、博多も燒ぬ。其亂をさけて大島に住す。國中所々に作りし詩有。又對馬に行て寓居す。秀吉公朝鮮を攻給ひし時、秀吉公の命を受て、大明に使僧に行、萬曆帝の前にて筆談す。此事中華の書にも見えたり。玄蘇の詩文の集を仙巢稿と云、昔年より印行して書肆に在り。如水君の碑をも此僧作れり。慶長十六年十月廿二日、七十五歲、對馬において寂す。

〇宮地村

此村神功皇后の暫く留り給ひし舊跡と云。村の上に宮地嶽と云高山有。荒司、原田、大石、經山村の數

村、皆宮地の東北につらなりて山下に在。古城のあとあり。古戰場の部に詳也。

○勝浦 桂潟水塘

名所方角抄に曰、神の異國を隨へて、かつらたけと云。山に上りてかつらとのたまふより勝浦と云と記せり。今里人の云傳ふるも、神功皇后新羅に勝て歸り、此浦に上らせ給ふ。故に勝浦と名付と云。勝浦潟は名所也。古歌有。勝浦の西に在し遠干潟なり。近世俗説に、糟屋郡那多濱及和白の濱を勝浦潟と云へど、本證なくして古歌に合ず。附合せる也。昔は津屋崎より勝浦まで入海にて潮みち來り、潮干ぬれば干潟と成しが、寛文十一年、かたを開て新田八十六町と成。此外鹽濱廿六町有。皆勝浦村に屬す。其長南北廿三町有。今はなし。勝浦の上の高き山を勝浦山と云。此山に宗像大宮司卅六代氏國城址有。勝浦の水塘、當國第一の大塘也。東西四町、南北二町許也。谷々に入込で廣し。凡七谷有。勝浦濱に年守の松原有。年守大明神の社有。此濱に百塔迚、石塔有り。昔は百有しと云。今も多し。

○海ノ中道

勝浦村と梅津の間の海中の道を云也。其長き事十町許有。昔は勝浦と津屋崎との間は、皆入海成りし故、此所は兩方に海有て、海中に在る道なれば、海の中道と云る成べし。宗祇法師が指南抄に曰、海の中道、桂潟、宗像に在。桂潟は、唐坊と云所より南に行ば、遠干潟有。簑生浦よりも北なりとかけり。近世里俗、那多濱を海の中道と云説有。是本證なし。其境地似たるを以、妄に附會せし也。用べからず。

夫木廿四　　後九條内大臣
秋の夜の潮干の月のかつら潟
　山までつゞく海の中道

此歌名寄には後京極良經の歌とす。良經の家集に無之。山迄つゞくとよめるは、勝浦嶽につゞける にあらず。梅津の藥師山につゞけり。

○五　月　濱

江口村の境內に在。田島より十三町北也。昔田島の神の御旅所也。五月松原有。其所に石壇有。昔六月夏越和儺の祓とて、田島の神輿を、御前の濱と云所より船十二艘にのせ、五月濱に御下り、神輿を石壇の上に置奉りしと云。今は久敷絶て、其儀式なし。御前の濱とは、今の田島の東の川端也。五月五日、此所にて競馬をなす。此故に五月濱と云。宗像記に曰、五月五日、宗像家人、家々の嫡子花やかに出立て、五月濱に出て馬をのる。是を五月兒と云。家をつぐ嫡子なければ、庶子此日かげ馬をのりて、越度無き時、宗領の座に直る。是古來の風俗也。○江口村は田島川の海に流入口成る故に名付く。此川のみなと昔は深かりしかば。長政公入國し給ひし初は、水手を多く爰に置。船も多く此所に集らる。今の若松に船水手を置給へるがごとし。然るに其後、漸川口淺く成て、今は船を繫ぐべき所に非ず。天正十四年、南蠻の大船江口の濱に漂着す。大宮司氏貞聞て、舟の大さを計せらるゝに、長廿八間、横廿間有。船中種々の貨物をのせ來る事、あげてかぞふべからず。印子金貳千五百錠朱砂千斤は氏貞是を取と云。

○名　兒　山

田島の西の方也。勝浦より田島へ越嶺也。田島の方の東の麓を名兒浦と云。昔勝浦潟より名兒山を越、田島より垂水越をして、內浦を通り、蘆屋へ行し也。是昔の上方へ行大道也。

おほなむち、すくな彥なの、神こそは、名付そめけん、名にのみを、名兒山と負て、こわがこひの、ちゑのひとへも、なくさまなくに。

右萬葉集六卷に、天平二年冬十一月大伴坂上郎女發二帥家一上レ道、赴二筑前國宗像郡名兒山一之時作歌一首と書り。大己貴命、少彥名命、此二神ちからを合、あめの下を作り玉ふ由、日本紀神代の卷に記し侍る故、かくよめる成べし。

〇牟　田　尻

此村の西の山に、人の住し窟有。下より顯れ見ゆ。凡大小廿許、其南の山の谷に鳥越と云所有。冬春は、早朝に鷹鳧多く飛越す。山の草など鳥の足の泥にひたると云。鳥の山を越る筋ある故にや。

〇縫殿大明神

怒山村に在、宗像神事帳にも有。里民の云傳るには、昔神功皇后新羅を征し給ふ時、舟の帆を縫し神なりと云。今其神名について思ふに、是兄媛を祭れる社歟、いぶかし。兄媛の事は、宗像三社の所に、日本紀を引て記せり。

〇野　坂

此所に長門の一の宮、住吉二の宮、神功皇后を宗像大宮司勸請す。一の宮、此地にては小木大明神と云。

〇太　平　山

名殘村と鞍手郡上有木村の境成る高きかや山なり。太平山の西南に名引山有。上有木の山也。林木上に在り。又太平山の東北に、藤原村の上のかや山、太平山より高山也。名殘村昔は常世村と云。

〇依　嶽

田野村に在、ひきし。依嶽大明神の社有り。

〇疇　町

此町、昔はなし。民家少し有て、本木村の枝村成しが、寛永十九年、忠之公此町を立給ふ。青柳と赤馬の間馬驛なくして、其間遠ければ也。疇町の西の山に、昔は鳥の巣村有。其村を除て、民家を此所に移し、本より有し本木の枝村と一に合せて、此町を立、馬驛とし給ふ。

〇本　木

疇町の南狹き谷中に在て、幽陰なる所也。八幡宮有り。佳社也。村中は川を道として上り行。川の北側に、岸の穴より出る泉有。極て清潔也。延寶八年、此地庄屋の家に、夜々怪物來りて、婦人をなやます。彼を守人多しと云へ共、皆ねぶりて覺ず。故に是を

防事あたはず。ねふりさめざるも、又是怪物のわざなり。其外村民の婦女をおかして懷胎せしめ、其子をうんで死す。其子はあやしき形なり。いか樣狐狸の精ならん迚、良犬を集めてふせがせけれ共、犬恐れて近付ず。かくのごとく成事凡六年、未其形を見ず。其後貞享二年、國主より逸物の良狗を二頭庄屋に賜はる。是より彼あやしき物恐れて來らず。程へて後、一夜彼怪物來る。彼一の良狗出て、是と鬪事甚し。されども、終に勝負決せずして、あやしきものは逃去ぬ。狗の鼻は、かみそりにて切たるごとく横に疵有。去れ共狗は恙なし。又一の狗は、普通には勝れたりしかどおぢて出あはず。たゝかひし犬は、極て能犬なり。凡の犬とは眼目容貌替れり。是より後、終に彼怪物來らず。程經て後、此邊の獵師、山に入て狩をせしに、林中にあやしき獸有。猪鹿に非ず。狐狸に非ず。また獺狢にもあらず、いまだ見ざるけもの也。本木の民家にわざはひせし物は、是ならんといへり。初彼妖物、村民に災をなしたる時、國君より獵師を遣はされ、ころせし怪獸もあり。

○舍利倉村

山の側に在村也。此地田圃肥饒なる事、國中第一二の上品也。

○蓑生浦　みのうき濱とも云。

福間と新宮の湊の間の浦を云。宗祇法師が指南抄にも、新宮と云所より北也。遠さ三里とかけり。順和名抄に、宗像郡に蓑生の郷有。今上西郷村に、蓑生と云枝村有。昔は此邊をすべて、蓑生の郷と云しにや。後拾遺集十八卷詞書に云、

そらごとなげき侍りける比、かたらふ人のたえておとし侍らぬに遣しける。

後拾遺　うかりけるみのふの浦のうつせ貝　　馬内侍
むなしき名のみ立はきゝきや

懷中抄　みのふはま何かは波のよるをまつ
ひるこそかひの色も見えけれ

○渡　村　鼓島楯崎牧山

渡村は、津屋崎の向ひに在。島の如し。然共是より海の中道を通り、勝浦村に行けば、一方は陸地につづけり。無題詩集に、釋蓮禪が於渡津述懷詩一首有。律詩也。異なる事なければ、爰に記さず。其の詩の註に、此地民屋皆枕海曲と有。○鼓島は渡村の北に在て、海中に差出たる、少なる岩山也。其形太鼓のごとし、故に名付。○楯崎は、渡村より十町許乾の方に在。社あり。大楯崎權現と稱す。藥師佛も同社中に在。祭禮九月廿四日也。又小楯崎權現とて有。社はなし。神體大巖也。神功皇后此所に御上りのよし云傳ふ。又牧大明神とて有。○牧山は高風呂と云。昔の馬の牧也。

○太　禮　村

瀧の口と云所に、高さ貳間許の瀑布有。山王權現の社有。枝村の內、池浦の產神也。祭禮九月九日なり。又旗指大明神の社有。里民は、さはたり大明神と云。當村の產神にてはなし。祭日は九月九日也。

○地　島

鐘島の西北に向へる島也。民家多し。山のかたはらに居住して。民宅狹し。島守有て番所あり。畠のみ有て、水田はすくなし。此島に嚴島明神の社あり。宗像第三の神を爰に勸請して、安藝の嚴島に傚て名付し成べし。此島の西北に、白濱と云所あり。民家卅四五軒あり。大島の方に向へり。此島より鐘の御崎の間、潮干たる時は近し。あなし吹せとの鹽あひとよめるは、此間を云り。佐屋形山、向ひに近く見ゆ。此島民家の前に、石を集てつける波頭あり。風波荒き時、舟を此內に繫ぐ爲也。慶長年中、如水公築せ給ふ。其後破損せしを、元和四年三月十一日、長政公再つかしめ給ふ。高橋伊豆匡順奉行せり。其後日を經て功を成せり。

筑前國續風土記卷之十七終

筑前國續風土記 卷之十八目錄

糟屋郡 表

筑前國續風土記 卷之十八

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

糟屋郡

日本紀に、繼體天皇二十二年十二月、筑紫君葛子。恐レ坐ニ父誅一。獻ニ糟屋屯倉一。求レ贖ニ死罪一とあり。是此郡の名の、國史に見えたる始也。此郡東に高山ありて、穂波鞍手の兩郡に隣り。南は御笠に接し。西南に席田郡あり、西北に海をおぶ。且裏糟屋は、東は宗像郡に交れり。表裏を合すれば、南北は長く、東西は短し。土地肥饒にして、良田多し。海廣く川流て、魚鹽薪材ともしからず。郡中に宿驛有て、諸方の旅人に對接し。且城邑に近くして、便利多し。長政公入國の後、大郡なればとて、表裏にわかちて、伊野香椎の山の南を表糟屋とし、北を裏糟屋と稱す。其わかつ所の諸村は下に詳也。

和名抄に載る所、此郡の郷の名九あり。

香椎（今も村の名にあり。）　志阿
厨戸　大村
池田（椎香、塔原、下原などを池田の鄕といふ。）　阿雲
柞原（今も村の名にあり。）　敷梨
勢門（今も勢門の郷あり。後に詳なり。）

今稱する所の村の名

表

箱崎村　原田村（箱崎村に屬す。新田村なり。）
內橋村　中原村　上中原村（中原村に屬す。）
阿惠村（同上）　原町村（同上）　油須村（同上）
新長者原村（同上。新田村也。）　別府村
御手洗村（別府村に屬す。）　南里村
御手籠村（南里村の内）　志免村　片峯村（志免村の内）
吉原村　田富村　土生村（田富村の内）
井野村　赤出村（井野村の内）　炭焼村

内野村 炭燒村の内
四王寺村 炭燒村に屬す。新田村也。
宇美村
障子岳村 宇美村に屬す。
早見村 宇美村の内
鳴原村 同上
新原村 宇美村に屬す。新田村。
佐谷村 左の字を用べし。
觀音谷村 佐谷村の内
須惠村
上須惠村 須惠村に屬す。
南面里村 須惠村の内
旅石村 近年改て多米寺と書。今又もとの如く旅石の字を用。
植木村
本谷村 植木村に屬す。
酒殿村
古賀園村
乙犬村 酒殿村の内
尾仲村
庄村
若杉村 尾仲村の内
篠栗村
山手畑村
城戸畑村 篠栗村の内 同上
牛切畑村
金出村
柿木村 金壇手の字を正とす。
成淵畑村 金出村の内
高田村
耕木村 高田村の内
萩尾村
野美山村
田中村 萩尾村の内
津波黑村
逢木村
和田村 津波黑村の内
大隈村
久原村
吉塚村 久原村の内
蒲田村
部木村
名子村 蒲田村の内
猪野村 伊の字を正とす。
山田村

上山田村 山田村に屬す。
江辻村
戸原村 江辻村に屬す。
伊賀村 戸原村の内
土井村
八田村
津屋村
多田羅村
須崎村 多田羅村に屬す。新田村也。
松崎村
今屋敷村
名島村 松崎村の内 古は賞町といふ。

裏

濱男村
香椎村
長谷村 香椎村の内
下原村
唐原村 下原村に屬す。
秋山町 下原村の内
下村
三代村 唐原村の内
三苫村
奈多村
原上村 三苫村の内
上府村
深町村
下府村 上府村の内
夜臼村
上和白村 下府村の内
下和白村
相浦村
湊村 下和白の内
新宮村 湊村の内
古賀村
鹿部村
池端村 鹿部村の内
青柳村
青柳町 青柳村に屬す
神田村
小竹村 青柳村の内
立花口村
寺浦村
的野村 立花口村の内
小山田村

谷山村　藥王寺村　今在家村
川原村　米多比村　淸水村（米多比村の內）
筵內村　久保村（筵內村の內）　滿本村（同上）
庄　村（表糟屋にも同名あり。）　新原村
薦野村　淸瀧村（薦野村の內）　相島村

以上百二十一村

内　六十七本村　五十四枝村　内五新田村

○箱崎八幡宮

延喜式神名帳に、那珂郡八幡大菩薩箱崎宮一座大とあり。今は糟屋郡に屬す。祭る所の神は三座也。八幡大神は右座におはします。中座は神功皇后、左座は玉依姬也。此社、上代は穗波郡大分（だいぶ）村にあり。中世今の箱崎の宮に移し奉る。古記に曰、延喜廿一年辛巳六月二十一日、八幡大神の託宣に、吾穗波郡大分宮に移住の後、三惡あり。一には竈門宮は、我伯母にておはします。（八幡大神、竈門山明神を、我伯母とのたまふは、是を親みたまふ事、伯母のごとしと也。をんなたうとびて、をばと稱する事は、我國のならはし也。其實は、竈門山の神は玉依姬なれば、伯母にてはおはしまさず。）然るに、年中節會に、府官以下、國司雜司參り來る間、愚暗の輩、或は馬に乘ながら遙拜し。或は笠をきて御前を渡る。是甚恐あり。二には、郡司百姓運ニ膳供一、嶮岨の山を越、數日民の煩をいたす。三には、放生は是海上の事也。穗波宮已に放生の地にあらず。これによりて、彼地を避て、箱崎の松原に移り住んと欲す。太宰少貳眞材（まき）朝臣、石淸水八幡宮にして、廻廊造營すべきよし、立願ありといへども、此新宮造營すべし。御殿を乾に向、柱に栢を用ゆべし。末代に至り、異國より我國をうかゞふ事あらば、我其敵を防去べし。故に敵國降伏の字を書て礎の西、吾座の下におくべしと新に託宣有ければ、眞材首を傾け、宿願いまだ他人しらざる所に神鑒たがふ事なし。信心肝に銘じて、急ぎ奏聞をふる所に、勅許有て其官符に曰、託宣の旨、爲レ禦ニ來寇一加之、外賓通攝之境也。營ニ其宮殿一、殊可レ盡ニ美麗一とて、此地に神殿を造營させ給ひ、敵國降伏の四字をば、延喜帝の勅筆にて、三十七枚にあ

そばし、御宮柱の下にしかせたまひしとかや。當社は中殿に神功皇后を祭るゆゑ、異國降伏のため祝奉れり。鴨長明が文字鏁（くさり）に曰、筑前國箱崎の宮、つくしのはかたにつゞきたる所なれば、はるかに唐土の海にむかひて、社壇は西むきにおはします。是は異國降伏の御爲なりといへり。此御社創立の事、八幡愚童記等に、延長元年の事とす。延喜廿一年の託宣なれば、間一年を經て、延長元年に創立ありし事、左もあるべし。然れども延喜式神名帳に、箱崎の宮を載たれば、猶其前久しき代よりありける御社なるべし。社家者の説に、天平寶字三年に創立ありといふ。是や實説ならん。かゝりしかば、世々の帝も殊に御崇敬淺からず。さて又四面の廻廊は、太宰大貳有國、西國下向の時、惡風波をたゞよはし、船すでに覆らんとせし程に、此難をやめさせたまひて、事故なくば、廻廊作り參らせんと、祈念をいたしけるに、やがて海上しづまりて、著岸わづらひなかりき。即參詣したりしに、わだつ海うみのおもてもしづか（イまりて）にて、ありくにやすきものとしらずや、と託宣したまひしかば、大貳首を地につけ、渇仰をいたして、造進せしとかや。この御社、龜山院文永二年二月十一日、始て炎上せしかば、やがて再興あり。纔程なくて、後宇多院弘安三年九月廿四日、又回祿にかゝりしを造營あり。後花園院永享六年六月二日、又炎上に及ぶ。然れども亂世にて、興立する人もなく、三十年が間は、假殿にわたらせたまひしを、大内多々良朝臣持世、是をなげき、後土御門院文正元年三月に造營の事始有、五年を歷て功成ぬ。御遷宮有。文明十二年、宗祇法師筑紫に下り、此御社に詣ける紀行に、御殿の大なる世にこえ、しかも造營遠からで玉をみがけり。末社などは、なかばなるも侍りとしるせり。本社、拜殿、廻廊、樓門、四門等、形のごとく造進せられしに、其時代は兵亂しげくて、後奈良院享祿年中又炎上せしを、天文年中、大内義隆本社を建立せらる。今の神殿是也。

當社遷宮の儀式は、古來より定例有て、其費多き事なれば、社人祠宮の力に及び難く、大内義隆も程なく卒せられしかば、建立はすでに成就せしか共、遷宮なくして、神體は猶、假殿に久しくおはしましける。天正十五年の夏、豐臣秀吉公九州を征したまひ、凱旋の時、此宮の本社を本陣とし、二十日許逗留したまひ、九州の仕置を行ひて上京したまふ。其後遷宮の儀式を取行はる。此時筑前國をば毛利元就の三男、小早川左衛門佐隆景に賜りける。八幡宮は、弓矢神と世に申ならはし侍れば、隆景殊に崇敬有て、文祿三年七月、新に樓門を建立せらる。今の樓門是也。且社領を寄進せられしかば、神威も再新なるが如し。慶長五年、黑田長政公にこの國を賜りし後、五百石の神領を寄附せらる。慶長十四年八月、神前に舞臺並石の鳥居を立給ふ。（額の文字は、聖福寺住持九皐書之。銘の筆者、家臣岩崎平兵衛也。）辯才天の祠も、同年長政の夫人立給ふ。（放生池の中島にあり。）忠之公の時に到て、ますます尊崇有て、新に末社を建立し、社の破壞を修造せらる。且神馬を寄進したまふ。貞享元年八月、光之公神前の濱に、又新に石鳥居を立たまふ。額は近衛右大臣基熈公の筆也。元祿元年に、社前に玉垣を建立せらる。其初土橋有しかば、こぼちすてぬ。かゝりければ、御社もますますさかえおはします。凡此御宮所は、世にすぐれめでたき佳境なり。神殿は乾に向へり。四方に松林鬱々として高くそびえ、其廣き事他邦に類なし。故に十里松と名づく。朝鮮人のかける海東諸國記には、白沙三十里、松樹林をなすとかけり。古歌に、千代の松原とよめるは即此所なり。東北は香椎潟に隣り、北は那多の濱、志賀島、むかひに長くつらなり、西は博多につゞき、荒津の山浦近く、能古浦、唐泊もはるかに見え渡りぬ。すべて此浦の景色人の心をうごかし、眼をおどろかすばかりにて、かたるに詞なし。かくたえなる佳境なれば、大神の神託有て、此地にしづまりおはしますも、むべならずや。凡當社の神領甚多か

りしとかや。さればにや、文治三年八月三日、源頼朝卿より、箱崎大宮司親重に賞を行はる。那珂郡西郷、糟屋郡西郷等也と、東鑑に見えたり。其神官の遠孫今も箱崎にあり。文明十年十月五日、大内政弘の書には、箱崎神領筑前國早良郡倉光上下庄七十町とあり。永祿二年三月廿五日、筑紫下野守惟門、那珂郡にて百八十町の地を寄進せるよし文書あり。享祿年中、箱崎大宮司が私領八十九町ありしよし、文書あれば、いにしへ神領の多かりし事は、是にておしはかるべし。

此御社の祭禮、年中に其數多し。中について、五月騎射、八月放生會を重事とする由、大江匡房の箱崎宮記に見えたり。（箱崎宮記は、朝野群載に出たり、）五月騎射の祭は、近代まで侍りしが、慶長年中に至りて絶ぬ。八月の放生會は、久しく中絶せしを、延寶三年正月十五日、座主坊盛範、始て此事を再興せり。それより後、月ごとの十五日に、おこたりなく放生會を行ふ。（放生會の事扶桑記にしるして曰、元正天皇の御時、養老四年秋の比、大隅日向、おほやけに從ひ奉らぬ者共ありしかば、宇佐の禰宜宣旨を受けて軍をおこし、彼等を打平げぬ。時に大神託宣したまふ。軍に多く人を殺せり、放生をすべしと宣ひしかば、これよりして、諸國の放生會ははじまりしとなり。長明が文字鏁にも放生會の事を記せり。公事根源に記せしは、少しことなり。箱崎宮を立てられしは、はるかに後の事なれば、御社創立の時より、放生會行はれたるなるべし。昔より、八幡宮の西北の方に放生池あり。）此外年中の祭禮其數多し。正月三日玉取の祭と云事あり。（那珂郡東堅糟村に玉田と田の字あり。是箱崎の神領なりし時、玉取祭の料なりし所とかや。）是は八幡宮祭の市始とて、夷社の所より、木珠のわたり尺餘なるを箱崎、馬出、兩村の土民どもより集りて取出し、油をぬりて、それより本社の拜殿まで行て、道すがら爭ひ取事あり。是を取得たる年は、其村の田穀のなりはひ豐饒なりとて、兩村の者共爭ひぬるさまいとをかし。此祭今に至て絶ず。八月十五日の祭には、朝に流鏑馬有、晝は猿樂五番おはりて後、相撲あり。棧敷を多くかけならべ、士太夫庶人の來り見る者おびたゞし。此むかしは、此日神輿博多夷町（今濱口町と號す。）に御幸あり。此例久しく絶たりといへども、猶其御旅所に、小き夷の社殘れり。其餘の小祭は、かぞふるにいとまあらず。

元祿十四年、社司の輩、神幸の久しく絶たるをなげき、國君に申て再興を願ふ。國君より江戸へうかゞひ、台命をうけて再興をゆるしたまふ。すなはち、箱崎の海濱に、新に假宮をつくりたまひて、御旅所とす。八月十三日の曉、神輿三社出御、十四日の夜還御あり。その儀式頗るにぎはし。その後社家の輩數人音樂を學んで、寶永二年の秋より、神幸に初てこれを奏す。神殿及御行宮にて、笛、笙、篳篥、太鼓、羯鼓、鉦、鼓皆備はれり。途中にては、神輿に先立て、これを奏す。

源氏物語に、松浦、箱崎、おなじ社なりとかけり。松浦の社は二社あり。仲哀帝の御矛なり。一社鏡の宮は、神功皇后の鏡を安置したまふ所にして、共に應神帝に由ある神なれば、同じ社とかきしにや。又此御社にも、神功皇后おはしませば、松浦とおなじ社と書しもむべなり。凡八幡宮と號し奉る事、むかし白幡四流、赤幡四流、天より箱崎に降りぬ。是によりて八幡と名付、松を植て標とせるよし、古記に見えたり。また大江匡房の箱崎記には、康和二年三の緋幡有て、御殿より出、垂虛飛揚とあり。兵家者流に云傳ふるは、仲哀天皇豐浦の宮に下り給ひし時、異國より履陶公といへる兵の道を知れる者來り、天皇に異國の兵術を授け奉る。即黃帝の八陣なりき。天皇是を皇后に傳たまひ、皇后此術を用て筑紫を征し、新羅を伐たまふ。其後應神帝年長じたまひて、皇后此兵術を授たまふ。かくて應神帝、八陣の軍法を、御母后より傳へ玄り給ひて、御在位の間、兵術に御心を用給ふ。崩じたまふ時に臨て、この書若殘りて世に傳はらば、却て兵を好者出來て、亂の基と成べしと思召て、燒て是を呑たまひ、吾死後必軍神と成んと宣ふ。是によりて應神帝を、後世軍神と稱し奉る。崩御の後、御廟を八幡宮といふ。八陣には八の幡あるゆへに、八幡と云也。右近世兵術をとく者の附會せる說なり。舊記において、いまだ其證を見ず。八の

幡、天より降るといふには、仔細ある事なりとかや。此御社の神木は松なり。是を標の松といふ。僧家の說には、應神天皇、戒定惠の三學の箱を、埋められし其しるしに植たまひし故、しるしの松といふといへり。然れども應神帝の御時は、佛法いまだ我國に渡らず、戒定惠の沙汰有べからず。一說に、神功皇后宇瀰にて、應神帝をうみたまひし時、胞衣を箱にして、此所に埋ませたまひ、其しるしに松を植たまふゆゑに、しるしの松とも、箱松ともいふ。此說事實成べし。むかしの箱松は枯たりけるが、其根より小松一本生出ける。文永二年二月十一日、御社炎上せし時、其松も焼たりしが、やがて灰の中より二葉なる松一本生出て、年を經て漸盛長し、昔の松にかはらず、逆枝さして榮えける。則今の箱松是なり。文明年中、忍譽が作りし海陸吟に、箱崎の社、一とせの亂に社内荒廢、言語道斷の事なり。いづくか神前とたどる程に、あやしの民の家のしつらひたるあり。此御内に、まさしく三所和光の御座らん御事、忝さに、泪をおとしき。彼三學の箱の標に植られためる松も焼にけり。されども灰燼をうがちて、生出たりけるとて、井垣しめぐらしたる松の青やかに生のびたるあり。いとふしぎなりや。

八幡愚童記曰、龜山院文永十一年十一月廿日、蒙古より、日本を攻んとて大勢來りしかば、船より下り、馬にのり旗をあげて攻かゝる。次第に勝にのり、今津早良、百道原、赤坂口迄亂入、松原の内に陣どる。日本の兵敗れしかば、水城にたて籠らんとて、我先にと引退く。箱崎の宮には留守を始めて、僧俗の社官等固めたりしかども、軍兵共落たる上はとて、三所の神體を、朱ぬりの唐櫃に移しまゐらせ、宮を出し奉る。火急の事なれば、神輿にさへのせ申さず。御供には、留守の左衛門定重、平左衛門景親、同景康、圖書允定秀以下、仕官共參りけり。宇美の宮へと急ぐ所に、彼所にも先立て落失、一人もなかりければ、上

の山極樂寺へ入奉る。其後異賊退て後、還幸ありしとかや。

筑前國箱崎の宮のしるしの松をよみ侍ける　法印行清

續古今　千早振神代にうゑし箱崎の
松は久しきしるしなりけり

顯朝

新拾　跡たれて幾代なるらん箱崎の
しるしの松も神さびにけり

○千代の松原

箱崎松原也。中華の書、武備志等には、十里松といへり。日本人もかく名付しにや。僧萬里が梅菴集に曰、超公然叟は石城人、其境有㆓鳥津㆒、有㆓十里松㆒といへり。馬出町より西は、那珂郡に屬し、東は糟屋郡也。大江匡房の箱崎記には、此松原の事を坤(ひつじさる)艮(うしとら)は三十餘町、乾巽(いぬゐたつみ)は七八町ばかり、敢て他木なし。只青松のみとしるせり。此松原には、更にこと木一株もなし。匡房卿のあえて他木なし、只青松のみと記せしは、今も亦しかり。宗祇が指南抄に、此松原南北一里と云傳へたり。東西所によりて十町許とかけり。石堂の橋際より、馬出の東、箱崎の境迄二町五十四間、すべて石堂の橋ぎはより、箱崎八幡の西の境迄十五町十一間、是今此松原の東西の長さなり。匡房の記に、三十餘町とかけるは、むかしは八幡宮のうしろにも松原有て、猶長かりしにや。今は八幡宮の後より、東は松林なし。むかしは箱崎も那珂郡に屬し、博多と同郡なりしかば、すべて箱崎の松原とのみ稱して、博多の松原といはず。今は此松原那珂郡の内にあり。箱崎八幡宮の西、馬出村の東を以て、糟屋郡那珂郡の境とし、箱崎は糟屋郡に屬し、馬出村より西は那珂郡に屬す。然れば千代松原、皆那珂郡の境内に有て、箱崎に屬せず。されども名はふるきによりて、箱崎松原と云。昔は此浦を葦津浦(あしつのうら)と云。箱をうづまれしより箱崎といふ。箱崎と博多

の間を、白良濱(しらゝのはま)といふよし里老いへり。むかしより名高き松原にて、箱崎宮の神木と號し、人皆貴重せり。されば此松を切採事。代々禁遏せらる。門松或は祇園會の作り物等にも、堅く是を切事を制し、其法をおかすものは、罪科六親に懸らるべしとの、古き文書有。かゝる事を聞知給ひけるにや、慶長十七年卯月に、長政公家臣小堀久左衛門に命じ、箱崎松原の入口、堀口村の課役をゆるし。此松原の松の皮を剝たる者たりとも捕ふべし。是を捕得たる者には、褒美をあたへられんとの定なりしかば、松の枝さへ折る者なく、繁榮せり。

拾遺六
幾代にかかたり傳へん箱崎の　　源重之
　松の千とせのひとつならねば

父のもとにおさなくて筑前國に侍りて、年經て後、成順がそのくにになりて侍りければ、くだりてよめる

後拾十九
そのかみの人はのこらじ箱崎の　　中將尼
　松ばかりこそ我をしるらめ

新千
忘れずよこゝろづくしに立歸り　　頼氏
　二度見てし箱崎の松

風雅集
かくしあらば千とせの數もそひぬらん　　康資王母
　二度見つる箱崎の松

右一首前中納言匡房二たび帥に成たるよろこび申つかはすとて

箱崎神主と香椎神主と論をしける時詠る

家集
箱崎の松はまことのみどりにて　　俊頼
　香しひのかたもつみぞきこえぬ

夫木
箱崎や松吹風にのこしけり　　野宮右大臣

波の外までなびくひゞきを　　菅　家

夫木
箱崎や千代の松原石たゝみ
　くづれん世まで君はましませ

文明十二年、宗祇法師筑紫に下り、十月朔日箱崎宮に詣でける時よめる

一木にはいかにさだめし箱崎の
　松はいづれも神のしるしを

しるしの松に立より一ふさをとりしばし祈念をいたして

いにしへの法のためしに秋の霜を
　かげにをさめよ箱崎のまつ

天文六年十月十日、大内義隆箱崎宮に詣て、法樂ありし時。各よめる歌

冬日同詠松久友

太宰大貳從四位上兼右兵衞權佐　多々良朝臣義隆

苔のむす松の下枝による波の
　よるともわかず玉ぞみだるゝ

正四位下行右中辨　藤原朝臣惟房

あとゝめしそのかみよりや松が枝の
　常盤を友と神も見るらん

參議正三位　藤原朝臣基規

箱崎や神代のむかししる人は
　おなじみどりの松にぞ有ける

權僧正法印堯淵

ちぎれ猶年をかさねておひそふも
　神代のたねの箱崎の松

從四位下行前安藝守　大神朝臣景範

神代よりともにふりぬる陰ぞとは
　みどりにしるし箱崎の松

平朝臣隆宗

代々をふる神のしるしとあらはれて
　霜にかはらぬ箱崎の松

大法師祐信

よと丶もに神やをさめし箱崎の
　しるし久しき箱崎の松
　　　　　源　朝　臣　興　宗
萬代の神と君とのあひおひに
　さかゆく松やしるしなるらん
　從五位下行左衞門尉　多々良朝臣隆豊
箱崎や松に千とせをちぎりおきて
　なほもの丶ふの數にいのらん

此時は亂世にて、朝廷の臣の祿もなくして、大内家に寄食せし官人多かりし故、義隆にしたがひて、爰に來れるならん。此時の懐紙、今に箱崎宮にあり。

天正十五年の夏、豊臣秀吉公、薩摩島津氏を攻隨へ歸りたまふ時、博多の町は、此さき兵火にか丶りて、荒野と成しかば、箱崎の神殿を本陣として、六月七日より二十餘日、此地に逗留したまふ。此時、神體は猶假殿におはしまして、遷宮はいまだ是なし。此比茶人千宗易利休下りしかば、日々茶會を催さる。同八日、利休が亭に、秀吉公わたらせ給ひ、御あそびあり。同十三日の朝は、天王寺屋宗及、秀吉公に御茶を奉る。此宗及は、大徳寺江月和尙の父、愛世法眼と號す。利休に相次で、茶道に長ぜりとかや。此時秀吉公の御跡をしたひ、筑紫に下れり。數寄屋は、とまぶきのかりやなり。此時相伴は、施藥院と小寺休夢也。休夢は小寺美濃守職隆の弟にて、如水の叔父也。秀吉公に仕へて、寵遇せらる。子孫なし。同十四日の晝は、箱崎燈籠堂にして利休茶を奉る。同十八日、利休又箱崎松原海道の南表堂の東北にて、松の枝にくさりをかけ、雲龍の小釜をつり、松葉をたきて、秀吉公に茶を奉る。今も其所に老松十數株許あり、後人利休松と稱す。其邊の松原を、御茶屋松原と名付く。此日秀吉公、各歌つかふまつるべきよし仰事あり。

あつき日にこの木のもとに立よれば
　波の音する松風ぞふく
千とせをもた丶みいれたる箱崎の
　松に花さく折にあはゞや

右二首は短冊の下に、松の字あり。是秀吉公の歌なりといふ。

頼　　隆

幾代にもかはらずうらのとしなみの
かゝる折をやまつの箱崎

小寺休夢

ちぎりをば此松原にのこしをき
歸るさしらぬ袖のいろ〳〵

由　　己

松かげにすゞみ暮して短夜の
あくるををしむ箱崎の浦

山名禪高

立つゞく松のはかたの夕日影
あつさも波のうら風ぞふく

宗　　及

よそにやはすゞしきかげも夏の夜の
明るもしらぬ箱崎の松

此短册七枚、今に傳りて、箱崎の宮に有。

細川玄旨法印幽齋は、秀吉公の御跡をしたひ、丹後より、北海を船にて、筑紫に下られけるが、五月二十五日箱崎に着てよめる。

そのかみにおさめ置たる箱崎の
松こそ千代のためしなりけれ

幽齋かくて、かなたこなたの名所など見めぐり、秀吉公箱崎御滯留の時も、此所に陪從せらる。秀吉公箱崎の松原にてすゞみたまふべきよしにて、召具せられ、しばし御遊興の事あり。おほみきまいり、猿樂の謠など有て、暮はてゝ歸給ふおりに、松原の名殘思ふ歌、人々つかふまつるべきよしあれば、

よみ人しらず

松原にとまり鳥のこゑをさへ
うらやまれぬる歸さの道

宗對馬守より、歌一首幽齋に送らる。

しきしまの道すなほなる御代にあひて
めぐみひさしき箱崎のまつ

幽齋、右の歌の末の字によりて、詩にて和せらる。

悔恋王君情所鍾。向来相約對閑窓。
帯箭門外莫言遠。千里同風一樹松。

六月十九日朝は、秀吉公御陣所にて、博多の富商神屋宗湛、島井宗室に御茶を下され、同二十五日箱崎並幡坊にて、秀吉公に神屋宗湛茶を奉る。細川幽斎聊相伴也。同廿六日重て宗及茶を奉る。此時もとまふきの屋數也。御茶過て、宗及が向なる小寺休夢陣屋へ御入、御裝束改め給ひて御出、連歌し給ふ

盥がきの濱邊凉しき窓の前　　秀吉公

立よるかげのしげる松竹　　宗及

闇の戸を明て（以下略、不言之）　　秀吉公

末になが〳〵しければ略之。

此連歌の中に、

立ならべたる門のにぎはひ　　休夢

博多町幾千代までやつのるらん　　秀吉公

此發句を、博多の者共に聞せ候て、悦にせ候はん由、答ありしと申ければ、秀吉公甚悦び給ひしとかや。

（此時博多の荒たるに、奉行を置れて、町わりを定たまひし時節なればなり。）秀吉公箱崎御逗留の時、近臣の内、耶蘇の宗旨兩人有之由聞給ひ、其人を尋られ、兩人ともにからめて、八幡宮の前に磔に掛られ、制札を立、耶蘇宗をいよ〳〵禁制せらる。かくて秀吉公七月朔日に箱崎を立て、豐州小倉に到り、其後大坂に歸り給ふ。武備志日本部に、此地の事を記して曰、松土を法哥煞機と名く。すなはち廟先なり。一街あり、大唐街と名付く。唐人かしこに留りて相傳れり。今盡く倭となるとあり。箱崎に、唐人の居たりしといふ所今はなし。昔はかゝる事のありて、かたり傳ふる者なきにや。唐船といへる猿樂の謠に、祖慶といひし唐人箱崎に來り住し事をいへり。其一時に歸化せし人多かりしにや。猿樂の謠に、箱崎と名づくるあり。延喜帝の御時、壬生忠岑此御社に詣けるに、神功皇后あらはれたまひし事を作れり。寛永十二年大風おびたゞしく吹て、箱崎の松大木二千餘株倒れしかば、國君より奉行を定め、

倒れ木を切り給ひしに、此時諸人甚神威をたうとびおそれ、箱崎の松は皆神木なればとて、是を用ひて家を作り薪とする事をおぢはゞかり、士は云に及ばず、農工商の貧賤の民まで、求め採て私用とする者一人もなかりしかば、諸社諸寺の神人僧徒の輩に、わかちつかはされて、寺社の材にのみ用ける。又橋をかくる材に用らる。橋は往來の諸人をわたして助ある物なれば、一人の私用に非ず。是を用るは神慮にも叶ふべければとて、いさゝかおそれなかりしとかや。此時の大風は、希世の變にて、それより以來颶風數十度吹といへども、未だかほどの災害をなすに及ばず。されば此時、箱崎松原に、上世より生來りし群に越たる大松多く倒れぬ。又博多櫛田社の前に有し數圍の大銀杏の木、同社の後にありし數十仭の大松、及社外南の道の傍にありし大松も、皆此時の風に折れぬ。是等は殊に類稀なりし喬木也。

○彌勒寺　眞言宗

大奥山、五智輪院と號す。箱崎八幡宮の左にあり。本尊彌勒佛なり。故に彌勒寺と號す。藥師、觀音も左右に配す。此寺の住持は、則八幡宮の座主坊也。

○赤幡坊

彌勒寺と相並べり。此寺のめぐり竹の林也。いにしへより旗竿に用ゆ。俗説に、神功皇后異國退治の時、此所の竹を旗竿に用ひ給ひし故、今に至てかくの如しと云。此説信じがたし。當社の創立は、はるかに後代の事なり。此時此白砂に竹林有しと云るも、いぶかし。八幡大神を軍神と稱し、且赤幡坊と云名ある故に、後世神助を求る人、其名によりて旗竿をとり用るなるべし。

○勝樂寺　禪宗濟下

寶幢山と號す。箱崎町にあり。多々良村の顯孝寺の二世、放牛林禪師開基の地なり。（林禪師は應安年中に寂す。）宗祇が筑紫紀行に、勝樂寺は則當社の神宮寺なりと云り。又八幡宮の祈禱所なりし由、古き文書にあり。今は

八幡宮の事には預らず。當寺の古への圖有て、繁榮のほど思ひ知られ侍る。寺領十四町餘ありしが、今は絶たり。始めは、顯孝寺の末寺なりしが、顯孝寺滅びて後、聖福寺の末寺となりぬ。

○地藏堂 附松原

箱崎町の外北の方にあり。此地藏佛は小松重盛公、育王山に砂金を送られし其歸船に載せ來りし佛也と云傳へたり。地藏堂は、寛永八年に忠之公是を建立したまふ。此邊は砂原にて、松樹はなかりしが、長政公慶長十六年家臣竹森清左衞門に命じ、博多の町中より、松を植させられしが、其後ほどなく松原となれり。地藏堂ある故、地藏松原といふ。長さ七八町あり。西は海、東は斥(かた)なり。

○蓮城坊 眞言宗

寶池山と號す。此僧舍、始は箱崎の村中にありしを、天和二年に放生池の側に移し、放生修行の會所とす。東南は放生池にのぞみて、まつ月を得るの勝地、まことにうろくずのひれふるも、數へしるゝにたへたり。荷葉みどりをしき、菡萏(かんたん)玉をさゝげて、香遠くしてます〳〵きよらか也。一葉の小舟は、たゞ採蓮のれうにぞうかべる。中島に辯才天のほこらあり。反橋のわたれるさまなどいとをかし。池魚のつらなり遊び、水鳥の多くうかべるも、所得がほなり。此所城市をはなれ、神廟に近くして、紅塵のけがれなく、きよくしづけし。松の木立物ふり、池の心いさぎよく、遠山のけしきうるはしくて、見所多き佳境なれば、士民の來りあそぶ者四時にたえず。中につきて、月をもてあそび、涼を納るの樂、いとすぐれたり。

中島辯才天の社は、長政の夫人創立し給へり。鳥居は元祿十四年、安川檢校尙一建立せり。

○燈籠堂

慈眼院といふ。放生堂の向にあり。此堂土御門院承元二年創立せりと云。此海中より取上げたる石體の觀音を安置し、又三重の閣あり。重々各觀音像を安置し、上閣に燈籠をかゝぐ。傳へて曰、むかし龍燈

其間上に來りもゆ。隨後法印手中に修し得て、常燈にうつしかゝぐ。慶長元和の始まで、折々龍燈ありといふ。此堂古しへの製作、妙工の所爲なりと云傳ふ。秀吉公此地に逗留し給ふ時、千利休此堂の製を甚奇とし、こまかに圖して都のつとにしけると也。其後破壞して、今の製に略せり。今學頭坊かね守る。

○原　田

箱崎と多々良との間なる道側に、民屋少あり。此所を神田と名付。是箱崎の境內也。古傳の說に、神功皇后異國より御歸の後、皇子誕生し給はんとて、香椎の宮より宇瀰の宮にうつらせたまふ時に、此道を通りたまひ、御腹いたみたまひし故、はらいたとのたまへり。今、はらたと云ふは訛りなりと云傳ふ。其實否はわきまへ難し。もしは例の附會せるなるべし。此所昔は民屋なし。只原田と云名のみなりしを、萬治の初、忠之公の家臣梶原十郎兵衛入道久彌と云者、此邊をひらきて新田とし、町をたてたり。

○米一石塔

地藏松原の南、多々良川の灣に近き所にあり。米一が事、民俗の語り傳へたるを聞に、駿河國に木島長者と云者あり。家ゆたかなれども、嗣なき事をうれひ、米山藥師にいのりて、米一を生り。長となりて後、其家僕木島右近を使として、若狹國なる湯川長者が女を娶りしに、其妻容色世にすぐれたり。木島長者も米一も、京の一條何某の家人なりしが、一條何某、米一が妻をうばはんと思ひ、米一に謂て曰、吾嘗て筑後の棚川に流浪せし時、筑後國三池の傳太といへる鍛冶の作りし二尺七寸の太刀を、博多の某に質物に遺し置たり。汝急ぎ下て其債をつぐのひ、刀を取來るべしとて、金子を多く渡さる。博多には先內通して盜賊を賴み、米一下らば速に殺すべしと云遣はせり。米一は元曆二年、和泉國堺の浦より出船し、三年の春博多に下り、竹勘九郎と云者の許に宿をかりぬ。彼太刀を持たる者は、博多土居町奧伊右

衞門と云者なりしが、米一則八千貫の代物を遣はし、其太刀をうけ取、（此太刀今に博多にあり。）其の後歸らんとしければ、博多の者共是を留め、馳走し、所々にて饗應し、酒燕しける。此時博多の奉行に、某彦左衞門と云者也。彦左衞門處々の盗賊を催し、村雲といふ美女を以て米一に妻はす。米一是に心をとめ、博多に滯留しける。其間に賊徒の張戒は逆臣の席にて、さまざま謀をめぐらし、米一を討んとしけれども、米一たけき兵なれば討れず。これにより、米一が宿所を圍み攻む。米一が従者四十五人、屈強の者共にて、大勢をわつて出、戰ひけり。されども衆寡敵しがたければ、家人悉く討れぬ。米一も痛手負ぬれば叶がたく、箱崎の六本松にて自害せり。則其所に葬る。此由を箱崎の妻聞、ひそかににげ出て博多に下り、悲にたへず、米一が墓の前にて自害す。其年十六歳なりしとかや。村雲も是を聞て自害しぬ。是は十七歳なりしとぞ。博多の諸人是をあはれみ、討死の所に石塔を立ける。此事民俗の語り傳ふる所、亂雜にしてまことしからぬ事多ければ、信じがたしといへども、今の市井の人の口碑に殘り、瞽者數段のうたひ物とし、且其刀相傳へて今に博多にあり。多々良の河邊の松原に、米一等が石塔あり。かたがた其事跡あれば、民俗のいひ傳へを聞しまゝに、こゝにしるし侍りぬ。

○多々良川

多々良村の西南に川あり。其源は穗波郡大野山の西十郎谷、宮部傳粟村、久原山、伊野山、處々より出來る。宇瀰川、須惠川も下にて一に入、表糟屋郡中の水皆此川に流る。糟屋川といふべし。裏糟屋の水は、一流も入ず。多々良村の下、往來の道に、土橋を渡せり。其長四十八間有。此川松崎名島を過て海に入。名島の前、深き所あり。此川の西は、廣き原なり。又多々良の昔の大橋の東北なる山上に、陣の腰と云所あり。足利尊氏の陣所なりしと云。

○顯孝寺

此寺むかしは多々良村に屬せり。此寺跡は、津屋村の内となる。今の津屋も、昔多々良村に屬せるなるべし。神感山と號す。禪寺にて、開山を闍提和尚と云。本尊は釋迦佛にして、脇侍(けうじ)は文珠普賢なりしとかや。今は寺なくて、其ふるき跡のみ殘れり。當昔は、聖福寺承天寺にひとしき大寺にて、本堂五間七間客殿五間七間鐘樓、廚、輪藏等あり。塔頭十區隆興庵、福壽庵、普賢庵、見正庵、壽慶軒、正宗院、知正軒、報恩寺、隆興院、寶珠庵。末寺十四箇寺ありしとかや。寺領糟屋郡及筑後豊後の内にて百町有しと云。四月八日には、絹笠四本、聖福寺より來り、八本は箱崎より持來て、佛生會を執行せしとぞ。此寺の事、建仁寺の僧仲岩圓月が、東海一漚集の神山移蘭記にも記せり。圓月は才學あつて、文章拙からず。此寺にもすゝめるよし、移蘭記にも見えたり。神山に蘭草多きよししるせり。ふぢばかまの事なるべし。是眞蘭なり。神山は多々良のふもと、川に近きやうに記せり。今其所さだかならず。大友宗麟、耶蘇宗に歸せられし時、此寺をも燒れしかば、堂舍塔頭一宇も殘らず。むかしはさしもの大寺なれば、大内家、大友家、小貳家等の墓標、此所に有しといひ傳へたれども、今は其所しれず。慶長の末に、淨土寺を此邊に立て、山號を闍提山と改む。然れ共、むかしの寺院には非ず。今の寺の東なる谷を寺の内と云。是いにしへの顯孝寺の跡なり。山の上にも石礎あり。是鐘樓の址なり。寺の内の前一町餘に、門の本といふ所あり。是昔の寺の門ありし所といへり

○津屋村

此村始は松崎にありて、下多々良と名付。松崎に今つやの前といふ所あり、是津屋村のありし所なり。戸次(べつぎ)道雪立花在城の時、多々良村の東に移さる。

○宇瀰河内

此河内に凡九村あり。最東南の谷の奥にあるを炭燒村と云。其北障子岳、宇瀰井野井野に宇瀰のむかひなり。田富、吉原、

志免、南里別府也。東南より西北上流より下流につらなれる次第斯の如し。此河内を田中の庄とも云。炭焼は西の谷、障子岳は北の谷にて、ともに宇瀰へ谷水出る。障子岳村の前後にひきゝ山二あり。前の障子、後の障子と云。宇瀰の枝村なり。

○宇瀰八幡宮

日本紀、神功皇后の紀を考ふるに、皇后新羅より還りたまふ年の十二月戊戌朔辛亥に、譽田天皇を筑紫に生給ふ。故に時の人其産所を號て宇瀰と云。（此事は仲哀天皇の九年庚辰十二月十四日なり。）應神天皇の紀には、筑紫の蚊田に生れたまふとあり。然ば此地の名、始は蚊田と云しを、應神天皇、此所にて生れさせたまひしより宇瀰と云。此里は山中にあれども、四方は皆平原にて廣し。都邑を茲にたつとも、ゆたかなるべき所なり。青山四方にめぐりて、景色もうるはし。佳境と云つべし。神后のこゝに御産屋をしめ給ひし事、誠に淺からざる神慮なるべし。

八幡大神生れさせ給ふ日を、河州譽田宮の縁起等にしるせしは、十二月十四日辛卯日也。依之、卯の日を八幡の御縁日なりとあり。是僻說なり。既に日本紀に、辛亥の日とあれば、なんぞ疑を容んや。卯日を八幡宮の祭日とし侍る事は、欽明天皇三十二年辛卯の年十二月十日癸卯の日、初て豐前國宇佐郡菱瀉の池の邊にて、神とあらはれたまひぬ。是よりさき河内國譽田に御社を建られしも、欽明天皇二十年己卯の年也。又石清水に勸請ありしも、貞觀元年己卯の年なり。かやうに八幡大神所々に示現したまひ、又は勸請せしも、皆おのづから卯の年なれば、卯の日を祭日と定めらるゝなるべし。御誕生の日にはあらず。

皇后御産の時、産の宮の槐に取すがりて、應神天皇をうみ給ひけると、慈鎮和尚の愚管抄に見えたり。さればにや、此御社の側に、今も槐の木有て、垣を築、めぐりに垣ゆひまはせり。是皇后の執すがらせ

あり。左右凡十村あり。東より序てゝ、北は金井手、高田、津波黒、和田、大隈、南は篠栗、若杉、乙犬、尾仲なり。田中は南北の間にあり。凡此河内は國中第一の膏腴の地なり。

○金堰手

金井手村の五六町上に、一の井手と云ふ所あり。むかし此井手を石にてせき難く、鐵にて井手を作りせきとめける故、金井手と云。此村は篠栗村の北の側に有て、小村なり。然れども、今多くは篠栗村を金井手と稱し、別に金堰手村ある事をしらず。

○篠栗村

此村、むかしは南の山際にありて、民屋こゝかしこに在しを、慶長年中長政公の家臣母里淨甫君命をうけ、所々の民家を今の地に移し集て驛家とす。福岡へ三里二十町あり。此川には深淵多く、鯀多し。糟屋川の水上也。宇瀰河内、須惠河内、山田河内よりも川流れ、多々良川に入れども、此川を本流とす。萩尾より流れ出る谷に後藤淵とて、ちひさき深き淵あり。おし鳥住む。

この里に、國君の別館ありしが、元祿七年綱政公、其家臣黒田重時に預けさせたまふ。其後も光之公東郡往來し給ふ時、此館に立入せ給ひ、一宿したまふ事五度に及べり。綱政公も此館に度々立寄せ給ひ、宿し給ふ事もたび〳〵に到る。

○山伏谷

篠栗村の境内也。其川上谷の奥也。此谷をのぼれば、嶺に糟屋と穗波郡との境あり。嶺より東は穗波郡八木山村なり。むかし山賊此所にて山伏を切殺し、其持たる物を奪取ぬ。しかるに彼山伏の靈魂祟(たゝり)をなし、行かふ人の目にも見えけるとかや。故に山伏谷と號す。切通し、古よりあり。山伏谷より下南の方に、又別に谷あり。其谷にさかのぼりて、是より大分村に行道あり。山伏谷の前に、合の原と云、民屋六七軒あり。是は寛文年中に、新田出來てより、農人住せ

り。合の原より下に、木戸と云所、新茶屋あり。此邊より西の方をはるかに望めば、箱崎の松原見えて、佳景の地なり。其川向に黑木原とて、大竹の林あり、民家はなし。

○畝原　鉾谷　熊野峯

うね原山は金出の東北、萩尾の南にあり。高山なり。其嶺長く見ゆる事、河内國生駒嶽の如し。遠き所よりのぞめば、山のかたちうるはし。其北に、鉾谷と云山有。是又高し。其はるか北に、熊野峯あり。尤高し。是山伏の峯入する所なる故、名付しと云。

○萩尾越

金井手村より山を越て、鞍手郡湯原村に到る道なり。難所なり。萩尾は、山中にある小村なり。此間に蚤山、縁山あり。蚤山は、萩尾より東へ十町許、萩尾の枝村なり。いにしへより農家あり。縁山は蚤山より北五六町にあり。是は鞍手郡湯原村に屬す。

○須惠河内

谷中に凡八村有。左谷、上須惠、下須惠、植木、旗石、（植木と旗石は、相向へり。植木は東にあり。）本谷、酒殿、中原、此河内にある村、南より北上下つらなれる事如斯。此河内は、宇美河内の東隣なり。其間長き岡を一隔て、河内東西に二相ならべり。須惠村は、若松山の下にあり。左谷村の下流にある村なり。

○頭巾山

寶滿山より第四峯に當る高山なり。是より南に佛頂山あり。其南に竈門山あり。佛頂山より南は、御笠郡なり。皆此峯につゞけり。

○槻河内

頭巾山の北なる高山なり。多く槻の木生ず。其下の谷、扇の形に見ゆ。其北南山の間、大谷あり。

○砥石山

槻が河内の北の高山なり。砥石あり。故に山の名とす。其砥は、肥後天草砥に似たり。

○[illegible]杉山

砥石山の北にあり。竈門山より高し。鬼杉の北を搭の尾と云。其北に穗波の十郎谷に越す大谷有。其北は若杉山也。凡此郡は、東に高山峻嶺多く列なれり。

○若杉山太祖權現社

此社に、若杉村より上る事二十五町あり。高山なり。此山竈門山にはつらなれるやうにて、別なり。山上に神社あり。神殿は、西に向へり。高山なる故、神殿拜殿共に、又外に蔀ありて。霧をふせぐ。此社は伊弉諾尊を祝ひ祭る所也。此社、八幡託宣集、神祇秘抄等に見えたり。伊弉諾尊は。萬姓の祖なれば。太祖と崇め奉れるか。上代いつの時より鎮座したまひしにや、其始しれず。神功皇后三韓征伐の前に、此御神にも御祈あり。其報賽に。新羅より歸らせ給ひて、香椎の杉を分ちて、此所に植させたまふ。綾杉谷と云所、今にあり。近き世までは綾杉多かりしが、筑前中納言秀秋の時、切除れて、今はなし。香椎の杉を分ち植給ひし故、分杉と號す。後世若杉と書は訛なり。今も此山には、よのつねの杉多し。木高くしてうるはし。其土地甚肥饒なる故なるべし。今此社に祭る所は三座にして、七神也。中殿の中は、太祖權現、右は八幡大神、左は天照大神、右殿寶滿大神、聖母大神、左殿志賀大明神、住吉大明神、七神皆石體にておはします。表糟屋郡の總社にて、郡中より修造す。九月十九日祭あり。此社高山の上にありて、道けはし。老若參詣の勞有とて、山下に七神を勸請して、下宮を立り。其北に米の山とて、高山あり。權現岳の東につゞき、冷水山、蛐谷山とて、何れも高き山つらなれり。

○左谷　右谷　左谷楊梅大木

若杉村を右谷と云、南の村を左谷と云。今は訛て佐谷と書。むかし若杉山太祖權現の社に屬せし僧坊、左右の谷にあり。左谷の寺號、建正寺、西南院と云。右谷の寺號、石水寺、東北院といひしとかや。其跡今もあり。凡三百坊ありしとかや。其跡今もあり。弘

法華朝の時、此山に登りて秘法を修せし所なり。今に偶結水として、其址あり。杉連並、高鳥居の城を鞍手郡龍徳の城よりかけ持にせし時、左谷右谷争闘の事ありて干戈を起し、双方せめ合、火を放て焼けるが、西谷の僧坊一宇も残らず焼失す。其後再興せずして亡びぬ。又むかし左谷の中に、實聖院と號せし有智山寺の末寺有しが、其寺にて法華經一萬部讀誦せし由しるせり。石碑今に殘れり。其銘に、法華經一萬部誦經、天台別院有智山之末寺、と書り。大谷村の東に谷二あり。北の谷を觀音寺谷といふ。觀音堂あり。此谷むかしの左谷の寺多かりし所なるべし。其谷若杉山に近し。觀音堂の側に、右の石碑あり。其谷の南に、別に又長き谷あり。此谷には、左谷の僧坊の跡なし。此谷を東北の方にのぼりて、穂波の内住村に越す高き坂あり。甚けはし。此坂は若杉山の南のきはにあり。是むかし神功皇后の應神天皇を宇瀰にて御たんじやうの後、たゞきへて大分村に越えたまふ道なり。坂を越えて内住の方に下る所に、乳谷坂あり。是より大野を過、内住村へゆく。又十郎畑に下り、八木山、篠栗へもゆく道あり。左谷の枝村梅が浦に、大なる楊梅樹あり。その木本のめぐり一丈五尺、其枝四方にひろくしげりおほへり。其實熟する時、味蜜の如く、大さ梅のごとし。熟し落る時、大木なる故、其下にむしろをしく事、一百三十枚、毎年國君にこれを獻ず。

○日守石

阿惠村の下、八幡宮のましますす林の東、圃の中にあり。古説に云傳ふるは、神功皇后箱崎の境内原田と云所を過て、此所に來り給ひ、此石に御腰をかけ給ひ、日を守り給ひて、何時にかあらんとのたまひける故に、日守石といふ。神功皇后の御腰をかけ給ひし石なる故、今に至る迄、人これを尊崇せり。よつてむかし此所に八幡の御社を立て、日守八幡と稱す。則神功皇后をも同社に祭れり。今は御社はなし。

○旅石八幡宮

古説に云傳ふるは、神功皇后日守にて、日の早晩をうかゞはせたまひ、其後此所に來りたまふ。然るに、御產の催にて御こゝち例ならず、おはしましける故、あなわびしやとのたまひぬ。後人因て其所をわびしと名付たり。其後訛て旅石と云。後世に至りて、皇后のとほり給ひし所なればとて、御社を建て、八幡大神を祭る。西に寶滿大神、東に祖太權現も同殿にましますゝ。又民俗に云傳ふるは、此中殿の神體は、則神功皇后の御腰を懸いこはせたまへる石なり。此時應神帝胎內にましませば、御母子一體の儀にて、二神を八幡宮と祟め祭れる神なりと云。十月九日祭あり。近世故有て、多米寺と書しが、今改めて旅石の字を用ゆ。

○下中原村志賀大明神社

田舍にては大社なり。是志賀の神を勸請せり。下中原村の產靈なり。其前に大なる楠あり。冬青樹あり。楠の枝、冬青樹の內に入て、連理となる事凡三所、同樹の連理は世に多し。此木は他樹の連理にて、且三所なり。世に稀なるべし。

○駕輿丁池

上中原村にあり。大塘なり。塘の長、南北百三十六間、東西三百間許、深二間半許あり。宗像郡勝浦の塘、那珂郡白水の塘などの類也。又此北にも、是につぎて大塘あり。又北の側に八幡宮あり。是も駕輿丁八幡と號す。故に池の名をも、駕輿丁と號す。上中原村の產靈なり。此社を駕輿丁と號する事、其故詳ならず。或曰、神功皇后香椎宮より宇美に行給ふ時、此村民御輿をかきし故、此地に駕輿丁の名あり。其時暫御休の所に、後世御社を立たる故に、駕輿丁八幡といふ。神功八幡御相殿なり。

○長者原 新長者町

下中原村の境內に在て、博多より篠栗へ行大道の左右なり。其所に長者屋敷の址とて有。礎少殘れり。

此長者何の時住しにや、いざしらず。太平記に、既に長者が原と云名あれば、久しき世の事なるべし。元和年中、長政公此所の西に町を立給ふ。是を新長者原町と云。博多より篠栗へ通る大道也。

〇山田河内

表糟屋郡の最北の山間にあり。上は伊野村、下は上山田、下山田也。此外別村なし。其川の上流は、井野より東の奥一里半許山中より流出づ。下山田の下は、北より南に轉じて、名子村に出づ。是谷口也。其川の下流江辻の上に至りて、金井手川、久原川と一になる。伊野の奥谷頭より名子の谷口まで、長さ三里餘あり。（名子の東に山の尾あり。長尾といひしを、きやきりて名子と云ふにや。）凡此河内に夏月螢火多し。殊に井野村甚多し。伊野より上谷中彌多し。下に至りて漸少し。山田村名子の谷口まで有之。五月の節前後七八日最盛也。天くもり小雨そぼふる夜、殊に多し。風ふき雨多くふらば出ず。川邊及村中にも多し。或一所に集りて後、散じとぶ。螢他所にくらぶれば、やゝ大なり。其盛に多き時、佳觀なり。夜ふくれば、漸すくなし。其多き事、勢田、石山、宇治のほたるの類なり。

伊野は南山の間せばく、おく山に入る谷口なり。山田より寒氣烈しく、夏蚊なし。七月に蚊あり。山中の景氣うるはしく、河内の上流にありて水清し。おく山に入、谷ふかくして土産多し。山いも、ところ、うど、わらび、いのて、葛粉（くずこ）、またゝび、いちご三種、さゝぐり、鱗、山はへ等也。薪炭多し。又此所に山蝦蟆（かへる）あり。山州井手のかはづと一物也。其聲おもしろくして聞にたへたり。つねのかへるとは異なり。山に鹿多し。秋の夜は、なくこゑ多くきこゆ。又春は、櫻花山に多く、秋冬は諸木の紅葉多し。凡此山中は、山のかたち川の流れうるはし。南に高山近くそびえたり。此山上に、白山權現の祉あり。久原山とのさかひ也。

〇犂母屋敷

上山田村にあり。其所に神功皇后の御社あり。是神功皇后齋宮の址にや。按ずるに、日本紀に仲哀天皇九年の春、仲哀天皇の神教によらずして、世を早くしたまふ事を、神功皇后かなしみたまひ、たゝる所の神を知り、其教にしたがひて、財寶の國を求んとおぼしめし。群臣百寮に命じて罪をはらひ、あやまちを改て、更に齋宮を小山田邑に造り、三月朔日皇后吉日を撰びたまひて、いもごもらせ給ふとあり。此郡青柳町の上、谷山村の東北に、小山田と云村あり。然れども香椎より二里餘あり。殊に其間に山多く隔たり、香椎よりたやすく行かよふ所に非ず。また齋宮有しと云所もなく、云傳へもなし。しかれば此山田村は、香椎に近ければ、此村にある聖母屋敷こそ、まさしき齋宮の址には侍るべき。延喜式に、凡諸國部内郡里等、名並用二二字一、必取二嘉名一といへり。然れば、いにしへ小山田と稱せしを、後世に改て、三字有し名の上の一字を去て、山田と稱せしにや。三字ある里の名は、又其後に名付しなるべし。此所に、六所大明神の社あり。始は此村の西南の端にありしが、慶長年中八月の洪水に破損せし故、聖母屋敷に移しぬ。然れども、今も其舊地を六所と稱す。聖母は地主にして、六所明神は近代地を借りたまふ客神也。六所明神は東にあり。聖母は別に西の側におはします。前に淸き河流れて、いといさぎよき宮所也。此六所明神も、神功皇后いもごもりの時、神の告ありし六神を祭れるにや。今稱する所の六所は、伊弉諾尊、伊弉冊尊、早玉男尊、豐受大神、瓊々杵尊、輌遇突智命也。

○伊野村天照太神宮

此所に鎭座し給ふ其始を尋ぬるに、社家の說に云傳ふるは、むかし豐丹生氏の人有て、都につかへ、世々大神の祭をつかさどり、足利將軍の末の世に當りて、豐丹生佐渡守も、其先祖のごとく大神に宮仕へをなし侍りける。或時公所におゐて、同じ宮仕の

人と、座列のつゐでをあらそひて、いさゝかいかりのゝしりあひて、すでに戦ひに及ばんとしければ、たぐひにありてあらそへる罪深しとて、遠く豐前國彦山の麓に流しつかはされける。佐渡守もとより大神につかふまつる志ふかゝりしかば、今其司をやめらるゝ事をいたくうれへかなしみける。其時夢に大神の御告ありけるは、なんぢ先祖よりよく我につかへし事年久し。今我に別るゝ事をうれへなげく事むべなり。なんぢ我をたづさへて、配所におもむくべしと宣ふ。佐渡守夢さめて、大神の詔を有難く思ひ、ひそかに神體をさゝげ奉りて、豐前におもむき、大神に仕へ奉り、あまたの年經て後、身まかりぬ。其子兵庫大夫も亦父の志をついで、おこたらず大神に仕へ奉ける。或時大神夢に告て、汝我をつれて筑前國糟屋郡伊野と云所に移るべしと宣ふ。兵庫大夫御をしへのごとく、神體をさゝげて伊野にゆき、宮を立てつかへ奉る。其後秀吉公の時、薩摩の島津、兵をつかはして、立花の城を攻めんとせし事ありしに、伊野の里は、立花の城に近ければ、彼薩摩の兵ども此里にも亂れ入て、民の財を掠めうばふ。兵庫大夫は、彼賊兵の難をのがれんとて、神體をさゝげ奉りて、竈門山のほとりに神體をかくし置奉る。薩摩の兵ども是をさぐり出して、薩摩へ持行しが、道にて大神たゝりをなしたまひしかば、賊兵共おそれて、神體をば豐後國大分郡由原八幡宮に納め置てさりぬ。されども神靈猶祟りをなしたまふ事やまず。其里の司に託宣し、汝我を筑前糟屋の郡伊野と云所に歸すべしと告たまふ。里の司いそぎ使を伊野にはせて、兵庫大夫をまねきければ、兵庫大夫はやくゆす原に行て、大神をむかへ奉る。其時ゆす原の里人ども、多くつきしたがひておくり奉り、ほこを持て來れり。此時大神さま〴〵靈異を顯はしたまふ事有。兵庫大夫は、大神に仕へ奉る事もとの如し。其子孫相ついで祭を司る。佐渡守より今の社司日向信重迄は、凡

八代を經たり。近年は、やうやく神風をたうとみてまうでくる人多し。伊野村は谷ふかく市遠くして、世俗のけがれすくなし。宮所は民家の東北高き所にあり。うしろに青山高くそびえ、前に緑水清くながる。陽に向ひ陰に背きて、世に又類すくなき靈地なり。山花紅葉、鹿なき、猿さけび、螢多く、魚遊ぶ。是四時の詠なり。遠近よりの參詣の人、遊觀の客多し。是に依て茶店酒肆も亦多し。是より鞍手の脇田へ三里、嶺へ一里七町有。糟屋郡の的野へ山を越行ば、道けはしからず、牛馬も通ふ。其間一里に近し。青柳に一里半あり。伊野の下に、山田と云里有。伊勢内宮の前に、山田あれば、此所に山田あるも、彼地の名に、自かなへる事奇なりと云つべし。又太神宮の御前に上れば、第一の石階の上、右の方林の内に、五靈大明神の叢祠あり。むかしはさばかりの祠なりしにや。其南の方に、今も五靈田と云名ある田五段あり。其田を作る農人、九月廿四日祭日とて、神饌を供ふ。是此所の地主なるべし。又太神宮の西に、水取權現の社有。昔は猶其西の山下に在しが、山崩て社にかゝりしかば、此所に移せり。此神は神功皇后の新羅へ渡り給ひし時、船中にて水を司どれりと云。罔象女の水神なるべし。此村の產靈として祭る所也。

○酒殿村三之宮

此神社、中は太祖權現、右は香椎大明神、左は竈門神也。此邑の產靈也。十月十九日祭禮あり。又此村に泉藏寺有。淨土宗なり。此寺に大內德風の墓とて、古き石塔あり。

○白山權現社

久原村白山の上にあり。高山也。白山權現を祭る。十一月初の卯の日に祭あり。むかしは大社にて、社僧の寺院の總號を白山頭光寺泉盛院と號して、天台宗なり。僧坊は本谷に百坊、西谷百坊、山王五十坊、別所に百坊、凡四所に僧坊三百五十區有しと云。今

むかしの址を尋見るに、げにも土民の云傳へしごとく、三百五十坊もありつらんと見えて、所々僧坊の舊跡おびたゞしく廣し。皆荒野となれり。座主の坊を大石坊と云しとかや。中にあるを本谷と云、西なるを西谷とし、東にあるを別所と號せしとかや。其址山中所々に多く、石の塔など殘りし所もあり。又僧坊の園の址には、今も春くれば種々の花咲所あり。此僧坊の亡びし濫觴を尋るに、いつの比にや有けん、本谷の兒、秋の比、柿の多く實のらしを賞しける。別所の僧徒聞て、花などの多きをほめばこそ風流なるべきに、くだものゝ多きをほむる事、卑俗にも見ゆるかなとて、つどひて是を嘲り笑ひける。彼兒何心なく譽し事を、多くの人にわらはれ、甚恥辱にあひたりと、ふかく思ひしにや、終に前なる谷川のふかき淵に身を投てこそ死けれ。其所を今に到て、兒が淵といふ。是より事起り、本谷の僧徒大に怒りて、大勢を催しけるに、西谷百坊も本谷に與力し、別所と鬪諍に及て、たがひに火を放ちて戰ひける故、別所本谷西谷の僧坊悉く炎上して絶滅せり。然れども、山王五十坊のみ殘りしを、天正十四年薩摩勢此山に取懸、燒拂ひける故、五十坊一宇もなく亡びぬ。其後此寺再興なし。白山の社も、此時炎上せしが、其後しるしばかりにほこらを立て、今に高山の上にあり。觀音堂も、白山の社の下にありしを、萬治の比、久原村に移しぬ。白山權現の社、觀音堂、ともにむかしは廣大なりしといへども、むかしのごとく建立する事叶はず。僧坊は燒失の後、再興せず。顯光寺をば村民昔のしるし許に作り置て、白山の祭を司どらしむ。順

久原村大邑なり。故に、一村の内を上中下に分つ。順和名抄には、柞原と書けり。東の山高く、境地廣し。是より糟屋郡大嶋山に越る道あり。

○名島辨才天社

今の社の東に、高き山を神宮が峯と云。此山則いにしへ社ありし所也。一說、神功皇后のほらせ給ふ

峯なる故に、神功が峯と云。小早川隆景、名島の城を築れし時、今の所にうつさる。神宮峯の南を鳥居峯といふ。是鳥居を建たりし所也。（城ありし時は南の丸といふ。）元祿年中、國君より社を又むかしのごとく山上に移され、神殿をも綺麗に改め作りて、石の鳥居を立給ふ。其鳥居の額は、元祿年中、鶴信が乞に依て、花山院前内府定誠公書給ふ。むかしは大社なりしが、中ごろより衰けるにや。此神も宗像三神の内を勸請せしなるべし。天正十四年、秀吉公筑紫に下り給ひし時、此社に詣でゝ、社の衰へたるを見て、辯才天は福神なるに、荒てさびしき貧神なりとて笑ひたまふと也。六月二十日祭あり。參詣の人多し。社僧の寺は、名島村にあり。神宮寺と云、名島山と號す。天台宗なり。國君より社領二十石餘寄附せらる。又其西北辯才天の社に近き所に寺あり。宗榮寺と云、向春山と號す。社の側なる海際に、砧板瀬（まないた）とて岩あり。民俗傳へて云、神功皇后三韓より凱旋の時、此所に於て調饍有し故、砧板瀬の名ありと云。

○檣石

名島辯才天社の後なる海濱にあり。香椎宮古記に、神功皇后異國より歸らせ給ひける時、御船は名島に著ける。皇后の御舟の檣を此海邊に捨置れしが、石と成けるとあり。誠に檣なりし木の石と成たるにや、恰も其形木の理の如くにて、帆柱の鐵輪を廻したる跡もしるく見え侍る。（今より六七十年前迄は、鐵輪はしらに廻したる鐵のわかれ、石にのこり見えけるとなり。）今は此石折て數段と成ぬ。寶珪の石となり、老樹の石に化し、魚蛇蝦蟹、皆能石と化しぬる事、群書に載る所疑ふべきに非ず。況んや、皇后新羅征伐の船の檣の石と成ぬる事、怪しむにたらざる事也。

○四王寺村

正保四年、御笠郡四王寺山の東に村を立。故に四王寺村と云。民戸十軒有。村の四方共に山也。四方に石垣あり。四王寺山は御笠郡也。此村は山の東、宇瀰河内の谷頭に在て、糟屋郡に附り。

○蒲田村八幡宮

蒲田村の枝村、部木と云所にあり。祭る所の神四座、八幡大神、神功皇后・太祖權現、寶滿明神也。蒲田、戸原、江辻、名子、四箇村の產宗にして、田舍にては頗大社也。九月十九日、祭禮を行ふ。流鏑馬あり。八幡宮の前に、曾我祐成時宗を祭る所とて、大石二立たり。祈願の者は、木刀を作て捧ぐ。いかなる故に、此所に祭るにや、いぶかし。

○江　辻

此村むかしは、今の村より下四町にあり。慶長の末、長政公の家臣母里淨甫、今の所に移せり。戸原も江辻と同村なりしを、此時より分てり。此村にて金井手川、久原川、山田川一に落合ひ、江の辻にある村なる故、江辻と名付し。民俗、惠津地と書は、あやまれり。

○内　橋　鏡天神

むかしは、此邊に橋あり。是迄海より船上りしと云。此故に村の名とせり。此村に、鏡の天神あり。いかなる故ある社にや、しれず。其邊に、築地と云所あり。むかし大伽藍ありしと云、礎今に殘れり。いかなる寺なりしにや、詳ならず。

○尾　仲　村

此村は、むかし太宰府天滿宮の神領なりしと云。老松大明神の社あり。昔は大社にて、鳥居あり。反橋、直橋等・三箇所にありしとかや。九月廿九日の祭禮には、神輿假殿にわたり給ふ。猿樂・流鏑馬等執行せしとかや。神領も多かりしといへり。此村の境内に、大麻の池とて、大池あり。甚ふかし。旱にも水かれず。此下の數村の田に水をそゝぐ。

此村に、近年九郎左衛門と云農夫あり。其の父は太郎左衛門、是も此村の農なり。九郎左衛門は、元和四年戊午の歲に生る。幼き時、博多の魚商人の養子となる。養父早く死して後、本父の家に商人となり、諸村諸浦に諸物をになひ行てうり、又耕作をもつとむ。平生儉約にして、家業をよくつとめしかば、後

には財とあり。されども朝夕の食には、麥粟稗など雜穀を食ひて、稻を不食。衣服もきはめてそさうなるふるき棉布絁布を著ける。萬の奉養もきはめてうすし。自他の村に米銀を借し置、年の暮にたやすくかへすべき程の者には、しきりに催促し、元利共に取かへす。其者又乞るれば借しける。困窮せる者には催促せずして、捨ほどこせり。先年寅の年凶年なりしかば、自他の村の飢に及ぶ者に、もみを三十俵餘あたへてすくふ。道を通るに、五穀の落穗あれば溝をへだて、泥ふかき所にあるをもひろひあつめ置て、貧人にあたふ。又盲人暮方に宿をかり、かねてくるしめる者に道にてあへば、我家につれ歸り宿を借し、食をあたへける。うたをきかんためにはあらず。平生財を費さず。無用の事に一錢をもつかはず。先年參宮して歌仙を數多調下りける時、尾仲村其外處處の社にかけゝるに　我名をかゝず。社人にもつげず。ひそかにかけゝる。參宮の時、大神樂の代銀を上げ、末社にも銀多く納めける。高野山に登り、本父母及養父母のために日拜のほどこしをなし、又諸親戚十人許の爲にも月拜のほどこしゝて、銀を多く納めしが、下りて後人に向て、終に其事を語らず。後に高野山より來りし使僧、其事を村民に告ける。博多石堂の選擇寺は、養父母の墓ある寺なりしが、彼寺作事の後、天井をはり、疊をしき、佛具色々寄進すべき由住持に告て後、右の品々の代銀をほどこしけるが、我が名を告ざりし故、住持誰ともしらず。衣服などもきはめていやしく見ぐるしければ、不審におもひしが、後日にかゝる者と名を知りける。養父母の爲と云事、人に向つていさゝか噂をせざりしかば、誰もしらず。後日に人おのづから是を知る。凡郡中の諸村の寺社に、財を用ひて寄納しける事多し。年々に衣服をもこしらへ置けれど、其身には常に古きやぶれたる物を着ける。家まづしく、衣服ともしき者あれば、秋冬は取出して借し、春あたゝか

に成て取返し、せんたくして、又の秋冬の用にたちける。其内にも、甚まづしく衣服なき者あれば、其まゝにてあたへ、取かへさず。摂州へ通ふ大道、又村中の道にもたえず水ありて、往来の人なやましきを見ては、人の知らざる様に飛石をすゑ置、所により古き板を渡し置けり。其外かくの如く人をすくひたすけし事、さだめて多くあるべけれども、善事を行ひて、かつて人に告げざる者なれば、くはしくはしれず。元禄四五年の比、正月廿六日大風吹て、尾神村甚九郎、三七といふ両人、家をふきたふされ、苦しめるを見て、米を一俵づゝ與へける。堅糟村庄屋の名子の家も倒れしかば、米を遣はす。凡貧窮なる者に米を少づゝほどこしあたへける事、年々多かりしかど、我善を語らざる者なれば、くはしくはしれず。自他の村に年々借し置し銀米、近年凶年故、返弁成りがたきと見及び、銀一貫五百目、米五十俵餘、ほどこしける。是又人に語らず。元禄九年、尾仲村の農三四人、他村の農二三人、冬の比衣服ともしかりし者に、わた入布子を一づゝ遣しける。凡飢に及ぶ者を見ては飯をあたへ、其上に錢銀を少づゝほどこしける事、年々多し。尾仲村の産霊の社、造營の時、銀百五十匁奉納す。平生晝夜家業をよくつとめ、且倹約なりし故、財漸々多くたくはへけるが、本父並養父の古き借物、おぎのり物のおひめ多かりしを、處々にて借主貫毛を聞出し、財を出して殘らずつぐのひかへしける。其内既に死たる者あれば、ゆかりの者を尋出し、あたへて悉く返しける。九郎左衛門、村中の若き者に告けるは、耕作のいとま、又雨天大雪の時、殊に夜中、外のはたらきならざる時は、縄をなひて集め置、うりて少々の用を達す。我若き時よりかくのごとくせしなり。今は年老て、外のはたらきならざれば、ことに常に縄ばかりをなひて、小づかひにするに事かけず。おの／＼も斯様にすべしと云ける。是を聞し村中の者とも、尤とおもひけるにや、

九郎左衛門がすゝめにより、老若ともに、いとまの時は縄をなひ、博多に縄どひ屋を定め置て賣ける故、甚用脚をたすけしとなん。村中にて身上よき頭百姓の子共も、其下人と同じく、博多福岡に出、こやしをかへて持かへり、耕作に念を入れ候へ、我も若き時さやうにせしなりと語る。是をきゝし者ども、九郎左衛門が富るは、さやうに精を出したりし故なるべしとて、頭百姓の子共を初め、下人と同じく博多福岡に行、こやしをかへ來り、耕作の助とし、九郎左衛門にならひて、其外の事をもよくつとめける。其故に元祿の中比より、彼村中の百姓、昔年より家谷うるほひて見えける。九郎左衛門男子なし、女子三人あり。聟も三人有しが、常々は、むこの所に行て饗應をうくる事まれなり。見物のため諸人群集する事時々あり。九郎左衛門かゝる所に行て見物する事一切これなし。平生食をひかへ、美食をくらはず。身持かろくして、家業を勤めておこたらざる故にや、身若き時より元祿十一年、八十餘年になるまで、薬一ふくをものまず、無病にて康健也。二三里の道は一日の内にたやすく往來す。右は元祿十一年、尾仲村庄屋頭百姓の郡吏に書出したりし所なり。九郎左衛門、元祿十四年八十四歳、尾仲村にて病死す。

筑前國續風土記卷之十八　終

筑前國續風土記巻之十九目録

糟屋郡 裏

筑前國續風土記巻之十九

貝原篤信選定
貝原好古編纂
竹田定直校正

糟屋郡 裏

○香椎宮

香椎村に在。是神功皇后の御社也。神功皇后は彦坐尊の玄孫、御父は息長宿禰也。（彦坐尊は開化天皇の御子也。）仲哀天皇の皇后にして、八幡大神の御母にておはします。此所は仲哀天皇神功皇后の行宮の在し所也。日本紀を考ふるに、仲哀天皇八年正月己卯朔己亥、儺縣に至りまして、因て以て橿日の宮にましますと有。此年は香椎宮にぞおはしましける。九年二月癸卯朔丁未に、仲哀帝此の行宮にて崩じ給ひぬ。此所に下り給ひし事、詳に遠賀郡岡の湊の所に記せし故に、爰には略す。社家の説に云傳ふるは、此時仲哀天皇の御屍の棺

めし御棺を、しばらく椎の木にかけおかれしに、異香四方に薫ずこれによりて、所の名をも香椎といふといへり。彼椎の木は今も御社の東に有。神木と號し、めぐりに石垣を築、垣ゆひまはせり。此木誠に古木と見ゆ。されど、其時の椎の木にはあらで、昔の種を植傳しならん。仲哀帝崩御の後、皇后は此宮にとゞまりおはしまし、國中所々の服せざる敵を攻隨へさせ給ひ、其後新羅を討ん爲に兵を集めて、此所より軍立し給ふ。斯て三韓を攻したがへさせ給ひ、其年の十二月に御歸朝有。此時皇后御手づからさゝせ給ひし杉の枝生繁れり。其葉常の杉に替り、葉相交りてあやをなせり。故に綾杉と號す。其木は度々炎上して、其苗生かはり、今又大木と成る。誠に他に異成神木也。綾杉の事倚又下に詳なり。明年皇后は筑紫より都へ上らせ給ひ、天下を治給ふ事六十九年、御命百歳にて、四月十七日、大和國にて崩じ給へり。其御陵は奈良の西、歌姫の町の坤の方六七町許に在。大なる山のごとくにして長し。四邊に堭を掘廻し、大なる御陵也。日本紀に、狹城楯並御陵と有。其陵の上には老松茂れり。里人甚敬恐る。御陵山とも大宮とも稱す。凡香椎の御社御鎭座の年のこと、未古書にも見及び侍らず。社家の說には、聖武天皇神龜元年とかや云侍れど、其證たしかならず。彼帝の御時、改て造營など有し事、云傳へけるにや。長門國二の宮には、初仲哀天皇を祝ひ奉りけるが、聖武帝神龜年中に神託有て、香椎より神功皇后を勸請し奉ると云り。彼宮には、舊記共傳はりてあれば、是慥成る說成べし。然れば當社は、猶其先より御鎭座まし〳〵、かの時長州へも勸請有りしならん。去れば創立の初は、宇佐八幡宮などゝ前後にして、欽明帝の頃にてもや有けむ。時代慥ならず。諸神根源抄の說の如きは、皇后崩御の後、此行宮の御跡に、御廟を建たる樣に見え侍る。是恐らくは本說成べし。御鎭座の次第、中殿神功皇后、右殿住吉大明神、左殿八幡大神

也。拾芥抄に、香椎社は神功皇后の御廟也。一説に、香椎宮を仲哀の御廟とす。宋史に、仲哀天皇、國人云今爲鎮國香椎明神と有。いにしへ仲哀天皇の御社も、別に爰に在しなるべし。され共、まさしく神功皇后を香椎大明神と稱す。仲哀天皇の御社は、越前國氣比の宮にておはします。此地は專、神功皇后とすべし。諸神根源抄に、御襲宮は、昔足仲彦天皇（仲哀帝也）の后。息長足比賣命及大臣武内宿祢命、此宮にありて、新羅を伐ん事を謀る。しかりしより以來、則廟堂とし、后宮は東に在り。御廟は西に在と見えたり。延喜式にも、橿日廟宮各人、武内臣貢人など記せり。然共今は武内大神の社なし。古への末社の記を見るに、武内の社を第一の末社とす。然ば天正年中炎上の後、再興せざる成べし。古老の曰、今の香椎の本有所、古へ社有と云。仲哀帝の御社なるべし。神功皇后八幡の御母后にて、殊に武德まし〳〵ける故、聖母とあがめ奉る。女神なれ共、日の本の亂を鎮め、多くの強敵を討從へ、天下の萬民を安んじ給ひ、其上仲哀天皇の御爲に、異國の仇をも、みづから征伐し給ひ、年の內程なく凱旋し給ふ。其英武のいきほひ至て盛なりと云つべし。此故に神功皇后と諡し奉りけるならし。皇后崩御の後、久しく三韓より貢物をさゝげ、凡帝王三十代に及び、折々信使來りて、厚く禮儀を勤め、或時は王子を人質に遷せり。是皆當社の武德の後代に殘れる所也。されば代々の天子、其御先祖の帝王多くましまする中に、取分此御神を崇めませ給ひしは、神功皇后自三韓を征伐し給ひ、我國の武威を異域にほどこし給へば、暗に兇賊の襲來をおさへ、敵國降伏の守護神と、おぼしめされし故、聖武天皇より已來、世々の天子、香椎の宮をたふとび給ふこと淺からず。其故に、都よりは遙に遠き國なれど、しば〳〵勅使を立て、官幣をさゝげたまひ、其上種々の寶物、御劔及異國より渡りたる重寶を奉納し給ふ。又天子御即位の時は、伊勢と當社へ必

勅使を以、其旨を告給ひ、且帝王御即位の後、必大嘗會を行はる、此時も、香椎の御廟に勅使を立てらる。又日本に兵亂おこり、或は何事にても、日本に災難出來たる時か、或は異國より敵來れる時は、必天子より此御社へ奉幣使を立られ、御祈有。或は雨の御祈をも、此社へ遠く勅使を立させ給へりとなん。（宇佐の宮への宣命にも、筑前宮に座す香椎廟に、種々の神寶御服奉らるゝ由記さる。宣命の案、朝野群載に出たり。）されば にや、世々の記錄にも、香椎の宮の御事歷々として明なり。今暫く國史の記す所を考ふるに、續日本紀曰、聖武帝天平九年四月乙巳。遣使於香椎宮。以告新羅無禮之狀。廢帝天平寶字三歲八月己亥。遣太宰帥三船親王於香椎廟。奏應代新羅之狀。同六年十一月庚寅。遣參議從三位民部卿藏原朝臣巨勢麻呂。散位外從五位下土師宿禰犬養。奉幣于香椎廟。以爲征新羅調習軍旅也。日本後紀曰、平城天皇大同二年正月辛丑。遣使奉大唐錦幣於香椎宮。嵯峨天皇弘仁元年十二月壬午。遣參議從四位下巨勢朝臣野足。奉幣八幡大神宮樫日廟、賽靜亂之崇也。弘仁十四年十一月庚戌。差左兵衞督從四位上藏原朝臣綱繼。使奉幣帛於八大幡神樫日廟。使以太宰府錦三百屯賜使。續日本紀曰、仁明帝天長十年四月壬戌。遣從四位下行伊豫權守和氣朝臣眞綱奉御劍幣帛於香椎廟。告新帝即位也。承和八年五月、遣從四位上和氣朝臣眞綱於香椎祈雨。同年五月己丑。遣從四位下勘解由之長官和氣仲世。奉幣香椎廟。同十年冬十月癸酉。遣使奉幣於香椎宮。爲令寶位無動國家太平也。嘉祥元年十二月甲寅。遣使奉幣香椎廟。（註云。其由不詳。）文德實錄、嘉祥三年八月戊辰。遣從五位下高原王。以寶劍明鏡名香綵帛等奉香椎廟。仁壽元年十月己酉。遣大藏少輔從五位下藤原朝臣良房。向香椎奉寶幣。三代實錄曰、淸和帝貞觀十二年二月十五日。勅遣從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄。奉幣香椎廟。（有告文、略之。）陽成天皇元慶元年二月廿一日癸亥。遣從五位下行主殿權助在原朝臣友于向香椎廟

奉幣國等告以天皇即位。同二年十二月廿二日。
太宰少貳從五位下島田朝臣忠臣等奏言。櫃日宮有託宣云。新羅虜船欲向我國。宜爲之備。因玆遣從五位上刑部大輔弘道王。向伊勢太神宮。祈請冥助。扶桑略記曰、醍醐天皇寛平九年八月廿二日乙丑。奉幣使。散位從五位下和氣眞興於香椎廟。（此年七月三日即位し給ふ。其儀によりての勅使成べし）禁秘抄下卷云、永保四年、香椎宮火。承曆三年、神宮外院也。此等五箇日廢朝也。猶此外の野乘雜記にも、此御宮の事多く見え侍れど、見る人いたつかはしければ、もらしぬ。是此御神の事は、唯我國の史に記せるのみにあらず。唐土の文にも見えたり。其事は爰に略す。延元元年二月に、足利尊氏京都の軍に打負て筑紫へ下り、菊池武俊と合戰有。此時、香椎宮に祈願有し事、太平記に見えたり。其孫義滿將軍に至り、又九國の敵を靜めん爲に發向し給ふ時も、先例に隨ひ、自から願書を書きて、當宮に籠らる。其文に云、

奉呈恭禮拜祝稽首々々

奉恭俱以覩。當社櫃日大明神者。聖代前烈乃宗廟　命世神武靈尊也。巍々兮權迹遠繇于日域西州之隅。內證外融乃光明。而照末世百王之掌。利益方便乃誓區。而嚴于後二千一百六十餘載之上。和朝古來慣神道之風。所以垂告戒於慈孫者。咸以無不由靈驗之德矣。嗟乎昌哉。國我光耀兮功績。玄哉皇嗣仍傳兮明器。專神聖八十餘次之正統。光嚴帝曆應僖利已來。天下國內久亂矣。黎民困樵蘇。一人不安春秋。八荒分離。不由皇化者四十餘年于斯。就中延文以後。西戎奮競。數劫略邊境。漫揚逆浪。舟楫猶絕貢貫。無道矣。剩浪惹之害浸潤異域。而神聖掛矛。唯痕且斷絕兮。予斯今上徵位義滿謹奉台詔。而匡合國國之兵。將靡四方亂。遂使寰宇安全。思之不遑止軸。國躬遂刻期勸旌旗。直前退凶賊於千里。日垂嘉瑞垣之砌。幸冀出擁護之懷。翼或光銘。臍將來利生豈匱乎。

随喜之餘頻振二鋒毛一呈二英須一俯乞武運永合二天地一輝二威於萬世一徳風加二以下一使三億兆誇二無疆一仍誠恐誠惶。

應安七年九月七日　　源　朝　臣

此時當社の祝部權大副卜部兼秋をして、神寶等寶殿に奉納有しとかや。凡此御社の祠官に四黨有。伴、大膳、大中臣、清原也。此四黨は、上代より祠官の長なり。大宮司も、代々此四黨の内より撰んで任ぜられしならん。然るに、大膳、大中臣、清原の三氏は、其遠孫今に在て、伴氏は絶ぬ。此宮の祠官は、昔より、他の神社とはかはり、朝廷よりも曾て御恩惠ありしとかや。延喜式に、橿日廟舍人一人、武内大臣資人一人、預二同考之例一と記せり。又、香椎廟司六年を以、任限とせらるゝ由、清和天皇貞觀六年八月十五日に定らるゝと、三代實錄に見えたり。此例代々かはる事なかりしにや、堀川院寬治七年香椎大宮司武實、秩みちて、（寬治元年、初て大宮司に任ぜらるゝよし也。）正六位上膳伴宿禰範宣を以、大宮司とし給ひける由、太政官府宣の案、朝野群載第六に見えたり。又元暦二年、香椎大宮司公友、忽に領家の命にそむきて、濫行を致し、造替遷宮の儀を押留す。しかのみならず、其身前司たりながら、押て社務を行ふのよし、社官等關東に訴申けるを、賴朝聞給ひ、彼公友を追却し、遷宮を遂行ふべきよし命ぜられしと、東鑑第四卷に見えたり。其後も香椎大宮司は、宗像大宮司につゞきて、其采地も多かりしとなん。天正の頃まで社司の輩も猶力有し故、豐後の大友義統より、香椎大宮司及三苫長門寺、木下掃部助に送られし書狀三通、今に在。其内に、立花道雪留守城の事を賴まるゝ由有之、社領無成し後は、神人祠官も所を去、或は殘り留まりし者は、農夫樵客にひとしく成ぬるこそ口惜けれ。古昔此御神の祭、年中に其數多かりしとかや。社職數十人在て、朝廷の御爲に、國家安全、寶祚長久、異國降伏の祈禱、月々日々に怠る事なく、殊に四月

十七日は崩御有し御忌日なり迚、所在の禮奠いと嚴重也。月毎の十七日にも神官社職拜殿に寄合、歌、連歌の會をなして、神慮をすゞしめ奉る。（今禮令猶形計殘れり）又春秋に祭祀するは、禮の大節なれば、二月六日、九月九日を二季の祭日として、祠官の鼓打つどひ、國人も來り祭をなし奉る。中にも九月九日の御祭には、神輿を酒男の頓宮に御幸成し奉り、管絃等の音樂を奏す。十日には、大宮司職の人、明神の御使として、頓宮より、原上村（香椎の隣村也）におはします。川上大明神に詣て（豐玉姫の社也）拜をなし奉る。（此時大宮司職の者の居宅となし、宅を神功の御舊跡と稱して、今に原上に在。上民は急て其宅に居住せず）十一日には、三苫村の龍王社（海神の社なり、）に參りて祈す。是皆海神なれば、三韓退治の時、保護の恩德をむくはせ給ふ儀式ならし。此間三日、頓宮にとゞまりおはしまし、十一日に還御有。（此禮、今は絶はて、頓宮も無く成ぬ。唯昔の古跡に、宮の礎のみ島崎の傍に殘れり。）又此春秋の御祭には、箱崎の海人ども、四十八尾の紅魚を、神前にそなへ奉りしとかや。三代實錄を考へ侍るに、此御社毎年春秋の祭日に、志賀島の泉郎男十人、女十人、風俗の樂を奏しけるとぞ。（此祭の時、泉郎の着る所の衣裳を、寶龜十一年に、太宰大貳正四位上佐伯宿禰今毛人作らせ置れけるが、ふるびぬる故、貞觀十六年に、太宰府より府庫の物を以、是を改め作らん事を乞けるに、同十八年正月廿五日、太政官より其儘府庫に任せらるゝ由、三代實錄に見えたり、）十一月三日には、冬の御祭有。二月の御祭には、太宰帥以下、筑前國郡司以上、借倣廟宮を拜し奉り、再拜兩段す。帥奏して曰、（帥あらざれには、大貳の內、見在の者、是を奏す。）明神等大八島國知志、倭根子天皇大前留、太宰帥（位姓名等）等司々人止毛、恐み恐み毛奏賜（波久止奏）止奏訖、再拜兩段して退出し。更に大臣殿に參入して、再拜兩段して退出すと、諸神根源抄に見えたり。かゝる禮節も、近代亂世の後、みな廢れぬ。されば其志賀の泉郎のみ、昔をしたひ、二月六日、十一月六日の御祭を忘れず、前の五日に海濱介甚等を持來り、神前に備へ奉る。凡此明神の神領、古へより定りて、當國及豐前筑後において、千數百町有しとかや。然るに亂世に及て、國主、城主等領せし故、天正年中迄猶當國の內、七百町有しといへども、秀吉公九

州征伐の後、所々の社領不殘沒收せらる。依レ之當社の神領も無なりける。小早川隆景、當國の主と成給ひて、此御社の衰へ行を悲み、百六十町の神田を寄進せらる。然るに、其義子秀秋の時、無レ故百六十町の神田を沒收せられしかば、相傳ふる恒例の祭事も絕え、神宮社職も所を去、終に御社も衰へ侍る。筑前國風土記曰、到二筑紫國一例先參二謁于訶襲宮一。（仙覺抄に引之。）令案ずるに、是漢高祖十二年に、魯を過て、太牢を以孔子を祭給ひ、諸侯王卿相に詔して、郡に至て、先孔廟に謁して後政に從はしむ。我朝にして、香椎の宮を拜せしむるも、又此例にひとし。げにも此御神は、敵國降伏の靈神、本朝鎭護の宗廟なれば、守護の神力をかり給はむとて、天子より取分、此宮を尊敬し給ふ故成べし。かゝる日出度御神の、遠き筑紫に宮所を鎭め御座す事、誠にかたじけなき事なめり。御社は南に向て、御前には名におふ綾杉高くそびえたり。御池今半は田に鋤かれて、纔に殘れり。御橋のさまも物ふり、綠苔深くして石階ををかせり。昔は神殿大に、みやびやかにして、末社も多く、壯麗成御社成しとかや。其盛成し時の御宮の繪圖猶殘れり。古への事思ひしられ侍る。白川院承曆元年二月五日、香椎の社燒亡せし由、神社回祿記に見えたり。同御宇永保四年、（延德元年也）又炎上せしよし、禁祕抄に見えたり。此等の時は、五箇日廢朝せらるゝ由、禁祕抄にしるし給ふ。龜山院文永七年二月十二日、香椎宮燒亡す。承曆の例に任せ、官府を下し、管內の諸國をして造營せしむ。是より先、文永五年に豐後國を寄附して、修覆せられしと、石淸水舊記に見えたり。花園院正和年中にも、回祿せしとかや。（香椎舊記に在。）その後も亦廢壞せしにや。文明二年、宗祇法師筑前に下りし時の紀行に、此御社の事を、御殿は造營半にもならで、假殿のさまもおろそかなりしと書けり。正親町院天正十四年七月、薩摩の兵共、立花の城を攻めん迚、城下近邊に放火す。此時兵火にかゝり、本社、

回廊、大門、鐘樓、寶藏十七所の末社等不殘燒失せり。され共、おほやけより、造營もなく重て興立する事叶はず。小早川隆景、此國主と成給ひて後、本社許は建立有しか共、猶昔の十が一にも及ばず。其時作られし本社さへ、寛永十四年に燒失せしかば、忠之公また本社を建立し給ふ。三箇所の鳥居さへいつとなく絕はて、神事を行ふ殿舍、愛かしこの祠官の家等、皆田にすかれて畠と成て、空敷其名を留たり。誠に彼黍離々たる有樣を感じて、昔を慕ふあはれを催し侍りぬ。斯事かはりぬれば、里々の産子さへ、神事を勤る事疎に成ぬ。寂々たる林麓の間に、閟宮の有樣物ふりたり。御森木にたてる綾杉香ばしき樅の木のみ、昔忘れぬ様の色を顯はせり。日本四所の宗廟といはれ給ふ。（四所の宗廟とは、東に伊勢、西に宇佐、南に岩淸水、北に氣比。）御神のかく衰へ給ふ御有樣、心あらん人は、誰か歎きを起さゞらんや。然共神威の昔に立ち歸り給ふべきしるしにや。天和二年の春、國主光之公願れたるを發して、新に祭田を寄附し給ひ、海邊に鳥居を立させられ、去る元祿三年九月十七日、今國主綱政仕より、初て御社に使をまいらせられ、年々みてぐらを捧給ふこと絕ず。然れば、神威も漸新にならせ給ひ、御社の榮も古昔に立歸るべきたのみ有。此御社、中比より社僧の坊も十六區有。皆天台宗成しとかや。（護國寺、學頭坊、力善坊、勤進坊、公文坊、眞師坊、仲坊、御燒坊、通師院、彌勒寺、吉宮延坊、多門坊、安治寺、圓坊、寺師坊、律院。）今は廢絶して、唯護國寺のみ殘りけり。此御社の前なる綾杉は、古より名有る神木也。社家の說に云傳侍るは、神功皇后韓國より歸らせ給ひ、もたせ玉ひし三の兵器を（御鎧、御劍、鉾の御杵）此所に埋られ、其上に杉の枝をさゝせ給ひ、後代に至迄、我國の守護神と成べしと誓はせ玉ひしが、其杉生茂り、常の杉に葉の様かはりて、綾おれるがごとくあやしければ、綾杉と名付侍る。又御託宣には、杉は萬木に勝れ、直なる操有。人もかくのごとく直ならん者をば、我是を守べしと宣はせ給ひけるとなん。花園院正和年中、此御社炎上せし

時、綾杉も焼たりしに、其下より綾杉の種子の出て、後に大木となれり。天正十四年、御社炎上せし時も、綾杉焼たりしが、又白種生出て、今に至て大木となれり。されば此綾杉は、古より名高き神木にて、香椎の宮の綾杉と古歌にも詠じ、其葉の形、他國には類希なる木也。本は一株にして根の際より二株にわかれて、其周三圍許有。高十餘丈有。誠に類なき神木也。

隆家卿太宰帥に二度成て後のたび、香椎に參りたりけるに、神主ことのもとゝ、杉の葉を折て帥のかうぶりに挿迚讀る。（ことのもとは、日本紀、古語拾遺などに、縁の字をよめり。然ば太宰帥に成たる人には、杉の葉を折てかざすためし有けるならし。）

金葉九　　神主大膳武忠

千はやふる香椎の宮の杉の葉を
二たびかざすわがきみぞきみ

新古十九　　よみ人しれず

千はやふる香椎の宮のあや杉は
神のみそぎにたてるなりけり

新後十八　　經信

しらざりし香椎のかざし年ふりて
すぎにしあとにかへるべしとは

右太宰帥にかへり成て侍りける比、人よろこび申ける返事となむ。

無題詩集卷之二、此所の詩有。

初出二西府一宿二香椎之濱殿一　　釋蓮禪

長海之濱孤岫麓。假留每事思依々。岸高旅舶暫維レ柳。（客舟皆集二繋江岸之柳一故云。）山近行厨便採レ薇。社樹神鴎臨レ暮集。（古社之樹有二暝鴎一故云レ多。）沙村賓鴈入レ春歸。客中一夜許二蓬舍一。訪レ我照來殘月輝。

又　　藤原周光

海濱廣潟初占レ宿。松塢之傍自得レ依。湘水廟荒空二

暮竹首陽祠古只春薇。瑞籬嵐底祈神去、舊土花前
興鷹歸。歸路迢々東向後。從今定負夕陽輝。

於香椎官舍賦所見之事

釋　蓮　禪

二月三旬留景天。不圖客舍暫留連。紅霞藏日山村（門前有日遠郡）
外。白雲何魚水巷邊。欲僱丁寧使僕切。（欲レ解書云）
賣鹽子細土民傳（門前有賣鹽之者、故問其子細答云、）。古岸蘆岸古何春霞
（古岸有鹽之巳、邑老傳云、古人植黄蘗之種、四時不枯云）。其竹翁荒只暮煙（宮舍之傍有一叢之竹故云）。
漁老下船尋酒典、時見就竈採柴煎。自然今遇
善根事。近詣道場禮大仙。

又

藤　原　周　光

晨興趁眼艶陽天。天色蒼茫與海連。江樹重々言
有斷。雲濤漭々望無邊。霜鬢日祭祠官薦、巷陌土
宜邑老傳。斜轉井車通澗水、遙籠林戶引雲
烟。樵舟夕棹穿霧出。漁火夜篝分浦煎。黄々客中
論落久、一生但恨願夢仙。

右の詩歌首箕國詩集に出たり。

○御（お）飯（いの）水

又不老水とも號す。神廟の東北三町許に在井也。其水極て清冽にして、味も又甜（てんび）美也。故に古より此水を用て、神食（みけ）をかしぎ。依て御飯の水と名づく。

○報　恩　寺

神廟の北の側に其址殘れり。今は寺院なく、佛堂なく、只其名のみ殘れり。元亨釋書榮西の傳に、建久三年於香椎神宮側構建久報恩寺と有。則此寺の事也。六年に聖福寺を創立す。此寺の創立は聖福寺より四年前なれば、日本にて禪宗の初は此寺也。今古き位牌など少し殘りて民家に在。又建久元年、榮西宋に在し時、商の船に菩提樹をことづけて、日本に渡し、香椎の神祠に植しことも、元亨釋書榮西が傳に見えたり。建久六年、此木を分ちて東大寺にうう。其後建久寺に植しを、普天下に分うゝ。然共今は此寺に菩提樹はなし。

○濱　男　町

香椎の西に在町也。是も香椎邑の境内也。日本紀に橿日の浦と有は此所也。古は町なかりしを、筑前中納言秀秋の時立らる。此所に濱男大明神有。是香椎の末社にして、神功皇后異国退治の時、日本海邊の事を司りし神と云。其社の邊に町を立ける故、濱男と號す。

○香椎潟

濱男の海邊を云。

帥大伴卿

萬葉六 いざやこら香椎の潟に白妙の
袖さへぬれて朝なつみてん

大貳小野老朝臣

同 時つ風ふくべくなりぬかしひがた
しほひのきはに玉もかりてな

豐前守宇努首男人

同 行かへりつねに我見し香椎がた
あすより後はみむよしもなし

右三首 神亀五年十一月太宰官人等奉拝香椎廟、訖退歸之時、馬駐于香椎浦、各述懐

信實

新六帖 霞たればあまにも袖や香椎潟
磯菜つみにと波を分けつゝ

為家

續古今六 おきつ風さむく吹くらしかしひ潟
しほひの千鳥夜はに啼なり

俊頼

家集 箱崎の松はまことのみどりにて
かしひのかたに(も一本)つみはきこえず(ね一本)

右一首は箱崎の神主と、香椎の神主と、年來のこと侍りけるをことはれるうた。

小侍従

夫木 香椎潟夕霧がくれ漕来れば
あへの島わに千鳥しばなく

あへの島は、今の藍島なり

〇香椎渡

家持の歌の詞によれば、香椎の浦より前にて奈多潟、志賀島、博多荒津などへこと渡に往来せしを云る成べし。古へ香椎の宮繁昌の時は、往来の船も多かりなんとおもひ侍る。

家持

歸去す
船出する師走國さひ白妙の
香椎の渡り潮高くみゆ

〇冑塚

濱男町の東を一町餘、大道の側に在。松樹少生れり。神功皇后新羅に軍立し給ふ時、爰にて始て冑を着給ふと云傳へたり。

〇鐙坂

冑塚の西十餘間に在。新宮浦の方へ行道なり。神功皇后新羅へ赴給ふ時、爰にて鐙を着給ひし所と云。今も此所にて、往来の人馬より下る。此所にて落馬すれば必死する由、里民云傳へて恐をなす。

〇緘塚

冑塚の東二町許に在。始は大成塚也。延寶の初年、濱男の村民十三郎と云者、此塚をあばきたりしに、其内は方三尺許に石を疊めり。高さ一間許。其中に四尺許の刀有しが、三に折たり。古物にて腐多しといへども、鐵の性ありしかば、鍛冶是を以きたひて、紡績のつむ二作れり。其後十三郎が家に災多かりしかば、十三郎恐て、太刀の折たるを納め、つむをも埋て塚を築直、石佛を其上に据え、地藏と號す。是神功皇后異國の敵の緘を埋ませ給ひし所とかや。前田、原田など云所も此邊りに在。香椎宮記に記せる所也。此塚を堀て祟有しこともあるべし。淮南子に、堀墓之家必有殃と云り。是塚をほり、埋れたるをあばける者は、殃有事を云るよし、注に見えたり。

〇御島

濱男の北の方、八九町海中に在洲島也。昔は石を以て高く築れ、其上に御島大明神の社有。糸代島と號

しが、石を舟にて多取し故、漸少くなり、今は纔に殘り、潮滿たる時は、石の上少見ゆる斗也。村老の云、むかしより旱する時、此上にて雨を乞へば、必驗し有り。日本紀、神功皇后紀に、皇后還て橿日浦に詣まして、髮を解て海に臨んで曰、吾神祇の敎を受、皇祖の靈をかうぶりて滄海を渡りて、自西を征せんと欲す。爰を以、今頭を海水にすゝぐ。若驗あらば、髮おのづから兩つとなれ迚、則海に入てすゝぎ給ふ。御髮おのづからわかれぬ。皇后便髮を分ちて髻とし給ふと有。此所則皇后の御髮を海水にすゝぎ給ふ所也。香椎社家の説には、香椎村の內、小流の中に小なる岩有て、顯れ出たる所有。是皇后の御髮をすゝがせ給ひし所と云。されども手を浸す斗の小流にて、海に近き所に非ず。橿日浦といひ、海水と有れば、御島成事うたがひなし。

○皆打濱

松崎の東南に有。松崎より濱男に越る嶺を、皆打の嶺と號す。香椎古記に、神功皇后三韓より歸らせ給ひける時、姪濱袙濱より上らせ給ひ、御船は名島に着にけり。供奉の人々東隈に登る。御留守に在ける人人來り會ひ、新羅合戰の次第を尋られしに、異賊をば皆打ぬと答へらるゝ故、皆打の濱と號すと見えたり。

○新宮湊

昔は此所に入海有て、船出入せし故、湊と云り。無題詩集の註に、此所に住吉の神を勸請せし故に、新宮と號すと云り。湊の有し所、近き世より田と成。今田の底を深くほれば、蛤蠣の殼多く出づ。此所の出崎に神社有。磯崎大明神と號す。是則住吉の神也。此所の漁人の住する所、海邊に遠くして釣漁の便あしき故、天和年中、海邊の東司貝原氏、大野氏漁人をいたはり、海邊をならして邑居の地を構へ、外面に土堤を築、松を植て、民家を海濱に移せり。又昔舟入し湊は、いつの時よりか埋て田と成しかば、舟

を入るゝ所なし。此浦の濱邊、こと浦より波高き所にて、澳へ出ては、漁釣をいとなむにうれへなき天氣といへども、浦の舟出事ならずして、一日も二日も、波の靜まるを待居て、時を失ひ、或は天氣よく沖へ出て、終日漁して、家に歸らんとする時、少風あれば、汀の波高くして、舟を浦へ寄る事ならず。遠き隣浦の浪靜かなる所に、船を寄て上れり。かく漁人の苦多かりしかば、右の浦吏の力にて、西の方の山下に入江をこしらへ、石を疊み、波戸を築て舟入とし、漁舟の出入自由成事を得たり。又住吉の社も、海濱に在て破損多ければとて、村の側に移しぬ。無題詩集に載たる詩、左に二首記す。

乘レ船到二新宮湊一　　釋　蓮　禪

渡口宿時草二地形一。幽奇旁似二畫圖屏一。沙塘岸遠漁村白。松纏山高島嶺青。歸路老年拋二劇務一。行舟曉燭掉二殘星一。一留一去春天旅。暮色潮聲入二視聽一

用二前韻一

征途天曙不レ逃レ形。海渚風流展二翠屏一。漁戸傍レ河青柳暗。靈祠移レ岸古松青。傳聞。住吉靈社移二此地一。號二新宮一。故云。　暫妨二解纜一千瓣浪。渺告二歸程一一點星。謂二明星一也　路遠自レ今唯算レ日。波卿宜下問二機師一聽上

○阿惠島　又阿部島

今は藍島と稱す。新宮湊より艮の方、三里澳に在島也。福岡城下より海上七里有。島のめぐり一里餘有。日本紀神功皇后紀に吾瓮と有は、この島の事成べし。若宮大明神の社有。又山上に高妻權現の社有。旅船の泊る所成故、韓使來聘の時、每に國君より此所において饗接有。そのそなへ甚盛美を極む。

萬葉十二又風雅　　作者不詳

玉勝間あへ島山の夕霧に
旅ねはえすや長き此夜を

同　　山部赤人

あへの島鵜のすむ石による波の
まなくこの比やまとしおもほゆ

續古今旅
あへ島の山の岩かねかたしきて
さぬる今夜の月のさやけさ　　為家

新續古今旅
都思ふ袖もかた／＼ほしあへず
あへの島山露ふかくして　　大納言通具

夫木
香椎潟夕霧かくれ漕來れば
あへの島わに千鳥數鳴く　　小侍従

右阿惠島を攝津國に有とし、或末勘と云説あれど、此國に有事、此歌を證とすべし。攝津國阿倍野のあたり、島といふべき所、又鵜のすむべき所なし。

著阿惠島述　　釋蓮禪

問泊昨來阿惠島。泊名也。蒼々遠岸絕無淵。卸艣未出風東曉、厨饌始羞日午時。念誦之間朝飡及午。故云。經雨柳塘花落早。待秋麥壠子生遲。此島民不耕田畝、多麥壠。其子熟以仲夏為秋。故云。貧而赴洛勿相咲。春色自為行路資。

芦々簑笭泛然去。唯泊何方不識涓。遙指汀松潮落夕、漸占浦樹日斜時。卸艣風急超波遠、孤島雲幽著岸遲。欲記勝形詩思拙、但慙花月少餘資。　　藤原周光

右の詩二首無題詩集に載たり。

○洞島

藍島より寅卯の方一町許に在。島の内大成洞有て、東西に通せり。俗にはなくりと稱す。滿山立岩也。其岩方なる柱を立ならべたるがごとし。高さ海の上十間許、周圍六十間許、洞の高さ五間許、横一間餘有。其中を小舟に乗て通行す。凡かうやうの洞は他國にもまれなり。尤奇異成所也。此洞の北、藍島の東の海濱に岩窟有。其中は小船を容る。舟の入所四五間許、其先は窟の内、うつくしき小石を敷る地にて、あがりて歩行すべし。其奥になほ小穴有。是又奇異なる地也。

○奈多濱 福岡より陸路四里、濱男より一里半有。

奈多の民家有所より志賀島迄、東西三里、北は大洋、南は入海にて、其間は白沙の洲也。故に中華の書には、此地を白沙塗と云り。是は此濱に限りて名付しには非ず。白き沙地の長き道と云心也。志摩郡今津の西なる白沙の長き洲をも、中華の書には白沙塗とかけり。奈多濱横は南北七八町、十餘町、半里に餘る所有。西の方はせばく、東は漸々に廣くなる。奈多の松原東西半里餘、南北に廣し。其西吹上の崎と云所、神功皇后の神樂を奏し給ふと云傳ふ。是迄奈多の境内にて、奈多の松原續けり。是奈多と志賀の境也。是より西は志賀の境内也。吹上の崎より西一里、鹽屋と云所迄松原なり。鹽屋に小山有。夫より志賀へ一里餘、此間皆松原也。南北も松原廣し。是志賀の松原也。奈多の松原より廣く長し。鹽屋と志賀の間に大嶽小嶽とて、小山二有。ともに山上は赤土也。大嶽は鹽屋の小山より高し。小嶽は大嶽よりひきし。大嶽の三町西南に在。虎島は小嶽の南の海濱より、海上四町許に在小島也。福岡より此長濱、大嶽、小嶽、虎島よくみゆ。長濱を西へ行盡して、志賀の町に到り、此邊、潮みつれば海水深くして、歩行にて渡りがたき所六七間有。南北に潮通れり。小船にて渡る。潮干にはかちより通る。時により沙埋りて潮通せざる事有。吹上より西は志賀に屬せりといへ共、世俗はすべて奈多の濱と云。一つにつゞきたれば、奈多の濱の内に記し侍る。○奈多浦民家多くして町有。漁家農家相まじはれり。此所、昔は鹽竈なし、元祿十六年、福岡の權臣大野忠右衛門貞勝、此所の廣き斥有を察し、鹽濱を三十町許初て開き、鹽竈廨屋を立つ。頓て遠近より民共多く集り鹽を燒。其鹽濱の地は、奈多の隣村三苫村、和白村の海濱に在。其鹽地廣く營み作せる功多し。國土の爲、後代まで其利益多かるべし。此鹽地を初て開きし時、民力をからず、一人を役使せず。公財を用て貧民をやとひ、營作

せしむ。今に至て鹽地を修補し、人力を用るも、みな公財を出して傭夫をつかひ、村民を勞せず。此故に鹽地を開し初より、貧民共日々來りて傭作し、公養をうけて飢餓に及ばず。今に至てしかり。此鹽地によりて、永く貧民の利養となれる事小ならず。凡國中の鹽地、新舊八所有。昔よりこれある舊き處々も、此鹽地の廣くして町數多にしかず。又永世まで風波の荒敗なからん事を願て、此所守護の爲に、寶永三年龍王の祠を南方の海濱に、新に建立せり。夫鹽は日用の民食にて、一日も闕べからざる事米穀につげり。百味の長なる事むべ也。爰を以、五穀を作れる田甫につぎては、鹽地の利甚廣し。齊の管仲が、桓公の爲に海水を煑て鹽として、利を興せし計、むべなるかな。奈多の白濱は、誠に希世の境地也。村人は此所を海の中道と云。上和白村の下に桂崎有。遠干潟有。此所に近き故、此邊をかつら潟と云。立花山、香椎山よりもつゞきたれば、山までつゞくとよめりと云。されど共東の方は、山に甚遠し。其間、村里多く隔りぬ。西は志賀島に近けれども、其間に潮入てつゞかず。山迄つゞくとは云がたし。宗祇紀行、細川幽齋道の記などにも、村民の說を信じて、海の中道を此所とせり。宗祇指南抄に、海の中道、桂潟は宗像郡に在由しるせり。此說然るべしと聞ゆ。宗像郡海の中道の所に詳に記す故、爰に略す。然れ共奈多の白濱の景色は凡あだし國にも、又類すくなき絶景にて、さばかり名有所といへ共、此氣色には及がたし。殊に奈多より志賀迄、彼白砂の濱地を三里過行く道すがらの勝景、又志賀の島の高き所より見おろしたるさま、箱崎、荒津の濱より遠く見渡せるよそほひは、繪に書たるよりも面白く、朝夕に見れ共あかず、いと勝たる佳境也。うな原の中なる長き眞砂地にて、志賀より奈多へかよふなれば、海の中道と云る名にあひて、此所の名もまた捨がたくこそきこゆめれ。さればさばかりの佳境をも、歌枕にのせもらせる所多け

れば、好景を以、名所とは定がたし。故實をしりて、博覽なる人を待て、其地の是非を定むべし。

○竹龍院址

青柳村の石河原と云所に在。禪寺成しとかや。此寺は立花道雪の内室建立の所にて、其追號を竹龍院と云し故、寺の名とせり。寺院今は圃と成ぬれ共、其所に道雪の内室の墓所有。石塔には當院開基竹龍院殿瑩澗、天正十二年三月廿四日と刻めり。

○立花鑑載墓

青柳の南なる小高き山の上に在。村民其所に少なるわらやを立て置けり。鑑載は無二の大友方成しが、永祿十一年の春謀叛し、毛利家に志を通じけるに、其意を遂ず、終に寨にて切腹せり。鑑載が首をば宗麟に見せんとて、田原太郎次郎と云者、豐後に持送りぬとあれば、此所には軀を埋しなるべし。（鑑載謀叛の事、立花城の所に見えたり。）

○谷山村（小山田村 附藥王寺村）

青柳町の東に在。三方に山有。其内平原にして頗廣し。佳境也。此邑の東北ひきゝ山の尾を隔て、小山田と云所谷中に在。狹し。又其東北にひきゝ山の尾を一へだてゝ、藥王寺と云村有。是又谷中に在。せばし。此村の十町許上なる水驀と云山中に、昔藥王寺とて禪寺有。よつて村の名とす。何の比よりか廢壞して今はなし。其本尊藥師佛を村中に移して今に在り。

○原上村

立花口村の西十四五町に在。村の入口に川上大明神の社有。是豐玉姫を祭る所也。九月十日祭有。此日、昔は香椎大宮司此御社に參詣して、報賽する事有。其夜、此村に宿す。其所を今も神后屋敷と云（香椎宮の所に記す。）又松尾山と云所の下、高き所に觀音堂有。其邊に毎夜松明杜の火みゆ。此村よりはみえず。遠方より能見ゆ。近づけばなくなる。時々其火もへ上り、或は所々に飛行て、有所定らず。秋の比、雨夜などに誠に多し。是鬼燐成べし。此里に石窟多し。

○宗　勝　寺　曹洞宗

月叟山と號す。下原村に在。初は眞福寺と號して小寺成しを、小早川隆景の家臣乃美備前宗勝再興せり。其時中興の開山を舜菴和尚と云。慶長二年に寂せり。宗勝初は浦兵部大輔と云。藝州只海(たゞのみ)にて生る。彼地に宗勝を神に祝ひ祭る。今も其社有。只海にも山の側に宗勝寺有。頗奇麗なる寺也。文祿元年九月廿三日、宗勝歿せしかば、終に此眞福寺に葬る。是よりして、改て宗勝寺と號す。宗勝夫婦の墓所、寺の上なる山に在。隆景の時寺領二十石寄附せらる。隆景の證文有。長政公入國の後、先例にまかせ、寺領貳拾石寄附し給ひ、今に至て相つげり。昔年宗勝が末孫長州より、この寺に使を遣して遠忌を弔ひ、今に寺領を付置給へる事をも謝し奉りけるとかや。此寺秋山町に近し。秋山町は下原に屬せり。

○飯　銅　水

三代(みしろ)村の大道のほとりに在。其水淸冽にして味美なり。大德寺の僧江月和尚、飯銅水の記を書て石碑に刻み、此側に立置けり。古へは飯銅の底ぬけたるを、出水にすゑ置たる故、飯銅水と號す。江月の書る記に曰、

秀吉公欲平夷九州。頒父安世法眼宗及從其軍旅在于筑之同州糟屋郡三代里。一日求水于此里人。指飯銅水飲之。水不宜。仍隔數丈相彼寺離下。別掘池得水。遂淪茶以自樂。公巡旋到三代里。駐馬于出水畔。問群臣云。前日未知有斯水。今日始見之。乃自掬之飲之。甚淸。且喜曰。何人得之乎。群臣答曰。宗及手自鑿焉。公莞爾而笑。即名宗及水云々。然後公亦於同州蘆屋河頭命人掘地。得水須刻甃石爲井。后人依此名大閤水云々。依舊曰飯銅水可也矣、

○梅　岳　寺　曹洞宗

立花口村に在。其始花谷山神宮寺と號す。立花道雪の母臼杵氏也。法名養孝院怨榮妙忠、天正三年乙亥二月

廿三日卒し此寺に葬る。寺號を改め、梅岳寺養孝院と稱し、曹洞禪宗菴和尚を請じて開祖とす。其後地を山上に見て、新に梅岳寺を造建して、養孝院の爲に修養せんと欲といへども、軍事繁多にして年を經样に、天正十三年乙酉九月十一日、道雪筑後州黒木陣中に卒し、道骸を此梅岳寺に葬り、梅岳院殿福嚴道雪居士と號す。養孝院の墓と隣れり。道雪の嗣子左近將監統虎、父の志を繼て、梅岳寺を山上に改作り。彼二堂を移さむと欲して、猶いまだ事を畢らざるに、翌年天正十四七月、薩摩の軍勢岩屋城をぬき、立花城をせむ。秀吉公西征を聞て退去ぬ。秀吉公下り給ひて、九州の亂をしづめ、統虎の領を改て柳川に移さる。故に梅岳寺を柳川に建立す。今の福嚴寺是也。然其舊寺は其墳墓を葬る地なれば、猶舊名を殘し、養孝院道雪の二墓・靈位牌今に傳へて此寺に在。道雪より寄附有し長刀爲轄に、今同宗醫王寺に在。鎗並鎧此寺に在。元祿十年丁丑綱政公の夫人、立花道雪の養孫女道雪の影像を此寺に寄せ、影堂を造て是を掲らる。稱して贍前堂とす。先考好雪の祈念し給ふ五智如來の像を以、堂の本尊とす。香花供養の料として白銀五百兩を附し後、寶永二年、又八木三百俵をよせて、無盡財の法施とし、賀州大乘寺の末寺とせらる。

○獨鈷寺 天台宗

立花山と號す。立花口村に在。傳教大師入唐し、法を傳へて歸朝の時、初て開基有し所と云。昔僧坊卅六區有しとかや。如斯大寺有し故、昔は此邊の村を坊内と云。立花口村に六所權現の社有。則此三十六坊より祭事を司りけるとかや。座主坊を西敎坊と云。年中五度の大祭をば、僧坊三十家よりかはる／＼勤行せり。正月朔日、[illegible]、三月三日、[illegible]、五月五日、[illegible]、七月七日、[illegible]、九月九日、[illegible]坊、向城坊、鏡實坊、善門坊　其勤行の次第かくの如し。右の外、原上村に西山坊、東坊、上座坊、雙林坊、筥野村に[illegible]坊、

以上皆獨鈷寺の末寺也。今は西教坊のみ纔に殘れり。甚閑寂の境也。其前庭に、長一間半に横三四尺許成石有。傳敎石と名付く。傳敎此石に安座せられしと也。又傳敎持來の獨鈷並壇鏡有。古畫の佛像等多し。○傳敎坐禪石の側に在つる大木、藥師佛の靈威有しと稱し、此木を切て藥師佛を造り、一寺の本尊として藥師堂を建らる。今の堂の地也。其後叡嶽に赴きし時、此藥師を携て山に至り、根本中堂に安置せらる。故に其址に獨鈷を安置して、獨鈷寺と稱し置れたり。是此堂に本尊なき由來成しと云傳ふ。今の藥師は後年宗像氏貞女宿願によつて、造て安置しける由、佛の背に書記せり。又藥師堂の庭に獨鈷水有。傳敎獨鈷を以、法を修して清水湧出すと云傳へ、今に絕ず清冽也。堂の側に菩提樹有て甚大也。西天佛成道の地の靈種をもて來り、此地に植と云。又榕の木有。傳敎携へ來る杖を以て、誓て此所に立置れしに、其枝根を生じて、今に其根を傳ふと俗にいへり。

○薦野(こも)、米多比(ねたみ)

この兩村は高山の下に在て、他村につらならず。兩村の間十町許有。其上の山は、東南諸峯につゞきたる大山にて、林木も多し。又小松岡は、薦野村に在り。郡士薦野氏代々居たりし要害の邑城也。薦野氏先祖丹治式部少輔峯延西國に下り、始て薦野村に居住す。峯延法名養德院了恩と稱す。此地に葬し故、養德山と號す。本城は其後(うしろ)の高き臼が岳也。其子孫相續して、薦野村に在しが薦野を氏とす。建久年中賴朝卿より、大友左近將監能直に豐後を賜て下し給ふ時、始て大友家に屬し、近代に至り三河守增時吉右衞門成家、益々大友家に隨ひ、大友氏より此國に置れし立花の城主、立花道雪、同宗茂に屬し、戰功多し。增時祝髮して玄賀と號す。此地に歿し、養德山に葬る。○慶長十九年五月、大雨降し時、薦野村の後の山より法螺の貝三ッ出、山のふもと横二間、長二町許、深きこと四尋ほど地崩る。今に其址有。其貝二ッは流

れて海に入。貝の大なるは一圍餘り、其次は一圍許、其次は流れ行を里人是を取。其後寵門山、福仙坊に寄附す。今に在。是清瀧の檀那寺なればなり。彼三のほらの貝流れ行時、甚鳴をなく。音彫し。里人おそると云傳ふ。

○清　瀧　寺　鶴野村の奥、谷の間に民家有、清瀧村と云。

瑠璃光山行基院清瀧寺と號す。行基僧正此地に來り、所を此山中に見て一院を創立し、清瀧寺と號す。藥師、彌陀、觀音、勢至、大黑天等の像を手づから造り、不動の石像を山の半腹に安置す。其後蔦野氏祖式部少輔峰延堂宇數區建立し、峰延が子修理亮峰時に至て、藥師堂、彌陀堂等を建立す。峰時法名了觀歿す。後別に了觀院を建てゝ祭る。諸堂年を逐て廢絶し、今清瀧寺と稱するものは、彼了觀一院の基跡のみ。行基製作の靈像は今現に殘れり。

○人　丸　墓

下府村の大道筋、日の下と云所に小高き大塚有。村民是を惡七兵衛景清が女人丸が墓と云。景清日向に流され、其娘人丸尋下りし事、猿樂の謠に作れり。然共正しき文には見えず。信じがたしといへども、昔より言傳たれば、さも有ける事にや。

○石　出　水

上府村觀音堂の前に在、傳教大師歸朝の時、此水にて靈洗せられしと云。其水清冽にして、炎旱にも涸かず。

○席　内

廣邑なり。境内方一里有と云。田野平かに、松林廣くして、他村に比すれば甚異也。和名抄を考ふるに、席内は宗像郡の郷の名也。昔は宗像郡の内なりしにや。古今郡村をわかつこと變遷多し。あやしむにたらず。席内の東、圃の原の西の大道の北側に、昔温泉有しと云。今はなし。其趾今に有。湯がまとて二所に殘れり。其下の田を湯のうらと云。凡國中所々に温泉有し所と云傳へ、今絶たる所多し。古人の語に、下に

硫黄有れば、水をして熱せしむと云り。然ば硫黄消盡て、水又熱せざるか。水脈分散して然るか。溫泉も亦民の辛苦を救ふ物なれば可惜也。此村に七天神とて、社七所に在。席內の東、閘の原の南の原に、古賀の森連竹林有。其中に大椋一株有。昔年其椋木より、時々夜に入て光り物出づ。その大さは鑵子のごとし。其色火のごとくにして、少し靑し。育王寺山に飛び、席內の村の上、又一二里近村にも飛ぶ。定れる所なし。宵には高く飛び、夜更人靜る時はひきく飛ぶ。人近付けば必遠く飛ぶ。人々是を知りて身をかくし、聲をせずして近付んとすれ共、三十間ほど近付ば飛去る。飛行に、或時は火三四十間の間、絕て見えずして、又其先にて火見ゆる事有。其形圓し。昔は五日三日に一度見え。九十月より二三月の比迄は、しばしば見ゆ。夏は出事稀也。延寶年中、古賀の森、並に大椋木を切て薪とす。其後は、村中の寶滿の森、又若一王子の森より、彼火時々出づ。其後二三年過て、此火絕て見えず。今はなし。又此隣村庄村にも、墓に夜一つの火もゆる所有。○席內の境內に、古へちどり町有。昔の海道也。千鳥池と海との間に在しと云。今は町なし。此百餘年前、薩摩の僧七人上方へ行んとて、此里に宿す。其日大雨にあひて衣服ぬれける故、其翌日其宿に逗留す。其僧銀多く持ける。其比、席內に立花の家人數人有。是を聞付て、五人行て僧を七人共に殺し、財を悉く奪ひ取、一人にて各銀千兩許取る。不仁貪慾の罪深くして、天道の譴責有し故にや。其後其子孫ことごとく絕たり。利欲深く、昏愚にして、義理のとふとき事をこそしらず共、せめて不善をすれば、天より必禍を下し給ふ事、極めて恐るべき事をだにしらば、かゝる無下なる業をばなすまじきに、愚かなる人は、小兒の井に落入がごとく、我身の亡る事をもしらざれば、かへりてあはれむべき事にこそ聞え侍れ。

○醫王寺

東光山と號す。席内村に在。行基開基の地成しとかや。中興の開山を芳庭と云。（天眞が門弟也。天眞は法を無著に嗣り。）立花道雪歸依の寺にて、今に位牌有り。道雪所持の長刀、馬鞍も今此寺に在。

○席内川

米多比薦野川の末也。大道の上より少し下の方に至り、十月より水漸少く成、極月に至て極て少し。正月、二月の比より漸水増り、三四月に至て多く成。其間六七町也。凡かゝる所他國にも多し。此國の内、下座の相久保川も然り。水のすくなき間は、地中を水流れ通するにや。十月の比は洪水出ても、水少く且早くへりやすし。

○花見山

席内村の境内、海邊に在。此山は、唯砂の高き岡也。山とは稱しがたし。然れ共、是に登りて眺望すれば、海陸の諸山廣く見えて佳景也。昔此邊藤花甚多し、松樹に蔓延せり。大友氏豐後より爰に來りて此山に上り、藤花を見し故に花見山と云。

○花見松原

當國八所松原の隨一也。花見山の四邊に在る松林成ゆゑ、花見松原と號す。方九町許有。悉く是席内の境内也。又此西に花津留村有。花見松原につゞきて松林有。花津留は古賀村に屬す。昔は漁人有し故、花津留浦と云。今は漁人なし。只農人のみ有。此邊に、夜に入て鬼火時々見ゆ。其大さ松火のごとくにして、飛かける。

○千鳥池

席内の境内に在大池也。村より八町許北、海濱より五町許南に在。花見松原の東南也。池の廣さ南北二百間、東西廣き所五十間、狹所三十間、其深き事七尋有。鮒多し。大さ尺餘、其味尤美にして、國中第一也。此池は、田をひたすつゝみにはあらず。

○團の原

席内の東に在て。其境内也。横十五町程、縱二十四五

町程有廣原也。東は宗像郡西鄕との境也。昔此所に、團右近將監宗時と云士居住し、宗像の內、東鄕、西鄕其外近鄕を領しけるが、蔦野村に居たりし丹治式部少輔峰延、同修理亮峰時としば〳〵合戰す。宗時終に打負て丹治に下る。團氏が居たりし故、其所を團の原と云。宗時が遠孫、今も丹治家に仕へて、本國に在。

○茶屋山

席內村大道の端に在。秀吉公朝鮮征伐の爲、肥前名護屋に下り給ふ時、此道を通り給ひしかば、此所に茶屋をかまへける故、其所を茶屋の原と云。山を茶屋山と云。

○鹿部池

鹿部村に在。南北百八十間許、東西三四十間許の大池也。此下なる田に此水をそゝぐ。又多く鮒魚を生ず。其大成るは尺餘あり。鯉魚又多し。其いと大なる物は三尺ばかり。鰻鱺魚また多し。此池の大さ千鳥池につげり。

筑前國續風土記卷之十九終

筑前國續風土記 卷之二十目錄

早良郡 上

筑前國續風土記 卷之二十

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

早良郡 上

此郡は、福岡城下の西に在て近し。福岡の城も町も、西の方三分一は、早良郡に屬せり。此郡、北に海有て、三方に高山有。廣平の地に、村里多く、水田多し。中に早良川流る。故に、山林河海そなはりて、薪材乏しからず。魚鹽多し。河水多けれども、滯なくして、水旱の患稀なり。され共、平田は肥饒ならずして、種植豐ならず。凡此國の內、那珂、席田、表粕屋、御笠、夜須、下座、上座の七郡は、南北に長く地つらなりて、其間に山へだゝらず。嘉摩、穗波、鞍手、遠賀、四郡も又しかり。宗像、裏粕屋は、東西に幷びつゞけり。怡土、志摩兩郡も南北に地つらな

れり。只早良一郡のみ、東西南三方には高山有て、他郡に隔たり。北は海なり。是他郡に同じからず。

和名抄に載る所、此郡の郷の名六有。

毘伊（今重井郷と云。）　平群（飯盛の邊なり。今は戸栗の郷と云ふ。戸の字へとよむ。）　能解（今能解村有。）

額田（飯盛、吉竹、羽根戸、金武、野方、田村、重留、有田、小田邊等なり。すべて平群の郷と云。）　早良　田部（今小田部村有り。）

今稱する所の村の名

脇山村　城原村（脇山村の内）　野田村（同上）

池田村（同上）　東入部村　長峯村（東入部村の内）

清末村（同上）　三郎丸村（同上）　西入部村

和田村（西入部村の内）　四箇村　都地河原村（四ヶ村の内）

金武村　西山村（金武村の内）　乙石村（同上）

都地村（同上）　重留村　田　村

立石村（田村の内）　次郎丸村　高石村（次郎丸村に屬す。）

立屋敷村（次郎丸村の内）　橋本村　戸切村（橋本村に屬す。）

野芥村　干熊村（野芥村に屬す。）　西脇村（同上）

梅林村　檜原村（梅林村の内）　七隈村

犬馬場村（七隈村の内）　柏原村　田島村

麁原村　藤崎村（麁原村の内）　庄　村

小田部村　飯藏村　原　村

飯盛村　本名村（飯盛村の内）　野方村

拾六町村　福王丸村（拾六町村の内）　石丸村

曲田村（石丸村の内）　下山門村　福重村（古は宅行寺村といふ、）

下福重村（福重村の内）　羽根戸村　姪濱村

岳山村（姪濱村の内）　鳥飼村　別府村（鳥飼村の内）

上長尾村　下長尾村　隈　村（下長尾村の内）

堤　村　東油山村　免　村

殘島村　檜原村　片江村

神松寺村（片江村の内）　西油山村　荒江村

吉武村　石釜村　上石釜村（石釜村の内）

蹈鞴村（同上）　西　村　中山村（西村の内）

原田村（同上）　山田村（同上）　曲淵村

石原村（曲淵村の内）　内野村　木城村（内野村の内）

仙道村（同上〇古は脇山村の内、新町。今内野村の内になる。）　小笠木村

戸井村 小笠木村の内　栗尾村 同上　椎原村
小爪村 椎原村の内　北田村 同上
荒谷村 椎原村に屬す。新田村也　飯屋村
岸高村 飯屋村の内　南谷村 同上　有田村
以上九拾村
内 四十七 本村　四十二 枝村　此内一新田村

○紅葉八幡宮

此御社、始は橋本村に在。鎮座の時代詳ならず。前國主光之君、橋本村にて生れ給ふ故に、産神なればとて、寛文六年、橋本村より今の地に移され、本社、拜殿、神廚等新に造立有て、社僧、祠人侍り、月毎の祭禮怠らず。祭る所の神三座、中殿則八幡大神にして、左右は神功皇后、寶滿明神也。九月十一日は、恒例の大祭にて、神樂、流鏑馬、猿樂等興行有。始橋本村にては、九月九日、祭禮を行はれしが、此地に遷し奉りしより、重陽は諸人の暇なき日成る故、改て十一日となる。神領百石、國君より寄附し給ふ。四邊の松原をも附せらる。宮司の寺を妙雲山松壽院西光寺といふ。眞言宗也。是は忠之君、慶安三年、橋本の社邊に立給ひしを、寛文六年に此地に移さる。又貞享二年、光之君神前に石の鳥居を新に立給ふ。鳥居の額は梶井宮慈胤親王の御筆也。末社二宇、印鑰大明神、松河原大明神

○紅葉松原 少貳系圖には、百道原と稱す。八幡愚童抄には、紅葉原とす。

八幡愚童記に、後宇多院文永十一年、蒙古國より日本を攻し時、蒙古の兵と日本人と、紅葉原にて戰し事を記す。又太宰少貳系圖に、少貳豐前守景資は、少貳資能が嫡男也。弘安年中、蒙古の大將を百道原において討殺せりと云り。今精案するに、百道原は紅葉原共云り。紅葉原にて蒙古人と戰ひし事は、八幡愚童記に云ることく、文永十一年の事成を、少貳系圖に弘安年中と書しはあやまりにや。弘安四年、蒙古の軍兵攻來りしが、鷹島にて大風にあひ、船破れ粮つきて有しを、日本兵少貳三郎左衛門尉景資を大將として、鷹島に寄て戰ひ、二萬人を生捕、那珂川の

邊にて首をはねしよし、八幡愚童記に記せり。三郎左衛門後に豐前寺と稱せし成べし。（簑島は志賀島といへるなるべし。又肥前國唐津の東に、簑島といふ所あり。詳なる事は、古簑島記にしるす。）昔は荒戸の西より百道原の末、早良川の遠干潟の際迄、平沙遙々として廣く、松林なくして不毛の地成しかば、長政公松を植へ松原とすべしとて、元和四年正月廿五日、家臣菅和泉、宮崎織部、小堀久右衛門に命じて、其事を司らしめ、福岡、博多、姪濱の町人に仰て、毎家一軒より、高さ四五尺許なる小松、各一本宛植させられける。此松年を逐て漸長じければ、十年の後は廣き松林と成て、幾萬株と云事をしらず。今は喬木多くして、古へより名を得て久しき生の松原にもまさり、千早振神代に植し、箱崎の千代の松原にひとし。又唐人町の北、今の士屋敷に成れる所、又其西地形と云所、金龍寺の邊迄も、皆此時植し松原なりしが、唐人町の北は、寛永廿年の比より諸士の宅となり、其西の松原は、慶安の比、足輕の屋敷と成て地形と名付。今は彼兩所には松原なし。又元祿元年より、紅葉松原の松を伐て諸士の宅とし、逐年宅多くなる。此松原の北の海邊に小高き土堤有。古へ異賊襲來の防の爲に築し所也。今は石垣見えず。地の下には、猶所々殘れりと云。近き比も、此邊の地をほりて、石垣の石を取し者多し。其石に、筑前、筑後、豐前、豐後、肥前、肥後。日向杯と國の名を刻み付たり。是は古へ此土堤を營みし時、公家武家の命に從ひて、九州の人々集り築し故に、其國の名を記せしならん。此石垣の事は猶所々に記し侍ぬ。凡海邊には、何國にも、か樣に高く土堤を築し所は稀也。此所は異賊を防ん爲、古へより築し故、岸高くのへかたに築しよし、八幡愚童記に見えたり。生の松原の海邊、志摩郡今津の西の海邊にも、高き土堤有。又此松原の内、大道の北側に、曇華庵とて、梵刹有。禪宗黄檗派の僧天祐和尚、元祿十一年創立す。天祐は當國の產也。隱元・即非・木庵、三禪師に隨侍せり。

○鳥飼村

此村の產神の事は、福岡の部に委く記し侍る。神功皇后御歸朝の時、御供を奉りし鳥飼氏なりし人の子孫、天正の比迄猶此村に在。鳥飼宮內少輔といふ。其子を三郞と號す。其宅の址村中に在。天正十四年の比にや、御笠郡岩屋の城より夜討を懸しかば、父子共に討死して其嗣なし。鳥飼氏なる人は、民間に猶殘れり。

○草香江

八雲御抄藻鹽草に、筑前に在とす。俗說に、鳥飼村の東の入江也といふ。一說に、荒戶山の下、東南の潮入し所といふ。昔は此山の南入海成しとかや。此二說、證書等はなけれども、云傳ふるを以爰に記す。萬葉集第八卷草香山の歌に、難波を過て打なびく草香山とよめり。又舊事記に云、河內國草香邑靑雲白肩の津と云り。草香山草香邑は河內に在。白肩は今の枚方なる由聞ゆれば、草香邑は枚方の邊成てし。仙覺が說に、草香江攝津に在といへり。當國の草香江、同名異所なるにや。

萬葉四、續後十九
草香江の入江にあさる蘆田鶴の
　あなたづ〳〵し友なしにして　　大伴卿旅人

續古十八
草香江の入江に田鶴のたづきなく
　友なきねをやひとり鳴らん　　前右大臣忠

新後
草香江の入江の田鶴も諸聲に
　千代に八千代と空に鳴なり　　法皇御製

○千賀浦

藻鹽草大名寄に、筑前に在とす。俗說に、福岡城の西、鳥飼村の東南の間を千賀浦と云。此所入海成しを、長政公城を築き、要害の爲に水堀とし給ひしより後は、海水入らず。或曰、志賀の島を昔は近の島と云し由、古記に見えたれば、志賀の島を千賀の浦と云べきかと云り。八雲抄には、千賀の浦肥前に在と

す。三代實錄に、肥前松浦郡に値嘉鄉値嘉島あるよし云り。其邊の浦をも千賀の浦と云にや。決定しがたし。

後拾　千賀の浦に波よせかくる心地して
　　　ひるまなくても暮しつる哉　道信朝臣

新六　千賀の浦に燒鹽けぶり春はまた
　　　ひとり霞と成にけるかな　知家

新後　甲斐なしやみるめばかりを契りにて
　　　猶袖ぬるゝ千賀の浦波　師長

名寄　唐土も千賀の浦廻の夜の夢
　　　おもはぬ方に遠津舟人　家隆

同　曉の千賀の浦風音さえて
　　友なし千鳥浪に鳴なり　寂蓮

夫木　都おもふ夢路は暫し友千鳥
　　　聲は枕に千賀のうら風

○庄村天神社

庄村にあり。村翁の云傳には、菅丞相左遷の時、先此所に着給ひぬ。其折節、法淨寺と云眞言寺に、菅公一宿し玉ふ。（此寺は、天神の社の西の方に在しと云り。今はなし。）是によりて、後世菅公の御社を立たりと云。かゝる由有所なる故、此潟にて燒たる鹽を、昔より今に至迄、八月宰府天神の祭禮の時、神厨に捧ぐ。（此御社の事、筑前紀行にも記せり。）

○岩木判官正氏墓

庄村の西の端に竹林有。其中に石佛有。村民是を岩木判官正氏が墓なりと云て甚恐る。此正氏は奥州の國主の由、兒女の物語に云傳、世にもてはやし侍る事なれ共、慥ならざる事なれば、信ずるにたらず。

○室見川

早良川の事也。昔小田部村の邊に、室見大明神の社有し故、小田部村より下の川の名とせり。室見の神社今はなし。

○御手水川

早良川の少西、愛宕山のふもとなる小川を云也。是鷲尾權現へ上る道にあれば、爰にて盥洗せし故に、名付るならん。

○鷲尾權現並愛宕權現

姪濱浦山の上に在。姪濱に屬せり。此山を鷲尾山と云。（細川幽齋の道の記には、此山を可也山の後に記せり、傳聞の誤りなり、可也山は志摩郡に在り。）鷲尾權現古來より、此所に鎮座し給ふ。里人の説に、此御神は彦山權現と同神也。初は彦山權現も此所に祠り、是より彦山に移し奉ると云。（此神を彦山に移せる事、慥ならず。彦山權現は、熊野と同神也。）今此鷲尾權現は、愛宕の後に在小祠也。霜月十五日祭有。寛永十年、國主忠之君、國中に愛宕の社なき事を憂へ給ひて、山城國愛宕權現を、爰に勸請して祭り給ふ。宰府花房又左衛門、木附太左衛門を營作の總司として經營せしめ、翌年に至て成就せり。凡愛宕權現といへるは、瓊々杵尊也。（運氣記に見えたり。）光仁天皇天應年中に、慶俊法師といふ者、丹波國愛宕山に勝軍地藏を合せ祭りて、愛宕權現の本地と稱す。地藏にもと勝軍の號なしといへども、我國武を尊ぶによつて、後世の浮屠附託して、本地は勝軍地藏也。是をたふとべば、必軍に勝利を得るよし云ならはしける故に、武家殊に是を信ずることに成ぬ。社僧の寺を圓滿寺と云。開基の僧祐尊賴遍と號す。眞言宗也。寺産の月俸、忠之君より寄附せらる。また鷲尾社の別當坊は、鷲尾山の南の側（かたはら）竹の山に有。東林寺と號す。天台宗の山伏住す。愛宕權現を勸請有しより以來、昔人愛宕山とのみ稱す。元の名鷲尾山とは稱せず。鷲尾權現も又たふとぶべき神也。此山上にのぼれば、海陸山川のながめ廣くして勝れたる佳景也。大國に郊たる故に遊觀する人多し。元祿十四年、社の正面なる南の方に新道を作、石階を疊、ふもとに

石の鳥居を立。又其後遊人の爲に、其下の大道のほとりに、茶肆酒肆を多く立ならべたり。

○岩窟辯才天

鷲尾山の北の麓なる海邊に岩窟有。蓋天工の成せる所にして、人力の開く所には非ず。其入七尺五寸計、横五尺餘、高五尺餘。口の廣さ中間は小に低く俯して入。奥の間高さ六尺許に、内に石厨有り。辯才天の石像を安置す。八月十日祭有。來り拜する人多し。常にも詣で來る者絶ず。その東に又別に小洞有。西の口より入、折轉りて北の口にいづ。其折轉する所低く狹し。纔に側身を容るに堪たり。洞中一間半許有。俗に是を針の耳と云。是皆姪濱の境内なり。

○姪　濱

昔袙の濱と云しとかや。八幡記に、神功皇后三韓を退治し給ひて御歸の時、十二月四日、此所に着給ひ、袙の御衣を干給ひけるによりて、袙の濱と號すと云。何の頃より姪濱と云來しにや。今は丸隈山と中隈山の間の濱を袙濱と云。是神功皇后新羅を平げて歸給ふ時、此所より上らせ給ふと云。村より愛に道筋有。凡姪濱は福岡博多の外、國中第一の廣邑にて、町廣く人家多し。北條家鎌倉の執權の時は、筑前に探題職を置、鷲尾山則其居城成しかば、此邊は則國の府の邑にて繁榮せしとかや。此所北に山五有。東を浦山と云。是鷲尾山と云。宗祇の筑紫紀行にも、此浦山の景色を譽めたり。浦山の西に山有。上に城址有。興雲寺山と云。是澁川探題の城也と云。後は斯波左京太夫住せり。上に毘沙門堂有り。其西なるを丸隈山と云。又道場山と云。其西なるを中隈山と云。丸隈山と中隈山との間の濱、古より土手有。石垣地中に埋まれり。是蒙古を防ぎし石垣也。其西に小戸山有。中隈山に並て海邊也。中隈と小戸の間をおはまと云。小戸の西を妙現崎と云。則妙現の社有。此地平なる岩也。百合若大臣の馬の足形と土民の稱するくぼりたる所多し。妙現の西の濱をきすの濱と云。生の松原

に續けり。此三の濱共に蒙古を防し石壘今に殘れり。町の北を廻れる川を長柄川と云。源なし。姪濱の町より南に隈山有。五島山有。姪濱の内に凡寺十七區あり。その内眞言二、天台一、禪宗十、淨土宗一、眞宗三有。神社五區、叢祠十八字有。

○探題墓

姪濱村の東の入口の北に在小山を探題山と云。此所に墓所有。村民は探題澁川堯顯（たかあき）の墓所と云。石塔には鎭西將軍日頭大居士と有。昔此所に光運山寂照坊と云寺有。其境内に葬りしといへり。又東の田の中に小なる森有。小林と云。此所にも墓所有。是澁川探題の家臣の墓なるが、澁川氏は足利家の親備斯波義將の一類なりといへり。

○小戸

姪濱の西北に在山を小戸と云。中隈山の西也。此所に小社有。民俗は地藏と云。瘧（おこり）を煩ふ人など、木にて刺子（つきはこ）を作りて是を捧れば、其病癒るとて、祈願する者多し。其前に異なる老松有。或人曰、日本紀神代卷に、所謂小戸（をど）橘の檍原（あはぎはら）とあるは、此地なりと。前に川瀬有。海に近ければ、若くは此所なるべきか。

○興德寺　禪宗濟下

姪濱に在。海晏山と號す。創立の時代詳ならず。大應國師、南浦明和尚唐土より歸朝の時、此寺に來て三年住居す。其時此所の尼、大應の繪像を書せ贊を乞ふ。大應贊を書て與ふ。其掛軸（かけもの）今に此寺に在。大應國師は其後御笠郡崇福寺に住持せり。興德寺初は市中に近かりしが、天和二年、光明寺と云廢寺有しをこぼちて、其跡に移せり。光明寺の開山一菴は、大應の弟子也。光明寺に木像有しを、今も興德寺に安置す。昔興德寺に子院八區あり。白毫寺、東光寺、樞林寺。三學院は頽廢りて、姪濱市中所々に在。其餘四區は皆廢絶して今はなし。四區の廢寺、圓滿寺、清芳軒、圓通寺、東照寺。

○能古島　能古浦名所也、又能解嶋とも書けり。今能古島と書

朝野群載には那珂郡とし、藻鹽草には志摩郡とす。共に違へり。此島は早良郡の正北に在。那珂郡、志摩郡には隔たりぬれば、早良郡に屬すべし。故に今は早良郡とす。福岡より海上二里有。島のめぐり二里二町十三間有。東西十五町、南北三十町、高さ一町廿四間、滿山芒を生ず。村人是を刈販（かりひさぎ）て家產とす。是を買者は屋のふきかやとし、薪とす。村中に白髭大明神の社有。是住吉明神也。村翁の說に、神功皇后異國より御歸朝の時、此島に住吉の神靈を殘し留て、異國降伏を祈給ふ。よつて殘の島と云といへり。古は此島に牛の牧有し由、延喜式二十八卷に見えたり。又此島より申酉の方に、雜司島有。小き岩山也。洞穴有。申酉より辰巳に通れり。其上に壹尺餘なる椚（くぬぎ）柏など生ぜり。又此島より辰巳一町半許にぬれきぬと云瀨有。俗に龜瀨と云。

凡此島は唐泊にむかへり。故にから泊能古の浦と讀めり。古歌には所を隔たれ共、近き所を一首の內につらねよみし例多し。

萬葉十五　から泊り能古の浦波たゝぬ日は　あれ共いへにこひぬ日はなし　作者不詳

同十五　風吹ば沖津白波かしこみて　能古の泊にあまた夜ぞぬる

新六　今もかものこの浦しほたかゝらし　とまる舟人おきに出な夢　光俊

夫木　潮風はあらくもそなるから泊り　能古の浦舟こき出な夢　中務

○也良崎

殘島の北なる出崎也。今はあやまりて荒崎と云。

萬十六　おきつとり鴨と云舟の歸りこば　やらの崎もりはやくつげこそ

同　おきつとり鴨といふ舟はやらの崎

たえてこぎくときかれこぬかは

萬葉云。右筑前國志賀泉郎歌十首の内也。或曰。筑前國守山上憶良臣作二此歌一と。今其内也良崎をよめる二首をこゝにのす。

○生(いきの)松原

山門村の境内也。箱崎の千代松原には及ばずといへ共、林中廣く、白砂清潔にして風景勝れ、他邦にはまたたぐひもなき佳景也。東西十二町餘、南北四五町有。世に云ならはし侍るは、神功皇后三韓を伐んとて赴給ふ時、松の枝を逆(さかさま)に此地にさして、若事故なく異國を平げ歸らせ給ふべくは、此松の枝いきなん由を祈給ひしに、其松いきたりし故に、生の松と名付たりと云。（又此松原の内に、壹岐眞根子の社有。もし此故に、いきの松原と云るにや。）一説に、いにしへ皇后いきよとて、さし給ひし松有て、其枝逆さまに在し故、是を逆松と名付しと云傳ふ。唐土にもかゝる例有。宋朝の寇準(こうじゅん)と云し人、貶せられし時、竹の枝を地にさしはさみて、再びかへらんことを試しが、生活せし事、言行錄に見えたり。宗祇法師が筑紫紀行に曰、いきよとてさし給ひけん松は、はや枯て、其根を人守りに懸しなど語るを、昔戀しき催し也。社檀の右の方に、大成る松の、然も尋常ならず神さびたる有。是ぞ末遠く生の松とも云ふべかりけると見るに、我が齡の程はたのむかげなきも心ぼそく、又はかなし事を、

明日しらぬ老のすさびのかたみをや
よを經て生の松にとゞめん

宗祇筑紫に下しは、文明二年の事也。然ば、か様に松の枯しは、夫より猶久敷事にぞ侍るべき。宗祇が生の松と云べかりけると云し松も、今は見えず。昔の逆松の有し所のしるし迚、其所に松を植て、垣結廻せり。此松原の北の海邊は、小高くして長垂(ながたれ)山につゞき、高き石疊有て土中に埋もれり。是古へより異賊の防の爲に築し所、殊に弘安に蒙古を防し石疊也。松原の東の端に十郎川迚小川有。如何成故に名付しに

やしれず。或曰、十六町村の前より流來る故に、よみなまりて十郎川と云といへり。

拾遺六
昔みし生の松原こと〻はゞ　橘倚平
忘れぬ人も有りとこたへよ

同十八
けふ迄は生の松原いきたれど　藤原俊生母
我身のうさになげきてぞふる

後拾
祈つ〻千代をかけたる藤波に　藤原爲正
生の松こそおもひやらるれ

右三月許に、筑後守にて下り侍りけるに、選子内親王より扇を給ける御歌の返事によめるとなむ。

後拾遺
たび〳〵の千代をはるかに君やみん
末の松より生の松原

右源頼清朝臣、陸奥の任はて〻、又肥後守に成て下り侍りけるに、出立の所に誰共なくて、さしおかせける歌となむ。

後拾遺
都へと生の松原いきかへり　源重之
君が千とせにあはんとすらん。

金七
戀しなで心つくしに今迄も　藤原親隆
たのむればこそ生の松原

詞六
立別れはるかに生の松なれば　永縁
戀しかるべき千代のかげ哉

千載七
昔みし心ばかりをしるべにて　實方
おもひぞおくる生の松原

新古九
涼しさは生の松原増る共　枇杷皇大后宮
そふる扇の風な忘れそ

右一首、太宰帥隆家下りけるに、扇を給ふとてよませ給ふ。

新勅八
立別れ遥に生のまつほどは
　千とせを過る心地せんかも　　待賢門院堀川

續後十一
思ひ出る心づくしのはるけさに
　生の松こそかひなかりけれ　　太宰大貳高遠

續古九
君か代のはるかにみゆる旅なれば
　祈てぞ行生の松原　　辨乳母

續後拾遺
おしからぬ命なれ共諸ともに
　いかまほしきは生の松原　　大僧正道順

新續古今十八
うき事は色もかはらぬ同じ世に
　あはれいつ迄生の松原　　俊頼

同
行末に生の松原なかりせば
　何に命をかけてまたまし

右一首、權中納言基綱、太宰權帥に成て下りけるを、送にまかりて、河尻にてかはらけ取て詠ると云り。

同
都にも久しく生の松原の
　あらばあふせを待もしてまし　　周防内侍

右大納言經信大貳に成て、筑紫に罷りけるに、遣しけるとなむ。

家集
老ぬとも猶行先の願はるゝ
　千年迄にも生の松原　　中務

堀川後百首
戀しなで生の松原いきたりと
　つげだにやらぬ道のはるけさ　　顯仲

常陸

同

枝毎に幾その千代を契るらん
その神代より生の松原　　顯　　昭

六百番

尋てもあはずばうさや増りけん
心づくしの生の松原　　俊　　成

家集

同じ世に生の松とは聞ながら
心づくしの中ぞかなしき　　慈　　鎭

さりともと頼む心はふかみどり
けふ行末は生の松原

○生(いき)の社

生の松原の半分より少東の方、道より南一町半許に在。壹岐直眞根子(いきのあたひまねこ)の社也。熊野權現も相殿に座(まします)す。宗祇法師が筑紫紀行にも、此御社熊野にておはしますと記せり。此社初は逆松の近所に在。筑紫紀行にも、逆松の邊に有樣に記せり。延寶八年に、今の所に移せり。拜殿の傍に御馬取、御鞍石など云石有。神功皇后異國征伐の時、御扈(とも)の神なる故、此名も有由云り。眞根子も異國征伐の御扈(とも)つかふまつりし成べし。應神天皇九年夏四月、武内宿禰を筑紫に遣して、以て百姓を監察せしむ。時に武内宿禰の弟、甘美内宿禰(うましうちのすくね)兄を讒殺(ざんさつ)し、自天下の權を取むと思ひ、天皇に讒言していはく、武内宿禰常に天下を望む情有。今筑紫に在て密に謀り、筑紫を隨へ、三韓を招ておのれに隨はしめ、遂に天下をたもたんと云と聞ぬと申しかば、天皇是を聞し召、使を遣して武内宿禰を殺さしむ。時に武内宿禰この由を聞、吾二心なく忠を以君に事ふ。今禍によつて、罪なくして身を失ひてんこそ心うき事なれと宣ふ。爰に壹岐直眞根子と云人有。姓氏錄に曰、壹岐直は天兒屋根命、九世孫雷大臣の後也。其人となり、能武内宿禰の形に似たり。獨武内宿禰の罪なくして、空く死なん事をおしみて、則武内宿禰に語て曰、今大臣忠を以て君につかへて、黑心(きたなきこころ)なき事、天下共に是をしれり。願(ねがはく)は密に爰を避(さけ)て、朝廷(みかど)にまうでゝ、みづから罪なきよしを申給ひ

て、救し給はずば、其後死給はん事遲からじ。時人常に僕が形大臣に似たりと云故に、今我大臣に代て、死を以大臣の丹心を明めんと云て則劒に伏して自ら死す時に武内宿禰獨大に悲しみ。竊に筑紫を避て、舟より南海を巡り、紀水門に泊り、わづかに朝廷にまうで至る事を得て、罪なき由を辯ず。天皇則武内宿禰と甘美内宿禰とを推問ひ給ふ。爰において二人かたく執して爭ひ、是非決しがたし。天皇勅して神祇に申て、湯を探らしめ給ふ。是を以、武内宿禰と甘美内宿禰と共に、磯城川の邊に出でゝ探湯をす。武内宿禰勝ぬ。（[illegible]）則横刀を執て、甘美内宿禰を打たふして、遂に殺さんとす。天皇勅して宥し玉ひ、よつて紀伊直等の祖に賜ふ。此事日本紀に見えたり。此人武内宿禰に忠有て身を殺し、大切の忠臣をたすけしこと、誠にとふとぶべし。爰に熊野權現も相殿にましませば、人のうやまふべき社なり。されど今はしるしばかりにて、いとかりそめなる小社也。此社と逆松との間に、秀吉公文祿元年朝鮮征伐の爲、肥前國名護屋にいたり給ふ時、休ませ賜ひし茶店の址有。此神異國退治に陪從有し故、その吉例を思ひ出て御祈願有しと云。

○太閤道

生の松原より山門村の北を過、姪濱の南を經、七隈、田島の北を通る道有。秀吉公肥前國名護屋へ往來し給ふ時、此道を御通り有と云。此故に今に至て太閤道と稱す。

○山門村

昔は石丸村、十六町村、光行村、（此村、光國主の御名に同じき故に、是も今は[illegible]と云。）山門村すべて一村なりしを、長政公入國の後、四村に分れる。此村は下山門と云。今上山門と云村なし。昔は十六町村を上山門と云しにや。日本紀神功皇后紀に見えたる上田縣田油津媛が住し所、則此山門なりと村人は云へども、山門の縣とかれれば、是筑後國山門郡の事なるべし。筑後山門より肥前下島

へ行給ふよし、日本紀に見えたり。今も筑後より肥前の南部を經て、北の方玉嶋へ越す道あり。

○七　隈　村　原

七隈の東西に高き原有。東最廣し。西もまた長き事十町許有。古き塚穴多し。窟有り。村は南原の間、谷間に在り。

○小田邊村

村より北の方小高き所に古塚有。松浦殿塚と云。松の木十本許立り。又此塚の南の方に墓有。松一本しるしに立り。是を筑紫殿塚と云。猶由伏墓など云墓も有り。松浦、筑紫、其姓は云傳へ侍れ共、いか成人にや有けん。其名詳ならず。

○野　方　村

野方村より西の方の山間を越て、志摩郡青木村へ越す道を、廣たうげと云。兩山の間を通る坂なし。道よし。其間一里に近し。野方の南に廣き野有。東西四五町、南北七八町有。其内南の方大半は羽根戸村に屬せり。野の内に、田畠も林木もなし。野の南の端、羽根戸村の境内に石窟多し。内廣し。此村の西の高き山を叶ヶ嶽と云。山上に地藏堂有。怡土郡上原村に屬せり。

○野芥塚穴

野芥村に石窟廿五所有。國俗は鬼塚と云。穴の入口は狹く、奥は廣し。皆南に向へり。左右及向の正面三方皆大石をたゝむ。上は大石をならべ、天井の如し。かやうの塚穴國中所々に多し。あげてかぞふべからず。此郡の内にも所々に多し。窟の內皆同じ。此國のみにあらず。諸國に多し。村里に近き所は、後代其石を取用んとて、破りたる所多し。民俗は昔竈降し時、人の隱れし所と云。或は人を葬し壙なりと云。皆ひがごと也。上古の時、未だ家居なくして、穴に住し時の栖なる成べし。周易にも、上古には穴に居て野に處る、後世の聖人、是に易ふるに宮室を以すと云り。本邦の古へも、亦斯の如くなるべし。

○飯盛社

飯盛山の下に在。此山飯を盛たるがごとく、まどかに高き故に其名とせり。飯盛村も山下に在。又御笠郡に飯盛山有。宗像郡にも飯盛が峯有。此國のみならず、飯盛と號する山、諸國にも多し。諸神記を考ふるに、筑前國飯盛三社權現は、中殿伊弉册尊、左方は寶滿大神、右方は八幡大神なりと有。然ば伊弉册尊を飯盛權現と稱せり。飯盛、吉武、四箇村、金武、田村、羽根戸、野方凡七村の惣社也。此社は山の麓の高き岡の上に在。岡に上りて長路有。其おく右の方に御社有。南に向へり。岡の上の境地廣し。昔は大社にて神領も多く、祠官も數多侍りしとかや。今に神職の家に古き文書多く殘りて、昔の盛なりし事を推はかり侍る。又古昔は年中の祭禮度々有しと云。月毎の朔日に小祭を執行ひ、五節供にも祭有。正月十日に武射有。二月初午の祭有。六月晦日夏越の祓有。九月九日に大祭有て、神輿御幸有。今猶昔の名殘とて、馬場末に御輿休の石有。十二月初卯にも祭有。今多くは古法を失ひしかども、正月三日に神饌を供へ初む。十四日には餅を供ふ。同十五日には、去年よりそなへ置し粥の乾凋と黴の出るを見て、方角をさして、其年穀の豐凶を試み知る事有。他國にもかゝる例有。鎌倉佐賀岡の守山明神の爲に、里民毎年霜月十五日、酒をかもし置、翌年正月十五日、明神に供ふ。其酒の味の善惡によりて、歲の豐凶をはかり知る。故に世計の明神共云。是又此社の祭に類せり。九月九日には恒例の祭有り。流鏑馬有。里人打つどひ神饌を備へ、祭事を執行ふ。社の南に文殊堂有。神宮寺有。天台宗也。此村の南の方より西の山を越て、怡土郡高祖村の南なる枝村、くぬぎと云所に行道有。日向嶺と云。是早良郡より怡土郡に行大道也。昔は今の道よりはるかに南の方を廻り、怡土郡末永村に出しと云。今は古道はふさがり、早良より越る坂口は、昔も今も同前也。

○四箇村

村民の説に、凡田十二町を一名とす。此村に四名あり。故に四箇村と名付く。有久名十二町・新原名十二町・榊名十二町・蔦田名十二町是也。一説には、產靈四社有故に四箇村と云。飯盛權現、老松天神、警固大明神、鳴川天神是也と云。

○金武（かなたけ）村

福岡より三里許有。是肥前三瀨（みつせ）越に行く道也。是より山を越て一里半行ば、怡土郡飯場村有。飯場より又山を越て三瀨へ行く。飯場より三瀨へ一里廿二町有。金武の境内に立神山と云高山有。此山に岩多し。白石有。蠣殼多くつけり。此所のみに限らず、夜須郡古所山にも蠣殼の付たる大岩有。又他國にも有。金武より怡土郡河原村へ越る道有。山を越行く。龍嶺と云。

○重留村

昌法山正覺寺と云寺跡有。今は田と成ぬ。其廣さ一町許有。法華寺なりしと云。小田部氏の寺にて、其墓所猶殘れり。此寺院の趾に鐘を埋めて有しに、長政公の家臣吉田壹岐、此郡司たりし時、掘出しける。能鐘なればとて、福岡の城に置れけるが、其後理圓寺に賜り、今に在。

○入部（いりべ）村

昔は一村なりしが、近世東西兩村に別る。西入部村に白塔、黒塔と云所有。白塔に淵有。是早良川の内尤大なる淵也。

筑前國續風土記巻之二十終

筑前國續風土記 卷之二十一目錄

早良郡 下

筑前國續風土記 卷之二十一

貝原篤信選定
貝原好古編錄
竹田定直校正

早良郡 下

○脇山郷

椎原、板屋、小笹原、西村、脇山、内野、石竈、曲淵、凡八村をすべて脇山郷と云。昔背振山東門寺の別院此村に在しかば、右の八村をすべて脇山院内とも云り。會津風土記曰、早川郷の内、院内村は、もと東光寺の院内の地也。故に村の名を院内といふといへるがごとし。

○石竈井曲淵

飯場、曲淵、石竈は、一谷の内に在り。飯場は、最上に在て、怡土郡に屬し、西に在り。其下流の次は曲淵、其次は石竈也。山谷のかたち、川の流れ、西よ

り東へ赴けり。二村共に何れも狭き谷の内也。されど谷の奥より口は漸廣し。内野村は其谷の下の入口也。内野の下にて、岡鷺川と一に合て、早良川となる。石竈には茂山あり。林木うるはし。曲淵村に醫王山長福寺と云廢寺の址あり。曲淵氏代々の寺にして、墓所あり。曲淵村に曲淵河内が家人三郎右衛門と云者、後に農人となり、富めり。田畑百六十町、他村なかれて作る、家の奴婢三百餘人あり。牛馬數九十六疋持てり、寛永十六年に死す。曲淵より金武村へ越る道を初てひらきしと云。宇土たうげと云。

○火亂瀑布

石竈村の境内にあり。下石竈より半里奥にあり。石竈の奥、板場より流るゝ水には非ず。南山の別の谷より出る水なれど、瀧水稍多し。大岩の上より落下る。中の側に岩角あり。夫に當り、水激して下る。瀧の高六間許。佳景也。凡瀧は紀州の那智、攝津の箕面、布引、大和の龍門、蜻蜓が瀧、桃生の瀧は勝れたれども、上方に在て遠ければ、暫く是をおく。近國には肥前小城郡清水の瀧、松浦郡伊岐佐の瀧、肥後の半田の瀧、豐後の龍門の瀧、豐前の菅王子の瀧、上野の瀧などこそ勝れたる瀧なるべけれ。半田、龍門、清水は大瀧なれば、是に比しがたし。菅王子は高しといへ共、幽僻の地に在り。上野の瀧は遠く見え、然れば觀賞は是に及ぶべからずとぞ覺え侍る。此國に瀧多けれ共、此火亂の瀧にしくはなし。里人の曰、昔火亂と云山伏、劍術の上手にて、魔法を行ひしが、此瀧にうたれ修行せし故に名付となむ。

○脇山村并内野村

此兩村は、北に荒平山あり、南に椎原山あり。其兩山の間なれ共、頗廣く、田多し。荒平山は、四方廣くして長し。南方林木茂り、北は油山につゞきて、其間一里許あり。凡筑前は北に海を受て、南に山あり。故に北の山を後にして、南に向へる所稀也。然るに此邑は荒平山の南に在て、陰にそむき、陽に向ひ、よき境地也。右に記せし荒平の城も、此山の西北の端に在て、類は異なれり。此荒平山のつゞきなる故に、荒平と名付。此村の東に小笠木村あり。是又

荒平山の麓に在り。小笠木村より東へ行て山を越れば、西畑と云谷へ入る。西畑より東へ行ば、那珂郡岩戸の別所村へ出る。荒平城の下に、大なる谷あり。夜及御前谷と云。此夜及御前と云しは、小田部氏が妾なりしを、主婦の嫉妬によりて殺され、是を城の南なる谷へ埋む。故に此谷の名とす。其後此谷に大蛇あり。是を見る人、皆恐て絶倒し、病となる。或は死に及ぶ者も有しとかや。里人は夜及御前が化する所なりと云へり。近年は大蛇を見る者なしと云。既に死せしにや。池田と云枝村あり。脇山と岡鷺村との間に在り。此所に大日堂あり。古佛也。大教坊と云、山伏の住せし宅の址、大日堂の側に在り。泉石植木等猶残れり。此大教坊は、天正の比の者にて、徒黨を結び、近邊を掠め、頗る威をふるへり。後に龍造寺隆信に與せしが、荒平の小田部氏より攻殺さる。已に荒平城の所に詳也。

○仙　道

内野の枝村也。荒平山の西南の麓、高地に在り。此所に黒田半左衛門重種が別宅あり。初同郡東入部の枝村三郎丸に國君の行館有しを、寛文二年八月に、光之公より是を重種に賜る。此邊皆重種が采地成故也。其後仙道の境地勝れたる故に、彼三郎丸の舊館を遷し移さむ地、寛文四年、先木を切拂ひ、山をならして、基を開く。翌年の春、營作の功成就す。館舍は少し高き所に在て、踏る事数十歩、其下地を平らげ、馳道を開きて、並木の櫻を植置り。其傍に家士の宅構へたり。後に山あり。前に川あり。向ひには又峯巒長くつらなりて、月雪花紅葉の詠め絶す。此別宅營作の後、寛文六年七月十八日、光之公初て爰に來遊し給ひ、前川にて鱗を取らせ、夜に及ぬれば此館に宿して、翌日歸給ふ。其後延寶元年七月五日、又光之公來駕し給ふ。此時綱政公も随從し給へり。又元祿三年四月二日、今の國君綱政公來駕し給ふ同七年三月十八日、再遊し給ふ。

○椎　原

此村は、脇山の南の山中にあり。南に高山あり、北にも山あり。両所に民家あり。福岡へ四里。脇山より半里あり。此村の南に、さかもりと云高山あり。背振山の西也。其西に獵師が鼻と云岩山あり、又其遙西に、鬼の鼻と云山あり。共に高し。其遙西の高山を、かな山と云。其西の高き、かや山を、王丸と云。椎原より板屋村に坂を登りて行に、麓より一ノ宮二ノ宮とて、五所に道の側に石を立たり。其間四五町餘あり。

○板　屋　村

背振山の麓の高き所に在て北に向ひ、甚寒き所也。民屋廿家許あり。一村南北三所に分る。山の尾を隔つ。背振山には村の間の原より登る。椎原村より是迄一里半あり。其間椎原より杉嶺（又眞名子峠共云。）迄一里は高き坂也。杉嶺より板屋迄は半里有て、其下り坂高からず。是を以て板屋村の地甚高き事を知べし。又是より那珂郡の五ヶ村を經て福岡に行ば、七里餘あり。其間岩戸までは、ひたすらに下り坂也。岩戸より福岡へ行も、漸くひきゝにつく。是又此村のある所甚高き事いちじるし。此村より椎原の方へ下り、早良郡を通りて福岡へ行ば、五里半あり。此里は小河内と同谷にて、其間一里ばかり、河上にある村也。其間大なる紫躑躅多し。小河内より板屋へ行に、板屋の下六町許前に、両谷の落合あり。左に行ば板屋道也。右の谷は水多し。那珂川の本源也。其谷の奥を池田と云板屋に屬す。民屋なし。板屋は早良郡に屬すといへ共、早良郡の諸村とは山を隔たり。此地は那珂川の川上にて五箇山の上流に在て、同じ谷の内なれ共、西の山杉嶺を限とせずして、山を越、東の方を以て早良の限とし、那珂郡と境を分てり。此村は背振山上宮の麓の少東に在り。上宮の下には谷多し、山櫻多し。又村中にも前田の側にも櫻多し。春の比　望見れば、甚だうるはし。他山の櫻より匂こまやか也。凡五箇山に櫻多し。就中、小河内に尤多しといへ共、

板屋の櫻は猶夫に三倍せり。板屋村は、小河内より猶深く、地高くして陰寒甚敷故に、花尤遅し。福岡の一重櫻より、廿日許り遅し。大やう三月中穀雨より後、三日を此山櫻の盛り期とす。其比迄猶梅花も殘りて、蕾もあり。桃花は未だ開かず。此地盛夏にも、家に靜に居て動かざる者は、晝も袷衣を着、夜はいよ／＼寒し。朝夕は夏と云へ共、袷衣を二重ね着て猶寒し。此里に蚊なし。是のみせめて餘所の里に增れり。稻は熟せずして、青色を帶ぶる故に米惡しゝ。唯早稻を植ふ。中稻も惡しゝ。晩稻はうへず。是寒氣深き故也。粟と蕎麥の外菓なし。橘、柑、金橘の類は植れども生長せず。後には枯る。蒲、豇豆などううればみのらず。唯蕓薹と芋のみ宜し。他の菜蔬は長じがたし。是皆寒氣烈しき故也。又菊でも多くうう。是國中第一の好品也。土産門に詳し毎年十月より正月まで里中にも雪消ずして、寒氣甚し。常の冬は、雪積る事二三尺許。世間に大雪降る時は、是より猶深く積る。慶安三年十一月廿九日夜、世上大雪降し時、此里民家に雪の降積む事五尺餘、民家の簷に垂る。田圃には六尺餘積り。其後天和二年十一月晦日、又かくのごとしと云。山深き事は、上座郡小石原、寶珠山、穗波郡八木山に似て、此地は山中の地形殊に高く、陰氣深くして冬寒し。かゝるわびしき所なれども、人住侍るは、およそ人の身には、離騷るゝを安ずる物にこそ侍るなれ。此地櫻花多きのみならず、秋冬紅葉多くして見つべし。中について楓多し。上宮に登る道に尤多し。此里に北山殿とて社あり。其神體は木像にて、六軀あり。衣冠に男女の形を作れり。上宮の神の眷屬なりと云傳ふ。

○背　振　山　背振神社

背振山は、板屋村の西南に在り。國中にて勝れたる高山也。此山を金龍山と號すと傳述記に見えたり。又白字津山とも云由、貫宮御國魂私記に出たり。山上に神社あり。此上に登るに、板屋邑より原野を十二三

町許登り行けば林木あり。又澗水あり、祓川と云。御社へ參詣する人、爰にて祓除す。其澗水ある所より山上に上るに、十町許り嶮路也。老幼尫弱なる者は、前なる人の帶に取付、後なる者に腰を押されて登る。板屋より御社まで廿二三町許あり。山上より四方を窺ひ望めば甚廣遠也。秋の頃天氣晴朗にして稠雲なき時は、朝鮮國見ゆ。春月霞多き時と云へ共、曇らざる日は、壹岐對馬まで能見ゆ。對馬は是より百里あり。山上より北に顧れば、筑前日のあたりに見ゆ。南に望めば、肥前筑後兩國、共に眼下に俯してうかがふ。又肥後、薩摩、日向、豐前、諸山も、連續して見ゆ。豐前の彥山高しと云へ共、此山に肩を比し難し。此國御笠郡の竈門山、夜須郡の古所山抔皆高しと云へ共、此山上より見れば猶眼下に在り。此郡の油山は此山に近くして、又高けれ共、此山より見れば、部婁の如くにしてひきし。況や、其餘の小山は、唯平地のごとく見ゆ。凡此山に登臨すれば、遠き事を眼力の及ぶ所に極め、下にうつむけば、高き事諸山の上にそびえたり。杜子美が泰山を望む詩に會當凌絕頂一覽衆山小と云ふも、斯る山なるべし。毎年三月迄雪あり。山上甚風寒して、極暑といへ共、衣薄くしては忍び難し。山上の御社は、神功皇后三韓を攻給ひし時、祈願の爲に是を立て祭給しと云。（此事宴曲抄の內、王林苑に見えたり。）神功皇后此國に七社を創立し給ふ。背振の社も、其隨一也。三代實錄に、清和天皇貞觀十二年五月廿九日庚辰、詔して筑前國正六位上背布利神に從五位下を授給ふと記せり。然に朝廷よりも、殊に崇させ給ひし神なるべし。足利尊氏九州下向の時、白旗を捧て祈願有し事あり。（王林苑に見えたり。）此御神を世に辯才天と稱す。神功皇后の御時、佛法未吾國に渡らざれば辯才天の名無し。但其神號は秘して書傳に記さず。此御神のみならず、神號を記さゞる社尤多し。是甚故ある事にて、神道の極秘とする事なれば、今爰に詳にせず。凡諸社の神號、諸記に載せた

るも多しと云へ共、識者の甚秘するは子細ある事也。今此神を辯才天と稱する故を考ふるに、大日經疏に曰。辯才天爲閻浮之長姉。又曰。在坎窟及河道故に兩部習合の說行はれて後、此義を附會して、凡我邦の水邊窟中にある神を呼て、辯才天と稱する者多し。安藝の嚴島は、此國宗像の市杵島姬を勸請したる社なれ共、辯才天と稱し、近江竹生島も、往昔より久敷神なれ共、辨才天と稱する皆此類也。(竹生島の淺井姬も、其稱する所なり。)今此背振山は、頂に龍池あり。其址今猶存す。此池水底の石面に、金の銘を顯はし、龍宮大壤に通じて佛法所持の門とす。役優婆塞(文武の時の人)是を見て、西の嶺に於て一乘菩提の法を行ひし所、是を胎金兩部の岩室とす。其址今存して役行者と云。又待詛の岩屋は、乙天童の所爲なりと云。(此事又玉林苑に見ゆ。)龍池岩窟等を以て辯才天出現の所とするなるべし。又三國傳通記釋抄に、背振とは山の名也。又令龍山と云。彼山寺は筑前國にあり。乙護法とは、其山にある所の神なりと有り。

乙護法は、性空上人に隨仕せし神童なりと、山門舊記及元亨釋書に記せり。(性空上人、此山に住し事、下に詳也。)辨才天に十五童子あり。乙天童護法は、その第十五の童子の化身なりと、背振山の緣記に記せし由云り。是第十五番なる故、辯才天のおと子と云意也。又書寫御廟講私記に、乙天童護法出現の靈地は、背振の白宇津山に在りと云ふ。尙白山權現の古跡あるは此所なるべし。以上皆背振山の神を辯才天と稱する說也。又里民の云傳ふるは、古辯才天百濟國より爰に來り給ふ時、乘給ひし馬の背を振たる故に、背振山と名付たりと云。是又神功皇后新羅百濟高麗を平げて歸給ひ、此上に登り、神社を立給ふ所を見そなはし給ひし事を附會して云るにや。玉林苑にも、飛龍背を振しかば、龍樹權現跡せしむ。德善大王、辯才天、乙護法の靈場、誠に神秀の地なるかなとあり。飛龍は馬を云。馬を龍と云事、唐土の文にも見えたり。玉林苑には、神功皇后の御時、佛法流布の前に、かゝる事あるを

奇妙の事なる由下文に云り。背振は、中古より後は、ひたすら佛地となれり。傳教、弘法、慈覺、智證等入唐の時も、皆此山に入て祈願ありし事、古記に記せり。（玉林苑にも其事なのせたり。）御社の側に、小なる黄楊の木あり。其外樹なし。其北に風穴あり。絶頂より下には、小篠多し。玉林苑にも、幽々たる小篠原を登りて、國見の嶽に至る由記せり。昔は此神社いかめしく、諸人の尊敬せし所也。宮司を東門寺と云ふ。天台宗なりしとかや。天台宗未だ渡らざりし前は、其宗旨詳ならず。役氏の法を修行せしなるべし。元明天皇の御時、此山の僧湛譽と云し人、朝廷の祈禱をせし事、宴曲抄に見えたれば、此寺はいと久敷世よりありけるならん。僧坊三百區ありしと云。今は寺院も僧坊もなし。其遺趾猶南方の下き所に在て、各階級をなせり。又大日堂、觀音堂、鐘樓杯の跡、其礎猶殘れり。かかる大寺の殘りなく亡びし事、何故ぞと尋るに、昔背振山の僧徒と、同郡西油山天福寺の僧徒とむつまじかりしに、背振山の侍童過失有て、背振山を逃去て、天福寺へ行き隱れけるに、背振山より頻りに是を請へ共出さず。背振山の僧徒是をいかり、西油山に押寄、火をかけゝれば、悉く焦土となれり。其後仇を報ん爲、天福寺の僧徒背振山を悉く燒く。纔に寺院を再創せしかども、後又兵火に罹りて以來、終に重建する人なし。然れ共山上に猶燒殘たる小社僧舍あり。板屋村にも亦叢祠僧坊有しかば、天正の末迄は、猶七十五町の寺社領有しが、（其證文今猶存す。）金吾中納言秀秋、當國の主となられし時、國中の寺社領を沒收せられ、此時此地の領をも悉く取上げられしかば、彌再興の賴もなく、僧徒も所を去て、終に廢亡の地と成ぬ。西油山も燒失の後、再興する事なし。昔性空上人日向の霧島より、筑紫背振山に來て住居し、其後播州の書寫に移りし事、朝野群載第二卷花山法皇の書せ給ひし性空上人の傳、及元亨釋書に見えたり。又花山法皇書寫山に登り給ひし時、巨勢廣貴に性空

上人の影像を寫さしめ、具平親王に其賛を作らしめ、行成大納言に書しめ給ひしにも、性空日向霧島より筑前背振に移り、其後書寫山に住せし由見えたり。此影像今に於て書寫山にあり。天皇の勅命にて、三傑の手に成れる名物なれば、彼山にて甚秘重する所也。識に巨勢が畫、具平の文、行成の書、三絶と云つべし。性空上人の住し所は、此山の南の方僧坊の址ある所なりと云傳ふ。其外、北の方は甚さがしくして、人の住べき地なし。又東門寺の敷地は、其四至、東は御笠郡通古賀、北は那珂郡仲村、西北は早良郡東入部村登龍堂を限る。此登龍堂は重留村の境、道の側、田の中に塚ありて、大なる立岩二に梵字を刻めり。西南は肥前國松浦郡鏡の里に至る。此山に屬する所の敷地、其廣き事かくのごとし。寺社の領地には非す。近世屬する所の寺産は、横山八十町　皆是山也。（臨山郷八村をすべて横山と稱す。八村皆山の横につらなれり。臨山院の一云二も在り、八村也。前に州明し山、東西共七十五町）（寺中十八坊ありしと云傳へり。大龍を經て八十町と云ふ山也。）又、故に山下にも僧坊多く、其址所々に殘れり。及背振山の末社の址多し。乙護法の社の址も殘れり。就中、此山の北の麓、板屋村には、北山の社あり。是背振の神の眷屬にして、是を下宮と稱せし由、里人云傳ふ。又那珂郡[illegible]長村にも、背振の神の社あり。又前に記す所の湛譽上人を、帝都より召れし時の勅使、院使寺に至りし事を、玉林苑に背振の麓寺と稱せり。是那珂郡別所の枝村院使寺なり。山上の御社をば、下宮に對して上宮と云。依之、山を上宮嶽と稱す。上宮の御饌を調ふる社人真名子氏は、元此山の神職にて、板屋村北山の社の祭を司り、彼社の側に住す。古へは山上の坊にて上宮の御饌を調へしかども、山上衰微の後は、真名子氏の家にて、世々相續て、上宮に御饌を奉る。又背振の社に參詣する人さゝぐる賽錢をも、世々此社人の家に納取る。又此山の南、東門寺より五十町許に靈仙寺と云寺あり。天台宗也。肥前國神埼郡に屬す。此寺の山號をも背振山と稱す。是舊記に所謂背振山には非す。東門寺

の境內、往昔廣大にして、肥前國に及びぬれば、上宮神社の名をかりて、此邊をも背振と稱するなるべし。右に記す如く、近代亂世の時、東門寺悉く回祿にかかりて、山上に僧坊もなくなり、寺領も秀秋より沒收せられぬ。靈仙寺は肥前國に屬すれば、彼國より寄附の寺領有し故、宮司知泉坊山上を下り、彼國に行て、靈仙寺の多聞坊に住居し、國をば隔たれど、甚間近ければ、他邦に在ながら、山上の社をかけて此社を護持したりとなん。又何の比よりか靈仙寺に龍樹權現の社を建て、辯財天をも勸請し、彼國より是を背振の中宮と稱す。又其麓十五町許に、修學院と云寺あり。地藏堂あり。或は德善大王の社と稱す。是を下宮と稱す。是皆そのかみ東門寺繁昌の時、其境內成し故なるべし。凡本宮此國に在て、新宮他國にある事、諸國にも又其例多ければ、彼國よりも上宮の神を尊び、山下に勸請して下宮を立し事、さも有べし。中宮下宮彼國に在とて、上宮彼國に屬すべきに非ず。建武三年、當山僧院の田宅の寄契にも、筑前國早良郡上宮東門寺とあり。又天正六年[illegible]江氏の證文にも、早良背振の上宮とあれば、上宮は筑前國なる事、其證明なり。但上代は只山上の一宮のみにて、下宮の沙汰無れば、此國脇山の下宮とても、往昔神功皇后の舊地には非ず。後世に建立したる所なるべし。凡背振山の筑前に屬する事、三代實錄、朝野群載、元亨釋書、及具平親王の作給へる性空上人の贊、三國傳通記録抄等にのせ侍れば、疑ひなき明證とすべし。殊に三代實錄は國史にて、勅書也。朝野群載の性空傳は、花山法皇の宸筆也。具平親王の贊は、博識尊貴の人にして、且性空と時を同うし、勅に應じて作り給へる文なれば、其違ふべきに非ず、疑ふべからず。唯溪山風拾葉集、檜垣嫗か集に、肥前國と記すのみ。然れ共溪山風拾葉集は、名もなき桑門の作れる所にして、疎謬のみ多き書なり。信ずべからず。檜垣嫗集は、遊女の記す所なれば、國郡

の分つべき證とするに足らず。況や筑前國早良郡那珂郡等に殘れる古き民間の文書にも、往々に筑前國早良郡背振山と載せ侍るをや。又近代法花直談と云る書に、性空上人の事をのせて、背振を肥前に在りと書るは、舊記を考へざるの誤、尤杜撰と云つべし。是靈仙寺を背振と稱するによりて誤れるなるべし。

一、凡諸州において國郡の境を分てるを見るに、條理なき所を妄に分ちて境とせず。山の嶺、川、溝、谷、がけ、大道などの筋ある所を以て其限として、國境を定む。何の所も皆然り。背振山の西のつゞきは、肥前國松浦郡玉島川の上、大野の峰より、怡土郡雷山の南、井原山の奥、水無山、飯場山、早良郡鬼が鼻杯云へる東西の山で、皆峰の頂の上筋を以て筑前肥前の境とす。然るに背振山の西に酒盛山有て、南北に横たはり、峰筋西より東につゞき來れる道にふさがり隔たれり。背振山も同じく南北になだれて、東西の峰つゞかず。西の方より酒盛山迄、峰筋を以て國境とせしに、其形勢替りぬれば、筋なき所を以て、横さまにかぎりて國境を分つべき理無して、酒盛の西から南の方、山の半腹を下りて、唐船岩と云大岩ある所を以て境とす。此峰筋は、縱横の勢替りて分ちがたき故、唐船岩を印として、山の半腹を境とせる也。凡山の半腹を以て境とする事は、當國九千部山の肥前境、中原の豐前境、合樂の豐後境、皆山上を境とせずして、半腹を用る事、其例多し。唐船岩より東は、酒盛山の南になだれたる尾を境ひて、三瀬といふ所に下り、二重平の谷川を傳ひ、花の本原の谷川をさかのぼりて、背振の東の峰に至る。是背振山の南の境を分ちし所、かくのごとし。前に立るすぢめにしたがひて、國を分ちし事、斯の如くならざれば、別に分つべき所無ければ也。昔筑前背振山に僧坊多かりしも、北のけはしき山のかたわれなれば、寺院を立べき境地なし。南の方筑

前の境内廣き故、僧坊多かりしと也。又花の木原より背振の峰に登る境筋に、栖岩と云大石あり。此岩、谷川を離れて西北にあり。是古の境に非ず。近世背振山の寺社衰微しける時、背振山の座主の別宅、立岩の麓、谷川の西北に在て、嶽屋敷と云。背振山を御嶽と云る故、其座主の宅なれば、かく云し也。此時寺院既に退轉せしが、座主も貧窮に及びしかば、錢廿貫に宅を賣て、地をば肥前國西小河内の民に與ふ。此宅元來筑前國板屋村の地なれ共、亂世の時なれば、既に彼方に買取し故、西小河内の境内とせり。夫よりして彼宅在し地は、此國板屋村の分内とせず。亂世の時、此國主に無して、宗國の境内を、座主私に肥前に與へし也。此時よりして彼地肥前國に入しかば、花の木原の川筋を此所迄上り、此川より川筋離れて、西北の方栖岩ある所を境として、是より又川筋に隨ひて背振山に登る。是古の境にはあらざるなり　扨背振の東の嶺より北は、嶺を越て北の麓に下り、東西小河内村の谷上に至り、西小河内と東小河内との間を流るゝ谷川を以て、兩國の境とし、東小河内は筑前早良郡に屬し、西小河内は肥前神崎郡に屬す。扨又東西小河内の川東へ流れて、那珂郡大野村の内地焼中の谷頭、肥前境より流れ出る川と一になる。夫より南の方川の流にさかのぼりて、其川を以て兩國の境とし、東は筑前に屬し、大野と云。西は肥前にして、是又西小河内に屬す。西の方昔は民家なし。近年纔に民家あり。夫背振山の峰より北の方は、すべて筑前なるべきを、かくのごとく肥前に屬したる事は仔細あり。背振の西の方、酒盛山を南に下りて筑前に屬したれば、其代りとして背振の東を越、嶺の北に下り、西小河内より大野の向ひ迄を肥前に屬せし也。是古へ國郡を分ちし人、筋目に隨ひ、高山を越て、南北に各地をかへ、筑前肥前に分屬し、境を定めし事、權度を以

て物の輕重長短をひとしくするがごとし。明白なるかな。境を分つ事かくの如くならずんば有べからず。

一、筑前肥前の境は、右に記す如く背振の西の酒盛山を下り、唐船岩を限り、二重平の下を過て、谷川筋を以て境とす。三渡、花木原、楯岩など云所堺に在て、皆當國早良郡板屋村に屬す。長政公當國を賜り領し給ひし時も、當國の境とする所右の如し。此故に長政公は時々背振山を越て南の麓に狩し給ふ。又此所より村民等炭を焼て、年々長政公に獻ず。然るに近年肥前國神崎郡久保山の村民、多年當國板屋の村民と二重平の地を爭ひ、背振の嶺を兩國の境なりと云、山上の神社も肥前國に屬すと云り。兩國の民久敷爭ひて決せず。兩國主の裁斷に及び難ければ、元祿六年、村民各江府に往て、御奉行の官人に是を訟ふ。江府の宰臣訟を聞召、官庫に納る所の兩國の繪圖を以て裁し給ふ。是より先正保年中、台命に依て諸州の繪圖を各獻じて、江府の官庫に納む。其時當國より獻せられし繪圖に、名所古跡の名號を略して記さず。只竈門山、宮崎等の數箇所のみ其名を載て、其他は多く是をもらせり。且山を書く事、只前面を圖して後面を摸さず。或は他國を書そへ、或は自國を遺失す。是唯道路の遠近、海川の淺深のみを詳にして、其他は略せし故也。殊に背振の神社は、名高き神なれ共小祠なれば、是を編して其名を記さざる成べし。肥前國より獻せられし圖は、名所古跡悉く記し置、背振をも彼國の圖載たり。是前に所謂靈仙寺に背振の名ある故成べし。依之、江府の宰臣の裁斷に、各其國より出し置れし、官庫に納る所の圖、上に背振肥前の國に在て、筑前國に是無き上は、彼山肥前に屬すべき事勿論なりとて、終に背振を肥前に定らる。此時より背振山の嶺南國の堺と成り、神社も彼國に屬す。頃年又諸州に

各繪圖を改正し、且壹里六寸の分間となして献ずべきよし台命あるに依て、邦君家臣數人に命じ、規矩の器を以て方位を正し、□□□□の術に依て山川を定め、新に分間を重句にして、筑前一州の全圖を製し、名所古跡の名號をも詳に記さしめらる。元祿十三年其功成て、翌年に是を江府に献納せらる。今此新圖に依て檢べ見れば、正保の繪圖舛差尤多き事、獨背振山のみに非ず。然は彌舊記の明證を引據し、舊圖の誤れる事を再度うつたへ申さば、初に優る道有べけれ共、村民上を憚りて、いまだ再訴に及ばず。此編は古記を本として記す所なれば、背振の社、今肥前に屬すと云共、舊錄に隨ひ、是を載て考備るもの也。

一、建仁寺の開山千光國師入宋し、歸朝の時、大宋國の茶の實を持來りて、筑前國背振山に是を植ふ。岩上茶と號するよし、古き雜抄に見えたり。其後栂尾、宇治にも、茶を植たる由云々。是より先、內國にうへられし事は久しけれ共、諸州に廣く植たるは、是を始とする由云傳へたり。今に於て板屋邊及其下流の諸村に茶園多し。山上東門寺に昔千光の植られし茶園有しか共、彼寺舊跡の後は荒廢す。詳なる事は、土産門にしるす。

○樋井鄉

樫原、檜原、東油、山堤、片江、長尾、田島、鳥飼、飯原、荒江。凡十村をすべて樋井鄉と云。其川樫原東油山より出、田島村の東鳥飼村を西を經て海に入る。田島より下にては、田島川と云小川也。此河內、早良郡の東河內とは別也。此鄉中、檜原村の東長き樋有り。是は川上に樋を掛て川向に水を取り、田を浸す爲なり。樋長さ七間半あり。昔より此樋ある故に此邊を樋の鄉といふ。

○太平寺址

檜原村の內にて、樫原の堺にある禪寺なりしとかや。今に其址殘れり。廣さ七八反許あり。本尊觀音は朽

果て、佛前其見へざるを、村人茶の庭を構へて置り。那珂屋形原に居たる千葉探題歸依の寺なりし故、昔は大寺成りしとかや。大友氏旗下の國を巡見有し時、此寺に宿せりといふ。

○油　山（東西兩村あり。兩村に各寺社あり。）

福岡の南にある高山也。山上に登臨すれば、壹岐對馬其外の遠所迄よく見ゆ。福岡より山下の東油山迄一里半許、山下より嶺迄廿町許あり。麓より東へ廻りて路あり。聖武帝の御宇にや、清賀と云る僧此山に住し、胡麻を作り油を搾て、怡土郡諸寺に遣しける。依之油山と云。（詳に志摩郡の部にしるす。）此山の麓、東西に村あり。西油山、東油山村と號す。其間一里あり。昔は此南山共に僧坊多かりしと云。西油山村には大石多し。民家は所々大石の間にあり。今の西油山の地、昔は中河原と云ふ。村里なく、田畠もなかりしに、近世田畠を開き、家を作りて村と成れり。村民樒の皮と葉とを多く取て抹香とし、福岡などに持出て賣り、家産を助く。龍樹權現の社の跡、山の七分高き所に在り。其下に千石岩とて大岩あり。長四間、横二間あり。其遙下につゞて石迫、横一間、長二間許なる石あり。四角にして削りなせるが如し。今は龍樹權現をば、山下に移せり。村に近し。九月廿五日祭禮あり。（今は十九日に祭る。）昔は龍樹權現の下に、天福寺と云し禪寺あり。山號西油山と云。僧坊三百六拾區ありしと云。今は一坊もなし。其趾竹林となれり。僧坊の跡區にして甚だ多し。誠に三百六拾坊も有なんと見ゆ。其東に泪が原と云所あり。石塚多し。是寺僧の葬地成しとかや。此寺燒亡せし事は、背振山の條下に記す。西油山に鬼塚とて、石龕二十許あり。其内横一間、奥に入事三間、口ひきく、奥の高さ七尺許あり。又入事五間許なるもあり。是も右の家屋なき時、人の住し所成べし。東油山の寺をば、泉福寺と號す。是又禪寺也。開山は平田慧均和尚と云。聖一國師四代の法孫也。東福寺の末寺成りしと云。是

昔の本尊觀音のみ殘て、茶堂あり。僧坊一宇もなかりしを、元祿七年、承天寺の住持大川禪師、觀音堂の北に院を立て、志賀島の廢寺正覺寺の名をかりて寺號とす。寛文五年、公儀に上りし古寺の籍に載せざりし故也。僧を置て觀音堂を守らしむ。此所人里遠く、俗塵を離れて、閑寂の地也。樹下石上の栖、誠に僧坊には宜し。殊更北の方を遙に望めば、海島迄眼下にあざやかに見えて、風景勝れたる佳境也。且南庭に清き池水有て、泉福寺の名もあひにあへり。觀音堂は、山の半より下に在り。東油山村より十二町あり。村より上は漸く坂を上り行く。此道の間、四方の氣色他に異なる眺め也。暇ある人は、年毎に遊觀して、胸裏の鄙客をすゝぎ、道機を觸發すべし。正月十八日、六月十八日に、此觀音に參詣する者多し。商賈集りて、飲食などをうる。昔僧坊の有し所、今は林野と成りて、其跡おびたゞし。

も僧坊三百六十區有しといふ。何の時に滅せしにや、

○神　松　寺

醫德山と號す。片江村にあり。神松寺と號せしは、鎮守に天神、老松の兩神を祭れる故也。醫德山と號するは、本尊に藥師を安置する故なりとぞ。開山は聖一國師五代の法孫南谷聖薙也。永享年中に開基せりと云。南谷和尙、永享二年の置文あり。天文七年、周防山口の大内義隆よりの文書に、可レ爲二祈願所一とあり。其文斯のごとし。

大府宣二太宰府廳官人等一、可三早任二廳宣一筑前國早良郡神松寺事、右寺可レ爲二祈願所一之狀如レ件。者在廳官人等宜二承知一依レ宣行レ之。以宣。

天文七年七月三日　大貳多々良朝臣判

又天文十四年、大内義隆より寺領二町五反歩寄附の狀あり。大内氏此時、太宰大貳職として筑紫の事を司る故、太宰府に居らずと云共、其作る所の廳書を大府宣と稱す。其外文書多し。然共今は寺絕て、本尊

及開山の畫像のみ民家に殘れり。此村に古より梨の名產あり。其味勝れたり。今は諸所に傳はれり。梨の名を、神松寺と號す。

○樫原村

此村は、樋井郷の谷頭に在り。南山の麓也。福岡に近き故に、樵夫每日柴薪を取て福岡に持出うるゆゑ、田圃すくなけれ共、人馬多し。南山の下に、四十塚とて、南向の窟四十あり。此村より那珂郡西畑へ越る道を、荻ノ原越と云。此山、福岡の方より能く見ゆる所也。

○免村

近世此村に大百姓あり、富豪也。屋宅を大に構へたり。或時、家の內にいづくより放つともなく火もえ出で家をやく。消さんとすれ共叶はず。家終に悉く燒ぬ。富る者なれば、頓て家を立てしが、本より尙大に作り出せり。其後又臼の中より火もえ出、俄に盛に成て、終に又家を燒く。彼百姓、又新敷造けるが、程なくまた燒て、造れば又燒ぬ。燒る事幾度と云ふ事を知らず。其後終に家財盡て、家の奴婢を悉く沽却し、貧窮の身と成り、乞食の如くにして小屋をかけ、唯夫婦のみ住ける。其後は家の燒る事やみぬ。如何成る宿世の罪有しにやと、其由來を尋るに、彼者の親の時、他所より客僧來て宿しけるが、銀多く持たるを見て、彼僧を殺して銀を取し其報なりとぞ聞えし。又夜須郡山家と云所に商人あり。世々皆癩となる。是又其先祖高野の僧の宿せしを殺して、其財を取し故なりとぞ。此類猶國中に多し。天道は善に福し、淫に禍すと云り。又曰、善をなせば是に百祥を下し、不善をなせば是に百殃をくだすと宣へる聖語、豈誠ならずや。又古語に、天道は好還とも云り。是善惡共に報有る事を云り。天道は誠に恐るべき事にこそ侍れ。

筑前國續風土記卷之二十一終

筑前國續風土記卷之二十一目錄

怡土郡

公領

唐津領

筑前國續風土記 巻之二十二

貝原篤信 選定
貝原好古 編録
竹田定直 校正

怡土郡

日本紀には、伊覩又伊都と書り。日本紀第八仲哀天皇紀に曰、天皇熊襲を討んとて筑紫に幸し給ふ時、筑紫の伊覩の縣主の祖五十迹手、天皇のいでますを承り、五百枝の賢木を拔て船の舳艫に立て、上枝には八尺瓊をかけ、中ッ枝には白銅鏡をかけ、下ッ枝には十握の劍を懸て、穴門長門國也引島に参迎て是を獻り、因て奏して曰、臣此物を獻る故は、天皇八尺瓊のまがれるがごとく、以て曲妙にみよしろしめせ、且白銅鏡の如く、以分明に山川海原をみそなわせ。則此十握の劍を提て、天下を平げ給へと申。天皇五十迹手を褒給ひて、伊蘇志と宣ふ故に、時の人五十迹手の本の土を號けて伊蘇國と云。伊覩と云は訛也。篤信曰、いそしとはいさをしと云ふ意にや。或人の曰、いさましと云こゝろにや。筑紫國風土記には五十迹手は高麗國意呂山自天降來日桙の苗裔也。垂仁天皇三年春三月、新羅王子天日槍來朝の事、日本紀に見えたり、天皇五十迹手をほめて、恪乎、謂伊蘇志と宣ふ。五十迹手が本土を恪勤國と云べし。今怡土郡と云は訛也と見えたり。釋日本紀に見えたり此郡は南に高山長くつらなり、東に高祖山そびへ、其西は廣原の田地にして、村里多く相並べり。北に志摩郡ふさがるといへ共、海遠からずして魚鹽乏しからず。山野近くして薪木の便有。川淺く、下流ふさがらずして水災なし。多久村より西の方、包石に至迄、其行程凡一里は海に近し。此間は國の西裔にして、其形漸せばし。凡國中にて郡の長きは、遠賀と怡土郡にしくはなし。此郡東は上原より西は包石に至り、其長さ六里餘、南北は二三里、所によりて廣狹有。田地廣く山川美にして、古跡繁し。村民に原田家士の子孫多し。田夫といへ共、言語いやしからず。頗

世事に馴たり。唯恨らくは、風俗質朴ならず、誠實少なし。

和名抄に出る所の怡土郡の鄕の名八有。

飽田　託杜　今多久と云村有。
大野　長野　今も村の名に殘れり。
雲須　良人　石田
海部

今稱する所の村の名

井原村　松井村　井原村の内　鹿我子村　同上
瑞梅寺村　井原山村　瑞梅寺村に屬す。
水無原村　瑞梅寺村の内　西堂村　川原村　西堂村に屬す。
上川原村　西堂村の内　千里村　高祖村
櫟村　高祖村の内　三雲村　原際村　三雲村の内
野村　同上　大門村　染井山村　大門村の内
井田村　二坪村　井田村の内　德吉村　同上
王丸村　高麗寺村　今高來寺と云は訛也。
宇田川原村　三坂村　正蓮寺村　三坂村の内
雷山村　片峰村　雷山村の内　高野村　同上
筒原村　同上　多久村　中原村　多久村の内
立屋敷村　同上　飯場村　野河内村　飯場村の内
末永村　鹽手村　末永村の内　山北村
浦村　山北村の内　高上村　飯氏村
篠原村　延命寺村　篠原村の内　周船寺村
上原村　相原村　上原村の内　德永村
北原村　德永村の内　横濱村　同上

右福岡領、今案するに、秀吉公天正十五年、小早川隆景に筑前國を賜りし時、博多は古へ唐船の着し所、名勝の地にて富人多く、京畿他國の人集り、廣き町なれば公領とすべしとて賜らず。隆景おもへらく、城邊に公領有ては國政を一致に行るべからず。且盜賊罪人逋逃の淵藪とも成ぬべければ、萬に付妨多かるべしとて、怡土郡の内を其代地に捧て、博多を領せらる。慶長五年、東照神君より黑田長政に此國を賜りし時も、

先例に任せて怡土郡の内博多の代地は賜らず。故に左に記す所の三十九邑は、今も皆公領及他領に屬して、國主の有に非ず。

松末村 深江の邊　片山村 深江の邊　濱窪村 松末の邊
田中村 神有村の西　加布里村　神有村
本村 古は河上本村といふ。　東村 古は河上東村といふ。
松國村 道戸の北　武村 田中の北　瀬戸村 長野の北
波呂村　石崎村 波呂の北　長石村 唐原の下
滿吉村 道戸の西　唐原村 道戸、長石の山の腹に在。
小藏村　長野村 大村也。高三千石方壹里。
飯原村 三坂の西　藏持村　八島村
香力村　有田村
平原村 曾根原の下有田村の枝村　富村 多久と有田の間
片峰村 川原の邊　堀村 本村近所　佐波村
大入村　深江村
眞名子村 一貴山の南、山の内越に在り。　一貴山村
淀川村 深江の西南　河原村 一貴山の下　岩本村

右公領
吉井村　福井村 此村の内公領少有。
鹿家村
右唐津領 土井氏領之○福井村の内公領少有之。
以上八十七村
内 六十一 本村　二十六 枝村

○高祖社

高祖山の西の麓に在。高祖社三座、中は高祖大明神、左は竈門山神、右は神功皇后也。神殿は乾に向へり。是異敵降伏の爲成べし。高祖大神とは彦火々出見尊を申奉る。世々の帝皆此御神の御裔なれば高祖と云る成べし。神功皇后三韓を討給はむとて、此御神に祈せ給ふ社に、後世に至りて皇后を相殿に祭り侍るとぞ。俗説には、原田氏代々高祖村に住せり。かれは後漢の光武帝の遠孫なれば、漢の高祖を崇め祭りし社成と云共、さにはあらず。原田氏此所に住せしは源頼朝卿の時なれば、神鎭座の時より遥後の事也。

三代實錄に、元慶元年九月廿五日、筑前國正六位上高磯比咩神に從五位下を授給ふと有も、此御神の事也。高祖を高礒とも書り。此外、他の雜記にも高礒と書り。神功皇后も此神に祭られ給ふ故に、高礒姫と稱るならん。又高祖の字、古き棟札などには託祖とも記せり。九月廿六日祭禮有。昔は神輿三雲村に幸有しか共、今は其禮絶ぬ。永正二年原田彈正少弼興種御社の頽破に及べるを歎て、改て建立し、元龜二年原田彈正親種重建せり。今の社は天文十年に、原田彈正隆種作りけるを、寛文二年に國君光之公修補し給ふ。石の鳥居は元祿六年創立す。額の字は花山院内府定誠公の筆也。（好古が乞により、筆を染給へり。）村下に昔の大鳥居有し址有。

○高祖山

怡土郡の東、高祖村の上に在。南北に長くつらなれり。山上に原田氏城址有。西の麓に原田氏常の居宅の址有。又村中古宅の跡多くして、境内廣し。山下成故、かたさがり成村里也。

○如意

高祖村に屬す。高祖本村より七八町北の方の山中に在り。民家數戶有。其上の方に如意輪觀音堂有。此所は昔如意寺とて寺有し跡也。故に如意と云。俗にねをひと云は訛也。此寺の本尊は如意輪觀音成故寺號とす。其本尊は聖德太子の御作也と云傳て今に在。其寺の下の方に妙立寺とて、日蓮宗の寺有しを、寛文十二年日淸と云僧、此古寺の跡に移す。如意輪寺の舊地なれば如意山と號す。寺は妙立寺と號す。彼如意輪觀音の木像も爰に安置せり。此所深山窮谷に非ずと云ども、幽僻の地にして塵境を隔る故に、常に詣來る輩稀也。淸き瀧有。向にちかく山有。櫻鷄冠木抔有て、春秋は殊に見るに堪たり。人聲まれにして、唯水の音鳥の聲のみ聞えて、心閑に日長く、誠に奇絶なる佳景也。暇有人は爰にあそぶべし。

○金龍寺　曹洞宗

高祖村に在。高祖の城主原田彈正少弼弘種は、大内家に屬し、周防山口に年々祇候せし時、山口の瑞璃光寺の桃岳瑞見和尚を渴仰して、禪法に心をよす。或時和尚に云けるは、我居城高祖に寺院を創立し、桃岳和尚を開山とし、其門弟慶庵瑞賀和尚を第二祖とし、招請すべしと堅約し、永正五年に、初て高祖山の麓に山を開きて寺を立。其父彈正少弼種親（法名龍岩）の菩提所とし、太祖山金龍寺と號す。故に種親を金龍寺殿と號す。桃岳は山口に在て元祖とし、實は慶庵を以て此寺第一の住持とす。享祿三年二月、原田興種より田畠六町を寺領として附屬するよし、寄進狀有。又原田隆種は父興種の爲に、田地一町寄附せり。弘治三年八月、隆種が二子種門、繁种、志摩郡岐志村にて討死せり。（此事は志摩郡の部に詳に記す）後に隆種其二子の無レ罪して死ける事を悲みて、岐志村を金龍寺に寄附して、二子の冥福を求む。金龍寺に今に原田弘種より代々の石塔位牌、及開山以來數世の住持の位牌、古き涅槃像有。慶長十六年、長政の家臣高橋伊豆此寺の檀越となり、此寺の事を吹擧して、終に福岡荒戸山に金龍寺を立たり。然れ共其舊地なればとて、此所にも寺を殘し置て今に在。

○三雲

此里を三雲と名付し事は、里民の說に曰、此村に與雲庵と云寺有。此寺は昔は大寺成しが、其宅中に池有。其池より紫雲三度立し故、三雲と云也。村の東に築山と云る小山有。此山陰に、昔は權現の社有しとかや。今はなし。又村の東北の外に茶臼山とて、茶臼の形に似たる大塚有。南北十四五間、東西七八間有。上に石佛有。其北に端山と云る塚有。茶臼塚より甚小也。上に權現の社とて有。此等の塚は高麗人の首塚のよし云傳たり。是古高勾麗を織島にて殺せし時、高麗人の首を爰に埋みし成べし。其寺は高麗寺に立たり。（其事は[illegible]の神に詳に記せり）茶臼塚には是高麗人を埋めし所成べし。いかさま其形様有げなる塚也。小

なる塚は甚小なれば、夫とは云がたし。もしは茶臼塚に埋み餘りしを、爰に埋みしにや。

○佐々禮石社

三雲村南のはしに在。此神は高祖大明神の御母と云り。然れば木花開耶姫を崇奉るならし。神體は小石のよし云り。故にさゞれ石と稱するならん。昔は高祖村より、九月廿六日の祭日に、高祖大明神の御輿出て、此社の側にとゞむ。今は神輿の御幸なし。故に圃となれり。され共今に至る迄、不淨を置事を禁ず。昔は此社の前に、三町餘の馬場有て、祭日には流鏑馬を射たりしが、中絶して此事なく成たるを、近き比村民等昔をしたひ、畠を九十間程馬場とし、今も祭日に流鏑馬を射る。又三雲村の南に村を離れて森有。其内に石有。是を八大龍王と稱す。一説には、彦火火出見尊爰にて出生し給ふ。其印の石共云。木花開耶姫の御社も其あたりに侍るなれば、さも有べき事にやと云。此森の北の方に芝原有。是古高祖大明神の佐々禮石の社にみゆきの時、此芝原にて里民共、相撲をとりし所也。神輿出ざるより此かた、此地にて相撲をとらず。高祖の神前にて取也。然れ共此所今に至る迄田畠とせず。餼羊を存せる也。

○染井山

高麗寺村の内也。染井山靈鷲寺有。其上に熊野權現の社有。里俗の傳に曰、神功皇后三韓を討給はむとて、此山に臨幸ましくて、井のほとりに來り給ひ、異國を討んに勝利を得べきならば、此鎧緋色に染るべし。若勝事を得ずんば、本の色成べしとて、鎧を井の水に浸し給ひければ、忽緋に染りぬ。其鎧を染給ひし井なりとて、染井と名付て今に在。（此井は染井の本社へ行道の側、谷の方に在。本社より西に當る。其廣は方三尺六寸在。）此故に染井山と號す。扨右の染給ひし鎧を、山の上なる松樹に懸て干給ひける。此松は鎧懸の松とて、慶長の初迄大木ありしが今は枯てなし。其松の有し側に、緋威の石とて有。其石長五間、高二間、上の平なる處、疊三疊を敷くばかり、

少かたぶける所又同じ。凡六疊を敷くばかり有。緋威の鎧を懸給ひし松の側に在故に、緋威の石とは云成べし。又藥師堂の後の山に、旗染松迚大なる松有。其木の本、周匝(めぐり)五圍、甚大なる樹也。枝葉甚うるはしく繁り榮えて、他木に異なり、愛賞するに堪たり。枯葉なくして弱(わかき)樹の如し。篤信曾て諸國を經歷せしに、かゝる松はいまだ見侍らず。山州日の岡の千本松、攝州住吉の津守の庭松、播州曾根の松、明石の老松、高砂の尾上の松、相州金澤の筆捨松、江州唐崎の一松抔、いづれも奇異なれど、美はしき事は是に及べからず。是は神功皇后旗を染て干給ひし故に、此名有。是を以、吹風枝を折ずとなむ。今俗に、鎧懸の松と云。又藥師堂の前に老樹の松二樹有。二樹共に其枝道に向ひ右に轉じて、甚奇異なる靈木也。地にはへる如くなれば、是を匍匐松と云。其末は又兩枝共に高くのぼり、聳えて相向へり。攝州住吉の社官津守氏の宅中、神功皇后、正印殿の前なる老松は、津守國基初て植しかば、既に六百年に及ぶと云。此松も彼木によく髣髴たれば、數百年を經たる木成べし。此山昔は豐玉姬鎮座ましく、上宮中宮下宮とて三所に宮地をしめ、神廟尊くして、さばかり繁榮の地成しとかや。今は唯其名のみ殘れり。其後聖武天皇の勅願として、清賀上人此地に始て寺を立、僧舍四十二坊を作りて、染井山靈鷲寺と號して、藥師堂を安置せり。俗說又は雜書に、神功皇后僧清賀に勅して、怡土郡に寺を五ヶ所建立し玉ふと云、甚笑ふに堪たり。神功皇后の御時には、未だ佛法日本に傳來せず。何ぞ寺を立給ふ事あらんや。小倉山に在古き文書に、本山寶藏に有聖武天皇の時、一本に以下なし僧清賀をして小藏寺を立らるる由見えたり。是異說ならん。頭書後に記す元祿八乙亥年光之公より永代米十俵宛修理の爲に御寄附被成候事夫より後は偏に寺院と成て、神社は側に殘り、佛堂は本殿のごとくなれり。昔は此社に神領も多く寄附せられ、舊き文書など多く有しが、明應八年因賊亂入して散失せし由、大內家の文に在。四十二坊も絕て、唯一坊のみ殘れり。一間井坊、石橋坊、鴻巣坊、[illegible]坊、中坊、[illegible]坊、などは其名殘れり。其餘は名さへ定かならず。兩間井坊、昔の寺山の址在、[illegible]なかさて[illegible]たり。凡此地の風景佳勝なる事他に異也。尤遊觀して幽賞すべき靈地

也。凡怡土志摩兩郡に五佛とて、名像五所に在。東は、染井山靈鷲寺本尊藥師、南は、雷山千如寺本尊觀音、西は、一貴山夷魔寺本尊阿彌陀、北は、登志山誓願寺（今津に在。）本尊釋迦、中央は、太祖山大日寺本尊大日也。（泊村に在り。）

○飯氏村

染井山の北に在て近し。飯氏と名付し其故不詳。又飯氏村の境内に立石原と云所有。道筋也。其所に石佛二軀有。村民是を夫婦石と云。其石あるに依て、立石原と云也。此所に夜々狐火をともす。又青鷺も時に飛かける事有。其光燐火の如し。

○高麗寺村

後宇多院弘安四年、大元より蒙古の兵來て日本を攻、此折節、高麗王睶、中華に朝せられしが、元の兵に加勢して日本を攻んとて、兵を日本に渡す。中華高麗軍兵凡十餘萬人、志賀島、殘島迄寄來れり。日本人待かけて戰ひしかば、（一本に閏七月）八月朔日大風吹て、異國の兵船破損して、人多く溺死して、五龍山の下に漂着し、其末盡けるを、日本人是を捕へ、二萬人を那珂川の邊りにて殺しける。此時高麗人の首を此地に埋め、寺を立て供養しける故に、高麗寺と名付。（是は殘島にて打殺したりし高麗人なれど、猶近ければ爰に埋したらん。其外の事詳に博多の部にのせたり。）俗説に、元朝より日本を攻し兵を、むくり、こくりと云。むくりは蒙古也。音通ず。こくりは高勾麗也。是又音通ず。高勾麗は高麗の本名也。蒙古高勾麗より日本を攻し故に、其兵をむくりこくりとは云ひし也。今は其寺は亡びて、村の名となれり。彼高麗人の首を埋みしと云所、今は塚はなくて、甲掛（よろひかけ）の松の下に唯其址と云傳へたるのみにて、首塚と云べき所に非ず。此近村三雲に、高麗人の首を埋しと云傳へたる塚有。高麗人の首をば三雲に埋み、寺をば爰に立しにや。高麗寺の舊址は村より北の方山の上に在。近き世迄礎なども殘りて有しとぞ。今は畠に成て、其邊を堂地畠と云。其下に今も纔なる觀音堂有。此寺の本尊は丈六阿彌陀の三尊成しと、舊記

に見えたり。又筑前五所の誓願寺と云るは、雷山靈鷲寺、（後に千如寺と號す、）一貴山夷巖寺、染井山靈鷲寺、高麗寺。（山[illegible]に有）背振山東門寺也。雷山、一貴山、染井山など聖武帝の勅を受て、清賀と云る僧、寺を建たるよしなり。

○大門村

昔高祖の城有し時、大門を立たる所なるが故、村の名とす。

○周船（すせん）寺

村の名也。雷山の古き文書に主船司と書り。寛永六年四月十一日、村民吾藏と云し者、村の南道路の上なる丸隈山と云所に、石棺有由夢に見て、八月廿一日より掘懸り、同廿七日に掘出せり。石棺長七尺、横五尺、其内に隔有て、石の枕有、髑髏南方に二有。一は女人の首と見えて、手にふれし時則くだけぬ。一は大なる髑髏にて今に存せり。棺の内をば朱を以て詰たり。又棺中に刀鎌（かたなやり）などくさりて、形容殘れり。鏡三面有。大成は八寸、中成は五寸五歩、小成は五寸許有。右の大なる髑髏並鏡杯、猶新藏が子孫の家に在。石棺の外に石窟有。長二間、横七尺、高六尺許有。上は大石を覆ひ、口も亦石を以て是でふさぐ。棺と石窟の間も朱にて詰たり。前の國主忠之公此由を聞給ひ、三間四方の堂を彼地に作りて、髑髏を納させ給ふ。寛文年中頽破して、今はなし。是誰人の墓にや。姓と名を知らず。石棺明器（めいき）などの有樣は、さばかりの富貴の人を葬れる所成べけれ共、碑字なければ知がたし。原田氏などを葬りしにや。

○夷魔山

徳永村の内、横濱と云所に在。山上に熊野三所權現の御社有。凡熊野權現と云るは、伊弉諾尊、事解男、速玉男（はやたまを）の三神を云也。いづれの時此地に勸請せしにや、時代分明ならず。社家の說に、神功皇后異國より歸朝ましく\て、勸請せさせ給ひしと云傳たり。社の上、山の絶頂に、[illegible]なる神の磐とて、大なる磐有。

昔は此所にも社有しか共、今は絶て無し。又社の下に觀音堂有。北の麓に十五堂有。是は昔海賊今津誓願寺の十王を盜み、此地に捨置し故、其所に堂を立て入置しとかや。今は十王の像今津に在。此夷魔山の麓横濱は、初は民家なし。慶長年中に始て民家を立たり。此所にて怡土、志摩兩郡より出す米薪木など、舟に積て福岡へ送る。夷魔山の北の出崎より今津に渡る所には、舟なし。今津の渡舟を高聲に呼寄て、舟に乘り、今津に渡る。

○安上

上原村の南、高祖山の北の麓に廣原有。是を安上と云。里民の說に、昔平家の一門、安德天皇に供奉して、都を落、西國に下て、岩戸少卿大藏種直の許に寓居ありし時、筑紫に都を定め、内裏を作らるべしと、公卿詮議有て、此所を其地に定め要害を能くせんと、九州の人數を集て、隍を掘らせられし址有。第一の隍は山の中を切通して相原迄ほり、第二の隍は上の原のはづれに在。第三の隍は青木村の入口に在。今は田となれり。三の隍深くして甚長し。許多の民力を用ずしては輙く掘べきに非ず。かゝりしかども、緒方三郞惟義等平家に叛きし故、此國を去て四國に赴給ひしかば、隍を掘たる迄にて、屋作りはなかりしと云へり。安德天皇の皇居に定りしかば、安上と云。村民の說かくの如し。然れ共此地は谷の内窮僻にて、境内廣からず。要害なき所なれば、皇居を立べき所にあらず。廣くして皇居に成べき要害の地は國中に多し。おそらくは此地を皇居に定むべからず。是は高祖城の北の麓に在て、搦手なれば、其要害に設けたる三重の隍なるべし。上原の上高き所に、原田氏家士の宅地有。又上原村の上に、小田部陣、草野陣など云所有。是昔原田を攻し時、寄手の陣所也と云。安上の北の方に、黒田長政公の側室長德院の墓所有。又上原村に長德院の宅址有。是筑紫上野介廣門の女にして、長政公の子息黒田甚四郎政冬の母也。寛永

七年七月五日に上原にて卒せらる。政冬は先だつて卒せられ、博多聖福寺に葬りしによりて、長德院も一所に葬るべき由遺言せられし故、此所にて火化し、其骨を聖福寺に葬る。此所茶毘の地なる故、こゝにも墓を立おけり。今は年久敷成にたれば、遠をおひ、昔を忍ぶ人も漸く稀にして、年々に春の草のみ生茂りて、見る人哀を催せり。

○鉢伏山

鉢伏山金剛寺の跡、上原村の上、高祖山の北の麓に在。安上より遙に谷の奥に在。昔は大寺にて僧坊も多かりしとかや。是怡土郡七箇寺の一也。坊中の舊跡今は竹林となれり。甚廣し。昔の本尊の觀音今は朽木と成、今猶少し殘れり。村民近き比、纔なる草庵一宇を立て、別に新に觀音の小像を刻んで安置す。彼小菴の向に、鉢伏岩とて大岩有。其形鉢を伏たるが如く成によりて、此名有にや。俗には、弘法大師鉢を伏せし岩也と云傳へり。凡鉢伏と云所は、爰のみに限らず、他國にも同名有。山城國乙訓郡小鹽山の麓に、鉢伏と云所有。又源平盛衰記三十七卷にも、攝津國鵯越の一谷の上に、鉢伏と云所有と見えたり。凡怡土郡七箇寺と云るは、雷山千如寺、（雷村に在。）染井山靈鷲寺、（染井村にあり。）一貴山夷巍寺、（一貴山村にあり。）小倉山小藏寺、（小倉村に在。）鉢伏山金剛寺、久安寺、（山號不詳、吉井村に在。）楠田寺、（山號不詳、東村に在。）皆眞言宗なりしと云。

○叶嶽

叶嶽昔天勾山と云。此山怡土郡と早良郡との境は峠を以分つ。山上に地藏堂有。怡土郡上原村に屬せり。昔此山上に大岩有。上原村に住因幡と云者、地藏堂を山上に立んとせしに、大岩故にのけがたくして、其上に堂を立たり。其後火災出來、堂燒、石も燒われて谷に落、其地に又堂を立、石佛を安置せり。天正年中、高祖の城主原田了榮此堂を改造し、田地二反餘寄附せらる。今も上原村の内に地藏田と云字有。忠之公寛永八年に改作し給ふ。因幡が八世の孫、今も

上原村に在て、此堂を守る。僧には非ず。毎月廿四日には參詣の人有り。ことに正月六日には、遠近より詣來る者甚多し。商賈も數十人集れり。山上の眺望又よし。上原より登れば坂けはしからず。早良郡野方の方より上れば路甚さかし。

○千里村

村の西、田の中に石佛有。横五尺、縱六尺、是高麗より來りしと云。千里の遠きを經て來りし故、此所を千里と云ならむ。

○末永村

昔は西堂と川を隔て相並べり。寛文の年今の地に移れり。

○井原村

三雲村より南に在て平原の地也。郡中第一の廣村にして、膏腴の地也。殊に三雲村と井原村との間の地を境畠と稱す。近年多くは水田と成。國中第一の上田とす。民家は多く巷をなして町の如し。村より南に御所山とて小き山有。御所山といへば故有べき所なれ共、其由しれず。村の西に高き原有り。曾根原と云。其形山城國長岡に似たり。地廣平にして皆畠とす。南北半里餘、東西八九町有。其南は山に續て麓に山北村、高上村有。兩村共に曾根原の原頭也。此岡の北の端の麓に在村を平原と云は、元有田村の枝村也。有田村、平原村は公領也。かゝる廣き岡は國中に稀也。其上に十三塚有て並べり。又穴塚多し。俗には鬼塚と云。其口は皆南に向へり。是は十三塚より大也。又井原村のはるか南に野田山とて竹山有。鹿我子山とて木山有。村の内に松井鹿我子とて枝村あり。また安養寺中宮などいふ小村も此村の內なり。(異本)昔は西堂、末永、瑞梅寺、井原山など、皆井原村に屬せりと云。然ば國中にてはいと大なる村なるべし。近世は別村に分る。凡此村は廣平の地にて、四方に村數多く相つらなれり。(以下異本之を略す)昔より此村に邦君の別館有。頭書爰に記す。別館今はなし。里民の云、昔は別館有し時、唐津の領主大久

保氏、毎に此所に遊狩有て、此別館に寓し玉ふ由申傳と云。其後別館を前原驛に遣して建之と云傳也。

○井原山

井原村の南に高山有。是を井原山と云。山の北に井原村有。今は瑞梅寺村に屬す。此村は井原村の南の奥に有。井原村の西より川にさかのぼりて、深き谷に入事一里餘、深山の内に在。其間の山中水石うるはし。井原山村の下流十餘町、道の西の側に大なる石有。其石の傍に横に細き長き穴有。其内に鼠色の蛐有。大ならず。外より見ゆ。石中に在て出る事かたし。何の時より爰に籠れりやいぶかし。道を行人是に蟲をあたふれば食す。又井原村より北六町下流に、大なる瀧有。此瀧は大石唯一にて、水の流るゝ所は、莚を堀うがてるがごとし。瀧の長八間許、其間二段有。下の段は鱗のぼる。上段は水勢甚早く強して、鱗のぼる事あたはず。故に鱗返りと云。直に下に落瀑布に非ず。急流也。直におつる瀧は諸州に多し。急流の如此うるはしきは世に稀成べし。吉野西川の瀧も急流なれ共、是に及ばず。見る人目を驚かす。其下に深淵有。此村は中に小山を隔て東西兩村有。東を本村とす。凡此里は谷口せばく、奥廣くして、恰陶淵明の桃花源記に記せるが如し。山の形、川の勢ひ見所多く、宅幽に勢ひ狙にして、誠に隱者の盤旋し、仙客の遊行すべき佳境也。此所山の中ゆたかに廣く、谷の數重り多くして、土地肥饒なれ共、材木少し。若郭槖駝が功を爰に用て、杉檜桐漆桑槐茶梲梨栗棗等有用の樹を植、管子が十年の計を爲ば、其富千戶侯に等からん。豈惜べき事に非ずや。此山中は谷々多くして甚廣き故に、凶年饑歳には恰土志摩南部の貧民、饑死を免れむ爲、正月より此山に入、葛蕨の根を堀つて、たゝきて水ひし、其粉を取、餅とし、朝夕是を食ふ事、春三月に至。遠村の民は此山中に小屋を掛、妻子家累を携來りて、恰も市町の如にして群り集る事、數百軒と云事を知ず。三月を過て山を出、近村の民は、我家より日々爰に來て掘とる。如

此する者幾千百人と云數を知ず。他郡に山多けれ共其利養是に及ばず。然ば此山は、兩郡若干の人民の命をつく所なれば、殊玉多きより猶勝りて、眞の寶の山と云つべし。又井原山村より半里許奥にだるめきと云瀧有。南の高山を越て廣谷有。水無と云。此所は飯場村の川上にあり。飯場村の所に詳に記す。

○井　原　川

其源井原山より出。井原の西を流る。この川に鰷、鰻、鱧、はへ、津蟹など多く、又川上には川烏と云鳥有又西堂川は井原村の東を流る。其源河原山より出。王丸西堂末永村を過、井田村の西にて井原川と一に落合、板持村の東を經て、太郎丸の枝村、河下と云所にて海に入る。

○瑞　梅　寺

瑞梅寺村に在。天德山授寶院と號す。井原村より井原山へ行道の西の山の側に在。此所昔は別所と云。井原の庄内也。近代は別村と成小村也。瑞梅寺立しより別所とは稱せず。村中に觀音堂有。則是瑞梅寺也。此寺は後圓融院康暦元年に、乙丸左濃守種綱、楊井入道道寂兩人心を合て創立し、常樂寺の住持仁致和尚を以て開山とす。常樂寺は志摩郡青木村に在。此事此所に傳れる古き文書に載たり。又改て護聖山と號す。今は禪寺也。本尊は如意輪觀音にして古佛也。昔は寺も榮え、寺領も多かりしとかや。肥前國小城郡榮泉寺並兎田知行不可有相違由、大永七年平胤勝の瑞梅寺に送りし狀有。今は纔成る草堂一宇有。此堂に上り、目を遊しめて遠く眺望すれば、眼界廣しくて絶景の佳境也。此山に矢箆竹多し。又羊乳根多し。其形他境に在に替れり。丸し。性よし。蔓草なり。

○雷　山

雷村の山也。一本云、雷村の山也。麓なる高野より一里許坂を上りて、高き所に雷村有。其地肥饒にして林うるはし。其高き所を層増岐と云。其絶頂は隴

所也とて、俗人往來せず。村中に在。中宮より絶頂迄一里許り有。日本紀を考ふるに、仲哀天皇九年三月壬申朔戊子、神功皇后羽白熊鷲を討ん迚、香椎の宮より松峡宮に遷給ふ。松峡は竈門山の下に在。辛卯に層増岐野にいたり、則兵を擧て羽白熊鷲を討て、是を殺し給ふと有。此所則層増岐野也。御笠郡より遠く此所に來り給ひ、又夜須郡に至り、羽白熊鷲を討給ひし事は、夜須郡にては軍勢集らずして、熊鷲を討給ふ事叶がたく、伊覩縣主は最初に歸服せしもの成故、爰に來り軍兵を集て、再び夜須郡に赴き、熊鷲を討給ひし成べし。さればこそ、層増岐野に至り兵を擧給ふとは傳るならん。此所に神功皇后の御遺跡多く、殊に古よりの文書舊記等にも、層増岐野と傳れば、是則層増岐野成事疑ひなし。凡此境に神社三所有。層増岐野に在神を上宮と云。祭所の神を層増岐岡神と號す。頭々件鋒成べし。高祖の社の縁起に見えたり。中宮に祭所の神五座、中殿をば水火雷電神と云り。左脇に高祖聖母の二神座す。右脇に住吉八幡の二神座す。社は東に向へり。中宮は村の中、いと高き所に在。水火雷電神と云るは、日本紀に所謂、伊弉諾尊劒を抜て、軻遇突智を斬て三段となす。其一段是雷神と成と有。則是雷神の鎮座有所成故、雷山と云。其餘の四神は後世相殿に祝奉る成べし。下宮は香谷石の下一町許、道の西に在。笠折權現と云。則上宮を爰に勸請せる也。高祖明神、住吉大神を左右に配し祭る。九月十九日祭有。又毎月十九日にも祭る。されば雷神に雨乞をし侍るに、昔より今に至る迄、其驗あらずと云事なし。昔は帝王及將軍家の御祈願所として、數百町餘の神領を寄附せられ、さしも繁榮の地成しにや。綸旨御教書國主領主の文書多く傳れり。近古九州大に亂し時、神領も沒收せられぬ。天正十三年二月十八日、秀吉公に雷山衆徒中より年頭の爲、祝儀卷數として並杉原十帖を捧しに、秀吉公直書御朱印を給る。今に此山に在。此時迄は寶公

儀へ直に使を達しける。天正十五年小早川隆景、當國の主と成給ひし時、六十六石の寺産を寄附せらる。其義子秀秋の時、是をも沒收せられしが、忠之公拾壹石餘の寺産を寄附有。觀應二年七月の比、旱甚しかりしかば、（以下一本に追補）足利直冬當社に參詣し、祠官僧侶等に命じて、雩をせしに、忽に雷鳴て雨降ければ、直冬神異の思ひをなし、一首の和歌を詠じて、神殿に献ず。其歌に、

　末の世といかでおもはむ鳴神の（一本云、世の末と）
　　またあらたなる天が下哉

此歌本書今に傳れり。社家の舊説には神功皇后三韓を征伐せん迚、先此山に上り給ひ、層增岐岳にして天神地祇を祭り給ふ。かゝる故に層增岐岳の上宮には、天神七代、地神五代の總社とて二社有。殊に羽白熊鷲を討ん迚、爰に來り、軍勢を集め給ひし所なればにや。雷村の麓、高野と云枝村に、皇后の御腰を掛給ひしと云傳る白き石有。徑五尺五寸許、高さ三尺許有。此石をけがし、ふるれば、祟り有りとて、近比其宅の農人、石の上に、茅屋を作り崇め置ぬ。又山中に旗竿山と云所有。是神功皇后の御旗竿を取らせ給ひし所也と云傳たり。其所にも皇后の腰かけさせ給ひし所成とて、方六尺許の石有。又雷の社に上る山路の脇、民宅の傍に香合石とて、高一間、横壹間五尺許なる石有。其形方にして、蓋をしたるが如く成、合せめ有て、かうばこの如し。故に香合石と云。又神護石共云。其上には土おほひて、唯一方のみ外に出たり。社家に傳へて曰、此石は雷神八坂瓊曲玉、白銅鏡、天叢雲劒、此三種の神器を中に入て、納置給ひしと云り。此石の形、箱の蓋を覆ひたるに似たれば、かく附會して云成べし。聖武天皇の勅願所として、清賀上人爰に寺を立て、靈鷲寺と名づく。或は雷音寺共云り。後に改て千如寺と號す。是怡土郡七ヶ寺の一にして、其餘の六ヶ寺も皆雷山を以て本山とす。古へは僧坊十區有しといへ共、近世退轉して今纔に三

坊殘れり。昔の僧坊の跡は田圃と成て、其地に坊の名殘れるも多し。今其寺院の上首を仲ノ坊と云。又寶池坊、總持院あり。總持院は古へ座主職たる僧の住する寺にして、延壽寺と號す。本社の前、左の方に觀音堂有。千手千眼の觀音を安置す。高一丈六尺有。其手の數は誠に千有といふ。さも有べし。是清賀上人作れりと云傳たり。其精巧なる事、畿内及他國にもめづらかなる古佛也。觀音の兩傍に多聞持國の二像、及廿八部衆有。皆木像にして古佛也。此觀音堂の内に大なる釜有。其徑四尺六寸許、深さ三尺五寸許有。是雷山坊中繁榮の時、祭に食物を烹調たる釜なりとかや。古昔には雷山にも山伏住して、此山にも峯入修行せり。雷山の麓高野に山伏の居たりし坊八區有しと云。寶巖坊と云るのみ其址殘りて、其餘は定かならず。又此社の四至、東は限ニ東谷峯ニ西限ニ旗振嶽ニ南限ニ祖僧岐ニ北限ニ立石ニと緣起に見えたり。凡雷山は山櫻多く、寺にも八重櫻有て、花の盛はいと興有。都近き所ならましかば、古人の吟賞にも預り、誠に山の甲斐あらん所なるをや。斯る高山深谷の僻所の内にも、此佳境有事珍し。山川好處造化惜不レ許ニ世人平地看ニと古人のいへりしもかゝる所成べし。いとま有人は尤遊賞すべき所也。雷村より肥前國無津呂村に越る道一里許有。其間に大峠とて坂有。無津呂は茶を多く植て、土民の產とする所也。山中にある村也。又雷村の西に怡土城の址有。其下に筒の瀑布有。其詳なる事は、古戰場の記にしるせり。

○雷　川

雷山より出る川也。御坂、藏持、有田、畑郷、由比、江田村を過、前原の北にて海に入る。

○御坂村

雷山の北の麓に在。神功皇后雷山に上らせ給ひ、下りて休せ給ふ所也。故に御坂と云とぞ。初は此村田の中に在しが、永祿の末原田氏と龍造寺戰ひ有て、原田領分を肥前より侵し掠し故、其後伐をさけむと

て、川の南高き所山際に添て村を立て、要害にせしと也。其所の岸に、今も石壁殘りて長くつらなれり。されど其近代は世靜に成て、侵掠の憂なく、村民の畜澤皆川に流て、耕作の便惡しとて、寛文十一年又田の中に移せり。又今の村より五町下に、八島と云し枝村有しが、是も同時に一所に移る。今の御坂村ある所は、永祿の末迄民屋ありし村址より下に立り。古の御坂村の址、今も屋敷田と云。又西の岡の上に、正蓮寺の故墟有。今は民宅となれり。其寺始めは眞言宗なりしが、後に禪宗となる。足利尊氏の時、雷山と隙有つて、雷山に夜討を懸けむとせしに、事顯はれて追放せられ、寺終に絶ぬ。此寺昔は富貴にして、寺領幾許多かりしとかや。其時の藥師、觀音、地藏の三佛、今に殘れり。

○多　久　村

和名抄に、怡土郡の鄕の名に託杜(たくのもり)在。多久と云も其名の殘れるならん。此村の原の上に、大なる塚兩所に在。其上に大なる松樹生たり。二の塚其間相去事一町餘有。村民是を夫婦塚と云傳へたれ共、其姓名をしらず。

○篠(しの)　原(はら)　村

昔此村に淸淨寺と云寺有。本尊は等身正觀音にて、佛師春日の作なりしとなん。此寺は後三條院延久年中に、當國司藤原朝臣俊雅建られしと也。始は天台宗にして、早良郡背振山上宮東門寺の末寺なりしが、正安の比より濟下入禪宗となれりとかや。今は其址さへ定かならず。篠原村の枝村に延命寺と云所有。昔は此所に延命寺と云寺有し故、所の名とす。此寺は怡土郡深井山の末寺にして、眞言秘密の道場也。弘法大師歸朝の時、造られし地藏佛を以て本尊とせしよし、古き文書に見えたり。此寺も何の比よりか廢して、今はなし。

○飯　場　村

飯場は早良郡の金武より一里半長坂を越行、深谷の

に在る村也。又當郡河原村より飯場へ越る道有。其間三十二町有。其峠を、むしぶくと云。此村は谷の中狹くして田畠少し。村民毎日薪芭を福岡に持出て賣る。此谷の下の入口は早良郡内野、其上は石竈、其上は曲淵、其上は此村也。下の三村は早良郡也。飯場も同じ谷の上にあれ共、怡土郡に屬せり。此村は曲淵の少上に在。飯場村の前なる谷水は、水無より出る谷水には非ず。飯場の三町下、曲淵の上に西南より流出る谷川有。是水無より出る川也。其川上八町に野河内村有。是飯場の枝村也。是又地高し。其西半里餘を上り行て水無有。其間路けはし。水の流は急流にて瀧多し。水無の方甚高ければ也。此村より肥前の境迄一里、肥前の三瀨へ三里有。佐賀へ行道也。

○水無

飯場の枝村。野河内より半里餘上に在、石竈、曲淵の谷の上也。野河内も飯場より上り行て地高し。野河内より上は、又漸高き坂を上り行。其間左に谷川有。瀧多し。又井原村の南の高山を越て水無に行。是は谷筋には非ず。井原山と水無とは高山を隔て別谷也。水無の南の谷中に在。谷水も井原山の方へは流れず、曲淵に至て早良川に入る。深山幽谷の內にて谷內廣からず。昔は人家も田畠もなし。近年民家三家でき、田畠を作る。飯場村より一里許有。飯場村は早良の奥に在て、其地いと高し。水無は飯場より又甚高し。冬春甚寒く、夏蚊なし。地肥て草木うるはし。奇木異草多し。四方の村里に各一里餘有。皆險路也。民家の上三町許の間、此谷水半月は甚水少し。久旱の時も水なし。故に水無と云。かやうの所他國にも是有。和州吉野の奥、音無川も亦然り。水無よりも南の山は筑前肥前の境也。嶺迄十餘町有。其西に猶十餘町行ば、うなきれと云所有。肥前の境也。昔原田了榮と龍造寺隆信の臣神代氏と合戰せし所也。又童瀧と云瀧有。高六間許、其上に兄の瀧有。高十間許有。

公　領

此國の內、博多の代地として、公に被召上し事、旣に此卷首に記せり。長政公當國を初て領し給ひし時は、唐津城主寺澤氏の領地たり。寛永の末年、寺澤氏亡て後、わかれて公領及唐津領となる。

○長野村

御坂の西に在。隣村也。大邑にして境內一里有と云。當昔和名抄を考ふれば、長野は怡土郡の鄕の名也。此村は宇瀰八幡の神領成しとかや。故に八幡宮を勸請せし社有。大なる社也。此社の社官等、八月十五日には、糟屋郡宇美の本社に詣て、神輿御幸の供奉し侍りけるとぞ。

○小倉山

小倉村の上に在。石徑廿町上れば、小倉迚小なる村有。又熊野三所權現の社有。龍樹權現も相殿に祭れり。十一月十八日祭禮有。女人の參詣を免さず。社家者の說には、神功皇后の勸請し給ひし靈地なりと云。其邊に寺地有。聖武天皇の勅願として、淸賀上人創立し小藏寺と號す。社の下に、古佛の觀音堂有。足利尊氏、其外國主領主の願書寄進狀等甚多し。然れ共雨に朽ち、蟲にはまれて、慥に見えず。惜むべき事なり。昔は寺院僧坊も多かりしとかや。今は纔かに小社及觀音堂一宇のみ殘れり。これも怡土郡七箇寺の內なり。

○龍國寺

波呂村に在。原田治郎太夫種直開基の地なり。種直は平家によしみ深かりし故、始終忠を盡し節を守りける。平家亡て後、鎌倉に召寄せ禁獄せられ、十三年の春秋を過して後、免許を蒙りて筑前に下り、漸に家を立てけるが、小松重盛の爲に此寺を建、菩提所とす。今も重盛公の位牌あり。種直の墓も此地に在。始は天台宗にて、極樂寺といへり。開山を徹慶と云。原田了榮此寺を再興して禪宗とし、龍國寺と名を改め、高祖の金龍寺の末寺とす。了榮の墓も此寺に在り。

○楠田寺

是も此郡七箇寺の隨一也。東村の上に在。今は寺なく、民の栖となりて、住ける僧もなし。小なる地藏堂一字有り。

○東　村

此村に八幡宮有。偏土にては大社也。村上天皇應和年中に、原田氏、男山を勸請すと云り。御社は西に向へり。九月十三日祭禮有て、神輿川端迄御幸有。三年に一度加布里の濱まで出給ふ。又村の中にも原田種直の墓とて有。此所を原田の庄と云。此邊の數村を、すべて庄内と云。其境内を庄内河内と云。

○神　有　村

川有。其源は小倉山及雷山より流出て、此所にて海に入。又此村の境内に、鬼塚迚廣くいさぎよき穴塚有。石窟也。

○岩　本　村

海邊也。町有。民家多し。

○加　布　里

町有。民家多し。漁人も有。海邊にて舟の多き所也。岩本に近し。此里の向ひ、かやの山の麓、邊田にも、是より舟にて渡る。海上七八町有。此里の西に古城の址有。南に天神の社有。此里の名は、中華の書、武備志等にも載せたり。

○田　中　村

神有村の西に在。此所に大なる塚穴有。塚の内方三間程有り。南の方に口有。内は石垣也。人入ることなし。内には人の骨多し。

○深　江

藻鹽草に、深江の鄕と有。和名抄には、怡土郡に深江の鄕なし。此村は前原を去事一里廿四町西に在て、海邊に在村也。町有。民家多し。前原の西の方には此宿驛ばかりなり。是より西は肥前濱崎に馬驛有。深江より濱崎へ三里廿二町有。深江海は古歌にもよめり。町の中に社有。寶滿山神と、天滿天神の二神を相殿に祭れり。四月廿日祭禮を行ひ、神輿を出す。

宮司の坊の居る寺を、誕生山神護寺秀覺院と號す。社の傍に秀吉公の御茶屋址有。是朝鮮を討給ひし時、名護屋へ往來の時、此地に宿し給ふ。爰にて秀頼の母淀殿、夢の告に依て、秀頼を胎み給ひければ、秀吉公不斜悦び、當社は則秀頼が産神也と宣ひ、小早川隆景に命じて、此社を改作り給ふ。故に誕生山の號有。

○怡土濱

深江の西の海を、すべて怡土の濱と云。子負原の北也。此濱の内に、神功皇后御船を寄せ給ひし所とて、御濱と云所あり。

懷中抄　綱手繩引切る程に風吹ば
　　いとの濱迄舟もよりけり

○一貴山

此地も又、神功皇后の神を勸請し給ひし所と云傳へたり。今は名のみ殘りて社もなく、何れの神を祭給ひし所にや、考知がたし。西峰老人曰、今案するに、是天目一箇命の社なるか。古語拾遺曰、天目一箇命は、筑紫、伊勢兩國忌部の祖なりと。一貴と一箇の轉音か。きと、こと通音也。聖武帝の勅命を請て、僧清賀此所にも寺を立て、一貴山夷巍寺と號す。怡土郡七箇寺の隨一也。本尊は阿彌陀にて、僧舍も十二坊有しとかや。其本尊も僧舍も炎上して、今はなし。唯二王門形計りに殘り、仁王の像のみ門中に立り。此二王の像甚奇巧也。村人昔を慕ひ、村より奥の方草深き所に、小堂一宇を作り、佛を安置せり。其餘には寺院もなく、又僧も居らず。今其里の名をば一貴山村と號して、民家多し。此村は下の平地より漸上りて、いと高き所にあり。

○子負原

筑前風土記には、子饗原兒饗野など書り。萬葉集卷五には、筑前國怡土郡深江村子負原、海に臨める岳の上に二石有。大なるは長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重さ十八斤五兩、（一本云十六斤十兩）小なるは長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩、並に圓形にして鷄子の如し。

其美妙なる事勝て論ずべからず。所謂徑尺璧是也。或曰、此二石肥前彼杵郡平敷石當占而取之。深江の驛家を去事廿町許。里近く路頭に在り、公私往來する者、馬より下りて跪拜せずと云事なし。古老相傳て曰、昔息長足日女命新羅國を征伐し給ふ時、此兩石を用て、御袖の中に著て鎮懷し給ふ。（已上萬葉集）

萬葉集五卷

かけまくは、あやにかしこし、たらしひめ、かみのみこと、からくにを、むけたひらげて、みこゝろを、しづめ玉ふと、いとらして、いはひ給ひし、またまなす、ふたつの石を、世の人に、しめし玉ひて、萬代に、いひつぐがねと、わだのそこ、おきつふかえの、うなかみの、こふのはらに、みてづから、おかしたまひて、かんながら、かんさびいます、くしみたま、いまのをつゝに、たふときろかも。

反歌

天地の共に久しく云つげと
このくしみたましかしけらしも

八重御抄に、件の石を、くしみ玉と云也と有。されば日本紀にも、皇后新羅を征伐せんとて赴き給ふ時適に開胎に當れり。皇后則石を取て腰に插て、祈て宣く、事竟て還らん日、此土に產れよと。其石今伊覩縣の道の邊に在と云り。釋日本紀に、筑紫風土記を引て曰、子饗原に石兩顆有。一は長一尺二寸、周一尺八寸、一は長一尺一寸、周一尺八寸。色白くして圓き事、磨き成すが如しと云り。又筑前風土記を引て曰、一は長一尺二寸、大さ一尺、重四十一斤、一は長一尺一寸、大さ一尺、重四十九斤、其石を號して皇子產石と云。今訛て兒饗石と云と見えたり。此兩說は、萬葉集の說と其重さ大に異也。今深江の町より五町許西、大道の南の高き所に、里民子負原と云傳ふる所有。又萩の原共云。今より百年以前迄は、此兩石猶此地に在しを見たる由云者有し。寬永の末迄存せしと云。其後盜人取て、今はなし。貞享二年其

所に八幡の社を創立す。是は昔皇后の御腰にはさみ給ふ石、此邊に在しを盜人取て失ぬ。近年深江の村民六郎と云者、其邊に捨て有しを見出せしとて、一の石を持來れり。民家に納置しに、山鳩一其家に飛入し故、諸人彌此石を尊敬す。依レ之深江の民此社を建て、其石を納む。横七寸、高六寸、徑五寸、色は少赤青也。石は唯一也。今案ずるに、此石萬葉集、風土記の說に比するに、唯ちひさし。久しきを經ても耗べき物ならねば、ちひさくなるべき理なし。いぶかしく覺侍る。萬葉集に、子負原は深江を去事廿里許と云。今里民の子負原と稱する所は、深江の驛より五町許西に在。道の側海に臨める丘なれば、萬葉集に載たる所是なるべし。是より西に子負原と云べき所なし。唯路程の遠近同じからざる事いぶかし。

○深　江　川　川の廣さ十一間許。

三吉村、瀨戸村より出、深江にて海に入る。

○久　安　寺

吉井村の境內浮岳の下に其址有。此寺は昔怡土郡七箇寺の一也。今は寺なし。

○浮　岳

吉井村の南に在。高山也。浮岳の西、にとんばうと云山有。又浮岳の東に高山有。めだけと云。又眞名子とんぼうとも云。東西に在。

○眞名子村

福井村の南、妻嶽と云高山を越て、南の麓、谷底にある平地也。福井村より越る。又佐波村淀川村よりも越る道有。眞名子村より西南の山を越て、唐津領七山の內、藤川村、荒川村、白木村へ行道有。凡怡土郡の諸村は、皆山より北に在。唯此村のみ高山の南、肥前の方に在。福井村より一里有。

唐津領

○葉　島　此島古歌によめる怡土島なるべし。

吉井村の北、海上四町餘有。小島也。島の長四町、横一町半許有。此島に松、矢篦竹多し。石のみ有て

土少し。

六帖 下ひもの夕さりかけてときつれば
　　君がみそぬふいとの濱みゆ

○吉　井　川

浮岳より流出る水わかれて、吉井川、福井川となる。

○橘（たちばな）嶺（たうげ）

吉井村の西、鹿家村の東に在。高き坂也。

○鹿（しか）家（か）嶺（たうげ）

鹿家村の西にある坂也。橘嶺とは別也。

○包（つゝみ）石

鹿家村の西、大道より北の海邊に在。大なる石二有。其内の大石、小石をつゝみたる故に包石と云り。此邊南に小川有。是筑紫と肥前の境也。是迄前原より四里有。此西の道の山の上より、松浦の方、鏡山、唐津の城など能く見ゆ。佳景なり。鏡山を俗に比禮振山と云は誤也、比禮振山は名護屋の城山也。

○關　屋　三所

此郡西の大道に關屋三所有。前原に筑紫國主よりの關所有。岩本の東に公領の關所有。福井の東に唐津領の關所有。前原の西より公領也。福井より西は唐津領なり。

筑前國續風土記卷之二十二終

筑前國續風土記卷之二十三目錄

志摩郡

筑前國續風土記 卷之二十三

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田直定 校正

志摩郡

續日本紀元明天皇和銅二年、筑前國島郡の少領に姓を給事有。是此郡の事國史に見えし始なり。又萬葉集十五卷にも、筑前國志摩郡韓泊と書けり。三代實錄卷二、貞觀元年正月、太宰府言。筑前國志摩郡兵庫鼓自鳴云云。此郡の事志摩と名付し事は、昔は今津の前、爽魔山の後の入海西へ通り、桑原元岡の前より前原に至て、西北の諸邑諸山海中に在し故、志摩と名付、志摩と島との字わかちて二字に書る也。百年以前、入海漸田と成、島に在し西北の諸邑、皆陸地に連れり。近年東西の端は、猶斥殘りしが、又既に新田となれり。昔の入海より向に、泊村あり。是昔海の入江にて、船の泊し所にて、唐舟をも爰につなぎしと云。田の字にも浦の字の付たる名多し。又前に浦志村有。是又海邊に在し故に名付しならん。此入海成し所の、田の底を返せば、今も蛤蜆などのから多し。陵谷變遷のことわり、古今其例少からず。昔の入海成し節より此方にも、又志摩郡の内青木、女原、谷村、今宿、田尻、太郎丸、板持。高田、志登、池田、波多江、浦志、前原、潤を總て中通と云。皆昔の入海より東西に在て、怡土郡の方に連り、島の方にはつゞかざれ共、入海のほとりに近ければ、志摩郡に屬しけるにや。又諸村昔は怡土郡成しを、後に亂世の時、みだりに領地を分ち取て、志摩郡に屬しけるにや。されば延喜式神名帳に、志登神社を怡土郡と書しも、志登は昔の入海より前にあれば、古は怡土郡に屬せしを、近代志摩郡に入しにや。いぶかし。凡怡土志摩は、其地相並び隣りて、國の西南にあれば、同くつらねて怡土志摩と稱す。然其怡土郡

は山川備りて、薪材多く、平原廣くして、良田多し。此郡は海に近して、所々に漁家有。故に鮮魚多し。海味乏しからず。運送の便宜と云へ共、山に林木なくして柴薪材木乏し。山間及海濱に村里多くして、平原少く、地やせて良田少し。只麥豆よろし。川小にして水災なし。怡土郡に比し難きのみにあらず、國中の諸郡にたぐふるに、最下郡とすべし。

和名抄に載する所、此郡の郷の名七あり。

韓良　久米 芥屋の邊を今も久米郷と云。　登志 今津の邊、今も登志郷といふ。

明敷(あかしき)　雞永　川邊

志麻

今稱する所の村名

板持村　高田村　池田村

中上村 池田村之内　波多江村　久保田村 波田江村之内

中町村 同上　西沖村 同上　潤村

浦志村　前原村　前原町 前原村之内

筒井原村 同上　尾頭村 前原村に屬す。新田村也。

志登村　泊村　桂木村 泊村の内

西原村 同上　馬場村　松隈村 馬場村に屬す

油比村　新田村 油比村に屬す　赤岸村 新田村の内

津和崎村　櫻井村　赤熊村 櫻井村の内

浦村 同上　谷村 同上　末松村 同上

相園村 同上　野北村　久米村 野北村の内

眞小路村 同上　草場村　井田原村

長尾村 井田原村の内　桑原村　元岡村

篠熊村 元岡村の内　水崎村 元岡村に屬す。新田村也。

岐志村　山崎村 元岡村の内　岐志浦村 同上

船越村　御床(みとこ)村　新町村

姫島村　芥屋村　福浦村 芥屋村の内

邊田村　西浦(にしのうら)村　於呂島(おろのしま)村 西浦村の内

宮浦(みやのうら)村　唐泊村 宮浦村の内　小田村

西園村 小田村の内　吉田村　岩當(いはたう)村 吉田村の内

稻留村　小金丸村　親山(おやま)村 小金丸村の内

久家(こが)村 久我と云をよしとす。　寺山村 久家村の内

久家浦村 同上 大浦村 今津村
大原村 金津村の内 濱崎村 同上 太郎丸村
田尻村 上河原村 田尻村の内 古川村 同上
石崎村 同上 今出村 田尻村に屬す。新田村なり。
青木村 谷村 今宿町 谷村の内
女原村(みようばる) 師吉村 初村 師吉村に屬す。
水上村 師吉村の内 大石村 師吉村に屬す。新田村也。
東貝塚村 可也塚と書を正とす。今貝塚といふは訛なり。下同。 西貝塚村
荻浦村 玄界島村

以上八十六村

内 四十四 本村
　 四十二 枝村此内新田村四

○志登社

志登村に在。延喜式神名帳に、怡土郡志登神社一座と有。されど其今は志摩郡に屬す。祭所の神は豐玉姫にして、相殿の神三座有。第一は神功皇后、第二高良大明神、第三高祖大明神也。志登大明神を合て四座也。御社は村より北、田の中に林の一村立る中に在。神殿は西に向へり。九月七日祭禮有。昔は此日神輿潤村迄出し奉る。宮司七人、巫女八人、神人廿四人、樂人八人、此外祠官多く供奉して、祭禮いと嚴重なりしとかや。そのかみ志摩郡の惣社として、郡中貴賤皆此神を産神と仰奉りしが、近世より馬場六所權現を惣社の神として祭る故、當社の祭禮儀式昔に替り衰へ侍ると云。元龜天正の比、九州兵亂の時迄も、猶十二町の神田は手ざす者無りしに、其後何の時よりか、人の尊敬も漸衰へて、祭田もなく成にける。末社等も名許殘り、其跡はすかれて田と成、闕と成ぬ。然るに元祿三年の春、前國主光之君、新に神殿を建立し、末社を改め造り、絶て無りし鳥居を立、宮所をいさぎよくし、神田を寄進し給ひしかば、神威たちまち新にして、衆人の尊敬も昔に立歸りぬ。かゝりしかば、遠近の人々も、其神社に詣來る輩多し。神は人の敬によつて威をますと云へる事、誠ならずや。

○青木村

長垂(たるたり)山の西南に在る村也。昔は長垂山の北の麓、七寺川より潮指て、村際迄も入海なりしとかや。されば海邊に在て、潮入て流る川瀬なれば、檍原と此所を云はむも理無きにしもあらず。此村は初は谷村、女原、今宿など合て一村也。長政公國主と成給ひて、分て三村とす。此三村に天神社十六所有。十六天神と云。今宿は原田氏より立し町なり。永祿の頃立しと云。

○七寺(しつてら)川

此川は上原、青木村より流出づ。長垂山の北海濱より潮通て、長垂山の中程に至る。是を七寺川と云。村人の說に、昔此邊に七箇所寺の有しにより、七寺川と云といへり。然共此所七箇寺有べき境地なし。依て思ふに、怡土郡七箇寺に參るに、必此川を通へば、七寺川と云べし。

○油坂

長垂山の南より、青木村に越る坂也。筑前五所勅願寺怡土郡に見えたり。の燈油料に、法持僧清賀、早良郡油山に居て、胡麻を多く作り、油を搾て五寺に送りける。或時油山の住僧寂忍と清賀と、油交易の爭論を發しける。太宰府より此山を開て、數人を遣して、押て油を五寺へも遣さず。太宰府へとらんとせしかば、清賀嗔恚を發し、長垂山にて油瓶を打破る。是に依て彼油を送ること長く絕たり。

○長垂(ながたり)山

生松原の西に續たる山也。南の方より遠く山つゞきて、海邊にさし出たれば、長く垂れ下りたる意にて名付しにや。俗說には、清賀油瓶を打割しに、其油久敷山中に流たゞへり。故に長垂山と云よし語り傳ふ。昔は早良郡山門村の內に、鉢の窪と云所の少上より、山の頂を通り、海上を直下(みおろし)、志摩郡へ出るも、是古への海道也。今は古道と云。今は海に近き山の側を通路とす。北望千里海濱の佳景異なる地也。近代亂世の時節は、此山中に盜賊多く隱れ居て、道行人

を惜しけるとかや。其時節盗賊の人を切たる太刀を洗し所也、太刀洗川と云谷川有。小流也。近年は太平日久敷して、山に繁林絶、海に白波無ければ、往來の旅人晴夜と云へ共、更へ恐るべき事なし。又俗に此山に金銀多し。故に山間より流出る水は藥となるとて、通路の傍に藥水と云少許なる出水有。又此山の東の麓に小溝有。此所志摩郡早良郡兩郡の堺也。

○今　津

福岡より此所迄、行程三里有。昔は此津に唐船來り着しかば、今の長崎湊のごとし。さればこそ、村より西の方に入海有。是を唐船浦と云。そのかみ大風吹たる時、唐船を吹沈し所と云り。今は平地と成れり。八幡古記等には、本朝上古より唐船の來りし所と有。又小松重盛公病氣の折節、此所に唐の醫師來居たりしに、療治を致さしめ給へと、清盛より云遣されし事、盛衰記に見えたり。龜山院文永八年九月、蒙古の使、趙良弼等此所に着て、牒狀を呈す。公家武家より通事を以、相對に及ずしてむなしく歸りぬ。勸修寺經長卿の吉續記十七卷、文永八年十月廿三日の記に云、蒙古船着岸。今津邊（件所自太宰府一日路歟二三里云々。）捧牒狀云々。依此事東使入洛。向西園寺大納言亭。亞相三仙洞執奏。仍俄今日可有評定之由。師大納言奉行云々。此書に、今津郡と有は非也。今津は古來郡の名には非ず。又太宰府より相隔事一二里と有も誤也。太宰府より此所迄は、道程八里有。此所異國の船の來りつどひしを舶し所なればにや。昔の宅地の址、市町の跡多く見ゆ。且廢寺の舊跡も、又所々に殘れり。今も頗廣き村里にて、民家多く、寺院も十二所あり。此所より西の方に續たる濱の、長東西廿二三町、南北四町餘有。北の海濱には、弘安の頃ほひ異賊襲來して、防がるべき爲に築し石壁殘れり。其石壘の長さは濱の長さとひとし。高さは二間餘有しとかや。今は海中に埋れて、少許所々に斷れて見ゆ。入海東西一里許、南北も半里許有しが、漸淺くなり、近年も

くは田と成る。村より南に茨城と云所有。小き山の上也。山上に墓所有。此所鷲何某とかや云し人の居城にして、此墓所は則其城主の墓成と云り。又西の方に臼杵重察（しげあき）邑城の跡有。則其跡重察が墓有。又村の東、濱崎の民家の西に向ひて、四所明神の社あり。天照太神、八幡大神、春日大明神、住吉大明神の四所を祭る社なれば、かくと云り。此所を異國船の來りつどひし所なれば、鎮守の爲に勸請せしにや。村より北の方に登志大明神の社有。何れの神を祭と云事を知らず。此邊は登志郷なれば、斯は云る成べし。四所大明神、登志大明神共に九月廿六日に祭禮有。今津の上の高き山を毘沙門嶽と云、毘沙門堂あり。村俗の俚語に、今に今津に七不思議有と云。此里に蓼なく鰻なし。其餘も此類なるべし。未レ詳。此里は染匠の家凡三十餘家有。今津紺屋とて、近郷より爰に布を携來りて染む。此所より東につゞきて濱崎と云村有。是も今津の内にして、今津の濱崎と云意なるべし。今は別村と成れり。又濱より西の端に少松林有て、民家も少し有。是も大原と云、今津の枝村也。慶安の初より立來し所也。此境内に大き成石窟有。

○誓願寺 眞言宗

登志山と號す。今津に在。縁起に云、此寺は仲原氏の女所願にて、其夫寬智と云し人の建立せし所也。其女始三十四歳にして、深く佛道に志を極め、又六刻彫の誓を發し、方丈建立の願を企けるに依て、誓願寺と名號す。其始、高倉院嘉應二年五月、始て願を發して、三種の誓を立。一には丈六阿彌陀像を作るべし。二には大般若を寫すべし。三には法華持者千人を供養すべしと誓ひしに、其誓ひ容からず、承安元年十月、周防國小縣杣人を呼て、材木を山上に切せ、同二年夏秋に至て、材木を運び取こと終り、同三年三月、佛像造立の斧初して、五月廿八日に作り終ぬ。同四年八月廿四日、佛堂の斧初有。安元元年十月廿三日、成就して供養の素懷を遂げ終ける。又

明庵僧正也。（榮西）仁安三年入宋して、同年の秋歸朝しけるが、宋朝の藏經を望事切なるに依て、安元二年より治承二年迄、三年の間此寺に住して、一切經の渡海するを待ける。（此津は異國の商船來集る所なれば、其來り賣を此時待て、買んとの事なるべし。榮西未禪宗に歸せず。眞言宗なり。）然に志有輩に、七月十五日盂蘭盆善供の爲に、法華一品經を書寫事をすゝむ。彼開基檀那寬智其教を受、諸人を勸、心を同して、是を書寫けるより、毎歳七月十五日に至毎に、必此事を修するとぞ。（已上緣起の說也、此緣起は榮西の作れる所ならし。）此寺衰るに及で、かゝる事絕果ぬ。榮西此寺に住せし間、仁王門を作りけるが、其門は元和の初、大風に吹倒されぬるを、近き比、村民力を合て、新に仁王門を建たり。又毘沙門堂をも榮西是を作れり。此堂は村より北の高き山に在て、今に存せり。（三間四方の堂也。）古昔は寺領多く有けるとかや。此寺に院廳下文、將軍及領主地頭の寄進狀等甚多く傳れり。悉く記すにいとまあらず。原田信種高祖の城主たりし時迄、猶寺領を寄附せり。其後寺領なく、昔は此寺の子院四十二坊有しが、中比漸廢して、廿四坊に成。慶長年中迄、猶十二坊有しが、今は夫さへ絕て、唯龍性院大泉坊と云二坊殘れり。其餘の諸坊は皆民の住家と成て、むなしく昔の名を留ぬ。其寺內に阿彌陀堂（三間四方）藥師堂（二間四方）殘れり。鎭守は白山權現にして、二間三間の社也。此社甚矮小なりしに、先國主忠之公、國中に白山權現の社を建立有べきと議せられけるが、適々此寺に白山の社有し故、是を再興有て拜殿かたのごとく作らせらる。今は拜殿は亡ぬ。此寺に天神の御筆の心經、弘法筆跡、榮西の狀數通有。（凡天神の御筆書に、既に僞書のみ多しと其事記ぬ。）十王の掛繪拾幅有。明朝の陸信忠が筆也。贊も有。又榮西宋より持來りし三具足有。花瓶、燈臺、香爐也。銘には十松院とあり。十松院と云脇寺に持傳へし物にや。榮西持ける錫鈷も有。此寺禪寺にあらざれども、榮西入宋の時、往來此所に寓居せられし故、彼僧の文書爰にあり。

○勝福寺 禪宗

今津村にあり。龍起山興聖勝福寺と號す。何の時創立せしにや、開基の年代分明ならず。中興の開山を方外禪師と云。夢窓國師の弟子たり。此寺も又昔は繁榮の地にて、寺產も多かりしとかや。後光嚴院延久五年、此寺を勅願所とし、御祈禱を致べしとて、方外禪師に賜りし論旨有。宿紙書之。其外足利尊氏、義詮の文書、及國主領主の寄進狀等多く傳はれり。事繁ければ爰に記さず。

○柑子岳（かうじたけ）

草場村の東に在。嶺より東は今津村に屬す。故に其東の麓の田畠は、今津より是を作る。山南半腹より上に、熊野權現の社有故に、俗には權現山共云。永祿年中大友宗麟より、當郡小金丸の親山と、柑子岳に城を築き、城代を置て、志摩郡に在る味方の助とす。親山の城には大友家臣、日野三九郎と云者を入置、此城には宗麟の一族、臼杵新助鎮廣と云者を置く。後に日野は去て、臼杵一人にて志摩郡を掌れり。弘治の比、高祖の城主原田彈正少輔興種、羈旅の陣中にて頓死し、家屬離散に及ぶ。其時興種の猶子隆種、兎角して家を保ち、其比毛利元就を賴み大友に敵す。依之宗麟臼杵新助に下知して、隆種を亡さんと企らる。新助は與志摩の士、泊中務少輔、同又太郎、由比重留六郎以下を相語らひ、樣々謀を廻らし、立花高橋に加勢を乞、原田を攻亡さんとする折柄なれば、互に合戰止む事なし。或時隆種柑子岳の城を攻けるに、城中兵粮盡なんとする由、立花道雪聞て謀を廻らし、柑子岳に兵粮を籠べしとて、僉議有。高祖に人數を遣し攻る程ならば、柑子岳の寄手根城を攻取らるゝ事もや有と、高祖へ引取べし。其間に兵粮を柑子岳に籠べし迚、道雪より軍勢千五百人、生松原迄押出さる。然共柑子岳の寄手引取ず、別に高祖より騎兵百人斗打出て、立花勢に夜討を掛、入亂て合戰せしが、高祖勢に打勝て、道雪の人數は立花指て引取けり。其後柑子岳を攻けれ共、城中よりも能防

で落ざりければ、此城一攻落さん迚、多人數を殺し、隙を費やしても詮なしとて、先人數をぞ引上ける。又永祿十一年の春、立花の城代、立花但馬守鑑載謀叛の事有。大友家の諸勢是を攻時に、臼杵新助も鑑載を攻んとて出陣したりける。其留守を窺ひ、原田勢柑子岳に押寄て奪取ぬ。新助此由を聞て大にいきどほりて、柑子岳に押寄て、即時に原田勢を追出し、城を取返しける。斯て新助は元龜二年の冬、政所職を辭して豐後に歸る。其代として臼杵進士兵衛鎮氏來りて城を守る。此人驕慢にして欲心深く、恥辱を顧りみず、處分に私曲多かりしかば、當郡城主給人等、多くはうとみて其下知を憚らず。進士兵衛常々原田隆種を亡さんと謀けるが、却て原田の爲に責亡されける。（委敷怡土郡に詳す。）かゝりける後は、志摩郡の城主小金丸民部太輔等も原田に屬せり。今此地の跡東の方、本丸の地六十間横八九間有。（俗に是を城上と云。）二の丸長さ四十間横二十間許有。下城の上と云。此邊には水有べき所とは見えず。南の方に三町許に陣尾山と云所有。是原田氏此城を攻し時の陣所なりと云へり。

○小田村

草場村の西北に在。昔此村に正法寺と云る寺有しが、何れの代よりか退轉して、本尊觀音ばかりを里の葉屋に移し置ぬ。木像也。此觀音は大同二年に作て、此寺に安置せりと云へり。又望海山福壽寺といへる禪寺有。開山双峰和尚、建武二年に寂せりとなむ。年ふりて殊勝なる寺也。村の西の山邊に、地を掘れば瓷器の皷の筒のごとくなる物出る所有。又草場村との堺二至と云谷をほれば、鐵落多出づ。如何成故にかゝる物殘れりといふ事を知らず、古へは小田、宮浦、唐泊、西浦をすべて北崎と云しとかや。古き文書には、北崎と云名多く見えたり。

○唐泊

今津より一里半西に在、海邊也。萬葉集十五巻に、志摩郡韓亭とかけり。萬葉に多く此所にてよみし歌有。

昔は今津に異國船來り集りしが、此所も今津と廻りつらなりて近き故、韓人の宿する亭を置しれにより、韓亭と云へるにや。又能古島と唐泊、其間二里餘の海を隔てたれ共、向に相對して近く見ゆ。古へ人の、唐泊り殘る浦波とつゞけてよめる歌、よく境趣にかなへり。東の山崎に大岩多し、此所を牛が谷と云。此山に胄石（かぶといし）と云丸き岩有。此事西の浦の所にしるす。

萬葉十五　唐泊のこの浦波立ぬ日は
あれ共いへに戀ぬ日はなし

千首　覺束な舟路いづこぞ唐泊　　宗長
このあしはらの名ともおぼえず

藻鹽　歸りこしかひこそなけれ唐泊
いづち流れし人の行衞は　　中務

夫木　鹽風は荒くもぞなる唐泊り
のこの浦舟漕出づなゆめ

○大歳明神社

唐泊浦の北に、大歳明神の社あり。社は西北に向ふ。祟（たゝり）有社なりとて、村民はおそろしの神といへ共、是は大歳の神を唱へ誤りたる成べし。九月廿九日祭有。三代實錄、元慶四年二月廿二日、筑前國正六位上大歳神に從五位下を授給ふと有は、此神の事をいへるにや。遠賀郡初浦熊手村などにも、大歳の神社有。然ども昔は此所今津に近く、警衞の官人多く來り居て、神の名もいちじるければ、かく神位を送らせ給ふ成べし。大歳大明神と云は、素盞嗚尊の御子也。

○東林寺　禪宗濟家

唐泊山と號す。唐泊村に在。千光國師歸朝の時此浦に着て宿せしが爰に小寺を建たり。則此寺也と云り。小高き所に立たる寺なれば、遠望朗にして佳景の地也。

○宮浦

唐泊より南に小川一つを隔て小村有。宮浦と云。宗像三所の明神を勸請して宮を立たれば、宮の浦と云。

當昔は此御神の祭禮の時は、神輿御渡など有て、ゆかしき神幸なりしとかや。今はかゝる儀式も絕て、九月廿九日に、かたばかりの祭禮有。昔は唐泊りに屬して、一村なりしと云。近き比分れて二村と成る。又小田、宮浦、唐泊、西浦も、其昔は一村なりし事、既に前に記せり。

○釋迦牟尼島 筥崎宮にて毎時、一七日結願、此島に渡海する也。俗に、せきやうばう共云。

此島を、俗には大机と稱す。唐泊より乾の方卅町許に在。玄界島よりは未申の方に當り、其間七八町許有。島の廣さ、東西四十二間、南北百五間有。其北の方に洞有。洞の内高さ水面より六七間、横三四間、廣き所は五間もあり。其南北の長さは、洞の北の口より南方、壁の如く向に立てる所に至て、凡三十間許有。其間に小舟を容るゝに堪たり。其向たる南の壁の如くなる所の上面、始はふさがりて晝も燈なくては入がたかりしに、正保の初年、或夜大雨降て上面俄に崩れ落る事六七間、是より其所上面なし。南壁も又一間許裂落たり。故に今は洞中暗きことなし。初南壁に釋迦佛を彫付て有し故、釋迦牟尼島と云。南壁崩れ落しより、佛像も無くなりぬ。南壁より東に轉じて小口有。其内纔に小舟一隻を容る。行事數間にして又西に轉じ通り行く口有。是洞の西口也。凡北口より西口に至迄、其間六十間許有。其内海水深く、左右の岩の側に榮螺、辛螺。東海夫人、及諸の海藻甚多し。又是より南西五十間許に小島有。小机と云。東西十二間、南北二十六間有。大机島に比すれば甚ひきし。其西に當りて洞有。南口共に西に向へり。凡洞中長廿餘間有。其内纔に小舟を容るべし。故に俗に是を針の耳と云。大机島、小机島共に海中に在島なり。かゝる珍敷處は稀なるべし。誠に奇觀也。

○玄界島 非常の舟遠見番所山頂に在

唐泊より東北一里許に在。福岡よりは海上六里有。此島は初は久島と云。又其初は月海島と云り。其後改て玄界島と云といへり。元史に、五龍山と有は此

島の事にや。八幡愚童記に、鷹島と侍るも此島の事成べし。島の周り一里有。昔は此島に民家七十二家有しが、永祿の初つかた、世の擾亂甚しかりし時、野島の海賊しば〳〵來り侵しける故、島の前に竹を植て防とせり。或時海賊數十人來りて掠略す。然に島の長榎田平次郎と云者、能防ぎ戰ひければ、海賊其叶ひ難くや思ひけん。竹林に火を掛てけり。折節海風烈敷吹ければ、人家にも火移りて、平次郎も防ぐに便なく、終にそこにて討死す。其墓今も山上に在。海賊は心の儘に亂妨して歸ける。是よりして島民共彌海賊の來らん事を恐て、玄界を退て宮浦に移り居れり。故に玄界には民家も無くて、荒墟となりし事四十年許なり。然れ共宮浦唐泊より時々渡りて佃する者も有しとかや。斯くて四の海波風も納りて、凶賊の憂も止しかば、初この島に在し源三郎と云し者、古鄕を忘れがたくおもひ、其孫十二歳になるを携て、慶長年中爰に來り住ける。其後源三郎が親族、逐年來住けるが、他民も來て村里を成す。又俗說に云傳ふるは、嵯峨天皇の御宇に、四條左大臣公光の子百合若大臣公如、九州の藩鎭として豐後に任せられしが、異賊襲來せしを、勅命を受て討平らげ、此島に暫く上り居給ひしを、其家臣に別府刑部貞澄、舍弟貞貫兩人心替して、大臣つかれを休んとて、岩角を枕として安臥せられしを、捨置て歸ける。後に大臣島の夷と成て、久敷爰に住り。常に鷹を好れしが、年久敷養ひ置し緑丸と云大鷹、內室の使として往來せしなど云傳たり。委敷事は世人の口碑に載せたれば、今更云べきにも非ず。さればにや、此島に百合若大臣の住所とて、山の上に在。人家の乾に當れり。昔は窟有て、大臣の臥せし所となむ云傳しが、近世天雨にて崩ぬ。其下に形とて、大臣烏帽子を拔捨られしと云所有。又東北の間に立花崎と云所有 是緑丸が歸を迎しとて、立て待給ひし所と云り。其下におり口と云所あり。大臣常に此所より下り給ひし所と云。又人家より

東に當て、寄木とて、綠丸が流寄し所と云傳たりし所有。此綠丸をば、此島の產靈とし、小鷹大明神と號す。靈驗殊に祈にして、晴を祈り、又鳥類の田畑を損ふを祈るに、其應有らずと云事なしと云り。安藝國安南郡天野村にも、鷹宮とて百合若大臣の靈綠丸を祭る社有と云。又此國夜須郡に、綠丸羽を休し松迹有、夜須郡に記す。凡百合若大臣の事は、豐後國大分郡府内に舊跡多く、墓有、別府兄弟が墓も遺跡有。いかなる人にやいぶかし。世に語り傳る事虚說多ければ、信じがたし。然共蹤跡所々に在れば、無りし事共云難し。依て思ふに、是日本武尊を傳誤けるにや。然れ共其時に、日本にいまだ鷹のもて遊なし。鷹狩の事は、仁德天皇の御時より始る。猶いぶかし。

○柱　島

玄界の乾の方五町許に在。島の　さ五十間許、周匝三町許有。此島皆石柱を重て土なし。故に柱島と號す。石柱は皆方なる石也。六角成も有。又は四角なるもあり。四角なるは稀也。其柱石大概直一尺四五寸許、芥屋大戸の柱石は竪に立てり。此島の柱石は横に重れり。或所は大小有て同からず。多くは端を出せり。又柱石の側を出せる所も有。東北の方隅に見ゆる所有　奇異の境地也。此山上に寛文の前迄は、隼の巢をくひけるが、近年はしからず。

○西　浦

唐泊より山路一里西北に在。海上は一里半有。當初は爰に民居なし。何れの時にか有けむ、對馬の宗氏なりし人の子嫡庶を爭ひて戰を發しけるが、討勝し者、討負たる者を殺さんとせし故逃去ぬ。漁人左近四郎と云し者、舟を裝て是に乘せ、筑前に來れり。唐泊に着て、牛おろしと云所に着ぬ。宗氏の子山に上りて、冑を石上に脱捨て云、予既に戰破れて逃去ぬ。是よりして士業を止て庶人と成べし。然ば冑の用なしと云り。故に其石を名付て冑石と云。唐泊の北の方に在。終に西浦に行、室を築て住せり。其所を本末と云。其遺孫今も有。宗氏を稱す。左近四郎も又西浦に家居し

て漁人と成れり。（此子孫も今に在。）是西浦民居の始也と云。此浦の海中陸より四五十間許に、鬼のかまどといふ大岩二ならび立てり。其の高き事各二十間許、其兩間も廿間許、兩間の海甚ふかし。

○櫻井

此里は山谷の間に在て、志摩郡の中央に在り。其境內廣くして、東西の長き事一里餘、本村枝村共に廿三所有。山高く川流れて、田圃多し。郡中の最大邑にして上村とすべし。福岡魚町迄五里八町有。村を櫻井と名付たるは、村の中に圓光寺と云枝村の民家の後に、櫻井と云井有。是を以て名とせり。（圓光寺は古へ此所に在し寺の名也。故に其所の名とす。櫻井も此の寺內にありし井といふ、）井の廣さ一間に一間半有、深からざれ共清水也。里人相傳て云、昔此井の側に大木の櫻有。其株の內より水出しかば櫻井と云。その櫻は枯て無く成ぬ。過し比先國主忠之公、此由を聞給ひ、其井の側に櫻を植させ給ふ。今に樹有。此里の內藍園と云所に、與土姬大明神の社有。與土姬は社號にして、神直日、大直日、八十枉津日の三神を祝奉る所也。御社の後高き所に岩窟有。是を岩戸と云。瓦屋を作り、其上をおほへり。岩戸の口の間、長一間二尺許、橫五尺五寸許、奧の間の入口一間半、橫一間二尺、高さ二間半許有。此御社創立の事を尋に、慶長十五年庚戌歲六月朔日の曉より翌二日寅卯刻迄、此岩窟の邊に拾間程の間、風雨夥く、雷電しきりにて、岩戸の口初て開けぬ。此事を聞及び、遠近の人來て見る者多し。邑人に浦新右衛門と云者有。妻に神かゝらせ給ひ、參詣人の吉凶を尋試にたがはず。其外樣々の神恠靈異ども有りし事あげて數へ難し。今の世には其事を聞傳へ、或はまの當り見たる人も猶あれば、其事を詳に記す共、見る人更に僞とは思はざれ共、甚あやしき事共多く侍れば、後に至ては、ひたすら虛說を書付置ぬる抔云れんも口惜し、且恠しき事語らざるは古の訓（をしへ）なれば、さばかりいかめしき神異どもを、玆には書もらし侍る。同年十一月廿

一日、彼新右衛門の妻に告有て、五年の間五穀をたち、藥酒を食とし、家内穢食を忌むべしとの敎なりしかば、夫より五年の間、藥酒斗を飲で居たりける。かくて參詣所とて一間なる所を構へ、日々詣來る人々の吉凶を問ふに、些か違ふ事なし。斯て靈驗有事年久敷、遠近に聞へぬれば、國主忠之公是を聞傳へ、近侍をして其事を試給ふに、誠に奇特ども多かりければ、則忠之公自ら此所に參詣し給ひ、一日の事を問試み給ふに、其言皆驗有ければ、大に感じ給ひ、信心を發して、岩戸の前なる山、岩戸と同じ高さなりしを、社を立てん爲地をのぞきて、ひきく引ならし、神殿を作らる。遠國にては壯麗を極たる結構なりしかば、數年を經て寛永九年營作成就して、京都より吉田兵部少輔中臣治忠を招請して、社號を與土姫大明神とあがめ奉る。末社、一字は八幡大神、一字は春日大神、一字は神祇官八神、一字は祇園、すべて四字あり。又八角の社あり。是八百萬神をいはひ納む。此外末社猶多し。神厨、神庫、石鳥居など備はれり。又本社の西南光壽山のふもと、高き所に天照大神宮あり。是本社創立の後、神託によりて忠之公玆に立たまふ。其後大神宮にも參詣する人多し。今に至りて絕ず。かくて忠之公、與土姫大神に神領を寄附し給ひ、樣々の神寶共奉納有。祝人を多く置て、日月に怠りなく祭禮を行しめ給ふ。其後忠之公甚憤る事有て、此神に祈り給ひしに、神の告として、あやしき夢想を見給ひける。其後先のうれはしき雲霧も晴て、何の恐もなくなりしかば、此神の力なる事を有難き事に思ひ、則彼夢想の句を自筆に書て、社に籠給ふ。是よりしていよ／＼信仰不淺、浦氏をば則社務職として、其子伊成（つねもり）をば京都に遣し、吉田流の神事を學しめ、唯一神道を守らせ、國中社職の惣司とし、諸社の神職の輩にも、志有者は浦氏に屬し、佛氏の徒とならずして吉田流に歸せり。始は神社の側に、いかめしき佛閣多く、社僧も住して、佛事を

取行ひけるに、此事京都の吉田より、心得ぬ執行也と沙汰有故、寛文十二年に祠官浦權大夫無春、是を國君に申して、こと〲〲く佛閣をこぼちて、僧をしりぞけて、專に神道を執行せり。今此宮所を見るに、神殿は南に向ひて伊勢山に對し、東には天岳と云山高くそびえたり。西には神前より八町過て海濱有。是神に詣來る人の、水浴してみそぎ祓する所なり。末社四所有。八百萬神殿、神厨、石鳥居、神甑などかたのごとくそなはれり。又忠之公より色々の神寶を奉納し給ふ。中にも長政公朝鮮晋州の城を攻亡し時、取來られし大きなる寶珠をも、此神殿に寵給ふ。國主の此神をうやまひて、其忠甚厚し。今に日々月月に神人多く打つどひ、神事を勤め、時節の祭禮を勤る事怠りなく、殊に八月十八日は、恒例の大祭有。猿樂を行る。每年六月二日に岩戸を開て、參詣の人に拜せしむ。又忠之公逝去の後、家臣黑田三左衛門一任、櫻井の社務浦氏とあひはかりて、吉田の社より神職の人を招下し、忠之公を神に祝ひ、此所におゐて島岡大明神といはひまゐらせ、祭禮今においてをこたらず。又此外村中に、神社十餘所あり。

○谷權現の社　谷といふ枝村の山下にあり、神名はしれず。其神威靈ありとて、里民甚おそる、九月十八日を祭日とす。むかしは大社にして社人あり、社僧も六坊ありしが、近代衰微に及で、後社人は退て桑原村にあり。此社には祭時に來りつとむ、社僧の寺は廢絶す。谷、澗、口ノ坪、吉浦、此四ケ村の産神なれば此四ケ村より祭禮をつとむ。澗村谷村に居る所の澗氏中村氏、其祭禮の長たり。其祭具に魚鳥獸の形を米粉にて作り、耳目口鼻手足の體をそなへ、彩色にて、つばさ、うろこなどのかたをかきて、其上に五色の幣を作りたつ。今是をおもふに、むかしは眞の魚鳥獸の牲を以て祭りしを、僧この祭を行ふ時、血食をいみて備へず。されどもむかしより備へ來りし所をかきて、むなしくせんもおそろしくて米の粉にて其形を作りて奉れるならん。近世僧は此社を祭らざれ共社人のともがら、改めて古代にしたがふ事あたはざるなるべし。梁武帝の佛にまよひ牲をいみて、宗廟の祭にむきの粉を以てけだ物のかたちを作りて、そなへられしためしにおなじ。むかしは祭田多く附來りしに、秀吉公の時みな沒收せらる。　○夷社

熊野權現社　荒神　此の三神は、鬼塚といふ枝村にあり。夷社は小山の下にあり。熊野は夷社の南の山下にあり。荒神は村中にあり。石體なり。むかしはやしろありしといふ。いにしへは此等の社に祭田多く付り。今も祭田の字のこれり。秀吉公の時、是又沒收せらる。此三社は共に九月廿四日を祭日とす。夷社の敷地は、鬼塚、藍園、長田、高小田、高花木、此五所なり。祭には此五村よりつとめ行ふ。むかしは此五村の中に、十二人祭を司どる座あり。今は八人あり。祭禮終りて後、其年の座に當れる家に、村民を請じて、青魚とて、かれてより何にても大なる魚一尾大鯛二箇を求置て、其座に出す、是を料理する役人の家、むかしより定り其人來りて是を烹調し、其座中の客に饗せり。其格式むかしより今にかはる事なく守り行ふ。其座の頭は牟田氏と、次に大長田市法師氏

今は貧困にして人に役せらるといへども、むかしより傳はれる座職なれば、左右に座す。是古來の定法をたがへずして然り。右座にには神職をすこ○久保宮天神社枝村六所の產靈なり。祭日九月廿七日なり。是又祭の座、舞應等、本社に同じ。社職は櫻井社人よりつとむ。又叢波、押方、末竹、小森浦、田の浦などいふ枝村在所に、各天神の社あり。其村の名を社號とす。祭日各かはれり。小森浦の社は宰の天神といふ。○木浦社八大龍王を祀す。九月十一日を祭日とす。○天台藪佐石の叢祠なり。靈験ありといふ。○八幡宮天寧禪寺の内に在り。祭日は十月十日なり。○六郎權現末竹村にあり。

凡櫻井村は他にことなる境地にて、神祠も多き所なり。

○野北村

櫻井の西の海邊に在。一里に近し。此川は東の方、草場と云所より出て、櫻井を經て、爰に流出る川也。此村の乾の方、海に向へる山の麓に岩屋有り。形自然の天工なり。大岩上に指懸り、其下十餘人を容るべし。其内に石佛有。岩屋觀音也、諸人遠近より來り拜す。又西の方に綿島と云島有。皆岩なり。其先に昆布島有。海中より出たる岩の背なり。長さ六町許有。古へは昆布をかりしと云へ共、今は無し。又馬の背と云有。潮干ぬれば顯る。又野北の南小金丸村の北に、火の山と云所有。しらぬ火山と云。しらぬ火のつくしとは、此所なりしと村民はいへ共、肥後に在を正とす。日本紀景行紀に見えたり。村の内北の方に、豐後大友家臣阿部鑑宗と云ふ者、此地を領して茲に住せり。其屋敷跡今に在。宅の廻りに堀有。其屋敷の内に先祖の墓を築、石塔をつき立置しが、今に在。其宅の片脇に、彼鑑宗の遠孫今に住す。又此浦に大蛤有。國俗是を野北蛤と云。名產なり。委は土產門にしるす。寬文二年の比、其村中の牛つゞきて廿四疋病死せしが、皆々熱病にして同症なり。病付ぬれば必死す。其折節防州山口伊勢太神宮の神職の使來りしが、牛多く死する由を聞て云けるは、山口邊にも牛此病に侵され死する事有。是は狸に似たるシイと云獸來りて、牛をなやます故、病つきて死する也。此獸鳴物を恐る。人多く催し集めて、太鼓、鐘、笛などを鳴らし、彼獸を狩出し打殺せば、其災止と云。里民依レ之村中の人を催し、山

を狩、太鼓、鐘、笛をならし狩ければ、七疋出けるを追詰て、皆打殺しける。夫より牛死る事なし。其獸形は狸に似て小し。面は長くして、馬の面に似たり。目付見しも狸のごとし。犬は近く寄てもくらはず。其臭悪き故なるべしと云。野北より是を國君に見せまゐらせける。糟屋にても此獸牛を多く殺しける故、其後二頭狩出して殺せり。今按るに、其後鞍手郡堺村にも、此獸ありしを狩出して殺せり。此獸は皇明通紀に見え、震澤長語にしるす[illegible]と云ふものなるべし。せいと、しいと音相近し。

○芥屋　此邊を、すべて久米の郷といふ。此の村を安富の庄といふ。

芥屋村は海中に差出たる出崎にて、北海に向へり。野北の西南一里餘にあり。麥多く作る。岐志、貝塚も芥屋の枝村なりしと云。引津此南にありてちかし。古歌に、引津に船をとめし人、可也の山をよめり。芥屋山をも、むかしは可也山といひしにや。芥屋、可也、音相近し。寛文の末、此村の久左衛門と云者の家に赤き狗有てしばしば山に入、狸を取り來。或時狸を三頭とり來れり。二つは其儘口に銜へ、一つは足の爪に置。是一度に三頭を伴ひ來るに非ず。先一つつれ來て屋中におき、又山に入、一つつれ來、後又一頭つれ來れり。犬つれ來しに、又山に行に、其狸犬につれ來る所を去らず。犬山に入といへ共、狸恐て逃ず。如此狸を一つづゝつれ來る事、幾度と云事をしらず。此犬の狸をつれ來るには非ず。犬は先に立て跡より守り從ふて來り。犬の跡に從ふこと如斯なるは、甚恐るれば也。或は山路にして、狸跡より來る事遅く、又脇にのがれんとする氣色あれば、犬顧ていかる。狸是を見て足を揃從ふ。久左衛門親戚狸を所望すれば、つれ來。或時久左衛門が郎、福岡に出て時犬に告て云、いつも生ながら狸をつれ來れ其益なし。予福岡に行につかふべき錢なし。狸殺して來れと云。則其夜狸を殺してくはへ來る。下人是を福岡に持出、賣て酒錢とせり。かゝる奇特の犬なれば、國君にも

見給ひける。延寳の末、岐志村において病死せり。又同じ比の事なるに、秋月の里、野島村の庄屋伊右衛門が飼犬、能狸をとる。是も狸を取れといへば必取來る。凡犬の遠所に遣ても、主を忘れずして家に歸り、人畜の跡をよくかぎ、或は使して書を傳ふるなどは、昔より唐大和にをきためしなれど、斯異なる仕業を、まのあたりに聞ゐる事、誠に珍敷事なれば、筆の序に爰に記し侍る。又芥屋村と小金丸村との境に小流有り。よめ水と云。其所に物有。あらはに見れば墨のごとく、朽木の如し。是をほれば猶出ず。相傳て云、昔此邊に大楠木有しが、朽て化する所なりと。然れ共朽木にも非ず。又土にもあらず。恰も江州老蘇村に在るすくもと云もの丶ごとし。芥屋・野北との海濱にも亦此物有、砂中に埋もれり。時有て顯れ見ゆ。其所三十間許なり。

〇芥屋大門

芥屋村より乾の方五町許に、大門とて、海中に差出たる岩山の出崎有。出崎は一箇の岩山にして、小き尾つゞけり。其形たとへば龜の形をのべたるに似て、出崎に續けり。山の尾は細く、其出崎の岩山は少大にして、又高し。此出崎は、すべてつらなれる岩也。其岩の形悉く八九寸、一尺三寸、或は一尺八寸許なる方なる柱也。其柱は恰も良工の手を盡し削なし、數百萬をつかねて、高く海中に立たるが如くなる形状也。此岩山高き事、海上より三四十間許。其峙る事垣牆の石壁の如し。山上はかへつて前に差出ておほへり。其山下に大門とて、北に向へる大きなる岩窟有り。其内海水深くして其色黑く、よのつねの水色にことなり。此山陰にして、又水極て深き故也。見る人恐る。窟中の廣さ方五間半許。其中に舟に乘りて入る。窟中の高さ水面より三間半許有。窟中にて見上れば、上下悉く角柱をつかねたる橋を見るがごとし。石柱の上よりたる丶事、長短やゝひとしからず。其窟中へ舟の入ること四十間許、其闊半よ

り少し東へ曲れり。其奥の水無き所、舟より上り行けば白砂地也。其地に上りたる人、或は五七間、十間許行といへ共、其奥甚くらくして、ずさまじく、深く入事あたはず。穴の中に蝙蝠多くして面を打。然る故に、古より其極る所を知人なし。里人の云、近來或人燈を燃して、其奥を見ん迚、漸遠く窟の砂上を歩行けるに、窟中俄に鳴動して、海波起て甚恐ろし。人皆恐て急ぎ退走り、舟に乘て歸と云。又此大門の東の方に大門の岩山を離るゝ事三里にして、水中に岩石有、長さ五六間、高さ水上より三間餘許、岩も亦四五寸の角柱を横に重ねたる如し。是も洞穴あり。民俗、海鮪穴と云。又冬月北風烈くして、沖の波此大門の窟を打時は、其響數里に聞えて夥し。猶此所岩壁の奇しき、窟中の異なる事、世間佳山水の類に非ず。韓柳李杜が才と云へ共、此美を形容し難し。誠に天下の奇觀也。かゝる奇區は人の國には有りやすらん。我日の本には未是にたぐへる所を聞かず。恨むらくは遠き筑紫の偏地に在て、誠に新羅の國に向へる大海原の邊りなれば、沖津風絶えず吹て、荒き波かゝる岩山なれば、夏の日の極て風波穩かなる時ならでは、船至らざる所にして、常には見まくほしき人も、日をさして至りがたく、昔より語り傳ふる事も成がたけるにや、古人の廣く我國の事を記せし文にも見え傳らず。又歌枕にも載せもらしぬる事、うらめし。

○引津　津の字すむべし。

引津は芥屋村より六七町西南に當り、芥屋と岐志との間にありし入海なり。むかしは此入海に、芥屋、岐志兩方より潮相通じて、大船も內海に入りしといひ傳ふ。いつの時よりか、入海はあせて皆田となり、今は田地凡五六十町もありとかや。此內芥屋の田地は四五十町許、岐志の方はすくなし。この田地むかし入海なりし故に、今も田の底をほれば、貝殼出づと云。芥屋の方より潮入し所は、西の山、立石崎の方に近し。今も內の田より北に水流れ出づ。海より田

ある所迄二町許、其所は、むかし船の入し所なれば、左右よりひきし。芥屋の方は潮は田のある所に上らず。北風沙を吹あげて、埋りて高くなりしなるべし。古今の變遷なり。岐志の方は民家の西、花掛明神の後に潮入所ありて、芥屋の方の田中より、海へ水の流出る所よりも廣し。岐志の方よりは今も潮通ずる故、海より六七町北の方に、潮をとゞめんために樋口ありて、是をふさぎて潮を通さず、雨水多く田にみつれば樋口をひらきて水を出す。岐志の方は近きころまで潮入の斥なりしが、延寶の初新田となれり。其左右の田は、むかしよりありしが、其田の名を津脇といふ。引津のわきなる田なればなり。かやうに四方に陸地めぐりて、其中に入海ある所は、諸州に希有なる奇境なり。引津と名付しは、岐志、芥屋兩方に潮引し故にや。又船入て潮干ぬれば、外海へ出がたかりしを、船を引出したる故に名付しにや。

萬葉七旋頭歌　　　　人　　　　九

梓弓引津の邊なるなのりその花

摘では逢ざらめやもなのりその花　　讀人不知

同十

梓弓引津のへなるなのりその

花さくまでにあはぬ君かも　　讀人不知

新勅十四

梓弓引津のへなるなのりその

たれうきものとしらせそめけん

右の歌によめるなのりそとは、神馬藻といふ物なり。其老たるをほだわらと云。本草に、いはゆる海藻と云物是なり。今も芥屋、岐志の海濱に多し。神馬藻と名付しも、なのりそと云義を以て稱せし和名なり。

○立石崎

芥屋大門の山の坤の方に、立石と云所有。其の間地はつゞきて海を隔たり。其山は海にさし出たる所にして、絶頂に大なる石峙り。其石高五間餘、周りは八間許有。此石有故に、立石山と云。其下の出崎を立石崎と云也。此所山のかたはら、悉く奇石怪岩つらなりて、高く長し。他境にてはいまだ見ざる異地なり。是古歌によめる名所也。一説、立石崎は久家村の枝村、寺山と云所の南の海中、さいき山の西南に

大石多く重りたるを云よし聞傳れ共、此所の如き出崎に非す。且此所謂もあしき所なれば、古歌の詞によくかなへり。

夫木　さかおろす立石崎の白波は
　　あらき潮にもかゝりける哉　　西行

○穴背（あなのせ）

茶屋村より四町許東の海中に在。汀（みぎは）より一町許にして、潮干ぬれば、段々石階有て見ゆ。其下は極て深く池の如し。横十間許、東西の長さ三十間程有。其深き事幾間有と云を不レ知。沖は又淺くして、潮干ぬれば顯はれ、左右も又淺くして岡になる。其間の所、潮干たる時も深くして、穴に似たる故、穴背と名付く。

○燈臺背

芥屋村の沖三里北に在。是所近邊に山無き故に、其在所を不レ知して、船を乘懸けてあやまつ事有。此所より時々龍燈（りうとう）上る故、燈臺背と云。方三町許なる岩の背なるが、所々に在て射らす。凡芥屋海に龍燈の上ると云傳ふ。八月已後晴天偶に雨雪降時に、あかり下より一二條或は三條上る。上りて後下の方より消て、ほそくちら／＼と光る。海鰌魚の尾の如し。故に海人は、ゑいの尾と云。此所に限らず、凡國々所々の海邊には、稀に有こと也。近江の湖にも有と云。是李時珍が所謂水中の火なるか。或は龍火なるか。唐土にても龍燈と云へり。近世中土の李笠翁の作る一家言に、龍燈の賦あり。詳に龍燈の事を賦せり。

○烏帽子島

芥屋村より七里許沖に、烏帽子島と云所有。周圍五六町有。木多く、畠なし。土島なれ共岩もし。上にも人登る。壹岐島に近し。

○小金丸村

可也の山の北の麓に在。村俗云傳ふるは、民家の後に、熊野權現異國より渡り給時、御腰を懸て休せ給ひたりとて、横三尺、縱四尺許なる石有。底に深く入たりといへり。此石をたふとびて人に踏ませず。又

此時旗を立給ひし所とて、此村の内小山の麓に旗山と云所有。又熊野權現の御舟の先乘して、道ぶみせし御神とて、潮知と名付たる小き叢祠在り。よつて、ひそかに思ふに、彦山流記に、熊野權現は神武天皇と有。神武天皇熊野に入給ふ事、及劔を天照大神より授り給ふと、神武帝の夢に見給ふ事、日本紀に見えたり。傳者の、熊野權現に天降より來り給ふと云も、（此村の傳說も是によれり。）神武帝は日向より上り給ふ故、日向も天降も西方なれば、似たる事也。又三國傳記に、熊野權現天降より來り玉はむ也。先劔をなげ給ふ。其劔の留る所、熊野の神藏と云所也と見えたり。かく其事蹟似たる事あれば、熊野權現は則神武帝ならんか。熊野權現の使をば、烏なりといふ。又熊野に入玉はむとし給ひしに、烏の先に飛たりし事、日本紀に見えたり。又彼作也。然れば此所は則神武帝日向より上らせ給ふ時に、暫休息有し地なるにや。此地日向より上方へ上り玉ふ順路にあらずとも、神武帝日向より豐前を經て、筑前岡の湊に來り給ふ事、日本紀にしるし、岡田の宮に一年留らせ給ふ事、舊事記に載せたれば、爰にも來り給ふなるべし。村中にも熊野權現の社有。今村民の云傳ふるにまかせて、猥に鄙意をのべ侍る。此所の枝村に、親山と云所有。其内に大なる石窟有。南に向へり。奥に入こと三間五尺、横一間、高さ、口にては少し俯して入。奥は頭つかへず。三方は石を疊み、上は大石也。

○可也山

小金丸村の枝村、親山と云村の上に在り。故に俗には、親山といへ共、實には、かやの山也。麓より嶺迄十三町許有。其嶺の廣さ、東西六町、南北一町餘有。此山の嶺の廻りに、小金丸、湯田、御床、諸吉、加也塚の五村有。山のめぐり七葉に別れ、いづかたより見ても同じ形也。遠く望めば其形富士に似たる故に、俗には筑紫の富士と云。山高からずといへ共、其形うるはしく、佳觀とするにたれり。山上より四方を望

むに、景勝れてよし。壹岐島も近く見ゆ。宗祇法師筑紫紀行に、箱崎の海面より、富士に似たる山見え侍る事を書しも、此山の事也。細川幽齋ノ道の記には、早良郡姪の濱の前なる鷲尾山を、（今愛宕山と云へり。）可也山の樣に記し置かれたりといへ共、是は聞傳のあやまりならん。此山をば昔より村民も、かやの山と云傳へ、此邊近き海を、かやの海と云。然ば、かや山は則此山なりし事うたがふべきに非ず。久我より新町の間には、松原を可屋松原と云、其北なる村を可也塚と云も、皆かや山の麓に在故也。かや塚今は誤て貝塚と云。昔小早川隆景の時、此國の檢地帳には可也塚とかけり。

此山に古城あり。小金丸民部少輔良種守れりと云。

萬葉集十五卷、遣唐大判官引津亭舶泊の作歌に、

草枕旅をくるしみこひをれば
かやの山邊にさを鹿鳴くも

引津は此邊にあれば、此詞書を以ても、彌かや山の此所なる事を知べし。此山昔は木山にて、林木多かりしに、小早川隆景當國の主たりし時、悉く伐せしが、是秀吉公朝鮮征伐の時、名護屋の城を營作の材用にせられしにや。然ば昔は鹿も多かるべければ、かや山に鹿を詠めるならむ。今は林木無くして茅山也。

六帖　小野が姉

かやのへはいともかなしき峯の上の
松が枝共に久しきものを

夫木　知家

下をれのかやの山邊に鳴鹿の
さこそみだれて妻を戀らめ

同　爲家

夏ふかきかやのゝ小野のかやむしろ
短き夜半のふしのまもなし

又山上に權現の社有。是熊野權現なるにや。又山の北の半腹、小金丸村の方に虛空藏堂有。少しなる草堂也。古へは大伽藍なりしとて、今に礎殘れり。寺も十二坊有しと云。其舊址も殘り。元和三年、黑田長政公日光山の東照宮に、石の鳥居を造立し奉とて、此山の石を取て、其鳥居を作りて、舟にて南海より

めぐらし、御廟前に立給ふ。其鳥居今も日光山に在。其石取し所は、諸吉村の上に在。夫より山の南、邊田村の東に出して、舟にのせしと云。此山の傍に、今も猶大石多し。（當國警固社の鳥居、櫻井與土器社の鳥居も此山より出たり。）

○可也の海

可也の海は、かや山の西なる入海也。久我、船越の北、岐志の南に在り。此入海勝れたる佳景也。殊に久我船越の方より、北に向ひて見渡したる景よし。船越の西北、龍王社の方より見たる景はさら也。丹後の與謝の入海、武藏の金澤の入海と云共、是には過べからず。凡此入海は芥屋の西南の出崎、野邊崎と云所と、船越の山の坤の方の出崎、鷺の首と云所の間より、東の方すべて一里餘有。されば岐志の新町より西の方、野邊崎の間は海廣して景よからず。龍王の社前と、向の新町の前に出たる背の間、七八町有。是より東の方入海圓にして、山めぐれり。此圓かなる所、海のわたり東西半里、南北も同じかるべし。此間景勝たり。船越より新町の方に、港つたひて行廻る面白し。かゝるめで度所を、古人の歌枕にもらしけんもいぶかし。

○岐　志

芥屋より西南の海邊に在村也。可也海に向へり。芥屋より海上二里、陸行は半里餘有。此所に住吉大明神社有。是を花掛大明神と云。相殿に淀姫大明神、香椎大明神も御座ます。社人の説に云傳ふるは、當昔神功皇后新羅に赴給ふ時、此社の側なる山にて、花を懸て住吉大明神を祭給ふ。依て其所を花掛山と云、後に住吉の御社を立て、花掛大明神と號す。

○南　林　寺（曹洞宗）

岐志の内に在。此所昔金福寺と云寺有しが、廢寺と成、名のみ殘りしを、先國主忠之公、上座郡宮野村八坂と云所に、南林寺とて、昔は眞言宗成し寺の、中比より曹洞宗となれるがありしを此村にうつし、八坂には昔のごとく眞言宗を再造せらる。此寺は丹波國永

澤寺の末寺也。其初に在し金福寺開基の事を尋るに、弘治の比、怡土郡高祖の城主をば、原田越前守隆種、後に剃髮して了榮と云、其嫡子五郎種門、二男三郎繁種、三男次郎種吉、此三人は一腹の兄弟也。四男親種は後妻の子にて、父の寵愛淺からず。然るにこの種親を世繼に立てんと思ひ、前妻の子をうとみしによつて、兄三人父と不和なり。三男種吉は草野永久が養子に成て、彼家に行しかば災なし。兄二人を父のにくむ事甚し。是によつて隆種が家臣、本木民部入道道哲と云者、讒言をかまへ、隆種嫡子種門、二男繁種二人ともに殺害す。其子細を尋に、弘治の比は原田も防州山口の大内氏に屬しけるが、其比大友宗麟近國に威をふるひ、諸家多くは豐後に從ふ時節なれば、隆種老衰となり、近隣に敵をうけては危しとて、種門繁種兄弟父隆種に、大友家を頼み、附屬し然べきかとの内談あり。彼本木入道哲は天性凶惡の小人なりしかば、隆種繁種是をにくむ。道哲彼兄弟、父が氣に合はざる事をかねてしりて、此時を幸と思ひ、隆種へ讒しけるは、五郎殿三郎殿は、大内殿を背き、大友氏に順ひ、豐後勢を引入、御父を討たてまつるべきとの御企、必定叛逆と相見え候間、かねて申上候由、僞りて告ける。隆種老耄し、後妻のうめる愛子におぼれ、二子をにくみけるが、道哲が讒言を信じ、是非の沙汰にもおよばず、道哲に兩人の子共誅すべき由申付ける。道哲はすぐに、其いもとむこ、是も原田が家老、大原備後入道長爲が所に行、しか〳〵の由をのべ、長爲と共に、只今兩人へおしかけ討んと云。長爲道哲が氣色を見て、諫かねて領掌し、用意のためとて内に入、其一子備後廿二歲になりしを近づけ、いそぎ五郎殿三郎殿に參りて此由を告て、只今道哲討手に參るべし。片時もはやく御立のき、草野殿を御頼候へと申入、汝も供してのくべしと云付遣しける。さて道哲長爲兩人、種門繁種が部屋へ押懸けれ共、かねて内通せし故、兩人はゝや落失ぬ。道哲いか

りて、是は長爲が内通して落したるなるべしとて、長爲を打果す。兩人は備後をつれ、草野宗揚は祖父なる故、彼を頼まんとて、肥前の方へ落行んとせしが、壹岐平戸にも一族あれば、彼方へ行んと心ざし、井原村の曾根原より北へ潜行、岐志までのがれ來て舟に乘、壹岐平戸の方にゆかんとせし所に、道哲父子三人、大勢をしたがへ、あとをもとめて岐志に押寄ける。彼二子無勢なれば爲方なく、往寺に籠り、寄來れる討手をさんざんに射ける。中にも三郎業種は強弓の精兵なりければ、寄手の者共多く手負射殺さる。然れども寡はまことに衆に敵しがたく。終には勝まじき事をさとりしにや、兩人打て出、此寺の前なる七反田と云田地にて共に戰ひ、寄手を追散し、終に切腹す。種門は二十二歳、業種は十七歳とぞ聞えし。大原長殊が子備後も、彼兩人と共に戰死す。今に至りて是をきく人あはれを催し、泪をおとさゞるはすくなし。今南林寺の北に井あり。其所に石あり。

是兄弟腰をかけて切腹せし所とかや。是弘治三年八月七日の事なり。隆種其子の罪なきよしを聞、道哲を誅すべしとて、高祖より討手を遣し。池田河原に出向ひ、道哲父子が岐志より歸るをまちかけたり。道哲聞て高祖の方へは歸らず、すぐに早良郡羽戸村に、我が家人ありしかば、彼を頼て行しに、頼みし家人曰けるは、かくして置て後日にあらはれれば、身のとがのがるべからずとて、道哲父子三人をば藏に入置、今夜の曉に飯場越を案内して、肥前へ落し申べし。心安思ひたまへと、ふかくしのばせ置、高祖へ早く使を遣し、此由告やりける。道哲父子共窃に肥前へとこゝろざして落行けるを、高祖勢來て追かけ、道にて父子共に討取ける。凡原田の家老は石井、淸園、木本、大原とて四家ありしが、木本氏は爰に至りて絶ぬ。隆種、兩子の科なくて亡びし事をかなしみて、みづから根悔て此所に寺を立、兩人の位牌所とし、寺領を寄附せり。それ人の親として子を思ふ事、

賢愚によらず、其愛至りてふかし。然れども其心くらくまよひぬれば、かく私愛におぼれ、讒言を信じ、罪なき二子を殺し、恩愛をうしなひ、はぢを當世にほどこすのみかは、其惡名を永く後世に傳ふる事、誠に昏愚の至り。淺ましといふもおろかなり。されば和漢ともに、此ためし古今多ければ、後の是をきく人、父子君臣夫婦兄弟の間、みづから顧て、ふかくおそれいましむべき事にこそ侍れ。原田家亡びて後、寺領もなくなりければ、此寺終に廢絶す。忠之公上座郡南林寺を此所に移したまふとき、田地を寄附し給ひし故、今も寺産纔十石餘あり。彼兄弟が墓所は新町村の内に在。墓は一つ也。墓の前に社有。兩所權現と號す。兩人の墓なる故也。村人共灯をとぼす。其初は社無りしに、寛永の末に、其靈たゝりをなしける故、社を立て神にいはひける。

○新　町

岐志より南に在村也。其初は此所に村里なし。觀音寺の座主此邊を領せし時、元和元年の頃、此所に村を立、新町と號す。今は民屋六十餘軒有。

○姫　島　福岡より十里あり

岐志より西の方に當り、三里沖の海中に在。岐志の野邊崎より二里、島の廻り廿六町五十八間あり。東西八町卅間、南北十二町十二間、今此島に民家卅六戸あり。姫大明神の社有。故に姫島と云。彼姫大明神の社の有所を宮山と云。祇園も同殿にまします。然ば姫大明神は稻田姫の子を云るにや。六月十五日、十一月十五日、祭禮有。里人云、此所の女人昔より難産なし。神助有故なりとぞ。是により姙婦産しやすからん事を、此神に祈る者有。

○船　越

船越と久我浦は、岐志より南一里にあり。此兩村東西は陸につゞきたれど、南北は海ありて海中の洲なり。洲の横一町許、長三町許、久我は東にあり。船越は西にあり。其間家なき所、兩村の間三十間許あ

り。洲の南北の海、北は可也の海、南も亦前原の前迄入海なり。南海は廣く、北海は狹し。むかし此浦の漁人、北風烈しき時は、可也の海より船を引て南海へ越し。南風烈しければ、舟を引て北海へ越しける。是(すなはち)漁のため、風によりて、あなたこなたへ舟を引越ける故、船越と名づく。舟越の民家の西北五町、可也の海のほとりに、山にそひて龍王の社あり。此神靈驗ありとて、鄕民はなはだあがむ。其境地奇絕なれば神靈あるもむべなり。其前に大なる松あり。本より地に伏して、半過より海水にひたれり。奇樹なり。神殿の内に石の玉あり。周九寸、中に白き横理(よこすぢ)あり。龍王の社ある所を龍王が鼻と云。景致最もよし。船越の西なる山のめぐり一里半、海中にありて島のごとし。みな船越村に屬せり。畠多し、水田すくなし。其南に民家少あり。其西の出崎を鷲の首といふ。膽志の西の出崎、野邊崎より東へ退く事半里許なり。

○久我 里人こがといふ。くと、こと音通す。くがと云べからず。宮家の久我氏、城州の久我い里も皆こがといふなり。

久我の本村は、漁人の住める久我浦より少隔りて、北にあり。久我浦の事は、船越の處に詳に記したれば爰に略す。久我に淨德寺あり。曹洞宗也。近世廢寺となる。佛堂猶わづかに殘り、釋迦藥師の木像あり。古畫の佛像あり。又馬の角を納む。長二寸。久我の後數町に寺山村あり。是久我の枝村にしてつゞける地なり。其南數町は海に出たる地なり。邊田村とは又入海を隔つる事數町、久我の本町は西にむかひ、寺山は東に向ひて裏表なり。寺山は御床村と相對せり。昔は邊田の前の入海、北の方十町許、加也塚邊迄通せしが、近代はやうやく新田となるゆゑ、寺山と御床の間も半は田となる。久我寺山の地、今も三方は海にて、一方陸につゞけり。久我は東西に入海ある故に、加也の山にのぼり望めば、西のふもとに入海二、東西にかさなりて見ゆ。凡野北芥屋の海濱、

麻に岐志、久我、舟越、寺山、邊田、御床の入海、めぐらかして佳境なり。又久我寺山の前より、北に望めば竹䑓山見ゆ。上に山二顆あり。めだけおだけと云。其ひがしのふもと加也崎村なり。

○御床村

此村可也山の西のふもとに在。久我村の枝村寺山と云所より相對して、海を濟たる村也。村の名を御床と號せしは、昔御笠郡の觀世音寺建立の時、本尊にせんとて、中華より阿彌陀像を渡す。其佛の下に敷し寶の床を、此所に留し故、御床と云。其敷がねは、長四尺三寸五分、横三尺六寸、厚さ二寸二分有。鐵にて作りて、今に志々岐大明神の社の傍に、草堂を作りて是を置り。其阿彌陀の像おそく來りしかば。こなたにて本寺を作りし故に、觀世音寺の脇寺となれり。天正十四年、御笠郡岩屋陣の時、薩摩の兵、其阿彌陀佛を盜取て鐚に鑄ける。所謂、阿彌陀鐚は是也。赤銅也。此所に志々岐大明神の社有。是は阿彌陀を、中華より船に積來りし時、海上風濤荒く、甚危かりし時、五島の志々岐大明神を舟中に勸請して、風波の難を遁れん事を祈。其難なく歸しかば、此地に其社を立しと云へり。志々岐大明神と云へるは、日本武尊の御子、十城別王の御事也とぞ。肥前國下松浦大明神是なり。志々岐の神に從五位上を授けられし事、三代實錄四卷に在。此村及久我、舟越、新町貝塚、邊田、昔其時觀世音寺の領地也。此村の近邊に觀世音寺別當の墓所有。村人は宗賢塚と云。久我、舟越、新町も昔は御床の内也と云。（久我村の枝村寺山と云所に觀世音寺別當代々の位牌有。臨江寺と云。）

○邊田村（海濱にある故に名づく。へたとは海濱をいふ。）

可也山の西南の麓に在。怡土郡加布里村と相向て、其間に入海を隔つ。此入海は可也の海の南に在て別なり。入海の長さ、船越の西番の首と云出崎より、東南前原まで二里あり。可也の海と此入海の間に、久我舟越の海の中道をへだてたり。

○新田村

前原村の北に小村有。元和四年、國主長政公、斥地を開て、田となさしめたまふ。ゆゑに新田と號す。家臣菅和泉正則をして、其事を監察せしむ。故に其邊にある川を和泉川といふ。

○潤　村 金水觀音　平等寺址　臼杵塚

福岡より此所迄四里有。前原は是より半里許西に在。此村の通路に土師と云所有。初は潤村の本名を土師と云しとかや。昔此所に平等寺と云禪寺有。大寺にして宅地方一町有とかや。大友氏尊崇の寺成しが、今は亡びて其址さへ定かならず。其寺に在し觀音、今猶存して土師に在。鐘は今聖福寺に在。故平等寺には寺領も多かりしと云傳へたり。又金水の觀音とて、初は潤の本村に在し佛をも、土師に移せり。土民の云るは、此觀音は日本三體の觀音と云傳へり。一には京都清水寺、二には筑前金水、三には肥前國赤水也。佛體は奇楠香にて作たる物にて秘佛也。かく名有佛なれば、邊鄙にあれ共、遠近より詣参る人多し。觀音堂の在所も、則平等寺の寺内也しが、當昔は觀音堂の前に、山茶を植たる塚有。是は臼杵進士兵衛鎮氏の墓所也。今は海石榴も枯、塚もなく、其地分明ならず。此進士兵衛は大友氏の家臣にて、志摩郡の政所職を勤、柑子岳に在城せしが、高祖の城主原田彈正少弼隆種入道了栄の勢有を猜み、私のいかりを以て、常々是を亡さむと謀る。然所に元龜三年正月十六日了栄宿願の事有て、今津の毘沙門に参詣しけるを討んとしけれ共不叶。是を口惜く思ひ、同月廿八日、柑子岳に打出、原田か所領打通りける。原田方より此由を聞、大勢にて打て出、池田河原にて散散に戰ひけるが、臼杵進士兵衛打負て、泊り城に亂入むとす。土師の平等寺まで落行しを、高祖勢寺中に亂入て攻ければ、進士兵衛鎮氏を始とし、扈従廿八人同時に腹を切てけり。進士兵衛が首を、西浦八郎と云者打にける。志摩郡の士共、或は討れ、或は

落行ければ、軍は爰にて止りける。斯て進士兵衛の墓を平等寺に築て、其印に山茶を植て、臼杵塚と名付しとかや。

○波多江

舊記曰。志摩郡波多江庄は、本は波多部と號す。天長三年八月十四日、改之波多江と號す。上代は此所迄海邊にして、西山岸根に至る迄入海成しが、後世に至て埋て田と成れり。此所は元は怡土郡の内也。寛平八年、志摩郡に屬す。天喜三年八月、多久篠原を割て怡土に入らる。原田種直が弟、三郎種貞初て此所に住す。依之其氏を波多江と稱す。種貞より代代波多江に在。今に波多江村の内に、丹波屋敷と云所、今は田と成て楠松など猶殘れり。種貞より廿四代の孫、波多江小次郎種則、原田了榮に仕へけるが、原田信種、天正十五年、領地沒收せられ、筑後黑木に行し時、種則も筑後にて領地少し給り、佐々陸奥守成政が與力となる。成政殺害の後、肥後を立て小早川隆景に仕ふ。隆景の子秀秋の時、彼家を出、怡土郡長野郷に住す。今に其子孫猶筑前に在。

○馬場

六所權現の社有。六所と云へるは、八幡大神、神功皇后、武内大臣、熊野三所也。其社は林の中に在。所から物ふりて、宮作も頗るいかめし。九月廿八日祭禮有。流鏑馬も行はる。古へは志登大明神をこそ、志摩郡の惣社と崇祭しが、近き比より此六所權現を、志摩郡の惣社と崇侍る故、祭禮の折節は、遠近より詣來る人多くて殊に賑し。又此村に古城の址有。志摩城と號す。是大友氏の家臣、古庄能登が居たりし城也。後に馬場越後と云し者も、在城せしともいふとかや。

○泊村

此所と由比の間、昔は潮入しが、元和四年に、由比村に墾田（こんでん）出來てより潮入す。古へ此所にも唐舟着しと云傳たり。泊と云へるも、是によりての名なるべし。

田の字にも姫浦、長浦・柚木浦、帆柱などゝ云所有。皆海濱にありし名也。

○大日寺

大祖山と號す。泊村に在。今は寺はなくして、大日堂のみ殘れり。相傳へて云、天慶四年、釋光勝（空也上人）爰に來て創立せりとぞ。大日像大きなる佛體也。怡土志摩五佛の一也。（五佛の事前に記す。）此大日寺の傍に、鉢たゝき數十人居らしむ。是空也上人所化の遺孫也と云。今其名をすべて大日と云。當昔は專九品の念佛を修せしが、今は唯歌舞を以其業とし、四方に遊行して、淫席の音樂をなし、俗を悦ばしめ、人に餬（もら）ふ。又傀儡の舞をもなさしむ。是國中にては高屋栢木の念佛、聖福寺の寺中などいへる類也。正月廿八日、九月廿八日、大日祭有。霜月十三日空也祭をなす。

○板持村

村中に老松大明神の社有。九月廿三日、祭禮を勤む。毎年宰府の社家二三人先來て祭事を勤む。神輿は太郎丸まで御渡有。古は此村も宰府天滿宮の神領なりし故、此例有とかや。寺あり、莊嚴寺といふ。

○婦夫石

吉田村山上七分許に大岩有。其色白き事雪のごとし。高さ三間、長中間横一間許あり。南石別れたりといへ共相つらなれり。遠く見る時は分たる様に見えず。民俗是を婦夫石と號す。

○津和崎石窟

津和崎村にあり、前の間入り二間五尺、横四尺、右入口也。奥の間高一丈、長入一間五尺、横九尺、三方は大石をたゝむ。入口より奥迄四間三尺五寸有。

○大蛇（おろの）島

此島は西浦より亥の方十三里海中に有。島の周り廿六町、南北の長さ十一町、東西五町十八間あり。所によつて異る。おろはおろちなり。大蛇と云。昔は此島に大蛇有し故此名有と云傳へたり。今も蛇蠍の寄りし穴など多しと云り。此島に宗像大神の社有。又

國主より非常なる異船の來るを察せんため、島守を置給ふ。其番所あり。島民の數は百人にもたらず、小邑也。國君より時々此島に罪科あるものを放流したまふ。忠之公の時よりしかり。

筑前國續風土記　卷之二十三終

筑前國續風土記　卷之二十四目錄

筑前國續風土記 卷之二十四

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田直定 校正

古城古戰場 一

那珂郡

○博多古壘

古より此地は唐船來着の要津なれば、民家多く、繁榮の地にて、殊に異賊襲來の防禦の爲に、屯營を多く置れたる所なれば、四方に要害を備へたり。北一面は皆石壁也。是は上古より有し石壁にて、弘安の時修補せし也。此故に博多を名付て、石城府と云。妙樂寺を石城山と號せしも、彼寺昔は海濱に在て、前に石壁有し故とかや。東は神の湊の入海迫りて、西の方那珂郡に通れり。此地昔は警固の官人ありて、其館もありしかど、今何れの處と知れがたし。南の方矢倉門と稱する邊は、中古太宰少貳の宅地にて、當時樓門ありし故に、今も其處を矢倉門と稱すと云へり。西は又今の湊橋より瓦町の裏に通りて隍あり。今も片原町の内に殘りて櫛田の社の後に通れり。又其南の郭外には、深き隍有て東西に通りしを、房州堀といふ。近古大伴の一族臼杵安房守鎭續といふ人、博多に砦を構へし時ほりしといふ。今はあせて田となりぬれども、其跡猶いちじるし。其時に築ける土堤も今猶殘れり。昔宋朝の末に、蒙古の國王北狄より起り、世を經て後、終に中華を攻したがへて、國號を大元と改む。是を元の世祖皇帝とす。我朝龜山院文永八年にあたれり。世祖位に即し初より、度々日本に書翰を渡し、貢物を捧ぐべきよし告來りしか共、我國よりは返翰にさへ及ばざりしかば、元の世祖甚怒りて、兵船を催し、忻都と云者を大將として、本朝文永十一年十一月對馬島に攻來る。筑紫の武士等壹岐にて防戰ふ。此時博多にても防戰あり。蒙古の軍法亂れて

調らず。其上糧だに盡ければ、筑紫の海邊處々濫妨して歸りぬ。其後杜世忠と云者を使者として、日本に渡す。我國又返答に及ばず、杜世忠をとらへて是を殺す。是よりして蒙古の軍兵、又攻來る事もや有らむとて、其備をなさしめらる。扨博多の海邊より東は箱崎、多々良潟、西は鳥飼の海邊、姪の濱、生の松原、今津に至るまで石壘を築て、海面は急に一丈より高く、此方はのべにして、馬に乘ながら馳登り、賊船を見おろしてさげ矢に射るやうに拵えたり。此石壘修理の事など、鎌倉より催促せし文書、當國所々に今に殘れり。長政公入國の初迄は博多、箱崎、福岡の海邊に、石壘猶所々殘て有しに、慶長六年福岡城の石壘を築く爲に取用て、今は無し。如斯昔は博多の海邊に石垣有しかば、海東諸國記に博多を石城府と云よし記せるも、此故成べし。斯て本朝の弘安四年正月元世祖皇帝日本を攻んとて、阿刺罕范文虎洪茶丘李庭張拔都等を將として、士卒凡十萬人を渡す。

其折節高麗王賰も中華に參勤せしが、高麗國の兵を中華に加勢して、日本を討んとこひて、兵を調て日本に渡す。中華高麗の軍兵都合十餘萬人、數千艘の舟に乘來る。（高麗王加勢の事、元史及東國通鑑に見えたり）阿刺罕は路次にて病死す。范文虎等が軍評判まち／＼にして一決しがたき故、漸七月に蒙古の兵船并高麗の加勢皆日本の地に着き、志賀島殘島まで寄來る。日本の軍勢共、待かけて合戰する所に、閏七月一日（元史には八月一日とす。和漢の暦閏月の不同なるべし）大風吹て、蒙古の船多く破損し、士卒多くおぼれ死す。同月五日、范文虎等の諸大將は、纔に殘りし堅固なる船七八艘に取乘て逃歸る。其餘の軍勢は鷹島（元史には、五龍山とかけり。すなはち支界島なり。八幡愚童記には五龍山なのせず。鷹島とかけり。俗説に百合若大臣支界が島に居られし時、みどり丸といふ鷹をかはれしが、後にはみどり丸を神に祝ひて、支界島の產鎭として小鷹明神と號す。此故に支界島を八幡愚童記に鷹島と號せしにや。又肥前の松浦郡唐津の東にも鷹島といふ島あり。）の下に漂ひ、或は大波に打上られて居たりしが、其内破船を繕ひて、蒙古高麗人共多く逃去ぬ。殘る者共は、粮さへ盡て飲食せざる事、三日に及ぬ。されば諸人相談し。張百戶

と云者を蒙兵の將として、彼が下知を聞く。さて木を切り舟を作りて歸らんとする所に。同七日に筑前の兵、太宰少貳三郎左衛門景資を大將として、兵船數百艘に取乘て、鷹島に押寄て攻ければ、蒙古高麗人戰負て討るゝ者多し。打殘されし二萬人をば、日本の兵是を生捕て、同九日博多の那珂川の邊にて、悉く切殺す。右此事の事元史の日本傳并元史、通鑑綱目、八幡愚童訓等に見えたり。太平記等に書しに、蒙古の敵に大に向けり。八幡愚童訓に曰、弘安四年[illegible]、七月晦日[illegible]乾風大に吹て、閏七月晦日賊船悉く漂沒して流む。大將に逃去、相殘る兵共渡におぼれ礒に上りて、屍を積るがごとし。死人共[illegible]て、彼是なつゝに相似たり。鷹島に打上らるゝ者の[illegible]生捕千人あまた、として[illegible]居たりしが、[illegible]をとおくさりて、七八艘に[illegible]押出す所に、少貳三郎左衛門景資等舟にて押寄たり。[illegible]共今は叶はずとて、或は自ら[illegible]て死し、相殘る賊千餘人降を乞ける。悉く那珂川のほとりにて首を切ける。其内于閶、莫青、吳萬五と云る三人をゆるして、此趣を語れとて本國に歸らしむ。此時高麗の兵も、元朝の兵の加勢に來りしかば、今に至るまで世俗に蒙古、高句麗とて、恐しき事に語り侍るは、此時の事をいふなり。蒙古をむくりとよむは、もうこと通ず。りは下のこくりに對せり。高句麗は則高麗の事なり。高句麗をこくりとよむは、音の相通也。蒙古、高句麗をむくり、こくりとよむは、康富の記に見えたり。是を考へずして、蒙古國裏と書く人あり。誤也。其時殺せし高麗人の屍を、怡土郡高祖村の近きあたりに埋め、其爲に寺を建つ。高麗寺是也。今寺はなくして、其址のみ殘れり。高麗寺有し所なる故、村の名とす。今も高麗寺村あり。又高麗寺の近村三雲村にも、其時高麗人の首を埋しとて大塚あり。蒙古此軍に負て、十萬の兵皆死したりし故にや、重て日本を攻す。賊兵來る事なし。されば五雜組と云る明朝の書に云く、元之盛時、外夷朝貢者千餘國、可謂窮天極地罔不賓服、而惟日本崛強不臣、阿剌罕等率師十萬往征、得返者三人耳。是を以て見れば、元の時諸夷皆元朝に隨ひしかど、唯日本のみ唐土に臣とならず、此後博多津の警固要害の營作怠らず。此時博多警衛催促の文書、國中所々にあり。一書に云。

筑前國役所博多前濱石築地築損之事、今年正月

廿五日、御敎書案如レ此、早任下被ニ仰下一候旨上向ニ役所ニ云ニ破損ニ云ニ加作ニ可レ被レ終ニ其功一候。仍執達如レ件。

正和五年二月十二日

少貳筑後守妙惠貞經在判

榊定禪地頭殿

是花園院の御時、鎌倉將軍御敎書の旨を以て、博多前濱石築地修補をなすべき由下知の狀也。其後天下亂國となり、九州には殊に合戰止む時無りしかば、博多も回祿に及びしとかや。天文十七年にも、博多炎上しぬ、永祿十二年五月十三日、此所にて大友宗麟の勢と毛利元就の兵と合戰ありしが、大友はもとより博多に在陣す。中國方の軍勢は立花山を下り、箱崎松原に備を立、足輕をかけて津内を放火せしとなむ。かく度々に焦土と成しかば、民人各安住せず。民のかまども數へりて、其後は有か無かの如く成りしとかや。

○龍神山城址

安德、山田、梶原、三村の堺に在り。安德天皇岩門に御滯留の時、警固せし武士の居たりし城と云。

○一の嶽古城

一ノ瀨村に一の嶽といふ古城あり。本丸の址方三段許高さ十町餘山上に在り。是は昔九州の探題千葉氏の居城成しとかや。近世は筑紫上野介廣門が出城成しと云。秀吉公未だ九州を征伐し給はざる前は、當國の内も島津方、大友方とて二に分れ、互に戰爭止む時なし。中にも岩屋、秋月、筑紫、鼎の如くそばだち、各出城向城をかまへ、度々所々にて合戰に及ぶ。然れ共筑紫家は立花と由緒有ければ和睦を調へ、高橋紹運の子、彌七郎統增を筑紫が聟とすべきとの約諾にて、天正十四年卯月岩屋へ輿入婚禮あり。秋月此由を聞、然らば以後は種眞が身に於て難儀出來べしとて、薩摩へ使を立て、筑紫高橋を亡すべき由申入ける。依之、島津圖書頭、伊集院右衞門大夫兩將に

て出陣し、天正十四年七月八日、廣門が館へ取かけ攻敗る。又勝尾の南、高取の城をも攻落し、廣門を勝尾の城に追上げ、難儀に及びし所に、廣門が詫言により下城を免し、親族悉く園邊と云所に引下し、其後筑後三猪の大善寺に押籠め、番を付置たり。扨又同月十四日、薩摩の士高城宮内左衞門、松木治部丞、秋月家人上野伊賀守、一千餘人の勢を率して、那珂郡岩門の郷に發向す。是は筑紫廣門が家人園部財部の者共、寶滿の城には籠らず。山田河内守を將として五百餘人鶴尾の城下に大石を疊み、上には大木を横たへ、城戸を構へて一の嶽の城に立籠る。依之、薩摩の者、寶滿落城せざる内に是を攻落し、後を心安して、立花の地に取懸らんが爲也。高城松木は攻手にて、上野伊賀守は案内者とぞ聞えし。押行道筋にも、牛頭など云所に、筑紫が端城ありと云共、早明けのきたれば、何の妨もなく、不入道村猫嶺と云所まで押寄て、四箇畑を悉く放火し、次第〳〵に攻近づく。城内の兵共は、勢の程を見せじと、鶴の尾の木陰に隱れ居て、所々より遠鐵砲を打かけて時を移す。高城松木是を見て、敵は聞しよりも小勢なりと見ゆるぞ。かさに廻り、一あてあてゝ見よとて、馬手の谷間より山陰を廻り、敵の弓手より横谷に懸て鬨をどつと作りければ、鶴の尾嶺を堅めたる筑紫が家人等、敵のかさより廻るを見て、後を包まれては叶はじとや思ひけむ、皆本城指してぞ引上りける。かゝりければ、薩摩の軍勢は鶴の尾に向陣を取けれ共、一の嶽は山高く、石峻しくて、容易く攻上る事なりがたければ、如何せんと山を見上たる許にて、日既に暮ける。其夜半ばかりに、筑紫勢とても叶ふまじとや思ひけん。肥前を指して落行けり。一の嶽の城には、秋月氏の家人共を置て守らせける。かくて廣門は囚となり、筑後の大善寺に居たりしが、生虜となり、薩摩に行む事無念也。是より逃て、一の嶽の城に、秋月の者共籠居るを攻取り、來春秀吉公の御下を

待ち世に出むと思ひ、ひそかに人數を集めけるに、雜兵共に七八百人も有しかば、薩摩の者共宿直しける所を、不意に取かけ追散し、其後一の岳に押寄せ、秋月の兵共を攻崩し、城番の將兩人を初め悉く討取、異儀なく打入、則一の岳に在城し、在々より兵粮を取寄せ、再勝尾の城に還住しける。秀吉公より黑田孝高に給る御書に、筑紫居城取返候由申越候、尤の仕合に候と有は、此事成べし。一の岳の下。五ケ山に入る谷間の上に、平なる小山あり。御所原山と云。是一の岳の城主の宅有し所なるべし。此一ノ瀨村に頭風山南林寺と云禪寺の址あり。今は民宅となり、其後の高き所に、探題千葉氏の墓あり。大杉を印とす。又龜の尾城の址あり。是は大友家の旗下麻生民部少輔が居城なりしと云。

○天浦城址

下白水村に在り。昔島鎭慶と云る者の居城成しとかや。當郡一の瀨村の上、一の岳の端城なりと云。堀の跡あり。

○古野古城

三宅村の後の山より、東の方に長く差出たる尾崎なり。下なる田地よりは、高さ十四五間あり。南北に淺き谷あり。谷より山上まで八九間ながら、屛風を立たるが如し。東の尾崎も亦如此。西の尾つゞきの所少々堀切あり。其上は二段餘、碁盤の面のごとし。山上より海上はるゞ見渡し、當郡、御笠郡、糟屋郡など、山々里々一望の內に在て、勝景の地なり。亂世の時、小身の士、要害に用ひし所なりと云。其名をも城が尾と云。百年前には、的野主税入道了心と云者居たりしと云傳ふ。

○老林古城

別所村にあり。龜の尾の出城なりしと云。

○鷲岳古城

南面里村に在り。是昔大友氏の家臣大鶴上總が居城の址なり。上總初めは大友宗麟の小臣なり。宗麟九

州に武威を振はれし時、家中に勇士猛將は有しかども亂世にて僻地なれば、禮法を知れる者なければ、上方に遣はし、和禮を習はせ、家中にも教たく思はれけれ共、亂世なれば人多く上せてあしかりなん。小臣の中より才ある者を一人遣はすべしとて、大鶴九郎と云者を選び出し、都に上せられけるに、此者才覺ある器量成しかば、都に上り三年逗留し、伊勢氏に逢て和禮を學び、其外猿樂の事、刀劍の目利まで習ひ得て歸りける。宗麟不斜悅び、其恩賞として筑前那珂郡の内にて、岩戸、河内、三百町充行、九郎を改て上總と號す。其後岩戸へ入部し、一城を構へんとて其地形を選びけるに、此山は高山にて要害能しとて、頓て城を取立、鷲ヶ岳と號す　上總後に髮をそりて宗雲と號す。（宗雲の事、并其墓に記す。）其比此邊大友方には、早良郡荒平城に小田部紹叱、那珂郡には此鷲ヶ岳の大鶴あり。天正七年十月廿四日、龍造寺隆信、其身は肥前に在ながら、筑前に兵を遣はす。先、那珂郡には大田兵衞を將として三千餘人、肥前神崎郡坂本より筑前五ヶ山の奥大野の里へ打越、鷲ヶ岳の城を攻んとて南畑里へ陣を取たりける。斯て筑紫右馬之助廣門も、大田と一手になり、鷲ヶ岳の城を攻けるが、此由を御笠郡岩屋の城主高橋紹運聞傳へ、大鶴を救はむ爲に鷲ヶ岳の後詰し、山田山に陣取て隆信勢と對陣す。大田筑紫無ては鷲ヶ岳の城を攻るとも、何人有てか後詰すべきかと心安思ひし處に、紹運かく後より寄來ければ、案に相違して、いや／＼岩戸の長陣無益なりとて、大田は肥前に引入ける。然共筑紫廣門は引とらず、十一月十五日まで足輕を出し、日々夜夜の迫合あり。是は紹運を岩戸につり留置、岩屋の城を秋月種實に乘取せんとの約束なりければ、秋月の士江利内藏助、長谷山民部、内田善兵衞、板並左京等五千餘人にて、岩屋表へ打出る。岩屋の留守居、屋山中務が方よりかく／＼と注進したりければ、紹運岩戸を引取けるに、筑紫勢六千許にて付來り、危かりけ

るを、成富左衛門、土岐大隅、荒川隱岐、荻尾麟可など云勇士等、御笠郡大利の邊にて返し合せ、筑紫勢を半途まで追返しぬ。其隙に紹運は岩屋に引取る。紹運家人高橋越前、土岐大隅、福田民部城中の屋山が勢と一に成て、秋月勢四千許高尾山の麓まで詰寄たるに打向ひ、火を出してこそ戰ひけれ。秋月勢の若干うたれて夜須郡へ引退く。かゝる所に戸次道雪は、湯の浦山といふ所に、出陣して居られしが、岩屋表に合戰有と聞て、一騎がけに馳來られけるが、筑紫勢取て返し、紹運の勢と戰ふ所に、道雪水城川原より筑紫勢の後に打出、鬨をどつと上ければ、筑紫勢一支もせず、直違に上の古賀長岡を馳通り、肥前養父郡に引入ける。かゝりければ大鶴は虎口の難をのがれ、城を堅く守り居けるが、同九年に筑紫廣門に龍造寺が士高木、大田など云る者相加て、其勢四千五百餘人、此城を攻んとて、さしもけはしき東坂を只一息に登りて隙なく仕寄をつけ、夜晝のさかひもなく鐵砲をつるべ放せめければ、城中こらへかねて、廣門方へ城を明渡しける。

○猫嶺城址

不入道村に在り。山田兵部丞と云し者居たりし城なりと云。

○虎ヶ岳城址

五ヶ山の村、綱取村の境内に在り。城主不詳、麻生氏の端城なりと云傳ふ。

○城ノ腰城址

上梶原村に在り。昔の城主詳ならず。

○諸岡原

諸岡村の境内に在り。建武三年三月一日の合戰に、太宰少貳一男能登、同人庶子彦次郎貞廣、此諸岡の戰場に於て討死す。

席田郡

○稻居塚古城

上月隈村に在り。又別所山共云。郡士安河内筑前守

と云者居たりしと云。或は云、立花の端城にて、戸次治郎兵衛と云者籠りしと云。安河内筑前守の遺孫、今は糟屋郡四所村の農人となる。

御笠郡

○竈門山城

此城其始を尋るに、恰土郡高祖の原田泰種が二男何某、初て筑後三原郡高橋に住し、其邊を領す。依て高橋氏と稱す。建武年中、足利尊氏筑紫に下り大軍を起し、郡へ攻上られし時、菊池を押へむ爲、仁木義長、一色入道、高橋光種を九州の三檢斷と號して殘し置る。義長は上洛して、後に一色、高橋兩檢斷たり。光種其領地高橋に城を構へて居たりしが、其子孫相續して在城す。豐後の大友親世の時に當て、九州の諸將多は大友の幕下に隨ふによつて、兩檢斷職衰勢を失ふ。其後一色は絶て、高橋許殘れり。高橋も大友に隨へり。天文の初、高橋三河守長種、筑後國高良山の僧を殺害せしに、其怨靈夜な〳〵來りて眼に遮りけるが、程なく病死して、家を繼べき子なし。一說、西國太平記に曰、光種七代の孫武種、其弟妙印と云山伏と不和の事出來て戰ひ、是を殺す。妙印怨魂となり、武種を取殺し、高橋の家斷絶す。其家臣大友に此由を告て、養君を乞しかば、大友義鑑の計ひにて、其一族一萬田左京大夫親敦が二男右馬助に、長種が遺跡を繼しめ、高橋三河守鑑種と名乘らせ、筑後國高橋の城主とせらる、鑑種後に寶滿の要害よきを知て、初て竈門山の城を築て爰に移る。是此城の濫觴なり。岩屋を以て端城とす。所領も多くして、凡大友一門の中に、鑑種に超る人無りしに、大友義鑑の子義鎭、後に宗麟と云。無道の人なりしが、鑑種が兄一萬田彈正が妻の容貌美なるを見て、是を得む爲罪なき彈正を殺されしかば、鑑種恨を含で、永祿十年春の比より大友に背き、毛利家に心を通じ、此山を根城とし、岩屋寶居を端城として兵粮を籠め、六月初より專謀叛の色を顯しける。此よし豐後に聞えければ、討手として戸次丹後守鑑連、臼杵越中守鑑速、吉弘左近大夫鑑理、數萬の勢を率して、七月七日太宰府へ押寄せ、散々に攻戰ひ、臼杵

越中守一手を以て岩屋の城を即日に攻落し、頓て三將寶滿の城を取卷けり。此山は九州に類ひ少き高山なる上、城の四方險岨にして屛風を立たるが如し。且石を疊みて築上し其上に屛をかけ、矢挾間を繁く、切ならべ、矢石鐵炮を打出す事隙なければ、寄手數を盡して討るゝばかりにて、攻べき樣も無りけり。さらば術を廻らし、重て攻べしとて悉く引下り、麓に陣をぞ取たりける。鑑種久敷謀叛の志ありける故にや、城の構へ堅固なれば、近々に落べしとは見えざりけれ。其後毛利家より鑑種を救はむとて、兩度まで助勢出しけれ共、旅勢なれば思ふ樣に働成り難くして、永祿十二年十月、毛利家の勢中國へむなしく引て歸りける故、今は助勢の兵もなく、久敷籠城して兵粮盡き、餓死を待ばかりなり。然るに大友の親族一萬田一類は、皆鑑種が伯父從弟なりしかば、此人々を賴て種々詫言し、一向降を乞ひ、一命をのがれんとす。宗麟さらば、一族の者共に對して命を助くべしとて、寶滿の城を明させ、高橋が領地悉く沒收し、豐後國規矩郡の內にて、所領を與へて置れけり。鑑種秋月種實が二男元種を養子とし、豐前香春の城に居らしむ。鑑種剃髪し、宗雲と號し、後には是も香春城に住す。

鑑種沒落の後、寶滿岩屋は險要の城郭なり。大將無くては叶ふまじと、豐後に評定ある由、高橋家譜代の士高橋越中を初め、屋山、北條、福田、伊藤、成富、萩尾等聞て、豐後府內に伺候し、城主の事を宗麟に乞ければ、吉弘左近太夫鑑理が二男彌七郎鎭理を鑑種が嗣と定め、姓名を改め、高橋主膳兵衛鎭種と號し、後剃髪して紹運と云、寶滿岩屋の兩城の主として守らしめ、其邊の舊領を與へられしが、立花の城主戸次道雪と同じく二心なく、大友に隨ひ、數年籠城して、終に薩摩に降らず、節義を守りしが、天正十四年七月、薩摩秋月其外近國より大軍を集て攻ければ、紹運はげしく防戰せられしか共、小勢故防兼て、終に七月廿七日自害せられ、岩屋落城す。岩屋合戰の事は、詳に岩屋の所に記す。其後秀吉公聞給ひて、九州一の義士なりと譽給ふ。薩

摩勢既に岩屋の城を攻落し、紹運自害せられしかば、翌廿八日早旦より寶滿の城によせ來る。兼て寶滿の城の押へに置たりし有智山在陣の勢を合て三萬人を二手に分け、一は追手松尾坂より攻上る。一手は愛嶽の取出を乘破て、講堂の南の尾崎より競上る。城に籠る所の紹運の子統增家人及び筑紫が家人共、岩屋落城を親(まのあたり)に見て力を落しける。岩屋落城、紹運切腹の上は、寶滿の城早々渡し候へと、島津方より云遣しける。元來寶滿は筑紫と相持の事なれば、互に心和合せず、此小勢にて彼大軍に敵せん事成がたしと思ひ、統增を無事に立花へ送り屆給はば、和談も仕べし。左なく候はば當城を枕とし討死すべき由答へける。薩摩の兩將の返事に相違あらじと、誓紙を以申越に付て、統增を下城せらる。然るに敵方より約束相違して、統增をば生擒とし、肥後國吉松と云所へ遣し、番を附置、紹運の妻をば筑後北の關まで遣しける。其後統增及其妻は囚となり、薩摩へ連行、新答院の内、麥島と云所に押籠め置けるが、翌年秀吉公薩摩へ入んとし給ひし時、島津降參せし故、立花左近將監より薩摩へ使を遣しければ、統增夫婦を免し遣しける。さる程に寶門山陣屋に火をかけゝれば、餘煙佛堂坊舍に燃付ける。是を防がんとする山伏數十人打殺され、其外疵を蒙る者多かりけり。岩屋寶滿の兩城既に沒落しければ、秋月種實寶滿城を請取ける。

○内山太宰少貳城址

建武三年春、菊池掃部助武俊は、下座郡三城の湊にて、少貳太郎賴尚に打勝、物初めよしと悅び、賴尚が父貞經入道妙惠が籠りし有智山の館に押寄せける。少貳宗徒の兵共をば賴尚に付て、其勢過半千年川の邊にて討れぬ。斯て又二百餘人の勢を分って、將軍の陣へ遣しける故、城には纔三百人にも足ざりければ、菊池が大勢に唯今攻落されぬと覺しに、城の要害堅うして切岸の下に敵を直下して、防戰ふ事三日に及

べり。去れ共菊池荒手を入替へ〳〵、夜晝のさかひもなく攻ければ、城中の兵或は落失、或は寄手に降り、敵を城内に引入ければ、今は叶はじとて、少貳妙惠を始として宗徒の兵百餘人、腹掻切て失にけり。妙惠が末子宗應藏主と云禪僧、薪を集め父が死骸を火葬し、其炎の中に飛入てこそ死にけれ。妙惠が子筑後守頼尚、相續で太宰小貳たり。應安七年三月、足利義滿菊池を討むとて筑紫に下り、太宰府に入給ふ。菊池は引退て高良山に陣取、其後暫く降參し、九州治りける。此時筑前肥前は少貳が本領なればとて、小貳頼資に賜はる。嘉吉元年赤松性具亂を起せし時、少貳嘉頼も赤松に内通しけるが、赤松亡びぬる事を聞き、其罪を謝せんとて上りしに、大内助持世を大將として少貳を追討せらるゝ由を聞き將軍に叛逆し、道より取て返し、嫡子を大將として、豐前小倉に、大内が守護代丹尾加賀守居たりしを追落しける。かくて少貳は中途に出で大内と戰はむとせしが、急ぎ宰府に引退き、有智山の城に籠りける所に、少貳が後見の若山備中守心替りし、本城の木戸を内より閉たりしかば、少貳城に引籠る事叶はず、其後は纔貳百人許にて肥前を指て落行、生の松原邊にて菊池肥後守持武に行逢ひ合戰せしが、少貳打負危き命助り、對馬を指して行ける。筑前肥前は大内に賜りぬ。其後少貳嘉頼舊地に復せんとして、兵を擧て上松浦に至る。大内氏此由を聞、迎へ討て是を敗る。其子教頼奔て對馬に歸る。嘉頼死て其子教頼跡をつぐ。應仁元年、教頼又對馬の兵をひきゐて來り、水城の邊まで打入けるに、大友氏及大内の代官に討敗られて死す。對馬島主宗盛直も、亦從て敗沒せり。文明元年の春、教頼が子筑前太郎頼忠は、對馬島主宗貞國を深く頼み、先亡の餘類共を招き集て、己が本國を覆さむとするに、山鹿、秋月、麻生、原田、草野、長野以下是に與しければ、少貳此勢を合て太宰府に押寄せ戰ひける。大内が目代新井彌四郎廣貞、忽に

一戰に利を失ひて城を落しかば、小貳太郎筑前を即時に打隨へける。斯て本國を取返しける。後暴逆甚しく、國人皆背しかば、大内義隆より秋月、原田、山鹿、高橋、宗像等に命じ、七千餘人少貳が城に押寄せ、一日一夜攻戰ひ、程なく少貳を追出しければ、少貳は肥前に引退き、合力の勢を待ける處に、龍造寺肥前守彼を佐賀城に捕へ置ける。かゝりし後、少貳が家亡びて、筑前肥前殘らず大内に隨ひける。

○升形城址

大石村の境内なり。愛嶽と同山別峰なり。是を愛岳に比すれば、小く低し。此城は高橋三河守鑑種が端城なり。後には高橋紹運の端城とせられしにや、此城の後大石村の上に、紹運屋敷とて其址あり。

○米山古城

由須原村と穗波郡山口村にかゝれり。此城は高橋紹運の取出の城なり。

○大野城址

日本紀を考ふるに、天智天皇四年、達率憶禮福留達率四比福夫を筑紫國に遣して、大野及び椽の二城を築せ給ふとあり。坂本村の北なる四天王寺山、則大野城なり。日本後紀を考ふるに、大同二年十二月甲寅朔、太宰府大野城鼓嶺において堂宇を建立して、四天王の像を安置せられし由侍れば、四王寺山は則大野城なる事明らかなり。四天王の像を建立せられしも、城中鎭守の爲とて設たる成べし。續日本紀に文武天皇二年五月甲申、太宰府に令して、大野城を繕治せらるとあり。

○岩屋古城

宰府村の境内なり。岩屋ある故に城の名とす。此城は、高橋三河守鑑種が初て築ける城なり。鑑種は、大友宗麟の家臣一萬田左京大夫親敦が二男にて、彈正が弟なり。是より先、豐後國御原郡高橋の城主高橋三河守長種、天文の初病死す。高橋は漢高祖の末孫にて、其祖は原田、秋月、江上と兄弟なり。一男

原田、二男秋月、三男江上、四男高橋なり。其後代代相續で、中比子無くして他姓を養子とす。長種も子無りし故、其家臣等大友に乞て、鑑種を以て養君とす。此時高橋も、初は筑後に居たりしが、岩屋寶滿を取立なば名城たるべしと、筑紫越後守云けるを聞及び、彼兩城を構へ、寶滿を居城とし、岩屋を端城とせり。御笠郡を領し、夫より近郡を切隨へける。宗麟より鑑種を以て筑前肥前の先手とし、警固とせられければ、二心なく忠を盡しける。然るに鑑種が兄一萬田彈正が妻容色勝れたる美婦なるを、宗麟是を得む爲、彈正を咎なきに殺せしによりて、鑑種恨を含みける。折節永祿十年春の比より毛利大友和好破れて、又鉾楯に及びける。其子細を尋るに、豐前筑前は、元大内の旗下なり。陶尾張守を毛利家より誅伐の後は、毛利家の進止たるべき所に、大友九州の探題職を給はりたりと稱して、右兩國の士、毛利家に順はずして大友に隨ひければ、其遺恨とぞ聞えし。其上先年豐前國門司合戰に毛利の兵打負て敗北せしかば、九州の士共に笑はれん事無念なりと旦暮是を憤り、いかにもして恥を雪んと謀を廻らせり。かゝりし故、毛利家より物馴たる士一兩輩、修行者の樣に仕立、九州に遣し、縁を求め、便を窺ひて、味方に内通すべき國士をかたらはせける所に、高橋鑑種は本より心に怨を含み居たりければ、能時節とや思ひけん、則毛利家に心を通じ、同年六月の初より寶滿を根城とし、岩屋愛嶽を端城として、兵粮をはこび入、筑紫惟門が子右馬助廣門も、此程中國に在しが、高橋謀反すると聞て、力を合せんとて本國肥前に歸り、昔の郎從を招き集て、片羽の城に立籠る。此由豐後へ聞えければ、大友宗麟大きに驚き、種々の評定に日を經て後、討手を指向らる。戶次丹後守鑑連、臼杵越中守鑑速、吉弘左近大夫鑑理、數萬の勢を率して、七月七日太宰府に押寄せ、數々攻戰ふ。高橋方毎合の軍に負て、岩屋愛嶽の城に引籠りしを、

臼杵越中守一手を以て岩屋の城を攻落す。其後鑑種降參す。（寶滿の城の所に委し。）宗麟より、別に高橋が家を立んとて其人を選れしに、吉弘左近大夫鑑理が二男彌七郎鎭理、衆に異なる器量ありければ然るべしとて、元龜元年、高橋が家を繼ぎ、御笠郡を賜り、岩屋、寶滿兩城を守らせらる。此時廿三歳とぞ聞えし。後に法體して紹運と號す。其後宗麟日向の軍に敗北せられしより、大友旗下の士背きて大亂起りしかば、紹運寶滿に籠城し、數年の間大友方に無二の忠節を盡しける。紹運九州にて類ひ少き弓取なり。其比岩屋、秋月、筑紫、鼎の如くそばだち、互に向城を構へ、度々所々にて合戰に及ぶ。依之、互に和議を調へん事を議す。筑紫家よりは、和睦においては紹運と一味し、豐後に屬すべき由なり。秋月よりは、豐後に一味は叶ひがたし、此方へ同心ならば、和議を調へんと云り。又屋山中務、岩屋城の留守居たり。此者親類其筑紫家に多かりし故、終に筑紫と和議を調けり。依之、紹運の子彌七郎統増を、筑紫が聟にすべきとの約諾にて、天正十四年卯月岩屋に輿入ありて、婚禮を調へける。其上家老中の子まで双方より證人に取替しけるにより、籠城もくつろぎ、家中の士漸々里下りせり。秋月には此由を聞、然らば以後種實が身において難儀出來べしとて、薩摩へ使を立、筑紫、高橋を亡すべき由申入ける。依之、島津氏の家臣島津圖書頭、伊集院右衞門大夫、兩將にて出陣し、同年七月六日、高良山に著。又主人島津義久、同兵庫頭も、肥後八代に著陣す。同月八日筑紫が城を攻落し、廣門、薩摩方の陣に降參せしかば、岩屋に軍勢を押寄ける。高橋紹運は、筑紫既に落城の上は、定て當城にも敵寄すべしとて、籠城の用意せらる。寶滿の城は、高橋代々の城にて、要害尤勝れたれば、彼に籠らせ給へと家臣共申ければ、紹運暫く思案して、多年此城に在て、今敵寄來るに及んで寶滿に籠らば、居城を逃出たるに似たり。寶滿には少々見せ勢を置、

當城に籠べしと申されければ、筑紫家臣岩屋に在し者申けるは、廣門は島津に攻られ降參候へども、一旦の謀にて有べし。然らば統増御事は、廣門子分にて候間、我等主君に仕へ、寶滿の城を持可ㇾ申と云ければ、紹運聞て、統増若輩の者を指分て、寶滿に籠めん事いかゞなれ共、彼城に大將無くば敵に奪れなん。然らば當城持かゝへ難しとて、息彌七郎並彌七郎妻室、其外家中の足輕共、要害を賴に寶滿に籠られしかば、筑紫家の一族筑紫四郎右衞門、並家臣帆足彈正以下。寶滿の城に立籠る。去程に薩摩より來りし兩大將、太宰府に著て、高尾山に陣す。相從ふ國士先肥後國には宇土伯耆守行興。大津山河內守家門、城十郎太郎、詫磨長門守行重、赤星周防守、出田宮內少輔、山鹿、川尻、合志、小代、有藤、隈部。筑後には問注所治部少輔鑑景、蒲地兵庫頭鎭廣、三池下總介鎭實、草野長門守鎭永、同圖書助、星野中務大輔吉實、同民部少輔吉兼、黑木兵庫頭家實、同四郎政實、田尻、江島、肥前國には高木有馬助、本庄伊賀守、神代、馬場、大田等相從ふ。又肥前より島津に加勢せし人々には、龍造寺政家、同家治、相良宮內少輔、有馬修理大夫、松浦刑部大輔、並原田下野守、松浦の草野中務少輔、畑三河守等は自身は出ねども、一族家人共を差越ける。寄手凡五六萬人も有らんと見えて夥し。岩屋の麓、つき山、横山、國分、二日市、宰府まで、尺地の隙もなく陣をとる。秋月種實、同種長は、若豐後大友より後詰の勢あらば防がん爲、岩屋には寄せず。手勢の外、筑後國の住人江上伊賀守家種、豐前の高橋、城井、長野、千手、上原等が勢まで催し集て、秋月にとゞまりける　同十二日、立花の城主立花左近將監統虎より、十時攝津守を使者として、父紹運の方へ申遣されける。其城の儀、地の利宜しからず、寶滿は要害にて候得ば、統増一所に御籠り候へ、左なくば統增共に立花へ御越候へ、一所にて防戰仕、秀吉公の御加勢を待受候

べしと有ければ、紹運十時に向て被申けるは、寳滿要害よしといへ共、地の利は人の和にしかずといへば、彼城に籠りたりとも。人の心和同せずば、久敷たもちがたかるべし。運盡ずんば、當城に在共、敵を防ぎ退くべし、運命盡なば、唐の咸陽宮に籠る共、終に亡ぶべし。とても逃れまじくば、多年の居城を枕として死んこそ本意なれ。寳滿に籠るべくば、立花こそ增りたる要害なれば、統虎と一所にこそ籠るべければ、安否一大事の軍に、大將數人一所に立籠らんこと上策に非ず。たとひあの大軍寄せたり共、紹運命を限りに戰ふならば、十四五日は支へて、寄手三千許討取ん事はよもあらじ、島津勢鬼神と云共、爰にて三千の人數を討せたらば、重て立花に至て手痛き働なりがたかるべし。又立花は名城にて、其上勢も多し。敵攻る共、廿日の內にはよも落じ。彼是三十日を過ざる內に、中國勢渡海すべし。然らば統虎運を開かるべし。此趣を可申とて、十時を歸されけり。攝津守立花に歸り、此由を申ければ、上下感じ合ける。依之、立花より岩屋の城に加勢として、吉田右京、甲斐勘解由、同名新介、後藤五兵衞、西山織部、後藤太兵衞、井手七郞左衞門、黑野源三郞、森善兵衞、黑野田雲、日高甚八郞、青木九助、原田次郞兵衞、若杉藤九郞、泉原右京、本田左馬之助、工藤彌兵衞、野村彌助、神志奈彌三郞、麻生民部、竹迫五郞兵衞、香椎甚助を先として、勇士三十餘人、岩屋の加勢に差遣す。同十四日、島津方より有智山に勢を向て寳滿城を押へ、惣勢を以て岩屋の城を十重廿重に取卷、鯨波を揚て矢合を始む。寄手は五六箇國の大軍なれば、竹把を衝寄(つきよせ)〳〵隙なく仕寄けり。終日終夜鐵砲の音止時なく、士卒のおめき叫ぶ聲、大地もひゞくばかりなり。火矢を射る事隙間なければ、城中の家共大略燒にけり。屏の矢狹間は、射閉られて働き得ず、城中には上下皆爰を死場と定たれば、攻口を一足も引ず、命を限りに防戰ふ。

殊に鐵砲の上手多かりければ、寄手楯に逃れ、竹把を付る者共、打殺さるゝ事夥し。され共、寄手大勢なれば、打共射れ共ひるまず、手負死人を引退け引退け仕寄せ付る。島津兵庫頭下知せしは、近日上方勢馳下ると聞ゆ。夫より前に當城の敵を攻順へずば叶ふまじと云いらてゝ、諸士を勵しける程に、切岸の下迄詰寄たり。城内には小勢なりと云へ共、籠る所は猛將勇士なれば、少しもひるむ氣色なく、屏の上に立顯れ、寄手きたなし、爰をのれと呼つて招よせ、近づく敵あれば引組み〳〵首を取、死を恐れぬ猛卒の振廻こそいかめしけれ。同廿六日の曉に、岩屋の邑城は既に破れしかば、城中の勢、其上なる二三の丸に引籠り、猶さゝへてぞ戰ひける。此岩屋の城は、さまで峰高からずといへ共、東南の方山さかしく、屏風を立たるが如し。道嶮うして登り難く、大竹茂りて、敵に勢の程を見すかされず。北は四王寺の峯につゞきて、盤石高く聳えたり。西は坂本國分寺に向ひて、谷峰つらなれり。邑城より二三の曲輪の道を所々掘切り、掻上の上には逆茂木を曳き、高き所に石弩（いしゆみ）をはり、城戸（きど）屏櫓堅固なり。邑城の上虚空藏の臺をば、福田民部丞、長尾左京、鬼木左馬允を初として、三十餘人にて支へたり。南の大手は、成富左衛門、辻次右衛門、中島隼人を先として、五十餘人にて堅む。西南の城戸をば屋山中務、同羽右衛門、陣三九郎、今村六郎兵衛、荒川隱岐、筑紫が家人帆足備後を始として、八十餘人にて防ぐ。風呂谷口は土岐大隅、關内記等堅む。東方水の手共に伊藤八郎、山下九兵衛、村山刑部、茂松兵部、田原運澤、赤坂運鐵、田中、小島、澁江等六十餘人にて堅めたり。秋月方の攻口には、高橋越前、土岐龍甫、高尾、福島等、三十餘人にて防ぐ。百貫島西の山城戸をば、三原和泉入道紹心、梁瀨三河守、染但馬、馬渡良虎、轟木三助、野田左衛門大夫、市川玄蕃、中島治部、小川甚内を始として、八十餘人にて防ぐ。北の山城戸

は、弓削了意、同善右衛門、大町備前、瀬戸口一之允。二重には萩尾縫可、同大學　本村新右衛門、野上彥左衛門を初として、三十餘人にて堅めたり。甲の丸には、大將紹運、百四十五人にて守らる。各持口を破られじと、愛を先途と防戦す。わづかなる城に、籠る運の勢も小勢なれば、此大軍を以て攻落さん事は案の内なれど、城中の防強く、身方の討るゝ事多ければ、人數を多く討せんも不可然とや思ひけん、島津方より莊巖寺と云僧を城中に使として、申入けるは、掛る此間紹運小勢を以て大軍を引受、堅固に持支へられ、猶も當城にて義死を遂られんとの御覺悟、誠に感じ入て候。去ながら、義者不仁者の爲に死せずとこそ申に、御一族とは申ながら、何とて無道不道の大友に與し給ふぞや。大友家は耶蘇宗になり、神社佛閣を破却し、古今未曾有の惡行あり。故に旗下國々の諸士遂年背き、彼政道を疎み、逆心を起すと云とも、義統武運衰へて、罪を行ふ事あたはず。斯る人の爲に、累代の家を失ひ給はむ事歎き入候へば、是非當家へ御降參候へ、既に貴老僅の人數を以て、五六箇國の大敵を十四五日は支へらるゝ事、無比類手柄なれば、人いかでかさみし申べき。立花の統虎、寶滿の統增へも我ゝ御合、三人御同心にて、御實子一人預り可申。左あるにおいては、各本領毛頭相違ある間敷候。若御降參をいなと存せられ候はゞ、八箇國の覺にて候間、紹運子息を人質に御出し候はゞ、陣を引取候べし。其上にて豐後薩摩の和議は、紹運御調義有べし。和議成就の時、人質をば返し可申由申遣しければ、紹運返事には、御懇意に仰候趣、忝入て候。乍去、紹運たとひ命を惜み、立花統虎、並愚息統增に、貴家と和睦の事を申入候共、彼兩人同心の儀難計候。若同心せざる時は、紹運一旦を失ふのみならず、大友に對し、數年の忠貞空敷成候事、遂ても口惜く候。凡運命は衰も期あり。其機と時節を知ずして、あなたへ隨ひ、こな

たへ隨はん事、勇士の恥る處なり。秀吉公の御助勢も、いつ着陣すべしともしらず候。如仰大友家は威を失ひ候へば、もとより當城後詰は思ひもよらず候。急ぎ城を攻られ候へ、いさぎよく打死すべしと返答せられければ、島津方力及ばずとて、和議の謀は止にけり。城中に兵糧乏しかりけるにや、立花の城より夜な／＼兵糧玉藥を籠にけり。暫しは知人も無りしが、寄手如何して聞たりけむ、此の兵糧を奪はむとて、薩摩勢三千餘人、切所の道に伏て、今や通ると待かけたり。是をば知らず、立花より兵糧を小荷駄數十疋に負せ、十時太左衛門、兒玉新五左衛門を警固に付て、廿六日の黄昏に、宇美河内より原山越に岩屋をさして揮來る。待まうけたる薩摩勢、前後左右より起りて、鬨を咄と揚てさん／＼に切亂す。十時、兒玉も寛谷て、命を限りに戰けれども、敵は三千餘人、味方は九牛が一毛程の小勢なれば、さん／＼に攻つめられ、小荷駄を捨て、立花へぞ歸りける。寄手は兵糧玉藥を取持せて本陣に歸りけるが、寺も燒付んとや思ひけん、觀音寺に亂入、佛具經卷を取散し、狼藉に及ぶ。此寺は天智、天武、持統、文武、元正、五代の帝の御願寺にて、丈六の觀世音五軀儼に並び立し堂なれば、昔より凡人佛殿に入事を制す。依之、寺務より大將島津兵庫頭に使を立て、軍勢寺院亂入の事を訴へければ、義弘使僧に對面し、叮嚀に返答し、寺中に入込所の軍兵を追出し、其張本が首を切り、寺門に掛け、制法の高札を役所々々の前に立させ、觀音寺の四門には、秋月が士を番にすゑ置れける。明れば廿七日寅の刻より、數萬の寄手竹把を、切岸の際につき寄て、夜の明るを待。既に東雲引て物の色相見えければ、ひた／＼と切岸にすがり、屏に上らんとするを、城中より大石を隙なく投懸け、鎗長刀にて突落し、鐵砲にて打拂ふ。取りあがれば追崩し、崩れては又攻登る。死人は切岸も埋む許になりければ、夫を踏て階とし、死生しれずに攻入ん

とす。卯の刻より午の終まで責合けるに、城中には替るべき勢も無し。寄手は荒手を入替へ〳〵攻ける程に、福田民部が持口破れて、防ぐ者共皆討れにけり。成富左衛門が持ける追手の丸に、敵續て押入んとす。成富平生名を得し勇士なり。命あらん程は、爰より敵を一人も通すまじとて、三人張の弓を持て散々に射拂ひ、喵と突て懸るを、成富が左右に成富新五、辻次右衛門、同市之丞、中島隼人、爰を先途と戰ひけり。村山刑部が防ぎける水の手も攻め破られて、刑部以下討死す。尾山中務一手の者共も、纔か防ぎけれ共、猛勢に取籠られ大將討れて、殘る者共二重の丸に引入。三原紹心、（元筑後國士三原山城守種貴、豐臣以來高橋麾下となる。）萩尾麟可、同大學、伊藤八郎、高橋越中守、土岐大隅守、弓削了意、今村、中島以下、宗徒の者共爰彼（こかしこ）にて討死するもあり、深手を負て腹切るもあり。或は今一度主君に見參して、最期の暇乞せんとて本丸に上るもあり。或は向ふ敵に引くみ差違へ、或は日比見しりし傍輩と互に刀を抜き差違へ、一つ枕に伏すもあり。思ひ〳〵の最期の體哀れなりし事共なり。大將紹運は諸口既に破れしかば、おとらぬ兵を左右に立て、甲の丸より打出、縱橫に切て廻られける間、面を向る者なし。甲の丸と二重の丸との間は、敵の死人山の如くに重り伏す。去れども敵は事共せず、死人を乘越攻入けり。野村兵部が手の者共、秋月が士木所民部等、四王寺に續きたる高き峯に取上り、本丸を見下し、諸木を切集、埋草とし、堀切を埋、開を作て責近づく。斯て日も既に申の刻に傾ぬ。此時生殘たる城中の勢を見れば、僅五十人餘には過ざりけり。然も半は手負なり。紹運是を見て、今は是迄ぞ、敵の手にかゝらじと、樓の上にあがり自害せらる。行年三十九歳とぞ聞えし。元龜元年豐後より此城に移り、十七年在城せり。天正六年、大友宗麟、日向の高城にて島津と戰ひ負てより、大友の威勢衰へ、今まで豐後に隨ひたりし諸將旗下の者共、皆大友に背く。

紹運に無二の大友の味方なるに依て、是より諸方に敵を受たれば、一日も安き心は無りけり。紹運忠義深き士にて、數年籠城し、やゝもすれば敵と戰ひ、武勇勝れて後れをとらず、終に節を守りて身を終りぬ。ためし少き忠臣なり。五十餘人の者共、城に火をかけて一度に自害す。去十三日、立花より加勢二十餘人の者も、殘らず討死をぞ遂にける、惣じて岩屋の城中に籠る所の士六百餘人有けるが、一人も敵に降らず、皆戰死を遂げ、人臣の義を違へざるは、紹運平生の情深かりし故、且は其忠義に感化せし故、一人も節義を失はざる成べし。寄手の勢も、士卒都て三千餘人討れにけり。手負も千五百人餘とぞ聞えし。血は草芥をひたし、屍は山谷に滿ちて、屠所の肉のごとし。誠に悲哀するに堪がたし。此時戰死せし輩の末孫、今も筑後國柳川立花氏の家人に在て、七月の魂祭には、岩屋の城の址に燈籠を燃し、無き跡を弔ふよし聞ゆ。此時紹運の軀（むくろ）を埋たる所とて、岩屋の城址に墓あり。紹運の內室は、高橋越前守に介錯すべき由命せらるゝといへ共、我役所にて隙なし、防ぎ戰ふ。其內に早敵込入て、其間を取切たれば、通るべき道なくて、役所にて討死す。依之、內室は囚となれり。諸士の妻子は所々に逃まよひける。斯て寶滿の城も、紹運戰死の後、翌日薩摩勢大勢押寄て攻落し、統增は虜と成れり。薩摩の兵共、寶滿、岩屋をば秋月種實に渡し、先手既に立花に押寄ける。然れ共要害よき城なれば、輙く攻落すべきとは見えざりけり。斯る所に義久の本陣より、上方より秀吉の先勢頓て下參すと聞ゆ。急ぎ其陣を引取べしと下知せられければ、八月中旬諸勢皆宰府の陣を引退く。岩屋の城には、秋月より桑野新右衛門と云士に、人數を多く差添籠置けるを、立花統虎の勢押寄けるが、其內に小野理右衛門と云者、白晝に忍び入火を懸ける故、城中騷て一支もせず敗北せしかば、則城を乘取、立花氏の手に入ける。其後關白殿、頓て九州御下向

の由、世上風聞有し故、龍造寺より薩摩と手切の働とて軍勢を催し、筑後三池郡に押寄せ放火す。就レ夫、立花統虎より龍造寺を頼み、北の關に在ける卧宗雲をつぼひ取給り候へと申遣しける。依レ之、龍造寺より堀江覺仙と云者を遣し、大勢を以て薩摩勢番しける所に、不意に取かけ、警固の武士共を追散し、宗雲を奪取、立花へ送り届ける。

○高尾山

宰府村に在り。薩摩勢岩屋の城を攻し時、秋月勢此高尾山に陣取しと云。此事既に宰府の條下に記せり。

○城山　此山の事本書にものせたり。名所なり。

山口村の南に高山あり。是を城山と云。日本紀、天智天皇四年八月に、椽城を築せ給ふ由記せり。城址は、北の御門、南の御門とて、兩所にあり。南の御門は、肥前國養父郡の方に在り。後には城は無く成しにや、山上に僧坊を立たり。俗に城山千坊と云て、僧坊多かりし故、今に至て坊中山と云。

○蘆城村古城

あまが城と云。城主詳ならず。

○唐山古城

乙金村に在り。山上に古城址二所あり。東の城は、安河内備前と云者の居城なり。西の城は、神武修理亮居城なり。兩人共に大友に屬せり。神武は宇美の神職なりと云傳ふ。此の城は立花城の遠見城なりとも云ふ。

○不動城址

牛頸村に在り。秋月旗下奈良原刑部少輔と云者、此城を築て在城せり。其後倚奈良原兵庫亮と云し者、秀吉公九州征伐の時、秋月種實が先手として討死せり。

○天判山古城

天判山の上に在り。筑紫廣門の家臣帆足備後居住せしと云

○假當古址

大判山の内に在り。其上平なる所、長五十間、横十六間許あり。城主不レ詳。或說、筑紫廣門家臣帆足彈正城番たりしと云。凡國中に飯盛と名付し所、猶所所に在り。

○柴田古城

天山村に在り。筑紫氏の端城にして、村山近江、其子彈正在城せり。是筑紫廣門の旗下なり。天正六年の秋、筑前國秋月種實其勢强大に成て、近邊なれば、先岩屋を攻め、夫より立花表へ働んとて、肥前浪人綾部駿河守家臣には、內田善兵衛、横田讃岐守、上野四郎右衛門、木所刑部丞を先手として四千餘人、柴田河原に陣を取る。種實旗下には、長谷山民部少輔、熊江修理、芥田惣六兵衛等隨へり。其比、問注所治部少輔は、仔細有て筑後の本領を立退き、秋月に在ければ、同じく打連れ一千餘人、柴田の城に本陣を居ゑたり。岩屋城主高橋紹運、立花の城主戶次丹後入道道雪是を聞、軍勢を針磨に押出し、川を隔て矢軍を仕けるが、後には敵味方入亂れ、川中にて散々に戰ふ。岩屋方小勢なれば、終日の戰に氣たゆみて、道雪、紹運の勢、岩屋の邑城に引取んとす、種實が勢勝に乗て、先手旗下一手に成て、二日市、片野を追越して、白河まで押詰る。問注所治部少輔申けるは、案內もしらぬ敵の城下まで深入して、夜軍いかが有るべき、唯本の陣に引取、明日の一戰可レ然由云けれ共、種實隨はず、ひたすらかゝりける。紹運は態と敵をあくまで引受て、取籠討んとの謀なれば、由布美作守、小野和泉守、綿貫佐三兵衛、竹迫進士兵衛、高橋越前、成富左衛門、國士馬野三河守等の勇士二千餘人の勢を添て、山陰より差廻し、思ひもよらぬ敵の後より鬨を咄と揚て、爰に紛れかしこに顯れて、懸けなやましければ、秋月勢頓崩れして引退く、此勢をぬかすな者共とて、成富、綿貫眞先かけて、種實の備に切かゝる。長谷山、熊江、芥田、身命を捨て戰へども、軍兵次第に討死して、備まばら

に成行ければ、力不レ及して本の陣所柴田の城に引取んとするに、二日市と針磨の間に、旗馬印數十本、暮天の風にひらめいて、靜りかつて見えにける。秋月勢是を見て、豐後勢の打出て後詰するぞと心得て、二日市にも入得ず、杉塚、長岡打廻り、這々夜中に夜須部彌長まで引取けり。岩屋方に討取首三百餘なり。秋月方の勢、豐後より後攻の旗と見しは、紹運智謀ある大將にて、敵を近邊に陣とらせじとの計略にて、空旗を立置れたるとぞ聞えし。

○米かみの城址

二日市の町より東の方に城址あり。其地の田の字を米かみと云。故に城の名とす。米かみと云城主の姓名詳ならず。

○二日市合戰場

天正七年の四月朔、筑前國秋月種實、肥前國筑紫廣門、彌々大友に反逆しけるに、兼て内通の國士不日に同心す。豐前國には城井、長野、千手、[illegible]、上原、筑前國には宗像、麻生、杉、原田等、皆秋月、筑紫が味方をして、兩國の内騒動す。所々に取出を構へ、大友味方の者共を一々國中を追拂ふ。筑前國立花の城主戸次道雪、同國岩屋の城主高橋紹運は無二の大友方にて、二人ながら智謀武勇の名を得たり。依之、大友父子も一向に賴み思はれける。秋月種實は九州に於て、弓箭を取て名譽を得たる者なれば、先敵を攻べしとて、卯月上旬、豐後よりの大將には大友家老志賀河内入道道魁、岩屋の城より打出づ。當國の大友方、小田部民部大輔鎭通、大津留式部少輔鎭正、以下二千餘人を率して、秋月が出張したる石坂と云所に向ふ。斯りける所に、杉連並、麻生元重、宗像氏貞、許斐氏備四方より起て、志賀、小田部、大津留が後をさへぎる。志賀道魁を始め、前後の敵に取籠られ、進退度を失ふ所に、高橋紹運、戸次道雪、岩屋立花よりかけ付敵を退け、道魁以下を救ければ、志賀は希有にして岩屋の城に引入、小田部、大津留も

面々居城に歸けり。同十八日、原田彈正少弼入道了榮同國高祖の城より打出、早良部西入部と云所に著陣し、小田部民部大輔が安樂平の城を攻め、曲淵、鷲が岳等にも手遣して日を送る。扨又秋月種實は志賀道魁が杉宗像以下に追籠られて、岩屋の城に在を討んとて御笠郡に出張し、針磨山に陣を取る。高橋紹運此事を聞、二日市に出張して、日々迫合あり。此軍いつはつべき共見えざりし所に、大友方の筑後勢、夜須郡小田邊に働く由聞えければ、秋月彼と戰はんとて、針磨山を引て夜須郡に赴しが、虛說なりければ、秋月の城に歸陣す。かゝりければ、高橋も岩屋に引入にけり。

○博多見城址

山口村に在り。又うさきが原の城共云。村より北なる高き山上に左り。城主詳ならず。

○和久堂城址

杉塚村の內、田端に小山あり。是則城址なり。其後に陣の尾と云所あり。筑紫氏の家臣上野伊賀守と云者守れり。

○龍ヶ城址

吉木村に在り。此城は高橋紹運の端城にして、其家臣北原鎭久と云者住せり。此鎭久と云し者、勇あれ共智無く、唯貪欲無道の由、秋月種實傳へ聞、天正八年の比、其家臣內田善兵衞を以てかたらひけるに、近日種實太宰府に發向すべし、其方龍ヶ城に此方の人數を呼入れ置、岩屋の城の裏切せよ。左あれば紹運忽に滅ぶべし。其賞には岩屋城を可遣由云ければ、鎭久元より欲深く義なき者なれば、子細なく同心し、相圖の日を定む。紹運如何して洩聞けん、鎭久を誅せらる。其子北原進士兵衞は、此企をしらざるに依て、咎に行はれず。進士兵衞、父が不義を恥て、秋月勢をたばかり寄せん爲、秋月に使を遣し、父鎭久密謀顯れ命を失ひぬ。此憤り默止がたし、鎭久が志空敷成候事是非なく候。何の日軍勢を本堂寺村に被

差越候へ、某手立をめぐらし、岩屋の城に夜討を可仕と申ける。種實僞とはしらず、内田彦五郎を將として、究竟の士三百人、夜討の支度に出立せて、十月十八日の暮方に龍ヶ城に着。進士兵衛會釋して酒をすゝめ、宴彼處に所をさして宿し置く。秋月の勢踏次に草臥、酒には醉つ前後も知らず臥たるに、夜半の比、進士兵衛手の者幷近邊のはやりをの者共語らひ、秋月勢を眞中に取籠て鬨を作る。秋月の兵共、夜半の比にてはあり、方角はしらず、周章騷ぬるは理りなり。内田彦五郎は、向ふ敵と引組、差違へて死す。其外の者共、或は谷へ落入、或は峰に上りて逃んとはすれ共、敵に討合て死んとする者なし。北原が兵、案内は知たり、爰かしこの切所にをり合、突伏せ切ふせする間、秋月勢三百餘人、多くは亡び、僅三十八騎に討なされて、漸う夜須郡にかへりけり。

筑前國續風土記卷之二十四終

筑前國續風土記卷之二十五目錄

古城古戰場 二

夜須郡 古城十一所 古戰場一所

山隈山城址并原　[illegible]城址
阿彌陀峰古城　小鷹城址　彌長村古城
鼓ヶ嶽古城　片山古城　千手村古城
杉本古城　古所山城址　上秋月村城址

下座郡 古城四所 古戰場二所

三城　[illegible]　休松古城（一說日 茄子町）　岩切山古城
米白山古城　小田村古城

上座郡 古城十四所 古戰場一所

麻氐良古城　前隈山古城　志波古城
原鶴　三日月古城　長尾古城
鵜木古城　米山古城一（[illegible]）　馬[illegible]古城
高鼻古城　村上古城　松尾古城

塒山城　針目古城　眞竹山古城

嘉摩郡　古城七所

益富城址　たい王の古城　山野村古城

筒見岸殿二城址　馬見古城　片邊古城

穗波郡　古城十二所　古戰場一所

鬼杉古城　懸尾古城　八木山村古戰場

小佐古城址　內野村城址　扇山古城

茶臼山古城　城山古城　高山古城

木實山古城　笠木山古城　葛山古城

宮山古城

筑前國續風土記卷之廿五

貝原篤信選定
貝原好古編錄
竹田定直校正

古城古戰場　二

夜須郡

○山隈山城址附原

四三島の東南にあり。小早川隆景築かれしと云。山上を以、筑前筑後の境とす。本丸の址は筑後干潟村に屬す。二の丸は西にあり。筑前筑後に分屬す。其中に境塚あり。三丸は東にあり。筑前四三島に屬す。城址の圍(めぐり)の坂にたて堀多し。此山筑後にては花立山と云。山上に登れば、筑前筑後肥前の內、眼界廣く見ゆ。山の四方二里許は平原の地にて、總て隈原と云。其內處々村里も有。此山は筑後の內狹く筑前の內廣し。此原は筑後の內

廣く、筑前の地少し。筑後の境に、太刀洗川と云川あり。此處は古戰場なりし故、名付しにや。

延元四年七月、南朝の御方肥後の菊池肥後守武光蜂起して、後醍醐帝第六の皇子征西將軍の宮を大將として、太宰府に寄ると聞えければ、太宰少貳筑前守賴尚、子息新少貳忠資、甥太宰筑後守賴泰、筑後新左衛門賴信、外樣には、相馬、日下部、牛糞、松浦、千葉、草野、高木、綾部、藤本、高田、三原、秋月、澁屋、本馬、松田、川尻、詫摩、鹿子木等を相催し、其勢六萬餘人杜の渡りを前に當て、味坂の庄に陣を取。菊池方には征西將軍宮洞院大納言、竹林院三位中將、春日中納言、花山院四位少將。土御門少將、坊城三位、葉室左衛門尉以下、公卿十一人。新田の一族には、岩松相模守、世良田大膳大夫、田中彈正少弼、桃井左京亮、江田丹後守、山名因幡守、堀口三郎、里見十郎。侍大將には、菊池肥後守武光、子息肥後次郎武政、甥肥後二郎武信、同甚三郎武明、赤星掃部助武貫、城越前守、名和伯耆守長秋、宇都宮刑部丞、千葉刑部大輔。外樣には、溝口丹波守、牛糞越前守、河邊次郎、稲佐治部、澁屋三河守、島津上總四郎、高山民部、伊藤攝津守、土持十郎、波多江三郎、此等を宗徒の兵として、都合八千餘人。筑後國高良山、柳坂、水繩山三箇所に陣を取、七月十九日、菊池千本川を打渡し、少貳が陣に切懸る。原田、秋月、三原、高田、松浦の者共、少貳が先陣に有けるが、矢一も射ず、我先にと逃入ければ、少貳も立足なく引退き、山隈原に陣を取。（山隈原、太平記三十三卷には大原と有）菊池續いて寄せんとしけるが、あはひに深き沼有て、細道一筋有けるを、少貳より三箇所掘切て小橋を渡し置ければ、人馬打並て渡すべきやうもなし。兩陣僅一町七八段隔て、旗の紋、鮮に見ゆる程なれば、菊池金襴にて日月打たる旗の竿本に一紙の起請文を押付て、眞先に指出す。是は去年太宰少貳御原郡古浦と云所にて、一色左京大夫に討れんとせしを、菊池武光後

請して少貳を助けたりしかば、悦に堪ず、今より子孫七代迄、菊池の人々に向て弓を引、矢を放つ事有べからずと、熊野の牛王の裏に、血を絞りて書たりし起請文なれば、幾程もなく心替したるきたなさを天に訴へ、且は諸人にしらしめん爲なりけり。八月十三日の夜、菊池夜討に馴たる兵五百人をすぐりて、山の根より搦手へ指廻し、追手は七千餘人三手に分れて押寄る。追手今は近付んと思ふ時、搦手の兵五百人、敵の中へ切て入、ときを揚て、散々に戰ふて、後へぬけたり。分内ひろからぬ所、少貳が六萬餘人の勢、沓の子を打たる樣に、陣屋をならべ集り居たれば、ときの聲に驚き、敵を見分たる事もなく叫喚(おめきさけん)で、同士討をして三百餘人死けり。敵陣騷ぎ立て、夜既に明ければ、菊池孫三郎武明、城越前守、件の起請の旗を進めて。一千餘人少貳が陣にかけ入、新少貳と戰ひけるが、父の起請や子にたゝりけん。新少貳終に討れにけり是を見て朝井但馬守、筑後新左衞門、肥前刑部大輔、窪能登守等を近付、敵に引組々々指違て死ければ、菊池方にも菊池武明、同越後守、賀屋兵部大輔、宇都宮刑部丞、國分次郎以下、宗徒の兵八十人討れにけり。二番に菊池肥前次郎武信、赤星掃部助武貫、千餘人にて進めば、少貳方より太宰筑後守頼泰、同出雲守二萬餘人にて、相かゝつて戰ひけるが、少貳方には筑後守頼泰生捕れ、菊池方には赤星武貫討れにけり。此時宮方に結城右馬頭、加藤判官、熊谷豐後守。三栗屋十郎、合田筑前入道、松田丹後守以下の兵三百餘人戰死す。將軍方には饗場右衞門藏人、山井三郎、相馬小太郎、木綿(ゆう)左近將監、西川兵庫助、日下部六郎以下七百餘人討れにけり。三番には宮の御勢、新田の一族、菊池肥後守一手に成て三千餘人、敵の中へ喚(おめい)て懸入ければ、少貳、松浦、日下部、山鹿、島津、澁屋の兵二萬許、左右に分れて散々に駈ける間、宮も三ヶ所手を負せ給ひければ、日野左中辨、坊城三位、洞院大納言、花山

院四位少將、北山三位中將、北畠源中納言、春日士御門、葉室高辻以上九人の公卿・宮を落し參らせんと踏止て討れ給ふ。是を見て、新田の一族、世良田(せらだ)、岩松、田中、桃井、江口、城口三十餘人、敵の眞中へ、會釋(ゑしやく)もなく懸入て戰ひけるが、大敵破れ難くして、殘り少に討れにけり。菊池親子は、宮の御手を屓せ給ふのみならず、月卿雲客、新田の一族數を盡して討るゝを見て、何のために惜むべき命ぞや。つゞけや者共と呼で、眞先に懸入ける。敵大將と見知ければ、鏃をそろへて射けれ共、鎧能ければ裏かゝず。馬は射られて倒れども、乘手は疵も被らねば、乘替ては懸入〳〵、十七度まで懸入るに、武光冑を打落され、小鬢二太刀切られながら、猶敵の中へ破て入、卯の刻より酉の下迄、息をも繼ず戰へば、敵の方には新少貳を始として、一族郎從四百餘人、其外軍勢二萬六千討れ、手負一萬八千餘人也。少貳今は叶はじとて、太宰府へ引退き、資滿が嶽の險なる岩城に引籠る。菊池も軍には勝たれ共、討死の者を算(かぞ)ふるに千八百人なりければ、續て敵にもかゝり得ず、暫く手負を助てこそ、又合戰をせむとて、肥後の國へぞ引返す。九州にてかく人の多く亡びし事、前代未聞の事也。

此時の戰の事、太平記三十三卷及九州記等に詳也。但太平記と九州記と所々に相違あり。一說に三原郡大保と云所、山隈山より西一里にあり。是則太平記にしるせし大原也と云。右にしるせる大刀洗川も、此時太刀を洗し所なるにや。

○栗林城址

栗田村に有。秋月氏の家臣深江伯耆守と云者居れり。又秋月氏の臣芥田惡六兵衛が居たりし宅址もあり。

○阿彌陀峰古城

久光村にあり。秋月氏の端城のよし。其家臣板並左京進守りしと云傳ふ。

○小鷹城址

彌長村に有。むかし楢原備後守高利と云し者、此城を築て在城せり。其後秋月種實が出城と成、家臣内田善兵衛を城番とせらる。備後守が末、楢原刑部少輔と云者は、秋月氏の幕下と成、御笠郡不動が城に

移りぬ。其子兵庫、秀吉公九州征伐の時、秋月氏の先手として戰死せり。

○彌長村古城

彌長村の北の山に有。深江伯耆在城すといへり。

○鼓岳古城

下淵村にあり。大友旗下の城也しといふ。

○片山古城

持丸村に在。是秋月氏の端城にして、其家臣福武美濃入道居住せりといふ。

○千手村古城

此村に古城あり。秋月の端城也。福武美濃守れりと云。村の南、丸熊山に千手觀音堂有故に、千手村と云由也。

○杉本古城

上秋月村にあり。是秋月種實の邑城也と云。

○古所山城址

山上に白山權現の社あり。社より一町許西の方、山の九分の上に城址有。是、秋月氏代々の城なり。秋月氏の事、詳に夜須郡秋月の記にしるせり。其前に大門の跡あり。始は石垣殘りて在しを、元和年中に崩じ去れるとかや。城址の下一町許に、泉流出る所あり。淸冽也。大暑にもかれず。城有時の用水なるべし。一日夜に千人を養ふべしと里人云。

○上秋月村城址

此村の高き岡の上に八幡の社あり。其岡秋月氏の時、家臣坂田氏代々居城せしと云。

下座郡

○三城渡

長田村に有。此川元和の初の比迄は猶大なりしが、今は水あせて小川となる。建武三年の春の比、菊池掃部助武俊と少貳太郎賴尙と、此渡にて合戰せし事、太平記十六卷に見えたり。御笠郡の水城には非ず。水城と書しは誤れるにや。順和名抄に、此郡の內三城の鄕あり。此川の邊を云なるべし。

○休松古城 休松一説に茄子町と云。

柿原村の上の山にあり。永祿十年八月に、秋月種實、毛利元就に一味し、其勢ひ强大なるよし、大友家に聞えければ、先秋月を退治せずんば、忽大事出來なんとて、戸次丹後守鑑連、吉弘左近大夫鑑理、臼杵越中守鑑速、此三將二萬餘の軍兵を引卒し、八月十四日に發向し、甘水長谷山迄押詰る。種實が勢杉の本の邑城より打て出、一日に七度の鎗合有。戸次丹後守は十時、安東、由布、綿貫等を左右に立て、自身太刀打する間、相從ふ軍兵面もふらず攻戰ふ。日既に暮ければ、秋月勢は城に引取り、寄手も陣をとる。明れば十五日早天に、寄手又城におし寄攻ける間、種實杉の本の邑城を引拂ひ、軍勢を卒して、古所の嶽の城に引上る。戸次丹後守は後備にて茄子町に陣を取。臼杵越中守は観音岳に陣を取。吉弘左近大夫は道場山賞後路を中に挾て、南北の岳に陣をなし、古所山を攻んとす。然れ共古所山は嶮難なる高山にして、中々たやすく攻上るべき所ならねば、寄手も城を見上たる許にて、別に手立もなし。又城中の者共も只嶮岨を賴み、攻落されぬを幸として、敵を退くる謀もなし。高橋鑑種、秋月種實兩人の方より藝州に使を遣し、加勢を乞事頻り成しかば、元就許容して、中國勢を渡さるよし聞えければ、豐前筑前の國士の中、元就にくみし、大友を背く者、數多出來て、中國勢の寄來るに、各自分の居城をあけては不可然とて、逸く引拂ひ、己が在所〳〵に歸りけり。かゝりければ、逆心なき國士給人も各在所へ歸りける。かくて毛利勢渡海の事實に聞えければ、秋月の寄手も先筑後國高良山まで引取、防戰の用意をすべしと、大友宗麟下知せらるゝによりて、引取んとせし所に、九月三日の夜、秋月勢四千餘人打て出、臼杵越中守、吉弘左近大夫か兩陣に、夜討をかけて突みだす。大軍かねてより引取んとせし所に、不意の夜軍出來ければ、豐後勢以の外大崩して、芥田千手へ引も有。甘

水、長谷山を打通り、奈良原、熊江に退くもあり。秋月勢爰かしこに追かけて、敵を討事夥し。茄子町の陣にも引退きける勢に、秋月の人數追すかふてどよみ懸りける。夜半の事にてありしかば、戸次丹後守が手の者共、崩かゝる味方を敵ぞと心得て、進みかゝつて同士討をする程に、是は味方ぞ。臼杵吉弘が手の何がし誰かしと呼び叫べ共、大勢騒ぎ立たる折節なれば、分明に聞分る者もなく、突伏切伏したりけり。爰において臼杵吉弘が手にて、名を得し者共、多く同士討に逢ける。鑑連是を見て、いかに夜半なればとて、敵味方をしらぬ事やあると怒て、逃來る御方を扶け、眞先に進み、自身鎗おつ取、追來る敵を待受〱突倒す。かゝりければ一手の軍勢鑑連に恥しめられ、同士討を止て秋月の勢と戰ふたり。され共なびき立たる豐後勢なれば　臼杵戸次吉弘の勢、共に敗北して、豐後をさして引取けり。秋月の軍勢も甘木高場邊まで追討にする程に、豐後國住人利光兵庫助、橋本玄番允も討れにけり。鑑連が手にも戸次中務丞鑑方、同治部少輔親宗、同刑部少輔親重、同兵部少輔鑑賢討死す。此等は皆大友親戚なり。家來には十時左近大夫、綿貫勘解由、由布五兵衞、安東右馬允、堀新右衞門を始として、勇士五十八人討れけり。永祿十年九月三日、休松夜軍是也。三奈木村の内横大道と云所に、此時討死せし人々の首を埋めし塚有。名を首塚と云。近き比、此首塚を發きし者有しに、甚祟ありしとて村人おそる。

○岩切山古城

三奈木村に有。いかなる人の居たりし城にや、詳ならず。此山の前に人埋塚とてあり。此城址に今は清岩寺と云禪寺有。

○茶臼山古城

荷原村にあり。城主不詳。岩切山と此城と取合有しと云。又此村の中に、秋月氏の家臣三奈木彌平次が宅の址とて竹林の中にあり。其かまへ廣し。

〇小田村古城

小田村の枝村、小作家と云所に有。秋月の端城にして、野中彥兵衞と云者城代たりしと云。

上座郡

〇麻氐良古城

山田村に屬す。麻氐良の神社のある所則本丸也。此城は秋月種實の築し所にて、喜津瀨因幡、同主水と云し者城番たりしとかや。喜津瀨一說に云古瀨。小早川隆景此國の主たりし時は、仁保右衞門大夫隆康と云者を置る。隆景の養子中納言秀秋の時には、伊藤雅樂助と云者城番たり。黑田長政公入國の後、家臣栗山備後利安に一萬五千石采邑を給り、當郡の事を司どらしめて、此城に置れける。元和元年台命有て、國々の端城を崩されし時、此城をもこぼてり。此城の麓に栗山備後が居たる宅の跡あり。其側に楠の木あり。里人の曰、此木其主の亡んとする時は枯る。又他人の領となれば開榮ふ。驗あらざる事なしといふ。

〇前隈山古城

麻氐良山の下に前隈山とて小山有。是麻氐良城の端城也。

〇志波古城

志波村の境內、烏山の北五町許に城山あり。平家の古城と云傳へたり。亦本陣山と云古城有。秋月氏の端城成しと云。

〇原　鶴

久喜宮村に原鶴と云所有。是秋月氏と大友方と合戰せし所也。其戰場今は畠となれり。鐙畠と云所有。是軍勢鐙をきたる所と云。此原鶴合戰は天正九年の秋の比、秋月種實の軍勢、問注所治部少輔鑑景を案內者として、筑後國生葉郡にはたらく。同國長岩の城に問注所刑部少輔統景、町場與兵衞相籠りて大友方をするといへ共、無勢なれば、中々秋月が大勢を防ぎ返す事叶はず。飛脚を以て豐後に急を告ぐ。依之大友より生葉に軍勢を向らる。兼てより日田球珠兩郡

警固のため遣し置たる、朽網宗暦を大將として、三千餘人日田より直に筑後國生葉郡に押出す。十一月四日、宗暦大聖寺の城に取かけ、問注所治部少輔鑑景、森播磨守實方（秋月種實の家人なり。）を攻る。秋月種實是を聞、大聖寺の後詰には自身向はで叶ふまじとて、內田善兵衛、長谷山民部少輔を先陣と定め、秋月の城を打出麻氐良の城まで押來る。爰に三日逗留し、旗本の勢を集め、八千餘人にて香山に陣を取。大友方にも、宗暦大聖寺の城を攻め、秋月定て後詰有べしと用心したる事なれば、一萬田五千餘人豐府を立て、是より生葉に打出、朽網と一に成て大聖寺を巻ほぐし、千年川長瀨を打渡り、針目の城（此郡にあり。）に陣を取。秋月是を見て、原鶴に陣を張て待受合戰す。秋月は兼て豐前の高橋元種にも出勢有べきよし云遣しければ、元種夜を日についで十一月七日の夜、當郡池田と云所に著、伏かまりを置て追手の合戰の始るを待居たり。豐後勢是をゆめにも不知、翌八日に八千餘人の勢、原鶴に到つて矢軍を始め、入亂て攻戰ふ。かゝりける所に、豐後勢の內より、野上々野入道一閑と名のり、三尺五寸白柄の長刀莖短に取、秋月勢を薙倒す事、草を刈がごとし。秋月方の軍兵、此勢ひに辟易して、三町許引退く。爰に秋月の士三奈木彌左衛門が子に彌平次とて、生年二十二に成けるが、種實の前に進み出て云やうは、いで野上の首取て、御方の兵に心安く軍を致させ申さん。然ばそれがしも討るべし。最後の御盃を頂戴せんと望みければ、士の一言は綸言にひとしければ、とむるとても、とゞまるまじ。さらば盃をさゝんとて、土器取寄、自二度酌で三奈木にさゝれければ、彌平次大に悅び、三度酌で盃をさし置、馬引寄打乘り、山下に馳出る。種實もをしく思はれければ、木所玄蕃、横內七郎左衛門、曾我平右衛門を差添らる。彌平次は敵近く成ければ、秋月が士三奈木彌平次と云者也。高名したりと訇り給ふ野上殿に見參せんと懸向ふ。野上出合て、件の大長刀を以

て山王の森を南北に馳廻り、彌平次と戰ふたり。暫し勝負もなかりければ、馳竝で引組、兩馬の間に落重る。其時秋月が士横内木所落合て、終に野上の首を取。豐後の大勢是を見て、槍先を揃へ、三奈木彌平次を始、横内七郎左衛門木所玄蕃をも討取けり。其後敵味方入亂戰ひけるが、軍半に高橋元種が伏兵、池田の大竹藪より一度に起り、豐後勢のうしろより鬨を作て進み來る。豐後勢は前なる秋月勢とこそ爰を先途と戰ふたれ。後は味方の國なれば、心安く思ひしに、不意に後より伏兵起りければ、あわて騒て山王の森長瀬をさして崩かゝる。秋月高橋兩家の勢勝にのり、鬨を作りて追かゝりければ、敵に追れ水に溺れ、死する者幾らと云數を知らず。秋月方に討取首數七百五十、原鶴に切懸て勝鬨を取行ひ、麻氐良の城に引上る。豐後勢は今度の戰に、能士多く討死しければ、暫く在陣も成がたく、皆日田球珠迄引取ける。

○三日月の古城

池田村に有。城の形三日月に似たる故名付く。是は秋月種實取立し城也。城番には中願寺左近將監と云者を置かれしとかや。里屋敷の址もあり。

○長尾古城

林田村に有。此城も秋月種實の端城にして、木村甲斐同源太左衛門と云者を入置けると云。木村甲斐守が妻は、すぐれたる勇女成しとかや。或時大友宗麟千五百餘人の勢を遣して、此長尾の城を責らる。時に甲斐守は端午の禮として秋月に在しが、甲斐守が妻甲冑を帶し白綾の鉢卷し、長刀を横たへ出て、塀内を廻り、旗さし物を立させ、大手を堅め、士卒に下知する事勇將のごとし。城中の士、しばし猶豫する所に、女房怒て敵を追立、御方の色を直さずば、二度此城に歸るべからずとて、馬引寄打乘、長刀をひらめかし、大手の門外まで出て下知せしかば、城中の人、數を盡し、出て戰ひける。餘りはげしく攻合けれ

ば、城中の兵多く討れぬ。女房是を見て、爰は引取べき所也と下知し、城中に引取しとかや。

○鵜木山古城

林田村にあり。是は長尾の城の出城也と云。

○米山古城 國見の城とも云

白木村に有。昔郡士白木玄蕃允と云者在城せり。後に秋月氏の端城となり、其家臣松原筑後と云者在城せしと云。

○烏嶽古城

寶珠山村に有。むかし森丁心と云者此城に居たり。後に郡士寶珠山遠江守住す。是秋月の一族也。

○高鼻古城

花園山の上にあり。城主不詳。隍も殘れり。古き墓所あり。誰人を葬りし所にや不知。

○村上古城

黒川村黒松と云所にあり。城主不詳。

○松尾古城

小石原村に有。昔寶珠山山城守と云者住せし城なりと云。長政公入國の後、家臣中間六郎左衛門統種を此城に置れしが、大坂陣の後、元和元年公命によりて崩さる。

○塒山城

佐田村に塒山とて、郡中にていと高き山有。大友宗麟耶蘇宗となり、多く神社佛寺を焼拂ひし折節、彦山の座主を攻し時、座主此山に籠りし故、座主の城と云。

○針目古城

穂坂村にあり。穂坂と大山の境也。東は豊後に境へり。是秋月種實の築し城にて、初山九兵衛大山源左衛門と云者を城番として入置ける。然るに初山が與力に、高久保彦次郎と云者有。其妻容色甚うるはしかりければ、九兵衛密通しける。九兵衛が妻此由を聞、甚ねたみ怒りけるが、七夕の祝儀として、與力の士の妻共、皆初山が室に來り謁す。然るに初山の

室彦次郎が妻に一言の詞もなく、剰、他の與力の妻には定例にて盃をさしけるが、彦次郎が妻には盃をもさゝず。彦次郎の妻は過にし頃、九兵衛と密通せし事あらはれたりと恥かしく思ひ、急ぎ家に歸り、夫に文を書置自害せり。高久保面目を失ひし事を憤り、筑後國長谷の問注所刑部少輔統景を頼み、謀叛企て、初山を討んことを謀る。或時、大山源左衛門秋月に赴き、九兵衛ばかり城に殘り、無勢なる隙をうかゞひ、敵の兵を引入、裏切して初山夫婦を切殺す。殘る者或は討死し、或は落失ければ、刑部少輔豐後に注進し、大友方の人數を招寄、勤番をさせける。是天正九年の事也。然るに原鶴合戦に秋月打勝し後は、また此城を秋月方に取、中願寺左近將監が子、中願寺下總を入置ける。此城の番頭の名、九州軍記には木村甲斐同源太左衛門とし、高久保が妻に密通せしも源太左衛門が事とす。然共大友興廢記に、木村甲斐は長尾の城番たりし由記せり。又村翁の説に、高久保が妻に通せしは初山九兵衛と云傳へたり。然ば則是ぞ實説ならん。

○眞竹山古城

益末村に有。秋月氏の端城にして、野手讃岐と云者城番たりしと云。

嘉摩郡

○益富城址

此城は下益村にあり。大隈町に近き故、世人は大隈の城と云。城の廣さ南北四十八間、横九間、高さ四十八間有。是秋月種實の父宗全隱居城成しを、天正十五年秀吉公九州征伐の時、四月朔日丹波少將秀勝を大將として、蒲生忠三郎氏郷、前田肥前守利長を副將とし、北陸道の勢を以、此城の三里東なる豐前岩石の城を攻させらるゝに、一日の内に落城せり。其勢におそれ、此城に在し者共忽城を出て、皆秋月の本城、古所山に引退きしかば、其跡に秀吉公御陣を移され、同四日まで此城に逗留し給ひ、八町坂を

越えて秋月へ越し給ふ。長政入國の後、此城を改め築き、家臣後藤又兵衛基次を置る。又兵衛逐電せし後は、毛利但馬友信を置れしに、元和三年台命によりて城を崩さる。

○たい王の古城

上山田村に有。筑前中納言秀秋の時築て、家臣日野龍右衛門を入置る。

○山野村古城

山野村の境内に古城の址一所有。宇佐大宮司宮成氏到津氏が城址なりと云傳ふ。此兩氏は今も宇佐の大宮司なり。いにしへ彼兩氏より爰に城番を置しにや。

○筒見岸殿二城址

此二城の址、下山田村にあり。昔の城主しれず。

○馬見古城

馬見村の上に古城の址有。馬見の城と云。永祿の比、大友宗麟筑前の内、所々城番を入置れける。此馬見の城をば毛利兵部少輔鎭實に預け置れける。然るに天正七年に、秋月より使を以鎭實に告て、此方に一味し、人質を出され候へと申遣す。鎭實心底には同心せずといへ共、今か樣に云送るは、龍造寺隆信方に心を合、一手立の催し有べし。其意に背かば大なる禍出來るべし。先人質を出し、一旦僞の和睦をなし、時の難をのがれなば、後は又謀を以て人質を取返さんと思ひ、同心のよしにて使者を返し、十二歲のむすめに此由を云聞せけるは、汝幼少なれ共能きけ。秋月種實より人質を出すべしとの使來る。今彼が心に背かば此城に攻來るべし。當時我手勢を方々に遣し置て、人數少ければ必此城を敵に取られ、我が名を失ん事無念也。然らば一族皆亡び、汝らも殺さるべし。只今人質を出す事は城を敵に取られず。末まで無事ならんとの謀也。然る故、汝を質に出す也。されど行末、大友屋形に逆心して、秋月に一味する事は思ひもよらず。然らば後には、汝敵のために殺る

こと有べし。若其沙汰あらば人手にかゝらず自害すべしと云ふくめ、小脇指を娘にわたして、汝が捨ん命、屋形の御ため、又は父が忠義の心故と思ふべしと云聞せける。其時母も泪を押へて、高きも低きも、子をおろそかに思ふ者はなけれ共、今父ののたまふごとく、汝が命にかへても、屋形樣に御敵は被成まじ。たとひ娘の命を惜み、謀逆人と成ても、父の冥加盡き、家亡びなば、汝が身もやはり安穩成べき。只ひとへに君に命を奉り、父の名をくたさじと思ひ切らば、天のめぐみありて命も助り、父もろ共に全かるべしとぞいさめける。娘泪の下より申けるは、御心安おぼしめし候へ。我が命は父にまゐらせ候。城を能御持、屋形樣へ忠義の御奉公も成候へ。我が命を御をしみ、未練の御心持有べからず。今か樣の事さぶらはずば、いかでか我屋形樣の御爲、又は父の御ためになる事あらんやと云て、其後はさらに泪をこぼさゞりき。鎭實聞て、汝幼少といへども、志を感入たるぞとて、使者を添て秋月へぞ遣しける。程經て後、鎭實が家人御手洗五郎三郎といふ才覺ある者、魚商人と成て、魚の腹に鎭實が狀を入、彼娘の住る局に遣し、八月廿七日の夜、搦手より忍び入、ぬすみ出すべしと約して、其期に至り、難なくぬすみ出しける。御手洗が手立にて、馬見へは行ず。豐後の日田へのけ置、後には坂本十郎が妻と成ぬ。宗麟御手洗が功を感ぜらる。

○片邊古城

椎木村に有。城主は毛利鎭實が一族勘解由と云しとかや。山下に東光寺と云禪寺あり。此寺に毛利勘解由が墓有。其位牌に天正六年とかけり。

穗波郡

○鬼杉古城

大野の山上にあり。何の時いかなる人居たりしにや不詳。

○懸尾古城

内作村の内にあり。是又城主の名不知。

◎八木山村古戰場

上村に城が尾と云山有。南の高山龍王嶽につゞけるひきゝ山也。村民の云へるは、天正の比にや、立花の戸次氏の兵共、此所に取上りしを、秋月氏の軍勢來り責ける。薩摩勢も秋月勢に助合て戰ひけるが、其時多くの人數討死せり。其死骸を埋し所、城が尾の西に有。千人塚と云。今按ずるに、天正九年十一月の比、豐後大友家の軍勢、筑後國生葉郡にうち出ける故、秋月種實上座郡に出張して對陣するよし、風聞有けるにより、立花の戸次道雪、岩屋の高橋紹運、兩家の勢五千餘人を卒し、秋月勢を遮り分させんため、秋月領内に働き、飯塚片島の邊まで悉く放火すれ共、出合敵なければ、同月六日に引取んとす。秋月方には、種實上座出陣の留守なれば、道雪紹運と平場にての合戰成難るべし。只敵の引取時、山道のせばき切所、備のまはらぬ所に追懸て討べしと、兼て臼井、扇山、茶臼山、高の山、馬見などの城代共と、僉議し置たる事なれば、四五千人起りて、戸次高橋兩家の勢、引拂ひ行跡を追てぞ懸りける。道雪紹運是を見て、すこしも敵にかまひなく、足輕共を後陣に立、遠矢に敵の付來るを防がせ、靜々と引退く。秋月勢是を見て、急に討て競ひ懸る。道雪紹運八木山の東の坂にて、先陣後陣一度にとつて返して突懸る。秋月勢の旗下の士共、暫し支へて戰ひしが、終にこらへず引退くを、追詰て討程に、穗波郡土師と云所迄三里餘の間、一度も返し合せず。道雪紹運の手に首數二百三十打取、今は是迄也とて閑に引返す所に、秋月留守居の家老共長野、上原が勢、上座出陣に催され、只今秋月に着陣したるを引率して、五千餘人臼井坂を打下し、屋山原より横合にぞ懸りける。是を見て最前退散せし秋月勢ども力を得、一に成合て、都合八千八百餘人急に追懸たり。道雪、紹運良將なりといへ共、今朝よりの合

戰に人馬共につかれたり。秋月方はあら手にて、しかも大勢成ければ、返し合て戰ん樣もなく、土井を下りに引退く。秋月勢は勝に乘て、引おくれたる敵共を追詰々々、三百餘人討取けり。上野坂田は種實に從て、多年軍功ある者共なれば、敵の返すべき廣みにては、遠矢に鐵炮を打懸、關に追ひ、敵の返し難き切所にては、鬨を作り懸、追詰々々討程に、さしもの道雪、紹運一度も終に取て返さず。され共さすがの良將なれば、糟屋郡へ難なく引取れける。かゝりければ、秋月勢も今は是まで也とて、八木山より引返し、追討にしたる首四百餘八木山村の東の嶺に切懸て、秋月に歸りけるとぞ聞えし。右にいへる城が尾千人塚なども此時の事にや。

○小佐古城址

此古賀村の內、高田の遠の山上に城址二所有。城主不詳。

○內野村城址

此村の上に高石の城とて古城址有。城主の名しれず。又町はづれの西の山に城あり。桑の木の城と云。是又城主の名詳ならず。

○扇山古城

阿惠村に有。秋月の端城也。村民は修理殿城と云。然共其姓氏不詳。

○茶臼山古城

阿惠村にあり。秋月の端城也。

○城山古城

久保白村にあり。秋月の端城なり。

○高山古城

高山村に有。秋月の端城也。

○木實山古城

河袋村に有。秋月の端城也。

○笠木山古城

庄司村にあり。本丸、二丸、三丸の跡段々にあり。から堀有。此西の麓は大賀畑の下、千石原也。此山

遠所より能見ゆ。始宗像の端城にして、占部越前守宗安在城す。其後秋月氏の城と成て、桑手石見、柏井九郎左衛門、惠利出雲此三人城代たりしと云。

○葛山古城

庄司村にあり。笠木の出城也。

○宮山古城

津原村の宮山の上にあり。小き城址也。寶滿の城主高橋氏の家臣岡松八郎左衛門と云者是に住せしと云。

筑前國續風土記巻之二十五終

筑前國續風土記 巻之二十六目錄

古城古戰場 三

篠谷古城　山鹿村古城　若松中島古城
濱田古城　花房山古城

宗像郡　古城十九所

片脇城址　吉田古城　許斐山古城
飯盛古城　白山古城　草崎古城
勝島城址　赤間山古城　手光村古城
宮地嶽古城　勝浦嶽古城　高宮古城址
螻蛄羽子（けらはこ）城址　城の浦古城　鶴が嶽古城
大障子古城　德重村古城　石丸村古城
平等寺村古城

筑前國續風土記　卷之二十六

貝原篤信　撰定
貝原好古　編錄
竹田直定　校正

古城古戰場　三

鞍手郡

○勝野古戰場

此所龍德村龍嶽の城主杉氏と、御德村權現山の城主と度々戰ひしに、杉氏每度此所にて討勝しかば、勝野と名付けると云傳ふ。村中に麻生殿塚とて有。是權現山の城主成し人にや。又馬塚と云有。是も昔合戰の有し時、馬を埋し所なりとかや。

○劒岳古城

中山村に在。此城は龍岳の端城にして、跡部安藝と云者居城たりしといふ。

○權現山古城

御徳村の枝村吉野に在。城主不知。麻生氏成しにや。此塚の事、本書にも載せたり又勝野村條下にも記せり。

○鷹取山古城

頓野村に在。高山の上に在。天正の頃、毛利兵部少輔鎮實在城せり。是大友氏の幕下也。長政公入國の後、此城を改め築き、家臣毛利但馬を入置かる。慶長十一年に、但馬は嘉摩郡大隈の城に移り、此城には手塚孫大夫光重後に水雪と號すを置る。此山は昔木無りしを、孫大夫在城せし時、初て植しが、今は茂山也。此城元和元年、台命に依て崩さる。

○雲取山古城

頓野村に在。永祿天正の間、麻生鑑益が城成しと云。

○金生村古城

本村より南三町許に在。何の時にや、入田勝金と云人、在城せりと云。

○草場古城

湯原村の本村より南一町許に在。昔大内家より當國を領せし時、其家臣松井修理後に備前守、法名輪花。と云者を、此城に遣し置て、郡中の事を監せしむ。其子越後守秀郷法名龍安相繼で父の職を受、當郡吉川郷及宗像郡の内にて、三百餘町の地を領せり。與力の士三十五人有て、共に此城を守る。然るに大内家滅亡の後、秋月種實に屬す。城下に居屋敷有て、今も其所を松井屋敷と云、常には爰に住しけるが、或時從者共分散して、無勢なりし隙をうかゞひ、宗像勢押寄攻けるに、越後守甚手強く防けれ共、多勢に敵し難く、終に戰死せしとかや。夫より此城も廢せり。越後守が遠孫は猶當國に在。

○熊峯古城

脇田村に在。本村より一里西に在。城主詳ならず。熊が城とも云。犬鳴山の南、緣山の北に在。此邊にて何れよりも高き山也。遠方より能見ゆ。其上は平にして、大和の生駒山に似たり。

○篠の城址

乙野村に在。本村より西の方七町に在。城主詳なら

す。

○黒丸村古城

此城には、安永釋太郎と云者居たりしと云。是太宰少貳の端城なりしとかや。

○宮永村古城

本村より西の方八町許に在。宗像氏の端城にして、吉田杢之助と云者、城番たりしと云。

○小金原

小伏、高野、稲光、三村の境に長き原あり。小金原と云。若宮河内と、吉川河内との兩間に在。又其邊に小金原迚小村有。小伏村に屬せり。枝村也。鎗場と云所、小伏の境内に在。此所は、天正十年十一月十三日、立花、宗像、兩家士の戰場也。其合戰の始終をたづぬるに、宗像郡西郷の庄に、川津民部、深川修理、溫科將監、井原左衛門入道、難波將監、桑原雅樂助、河野彈正、石津など云士有。過し頃迄は立花家にも從はず、又宗像氏にも與する共見えざりしが、永祿十年十月に、過半宗像の旗下となる。氏貞も内内彼等を旗下にせん事を計りければ、不レ斜悅び、則川津深川を頭分とし、其外卅六人の與力を付て、立花の押への爲に、其儘西郷に差置けり。立花鑑載、怒留湯融泉、彼等を攻隨へんとして、薦野河内、同彌十郎、米多比大學等を先手として、千五百餘人、西郷福間邊に働き出、下府村に陣を取る。宗像氏貞是を聞て、赤間の城を出、許斐左馬大夫、占部越後、大和治部等を先手として、二千餘人福間河原へ押出し、川を前に當て陣を取る。され共双方弓鐵砲の迫合許にて四五日過る所に、秋月、寶滿の兩城強くして落ず、且兩城の後詰として、中國勢來由聞えければ、鑑載、融泉は、立花表心元なしとて、薦野河内、同彌十郎を後殿として、夜中に軍を引上らる。宗像勢もさのみ追來らざりしかば、頓て立花、薦野の城に各引入ける。其後立花宗像の兩家和睦有、領地の端端方角切と定らる。後々迄違變有間敷迚、婚姻を結

び、氏貞の妹おいろ姫、今年廿四歳なりしを、立花鑑連に嫁せしむ。（後號道雪）粧田と號して、西郷の庄を付て鑑連に送られける。又鞍手郡若宮郷は、元來宗像領成しが、近年立花方に切取けるを、此度宗像方に返しけり。是より若宮郷は宗像の領地と成、西郷は立花の領地と成 双方に分れけるに依て、川津、深川を初、郷士與力共の屋敷領地共に、鑑連より小野、十時、堀、安東、内田などゝ云士共に賜りける故、新給人共馳廻りて追立けり。川津、深川安からず思ひけれ共、憤りを押へ、今度替地に氏貞より給りたる若宮河内長井鶴に、形のごとく家作して移り住む。され共氏部修理以下、仕馴し西郷の宅を、あへなく追立られし事を無念におもひ、何樣事の出來よかし、立花家人と引組指違て死し、惡靈となり、鑑連に此恨を報ぜんと思ひて、時節を待、憤を押へて、年月を送りけるこそ愚かなれ。かゝりける所に、鞍手郡鷹取の城主、毛利兵部少輔種實は、大友旗下にて、無二の忠を盡せしが、近き比に大友家より加勢もなく、秋月、杉等に領地悉く掠め取れ、城中兵粮既に盡て、餓死に及ぶ由立花に聞えければ、鑑連、統虎家臣を集て評議し、當時諸方に敵多くして、遠方を助る事成難き折節なれ共、身方を捨殺さむ事、大友家に對して不忠也とて、兵粮を送るべき由議定せられしが、若宮の庄に西郷より移りし三十六人の給人ども、常々遺恨を含む間、路次の妨も可レ有哉と、各鑑連に申ければ、さも有なんとて、先使者を以て宗像氏貞に申送られけるは、鷹取に玉薬兵粮を合力致に付、御領分若宮の郷を往來すべく候間、人數通し給るべき由告やられければ、氏貞領掌の由、返答有て、則若宮の家人等に觸られけるは、立花勢共表を通る刻、麁忽の振廻すべからずと堅く下知せらる。然れ共鑑連よりは猶も用心の爲に、薦野三河、小野和泉を始、人數八百餘人指副奉行として、兵粮三百俵人馬に負持せ、天正十年十月十二日、鷹取の城へぞ送られける。かゝ

る所に、龍德の城主杉十郎連並(つらなみ)三百餘人、道をさへぎりてさゝへければ、先陣に進みたる蔦野三河、米多比五郎次郎三百餘人おめいて突かゝり、杉が人數を散々に追崩し、難なく兵粮を鷹取の城に籠にける。斯て宗像士若宮鄕に居たる內にも、深川右京之進貞國、河野伊豆守、井原次郎左衞門、原九郎貞永、結川六郎、古野甚九郎、其外彼是相加り、都合五十一人一味して申けるは、氏貞よりの仰なりとても、立花勢を安穩に通したる事の無念さよ。我等共に數代の西鄕の住人たるに、西鄕を立花領に敵なく付られて、住所を追立られ、其鬱憤やるかたなし、せめて此者共を討取て、數年の遺恨を散せむとぞたくみける。扨人々寄集て評議しけるは、若宮川をせき留て水を湛へ、是を渡らんとする所を、弓鐵砲を打かけ、亂るゝ所を討んは如何と有ければ、此儀尤可然とて、河津修理進盛長を奉行して、井杭を打たせ、用意をなす。斯て十三日の午の刻、立花勢鷹取を出て歸る迚、友池川に來りて、(友池は金丸の下、長井鶴の上也)小野和泉、由布雪荷、一番に川を越けるが、昨日迄淺かりし川の、雨も降ぬに水の增けるあやしさよ。敵の手立にてもやあらんと、四方に眼を配りて押行所に、川津が士卒に下知し居たるを見て、をこの曲者かな。彼を先軍神の血祭にせよとて、由布七右衞門鐵砲にて打倒す。是を見て友池の者共、我劣らじと馳向ふ。金丸の者も聞付〳〵馳出す。立花勢ひた〳〵と馬より下立て、槍を揃へて突崩し、原田を指て引取所を、友池金丸の者共跡を慕て付ければ、立花勢は人數を繰退し〳〵車引に引て行を、宗像氏の家人共、爰かしこより蜂の如くに起り、蟻の如くに群て戰ひければ、さしもの立花勢負色に成、足立飛驒を初め數人戰死し、由布美作を先として手負も亦多かりけり。二番に押來りける蔦野三河、同彌助、米多比五郎次郎、三百餘人道を少し左に廻り、鯨波を作りて懸りければ、川津、深川散々に亂て引退く。立花方追駈てあまた討取けり。

三河は深川九郎を討取。米多比五郎次郎は其比十七歳にて、原孫九郎を討て高名す。斯て立花勢金生の前の川を渡りて、高野をさして引取けるに、若宮所々の住人おくれ馳に馳付けるを、或は追拂ひ、或は討取、漸々に引て、稻光の城山に取上り、士卒をまとめて兵粮をつかひ、人馬の息を休めけり。若宮勢も小伏の前迄追懸、爰にて人馬を休めけり。斯て近邊の城主各此事を聞付て、我も〳〵と氏貞の下知を待ず打出たり。秋月家臣江利内藏助は穗波郡笠木の城を守けるが、此事を聞とひとしく、乘手石見、柏井九郎右衞門を始め、三百餘人を率し、小金原へぞおし出ける。然るに此戰の事、岳山に注進有ければ、氏貞驚き、吉田次郎左衞門貞辰、石松加賀守秀兼、急ぎ馳向ひ制せよと命ぜられければ、二人馬を早めて馳出す所に、吉田少輔六郎貞永、石松新三郎、同十郎是を聞き、刀追取かけ出けり。吉田飛驒もかけ出す。斯て吉田、石松馬を早めて行く處に、友池の戰ひ破れ、高野を指て敵引取と聞えしかば、さらばかしこに向て軍を止させんと思ひ、原田、金生を打過、下村の川を渡り、小金原に打出す。友池、金生の人々は、小伏の前の野に馳集り、馬を休め軍の評議をする所に、吉田石松馳せ着、諸士に向て申樣、是はいかなる事を仕出され候ぞ、氏貞以の外の御氣色にて、此兩人に仰付られ、急ぎ引取せよとの御事也。早々引取候へと、散々にしかりければ、何れも申樣、仰尤に候へ共、かやうに成て、唯今逃て歸るべき樣も候はず。よし〳〵、氏貞の御勘氣蒙る迚も、我々生て歸らばこそ、迷惑共存べけれ、唯今を限りの命にて候へば、とかくの沙汰に不レ及候。御邊達は早々歸りて、此由を申上玉へと中々耳にも聞入れず。貞辰、秀兼は力及ばず、扨は各左樣に思ひ定らるゝ上は、是非を論ずるに及ばず。かやうの御使に參る事、時節到來時の不祥にて候へば、見捨歸べきに非ず。さらば合力致し、同じく戰死申さんと、各一手に加りける。然るに友池、

金丸、長井鶴、其外若宮の郷にあらゆる士、雜兵共に三百餘人、又赤間より馳來る輩、石松十郎を先として、彼是人數百餘人、秋月勢と一になり、都合八百餘人、小伏の前に備を立て、城山の敵にかゝらんとす。立花方の士共、今朝の戰に人馬勞れぬ。今敵は多勢也とて、少しあぐみて見えける所に、薦野三河申けるは、各は初度の戰に手を碎き給へり。今度は某に任せ給へとて、彌助成家、米多比五郎次郎を左右に備て、三百餘人宗像勢に馳向ひ、入亂れてぞ戰ひける。日は早申の刻の事なれば、石松申樣、此夕日に向ふて、山上の敵にかゝらむ事は、軍の法に非ず。西に下りて備へを立替、北に向て攻かゝれと下知する所に、立花勢は既に城山の高みよりおろしかゝる。友池勢是を見て、敵は早かゝるぞと云、相かゝりに押出す。立花勢三百餘人、高みより灌り落る瀑の如く、機に乘て押おろせば、諸太刀に成たる友池勢、なじかはこらふべき、忽小伏の谷に追落さる。然れども又谷よりもり返し切上るに、夕陽眼の光を奪て、太刀の打所を定めがたく、面を舉べき樣もなし。立花勢は夕陽をおうて攻下る勢なれば、其鋒にあたるべき樣は無かりけり。去れ共宗像勢は多勢にて、殊に若宮の者共は、必死に極めたる兵士なれば、立花勢と入亂、もみ合又押上りて戰、互に勝負は見えざりけり。かゝる所に立花勢の内より、内田壹岐入道玄恕馬乘廻しざいを振て、先手猶豫し戰ひ負なば、味方危かるべし。今一もみぞと下知しける。斯て小野和泉、立花中務、同越中、同右衛門大夫を先として三百餘人、宗像勢の眞中に喚て駈入、火出る程に戰ひければ、宗像勢終に敗北す。吉田左近は深手負て、軍中に手勢を引連、東をさして引退く。吉田貞辰、石松秀兼も討れぬ。吉田少輔六郎は、小伏にて立花勢を追返し、いさみ居たる所に貞辰が馬副の男來り合て、貞辰は討れさせ給ふと申ければ、少輔六郎聞て、兄を討せて今はのがれぬ所なりと押引返し、當の敵

を討んと大勢の中に切入けり。立花の大勢待設けたる其中に、唯一人かけ入しかば、取包んで討取ぬ。石松十郎も父秀兼の討死を聞て、是も同じく返し合て討死す。若宮の士百五六十人残らず討れしが、立花方にも名ある士三十餘人討れけり。日も既に暮ければ、立花勢は長追なせそとて、清水に馳上て、人馬を休め、兵粮をつかひ、觀音堂に入て一夜を明す。討取し首共は、堂の前にならべ置けり。明れば十四日の早天に、山越に引取けるが、さしも嶮き鋒のたをを乘越、清流のかけちを乘落し、蔦野をさして歸りけり。（石松加賀、同兵部が墓所今に鎗場と云ふ所の道をはさみて、兩方に在り）此合戰、朝は立花勢東より西に向ひ、宗像勢は西に備へ、朝日の光眼に潑して、働き自由ならず。夕は立花勢犬鳴山を背に當て東向に備へ、宗像勢は夕陽に向へり。立花勢は、おのづから天の時地の利にしたがひ、宗像勢は天の時に逆ひ、地の利を失へり。是軍立の拙き所なりと、人皆し評しけるとかや。宗像氏貞も斯る合戰に及びし事を聞、千餘人を率し、赤間の城を發騎されしかども、味方討負、敵は早引取ぬと聞て、途中より引返さる。是より又立花宗像鉾楯に及び、所々のせり合止む時なし。抑此小金原合戰に、宗像家人西郷より、若宮河內に移されし卅餘人の者共、久敷住馴し郷里を離れしを恨たる故ばかり也。夫も宗像立花和睦し、婚姻を結びし上、互の和議にて地を替たり。殊に君命なれば、假令我身の爲宜しからずとても、立花家に恨をなすべき樣なし。況や舊里を離れたるのみにて、領地をはなされしにも非ず。何の恨べき事かあらん。且又立花家より兼て人數を通すべきよし斷りしに、氏貞領掌し、立花家の兵、其地往來の時恙なく通すべきよし下知せられしを、其命を聞ながら用ひず、君命を背し事、是莫大なる罪科也。次には主人と立花家との和睦を妨し事、大不忠也。又罪なき敵味方を多く殺せし事、不仁の至也。是徒に私心を以、公儀を廢すと云べし。況軍法武略も無く、

妄にいかりをふくみ、卒爾の兵を起し、節所に陣する多勢の敵に向ひて、小勢追々に切かゝり、なすことなく所々にて討れ、終に味方の多勢を亡され、身を失ひし事、是不義を以て兵を起し、謀拙きを以て敗る。誠に愚痴の至り。是非を論ずるに不レ足と云べし。

○祇園嶽古城

本城村に在。杉太郎兵衛と云者在城せりといふ。

○龍ヶ岳古城

龍德村に在。杉權頭連並が居たりし城也。村中所々に家人の宅の址多し。（連並一本には清蓮と書り。）其祖杉豊後守興行、周防國大内氏の家臣也。筑前國に大内氏の旗下出來しより、杉氏此地に來り、糟屋郡植木村の上、高鳥居の城を取立て住す。其子彈正忠重、忠重子連並も大内氏に臣として、龍德の龍岳の城に移り、高鳥居の城をかけ持にしける。或時秋月より高鳥居の城を攻取しかば、連並は專ら龍ヶ岳の城を守る。大内氏亡びて後、筑前國に在し大内氏の旗下の城主家人、大友に降り、或は毛利家に屬し、島津に降る。杉連並は秋月に從ふ。

○稲村古城

龍德村に在り。城主詳ならず。

○山崎村古城

城主井上河菜と云し人なりしと云。何れの時の人なりしにや。

遠賀郡

○園城址　今は腰山の古城と云ふ

吉木村に在。麻生河内守隆守が居城なり。麻生氏は代々黒崎の南、帆柱の城主にして、其比大内家に隨ひ、一年は山口に居、一年は在國し、隔年に參勤す。妻子は山口に住しける。隆守は山口にて生る。其母は山鹿筑前守が女也。帆柱山の城に居たりし麻生は、國元にて妻の生る子なれ共長子也。隆守は妾の子なれ共二男也。父死して後、兄弟遺跡を爭ひける。帆柱

の麻生は山口に出仕せざりしかば、遺跡を隆守に渡すべしと有けれ共、家老柴田船津など云者共、妾の生める長子を立んとして、合戰數度に及べり。兩方あつかひにて、隆守には遠賀川より西、岡千町を與ふ。則此岡の城に住し、大内家に從ふ。帆柱の麻生は大内家に出仕せずして、ひそかに大友に使を遣し、大友の麾下にぞ成ける。斯て天文十五年、大友宗麟家臣瓜生左近大夫貞延を遣し、岡の城を攻ける。是帆柱の麻生が賴みたるによれり。隆守防ぎかねて、九月廿七日に城を出て、内浦村の海龍寺にて、其妾と二歳の男子を殺して、隆守も自害しける。家臣柴田小七と云者、隆守父子並妾の首に石を結付、海に沈め、其身も海に身を投て死ける。其後此城には瓜生貞延居住し、遠賀を領しけるとぞ。

○龍王山古城

三吉村に在り。城主詳ならず。

○雨乞古城

天野村に在り。是も城主詳ならず。

○猫城址

上底井野村に在り。小山也。今は山上に八幡宮在。此城始は麻生が出城成しが、天正六年の比、遠賀川より西は宗像氏の手に入ければ、其家臣吉田倫行と云者に、雜兵百五十餘人相添て籠置ける。然るに天正八年五月上旬、鞍手郡鷹取の城主、毛利兵部少輔鎭實、立花の戸次道雪勸に依て、下鞍手に出張し、木屋瀨に陣を取。此折節道雪使を以云送りけるは、其方宗像の端城を攻る振をするからは、氏貞多勢を以後詰すべし。然らば其方の勢は馳つ返しつ敵をあしらひ、鞍手郡につりとめ、日數を送らしむべし。其間此方の勢は、西郷より稻光に打出、蔦が岳に押かけ乘取るべしと有ければ、鎭實仔細なく受合て、先手寄なればとて、猫が城を取卷けり。城中の兵共攻口に下合て、命を惜まず防ぎ戰ふ。鎭實城中は小勢なりと見侮り、道雪に相圖の日限をも忘れ、寄ると

ひとしく息をも繼せず攻たりけり。城中無勢の事なれば、防ぎかねてぞ見えにける。然れ共氏貞兼ての相圖には、旗下の城々若は領内に不慮の事あらば、狼烟を揚て蔦が嶽に急を告よとの事なれば、倫行相圖の狼烟を立けるに、蔦が嶽より是を見て、猫が城に事出來たり。懸付よとて、吉田少輔六郎貞永、占部下總貞康、石松源次郎貞次、小樋對馬を先として、蔦が嶽を打出、一騎がけにて馳たりける。淺木繩手に着しかば、城中に力を付ん爲、先鯨波をぞ上にける。鎮實是を見て、蔦が嶽より大勢後詰するぞ、此方は小勢なれば、取籠られては叶ふまじ。木屋瀬に引取とて、鎮實自ら殿して引退く所を、吉田、占部、小樋・石松、城中の勢と一に成り、合て一千五百餘人にて追懸たり。鎮實今許斐の川端にて取て返し。火出る程にこそ戰ひけれ。され共毛利方は小勢と云、殊になびき立たることなれば、一太刀打ては引のき、一鎗突ては引ひらき、宗像勢は勝に乘、川中に追はゐて、二百許ぞ討とりける。此川岡より大川にあらざれ共、五月雨に水增り、胸板の漬る程にぞ有ける。毛利鎮實が勢は手負をも助けず、川を越て敗北す。宗像勢續て川を渡り追かけしかば、鎮實も危く見えけるを、義を守る士共、鎮實を押隔て、七八人討死しける間に、虎口をのがれて、永滿寺迄引取けり。宗像士は勝軍して、蔦が嶽に引上る。鎮實が相圖相違して、一時に敗軍しければ、戸次道雪も西郷より立花へ引返されけり。

○淺川村古城

麻生氏の端城なりしと云。淺川村は小敷の西、洞の海の南、谷の中に在。小敷、淺川兩邑は、洞の海の南に在り。海にちかし。

○古賀村古城

此城は遠賀川の東のほとりに在り。川に近くのぞみて、さかしく高くそびへたり。遠くより能く見ゆ。麻生鎮里が端城なりしとかや。

○畑古城

畑村は香月村の東山中に在り。昔は香月畑と號し。香月村の境内也。今は別村となる。此城は香月庄司秀則が居城也。壽永の比、秀則源氏に背き、平家に忠を盡しける。其子香月七郎則宗、元暦年中梶原景時に隨て關東に在。其比は未だ若年成けれ共、力量人に勝れ、相撲の達者成しが、心根もいやしからず、和歌を好みければ、梶原是を賴朝に申て、關東に留置けり。其子を七郎則定と云。則定の子三郎左衛門則明、則明の子七郎則國、則國の子三郎左衛門則實、則實の子三郎左衛門則道。（法名念阿）此人元弘の亂に少貳大友に屬し、或時は又菊池に隨ふ。征西將軍の宮下向し給ひける時、武藏國住人勅使河原某御供にて下りける。此時則道女子のみ有て、未だ男子無し。勅使河原の子を養て聟とす。則香月五三郎則村と號し。征西將軍の宮に仕へける。後に一瀨村の城を築て居城とす。則道後に男子出來て、三郎左衛門則次と云。則村が妻の弟也。畑の城に在。則村と不和にして、一瀨と畑と數度戰ひに及べり。然れ共畑はよわく、一瀨は強く成に依て、家人多くは一瀨に隨ひければ、畑の城こらへかねて、則次は大内義弘を賴み、周防に行ける。依レ之香月畑の城斷絶せり。一瀨の城は則村が子義則、麻生氏が聟と成て、後に麻生を姓とす。市瀨麻生と云は此義則が末也。三郎左衛門則次が五代の孫を、香月七郎大夫興則と云。其前三代は大内の家臣にて山口に在しとかや。文明十三年六月、大內義興、香月興則を香月の庄に遣し、畑の城に新に家作て、再び香月の家を起しける。此人香月氏中興の祖にて、廢たるを興せし事共多かりけり。興則が子則秀、則秀の子則光、則光が子則貞、代々畑の城に居れり。其子孫相續で香月の庄に在りしが、天正十五年に、此國を小早川隆景に給はりしかば、其所領を失ひ、民間に下りぬ。

○竹尾古城

上上津役村に在。一瀬村に隣る。是は麻生左衞門大夫鎭里が居城也。永祿十年七月八日、麻生攝津守隆實に、宗像大宮司氏貞が家臣、吉田八郎貞保等與力して此城を攻破りける。是は鎭里しひて入部せしを、隆實忿りて、此戰起りけるとかや。

○一瀬古城

一瀬村の南に當て山有。是香月五三郎則村が始て築し古城也。後に麻生氏の邑城なりしと云。

○大藏村古城

大藏村の上、尾倉村の境に在り。麻生氏の出城なりしと云。

○陣原

是香月庄司と。三河守範賴の兵と戰ひし所也。故に陣原と號す。本書に記せり。長政公の家臣井上周防、初は黑崎城に居けるが、元和元年、黑崎の城をこぼちて後に、此所に宅を構へて居住す。今に其跡殘れり。此村は穴生村の枝村也。

○黑崎城址

藤田村の山の上に在。此所に昔より城無し。長政公入國の後築給ひ。家臣井上周防に是を守らしめらる。そのかみ此山を黑崎とはいはず。此城山の南の麓に、農人の宅一區有て、其所を黑崎と云しが、依レ之黑崎の城と名付、熊手町は昔より有、藤田町は黑崎の城出來て後立てり。黑崎城下に在故に、此時より三所の町の名を、すべて黑崎と稱す。元和元年、一國一城の外は皆破却すべき由台命有し時、此城もこぼたれける。

○帆柱山古城

熊手村に屬す。村民の云傳ふるには、神功皇后新羅を征伐し給ふ時、御船の帆柱を此山より伐出しける故、帆柱山と號す。後鳥羽院建久五年、宇都宮上野介重業と云る人、筑前の内三千町の地を給りて、此地に下り、遠賀郡麻生鄕花尾の城を取立、後に此帆柱にも城を築けり。是よりして宇都宮氏を改て麻生氏と

稱す。是遠賀郡麻生氏の元祖也。熊手村、藤田村、田町、鳴水の邊を、すべて麻生の鄕と云。故に夫を家の稱號とす。然るに麻生氏此邊を領せし後は、鄕の名を稱せず。一說、麻生は下野宇都宮邊の鄕の名にて、兼てより麻生氏と稱すと云。天正十四年の冬、秀吉公九州征伐の先手として、小早川隆景、黑田孝高下り給ひけるに、此帆柱山の城を明渡しければ、孝高の家臣三宅山大夫後に若狹と云ふ。を城番として入置ける。此時山大夫、此邊の山の大穴に籠り居たりし者共に、今天下靜謐に成ぬ。早々穴中を出て、己が里々に歸るべしと告知せけるとかや。

○花尾山古城

帆柱山の北に當り、前に在る山也。是前に記せし宇都宮上野介重業、始て城を築き住り。其子孫に至て代々麻生氏と稱す。此麻生氏は遠賀郡及下鞍手郡を領し、重業より數世相續して此城に住めり。然るに明應の比、麻生何某大内家の旗下と成、防州山口に三年祗候し、花尾の山には、其子麻生遠江守家信を留守として殘し置ける。かゝる所に山口の妾男子を生り。其子幼き時よりして大内義隆に仕へ、成人し元服して、麻生上總守とぞ號しける。上總守は親王ならでは任ぜずと云事を、戰國の時なればは知らざりしにや。其父山口にて病死せしかば、大内氏より上總守を以て嗣として、父の家祿を與へらる。其兄の家信は嫡子成と云ども、未山口に出仕したる事もなければ、麻生の家をば繼せず。急ぎ城を明て上總守に可ㇾ渡由下知せらる。此由家信聞て、いかに大内殿の命成共、城を明て弟に渡事成がたし。此上は早々人數を出して攻給へ。城を枕にして討死すべしと答へける。さらば軍勢を差下さるべしとて、中國勢三萬人を向られ、花尾の城を取卷、三年の間攻けれ共、終に落城せず。三年に及ぶ秋の比、寄手の輩評議しけるは、此城の樣子を見るに、今より又三年攻る共落べからず。然らば此由中國に申遣し、兎角和議を調へ、別に家信に領地を給り可ㇾ然とて、其旨を云遣

しければ、大内氏是を聞、尤可然。急ぎ家信に其由申聞すべしと下知せらる。しか〳〵の由城中に云入ければ。家信聞て、兼て其儀に候へば、三年前に事濟申事成に、無體に城を明渡し候へとの御下知成し故、然らば家信餓死するより外の事無候。とても死べき命なれば、城を枕にして討死せんと申せし也。然らずば、いかでか弓箭に及ぶべきと答へける。使者聞て、替地は家信望に任すべしとの事に候。御望可有と云しに、家信申けるは、唯今の麻生領地程望むも欲深きに似たり。遠賀郡の大川より西を遠賀の庄と號し。廿八邑千町有。是を堪忍分に賜らば、遠賀庄に退き可申と云。使者歸り此由を申入、山口に注進したりければ、願のごとく遠賀の庄を可相渡と云來る。則此旨家信に云遣す。家信其下知に隨ひ、遠賀の庄に引退き、吉木に在城し。上總は花尾の城主と成ぬ。家信思ひけるは、たとひ他方にて多くの所領を望得たり共、本領を取返すに便あしかるべし。唯今舊領の内にて少し成とも領せば、重て花尾の城を切取事安からんとの內存なりしか共、其時や至らざりけん。家信一代は、花尾の麻生上總守が旗下にて、終に其身を終りける。家信が子を近江守興春と云。是も又時節を待て、花尾の麻生を討取べしとたくみしかども、不叶して居たりける。興春が嫡子をば與次郎と云。次男を與三郎と云。此兩人の母は早く死せしかば、興春後妻をむかへて、又男子を生む。然るに後妻思ひけるは、我子成人したり共、與次郎與三郎が有ならば、遠賀の庄は兩人して取べし。然らば我が實子は所領もなく、兩人が家臣と成べき事こそ口惜けれとて、或時與次郎與三郎を毒殺すべきと思ひ、日限を究め饗應すべしと招きける所に、後妻の侍女の內武人、與次郎與三郎兩人の妾有しかば、其前夜ひそかに此由を知せける、兩人云けるは、扨々繼母ははかなき物かな。我等は何ぞ纔かなる遠賀の庄に目をかくべきや。一度花尾の麻生を切隨へ、祖父家信の遺恨をは

らさむとこそ思ひしに、繼母に殺されんこそ無念なれ。所詮かゝる所に居らば、何の時殺さるべきも知がたし。いざ此所を出奔すべきとて、兄弟共に肥前の國に立退き、其後嘉摩郡に流浪しけるが、如何したりけん、折を得て花尾の麻生を亡ぼして、再祖父の城を取返しける。是より數世相續せり。天正十五年、秀吉公西征有て、筑前國をば小早川隆景に賜りける時、麻生次郎左衛門家氏は浪人と成て、筑後に行て仕ける。長政公筑前を總領有し初、家氏に領地を與へ、如水公のいもと、尾江安右衛門が室成しが、安右衛門（播州の住人城持なり。）城井谷にて戰死の後、孀婦成しを家氏の室とす。家氏内行正しからずや有けむ、夫婦不和にして、如水公の妹、尼と成て家を出給へば、家氏は逃去ぬ。其弟麻生四郎右衛門と云し者を、長政公召仕給ふ。其子孫今も黑田の家に在。

○内藤陣山

帆柱山と本尾山との間に在る小山を、内藤陣と云。是は麻生遠江守家信、花尾城に楯籠けるを、中國勢來り攻、三年の間戰陣せし時、中國勢一備の大將に、内藤何がしと云し人、此所に陣屋を構へ、馬場を拵へ、花尾城を目下に見なし、毎朝馬を責させける。家信城中より是を見て、家老共に云けるは、城の上なる所にて、毎朝馬を責る事、心外の至也。然ば家中の射手を選で、内藤が陣所に遠矢を射させ度思へども、もし射損ずるものならば、却て家信の恥辱成べしと云ければ、家人共云けるは、是より内藤が陣所迄、四町餘か五町ならでは候まじ。能射手を選で被仰付候へかしと申ければ、家信聞て、さらば射手を三十人選び、又其内より精兵の射手八人選び出しける。是を麻生が家の八强弓と號す。斯て相待ける所に、其後内藤馬場乘させ見物しける所に。八人の射手一同に、よつ引て箭を放ちかけたりけるが、何れの矢の當りけん。場乘の馬のふと腹に立ければ、馬は即時に死ける。城中に兼ての議定には、矢の屆たるを

見ゆびなば、卅人の内疑る武者二人の者共も、八人に相加り、射べしとい事成ければ、其下知にしたがひ、都合卅人の者共、さん〴〵に射たりしかば、内藤堪へかね、即時に陣所をかへ、帆柱山の東なる、豊前の方に陣を取けるとかや。家信三年籠城せしに、或時秘蔵の名馬、絆綱をはり切、城中より敵陣に馳入むとす。家信此由を見て、自身走り出、荒馬に追付、左の手にて馬の尾を手に卷、右の手に一尺八寸の脇指をぬき持、もし我を引立て、敵陣に行ならば、突殺すべきと思ひ、城中に跡しざりに引上れば、坂の上迄終に引上、城中に荒馬の尾をとらへ引込ける。敵陣より是を見て、此城には鬼神が住けるにや。離れたる荒馬の尾を取て、坂中より城中に跡しざりに引込けるは。人にてはあらじとて、陣中こぞりて恐れける。其後家信思ひけるは、永々の籠城故、主を見捨て敵陣へ行べしとせしに、馬ながらもにくし迚、則其馬を殺させける。作田村の内、城の尾と云山に馬塚とて有。此事本書にもしるし侍れ共、此城に附属したる事なれば、爰にも記せし也。

〇篠谷古城

大蔵村、枝光村、両村の境なる山に在。城主詳ならず。麻生氏の端城なるか。

〇山鹿村古城

山鹿は蘆屋と川を隔てゝ、北の川端に在。民家多し。山鹿兵藤治秀遠の居たりし城跡在。平家物語を考ふるに、壽永貳年九月、平家は緒方三郎惟義に追れて、太宰府をも落られしが、山鹿兵藤治數千人にて、平家の御迎ひに參る。かくて秀遠に具せられて、山鹿の城に籠れり。山鹿にも又敵寄ると聞へしかば、取物も取敢ず、平家小舟に取乗て、夜もすがら豊前國柳が浦へぞ渡られけると云へり。兵藤治の居たりし山鹿は、則此所の事也。一説、安徳天皇の行在所は、山鹿の城より東北の山なりと云。兵藤治が城とは別也。

山鹿の城は、山鹿氏代々此城に住し、山鹿[illegible]寺に至

る。是亨祿天文の比の人也。其後如何して亡しにや、此城は麻生氏の城と成ぬ。天正十五年、秀吉公九州征伐し給ひし時、麻生上總介元重と云者在城せり。其家人舟津三河守と云者、同年五月、箱崎の御陣所にて秀吉公に謁す。此城山に上りて、遠く望めば、遠賀郡目下に見えて、南方の諸山、殊に古所山彦山迄見え渡り、西は猶はるかに、名古屋、壹岐の島迄、一望の内に在て佳景也。

○若松中島古城

若松と鳥旗(とはた)との間、中島に城址有。長政公入國の後、此所に城を築て、中島の城と號し、家臣三宅若狹を置給ひしが、大阪陣の後、元和元年、公命に依て城を破らる。

○濱田古城

修多羅村に在。麻生氏の城なりしといふ。

○花房山古城

畠田村に在。城主しれず。

宗像郡

○片脇城址

田島村の南に在。宗像太宮司淸氏初て此地に住す。此後代々の社務此城に住居す。

○吉田の古城

吉田村に在。太宮司三十七代氏仲居城なりしと云。宗像追考にも記せり。

○許斐(このみ)山古城

五九村の上をこのみ山と云。此山に城址有。大宮司十五世氏平始て築く。近世は宗像大宮司家人許斐左馬太夫氏備居住す。永祿四年五月朔日、豐後大友義統の家臣、十河、矢野等來りて、許斐岳の城を攻む。宗像家臣許斐氏則、占部右馬、石松攝津等能防く故、寄手退散す。天正十一年三月、初立花道雪、高橋紹運相議して、宗像を亡すべし。先許斐城を攻取んとて、同十五日、兩將出陣せらる。道雪の勢一千五百餘人、

紹運一千餘人にて、宗像表に働きいられければ、宗像氏貞も二千餘人にて出迎ひ、吉原口と云所にて一戰に及しが、宗像勢打負て、赤馬白山方々の城に引入にけり。其後道雪紹運許斐の城を取卷、數日攻られけり。此時は宗像民部在城せしが、氏貞よりの後詰も無りければ、防戰の術盡て、夜に紛れ城を落て、津屋崎浦より小舟に乘、大島へぞ渡りける。許斐の城には立花より人數を籠置、兩將は歸陣せられける。

○飯盛古城

内殿村に在。飯盛の峯迚、飯をもれるがごとく成る山、此村の境内に在。其上に古城の址有。是宗像方、許斐の城より拵へ置ける砦なり。彼城より常に守る者を交替して遣し置りと云。永祿十一年三月十四日、立花家より此砦を攻取ける。其始終を尋るに、是より前毛利元就より、周防長門の勢を筑紫に渡し、秋月、寶滿の城に力を合、立花の城を攻落さんと議する由、兼て聞えければ、大友家の魁將戶次、臼杵、齋藤は、筑後國に屯して人數を集め、中國勢を可防用意をす。然共今年三月に至る迄、中國勢渡らざりしかば、大友の三將より立花へ使を立て、中國の敵いまだ渡海せず。此隙に宗像に燒働し、時宜により許斐の城を攻落し、敵の鋭氣を挫べしとぞ下知しける。又三將も人數を出し、秋月、寶滿を攻べきよし聞えければ、立花鑑載、怒留湯融泉、急ぎ薦野、米多比、安武藤、木等の國士を集て、軍の評議しけるに、中國勢急によせ來る由、風說しきりなれば、只今許斐表の働不可然由人々申ける。鑑載、融泉も危き働と思ひながら、大友三將の下知も指置がたく、評議一決せざる處に、薦野河內申けるは、立花總人數を催し、宗像へ働き候はゞ、氏貞も麻生杉等を催し出向候べし。然らば卒爾の一戰も成まじ。許斐の城を攻らるゝ事もならず、守り合申内に、風聞の如く、中國勢蘆屋邊へ渡海せば、味方の大事なるべし。又三將の下知も背がたく思しめさば、近比許斐の城より、粕屋境、

某が領内を押へんが爲め、飯盛山に砦を拵へ、人數を籠置候、鷹野より程近く候條、夜込か朝駈にして攻落可申。其上にて許斐の様子を伺ひ、又中國勢の渡海も彌延引せば、立花の總勢を以、許斐左馬大夫を攻給へと申ければ、鑑載融泉此儀然るべしとて、鑑載は立花の城を守り、融泉は人數を少し召つれ、青柳郷迄打出べきに定けり。河内守は急ぎ鷹野へ歸り、米多比と牒し合て人數を揃へ、飯盛山の近邊に斥候を入て、城の形勢を伺せけるに、許斐の城より番代として、城を守人數は二百許に過ずとぞ申ける。河内守彌十郎、能敵城の虚實を聞すまして、三月十三日の夜半に、鷹野養徳山の城を發騎し、飯盛の砦に押寄る。人數を三手に分ちて、先米多比大學、同五郎次郎、百五十人にて山陰に伏置ける。是は許斐より聞付て、一騎駈に來る事あらば討取んが爲也。又彌十郎は態と小勢にて旗をまき、忍びやかに押寄る。其跡に河内守二百餘人にて押續て、未東雲明はなれざる霧の紛に、彌十郎は城の大手口に追付ぬ。城中には唯今敵よせむとは思ひもよらず。味方番代の來るとおもひ、防戰の用意も無く待所に、城戸近く成て、鷹野勢旗を押立、鯨波を作りければ、城内俄に周章して、弓鐵砲とひしめく所を、彌十郎下知して、無二に城中へ乘入んとす。されば城兵取合て命をおしまず防ぎ戰ふ。然る所に河内守、城の後高き所に押廻し、一度に攻入ければ、前後の敵に度を失ひ、城兵搦手よりなだれ落て、許斐をさして行も有、直に赤馬白山の兩城へと志し、多は北方を指して逃散ぬ。河内守彌十郎味方を下知し、許斐赤馬より後詰有べし。早早引取と、敵を二三町の内にて追捨て、人數をまとめ相待けれ共、俄の事故敵一手も見えざりければ、飯盛の砦に火をかけて燒拂ひ、討取頸共實檢し、味方の手負を助け、米多比父子に殿をさせ、糟屋郡へぞ引入ける。融泉も五百餘人引具し、席内河原迄押來りけれ共、飯盛にて勝軍の注進を聞て、大に悦び立花

へぞ歸りける。

〇白山古城

山田村の境内に在。氏貞より前の宗像大宮司、數世居城の由云傳ふ。正氏も此城に隱居す。氏貞も長州より來て、十二年の間此城に住す。此上は孔大寺山につらなれり。別峯也。其下に白山權現の社有。故に其上の山を白山といへり。

〇草崎古城

神の湊の境内に、草崎の古城址有。四塚とも云。宗像大宮司十六代氏俊端城にて、占部甲斐と云者守れりと云。

〇勝島城址

神湊に近き、草崎の城址より北の海中に、勝島とて小島有。古城の址一區有。是も大宮司の端城成と云。

〇赤馬山古城

赤馬山を蘿が嶽と云。山上に城址有。大宮司六十五代氏俊此城を構へ住す。後は廢城と成。氏貞は始當國に下りし時、孔大寺の白山の城に十二年居住せられしが、兼て此山の要害能を知て、城を再興し、永祿五年、白山の城を去て此城に移り、常の住所とす。此時蔦が嶽の名を改て嶽山と云。田島宮祭禮の時は、本社の後御内と云宅に暫く留り、神事を勤め終りて又此城に歸れり。秀吉公、天正十五年、筑紫征伐の歸りに、此城に入給ふと云。一說、楞嚴寺村の正法寺と云淨土寺に一宿し給ふ。此時小早川隆景に此國を給りしが、此城來春わりすつべき由命せらる。依之翌十六年、此城をこぼてり。城址本丸一段許、大手口南に向ふ。石丸村の方に在。三本松と云所也。東二の丸二段、水落の谷と云所有。三の丸白岩水谷と云。其外出丸所々に在り。本丸より西にも曲輪有。

〇手光(てびか)村古城

手光村に古城の址有。此城大宮司氏貞の時、番の士を置て、立花より下道をおかす押へとす。城番の士は時々替れり。

○宮地嶽古城

宮地村の上に在。高山也。此城は大宮司氏貞より、其家人小樋對馬一說藏人をつかはして、定番とし守らしめしと云。

○勝浦嶽古城

勝浦村の上高山に在。此城は大宮司三十六世氏國築きて住せり。

○高宮古城

疇町村の境内高宮岳に古城址有。是は許斐山の出城と云傳ふ。宗像追考曰、吉原源内左衛門定番たり。山の腰に多賀美作守隆忠の墓有。

○螻蛄羽子城址

本木村の境内に在。宗像大宮司の家人、許斐兵部少輔が守りし城也。立花家人大鶴宗松の守りし舍利倉の鶴ヶ岳に敵して、けらはごの城と名付し成べし。

○城浦古城

本木村の境内に在。城主しれず。

○鶴ヶ岳古城

舍利倉の境内に在。宗像と糟屋郡の境也、薦野城主丹治修理亮峯時、此舍利倉の鶴ヶ岳に城を築て、其弟次郎左衛門武道を置けり、後年立花道雪より、家人大鶴宗松を入て城番とす。

○大障子古城

太禮村に在。城主しれず。

○德重村古城

緣の城と云、又名殘の城共云。大宮司黑川刑部隆尙、後に赤馬庄三百町領分せし時、此城に住す。宗像記追考には、隆尙最初此城に居す。後に片脇の城に移りしといふ。

○石丸村古城

城の腰の城と云。城主しれず。

○平等寺村古城

草場の城と云。城主詳ならず。

筑前國續風土記卷之二十六終

筑前國續風土記 卷之二十七目錄

古城古戰場 四

筑前國續風土記 卷之二十七目錄

貝原篤信 選定

貝原好古 編錄

竹田定直 校正

古城古戰場 四

表糟屋郡

○多々良濱

多々良村の西の遠干潟を多々良濱と云。糟屋川の下也。後宇多院弘安四年、蒙古襲來の防の爲め、此潟に亂杭を打て要害とす。其後も若異賊相續て來るべきかとて、此所に亂杭を構ふ。其時は此川下の湊に大船入し故なるべし。此時亂杭を打べき由の催促狀、今猶殘りて持たる者あり。建武三年二月、將軍足利尊氏、京都の軍に打負て筑紫に下り、筑前國多々良の濱に着れけるに、宗像大宮司是に屬して、將軍を我館に請じて甚尊敬す。尊氏の筑紫にて威勢出來しは、

ひとへに大宮司が早く屬せし故也。朝敵に與せし事不義と云つべし。此時菊池肥後守武重、同掃部助武俊は宮方に屬して京にあり。尊氏西國に赴し由を聞て、九國の內に入置じと、武俊追すがふて下りしが、海上にて兎角して違ひければ、豐前路を經て、肥後國大津山北の關に陣して、世間の體を聞居たる所に、筑後少貳太郎の、筑後の國府より筑前に越して、將軍の味方をするときく、千年川の渡にて、少貳賴尙が勢に打勝、其後少貳入道が栖籠たる、太宰府の有智山の城へ押寄て攻落しぬ。かゝりければ、菊池彌大勢に成て、尊氏を討んとて宗像の方へ赴く。將軍兄弟此由を聞、戰ひの道先んずるにしかずとて、宗像を打立て、糟屋郡香椎宮の側なる杉山に取上り、先陣は多々良濱に張出て、寄來る敵をまつ。菊池は五千餘人を率して、濱の西より進んで矢軍をしける。將軍の陣よりは矢の一筋をも射出さず、仁木、細川、高、上杉、吉良、石堂、畠山、拔連てかけ入、命を限りに戰ふたり。菊池は鶴翼に開んで西北より取籠め、先を進り、左右に分れ、變化機に應じて、かけ立〳〵戰ふ程に、仁木、細川、吉良、石堂、追立られぬと見えければ、先手に力を付んため、將軍兄弟杉山を打下し、眞洲崎の山にかけ出られし所に、菊池が後陣に在ける下松浦、上松浦、畑、草野、神崎の者共、俄に心を變じ、裏切をして責ければ、菊池前後の敵を防かね、多々良濱の遠干潟を二十餘町引退き、暫く人馬の息を休め、又寄んとしたりけるに、菊池に從ひたる近國の勢落失て、手勢許に成ければ、一先肥後國へ引返し、かさねてこそ勢を催さめとて、筑後路によりて引返す。尊氏多々良の合戰に打勝、仁木義長一色入道を大將として、菊池退治のために肥後國へ指遣しける。菊池が宗と賴みたる阿蘇大宮司惟直は、多々良濱の合戰に深手負たりけるが、肥後國小杵山にて自害す。秋月備前守は太宰府まで落たりしを、敵大勢にて取圍みければ、終に叶はず討れにけ

り。城赤星も深手を負ぬ。菊池彌無勢に成ければ、一支へも支へずして、深山の奥に引籠りける。仁木義長、一色入道は、同國八坂の城を責て、内川彦三郎を追落し、筑前國に歸陣す。是より後、九國二島悉く將軍に隨ひけり。（此合戰の事は、太平記十六卷に詳也。）永祿十二年五月十八日、大友家と毛利家と此濱にて合戰あり。其軍の仔細を尋るに、毛利元就、筑前國寶滿の城主高橋鑑種を救んとて、安藝周防長門石見の軍勢を引率し、豐前國に渡り、筑前國に打入らる。豐前筑前の内には、大友幕下の國士多しといへ共、中國の大勢を聞見して、一戰にも及ず城を出て、筑後路指て引退く。立花の城に鶴原掃部助、田北民部丞、臼杵進士兵衛城代として有けるが、あづかひを入て、立花の城を請取。三人の城代は豐後に送り歸されける。かゝりしかば、毛利家の將吉川元春、小早川隆景は、立花の城に本陣をすえ、先手の諸勢は、香椎多々良の邊迄ひたと續たり。惣大將元就は、豐前國小倉に滯留して、筑前國には入られず。又始より筑前在陣の、大友家の三將、戸次丹後守鑑連、臼杵越中守鑑速、吉弘左近大夫鑑理は、博多に陣取、足輕を多々良濱に出し、迫合あり。同十三日、毛利の先手佐渡、熊谷、三戸、桂、末永、天野軍勢を率し、立花城を下り、博多松原に備を立、足輕をかけ、津内を放火す。大友勢も三方より勢を進めて、一日に四度の戰ひあり。始の程は、筑紫勢勝に乘、中國勢負色に見えける所に、平賀源四郎、末永源七郎、石黒稙五郎、宗近刑部左衛門、宍戸四郎左衛門、桂内記、三浦平太夫、大多和備後守、岡部六郎左衛門、香川監物、佐々木源三郎、光永藤左衛門、内藤掃部助を始として、毛利家に名を得し一人當千の士共、松原より馳來て、馬の足を一面に立並べ、馬上に鎗を持、まつしぐらに突懸りける間、筑紫勢こらへずして、三方に分つてさつと引。中にも桂内記は、十六歳の若武者成しが、只一騎味方をかけ離れ、にぐる敵を追て、北へ向ふて

馳けるを、大友勢の中より七八騎引返し、終に桂を打取けり。斯て日も暮しかば、中國勢博多を引て、香椎の山に引上りける。同月十八日、吉川駿河守元春、小早川左衛門佐隆景、立花山を下る。兼てより香椎在陣の佐波、熊谷等が勢を合て四萬餘人、多々良濱の東に、合戰を志して備たり。大友の三將是を見て、敵合戰を志と見えたり。敵を待て戰はんよりは、此方より進んで勝負を決せんとて、三萬七千の勢を二手に分け、豐後勢一萬餘人有しを、戸次鑑連、臼杵鑑速、吉弘鑑理各五千餘人づゝ、三手にわかちて、先手に進む。自餘の勢は豐前、筑前、筑後の國士二十六人、都合其勢二萬二千餘人は脇備也。各一手切に懸て、手柄次第の勝負にせよ。九國、中國分目の合戰なれば、臆病の名を恥よと戒めて、既に合戰始りけり。敵味方八九萬の鬨、鐵炮の音、天地をひゞかせり。兩軍入亂て戰ふ程に、多々良濱の東西には、双方の死人算を亂せるがごとし。中國方には吉川、小早川、天下に譽を取たる名將也。大友方にも戸次、臼杵、吉弘、九國に名を得し人々なれば、牛角(ごかく)の戰にて、いつ勝負有べしとも見えざりける所に、戸次丹後守鑑連は選兵五千餘人を引卒し、案内者を先立て、隆景の左備へ長尾と云所の陣に押懸り、鐵炮八百挺一度に放ちかけたり。又こみかへて放つ鐵炮に、敵色めき漂ふ所を、鑑連眞先に馬を乘出し、敵の中へかけ入、面もふらず縱横に突て廻りける。五千餘人の兵共鎗先を調へて突懸る。中國方には、清水、渡邊、兒玉、内藤、波多野、福原四千餘人にて控たりしが、相懸に懸て、爰を先途と戰ひけるに、鑑連が勢に突立られ、三町許引退く。大友方是に力を得、ときを作りて、諸手總懸りに進みける。すはや中國勢負色に成ぬと見る所に、隆景大音聲を揚て、清水、渡部等を助けよ、兒玉、波多野を討すな者共と、下知せられければ、飯田、榎本、入江、山内、益田、梨羽、和知、東條、手島、草刈等八千餘人、

濱表を筋違に懸て、火を散してぞ戰ひける。數刻の强戰なれば、雙方疲て、毛利勢は立花山へ引上り、大友方は、本の博多の陣に引歸る。戸次鑑連が手にも、十時下野守、由布掃部助を初として、戰死の士四十餘人、毛利方にも末永源七郎、赤川九郎左衞門、須子主水允、粟屋三郎左衞門を始として、宗徒の兵五十四人打死す。就中末永源七郎は、群に越え、比類なき力戰しけるが、主從十三人皆一所にて戰死せり。其子孫の家に、元就の證文も猶持傳へたり。凡此所兩度まで大合戰有しかば、近世まで白骨多く殘りしと云。

○陣　腰

多々良大橋の東北なる山上に、陣の腰と云所有。是足利尊氏香椎より出て、此所にしばらく陣を取、多多良濱において、菊池と戰はれしと云傳へたり。

○吉　竹　山

井野村にあり。其山上に首塚とて小塚多し。此所立花氏と薩摩勢と、合戰せし所と云。

○飯盛山古城

金井手村の上に有。城址あり。古き屋敷あとも有。其下にも段々に宅の跡有。飯盛山の少北に、ひきく平なる山有。陣がたをと云。

○丸山古城

大隈村の上に在。平地二段許あり。周に隍あり。杉權頭連並が墓所有。石を多く積て墳とす。此城連並が城成しにや。川より南にある山を燒地と云。丸山と相むかへり、此兩山の間より東を迫門河内と云。

○草　葉　古　城

若杉と篠栗村との間の南山に有。是杉權頭連並が出城なりと云。

○高鳥居古城

若杉山の西、植木村の上にあり。上に城址二段有高くして甚嶮し。然れ共、若杉山の半よりひきし。城址よりすぐに若杉山へ上る。此城は、周防國大内氏

の家臣、杉豐後守興行取立て居住し、其後鞍手郡龍德の城より、杉彈正忠重、並同權頭連並相續て懸持にしたりけるが、或時秋月より此城を攻取。天正十四年七月廿七日、島津兵庫頭義弘、御笠郡岩屋の城を攻落、高橋紹運自害せり。同廿八日寶滿城を攻破り、岩屋寶滿をば秋月種實に渡し、其後立花城に手遣し、降參すべき由云遣しけれ共、立花左近將監統虎返答には、關白殿より御朱印を賜はり、御家人に罷成候。殊實父紹運事、殿下の爲に戰死せり。當城にて紹運報仇の爲一戰仕候て、其後申談可との儀也。敵も岩屋に於て、宗徒の勇士多く討せ、手負死人多ければ、立花を攻ん事思ひもよらず。斯る所に、八代の本陣島津義久より申來りけるは、其地を早々引取べし。秀吉先手の大軍驪て下る由聞ゆ。就夫義久も先歸國する由、告げ越れければ、八月廿四日、薩摩勢皆宰府の陣を引退く時に、此高鳥居の城は、近年空城にて有しを、秋月方より拵へて、立花押への爲、筑後國の住人星野中務大輔吉實、舍弟民部少輔吉兼を籠置ける。斯て島津は引退きぬ。翌廿五日の曉、立花勢打て出、此高鳥居の城に打向ふ。立花と高鳥居の間、行程纔に六十餘町なれば、巳の刻許に押寄、鬨を作る。城中は持口廣くて無勢也。其上俄に拵へたる城なれば、塀櫓堅固ならず。然れども東北は易く登難き切所也。西は大手、南は二の丸にて、一町許地底く、竹木所々に生たり。寄手西南より攻上れば、城の內より弓鐵砲を以て防ぎけり。され共寄手事ともせず、塀下に付けるが、丹半太夫、杏懸掃部、臼杵新七、宇美喜四郎鐵砲に當りて死せり。十時傳左衛門、立花次郎兵衛、同三太夫、池邊龍右衛門、十時但馬、內田因幡、由布大炊助等續て攻入、驪て塀を打破、城中に火を放ければ、星野勢共周章騷ぐ所を、立花勢爰に追詰、かしこに追懸、射伏切伏する程に、助かる者はなかりけり。城の大將星野中務大輔吉實は、櫓に上り味方を下知して居たる所を、立花治郎兵衛

走り寄、一槍突けるが、鐙の上にてとほらず。二の槍をつかぬ間に、吉實奥の丸に引入所を、續て十時傳右衛門槍付て首を取、此外星野民部少輔を始、城中の者共一人も殘らず討取けり。かく片時が内に此城を乘崩し、城主を始、悉く首を刎し事、比類なき高名也。さればこそ、九月十日、秀吉公より黒田孝高に賜る御書に、此軍功をほめて、立花統虎の事を、九州の一物とは稱し給ひけれ。

○長者が原

下中原村の境内にあり。長者原の内、長者の鞍懸松とて、九圍許なる大木有しが、延寶の末倒れて、今はなし。其上に小高き所有。此邊の圃の字を御所の陣と云。貞治元年九月廿三日に、探題斯波左京大夫が子松王丸とて、十一歳に成けるを大將にて、太宰少貳筑後次郎、同新左衛門、宗像大宮司、松浦一黨都合七千餘人にて、此所に馳向ひ、道を進て菊池が寄來るを待かけたり。同廿七日、菊池彦次郎五千餘人を二手とし、此長者原に押寄て戰ひけるに、菊池方岩野、鹿子木將監、下田帶刀以下、宗徒の勇士三百餘人討れ、彦次郎も二箇所まで疵を蒙りて、宮方の軍勢已に二十餘町引退く。すはや打負ぬと見ける所に、城越前守五百餘人を引率して、入替て戰ひけるに、少貳筑後次郎、同新左衛門等二人共に一所にて討れぬ。其外松浦、宗像、大宮司が一族、若黨四百餘人討れぬ。探題、少貳二度目の軍に打負て、皆散々に成にけり。(此軍の事、大平記三十六卷に出たり。)此時松王丸が陣せし所を、御所の陣と云なり。又長者原の邊古墳多し。皆石棺にて石を蓋にせり。

○上山田村古城

村より西の山上にあり。城主詳ならず。

○下山田村古城

是も村より西の山上にあり。立花城を攻し時の向城也と云。是は中國勢立花に籠し時、大友家より攻し時の事なるべし。

○名島城址

此城は、立花但馬守鑑載始て築て、立花の端城とせり。天正十五年、秀吉公西征し、其年の夏、筑前國及筑後國の内、三井、三原二郡、肥前の内、基肄・養父二郡を小早川隆景に賜はり、九國の押へとし給ふ。若九州に變あらば、毛利家より中國勢を指遣はし、隆景を助けて、亂を靜めらるべきとの心づかひとぞ聞えし。隆景の城地をば名島に築べしとて、秀吉公自經營有て、要害を定らる。同十六年二月廿五日、城營作の事始あり。亂世の内なれば、營作をいそがる。然る故、城大なれど、其功速に成る。隆景は七年此國を領し、官中納言に任せらる。秀吉公北政所の兄、木下肥後守の季子金吾秀秋を養子として、國をゆづり、備後國三原の城に退きて、隱居せられ、慶長二年六十三歳にて卒せらる。秀秋相續て國を領せらる。是を後の筑前中納言と號す。天正十五年より、慶長五年まで十三年が間、父子相續て當城の主たり。其内一年、秀秋越前に移住せられし事有。第一卷に詳也。然るに慶長五年、長政公に此國を賜はり、秀秋は備前美作に改め封ぜらる。（此時により請取るまで一本によりて書す）此時長政公より黑田惣右衛門、小河喜助を先手に遣し、此城を請取らる。長政公其年の冬入國有て、此城に住給ふ。然るに此城三方に海あり、一方には山つづき、城下の境内せばくして、久しく大國を守るの地にあらずとて、其父如水と相議し、翌年より福岡に城を築かる。是に依て、名島の城の石壁櫓等悉く崩して福岡に運漕せり。名島の城の北なるを本丸とし、其南につゞきたるを二の丸とす。是は本丸より廣し。今は畠と成て其字井上と云。是隆景の家臣井上伯耆が居たりし故也。其南にほり切あり。其址を今は宗勝と云。是家臣浦兵部宗勝が居たりし故也。城址の前なる圃は、皆士大夫の宅址也。商人の居たりし町は、南のひきゝ山の下に少有しとかや。此町を福岡に移されし所名島町也。松崎村に近き東の山上に、隆景の家臣松原下野が宅の址有。名島より箱崎

への通路、潮滿てば水を渡り行事成難しとて、大橋を渡されける。其橋の長百間餘有しと云。今渡し口と云所、則橋際の跡也。むかひの地藏松原のみぎはにも、橋の有し所に石あり。

裏糟屋郡

○御飯の山古城

香椎宮の東北、御飯の水の上にある山也。大友の臣一萬田彈正が籠りし所と云。一說、宗像記追考には、立花の端城なりと云。是はさも有べし。但時によりて、城主替るべければ、一概にはきはめがたし。

○杉　山

香椎宮の西南にありて其間近し。昔氏の多々良濱合戰の前の陣所成しとかや。杉山の後の方を皆打と云。是神功皇后熊襲を皆打平らげ給ふといふ名なり。

○和　白

上下兩村にわかる。永祿十年九月八日、宗像大宮司氏貞、許斐左馬大夫氏備が勢此所に打出て、近邊を放火す。立花の城代怒留湯入道馳向て責戰ふ。双方討死の士雜兵共に二百餘人あり。黃昏に及で、宗像許斐岳を指て引取ければ、怒留湯は其夜和白に陣取て、翌九日立花但馬守鑑載と同道し、立花も心もとなしとて歸陣しける。此時怒留湯が宿陣せし所なるにや。和白の山上に陣所の址殘れり。

○青柳町古城二所

青柳町の東、谷山村との境に古城あり。新城と云。高き城山也。立花氏家臣の居たりし所と云。又其西に城址あるを四方城と云。城主詳ならず。又青柳町の東南十二三町に良泉寺村有。青柳の枝村也。觀音地藏堂あり。いかなる寺なりしにや詳ならず。

○立花山古城

昔は二神山と云。いつの比よりか立花山と號せり。此山七峯有。南にあるを本城と云、最高し。又井樓山と云平なる所一段許有。（本城の北に水の手あり。山の腰より谷水いづ。）其西にあるを松尾と云。其上の平なる所五六畝あり。松の尾

の西なるを白岳と云。本城の西にあり。其上平なる所一段許有。松尾の南なる、ひきゝ山を大つぶらと云。大つぶらの南なる、いとひきゝ山を小つぶらと云。本城の東にある小山を大一足と云。又其東にある小なるを小一足と云。すべて七峯也。近古豐前筑前は、もと大内家に屬せり。義隆陶全姜がために弑せられ、陶は毛利元就に亡されし後は、大友家九州の探題職を賜りたればとて、悉く大友に隨ひぬ。大内家滅亡の後は、筑前國いよ〳〵大友領となる。此時城主立花但馬守鑑載は、大友左近將監能直より十三代の後胤なり。其先祖大友貞載此城を創築きしより、鑑載まで七世の居城也。宗麟の父義鑑より鑑の字を賜る。立花の西樓岳には立花鑑載住す。大友家より加勢のため、怒留湯長門入道融泉來りて、同所白嶽に在城せり。永祿十年九月、宗像氏貞、許斐左馬大夫氏備、大友に叛き毛利家に心をよせ、此城を攻んとて、同月五日に發向す。然るに立花鑑載、怒留湯融泉、城を出て團原にて防戰あり。（團の原の所に見えたり。）同年十月二十二日、立花鑑載は怒留湯入道融泉、國士米多比大學助、薦野三河入道淨圓を相語らひ、宗像郡西郷庄に打出て燒働く。其由來を尋るに、此所に川津、深川、難波、溫科、井原、石津など云て、昔より相續て住ける郡士七八人あり。天文の比までは、大内家の旗下なりしか共、義隆討れ、程なく陶も亡び、元就中國を伐取給ひければ、彼等も元就に志を通じてありけるを、立花鑑載其地を奪んとて、頃年西郷に動く事度々なり、川津、深川も勇士にて有ければ、鑑載を防て年を經る。然に今年國士多く謀叛して、此彼騷動する折柄なれば、小身の者共獨立成難して、川津、深川を先とし、大略宗像氏に屬す。（是は宗像も毛利家に屬せし故也。）氏貞不レ斜悅び、與力の士三十六騎、川津、深川、河野、石津等に附て、其儘西郷に居らしめ、糟屋口の押へとす。立花鑑載是を聞、此方にこそ降を乞べきに、宗像の手に付こそ安からね。川津深川が首取て、軍神に祭んと

て、同月二十二日、西郷に動き出る。氏貞是を聞兼て心を通せし杉權頭連並、麻生上總助元重を語らひ、西郷に打出て、川津、深川已下を救んとす。爰に多賀美作守隆忠は、立花鑑載に一味し、力を合せんため立花境内に發向す。宗像が士其此由を聞き、道をとりて、爰彼にかくれふし、敷轄町河原に押來る時、前後より喚と起り、鬨を揚げて責戰へば、隆忠一戰に討負て自害す。宗像氏貞が勢は、夫より直に西郷に馳行て、立花勢と對陣す。其比高橋鑑種は、秋月種實が城强うして、豐後勢筑後表へ引退きぬと、國中沙汰する折節なれば、立花怒留湯が兵力を落し、やゝもすれば軍に利なくして、終に同二十八日、立花怒留湯已下敗北して、己が城々に歸りけり。扨こそ西郷三百町の地において、立花兩城代より手を指事あたはず。立花但馬守鑑載は、元來大友氏の親族にて、數代臣屬せしが、大友宗麟の惡逆無道なるを恨て、大友に叛逆し、毛利元就の威勢を傳聞、永祿十一年の春、藝州に使をたて、立花は九國にて一二の要害にて候、早々勢を指越されなば、鑑載御先手を仕、高橋鑑種に力を副、九國を御手に入候はんと云遣す。又高橋三河守鑑種も、家臣衞藤尾張守を藝州に遣し、加勢を乞事頻なれば、元就周防長門兩國の勢八千餘人を、筑前國立花へ指越さんとて、既に兵船の纜を解く。鑑載謀反心中にありて、未知る人なかりければ、大友味方の國士、米多比、薦野、怒留湯、常に鑑載と會合して、軍の評定をするに、或時米多比大學助、薦野淨圓を鑑載呼迎ふ。兩人何の心もなく、鑑載が居城西樓岳に來るを、兵を隱し置、三人ながら打果す。即時に怒留湯長門入道が居城白岳に押よする。融泉思ひもかけぬ事なれば、戰ひ負て漸遁れ出、豐後國に馳行、大友氏族の人々に始終を語る。こはそもいかに、鑑載は大友骨肉なりしに、思ひ懸ぬ事哉と、驚きける所に、同四月六日、中國勢夥しく渡海して、立花に着陣すと聞きければ、豐後勢戸次丹後守鑑連、

臼杵越中守鑑速、吉弘左近大夫鑑理、筑前國に發向し。同月二十四日より、立花の城を責る。城内には立花但馬守鑑載、同國の住人安武民部丞、並原田越前守隆種が五男原田下總守親種も、此間中國に越て有しが、鑑載謀反に付、中國より加勢に越されければ、清水左近と同船して、立花まで來りしが、援兵として栖籠る。中國の大將は淸水左近將監、高橋鑑種が家臣衛藤尾張守、彼是一萬餘人、身命を捨て防ぐ。寄手三萬餘人寠を先途と攻ければ、敵味方の死人岸谷も埋む許にぞ見えにける。こゝに鑑載が家人に野田右衛門太夫と云者あり。立花家重恩の者にて、鑑載殊更賴み思ひけるが、寄手の將戸次鑑連に賴まれ、利欲にふけり恥辱をかへりみず、軍半に鑑連が勢を城中に引入れ、忽反逆しければ、防ぐ所の城兵度を失ひ、散々に落行。安武民部丞は奈田主水正が手に生捕れけり。原田、清水、衛藤も、人數若干討せて、名島の小城をさして引入にけり。日既に夕陽に及び、

臼杵吉弘も戸次鑑連と一に成て、多勢城中にこみ入ければ、鑑載主從十餘人、城を紛れ出、ふるこの城に落下り、暫く息をつき、夜明なば、原田清水已下と一つに成て一方を討破り、中國に渡り、重て本意を達せんと、密かに敗軍の士を集めけれ共、思ふやうに兵も集らず、此城にて功を立ん事叶難し。敵の知らぬ先に、湊の方へ落んとて、ふるこの城を出て、東をさして馳せ行所に、野田右衛門大夫いかゞして聞けん、鑑連にかくと告たりければ、鑑連取物も取あへず、八千餘人の勢にて跡を慕て追かけ、先鯨波をぞ揚たりける。鑑載是を見て愁に敵と懸合、生捕られては口惜かるべしとて、道よりかさに打上り、松の一村ある山中におり居、鑑載大音聲を揚て、野田右衛門に出抜れ、手脆く城を落されけるこそ口惜けれと、云も果さず、腹十文字に掻切、返す刀にて吭さし通し、立すくんでぞ死にける。十四人の士共、後れじと腹を切る。其中に舍人一人ありけるを、士共汝は下﨟

なれば散ら落すべし。落て命を全うせよと云ければ、彼介入涙をはら／＼と流し、一言の芳志をも忘れざるは人の常也。既に我汁の餌を食んで年久し。何の面目有て、命生て二度人に仕んやとて、みづから首を掻落してぞ死にける。鑑載が首をば、宗麟に見せ申さんとて、田原太郎次郎を差添て、豊後に遣る。さて立花の城には、津留原掃部助、臼杵進士兵衛、田北民部丞を籠置、戸次鑑連は野田に陣を取り、臼杵鑑速は小竹、吉弘鑑理は青柳に陣を張て、秋月、高橋に與力する國士を討んとす。然るに同年の秋八月、高橋三河守が家老衛藤尾張守は、去夏立花にて同死同生の誓をせしか共、鑑載を捨て遁たりと皆人譏ると聞、無念骨髓にとほり、原田親種清水左近將監と相議し、今一度無二の合戰し、立花を責落し、先日の恥をすゝがんと、敗軍の士卒をあつめ、三將一手に結び、同二日宵の間立花表へ打出る。立花の城代、臼杵、田北、津留原が方より、敵出張するよし、急を告ければ、野田より戸次鑑連、小竹より臼杵鑑速、青柳より吉弘鑑理、三方より即時に懸合て、散々に相戰ふ。臼杵吉弘の兩將は、敵を立花山に登せては叶ふまじとて、城と敵との間を取切て、城に人數を繰入て、敵を外樣にして戰けり。原田、衛藤、清水が勢、戸次鑑連が陣に押懸り、無二無三に懸散んとす。鑑連が大勢、敵を眞中に取籠てあまさじと戰ふたり。原田、清水、衛藤は、後にも敵鬨を作り追懸る。今は逃れぬ所也とて、味方を勵まし、討死爰にありと、命をおしますおめいてかゝる。鑑連の一番備小野彈之助、颯と引て崩れば、二番に由布美作入り替て、三めぐり四めぐり散々責合、ひらいて三陣にゆづる。後藤隼人佐くつばみをそろへて、鎗懸りて相戰ふ。此手も戰疲て開きのけば、四番堀安藝守、五番安東周防守、六番に高橋大膳亮入替攻戰へば、衛藤尾張守も討死し、中國勢も原田高橋勢も、殘りすくなに討なされけり。清水左近は北をさして懸ぬけ、新宮

の湊より主從十餘人、小舟に打乘て長門地に押渡る。原田下總守親種は。とてものがれぬ所ぞと思ひければ、落んとする氣色なし。馬も射殺され歩立になり、胄も打落されて大童になり、をめきさけんで戰けり。郎等もはや殘すくなに討なされて、親種も討れつべう見えける間、荻原五郎兵衞、梁川十郎一先落給ひて、重て本意をとげ給へと、放れ馬のありけるを、引寄て打乘せ、一方を打破て西をさして引退ける。永祿十二年四月中旬、毛利元就は、筑前國寶滿の高橋鑑種を攻んとて、安藝、周防、長門、石見の勢四萬餘人を引卒し、豐前國に渡り、したがはざる者共を攻亡し、同月廿四日、其子吉川元春。小早川隆景を大將として、豐前國より筑前國に打入る。豐前筑前には、大友旗下の國士、又は豐後の士大將、所々の城に在といへ共、中國の大勢を見聞して、一戰にも及ばず、城を明て筑後路さして引退く。立花の城には。津留原、田北、臼杵の三將敵來ると見てければ、山下に人數を下し、海道を指塞ぎ、一さゝへせんとす。毛利の先陣入江、宍戸、兒玉、市川、佐世、福原等一萬餘人鬨を作りかけ、喚き叫んで攻戰ひける間、叶はずして、悉く城中へ引上りけり。斯て中國勢立花の城下を、尺寸の地も餘さず取卷たり。され共城中能持こたへて落ず。或時城中より、五月雨にさこそ物具も黴候はんと思ひやり、笑止に候と書て、一首の狂歌を矢文に書て、寄手にぞ送りける。中國陣より返しに、やがて落城の歎き、思やられていたはしく候と書て、返歌をつかはす。其歌は皆鄙拙なれば爰に記さず。其後城中水に渴し、久しく雨もふらざれば、人馬共に難儀に及ぶ。中國勢には、金掘多くあつめて、やぐらをあまた掘崩し、水の手をも堀切し故也鶴原、田北下知して、白米に灰を入て、山城の高所にて馬をあまた引出し、湯洗のまねなどして見せける。是は別所の丸に水ありと、敵に見せんための謀也。され共水なければ飯をかしぐ事ならず、後には米を袋

に入、岩根の濕氣ある所にうづみ置、取あげいりて食す。爰かしこを掘ても、高き山城なれば水なし。草木におく朝露をなめなどしける。かゝりければ、勇力もつきて、敵をふせぐべき様なし。敵に居ながら首を取れんより、少も力の有内に、敵におひて死ん事こそ、武士の本意なれと云輩もあり。乍去、宗麟へ此由を申入んとて、吉田藤六兵衛と云忍びの上手を使として、此由申入ければ、宗麟聞て思ふ仔細有、早く降參可致由被命しかば、彌六兵衛又敵中を忍び城中へ歸り、其よしを告。兩人の城代是を聞て其意に任せ、吉川、小早川へ降參す。元就の命にて浦兵部、桂能登兩人を添へ、播磨民部以下降參の兵悉く、宗麟の陣へ送り届らる。同年の十月十四日、豐前國小倉より、元就使を筑前に遣し、立花の城には押へを置、其外は引取べきよし下知せらる。是は大友より中國の留守をうかゞひ、大内の一家に大内太郎左衛門輝弘、其子四郎左衛門武弘と云者ありしを大將として、三千餘人の軍勢を差そへ遣しければ、山口に至て亂妨す。是のみならず、故尼子晴久が臣山中鹿之助と云者兵を起し、尼子の氏族伊豫守、出雲國に打入よし、注進有ける故、本國の亂をしづめんためとぞ聞えし。扨誰が此城に殘り留りて守るべきやと、元春、隆景僉議せられけれ共、誰有て留るべきと云者なし。其時兩人云ひけるは、僉議のみにて時おかず。此方より指圖すべし、頭分と云一門の端なれば、桂左衛門尉殘り候て可然と有ければ、是非に及ばず領掌す。其時末座より大勢の諸士を押わけ、槍のうの首に鷹の鈴を付たる武士一人、進み出で申けるは、拙者は坂田新五左衛門と申者にて候。人の數にては候はねとも、今度兩將御退候跡、殘の御人數すくなく相見え候間、拙者殘り御用立可申由申ける。兩川是を聞、げにも坂田殿は數度の譽有し人にて候間、さこそ可有と感じける。此時代中國にて、一日の内に七度面を合する程、槍に鈴を付けると云其より、隆景の家頼浦兵部宗勝、是も跡殘仕、御用

に立可申由云ける。則此三人を頭分として人數を殘し置、翌十五日、元春隆景以下、立花山を靜に引下る。大友勢は背より此山を開、秋山の邊まで押詰て陣取、敵の退口を討んとて兵粮をかけ、既に合戰始りける。去程に、毛利勢は引取、大友方はくひ留る。其折節天かき曇り、風はげしく霙降て士卒皆凍えたれば、我先にとぞ引ける。名を惜み義を重んずる士、ふみ留て是はいかに、某返すぞ、とまれ〳〵と恥しむれ共、引立たる大軍なれば、馬は騷ぎ、人は喚く間、さけべとも聞えず。競ひ懸る敵に追詰られ、藝、防、長の三箇國に名をあらはしたる士多く討れにけり。されども吉川、小早川は、何の恙もなく小倉まで引取、同十七日元就に從つて、長門の地に押渡る。かゝりければ豐前、筑前に、今まで毛利方に屬したる城主地士、少々有けるが、元就にしたがひ、ともに中國に越るも有、又大友方に首をのべて降をこひ、浪々の身と成もあり。され共坂田、桂浦は、立花の城を堅固に持抱へてぞ有ける。元龜元年大友宗麟、其身は筑後國高良山にありながら、筑前國立花の城に、去年毛利方より押へ置たる坂田新五左衛門、桂左衛門尉、浦兵部丞を攻よとて、戸次丹後守鑑連、臼杵越中守鑑速、吉弘左近大夫鑑理以下の諸將を、立花邊に差し向らる。其勢二萬餘人、立花の城を取卷鬨を發し、鐵砲をつるべ立て、隙なくしよりけり。城中の者共は攻口に降り合て、命も惜まず戰ふたり。され共城は無勢にして、しかも後詰の賴なし。寄手は多勢にて殊に味方の國なれば、次第に勢重りける。斯ては城中一日も擄難く見えける所に、戸次、臼杵、吉弘の三將より使を立て、城中へ申されけるは、當城を責落すべき事、掌を指よりやすし。され共大友屋形貴方に對し、何の遺恨なし、城を明渡して、士卒の命を助けらるべきや否と申遣しければ、坂田、桂浦を始、士卒皆、籠鳥涸魚の思ひをなしける折からなれば、一戰したるをしほにして、城をあけてぞ退きけ

る。大友方より懇に人質を出し、其上警固として軍兵を与副、長門の地へ送り付ける。是は去年臼杵、田所、鶴原が降參しけるを豐後へ送り返されし、其報恩とぞ聞えし。斯て宗麟は、豐前筑前の仕置事終り、軍功の淺深によりて恩賞を行はれ、高良山より豐府に歸陣し、高崎の城へ入られける。國々に在所の旗下の士、皆々府内に參候す。天文以來、中國の毛利敵をなし、其外龍造寺、秋月、高橋等の諸將多く亂をなすといへ共、宗麟の武威を以て、今年の春より九國の内靜り、弓を袋に入、太刀を函に收む。筑前國立花は大事の城なれば、無才覺の人を指置ては叶ふまじとて、戸次丹後守鑑連は、武勇才智古人を不恥、其器に當りければ、立花の城主に定て、元龜元年豐後國赤司村藤北の鎧が嶽の城より、立花の城に移されける。鑑連は今年五十七歳、後に剃髮して道雪と號す。九州中國において勇名を顯せし人也。天正十年十月九日、御笠郡岩屋の城主高橋紹運の嫡子、左近將監統虎を、立花道雪所望に依て養子として、立花に遣さる。紹運より瀨戸口十兵衛太田久作と云士二人供に付、立花に送らる。其外士中間一人も付られず。道雪は久しく統虎養子の望有しかば、薦野三河入道賢賀、先年より紹運へ内通し、其後原尻宮内を使として、言入られしかども、紹運も亂世嫡子を他へ遣す事、いかがと猶豫せられける。然るに天正九年、紹運道雪兩將穗波郡へ打出、十一月六日、秋月が兵と相戰はれしが、此時統虎十餘歳にて初陣せられ、其勇氣甚勝れたりしを、道雪見屆け、いよ〳〵所望頻なりければ、其陣中にて紹運許容せられける。天正十三年九月十一日、道雪筑後國御井郡北野村にて死去せらる。行年七十三とぞ聞えし。去年より大友家の士大將に加勢のため、此所に在陣して、四方の敵と攻合事度々也しが、多年の軍勞に筋力おとろへ、老病におかされ、終に死去せらる。立花の城主左近將監統虎より、十時攝津守を使として、道雪の死骸を立花へ舁來るべ

き由告やられける。紹運も、立花勢も、筑前に引返すべきに定りける。是を聞て、高良山在陣の豊後勢も、殘らず黑木をさして引入ける。同十四日、紹運並道雪家人北野村を打立ける。道すがら敵地なれば、用心すべしとて、薦野三河守、十時攝津守、小野和泉等を先陣とし、道雪の死骸を中に立て、紹運は殿せられけり。路次敵領なれ共、肥前には龍造寺隆信、不慮に有馬にて討れ、家中の騷動斜ならず。筑後の國士も彼是敗北せしかば、出合敵もなくして、途中恙なく、紹運は岩屋城に入らる。道雪の死骸立花に着きければ、立花山の下養孝院に葬る。今に彼寺には其墓あり。道雪は其人となり智勇有。若年より弓矢を取て堅きを破り、強きを拉ぎ、向ふ所を靡けずと云事なし。天文の末より天正年中に至る迄、武名を九州に振へり。しかのみならず、忠義ありて大友宗麟の不德をいさめ、終始二心なく服事せり。且士卒をなづけ人の和を得たり。むかし肥後の菊池氏、宮方に無二の忠節をはげましける。菊池亡びて後、近代筑紫においては、小身といへども、紹運、道雪の兩將、智勇忠義共に群にこえたり。天正十四年七月、島津勢岩屋の城を攻破り、城主高橋紹運自害せられしかば、廿八日早旦より寶滿の城に取懸る。兼て有智山在陣の勢を合て、三萬人を二手に分、一手は追手松尾坂より攻め上り、一手は愛嶽より取出を乘破りて、講堂の南の尾崎より競上る。城中へ使を遣し、岩屋落城の上は、寶滿の城早々あけ渡すべきよし云入ける。城中小勢なる上、岩屋落城をまのあたりに見て力をおとし、大軍に向ひ戰ふべきやうもなかりしかば、城主統增を助て、(統增は紹運の子也。)立花の城に送り屆られ候はゞ、城を明渡すべしと答ければ、島津方より相違あらじと領掌せし故、統增下城す。島津方より約を變じ、統增を虜にして薩摩へ連れ行ける。(岩屋落城の所に詳に記す。)其後島津方より立花に使を立、岩屋寶滿の兩城既に沒落す。此勢を以て、其城へ取かけ攻落すべし。但統虎において、島

津遺恨なし。只九州を治取べき爲なれば、いそぎ降參有べしと言遣す。依之統虎の家臣立花右衛門太夫鎭實、同勘右衛門、同次郎兵衛、同阿波守、同與三左衛門。同彈正直貞、由布入道雪荷、小野和泉守、十時攝津守、同太郎左衛門、原尻宮内、薦野三河守、安東紀伊守。高野大膳亮、内田、森下、堀、足達等、統虎の前に會合し、評議して曰、紹運の御事はきこゆる名將にて、家中にも勇士多く、身命を捨て防ぐといへ共、寄手大軍なれば落城せり。彼を以て思ふに、當城にもあの大勢攻寄らば、いかに良將勇士ありとても、たまるべしとも覺えず。我等は命は惜からねども、統虎御自害あらば、御家斷絶せん事こそ悲しけれ。我等君の御命にかはりても、御家長久の評議こそあらまほしけれと云。或統虎御自害あらんは是非なけれ共、武士は生死の事に拘らず、大友殿を捨て、いかでか島津に降を乞給ふべきや。既に紹運戰死し給ひて後、島津に降參あらば、命を惜みて忠孝の道をしらぬ士也と、九國の者に笑はれんは必定也。我等粉骨を盡して防ぎ戰はゞ、廿餘日支へぬこともよもあらじ。其内に秀吉公御助勢馳來るべし。後詰の勢を待受なば運を開くべし。若其内落城せば君臣共に運の極と思ふべしと云者も有。彼も一理あれば捨がたし。是れは猶も至極せりと思ひあへる所に、統虎申されけるは、汝等が僉議端多し、勇士は義を先とす。降參の儀思ひもよらず。命惜しと思はん輩は早く落去すべし。少も恨なし。日比の君臣の約を違へじと思はん士は、籠城すべしと有ければ、誰か二代の君恩を忘て落行可申哉とて、一同に金打して誓をなす。統虎より敵方への返答には、我等事、關白殿より御朱印を賜はり、御家人に成て候。殊に紹運事、殿下の爲に岩屋に於いて自殺致し候間、當城にて紹運孝順の爲め、今一戰せしめ、其後相談可申候間、早く軍勢を此地に指向らるべき由申遣ける。さらば籠城の用意せよとて、岸を切立塀櫓を修理し、役所〳〵の

手合して、敵今や寄ると待懸たり。去程に島津勢太宰府を立て、糟屋郡に押出る。敵方も此間岩屋寶滿兩城にて、宗徒の勇士多く討せ、軍兵多く亡、手負も多かりけり。殊に立花は究竟の要害なる上、籠る所の士卒も岩屋より多かるべし。輙く責落し難しとや思ひけん、急には不攻して、遠矢が原に陣屋をかけ、城下を悉く燒拂ひ、裸城になし、そこゝに押へを置、陣取堅めて、時々足輕共を出して、遠ながら鐵砲を打かくるばかりにて、徒に日をぞ送りける。扨秋月種實は、岩屋落城の上は、御笠郡を手に付、寶滿を隱居城に定め、岩屋にも人數を籠置く。糟屋郡高鳥居の城は、大内時代に杉豐後守興行が取立て住み、其後鞍手郡の龍徳より、杉重並、同連並かけ持して有しが、近年空城なるを取構へ、立花押へのために、筑後國住人星野中務大輔吉實、同民部少輔をぞ籠置ける。去程に秀吉公の先勢、吉川駿河守元春、小早川左衞門佐隆景、黑田勘解由孝高數萬の大軍を引卒し、豐前小倉に着船のよし聞えしかば、島津方より早く軍勢を引取べき由いひつかはしける。依之宰府表糟屋郡立花へ寄ける軍兵、凡筑前に充滿たる薩摩勢、八月中旬悉く引退ける。其後統虎、やがて居城を打出で、八月二十五日、高鳥居の城に押寄、即時に攻落し、城主星野中務吉實、舍弟民部吉兼、其外士卒不殘打取、城を破却して引退く。此由隆景孝高より注進せられければ、秀吉公御感斜ならず、立花事、自分の城を持こたへ候さへめづらしき手柄なるに、早く高鳥居の城を乘取、城主兄弟以下打取し事、比類なき働、九州の一物也と、御褒美ある感書を孝高に對し給りける。（此感書黑田家に在けるを、立花家の面目なる文章なれば、諸かれて所望せられけれ共、黑田家九州の軍奉行として、所に下知せられし事、是又家の規模なれば出されず。され共寛文年中に至り、頻に是を乞はれければ、力なく寫をとゞめて、本書をおくりたまふ。）其翌天正十五年の春、秀吉公西征して九國を打隨へ、諸士に賞を行はれける時、立花統虎の武勇を感じ、改て筑後國柳川に封ぜられ、此國をば隆景に給はる。其上に肥前の内二郡、筑後の内二郡を加

へ領して、入國あり。隆景は名島の城を築きて居住せらる。むかしの事を思ひいでゝ、立花の城には浦兵部宗勝を城代として入置れける。長政公入國の後には取崩さる。立花口村に城有し時の士宅也。大門と云所、立花口村の入口にあり。是大手の門有し所也。下原村の方に中門と云所有。是搦手にや、凡此城は要害無双の名城なりしと也。立花山の南の方、立花山につゞきたる山を鑑種陣と云。其下の谷も戰場也。

○團原

横十五町程縦廿四五町程ある廣野也。昔此所に團右近將監宗時と云地士居住し、宗像郡の内東郷、西郷其外近郷を領しけるが、蔦野村に居たりし丹治式部少輔峯延と、同じく修理亮峰時慶合戰す。宗時終に打負て峯延に降る。團氏の居たりし故、其所を團の原と云。團宗時が遠孫、今も立花氏に仕へて其國に在。

○永祿十年九月、宗像氏貞、許斐左馬大夫氏備、大友一味の志を變じ、謀叛を企て軍勢を催す。是は去年大友の催促に應じて、高橋三河守鑑種を責んとて、太宰府の寄手に加りて有けるが、毛利元就に語らはれ、中國勢渡海せば、居城を明てはいかゞあらん、在所に歸りて防戰の用意すべしと僞て、宗像に歸りけり。斯て宗像許斐は人數を揃へ、同五日立花の城に發向す。此城には大友宗麟より、立花但馬守鑑載、怒留湯長門入道を入置れしが、此山を開、何樣敵を居ながら待つ事、武略のたらざるに似たりとて、城には守りの兵を置、兩城代多勢を率し、立花山を下り、鑑載は席内の原に陣を張る。怒留湯融泉は庄と云所に陣取て、宗像許斐と對陣す。兩陣初は足輕を出し、鐵砲軍をしけるが、後には入亂て戰ひけるに、宗像終に打負て、東を指て引退く。立花怒留湯が勢勝に乘て追かけたり。敵味方日頃たがひに知られたる中なれば、後の嘲をや恥たりけん、宗像が士古部大和、神屋石松を先として、二百餘人取て返し、競ひ懸る敵を追退け、氏貞が跡より赤馬の城に引入けり。是を

團の原合戰といふ。

○鷹野臼嶽古城並小松岡砦

鷹野臼嶽古城、今茶臼山と云。此城は鷹野氏の祖、丹治式部少輔峯延が築く所也。小松岡は邑城にして、今養德山と云。峯延が法號を養德院了恩と云し故なり。本姓丹治、人王廿九代宣化天皇より出、上殖葉皇子、十市王、多治比王、（其名を以て姓として、多治比の姓を給ふ。丹治、丹比、丹墀同じ。）裔孫丹墀眞人島左大臣、丹墀廣成中納言、の後也。峯延峯時が後、相繼て爰に住す。故に鷹野氏と稱す。

筑前國續風土記卷之二十七終

筑前國續風土記卷之二十八目錄

古城古戰場　五

筑前國續風土記 卷之二十八

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

古城古戰場 五

早良郡

○百道原

麁原村の北に在。今は俗に紅葉原と云。後宇多院文永十一年、蒙古來りて日本を攻し時、異賊の兵と此地にて日本人防ぎ戰ひ、少貳豐前守景資、敵の大將を射殺せり。此事八幡愚童記并少貳系圖に見えたり。詳に本書紅葉松原の所に記せり。

○九州探題城址

浦山の巽に當りて、愛宕の社に近く、南の方に出たる山あり。其上に平地あり。此所則探題の城址なり。正保慶安の比までは、城の古瓦多く殘れり。其瓦に法華經の文字を燒付てありしかば、人悉く取て、今は其瓦なくなりぬ。伏見院永仁元年三月、鎌倉の執權北條貞時、初て北條兼時を筑紫に下して探題とし、九州二島の政事を司どらしめ、西國の藩鎮として、異賊襲來の防禦に備ふ。是五代の時、太宰帥の任に當れり。兼時此城に初て住せしより後、鎌倉北條家より相つゞきて、九州探題を下しけるが、其城地は此所なり。後醍醐帝の御時、北條高時より北條英時を探題としてこゝに下す。英時滅亡の事は、太平記及九州記に見えたれば、爰に記さず。英時が亡びし時の合戰に、うたれし士卒をこゝに埋しにや。又其後此所に軍ありて、戰死の人ありしにや。近き比まで、此山の麓の田の底より、時々骸骨を掘出せるよし、土民いへり。足利將軍の時、澁川氏、斯波氏などを探題として、此國に下されける。是は浦山の西なる山に住せりといふ。城址あり。其外、他所にも在城せしと云。

○鉢の窪

生の松原の西、油坂の東の下り口にくぼき所あり、是を鉢の窪と云。松原の內には非ず。是より油坂へ通る。此道古の海道なり。今は古道と云。一說に、松原の東の入口を鉢の窪と云。近比までは、此地を掘れば髑髏枯骨など出しと云。此邊は、原田と大友と度度戰ありし所なれば、其時討死せし者の骸骨なるべし。

○飯盛城

飯盛山の上に城址あり。太平記に、康安元年七月六日、征西將軍宮 新田一族二千餘騎、菊池肥後守武光三千餘騎博多に打て出ける。是を討んとて、大友少貳宗像等、都合二萬五千餘騎、一手に成て大手に向ふ。上松浦、下松浦の一黨三千餘騎は、此飯盛山に打上て、敵の後へぞ廻りける。菊池が家の子城越前守、千餘騎の勢にて、飯盛山に押寄せける。松浦黨元來大勢なり、城よければ、此敵に落さるべき樣はなかりけるを、城中に敵の內通の者多しと、越前守が謀にて告たりしを誠と心得て、御方に討るな、日をくばれと云程こそありけれ、我先にと落ける間、寄手勝に乘て追かけて是を討つ。敵ながら手痛からんと思ひつる松浦黨をば、城越前守が謀にて、輙くせめ落しぬ。菊池は宮の御勢と一に成て、明日香椎の陣へ押寄ければ、少貳大友敗北す。此城近代は、原田了榮端城なりと云。城址に千貫矢倉などいふ址もあり。

○安樂平城址

重留村に屬せり。重留村より此城の麓まで十町許あり。大手口あり。本丸は高き山なり。其廣さ一段許。二の丸は、西の方ひきゝ山に在り。又遙か西に出城あり本丸の乾に、寄手の陣所の跡あり、陣の尾と云。荒平の城跡と東の山との間谷あり、大谷と云。其谷廣し。其下を城の原と云。谷頭は山ひきし。城山は其西に出て、別山のごとし。凡小笠木村より仙道に至るまで、其間の東西に長き山を、すべて荒平山と云、

茂山なり。北の方も、西畑より重留の上まで一里餘つゞきて、林木茂れり。小笠木、脇山、内野、東入部、重留、此五村、荒平山の下に在り。然共城址のある山は、右の荒平山に非ず。下はつゞきて、別の峰也。重留村の境内なり。大友の旗下小田部民部大輔鎭通入道紹叱、天正廿二年に初て此城主となり、早良郡を切隨へたり。然るに天正七年の秋の頃、肥前國龍造寺山城守隆信は、筑後を討んとて、二萬人を引卒し發向せしかば、筑後勢は事故なく服しける故、肥後に軍立せり。隆信が三男江上下總守家種は留守たりしが、我も敵を討て手柄にせんとて、執行越前を士大將とし、神代對馬、同彈正、筑前住人原田彈正入道、曲淵河内等を相添、其勢都合五千餘人、早良郡背振山の麓に陣を取、所々放火し、小田部城下を燒拂ふ。小田部は城下を燒拂はれて、無念に思ひしか共、多勢に懸合せては叶ふまじ。城を堅く持たば、敵大勢の長陣は難成かるべしと思ひ、かたく籠城の覺悟也。執行は思慮ある者なれば、かくては更に詮もなし。小田部を押詰置ならば、民の妨にも成まじと思ひ、池田に脇山村の枝村也向城を取りたりける時に、池田に大敎坊と云山伏あり。初は小田部に屬せしが、聊小田部に恨み事有て、肥前方に一番に馳加はる。越前云けるは、此所荒平よりは表門口なり。敵大手の口より、度々人數を指出すと聞ゆ。大敎坊は百人許の人數を持たれば、此所を預置、我は内野の山に陣取て在陣し、內野村に本陣と云枝村あり。是執行氏が陣所なるべし飯盛居には原田に城をとらせて、人數を里に指下し置ならば、小田部が所領を押へ取て、兵糧つゐにすべき事、案の内なりと云ひしかば、皆々此議に同じけり。さる程に小田部は堅く籠城したりしが、旣三とせに成にければ、城中兵糧盡て籠城も叶ひがたく、紹叱腹切て、城中の諸卒をたすくべしと思ひけるを、那珂郡寰が所の大興宗雲是を聞、急ぎ立花の戸次道雪に使を立、小田部が難儀を告、人數加勢あるべしと乞け

り。道雲此由を聞、急ぎ加勢を參らすべしと返事ありければ、使の者聞て、宗雲申付候は、若御加勢下さるゝにおいては、今月十日の夜御人數を指出され、入部の社に伏置給ひ、執行が陣の間はそれより三町あるなれば、明日辰の刻に押寄給ふべし、と申ければ、道雲此由を聞、委細心得たり。家人十時某を士大將として、人數を指向べしと返答し、宗雲使を歸されければ、宗雲牢に行、此由かくと告たりしに、紹叱父子悦事限なし。紹叱に二人の子あり。嫡子を九郎と云、十九歳也。次男は源次郎と云、十一歳なりける。既に其日の暮方に成ければ、城には源次郎を殘し置、家中は老若共に殘らず引具し、忍びて城を出、山川を境にして明屋敷に籠り、明日を遅しと待居たり。明れば天正七年九月十一日の早天。いまだほの暗きに、敵の兵是を見て、籠城の者が兵糧盡て亂妨に出ると呼はりければ、若士共是を聞、急ぎ走出るを、小田部方よりは兼てたくみし事なれば、一人も殘らず隱れけり。然るに池田勢の中より云けるは、城中の者は糧盡て、押取せんと幾度も出れ共、軍する事更になし。されば執行の常にのたまふは、口々に陣取て、籠城の武士共をほし殺にすべきとの事なれば、とても死する命を合戰に出よかしと、聲々に喚たり。紹叱は此由を聞、忍て有とは云ながら、雜言するこそ口惜けれと云ければ、鐵砲持たる若者共二三人立出て、口のさがなき奴原を討て倒さんと打かくれば、あたりにありし三十人許の者共も、敵に頭を揚させず、一向に打かくる。大敎坊是を見て、長刀おつ取出ければ、時に有合者共續て間近く寄たりけり。小田部が兵此有様を見て、大敎坊は小勢なり。間近く來ることそ幸なれ。我討取んとぞすゝみける。紹叱是を見て、時を定てする軍なれば、わざとひかへて是にあり。一人も出べからずと、かたく制しけれ共聞も入ず。足輕の者共を四方へ追散し、大敎坊に切てかゝる。大敎坊事ともせず、三十人許をひきゐ、

寄來る敵を待かけ、火花を散して戰へども、多勢に無勢叶はずして終に敗軍せり。小田部方には大教坊兄弟、鶴井新七、箱田彈正を討取て、殘る者共を東西に追散し、池田の城に取かけ、あたりを放火して攻たりける。紹叱に大教坊の首を見て、かねてにくしと思ひしも、扨は本望を遂たりと斜ならず悅び、さらば首共、早く宗雲に見せんとて、鷲の岳へぞ送りける。宗雲より加勢の侍大將に、舍弟の宗逸を遣したりしが、只今の戰の次第を見て腹を立、小田部家中の者共は、分捕高名したりしに、宗雲加勢の者共が、首の一も取ざる事、無念至極と思ふ也。池田の城のさゝへて有を、宗逸が手にかけて攻落すぞ、九郎も同心し給へよと。手に手を取て引立れば、紹叱力及ばず同心し、脇山川を打渡りぬれ共、朝日はいまだ出もせず。されば其紹叱老武者の事にて、宵より今朝迄の戰に勞れぬれば、息をつがんとしばらく休らひ居ける所に、内野の山より執り越衞是を見て、放火を揭るは、大教坊を追詰て、此城にかゝると覺えたり。いざや大教坊を助んとて、内野の山より下りけるが、（内野村と西村の境に馬立が原と云所有、此時執行馬立し所と云。）若立花より加勢して、城に寄る事もやあらんと、神代を城番に殘し置、敵陣さして打て出、大勢にて小田部が勢を取卷、火出る程こそ戰ひけれ。小田部方は多くは老武者にて、殊に軍には仕つかれたり。多勢に無勢叶はずして、紹叱父子討死す。其士卒も大半爰にて討れける。たまたま遁れたる者をば其儀ゆるして、内野勢早く引取ける。（内野村の内小熊と云所に、此時討死の士卒をうづめし首塚在。）去程に、立花道雪加勢の人數六百人許、つばき瀨の川岸迄來りしが、小田部父子一門士卒、不殘執行に討れたる由云ければ、立花家臣十時是を聞、紹叱父子討死せし上は、合戰も無益也。内野の城を攻落すとも、人數二三百も討死せずば落城すべからず。小田部の爲にこそ遣されし加勢なれば、小田部討死したる上に、此小城を攻落さんとて、多くの人數を殺す事は、兵亂半に道雪へ

の不忠也とて、靜に陣をぞ引たりける。執行は小田部を既に討取たり。城中の女童をば助くべしと、大手の口をあけ置けるが、道雪と宗雲より兵糧を籠ると聞て、さては殘らずほし殺にすべしとて、大手の口二町許に執行陣を取、やだけの山の頂上には原田草野在陣す。脇山口のこがらし嶺には、小賀桂情入道在陣す。入部の口には神代固めたり。城下の男女網代の魚のごとくにて、行べき方もなく、兵糧も盡ぬれば、小田部氏が妻并ニ子源次郎方より、使に女を指出し、詫言して城をぞあけ渡しける。小田部氏此城にある事、二十七年にして終に亡びぬ。（塔の原と云所の道ばたに、首塚とて大塚あり。荒平と肥前勢と戰ひし時、首をうづめし墓なりといふ。）

○曲淵古城

曲淵村の南にあり。元龜天正の頃、曲淵河内守氏助、其子信助在城せり。高祖の原田氏に屬す。城の上五畝許あり。麓に居宅の址有。中門、表門、大門の跡に石垣猶殘れり。宅の廻りの川端にも石垣有。此河内守は石籠、曲淵、西村、金武四箇村、田村、入部、野芥、七隈、荒江、飯原、凡十一箇村を領せりと云。河内守後に浪人となり、長政君此國を領し給ひて後に死す。（一本云、右十一ヶ村の山畠高今は一萬千石餘あり。）

○背振山

南朝記に曰、南朝天授元年三月、探題今川了俊、大内茂弘、筑前世振山に陣す。菊池肥前守松浦黨以下攻む。今川方奥山、井伊、笠原等討死す。然其菊池松浦打負、陣を去。

怡土郡

○高祖古城

高祖山頂上に在。原田氏代々の居城なり。其舊址を見るに、本丸の址南に在。尤高し。上は平地也。東西三十間、南北十間。南の方に高四尺許の土手有て、東西に長し。其北に、本城と二の丸との間につゞきたる城址有。ひきくして長し。南北四十五間、東西六七間有　又其北に二の丸あり。右のひきゝ所より六

七間登る。上の廣さ、南北三十間許、東西二十五六間許有。上は平地なり。本丸二丸、今は矢篦竹多くしげれり。石垣の址有て、所々にから堀殘れり。誠に要害の地也。本丸の隣の跡に、姫龍堀と云所あり。是原田氏重て此城を取立し時、姫濱の村人にほらせし所なりと云。本丸の南三四町に、鬼が城とて高き山有。本城よりはひきし。城の上に、谷間より登る道あり。其麓に、原田氏の當の居宅の跡有。高祖の社よりはるか上なる所なり。村民は御館と云。今は田となれり。其下に堀切あり。其南に上高祖とて、原田氏家臣共の居たりし宅地あり、廣し。今は竹林となれり。高祖村の前には、南北に長く、隍をほり、取入の要害とせり。其隍今は田と成ぬ。大手の門の在し所を大門と云。今は大門村となりぬ。高祖村は山下にあり。高祖の社より猶下にありて漸下る。村中多は原田家侍の宅なりし故、今も民宅多して、各區別をなせり。廣宅甚多し。故に村中廣し。高祖社の馬場有し所に村の入口に、大鳥居口とて、門のありし跡有。凡此城は、其分内廣からずといへ共、高山の上、嶮によりて築きし城なれば、要害堅固の地成しとかや。上の原の方よりも此城に上道有、けはしからず。又此城の北の麓、上の原青木村に、二三重のから堀有り。其構嚴し。是此城の搦手の要害成べし。里民は安德天皇の皇居をこゝにたてんため、此堀をほりしといへど、さには有べからず。此城主原田氏の事は、今其家說に云傳ふる事、悉く信じ難しといへ共左に記す。原田氏は、其先後漢の獻帝の遠孫なり。獻帝の建安廿四年、魏文帝に位をうばはれ、獻帝の四子共に諸侯に列す。中にも第一の王子昌武王は、文武の才有といへ共、魏帝即位の後、恢復の功成難く、南滿嶋の郡王となれり。其子由章王より、十三世、阿多倍王の時、天下唐の代となれり。唐の太宗即位の後、貞觀年中南滿國の王位を辭し、日本國孝德天皇の御宇、大化年中十二月晦日、播磨國大藏谷と云所に着岸せらる。阿多倍王漢王の嫡孫なれ共、末代

に成て、我國を頼て歸化せられしかば、日本の貴客とて難波の都にうつされ・大臣の位に任じ、高貴王と稱せらる。時に先朝皇極女帝、位をすべりてまし〳〵しかば、則高貴王に嫁しおはしまし、三王子を産給ふ。是等の説、妄誕信し難しといへ共、彼家傳に記せしまゝに爰に書付侍る。第一の王子擧直王是坂上の連祖、第二王子貴重王大藏朝臣の祖、第三王子基淳王内藏連祖也。白雉五年十月十日、孝徳天皇崩御し給ひしかば、御姉皇極天皇重祚をふみ給ふ。後に齊明天皇と號す。第二王子貴重王、女帝の御愛子にて親王の宣旨を蒙り、阿多倍王に屬し來る。民俗陪臣（一七）皆中子に附與せられしかば、高貴王の本家は大藏姓に相傳せり。朱雀院天慶年中、藤原純友叛逆しければ、追討使として、小野好古朝臣を指下、其功なかりしかば、天慶三年五月三日に、高貴王より十二代の後胤大藏春實を對馬守に任じ、錦御旗軍配の蒲團扇を賜り、筑紫に指下し給ひ、天慶四年純友を打亡しかば、其軍功の賞によつて征夷將軍に任せられ、筑前、豐前、肥前、壹岐、對馬を管領し、名を春種と改め、筑前御笠郡原田に居住す。故に原田の號あり。是則原田、秋月、波多江、江上、高橋、三原等の元祖也。春種の子泰種迄は猶原田に住せり。泰種の子種資が時、同國那珂郡岩門に館を築て、時々こゝに來り住せし故に、種資を岩門權頭と號す。種資が子を太宰大監[illegible]納と云。其子原田太郎太夫種成と云。後種衡ともあらたむ。種成が子を原田權頭種雄と云。種雄が子を原田次郎太夫種直と云。此數代原田を本城として、折岩門にも住り。故に種直を岩門の少卿種直と云。平家物語に、岩門の少卿と書しはあやまりなるべし少貳の異名は少卿なり。時に種直太宰少貳たり。種直は從五位に敍し、筑前守に任ず。小松内大臣重盛卿・其叔父家盛の女を養子にし、種直に嫁せしむ。故に平家に親みふかし。重盛の吹擧にて太宰少貳に任せり。博多津異賊の押へのため、又は太宰府にも程遠からねば、專岩門の館に居住し、本館の原田は旅館のごとく成行けり。治承四年六月、後白河法皇福原に押籠

られさせ給ひける時、警固として種直及種直が二男嘉摩兵衛重園、種直が弟美氣三郎敦種、家の子山崎平次重秋杯、隨兵三千餘騎にて參りける。源平盛衰記第十六卷に、法皇ならば原田に三間なる家屋を作りおき、警護武士岩門の少卿種直の子作原大夫種直守護したりけるとあり。其後安德天皇の供奉して、平家の一門都を出發せし時、種直は二千餘人を引率して、乘輿を警固し、安德天皇を我岩門の館に入奉り、太宰府に遷御し給ひける所に、豐後國の住人緒方三郎惟義源氏に屬し、太宰府を攻んとするよし聞えければ、三位中將惟盛兄弟に、菊池次郎隆直以下の官軍を以て防がせられけれ共、多勢に敵し難くて、安德帝太宰府を落させ給ひ、箱崎を過、香椎潟、宗像山、葦屋など云所をこえて、山鹿の兵藤次秀遠を賴み、山鹿の城に入せおはします。種直は秀遠と不和なりしかば、山鹿の城に入て秀遠が下知につかん事、子孫に傳へて口惜かるべしとて、引返す。菊池次郎隆直は、宗盛の下知を受て、肥後國大津山の關[illegible]を緒方が塞しを切ひらき、安德帝を

肥後に入參らせんとて、道より引返しけるが、心替して源氏に屬す。臼杵、戸次、松浦黨は疾く平家を背き、源氏に降參してければ、平家は西國にも止り得ず。逆旅にうかれ漂ひける。それより四國に渡り、讃岐の屋島に內裏を作りおはします。種直も又參り、安德帝を守護し奉りける。安德帝筑前に御座ありし時、種直隆直が忠、群に超たりとて、勳功の賞行れて、原田次郎太夫は筑前守、菊池次郎は肥後守に補任せらる。誠に西國に平家の知行、殊更菊池原田が猛勢なるを賴み、落下らせ給ひしかども、九州の諸士多く源氏に心を通じければ、種直隆直も力及ばず。安德帝三種の神器を帶してわたらせ給へば、天照大神、八幡大神も、定て守護せさせ給はんずるに、かく平家を背けるは、日頃の惡行超過して、人望に背きし故なるべし。原田一家の輩は始終平家に附隨ひ、忠功を勵しけれ共、平家亡び、源頼朝終に天下の權を執り給ひしかば、種直は鎌倉へ召下され、平山季重に預られ、

扇谷に押籠られて、十三年の春秋を過し、建久八年に赦免有て此國に下り。舊領の內に安堵せしかば、家の子郎從聞傳馳集るといへ共、前代の家臣にだにも及ざる程の有さまにて。暫し有ける處に、怡土郡の鎮主高祖大明神の社務上原兵庫とて、勢有る者ありしかば、緣を以てふかく賴入しに、かひぐ\しく領掌して。種直が四男種成（後に早良四郎大夫種成と云ふ早良郡を領して重留村に住せり）を婿とし。力を副へければ。其勢に乘じ、次第に近邊を押領して、武威國中に振へり。（以上原田記）此時高祖村の城をも再築きたりしとぞ聞えし。是より子孫連綿して斷絕せず、世々高祖の城に居住せり。弘安四年蒙古發り來りて。博多にて合戰有し時、種直八代の後裔原田五郎種之戰功の譽有て、鎌倉將軍惟康親王より、褒美の御教書を給はりける。其後弘安、建武の世の亂には、武家方にて忠節を抽、軍功の賞に預り、又近邊を伐取、漸大家となれり。然れ共遠國にありし國士成し故、世にしらるゝ事なくして。太平記等の記錄にもしるさず。此類諸國にも多し。原田孫次郎種遠、建武年中に雷山にて狩せし事を、公家雜訴決斷所より、筑前守護所に當て實否糺明の牒狀、雷山に今にあり。又曆應二年原田孫四郎種貞、博多津警固番を勤仕せしめ、其趣奉行所に言上の狀あり。それより漸武威もつよく成れり。將軍足利義教、赤松滿祐入道性具が爲に弑せられ給ひける頃ほひより、將軍の威おとろへ、畠山、山名、細川等勅命をも恐れず。武命にも從はず、ほしいまゝに逆威をふるひ、兵亂やむ時なし。義政相續で征夷將軍に任ぜらるゝといへ共、猶更威望も輕く、細川勝元、山名持豐入道公方をないがしろにし、洛中にして七箇年合戰し、其餘黨諸國にあらそふ事年久し。此時天下大に亂れ一日片時もしづかならず。就中西國には、周防に大內あり。豐後に大友、薩摩に島津、鼎のごとくに峙て威を逞し。大は小を合せ、强は弱をのむ。其時より大內助多々良朝臣義弘、其子持世、政弘など代々九

州の探題を相兼し。成敗を掌り。九州の諸侯彼が下知に從ずと云事なし。原田并其一族秋月、波多江、江上、三原。高橋等皆大内家に屬し。應仁の大亂にも洛中にて戰功有。其後大内左京大夫義興、武家の管領職たりし時、永正年中、洛北船岡の合戰に、原田隱岐守興種、波多江中務少輔種貞、大軍を退け、細川政賢を討果し、足利義植征夷將軍に再任し給ふ事、兩人が武功によれりとて、御感狀を給り、所領を加へ給ふ。斯て年月を經る所に、義興の子從二位太宰大武義隆、天文年中に、其家臣陶尾張守晴賢（全姜入道と稱す）が爲に弑せらる。其後陶全姜は、毛利元就の爲に亡さる。是より先、興種が一男原田五郎に大内義隆一字を授け、隆種と號し、越前守に任ず。後に剃髮して劉雲軒了榮と號す。此人武勇の譽有て、威を近境に振へり。此先志摩郡も、半過より西の地士は、多く大友方たりければ、好士岳と云ふ城に、大友義鎮の一族臼杵新助鑑速を居らしめて、志摩郡の旗頭とす。元岡・古庄、山北、泊、小金丸など云郡士、彼が下知に從ふ。かゝりける處に、原田彈正少弼隱岐守興種、弘治改元の頃、羈旅の陣中に頓死す。家累分散に及ぶ。其時一男隆種、とかくして家を興す。其折しも大友宗麟が彼所帶を押領せんとするに依て、隆種恨を含で、毛利元就を賴み、大友に敵す。隆種は益〳〵武德有て、賞罰嚴重なれば、士卒思ひ付て家門繁昌し、其勢近國に振へり。永祿十一年七月、柑子岳の臼杵鎭助鎭廣、大友宗麟の下知によつて、原田了榮を亡さんと企て、同月十九日、與志摩の士泊中務少輔源盛家、同又太郎種家、山北重冨、六郎次郎、同大學助、元岡右衛門太夫、藤原鎭宗、馬場越後守、紀鎭貞、松隈勝當、源正行以下を相語らひ、種々計謀をめぐらし、立花、高祖等に加勢をこひ、高祖の麓小金坂迄押寄たり。隆種是を聞、千人を二手に分、一手は上の原よりしのんでまはし、北浜を廻りて敵の後を切、一手は隆種精兵を勝て、八百餘人、かさより落しかけ

て挟うちければ、臼杵終敗北す。城の北の方には數充滿たれば、三雲村の前を過、池田川原を下りに大崩して、柑子岳に引入ける。高祖方に討取首數二百三十三。池田下河原に縣竝べ、勝閧を揚て高祖に打入る。此時志摩郡中通り不殘原田が手に入。彼所の給人等家禮となる。新助は元龜二年豐後に歸り。柑子岳には臼杵進士兵衞と云者を遣し置ける。元龜三年正月廿八日、泊又太郎、馬場越後守案内者として、志摩郡中通りを打廻る由聞えしかば、追々馳合せ、池田下河原にて合戰を始む。志摩郡方敗北して進士兵衞討れにけり。（此時志摩郡士師村古戰場の卷に詳なり。）此時波多江丹後守武勇の働あり。此進士兵衞は志摩郡政所職として、柑子岳に在城しけるが、驕て色に耽る故、郡士從者もうとみける。然るに私に軍を起し。了榮を討んとする事度々也。元龜三年正月十六日に、今津の毘沙門に詣で歸りけるを、討んとしけれ共叶はず。今度又軍を發して原田を討んとせしが、却て彼がために討れけり。了榮が勢彌大になり。志摩郡を悉く伐取んとす。臼杵討れしかば、殘る士ども、緣を以てことごとく了榮に降參す。小金丸民部大輔も、大友方なりしかども屬して人質を出せり。是よりさきに、志摩郡中通りは旣に了榮に從ひぬ。臼杵討れて後、了榮志摩郡四百町を領するのみならず、西は松浦、草野畑と爭ひ、東は立花、筑紫、宗像と戰ひ、南は龍造寺隆信の領分にも働きけり。天正十年以後、原田了榮は怡土、志摩、早良を打從へ、漸く那珂郡も大半手に入、肥前の草野迄したがひしかば、其勢近國に振へり。了榮死して其孫信種相續す。其比京都には豐臣秀吉公諸國を打平げ、天正十五年の春、九州の敵を討んとて下向し給ふ。大友義統、立花、高橋、筑紫等は、秀吉公へ兼て使者を立て降參し、薩摩への先陣を勸む。秋月種眞、原田信種（信種實は草野中務大輔鎭永が男なり。原田親種死後に了榮是を養ひ、親種が子とす。又鎭永はもと了榮が三男なり。草野長門守永久養子して草野の家を繼しむ。信種も實は了榮が孫なり。元服の時龍造寺隆信一字を免して信種と號す。）は無二の薩摩方なりければ、豐前の小倉

に出向ひ、上方勢を押へんとて、先軍勢をうかゞひ見せんため、信種より波多江丹後守、笠大炊助與長を赤馬迄指遣す。兩人物馴たる者にて、秀吉公に敵對叶ふまじき由を悟り、宮嶋善祥坊、淺野彈正長政を以て、信種降參の使のよし申上ければ、秀吉公悦び給ひて、兩使を御前に召れ、此間九州の軍の樣共尋問ひ給ひ、御服物を賜りて、薩摩の先手に加るべしと仰付らる。兩人ともに高祖に歸りて、信種に此由を申けれ共、信種おへて承引なし、猶秋月父子と云合せ、一向敵の色を立ける。かゝりし處に、秋月父子は秀吉公の武威を恐れて降參し、先陣に馳加はる。原田信種はかくともしらず、誠更田舍武士にて、此邊近邦の城持共と、千人二千人の敵を大軍と思へり、か樣の節度々利を得たれば、己が武勇にほこり、上方勢は公家長袖のごとしと思ひ侮り、何程の事か有べき、一當あてて追散さんとのゝしりて、高祖の前なる大門河原にて勢揃をし、手を分て處々の要害をぞ固めける。長垂山には富田大膳亮、上原新左衞門、大原佐渡守に人數五百人を指副て備置、油坂口には笠大炊助、中島式部左衞門、紫田伊賀守を頭として、五百餘人指遣す。日向嶺には與木又左衞門、泊丹後、萩原備中に人數五百餘人を添て差遣す。處々の手配殘所なくしたりける。かくて高祖の城の寄手には、小早川左衞門佐隆景、多勢を率してさし向はる。原田方にもきれ具足を着、繩手綱かけたる痩馬に打乘て、上方の勢の向ふをおそしと待かけたり。かゝる處に、隆景の先手福原左近、兒玉隼人並黑田孝高の家人久野四兵衞、衣笠右兵衞等油坂の取出を打破り、高祖の城の大鳥居口より、大勢の兵次第〳〵に、高祖の城下をさして押寄る。原田兵是を見て、いや〳〵あの大軍に向ひて戰をなし難し。先籠城して事の樣を見、薩摩方の後詰をも待べしとて、城中に引上る。斯て寄手の大勢城下迄押寄けるに、鴇毛の馬に乘たる武者一番に城下に乘付たり。隆景はるかに見て、あれは何者

ぞと問はれければ、黒田勘解由、孝高の家臣久野四兵衛也と答ふ。是は孝高今度九州先手の軍奉行なりしが、軍の目付として隆景に副られし故、城せめに加りけるなり。其後原田は本丸の上より東の方を見やりたれば、博多の津のはづれより、田島原村の前後、飯盛金武ひなた山三四里の間。旗指物、馬、物具きらめきて、多勢つゞき渡りて見えたり。城中の者共是を見て肝を消し、評議にも不及、早々城をあけわたし可然とて、樣々詞をいやしうして、降參をぞ乞にける。是に依て城攻はなくてやみぬ。秀吉公九州を程なく平げ給ひ、賞罰を行はる。肥後國をば佐々陸奥守に賜りしが、原田信種が降參遲かりし故、陸奥守が與力となされ、筑後國黒木兵庫頭家實、先知の内三百町賜りける。陸奥守亡びて後、肥後を加藤清正、小西行長兩人に賜りし時、原田は清正の與力となる。朝鮮征伐せられし時、清正に從うて朝鮮に赴き、彼地において死す。其子を伊豫守嘉種と云。父の家祿を相續して肥後に居たりしが、或時清正の息女毛利家に嫁する時、嘉種が母故實を能しれる人なりし故、息女に付遣すべしと命ぜらる。嘉種うけごはず。故に清正いかり原田をうとんぜらる。其後原田強梁にして清正に屈せず。清正いかりて秀吉公へ訴へられければ、扶持を放すべきよし仰られ、原田が領地を沒收せられければ、嘉種浪人して、肥前唐津城主寺澤志摩守廣高に由緒有し故、唐津に行て寄客となりやしなはれ、二千石を領す。廣高の子兵庫頭與高の時、寛永十四年肥前島原に賊兵起りて、兵庫頭の領地天草に出張せし時、賊兵を誅伐せんがため、嘉種及與高の諸臣天草に馳向ひ戰し時、嘉種戰功の譽有。其後寺澤氏家亡び、嘉種は江戸に行き、保科肥後守正元に仕へ、會津に住して二千石を賜はり、其子孫今に彼家にあり。

○曾根原古戰場

永祿十年の比にや、肥前龍造寺隆信數郡を打靡け、

勢强大になりければ、怡土郡を手に入んと、大田資江八重犬踐に三千餘人を添て、肥前國無津呂の山邊に、當郡御陵と云所に働かせける。原田隆種是を聞、敵を城下に入たてゝはあしかりなんとて、柑子岳の臼杵押へには、國士有田因幡守家人大原、中島、鬼木を置、其身は國士卒勢二千餘人を從へて、曾根原に出張し、兩口對陣す。肥前勢旅軍に勞てやありけん、肥前に引退きしと聞ゆ。

○怡　土　城

雷山の西の方、山上に舊址あり。此城は、人王四十六代孝謙天皇天平勝寶八年に、太宰大貳吉備朝臣眞備をして、此城經營の事を司らしむ。六月甲辰に事始むり。眞備は任にて、高に上られしにや、稱德天皇の天平神護元年三月に、又太宰大貳從四位下佐伯宿禰今毛人を、怡土城を築く專知官として、神護景雲二年二月癸卯に城成就せしよし、續日本紀に記せり。然れば此城、十三年を經て、眞備の功成れり。續日本紀三十三卷に、寶字六年冬十一月壬戌。吉備眞備甍云々。勝寶四年。爲二入唐副使一。迴日拜二太宰大貳一。建レ議創二作筑前國怡土城一。寶字七年功夫略畢。とあり。是を以て見れば、怡土城は吉備公の朝に申て、初て築給ひし城也。げにも此人は入唐して學問し、兵術をも傳習せし人なれば、其城の經營、尋常の人のなせるとは懸隔なるべし。（吉備公軍略に精しかりし事、續日本紀天平寶字四年の條下に見えたり。）今も處々に石壘の礎石殘れり。或此所偏僻なれば、怡土の舊（或此所こゝより古をしらざる人の附會也。また一本によりて改す）址にては有べからずと云人あれ共、古昔の城は、其險を設け、人數をこめて、其所警衛の地と定ぬれば、今の城を築けるごとく、專海濱に近き所にかぎるにからず。是今をしりて古をしらざる人の評論也。筒の瀧とて、雷山の西の山谷より北に向て流るゝ瀧あり。谷水の落口は猶高山の上なり。其所に甚だ大なる石の樋を一つ埋て、谷水を其内より流し、其瀧下る水即筒の瀧なり。樋の上には城の門を立しと云。石の樋は殘りて今にあり。樋は一なるが、内にへだて有て、二の

水門より水を通す。高三尺、長さ七間餘有。門の礎の跡殘れり。今も石の樋より水流て、谷の下に下る事、竹の筒の内より流れ出るがごとし。故に筒の瀧と云也。樋は上下にあり。上筒、下筒と云。是水勢つよく或下筒埋りたる時は、上筒より水を通すべきためなるべし。此瀧の水は、岩を傳ひて下る事百餘間許、瀧の流れ美景ならずといへ共、かゝる長く高き瀧は、他邦においていまだ見ず。雨中又雨後に水增る時、下より見れば布を長く引けるがごとし。二三里北遠き所よりもよく見ゆ。其水は長野村、本村、神有、加布里をへて海に入、筒の瀧の西近き所に、旗振とて高き峯有。爰に登りて四方をめぐらし見るに、怡土、志摩兩郡目下にあり。北の方ははるかの海を見わたせり。遠く賊船の侵來るをしらんために、此城を築て異國の襲來るに備へ、旗振嶺には、兵庫を作りて相圖の旗を振、近鄉の兵士を招けり。此故に旗振岳と云とかや。又旗振峯の西南に、少なる城址有。其下にから隍あり。是は原田氏の旗下西左近鎭兼、原田隆種に背き、肥前に與せしを、原田氏是を責んとしけれど、此所に逃來りて籠りし所也。鎭兼は終に原田氏に責亡さる。其事寶珠岳城の條に見えたり。

○篠原古城

篠原村の境内に、つなぎの城とて、波多江上總助鎭種が里城の址有。前原の城につらなりたる故、つなぎと名付しならん。

○うなぎれが辻

飯場村の奥、水無より十町上、うなぎれが辻と云所、筑前肥前の境也。むかし原田了榮と、龍造寺隆信の臣神代と合戰せし所也。

○小倉村古城　是より以下公領にあり

高祖の城主原田彈正少弼隆種入道了榮が端城なりしと云。

○加布里村古城

是も原田了榮端城なり。岩熊河內と云者を城代として籠置たり。海邊にあり。

○寶珠岳古城

長石村にあり。大友家臣西左近鎭兼是に在城す。高祖の城主原田了榮は、元大内家の幕下成しか共、大内家亡びし後は時に順ふ習にて、大友家に屬しける。然れ共元大内家にしたがひて、今大友の下知を請る事口おしくや思ひけん、毛利元就に心を通じ、忽に叛逆を起し、永祿十年九月十日、原田隆種八百餘人を引率し、長石に發向し、西左近が城を責たりける。鎭兼は此城に楯籠りて、兵を波呂邊に出して防ぎけれ共、波多江、岩熊以下の國士隆種に力を合て、多勢にて押かゝれば、鎭兼の家人、一支へ支て城中に引籠る。隆種城下に押寄て関を作り責ければ、城中よりも関を合て出合、一足も引退ず。近きをば切ふせ突伏、遠きをば鐵砲にて打拂ふ。隆種の兵共進みかねてぞ見えにける。隆種大音聲をあげて、きたなき者共がふるまひかな。か程の小城に時刻をうつすやうやある。いざ隆種を手本にせよとて、馬を乘放ち歩行立になり、四尺餘の太刀を眞向にさしかざし、勇猛を勵して切かゝる。原田が家臣石井、上原、鬼木、富田、池園等是を見て、隆種を引留、走り越え〳〵、命を毫毛よりも輕くして、面もふらず進みければ、西左近長石の城を落て、山傳ひに一貴山の嶺に取上り、敵こゝを乘れとぞ招きける。隆種すきまなく責かゝりて、鏃を調へて射ければ、左近叶はじとや思ひけん、爰をも落て、雷山旗振嶺に引籠りけるを、原田が家人幷國士岩熊、波多江等が郎從共、山蹈して追さがしけり。西左近は向ふ敵數十人切拂ひ、腹掻切て伏にけり。是迄も家人四十餘人有けるが、或自害し、或落失、殘者十餘人生捕れけり。原田隆種は、直に庄内に陣をうつし、深江、吉井を責んとす。此等は元來原田に志ある國士なれば、異議に及ばす歸服す。隆種それより取て返し、志摩郡中通りに動き出、大友方の國士等人を追出し、同郡好士所の城を責んと議す。此城には、大友の一族臼杵新助鑑續を城主とし、

て志摩郡の成敗を守らしめければ、政所と號す。是に依て當郡の内にも、大友に從へる國士由比、油、小金丸、光岡、古庄、馬場、松隈等結番して、用心緊しかりければ、輙く責落し難しとて、原田は高祖に引入けり。

○有田村古城

城主は郡士有田因幡守住せりと云傳へたり。

○深江岳城

深江岳は子負原の上の山なり。二重岳と云高山なり。山上に城址あり。又二城岳の城とも云。山上に白山權現の社有。一貴山村の後に當れり。永祿の比より、原田の家臣草野中務大輔鎭永入道宗揚爰に住す。其下に陣の尾と云所在。是は當昔畑三河守と大内德鳳と合戰し、德鳳打負、牟田孫右衛門と云者に討取らる。又其北の方松山の中に首塚有、千人塚と云。千人を埋めし塚といへり。塚の上には地藏堂あり。其邊に淀川村有。むかしは川有しとかや。右大内氏戰の時、討死の士卒の血、川に流れよどむによりて此名あり。

抑、右にいひし草野氏といへるは、其先祖は筑後國の士にて、御井郡草野郷に住せり。平家の一門九州に逃來りし時、西國の士多くは平家に隨ひけるに、草野太夫永平、始終源氏に心をよせ、無二の忠をいたしければ、賴朝公喜悅び、恩祿を厚く賜るよし、東鑑にも見え侍る。其後裔草野何某は、元弘、建武天下大亂の初より、宮方に心を屬し、忠勤を抽ける。是によりて、暦應元年の秋、芳野の執行法印宗信が、諸國不變の宮方をかぞへけるにも、筑紫には菊池、松浦、鬼の八郎、草野、山鹿、土肥、赤星といへり。是より累代相續して、中務大輔永久が猶子中務大輔鎭永入道家揚が代に至りて、天正年中に、秀吉公の爲に亡されて其家は絕せり。又二城岳の麓にも端城の跡あり。是本城の取出なるべし。

○吉井岳古城　是より以下唐津領の内にあり

吉井村に在。此郡士吉井左京亮隆光居城也と云傳ふ。

元龜二年正月、肥前國草野四郎鎭吉と吉井左京亮と、領地の境を論じて、鬪諍に及ばんとする事度々也。此草野四郎は、原田了榮が三男なりしを、草野中務永久養子にして家を繼がしむ。吉井も原田氏旗下なれば、了榮深江豐前守を以て和睦をすゝむれ共、深江は吉井を引にこそとて、草野方不聞入。既に二千餘人の兵、鬼ヶ城より起出、肥前、筑前の境目峠を越て、吉井、深江兩人の城下を燒働く間、吉井、深江小勢なれば、小金丸、波多江等に加勢を乞ふ。兩人やむ事を得ずして、山北重留に觸て同道し、同十五日の草方、吉井舘に馳出て事の樣を聞に、今日の追合に、草野方利なくして、鹿家をさして引退き、吉井、深江は勝軍して、己が居城に歸りける間、小金丸以下明なば引入んとて、其夜は野陣をかけてありける處に、寅の剋ばかりに、草野四郎押寄て鬨を作る。小金丸等の郎士館を押出して見るに、草野が勢四五百人只一所に控へたり。さては今日の迫合(せりあひ)に負て、深江勢か利有しかば、草野が一陣は引入、其殘黨寄たりと心得、唯一もみにくづさんとす。草野方の手立には、選兵を勝て六百餘人物蔭に伏置、殘勢許指向して見せたらば、敵小勢と見侮て進みかゝらん所を、伏兵一度に起て横合に懸て、勝負をせんとの謀也。小金丸、波多江等は是を夢にもしらず。そゞろに深入して戰ふ所に、草野が伏兵青木大村の兵一度に起りて、小金丸、波多江、重留が後より鬨を作りて責戰ふ。小金丸等案に相違して、引返さんとしけるを、敵前後弓手より槍先を揃て突懸る。馬手は海なれば逃て出べき樣もなし。中々わるびれて、敵に突るなとて向ふ。敵に引組指違て、重留六郎、波多江上總助眞種、同次郎四郎、岩熊河內、吉田又五郎、德丸勘左衞門、鬼木次郎八を始として、三十九人枕を並べて戰死す。さる程に深江豐前、吉井左京が舘に、鯨波の音聞、手に取樣に聞えければ、各一騎がけに馳來り、命を塵芥に比して戰ふ。草野大村以下二度目の戰ひに打負て、

人数若干討せ、鹿家を引退て、草野郷に引入んとしけるを、追懸て首百許討取、鹿家嶺に切懸て、深江岳の城に引取けり。原田も是を聞、雙方をしづめんとて、高祖より打出けれ共、軍散じたると聞て、其儘加布里の城に滞留し、重留、波多江以下、吉井濱にて討死したる士共の死骸を引取らせ、在所〳〵に送り。草野、吉井を和睦なさしめんとす。同二月十一日、大友宗麟の下知に依て、安東某好子岳の城に來り、臼杵新助と相談して、草野、吉井、深江をすゝめて和睦せしむ。和睦調ひければ、原田も高祖へ歸城し、小金丸民部大輔も小金丸の小山の城に入にけり。

○鹿家古戰場

天正十二年三月十三日、肥前國畑三河守信時、筑前高祖の城主原田下野守信種と、此所にて不慮の合戰す。其起りを尋るに、原田彈正少弼入道了榮病死の後、猶孫下野守信種、肥前松浦の草野中務少輔家久と諸事を談じければ、原田家中の士共の賞罰は、さながら草野がはからひの樣に成けり。彼草野と云も、故了榮が子の持たる家にて、信種が實父の方なれば、原田が家の事に預るまじき理にはあらね共、既に原田家の旗下なり。信種少年といふにも非ず。其上一族家老とも、才力ある老士數多あれば、草野が原田家を進止する事、旁しかるべからずとて、誇り合にけり。かく口々にいはれて後は、信種も、中務の口入は、家中の違亂の基にや成なんとあやぶみ思へ共、さすが色には出さず。山に籠て月日を送りけるが、果して草野と原田が一族家老共、諸事に付て快からぬ事ども有けるを、他國の沙汰には、信種の弓矢の道を得ざるによつて、草野中務後見するを、原田が舊臣嫌ひ、草野を討んと謀るとぞ申ける。畑三河守是を聞傳、兩家を思ひ侮り、草野と原田が所領、上松浦の境に至りて、山川を押領せんとする事兩度也。原田信種を初として、家中の者共憤り思ひける所に、畑三河守方より、三月上巳祝儀の使者として、畑掃部助と云者、高

副に來る、饗應有て酒宴獻に及び、信種が士笠勘介と云者と、軍物語をして口論に及ぶ。勘助が兄笠大炊助と云者、弟を荷擔して、掃部助を散々に惡口して恥を與ふ。掃部助もこらへかね、笠兄弟と組んで指違んとひしめくを　深江豐前守、有田因幡守、鬼木清甫等老功の者共、種々なだめて歸しける。掃部助は、三河守が從弟なり。餘の郎從さへあらんに、增て一族の掃部助が事なれば、信時大に怒り、高祖の士一々に撫切にし、掃部助が恥を雪んとて、大村に加勢を乞、三千餘人を率して畑を打立、濱崎に陣をよせ、勢を二に分け、一千人にて草野を押へ、自身は二千餘人の勢をしたがへて、鹿家に陣取て、笠大炊助が所領七山口にある民家を燒拂ひ、男女二百許が首切懸る。原田下野守信種は、三千餘人にて、同十二日の早旦に高祖を出陣し、深江の宿に着ければ、先手の勢は進んで吉井濱に陣を張る。同十三日原田信種深江を立ければ、先手の原田中務少輔、有田因幡守、富田大藏

亮、笠、荻原、小金丸、民部大輔、一千五百餘人、吉井濱を打立、鹿家嶺を打越、畑が先手の備に押懸て、鬨をどつとぞ揚にける。畑が先手畑掃部助、池田、德末、有浦等も一千餘人にて、桁懸に懸て戰ふたり。いまだ雌雄を決せざる時、原田信種旗本の勢千五百人を率して、山陰より迫て、敵の後より鬨を揚、喚き叫んで懸りけり。すはや後より敵こそ打出たれ。案内者に取籠られては叶ふまじ。濱崎に引て廣みにて戰へと云程こそありけれ。一千餘人の勢、堀、がけともいはず、馳こみ起つ轉びつ逃散けり。畑掃部助は踏留て、きたなし殿原、いづくにか引べき、返せ〳〵と呼りけれども、引返す味方一騎もなく、時貫変にて、人交らせず討死して、先日高祖にての恥を雪がんとて、郎從二十餘人左右に立て競ひ懸り向ふ敵を、あたるを幸に火を散して切廻りける程に、原田が大勢その勢ひに辟易して、敢て近づかず。笠大炊助是を見て、あれ程の小勢に切立られてひるむやうやある。いで

いで掃部が首取て、味方の勇を進めんと、傍若無人に云散し、只一騎かけ出ければ、其弟勘助、石井内膳、富田四郎兵衛、中園左馬助、長宗物、西三郎左衛門、波多江丹後守、朱雀小次郎、上原與一兵衛、大田備次郎、浦志孫右衛門、橫長門守、吉富兵庫助を始として五十七騎、續て掃部助が廿餘人を取籠め討んとす。掃部助が乘たる馬、平首二太刀斬れて犬居にどうと臥ければ、飛下りかち立に成て戰ひけり。郎等共も不殘討死し、其身も痛手數多負ければ、自害せんとする所を、笠大炊助が若黨走り懸り、引組で二刀さし、大炊助に首を取せける。畑は七山に向ひたる勢を呼返し、待調べける間、一二の日延引しければ、池田德齋以下敗軍の士卒、本陣に崩かゝる。一陣敗て殘黨も丕かられざば、畑が旗本さはぎ立て、下知をも聞分ず、塵にも廻らず、備を立かねたる所に、原田信種先陣後陣一手に成、三千餘人太鼓を打て競ひ來る。信種は黑絲威の鎧を着、黑き馬に乘て、大身の槍の柄は一丈許に見えたるをおつ取、眞先に進みければ、三千餘人死を一擧の中に輕んじて、鳴て懸たりけり。畑も形の如く備を立なほし、かけ合て戰へ共、先手の勢は、即時に追立られ、右往左往に成て、物の用に不立、旗本の勢も、臆病心付て引色に見えにける。かゝる處に原田が家臣、深江豐前守良治、五百餘人にて深江が岳より打出、船にて海上より責合けり。吉井左京亮は、橘嶺より横谷にかゝるを見て、畑が勢一度にどつと崩れて北をさして引退く。三河守はいづくへか引べきとて只一騎止て、追て懸る敵を、五騎迄突て落し、大將に組で指違んと、信種が馬印を目に懸て、猶も馳んとしけるを、池田左馬允、大川野玄蕃允、岡九郎兵衛など云、畑が頼み切たる勇士十六人、引返してこはいかなる事にて候やとて、馬の口を取て北の方へ引向け、面々は跡にさがつて追來る敵を防ぎ戰ふたり。三河守は是非討死せんと、馬の鼻を引返し、懸出んとしける所を、池田左馬允手綱に縋りて引

て行を、三河守刀を抜て、むねにて池田が冑の鉢を二打三打うちけれども、冑よければ砕けず。其時大勢走り寄て制しければ、力なく止て濱崎さして引退く。是迄も高祖勢追來りければ、池田左馬允、大川野玄蕃允、岡八郎等十餘人討死す。其隙に三河守は唐津迄引取けり。信種は討取首四百餘、淵の上に梟並べ、それより草野押への勢に懸合ける。草野方是に力を得、城戸を開きて打出たり。畑が勢内外の敵に取籠られ、叶はじとや思ひけん、皆散々に落行ければ、信種しばし草野に滞留す。抑、畑、原田旗下の領地譯に付て合戰度々なり。頃年は兩家和睦して境目無事なりしに、今年不慮の合戰出來て、双方の死人七百餘人、手負は數をしらず。是併兩家の衰微の基たるべしと諸人云あへりしが、五箇年を過て、畑、原田果して關白秀吉公のために領地を沒收せられ、子孫永く陪臣となれり。

志摩郡

○鷲城址

今津の東小山の上にあり。いにしへ鷲氏の人の居城なり。其名しれず。山上に城主の墓あり。

○臼杵氏端城

今津の西にあり。大友の臣臼杵重察が里城なりと云。其所に重察が墓あり。

○柑子嶽古城

草場村の東に在。永祿年中大友宗麟より、當郡小金丸の親山と柑子岳に城を築、城代を置て志摩郡にある身方の助とす。親山の城には大友家臣日野三九郎と云者を入置、此城には宗麟の一族臼杵新助鎮續と云者を置く。後に日野は去て臼杵一人にて志摩郡を掌れり。弘治の初、高祖城主原田彈正少弼興種、鷹旗の陣中にて頓死し、家族離散に及ぶ。其時興種が嫡子隆種、とかくして家をたもつ。其比毛利元就を頼み大友に敵す。是によりて宗麟臼杵新助に下知して、隆種を亡さんと企らる。新助は丸志摩の士、泊中務少

輔、同又太郎、由比の重留六郎以下を相語らひ、様様謀をめぐらし、立花高橋等に加勢を乞、原田を責亡さんとす。隆種もいかにもして臼杵を亡さんと思ふ折柄なれば、たがひに合戰止事なし。ある時隆種柑子岳の城を攻けるに、城中兵粮盡なんとする由立花道雪聞て、謀を廻し、柑子岳に兵糧を籠むべしとて詮議有。高祖の城に人數を遣し責る程ならば、柑子岳の寄手も根城を責とらるゝ事もや有と、高祖へ人數を引取べし。其間に兵粮を柑子岳に籠むべしとて、道雪より軍勢千五百人生松原迄出さる。然れ共柑子岳の寄手は引取らず。別に高祖より騎馬百人許打出て、立花勢に夜討をかけ、入亂て合戰せしが、終に高祖勢打勝て道雪の人數は立花さして引取けり。其後柑子岳を責けれ共、城中よりも能防ぎて落ざりければ、此城一を攻落さんため多くの人數を殺し、隙を費さんも詮なしとて、先人數をぞ引上ける。是より先、永祿十一年の春、立花の城代、立花但馬守鑑載謀叛の事あり。大友家の諸勢是を責む。時に臼杵新助も鑑載を責んとて出陣したりける留守をうかゞひ、原田勢柑子岳に押寄て乘取ぬ。新助此由を聞、大に憤りて柑子岳に押寄て、即時に原田勢を追出し、城を取返しける。かくて新助は元龜三年の冬、政所職を辭して豐後に歸る。其代として臼杵進士兵衛鎭氏來りて城を守る。此人驕慢にして慾深く、恥辱をかへり見ず。處分に私曲多かりしかば、當郡の城主給人等多くはうとみて、其下知を輕んず。進士兵衛常に原田隆種を亡さんと謀りけるが、却て原田がために責亡されける。此事委く怡土郡の部に記す。かゝりける後は、志摩郡の城主小金丸民部大輔等も皆原田に屬せり。今此城址東の方、本丸の址長さ六十間、横八九間あり。俗是を城(じやう)の上と云。二の丸長さ四十間、横二十間許有。下城の上と云。此邊に水あるべき所は見えず、南の方三町許に陣の尾山と云所有。是原田氏此城を攻し時の陣所なりと云。

○加也山古城

小金丸の枝村親山と云村の上にあり。故に俗には親山といへ共、實は加也の山也。麓より嶺迄十三町許あり。其嶺の廣さ縱六町、横一町餘有。いにしへ山上に城あり。近代亂世の時、郡士小金丸民部少輔良種是を守しと云傳ふ。又此山の北の麓にも城址有。是は小金丸民部大輔政種守りしと云。又大友氏より志摩郡の目代として、日野三九郎と云者をもしばらく此城に置れしと云。

○姫島古城

當島の姫大明神社の上の山を城山と云。是城址なりといへり。いにしへ海邊には、海賊共多く來りをかせしにより、城がまへをして、海賊を防ぎたるなるべし。

○土師村古戰場

臼杵進士兵衛鑑氏は大友氏の家臣にして、志摩郡の政所職を勤め、柑子岳に在城せしが、高祖の城主、原田彈正少弼隆種入道、了榮を亡さんと謀る。然るに元龜三年正月十六日、了榮宿願の事有て、今津の毘沙門に參詣しけるを、討んとしけれ共叶はず。同月二十八日、柑子岳を打出、原田が所領を打通りける。原田方より此由を聞、大勢にて打出、池田河原にて散々に戰ひけるが、進士兵衛打負て泊の城に馳入らんと、土師の平等寺迄落行しを、高祖勢寺中に亂入て責ければ、進士兵衛を始として郎徒二十八人、同時に腹を切てけり。進士兵衛が首は、西新八郎と云者打取ける。志摩の郡士共、或討れ、或落行ければ、軍は爰にてやみにけり。かくて進士兵衛が墓を平等寺に築て、其しるしに、山茶を植て臼杵塚と名付しとかや。

○馬場村古城

志摩城と號す。是大友氏の家臣古庄能登が居たりし城也。後に馬場越前と云し者も在城せしとかや。

○泊村古城

村より巽に當りて城址有。是泊中務少輔員家が城址

なり。其前は泊美作ト云し者在城せり。此美作は源姓にて、新羅三郎の末流とぞ聞えし。然るに美作、永祿八年の比病て家に死せり。末期に及で其所領を三に分て、十六町を嫡子駿河に與へ、十町をば二男兵庫助に讓る。又後妻に幼少の男子一人ありけるが、母の寵によりて十五町の地をゆづりけり。其外新田をば其妻にあたへぬ。美作死して後、兵庫助つく〴〵思ひけるは、嫡子にさし次で、我こそ領地を多く得べきに、何ぞ繼母の寵によりて、末子に超らるゝ事こそ無念なれ。所詮弟を殺害し、彼が所領を駿河と二人して分ち領せんと惡念を起し、或時兄が許へ行て、しか〴〵と語りける。駿河守も不義なる者成しかば、尤可然と同意す。兵庫助則繼母の許に行て幼弟を切害し、繼母を追出しけり。其後駿河守が方より、末子の所領半分宛領せんと云遣しけれ共、兵庫助返事にも及ばず、二度目の使を切殺す。駿河守いかつて家人を引率し、兵庫助が館に押寄たり。兵庫助も家人と共に打て出、さん〴〵に責戰ふ。終日戰ひ暮し夜に入ければ、駿河守泊をさして引退く。其後兵庫助は近邊の溢者共を語らひ、桂木寺と云所に城をかまへ、兵粮を籠置、二百餘人の勢にて泊の城に押寄、火を放て責たりける。駿河家人をいさめて、相共に命を捨て防ぎ戰ふといへ共、終に追落されて、馬場村に引退き、近邊の郡士に加勢を乞て泊に寄んとす。兵庫助は兄駿河を追落し、泊に城をかまへ、猶惡黨を招よせ、近邊を押領せんとす。其比志摩郡柑子岳の城には、臼杵新助在番して、志摩郡の政所職を掌りければ、此由を聞、駿河が伯父由比紀伊守政長、並小金丸九郎秀種、波多江上總助鎮種等三人を指遣し、双方を宥め、戰を止め、駿河をば元岡右衛門大夫に預て元岡の館に押籠、兵庫助をば馬場越前に預て囚人のごとくにてぞ置たりける。其後飛脚を以て豐後に注進し、下知を待ける。宗麟此由を聞、大にいかり、泊兄弟を豐後に召寄、一萬田彈正に云付、駿河を追放し、

兵庫をば誅せられぬ。駿河兵庫助が所領二十六町をば、由比紀伊守に預られ、繼母と其子が所領十九町に新田を加へて、肥前國住人松浦黨の浪人岡口出雲に賜り、泊出雲と名乘ける。され共其出雲は年老たれば、長男中務少輔鎭家こそ、大友氏には出しけれ。又村より西に當りて、大日堂の上にも城址有。是は泊内膳と云し者の城なりしと村民はいへり。是美作が末子の名なるにや。

○元岡村古壘

是は郡士元岡右衞門大夫と云し者の居所なりしと云。そのかみ切寄など云し跡あり。城址とは見えず。

筑前國續風土記卷之二十八　終

筑前國續風土記　卷之二十九

土產考序

此國は平地の地廣く、肥饒の土厚し。山高くつらなり、海長く帶て、河沼多ければ、水陸の產ともしからず。又こと國にすぐれ、製作の佳品多かるは、古へ太宰府有し故にや。是百物のあつまれる所、天府の國といふべし。予かつて四境の内をあまねく經歷して、略そのあらゆるくにつものをしりぬ。しかはあれど、國土に生出る品物限りなくて、其名を知るもしらぬも多ければ、そこばくの物の名共、あげて記しがたし。唯其大略を載るのみ。凡庶物の名目と形狀は、かねて大和本草におほく記したれば、此書にはもらし侍りぬ。

寶永六年雨水日

八十翁　貝原篤信書

筑前國續風土記　巻之二十九目録

土產考　上

筑前國續風土記　巻之二十九

貝原篤信　選定
貝原好古　編録
竹田定直　校正

土產考　上

○器用類 附衣服染飾

【刀】古太宰府有智山に正應と云鍛冶有。良工にて、多田滿仲の時、鬚切膝丸と云二の寶刀を造る。其後博多に西蓮と云鍛冶有。安藝國の良西と云し者の子なり。能刀を作る。上品なり。銘には筑前國談義所西蓮法師國吉と刻めり。談義所は今の博多濵邊、妙樂寺前町の事也と云。其子を仲濵左衛門尉安吉と云。貞和の時の者、正宗の弟子にて、尤上品也。銘には左の字を刻。故世俗左文字と稱す。是左衛門尉の上の一字を用たるなるべし。仲濵は昔博多の袖の湊東西に通りて、今の湊橋より本岳寺の脇迄入海有。唐船かゝれり。其入海より北の陸地を仲の濵と云しとかや。其子も安吉と稱す。是は建武の時の者にて、初は來

太郎が弟子にて、刀の銘には源安吉と刻めり。後に五郎入道正宗か弟子と成、仲漬左衛門三郎と刻む。又左の一字をも用ゆ。西蓮が弟子に實阿と云者有。是又よく刀を作る。銘には宇佐實阿と刻めり。安吉が子孫數代相續て鍛冶たり。いたつがはしければ逐一にしるさず。

金剛兵衛盛國と云者有。博多に住す。始は山伏成しが、其父もと備中鍛冶成し故。後に鍛冶となれり。母は末の左文字が女也。其子孫三代共に盛高と稱す。其後も數世相續て鍛冶たり。事多ければ爰に記さず。一説に、金剛兵衛が先祖は正應なり。正應が末子を寵門山の平岩坊養子とす。其一二代後の金剛兵衛男子なくして、平岩坊の子を養ふ。世に云傳ふる岩平金剛兵衛是也と云り。是等が作りし刀短刀、數世に傳て人の寶となれり。又入西さつくわなど云し鍛冶も、此國に在しと云。

長政公入國の後、信國、下坂など云鍛冶を招きて福國に居らしめ、兵器を作らしめらる。此信國は京信國が末裔成故、代々信國を以其家號とす。京信國は五條の坊門に住て、三代鍛冶たり。四代の信國故有て豐前宇佐に下り、安心院（あとゐ）吉門に寄託せしが、吉門に寵遇せられ、名乘を給りて吉家と號す。是宇佐信國の元祖也。九代安心院家に仕ふ。然るに安心院は、天正の初、豐後大友より攻亡されて家絶ぬ。爰に至て其時の信國吉貞は流浪の身と成しが、黑田孝高公豐前を領し給ひて後、信國を招きて兵器を作らしめ、恩顧淺からざりき。長政公豐前より筑前に移らんとし給ひし時、信國吉貞を召て、我跡を慕て筑前に來るべし迚、米穀を給はりぬ。慶長七年二月、筑前に來りしかば、月俸を賜り、屋宅白銀を惠み、厚く遇せらる。吉貞男子三人有、子孫今に至る迄三家に分れて、皆鍛冶也。吉貞の子三流嫡家は吉次、吉包、今重包に至る。吉次は次男成れ共、父が傳を講る故嫡家とす。吉政は嫡子なれども、備前に行て別傳を受し故に、信國諸流

とせず。其次又吉政今重宗に至る。吉貞が三男、吉助、吉貞、今重貞に至れり。

下坂は關の兼吉が末裔と云傳ふ。長政公の時、下坂兼先(さき)と云し者を、江州長濱より招て、福岡に居らしむ。其子儀辰、兼先が弟辰仲も、同じく來れり。辰仲の子兼先、其子今の辰成なり。子孫續て今に鍛冶たり。又長政公の時、備前大一文字則宗が遠孫利英、其子半三兵衛是次、福岡に來住す。武州に行て、武藏大掾是一に、備前の傳を受。是次及利英が弟權三兵衛守次、相並で良工たり。殊雕刻に工なり。是次が子利次子無し。利英が弟利平其子守次、守次が子守昌に至り、世々鍛冶を以業とす。

【袋鎗】此鎗は長政公の好にて、信國吉貞初て作出せり。餘國には無之。其製法は中心(なかご)なく、其所を袋の如くにして、目釘穴を兩方に明け、柄の先を其袋の内に差込て、目釘を兩方に貫けり。又出陣に、此鎗の身斗多く持行、軍用に望んで木竹の先をけづり、袋の内にはめ、釘を打て用ゆべき爲也。武備に便有、

【箭鏃(やじり)】信國、下坂、是次、守次等是を作る。各他邦にも用之。

【鎧】岩井源助貞勝、元加州の士也。奈良京都にて鎧を作る事を習ひ、京岩井甚四郎と云者の弟子となれり。長政公貞勝を京より當國に招て、俸祿をあたへ置る。忠之公召初の鎧を貞勝おどす。其子則貞、其子貞快、其子今の快勝に至れり。又貞勝が聟源次をも京より招て、俸祿を與へ置。其子今の勘之丞久次、其子熊之允家永、聟源之允次家に至れり。久次家永殊に良工にして、忠之公、綱政公、吉之公、召料の鎧を製せしめらる。はり田や次兵衛と云者も又良工也。是亦國君冑の鉢を製せしめらる。

【鳥銃(てつはう)】長政公の時、泉州境邑より銃匠を召下して、福岡に居らしめ、鐵砲を作らせらる。子孫今に福岡の町所々に住して、小銃大銃共是を張。境張におとらず。

【半弓】長政公の時、弓人善左衛門と云し者に命じて、始めて作らせらる。善左衛門は高麗にも、長政公に従ひ行けり。善左衛門唐弓を見て、其法を知り、初て作り出せり。水牛の角、或は海鯨の鬚にても作る。水牛の角をよしとす。くじらのひれは後に弱く成て、用るに堪ず。此半弓の製法精しくて甚よし。他の弓匠是を作る事あたはず。善左衛門が弟子孫左衛門、其子九郎右衛門、其子九兵衛に至る。九郎右衛門が弟子鳥井孫兵衛直貞、内田正介と云者、今に至て良工也。正介は本弓をも作る。凡日本の弓は、異國の弓より尤長し。唐の弓は皆半弓也。半弓は唐弓の製法也。唐にて半弓とは稱せず。半弓は短かけれ共軍用に利有。

【鐙掛鞍】福岡にて製す。木地の鞍を皮にて包縫て、漆にてぬる、強くて軍用に便有。先君忠之公の好にて、皮匠助兵衛と云し者、始て作り出せり。

【蘆屋釜】昔より當國遠賀郡蘆屋里に鑄物師の良工有。元祖は元朝より歸化して上手なりしかば、菊桐の御紋の釜を鑄て禁中に捧げ、山鹿左近掾と稱せらる。本姓は大田なれ共、蘆屋の山鹿に居住せる故山鹿と稱す。世に菊の釜、桐の釜とて、茶人の珍とするは此釜より起れり。上野國天明釜も名產なれ共、蘆屋釜には及ばす。京江戸の釜匠も、蘆屋流に傳ふる引中心と云精巧の法をしらず。彼左近掾が末、慶長年中長政公入國の比迄は蘆屋に在て、鑄工多かりしが、其後斷絕し、遠孫ども博多或は姪濱に來て鑄る。其中に大田次兵衛と云者勝れて良工也。江戸京の鑄工におとらず。國君も用ひ給ふ。江戸、京、長崎、隣國よりも是を求て、新蘆屋と稱す。また古の蘆屋釜に、雪舟が圖する所間々有之。土佐氏畫工の圖も有。又鍋鋤鍬を鑄る冶工は博多に多し。其居所を金屋町といふ。其餘の町にも住す。

【組】博多町竹若と云者の家にて製す。其始竹若藤兵衛と云し者男子なくして、天文十一年、筑紫氏の

末子鬼松を養子とす。鬼松成長して、竹若惣左衛門と云。此者組細工の良工也。秀吉公九州下向の時、博多より種々の名物を奉りしに、此惣左衛門家よりは下緒に天下泰平國土安穩月白浪淸と組付て献せしに、秀吉公不斜悅喜し給ひて、時服扇子等を褒美として賜りける。此竹若一家の居たりし町を竹若番と云。元和の初より綱場町にうつる。

【唐織絹】博多にて織る故に、博多唐織といふ。古へ博多にて唐舟來りし時、習ひて織出せり。其時節は博多に織工の家七十軒有て、織物をして諸國に販けり。博多にして織る故に博多唐織と云。博多より織出せし帛のきれ、今に殘りて玩具となる。雪の下竹の下などの類なり。長政公の時、掛町彥三郞と云者、唐織を織せしかば、竹若家に是を習ひ得て織る。是より前には竹若家には組細工のみ業とせり。今は唐織の絹も、竹若家より織出せり。每年十月、國君より江戶へ二端献せらる。御羽織地御上下地也。

【唐織帶】右に同じ。うけ紋有。唐織の組帶共に强くて、久敷に堪ふ。諸國に珍賞す。國君より每年三月に十筋江戶に被献之。

【生絹】竹若家より織出す。其製尤精し。

【櫛】文祿の始長門國舟木の工、博多に來り、始て櫛を製せり。今に片土居一町すべて櫛匠住して是を作る、故に此町を櫛引町といふ。古へは筑紫くしとて名物成しにや。古歌にもよめり。拾遺集、天曆御製

わかるれば心をのみぞつくし櫛
さしてあふべき程をしらねば

筑紫櫛は此國にて作りしにや。

【金銀箔】古へ博多にて製す。其町を箔屋番と云。今は絕たり。

【茜染物】穗波郡山口村に茜谷と云所有。昔は其所にて茜を取て染、或は豐後より茜を買來て染ける。寬文の末より穗波郡飯塚村にて染む。其色鮮にして久敷を經ても變せす。

【高取瓷器】 朝鮮軍の時、加藤主計頭清正、彼國にて瓷器を製する者をつれ來り、肥後にて瓷器を作らしむ。其者の名を井戸新九郎と號せらる。故に其製せし器を井戸焼といふ。後に長政公より招きて筑前によび寄、家臣手塚水雪に命じ、水雪が居城鞍手郡高取にて瓷器を製せしむ。依て高取焼と名付て、今に是を稱す。慶長十九年の比より、同郡内が礒と云所にて瓷器を製せり。長政公より八藏と云者に命じて焼しむ。其後忠之公の時、寛永七年の比、穂波郡合屋の中村の内、白旗山の北の麓に移りて焼物を製せり。寛文七年より上座郡鼓村にて陶器を作る。其製精くして、高麗瓷器に劣らず。今の陶工は新九郎が裔孫也。

【中野瓷器】 天和二年、始て上座郡小石原村の内、中野と云所にて、國君光之公陶器を作らしむ。是は肥前松浦郡伊萬里の陶工來り傳ふ。大明の製法にならへるなり。其製猶いまだ精巧ならずといへ共、甚民用に便有。

【箱崎錐】 糟屋郡箱崎村に小笛と云鍛冶の製する所の、錐、鑿、釿等工匠の用に備ふ。中にも錐の利き事、新鐵をもみ通す。相傳云、此鍛冶初は備前兒島より來て、八幡宮の鍛冶となれり。其元祖笛を吹事を好し故、小鍛冶と云。

【久原鐵器】 同郡久原村に鍛冶一人有。數代傳はれり。なた、鎌、庖丁、剃刀等の鐵器を作る。福岡、博多及他郡にも買用う。今は其子數人、各家を分つて鐵工となる。

【織蓙】 志摩郡玄界島にて製す。その製精しく、甚よし。他所にて作れるに勝れり。好品とす。

【上座紙】 上座郡の内、所々にて近年製す。

【合羽紙】 近年那珂郡道善村にて漉く。其色少黄にして堅く、鳥の子紙に似たり。蟲食事無くして久に堪ふ。且誤字を削るによし。書を寫し簡をかくに甚よし。其木は山楮共かんひとも云小木也。深山に在。

【[illegible]】 秋月の町にて製し、國中及他國へうる。上品

也。京都諸國にて製するにまされり。寛文の中頃より始まれり。福岡博多其外國中所々にも作る者多し。されど秋月には及ばず。昔は士民共髻を買ふ事なし。皆自らよる。今は髻を賣者多く成て、貧民迄もみづからよるもの稀なり。

【朱】昔博多の商滿田助右衞門と云者、中華に渡り、朱を燒事を習ひ得て歸り、博多にて是を燒く。其後京都の朱座にも、此地より傳ふ。近年迄博多にて朱を燒きしが、今はやかず。然共日本にて朱を燒事は、博多より始れりと云。

【脂粉(たうのつち)】嘉摩郡千壽村にて燒く。婦人の粧飾に用る鉛粉也。頗好品也。

【紅粉(べに)】博多の町所々にて製す。其色尤よし。

【秤】博多中島町に秤屋數家有て、是を作る。秤のちがへるを改め正す。

【土器】早良郡飯盛村にて作る所の土器尤よし。博多及夜須郡甘木村にも作るといへ共、飯盛の製に不及。

【瓦】博多に瓦町とて、瓦工の集り住る町一坊有。屋瓦及びもろ〳〵の瓦器を作る。

【捲(まげもの)】捲物師福岡博多に多し。殊に那珂郡馬出(まいだし)の町は、家々に捲を作る。みな羅漢松(まき)の材を用ゆ。

【漆】此木上座郡に在。其外には稀也。塗匠は福岡博多に多し。

【柿漆(しぶ)】所々に多し。山村ことに多し。青柿を七月に取てつく。賤民しぶ柿を福岡博多にうりて家産を助く。山に自然に生する柿は小也。是柿漆多し。山しぶと云。

○造　釀　類

【鹽】長政公入國の後、姪濱其外所々海濱にて多く鹽を燒せらる。凡鹽は民食軍用に切なる事、五穀につげばなるべし。姪濱鹽尤美也。長政公の時は江戸に取寄せ、櫻田の舘に藏を立て入置、他へも送り給へり。古風素朴なること如此。其後は其事なしといへ共、鹽

藏迚今に其名殘れり。近國海に遠き所、此國より鹽を遣す。至らざる所なし。甘木に毎月六度市有りて海味をあきなふ。近國より來りかふ鹽の交易尤多し。國中今鹽燒所八所有。

【博多練酒】其色練絹の如く成故に練酒と稱す。其しぼりてこしたるを練酒と云。糟共に用るを實練酒と云。此酒何の世より、かもし始しと云事をしらず。牡丹花肖柏の三愛記に、酒は九州のねりきぬ、加州の菊花、天野の出群成るをもとめんとかけり。肖柏は大永七年に死す。寶永六年迄百九十一年に及べり。肖柏が時、此酒既に世上に名有。猶其昔より有て、久しき名産成べし。古より博多にて小田氏が家のみに是をかもす。今は製する家多し。就中篠崎氏の家に釀すを上品とす。彼是大やう相似たりといへ共、久に堪るを以、其製の精き事を知。此酒世に名有て、他邦に甚珍賞す。他國の酒屋此酒を學びかもすといへ共、其味甚おとり、博多の産に似ず。國君より毎年十一月江戸に献せらる。

【霙酒】此酒本は南都より釀し出せり。然共其味辛し。近世福岡の酒屋鹽屋と云者、始て甘霙をかもし出せり。是は酒の中に白米まじりて、霙に似たるを以て其名とす。味甚甜美也。近年は他邦に是を賞する事練酒におとらず。

【博多索麪】索麪他邦に多しといへ共、博多に製するに不及。極品は其細か成事縷の如し。鮮白にして賞すべし。原田氏怡土郡高祖城に在し時、博多の商人高田善四郎、始て索麪を製して捧ぐ。其後小早川隆景其義子秀秋の時にも、善四郎の子孫の家より是を献せり。長政公入國の後、父の如水公江戸へ赴き給ふ時公儀へ献せられし。其例として今に至る迄、初秋に國君より江戸へ献せられ、諸家にも送らる。是皆高田氏の家に製す。慶長の頃博多索麪屋一人、故有て逐電し、伊豫國へ行、索麪を製す。是伊豫道後索麪の始也といへり。

【とち餅】　博多に在。とち餅屋九右衛門と云者、其製精し。はいの木の葉を焼て灰汁とし、米を染て製す。故に其色黄也。其味脆寒にして甜美也。隣國よりも來買ふ者多し。是寶永の初年、高麗人博多にて始て此製法を敎たりと云。他國にはいまだ此物有事を聞ず。京都、江戶、食品珍羞甚多しといへ共是なし。とち餅とはいへどとちの木は用ず。はいの木を誤てとちと云成べし。

【東京餅】　糯米を黄色にしてむし、搗てのべ、小豆に砂糖を交て餡とし、卷て又蒸して横切にして食す。

【辻堂餅】　古へより承天寺門前辻堂町にて、一家是を製す。京都大佛餅の製に同じ。

【玉子索麪】　牛蒡餅、油堆、此三品、博多に古來傳て製す。他邦になし。長崎又他國より習て製するといへども、當國の製法に及ばず。國君の厨にても製す。其法尤精し。

【松餅】　松の皮にて製す。他邦になし。

【煎餅】　博多湊橋の邊、古へより煎餅の類品々をを製す。他邦にもひさぐ。其中に鶴せんべいと云物を製する一店有。味淡くしてよし。京の高麗せんべい、大阪のかなづちせんべいにもおとらず。

【優頭】　福岡博多所々に在。福岡本町鉄屋製するものよし。又近年中島町大黒屋善次郎が家に、京都の人來て製す。尤勝れたり。又博多中間町河淵屋が製するもよし。此二店勝れたり。甘木町にも製す。福岡の產に及ばず。

【酒】　近年福岡博多に釀す酒甚美也。其上品は南都北都の產に相次り。新しき杉樽に入、大阪に上すれば、彼地の人も又大阪の產にまされりと稱す。各其かもせる酒に新に名を付、其名品あげてかぞへがたし。其美名を顯はさんと也。直方にも良醞を作る。宰府にて染川思川など云酒をかもす。其味頗美也。昔は佳醞一種も無し。今世俗華奢を好み、口腹の欲にふけるにや。年々に名酒多くなる。然共依之大平の化

久しき事を知べし。又福岡博多に燒酒をも多く製す。又白酒有。宗像郡赤馬に作る白酒、諸方に勝れたり。

【菎蒻】福岡博多の町所々にて製す。筑後菎蒻、山口菎蒻など稱する有。其製各かはれり。秋月、江川にて製する物、尤も美なり。江川菎蒻と稱す。其製甚大に、色白くして堅く、煮食へば柔にして、其味常の菎蒻に異り。嘉摩郡大隈町に製する菎蒻もまた味よし。

【豆腐】昔は其製あらじ。近年京都の人來て、荒戸新町にて製するは、其法精しくて味美なり。近年所々の工、是にならつて精しくなり、京都の産に近し。

【寒具】博多福岡所々製するもの多し。其品數多し。今は名島町、本町、中島に良工あり。其華餙品數、京都の精巧なると數多とに及ばざれ共、味能。昔は此國にやうひくはすりなど云粗糙成のみ有て、他品無りしが、五十年已來、長崎及上方より傳ならひて製す。今は其製精しく、近國にては此國の製にしくはなし。

○製藥類

【阿伽陀圓】福岡安國寺に製す。諸病に宜しと云。國人多買ふ。頗るしるしあり。殊に婦人の血症によし。此藥方中華の醫書にては未見ず、本草綱目胡椒の附方に阿伽陀丸有。胡椒等凡五味を用ゆ。安國寺の方とは同じからず。時珍が云、胡椒は摩伽陀國より出。此方の名、是によりて訛れりとあり。摩伽陀を阿伽陀と誤れるよし也。安國寺の阿伽陀圓に胡椒なし。蓽撥有。胡椒に似たり。飜譯名義には、阿伽陀と云梵語を釋して、丸藥を云よし見えたり。又安國寺に麝積圓を製す。小兒に用て功有。

【透頂香】相傳云、元朝の禮部員外郎陳宗敬（宗敬は中華台州の人なりとぞ）と云し者、本邦に投化せり。是は大元の老臣成しが、至正年中、元朝は大明の太祖の爲に亡されぬ。宗敬忠臣成しが、二君に仕ん事を恥て、後光嚴院應安二年、我國に歸化し、博多に住す。文才有。兼て古相に通し、且妙方を傳て毒藥を調ふ。將軍義

滿公其名を聞て招き給ひしかば、上京し義滿公に種々の藥を献ず。中就透頂香を甚稱美し給ひて、京都西洞院に宅を給はる。博多に歸、小菴を妙樂寺の內にかまへて、みづから明照と號す。後に崇福寺の無方和尚の室に入て衣鉢を受。行年七十有餘にして死せり。透頂香も宗敬が合せし方也。俗に外郎（ういらう）と云も、宗敬が官を取て其名とせり。其子孫透頂香の秘法を傳へて、世々久敷博多に住し、又京都にも行、其遠孫博多をさり京都に行、西洞院四條上る町に住して、透頂香をうりて家業とす。又相州小田原の透頂香は、北條氏政の時、外郎の家業を小田原に遣してうらしむ。今に其子孫傳て彼地に住し、透頂香をうりて家業とす。然ば透頂香の初は博多より出し也。又僧天隱集にも陳外郎が事を記せり。

【樟腦】秋月にて多く製す。樟をせんじてとる。

【井田原混元丹】志摩郡井田原の農人、七八十年以來此藥を製して販く。婦人の産前産後、其外數多の病を治すと云。怡土志摩兩郡の農人買者多し。其製法夏月茄子を取て是を燒、夫を君藥として、藥を加へ製すとかや。福岡には用る事を聞ず。

○土石類

【金銀】先年國中に出。近年も少しづゝほる所有。

【古所山蠣殼】夜須郡野鳥村の上、古所山の頂に在。大石につけり。早良郡金武山、遠賀郡皿倉山、鞍手郡鷹取山にも、山上に蠣殼有所あり。諸州にも所々に在。高山の上に蠣殼有事、唐の書にも見えたり。是今の天地開闢より以前の物成よし也。甚話長ければ爰に記さず。

【白砂】古所山に在。大石成を鐵槌を以打くだき取て砂とす。盆石に敷て、座上の珍賞とす。潔白にして愛すべし。備後國三上郡帝釋の溪間に在る白砂、是に同じ。彼は備後砂とて名物也。

【雲母（きらゝ）】早良郡長垂（ながたり）山などに在。稀也。

【鐵砂】遠賀郡岩屋、脇の浦、脇田、柏原、山鹿、

蘆屋、宗像郡地島、鐘崎の濱、曉町の川、大島、糟屋郡那多浦等に在。多くは海邊の砂中に在。鐵粉にして砂也。鑄て鐵となす。當國の鐵砂甚よし。京都江戸の釜屋に、博多の冶工持行て見せしに、甚稱して、如斯の鐵砂を用て鑄たりし故、古作の蘆屋釜奇巧むべなりといへり。或は小刀庖丁等をみがくに用ゆ。

【焦米石】上座郡須川村八並長者が宅の址、御笠郡四王寺の地に在。昔米藏の有し所に在。米の燒たるが石に成たる也。此石他國にも所々に在。近き國には筑後の草野の上發心が嶽、草野氏が城の米藏の跡に在と云。又伯耆國船上の山下、名和伯耆守長年が舊宅にも有之。痰疾を煩ふ者、是を一粒呑ば、おつるよし、唐土の書、酉陽雜俎に出たり。今試に用て其驗有し。然ども妄に用べからず。

【水精】志摩郡芥屋村の山に在。六角也。遠賀郡藤田村の山にも有。其外にも猶有べし。唐土にも倭水晶をよしとするよし、唐の書に記せり。

【蛤粉】博多にて蛤殼を集て燒て粉とし、屋壁をぬる。又小作を作るにも用ゆ。是を以石灰にかへ用ゆ。その價廉也。畿內にて石灰を用ゆるが如し。中華にも石灰にかへ用ゆ。

【瓷器土】上座郡中野に多し。初中野にてやき物をやかんとして、其土の有所を廣く所々に求んとしたるに、中野におのづから有し故、他に求ず。天然の幸也。

【白礬】糟屋郡久原村の山に在。村民其製法をしらざれば、民用とする事あたはず。（豐後早見郡立石邊にて白礬を製するに、温泉存地なり。鹽氣地上に蒸に上るを、箒にて其土をかき集て、竈をやく法のごとくにして礬石とす。）

【五色小石】宗像郡津屋崎浦に在。其所を五色濱と云。一石に五色有に非ず。各色異なる五色の小石也。庭間に敷て清賞とするに堪たり。今は砂中にうづもれて多はなし。

【すくも】志摩郡小金丸と芥屋の間の川中に在。江

州老曾村のすくもの類也。土石に非ず草木にあらず、異物也。

【燃石】 遠賀郡・鞍手郡、嘉摩郡、穗波郡、宗像郡の中、所々山野に有之。村民是を掘り取て、薪に代用ゆ。遠賀、鞍手殊に多し。頃年糟屋の山にてもほる。烟多く臭惡しといへ共、能もえて火久しく有。水風呂のかまにたきてよし。民用に便有。薪無き里に多し、是造化自然の助也。

【礦石】 嘉摩郡入水村に在。多からず。此石を燒て石灰とす。藥に用るには、年を經て久敷をよしとす。千年石灰と云り。白土にして壁をぬり、小蓮池をぬり、器の隙をふさぐに甚かたし。唐音にしつくひと云。石灰是也。諸州に在之。畿内に用るは近江より出。此國には礦石まれなる故に、蛤粉と蠣灰を、石灰に替へ用ゆ。其功同じ。中華にも如斯にす。藥に用ては性同じからず。雨にあへば火出る。

【木葉石】 石中に木の葉の紋有。宗像郡田島大宮司の屋敷地の田より出る。わりて見れば大小の木の葉のかたち多く見ゆ。かしはの葉に似たり。奇異成物也。か樣の石他國にも所々に有と云。種々木の葉の紋有。近き所には豐後の日田に有り。

【溫石】 所々山中に在。燒て身をあたゝむ。又燒石風呂とて、風呂に用て病をいやす。

【浮石(かるいし)】 所々海邊に在。是瀬の泡のかたまれる也。又上野川に多し。是も水泡のかたまり大にして、盆石にも用ゆ。

○禽　鳥　類

【鶴】 國中所々に鶴の集る所多し。然共遠賀郡にしくはなし。冬より春に至る迄、爰に集る事甚多し。就中春の歸鶴の時、諸州より此地に集る故尤多し。諸州にも、かほどつるの多く集る所は稀成べし。白鶴有、黒鶴、鴾鶏(まなつる)有。

【鸛(こうのとり)】 田野に住。山樹に巣をかけ、平原にも高樹有に巣をかくる。くちなはを喰ふ。此鳥昔は此國にな

し。忠之公上方より雌雄四下さしめ、はなち給ふに、其後年々おほくなれり。

【鵠】所々池に住む。

【鴈】大きなるを鴻といふ。

【鳬】其類多し。眞鴨（綠頭なり）。小鴨、尾長鴨、何れも味美也。赤頭、黒鴨、二種此外嘴廣、麥はみ、よしぶく、並あいさの類甚多し。いづれも味惡し。黒鴨海に在り。大きなるは毒有。不可食。

【家鴨】又鶩とかく。家々にかふ。

【鴇】國中所々に在。鴈に似て灰色也。其味あしゝ。他國にはまれなり。羽の文うるはしくて、茶人、三羽掛羽等に用ゆ。又楊弓、小弓等の矢羽とす。他より國君へより〳〵乞ふ人有。

【鷹】種類多し。鷂、兒鷂、雀鷂、雀鷂、隼、くま野すり、蟲喰、ちうひ、夜鷹等、猶其類有。皆外國より八九月に來り、冬は里に下り、二三月又外國に歸る。鵰は八九月の頃、那珂郡五ヶ山、糟屋郡障子嶽、鞍手郡清水山にて網にかけて捕る。近年は大蛇島にて多く取。白鷹はとらず。箱崎にて毎年隼を取。隼は日本の島々に巣あるもの多し。外國よりも來る。

【鷲】大鳥小鳥有。（尾十二枚迄を小鳥と云。十三枚以上を大鳥と云。）

【鶚巢】宗像郡大島にて取所の鶚巢、雜鱗を取。故に鶚巢師是を求む。按るに三代實錄五十卷、仁和三年五月六日の條下に、太宰府より年毎に鶚巢を貢せし事を記せり。日本にて鶚を、うと讀は誤り也。

【鷺】大小有。青鷺有。五位鷺有。猶其類多し。

【雉】所々山野に多し。又高麗雉も有。

【鳩】斑鳩、鴿、青鳩、としよりこひ有。凡四品有。皆性よし。虛を補ふ。

【獦子鳥】深山に在。秋月の山中甚多くむれ飛ぶ。又平原に多し。出て群をなす事有。此鳥甚多く群飛す。諸鳥に異なり。古へより然り。

【[illegible]紅鳥】山中に在。よし鳥に似て、のんどの下紅也。里にも出る事有。稀なり。

【いすか】山中に在。もずより大也。其嘴くひ違へり。

【鷸】小しぎ、山しぎ、羽斑しぎ、胸黑しぎ、大中小有きやう上しぎ、尾白しぎ、とうねご、くびたま、千鳥、其品多し。數へがたし。竹鷸は種類別なり。林中にあり。

【ひは】からひは、たでひは有。

【鶸】國中所々に多し。就中鞍手郡永滿寺の原に多し。其内に白鶸有。又同郡水原村より出る物もその聲淸亮也。

【鴳】所々に在。多からず。其味甚美也。かやぐきと本名を云。嘴長く、毛はうづらに似たり。唐の書に鶉鴳と續けり。うづらの類なるべし。

【三光鳥】上座郡寶珠山、志波山、直方邊に在。その大さひえ鳥の如くにして、囀聲日月星とよばふに似たり。故に三光と名付。尾長し。是鳥鳳の類なるべし。

【蒿雀】靑有。頸白有。猶類有。靑蒿雀臘月に取て、黑燒にして、血をとゞめ、下血をとめ、毒虫のさしたるに付べし。其功すぐれたり。

【川鳥】所々山川のほとりに栖む。其形ひえ鳥に似て黑し。能小兒の疳症を治す。

【燕】大小二種有。大なるはひえ鳥より大也。海邊海などに在。又常の燕より少大にして、尾上赤く、胸に文を切たる有。巣も常のつばめとは違ひて、脇方より穴を明て出入す。是は近年より來る。

【しやくなぎ】海邊所々に多し。嘴長し。大中小有。そりと云有。嘴上そりて、形は小しやくなきと同じ。

【鸂鶒】處々山中深谷の淵に住む。

【水鶐】大さ鳩の如し。其色灰色にして、羽先黑し。嘴足黃也。冬の間味甚美也。其肉能勞咳を治す。又不食の病に用て功有と云。

【都鳥】嘴足赤し。白黑斑なり。大さ鳥の形けりに似たり。此鳥伊勢物語に載たる都鳥にや、決しがた

し、香椎の潟にのみ有。

【秧鷄】鷄に似たり。水に住故、和俗水鷄と稱す。大なるを鶴くひな、小きを黒鳥と云。此黒鳥の鳴聲を、和歌にくひなのたゝくと詠る也。

【信天翁】此鳥かもめに似て大也。海邊に在。羽ぬけたる時、多はうゑて死す。丹後にてあはう鳥と云。長門にては、おきの太夫と云。此鳥の事、唐の書にも出たり。

【漫畫】泥鴨、うかる等の類也。海に在。食を求て少の間もなく、嘴を以水をさぐり畫くがごとし。味甚惡し。信天翁は食すべき物の我前に來るを待て食し、漫畫は食を求て困勞す。此二鳥其性同じからざる事、陶九成が録に記せり。

【鵲】昔は此所になし。寛永年中肥前より來る。其後漸多し。其始高麗より渡りしにや。土俗是を高麗がらすと云。尾長く、羽黒白交れり。

【方目】世俗是を梅首鷄と云。中夏の書にて、いまだ出所を見ず。方目は中華の書に見えたり。小ばんあり、大ばん有。大ばんはひたひ白く、小ばんはひたひ赤し。小ばん味よし。又ひなばんとて、小ばんの雛、秋末より冬中味甚美にして、雁鴨にもおとらず。當國にはすくなし。

鷗、鴡鳩、鵝、告天子、杜鵑、鳲鳩、繡眼兒、山雀、四十雀、旋目、魚狗、山鷄、桑鳸、啄木鳥、うぐひす、むくどり、つぐみ、ひえ鳥、もず、鷦鷯、ひたき、うそ、鶺鴒、鸊鷉、梟、鵂、こま鳥付野鵐、かし鳥等此外にも猶有。

【暹羅鷄】蕃國より傳へ來て、長崎にて賣し。鬪鷄によく勝故に、衆人もてあそびて、今は此國にも有。又烏骨鷄有。矮鷄有。昔異邦より來る。今長崎には甚少し。

凡諸鳥大小共に、異邦より每年來り歸る鳥多し。秋は北より來り、春は北に去。其來去、鳥によりて遲速有。常に此國に在鳥はすくなし。其歸る所は北土僻

塞の地成べし。蝦夷にも夏月、鵰鳥多くして羽替る。又彼地にて子をうむと云。黄鳥も、此國の大蛇島に來る事有と云。

○毛　群　類

【馬】牧馬所々に在り。

【牛】殘島に牛牧有し事、延喜式に見えたり。今は牧牛なし。

【犬】此國に產するもの、よく獸を取。

【猯】山中に在。穴居す。穴をふすべ掘て取之。味野猪に似たり。貉も此類也。稀なり。

【野牛】遠賀郡白島の雄島に多し。宗像勝島にも有之。

【羚羊】上座郡山中に、まれに在。

【海獺】於呂島又宗像郡與の島などにあり。まれなり。

【眚】狸に似て、夜中に人家に入て牛馬をなやます。牛馬是にあへば速に病で死す。良狗も取事あたはず。なり物を恐る。人を多かり集、山に入て鐘太鼓を鳴らし、かり出し打殺す。唐の書にも出たり。志摩郡野北、櫻井、鞍手郡境村に在て、牛馬を害せしを、先年かりて打殺す。

豺、狼、野猪、鹿、水獺、以上五品國中處々に多し。

○河　魚　類

【腹赤魚】鱒也。昔太宰府より朝廷に貢せしと云り。今上座川に在。味よし。春月是を取。

【榎の葉】形も味も鱒の如し。小鱒也　鱒とは別也。鱒の子に非ず。鱒の別種也。鱒なき川にも有。凡の物に大小有の類也。三月の比、秋月のおく、江川、又那珂郡五ヶ山の川、早良郡川上、怡土郡飯場などにても是をつる。味美也。その長さ六七寸、或は八九寸有。

【鯈】那珂川、早良川、糟屋川、秋月川、上座川、下座郡美那宜川、鞍手郡若宮川、吉川河、大賀畑川、嘉摩郡大隈川、穗波郡飯塚川、怡土郡井原川、御坂

川、御笠郡平等寺川、よしき川等にて是を取。此外にも小河に鰷ある所多し。就中秋月江川の鰷、肥大にして味甚美也。國中第一也。右に記す平等寺川の鰷、よしき川の鰷、大ならずといへ共、味江川につげり、上座川の鰷、大なることは他州にも增れり。味は江川、平等寺川、吉敷川におとれり。凡鰷を取には、投網、涅網、攩網などにて取。又小川にては筌を置て取。上座下座川深き所は、舟に乘、鸕鷀をつかいて取。此魚春は海と川との境より川上にさか上る。秋の末には流れに隨ひて下る。此時大川は魚梁を構へて取。谷川にては筌を用て取也。秋の末にさびあゆと成。子をはらみては海へ下りて、潮と水との境、沙石に子をうみ付置て、海へ入死す。年々に生かはる故。年魚と名付く。鮭も又鰷に同じと云。

【鯉】上座川、遠賀川、宗像川等に在。近年國中の池塘に是を養ふ故、所々に鯉魚多し。宗像郡江口川、小川澄鯉多からず。然ども味最よし。

【鮒魚】所々河池に在。就中糟屋郡千鳥が池の鮒、肥大にして味甚美也。京江戶他邦にもかくのごとくなるはなく、大なるは長一尺二三寸、はゞ五寸六寸有。同郡鹿府池のふな、千鳥が池につげり。其外國中所々にあれ共、ちどり、しかふにはくらべがたし。志摩郡志登村の小鮒、其味尤よし。國君にすゝむ。

【河鱸】遠賀川、黑崎大渡川に在。味海鱸にまされり。河鯔も同じ。河鱸は夏の間、秋の初味尤よし。

【みづくり】山川に在。其形鯰に似て小也。色は黃黑也。水上に浮んで倒におよぐ、水をくるが如し。又河めばると云。

【かまつか】沙川に在。はせに似たり。常に地につきて有。水中にうかばず、或は半ば砂中にかくる。鯰とすべし。

【石鮑魚】山川に在。はゑに似て大也。口赤し、身も赤き所有。うぐひに似たり。鯰にして味よし。又山ふちはゑ共云。

【鯊魚(はぜ)】所々の海濱及海に近き砂川に多し。又海に遠き川にも有。性よし。

【杜父魚(かじか)】此地の民俗の方言にどんほと云。是杜父魚の音也。近江にてはうたうたひと云。よくなく也。京都にてはだんぎほうと云。所々の川に多し。形はせに似て、色黑く口廣し。

【うろゝこ】細魚也。杜父魚に似たり。京にてごりと云。羹とし味美也。山川に多し。

【鰪絲魚(ぎぎう)】川池に在。黃赤二種有。なまづに似て甚小也。ひげ有。口のはたにはり有。人をさす。又はぎゞふりと云。

【鱎魚(いさゞ)】那珂郡早良川に産す。其長寸にみたず。二三月川下より多くむらがり上る。され共白魚の多にはくらべがたし。近江の湖、越前の敦賀などにも多し。里人捕へて食す。或は曰、是はせの子也。

【麪條魚(しろうを)】杜子美が詩に、白小と云是なり。二三月、早良川、那珂川　糟屋川などに海より川へ上るを網にて取。又魚梁を構へ、筍を用ても取、甚多し。其長さ一寸餘。色白し。味鱠殘魚(しろうを)に及ばずといへ共、是又頗美也。上方關東にてめざしにする白魚には非ず。

【鱠殘魚(しろうを)】昔は此國になし。忠之公の時、上方より其子を多く取よせて、那珂川・早良川、蘆屋川に、はなさせ給ふ。今も多からず、稀に在。麪條魚に似て大也。味尤美也。江戶、大坂、桑名にうる所の白魚と同じ。他邦此魚多き所にては、串に指干て是をめざしと云。遠方にひさぐ氷魚と云も是也。寒中に取。鱠殘魚をきすごとよむは誤也。

【いだ】糟屋川に在。ぼらに似たり。江州にてはみごいと云。武藏上野にてはさいと云。味宜しからず。

【鯇魚(さいせう)】糟屋郡金井手川、那珂川、上秋月野鳥川及び嘉摩郡馬見川　所々山川に在、まれ也。川によりて大小有、膈噎の病を療す。生ながら呑と云。

【鱖魚(さけ)】遠賀川、早良川、宗像川に上る事有。極て

稀也。頃年稀には大成さけを取事有。肉色味共に關東におとらざるも有。

【はゑ】其品多し。

【鰻鱺】又うみうなぎあり。

【鱮】處々川池に多し。大なるは二三尺に餘る。

【金魚】元和中異國より渡る。今は人家に多く養ふ。銀魚は別なり。又金魚の老て變じ、病ありて變じ、白なるもあり。

○海魚類

【紅魚】漁人三四月の比網を引、多く是を取。中にも志摩郡唐泊、岐志、新町の浦、野北、西の浦、那珂郡志賀、糟屋郡奈多、新宮、相島、宗像郡津屋崎等の漁人多く取。野北・西の浦・津屋崎・遠賀郡山鹿、柏原等の漁人は、專釣を用ひて取。姪濱にて取を曹坊鯛と云。味尤よし。凡網にかゝる魚は、遠く三里沖より引よする故、其魚甚勞して、味薄しと云。三月多く取をさくら鯛と云。四月に多、取を漁人麥はら鯛と云。國中販ぐのみならず、筑後、肥前・豐後等隣國にも多く出す。又海鯽、尨魚、烏頰魚、黄穡魚、金線魚等有。皆鯛の類也。はなをれ、いとよりは、性味よし。其餘はよからず。

【馬鮫】國中に海にて取所多し。就中、福岡伊崎浦の産尤味よし。鹽引にしても味美也。海人釣て取。或は網にて取。或ははこにて突て取る。其小なるを靑箭と云。

【鰤魚】宗像郡奥島、大島・志摩郡大蛇島にて冬月是を釣とる。其味美也。寒中に取たるを鹽引として貯れば、久に堪ふ。味尤美也。丹後鰤名産なれど、脂多して鹽引とならず。然ば當國の産は丹後鰤に勝れり。近年は大網を以多く取。其小なるを目白と云。又別に一種ぶりに似て、小なる魚有。やすと云。京にて、はまちと云。一説、やすは、ぶりの子也と云。江戸にては、いなだと云。又平鰤と云魚有。鰤に能似て大なり。味おとれり。然れ共其味淡くして、性はぶりにまされり。病人に妨なし。其小なるをさうじと云。

【鯔魚】海中及潮の入みなと所々に多し。ゑぶな、いな、すばしり、皆其小なる時の名也。ぼら、なよし、いせごひは大なるを云。上座川直方川に、ぼら有。味尤よし。海鯔に增れり。千年川の下に在。筑後のしくちも又河鯔の類也。

【海鼠】赤青二種有。今津、姪濱、殘島、船越浦に多し。此外所々に在。冬春是を取。又其腸醢尤よし。いりこ性溫補す。

【鯖並脊腸醢】春は所々にて網を引て取。又夏の末より秋に至りては、釣をたれて多く取。蘆屋、山鹿、鐘崎、津屋崎、相島、新宮、奈多、志賀島、其外所所の漁舟、入日の比より漕出、洋中に至り、數百艘の舟共皆篝火を燃し鯖をつる。其漁火の海上に多くつらなる事、恰も晴たる夜の星のごとし。伊勢物語の歌にも、晴るゝ夜の星の澤邊のほたるかも我住里の海人のたく火の、とよみしも、げにさることにこそ侍れ。其夥しき有樣、若海人のいさり火なる事をしらざる者は、甚怪しむばかり也。此魚生にて煮て食し、又鹽をつけてほし、二尾を一に指合、一さしと云。其味、能登丹後の產に及ばずといへ共、多くして民用をたすく。七月中元の比多し。又漁人鯖を取、鰭と尾をきり、其外全く切て醢とす。鰹魚のたゝきと云物にまされり。又其腸をも取て醢とす。又取分脊腸と云物を取て醢とす。取に暇を費し、殊に少き物也。味よし。

【鱸】志賀より內の入海、東西七里の間、所々に岩背の淺き所有。其深さ四尋五尋有。福岡伊崎の漁人、其所を能知りて、夏の末より秋に至、風無ければ每夜舟を出し、彼所の背に止りて釣をたれ、鱸魚を取。其外石首魚、赤魚、海鯽をも釣事有。此所の漁人は、夏月此を以て家產とす。此外國中所々にて是を取。又川鱸、味美也。網を以取。上座川、遠賀川にも有之。若松、黑崎、芦屋の入海に鱸多し。ほこにてつき、又釣ても取。其味よし。夏月味尤よし。其小きを松江

と云。

【蝦蛄】 蝦に似て頭ひらし。多く斥地に穴居す。煮て食す。其色柘榴花のごとし。故に一名しやくなげと云。

【[illegible]魚】 其味よし。當國には、まれに有。

【海鰻鱺】 うなぎに似て大なり。肉餻としてよし。

【海鰩魚】 大きなる物、時に在。其極て大きなるは、七八人にて是をになへり。かやうなるは稀也。凡此魚の尾に毒有り。人をさせば、はれて死す。樟腦或は柿をたきて、ふすべてよし。甚妙也。是本草及醫書に記さゞる所也。漁人しらずんばあるべらず。

【みつの魚】 べらに似て甚大也。

【ききすご】 味も性もよし。病人食すべし。

【海馬】 海中の小魚の内にまじりて、市にうる事有。ほしてたくはへ置て、婦人産する時、是を手の裏に把れば、子を產し安き由。本草に見えたり。しやくなぎと訓ずるは誤也。

【太刀魚】 刀に似たり。味あしゝ。

【しいら】 其味よからず。尤下品也。然共多く取故、賤民是を食す。此地の方言に、ねこつらと云。

【[illegible]】 其色黄褐也。味よからず。三月比取。俗民の說に、此魚多ければ民飢饉すと云。

【烏賊魚】 いかの類多し。柔魚、瑣管、墨いか、水いかなどいふ有。

【章魚】 たこの類亦多し。章魚あり。小八梢魚あり。章魚の腹に飯粒の如くなる物多し。味よしといへ共、食すれば腹痛する事あり。不可食之。

【あなご】 海に在。其形うなぎに似たり。うなぎに味おとれり。大なるは三四尺有。

【海鰮】 國中海濱四五月の間多く取る。尤小なる時煮て食す。めだつくりと云。味美也。少長じて、たつくりと云。農夫の田をうゝる時、是を用て美饌とす。故に田作りと號す。漸長じて干たるを、ひしこと云。煮て是を喰ふ。夏月多く取時は、海邊砂土に是をほ

して俵に入、そこばく蓄へ、大坂に遣して販ぐ。是を名付てほしかと云。多く取時は、漁家大きに賑ふ。畿内の農人是を買て、田圃のこやしとす。糞、油かすに増れりと云。取分棉花を作るに、是を用て大に利を得と云。此魚秋冬に至り漸長じ、其長き事五六寸に及ぶ　晩秋より初春の間取時は、鹽に浸して俵に包み、遠方に運びうる。味美也。貧民早晩の食品にそなふ。民用を助る事甚廣し。凡十五六年前迄は鰛多くて、國中漁人毎年ほしかを賣て、得る所の利甚多かりしが、十餘年以來漸此魚少し。此故に漁人ほしかをうらずして、貧窮すと云。

【ふか】　此類多し。下にしるす。のふさば、ふかの類也。其腸に脂あり。燈油とす。丹後、因幡にも多し。つのじと云。もだま、のふさばに似たり。さゞいわり、是又ふかの類なり。ふか、のふさば、さゞいわり、もだま、皆煮てさめを去り、また熱湯をかけて、さしみとして、すみそにて食す。凡ふかさめの類は、皆胎中より魚のかたち有。○あうせ、海魚也。是又ふかの類也。其形こちに似て短く、頭大にしてかど有。其大なるは二尺許。身の色灰色と黒と交りて斑也。さめ有。其形見にくし。此魚極て性強くして死がたし。若皮をはぎ、竹木に懸け置ば、數日猶動搖す。切て後其肉活てうごく、調食する法、ふかに同じ。さしみとして食す。味甚美也。海水をはなれて日、久しけれ共死なず。

【比目魚（かれひ）】　性味よし。小なるを木葉かれひと云。比目魚の別種に、鞋底魚（くつぞこ）有。味おとれり。

【目張（めばる）】　赤黑二種有。味よし。又別に、がうざうと云有。めばるより口狹くして色黑し。味目張に及ばず。

【鱵（さより）】　二種あり。一種は、ゑいらくと云。骨青し。毒有と云。つねのさよりは性あしからず、病人に妨なし。

【いさき】　其形めばるに似て、首小也。長一尺許。色淡黑（うす）し。敗（やぶ）れやすし。

【文鰩魚】五月多く取る。性あしからず。右の外海魚多し。あげて記しがたし。

○介　類

【鰒】國中島々海濱、或は山の出崎の海中など、すべて海中に石岩多きあら磯に産す。凡國中潛女の居所八箇所有。鐘崎、大島、波津浦、弘浦也。此所の海邊には、皆女人かづきをなし、鰒をとり、熨斗鰒を切り、榮螺、海夫人をとりて家業とす。此内鐘崎の潛女尤その事勝れたり。世人鐘崎の石決明味まされりといへ共、是を味ひこゝろむるに、異なる事なし。但鰒を取て籠に入、久しく海底にいけおけば、味やゝおとれりと云。雄貝雌貝有。雌貝尤味よし。

【製鰒】蜑人鰒を取りて、横に切てほす。是を切のしとも稱す。又火打に似たる故、ひうちのし共稱す。鰒を切まはし、長くしてほしたるを長のしと云。蜑人等國中にて是を製するのみに非ず。長門、石見、隱岐、對馬抔に行て鰒を取り、是を製して大坂にうる。鐘崎にて製するのしをば、毎年七月、江戸に獻せらる。又丸のし有。凡京、江戸、大坂其外諸國へ出るのし鮑、當國の海人の製する處多しといふ。

【野北大蛤】志摩郡野北浦にあり。四足のほこを、竿の長四尋許のなるに挾て、是を以舟の上より突はさみ取る。其蛤は殼の色白く厚し、其味尤美也。蛤の海中にあるは、口を上にして側てり。其ある所は斧にて地を切たるごとく形有。是をいきりと云。海人其所を見てつき取る。潮干ても海水四尋許深き所に在。又遠賀郡初浦にあるといへ共、野北の産に及ばずして且少し。此故國人たゞ野北蛤と稱す。此蛤他邦に無しと云。但長州筋の濱に産するもの是に似たり。

【蟶】所々海斥に在り。宗像郡福間浦に大なる蟶有。其からの長さ七八寸、肉も甚大也。

【馬刀】からす貝とも云。河溝の泥中に生す。色黑し。其大さ二三寸有。燒て食す。又殼共に黑燒にして、香油に和し、小兒の白禿瘡を治す。近江に産するは甚大也。蚌なり。是もからす貝と云。長七八

寸有。又どぶ貝とも云。此國にも、どぶ貝稀に在。沼深き所に在。

【榮螺】海邊所々に多し。

【寄居蟲】又やどかりと云。になのからに宿をかる故也。その形くもの如く、又蟹に似たり。斥地に多し。醢にして食す。

【蜆】所々河海の間、砂中に在。宗像郡江口川の産、大にして味も亦美也。勢田のしゞみにもおどらざるべし。

【螂蜆】魁蛤に似たり。味は魁蛤におとれり。

【たひらぎ】稀也。今津、殘島に產す。其外にも稀に在り。

【うつら貝】遠賀郡初浦の海中、四尋許ある所に在。其大さ拳のごとし。色白し。味淡し。

【鱟】海邊所々に在。其甲の大さ方尺餘有。足は腹の下に在て、蟹の足に似たり。雌は雄を負うて海に入る。此物他邦にまれ也。異物也。殼は舟の水を汲む物とす。尾は燈心の杖とす。肉は不レ食。

【うつせ貝】簑宇浦のうつせ貝、古歌にもよめり。然れ共是貝のからにして、貝の名にはあらず。

【淡菜】いがいと云。淡菜を、みるくひと訓ずるは非也。志賀島・殘島、玄界島等に多し。其外所々に在り。蜑人海に入て是を取事、鮑をかづくがごとし。其味美也。性も亦よし。本草に見えたり。又ほしても用ゆ。

【海贏】其肉を食す。其ふたは甲香と云。あはせ香に用ゆ。

【蠣】所々海濱に多し。殊に箱崎の海濱に多し。海邊の石に付きて生ず。からを打くだきて、其肉を取る。冬の初より春の末迄、毎日取て販ぐ。江戶の產の大なるに不レ及といへども、味は勝れり。志摩郡唐泊の海中大蠣有。大辛螺の大さ程有。おきかきと云 味は小なるに不及。

【辛螺】大なる有。赤き有。からに鹽を入、燒て齒

の薬とす。小にしてからき有。
【甲貝】にしに似たり。長し。
【光螺】所々海濱に在り。
【海膽】所々の島に生ず。三月初より是を取る。其殻を去、肉を取、鹽を加へて醢とす。其味甜美也。志摩郡姫島にて製する物は尤上品也。玄界島の産是につぐ。其他の島にも取といへ共、兩所の産に及ばず。凡魚醢、鱁鮧の類、其味是に及ぶ物なし。甚佳賞とす。但し梅雨をへては味變す。又變ぜざるも有。
【海燕】海中に多し。食品とするにたらず。其色形人巧にてなせるがごとし。奇物也。
【蛾】海岩に付て生ず。小なる介蟲なり。ふたなし。鰒の石につけるごとし。醢となしてよし。宗像の奥津島に多し。大なる有。
【魁蛤】まれにあり。
【石蜐】海岸の石に付て、恰も椎の實の枝に在がごとし。煮て皮をさり、肉を取て食す。

【擁劒】海河の蟹の内、此物食品としてよし。一ケ月の内、上旬下旬は肉多し。中旬は肉少し。
【つがに】所々の山川にて是を取る。八九月は水に順て下る。陰氣に感ずれば也。此時谷川には筍を用て取る。夜中に多く其筍中に入る。大にして擁劒に似たり。此蟹山間に生じ。秋海に入て死す。重て上らず。鱗の生死の如し。賤民は是を取り、米糀にかてゝつき合せ、煮て食ふ。此外蟹猶多し。つま白、谷蟹、田打蟹など、皆食品に非ず。蟹の性よからず。
【石わり貝】石の中に在。わりて取る。他國に稀也と云。
【老海參】宗像大島にて多く是を取る。其形丸し。上に甲有を、石にてすりされば、其肉色赤し。國君より毎年獵月是を江戸へ獻じ給ふ。味よからずといへども、珍奇也。漢名不詳。
右の外貝の類猶多し。

○蟲　類

【蝙蝠】　岩穴の内に多し。夏の夜は出て蚊を食す。就中下座郡矢の篭竹村の大穴の内に甚多し。

【螢】　何國にも有。就中宰府の思川の螢は、古歌にもよめり。其螢大也。蘆城川、秋月の夫婦石川、糟屋郡香椎川、宇美川など其外所々に多し。糟屋川、猪野、山田の谷中に甚多し。五月の節前後十日許の間多し。曇りたる夜尤多し。大雨降ばまれに出づ。初昏より初夜迄多く飛ぶ。初夜より後はすくなし。

【金龜子】【かぶと蟲】　皆山中に在り。

【蟬】　類多し。茅蜩も此類也。

【まつ蟲】【鈴蟲】【蟋蟀】　などまたおほし。皆秋の節に入てなく。

凡蟲類甚多し。ことごとく記しがたし。

筑前國續風土記卷之二十九終

筑前國續風土記　卷之三十目錄

土産考　下

筑前國續風土記 卷之三十

貝原篤信 選定
貝原好古 編錄
竹田定直 校正

土產考 下

○穀類

【稻】筑紫米、いにしへより名產とす。就中肥後、筑前の米を佳品とす。飯として香甜なり。酒に釀して味あつし。國中最、上座、夜須を佳品とす。凡稻の品類甚多し。各名有。集てかぞへ難し。○香稻二種有。味も香もよし。補益の性あり。地をゑらび、且取實すくなきとて、農人多く作らず。中華の書にも如此いへり。

【早米】國中いづくにもあり。未熟なるをいり、おしひらめて果とす。性あしゝ。病人食ふべからず。凡早稻は性つよくして、病人にいむ。志摩郡波多江村より、每年六月に新米を國君に、献ず。長政公始て福岡の城を築き給ふ時、波多江の山伏一人土功をよくつとむ。長政公是をめぐみ給ふ。其年より彼山伏、其めぐみを感じて、早米をはやく作り出して献ず。その後年々例となりて、彼山伏の子孫今に每年六月早米をさゝぐ。早米をうふる田地は宅中にあり。臘月或は正月初より種子を水にひたす。苗をうふる事早し。きじの尾と云稻なり。國君是を感賞して、每年八木を賜はる。

【秈】太唐米と云。土民はたうぼしといふ。近世異國より渡る。米の色赤く、粒小くして諸稻に異なり。味淡しといへども、性よし。積滯ある病人用てよし。藥を丸する糊とす。又こがしとす。饘にかへば、よく卵を產す。もみ共にたくはへおけば、十年二十年も久しきに堪て、そこねず。此稻とり實多く、飯多く、早くみのりて民用に利有。色白きあり。味おとれり。

【占城米】陸田にうふ。粒大なり。
【粱】大小品類多し。上座下座郡に多く作る。民の粮として、利用すぐれたり。
【大豆】稻につぎて多く作る。秋大豆、夏大豆、黒大豆、其外品多し。夏大豆は早くみのり、舊穀すでにつきて、新穀いまだみのらざる時、民用を助く。
【蠶豆】日かげ、木の下、下田、瘠土に作りても、よく榮えよくみのる。其實なりてそらに向ふ。故にそら豆と名づく。大和國に多くうへて、朝夕なら茶に加へて食す。飢を助けて、民用に利あり。其實大小あり。大なるをよしとす。
【眉兒豆】篇豆の類也。莢ともに食す。近年異國より來る。
【穭豆】野豆なり。つるあり。
【豇豆】垣に蔓を引て、其莢白紫有。白くして緣紫なるあり。何もさや長し。又蔓なくして、圃にうふるあり。其實、黒、白、赤三種あり。蔓あるも、なきも、いづれも性よし。本草にのせたり。蔓なき豇豆、小環豇豆あり。莢の形まがりて、環のごとし。味は常の豇豆に同じ。又近年ゐんげんさゝげ有。もろこしより來る。ひらくして實白し。早くみのる故、一年に二度みのる。

黍稷　蜀黍　玉蜀黍　稗子　胡麻白黒　赤小豆　大麥品類多し。　小麥　扁豆　刀豆　豌豆　白豆　菉豆　蕎麥等品類多し。

○菜　蔬　類

【牛蒡】遠賀郡高井村に產するを好品とす。同郡底井野の近邑なる故、底井野牛蒡と稱す。國君より每年江戶に献ぜらる。筑後の北野牛蒡に似たり。又下座郡長田村に產する牛蒡味美也。那珂郡山田村、怡土郡井原村の產亦よし。
【苦薁】薯蕷に似て甚大なり。世俗あやまりて何首烏と稱す。非なり。何首烏は近年異國より來る。別の物なり。
【油菜】國中處々に多くうふ。就中上座下座に多し。其實を取て商ものとし、博多の町にて油を搾り、又

大坂に上せひさぐ。

【菘】京菜と云。其類多し。根、葉、莖皆食す。夏菘あり。

【蘿蔔】大根の類多し。三月大根、糯大根、赤大根、伊吹大根など有。地によりて味厚薄あり。近年、又、春大根、夏大根多し。秋冬の産尤よし。

【水蘿蔔】平原の圃に自然に生ず。甚多し。春初とりて其根を鹽につけ、葅となして食すれば、からくして味よし。蒸て食し、煮て食すれば、和にして味よし。又大なるをほしてもよし。

【胡蘿蔔】根に黄白二色あり。黄を良とす。性よし。乾ても食べし。葉も亦食す。又野胡蘿蔔あり。味おとれり。

【芹】處々に多し。就中下座郡德淵、穂波郡柳橋、志摩郡櫻井村の產味尤よし。又柳芹あり。尤よし。山芹あり。つれ〇芹にかはれり。味似たり。

【蕪】京菜に似て異種なり。すはり蕪甚大なり。怡土、志摩郡に多し。べにかぶも怡土郡に多し。

【壺盧】ゆふがほ、ふくべ、ひさご、百なり、千なり、長ゆふがほなど、其品多し。

【薯蕷】山中處々にあり。深山より出るもの尤長大なり。ほして山藥とするによし。畿内、江戸には圃に作る。山にあるを自然生と云。尤賞翫す。又つくねいも、うぢいもなどいふものあり。食して味よし。圃に作るべし。

【胡荽】臭あしゝ。然どもよく物の惡臭を去る。臭あしくして、よく惡臭を去る。めづらし。小兒の痘瘡の邪氣にふれて色あしきに、此煎湯を身にぬり、壁にそゝぐ。魚鳥の料理にも用ゆ。唐人多く用ゆ。八月にうふ。

【草石蠶】日蔭、木の下にもよく繁昌す。食すべし。又飢をたすく。甘露子とも名づく。毒なし。

【葱】ひともじ、本名はき也。和訓一字なる故に、ひともじとも云。其類多し。大葱有。小葱あり。小

葱にもかりぎ、わけぎあり。わけぎは冬葱なり。かりぎは夏葱なり。又あさつき有。是尤小葱なり。

【南瓜】九月に至りて熟す。若きは味よからず。老たるがよし。春まで久きに堪ふ。性よく、味よし。猪肉と同じく、食してよしと、本草等の書に見えたり。唐人はこのんで食す。此物、昔は日本になし。寛永の初に、唐土より來る。又南京南瓜あり。南瓜の類也。瓠あり。味似たり。南瓜に紅青あり。青きが味尤良。

【藜】若き時葉を菜とす。老大なる莖を杖とす。唐の書に、杖レ藜といへり。

【地膚】枝しげきを帚とす。葉は菜とし食す。干してもよし。莖は杖とす。又南蠻帚あり。枝葉多くして、うるはしといへども、莖よわくして、帚にすれば折やすし。

【黄爪菜】春月、水田の中に生ず。つみて、飯の上にてむして、飯にまぜて食す。味よし。

【蓼】大小數種あり。大にして葉ちゞめるは、彦たでと云。彦山に多し。鹽につけてよし。唐たでは葉の色紫にして大なり。小蓼より辛きことうすくして、かへつて味よし。

【芋】處々に多し。濕をこのむ。數種有。青芋、黒芋、つるの子あり。つるの子に二種有。大つる、小つると云。大つる尤よし。山圃に多くうえて、飢を助く。民用に利有。野芋は毒あり、食ふべからず。圃にうへても、三年になれば毒あり。水邊に生ずるにも、野芋あり。食ふべからず。

【白芋】其莖白く大にして、食すべし。市に多くうる。熱湯につけて後は乾ても食す。味よし。其根は甚寒氣をおそる。

【大芋】上座郡より出。甚大なり。根の味よし。ほら芋と云。法螺貝に似たる故なり。莖葉赤芋に似たり。莖も食す。

【赤芋】處々にあり。其莖赤く大なり。食するに堪

たり。市に多くうる。其根の味亦よし。常の芋より子すくなし。

【栗芋】其葉蓮葉に似、其根の形も、味も栗に似たり。味よし。生にて食へども、ゑぐからず。山中濕地に宜し。

【蕃椒】其品近年多し。此物性熱なり。辛く烈といへども、宿食を消し、胃口をひらき、魚毒をころし、心腹寒痛をとゞめ、下血を治し、冷積結癖をやぶる。其功亦多し。然ども氣を上せ、熱を助け、氣血をへらす。不レ可二多食一。諸本草には見えず。時珍食物本草注、遵生八牋、唐詩畫譜等近年わたる書に出たり。秀吉公朝鮮をうたれし時、彼國より來る。故に高麗胡椒といふ。

【茼蒿】菜として食す。味よく、性も亦よし。花また頗見つべし。

【土團兒】蔓草なり。三葉あり。山中處々にあり。根圓にして線ありて、多くつらなれり。一根をほる時は、土中をたづねて、數顆を得。甘くして美なり。土民鐵器をいむよしいへり。

【莧】白莧あり。赤莧あり。まだら莧あり。白莧を上品とす。旱歲に尤滋生す。

【藤夫參】處々深山に多し。其實の形二あり。一はひらく、一は長し。ひらきは殊に食すべし。ひらきにさねなし。一物にして、實の形二ある物珍し。

【萵苣】白萵苣あり。赤萵苣あり。長ちさ有。清絲にして葉大なるに、五六月まで久しくさかふるあり。味尤よし。赤きは毒あり。又紅毛ちさあり。

【獨活】畿內にてうどゝ云。此國人はしかと云。只少なるめだちをうどゝ云。處々山中に生ず。其苗初て生ずる時尤賞す。莖長きもよし。また煮て切ほして食す。味よし。其根を煮て食し、ほして食す。あへ物として、味ことによし。性も亦惡からず。

【蕨】處々の山に生ず。殘島に殊に多し。苗の莖、生なるは性あしく。干たるは生よりよし。秋月邑より出る物、大にして味よし。凶年には、春、其根を

ほり、粉をとりて食にあつ。性はあしゝ。貧民春は家をいで、山中に入て假屋を作り、一月許わらび葛根をほり、餅となして食し、飢を助く。民の飢を救ふには、葛よりまさる。又糊として、器をはるによし。

【薇】深山幽谷の內、處々にあり。わらびに似て、甚大なり。芒ありて味苦し。煮て食す。又ほして食す。尤よし。

【紫萁】わかきを取て食す。或鹽につけ、又ゆびきて、ほしてよし。其根をたゝき水飛する事、葛わらびの粉の如にす。わらびの粉に、味も性も増れり。

【絲瓜】若き時菜とす。性あしからず。老たるは浴巾とす。又なべ釜器を洗ふによし。

【鷄腸草】春月生ず。食すべし。

【苦菜】冬春生長ず食すべし。毒なし。然れども今食する人まれなり。月令に記せし苦菜是なり。

薤　甜菜　野蜀葵　薺　繁縷　蒲公英　馬齒莧

慈姑　烏芋　菠薐　水萵苣　萍蓬草

右の外猶菜類多し。あげて記し難し。

○藥品類

【鶴虱】天名精とも云。葉は腫物を治し、折傷をいやす。妙藥なり。見知ておくべし。野にも、林中にも多き物なり。たばこの葉に似たり。其實はくさし。藥とす。

【紅花】上座、下座、鞍手郡の境畠等に、多く作て利とす。藥とし、紅粉とし、染色とし、其苗若き時は食す。味よし。實は油とす。其用多し。麝香をいむ。べに染の衣服に、麝の氣ふるれば色かはる。

【茯苓】處々山中より出。秋月の奥江川に多し。白茯苓、堅くして、純白なるを良とす。又茯神あり。

【蓮肉】蓮は處々の池にあり。紅有。白あり。一處にうゝれば、白きは枯る。多くうふれば、民用に利あり。蓮根は鐵器をいむ。根、葉、花、實、蕋皆用ふ。蓮蕋は花のしべなり。藥とす。近年唐蓮を多

くうゝ。其品亦多し。

【芡實】處々の池に生ず。鞍手郡植木村の池に尤多し。おにはすと云。實は藥に用ゆ。性よし。又紛となして食す。其實の苞の形、鷄の頭に似たり。故に鷄頭實と云。

【沙參】處々に多し。葉は杏葉、又は桔梗に似たり。俗にとゝきと稱す。其花小にして、すゞの如し。延喜式太宰府貢物に人參を載たり。然ども今は人參なし。凡延喜式にしるす所の貢藥は、多くは和藥ならん。然らば人參といへるは、沙參なるべし。本草を按ずるに、張潔、古は沙參を以て人參にかへ用ゆ。證類本草に、徐州人參とあるは、沙參なり。是中華にも、沙參を人參と稱す。然ば延喜式に載る所の人參は、倭の沙參なるべきか。凡日本には人參にかへ用る物多し。沙參、羊乳根、萎蕤の外はいづれも宜からず。用ゆべからず。ふし人參と云物、此國にも處々多し。味苦くして、性あしゝ。是を用ゆべからず。（近年上方にはやる人參と云物あり。遠賀郡白島にあり。木防風也。人參として用ゆべからず。性あしゝ。）

【羊乳根】是も沙參の別種にて、性も同じ。人參にかへ用ゆべし。處々の山中にあり。蔓人參と云。其花沙參より大にして、つりがねに似たり。故に又つりがね人參とも云。本草綱目沙參の條下に見えたり。其蔓紫色にして三葉あり。其ある處、人の手ふれざれども、其香まぎれなし。まことに藥草と云べし。怡土郡瑞梅寺山に產するは、其根まるし。里にうふれば枯やすし。

【薏苡仁】藥とし食とす。粥にして食す。葉は茶に加へ煎す。香も性もよし。むねを開き、食をすゝむ。又粒大なるあり。藥とするに堪ず。民俗つらぬきて數珠とす。

【常山】本草を考ふるに、二種あり。一種はくさぎと云。樹大なり。其葉をほして、賤民是をあつ物とし、あへ物として食す。性よからず。一種は茶の葉に似たり。小木なり。くさし。此一種常山、此地稀

也。住吉村邊にあり。二種ともに藥に用ゆ。
【前胡】　野だけと云。山に多し。
【龍膽草】　處々山野にこれあり。秋、瑠璃色の花さく。花もみつべし。りんだうと云。
【牽牛子】　花青、白、紺、赤色々有。其實黑、白有。藥とす。又油とす。一種小あさがほあり。
【蔓荊子】　志摩郡など所々海邊に多し。
【海金沙】　村野に多し。蔓草なり。
【天南星】　二種あり。一種は莖斑にして、蒟蒻のごとし。一種は芋の葉の光の如し。三にわかる。赤き實有。二種共に用ゆ。冬春の初根を取。毒有。共に林中に在。
【萆麻子】　藥とし、油とす。民用に益あり。毒有。不可食。
【栝樓】　根も核も藥に用ゆ。實の若き時、鹽漬とす。瓜のごとし。核は栝樓仁なり。根をたゝきたる汁、水飛して天花粉とす。餅とし、食して饑饉を助く。

二種あり。一種牛ごうりと云は、性あしく用ゆべからず。玉づさは又別なり。王瓜と云。
【枸杞】　から日本二種あり。性すぐれたり。實は藥とす。葉はほしても食す。又茶とす。唐くこ尤よし。和枸杞もからにあり。本草に見えたり。枸杞の皮、地骨皮と云藥なり。
【五加木】　根の皮を藥とす。五加皮と云。葉は食す。苦し。性よし。ほしても食す。又茶とす。味甘きもあり。ひめうこきと云。鬼うこきあり。葉大なり。五加皮酒、中風によし。
【防己】　つゞらに作り、かづらとし、繩のごとくに用ふ。民用を助く。山中に多し。
【冬葵】　小あふひと云。其根は藥に用ゆ。花はよからず。又錦葵あり。花紅紫にしてよし。是は藥に用ひず。
【艾葉】　處々田野に多し。就中竈門山に產するをよしとす。伊吹山の產に似て長大なり。凡もぐさは、

若き時とるを良とす、と醫書に見えたり。三月三日、尤よし。五月五日にもとるべし。

右の外　當歸　川芎　藁本　地黄　麥門冬　天門冬　山梔子　紫蘇　葛根　荊芥　細辛　香附子　香薷　白扁豆　木通　車前子　玄參　苦參　菖蒲　栢子　茴香　白芥子　商陸　瞿麥　金銀花　白芨　茵陳　紫菀　金佛草　桑白皮　木賊　決明子　益母草　澤蘭　黄精　牛膝等の藥種、みな當國にあり。悉く擧がたし。

○果蓏類

【棗】　長きとまるきと二種あり。大なるを藥に用ゆ。熟したる時取て、日によく干て後、むして干べし。後にもをり／＼日に干べし。然らざれば蟲食ふ。熟せざれば性惡し。朝鮮棗は、實大にして茶を入る漆器に似たり。故に其器をなつめといふ。形似たれば也。紹鷗利休等が作る物には、なつめ形といへり。後人は略して只なつめと云。朝鮮棗、今此地にも種を傳へてうふ。

【銀杏】　上座郡に多し。雄木には實ならず。三角なる實をうふれば雄木となる。うふべからず。小兒に食はしむべからず。飢人是を糧として多く食へば、腹はりて死す。性よからず。

【柿】　種類甚多し。擧てかぞへ難し。其木沙土に宜しからず。赤土に宜し。殊にこねりは沙土にあしゝ。こねりを又大和柿とも御所柿とも云。大和の御所と云所の産、味よくして多く出る故に名づく。京都にてはこねりと云。大和柿御所柿とはいはず。秋月山中に産するこねりは、其味畿内の産に近し。木ざはし柿處々に多し。此國にては木ざはしを木ねりと云。色々あり。形も色々、味もかはれり。又秋月に小谷柿とて長き柿あり。甘ほしにして味甚美なり。

【梨】（こなしにこの一種）　其品多し。消梨、雪梨など云もあり。山中に宜からず。早良郡片江村神松寺より出る梨、其味尤よし。故に其梨の名をも神松寺と號し、上品とす。

【大栗】所々にあり。赤土に宜し。砂地に宜しからす。

【杭栗】又しば栗と云。小栗なり。山野に甚多し。貧民是を用て、飯にかへて食を助く。春初野山をやく時、其柴もえつきて、やがて若はえ生じ、夏長じ秋實のる。毎年かくのごとし。

【懸鈎子】山中所々に多し。四月に實熟す。

【覆盆子】草いちご是也。此國にては、くはんすいちごと云。實大にして、甚あまし。性よし。

【蓬蘽】冬いちごとも云。葉大なり。

【蒔田藨】田野に在。蔓有。五月の頃實のる。性よからず。小兒好んで食す。

【唐苺】葉も實も大なり。味淡し。實の色黄なり。園裏にうふ。山野にはなし。異邦より近代來れるなるべし。

【楊梅】國中所々に多し。糟屋郡左谷村の枝村、梅が浦と云所にある一株大木也。其木の本めぐり一丈五尺有て、四方に扶疎たり。其實の大なる事、梅のごとし。味甚甘美なり。

【榲桲】實は梨のごとし。味すし。花なし。榲桲をまるめると訓ずるは誤なり。

【吉利子樹】冬月花開け、三月に實熟す。食ふべし。百果のさきがけ也。臼の木といふ。伊賀にてはこしきぐみと云。

【椎】所々の山に多し。長きとまるきと二種有。性あしゝ。

【櫻桃】花も實も、小にして愛すべし。四月に熟す。百果の先がけ也。枇杷より早く熟す。性は悪し。山櫻桃有。には梅と云。

【山梨】秋月にあり。大なるかづら也。其實梨に似たり。是獼猴桃なり。本草に出たり。

【山椒】所々山中にあり。其皮もきざみて食す。但皮をはげば木かる。朝倉山椒有。又冬山椒あり。葉大にして冬かれず。實は常の山椒に同じ。犬山椒あ

り。食すべからず。
【茱萸】三種あり。名は、しろぐみ、ひぐみ、いひぐみと云。
蜜橘　柑　橙　金橘　柚　包橘　花柚　佛手柑
此類、皆國中所々に多し。就中蜜橘は、怡土郡淀川村に產するをよしとす。是を淀川蜜橘と云。同郡井原村に多し。是又好品なり。又志摩郡御床村に大なる橘樹あり。其樹の枝葉の及ぶ所、東西七間二尺、南北八間二尺有。又博多に多し。案ずるに、三代實錄仁和三年正月二十九日の條下に云、太宰府より小柑子を例貢す。十一月三十日以前を以て、貢進の期とす。是よりさき、期限をたてず。故に今これを定むとあり。然れば古もこの國より、小柑を獻せしにや。凡橘柑の類、甚寒氣をおそる。故に朝鮮に生せず。又京都及北陸道、信濃、上野、下野などの寒國にはこれなし。但柚のみ生ず。此國の中にも、上座郡の山中、其外所々山中寒谷にはこれなし。植れ共榮えず。後には枯る。柚は此國の山中にも宜し。土地の宜かはれる事、かくのごとし。又朱欒あり色々に品多し。夏蜜橘有。橙に二種有。だい〳〵あり。かぶす有。かぶすは蔕のだいなし。
【胡桃】あり。
【榛子】直方にあり。
【葡萄】處々にあり。多からず。

○衆草類

【鼠麴草】民俗に上臈ぶつと云。此地の土民、艾をふつと云。黄花ひらく。春其葉をとりて、もちにつきまぜて食す。よもぎにまされり。むかしは、三月三日の餅にも、是を用ひしよし、古き書にあり。性もよし。
【薊】小あざみ、あへ物として食す。味よし。鬼あざみあり。又さは薊有。食すべし。小也。
【吉祥草】和俗觀音草と云。大葉、麥門冬に似たり。
【羅摩】其葉を食す。味よし。性甚よし。其生葉を

もみて、手にぬれば、惡臭をさる。干してたけば、蠅などの惡氣をさる。實は小兒食す。此地にてはがぶなと云。

【莕菜】所々の池に生ず。蓴と一類にてかはれり。葉のわれたるは莕なり。花黃なり。

【睡蓮】葉は莕葉に似たり。花は白き八重にして、蓮のごとし。日中に花をひらきて、水上にうかび、未の時よりは、花ねぶりて水中に入故に、睡蓮と云。處々池に多し。

【蓴菜】所々の池に生ず。食すべし。葉まるく、少長く、莖は氷のごとくなる物あり。鹽につけ置て食するもよし。性よからず。冷也。

【青蒿】秋まで色青し。香よし。神麯に用ゆ。

【黃花蒿】青蒿に似たり。あやまつて是を青蒿としやすし。辨すべし。

【烟草】烟草は人家常用の物なれば、作る所多し。就中遠賀郡內浦村に作るをよしとす。內浦烟草と云。

【覇王樹】京都にてはいろへろと云。葉もなく、實もなし。異物なり。寒をおそる。

【濱木綿】はま芭蕉と云物也。二種あり。宗像、志摩の海邊に多し。おもとに似たり。三熊野の浦のはまゆふ百重なると、人丸の歌にもよめり。百重なるとは、莖の皮幾重にもかさなれるものなれば也。

【虎杖】大なるを杖とす。わかき時、小兒食す。

【珊瑚】葉は蜜橘に似て莖長き事二尺餘、秋冬赤き實なるうるはし。日をおそる。日陰にうゝべし。山林の中にあり。

【だんちく】海邊に多し。薪とし、垣とし、杖とす。筍は惡瘡を治す。他藥を加へ用ゆ。甚妙藥也。生なるはわりて魚をあぶる架とす。やけず。鐵橋に同じ。

【落葵】若き時、煮て食す。實紫色なり。

【鳫足】深山の中にあり。鳳尾蕉に似たり。好事の者、是を立花の具とし、床頭の珍とす。

【白屈菜】其葉よく腫物を消す。花黃なり。

【知風草ちからくさ】所々にあり。芒すゝきに似たり。此草の莖に節ふしあれば、其年必大風吹く。本にあれば春ふく。中にあれば夏ふく。其次の中にあれば、秋ふく。最末にあれば、冬大風ふく。一所に二あれば、二度ふく。此事唐の書にも多く出づ。日本の俗にも又稱す。

【蘭草】野にあり。ふぢばかまと云。是眞蘭なり。いにしへ蘭といへるは是なり。澤蘭に似たり。醫方には用ひずといへ共、性よし。

【茜草】穂波郡鑑木山、飯塚、上座郡山中、其外所所にあり。

【蒴藋くさたづ】處々にあり。馬にかへば馬の病を治す。接骨木たづの葉に能似たる故に名づく。

【萆薢ところ】所々の山中に多し。就中夜須郡秋月の邑に産するもの、大にして味よし。又きところ有。食するに堪へず。

【雲實じやけついばら】毒あり。處々にあり。葉はさいかしの如く、蔓を引て木のごとし。其花口に近くべからず。

【格注草しだ】毒あり。山中に所々に多し。かりて垣とす。わらすゝきより久に堪ふ。正月に、是を以て歳首を祝す。もろむきと云。

【王瓜たまづさ】根を用て粉とし、餅とす。飢を助く。天花粉のごとし。實は瓜に似て紅なり。さねは藥とす。藥には用ひず。是を括樓仁に稱するものあり。あやまり也。

【蕺菜どくだみ】俗には毒のよしいへ共、本草には菜類に入たり。駿河、甲斐國、山中の村民は、根を取、飯の上にてむして、朝夕食す。味甘し。又十藥と云。

【羊蹄根しのね】腫をいやし、疥癬を治す。一種葉丸きあり。別に又酸模すいばと言物あり。賤民是を用て酢とし、なますを作る。

【蘡薁いぬゑひ】國俗からみと云。和名いぬゑひ、蒲萄に似たり。其實を取て酒に作れば、性よし。其葉をほして、もんでもくさとし、いぼ、あざ、ほくろなどに灸すればおつる。

【蒲】塘に多し。莖をとりて席とし、垣とす。花は蒲黄なり。藥とす。

【卷栢】所々山中にあり。

【松蘿】さるをがせとも、ひかげのかづらとも云。蔓草也。

【苦瓜】つるあり。實の色は錦の如く、形は瓜の如し。荔枝に似たり。小兒食す。

【菱實】池の中に在。其實は煮て食す。又粉として餅とす。飢を助く。性は不好。

【松房】山中に生ず。蔓なり、木の如し。楊枝とす。齒の藥なりと云。唐の書にていまだ見ず。松氣あり。

【風蘭】山中にまれにあり。

蓍　菝葜　芭蕉　鱧腸草　龍葵　鼠尾草　酸漿草　石長生　虎耳草　蕁麻毒草也　曼陀羅花　石龍芮　毛茛毒有　獨頭蘭　貓草　鷄腿草

此外雜草國中に多し。擧て記し難し。又無名の野草多く、見しりたる草はまれなり。

○諸竹類

【竹】眞竹はからの書に苦竹と云。皮まだらなり。白竹は淡竹といふ。淡紫也。白竹の筍味尤よし。眞竹の筍より早し。大竹は苦竹の大なるなり。大竹は各郡に在といへども、上座郡山中に産するは尤大なり。小竹は又女竹と云。何の所にも多し。筍苦し。白竹、紫竹、斑竹、矢篦竹、大名竹、孟宗竹あり、南京竹、きん竹、此二種は垣とすべし。筎子は竹の實なり。近年南京竹、異國より來る。是義竹なるべきか。筍は食するに堪へず。○凡筍を食するに、取たる日、食ふによし。若は翌朝食すべし。日をふれば味おとる。筍を煮るに、他の物をまじえず、一種を煮るべしと唐の書にかけり○又胡麻、生薑、竹の子の毒をけす。竹やぶに胡麻かすをすつれば、來年竹の子を生ぜすとからの書にいふ。

○群花類

【牡丹】福岡士大夫、及福岡傳多の富人の家、花師

の園、寺院の庭にある所の牡丹、好品甚多し。此國の土地牡丹に宜しき故にや、諸州に勝れて好品多し。好事の家には、年々實を種て異品を生ず。當時天下に牡丹を賞翫甚盛なる故に、諸州に是を愛す。就中好花あるは、筑前を第一とす。白を最上とし、紅是についで好品なり。紅白の中亦品類多し。紅白の外雜色甚多くして幾程といふ事をしらず。其實紅白におとれり。

【芍藥】是又佳品多し。凡芍藥は藝州廣島を天下第一とせしか共、今は此國の芍藥まされりと云。

【菊】是又佳品甚多し。其上品は五菊、七菊など云、て其品頗有。博多はいにしへ、唐船の着し所なる故唐より初て此地に來りし故にや、古歌にも菊を博多にて讀り。然れば博多は菊の名所とすべし。博多獨毛と稱する名菊は、諸國にも賞す。

【蘭】好事の家に多くうふ。數種あり。場師是を植て賣る者あり。

【梅】白梅、紅梅、一重、八重、諸品甚多し。城下に數十種あり。肥後梅と稱するは其花實大なり。又豐後梅といふも同じ。是亦多し。又消梅あり花も實も小し。聖福寺、大乘寺、箱崎赤幡坊の紅梅皆其木大なる事類すくなし。其花盛なる時は美觀をきはむ。近年中華より綠萼梅渡り、此國にもあり。是梅の上品なり。

【櫻】八重櫻、品類甚多し。城下士人の宅、處々にあり。山櫻は處々山林に多し。

【彼岸櫻】櫻花より十日先だちて花開く。熊谷櫻あり。小木に八重の花さく。櫻より早し。

【絲櫻】城下士人の宅、往々多し。箱崎妙德寺のいと櫻其木尤大なり。彼岸櫻と一類也。彼岸櫻の臺につげて生長しやすし。海棠の類にはあらざれども、もろこしにいはゆる、垂絲海棠といふ物、是なるにや。

【桃】紅桃、白桃、金銀桃、垂絲桃、緋桃、八重桃など品多し。油桃といふ物あり。其實つばきに似たり。一作桃あり。實をうへて當年花さく。年經て花

いよ〳〵多し。冬桃あり。十月に熟す。

【海棠】 眞海棠は、其實林檎(りんご)に似て小也。食すべし。花尤よし。からかいだうと云。からより渡れる木なり。南京と浙江(せつこう)との二種あり。山海棠は尤おとれり。是は本邦にもとより有。

【石楠花(しやくなげ)】 山中處々にあり。就中那珂郡南面里村の上の山に多し。黑赤土に宜し。沙地に宜しからず。里の砂地にうゝれば、枯やすし。

【庭櫻】 小木なり。山櫻桃の千葉也。實なし。花白くして、愛すべし。淡紅なるも有。いとよし。

【躑躅(つゝじ)】 大小霧島、其外紫つゝじ。黄白品類甚多し。山つゝじは山中處々に多し。紅あり。紫あり。高山には二三間許の大木あり。又杜鵑花あり。躑躅と一類別種なり。躑躅花落ちて後さく故に、さつきつゝじといふ。亦品類多し。

【棣棠花(やまぶき)】 八重、一重あり。八重を良とす。又白きひとへあり。是も八重におとれり。鎌倉山吹と云あり。花大にしてよし。木も高し。又草山吹あり。花よし。

【水仙】 千葉あり。單葉あり。單葉を金盞銀臺といふ。是をよしとす。

【山茶(つばき)】 其花、紅白、單葉、千葉、八重あり。其品多くしてかぞへがたし。玉島つばき、南京つばき、此等常品にかはれり。山にあるは皆一重也。椿をつばきと訓ずるは、誤なり。

【茶梅花(さゞんくわ)】 花白し。又淡紅、深紅なるもあり。海紅と云。尤よし。十月より花咲て、二月におはる。花の間久し。

【迎春花】 小木なり。冬の末より黄花開く。土につかざるに根生ず。故に土につけば、早く生じやすし。

【瞿麥(せきちく)】 やまとなでしこは、山野に多し。大なり。紅白まじれり。又純紅なるもあり。からなでしこ、小にして夏秋色々の花咲く。又おらんだ石竹あり。洛陽花あり。とこなつの花と云も、石竹の事也。久しくある故なり。

【桔梗】處々山野に多し。藥とす。花は一重にして、瑠璃色也。園中にあるは青あり、白あり、八重あり。かさなれるあり。
【鐵線花】又風車あり。相似たり。
【芽子】冬春の間、かりて薪とす。又垣とすべし。民用に利あり。又宮城野萩あり。家園に植う。花尤美なり。
【えびね】黄白數種あり。園中にうゝ。秋月の山、遠賀郡手野村の山に、種々のゑびね多し。
【荼蘼花】俗いばらとも云。春の末に咲花なり。故に古詩に開到荼蘼花事了と作れり。
【鷄冠花】其品多し。南京鷄頭、錦鷄頭など云をよしとす。五月に咲ける花、十月末まで残る。凡花の久しくあるは、是を第一とすべし。百日紅、茶梅花など、久しく花有といへども、かはる〴〵咲つゞく。一花に久しからず。只鷄冠花のみ同じ花久しく撓ふ。
【百合】品類甚多し。花の美なる物多し。藥には、花白きを用ゆ。又おにゆりを巻丹と云。煮て食す。味よし。白花は味苦し。山丹あり。
【玫瑰花】此花うるはしくして、香甚よし。色紅なり。又白花あり。京都にては、まなすと云。赤き大栗ほどなる實あり。此地にて、はなたち花といふ。
【秋牡丹】葉は牡丹に似て、花は菜菊に似たり。近代異國より來れるにや、名付て唐菊又高麗菊と云。然ども山城攝津國の山に多し。然ば日本に古より有之。九月に菊に先だちて花さく。
【秋海棠】此花むかしは日本になし。正保年中、唐土より來る。和名なし。陰地を好み、日をおそる。實をまけば、翌年より花さく。
【臘梅】小木なり。葉は柿に似て高さ三四尺に過ず。一葉より叢生す。十二月に小なる黄花をひらく。其香蘭の如し。京、大坂にては、らんばいと云。花の形は見るにたへず。近年からよりわたる。根より小枝多く出るは、正月に切去べし。

【佛桑花】花牡丹の如く大なり。千葉也。いばらの類也。四月より咲て八月に終る。

【木芙蓉】紅白、單葉、千葉あり。秋花さく。蓮に似たり。

【熊谷】敦盛、兩種相似たり。山中にあり。奇花なり。里にうつれば枯る。

【薔薇】類多し。八重にして紅なる有。白きあり。淡紅あり。ひとへにして紅なるあり。四時花さく。ひとへにて白きあり。又月季花あり。毎月花さく。

【檀特花】葉は芭蕉に似たり。花紅なり。寒をおそる。五月より咲く。十月に至りて花あり。是亦久し。實は蓮肉の如し。美人蕉も此類なり。是は此地になし。檀特花は多し。

【玉簪花】毒あり。二種あり。一種は朝鮮ぎぼうしと云。葉大なり。一種は、さぎ草と云。花葉ともに小なり。

【白丁花】此地にて、ばんていし、京都にては白丁花と云。漢名しれず。四月に小花を開く。二種あり。一種は阿蘭陀白丁花といふ。

【下津毛】叢れる小樹なり。一窠より莖多く生ず。冬は皆かるべし。其新莖早く生ず。花に淡紅深紅有。尤よし。日光下津毛と云。盆にうつるもよし。根をわかつべし。さしてもつく。

【笑靨花】是亦一窠より多く叢生す。春小圓花ひらく。花多く重りて內くぼし。

【金絲梅】二月に花さく。山吹に似て、長き蘂あり。六月に葉莖ことごとくかれて、來春まで只根のみ土中にあり。花頗よし。

【金絲桃】葉は柳のごとく、末まろくして桃に似たり。花黃にして、蘂長し。五月に花ひらく。小樹なり。

【木槿】品類多し。其內好花あり。見るに堪たり。正月にさすべし。よく活く。あさがほと訓ず。萬葉によめり。

【山礬】正月に花さく。香あり。七里香といふ。小樹なり。湿をいむ。
【旋覆花】単葉あり。千葉あり。はびこりやすし。
【黄蜀葵】花よからず。紙をすくに、このねばりを用ゆ。とろゝと云。
【鐵色箭】夏水仙と云。花よからず。
右の外花草花木猶多し。あげて記しがたし。

○海藻類

【神馬藻】鹿角菜に似て長きちいさき實あり。其色うす黒し。甚うるはしき藻也。食すべし。但甘草を服する人は食すべからず。相反す。性はあしからず。古歌に、引津の邊なるなのりそとよめり。今も志摩郡の海濱に産す。老たるを、ほだはらと云。正月に春盤の上におく。なのりそと名けし意、日本紀にあり。本草には是を海藻と名づく、
【宗像苔】宗像郡地島に多し。其外大島、志賀、姫島にも生ず。紫菜の如く、長くして色黒き藻也。味甘し。是を取、鹽に醃し、或灰に和して、干貯て用ゆ。
【裙帯菜】大島、志賀島、大蛇島、其外島々、海濱に多し。就中地島、そねの瀬に産する物、殊に勝れたり。
【紫苔】所々の海濱にあり。味甘し。故にあまのりと云。出雲國十六島苔も是に相似たり。
【海蘿】所々の海濱の石に付て生ず。ちいさき時羹として食す。其味甘して脆し。是を小ぶのりと云。其大なるを水に洗ひ、日に干し、貯置て用ゆる時、煮て糊とす。其用多し。
【末滑海藻】大島に多く産す。故に俗に大島をば、かじめ大島と云。賤民是乾たるを刻みて、羹に入れ食す。甚ねばる。
【海蘊】島々海濱所々に多し。是春時に、藻の新に生ずる也。長じて藻となる。
【河苔】所々小流にあり。就中怡土郡高祖村の小川、井原村の松井川、嘉摩郡庄内川、早良郡飯盛川に多

し。海蘊に似て其色青く、絲をつがねたるがごとく、形うるはし。羮として其味又よし。但小瘡を發し、身を痒からしむ。病人食すべからず。此藻、北に向つて流るゝ川ならずば産せずと云。海藻に非ずといへども、藻類なればこゝに記す。

【石帆】志摩郡宗像郡の大島など處々にあり。黑黄赤三種あり。異物也。

海苔、海松、鷄冠苔、鹿尾菜。凝草、海髮・毒あり不可食・又一種うけうどゝ云物、此点なり。色紫なり。是亦毒あり　龍鬚菜、纓紐、おごのり、さめのり。

此外、海草甚多し。悉く記し難し。凡凶年に貧民海草を取て食とする事、野草より多し。

○樹　木　類

【新炭】國中薪をとる山は、あげてかぞへがたし。福岡博多に近くして持出てうるは、早良郡のおく、不篭、曲淵、脇山、内野、小笠木、怡土郡飯場、那珂郡岩戸の數村、糟屋郡篠栗、萩尾、久原、若杉、須恵、穂波郡八木山、内住等也。炭をやく所も亦多し。炭は鞍手郡犬鳴山より、近年多く出づ。秋月は薪炭殊に多し。江川より鍛冶炭多く出づ。

【材木】材木の多くして美なる事、上座郡佐田山を國中第一とす。次に鞍手郡犬鳴山、大賀畑山、穂波郡相田山、夜須郡秋月山、怡土郡高祖山、早良郡荒平山等也。近年は多くきりて、材木すくなし。

【松】國中の山野平原に多く松を産す。其中に松原と稱する所凡八所有。箱崎生の松原、早良郡百道松原、糟屋の地藏松原、花見の松原、那多の松原、那珂郡志賀の松原、遠賀郡岡の松原なり。此外にも猶小なる松原あり。就中生松原、箱崎松は古歌に詠じて其名高し。長政公烏飼鹿原村の北百道原に松を多くうゑさせ玉ひ、廣く茂りて箱崎につげり。又地藏松原も同時にうゑさせ給ふ。○松葉　松の多き所、落葉甚多し。かき取て薪とす。民の利用多し。箱崎の松葉殊に大に長くして秋後色よし。數奇屋の庭に敷用ゆ。

江戸へも南海の舟路をこして、國君の露地にしかる。

【茶】千光歸朝の時、茶の實を持來て、早良郡背振山并博多聖福寺の内に栽う。其時栂尾の明惠上人にも贈らる。明惠是を栂尾の深瀬の園にうゝといふ。千光明惠傳記に見えたり。日本には其前より茶を用、茶園もありといへども、唐の茶の實を日本にうゑ初めたるは、千光明惠なりといふ。年中行事歌合の判にも、茶はおほやけの、もてあそび玉ふ物にて有ければ、いにしへより禁中にも茶園侍る也。中ごろ栂尾の何上人とやらん、茶をうゑはじめたるよし申すは、ひがごとにて侍りしといへり。今當國の內、背振山下板屋村、同山つゞき五箇山に茶園多し。又秋月の江川、上座の山中にも多く產す。

【檜】國中處々にあり。正月にさしてよくつく。生長しやすくして、民用に利あり。

【杉】國中いづれの郡にも多し。就中上座郡小石原村の山中に產する所の杉、其大なる事五圍にあまり、節なく直にして美材也。他國においていまだかつて見ざる所也。船を作り橋とするに殊によし。但其木理直にさけず。故に桶槫とするに堪ず。若杉山にも多し。

【綾杉】糟屋郡香椎村、神功皇后の御廟の前にあり。古歌にも讀り。其枝葉常の杉と甚かはれり。(香椎の社條下に詳也)

【黃楊木】秋月古所山に多し。用て櫛とし、琵琶の撥とす。又柞あり。是又櫛とすべし。犬つげに似たる小木有。びんかゞりと云。材用とならず。

【安石榴】酸と甘きと兩種あり。又花の千葉なるあり。實なし。

【櫸】上座郡山中に產す。又槻あり。一類二物なり。

【楠】國中所々に大木多し。其大さ數圍に及べる木多し。嘉摩郡下中益村北斗の社の側にある楠、國中第一の大木也。十五抱あり。其空所方二間餘あり。たゝみ八疊を敷くべし。此國にかぎらず、諸邦に於ていまだ見ざる大木也。又糟屋郡宇美宮にも大楠あり。

凡くすの木二種あり。

【比々】ほろめかしと云木也。榧の木に似たり。山中にあり。實はひらし。油あり。伊勢には此油をとり用ゆ。

【柳】數品あり。楊柳尤うるはし。柳は早く長ず。さして長じやすし。多くうゑて薪とすれば、民用に利ある事、唐土の書にも見えたり。又器に作る。牙枝とす。

【鳳尾蕉】處々園中に有之。一種番蕉あり。矮小にして、一根より數株生ず。盆中に植て清賞とす。凡そてつは寒國には宜からず。故に北國になし。京都にうゑてもさかえず。枯やすし。

【莽草】處々山中に多し。抹香とす。就中早良郡西油山の農人多く是をうる。毒あり。食すべからず。實にも毒あり。小兒をいましめて食はしむべからず。

【鹽麩木】漆に似て、葉よく紅葉す。又はじの木あり。ぬるでに似たり。是又紅葉す。

【椋子木】其實秋熟す。味甘し。毒なし。小兒好で食す。其葉用て器をとぐ。木賊のごとし。

【桂】たぶの木の葉に似たり。皮は藥とすべし。

【たぶの木】畿內にて、たもと云。二種あり。桂の類なり。實に油あり。燈燭とす。

【衛矛】二種あり。矢をはぎたる如く枝に羽あり。鬼箭とも云。藥に用ゆ。秋冬紅葉す。日かげにあれば紅葉せず。一種錦木に似て、羽なくして紅實なる木あり。

【楤木】山中にあり、枝なく針多し。其めだち、あへ物として食す、味よし。毒なし。

【榎木】處々に多し。薪として能もえ、烟少し。老人保養のため、燒火を好てあたる人、これを薪とす。

【山茶料】藻鹽草に和名を、はたつまりと云。又介法と云。山中にある木也。貧民其葉をとりて、飯にまじへて、蒸て食とす。味頗よし。飢をたすく。又ふしぐろと云物あり。飢饉をたすく。

【罌子桐】桐の木に似たり。其實をとりて油とし、燈油に用ゆ。或漆として器をぬる。其法あり。是をうゑて利とす。實に毒あり。食すべからず。國俗あぶらせんと云。民用に利あり。

【白楊】筱手部吉川山にあり。器材とすべし。葉は桐の葉に似て小也。木の理は柳に似たり。京都の扇箱にする桐は是なり。故に、はこやなぎと名づく。

【木犀】城下の士宅に、大木處々にあり。秋花さく。其香遠くかほる。是又桂の類なりと本草等にいへり。

【歷木】山中處々にあり。薪とし、炭とす。

【茅栗】竈門山にあり。葉は栗のごとし。實は椎に似たり。

【辛夷】正二月に白花ひらく。赤き實有。大木あり。

【梅もどき】高四五尺あり。六尺に過ず。冬に至りて實赤し。見るに堪たり。山中に在。庭にうつしうゝ、地肥ければ實ならず。

【接骨木】たづの木とも云。木はうつぎに似たり。葉は苘麻の如し。

【南天燭】肥土にうゝべし。冬に至りて實紅也。見るに堪たり。山中處々にあり。

【女貞】黑き實あり。

【冬青】二種あり。一種は、とりもちなり。一種はなゝみと云。高き木なり。紅なる實なる。葉も實もうるはし。

【[illegible]】おをきとも、あはぎとも云。葉大にして栗の如くなる實なる。冬赤し。萬年枝と云。葉をば外治に用ゆ。木は象牙の紋のごとし。

【空木】花は卯の花と云。卯月に花さく。木は細工に用あり。花千葉なるもあり。

【椿】むかしは、日本になし。近年宇治の萬福寺に、もろこしより初て渡る。今は此國にも多し。香椿と云。漆の木の葉に似たり。少香あり。萬福寺の僧は、すひ物の香頭にする。其木早く長じ、根より苗多く生ず。多くうゑて薪にすべし。又材となる。木理も

よし。根の皮は藥種に用ゆ。椿根皮と云。椿の字昔より日本に誤て、つばきとよむ。つばきは山茶花也。

右の外ちしやの木、槐、櫟、ゆすの木、いちひの木種々多し。擧てつくすべからず。

〇蕈 栭 類

【松蕈】 怡土郡高祖山、早良郡荒平山、穗波郡合屋山、大分山、糟屋郡宇美山、秋山、嘉摩郡大隈山、夜須郡秋月山、菩提寺山、下座郡屋形原、堤村、柿原村、遠賀郡三好村等にあり。其外の山には產せず。日を經て久しきと、味善きとは食ふべからず。毒あり。古人松より生ずるもの、皆よしといへり。松蕈、松露、傘だけなど、皆松より生ず。蕈の上品なるべし。

【松露】 白砂の地に松葉の液おちて生ず。故に雨後に多し。黃白二種あり。白を上品とす。性平にして毒なし。其氣香しく美味也。然れども久きにたへず。新きを良とす。ほして食す。又鹽につくれば、久しく損せず。當國八所の松原及志摩郡小金丸、糟屋郡花鶴松原に多く產す。花鶴、那多兩所の松露甚大なり。其大なるは六寸、七寸圍有。香も亦かうばし。此國には松林多き故、他國より多し。春冬二度あり。夏秋はなし。沙地の松林の內には皆產す。山上の松下にも稀に有といへども、毒あり。食すべからず。

【金蕈】 八九月、山野に產す。松露に似て莖あり。其色黃にして、いさぎよし。故に金だけと云。松林のある所、山上沙地ともに生ず。故に松氣あり。味美なり。毒なし。

【紅菰】 其色べにのごとし。毒なし。處々山中に產す。

【蘑菰】 山中の木より生ず。

【香蕈】 處々深山の中、林中の木につきて生ず。松蕈の外、蕈の類の上品なり。ほしたるもよし。

【柳たけ】 柳より生ず。

【初たけ】 八九月、山野に多く生ず。其色深綠にして、銅靑の如し。食すれば脆鬆にして、味よく、毒

なし。

【雞たけ】處々山中、地中より生ず。鼠色也。

【鼠たけ】處々山中にあり。地に生ず。其色鼠毛のごとく、其形大なる針に似たり。又白色、黄色あり。毒なし。

【針たけ】春月、原野に生ず。其形大針の如く、長一寸餘あり。褐色なり。味は鼠蕈に似たり。

【しめぢ】糟屋郡宇美山、夜須郡秋月及山隈原、鞍手郡山方などにあり。一種相似たるもの、煮て色黒く變ずるは、毒あり。食ふべからず。

【石蕈】御笠郡竈門山、夜須郡古所山に產す。大岩につきて生ず。あやふくして取にくし。性すぐれてよし。虚を補ふ。

【木耳】處々山中に多し。木によりて、性善惡あり。

【土栗】松露の如くにして少くひらし。又栗に似たり。二月、四月の間生ず。煮て食す。味木茸の如し。本草其外、諸書にていまだ見ず。故に性しれず。養生を愼む人は食ふべからず。況味もすぐれざるをや。

【靈芝】五色あり。紅紫黑此三色多し。國中處々に生ず。食品には非ず。又松木に猿の腰掛と云物生ず。靈芝に似たり。

【いくち】裏黄にして刻なし。陰地に生ず。皮を去て食ふ。味も性もあしゝ。食ふべからず。

【鹿の玉】大なる菌也。寒月、山中の朽木に生ず。內に細條多し。形は塊の如し。味宜しからずといへども、土民食ふ。水を多く吸ふ。凡くさびら、きのこ毒あるもの多し。みだりに食ふべからず。

筑前國續風土記卷之二十　大尾

筑前名寄上卷目錄

筑前名寄上卷

貝原篤信編輯

御笠郡

竈門山 寶滿山也。又御笠山ともいふ。高山なり山上に玉依姫の神社有。國の中央に在て、國土を鎭め守り給ふ。いと尊き神にておはします。故に當國の鎭守と稱す。山上に石門のかまどのごとくなるあり。故に竈門山と名づく。應神天神御誕生の時、産湯を汲し水あり。此山上の景致他所にすぐれて、尤佳境なり。山上に僧坊多し。

名寄 大江匡房

かまど山また夜をこめて降つもる
みねのしら雪あけてこそ見め

新續古今に、筑前守にて國に侍けるに、日いたくてりければ、雨の祈に竈門の明神に鏡を奉るとてそへたり。

藤原經衡

雨ふれと祈しるしの見えたらば
みづかゞみともおもふべきかな

此鏡、今も竈門山の神殿に在。わたり一尺二寸二分あり。

道信法師

現存六帖
あるたびにもえこがれてもをしきかな
かまどやまなる火ざくらの花

檜垣嫗

玉葉
ふらばふれ御笠の山し近ければ
みのしままではさして行てん
（一本にさしてゆかなん）

拾遺集十八に、つくしへまかりける時に、かまど山のもとにやどりて侍けるに、みちつらに侍ける木に、ふるくかきつけて侍ける。

元輔

春はもえ秋はこがるゝかまどやま
かすみもきりもけぶりとぞみる

是は、上句を元輔がつぎたる古の連歌なり。

六帖
都より西にあるてふかまど山
けぶりたえせぬ戀もするかな

鎮西（ちんぜい） 鎮西府は即太宰府也。都督府（ととくふ）共いふ。又西の都ともいへり。太宰官府のあとは、國府（こくふ）村の東、觀世音寺村の西に、つき山と云小山有、其西の田の中にあり。大なる礎（いしずゑ）甚多し。其北に都府樓のあと有。南に大門のあと有。皆礎殘れり。其礎は皆わたり六尺あまり有て、柱の立しあとは、わたり二尺一寸或二尺五寸なるも有。古へ此處に都より官人を下し、九州二島をすべつかさどりて、政をおこなはしめ、又異賊の襲來に備へ給ふ。其官の上首を太宰の帥といふ。おほくは親王是に任じ給ふ。權の帥は、左遷の大臣或大中納言是に任ぜらる。其次の官を大貳少貳などいへり。

慈鎮

拾玉集　いにしへの光りにもなほまさるらん
　　鎮むる西のみやの玉垣

安樂寺　太宰府天滿宮の地なり。別に寺あるにはあらず。

　　　つくしにまかり安樂寺にて讀侍りける　大納言經信

金葉集　神垣にむかし我見し梅の花
　　ともに老木となりにけるかな

新古今　情なくをる人つらしわがやどの
　　あるじわすれぬ梅のたちえを

右の歌は、つくしへまかりける者の、安樂寺の梅を折て侍ける、夜の夢に見えはべりけるとなん。

幸の橋　八雲抄、藻鹽草には、伊勢の國に入はべる。しかれども夫木集の歌のことば書に、つくしとあれば、此國にあるを是とすべし。故に名寄、又は世に印行の名所方角抄にも、當國に入たり。今の宰府より天神の御旅所榎木寺に、行所の溝に渡せる橋なりと云つたへたり。

　　　　　　　　大貳高遠

夫木　たのもしき名にも有かな道ゆかば
　　まづさいはひのはしをわたらん

湯原　或書に、湯原は太宰府の邊にありといへり。藻鹽草にも、大和或筑前としるせり。萬葉集にのせたる歌は、太宰の帥大伴卿の太宰府にありし時、よめるやうに見え侍れば、筑前に在を是とすべし。湯の原にやどり、鶴のかまびすしきを聞てよめるよしなり。かまどやまのふもと、北谷の小野といふ所の北のほとりに、湯の原と云所あり。まことに太宰府に近き所なり。昔は此所にいで湯ありしと里人いへり。今も湯の出たる處とて、其あとのこれり。

　　　　　　　　帥大伴卿

萬葉六　湯の原になくあしたづは我ごとく
　　いもにこふれや時わかずなく

行　　家

夫木
時わかぬ袖の涙をゆのはらに
なくてふたづの音にやくらべん

思川　今の宰府の町口の西にながるゝ川なり。此川に螢多し。他所の螢より大也。古歌にもこの川に螢をよめり。

伊　　勢

後撰集
思ひ川たえずながるゝ水のあわの
うたかた人にあはで消めや

皇嘉門院別當

新勅撰十一
思川いはまによどむ水くきを
かきながすにも袖はぬれけり

定　　家

續後三
山吹のはなにせかるゝおもひ川
いろのちしほは下にそめつゝ

侍從具定母

新拾遺十一
ながれての名をさへしのぶ思川
あはでもきえねせゞのうたかた

貫　　之

古今六帖
ながれてもたえしとぞ思ふおもひ川
いづれかふかきこゝろなりける

左兵衞督信家

新後撰三
更ゆけばおなじほたるのおもひかは
ひとりはもえぬかげや見ゆらん

石踏川（いしふみ）　天滿宮の北にある川也。思川の上にておなじ流なれど、其所ことにして名もかはれり。

爲　　頼

萬代
うみ山のゆふこえくればみかさなる
いはふみ川に駒なづむなり

染川　天滿宮の南にある小川なり。藍染川ともいふ。八雲抄にも、あいぞめ川といへり。ちくぜんにあるよしゝるせり。藻鹽草には、筑前太宰府とかけり。

業　　平

伊勢物語
そめ川をわたらん人のいかでかは
いろになるてふことのなからむ
女のもとにつかはしける　藤原眞忠

後撰十四
つくしなる想ひそめかはわたりなば
水やまさらんよどむ時なく

同返し　よみ人しらず
わたりてはあだになるてふそめ川の
心づくしになりもこそすれ

隆源
堀川院百首
人ごゝろかねてしりせば中〳〵に
あひそめ川もわたらざらまし

源重之
拾遺十二
そめ川にやどかる波のはやければ
なき名たつとも今はうらみじ

白川　今の宰府の町の西南にあり、近し。後撰集十四巻に、つくしの白川といふ所にすみ侍けるに、大貳藤原興範朝臣のまかりわたるついでに、水たべんとてうちよりてこひければ、水をもていでゝよみ侍ける。

檜垣嫗
としふればわが黒髪もしら川の
みづはくむまで老にけるかな

大和物語には、むば玉のわが黒髪は白川のみづはくむまでなりにけるかなとあり。

一說、白川は肥後にあるよし見え侍れど、太宰の大貳のまかりわたりて水こひし所なれば、太宰府に近き所を是とすべきか。又大和物語には、純友がうてのつかひに、大貳小野好古くだりて、檜垣のおうなが家のありしわたりをたづね、いみじうあはれがりてよばすれど、はぢてこで、うたをよみけるよし見え侍る。今古書をかうかへ見侍るに、純友はおほやけに叛きて、四國より太宰府へにげ

ゆきしを、小野好古これを追ひて、太宰府にいたり、ちくぜん博多にて純友と合戰せしに、純友がいくさやぶれて、伊豫の國へにげかへりしよししるせり。好古の檜垣のおうなが家のわたりをたづねしは、純友をおひて太宰府にいたりし時の事なるべし。後撰集には、藤原眞範とかき、大和物語には小野好古としるせり。いづれの說にても、太宰府にある白川なるべし。八雲抄にも、或ちくぜんとしるせり。藻鹽草には、白河と云同名同所あり。山城、奥州、越中、筑前としるせり。此等の書には、肥後に在とは見え侍るを。又近世印行せし大名寄松葉集などいへる書に、しら川を筑前に入しも、かゝる故なるべし。

漆河　二日市の北なる道古賀といふ村の坤の方四五町にあり。其川の邊の田の名をも漆川と云。八雲御抄にも、此國にあるよし記し給ふ。宗祇指南抄にも、漆川は嘉麻郡漆生と云所にありといへり。いぶかし。

拾遺雜下
名にはいへどくろくも見えず漆川　　よみ人しらず
さすがにわたる人はぬるめり　　一說水はぬるめり

御笠森　雜掌の隈の町の東北にあり。大道より二町ほどあり。今は昔の森の楠二株ありて、其しるしばかり殘れり。山田村に屬す。

新千載集
大野なるみかさのもりのゆふだすき　　津守國冬
かけてもしらじそでのしぐれは

萬葉四
思はぬをおもふといはゞおほ野なる　　太宰大監大伴百代
みかさのもりの神ししるかみ

名寄
大野なるみかさのもりにしぐれふり
そめなす紅葉いまさかりなり

大野山　御笠森の邊より東南の方、四王寺山の西の

ふもとを、すべて大野といふ。山はひがしにあり。大野は郷の名なり。順和名抄に見えたり。

萬葉五　　　　　筑前守山上憶良

大野山きり立わたるわがなげく
おきそのかぜにきりたちわたる

現存集敦頼所著

大野山ふもとのはらにきりこめて
おきその風に月ぞさやけき

大城(きの)山　八雲御抄等に、ちくぜんとあり。大野の嶺を、大城山と云由、萬葉集に見えたり。

萬葉六　大伴坂上郎女(いらつめ)思二筑紫大城山一歌

いまもかも大城の山にほとゝぎす
なきとよむらんわれなけれども

同十　　　無　姓　名

いちじるくしぐれのあめはふらなくに
おほきの山はいろつきにけり

城(いの)山　太宰府の坤の方、山口村の南に在。高山なり。昔は山上に大なる寺院有て、僧坊多かりしが、いつの時よりか寺院なくなりにけり。此山の事、三代實錄又八雲抄にも、太宰府にあるよしゝるせり。きの山ともきやまとも云。このきの山と歌によみしも城の山也。紀伊國の背(せ)の山を、このせの山とよめるがごとし。藻鹽草等に、城の山の外に、別にこのきの山をしるせしは、おそらくはあやまりなるべし。筑後守葛井の連(むらじ)が歌を見れば、太宰府より筑後へ行道に、この山あることうたがひなし。

萬葉五　　　　　大伴百代

梅の花ちらくばいづこしかすかに
このきの山に雪はふりつゝ

右萃(あつまり)二太宰帥大伴卿宅一宴(スル)二梅花一歌卅六首の内にあり。

萬葉集に、太宰帥大伴卿上京之後、筑後守葛井連(むらじ)大成悲歎作歌一首。

今よりはきやまのみちはさびしけん
わがかよはんとおもひしものを

蘆城（野、川、山）　宰府の南にあり。蘆城の驛とて、昔太宰府より都へ行きし馬つぎの宿也。蘆城より米の山といふ所をこえ通りしとなん。

萬葉四　太宰少貳石川足人朝臣遷レ任。餞ニ于筑前國蘆城驛家ニ歌。

あめつちの神もたすけよ草枕
　たびゆく君が家にいたるまで

萬葉八　玉匣あしきの川をけふくれば
　よろづ世までに忘られめやも

同　女郎花秋萩まじり蘆城野に
　けふをはじめて萬代に見ん

萬葉曰。右二首作者未レ詳。

萬葉十二　作者不詳

あしき山木ずゑこぞりてあすよりは
　なびきたるこそいもがあたりみん

太宰帥大伴卿被レ任ニ大納言ニ。臨ニ入レ京之時ニ府ノ官人等餞ニ卿筑前國蘆城驛家ニ歌四首の内。

萬葉四　防人佐大伴四綱

月夜よし河おときよしいざこゝに
　ゆくもかへるもあそびてゆかん

夫木　讀人不知

うきことを思ひつくしの蘆城山
　なげきこりつむ年やへぬらん

名寄　爲氏

玉くしげあしきの川の瀬をはやみ
　あけゆく月の影ぞながるゝ

水城　日本紀に、天智天皇三年、筑紫に大堤をきづきて水をたくはへしむ。名づけて水城といふよし見えたり。是は都督府要害のためなるべし。此堤今にあり。其高四間、根盤十五間、長東西四百間有。此堤の内いつの時よりか田となりて、今は、ため池にはあらず。太宰府にちかし。

萬葉六　太宰帥大伴卿

ますらをとおもへるわれやみづくきの

みづきのうへになみだのごはん

長　房

眞玉

くもりなくすむとおもひし水城より
やみにまどひて立かへりぬる

水城關　水城の大堤の東の山きはの通路に、其あとあり。

夫木

岩垣の水城の關にむれ向ふ
うちの心もしらぬもろびと

高　遠

右の歌の詞書に、此歌は筑紫へまかりけるに、府に入日、水城の關に少貳府官など、むかへにあつまり來りけるによめるとあり。一說に、水城の關肥前に在とす。あやまりなり。太宰府に入日、少貳府官など迎に來らば、筑前の水城の關なる事うたがひなし。

刈萱關（かるかやの）　通古賀（とほりこが）村の北、水城の堤（つゝみ）の南に在。通古賀村に屬（ぞく）せり。今は松二株あり。又關屋のあとゝて、松よりも少南のかたにあり。是關守の居たりし處と云。日本紀天智天皇三年、筑紫の國にせきもりを置給ふ由見えたり。其時に立侍りしにや。一說に、天智天皇筑紫に居給ひし時、行人をなのらせて通し給ひし關なりといふ。

新古今十八

かるかやの關守にのみ見えつるは
人もゆるさぬ道邊なりけり

菅　家

藻鹽草

せばくともしのやの軒に宿からん
夕立過るかるかやのせき

原山　或書に、筑前太宰府の由しるせり。今案、太宰府の北にあり。昔は此所に僧坊多し。四王院の別所なりしといふ。今も其衆徒の法孫八人、宰府天滿宮の社僧につらなれり。

爲　家

はら山のさゝやの床のかりふしに
鳥のねきこゆあけぬこのよは

那珂郡

博多　いにしへ唐船の來り着し津なる故に、代々の記錄にもおほく見えたり。からの書にもしるせり。いつの時より立來れりといふこと見えず。三代實錄には、はかたの事を筑紫の大津と記せり。日本後紀に、嵯峨天皇弘仁五年筑紫博多津に、新羅の人漂著の事をしるせり。嵯峨の御時、すでに博多の號あれば、其はじめは猶久しき世よりはじまれる邑なるべし。冷泉の津ともいふ。

後拾遺に、つくしよりのぼらんとて、はかたにまかりけるに、館のきくのおもしろくはべりけるを見て

　　大貳高遠

とりわきて我身に露や置つらん
　花よりさきに先ぞうつろふ

堀川院後百首　　兼昌

うなばらやはかたの沖にかゝりたる
　もろこしぶねにときつぐるなり

夫木　　國基

船出せしはかたはいづらつしまには
　しらぬ新羅の山ぞ見えける

荒津　海、濱、崎、三代實錄には、那珂郡荒津とありて、博多の邊をもいへるやうに見えたり。荒津の崎ともよめれば、博多の邊よりあらと山の出崎まで、すべて荒津といへるか。つと、とと、通音なれば、今は轉じて荒戸といへるなるべし。荒戸は今早良郡に屬せり。

萬葉十七　　無姓名 下同

あら津の海潮干潮みつ時はあれど
　いづれの時かわが戀さらむ

同十二

草枕たびゆく君をあらつまで
　おくりてくれどあきたらずこそ

同十三

白妙の袖のわかれを難見爲而
　あらつの濱にやどりするかも

同十五
神さぶるあら津の崎によする波
まなくやいもにこひわたりなん　土師稲足

住吉　住吉村は博多の南六町にあり。住吉の神社此村にあり。伊弉諾尊筑紫日向の小戸の橘の檍原にいたりまして、みそぎはらひし玉ひ、九はしらの神をうみ給ふ。其内底筒男命、中筒男命、表筒男命、この三はしらの神即住吉大神なりと、本紀第一巻にしるせしは、此神の御事也。攝津國の住吉大神は、神功皇后新羅よりかへらせ給ひて後、神託によりて此神をかしこにまつり玉ふ。然れども出生の地なれば、筑前にあるを本とすべし。伊弉諾のうみ給ひし住吉の三神、志賀の三神など、皆筑前に上古より鎮座し給ふ。延喜式神名帳にものせたり。日本紀私記にも、住吉三神は本筑前小戸にあるよし、しるせり。袖中抄にも又しかり。宗砌法師も、橘の小戸、筑前國立花これなりといへり。今日向國には、其時出生したまへる神なく、又小戸橘檍原などいへる所なし。筑前には、其時出生の神おはしますのみならず、立花青木小戸などと云所皆あり。然れば日本紀私記、袖中抄、及宗砌の說を是として、小戸の橘の檍が原は筑前にありと心得べし。日本紀に、筑前を日向と書しは子細ある事なめり。其說長ければ、こゝにもらしはべりぬ。

續古今神祇
西のうみやあはぎがはらのしほぢより
あらはれいでしすみよしの神　卜部兼直

袖の湊　博多にあり。古唐船の入し湊也。昔箱崎の松原の西、博多の東に入海あり。それより西の方、那珂川まで入海つゞきたりしを、袖の湊といへり。いつしか入海はなくなりぬ。今博多の入定寺と本岳寺の間より、片原町と云所の港橋まで東西に溝通れり。是袖のみなとの殘れるなり。港橋と名づけしも、そでの湊の舊跡によれる名なり。

續後撰集　　　　　　　　　　　　式子内親王
かけなれてやどる月かなひとしれず
　夜な〳〵さはぐ袖のみなとに

　　　　　　　　　　　　　　　　定家
續古今
ちどりなくそでのみなとをとひこかし
　もろこしふねのよるのねざめに

　　　　　　　　　　　　　　　　忠良
千五百番歌合
戀わぶる袖のみなとの波まくら
　幾夜うきねの數つもるらん

　　　　　　　　　　　　　　　　爲定
新拾遺一
いかにせんもろこしぶねのよる方も
　しらぬにさはぐそでのみなとを

裴島　住吉の南にある村の名なり。一說に、豐前の
よし見えたり。然ども萬葉集第五卷に、那珂郡伊
知郷裴島とかけり。且御笠の山し近ければと歌に
よみはべれば、此國にあるを是とすべし。

　　　　　　　　　　　　　　　　檜垣嫗
類聚
ふらばふれ御笠の山しちかければ
　みのしまゝではさしてゆかなん

　　　　　　　　　　　　　　　　源重之
家集
むらさめにぬるゝ衣のあやなきに
　なほみのしまの名をやからまし

志賀（島、山、浦、濱、神、津）　志賀の島は、福岡の城よ
り三里北にあり。民家多し。三所に神社あり。此
神は伊弉諾尊、橘の檍か原にてうみ給へる九神の
內の三神にて、住吉大神と同胞の神也。名ある社
なり。日本紀、舊事紀、古事記、三部の本書共に
此神の事をしるせり。日本紀第一卷に、底津少童
命、中津少童命、表津少童命、是阿曇連等がい
つきまつる神なりとあるは、即此神也。此島、昔
は糟屋郡に屬せり。

　　　　　　　　　　　　　　　　石川少郎子
萬葉三
しがのあさはめかりしほやきいとまなみ
　つげのをぐしをとりも見なくに

萬葉集云、石川朝臣君子號曰二少郎子一。

作者不知

同七
志賀のあまの鹽やく烟風をいたみ
たちはのぼらで山にたなびく

人丸

同十一又續古今
しがのあまのしほやき衣なれぬれど
戀てふものはわすれかねつも

同十五
しがの蜑のひと日もおちず燒鹽の
からきこひをもあれはするかも

山上憶良

同十六
しがの山いたくなきりそあらをらが
よすがの山と見つゝしのばん

仙覺抄云、よすがとはかたみなり。

同十五
しがのうらにいさりするあまあけくれば
うらまこぐらしかぢをとのきこゆ

石川朝臣

同十一
志賀の海士の烟燒たてやく鹽の

からき戀をもわれはするかも

太宰大監大伴宿禰百代

同四
草枕たびゆく君をうつくしみ
たぐひてぞこししがの濱べを

同七
千はやふるかねのみさきを過れども
我はわすれず志賀のすめ神

よみし人しらず

同十二又拾遺
しがの蜑の釣にともせるいさり火の
ほのかにいもをみるよしもがな

俊頼

堀川後百首
から人のしがのをじまに船出して
博多の沖にときつぐるなり

爲介

金葉連歌
津れなくたてるしがのしまかな

國忠

同
弓はりの月のいるにもおどろかで

家隆

玉吟
わが戀はしがのしま人やくしほの
一日もたえずたつけぶりかな
定　家

夫木
けふぞしる志賀津の蜑の住里を
鶯さそふはなのしるべに

濡衣　聖武天皇の御時。佐野の近世と云人、筑前の守にて下りしに、京より具したる妻國にて死けり。さて其國にある女を妻としけるに、先の妻の生るむすめを繼母にくみて、いかにもして此むすめをうしなはんと思ひ、海人をかたらひて云、此曉來りて云べきやうは、京の姫君の此ほど夜な〳〵我もとへまし〳〵つるが、つり衣をぬすみておはしつるたべといへとて、色々の寶をとらせられける。海人曉來りて、かねてたのみしごとく、こわだかに云ければ、父是を聞て大にいかり、行てみれば、むすめぬれたるきぬを引かつぎてねたり。是はむすめのね入たる時に、繼母のきせたるなりけり。父其たばかれることをばしらで、たちまち娘をころしけり。さて次の年、むすめ父の夢に見えて、二首の歌を詠じける。ちゝゆめ覺て、むすめの罪なきことをさとり、さては繼母のしわざなりとて妻をおくりかへし、其身は出家して松浦山に住けり。世に松浦上人とぞ云ける。それよりしてなき名おひたるをば、ぬれぎぬきると云傳へ、歌にもよみ侍る。其むすめの墓、むかしは聖福寺の西門のかたはらに在しを、近き世よりうつして、今は箱崎松原の西の橋ぎは、博多の東石堂江の川の邊なる、小池のうちに在。石をしるしとせり。父の夢にむすめのよみし歌二首。

ぬぎゝする其たばかりのぬれ衣は
ながきなき名のためしなりけり

濡衣のそでよりつたふなみだこそ
なき名をながすためしなりけれ

右の二首、夢に見し歌なり。

古今八離別
かきくらしことはふらなんはるさめに　よみ人しらず
ぬれぎぬきせて君をとゞめん

花のもとにて、ほどもなくちることなど申けるついでに、

後撰
春くれば咲てふ事をぬれぎぬに　貫之
きするばかりのはなにぞ有ける

なき名立ける比。

同十七
よとゝもにわがぬれぎぬとなるものは　よみ人しらず
わふる涙のきするなりけり

糟屋郡

香椎(宮、潟、浦、渡、綾杉)　此宮は神功皇后の御社也。故に神功皇后の御事を、香椎大明神と申奉る。仲哀天皇此所にて崩御し玉へり。其御棺を椎の木に掛しに、異香薫じたりしかば、香椎と云る由也。今も其椎の木の種をうゑかへし神木有。神功皇后新羅をうち給はんとて、試に御ぐしを洗給ひし所有。此所の行宮にて、新羅征伐の事を謀玉ひて、是より軍立し給へり。日本紀に詳に見えたり。新羅より歸らせ給ひて、きり耳を埋玉ひし馘塚有。甲冑を埋給ひしよろひ坂、かぶと塚など有。又あや杉とて、其葉ことなる神木有。此杉他所には稀也。香椎の渡と古歌に詠し處は、今の濱男町のうらより西北のかた、ことうらにゆきしをいへるにや。古歌にも、

船出するおきつしほさひ白妙の
かしひのわたり波たかく見ゆ

とよみ侍れば、香椎の浦よりよそにゆかんため船出して、海の波高きを云へるなるべし。昔は濱男の南の川、入海にてふかゝりしを、香椎の渡といへるにやと云人あれど、古歌のことばにちがひ侍れば、さには有るべからず。

萬葉六　帥大伴卿
いざやこら香椎の潟に白妙の
　袖さへぬれて朝菜つみてん

同　大貳小野老朝臣
時津風ふくべくなりぬ香椎がた
　しほひのきはに玉藻かりてな

隆家卿太宰帥に二度成て、後の度香椎御社に參たりけるに、神主ことのもとゝ杉の葉を折て、帥の冠に挿とてよめる。篤信思へらく、ことのもとは日本紀、古語拾遺等に、縁の字を讀り。昔より杉の葉を折て冠の頭にさせる因縁有しを云るなるべし。

金葉集九　神主大膳武忠
千早振かしひのみやの杉の葉を
　二たびかざすわが君ぞきみ

新古十九　よみ人しらず
ちはやふる香椎のみやのあや杉は
　神のみそぎにたてるなりけり

大納言經信
新後撰十八
しらざりし香椎のかざしとしふりて
　すぎにしあとにかへるべしとは

右太宰帥にかへり成て侍りける比、人よろこび申ける返事となん。

爲家
おきつかぜさむくふくらしかすひ潟
　しほひのちどり夜半になくなり

かすひは、しとすと音相通ずる故に稱す。古今名かはれりと云説あり。あやまりならし。すひ、しひ共に椎の字の音なり。聲を用て和語とする例多し。

續古今十　家持
船出するおきつしほさひしろたへの
　かしひのわたり波たかく見ゆ

産宮（うみのみや）　八幡宮あり。日本紀に、神功皇后新羅より歸り給ひて後、應神天皇をうみ給ひし所なるゆゑ、うみといふ。其むかしは、此所を蚊田と云由見えた

り。其時此所に天より八の幡くだりし故、神號を八幡大神と名づけ奉る。八のはた天よりくだるといふには子細有。およそ八幡宮は、いづくにも多けれど、此所誕生の地なれば、是をはじめとすべし。皇后槐(ゑんす)の木に取付て、皇子をうみ給ふといへり。此事慈鎮和尚の愚管抄、八幡愚童訓等にも見えはべる。今も槐の木あり。神木也。子安の木と云。是其時の槐の實をうゑかへたるよしなり。子母秘錄と云もろこしの醫書にも、槐の木の東にさしたる枝を、孕婦(はらみをんな)にとらしむれば、產しやすきよし見えたり。皇后槐の木にとりつきて產し給ひしも、此意なるべし。

萬代集　諸人をはぐくむちかひありてこそ　家隆
　うみのみやにはあとをたれけめ

拾玉　かけまくもかしこけれどもうみのみや　慈鎮
　我頼む君にしるしあらはせ

夫木　朝日さすかしまの杉にゆふかけて　西行
　くもらずてらせ世をうみのみや

箱崎　延喜式には、那珂郡とあり。今は糟屋郡に屬せり。此地昔は葦津の浦と云。神功皇后八幡を御誕生の時、御胞衣(えな)を箱に入、をさめ給ひしところなるゆゑに、箱崎と名づく。但浮屠氏よりは、戒定惠の三學の箱をうづみし所なる故に、名づけたりといふ。されども此比、佛法いまだ本邦へわたらざれば、其言信じがたし。其所のしるしにうゑし松をしるしの松と云。俗には箱松といへり。延喜の御時、八幡大神の御託宣によりて、敵國降伏の四字を宸翰(しんかん)に遊して、此神殿の御柱の下に敷給ふことあり。御社は海邊にありて、乾の方にむかひ、ひとへに敵國降伏をしめし給ふ事いちじるし。凡箱崎の海邊のながめは、他邦にまれなる佳景にて、

見る人の目を驚かす。

拾遺六　　　　　　　　　　　　源　　重　　之
幾世にかかたりつたへんはこざきの
　　まつのちとせのひとつならねば

後撰十九　　　　　　　　　　　中　　將　　尼
そのかみの人はのこらじはこざきの
　　松ばかりこそわれをしるらめ

續古今七　　　　　　　　　　　法　印　行　清
千早振神代にうゑし箱崎の
　　松はひさしきしるしなりけり

右筑前國箱崎の宮の、しるしの松をよめるとなん。

新千載　　　　　　　　　　　　頼　　　　　氏
わすれずよ心づくしにたちかへり
　　ふたゝび見てしはこざきのまつ

前中納言匡房二度帥に成たるよろこび申つかはすとて、

風雅集　　　　　　　　　　　　康　資　王　母
かくしあらば千とせの數もそひぬらん
　　二たび見つるはこざさのまつ

新拾遺　　　　　　　　　　　　按　察　使　顯　朝
跡たれて幾世へぬらんはこざきの
　　しるしのまつも神さびにけり

千代の松原　箱崎の松原なり。もろこしの書には、十里松とかけり。宗祇指南抄に、此松原南北一里と云傳へたり。東西所により十町ばかりとかけり。廣きこと他國に類なし。生の松原は、松ひきし。此處は土地肥饒なればにや、松高し。其地は白砂たひらかにして、雪の庭のごとし、いみじき佳境なり。

夫木　　　　　　　　　　　　　菅　　　　　家
箱崎や千代の松原石だゝみ
　　くづれん世まで君はましませ

今案、石たゝみをば、昔異賊襲來のふせぎのため

に、箱崎の海邊に石がきをたゝみしをよみ給ふなるべし。此國を、つくしと名付し事、古説さまゞゝありゝ。されども海邊に石垣を多くつきし故、筑石といへるなるべし。

阿部島　日本紀第九卷に當國あべの海人の事あり。今は、あやまりて藍島と云。此島にて釋蓮禪が作りし詩、無題詩集にのせたり。阿惠島とかけり。泊の名なりといへり。今も旅船の泊る所なり。又攝津國住吉郡にも、あべ島あり。阿部野のあたりにありや。されど、こゝにのせたる歌によめる山、岩がね、鵜のすむ石などのあるべき島は、攝津國には見えず。

萬葉十二　　作者不詳
玉勝間あべ島山のゆふつゆに
旅ねはえすや長き此夜を

同　二　　山部赤人
あべのしま鵜のすむ石による波の
まなくこの比やまとしおもほゆ

續古　　通具
あべしまの山の岩がねかたしきて
さぬる今夜の月のさやけさ

名寄
都思ふ袖もかたゞゝほしあえん
あべしま山はつゆふかくして

夫木　　小侍從
香椎潟夕ぎりかくれこぎくれば
あべのしまわにちどりしばなく

或說に、宗像郡大島をあべ島と云。昔安倍宗任大島に流されすみし宅今にのこれり。故にちくぜんの内、ことに大島には今も宗任が苗裔おほし。松浦黨は宗任が子一人、おほしまより松浦へゆきしが其末なり。宗任がすみしところなれば、あべしまと云。されども阿部島は、日本紀、萬葉集などの宗任より古代の書にしるせる名なれば、此說用ゆべからず。

筑前名寄上卷終

筑前名寄 下卷目錄

宗像郡 十一所

蓑生浦　鐘御崎　桂潟
海中道　有千潟　名兒山
大島　奥島　荒船御社
小屋形山　宗像山

遠賀郡 六所

岡港　薦屋　垂間野橋
波懸岸　鶏濱　大渡川

夜須郡 一所

安野

上座郡 一所

朝倉

早良郡 五所

生松原　也良崎　千賀浦
能解浦　草香江

怡土郡 四所

怡土島　怡土濱　深江海
子負原

志摩郡 四所

韓泊　引津　可也山
立石崎

右六十三所其在處境地既顯。其餘在處未詳者。及於本州其有無不分明。或名寄等書誤取人名爲名所者。並記之左。

可之布江　木綿間山　許能本山
鳴香渡　織面港
紫紛潟海 古爲在筑前在處未詳　角島迫門 長門有角島
大浦 人名　筑紫小島 人名　水島 肥後有水島
島浦　太刀小河 此二處疑在他州

筑前名寄目錄下卷終

筑前名寄　下巻

貝原篤信編輯

宗像郡

蓑生浦　福間と新宮の湊の間のことを云。宗祇法師の指南抄にも、新宮と云所より北なり。遠さ三里とかけり。順和名抄に、宗像郡に蓑生の郷有。今上西郷村に蓑生と云枝村あり。むかしは此邊を、すべてみのふの郷と云しにや。

そらことなげき侍りけるころ、かたらふ人のたえてをとし侍らぬにつかはしける。　馬内侍

後拾遺十八
うかりけるみのふのうらのうつせ貝
むなしき名のみたつはきゝきや

懐中抄
みのふはま何かは波のよるをまつ
ひるこそかひの色も見えけれ

鐘の御崎　鐘崎町の北、織幡の神社ある山の北の出崎を云。むかし三韓よりつきがねを渡せしに、此海にしづめりといふ。鐘のある所は、織幡の岬の方五町ばかりおきにあり。今も鐘ある處いちじるしく見ゆる由、里人いへり。

萬葉七
千早振かねのみさきを過れども
我はわすれず志賀のすめ神　　讀人不知

新古今六
しら波の岩うつおとやひゞくらん
かねのみさきのあかつきのそら　　衣笠内大臣

家集
おとにきく鐘のみさきはつきもせず
なくこゑひゞくわたりなりけり　　俊頼

大名寄
きゝあかすかねの岬のうきまくら
夢路もなみに幾夜へだてぬ　　正三位義重

桂潟　勝浦といへる里の西にありし遠干潟なり。近

代は新田となりて、今は潟なし。海の中道のかたはら也。歌は下にしるす。

海中道　勝浦村と梅津の間の海中の道を云。其長き事十町ばかりあり。昔は勝浦と津屋崎の間は皆入海なりしゆゑ、此處は南北に海ありて、海中にある道なれば、海の中道とはいへるなるべし。一説に、志賀島と奈多浦との間の長き眞砂地を、海の中道と云。其北なる濱を桂潟と云由、近代の人の紀行にしるし、志賀島のあたりの里人もいへり。されども奈多濱のほとりに桂と云里なく、潮干の潟なし。南北は海ふかく荒磯にして、潟と云べき所にあらず。若風濤によりて土地變易せしにや。いぶかし。又山までつゞく海の中道と古歌によみ侍れば、海の中道の末は山につゞきたる所と見えたり。宗像のかつら潟は、西に梅津と云所の山につゞき、東はかつらだけにも近ければ、古歌にかなへり。奈多の濱は、東西共に山につゞかずして、古歌のこと葉にあはず。宗祇法師が指南抄にも、海の中道桂潟、宗像にあり。桂潟は、唐坊と云所より南にゆけば遠干潟あり。蓑生の浦よりも北なりとかけり。近年印行の名所方角抄にも、又宗像にあるよししるせり。今地理をみそなはし、舊記を考るに、宗像にあるを是とすべし。しかはあれど奈多の白濱の景色は、又世にたぐひすくなき佳境なり。南北は青海原にて、其中に三里つらなれる白洲あり。志賀より奈多へかよふ路なれば、海の中道といへる名もあひにあひぬ。ことに箱崎荒津の浦より見わたせるよそほひ、繪にかきたるよりもおもしろく、東のかたに立花山たかくそびえて、其眞砂地につゞきたるやうなれば、山までつゞくとよみしは、遠望のけしきにやとおぼゆ。志賀のそとうみをこぎはなれ行時こそ、なをすぎがてにかへり見そられ侍る。もろこしの書にも、此所を繪がきて、白沙塗とかけり。かくことなる佳境を、

古人の歌枕にもらすべきやうもなければ、此所の名もすてがたくと、模稜の手をくだしはべる。

　秋の夜のしほひの月のかつらがた
　　山までつゞくうみの中みち

右夫木集二十四巻に、後九條内大臣の歌の由しるせり。名寄に、後京極良經の歌とす。誤れるにや。良經の家集には見えず。

有千潟　荒自村の北なり。津屋崎と荒自村との間、昔はかた也。其所を有千潟といへり。近世田となれり。其間に、昔は柳の宿とて大道ありしと云。

　萬葉十二　ありちがたありなぐさめてゆかめ共　無名
　　家なるいもやいぶかしみせん

右の歌の意は、今少こゝにありて、心を慰てゆかんとおもへど、家にあるいもが待とほからんとなり。

名兒山　田島村の西にあり。荒自より田島へこゆる山なり。是いにへし都へ上りし大道也。是より蘆屋へ通りしといふ山のひがしのふもとに、名兒浦と云所もあり。

　萬葉六巻長歌
　おほなむち、すくなひこなの、神こそは、名づけそめけめ、名にのみを、名兒山と負て、わがこひの、ちへのひとへも、なぐさまなくに、

右萬葉集に、天平二年冬十一月大伴坂上郎女發二帥家一上レ道超二筑前國宗形部名兒山一之時作歌一首と書り。大己貴命少彦名命ふたりの神力をあはせ、天の下を造り給ふ由、日本紀神代の巻に記し侍る故、かく讀めるなるべし。

大島　此島に天照大神の御女宗像の三はしらのひめ神の内、一はしらの神おはします。日本紀神代の巻に、中瀛とかきしは是なり。

　船人もたれをこふとか大しまの
　　うらかなしげにこゑのきこゆる

右の歌、源氏物語玉葛の巻に、太宰少貳の女

の御許が歌とてのせたり

夫木

さりともと身のうきことは大島の
神のこゝろをたのむばかりぞ　具氏

奥島　此島は大しまのはるかのおき、いぬゐの方三十里ばかりにあり。宗像の三はしらのひめ神の内、一はしらの神こゝにおはします。此山はみな岩山ならびそびえて、こと所にかはり、あやしき島なり。社のまへに鼓岩とてあり。歌によめるは是なるべし。日本紀第一巻に、おきつみやとしるせり。此神の靈威をば、國人甚おそる。三神の内、今一神は田島村におはします。日本紀には海濱とかけり。

夫木

たつなみにつゞみのおとを打そへて
唐人よせぬおきのしまもり　顯仲

荒船の御社　奥島にあり。高大明神と云神也。今も其所を荒船と云。其邊に船の形なる大岩あり。

拾遺第七物の名

莖も葉もみなみどりなるふか芹の
あらふねのみやしろくみゆらん　藤原輔相

小屋形山　藻鹽草等の書に、此國にある由しるせり。鐘崎の上に高き山あり。其山につゞき子丑の方に、少ひきくして屋形のやうなる山二かさなれり。是を小屋形山と云。其山の尾艮の方の海邊につゞきたるを、さやの尾と云。歌に迫門とよめるは、鐘の岬と地の島の間なるべし。此迫門、南方の出崎の間八町あり。あなじの風に、迫門を東の方にのぼれば、小屋形山を右に見て過るなり。一説に、織幡の神社ある山を、小屋形山といふ。船路にちかくして、屋形によく似たり。ことさらうるはしき山なれば、此説よろしかるべきか。

つくしよりのぼりたるみちに、さやかた山と云所をすぐとてよみ侍ける。　右大辨通俊

後拾遺旅　あなじふく追門の潮干に船出して
はやくぞすぐるさやかた山を
惟明親王

夫木　あなじふく小屋形山に雲晴て
月影たゝむせとのしらなみ
中務

夫木　夜船こぐせとのしほひをよそにみて
月にぞこゆるさやかたのやま

宗像山　赤馬の上なる蔦が嶽を云。

名寄　つくしなるむなかた山の西にすむ
おきなと君と我をこそいへ

遠賀郡

岡の湊　蘆屋のみなと也。日本紀、筑前風土記、幷仙覺萬葉集の註にも、此國にありとす。水莖の岡のやかたとよみしは、近江なり。水莖の岡とは、筑前なる由、宗祇法師もいへり。日本紀に、神武天皇日向の國より東征し給ふ時、先筑紫の岡の水門にいたり給ふよし見えはべる。しかれば人皇の初より、すでにこの所の名いちじるく見えつれば、いと久しき名所なり。一説に、內浦と吉木村の間、昔は入海にて、是を岡のみなとゝいふよし也。されども仙覺が萬葉集の抄に、筑前風土記を引ていはく、をかの縣の東の側に近く大なる江口あり。名づけてをかの水門と云。大船をいるゝにたへたりと記せり。今案に、蘆屋の里は、遠賀の庄の東にあり。風土記に、岡の縣の東の側に近しとあれば、蘆屋を以て是とすべし。大河の末なれば、大なる江口とはいへるなるべし。況又蘆屋の里民も、昔より此處を岡の湊と云つたふる由かたり侍る。吉木の川は小川なり、大なる江口と云がたし。其上吉木の入海ありし所は、をかのあがたの西にあれば、東の側に近しとは云がたし。およそ遠賀と岡と同音にて、同事也。遠賀と名づけけるは、內浦村より蘆屋迄三里の間、海邊にたかき岡つゞけるゆ

ゑなるべし。遠賀川より西を、今も取わきて遠賀の庄と云。

萬葉七　作者不知
あまぎりあひ日方ふくらし水莖の
　をかのみなとに波たちわたる

日かたは、たつみの風ひつじさるのかぜなど云説あり。されど八雲御抄に、巽風説、こちかぜのふきやまぬなり。今の世俗の説もおなじければ、此説を用ゆべし。水くきとは仙覺か抄にいはく、水の入ところを云。

新拾遺秋上　素暹法師
水くきの岡のみなとのなみのうへに
　かずかきすてゝかへるかりがね

夫木　光臺院入道みこ
水莖の岡のみなとにたつなみの
　ふかきそこをば汲てしるらん

夫木　公朝
月かげのやどればこほるみづくきの
　岡のみなとに秋かぜぞふく

蘆屋

草庵集　頓阿
五月雨の日數にまさる水くきの
　岡の湊はさぞさわぐらん

類聚　行尊
ひかたふくおとぞさびしき水莖の
　岡のみなとのあきのしほかせ

拾玉　慈鎭
行とまる心づくしのあはれさは
　あしやのさとの松のゆふぐれ

同　同
唐國の空もひとつにみゆるまで
　あしやの沖にすめる月かげ

同　同
津の國のあしやを出し心こそ
　此あしやにもかはらざりけれ

垂水野橋　昔蘆屋と山鹿との間、南北にわたせし往

來の橋なり、今はなし。橋有し所、今の船わたりする所より一町ばかり西にあり。蘆屋のかたの橋づめを、今も橋本と云。其邊を、今は田ぐまと云。蘆屋の内なり。その南の野を、今は田ぐま野と云。たるま、たぐま、音相近ければ、よこなまりてたぐまと云なるべし。今船わたりする所、川の廣さ百廿五間ばかりあり。故に橋も長かりしと云傳へたり。橋の下を大船通りしと云。島傳ひ戸わたる船とよみし歌の詞に、此處よくかなへり。島づたひとは、西のかたにおほき島々をつたひ來て、此迫戸をわたれるなるべし。戸は迫戸なり。蘆屋山鹿の間は、遠賀川なれど、洞海につゞきて入海の迫門なり。又一説に、島づたひを、島がくれとかけり。山鹿の方はしまなれば、島がくれといへるなるべし。

藻鹽草懷中抄
島づたひとわたる船の梶間より
　おつるしづくやたるまのゝはし

浪懸岸　蘆屋の北、山鹿といふ處のいぬゐの方の海邊にあり。大浪懸小浪懸とて、二所あり。一は山の根にある岸なり。一は山につゞかず、山の西の磯にある長き岩也。いづれも海邊のきしにて、浪のかゝる所なり。

懷中抄
我袖のぬるゝを何にたとへまし
　波かけのきしも世になかりせば

夫木　祐擧
松のねにあらはれにけり年を經て
　いかでくづれぬ浪かけの岸

夫木　高遠
浪懸のうらのねざめにいとゞしく
　ものおもひそふかりがねの聲

鶉濱　蘆屋の西、岡の松原の北なる長きはまなり。内浦村に屬せり。うづら、うつら清濁同音也。

懷中抄
かりにとは思はぬ旅をいかなれば
　うづらはまをば行きくらすらん

大渡川　若松と鳥旗との間の渡を云。此所入海なれど、遠賀川の水、蘆屋と若松の方、東西へわかれながるゝ故、大渡川と云しにや。日本紀・仲哀天皇の紀にも、名護屋大濟とあり。なごやは若松のむかひ、鳥旗村の出崎也　大渡にちかし。藻鹽草にも、大渡河筑前にある由記せり。

古今六帖
つくしなる大わたり川おほかたは　　貫之
我ひとりのみわたるうき世か

夜須郡

安野　長者町と四三島の間にあり。方一里ある平なる野也。里人は七板原と云。山隈山の北にあり。山隈山の南側にも、廣き原あり。山隈原と云、それにはあらず。

萬葉四
君がためかみしさち酒やすの野に
ひとりやのまん友なしにして

右の歌は、萬葉集第四卷曰、大宰帥大伴卿贈大貳丹比縣守卿遷任民部卿歌一首と書り。かみしとは醸せし也。酒を製る事なり。

上座郡

朝倉（木丸殿、朝倉關、山）　清輔奥儀抄に、天智天皇、世につゝみたまふことありて、筑前國上座郡朝倉山といふ所に、山中に黒木の屋を作りておはしましけるを、木の丸殿といふ。丸木にて作れる故なり。用心をしたまひければ、入りくる人、とはぬに、なのりをしつゝ入けるなりとかけり。また本朝文粹第二卷、三善清行の意見封事に、備中國風土記を引て曰、皇極天皇六年、大唐の將軍蘇定方新羅の軍を率ひて百濟をうつ。百濟より使來りて救をこふ、天皇筑紫に行幸し、救の兵をいださんとし給ふ。その後天皇は筑紫の行宮にて崩じ給ひ、終に此軍をやり給はざるよししるせり。夫善相公は、博覽の人也。意見封事は、善相公の天子にたてまつれる奏書なり。風土記は元明天皇の

勅書なれば、精しくえらべる書なり。此二書は、其事實いさゝかたがひ有べからず。必これを以て正とすべし。且又順德院八雲御抄、淸輔奥儀抄、菅原爲長十訓抄、宗碩法師藻鹽草等にも、皆朝倉、木丸殿、朝倉山、筑前國にありとす。故に宗祇法師が說、又近代の人の集めたる名寄なども、皆是にしたがへり。然に梁塵愚抄曰、朝倉の社は延喜式神名帳に、土佐國土佐郡にありとしるせり。風土記にも、土佐國朝倉の鄕に、朝倉の社ありと見えたり。四國の內なれば、伊豫國より土佐の國へ移りまし〳〵けるにや。朝倉の木丸殿は土佐の國にあるを、古來あやまりて筑紫に有といへりと書給ふ。今ひそかに日本紀をかんがふるに、齋明天皇六年、新羅より百濟を傾くつがへし、君臣すべてとらはれとなり、百濟の福信が使來りて救の兵をこひ、且是よりさき、日本に人質として獻ぜし、百濟の王子豐璋(しやう)を迎取て、百濟の王とせんとこふ。十二月、天皇福信が所レ乞の意にまかせて、筑紫に幸して、救の軍を百濟につかはさんとおぼして、先難波の宮に幸し給ひ、諸の軍器を備ふ。ことし百濟のために新羅をうたんとて、駿河國にて船を造らせらる。七年正月御船西に行て、始て海路につく。庚戌御船、伊豫のにぎ田津の石湯のかり宮にとまる。三月庚申、御船還りて娜(なの)の大津にいたり、磐瀬(いはせ)の行宮(かりみや)に居給ふ。五月癸卯、天皇遷て朝倉橘の廣庭の宮に居給ふ。朝倉の社の木をきりはらひて行宮を作る。此時天智天皇は太子にて供奉し給へり。七月齋明天皇朝倉の宮に崩じ給ふ。八月に皇太子天皇の喪(も)をうつし奉りて、磐瀬の宮にいたりたまふ。冬十月、天皇の喪歸て海につく。十一月、天皇の喪を以飛鳥(あすか)川原に殯(かりもがり)すとしるせり。日本紀の文かくのごとし。今案ずるに、天皇百濟を救はんために筑紫に下り給ふ。伊豫は筑紫へ下り給ふ道なれば、其海邊にしばらくとゞまりたまふことむべなり。今攝

津國より筑紫へ下る人、必伊豫をとほるがごとし。新羅の兵、唐の人をかたらひて、百濟をせめ，百濟の君臣皆とらはれしを救はんために、兵船をつくらせ、兵を催して筑紫へ下り給ふ。いといそがはしき時也。土佐は四國の南にありて偏土なれば、百濟へ兵を渡し給ふに、筑紫に遠くして便あしかるべし。我きけり。伊豫の湯處より土佐の朝倉まで、くが地相さる事三十里、其あひだ山高く嶺かさなり、坂ながく道さがし。船路は六七十里、其間浪風あらくして、船のとまりまれなる所也。海陸ともにみかどのたやすく行幸したまふべき路にあらず。なんぞ筑紫に下り給はずして、故もなく伊豫より道遠き土佐の朝倉へ行幸し、行宮所をたてゝ久しくとゞまり給はんや。是必理のなきことなり。五月に朝倉の宮にうつり、朝倉の社の木をきりて、行宮を作らしめ給ひしは、百濟をすくはんため、久しくこゝにとゞまり給はんとなり。たとへば近世豊臣太閤の朝鮮をうたんとて、肥前名護屋に城をきづきてすみ給へるがごとし。筑前の朝倉に行宮を立　七月崩御の時までこゝにすみ給ふこと、前に筑紫に幸して、救の軍を百濟につかはさんとおぼしける御志によくあへり。これを以て見れば、筑紫の朝倉なることうたがひなし。上座郡宮野と云所のほとりに、まさしく齋明天皇の行宮のあとあり。土民も古より此由を語つたふ。其所を宮野と名づけしも、行宮のありし故ならずや。宮野の南に朝倉山あり。又齋明天皇のとゞまり給ひし石瀬と云所も、筑前遠賀郡の内に在り。延喜式二十八巻に、いにしへの馬驛の由見えたり。今も石瀬の邊に、御館と云所あり。是齋明天皇行宮の所なるべし。石瀬は難波より上座の朝倉へ往來の道なり。是亦朝倉の宮、筑前にあるの證とすべし。土佐にもまた朝倉の社ありといへども、同名の地、同名の社、所々に多き事めづらしからず。土佐に朝倉

ありとて、なんぞつくしに朝倉あると云說にうたがひあらんや。夫木集の歌に、朝倉や纖面(おめ)の湊にあびきするあまのめざしにあひきあひにけりとよめり。纖面の湊も、藻鹽草には筑前としるせり。上座の朝倉海には遠けれど、大河のはたにて漁人多き所なり。土佐の朝倉のほとりに、纖面の湊と云所なきよしなり。朝倉の川向に小江あり。是おめの湊を云ひあやまれるなるべし。其所舟をつけり。海邊ならでも舟のあつまる所をみなとゝ云。海人ならでも漁するものをあまといふ例あり。あさくらのみや、木の丸殿は、つくしにありし由、古人の說多く、今も其あとのこりて、里人も其處なるよし云傳へ侍れば、うたがふべからず。又齋明天皇の御陵(みさゝぎ)とて、上座の朝倉山の側にあれども、すでに天皇の喪をうつして、飛鳥川原に殯(かりもがり)せし由、日本紀に見え侍れば、こゝに御陵はあるべからず。されども此地にて崩じ給へば、此所に葬り奉らざれども、其しるしを殘しけるにや。かうやうのためしは、世に多きことになん。日本紀の文の本末をよく考へ見ん人は、風土記、本朝文粹、八雲御抄、奥儀抄、十訓抄、藻鹽草等、あまたの古人の說あやまりにあらざる事を知べし。梁塵愚抄の作者は博洽(かふ)の人なれば、まことに末學の妄(みだり)に議すべからざる事云に及ばず。然共智者も千慮すれば必一失あり。愚者も千慮すれば必一得あり、且後人の前人を議する事はやすしと、先正の語にも見え侍れば、必前人を議すべからざるにもあらず。我說も定めてひが〳〵しかるべけれども、しばらく見るところをしるして、識者の折衷(せつちう)をまつのみ。

梁塵秘抄
朝倉や木の丸殿にわがをれば
　　わがをれば名のりをしつゝゆくやたれ
天智天皇御製

奥儀抄新古今雜中
あさくらや木の丸どのに我をれば
　　名のりをしつゝゆくはたが子ぞ

新後撰夏
ほとゝぎすあさくらやまの曙(あけぼの)に　祝部成仲
とふ人もなき名のりすらしも

夫木
時鳥雲井はるかに名のればや　匡房
あさくら山のよそになくらん

御集
朝倉や木の丸殿にすむ月の　後鳥羽院
ひかりも名のる心地こそすれ

頼業
なのりして夜ふかくすぎぬ杜鵑　小侍従
我をゆるさぬあさくらの關

早良郡

生松原(いきのまつばら)　此松原東西十二町、南北は四町ばかりあり。其地北海にちかく、平らかなる白沙にて、甚いさぎよし、世に云ならはせるは、神功皇后の三韓を伐(うち)に赴給ふ時、松の枝を此地にさして、もし事故なく敵をたひらげ歸らせ給ふべくば、此松の枝いきなん由を祈給ひしが、其松いきたりし故に、生の松と名づけたりといへり。

いのちがな生の松原いきてなほ　菅家
心つくしのひとのはて見ん

拾遺六
むかし見しいきの松原こととはゞ　橘倚平
わすれぬ人もありとこたへよ

同十八
けふまでといきの松原いきたれど　藤原後生母
我身のうさになげきてぞふる

家集
おなじ世に生の松とは聞ながら　俊成
こゝろつくしの中ぞかなしき

千載集七
昔みしこゝろばかりをしるべにて　實方

おもひぞおくる生の松ばら

太宰帥隆家筑紫へ下りけるに、扇賜とて、

枇杷皇太后宮

新古十九 涼しさは生のまつばらまさるとも
そふるあふぎの風なわすれそ

待賢門院堀川

續後十一 思ひ出る心つくしのはるけさに
いきの松こそかひなかりけれ

太宰大貳高遠

續古九 君か代のはるかにいつる旅なれば
いのりてぞゆくいきの松原

中務

家集 老ぬとも猶行さきのいのらるゝ
ちとせまでにも生の松ばら

周防内侍

みやこにもひさしく生の松原の
あらばあふせを待もしてまし

也良崎　殘島の北の出崎なり。八雲御抄、藻鹽草にも、ちくぜんにあるよししるせり。今はあやまりて荒崎と云。

萬葉集十六 おきつどり鴨といふ舟のかへりこば
やらの崎もりはやくつげこそ

同 おきつ鳥かもといふ船はやらのさき
たみてこぎくときかれこぬかも

右二首。筑前國志賀白水郎歌十首の內也。或云。筑前國守山上憶良臣作二此歌一。

千賀の浦　藻鹽草、大名寄などに、筑前としるせり。里民の説に、鳥飼村の東のほとりを云由、もとより聞傳へ侍る。今の福岡の城の西なる大塘は、いにしへ入海なりし由聞ゆれば、西北の風はげしき比は、東南の方のみぎはに、しきりに波よせかけつべく思ひ侍れば、歌のことばにかなふべきか。八雲抄に、千賀浦千賀島肥前にありと見えたり。いぶかし。ひそかに案ずるに、釋日本紀に、筑前風

土記を引て、糟屋郡志賀島は、神功皇后の御時より名づけて、近の島と云。今あやまりて資河の島と云由しるせり。しからば、ちかの浦も、志賀の浦の事なるか、是またいぶかし。

道信朝臣

後拾遺　ちかのうらに波よせかくる心地して
　　ひるまなくてもくらしつるかな

師良

新後　かひなしやみるめばかりをちぎりにて
　　濡袖ぬるゝちかのうらなみ

家隆

名寄　もろこしもちかのうらわの夜のゆめ
　　思はぬかたぞ遠つ舟人

同

同　曉のちかのうらかぜ音さえて
　　ともなしちどり波になくなり

知家

新六　千賀のうらにやくしほけぶり春は又
　　ひとつかすみとなりにける哉

寂蓮

夫木　都思ふ夢路はしばしともちどり
　　こゑはまくらに千賀の浦かぜ

能解浦（のこの）　能古浦とも書り。殘島の浦なり。此島に昔は牛の牧ありしよし、延喜式に見えたり。朝野群載には、那珂郡に在とし、藻鹽草には志摩郡とかけり、共にちがへり。

讀人不知

萬集十五　風ふけばおきつしらなみかしこしと
　　のこのとまりにあまた夜ぞぬる

中務

夫木　しほかぜはあらくもぞなる唐泊
　　のこのうら船こぎいづなゆめ

光俊

新撰六　今もかものこのうら潮たかゝらし

とまる舟人おきにいづなゆめ

草香江　八雲御抄、藻鹽草に、筑前にありとす。鳥飼村の東の入江をいふよしなり。仙覺が云、攝津國にあり。今案、萬葉八卷草香山の歌に、難波を過て打なびく草香の山とよめり。されども草香江とは見えず。

萬葉四　大伴卿旅人
くさか江の入江にあさるあしたづの
あなたづ〳〵し友なしにして
(たど〳〵しき也便なき意)

新後廿(一本續後)　法皇御製
草香江の入江のたづももろこゑに
千代に八千代とそらになくなり

怡土郡

吉井村の北の海中にあり、葉島と云。

古今六帖　人丸
下ひものゆふさりかけてときつれば
君がみぞぬふいとのしま見ゆ

怡土濱　深江村の西、子負(こふ)の原の北の海濱をいふ。

懷中　つなてなはひききるほどに風ふけば
いとのはままで舟もよりける

深江海　萬葉集に長歌有。子負原の下に記す。

子負原(こふのはら)　深江の西にあり。神功皇后御腰にはさみ給ひし石二、むかし此所にありし也。筑前風土記、又は萬葉集第五に、其事つまびらかに見えたり。彼石二共に近代ぬす人とりて、今は此原にはなし。萬葉集五卷に、長歌短歌二首あり。こふのはらとよめり。左にしるす。

かけまくは、あやにかしこし、たらしひめ、かみのみこと、からくにを、むけたひらげて、みこゝろを、しづめたまふと、いとらして、いはひ給ひし、またまなす、ふたつのいしを、よの人に、しめしたまひて、よろづよに、いひつくがねと、わだのそこ、おきつふかえの、う

なかみの、こふのはらに、みてづから、おかし
給ひて、かむながら、かむさびゐます、くしみ
たま、いまのをつゝに、たふときろかも。
　　あめつちのともにひさしくいひつげと
　　　このくしみたましかしけらしも

志摩郡

韓泊　此所の事、萬葉集におほくのせたり、尤名あ
る所なり。

萬葉十五
　からとまりのこのうら波たゝぬ日は
　　あれどもいへにこひぬ日はなし
右遣新羅使到筑前國志摩郡之韓亭舶泊各陳心
緒歌六首の内なり。

夫木　　　　　　　　　　　　　中務
　潮風はあらくもぞなるからとまり
　　のこのうら舟こぎいづなゆめ
からとまりのこの浦とつゞけたるは、唐泊のむか
ひに殘の浦よくみゆる故なるべし。一所にあるに
はあらず。

千首　　　　　　　　　　　　　宗良
　おぼつかな舟路いづこぞからとまり
　　このあしはらの名とも覺えず

引津　岐志と云所の北にあり、昔は舟入る。今は田と
なる。

萬葉七旋頭歌　　　　　　　　　人丸
　あづさ弓引津のへなるなのりその花つむま
　　ではあはざらめやもなのりそのはな

同十　　　　　　　　　　　　　作者不知
　梓弓引津野へなるなのりその
　　はなさくまでにあはぬ君かも

新勅撰十四戀　　　　　　　　　よみ人しらず
　あづさゆみひきつのべなるなのりその
　　たれうきものとしらせそめけん

可也山　八雲御抄等に、筑前とかけり。俗には親山
と云。諸吉、邊田、御床、かぬ塚、小金丸、此五

村の上なる山也。右の村皆此山のふもとに在。此山富士山に似たり。故につくしの富士と云。いづかたよりむかひても、おなじ形なり。凡七面ありと云。此山の西に可也の海とて、入うみあり。佳景也。

萬葉十五　草枕たびをくるしみこひをれば　　大判官
　かやの山邊にさをしかなくも

右遣新羅使引津亭船泊之歌七首の內なり。今案に、かやの山は引津に近ければ、引津に船とまりし時、かやの山をよめるなるべし。

　かやの野べはいともかなしな嶺の上の　　小町かあね
　松がえともにひさしきものを

夫木　下折のかやの山べになくしかの　　知家
　さこそみだれてつまをこふらめ

立石崎　芥屋(けや)村の西なる、大戸と云所より坤(ひつじさる)に有。高き山の出崎をいふ。一說に、久我(こが)村の內、寺山と云所の海中にさし出たる岩ある所也。前說をよしとすべきか。波たかく潮あらき處なれば也　山上に立石あり。

夫木　さかおろす立石崎のしらなみは　　西行
　あらき潮にもかゝりけるかな

右六十三所。其在處ノ境地旣ニ顯ル。此外在處未レ詳。及ニ於本州ニ其有無不ニ分明ナラ一。或名寄等ノ書。誤テ取ニ人名ヲ一爲ニ名所ト一者。並ニ記ニ之左ニ一。

可之布江　其處いまだしれず、香椎は志賀のうらのむかひなれば、彼入江をいへるにや。

萬葉十五　かしふ江にたづなきわたるしがのうらに
　おきつしらなみたちしくらしも

木綿間(ゆふま)山　藻鹽草第十四卷、筑前にあるよしのせたり。今案、宗像郡鐘崎の上の高き山佳景なり。里人是をゆわうまる山と云。おそらくは此山ならん。

ゆふまをあやまりて、ゆわう丸と云にや。

萬葉十四
戀つゝもおらんとすれどゆふまやま　人　丸
かくれし君をおもひかねつゝ

同十二
よしゑやしこひじとすれどゆふま山　作者不詳
こゑにし君がおもほゆらくに

許能本山　八雲御抄、藻鹽草等に、筑前にあるよししるせり。其所しれず。

萬葉十四
おふしもとこのもとやまのましばにも　人　丸
のらぬ妹かなかたに出んかも

鳴香の渡　筑前の由見え侍れども、其處しれず。上總國にも、なるかのうみあり。

夫木集
都いでゝよそになるかのわたり船　祐　擧
いづれのかたをさして行らん

織面湊　すでに朝倉の下にしるす。今は織面湊と云所、此國の内にはきこえず。されども諸書に此國に有由見え侍れば、こゝにしるすのみ。小江と云所、川のむかひにあり。舟つく所也。

紫の粉潟の海　八雲抄、萬葉の仙覺抄藻鹽草に、筑前にある由しるせり。故にこゝにしるす。萬葉集に、此所をよめる歌の詞、筑前の内とは見えはべらず、對馬の府中の艮の方に、紫の迫門と云所あり。もし此邊にある歟。

角島の迫門　筑前において、いづくにありや、しらず。長門の國に、角島とて、二ならべる島あり。其間の迫門を云か。

大浦　志賀の島の人の名也、名所にあらず。萬葉集第十六卷を考べし。

筑紫の小島　萬葉集六卷に、太宰帥大伴卿の都へ上るを、官人水城までおくりて來れり。其中に字を兒島といふ女あり。其女わかれををしみて、歌を二首よめり。大伴卿の返し歌に、日本路の吉備の

兒島をすぎてゆかば、筑紫の子島おもほえんかも
とよめり。是名所にあらず。其女の名をさしてよめり。其後の書にあやまりて、筑前の名所とす。されどもまんえふしふに、人の名なる事分明なればうたがふべからず。

水島　肥後國菊地郡にあり。筑前になし。萬葉集の歌にも、葦北の野坂の浦に船出して、水島にゆかん波たつなゆめとよめり。肥後の葦北と筑前の海と、南北はるかにへだゝりて、船路は凡百餘里有。方角大にちがへり。

島の浦　名寄に、筑前にありとす。志摩の郡にあるか。大和路の佐保山あらし吹にけり。しまのうらわにもみぢちるらしとよめり。島の宮島山も、大和にあり。然らば島の浦も大和にあるべきか。いぶかし。

太刀の小河　藻鹽草には、ちくせんとしるせり。然れども其所しれず。

筑前名寄下卷終

書于筑前名寄後

右筑前國名區。出于古人之歌詠者。凡六十餘境。篤信嘗於諸歌集及古記之中。考索之于茲有年矣。且比年巡察於各郡之鄉邑。周爰咨詢。而後蒐輯於所見聞以成編。若夫萬葉以下諸集所載本州名境之古歌。浩穰而不遑枚擧。於是隨鄙意之所好妄選錄以附各境之後。鮿生素草萊朴野之人。不知和歌。固雖難免於識者之譏笑。亦可以為世諺所謂不往而識名處之助也。尚恐攷察之疎謬而有杜撰之誚。博雅之士。一觀而刪正之惟幸。

元祿辛未重陽日

筑前貝原篤信操觚於荒津海濱精舍

筑前國諸社縁起目次

筑前國諸社縁起

宗像三社縁記

六合の内、天の覆ふ所、地の載する處、諸々の國多くしてきはまりなし。然れば國毎に、天神地祇なきにしもあらず。中について、我豐秋津洲瑞穗國を、取わき神國と稱するは、なんぞや。夫我日の本は、ひとの國にたくらぶるに、天地の南北のもなかに有て、四の時そなはり、月日の運正しく、陰陽たひらかに、晝夜時にしたがひ、寒暑さだまり、風和かにして、偏ならず。倚らず。かゝる故にや、人の心すなほに、いつくしみふかく、勇有て義を好み、あだし國よりいのちながし。然かのみならず、百穀ゆたかに、萬の財多くして、みち〳〵の百の工のしわざもすぐれ、百の器物もそなはりて、求めてたらずといふ事なし。我邦の人、名づけて、豐葦原千五百秋之瑞穗國といひ

ひ、唐土の人は是を君子國といひ、又不死の國といひけんも、亦むべならずや。かくのごとく天地の間において、殊に造化神秀のあつまれる國なり。げにや八百萬の神のしづまりまして、ひとの國より神威もいとさかんに、靈妙なる事すぐれたり。こゝを以て、名づけて神明の國と稱するならし。かゝるめでたき國に生れし人は、其幸有るを喜び、こと國よりよろづ天地のみたまもの、ゆたかなる事を樂しみて、其御めぐみをめでゝ、手のまひ足のふむ事をしらざるべし。いにしへ天地未だわかれず、一氣渾沌たり。其すみあきらかなる者は、のぼりて天となり、おもくにごれる者は、とゞこほりて地となれり。故に天まづなりて地後に定る。然して後神聖其中にあれませり。我日本はじめて開けし、神の御世遠いかな。はるかなるかな。其詳なる事きく事を得べからず。されど日本書紀に記せるは、其いと初めの御神を國常立尊と申奉る。次に國狹槌の尊、次に豐斟渟尊、此三神は、もはら陽神にて、いまだ陰神は備りまさず。次に泥土煮尊、沙土煮尊、次に大戸道尊、大苫邊尊、次に面足尊、惶根尊、次に伊弉諾尊、伊弉冊尊、此八神四つぎは、陰陽そなはりて、男女の神にておはします。國常立尊より伊弉諾尊、伊弉冊尊にいたりて、陽神三つぎ、陰陽の神四つぎ、是を天神七代といふ。此四つぎの内三世は、陰陽の神はそなはれりといへど、いまだ夫婦婚合の道はおはしまさず。伊弉諾尊、伊弉冊尊にいたりて、初て夫婦の道を行ひ給ひ、諸諸の國をうむ。二神相ともにはかりてのたまはく、吾既に大八洲國及山川草木をうむ、いかんぞ天の下の君たる者をうまざらんやとて、先づ日神をうみ給ふ。是を大日靈尊とまうす。かけまくもあやにかしこき、天照大神の御事にておはします。此御子ひかりうるはしくして、六合の内にてりとほる、二神其すぐれあやしき御子なるをめでよろこび給ひ、天におくりあげて、天上の事をしらしめ給ふ。次に月神

をうみ給ふ。又月夜見尊とまうす。其光りうるはしき事、日につげりっ日にならべてあめに送りまつる。次に蛭兒をうむ。次に素盞嗚尊をうみ給ふ。此御子性惡くして、殘害事を好み給ふ故、父母の御心に叶はず、遠く下して根の國に逐ひ給ふ。素盞嗚尊、敎をうけたまはり、根の國にまかり給はんとて、雲霧をふみわたり、しばらく高天原にまうでゝ、姉の尊に（天照大神也）相まみえ給ふ。こゝに天照大神、乃ち素盞嗚尊の十握の劍をこひとり、打折て三段になし、天の眞名井にふりすゝぎ、𪗾然にかんで、吹すつる氣噴の狹霧にうまるゝ神を、名づけて田心姫といふ。次に湍津姫、次に市杵島姫、すべて三はしらの女神ます。既にして素盞嗚尊、天照大神の髻鬘、及腕に所纏八坂瓊の五百箇御統をこひとり、天の眞名井にふりすゝぎ、さがみにかんで、吹棄る氣噴の狹霧にうまるゝ神を、なづけて正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊とまうす。是瓊瓊杵尊の御父にて、神武天皇の高祖の御神にておはします。次に四神ありっすべて五はしらの男神ます。此時に天照大神勅して曰く、其物根を原ぬれば、則八坂瓊の五百箇御統は、是吾物なり。故彼五はしらの男神は、悉くに是吾兒なりとのたまひて、乃とつて子養給ふ。又勅して曰く、其十握の劍は、是素盞嗚尊の物なり。故此三女神は、悉く是爾兒なりとのたまひて、便ち是を素盞嗚尊に授給ふ。是則筑紫の胸肩の君等が、いつき祭る神是なり。是日本紀第一卷に載る所かくの如し。又日本紀の内一書の說に、日の神の生ませる三はしらの神を以て、筑紫の洲にあまくだりまさしめ、因て敎て曰く、汝三はしらの神は、よろしく道の中にあまくだりまして、天孫を助け奉り、天孫のために祭かれよとのたまふ。是宗像の三女神の、天照大神の勅をうけさせ給ひて、初て筑紫にしづまり座せる緣なり。

筑紫の前の洲、宗像の三女神は、延喜式神名帳に、

筑前國宗像郡宗像社三座と記せり。是乃日本紀にいはゆる天照大神のうみませる田心姫、湍津姫、市杵島姫の三はしらの御神にておはします。其御同胞のついで、日本紀及舊事紀、古事記の說まち／＼なりといへども、日本紀第一卷に載せたる本文の說は、田心姫を第一とし、湍津姫を第二とし、市杵島姫を第三とせり。日本紀は舊事紀、古事記の後に出たれば、前書の訛を正せしなるべし。古語にいへる如く、後書のもの巧なる理なれば、おそらくは是を正說とすべし。其上文德實錄、三代實錄などに記せし序も、皆是に同じければ、是亦證とするに足れり。此三はしらの御神、天照大神の勅によりて、筑紫にあまくだり給ふ三神の內、一はしらの御神は遠瀛(をきつみや)に鎭りませり。今奥の島と稱する所是なり。

一神は中瀛(なかつみや)に鎭りませり。今大島と稱する所是なり。

一神は海濱(うみへた)にしづまりませり。今田島と稱する所の御神是なり。田島の御神は、昔は神湊と江口の邑との間の海濱にませり。故に海濱宮(へつみや)とまうす、此三所にしづまりませる御神の御名、三部本書(日本紀、舊事紀、古事記)にしるせし處、其說同じからず、何れの御神いづれの所に、鎭座し給ふとは決しがたければ、今しひておぼろげにいひさだむべくもあらず。古にひろき君子をまつのみ。

○宗像社と名づくる事、其いはれなきにしもあらず。筑前國風土記に曰く、宗像の大神自レ天降、居二崎門山一之時、以二青蕤(み)玉一置二奥津宮之表一、以二八坂瓊紫玉一置二中津宮之表一、以二八咫鏡一置二邊津之宮表一、以二此三表一成二神體之形一、而納二三宮一、即納二隱之一、因曰二身形一、後人改曰二宗像一釋日本紀云、胸肩之神體爲レ玉之由、見二風土記一、然則尋二其由來一爲二其神像一者也。

今案ニ日本紀、古事記には、胸肩とかけり。舊事紀には宗像としるせり。又日本紀の内に、胷形とかける所もあり。舊事紀、續日本紀以下の國史には、皆

宗像としるせり。順和名抄も亦同じ。萬葉集には宗形とかけり。凡訓同じければ、字を換へて通はし用る事、是吾が國の文字を用る習ひなれば、あやしとすべからず。奥津宮中津宮には、玉を用ひて神體とし、邊津宮には、鏡を用ひて神の御身の形として、其表とす。故に初は身の形の神と申しゝを、みのと、むなと音通ずる故、和語のならひ、となへかへて、なかごろは胸肩と改む。胸肩と宗像と訓同じければ、後代に至りて、又文字を宗像と改てより、世におしなべて宗像とかきて、其後は改むる事なし。宗像の神のまします郡なれば、其郡をも宗像と名づけしなり。

○天照大神は我が國の本主にして、日本第一の宗廟とあがめさせ給ひ、八百萬の神をすべましまして、其靈妙のたふとぶべき事、いはんもおろかなるべし。宗像の三はしらの御神は、そのあれませる所にして、日神のみことのりによりて、筑紫の洲にあまくだりまして、又まさしく神勅をうけて、帝の御末をたすけ、天孫のために祭かれよと、しめし給へるえにしあればにや、此神をば天が下に多き諸神の内にて、世々の帝とりわきたふとびいつき祭り給ひ、御いやまひおもくして、神位を世々におくらせおはしまし、をり／＼奉幣の勅使を立られし事、日本紀以下の歴史にしるせる所、昭々としていと明らかなれば、考へ見てしるべし。凡此三神に朝廷より勅使を立て、祠らしめ給ふ事、神代よりの神勅にましませば、神武の帝よりさこそ有べけれど、まさしく國史に見えしは、日本紀雄略天皇九年に見えたるを初とす。又位階を朝廷より授させ給ひし事、文德天皇嘉祥三年に、從五位上をおくらせ給ふに始まり、其後世々相つゞきて、漸く神位をすゝめさせおはします。清和天皇貞觀元年二月三十日に、筑前國從二位勳八等田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神、並に正二位を授給ふよししるせり。類聚三代格には、從一位勳八等宗像大

神としるせり。其餘の舊記にも、亦同じく記し侍れば、貞觀元年の後、從一位にすゝみ給ふ事明らけし。同じ御時貞觀十一年、新羅の人來りて、此國那珂郡荒津にて、みつぎものをかすめうばひ、（荒津は博多の邊をいへり。）諸々の國に、地震風水の災有し事をも、うらなはしめ給ふに、隣國より兵革のうれひ有べしと申によりて、おどろかせ給ひ、其翌の十二年、大中臣國雄を勅使として、宗像大神に奉幣し給ひ、御告文をまゐらせらる、御詞にも、掛まくも畏き宗像大神の廣前に、申給へと申さくと書て、其さきには我皇大神は、掛まくも畏き大帶日姫の、彼新羅人を降伏し給ふ時に、相共に力を加へ給ひて、我朝を救ひ給ひ、あがめ給ふなり。今かく狎侮る氣色をあらはし出す事をば、最是皇大神の聞驚き、怒り給ふべきものなり。掛まくも畏き皇大神、國內の諸神たちを、唱ひ道引給ひて、いまだ發向せざる以前に、ふせぎはらひ給へ、異國の盜兵の事、又水旱風雨の事、疫癘飢饉の事に至るまでに、國家の大なる禍、萬世の深き憂へども、皆拂ひ消し給ひて、天下驚く事なく、國內平安く鎭め護り、救ひ助け給ひ、朝廷を寶位動く事なく、常磐堅磐に、夜守り晝守りに護り、幸王へと恐れみ恐れみも申給はくと申すとかけり。いにしへは世々の帝、しば〳〵此御社に勅使を立られ、禮幣をさゝげ、寶物を寄納し、御尊崇をきはめ給ひ、天下に凶變あれば、朝廷より必此御神にいのらせおはします事は、彼神代より日神のかしこき勅をうけて、此國にあまくだり、鎭座し給ひて、天孫の御末を永く守らせ給ふ本緣によれるなるべし。是日本紀第一卷に載る所明けし。凡日本の萬姓は、日神の御末にあらざるは稀なれば、帝王の御位を守らせ給ふのみにあらず、農工商のいやしき民庶をもすてさせ給はず、すくはせ給ふべき理なり。況國土の守りとなり、殊に國君を守らせ給ひ、次には大夫士庶人をも守り給ふべき事は、おしはかりてもしるべし。すべらぎは八隅を

しろしめして、貴き事のきはまりなるに、帝の御あがめ祭り玉ふ事、右にしるせし如くなれば、其下なる人の貴びあがめまゐらすべき事は、いふもおろかなりや。いにしへ此明神の威靈の嚴重なる事、古き文にも見え侍る。かく他にことなる御社なればにや、昔は朝廷より神領多くよせまゐらせられ、御宮作り壯麗しく、みつばよつばにみがきたてられ、大宮司は世々傳はりて富豪なる大家なり。其下に任しかんづかさの輩、そこばくそなはりて、近世まで絶えず。かゝりしかば、折々の御まつりもゆたかに、潔くつかうまつり、時にしたがひ、百の神事をつとめて怠りすさむ事なく、よろづいかめしく盛なりし事、いはずともおしはかるべし。

凡盛なるもの衰へかはるは、定なき浮世の習ひなれば、近きころ豐臣氏の時に至りて、亂季の世なれば、此大神の尊とぶべき本緣をしれる人なくて、神領も悉く沒收せられ、大宮司の家亡び、其下に立りし神司の輩は、四方に離散して、僅かに殘れりし宮守どもは、あるかなきかの如くなりもてゆき、御社のおとろへ、祭のすたれる事、こゝに至りて極りぬれば、今は昔にくらぶるに、十が一を千百に存すといへるだにも及ばず、凡萬の事、皆末の世に至りては、衰へゆく形勢なれど、ひとり此御神の御威德のみ、いにしへ今いさゝか替る事なし。神は人の敬ひによりて、威をますといへれど、此三所の御神は、人のいやまひは古に替り衰へぬれど、近き年もまさしくあらたなる勢を、しば／＼あらはし給へる事多かり。凡天下國家に變災ある時は、此御社の御戸ひらけ鳴動し、且多く神奇をあらはし給ひ、奥津宮の御寶にも事變を示し給ふ。是我が老のひが耳にのみきけるにも非ず、十目の見る所、十手の指す處、なじかはたがふべき。いと恐るべき事にこそきこえはべれ。其威靈のいかめしきありさま、いへばおろかなりや、思ひやるべし。其上あやしきをかたるもはいならねば、其

詳なる事はいはず、かゝるあやしきしるしあるを以思へば、誠の道にかなひ、祈るべき理によりて祈らば、精誠は神明に通ずる理あれば、神の御心にもうけよろこばせ給ひて、などかあらたなるしるしおはしまさゞらんや。

粤此御神は、郡の内外及諸州にも、鎮りませる所多し。中について安藝の嚴島の御神は、此國より此神を招き請て祭り奉り、長く彼地に鎮り給ひ、宮作りいかめしく、古より帝王もみゆきまし／＼、將軍家大臣も敬ひまうで給ひ、高きいやしき、老み、いはけみ、今もあがめつかうまつり、四方の國よりまうでくる人たえず、かくの如くこと國にますは、世の覺えいとさかんに聞ゆめれど、此國の宗像の皇大神をまねき請ひて、祭れる社なれば、末の社といふべし。此國の御社こそ、まさしく神代より神勅にて、こゝに鎮り給へば、本社なる事いふに不及。かくこと國にだに諸人打つどひて、いや／＼しくつかふまつれり。況んや此筑紫の國にある人は、たかきいやしき、すべて此本の御神を敬ぶべき理なるべし。されど僻遠の國にまして、朝廷よりの御いやまひも、絶て久しくなり、遠き國よりまうでくる人のまれなる事、うらめしきかな。今かく此御社の衰へきはまりぬれど、天運はめぐりてかへる理あればにや、前の國主光之君、此御神を尊とびおはしまして、延寶三年、田島の社の拜殿諸末社等を改め作り、舞臺をも造立し給ひ、貞享四年に神領をも寄附し給ふ。かた／＼此御社に御心をよせ給ふ事淺からず。今の國主綱政君も、相繼で此三神を尊信しおはしまし、折々禮幣をもささげさせ給ひ、且神司にも時々祿たまはりぬ。かく邦君の御いやまひも、いとあつければ、神の御威德もいやましにさかんに、御社の興隆も、漸く昔に立返るべき時至りぬと、心ある限りはたのもしく、喜びの思ひをなし侍りぬ。

夫神は人の祖にして、民の本なり。萬の草木も、本

たちて末おのづから生る。故に根ふかく本かたければ、枝葉さかんにして、花さき實のる事多し。人も其祖をあがめ、厚くするは、即是本につちかふ理なれば、其子孫の永く榮ふる事も求めずして、おのづから其中にあり。されど其人の祭るべき神にあらざれば、祭りても神もうけずしてさいはひせず。所謂其鬼に非ずして祭るは諂へるなり。我が國土にあらゆる正しき名神は、其國を守り給ふことはりあれば、殊更國君のあがめ祭り給ふべき道とかや。凡國土のたいらげく、人民のやすくして、わざはひなく樂しみ、五穀のゆたかに、萬物のなりはひ成就して、人を助くるは、人君の御めぐみの天にかなひ、人民の力をかる理なる事は、誠にいはずして知りぬべし。されど又、目に見えぬ天神地祇のもだして、ひそかに護り助け給へる、めぐみのいさをしなれば、天が下にいきとしいける人民は、なべて正しき神明をたふとびつかうまつり、其御めぐみをむくひ奉りて、又さいはひを祈り、災を拂ふべし。中について此御神は、神代より神勅をうけて、此國にしづまりませば、萬世に年はふとも、永く帝王の御末、いやしき庶人までも守り給ひ、殊更鎭りませる此國をしづめ、敵國を降伏し給ふべき理なれば、此國人のあふぐも愚なる事にこそはべれ。凡我日の本は、神の御國ときくなれば、天津神國津神は社を祝ひて、今も坐すが如くつかうまつるべき事にこそ侍れ。然れば神につかふまつる道の、正しきすぢをしらずやは有べき。いにしへ倭姫命の神の御心をのべてのたまひける教に、夫天をたつとび地につかへ、神をたうとび祖を敬ふときは、宗廟をたゝず。天業を經綸む。黑心なくして、丹心をもちて淸潔く齋ひ愼み、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり右にめぐる事も、萬の事たがふ事なくして、大神につかうまつれ、元レ元本レ本故也とのたまへり。此祝語は、我が日の本の神につかへ奉

いにしへの道也。今も此敎のまゝに〳〵守るべし。是やまとことのはの、淺果敢なるに似たれども、中夏のひじりの經典の深き道にひとしかるべし。ゆふだすきかけまくもかしこくおもほゆ。唐土には昔のひじり舜の帝、天神地祇人鬼の祭の三禮を司れる、伯夷といへる臣に、神につかふる道を敎へ給ひて、夙夜惟寅直哉惟淸。とのたまへり。此意は、神につかうまつるには、朝夕常に愼みて怠りなく、其心直にしていさぎよき心をもちて、神につかへよとの御敎なり。是倭姬命のきたなき心なくして、丹き心を以淸潔齋愼とのたまへりしに同じ。又伊尹其君大甲に敎へて、鬼神常に受る事なし。よく誠あるにうくといへり。凡神道は誠を以主として、つゝしみをつとめとし、すなはちいさぎよくするを以て法とせり。やまともろこし、地のへだゝれる事數千里、世の相おくれたる事千有餘年なれど、神につかへ奉る敎の法をしめし給へる理の同じき事は、たとへば符節を合せたるが如し。遠き古の人の言なれど、是即今の人の神につかうまつるべき道なり。おろそかに思ふべからず。神を敬ふに志あらん人は、此心を保ちて、つゝしみて怠る事なかるべし。凡人の心につゝしみなければ、誠の主なくして、獨おるにも人にまじはるにも、欲と云ふ物有て亂れやすし。況神につかうまつる時、つゝしまざるべけんや。是葦原は元來神明の御國なれば、天津神國津社を祝ひてぞ、我が葦原の國は治まれるなど聞ゆるもむべなり。たかきいやしきもろ人、今もゐますが如く、つかうまつるべき事にこそ侍れ。かくありてぞ、限なき神の御めぐみを、よもに敷島のやまと島根は、さかゆべき理ならん。かくしるし侍るは、人のしらざる事いはんとには非ず。是を見る人の心に忘れずして、より〳〵思はん事をいふならし。

いにし年、やつがれ平安城に在し時、花山院前内府定誠公おほせけるは、筑紫の宗像の神社は、さばか

り由ある御事にて、いにしへ朝廷の御いやまひも、伊勢宇佐につげり。此故にもろ人のたうとびし事も、他に異なりしに、近世亂季の時より、今に至りておとろへきはまれるよし聞ゆ。吾が家に故ありて、いにしへより此三神しづまりおはします。筑紫なる御社は其本源なれば、今かくおとろへゆき給ふ事、なげきても亦あまりあるかな。汝ふるき文をかうがへ、彼御社のいとたうとぶべき縁(ことのもと)をしるして、邦君にさゝげ、國人にも示して後、神の御まへに治めなば、たかきいやしき彼神威の、こと神にかはり給ひし事をしりて、おのづから人のいやまひも出來なば、昔のさかんなりし時に、漸く立かへるべきよすがともなりなんよしを聞えさせ給ひ、其家に傳へもちたまへる宗像の神の、彼宅に古よりしづまりませる由ある事、しるせし一卷を寫さしめて、而子理相特寶帶、手づから我にさづけさせ給ふ。もとよりわが才くちよはひ既に桑楡にせまりぬれば、其命に應ぜん事おぼけなくて、いとかたければ、久しく過し侍りぬ。されど位たかく、やんごとなき人の御ことよせをうけながら、そむきはてなんもいとつみふかく、且つは此事をしるさゞらましかば、此御神のさばかりたうとき御事を、もだして、おほひかくさんもおそろしく、又宗像の神司の輩、乞求るもせちなれば、稿をつとめて、つたなき筆を起して、此卷をしるし侍りぬ。古にひろき君子のかさねてよく改め、作らん事をねがふのみ。

寬永元年　月　日　　　貝原篤信謹記

右件宗像三社縁起者。雖可久之季父、貝原益軒翁遊二京師一見二花山院前内府定誠公一、公命レ之以二縁起著述之事一。爾來有レ志未レ果。社司請亦乞レ之切也。於レ是乎不レ得レ已操レ觚矣。書成而後置二之篋笥一、刈レ繁補レ漏。改二正之一數年。頃而寄二之姪貝原常春一。常春請二翁之志一、復使下校二訂之一。二子之於二縁起一可レ謂レ頗用レ心矣。今茲社司河野通乗欲レ獻二諸之神廟一、因使二山田行恒

請ニ書之。以獻ニ廣前一。於レ此述ニ記事之梗概一云爾。

享保二十一年四月廿六日

筑前州梶川可久謹拜書

山田　行恒謹寫

宗像神社緣起附錄

日本紀第一卷一書曰、日神先生レ兒。號ニ瀛津島姬一。又生レ兒。號ニ湍津姬一。又生レ兒。號ニ田心姬一。凡三女神矣。又曰、市杵島姬命。是居ニ于遠瀛一者也。又化生神號ニ田心姬命一。是居ニ于中瀛一者也。又化生神號ニ湍津姬命一。是居ニ海濱一者也。又一書曰、日神先化ニ生兒瀛津島姬命一。亦名ニ市杵島姬命一。又化ニ生兒湍津姬命一。又化ニ生兒田霧姬一といへり。日本紀一書の內、數說同じからざる事かくの如し。又舊事紀第四卷曰、號田心姬命。亦名ニ奧津島姬命一。亦瀛津島姬命。坐ニ宗像奧津宮一。是所レ居ニ于遠瀛島一者。次市杵島姬命。亦名ニ佐依姬命一。亦云中津島姬命。坐ニ宗像中津宮一。是所レ居ニ于中島一者也。次湍津姬命。亦名ニ多岐都姬命一。亦名ニ邊津島姬命一。坐ニ宗像邊津宮一。是所レ居ニ于海濱一者。已上之神。天照大神所レ生ニ三女之神一宗像君奇祠三所大神也といへり。古事記曰、先所レ生之神多紀理毘賣命者。坐ニ胸形之奧津宮一。次市杵島比賣命者。坐ニ胸形之中津宮一。次田寸津比賣命者。坐ニ胸形之邊津宮一。此三柱神者。胸形君等之以伊都久三所大神者也といへり。三神御鎭坐の所、右三部の本書の說同じからず。何れが是なる事をしらず。後花園院文安元年、大宮司氏俊、宗像三社の記を書ける其詞に曰、第一神は、居を遠海の奧に示し給ふは、末世に至るまで、異國を降伏し給ふべきよし御誓有て、彼島に留り玉ふ。即奧の御島と號す。是日本高麗の中間也。遠瀛に居給ふ。これを田心姬と號し奉る。第二神は、居を中海の奧に示し給ふ。今大島と號する是なり。中ッ瀛に居給ふ。是を湍津姬と號し奉る。第三神は、居を海濱に示し給ふ。今田島と號する是也。海濱に居給ふ。是を市杵島姬と號し奉るとかけり。

此記は季世の説なるが、三部の本書の説にあらず。何を左證とせしにやいざしらず。又氏俊宗像三社の記には、孝靈天皇四年に、出雲國簸の川上より、宗像に御遷行有しよし記せり。是日本紀の説に背けり。同神の勅によりて、神代より既に筑紫に降臨し給ふ事、日本紀の文明證なれば、是を正説とすべし。他説を用ふべからず。

田島の祝部の輩は、昔より世々の大宮司、田島の御神を以、第一神田心姫として祭り來れるよし云傳ふ。故に彼御社に三神をいはひ祭るに、中座を第一田心姫とし、是を主神とし、左座を（神の左也）○第二湍津姫命とし、右座を（神の右也）第三市杵島姫命とす。此二座を客神とす。田島の社司の輩云傳ふるは、海濱の御社を田心姫命とす。奥津島、中津島にかはり、陸地なる故に田圃ある所にちかく、しづまります。田心とは、田の中の事をいへば、名付奉りしならん。是第一とす。大島の御社を湍津島姫とす。彼御社は天の川といへる川のほとりにしづまります。故、瀧にはなけれど湍津姫と申す。是を第二とす。奥津島の御社は、市杵島姫命也。日本紀に瀛津島姫命、亦名㆓市杵島姫㆒といへり。然ればおきつしま姫、市杵島姫は同じ御事也。おきつ島といちき島と音相近ければ、おきつ島にまします故に、市杵島姫とは名付奉りしならん。是を第三とす。島とは海中にある地を云。へつ宮は海中の島に非ず、市杵島姫と名付奉るべきやうなしと云。其三神に名付し意は、さも有ぬべきやうに聞え侍れど、三所の神名を定し事は、是も三部の本書の説にはあらず。奥津島の社司、一の甲斐が家には、舊事紀、古事記の文に本づき。又大宮司氏俊宗像記の説を證として、古來奥津島の御神を田心姫とし、第一とすと云。又奥津島の社司は、氏俊宗像記にいへる如く、三神出雲國より來りて鎭座し給へれば、第一田心姫は先づ奥島にとゞまり給ひ、次に第二湍津姫は中津島にまし、次に第三市杵島姫は海濱にとゞま

り座せり。其序まさにかくの如くなるべしと云。古書にのする所、今世の傳る所、其說まち〳〵にして、同じからざる事かくの如し。社職の傳へ云所も、亦各其理あれば、今更何れを是とし、何れを非とすべからず。然れば三神の鎭座各何れの所と其名を定め難し。つゝしんで思ふに、三神は共に日神の御子にて、同胞の御事なれば、皆たふとぶべき御神なり。何れ劣り勝れりとすべからず。故にいにしへ朝廷より賜らせ給ふ神位も、三神皆同じ御位也。凡兄をたふとび、弟をいやしむは、鄕黨にて齡をたふとぶの禮也。朝廷には然らず、昔より弟賢にして、君となりてたふとく、兄不幸にして臣となりて、いやしきためしも多かれば、必姉妹の次第(ついで)を以、其貴賤と長短とを爭ふべからず。凡田島大島奥津島三所共に、何れも三神を一社に合せ祭りて、各其社の主とする所を以、中社にあがめ奉る。同じ枝の三神を一所にいつき祭りて、神のつらなれる御勢のさかんなる事、其御たぐひいと稀なり。又おきつみや、なかつみや、へつみやといへるも、いとえんにして、たうときところの名なり。

此御神の御事、國史に載たるは、日本紀十二卷、履仲天皇五年、三神、宮中にあらはれ給ひし事あり。雄略天皇九年春二月、凡河內直香賜(おふしかふちのあたひかたま)を遣(つか)はして、胸方の神を祠らしめ給ふ。續日本紀、仁明天皇承和九年秋七月、使を筑前國に遣して、宗像の神に奉幣し給ふ。祟あるによれり。文德實錄に、文德天皇嘉祥三年十月辛亥、筑前國宗像の神に、從五位上を授けらる。仁壽三年正五位下を加へ給ふ。天安元年正四位下を授け給ひ。同二年正三位を授け給ふ。三代實錄、淸和天皇貞觀元年正月、從二位を授け奉らる。同年二月に正二位を授らる。同十二年二月十五日、勅して大中臣國雄を遣はして、奉幣し給ふ。御告文あり。三代實錄、陽成天皇元慶二年十二月二十四日、從五位下平朝臣季長を遣して、宗像大神に奉幣し給ふ。

類聚三代格に曰、大政官符應充行宗像神社修理料云々。在筑前國宗像郡金崎云々。件神社大和國城上郡之內、與坐筑前國宗像郡從一位勳八等宗像大神同神也。舊記云。是天照大神之子也。大神勅曰。汝三神降居道中奉助天孫爲天孫所崇祭者。今國家每有禱請奉幣使。是其本緣也。唯筑前社には有封戶神田大和社未預封例。

日本紀應神天皇三十七年春二月。遣阿知使主都加使主於吳令求縫工女吳王於是。與工女兄媛。弟媛。吳織。穴織。四婦女阿知使主等自吳至筑紫時、胸形大神乞工女等故以兄媛奉於胸肩大神則今在筑紫國御使君之祖也

古事記曰、大國主命、娶坐胸形奧津宮神多紀理毘賣命、生子阿遲鉏高日根神。次に妹高比賣命。亦名光比賣命。此之阿遲鉏高日子神者。今謂迦毛大御神者也。〔舊事紀の說と亦同じ。[illegible]〕大

宗像社他國にましますこと所多し。皆此國にある御神を本社とせり。延喜式に載せたるは、大和國城上郡登美山神社、三座・備前國、二座、赤坂郡津高郡に座せり。伯耆國會見郡、下野國寒川郡に坐せり。或外には山城國葛野郡の宗像神に、清和天皇より告文をまゐらせられ、鑄錢所の新に鑄る錢を奉り給ひし事、三代實錄十八卷・貞觀十二年の記に見えたり。是松尾の攝社なるか。又嵯峨の大堰川の南、嵐山のふもと櫟谷に宗像の神社あり。清和帝より御告文をまゐらせられしは、此御社なりや。

京都花山院殿の宅に、いにしへより宗像三神の社おはします。拾芥抄云、近衛南京の洞院東一町、本名一條云々。式部卿貞保親王家。貞信公傳領之。住小一條之間。號之東宮。九條殿令給外家。冷泉院此所立坊。花山院傳領之。大鏡曰。忠平公〔貞信公也〕。又小一條太政大臣と申す。朱雀院並に村上の御をぢにおはします云々。三人の大臣達〔[illegible]〕の參らせ給ふれうに、小一條の南、勘解由小路には、石たゝみをぞせられた

りしが、未だはべるぞかし。宗像の明神のおはしませば、洞院の後のつゐより、おりさせ給ひしに、雨などのふる日のれうとぞうけたまはりし、大かた其一町は、人まかりありかざりき。今はあやしき者も馬車にのりつゝ、みしくとありきはべるは、昔の名ごりにいとかたじけなくこそみ給ふめれ。此貞信公は、宗像明神うつゝに物など申給ひけり。我より御位たかくてゐさせ給へるなん、くるしきと申給ひければ、いとふびんなる御事かなとて、神の位を申させ給へるなり。

○花山院殿家記云、此亭元貞保親王家也。清和御子也。貞信公相傳而住二西家一。小一條、今宗像是なり。時人以二此亭一號二東宮一。貞信公讓二于九條右丞相一。冷泉院右相丞外孫。於二此亭一有二立太子事一。即爲二御所一東宮之號。世俗之詞。有レ徵云云。其後爲二花山院御所一。仍改二東宮之號一又稱二花山院一。

○三代實錄第二、淸和天皇貞觀元年二月晦日丙辰。筑前從二位勳八等。田心姬神。湍津姬神。市杵島姬神。並授二正二位一。太政大臣東宮一條第。從二位勳八等田心姬神。湍津姬神。市杵島姬神。並授二正二位一。此六社居雖レ異實是同神也。

○諸神記曰、建治二年勘文云。東一條宗像神社。三座之爲二式外之神一。而去年建治。占部兼文依レ勘二奏子細一。可レ預二四度官幣一之由宣下了る。

○今案、在京一條第宅の三神宗像の社は、今花山院殿の宅中に祠有是也。時代にしたがひて、第宅の有所はかはり侍れど、花山院の號はかはらず。彼宅中に坐せる宗像の社も、時に從ひて遷りたまふ。花山院殿世々是を尊崇し、祭祀をつとめ給ふ。今の花山院前內府定誠公御子、大納言持實卿も殊につゝしみつかへ給ふ。安藝嚴島神社は、彼社の緣起に、自二筑前忍賀島一來二于此一といへり。延喜式神名帳に、安藝國佐伯郡伊都伎島神社とかけり。筑前より彼地に奉請せし神也。

嚴島にては本社の內、第一市杵島姬、第二湍津姬、第三田心姬とす。是市杵島姬を專として祭れるなりと、嚴島に所祭五座あり。殘る二神は何の神を合せ祭ると云事を知らずと云。豐前國宇佐の社は、もとより宗像の三女神の鎭りませる所のよし、日本紀第一卷、舊事記第四卷に記せり。然れば三女神は、もとよりの主神にして、八幡大神は、はるかに年代過て後、彼所にあらはれ給へる客神也。今宇佐の宮三座の內、中座は卽此三女神にておはします。

社家の舊記、其外近代の文書にしるせるは、いにしへ宗像御社に神領多く、附侍べる。此國にては宗像郡西鄕三百町、稻本村四十町 須惠村三十町、稻光五十町、鞍手郡、古物神崎四十町、芹田村五十町 以上筑前 肥前國晴氣保三百町、豐後國豆田原四十町、壹岐島藥師丸二十五町、是古來定り附ける神領なり。かく國々所々に神領有りしが、近代亂世となりては、他郡の神領は、其領主沒收して、御社には納らず。淸氏より第七十九世大宮司氏貞は、後陽成院の御時、天正の比、宗像一郡及鞍手郡の內、若宮三百町、遠賀郡の內河の西鄕を領す。氏貞の先祖第五十四世大宮司氏俊は、將軍足利尊氏に與して、初て兵革を事とし、神領を以て私領の如くせしかば、其後子孫も世々かくの如し。大宮司氏貞は、天正十三年病死して、嗣子なし。同十五年、豐臣秀吉公九州を征伐し給ふ時、宗像の神領は悉く沒收せられ、大宮司の家をば重ねて立たまはず。此御社は、古よりさばかりたふとぶべき故實なる事を、其時社家の輩さへなく、舊記にくらくして、秀吉公に申さゞりし故なるべし。其年小早川中納言隆景に當國を給はりし時、此御社に新に二百町の神領を寄附せらる。其家臣井上氏が證文、及村をしるせる目錄あり。其神領寄附の間八年なり。文祿三年隆景隱居し、備後國三原に退居し給ひ、其養子筑前中納言秀秋、相續ぎて此國を領せらる。秀秋すべて國中所々の神領を沒收し、隆景の此御社に

附給へる二百町の神領も、殘らず取放さる。隆景是を悲しみ、其兎裘の釆地の内、本郡河西の郷（田島の邊を云）の土貢米百石を寄附せらる。昔大宮司有し時は、其下に屬したる三所の社家七十人ありしが、秀秋の時に至りて、社領なくなりにければ、多くの社人衣食を求めんがため、四方に離散せり。慶長五年、黑田長政君、此國を領し給ひし時、國中の神領寺領、いづくも秀秋の時の先例に隨ひて進止し給ふ。三所の造修は、長政公よりこのかた、國主より營み給ふ。此時僅かに殘り留れる社人ありしも、秀秋の苛政によりて、恒の產なくて苦しめる由を、長政公聞給ひて、慶長十一年、田島、大島、奥津島の社家十三人に、田祿をわかちあたへて、其饑寒を救ひ給ふ。十三人の内、十一人は田島に屬し、一人は奥津島の神社につかへ、一人は中津島の神社につかうまつる。

○奥津島

奥津島。日本紀第一卷には、遠瀛と稱す。舊事記に、宗像の奥津島とし、遠瀛島と云。是なり。俗に奥の島と云神をば、奥の御神と稱す。神名の異說まち／＼なる事、右に記せり。奥津宮の神司は、舊事紀 古事記及大宮司氏俊緣起の說に隨ひて、此島の御神を田心姫とし、第一の宮とす。故に中座を田心姫として、主神とす。左を市杵島姫とし、右を湍津島姫とす。

其神座、かくの如し。

左座　第三　市杵島姫命

中座　第一　田心姫命

右座　第二　湍津島姫命

此島は大島より子の方にありて、相去事海上四十八里と云。されど日永き時期につとめて舟を出し、波風のさはりだになくて長閑なれば、暮つかたより前につきぬ。かくあれば、只二十里餘りあるべしと云。御社は西南に向ひて、山の麓平地の高き所にたち給ふ。海濱より御社まで、其間百五十間のぼりゆけど、路けはしからず。今の神殿は僅に方九尺、前に拜殿あ

り。末社の數、いにしへは凡七十五區、神名一百八神あり。近年は末社の數を合せ祭りて十五區とす。神司は今只一員、其家を一甲斐と云。河野氏也。世々此御社の祭を司る。常には大島に居て、年毎に暮春初冬兩度の祭禮ある時、島にわたりてつかへ奉る。昔大宮司ありし時は、秋の祭もありしが、近き世は秋を略して祭らず。風烈しく波高くして、渡る事かなはねば、旅の衣のたつ日も定めず、其故に祭日は何れの日ともさだまらず、社司彼島に渡りし時より、日ごとに潔齋し、八日と云に當れる日、かねて魚をつりて神膳をとゝのへ、祭奠をそなふ。あざらかなる物を得ざれば祭日をのぶ。昔は三時の御祭毎に、其そなへ甚いかめしく、御饌・幣など、いと豐かに潔かりし事、其品目古き記籍にのせて、今も一甲斐が家に傳はりぬ。又いにしへ祭禮のありし時、つかうまつりし神司の位の、座列の席を記せし籍も殘れりとかや。島守を國主より常に置給ふ。百日毎に交替の番をつとむ。凡此島に來る人は、先海水に浴し、正三位の社（海邊に在小社也。志賀の神のよしいひ傳ふ。海濱を守り給へる神なるべし）に詣で、又七日の間日毎に一度海水に浴し、八日に當れる日、本社に參りまうでゝ、ぬかづき奉る。島守水主も同じ。凡此御神の威靈は、すぐれてさかんなれば、まうで來る人の心も、おのづからいやらかになりぬ。靈驗昔よりしば〳〵多きよしかたり傳ふ。此島にては、神事を宗とし侍べれば、神事にけがれある物をばいみて、まさし名をいはで、名をかへていふ。僧尼、山伏。女人。牛馬、鹿鼠など、皆別名を云ふ。（死をしんやうせいと稱し、病をまるやうせいと稱し、六畜の肉をしゝつと稱し、鳥をこふとり、女をはとめ、僧をためし、齒をなみつ花、刃をはかり、醬をなびしほ、酢を耳とり、尼をかみなかと稱するの類なり）延喜式に記せし、伊勢齋宮の、內外の忌詞の類ひならし。唐土に宗廟を祭るの禮には、神にそなふる物のいさぎよきを以て、其名をかへて、よき名を以て稱するにはかはれり。されど彼はきよきをめでゝ、これはけがれをいむ。其意は同じかるべし。春の祭にそな

へし御饌をば、冬の祭に徹し、冬の祭にそなへし御饌を、明る春の祭に徹する時、御饌の變によりて、世の吉凶を占ふ。是を名づけて試と云ふ。昔より三神の御まへ、一神ごとに三饌、すべて九饌を備へ奉る。御饌に變あれば、各其人にあたれる例ありて、天子、將軍、國君、大臣、國老及國の太夫、又社司産子の事に應ず。御饌に常にかはれる事なければ、無レ災變なし。

もし御饌に變恠ありて、すべて黒き毛おひて、かぶろの髮の如く、小兒の黒髮のうるはしく、生とゝのふるが如し。或海藻の如く、或黒く腐て、手にとれば忽くだけ消えぬ。さま〴〵變異有、其變恠あるを以て、其應ずる人のいみじき事を告給ふ事、必しるしあり。此ためし、昔よりたがふ事なしと云傳ふ。

此島は、めぐり一里あり。山高くして三の峰あり。其内にていと高きを一の嶽と云ふ。次は二の嶽、第三に當れるを白嶽と名づく。皆岩山なり。林木しげり、うるはし。岩間より大竹多く生出たり。島をめぐりて皆大岩なり。本社の御後左右にも、皆見あぐるばかりなる大岩あり。凡此島は、世はなれて異所に似ず、あやしくことなるさまなり。山のそびえてつらなれるかたち、岩のたゝずまひ、勝れてうるはしき事、他邦(あだしくに)にたとふべき所もあらず。はかなき草木迄も見所あり。此島のけしき繪にかゝせて、人にも見せまほし。朝夕に見れども、時ごとにおもしろしと、目を驚かしぬるよし、渡れる人いふ。誠に俗塵に遠き奇境にて、神仙の窟宅せる靈區なれば、さこそと思ひやられ侍べる。もし彼所に至らば、只蓬萊山に行きし心地とすべき。峰にあがりて遠く望めば、對州ま近く見ゆ。又しらぬ新羅の山も、ほのかに見えはべる。

凡此御社は、きはめて遠きあら海の中に立給ひ、もとより此島に常に住む人もなければ、社司島守の外まうでくる人なく、みてぐらをさゝぐる産子なし。

然る故に、中津宮、べつ宮より、猶衰きはまりぬれど、只大神の御威(いきほひ)の、いかめしき事のみ昔に變せず。此島の竹木土石など取て、船にのせかへる事、神の惜み玉ふ故にや、必たゝり有とて、船人ども甚おそる。島の物をみだりに損なひ、むさぼり取て、暴逆をなさば、神の祟もありなん。正神は俗説の如くに、鄙吝なる事は有まじけれど、此事故有て、奥津島の前巽の方二十町許に、小屋島とて小島あり。皆岩山なり。小屋島と奥津島の間、御門柱とて岩二つならべり。あだかも鳥居のたてるさま也。其兩間四五十間ありて、本社の御方にむかへり。天然の神門なるべし。いと異なる奇境にて、御社のたふとき事もいやましにおぼゆる。奥津島の礒に、太鼓石とて、大岩海中にさし出たり。潮のみち干に、此石に波のあたりてひゞく事、あだかも太鼓をうつが如し。夫木集山寺の歌に、たつ波に鼓の音をうちそへて、唐人よせぬ奥の島守、とよめるは、此所の事なるべし。

荒船の御社は、奥津島より少前に、荒船とて船の形なる大岩あり。海中にはなれたる小島なり。前に少入海あり。大岩のみ有て土地なし。其上に小社あり。高大明神と云。是則荒船の御社なるべし。拾遺集第七卷、物の名の歌に、草も木もみなみどりなるふか芹は、荒船の宮しろく見ゆらん、と藤原輔相のよめりしは、此所の事なるべきか。

○大島

大島は日本紀第一卷に、いはゆる中瀛、舊事紀、古事記にいはゆる、宗像の中津宮是なり。又舊事紀に、所居于中津島者也と云ふ。此御神の事は、既に前にしるせり。御社は巽に向ひて海に近し。乾にから堀有。神の湊の海濱を去る事三里、北の方の海中に有。奥津宮と邊津宮との中間にまします故、中津宮と申す。源氏物語玉鬘の卷に、大宰の少貳の女王君が歌に、舟人もたれをこふとか大島のうらがなしげにこゑの聞ゆる。とよめるは此島なり。又具氏の歌にも此島をよめり。夫木集に見ゆ。今社家の祭る所、湍津姫命を主として、中座に祝ひ祀り奉れり。其神位の列、か

くの如し。

左第二　　田心姫命
中第一　　湍津姫命
右第三　　市杵島姫命

いにしへ太宮司在し時、年毎に時々の祭禮豐かに厚くして、いさぎよかりき。神司の輩も多く列なりて、つかうまつりしかど、今は昔に變り、衰きはまりぬれば、彼さかんなりし時の十か一にだも及ばず。只島の中にあらゆる産子ども打集ひて、かた許なる祭を行ひて、つゝしみつかうまつるも、猶此御神の御威徳の盛なるしるしなるべし。九月十二日を恒例の祭日とす。其外年の内に、凡十餘度の祭禮有。中にも極月晦日の暮より、正月三日の朝まで、國土豐饒の祭あり。春は二月十四日の晩より、十五日の朝まで、禁裏御祈禱の御祭、夏は四月晦日の晩より、五月朔日の朝まで、將軍家御祈禱の御祭、秋は九月十一日の晩より、十三日の朝まで、國家平安の御祭、十二月朔日晩より、二日の朝までの御祭禮、是四季の神事なり。

昔は末社すべて七十五區、神名百八神あり。今は十八社に合せ祭る。神職一人あり。其家を二ノ甲斐と云ふ。河野氏なり。昔に大島に居て、世々此島の御神の祭祀を司どる。

御社の上に高山あり。御嶽と云ふ。昔は山上に天照太神の御祠あり。寛文二年本社の境内に遷し奉りて末社とす。

御嶽の下に小池あり。其池の下流を天の川と云。此川中津宮の御前に流れて、頓に海に入る。川の左右の側に川をへだてゝ、牽牛(ひこぼし)、織女二星の小社あり。二社の間に天の川流る。二星をこゝにいはひし故、天の川と名付しにや。石見女式髓腦曰、筑前大島と云所に、星の宮とてあり。河を隔てゝ宮あり。北をば牽牛(ひこぼし)の宮と云ひ、南を織女の宮と云ふ。此社に七月朔日より、七日までこもりて、夫妻を得ん事を、兩

社に祈る事をしるせり。又古今集栄雅抄にも、此事を載せたり。

此島の内、所々に風景美はしき佳境多くして、あげて数へがたし。されど世ばなれたる遠僻の海中にあれば、昔より歌人の吟詠もなくして、其名あらはれず。今又其佳境をひとつ〳〵しるさんも、見きく人のため、いたつがはしかるべければ、もらしつ。神崎と云所、島の北にあり。尤佳境なり。いにしへ此島の御神、出雲より初めてこゝに来り給へりし時、先此所につかせ給ふと云傳ふ。（此故に神崎と名づくと云。）正三位の社は、此島の内、岩瀬と云ふ所の林の中にあり。本社より十五町あり。景致うるはし。小社なり。拝殿もたてり。是は奥津島の末社にして、此島にあり。春冬二時に祭あり。奥津島の御神をも、常には此所にて祭る。遥拝の所なり。前は海邊なり。鳥居あり。又貴布禰の社は、正三位にゆく道に有り。中津宮の末社なり。

○田島

宗像神社三所の内、一社は宗像郡田島の邑に有　御社は戌亥の方に向ひ、敵國防禦をしめし給ふ。日本紀第一巻に、居二于海濱一者也と云ふ。舊事紀に、坐二宗像邊都宮一是所レ居二于海濱一者也と云へる、是也。今此御社のたてる所、海濱を去事半里ばかりにあり。昔は此御社、神湊の東六町、海際より一町にありし故、海濱宮と云へり。へとは海濱を云。のは助字也。田島を去事半里餘、今其あとを神の幸屋敷と云。其所に今も昔の御社の有し跡有て、いちじるし。其所に昔祭禮に用ひたりし土器のわれたるも多し。神湊と江口の里の間に在て、神湊の境内に属せり。後深草院建長年中、清氏より四十八世の孫、大宮司長氏、夢に神託の告有りて、田島に移し奉ると云傳ふ。此御社は、陸地にまし〳〵て、大宮司宅に近かりしかば、神司も多くつかうまつり、いにしへより其祭禮もしげく、神饌奉幣などもゆたかにあつく、諸人の参詣

も多くして、神殿もいかめしかりしとかや。今の御社は、いにしへに不及と雖も、自餘にくらぶるに、頗壯麗にして、社人も又多し。田島の社人等所祭の神座、左の如し。

左第二　湍津姬命

中第一　田心姬命

右第三　市杵島姬命

凡三所の大神の社に、各三神を祭り奉ると雖も、其主とする處の御神を以中座とす。田島の社家は、此社を以、第一田心姬とする故に、中坐に祭り奉りて是を主とし、自餘の二神を客とす。昔は大島、奥津島の神をも、田島の本社の外に、別宮に祭りし社あり。是光仁帝天應元年、神託有て、此所にまつると、田島の社司はいへり。然るに寛文二年、彼兩社を本社の側にうつし奉りて、大島の社は本社の南にあり。奥津島の社は本社の艮にあり。其外末社七十五區、すべて百八神、所々に在しを、此時皆本社の境内に移して、今は二十社に合せ祭る。是は別所に散在しては、昔にかはり、神司の輩其數少ければ、祭禮及洒掃のつとめもわづらはしく、いさぎよき事成がたければ也。百錬抄第六に、崇德院長承二年五月二十八日、太宰府言上す。宗像社炎上の事といへり。是此社の事にや。

近衞院天養元年、宗像氏信と氏平、當職をあらそひ戰ふ。氏信打負しかば、火を放て、片脇と云し所にありし社務の宅をやく。其火社頭に及び、本社末社一宇も殘らず、忽灰燼となる。其後造營せしかども、昔に不及、年を經て後大破に及ぶ。將軍足利尊氏の時、大宮司氏俊、興立の願によりて、公に訴へしに、尊氏の弟直義奉りて、許容の下文を遣はす。貞和年中に造功終りて、悉成就せり。其綺麗なる事、あげて云べからず。はるかに年經て後、後土御門院文明の比より、修理もたえ〴〵になり、後奈良院天文の比は、頽破に及びしが、弘治三年四月廿四日、内陣

より火出て、神殿ほのほにたぐひ、昔より坐せし神體及神室も、一時に灰燼となる。永祿二年、大宮司氏貞十五歲、近國の散襲來の難をさけて、大島に退き居れり。翌年三月本城に歸る。其後氏貞武功によりて、本領の半を取返せし故、天正四年當社再興の志有て、斧初あり。同六年造營成就せり。即今の本社是也。同六月朔日遷宮の儀式あり。此時大宮司並諸奉行連判有て、今に殘れり。延寶三年に、國主光之君、拜殿諸末社及一切經堂鐘樓等を改め作り、舞臺をも創立し給ふ。又此社の御爲に、郡吏より開墾せし新田は、神社修補の料とかや。鐘は天正十一年に、大宮司氏貞禰宜の所願にて、新に鑄てまいらす。其高龍頭の下際まで四尺四寸、口の徑二尺七寸、厚五寸三分あり。大宮司家のかしはの紋あり。銘あり。僧の作れるなり。

田島の神司十一人の内、三人は大宮司の流裔也、深田氏二人、此内一人近年亞館を受けて事を司る。嶺氏一人、凡三人皆本姓は宗像氏なり。昔は田島の御社、毎年大小の神事多くして、豐にさかんなりき。今は其禮たえて、古の百分が一も行れず、年中月次の祭紀の次第を、詳に記せし年中祭禮記一卷あり。今社家に傳れり。其事は繁多なれば、こゝに記さず。其内御神樂などのありしかたはしを、しるし侍る。此地は都遠き邊土なれど、さすが上古より靜まりませる、名神の大社なれば、古はかゝる風雅なる事をも奏しけるならし。今は殊に、かゝる神事舞樂などたえてなし。

二月十六日御神樂次第、第三宮にて酉の時に皆參、早韓神をうたふ。先人長舞ふ。次に内侍舞ふ。○第二宮御前の庭にてうたふ。皆前に同じ。○第一宮にて神拜の次に人長阿知女(あちめ)、次に舞曲あり。其取物は幣榊篠弓劍鉾杓正木等也。

次延韓神末、次に早韓神、次に志都野本末、次に千歲、次に早歌、次に内侍舞、次に萬歲樂、次に弓立、次に宮

人、次に行列、次に德錢子末本、次に木槵作末本、次に朝倉末本、次に其約也。

○五日三日競馬、次に雜樂、次に東舞、神官六人。

○八月十五日放生會、相撲、田樂、延年、猿樂あり。

此御社の恒例の祭日は、十一月上の卯日、氏人是を取行ふよし、兼良公の公事根源に記せり。

氏人とは、宗像の君をいへるなるべし。近き年まで八月十五日に祭禮あり。猿樂もありしが、元祿八年より改めて、九月朔日に祭る神樂あり。又猿樂あり。いにしへの風雅なる神樂には非ず。許斐山の麓なる社人等來りつとむ。猿樂は昔より遠賀郡內浦村の龜石太夫と云者、年毎に來りてつとむ。大宮司四十三世氏經の時、初めて八月十五日に放生會を行ふ。近代まで有之しが、今はなし。

此御社の神寶、いにしへは朝廷より、世々の御寄納さばかり多く、其外勅書、綸旨、將軍家の御敎書、公家武家の奉納、そくばくなりしとかや。されど時時の兵燹にかゝりて燒失し、亂世の時散亡せり。昔朝廷より大宮司に賜りし綸旨、猶諸州に散在するもの多し。大宮司氏貞卒して男子なく、其家絕ぬ。其女子草刈太郎左衛門に嫁して長州に行きしかば、古き文書は悉く長州に携去しが、今も其子孫草刈が家に、宗像大宮司の家に在し古き文書多く、長櫃一に納めおけりと云。今御社に在所は、氏貞のたてまつりし歌仙繪は狩野古法眼元信が筆、歌は聖護院宮の御筆なり。三十六枚あり。近き比前國主光之君よりも、歌仙一具奉納し給ふ。內陣に納む。繪は狩野法眼永眞筆歌は持明院殿の筆。今拜殿に揭げたる歌仙は、繪も歌も光之君、其家臣にかゝしめて獻じ給へるなり。此外足利尊氏、此國に下向有し時、奉納せられし鎧一領あり。又何人の奉納せしにや、太刀一腰あり。其外に短刀一口、黑田の臣池內氏奉納す。明應八年に、大宮司氏佐の時、鐘崎の海中より取あげたりし翁の假面一あり。小早川隆景の書狀三通あり。社人中に當る。

田島の社の南に、御飯の水とて井あり。清冽なり。神饌を炊ぐには必此水を用ゆ。故に御飯の水と云。社人の曰、汚穢ある者この水をくめばわきあがる。民家よりはくまず。

田島の本社に、毎年除夕、彼社人十一人年ごもりす。其夜神前にて、來年の年穀の豐凶、旱潦、風病、又は來年各我が身の吉凶、何事にても、うたがはしく難決事を占ふ。其占なひやうは、紙に其品をかき、もみて常のくじをとるが如くにす。是をためしと云。其吉凶たがふ事なし。除夕に非ずして他時にもうらなふに、又しるしあり。除夕尤しるしあり。夜明て元日に、神前にて煎たる餅を各食して歸る。其外里人も有志者は籠る。他村よりも來る。或所願有て來り年籠りする者も多し。古よりの風俗なれば、こゝにしるし侍りぬ。

毎月朔日十一日十五日社人まうでゝ、一時に中臣祓をよむ。暇ある時は此外にも來りよむ。又巫女一人有。昔は三人有しと云。社人のつとむる時ごとに巫女も出て、神樂をうたひまふ。日ごとに其歌かはれり。

宗像三社の神司、日本紀第一卷にしるせし所の、此三神をいつき祭りし胸肩の君は、姓氏錄十九卷に、大國主命六世の孫、吾田片隅命の後也としるせり。舊事紀に、阿田賀田須命は、大己貴命八世の孫なりといへり。大己貴命は、素盞嗚尊の御子なり。歷史の內に、宗像の大領宗像朝臣任官の事しば〳〵見えたり。これ宗像の君なるべし。

天武天皇の御時より宗像朝臣と稱す。今社家の說にいひ傳ふるは、宇多天皇の皇子、醍醐天皇の御弟を光遠と云、後に淸氏と改む。延喜十四年勅を奉りて、宗像大宮司となり、初て宗像に下り、神社を改め作れり。（此說、大江匡房卿神社記に出づ。又吉田兼倶注文にも載すと云。今案ずるに、宇多帝の御子に、淸氏と稱する人なし。）或これ有て、吉凡にたま〳〵もらせしにや。宗像社家の傳記に曰、宗像の神社に、是よりさきはしば〳〵勅使を下されけるが、

清氏此御社の祠官となりたまひ、祭祀を被レ命しより後は、勅使の下向を停らる。清氏此地に下り給ひてより、宗像を以姓號とし、田島の邑片脇といふ所に、居宅を營作して住せらる。其後世々の大宮司此地を以居とす。今案ずるに、日本紀に、筑紫胸肩の君等が祭る所の神是也といへれば、舍人親王の時既に、宗像の祠官在し事明らかなり。社家の說に、大宮司の始祖を清氏とするは、吾田片隅命の後裔なりし、宗像の君は亡びて、祭祀を司どる人なかりしかば、延喜帝の御時、清氏を宗像の祠官の長として、補任し給ひしなるべし。田島の社家に傳はる大宮司系圖一卷あり。清氏を元祖とす。其子孫世々相ついで、大宮司の職をつとむ。正親町院天正十三年、大宮司氏貞病で卒す。あとをつぐべき子なし。醍醐天皇延喜十四年より此年までゞ、世を重ねし事七十九世、年をふる事六百七十三年に至りて家亡びぬ。社家の舊說に、大宮司は世々皆中納言に任ず。世官なりといへど、公卿補任及其外の古書に、宗像大宮司中納言に任せし事見えず。是只後世喪亂の時、鄉里において私に稱して、其家をみづから尊貴にせしにや。朝廷よりの勅任には有べからず。朝野群載第六卷に、白河院應德元年七月二十七日の太政官府に、正六位上宗像氏道を以て、筑前國宗像社大宮司に補任せらるゝよし見えたり。中納言は相當三位なり。然れば大宮司は中納言にあらざる事明らかなり。又近代梶井宮より、宗像の法忍坊に賜りし御書に、宗像一官の事絕無舊例無餘義候。於中納言者難成候。相應の官位可奏聞候と有之、然れば中納言世官にあらざる事ますますいちじるし。大宮司は、片脇の宅にすめる事右に記すが如し。又田島の境內、本社の南に、方百餘間の宅の跡あり。近世はすたれて田となりぬ。是中世より大司宮代々の宅地也。七十八世氏男までは、常に此宅に住めり。氏貞の時は兵亂をおそれて、常には赤馬の蔦が岳の城に住し、祭禮の時のみ此宅に

來る。清氏より以來、世々の大宮司の靈を祭りし所、田島村大宮司宅の西の山上に、上高宮とて昔より社あり。寛文二年、御社の外にありし諸の末社を、皆本社の傍に移せし時、上高宮をも御社のほとりに遷して末社とす。故にもとの山上には社なし。下高宮は上高宮の北に有り。其地上高宮にくらぶれば少ひきし。是大宮司世々の妻室の靈を祭りしとて、いにしへより一社あり。是亦寛文二年に、御社の側にうつして末社とす。凡此御社のふるごとは、むかしより近き世まで。よろづ事しげき御事なれば、其かたはしもえかきつくさず、いにしへのさかんなりし事はおしはかるべし。

宗像郡增福院祭田記

筑前宗像郡山田の村增福院本尊は、宗像大宮司氏男公の婦人にておはします。爰に古を考ふるに、日本紀神代の卷に、天照大神の三女神を稱して、筑紫胸肩の君等が祭る所の神是なりと云へり。然らば、舍人親王以前より既に宗像の神官有けらし。然共、宗像の家傳に曰、人王五十九世宇多の天皇の御子、延喜の帝の御弟に、清氏公と云ふ人あり。其頃唐の帝より使來れり。延喜帝の御容貌甚醜くかりしかば、異國の使に對面し給ふ事を耻思召、御弟清氏公、又世に勝れ御姿うるはしかりしかば、其日一日帝國の御位をゆるし給ひて、異朝の使者の拜禮を請させられける。夫よりして、清氏を一日國王と申ける。其後、清氏公に、御領地を報じ給はんとの朝議有しが、筑紫宗像の社は、天照太神の御女なれば、其祭を司らしめ給はんとのために、筑前にて領地を賜はり、宗像に下し奉り、大宮司となりおはします。其御子孫相續いて、清氏公より氏男公まで七十八代、王孫なればにや、世々皆中納言に任ぜられける。清氏と云ふ人、宇多の帝の御子の限りの内には見え侍らねども、事をしるす人の書留のおかざるは、洩ぬる事のみお

ほければ、さる事もあらんかし。かゝる目出度種性(しゆしやう)なるが、世既に澆季に及びし故にや、今は其苗裔もなくなり給ひけるこそ傷はしく侍る。百六代後奈良院の御時、天文の比將軍足利尊氏の世に至て、天下大に亂れて戰爭やむ時なし。筑紫に大友、島津、龍造寺、鼎のごとくに侍て、國々の城主も其麾下に分屬す。又周防には大内義隆あり。中國を領して尤大家也。且筑前豐前の内にも、又大内の下知を請る城主あり。此比強きは弱きをのみ、大は小を合る時なれば、宗像もやむ事を得ずして、大内家の麾下に屬せり。氏男公卒し給ひし時、男子なくして、義隆へなげきて養子を給はり、宗像の家をつがしめんと乞たまふ。此時大内義隆より、其家臣黑川式部大夫隆像の子、氏貞を養子に賜りけり。天文廿年、氏貞十九歲、宗像に來り。氏男公の家をつぎ、宗像の君とする事、氏男公のごとし。氏貞は宗像郡赤間の邑蔦の城にあり。氏男公の姉人は、御娘共に同郡山田邑と云ふ所に居住し給ふ。今年大内義隆は、家臣陶全姜が反逆によりて、長州の大寧寺にて自殺し給ふ。黑川式部も同く殉死せり。是によつて氏貞の母も宗像に來り、田島のむかへなる、なだれの邑瀧の口と云ふ所に住居せらる。然るに氏貞の從者何某と云侍、氏貞に讒(ざん)して曰く、今宗像の家、大内家に屬候へ共、其義隆既にほろび給ひぬれば、毛利、大友、島津、其外又いかなる大將おこりて、大内の下知の國をも奪ひ取りて、麾下にしたがはしむる事も候はんか。然時は、山田の後室は才力ある人なれば、宗像の一門の内か、或は他人を婿にして、夫を取立、宗像をつがしめ、大内家に背て、我君をば亡し給ふか、或は追出さんとのたくみも出來るべし。且君に屬したる諸士は、皆元來宗像代々の家人なれば、それも又疑はし。若然らば、我君の御大事成べし。左樣に災とならん人を、御母と賴給ふこそはかなけれ。急ぎ討手を遣し、山田の後室と御息女を殺害し給へかし

と、樣々に詞をたくみにしてすゝめけり。氏貞彼言葉にまよひて、此議可然と思ふ心ぞ付にける。扨誰を討手に可被遣と、ひそかに詮議ありしに、石松但馬は、宗像の臣の中にも中老也。其上老人にて、山田の母公へも時々對面する者也。彼れを討手に被遣可然と申ける。さらば但馬を召せとて、此事を命せられけり。但馬大に驚くといへ共、是又扶持の臣なれば、氏貞の命を背き難き事と計り思ひて、三月廿三日に山田に行て、母公の召仕ひ給ふ女を以て、久敷御安否をも不伺故に、御めにかゝり度存じ參候由申けり。母公は廿三夜の月を拜まんとて、精進潔齋し給ふ折節なりしが、此事を聞給ひ、兼々よりほのかに聞し事あり。只今但馬が爰に來る事は、我を殺さんとてぞ來りつらん。よし／＼夫とても定命なれば力なし。此方へ通れと仰ける。但馬、御前に參り、物語を申ければ、母公、扨も今日我を殺しに來れるならん。人の手として罪なき命を殺す事、古より今に到迄、唐にも大和にも例なし。是我が天性の定命ならん。汝は宗像數代の臣也。君恩をも思はゞ、汝を賴べき事有。あれなる娘をも我と共に殺さん事、返す／＼も恨多し。必彼をたすけて、氏貞に殺さる由を申て、今夜潜に遠賀の麻生へ遣し隱し置べし。麻生は宗像にしたしき人なれば、必隱して養育せらるべし。汝が前にて賴むぞと、返す／＼仰ける。但馬以外に陳じて、是は思の外なる仰哉。偏に御心の狂亂し給ふか。聊左樣の事にて御座なく候とて、樣々に僞りけり。母公聞召、汝が申所さもあらん。然共信じ難し。我は今宵は月を拜まんとする所に、不慮の災にあひ、其志をも不遂事、遺恨也。汝に暇乞の馬餞をすゝめんとて、酒取出させ、のみて但馬にたびけり。但馬は樣々の物語しけるが、漸時刻移りければ、母公の御そばに近よつて、御むねを二刀迄て殺奉り、姫君は母公の御後に居給ひけるが、是を見給ひて、啼さけびて奥に入給ふを、但馬追付て廊下にて是を害し奉る。

哀れ成りし事共なり。母公は御歳五十三、姫君は御年十三にてぞおはしましける。但馬は二人の御しるしを取てかへらんとしけるが、女房達是を見て、なき悲しめ共せん方なくて、守り脇指など持て、つき掛るも有。但馬は是を事共せず、急ぎ歸る。兼々内通やしたりけん。母公に隨ひし侍は、大島へ渡り一人も居合ず。女房達の内より、母公の御別れを嘆き悲しみ、堪かねて、三人忽自害しける。其後郷人ども多く亂入て、財寶を悉く奪ひ取り。但馬歸りて後、山田の母公並姫君うたれ給ふにかくれなければ、氏貞の惡逆に始より與せざる者は、氏貞いかに惡逆にて申付らるゝ共、但馬重代の臣として不儀の至也。但馬が館にしかけて討むと云ふ者もあり。され共氏貞のとがめあらん事をおそれて、其事止みぬ。其後は何のうたがひもなくて、月日を經にけり。然所に翌年三月廿三日、母公の回忌に當りけるに、彼瀧口に居住せられし氏貞の妹も、山田の姫君と御同年にて十四歳成しが、俄に病付ていき絶えぬ。暫くありて蘇り、忽大にさけんで曰く、我は山田の後室也。去年の今日氏貞の惡逆により、我罪なくして但馬に殺されたり。子として罪なき母を殺事、前代未聞の不孝也。其上、我寵愛の獨娘を殺されし事、恨ても猶あまりあり。我此恨を報ぜん爲、靈魂未發せずして爰に來れり。我に讐をなしゝ其同類を、三年の内に悉く取殺し、末々まで類をたち葉をからし、其里に荻薄を生じて、荒野となすべしと宣へば、氏貞を始め、其座に有りし諸侍共之に恐れ、御憤は御尤の御事也。去ながら、御跡をよく弔ひ申、御恨をはらし給へと、いろ／＼申わびけれ共、猶々いかり給ひて、さな申ぞ。我が云所尤と思はゞ、我等をかく各ははからはじぞかしとて、其氣色恐し共いはんかたなし。其時氏貞の家臣何某、正宗の刀の、鋒にやいばなきを指たる者有り。か様の物の氣は、名作の古き劍におそるゝ物なればとて、是を拔て其座を振り

まはりしを、母公の靈魂大に笑ひ、荒かた腹いたやこ其刀には鋒にやいばなし。夫におそれてたゝりを止めよとや。われ納置べしと恥め給ふ。暫く有て仰けるは、我むこ傾て來るべし。吸物を調よと宣ふ。元より母上に聟なければ、誰人ならんと聞し、怪しみ思ひけるに、何某と云宗像の臣、同郡本木と云ふ所に住けるが來れり。其妻は母公の齒黑(かね)を付給ひけるによりて、かく宣ふ成べし。母公の、何某に向ひて、汝はよく來れり。汝若し我を殺さるゝ事をしらば、我を助くべし。若我命を助くる事不能とも、我娘の命は助くべきに、汝がしらざりし事こそ恨めしけれと宣へば、何某、如仰我夢ばかりも存じ候はゞ、一命を捨ても、などか助け奉らで候べきと申ければ、汝が申所さぞあらん。汝において恨なしと、汝が子孫にはたたりをなすべからずと仰ける。かゝる所に、氏貞の妹の病氣以外也とて、多く寄り集りけるが、各其宿所より使來り、其主人を呼び出しける。何事やらんと問ふに、其子只今死して候。其妻、其父母、其妻子、只今俄に病付て候。以外危急也なんど、其日の内に死する事、八十三人なり。恐しとも云ばかりなし。是皆母公を殺せし謀に預りたる者の一門也。其後氏貞も其家臣も恐れをなして、名僧を請じ、或は巫覡山伏等を招いて、佛事をなし、種々の祈りをなして、罪を謝すといへ共、祟やまず。氏貞の妹は久しくして死去せらる。其後詮方なくして、比叡(えい)山より、日諦と云強僧を招き下して、此たゝりを鎮めん事を賴ける。僧聞て、斯樣の事は世の常の法力にては止み難し。ひとつの能き法術有。大きなる釜を鑄させて墓の上に覆ひ、其後咒する法あり。如此して、必其靈魂しづまる物といへば、氏貞を始、諸臣共に此法尤可然とて、蘆屋の里なる鑄物師に仰て、頓て大なる釜を三つ作り、母公並息女の御墓の上におほひて後、彼僧佛經を修しけり。今は定て靈氣もしづまり給ふらんと、諸人賴み思ひけるに、其夕一夜の内

に、二つの釜づた〳〵に皆くだけゝり。たゝりは猶甚く、數年の内に、母公を殺せし邪謀に與したる黨類共三百餘人死して、其餘類悉く絶果ぬ。其後田島の里において社を作り、氏八幡と號して、祟め奉りけれ共、祟りは猶靜まらず。是によつて山田の村の母公のましける跡に、寺を立て、佛を作り、世俗のたつとぶ所の名によりて、地藏菩薩と名付けゝる。是は本の御住所なれば、其靈魂納る所を得て、安じ給へる故にや有けん、其後は漸く祟うすく成にけり。され共、其後も時々は、御母子白き絹を召て空をかけり給ふ。外にて、人の目に見れば、必病を受て床にふしけるが、案ずるに及ばず。只道にて彼母公の靈魂に行逢て、目を見合すれば、死する者猶多し。數十年以來、愈ゝ漸く怨魂も靜まり給ふ。され共其威靈は猶嚴重也。凡氣分人に勝れて、豪强なる人の寃殺せられては、其樣氣俄に散せずして怨魂猶よく祟りをなしたる事、たよりある例也。伯有が靈あらはれしも、此類ひ也。たとへば、火の息きえても、餘煙は猶やまざる如し。是亦一種の道理なれば、何の疑はしき事かあらんや。我等が先祖は、共に世々宗像先君に仕へ奉りしが、彼惡逆に與せざる故、其禍を免れたり。今に增福院に仕へ奉る僧住て、其祭は永くつきせぬ事成べし。され共人里遠き山寺にて、參詣の輩も稀なれば、久くして廢絶に及びなん事を各嘆き。婦人の御爲に其里の田地を買て、此寺に寄附し奉り、永く祭田と定む。今は時を去る事年久しく、世替りぬれ共、各舊君のよしみをしたひ、遠きを追ふの志を忘れざる故に、かく鄙意をあらはし、微儀を獻じ、永々に傳へん事を願ふのみ。こひねがはくは、尊靈是をうけたまへ。

岡湊三神之御縁記　上

貝原篤信撰

岡湊浦口にまします御神は、大倉主、菟夫羅媛、素盞嗚尊の三はしらの御神にておはします。此三神を

同じく相殿に祭り奉れり。素盞嗚尊は是祇園の御神なり。こゝにいにしへを考ふるに、上古の世、天地ひらけ、天神七代、地神五代すでにすぎて、神日本磐余彦尊は、後に神武天皇と諡し奉る。是人皇の初とす。是よりさき天照大神の御孫、彦火瓊瓊杵尊は、天照大神の勅をうけて、日向國高千穗にあまくだりおはしまし、世々其所をうつし給はずして、多く年所を經給へり。神武の帝其御苗裔として、神代のあとにしたがひて、猶其所に住給ふ。しかるに日向國は西裔にありて、偏僻の地なれば、ひろく日の本をしづめ給ふ處にあらず。東征し給ひて豐葦原の中津國を悉治め給はんとて、甲寅の年冬十月辛の酉の日、日向國より軍立し給ひ、豐國の宇佐にいたりまし、十一月甲午の日、筑紫の國岡の湊に至り給ふ。其つまびらかなる事は、日本紀に見え侍れば爰にしるさず。日本紀に岡の縣といへるは遠賀郡なり。遠賀とは、岡の字を眞字の假名に書たるなり。筑前風土記に曰、塢舸の縣の東の側に近く、大なる江口あり。名づけて塢舸水門と云。大船を容るに堪たりといへり。凡わが日の本の内に名ある所多かる中に、神代の事はおぼろげにして、其所さだかならず。人皇の御時よりぞ其名いちじるしく見え侍る。中について此地は神武の帝東征のはじめ、こゝにとゞまり給へば、こと國もろ〳〵の名區よりも、此等の地こそ名どころのはじめなるべけれ。此所むかしは入海ふかく、船のあつまりし所にて、九州の要津なれば、先こゝに至り給ひて、船をよそほひ、兵をもよほしたまへるなるべし。其の後人皇十四世仲哀天皇の御時、熊襲の國王化に從はざりしかば、天皇紀伊國より軍立し給ひ、筑紫に下り給ふ。熊襲とは、日向薩摩などを云ふ。時に岡の縣主の祖熊鰐是を聞て、周防の國沙麼の浦今の三田尻と云所なりに迎へ奉り、筑紫の國のあないして、海路を道びき奉り、山鹿の岬よ

りめぐりて、岡の浦に入らせ給ふ。湊に至り給へば、御船すゝまず、天皇あやしみ、熊鰐に問給ふ。熊鰐答へて申さく、御船のすゝまざる故は、此浦の口に、ひこがみひめ神、二人の神まします。ひこ神を大倉主といひ、ひめ神をば菟夫羅媛といふ。必此神の御心ならんかと申。天皇則いのり給ひ、大和の宇多の人伊賀彦を祝として、まつらしめたまへば、御船すゝむ事を得たり。其後仲哀天皇の御きさき、神功皇后も同く筑紫にくだり給ひしが、別船にめして洞海(くきのうみ)より入らせ給ふ。

洞海とは、今の若松より蘆屋の間の海を云。洞とは水のかよひてせばき所を云。皇后は洞海より入らせ給ふとあれば、山鹿の岬よりは入せ給はずして、名護屋大渡をすぎて、今の若松と云所の海より入せ給ふなるべし。熊手と穴生の間に、皇后崎と云所あり。此所にも皇后のしばしとゞまり給ふにや。

熊鰐又洞より皇后をむかへ奉る。潮干て皇后の御船すゝまず。熊鰐おぢかしこまりて、たちまちに魚沼鳥池をつくり、魚鳥をあつむ。皇后魚鳥のあそぶを見そなはして、御心とけ給ふ。

此時潮干て皇后の御船進まざりし處は、海士住の新村の邊。新田の内七段田と云所に、鵜の巣と云岩の背あり。此所に御船すわりて進まざりしよし、昔より云傳へたり。むかしは潮の入江也。貞享年中に、此地新田と成しに、其所に清泉出づ。今の新村祓川村の民、此水を以酒を醸すに、味甚よし。郡中第一と稱す。此所入海にて、清泉の有べきとも見えざるに、かゝる水あるは、是魚沼鳥沼のありし跡なるべし。新田とならざる前は、清泉ある所より、猶三町許山際迄は潮滿入し故、清泉は潮水の中にありて顯はれざりしなり。其上の山平かなる處に、古松三株あり。是を御輿かけの松と云。此所神功皇后の御輿をかけし所と云。皇后、潮の

湍し間、しばらく此所にとゞまり給ひしゆへ、其間御輿をここにかけたりしにや。古松三株の內、二株は大風にたふれて、今は一株のみ殘れり。

潮のみつるに及んで御船進みしかば、皇后も岡の津に止まり給ふ。此時伊都の縣主の祖、五十迹手も參むかへ奉る。（伊都は、今の怡土郡なり。）其後仲哀天皇、異賊と戰ひ給ひしが、流矢にあたり給ひ、香椎に移り、彼地にて崩じ給ふ。皇后も香椎に移りまし／＼、仲哀崩じ給ひて後、皇后筑紫をたいらげ給ひ、仲哀の御かたきなれば、新羅國にわたりて三韓をしづめ給ふ。神武のすべらき、仲哀のみかど、神功のきさき、岡の港に來り留り給へば、此地はまことに天の下にていちじるき所にぞ聞え侍る。此里の名はいにしへより蘆屋と云。

凡年月も萬の人物も皆かはりゆけど、たゞ國土のかたちのみぞ、いにしへのごとくにてあんめるなれば、山川のうるはしきけしきをば、昔今はえて、めで愛すべき事にこそ侍べれ。されど國土のかたちよりかみつかたに、國土をまもり給ふ神といふものおはしますこそ、いとたふとぶべき事なりける。此所はかゝる靈異なる佳境なればにや、此浦の口にまします大倉主、菟夫羅媛、此二はしらの御神は、上代よりすでに此所にしづまりましまし給ふ。仲哀天皇の、此所にくだり給へりし時も、此神にいのらせ給へり。帝のおそれさせ給へる御神なれば、其威靈の昭々たること、いふに及ばず。熊鰐はそのかみ岡の縣主なりしかば、此二神の事をよくしりて、天皇にかくと奏しけるなるべし。いにしへは只此二神のみ、鎭座したまへりしに、祇園の御神は、後の世に右の二はしらの御神と同じく、相殿に祭られ給ふなるべし。此郡の埴にまします高倉の御社の三神も、此御社と同神にて、大倉主、菟夫羅媛並天照大神を相殿に崇奉るが如く、此御社にも、素戔嗚尊を崇奉れるならむ。近世は大倉主、菟夫羅媛の二神をば稱せずして、只祇

園の御社とぞいふめる。こと國にもかゝるためしあり。豐前宇佐の宮は、もと天照大神の御女、宗像の三神、彼御社主にておはします。其事日本紀にのせはべる。しかるに應神天皇の神とあらはれさせ給ひ、はるかに後に、此所に相殿に祭られさせ給ひてより後は、世俗は只宇佐八幡宮とのみおもひて、三女神の彼鎭主なる事を知らざるが如し。凡祇園の御神は、いにしへ山城國愛宕郡八坂郷に、素盞嗚尊天照大神の御弟、日本紀に詳に載たり。を祭り奉りし御社なれば、いとたふとぶべき事云ふに及ばず。此所には鎭座の御事、いつの時よりはじまれるにや、其事いぶかし。近古の事にや。或時此里の漁人、前川にて網を引けるに、石體ありて、しば〱あみにかゝりあがりたまへるを、漁人神體とはしらず。佛像にもあらざれば、用なき物なりとて、川に投じける事たび〱に及べり。後に村長の少女に神託り給ひてのたまはく、我は是祇園牛頭天皇なり。此地に鎭座すべきため、しば〱漁人の網にかかりしかども、漁人はしらずしてすてしなり。我を早く社にうつすべし。しからば此地に鎭座して、永く此里を守るべし。此間此所に流行せし疫病をいやしたるも、我がしづめしちからなりとて、神託はやみぬ。其比此里に疫疾日久しくはやりけるに、彼石體を網に引入し初の日より、多くの病める人たちまち愈けるを、神託により、思ひ合せ、あやしみてたふとびける。其後彼漁人、神託におそれて、やがて網を引けるに、石體かゝりて又あらはれ給ひけるを、即此社にをさめ奉る。其後靈驗多くて、いのるにまかせてたび〱しるしあらはし給へれば、もろ〱の人あがめたふとび奉りて、もつぱら此御社を祇園とあがめ祭る。今此御社に、古へより祭り來れる御幣三本を立給へり。是即、大倉主、菟夫羅媛、素盞嗚尊すべて三神を祝ひ奉りしなるべし。昔いつの時にや、亂世に御社兵燹にかゝりし時、素盞嗚尊の御神體、大河に沈みおはしまして、其おはし所を人しらで、

世をへて、かく神靈をあらはし給へるなり。亂世の大變、人力に及ばずといへ共、かゝるありさまは、いともかしこき御事にぞ聞きはべる。さればむかしより、此里に疫疾の大に行はれし事なしときこゆ。此御社いにしへは大社にて、いかめしく繁榮し給ひ、神領も所々に多かりしかども、近古亂世の時、皆沒收せられぬ。昔より傳りし神寶も多かりしに、天正十四年、薩摩の賊兵ども來りて、亂妨をなし、放火しける時、神殿も神寶も、皆烏有となりぬ。うらめしき事にぞ聞き侍る。其後神殿は重建ありしかども、昔にははるかにおとりて、舊貫に復する事なし。秀吉公九州征伐の後は、神田すら殘りなく沒收せられしかば、祭禮などもおとろへ、萬の儀式も備らず。されど、人の心の神祇を敬へるまことは、いにしへ今つきせぬことはりなればにや、此御社をたふとびつかへまつる輩今も多し。中につきて、近き年石の鳥居を里老長野重利建たり。又此御社につき鐘なかりしかば、此里老長野氏重利、號太郎左衛門、大田氏演近、號喜兵衛、篠原氏正勝、號正右衛門、此ともがら三人ちからを合せて、元祿庚午のとし、鳧工に鑄さしめてかゝげ奉る。其銘は、豐國小倉の法雲禪師つくれり。鐘樓は右三人の子、長野政行、大田演重、篠原定次、是を創立す。御社の前後の松林は、いにしへより神の松原と云傳へしかど、近き世亂世の後は、御社に屬せざりしを、前吏花房源右衛門正辰申こふによりて、前の國君光之公より、永く御社に寄附し給ふ。其ひろき事六千歩、ことごとく御社に屬せり。花房氏は此御社に心をよせたり。

昔より此御社に、年ごとに水無月の望日を祭日とし、猿樂の能を奏しける。兵亂の災によりて、能の諸具もやけ亡び、或散失しける。然るに近古の時、里老數人の夢に、神つげ給ひけるは、此社の寶を近きに持來る者有べし。買取べしときこえしを、夢見し人々、各あやしと思ひ侍る處に、山伏一人、能の翁の假面を

一持來りしを、是なん、夢に神の告させ給へるならむと悦あひて、買とゞめける。彼山伏、其あけのとし、又三番の面を一持來れるをも買置ぬ。其人々彼山伏の異相なるをあやしみ、人をつけて見送らしめけるに、數十歩に過ぎずして見失ひ侍ると云傳ふ。其後又御社兵火にかゝりしに、假面の入し箱の内、しきりに鈴の音しけるを、社司の輩やがて取出し、火をさけて持て逃ける。其鈴も右の二面と一箱に入、神庿に納め置ぬ。猿樂の能は、五十年前よりたえて、これなし。

末社四所おはします。○貴布禰の社は、水神なれば、清川のほとりに祭り奉るなるべし。○辯才天は、いにしへより、本社のかたはらにましませしを、およそ水邊にます神なればにや、元祿のとし、所を改めて、川の中に基をつき出して、里人あまたちからを合せ、神廟を建つ。寶永のはじめ、大田源次郎、拜殿を剏(はじめ)作る。此所は殊に勝景なり。○松尾の社あり。松尾神は大山咋神、宗像市杵島姬、二座なり。本社、山城國葛野郡に在。こゝに勸請せしなり。○三上の靈社は、豊臣秀吉公の近臣三上氏、君命に背て此地に落魄す。御社の近きあたりに、昔より俳優居れり。此徒は空也上人を祖とし、九品念佛をとなふ。故に是を念佛と名づく。國中及諸州にも行て、其藝をつとめていけるわざとす。三上氏、此輩と酒宴して遊びけるが、念佛の輩、いかなる故にや、彼三上氏を殺せり。其後三上氏が靈あれて、しば〳〵祟をなしけるを、彼殺したりし輩恐れて、叢祠(ほこら)をこゝに作りて、是をまつる。彼徒ども、此社の前を過る時、必拜禮をなす。若禮なければたゝりあり。他州へゆきかへるには、必彼ほこらの前にて、九品念佛をとなへ、踊をなす。

此御祠の祭司、近世絶たりしを、前東花房正丘、延寶年中に、里人をいざなひ、邦君光之君に申て、神殿を修復し、拜殿を新に建つ。祭司は、同郡高倉の祠の末院に、千光院といへる僧を、此所に招きうつして、祭を司どらしむ。

凡國のたひらけく、民の安くして、わざはひなきは、誠に治むる人のちからによれり。されど又、天地の神のもだして、ひそかにまもりたすけたまへるわざなり。又神は人の本なりと、古人いへれば、天の下なる蒼生は、たかきいやしきなべて、たふとぶべき神祇を、うやまひつかうまつるべし。然れば、神につかふる道は、たゞ神の御心にうけしたがふにあり。神の御心は深妙(ふかくたへ)にして、愚なる我ともがら、たやすくはかりがたしといへども、昔より神の道のかたはし聞つたへたることはりを、こゝろみにいはば、神の御心は、ひとへに誠を本として、直にして淸きを宗とし給へり。夫神につかふる道は、やまともろこしのふみにしるせり。いにしへやまと姫の命、神の御心をのべてのたまはく、それ天をたつとび、地につかへ、神をたふとびとほつおや（とほつおやとは、先祖の神なり。）をうやまふときは、宗廟をたゝず、天業を經綸む。（帝王の御世の、永くたえざるなり。）又のたまはく、黑(きたなき)心なくして、丹心をもちて、淸潔(いさぎ)よく、齋愼(いもほりつゝし)み、（いもほりよは、淸齋するないふ。）左の物を右にうつさず、右の物を左にうつさずして、（是心を專一にするなり。）左を左とし、右を右とし、（道理にそむかざるなり。）左にかへり、右にめぐる事も、（時の宜にかなひて、道を失はざるなり。）萬の事たがふ事なくして、（すべて道理にたがはざるをいへり。）大神につかうまつれ。元(はじめ)を元とし本(もと)を本とする故なり、（元とは、天地を云。本とは、宗廟を云。天地神祇をたふとぶなり、右の倭姫の御言を、我朝註せしは、皆深秘のことなり。官の御ため人のためにこゝにあらはにし侍べる。）とのたまへり。是神につかへ奉る道なり。ひとの國にも、などか神につかふる法なからん。むかし舜のみかどは、（尙書といふ、もろこしの書にしるせり。）伯夷といへる臣を、まつりをつかさどれる秩宗(ちつそう)といへる官にをらしめ、天神、人鬼・地祇（人鬼とは、先祖の神なり。）をまつる三禮を（天地人の神を祭る禮をいふ。）つかさどらしめ給ひ、神につかふるみちををしへて曰、つとよはにこれつゝしんで、直にしてこれいさぎよくせよとおほせけるは、やまと姫の黑なき心なくして、丹き心をもちて、淸潔よく、齋愼めとのたまふに同じ。殷の湯王も、（是も尙書にしるせり。）天の明命を（天道のをしへの道なり。）かへり見給

ひて、以て上下の神祇、社稷、（社は土地の神稷は五穀の神なり）宗廟につかへて、つゝしみつゝしまざる事なしと見えたり。是倭姫の、天をたふとび、地につかへ、神をあがめ、祖（とほつおや）をうやまふとのたまひしに同じ。やまともろこし其地遠くへだたり、ときはるかにことなりといへども、神につかへ奉るをしへの道のかはらざる事は、たとへばわりふをあはせたるが如し。神のすぐなる御心にうけしたがひて、つとよはにつゝしみ、心をすなほにし、いさぎよくして、神の道を行ふは、神につかふる道とするべし。凡人の善惡につき、天道神明の善に福し、惡に禍し給ふこと、たとへばかげの形に應じ、ひゞきの聲に應ずるが如し。是天地神明の道、いにしへ今かはらざる理なれば、疑ふべからず。其しるしのちがはざる事、恐るべし。惡を行ひて、人しらざるとておこたるべからず。あきらかに是を早くしろしめさるゝ事、日月の物をてらし給ふが如し。愚かなる人は人を欺きて、われひとりのみしれりとおもへど、一念の惡も、はやく神明に通ずる事をしらず。しかはあれど、天地神明は御めぐみひろくして、惡つもらざればゆるして、つみなひ給はず。つもりぬれば、ふかきとがにしづみて、家をやぶり、身を失ふ事、いにしへも今も、からもやまとも、つねに多きためしなり。然れば一念一事も惡をなして、神明にそむきにくまれ奉る事なかれ。天地のめぐりやしなひも、春夏秋冬のついで、月日の光も、昔より今に至るまで、皆常にしてかはらざるは、是即神道なり。かくのごとく、萬ことわりのたがはざるをまことと云。此誠の道のかはらざるを以て、神道の常に天地の間にありて、むかし今のかはりなき事を思ひしるべし。然れば古に遠くなりゆく末の世なりとて、おこたりて道にちがひ、天地神明にそむくべからず。人は即天が下のみたまものにて、心は即神のみあらかなり。（みたまものとは、人の心に神靈あるを云。みあらかとは、神のやどり給ふ家なり。）わが心をけがし、道にそむくべからず。神の道

いまだ地におちずして、人にある事をしり、只今の一念の善を初として、日々月々に心をあらたにして、善にうつる事つとめてやまずんば、塵つもりては山ともなることわりなれば、久して後は、善をつむ事大にしてかぎりなかるべし。積善の家には、必餘慶あり。積惡の家には、必餘殃あり。此理、いにしへ今、からやまと、つねにかはらず。疑ふべからず。此理をよくさとるべし。ことさら神明の己が心にある事をさとりて、あしき心をあらため、いさぎよくすなほならん事をおもふべし。又みちなくして、神にへつらひつかへて、さいはひをもとむ共、非禮をうけ給はざれば、祈る共其しるしなかるべし。明なる神の御心は、などか其人にあざむかれて、無道をよろこびて、是にさいはひし給はんや。非禮にして神に福を祈らん事、いたりて愚かなる事にこそ侍れ。此御社にまうでくる人は、かうやうの穢き心をすて、清き心を以て、明くれ神明を、いとまめやかにつゝしみおそれて、神の御心にかなふべし。神の御心にかなはん事をもとめば、先己が心誠に、善を行ひ、父母によくつかへ、君をおそれたふとみて、其法にたがはず、兄弟妻子に和ぎ睦しく、朋友になさけふかくして僞りなく、すべて人倫をあはれみうやまひ、なかにつきて、鰥寡孤獨の（獨は年老て子なきをいふ。）より所なき者をあはれみ、かりそめにも不仁なる心なく、天地のうみ給へるいけるものを、そだてゝそこなはず、天地神明のつくり出して、人にあたへ給ふ財用を、みだりに費すことなかれ。財用足らざれば禮義をかき、親を養ひ人をめぐむ事成がたきのみならず。人をむさぼりいつはる心いできやすし。我身をつゝしみ、用をつゞまやかにして、おごらず、やぶさかならず、朝夕わが家のことわざを、よくつとめおこたらずして、つゝしんでつかへ奉らば、必神の御心にかなひて、よろづのわざはひなく、百のさいはひを下したまはん事、疑ふべからず。是わが私の僻說には非ず、

いにしへより傳はりし神聖の御をしへなり。

岡湊三神之御社御縁起　下

此地のすぐれて佳境たる事、ことごとくにのべがたし。人のやどころ多くして、戸をあめり。湊廣くして、東西の商船つどひあつまり、四民各運漕の便を得たり。朝夕に出入る船おほく、里人旅客ともに交易して、各其所を得るなるべし。

蘆屋川の源は、嘉摩郡と豊前國田河郡より出づ。穗波、鞍手を過て、遠賀に來る。昔ははるかに水上なる猪熊、鬼津など云里まで、入海ふかくして、大船も入しといへり。近世淺く成しは、古今の變遷なり。山鹿の里、河を隔てゝ相むかひ、相近き事あだかも同邑の如し。渡し舟の行かふ事、まなく時なくいそがはし。安德帝の蒙塵して、（蒙塵とは、天子の出奔したまふなり。）鳳駕をとゞめ給ひし行宮の所は、即山鹿の兵藤次秀遠が城址なり。文治元年に、三河守範頼、北條義時、下河邊行平、頼朝の將として、平氏にくみせし者をうたんとて、豊後より此地に來り、太宰少貳原田種直、其子嘉摩兵衞と戰ひしも、此蘆屋の里なり。

垂間野橋、今はなくて、橋本の名のみ殘れり。むかし山鹿・蘆屋との間に渡せし往來の橋なり。橋ありし所、今の船渡りする所より、一町ばかり西にあり。其所蘆屋の方をば、今も橋本と云。今浦と中村との間なり。其邊を、今は田ぐまと云。其邊に近き野を、田ぐま野と云。たるま、田ぐま、言相近ければ、よくなまりて、今は田ぐま野と云なるべし。今船わたりする所、川のひろさ百二十五間ばかりあり。古の橋長くして、橋の下を大船の通りし由いへり。藻鹽草にのせたる、島づたひ戸渡る船のかぢまより、おつるしづくや垂間野の橋、とよみしは、西の方よりあまたの島をつたひ來て、あしやと山鹿との間の迫戸を通れるなるべし。浪懸の岸、海ぎはにそばだち、浪風のはげしき時は、旅客の目を驚かし、夢をさます。

大浪懸、小浪懸とて二あり。東にあるを大浪懸と云。山のかたはらの岸なり。西なるを小浪懸と云。西海のはたなる高き岩の、長くつらなれるなり。西風あなじの風はげしければ、浪高くして岸にかゝれり。其ありさまこと所にかはりてめづらし。

石橋の浪に渡せるは、造化のたくみ、人の力の及がたき事を思ふ。板敷のいはほの、平にして廣きは、巨々等のたくみの、わざとけづりなせるが如し。氣長足姫尊（神功皇后の御事なり。）此所にて、神樂を催したまひし由、俗説に云傳る事、さも有べし。四方の國にては、かうやうのめづらしきたとへなき所は、いまだ見ず。鐘の岬の入日のうすづくけしきはいふべきにも非ず。おきの方に大島ありてほのかに見ゆるは、船人の聲のうらかなしげにきこゆべきやうもなく遠ければ、今少しちかくて見まほしげなり。

源氏物語玉鬘の卷に、太宰少貳の女、御許が歌、

船人も誰をこふとか大島の
うらかなしげにこゑのきこゆる

東にちかきは、遠賀川の入海に流れいる所、三のみなまたあり。是より水東西にわかれ流れ、西へ行く水は此港に來り、東にゆく水は洞の海を通り、大渡を過て、外海へ出づ。

大渡川は、若松と蘆屋の東までを云。貫之が歌に、

古今六帖
つくしなる大渡川大かたは
我ひとりのみわたるうき世か

古賀の山、高からざれども、さかしくそばだちて、夕べの霞たなびけるも、よそほしげなり。帆柱山のたかくそびえて、夕陽のうつろひたる返照の景、ことさら見るに堪たり。西に矢劍川あり。昔神功皇后[illegible]、兵のそなへに矢をはかせ給へるなり。岡の松原、うづら濱、遠くつらなり、海づらのけしきまで見所多くて、すぎがてにやすらひゆきなば、長き春日もゆき暮すらむと覺ゆ。懷中抄に、

かりにとはおもはぬ旅をいかなれば

うづら濱をば行くらすらむ

其はては、神功皇后の御旗をほされし、はたのうらと聞ゆ。大はた小はたとて、海人の、古よりかたりつたふる所なり。吉木の里、やどころ廣く、ちまたおほくして、昔は故ある所なるべし。（近代、麻生氏の住せし邑なり。）高藏の里と聞ゆるは、海近けれど山ふかく、おくまりたる谷かすかなり。神功皇后の御手づから植させ給ひし、七本の木ども猶殘りて、宮居も古めかしく神さびたり。山のけはひ、川の流れ、林のしげれる木立まで、うるはしくいさぎよき所なり。此里に鎭坐し給ふ御神も、蘆屋の御神と同じく、大倉主、菟夫羅媛なり。地僻にして世ばなれたる里なれば、常にはまうでくる人稀なり。されば春の花、秋の紅葉も見る人なくて、むなしく散なむ事をしむべし。南に宗像山、かまど山、遠くつらなりてみどりをかさぬ。殊に雪のつもれる比は、いとうるはしと見ゆ。猶も南の方をはるかにのぞめば、秋月の上なる古所山、豐國なる彥の山、雲間よりほのかにつき出たるをりは、高さもいやまさりなる心地ぞすなる。又四の時につけて、此所の景をのべば、春はまづ浦のけしきもうらゝかに、山も川もかすみこめたるいとをかし。夏はさゝやかなるまどの風さへなつかしき折なるに、まして廣き海邊、納涼のけしきいはんかたなし。殊更島山の洞の中には、浦風涼しく吹とほりて炎暑をわすれ、さながら夏なき年かとあやしまる。秋はあまぎりあひゝかたふくらしとよみし名におひて、みなとに波立わたり、物すさまじき折なるに、初雁がねの遠く鳴わたりて、それかあらぬかとたど／＼しく聞ゆるも、いとめづらし。あまの鹽やく夕けぶり、かすかにたなびき、浦のとまやのあれたるあたり、何となく物さびし。花も紅葉もなけれど、中々をかしき秋の夕ぐれなり。ことに浦浪のよる／＼は、いとちかく聞えていねがてなれば、此秋ひとりわが身の秋となる心地して、又なくあはれなり。まして

月の光ある時、此うらをのぞめば、もろこしの空もひとつに見ゆるまで、あしやのおきにすめる月影と、慈鎮和尚のよめるも、げにさる事ぞと思ひ出られ、霞もきりもへだてぬ空のけしき、はるかに遠くすみわたりて、此世の外の事までおもひやられ、おもしろさも、あはれさも、のこらぬ折なり。きぬたの里近くして、秋のあはれをもよほせり。俊頼の、何となく物ぞかなしき菅原や、伏見の里の秋の夕暮とよめりしにも、思ひなぞらへらる。冬は四方山に雪のつもりたるは、月花にはなどかおとるべき。おきの風さむく吹て、白波のひまなく立くるは、廣き野に雪のつめるがごとし。平沙渺々としてきはまりなければ、雪の夜は、四方よりかへり見るに、しらゝかにて、銀の世界になれるかとあやしまる。すべて此所の四時の佳興は、まことに極りなきながめなるべし。かゝけしきのめづらかなるさかひに遊び、殊更其をりにふるれば、身のうきことも、世のはかなき事も忘れはて、樂みのみぞあんめる。されどかうやうの所も、なほざりなる人の見るは、心づから見所すくなく、目とまらぬぞうらめしきや。所は同じけれど、只見る人から、えんにもすごくも見ゆるなりけり。此里は其境地すぐれ、佳名ありて、昔の人のいみじくめでし所なればにや。岡の湊、芦屋の里を詠せし古歌多くしてあげてかぞへがたし。

萬葉七

あまぎりあひ日方ふくらし水ぐきの
　岡の水門になみたちわたる

新拾遺春上　　　　素 暹 法 師

水ぐきの岡のみなとの波のうへに
　かすかきすてゝかへるかりがね

拾遺　　　　慈 鎮

行とまる心づくしのあはれさは
　あしやの里の松のゆふぐれ

同　　　　慈 鎮

唐國の空もひとつに見ゆるまで

あしやのおきにすめる月かげ

無題詩集に、藤原周光宿蘆屋泊詩二首、

渺邈水行心苦忩。昨留今駐罵春風。渡林鶯囀殘花底。阿岸鷗眠落日中。往事難忘雙袖涙。浮生彌淪一舟夢。自憐自咲染毫記。斯泊三爲往反躬。

渉險乘危歸思忩。前程早晩達華風。雲帆忽落嵐狂後。水梗遠漂浪激中。江縣緣邊同昔見。家郷案内入宵夢。數廻經過人知否。西海屢爲遊蕩躬。（度口往反此泊事見于本章。）

又無題詩に、釋蓮禪が著蘆屋津有感と云題にて作れる詩、

沙月渚風秋皓皓。自然遊子感呑胸。向津上下客舟集。分岸東南民戸重。（攻岸二庄。土民比屋云。）土俗毎朝先賣菜。（黄瓜紫茄。土民賣之。故云。）釣漁終夜幾燒松。（漁舟篝火。終夜燒松也。）不圖再到過斯地。思舊欄干涙忽降。（往年隨養親。路次此泊。今又來。故云。）

又過山鹿岬詠。前人作。出無題詩。

雲海沈沈望自由。聞名蓬島不遙求。潮穿沙岸松根露。盧守山畦稲穗秋。（[illegible]々望山河。[illegible]々有田畝。[illegible]盧熟。守者在盧。故云。）及老何堪羈旅路。當時遙見往來舟。未全衣錦歸郷土。舊友莫嘲貧薄愁。

近き世にも、宗祇法師がつくしをあくがれめぐりし時、此里に來り、歌などよみし事あり。

鹽やかぬ蘆屋の秋ぞ哀なる
月や煙をいとひそめけん

又、宗祇の發句あり。

いつきかん蘆屋の月の夕時雨

右の歌のことば書にも、眞砂高うして山のごとくなるに、松のむらだちて、寺々あまた見えわたるといへりしごとく、今も古寺多くして、鐘の聲朝ゆふにきこえ、里人の眠りをおどろかし、深省をおこさしむ。古しへはさばかり榮えし梵刹多かりしかど、今はおとろへぬと見ゆ。

觀音寺、臨濟派の禪寺なり。本尊觀世音は、昔海中よりあがれる靈佛なりといふ。

禪壽寺も同派の禪寺なり。本尊釋迦佛は天竺より來れりと云。

延命寺、同派の禪寺なり。本尊地藏、名作の由云傳ふ。

金臺寺は時宗なり。本尊阿彌陀佛は、安阿彌が所作、此寺は、山鹿の士麻生氏の菩提寺にて、彼亡し一族の名、過去帳にのせたり。

光明寺、淨土宗、本尊は前に同じ。

安養寺は眞宗、本尊阿彌陀は、惠心僧都の所作と云傳ふ。

延命寺の内なる若宮は、高倉の神の御子にておはしますよし云傳ふ。九月八日に蘆屋の神人等、彼延命寺の内なる若宮の神輿を、高倉の方にかきゆけば、黑山と矢矧との間、北原と云所まで、高倉の神人出合てうけとり、高倉へかき行て、一夜やどし奉り、祭ありて、其翌の日、北原にて、蘆屋の神人の御迎に來れるに、さづけ傳へる。其神人をば、名づけて大力者といふ。其裔今なほあり。

蘆屋の茶釜はむかしより天が下に其名いちじるしくして、上野國天明の釜よりもまされり。いにしへ朝廷より、其たくみ共に官をゆるさしめ給ふ。菊桐の御紋を賜りし鑄物師數家ありしが、慶長年中より、其たくみの家たえて、今はなし。かく云もてゆけば、事しげきやうなれど、此所のありさまを書つくさば、かやうの短き筆には及がたかるべし。

いにし年、邦君の命をうけて、此國の中をあまねくめぐり見し事あり。蘆屋の里に至りてやどとりし時、里老の輩、予に告て曰、岡の湊の祇園の社は、久しき名神にておはします。只うらむらくは、其緣しるせし記錄なし。其境地も亦名勝の佳境なりときこゆ。願くは、此御社緣をしるして賜らむ事、まことにねがふ所なりといへり。予齡たかく、才ひきくして、つたなき筆のあとを殘さんもはち

がましく、且公私の事しげくしていとまなければ、辭してうけがはず。然るに、いにしとし寶永庚寅の霜月、加藤重賢彼地に行遊ありし時、天橋勝治、公命によりて彼地に在て、同じく此事を先容し、兩人又われに求めらる。われ九々のよはひ、耄耋にいたりぬれど、彼里老のあまたの人々、むかしよりの求久しく、又加藤氏、大橋氏のすゝめせつなれば、つひにいなみがたくて、老さはまり、ちからなき筆をとりて、荒津の海濱の精舍にしるすのみ。又此所佳境おほければ、かつ〴〵其所に名づけさだめんことをこふ。たとへばもろこしの瀟湘、燕山、關中の八景、西湖、龍湯の十景、わが日の本にては、平城の八景、ちかき世に彼是定めし、紀伊國和歌の浦、近江の琵琶湖、山城修覺寺の八景などの名にならはんとなり。かゝるよしある所に、今あらたに名づけそめん事、われより古となるべければ、おぼろげにたやすく思ひ定むべくもあらねど、是又こふところつゐにふせぎがたく、且は大橋氏の作れる草稿を基とし、わがかつて見し好景の所を思ひやり、名づけさだめて十二景とすといふことしかり。

岡湊十二景

蘆屋客船　祇園晩涼　前川洪流　山鹿城址
波懸高濤　洞山春晴　板敷皓月　遠賀松林
鶉濱長沙　北洋征帆　檣嶽積雪　大島漁火

正德元年辛卯歲

本州　後學貝原篤信謹記

糟屋郡伊野邑天照太神宮緣起

いにしへより天が下しろしめす人、必宗廟をたて給ふは、其本祖の德を報じ、もろ〳〵の人の心をあつめて、一におもむき仰がしめ給ふ意なり。古へ天照大神、御手に寶の鏡を持て、皇孫瓊々杵尊にさづけさせ給ひて祝て曰、吾兒此たからの鏡を見まさむ事、まさになほ我を見るがごとくすべし。ともにゆかを

同くし、殿を共にして、以て齋鏡とすべしとのたまふ。鏡を神體とし給ふ事は、鏡は明をかたちとせり。心性あきらかなれば、慈愛決斷の德も其中にあり。又まさしく御影をうつし給ひしかば、深き御心をとどめ給ひけんぞかし。人皇第一代神武のみかど、都をやまとの國橿原に定め給へる時に、天照大神の御みたま、やたのかゞみを以て大殿に安置し給ふ事、いにしへの神勅のごとし。第十代崇神の御門の御時におよんで、やうやく神威をおそれ給ひて、神體と共におなじ宮のうちにすみ給ふことを、はゞかりおぼしけるにや。あらたに寶鏡をいさしめ、宮中にとどめ給ふ。今の内侍所の神鏡これなり。彼上古よりつたはれる神鏡をば、皇女豐鍬入姫につけて、やまとの國かさぬひの邑といふ所に、みづがきをたてゝあがめ奉らる。皆大神を別宮に祭り奉らるゝ始なり。其後豐鍬入姫、神のみをしへに隨て、神器をのせて所々をめぐり給ける。垂仁のみかどの御時、皇女やまと姫のみこと、豐鍬入姫にかはりて天照大神をいつき奉らる。大神のみことのりにより、猶國々をめぐりみそなはして、御社たてらるべき所をもとめたまふ。同じきみかど二十六年十月きのへねの日、神の敎へに事よせて、始て伊勢の國わたらひの郡、いすゞの川上に宮處をしめ、高天原に千木高知、下津いは根に大宮柱ふと敷立て、しづまりまし〳〵ぬ。これよりして皇太神宮と號し奉りて、かけまくもかたじけなき、日本第一の宗廟とあがめまします。是大神伊勢に鎭座し給ふはじめなり。みかどより下つかた、いやしき庶人にいたるまで、天が下の人たふとびうやまはざるはなし。それよりこのかた、君につかへ家のことわざしげきともがらは、伊勢まで遠くまうでんもいとまなければとて、國々に宮を立てつかふまつる處おほし。中にも筑前の國糟屋のこほり伊野の天照太神宮は、其始をたづぬるに、むかし豐丹生氏の人有りて、みやこにつかへ、世々大神の

まつりをつかさどれり。足利將軍のすゑの世にあたりて、豐丹生佐渡守も其先祖のごとく、大神にみやづかへをぞし侍ける。或時公所において、おなじ宮仕の人と座列のついでをあらそひて、いさゝかいかりのゝしりあひて、すでにたゝかひに及びなんとしければ、たぐひにありてあらそへるつみふかしとて、遠く豐前の國彥山のふもとに、ながしつかはされける。佐渡守もとより大神につかふまつりし志ふかゝりしかば、今其つかさをやめらるゝ事を、いたくうれへかなしみける。其時ゆめに大神の御つげ有けるは、なんぢ先祖よりよく我につかへし事年ひさし。今われに別る事をうれへ歎く事むべなり。汝われをたづさへて配所におもむくべしとのたまふ。佐渡守夢さめて、大神のみことのりを有がたく思ひ、ひそかに神體をさゝげ奉りて豐前におもむき、大神につかへ奉り、あまたの年へて身まかりぬ。其子兵庫太夫も又父の志をついで、怠ず大神につかへ奉ける。

或時大神夢に告て、汝我をつれて筑前の國糟屋の郡いのといふ所にうつるべしとのたまふ。兵庫太夫御をしへのごとく、神體をさゝげて伊野にゆき、宮を立て仕へ奉る。豐臣秀吉公の時、にしのうみなみ風いまだしづまらず。薩摩の島津兵をつかはして、筑前の國立花の城をかこむ事有しに、伊野のさとは立花の城に近ければ、かの薩摩の兵ども此さとにもみだれ入て、民の財をかすめうばひければ、兵庫太夫は彼賊兵の難をのがれんとて、神體をさゝげ奉りて、同國御笠の郡かまど山のほとりに、神體をかくし置奉る。さつまの兵共是をさぐり出して、薩摩へもち歸らんとしけるが、道にて大神たゝりをなし給ひければ、賊兵共おそれて、神體をば、豐後の國ゆすはら八幡宮にをさめ置てさりぬ。されども神靈猶たゝりをなし給ふ事やまず。其さとのつかさに託宣し、汝われを筑前糟屋の郡伊野といふ所にかへすべしと告給ふ。里のつかさいそぎ使を伊野にはせて、兵庫

太夫をまねぎければ、兵庫太夫早くゆす原にゆきて、大神を迎へ奉る。其時ゆす原の里人ども、多くつきしたがひて、おくり奉り。ほこを持ち來しが、其戈今にあり。此時大神さまざま靈異をあらはし給ふ事有り。兵庫太夫は大神につかへ奉る事もとのごとし。其子孫相ついで祭をつかさどる。佐渡守より今の左進太夫信全まで、およそ八代をへたり。近年漸く神風をたふとみて、まうでくる人多く、今より後はいよいよさぞあらんかし。伊野の村は谷ふかく地僻にして、世俗のけがれすくなし。宮所は民家の上、高き所にあり。うしろに青山高くそびへ、前に緑水きよくながる。陽に向ひ陰にそむきて、世に又類ひすくなき靈地なるべし。伊野の下に山田といふ里あり。伊野といひ、山田といへる名は、大神いまだ此所に遷幸し給はぬ時、むかしより定れる名なり。大神のみやしろ伊勢にましまして、其まへに山田あればにや、かゝる遠きつくしの國にものし給ふに、其名もとよりかなへる事、誠に神妙なりと云つべし。ひそかに思ふに、昔神功皇后、香椎の宮におはしまし、神託をうけて新羅を伐給はんため、さらに齋宮を小山田の里につくり給ふ。是伊野の西なる山田村に、[illegible]數とて、神功皇后の齋宮ある所なるべし。三月吉日をえらんで齋宮に入給ひ、みづから神主となり、先に仲哀天皇に神託有し神を問ひ給ひ、神の教へをうけて其神々をまつり給ふよし、日本紀に見え侍る。しかれば伊野の里も小山田に近ければ、こゝに天照大神をまつり給へる故、後に此所を名て齋野といへるにや。近來佐渡守に神託ありて、こゝに鎭座し給ふも。昔大神宮ありて、久しく絶にし跡なれば、もとの宮所に再しづまりおはしましけるにや。今も此みやしろをおがみ奉れば、儼然として目に見えぬ神の、さながらそのかみにますがごとく、大史公が孔廟にいたりて、低徊してさる事あたはずといひしも、實にさる事ぞかし。かゝる尊き神の、遠き[illegible]

所をしめ給ふ事、誠に有がたきためしなれば、あふぎても又あまりある事なるべし。始て此所に鎮座し給ふ事のおこりは、其むねかくのごとし。こゝにて筆をやむべけれども、神につかうまつる道のあらましを、ついでにこゝにしるし侍るべし。凡國土のたいらけく、人民の安くしてわざはひなきは、人の力のみにもらず、天神地祇のもだして、ひそかにまもり助給へるわざなれば、天が下にいける人民は、なべて神明をたふとみつかうまつるべし。しかれば、神につかふる道をしらずんばあるべからず。神につかふる道は、やまともろこしのふみにしるせり。古へやまと姫、神の御こゝろをのべてのたまはく、それ天をたつとび、地につかへ、神をたふとび、とほつおやをうやまふときは、宗廟をたゝず、天業を經綸む。又佛法の息をしりぞけ、神祇を再拜し奉れと。又のたまはく、黑き心なくして丹心をもちて、清潔よく齋愼み、左の物を右にうつさず。右の物を左にうつさずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右にめぐる事も、萬事たがふ事なくして、大神につかうまつれ。元元本本するゆゑなりといへり。是神につかへ奉るみちなり。ひとの國にも、などか神につかふる法なからん。昔もろこしの舜のみかどは、伯夷といへる臣を、まつりつかさどる秩宗といふ官にをらしめ、天神、人鬼、地祇をまつる三禮をつかさどらしめ給へり。殷の湯王も天の明命をかへりみ給ひて、上下の神祇、社稷、宗廟につかへて、つゝしみつゝしまざる事なしとあり。是やまと姫の天をたふとみ、地につかへ、神をあがめ、祖をうやまふとの給ひしにおなじ。又舜の伯夷に、神につかふる道ををしへ給ひ、つとよはにこれつゝしんで、直にしてこれいさぎよくせよと仰せけるは、倭姬の黑き心なくして、丹き心をもちて、清潔よく齋愼めとの給ふにおなじ。やまともろこし其地遠くへだゝり、時はるかにことなりといへ共、神につかへ奉る

敎のかはらざる事は、たとへばわりふをあはせたるがごとし。又いせ大神のみやしろは、むかしより今に至るまで、かやぶきにて、色どりかざりもなき神殿なり。御饌（みけ）はしらげざる黑米を用ひ、よろづ神さびて、いとたふとき御有さまなり。これ神德の至れる故、且は上古のすなほなる神風なるべし。

神道はすなほにしてかざりなく、唯いさぎよきを用る事、是を以てもしるべし。もろこしの清廟もまたこれにおなじき事、左氏が春秋傳に見えたり。殷の紂王は、まさしく天下の主なりしかども、天道神祇につかへず、その先祖の宗廟をもまつらず、我身に驕をき、玉食をし、宮室を華美にしけるが、邪惡身にむくひて、つひにほろびぬ。天道神明をおそれずして、我身の榮華を專にする人は、かならずやぶれ亡ぶる事、古へも今も、からもやまとも、ためし多き事いふにおよばず。いともかしこき事なれども、大神の御威德は正大光明にして、我が豐葦原中津くにの本祖にてましませば、あめが下をこと〳〵く照しのぞみ給ひて、大八洲のうち、もろ〳〵のさかしきも、おろかなるも、たかきいやしきも、野のすゑ、海の中まで、皆これ神の民なれば、誰かあへてつゝしんであふぎたふとばざらん。あゝ此後も世についで此みやしろをまもりてつかふまつる宮人、及び四方よりまうでくる人々、つとめよや。神はつねにうけたまはず、唯誠有るをうけ給ふ。神事をかろむじおろそかにすべからず。舜の、つとよはにこれつゝしんで、直にしてこれ清くせよとのたまふは、ことにすぐれて有がたきをしへなり。此意はよるひる常につつしんでおこたりなく、正直にして黑き心なく、丹心を以て神につかへよとの事なり。神のすぐなるみこゝろにうけ随ひて、神の道を行ふは、神につかふる道としるべし。善みちにしたがへば、百のさひはひあり。あしき事を行へば、萬のわざはひとなる。これみな人の心の中を、天道神明のてらしかんがみ

給ひて、善惡によりて其むくひをほどこし給ふ。惡を心におこして、人しらざるとておこたるべからず。神あきらかにこれを早くしろしめさるゝ事、日月の物をてらし給ふがごとし。おろかなる人は、ひとをあざむきて、我ひとりのみしれりと思へど、其一念の惡も、はやく天道神明に通ずる也。しかれども惡つもらざれば、天道神明のひろき御めぐみなれば、ゆるしてつみなひたまはず。つもりぬればふかきとがにしづみて、身をうしなふ事、古へも今も常におほきためしなり。しかれば一念一事も惡をなして、神明にそむきはなたれ奉る事なかれ。天地のめぐりやしなひも、春夏秋冬のついで、陰陽五行のいきほひ、月日の光も、皆常にしてかはらざるは、是即神道也。かくのごとく、萬やくそくのたがはざるを誠といふ。此まことの道を以て、神道の、常に天地の間にありて、むかし今かはりなき事を思ひしるべし。しかれば、古にとほくなりゆく末の世なりとて、志をすつべからず。神の道いまだ地におちずして人にあれば、心を新にして善にうつらば、などか古の人にも及ばざらん。又我うまれ付たる氣質のあしければとて、みづからいやしむべからず。人も萬物も皆まことの神道より出來り、ことさら人は萬物の靈なるゆゑに、我こゝろは即天地の神にて、本性正しきものなれば、只今の一念の善を初として、日々月々につとめてやまずんば、千里の道も一あしよりはじまりて、などか遠きさかひにもいたらざらむ。つねに神明の義心にある事をさとりて、正直清潔にあらん事をこゝろざし、邪なからん事を思ふべし。又非義なる事をおこなひ、非禮を以て神にいのるとも、神は非禮をうけ給はねば、其しるしなかるべし。道なくして神にへつらひつかへて、さいはひをもとむとも、明なる神のこゝろに、などか其人にあざむかれて、無道をよろこびて、是にさいはひし給はんや。いたりておろかなる事なるべし。此みやにまうでく

る人は、かうやうの穢き心をすて、清きこゝろを以て、あけくれ天道神明をつゝしみおそれて、神の御こゝろにかなふべし。神の御心にかなはん事をもとめば、まづわが父母によくつかへ、君をたふとみて、誠の心をつくし、兄弟妻子に和睦し、臣民を撫いつくしみ、かりそめにもいつはりよこしまなる心なく、天地のうみ給へる物をめぐみそだてゝ、そこなひむさぼらず、朝夕わが家の事業をよくつとめおこたらずして、敬んで神明につかへ奉らば、必神の御こゝろにかなひて、百の祥をくだしあたへ給はんこと、うたがふべからず。是わが私の辯說(わたくしごと)にあらず、いにしへより神聖のをしへなり。

元祿辛未正月靈辰　　筑後學貝原篤信云記

糟屋郡山田邑齋宮緣起

わが日の本に、そのかみ天津神の基をひらき給ひしより、八百萬の神のなり出給ふ勝地にして、陰陽造化の秀氣をあつめたる靈域也。さればにや百穀豐饒にして、萬品ともしからず。豐葦原千五百秋瑞穗國といへる名も誠にむなしからずきこゆ。人傑に、俗美なれば、推して君子國と稱するも又當れるかな。抑神代より人皇に至る迄、至治の化誠にいみじといへども、他の國の我國に服するはなかりしに、人皇十五代神功皇后の御時、輙く三韓を征服せさせ給ひしよりぞ、我國の風化廣くひとの國に及ぶ事は始まれりける。是もとより皇后聰明英武の德まし〳〵ける故とは云へど、しかしながら、天神地祇の默して助け給ひける恩賴もまたすくなからざりしにや。つら〳〵、遠くその事を考侍るに、人皇十四代のみかどを、仲哀天皇と申奉る。御叔父成務天皇の御讓を受けて、近江國志賀の里に都をたて給へり。位に即せ給へる二とせと聞えし、春正月に、息長足姬尊を立て皇后とし給ふ。中古にいたり諡を奉りて、神功皇后と稱し奉る。是、氣長宿禰王の御女にして、開

化天皇の御子彦坐命の玄孫なり。御性聰明叡智おはしましける。其年の二月に、仲哀帝越前國角鹿にいたり、此所に行宮をたてゝおはします。是を笥飯の宮と云。又南國を巡狩し給はんとて、皇后及內寮をば角鹿に留置給ひて、二三の卿大夫及官人數百を隨て、紀伊國にいたり、德勤津宮にましましける。此時熊襲叛亂して、西の海波風おだやかならざるよし聞えければ、是を征し給はんため、長門國に幸し、此地に行宮をたてゝおはします。是を豐浦宮と號す。則此所より皇后をも招かせ給ふ。爰にて久しく光陰をおくらせたまひて、熊襲がみづから罪を悔て、心服せん事を待たせ給ふといへども、聊其事なかりしかば、八年己卯のとしの春、仲哀天皇筑紫に幸まし〳〵て、みづから熊襲が國を討ん事を謀給ふに、遠賀縣主、伊覩縣主など、速に迎へ來りて、車駕に屬し奉る。みかどは皇后と共に、筑前國香椎宮にいたりまし、群臣と熊襲をうたん事を謀り給ふ。時に皇后に神託ありて、熊襲が服せざる事をあながちに憂ひ給ひそ。かれは小國なり。殊には陰神陽神のうみ給ひし國なれば討ずとも終には隨ひ奉りなん。是より西に寶の國あり。是を栲衾新羅國と云。もし我を祭給はゞ、則刄に血ぬらずして、其國を得給ふべしとありしかども、帝是をうたがはせ給ひて、神の敎にそむき、熊襲をうたせ給ひしが、えかち給はで歸り給ひぬ。翌九年二月五日、天皇忽になやみ給ふことありて、翌日俄にかくれ給ひける。皇后はなはだなげき哀しませ給ふといへどもそのかひなく、御屍をば豐浦宮に殯し置奉りて、夫君のために御仇をも報はせ給ひ、又神の敎によりて、寶國をも求めまほしく思して、群臣百寮に命じ、罪をはらひ過を改めて、更に齋宮を小山田邑につくり、三月朔日吉日なればとて、いみこもらせ給ひ、みづから神主となり給ひ、武內宿禰に命じて琴をひかしめ、中臣烏賊津使主をめして審神者として、先の日天皇に御敎あ

りしは、何れの神ぞと問はせ給ひしに、七日七夜にいたりて、答てのたまはく、すべて此國は汝命の御腹の御子のしらすべき國也。時に武内宿禰申さく、其御腹にいます御子は何御子ぞや。答へてのたまはく、男子なり。汝つぶさにこひたづぬ。今かくのごとく申教へます神に、天疎向津媛、（天照大神の荒魂なり。）武甕槌命、事代主神、表筒男、中筒男、底筒男神也。今誠に其國を求めん事をおもひ給はゞ、天神地祇、山神、及河海の諸神に、悉く幣帛を奉り給へとて、神はあがらせ給ひけり。かくて皇后神の教を有がたく、たふとくおぼしめし、諸神に祈り祭り給ふ。其後吉備臣祖、鴨別をして熊襲をうたしめ給ふに、程なく歸服せり。又羽白熊鷲、田油津媛などいふ國賊をも攻亡し給ひぬ。かゝりければ、我國には王化に從はざるものもなくなりし故、軍卒を集め、兵甲を錬て、冬十月三日、對馬より御船を出させ給ひしかば、住吉大神の荒魂は、軍の先鋒となり、和魂は、御船を守り給ひ、飛廉風をおこし、陽侯波をあげ、海中の大魚盡くうかびて御船をさしはさみ、大風順に帆を吹て、波に隨つて艫楫を勞せず、則新羅に至り給ふ。此時御船に先だち、潮浪悉く新羅國中に及ぶ。是を以て、天神地祇の悉く神后を助けさせ給ふ事をしれり。こゝにおいて、新羅王おちわなゝきせむすべしらず。新羅の國をたてしよりこのかた、いまだ曾て海水の國にのぼる事を聞かず。若天運盡きて國すなはち海となるかといひもをはらざるに、舳艫うみにみちて、旌旗日にかゞやき、鼓吹聲を起して、山川悉くふるふ。新羅王是を望て、心まどひさめてのち、日本の神兵なる事をさとり、得勝まじき事をしりて、囚人の姿に身をやつし、皇后の御船の前に降伏して、永く日本に臣として、年ごとの朝貢怠る事あるまじきよし、天神地祇をかけて、誓をたてゝ奏しければ、則彼が降參をゆるし給ひぬ。此時新羅國、八十艘の船に御調物をつみて、官軍に從ひ奉る。是より後常

に八十艘のみつぎ物を奉る事、三十代に至りてやまずつかへりければ高麗、百濟の二國の王も、皇后の御陣に參りて、共に降を乞ひしより、以後長く日本にしたがひ、毎年たえず御調物を奉るべしといひしかば、其降參をゆるし給ふ。新羅、百濟、高麗をすべて三韓と云。今の朝鮮國是なり。三神すでに平らぎぬれば、住吉大神の荒御魂を以て、國守神とし鎭め祭り給ひ、大矢田宿禰といふ人を新羅にとゞめて鎭守將軍とし、三韓を下知せしめ給ふ。かくて皇后は、十二月四日に筑前國まで歸陣まし〳〵、やがて香椎宮に至り給ひ、其後御產舍を蚊田邑に定め給ひて、（蚊田は今の產の宮也。）御座をかの所にうつされ、十二月十四日にたやすく御產まし〳〵ける。故に時の人、其所を改め名づけて宇瀰と云。其生れ給ひし御子をば、譽田皇子と申、後世諡を奉りて、應神天皇と稱し、神とあらはれ給ひて後は、八幡大神と申奉る。御產の日數も程過ければ、蚊田より大分の里にうつらせ給ひ、行宮をたてゝおはしまし、こゝにて西國の政を定め給ふ。明年辛巳のとし、大分宮より長門國豐浦宮にうつらせ給ひ、仲哀天皇の喪を收て、海路より都にのぼり給ふ。その道にて麛坂王、忍熊王、謀叛して、皇后及皇子を弑し奉らんとせられしかば、麛坂王、菟餓野に狩し給ひしに、赤猪のために殺され、忍熊王は武内大臣のために攻亡され給ひぬ。かかりし後は、皇化になびかぬ草木もなかりけり。皇后は大和國磐余稚櫻宮におはしまして、天が下を治め給ふ。此時國おだやかにして、四の海、波靜に、ことさら三韓年ごとに御調物を備へ奉りければ、國富民豐なりき。世をしろしめす事六十九年、御年百歳にて、己丑のとし四月十七日かみさり給ふ。後に筑前國香椎の里に神とあがめ奉りて、香椎大明神と仰ぎ奉る。よつてつら〳〵、神后の操々、國敵を亡し、剩三韓まで我國に從はしめ給ひし事のもとをたづぬるに、神の敎によらせ給ひ、小山田の齋宮にて諸神

を祈り祭り給ひしによれり。しからば此齋宮は、本邦平安、異賊降伏の根源たる、たぐひなくめでたき祈禱所なれば、此所において神祇を祈祭奉らんに、其感應のしるしあらん事、影の形にしたがひ、響のこゑに應ずるがごとくならんと。其舊址をたづね侍るに、香椎邑より一里東なる山田村に、聖母屋敷といへる所あり。其地、方一町餘有。これ則神后のいみこもらせ給ひし齋宮の址なりと云傳へ、神后を祭れる社なり。相殿に、神託ありし六神をも祭奉る。古傳にいひつたふるは、神后諸神を祭り祈らせ給ひし所なればとて、崇まし〳〵ける後、程なく御社をまうけて、祭り奉るとかや。抑此神地をみそなはすに、前には朱雀の廣田あり、後は玄武の山つらなり、青龍の川左より出で、白虎の通路右にあり。これなん四神相應の靈地萬世不易の神跡たり。されば神后の地をえらび、牧を相て、此所に齋宮をまうけさせ給ひしもことわりならずや。又そのかみ、此村の中に六所權現の御社ありしに、其所川にほとりして、水災の憂ありとて、慶長年中に此聖母宮のかたはらにうつし奉る。六所權現といへるは、伊弉諾尊、伊弉冊尊、速玉男命、國常立尊、瓊々杵尊、軻遇突智命とかや。夫れ日の本は神國也。故に國とし所として、神祇をいはひ祭らざるはなしといへども、わきて此所は、わが國ひとの國までも、御心のまゝに治めたまひし神后の、天神地祇及八百萬神を祈り祭給ひて、其しるしいちじるき事、世に類ひなき神地也。さればこそ、のぼりての世には、年中數度の神事あり。ことに九月九日、十一月六日は、定例の祭にて、ゆゝしき神事等行はれけると聞えしが、いつしか世の亂を經て、社頭もむかしにかはりおとろへ、そのかみは、いと壯麗なる御社なりしとかや。其大門ありし所、今は田と成ぬれど田の字を古門と云。たゞそのかみの名殘とて聖母屋敷といへる名のみ民口に殘りて、纔かすかなる御社は、林中にたてれども、神后の、天下平安、異賊降服の祭をなし給ひ、其しるしありし、めでた

き齋場所の靈跡なることをば、しれる人もなくなりて、そのかみ行れける神事祭禮も多くは絶果て、只九月九日、十一月六日、及年中五節の折に神供を奉るのみになりもて來ぬるこそうたてけれ。しかはあれど神明不測の御めぐみは、むかし今ときをわかたず。たかきいやしき人をへだて給はぬ御事なれば、よき心を以て祈祭奉らんに、などか其感應のしるしなからんや。諸神根源抄、諸神記に、太宰府例を引ていはく、二月に帥已下、筑前國郡司以上、香椎宮ををがみ奉給。再拜兩段せしよし見え侍る。しかれば此國を領し給ふ人は、此御神をたふとび給ふべき事にこそ。又西方の藩鎭として、異賊の襲來をふせぎ給ふ人は、此御神をたふとび給ふべし。其故は新羅を輙く征伐し給ひ、三韓我國にしたがひ、多くのみつぎ物をさゝげて、我國に歸服せし事、是皇后の御威德なり。されば代々の天子、其御先祖の帝王多くまします中に、とりわき此御神の武德をあがめさせ給ひしは、敵國降伏の守護神とおぼしめされしにや。聖武以來世々の帝、たふとび給ふ事淺からず。もしくは武運の長久を願はゞ、此御神を祈り奉るべし。いかんとなれば、そのかみ仲哀天皇のえかち給はずして、王命にしたがはざりし筑紫の國々の强敵ども、皇后の神威により、刃に血ぬらずして、皆風になびく草のごとくに歸服し奉りぬ。又仲哀天皇の御ため其仇をむくひ給はんとて、速に新羅を征伐し給ひ、其御武德におそれ、三韓盡く我國にしたがひ、後の帝三十代に及ぶまで、御調物をさゝげ、猶今の代にいたるまで朝鮮國より我國を仰ぎたふとびて、使節をまゐらせよしみをのべ奉る事、是又皇后御武德の餘威にあらずや。されば神代のいにしへ、鹿島香取の明神、天孫に先立て國敵退治の功ましますにより、古をあふぎて今の世までも此二神を軍神と號し奉る。しかりといへども是はた我國の內にして、其武功すぐれたまへるならん。此皇后はわが國より

ひとの國まで武威をかゞやかし、日本萬世のために異敵の侵掠をとゞめ給ふ。誠にならびなき神德、世に有がたき神恩ならずや。又文道に心ざしあらん人は此御神のに祈り奉るべし。いかんとなれば、皇后の御武德によりて、異國の道ひらけ、ひとの國よりしば／＼通信ありし故、阿直岐、王仁などいへる博士を奉り、聖典をもわたしけるとかや。これによりて、始めて文敎をならはしめ、人の道をしめして後の世に傳らる。其後世々の帝もみづからものまなびし給ひ、又學校をたてゝひじりの敎をひろめ給ふ。あるひは子孫の長久をねがはん人は、此御神に祈り奉るべし。應神帝と申奉るめでたき御子をまうけ給ひて、その御すゑとこしなへに日月と共にさかえ給ひ、今の世にいたりても、天子將軍家を始奉り、其下王氏より出たる、國主、郡司の家々、皆是、此御神の御末なり。されば我國の外、ひろく天が下の國國を考ふるに、かゝるめでたきためしの似たる國だにもなし。誠に類なく有がたき御榮にておはします。富貴福德をねがふ人は、猶更此御神に祈り奉るべし。其故は我日の本をやすくたいらげたもち給ふのみならず、三韓までも我みかどにしたがひ、ながく御調物を奉り、めでたく榮えまし／＼き。壽命の長からん事をねがはゞ、此御神に祈り奉るべし。其よはひ百歲に及ばせ給ひ、剰御子應神天皇、御孫仁德天皇、下野大明神是皆御よはひ百十歲をたもたせおはしましき、かゝるためし是又和漢に類なき事にして、且今の世までも、其神威嚴重なれば、萬世不死の御神とも此皇后をや申奉るべき。或は懷胎の平産を願ふ人は、此御神に祈り奉るべし、いかんとなれば、異國退治のみぎりに御產の催すでにせまりし故、御產期ののびなん事をねがはせ給ひしに、御こゝろのまゝに侍りて、御歸陣の後、宇瀰の邑にしてたやすく御產まし／＼き。田畠耕作の豐饒ならん事をも、又此御神に祈り奉るべし。そのかみいまだ三韓にわたらせ給

はぬ先に、神祇を祭らせ給はんため、儺の縣に神田をつくらせ給ふ事侍りて、溝をほらせ水を通ずる所に、大磐石ふさがりて、人力更に及ばざりしに、上天是をかへりみ侑て、忽ち天雷落て其岩を打くだき、心よく水を通じ神田をひたして、たなつものゆたかにみのりける。又女の所作にたくみならん事をねがはゞ、此御神に祈り奉るべし。皇后の御いさをしによりて、後代にいたり、ひとの國より呉織穴織などいへる縫工女參りて、我國に女工の道をひろめ侍りぬ。其外もろ〳〵の工のわざも、そのかみこまもろこしよりならひ來り、天下にひろまれる事、是皆皇后の御いきほひによれば、なべて其事の本は皆此御神のちからにて、なし始め給へるなり。或商賈の業をなして、身を立てんとはかる人も、此御神を仰ぎ奉るべし。いかんとなれば神后より前つがたは、遠國離島には王化及ばぬ所ありて、商賈の妨多かりけるに、皇后の御威德をひとの國までほどこし給ひしより、天が下一統して、野の末山の奥までも皇化に隨はぬ所もなく、五尺の童子、問下の旅客等、夜かよひ晝行けども其害なすものなく、殊に廣く異國の通路をひらき給ひしかば、諸貨を交易して各其所を得し事、是商賈の本をひらき給へり。又此御時西蕃の通津を開き給ひしによりて、其後醫業の道、西域の書もわが國に多く來り廣まりしかば、其道を學ばんどもがらは、此御神をあがめたふとび奉るべき事にこそ侍れ。ましてわが國おだやかに、七の道をさまり、四の海波しづかに、君上に明らかに、民下に安くたのしみ、ひとの國おそれまつろひ、天長く地久しく、世をまもり給ふ事、此御神の御ちかひによれるなるべし。かゝるめでたき御神は、神代にもすくなく、人代には有がたかるべし。いはんや相殿にしづまりませる六座の御神、あるは天地ひらけはじまりしより化生まし〳〵、あるは國土萬物を産成し給ふ。是皆類なきたふとき御神にておはしゝす。殊

に神后の八百萬神を祭らせ給ひて、其冥助を得たまひし事、淺からぬ理は前に記せり。誠に吾邦泰平、萬民安樂の基となれる其道理、萬世までいちしるき靈地なれば、今も貴となく賤となく、萬の願望祈請をいたさんに、此御社にならべる勝地、又我日の本に其類すくなからんかし。凡土地によりて物の靈あること、自然の理うたがふべからず。河より圖を出し、洛より書を出す。金は麗水より生り。玉は崑岡よりいづ。關東は相を出し、關西は將を出す。大宛には天馬を生じ、丹氏には寶硯を産す。淇川の竹、ず邑の車は、其土に宜くして其名を得たるかな。山氣は壽多く、澤氣は夭多し。江南の橘は、淮を越て北すれば枳となる。されば神后の此所の靈勝をみそなはして、天神地祇を祭らせ給ひ、其感應影ひゞきのごとくなりしは、此所靈勢のあつまれる靈場なればなるべし。たとへば火のかわけるにつき、水のうるほへるに流るゝごとくにして、高をするには必丘陵により、ひきゝをするには、かならず川澤による理ならん。然れども諸人もし邪にひがめるこゝろを以て、たゞに福を祈るといふも必其しるしなく、却神罰を得ん事疑ふべからず。いかんとなれば、神は非禮をうけず、正直の頭にやどり給ふ理なれば、直ならぬ人、たからを抛ちて神を欺き、福を得ん事を願ふといふとも、何ぞかゝる蔑し人の報賽にめでゝ、利生し給ふことあらんや。君子は、さいはひをもとむる事邪ならずとかや。然ば神明の冥助を仰ん人は、先其心を正うし身ををさめ、父につかへて孝有。子ををしへて慈あり。君は君の道を行ひ、臣は臣の道を盡し、兄は弟に良にして、弟は兄に悌あり。夫はよく婦を導き、婦は夫に事て柔順貞節に、又よく舅姑に孝あり。ともなひまじはる人には信ありて、凡身になすわざ、口にいふ言、背ひがみいつはりなし、一すぢに正くまことなれば、天地の和氣、神明の靈鑑、共に感應して、百祥萬福その身にくだりて、君

は上にやすく、臣は下にゆたけく、國おだやかに、民たのしみ、其子むま子のすゑまで、瓜つるのごとく、綿々となかくつたはりて、しげく榮ん事、いのらずとても、などかまもり給はざらめやは。

元祿乙亥八年□月六日

貝原好古謹記

山田齋宮緣起後叙

筑前州糟屋郡山田邑齋宮者。昔神功皇后將征新羅。親爲神主。所祈請於神敎之靈蹤也。是乃日本紀所載。昭晰而可見矣。夫以神后之聰明睿智。而相其攸於斯。則其爲潔淨神秀之勝區也可知已矣。況有其淸廟而存者。豈不可祇敬而尊崇之乎。於戲氣長足姬尊之英武也。近寧定九州。遠征服二韓。其功可謂神速也。其後建都於中原。祈天之永命。而其澤流于後世。故後人賢賢親親樂樂利利而不可忘。謚爲神功。不亦宜乎。月成重元者。本州之俊傑也。其爲人也忠信篤敬。所謂積德累行不知其善。有時而用者。斯其人乎。素尊崇神祇。就中貴於香椎大神者。以其有武德鴻業並于後世。而且最爲本州之重祠也。近歲邦君綱政公。偶賜山田邑以爲采地。故崇奉此神廟也尤厚矣。頃囑予之家姪好古。令作其緣起而成矣。裝潢亦既畢矣。附之祝人小堀伊豫知直。以令獻于廣前。前是此廟雖存而知者鮮矣。今因有表章之功。其明顯如此。可謂雖舊祠其名維新也。古人所謂神者依人之敬增威者。豈虛語耶。然則神廟之感應。亦恐自是將增盛。予感其尊崇正神之精誠。故述其事如此。欲使後之覩者知所以作也。

元祿八禩大雪日

後學福岡貝原篤信拜書

夜須郡中屋鄉祇上神社緣起

わが日の本は、そのかみ天津神の基をひらき給ひしより、八百萬の神のなり出給ひし勝地にして、陰陽造化の秀氣をあつめける靈域なり。されはにや、百穀豐穰にして、萬品ともしからず。豐蘆原千五百秋瑞穗

國といへる名も、誠にむなしからずきこえ、押して君子國と稱するも、亦固當れるとぞ覺え侍べる。抑神代より人皇に至るまで、至治太平の化、誠にいみじといへども、他の國の我國に服へる事はなかりしに、人皇十五代神功皇后の御時、輙く三韓を征服せさせ給ひしよりは、我國の風化、ひろくひとの國に及ぶ事は始れり。是もとより皇后聰明英智の德ましましけるゆゑといへども、併天神地祇の默して助け給ひける恩頼も、又すくなからざりしにや。つら／＼遠くその事を考侍るに、人皇十四代のみかどをば仲哀天皇と申奉る。御叔父成務天皇の御讓を受て、近江國志賀の里に都を立給へり。位に即せ給へる二とせと聞えし春正月に、息長足媛尊を立て皇后とし給ふ。中古にいたり、諡を奉りて神功皇后と稱し奉る。此皇后は氣長宿禰王の御女にして、開化天皇四世の御孫なり。御性聰明睿智におはしましける。かくて仲哀帝は、北國を巡狩して越前國角鹿にいたり、此所に行宮を立ておはします。是を笥飯宮と云。又南國を巡狩し給はんとて、皇后及百寮を角鹿に留置給ひて、二三卿大夫及官人數百を隨て紀伊國にいたり、德勒津宮にまし／＼ける。此時熊襲叛亂して、西の海波風おだやかならざるよし聞えければ、これを征し給はんため、長門國に幸し、此地に行宮を立ておはします。是を豐浦宮と號す。則此所より皇后をも招せ給へり。爰に久しく光陰をおくらせ給ひて、熊襲がみづから罪を悔て、心服せん事を待せ給ふといへども、聊其事なかりしかば、八年己卯の年の春、筑紫に幸まし／＼て、みづから熊襲の國を討ん事を謀り給ふに、遠賀の縣主、伊覩の縣主など、速に迎へ來て、陛下に屬し奉る。帝と皇后と共に筑前國香椎の宮に至りまし、群臣と共に熊襲を討ん事を議り給ふ。時に皇后に神託有。熊襲が服せざる事をあながちな愁ひ給ひそ。かれは小國なり。殊に陰神陽神のうみ給ひし國なれば、うたず共、終にしたがひ奉りなむ。是

より西に寳の國あり。是を栲衾新羅國と云。もし我を祭給はゞ、刃に血ぬらずして、其國得給ふべしとあり。しかれども、帝是を疑をなし給ひて、神の敎に背き、熊襲をうたせ給ひしが、えかち給はで、かへり給ひぬ。翌九年二月五日、天皇忽になやみ給ふ事ありて、翌日俄にかくれ給ひける。皇后甚なげき哀しませ給ふとはいへども、そのかひなく、御屍をば豐浦宮に殯し置奉りて、夫君のために御仇をも報せ給ひ、又神の敎によりて、寳の國をも求めまほしく思して、群臣百寮に命じ、罪をはらひ、過を改て、さらに齋宮を山田邑につくらせられ、三月朔日吉日なればとて、いもごもらせ給ひ、みづから神主となり給ひ、武内宿禰に命じて琴をひかしめ、中臣烏賊津使主をめして審神者として、先の日天皇に神敎ありしは、いづれの神ぞ、ととはせ給ひしに、七日七夜に至て、答てのたまはく、すべて此國は汝命の御腹の御子のしるべき國なり。時に武内宿禰申さく、其神腹にゐます御子は何御子ぞや。答へてのたまはく、男子なり。汝つぶさにこひたづぬ。今かくのごとく申敎へます神は、天疎向津媛、武甕槌命、事代主神、表筒男、中筒男、底筒男神なり。今誠に其國を求ん事を思ひ給はゞ、天神地祇山神及河海の諸神に、悉く幣帛を奉り給へとて、神はあがらせ給ひけり。かくて皇后、神の敎を有難くたふとくおぼしめし、諸神に祈り祭り給ふ。其後、吉備臣祖鴨別をして、熊襲をうたしめ給ふに、輙く降服せり。又荷持田村（今は夜須郡秋月邑の邊なり）に、羽白熊鷲と云强敵あり。皇后是を撃んとて、香椎宮より松峽宮（今の栗田村是也。）に移り給ふ時、飄風忽に起て御笠を吹おとしぬ。時の人其所を號して御笠と云。（御笠郡の號こゝに始まる。）其後兵を舉て羽白熊鷲を討てころし給ふ。左右に謂く、熊鷲を取得て御心安しと宣へり。故に其所を號て安しと云。（夜須郡の號こゝに始まる。）又田油津媛と云國敵も攻亡し給ひぬ。かゝりければ、我國は王化に從はざるものもなくなりし故、三韓を伐せ給はんとて、秋九月諸國に

みことのりして、船舶を集め兵甲を練せらる。時に軍卒集かたかりしかば、皇后是かならず神の心ならんと宣ひて、大三輪社を立て刀矛を奉り給ふ。今の彌永村の大己貴神社是也。かゝりしかば、軍衆おのづから集りける。ここにおいて、其集めし軍衆を此砥上の地に寄宿せしめ給ふ。是汝等が中宿なりと宣ひける。因て此道を中屋郷と云。中宿の誤なり。又軍卒に命じて、此沼にて劒戟を磨みがゝせ、軍用の謀をなさしめ給ふ。故に砥上の號有。征伐勝利の御祈のために、日本最初の武神なればとて、武甕槌命を勧請して崇め祭り給ふ。今砥上の山上に武宮とてあるは、此遺跡なり。かくて軍衆もあつまり、兵器も備りければ、香椎浦より御船を出され、對馬島までこぎ渡らせ給ひ、又軍令を調て、冬十月三日對馬島より御船を出させ給ひしかば、住吉大神の荒魂は軍の先鋒となり、和魂は御船を守り給ひ。飛廉風を起し、陽侯波をあげ、海中の大魚ことごとく浮びて御船をさしはさみ、大風順に帆を吹て、波に随て艪楫を勞せず、則新羅に至り給ふ。此時御船に先立、潮浪遠く新羅國中に及ぶ。是を以て天神地祇の悉く神后を助給事をしれり。ここにおいて、新羅王をぢわなゝき、せんすべしらず。新羅の國をたてしよりこのかた、いまだ曾て海水の國にのぼる事を聞ず。若天運つきて、國すなはち海と成ことよといひもをはらざるに、艨艟うみにみちて、旌旗日にかゞやき、鼓吹聲を起して、山川悉くふるふ。新羅王是を望て、日本の神兵ならん事をさとり、えかつましき事をしりて、囚人の姿に身をやつし、皇后の御船の前に降伏して、永く日本に臣とし、年毎に朝貢怠るまじき誓をなし奏しければ、則かれが降参をゆるし給ひぬ。かゝりければ、高麗百濟の二國の王も皇后の陣に参りて、ともに降をこひ、今より以後、長く日本に随ひ、毎年たえず御調物を奉るべしといひしかば、其降参をゆるし給ふ。新羅百濟高麗を三韓と云。今の朝鮮國是なり。三韓すでに平

らざければ、住吉大神、荒御魂を以、國守神と鎮め給ひ、大矢田宿禰といふ人を新羅國にとゞめ、鎮守府將軍とし、三韓を下知せしめ給ふ。かくて皇后は十二月四日に筑前の國まで歸陣ましまし、やがて香椎宮に至り給ひ、其後御產舍を蚊田邑に定め給ひて、蚊田は今の產の宮なり御產をかの所にうつされ、十二月十四日にたやすく御產ましましける。故に時の人其所を名づけて宇瀰と云、その生れ給ひし御子をば譽田皇子と申。後世に諡を奉りて應神天皇と稱し、神と崇れ給ひて、後は八幡大神と申奉る。御產の日數も程すぎければ、蚊田より大分の里にうつらせ給ひ、行宮を立ておはしまし、爰にて西國の政事を定め給ふ。明年辛巳の年、大分宮より長門國豐浦宮にうつらせ給ひ、仲哀天皇の喪を收て、海路より都に登り給ふ。その道にて麛坂王忍熊王謀叛して皇后及び皇子を弒し奉らんとせられしかども、却て武内大臣の爲に攻亡されぬ。かゝりし後は、皇化になびかぬ草木もなくなれり。大和國磐余稚櫻宮におはしまして、天下を治め給ふ。此時國おだやかにして、四の海浪しづかなり。殊更三韓年每に御調物を備奉りければ、國富民豐なりき。御年百歲にて、己丑の年四月十七日かみさり給ふ。後に筑前國香椎の里に神とあがめ奉りて、香椎大明神と仰ぎ奉る。こゝに箱崎の里は、神后の諸軍勢をあつめて、兵器を調させ、又勝軍の御祈有し所なればとて、神后崩じましましける後、程なく御社をまうけて祭奉れりとかや。相殿に八幡大神住吉大神をも祭奉りける。實に日本は神國なり。此故に國とし所として、神祇を祝ひ祭らざるはなしとはいへ共、わきて此所は、ひとの國までも御心の儘に治め給ひし神后の軍衆を集て、其御祈をなし給ひしるしいちじるき神地なれば、靈驗と云、神感と云、これに加ふる所有べからず。さればこそ、のぼりての世には、年中數度の神事有。ことに正月十五日には春の御祭あり。九月二十四日は定例の大祭に

て、御輿御幸有、其折から神輿を休めし所今に殘りて、社より南六町許、野中に其址あり。神輿御幸なりし浮殿の址は、東小山田村の中に殘れり。其外月月年々にゆゝしき神事等行はれ、或近國の領主城主より神田等寄附ありて、さもいかめしき御宮作なりしとこそ聞えしか。いつしか世の亂をへて、社頭も昔に變りおとろへ、神田もなくなり、祭祀も事そぎ、唯正月十五日、九月二十四日のみ、かたばかりの祭禮を執行ふまでに、成もてきゐるこそうたてけれ。しかはあれど、神田不測の御めぐみは、昔今時をわかたず、たかきいやしき人を嫌ぬことはりなれば、誠の心を以て祈祭奉らんに、などが其しるしなからんや。もしくは、武運の長久を願はゞ、必此御神に祈り奉るべし。いかんとなれば、其かみ仲哀天皇の、國敵のたいらがざるを條んと、筑紫路に御座をうつされしに、皇后したがはせ給ひ、多年の後、仲哀帝神慮にたがはせ給ふ事有て、はからざるにかくれさせ給ふ。其後王命にしたがはざる、國々の強敵をうたせ給ひしに、皇后の神威により、及に血ぬらずして、皆風になびく草のごとくに、歸服し奉りぬ。亦天皇の御敵なればとて、遂に三韓を征伐し給ひけるに、さまざまの神變有ければ、其御武德におそれ、悉く叡慮の儘に我國に從ひ、多くの御調物を奉り、それより後、帝三十代に及び、其禮義をたがへず、猶今の世に至るまで、朝鮮國より我國を仰ぎたふとみて、使節をまゐらせ、よしみをのべ奉る事、是皆皇后御武德の餘威にあらずや。されば神代のいにしへ、鹿島香取の明神、天孫に先立て、國敵を退治の功ましますにより、古をあふぎて今の世までも、此二神を軍神と號し奉る。然りといへども、是は只國家の內にして其武功顯れ給へるのみ、此皇后は、我國よりひとの國に武威をかゞやかし、日本萬世の爲に、異敵の侵掠をとゞめ給ふ。誠にたぐひなき神德、世に有難き神恩ならずや。又文通に志あらん人は、此御神に祈奉る。

筑前國怡土郡高祖社緣起

俯して察、仰で觀るに、神の德たる、誠に盛なるかな。これを見れども見えず。これをきけども聞えず。物に躰してのこすべからず。時世に古今のかわちありとはいへども、神德には盛衰のことなる事なし。よくつつしみて、神をたふとまば、神靈のたえにあやしきことはりは、古今おなじければ、などてか其應驗なからん。あめつちのめぐり、月日のゆきゝたるも、春秋のついで、草木のさかえおとろへも、皆いにしへ今つゆたがはざるを見て、神の道もかはらざる事をおしはかるべし。此故に易といふ文にも、天の神道を見るに、四時たがはず。聖人神道を以て敎をまうけ、天下服すとこそ見え侍れ。されば末の世なりとて、などか神德をあふぎたふとまざらめや。いはんや我日の本は、あまつ神、くにつ神の化成し給ひし國なれば、其土にうまれ、そのめぐみをうくる人、たれか其祖をあがめ、その本をたふとまざらんや。こゝに大初開闢の始をかうがへ尋ぬるに、天地いまだひらけず、陰陽わかれざりし時、まろがれたる事、鷄の子のごとし。くゞもりてきざしをふくめり。そのすみあきらかなる物は、たなびきて天となり、おもくにごれる物は、つゞひて地となる。其中に一の物なれり。かたち葦牙の如し。則化して神となり給ひぬ。國常立尊と申す。又は天の御中主神とも號し奉る。此御神には、水火木金土の五の德ましますとかや。次に水德の神にあらはれ給ふを、國狹槌尊といふ。次に火德の神を、豐斟渟尊と云。天の道ひとりなす故に、この純男をなせり。次に土德の神を、泥土煑尊、沙土煑尊と云。次に金德の神を、大戸之道尊、大苫邊尊といふ。次に木德の神を、面足尊、惶根尊と云。天地の道相交つて、各陰陽のかたちあつまれども、其ふるまひなし。次に化生したまへる神を、伊弉諾尊、伊弉冊尊と申す。是はまさしく陰陽の二にわかれて、造化の元となり給ふ。天の神、伊弉諾尊、伊

弉册尊の二神に勅して宣はく、豐葦原千五百秋瑞穗の地あり。汝往てしらすべし。とて、すなはち天の瓊矛を授給ふ。こゝにおいて、二神天の浮橋の上にたゞずみて、矛をさし下して、かきさぐり給ひしに、滄海のみありき。其矛のさきよりしたゝり落る潮こりて、一の島となる。名づけて磤馭盧島と云。二神彼島に降居して、八尋の殿を作、天の柱をたてゝ、共に住給ひ、陰陽和合して、夫婦の道をはじめ、終にみとのまぐはひして、八の島をうみ給ふ。淡路島、伊豫二名洲・筑紫洲、隱岐洲・佐渡洲、越洲、大洲、吉備子洲、是也。是によりて、始て大八洲の國の號おこれり。かく有て後、海山の神、木のおや、草のおや迄悉くうみませり。二神はかりて宣く、我已に大八洲國及び山海草木をうめり。なんぞ天が下の君たる者をうまざらんや。とて、先日の神を生ます。大日孁貴と申す。又の名は、天照大神とも天照大日孁尊とも申奉る。この御子ひかりうるはしくして、くにのうちにてりとほる。二神よろこびて、天に送りあげて、天上の事を授け給ふ。次に月の神をうみます。其光日につげり。故に又これを天に送りまつりて、夜の政を授給ふ。次に蛭兒をうみます。三とせになるまで、脚猶たちたまはざりしかば、天の磐櫲樟船にのせて、風のまに〳〵はなちすて給ひぬ。次に素盞嗚尊をうみます。此神いさみたけくいぶりにして、父母の御心にかなはず。故に根國にいねとのたまひて、終にやらひ給ひき。其後、火神軻偶突智を生ます。陰神やかれて、神さり給ふ。陽神うらみいかりて、軻偶突智を切て三段となし給ふ。陽神猶したひて、黄泉までおはしまして、さま〴〵の誓あり。陰神うらみて、此國の人を一日に千頭ころすべし。とのたまひければ、陽神は千五百頭を生べし。と宣ひけり。よつて百姓を天益人とはいふ。死するものよりうまるゝもの多ければ也。陽神かへり給ひて、日向の小戸の橘の檍原にて御禊し給ふ。此時、住

吉の三神・志賀の三神、筒固の三神など化生し給へり。こゝに素盞嗚尊まうして申さく、やつがれ今みことのりをうけ給はり、將に根國にまかりなんとす。故にしばらく、高天原にまうでゝ、姉と相まみえて後、ひたぶるにまかりなんとおもふ。陽神則ゆるすとのたまひしかば、天上にのぼりまうづ。この後伊弉諾尊神功すでにをへ給ひて、あつしれ給ふ。はじめ素盞嗚尊、天上にのぼり給ふ時、大うみとゞろき、山岳なりほえき。此神の性たけきが然らしむるになん。天照大神、おどろきまし〳〵て、兵の備をして待給ひしに、素盞嗚尊黒き心なきよしをこたへ給ふ。さらば誓約をなして、清きか黒きかを知るべし。誓約のみなかに女を生まさば、黒き心なかるべし。男を生ば清き心なからん。とて、素盞嗚尊の、日神に奉られたる、八坂瓊の玉を取給ひしかば、その玉に感じて、男神化生し給ふ。素盞嗚尊悅て、まさやあれかちぬと宣ひけるによつて、御名を正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊とは申奉るとなり。此御神も天照大神とおなじく、天上にとゞまり給ふといへども、地神の第二にかぞへ奉る也。忍穂耳尊は、高皇産靈尊の女、栲幡千々姫命にあひて、天津彦々火瓊々杵尊をうみます、瓊々杵尊をば、天孫とも皇孫とも申奉る。皇祖高皇産靈尊ことにいつきめでみまし〳〵て、葦原中洲の主となして、下し給はんとしたまひしかども、其國の邪神あれて、たやすく下りたまふ事かたかりければ、衆とはかりて、天穂日命を以て往て平げしむ。然ども大己貴命におもねりこびて、三とせになるまで、猶かへりこと申さず。故にしきりに其子大背飯三熊之大人をつかはし給ひしかども、此又其父に順て、遂にかへりこと申さず。高皇産靈尊・更に諸神と議して、天國玉の子天稚彦と云神に、天鹿兒弓・天羽々矢をたまはり、下して見せしめたまひしが、此神も又忠誠ならず。いたりて、大己貴命の女下照姫にとつぎて、返りごと申さず。この時高皇産靈尊、その久し

くかへりごと申しに、來らざる事をあやしみ、又無名雉をつかはして、見せしめ給ひしに、天稚彦、則高皇產靈尊の賜りし天鹿兒弓、天羽々矢を取て、無名雉を射殺しつ。其矢無名雉の胸をとほつて、高皇產靈尊のまへにあり。血にぬれたりけるをあやしみて、其矢を投下し給ひければ、天稚彦新嘗して、ふしたりける胸にあたりてかくれぬ。さらに又下さるべき神をえらばれ、經津主命、(下總國香取神也)武甕槌命、(常陸國鹿島神也)勅をうけて下りまし、出雲國に至り、はかせる劒をぬきて、地につき立、其上に居て、大己貴命に、高皇產靈尊の勅を傳しらしめ給ひしに、其子事代主神相共にうけひき給ひ申さず。かくてもろ〳〵の惡神をば罪なひ、まつろひ仕ふるをばほめ、則天上にのぼりて、かへりごと申し給ふ。大物主神、事代主命、相共に八十萬の神をひきゐて、天にまうづ。大神ことにほめ給ひ、よろしく八十萬の神を領して、皇孫をまもりまつれとて、まづかへしくだし給ひけり。

其後天照大神、高皇產靈尊相計て、皇孫をくだし給ふ。八百萬の神、勅を承りて、御ともにつかうまつる。諸神の上首三十二神あり。その中に五部の神といふは、天兒屋命(中臣之祖)天太玉命(忌部之祖)天鈿女命(猿女之祖)右凝姥命(鏡作之祖)玉屋命(玉作之祖)なり。また三種の神寶をさづけまします。先づあらかじめ皇孫に勅して宣く、葦原の千五百秋の瑞穗の國は、我が子孫の王たるべき地なり。よろしく爾皇孫いでまして、しらしむべし。寶祚のさかえまさん事、まさに天壤と窮りなかるべし。又大神御手に寶鏡をもち給ひ、皇孫にさづけて祝て、我兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ我、可下與同レ床共レ殿以爲中齋鏡上とのたまふ。八坂瓊の曲玉、天の叢雲の劒を加へて三種とす。又この八坂瓊のまがれるごとく曲妙なるわざを以て、あめの下の政をさため、眞經津の鏡のごとく、分明なる心を以て、山川海原をみそなはし、即この靈劒を提て天下を平げ、萬民を利せよとことふきたまふ。そも〳〵神寶鏡には、石凝

姥命の作り給ひし八咫の御鏡なり。又眞經津鏡とも云。玉は八坂瓊曲玉と名付て、玉屋命の作り給へる也。劍は素盞嗚尊の得給ひて、大神に奉られし叢雲の劍なり。此三種の器は、萬國に類なき我神國の神寶なり。寶にも皇統ながく、天地と共に傳り給ふ事、今あめが下にひところふべき國なし。是そのかみの神勅に、つゆたがふ所なきは、誠にいひしらず、めでたきためしならずや。此三種の神器世に傳はる事は、日月星の天にあるにおなじ。鏡は日の神也。玉は月の精なり。劍は星の氣なり。又此三種につきたる神勅は、まさしく國をたもちますべき道なるべし。鏡は一物をたくはへず、私の心なくして、萬象をてらすに、是非善惡のすがたあらはれずと云ふ事なし。そのすがたに隨ひて、感應するを正直とす。是智を表せる也。玉は柔和善順を德とす。仁を表せるなり。劍は剛利決斷を德とす。勇を表せる也。此三德を合受ずしては、天下のよくをさまらん事、誠にかたるべし。神勅明にして、簡約かに、むねひろし。甚深き理りを神器にあらはしたまへり。いとかたじけなき事也。されば此三くさの神器につきては、猶甚ふかき習ある事となん。しかれども淺き心にしる事ならねば、こゝにもらし侍る。かくて瓊々杵尊天磐座おしはなち、天の八重雲をおしわけ、いづの道別にちわきて、天降ましましけるに、猿田彦と云神參りあひき、（是ちまたの神也。）鼻の長七咫、眼てりかゞやきて、日をあはする神なかりしに、天鈿女神行あひぬ。皇孫いづくにいたりますべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穗の槵觸の峰にいたりますべし。我は伊勢の五十鈴の河上に至るべしと申す。其後彼神のをしへのごとくに、槵觸の峰にあまくだりて、しづまりたまふべき所を。もとめたまひしに、一人の神は、其名を事勝國勝長狹といひしが、（是も伊弉諾尊の御子なり。）まゐりて、わが居たる長田の長狹の御崎なんよろしかるべし。と申ければ、其所にすませたまひけり。爰に山

の神大山祇に二の女あり。姉を磐長姫と云、是は磐石の神也妹を木花開耶姫と云。是は花の神也天孫この二人をめし見給ふに、姉はかたち見にくかりければ返しつ。妹を留給ひしに、磐長姫うらみいかりて、われをめさましかば、世の人命長して磐石のごとくあらまし。只妹をめしたれば、生れん子は木の花のごとくに散落なん。と詛けるによりて。人の命みじかくなれりとぞ。木花開耶姫めされて、一夜にはらみぬ。天孫あやしみ給ひければ、木花開耶姫いかりうらみまつり、無戸室をつくり籠り居て、誓ていはく、妾はらめる所、もし天孫のみこにあらずば、必害にやけほろびん。もし實に天孫のみこならば、火もそこなふことあたはじ。とて、みづから火をはなちて、室を焼給ひしに、三人の御子うまれ給ふ。ほのほのおこりける時生ますを、火闌降命と云、火のさかりなりしに生ますを、火明命と云。後に生ますを、火々出見尊と申す。此三人の御子をば、火もやかず、母の神もそこなはれ給はざりしかば、父の神悦びまし〳〵けり。此尊天下を治め給ふ事、三十萬八千五百三十年といへり。彦火々出見尊、瓊々杵尊にかはりまして、天が下をしろしめしたまふ。其御兄火闌降命海の幸ます。此尊は山の幸ましけり。こゝろみにかへ給ひしに、各其幸なかりき。弟の尊の弓箭に、兄の釣鈎をかへ給へりしを、兄の命彼弓箭をば返し給ひて、弟の尊の釣鈎を、魚にくはれて失ひ給ひけるを、あながちにせめたまひしに、せんかたなく新鈎を作て、兄に與へ給ひしかども、兄うけたまはず。もとの鈎を責らる。弟の尊うれへ給ひて、即其横刀を以て新鈎を鍛作して、一の箕にをりて、これを與へ給ふ。兄いかりて、我もとの鈎にあらずんば、多しといへどもとらじとて、又しきりにせめはたる。故に彦火々出見尊うれへます事甚ふかく、ゆく〳〵海邊にさまよひ給ひき。時に鹽土老翁まゐりあひて、あはれみ申、謀をめぐらして、海神綿積命の所に送りつ。そ

の女を豊玉姫と云。天神の御孫にめでたてまつりて、父の神に告てとゞめ申つ。海神問て、その出ますする意を問ふ。時に彦火々出見尊、あるかたち對へ給ふ。海神則大小のうろくづを集へて、問はれけるに、赤女と云魚、このごろ口の病ありとて見えず。しひてめし出され、その口をさぐりしに、失にし鈎をさぐりいづ。海神いましめて、赤女今より鈎なくひそ、又天孫の饌にまゐるな。となんいひふくめられける。已にして彦火々出見尊、豊玉姫をめして、よつて海宮にとゞまり給へる事、已に三年になりぬ。かくて又安樂なりといへども、猶郷を憶ひ給ふの情あり。故に時に大息たまふ。豊玉姫此よしをさとり給ひ、父にいひ合はせて歸し奉る。時に海神潮涸瓊、潮滿瓊を奉りて、兄をしたがへ給ふべきかたちををしへ申けり。さて故郷に歸まして、鈎をばかへしつ。潮滿瓊を出してねぎ給へば、潮みちきて、兄おぼられぬ。なやみ苦みて、俳優の民とならんとちかひ給ひ

しかば、潮涸瓊を持て、潮をしりぞけたまひき。是より天日嗣をつたへまし／＼けり。海中にて豊玉姫はらみ給ひしが、産期にいたらば、海濱に産屋を作りて待給へ。風濤はやからん日、海濱にいでいたらんと約し給ふ。彦火々出見尊已に郷に歸りて、産屋を作らしめ、鸕鷀の羽にてふかれしが、ふきもあへぬに、豊玉姫みづから大龜にのり、女弟玉依姫をひきゐて、海をてらして至りたまふ。時にうみがつきすでにみちて、産期まさにせまりぬ。これによりて葺合するを待ずして、たゞに入ます。已にしておもふに、天孫に申して申さく、妾はまさに子うまん時、請な見ましそ。天孫心にその言をあやしみて、ひそかにうかゞひ給ふに、豊玉姫則化して龍となり給へり。天孫のかいま見給ひし事を知て、ふかく慙恨をいだけり。すでに御子うまれ給ひて後、天孫就て問て曰、兒の名はいかになづけばよけん。豊玉姫對て、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申すべし。といたまひを

はりて、則海の道を閉て、たゞに去給ひぬ。時に彦火々出見尊、すなはち歌をよみてのたまはく、

おきつどりかもつく島にわがいねし
　いもはわすらじよのことごとも

かくて彦火々出見尊、御子のために婦人を取て、乳母、湯母、及飯嚼、湯坐とし給ふ。諸部そなはりて養奉る時、他の嫗婦を用て、乳を以て皇子を養ふ。これ世に乳母を取て、兒を養ふの緣也。このゝち豐玉姫、その御子のきら〳〵しき事を聞給ひ、心に甚あはれみ、更て又歸り養れとおもひ給ひしかども、義においてよからず。故に女弟玉依姫を遣して、以て養まつる。時に豐玉姫命、玉依姫によせて歌奉り給ふ。

あかだまのひかりはありと人はいへど
　きみがよそひしたふとくありけり

かくて彦火々出見尊、世をしろしめす事、六十三萬七千八百九十三年にして、かみさりたまふ。日向高尾山の上の陵に葬り奉る。御子彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊受續て、天の下をしろしめし、玉依姫を以て妃として、彦五瀨命、稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彦尊の四人の皇子をまうけ給ひ、庚申に當る年、此神かくれまし〳〵けり。天下を治め給ふ事、八十三萬六千四十二年といへり。是より上つかたを神代とはいふなり。第四の御子、磐余彦尊、天日つぎをうけて、天の下をしろしめし、人皇のはじめとして、百王の基をひらきたまひぬ。めでたかりし事どもなり。かくて彦火々出見尊の神靈、筑前國怡土縣のほとりに鎮座ましまさんと託告ありしかば、其所をみそなはして、すなはち大宮柱をふとしきたて、みつばよつばにとのづくりして、いつき祭り奉る。よつて御母木花開耶姫をば、同郡三雲村に祭り奉り、同郡[illegible]なし、おなじくいはひこめ奉る。故に[illegible]の社と云ふ。御妃豐玉姫をば、同郡志登村に祭り奉る。志登社、今志摩郡に屬すといへども、むかしは怡土郡の内なり。延喜式には、怡土郡志登村とあり。是みな彦火々出見尊、此所に鎮座ましますによりて、近きあたりにいはひ祭り奉るとかや。

されば後代に至り、帝王の御なかれ多しといへども、皆共彦火々出見尊の御裔なれば、神號を高祖とは稱し奉るなり。又此御神跡をたれますえにしにより、頓て所の名をも、高祖の邑とは申ならし。こゝに人皇十四代仲哀天皇の御宇にあたりて、西の海波風しずかならざる事ありて、御座を筑紫にうつされ、まつろはざるものを征したまひけるに、はからざる年に異賊の流矢に當りて、なやませ給ひけるに、九年二月六日、香椎宮にて神さり給ふ。其御後神功皇后これをいたみ、いきどほり給ふ。神々の教を受て、韓國をせめ隨へ、夫君の仇を報はせ給はんと、さま〴〵御祈ども有しが、中にも此高祖御神は、神代のいにしへ潮涸瓊、潮滿瓊にて御はらからのあだし心なるをしたがへしめ給ひ、殊に海神のむこ君にてわたらせたまへば、このたび三韓退治の御いのりは、これにまされる御神ましまさじ。わきてふかく御冥助をあふがせ給ひぬ。いはんや、伊覩縣主は西國にくだらせ給ふ初より、ひとすぢにしたがひ奉りしものなればとて、且はかれが志をめでおぼしめし、香椎宮より遠く此所まで御幸ありて、高祖の御神に御いのりをこめられ、ひとへに異敵降服の御めぐみを、仰ぎ給ひけるが、はたして冥助ことにふかゝまし〳〵けるとかや。これによりて皇后御歸の後に、報賽の御祭として、新に御宮作を改められ、乾に向て御社をたて、ながく異敵を防ぎ給はん事を、いのらせ給ひしとなん。後世に至りて、右殿に神功皇后、左殿に寶滿大神・玉依姬を合せ祭り奉る。又志摩郡今津泊は、いにしへ、もろこし船の來りつどひし所なれば、其鎭護の爲にとて、孝謙天皇の御時、怡土郡に城を築て其備とし給ふ。この時當社を以て、怡土郡鎭守の神として、ことに異賊をしづめ給はん事を、いのりたまひしとぞ。三代實錄に、陽成天皇元慶元年九月廿五日、筑前國正六位上高磯比咩神に、從五位下を授給ふと侍るも、此御神の事なり。左右に女神まします故、此

咋神の言ありとかや。是を以て見れば、遠きつくしに、しづまりまします御神なりといへども、代々のみかどのとほつおやにてましませば、わきて尊崇し給ひけるならし。安德天皇壽永二年に、平家の一族、帝を奉じて都を出、西海におもむかる。此時當國那珂郡に住める太宰少貳原田次郎太夫種直は、平家にまゐりて、無二の忠節を盡しけるに、文治元年春平家盡く亡て、源氏一統の世となりければ、原田種直は鎌倉におよび下され、平山季重に預られて、扇谷に押こめられ、十三年の春秋をおくりける。しかるに建久八年に、赦免を蒙て舊領の內に歸り來りしかども、前代の家臣にも及がたき程のありさまにて、物うかりける月日をおくりけるに、其頃當社の大宮司に、上原兵庫頭とて、勢あるものありしかば、よすがをもとめて、ふかくなれ近づき、かの人をたのみて、明神の御めぐみを祈り、又は兵庫の助けをもたのみければ、かひがひ敷領掌して、おのが館に招きよせ、種直の四男四郞太夫種成と云しを婿として、力をそへければ、時やいたりけん、神助にやよりけん、次第々々に近邊を押領して、武藏國中にふるへり。今俗說に、原田氏は漢高の末裔なり。故に原田氏この所に高祖を神に祭りて、社をたてしなど云人なき僞說あり。此神は上代より鎭座ましまし、原田氏は種直の時にこそ此所に始て居を移せしかば、其僞說たる事辯ぜずして明なり。かゝりしが、後には原田氏のすゑ〴〵いきほひ付て、高祖山を城とし住けるに、もとより尊崇せし御神にて、殊に御社も城の郭うちにまします故、ふかくうやまひ奉りて、神殿を裝飾し、祭田を寄附して、かたの如く如在の禮奠を致されけるとかや。さればにや、神田寄附の狀など民間にのこり、又年行祭祀の記、祠官の家にとゞまりて、むかしの繁榮をおもひしられ侍る。しかるに天正十五年、豐臣秀吉公西征ありて、原田氏其采地を失ひ、ことに彼卿が不德の政事により、所々の神田等なべて沒收ありしかば、御社のおとろへ、此時に至て極りぬ。凡百の事わざは、亂世におとろへ、治代にさかゆること、常のことわりなるに、此御神は、

亂世の時は原田氏の尊崇によりて、聊もおろそかなる事は侍らざりしに、天下一統の後に至りて、おとろへ行けるこそふしぎなれ。今つら／＼いにしへ祭祀のありし事を考見侍るに、月々日々の修行、敢て怠なかりしとなん。中にも大祭と聞ゆるは、正月元日、同十五日、二月初卯、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日、十一月初卯なり。又九月廿六日には、ことに大なる祭禮あり。神體を御輿にうつし奉りて、三雲村の佐々禮石大明神の御社に、みゆきなし奉る。是其尊母に親禮し給ふ神意とかや 此時大宮司上原氏を始め、神人巫女おの／＼其よそほひをかいつくろひ、神輿の左右まへうしろを供奉す。原田氏もあとより馬に乘て後驅せり。神輿三雲村に着給へば、神殿に入奉り、社の前に假屋を懸て、大饗あり 其後還御なる。此間の儀式さま／＼多しといへども、いたづかはしければ、殘れる祭祀 ゆづりてしるさず。かく嚴重なりし祭祀神事も 秀吉公の時より絶て、今はたゞ九月廿六日に、かたばかりの祭祀を勤侍るこそ、いとほいなき事に侍れ。時世の轉變は、神も心にまかせ給はねば、今までに百とせにあまり、神威もむかしにはおとりさまにならせ給ふといへども、世ます／＼太平に歸し、人いよ／＼廣富に及び侍れば、などかむかしの繁榮に立歸ります時なからんや。いはんや幸不幸は、神明強に御心をつげ給ふ事にあらずして、世をまもり、人をすくひたまふ事のみぞ、神聖の本誓なれば、今もその人をめぐみ、世をたすけ給ふ神威は、聊もうすろぐ事なし。故につかへまつらん人、必よく神慮のふかき理りをさぐり、心を盡しつとめはげますべし。神明は至公なれば、うちに誠の心なく、外に諸の色を盡して、朝夕神に祈るといふとも、これをうけ給はずして、其しるしなく、却てとがをかふぶるべし。人すら欺くに、其道にあらざるを以てしがたし。いはんや、神明などか人にたぶらかされ、誠の心なき人の諂へ

るにめで、頼めるにおぼれて、是に幸したまふ事あらんや。しかれば神明の本誓をさとりて、正直を心とし、なべて邪にひがめる心なく、おやは子をいつくしみをしへ、子はよく親につかへ、君は仁をたれて下をなでをさめ、臣は其身をゆだねて君に忠し、をつと、をうな、やはらぎ〳〵、はらからは其本をおもひて、したしみを深うし、ともだちにまことある、此五つのともがらに厚からん事を思ふべし。すべて人の道とする處、此五つの外に出ず。本より亦神一貫の理りなれば、神の道たるも、たゞ萬欲をほろぼし、其心をいさぎよくたゞしくして、此五つの道をよく行ひ、なべての四民、勤て其事業を營める理りなるべし。おほよそ神と人との道とする所、かくの如くなるのみかは、是則天地の道のおきてにして、むかし今かはらざるまことののりなれば、此ほかに必道を求べからず、よく此道を勤て心を正し身を修て、漸く其まことといたりなば、人の道たち、神の道にかなひ、天の道に通じて、いのらずとてもおのづから、天地神明、これをまもりたまはざらんや。しかれば萬の人事の殃なく、百福萬祥其家にみち、身にむくひて、願としてかなはざる事なく、望として通らずと云事なく、心やすらかに、體ゆたかにして、めでたく榮へ樂みなん事、こゝにおいてもとめざらめやは。

元祿辛未之歳夏五月

筑州後學貝原好古謹記

佐々禮石神社縁起

筑前國怡土縣三雲邑に、しづまりましますす佐々禮石大御神は、木花開耶姫にておはしますなり。相殿に、姉君磐長姫をも祭り奉るによりて、社號を佐々禮石とは申奉るとかや。今此御神の事實をしるすついでに、我日本のひらけ始りし事を尋侍るに、天地いまだひらけず、陰陽わかれざりし時、まろかれたる事鷄の子のごとし。くゞもりてきざしをふくめり。そのすみあきらかなる物は、たなびきて天となり。お

もくにごれるものはつゞひて地となる。其中に一つの物なれり。かたち葦芽の如し　則化して神となり給ひぬ。これを國常立尊と申す。又天の御中主神とも號し奉る。此御神には水火木金土の德ましますとかや。次に水德の神にあらはれ給ふを、國狹槌尊と云。次に火德の神を、豐斟渟尊と云。天の道ひとりなす故に、この純男をなせり。次に木德の神を泥土煮尊、沙土煮尊と云。次に金德の神を大戸道尊、大苫邊尊と云。次に土德の神を面足尊、惶根尊といふ。天地の道相受て、右陰陽のかたちあり。然れども其ふるまひなし。次に化生し給へる神を、伊弉諾尊、伊弉冊尊と申す。是はまさしく陰陽の二つに別れて、造化の元となり給ふ。天の神、伊弉諾、伊弉冊の二神に勅して宣く、豐葦原千五百秋瑞穗の地あり。汝往てしらすべし。とて、則天の瓊矛を授け給ふ。ここにおいて、二神天の浮橋の上にたゝずみて、矛をさし下して、かきさぐりたまひしに、滄溟のみありき。其矛のさきよりしたゝり落る潮こりて、一の島となる。名づけて磤馭盧島と云。二神は島に降居して、八尋の殿を作、亦天の柱を立て、共に住給ひ、陰陽和合して、夫婦の道をはじめ、終にみとのまぐはひして、八のしまをうみ給ふ。淡路洲、伊豫二名洲、筑紫洲、隱岐洲、佐渡洲、越洲、大洲、吉備子洲是也。是によりて、始て大八洲の國の號おこれり。かく有りて後、海山の神、木の祖、草の祖を悉くうみませり。二神はかりて宣く、我已に大八洲國及山河草木をうめり。なんぞ天の下の君たるものをうまざらんやとて、先日の神を生ます。大日靈貴と申す。又の名は天照大神とも。天照大日靈尊とも申したてまつる。この御子光うるはしくして、國のうちにてりとほる。二神よろこびて天に送りあげて、天上の事を授け給ふ。次に月神をうみます。其の光日につげり。故にまた是を天に送りまつりて、夜の政を授け給ふ。次に蛭兒をうみます。此御子は三年になる

まで、脚箱たゝ給はざりしかば、天の磐櫲樟船にのせて、風のまに〳〵はなちすて給ひぬ。次に素盞嗚尊をうみます。此神いさみたけ〳〵いぶりにして、父母の御心にかなはず。故に根の國にいねとのたまひて、終にやらひ給ひき。其後火神軻遇突智を生ます時、陰神やかれて神さり給ふ。陽神うらみて軻遇突智を伐て三段となし給ふ。陽神猶したひて黄泉までおはしまして、さまざまの誓有。陰神うらみて、此國の人を、一日に千頭ころすべし。と、のたまひければ、陽神は千五百頭を生べし。と宣ひけり。よつて百姓を天益人とは云。死するものよりうまるゝもの多ければなり。陽神かへり給ひて、日向の小戸の橘の檍原にて御祓し給ふ。此時住吉の三神、志賀の三神、警固の三神など化生したまへり。こゝに素盞嗚尊まうして申さく、やつがれ今みことのりを承り、將に根國にまかりなんとす。故にしばらく高天原にまうで、姉に相まみへて後に、ひたぶるにまかりなんとおもふ。陽神則ゆるすと宣ひしかば、天上にのぼりまうづ。此後伊弉諾尊、神功すでにをへ給ひて、あつしれ給ふ。はじめ素盞嗚尊天上にのぼり給ふ時、大うみとゞろき、山岳なりほえき。天照大神おどろきまして、此神の性たけきが、然らしむるになん。天照大神おどろきまして、兵の備をして待給ひしに、素盞嗚尊黒き心なきよしをこたへ給ふ。さらば誓約をなして、黒きか淸きかを知るべし。誓約のみなかに女をあれまさば、黒き心なるべし。男を生まさば淸心ならん。とて、素盞嗚尊の、日神に奉られける八坂瓊の玉を取給ひしかば、その玉に感じて、男神化生し給ふ。素盞嗚尊悦で、まさやあれかちぬ。と宣ひけるによりて、御名を正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊とに申奉るとなり。此御神も天照大神とおなじく、天上にとゞまり給ふといへども、皇御神第一にかぞへ奉るなり。忍穂耳尊は、高皇産靈尊の女栲幡千々姫の命にあひて、天津彦彦火瓊々杵尊を生ます。瓊々杵尊をは、天孫とも皇孫とも申奉る

皇祖高産靈尊、殊にいつきめで美まし／＼て、葦原中洲の主となして、下し給はんとし給ひしかども、其國の邪神あれて、たやすく下り給ふ事かたかりければ、衆とはかりて、天穗日命をゐて往て平げしむ。然ども大己貴命におもねりこびて、三年に成迄猶かへりごと申さず。故にしきりに、其子大背飯三熊の大人をつかはし給ひしに、是又其父に順て、遂にかへりごと申さず。高産靈尊更に諸神と議して、天國玉の子天稚彦と云ふ神に、天鹿兒弓、天羽々矢を賜はり、下して見さしめ給ひしが、此神も亦忠誠ならず。いたりて大己貴命の女下照姫にとつぎ、かへりごと申さず。此時高皇産靈尊、其久しくかへり事申しに來らざる事をあやしみ、亦無名雉をつかはして見さしめ給ひしに、天稚彦則高皇産靈尊の賜りし天鹿兒弓、天羽々矢を取て、無名雉を射殺しつ、其矢無名雉が胸をほりて、高皇産靈尊の前に有。血にぬれたりけるをあやしみて、其矢を投下し給ひければ、天稚彦新嘗して、ふしたりける胸に當りてかくれぬ。さらに又下さるべき神をえらばれ、經津主命、（香取明神也）武甕槌命、（鹿島明神なり）勅をうけて下りまし、出雲國に至り、はかせる劒をぬきて地につき立、其上に居て、大己貴命に、高皇産靈尊の勅を告しらしめ給ひしに、其子事代主神相共にうけひき、したがひ申さる。かくてもろ／＼の惡神をば罪なひ、まつろひ仕ふるをば譽、則天上に登りてかへりごと申給ふ。大物主神事代主命相共に八十萬神をひきゐて、天上にまうづ。太神ことにほめ給ひ、よろしく八十萬の神を領して、皇孫をまほり祭れとて、まづかへし下し給ひけり。其後天照大神、高皇産靈尊相計て皇孫を下し給ふ。八百萬神、勅を承りて御供につかうまつる、諸神の上首三十二神あり。其中に五部の神と云は、天兒屋根命、（中臣の祖）天太玉命、（忌部の祖）天鈿女命、（猿女の祖）不凝姥命、（鏡作の祖）玉屋命、（玉作の祖なり。）亦三種の神寶をさづけまします。先あらかじめ皇孫に勅して宣く、葦原の千五百

秋瑞穂の國は、我子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫いでまして、しらしむべし。寶祚のさかへまさむ事、まさに天壤と窮りなかるべし。又大神の御手に、寶鏡をもち給ひ、皇孫にさづけて祝て、我兒視此寶鏡當猶視我可與同床共殿以爲齋鏡と宣ふ。八坂瓊の曲玉、天の叢雲の劍を加へて三種とす。亦この八坂瓊のまかれるがごとく、曲妙なるわざを以て、あめが下の政ををさめ、眞經津の鏡の如く、分明成心を以て、山川海原をみそなはし、則この靈劍を提て天下を平、萬民を利せよとことぶき給ふ。抑彼寶鏡は、石凝姥命の作り給ひし八咫の御鏡なり。又眞經津鏡とも云。玉は八坂瓊曲玉と名付て、玉屋命の作り給へるなり。劍は素盞嗚尊の得給ひて、大神に奉られし叢雲の劍なり。此三種の器は、萬國に類なき我神國の神寶なり。寶も皇統ながく、天地と共に傳り給ふも、まことにかゝる神勅にていちじるし。此三種の神器世に傳はる事は、日月星の天に有におなじ。鏡は日の精なり。玉は月の精なり。劍は星の精なり。又此三種につきたる神勅は、まさしく國をたもちますべき道なるべし。鏡は一物をたくはへず。私の心なくして、萬象を照すに、是非善惡の姿あらはれずと云事なし。そのすがたに順ひて感應するを正直とす。是智を表するなり。玉は柔和善順を德とす。仁を表せるなり。劍は剛利決斷を德とす。勇を表せるなり。此三德を合受ずしては、天が下の好おさまらん事、誠にかたかるべし。神勅明にして、詞約に、むね廣し。剩深き理を神器にあらはし給へり。いとかたじけなき事也。されば此三くさの神器につきては、猶甚ふかき習有事となん。然ども淺き心にしる事ならねば、こゝにもらし侍る。かくて瓊々杵尊天磐座おしはなち、天の二重雲をおしわけ、伊豆乃道別にちわきて、天降ましましけるに、猿田彦と云神參りあひき。是ちまたの神なり 身の長七咫、眼てりかゝやきて、目をあはする神なかりしに、天鈿女神あ

ひぬ。皇孫いづくにかいたりましますべき、と問しかば、筑紫日向の高千穂の槵觸の峰にいたりますべき。我は伊勢の五十鈴の河上に至るべし。と申す。其後、彼神のをしへのごとくに、槵觸の峰にあま下りて、しづまり給ふべき所をもとめ給ひしに、一人の神、其名を事勝國勝長狹といひしが、（是も伊弉諾尊の御子なり。）まいりて、わが居たる吾田の長狹の御崎なん宜しかるべし。と申しければ、其所にすませ給ひけり。爰に山の神大山祇に二の女あり。姉を磐長姫と云、（是磐石の神なり。）妹を木花開耶姫といふ。（是花木の神なり。）天孫かの二神をめし見給ふに、姉はかたち見にくかりければ返しつ、妹を留め給ひしに、磐長姫うらみいかりて、我をもめさましかば、世の人の命長く磐石のごとくあらまし。唯妹を召たれば、生らんは木の花のごとくに散落なん、と詛けるによりて、人のいのちみじかくなれりとぞ。木花開耶姫めされて、一夜にはらみぬ。天孫あやしめ給ひければ、木花開耶姫いかりうらみまつり、無戸室をつくり籠りゐて、誓て曰く、妾はうめる所、もし天孫の御子にあらずば必當にやけほろびん。もし實に天孫の御子ならば、火もそこなふ事あたはじ。とて、みづから火をはなちて、室を焼給ひしに、三人の御子生れ給ふ。火のほのおこりける時に生ますを、火闌降尊と云。火のさかりなりしに生ますを、火明命と云。後に生ますを、火々出見尊と申す。此三人の御子をば火もやかず、母の神もそこなはれ給はざりしかば、父の神悦びましましけり。此尊天下を治め給ふ事、三十萬八千五百三十三年といへり。彦火々出見尊、瓊々杵尊にかはりまして、天が下をしろし召給ふ。其御兄火闌降命海の幸ます。此尊は山の幸ましけり。こゝろみにかへ給ひしに、各其幸なかりき。弟の尊の弓箭に、兄の釣鈎をかへ給ひしを、兄の命彼弓箭をばかへし給ひ、弟の尊の釣鈎を魚にくはれて失ひ給ひけるを、あながちにせめ給ひしに、せんかたなく新鈎を作りて兄に返し給

ひしかども、兄うけ給はず。もとの鈎を責らる。弟の尊うれへ給ひて、即其横刀を以て新鈎を鍛作して、一の箕にもりて、これを兄へ給ふ。兄いかりて、我もとの鈎にあらずば、多しといふともとらじとて、又せめはたる。ゆへに、彦火々出見尊うれへます事甚ふかく、ゆくゆく海邊をさまよひ給ひき。時に鹽土老翁まゐりあひて、あはれみ申、謀をめぐらして、海神綿積命の所に送りつ。其女を豐玉姫と云。天神の御孫にめでたくまつりて、父の神に告て、とゞめ申つ。海神問て、其出まする意を問ふ。時に彦火々出見尊あるかたちを對へ給へば、海神則大小のうろくづを集へて、問はれけるに、赤めと云魚、此比口の病有とて見えず。しひて召出され、その口をさぐりしに、失ひし鈎をさぐりいづ。海神いましめて、赤めの今より鈎くふな。又天孫の饌に參り。となんいひふくめられける。已にして彦火々出見尊、豐玉姫を召て、よつて海宮にとゞまり給へる事、已に三年になりぬ。かくて又安樂なりといへども、猶郷を憶ひ給ふの情あり。故に時に太息給ふ。豐玉姫此よしをさとり給ひ、父にいひあはせてかへし奉る。時に海神、潮涸瓊、潮滿瓊を奉りて、兄をしたがへ給ふべきかたちををしへ申けり。扨故郷に歸りまして、鈎をば返しつ。潮滿瓊を出してねぎ給へば、潮みちきて、兄おぼれぬ。なやみ苦んで、俳優の民とならんと誓ひ給ひしかば、潮涸瓊を以て潮をしりぞけたまひき。是より天日嗣をつたへましましけり。海中にて豐玉姫はらみ給ひしが、產期に至らば、海邊に產屋を作り待給へ、風濤はやからん日、海濱にいでいたらんと約し給ふ。彦火々出見尊已に郷に歸りて、產屋をつくらしめ、鸕鷀の羽にてふかれしが、ふきもあへぬに、豐玉姫みづから大龜にのり、女弟玉依姫をひきゐて、海をてらして至り給ふ。時にうみがつきすでにみちて、產期まさにせまりぬ。是によりて葺合するを待ずして、たゞに入ます。已にしても

ふるに天孫に申して申さく、妾まさに子うまん時、請な見ましそ。天孫心に其言をあやしみて、ひそかにうかゞひ給ふ。豊玉姫則化して龍となり給へり。天孫のかいま見え給ひし事を知て、深く慙恨をいだけり。すでに御子生れ給ひて後、天孫就て問て曰、兒の名をいかになづけばよけん。豊玉姫對て申さく、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申すべし。と、の給ひをはりて、則海の道を閉て、たゞに去給ひぬ。時に彦火々出見尊、則歌をよみてのたまはく、

おきつどりかもつく島にわがいねし
いもはわすらじよのことごとも

かくて彦火々出見尊、御子のために婦人を取て、乳母湯母及飯嚼湯坐とし給ふ。諸部そなはりて養奉る時、他の姫婦を用て乳を以て皇子を養る、これ世に乳母を取て、兒を養の縁のもとなり。此後豊玉姫その御子のきら〳〵敷事を聞給ひ、心に甚あはれみ、重て又歸り養んとおもひ給ひしか共、義においてよからず、故に女弟玉依姫を遣して以て養まつる。時に豊玉姫命、玉依姫によせて、歌奉り給ふ。

あかたまのひかりは有と人はいへど
君がよそひしたふとくありけり

かくて彦火々出見尊、世をしろしめす事六十三萬八百九十三年にして、かみざり給ふ。日向高屋山上の陵に葬り奉る。御子彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊受禪て、天が下をしろしめし、玉依姫を以て妃として、彦五瀬命、稲飯命、三毛入野命、神日本磐余彦尊の四人の皇子をまうけ給ひ、庚申に當る年、此神かくれましけり。天下を治め給ふ事八十三萬六千四十三年といへり。是より上つかたを神代とは云なり。第四の御子磐余彦尊、天日嗣をうけて、天の下をしろしめし、人皇の始として、百王百代の基を開き給ひぬ。目出度かりし事どもなり。かくて彦火々出見尊の神靈、筑前國怡土縣のほとりにしづまりましさんと託告ありしかば、人皇の始つかた、いづれの帝の御

時にや、宮柱ふとしきたてゝ、いはひ祭り給ひしとかや。則今の高祖明神是なり。此えにしによりて、高祖邑にちかき三雲の里に、御母木花開耶姫を崇め祭り奉り、高祖の社に對して、東向に御宮作をなし奉る。（高祖の宮は西向なり）いにしへは、さばかり宏麗なる御社にて、神事祭禮も、殊にいかめしかりけるとこそ聞えしが、天正十五年豐臣秀吉公、九州の亂をしづめ給ふ折から、故なく當社の神田をも沒收し給ひければ、太平の今に至て、却て亂世のむかしの昔には及ばざることそかなしけれ。そのかみに、祭禮の行はれける事を傳聞侍るに、日々月々にたゆむ間なく、國家靜謐の祈怠る事なかりしとかや。中について、大祭と聞ゆるは、正月元日に年始の祭有。同十五日、二月初卯、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日、十一月初卯、十二月晦日に、かたの如く、如在の禮奠を致しけるとかや。亦九月二十六日は定例の祭日にて、いと盛事なる御祭あり。此日高祖明神を神輿にうつし奉り、當社に御ゆきなし奉る。是其尊母に覲禮し給ふ神慮とかや。かくて後御社の前にて、流鏑馬有。三雲村に、宮座とて十二家の神人あり。此人人九月朔日より、瓦釜にて飯をかしぎ、ふかく合火を忌、二十六日迄潔齋清淨にして、高祖の神輿の御供を勤けるとかや。今に至る迄、其家々の跡殘れり。別火をしていもほりつゝ、つゝしみける所を御棚と名付て、十二所有。其外さまざまの神事など、多く有けるよし聞ゆれど、其品おほければ、皆事そぎてもらし侍る。今はむかしに事かはり、高祖の神輿御幸の儀式もすたれぬれど、村民打つどひ、かたばかりなる祭禮をいとなみける。秀吉公の時、神領沒收ありける後は、流鏑馬の馳馬さへ、田に耕されけるを、寛永の末、村長大原金左衛門といひしもの、御社の前なる圃を以て馬場となし、（横三間長八十三間）其圃の年稅をば、村中より出し、流鏑馬再興せしより以來、今に至て絶ゆる事なし。されば、いま太平の時に至り、

山には綠林たえ、海には白浪の音も聞えぬ折なるに、亂世の代よりは、おとりざまに成もてきぬる御社の有樣、猶更なげきてもあまり有事成べし。されども神明不測の御めぐみは、昔今時をへだてず。高きいやしき人をわかち給はぬ御事にて、善を成すものには、百の祥をくだし、不善をなすものには、百の禍をくだし給ふことわり、いとしるければ、人おの／＼正直淸淨の神誓をさとり、其心を正しく直にし、身を治め家をとゝのへん事をおもひて、其勤をこたりなく、その誠つもりなば、武運長久子孫繁榮の御祈も、此外に求むべきにあらず。此邑を領せる村山正貞は、予が親友也。たま／＼其釆邑に、此神のまします事をふかく悦び、無二の神忠を盡さん事を欲す。こゝを以て絶たるをつぎ、すたれたるをおこすかしこきわざなれば、予に託して、當社の御社の事實をしるさん事をこはる。予其志の切なる事を感じて、才のつたなく、識のともしきをはゞからず、かきしるし侍りぬ。仰ねがはくは、神明彌廣く、其御めぐみを施し給ひ、天下泰平、國土安穩、聖主萬歲、大將軍武運長久、國主如意安全の御まもり、日々月々に新にし、且は正貞の誠の志を愛憐納受し給ひ、ますます恩賴を降し、武運長久、子孫繁昌、尊貴萬福、息災延命を守り給へと云事を、おそれみ／＼も申給はくと申事のよしを、元祿八年の秋七月二十六日に、是をしるして、奉納しをはんぬと云事しかり。

筑州後學　貝原好古

八幡五所別宮第一　大分宮緣起　上

筑前の國穗波郡大分村八幡宮は、昔時神皇功后しばらくとゞまりおはしましける地にして、後世に至り大宮柱ふとしきたてゝ、中の御殿には八幡大神、左の御殿には神皇功后、右の御殿には玉依姫をいはひ祭れる社なり。爰に古へを考るに、我國ひらきて、天神七代地神五代おはしましき。是を神代といふ。地神七代に當り給る御代、鸕鷀草葺不合尊の御子を、

神日本磐余彦天皇と申奉る。是則神武天皇の御事也。是を人皇のはじめとす。夫より十あまり四つぎになむ當り給ふ御門を、仲哀天皇と申奉る。御伯父成務天皇の讓りを受給ひて、壬申のとし正月御位に即せ給ふ。則このとしを仲哀天皇の元年とす。近江國志賀に都し給へり。武内宿禰棟梁の臣として、みかどを輔佐し奉る。二年癸酉のとし正月、氣長足姬を立て皇后と稱し奉る。此皇后は人皇第九代の帝、開化天皇の御曾孫、氣長宿禰の王御女なり。御母をば葛城高額姬と申き。成務天皇四十年庚戌の年 皇后降誕したまふ。幼き御時より聰明睿智ましく〱て、御顏かたちも甚うるはしく、父の王つねに是世にことなる子なりと深く寵み給ひしが、爰に至りて皇后に備り給へり。おなじ年二月六日、天皇越前の國角鹿に幸し給ひ、則り宮を立てましく〱ける故、皇后もしたがひ行せ給ふ。是を笥飯の宮といふ。（後に此皇后にも、仲哀天皇、神功皇后に臨朝なさせ、攝政なさる。）三月天皇、南國をめぐりみそなはし給はむとて、皇后及百寮をば角鹿に留めおき給ひ、輕行して紀伊國に至り、德勒宮にまします。此時筑紫の熊襲背きて、みつぎ物を奉らず。（熊襲は日向の國に在り。）爰において天皇、熊襲が國をうたんため、海路より長門國に幸し給ふ。御使を角鹿に遣し、皇后に勅して、其津より長門に參りあひ給へとのたまはす。夏六月、帝穴門の豐浦の津に至り給ふ。其後皇后も參り給ひぬ。則此處に宮室を營みてましくます。是を穴門の豐浦といふ。（今長門の二宮は、その行宮の址なりとかや。穴門は則長門也。）同八年正月四日、天皇筑紫の敵を平げさせ給はん爲、皇后と共に豐浦の宮より筑紫へ下らせ給ふ。此時つくしの岡の縣主、怡土の縣主など參れり。（岡の縣主とは、今の遠賀郡をいふ。縣主とは郡司なり。遠賀郡、怡土郡、共に筑前に在り。）天皇は山鹿の岬より岡の水門に入給ひ、（遠賀郡蘆屋の事なり）皇后は洞海より岡の津に入せ給ふ。（洞海は遠賀若松より、蘆屋のみなとに通れる內海、凡七里といふ也。）同月廿二日、天皇皇后、共に香椎の行宮に至りおはします。秋九月五日群臣に詔して、熊襲を討ん事を議らしめ

給ふ。此時に神託ありて、熊襲をすてゝ新羅を討給へ。しからば熊襲もおのづから服しなんと示し給りしかど、天皇疑ひて用ひさせ給はず。時に神又皇后に託りてのたまはく、汝の王、我言をうけ給はずば、其國を得給はじ。唯今皇后初てはらみませり。その御子得給ふ事あらんと有しかども、天皇猶うけ給はず、しひて熊襲を討給ひしかども、かたずして歸り給ふ。神を慢り給へる御祟にや、つぎのとし二月五日、忽になやみ給ふこと有て、明る月香椎宮にて崩じ給ふ。御年五十二歳なりき。日本紀の註には、一説に熊襲を討給ひし時、流矢に當りてかくれ給ふと云。又或説に、此時三韓より塵輪といふ強敵來りて、日本を侵しけるを、豐浦の海にてうち亡し給ひしに、流矢に當りて崩じ給ふ 其時、天皇の御屍を納し御棺を、椎の木にかけ置れしに、異香四方に薫ず。是によりて所の名をも香椎といふとかや。彼椎の木は其實を植つたへ神木と號し、廻りに石壇つき、垣ゆひまはし、今に香椎にあり。仲哀天皇の御屍をば、武内大臣につけ給ひて、長門國豐浦の宮にうつし、殯し奉らる。豐浦の跡に小山有。是御屍を殯し舊趾なりとかや ことしは新羅の軍ありし故、葬給ふ事あたはず。仲哀天皇崩じ給ひて後は、皇后みづから天下を治させ給ふ。天皇の神の敎にしたがひ給はずして、早く崩じ給ふ事を、皇后深くかなしみ給ひ、重ねて神託を受て、三韓を伐給はんため、更に齋宮を小山田の村に作り給ふ。今糟屋郡山田村に聖母屋敷とて神功皇后の御廟有り。是古の齋宮の舊地なるべし。三月に吉日を選びて、皇后離宮に入給ひ、みづから神主となり、さきに仲哀天皇に神託有し神を問給ひ、神の敎をうけて、其神々を祭給ふ。其後吉備の臣の祖、鴨別といふ人をして、熊襲を討しめ給ふに、日あらずしてまつろひ奉りぬ。又荷持田村といふところに、羽白熊鷲といへる強敵ありて、皇命に隨はず。常に人民を掠めなやます。荷持田村は秋月邊の事なるべし。秋月の奥に、今も野鳥村とて有。皇后是を討給はん爲に、三月十七日、橿日の宮より松峽の宮夜須郡栗田村に在り。にうつらせ給ふ。時に飄風忽おこりて、皇后の御笠を吹落しける故、時の人其所を名付て御笠といふ。今の御笠郡なり。四月廿日、恰

土部雷山の層増伎野に至り給ひ（雷山にて皇后諸神を祭給ひしとなり。神社今に殘れり。則皇后をも祝ひ奉れり。其外御經壇の跡多し。麓にも御腰掛石とて有り。）是より軍兵を催して、荷持田村に居たる羽白熊鷲を討亡し給ふ。此時御側なる人に向はせ給ひ、熊鷲を取得て我心安しと宣ひける故に、其所を名づけて安といふ。（今の夜須郡たり）同廿二日、山門の縣に移りまして、土蜘、田油津媛を伐給ふ。（筑後國に山門郡有。）時に田油津媛が兄、夏羽といふ者、軍を起して來りしが、其妹の殺されぬる事を聞て逃ぬ。四月三日、皇后火前の國松浦の縣に至り給ひ、玉島川にて、針をまげて鈎とし、粒を餌とし、みもすその絲をぬひて、緡とし、河の中なる石の上にのぼり給ひ、鈎を投て祈て曰、我西の方財の國を求むとおもふ、事ならば、河の魚つりばりをくへと宣ひて、竿をあげ給へば、則細鱗魚を得給ふ。時に皇后、めづらしきものなりと、のたまひける故、時の人其所を名付て、梅豆羅といふ。今の松浦といふは訛りてなり。皇后、もとより神の教のしるし有事をしろしめし、又神祇を祈り祭り、仲哀天皇の御爲に、みづから新羅を伐んと思しめし、筑前にかへり給ひ、御祭の爲に、儺河の水を引て、神の御田をつくらせ給はんとて、溝をほらせ給ふに、迹驚の岡に至り、（迹驚の岡は那珂郡安德村の御所の原是なり。）大磐ふさがりて、溝とほらざりしを、武内宿禰を召して、劒鏡を捧げて神祇にいのらしめ、溝のとほらん事を乞給ふに、忽に雷電おち、其磐をふみ裂て水を通しける。時の人其溝を號けて裂田溝といふ。（此溝、今に那珂郡安德村の東にあり。）皇后又橿日の浦にてみぐしを解、海にのぞんで祈て曰、此度異國の征伐、心の儘になるならば、髮わかれて二つになれとて、則海水に入てすゝぎ給へば、御ぐしおのづから二にわかれぬ。（香椎の海邊、濱男村の乾方、海上七八丁許に三島といふ岩あり。昔は島なりしが崩しとなむ。是其古跡なり。）皇后則わかれし御ぐしを結分給ひて、髻とし、男子の貌をまなばせ給ひ、群臣とともに異國退治の事を謀給ふ。秋九月十日、諸國に令して船舶を集め、兵甲を練せらる。時に軍卒つどひがたかりしかば、是必神

の御こゝろならんとて、大三輪の社をたてゝ、刀矛(たちほこ)を奉り給ひしかば、軍衆おのづから集りぬ。此時立給ひし大三輪の社は、夜須郡彌長村の大[illegible]大神是なり。斯て吉日を選びて出陣の日を定給ふ。時に皇后みづから斧鉞(まさかり)をとり、三軍に令して曰、かねつゝみ節(ふしはかせ)なく、旌旗(はた)たがひみだれなば、士卒とゝのはじ。財を貪りて欺多く、私を懐き内かへりみせば、必敵の爲とらはれなん。敵すくなくともあなどりそ。敵多くともおぢそ。をかし凌がんをば、ゆるす事なかれ。自らしたがふをば、ころす事なかれ。戰かつ者には賜物あらん。逃はしらば罪あらんと宣ひける。此軍令、すべて五のみことのりは、誠に至れる哉。孫吳が權變にもこえて、おそらくは聖人のつはものを用ひ給へる、周官司馬の法も是に加ふる事有べからず。時に住吉の御神託し宣はせけるは、和魂は皇后の玉體にしたがひて御命を守るべく、荒魂は先鋒として師船を導き給はんと有しかば、皇后いとたふとくおぼしめし拜禮し給ふ。此時開胎(うみづき)に當らせ給へり。仍て二つの石を取て腰に挿て祈て曰、胎内の御子、我國の主となり給ふべくば、事終りて歸らん日、こゝに生れ給へ。と此石筑前怡土郡深江の西に有よし、日本紀筑前風土記、萬葉集等に委し。石の長[illegible]重さ迄な記せり。近代天正の頃迄、怡土郡深江村子負村(コブムラ)といふ所に有しが、盜人取て今はなし。斯有て先、對馬島まで渡らせ給ふ。下縣郡豆酘村の南につかせ給ひ、此所に行宮をたてゝ暫くおはしましける。後人此處に皇后の御宮をたてゝ、ゆきの宮と號す。今は誤りとなへて、きやうぐう權現といふ。十月三日、和珥津對馬上縣郡に在り。今は鰐浦といふ。より新羅へ渡らせ給ひしに、飛廉風を起し、陽侯浪をあげ、海中の大魚ことごとく浮びて、御船を挾み守り・順風つよく吹て、程なく新羅へ着給ふ。此時先達て海水遠くみちあがり、新羅の國中に及ぶ。是天神地祇の、皇后を助給へるしるしなるべし。新羅王おどろき恐れ、群臣を集めて曰、新羅の國を建しより以來、未だ海水の國にのぼる事を聞かず。もし天運つきて、國の海となるにや、と恐れ歎かれける。その言未だ終らざるに、日本の師船海にみち、旌旗日に輝き、笛鼓の音山川を響かせり。新羅王、其神[illegible]をあやしみ、皇后の武威さかんなるに恐れ、囚人のごとくみづか

づからいましめられ、皇后の御船の前に降參し、頭を叩て曰、今よりのち乾坤(あめつち)のあらん限り、日の本の飼部(みまかひ)となり、船の往來絶ゆるなく、馬の梳、馬の鞭を春秋に奉らん。馬の梳、馬の鞭といへるに、馬飼となるべしといふ詞により、卑下していへるなり。又海路の遠きをいとはず、男女の貢物を奉るべしとて、囘重て誓て曰く、東より出る月西にいで、ありなれ川の水逆にながれ、河の石昇て星辰となる迄、春秋に朝する事をかき、怠て梳鞭の貢をやめば、天神地祇共につみなひ給へとぞ申されける。是よりして後代迄、八十艘の船に貢物をつみ、日本へ奉らる。皇后船より上らせ給ふ其時、突せ給ひしほこを新羅王の門にたて置て、後世のしるしとし給ふ。新羅王既に降せられしかば、百濟高麗の二王も神威を感じ、皇后の武德に恐れ、同じく降參し、皇后の御陣の前に來り、此後日本に屬し、永く貢物を奉らんよしを申されける。斯三韓ともに我朝に從ひしかば、皇后則御軍をかへして、對馬島和邇津に寄せ給ひ、後世の鎭守となれとて、御矛を八つ殘し給ふ。後に其矛を神とあがめ、矛大明神と號す、今對馬鰐浦に在る妙見の社是なり十二月四日、筑前に着せ給ひ、姪濱浦の前濱(まへはま)よりあがらせ給ふ。御船は名島へつきけるなり。其御船の檣、石となり、今に名島にあり。斯て皇后は香椎宮に入せ給ひて、御産舍を蚊田の村に定め、鵜の羽を以て葺させ給ひ、頓て産舍に籠らせ給はんとて、香椎の宮を出て、盧津の宮箱崎の事なりを過させ給ふ時に、御腹いたみおはしますゆゑ、はらいたと宣ふ。後の人其所を名付てはらだといふ。今箱崎とたゝ貝との間なる、原田といふところ是なり。斯して行幸をいそがせ給ひしが、日既に闇なりければ、道の邊りなる石に御腰を掛られ、日をまもり居給ひて、何の時にかあらんと宣はせける故に、其石を名付て日守石といふ。糟屋郡阿惠村の中に今も彼石有、則其側に社を建て皇后の御母子を祭り、日守八幡宮と號す供奉の人々御輿をはやめ、疾く過ぎさせ給ひけるに、猶御腹のいたみ重らせ給ひしかば、あなわびしと宣ひけるが、後世訛りて世の人其所を名付てわびしとぞいひける。

てたびしといふなり。こゝにも後世社を立て八幡大神を祝ひ祭る。斯て蚊田村に赴かせ給ひ、御産舍に入せ給ひて、安産のまじなひなればとて、槐の枝を地に挿み、それに取すがらせ給ひて、十二月十四日たやすく御子をうみ給ふ。是より其所を宇瀰とは名付そめ侍ける。其槐の枝より根ざして、後に大木となれりといふ。それより生かはり、今も宇瀰八幡宮の右の方に、神木とて若木の槐あり。彼木の枝を産舍に挿ば安産すとて、子安の木といふ。又此御胞衣を箱に入、清淨の地を撰び、香椎の西なる蘆津の浦に納めて、其上に松を植、標とし給ふ。後に其處を宮崎といひ、八幡宮の御社を立らる。彼松を名付てしるしの松と號す。皇子生れさせ給ひて、御腕の上に肉高くして、その形鞆のごとく、御胎内にまし〳〵ける時、御母后雄裝をなし給ひて、鞆をおひたまひし、その御よそほひに似給へるとなり。古は鞆をほんだといひし故、則譽田皇子と名付奉らる。又皇后の御腹にやどり給ひし時より、旣に天下の主と定り給ひしかば、胎中天皇とも申奉りける。此時三韓旣に歸服すといへども、筑紫にはなほことなる心、さしはさむ人もやあらんと、御産所の四邊に八の幡をたて、兵士をして守らしめ給ふ。後世に八幡大神と申奉るは此故なりとかや。桓武天皇の御時、淸澤の御船といふ人勅を受て、御諡を應神天皇と號し奉りぬ。皇后は兼て異國征伐の事を祈り給ひし諸神に報賽まし〳〵、又後代のしるしにせらるべしとて、異國の鎧を埋めさせ給ひ、甲冑をも土に納めたまふ。其所を鎧塚胄坂と名付て、今に濱男に在り。今の濱男の里、もとは香椎の境内なり。其翌年辛巳のとし、京に上らせ給はんとて、御子譽田の皇子を伴はせ給ひ、宇瀰より大江の嶺をこえて、穗波郡に出給ふ。其時皇子に御乳をまゐらせ給ひし處を乳呑坂と號す。穗波郡内住村にあり。けわしき山坂を越させ給ひ、其麓に出給ひけるに、猶山中ながら廣く平らかなる所ありしかば、皇后眺望し給ひ、かゝる山中にはめづらしき大野なりと宣ひける故に、其所を大野といふ。穗波郡内住村の境内なり。斯山路を越給ひ、御身も勞れさせ給ひしかば、小高き處なる石の上に坐して憩はせ給ひ、四方を詠給ふ。其石を御腰掛の石と名付て今にあり。此石大野の邊にあり。斯て穗波郡大分村に至り給ひ、行宮を立てとゞまりおはしましける。

故に後の人其所を號て、宮の浦といふ。此處にて筑紫の政り事を定めたまふ。陪從せしおほくの軍士どもを、おのが國郷へかへし、縣主村主をも其所々に分ち遣はさる。故に此處を名付て大分と云。後世もじの音を唱へて、だいぶとはいふなめり。其年二月、皇后群臣及百寮を引ゐて、長門の豐浦の宮に移りまし、仲哀天皇の御屍を收て、海路より都に上らんとし給ひける時、皇子の庶兄、麛坂王、忍熊王、亂を起し、皇后と御子を伐奉らん爲、父帝の御陵を播磨の明石に築くに事よせ、淡路島より明石まで船はしをかけ、島の石をはこばしめ、人ごとに兵をとらせて皇后をまたしめ、隨ひし人々を將軍として、東國のつはものをおこさしむ。時に麛坂王、忍熊王、菟餓野といふ處に行て祈狩して、もし此事成べくば、必よき獸を得てん。時に赤き猪出て、かご坂の王をくひころす。此事あやしき凶事なれば、此處にては敵を待べからずとて、軍を率ゐてかへり、住の江に陣し給ふ。皇后は務古の水門に留り給ふ。此時、廣田、長田、生田の神を鎭め祭らせ給ひける。又攝州にて兵具を納め給ふ處を武庫山と云。忍熊王又軍を引て、菟道に陣を取給へり。皇后紀伊國に至りまして皇子にあひ給ひ、群臣と共に忍熊王を攻むことを謀給ふ。三月武内宿禰と武振熊とに任せて、數萬の軍を引ゐて忍熊王を討しむ。武内宿禰とよき兵を撰びて、菟道にいたる。忍熊王出て戰はんとす。武内宿禰謀事を出して和議を調へらる。敵欺れて、兵をとき河になげ、弓のつるをたつ。其時武内宿禰河を渡りて軍をすゝむ。忍熊王戰ふ事不能、兵を引て退く。武内宿禰是を追て、山城と近江の境にて敵に行おひ、其軍を破る。後に其處を名付て逆坂といふ。忍熊王は瀬田のわたりに身を投、死し給ふ。皇后と皇子は大和に至り給ふ。ことしを、皇后の政をあづかり給ふ元年とす。二年冬、仲哀天皇を河内の國志紀の郡長野の陵に葬り奉り、三年正月庚子の日、譽

田の皇子を立て皇太子とし給ひ、大和の國磐余の都を作りて住給ふ。皇后在位の内、我朝の逆徒を悉く打従へ、又仲哀天皇の御あだとして、異國を征伐し給ひ、三韓年ごとに御調を備しかば、天の下安く豊かにして、萬民樂あり。又此御代に初てもろこしにも使を遣せられ、もろこしよりも使來れるよし、彼國の文には記せり。此外皇后御在位の間に記すべき事多く、事長くして皆もらしぬ。凡そ天下を治め給ふ事六十九年、御ことぶき百歳にて、己丑のとし四月十七日、稚櫻の宮にて神さりまし給ふ。終に狹城(さきの)楯列(たてなみ)の池の上の陵に葬り奉らる。此御陵は、大和の國奈良の西一里許、超昇寺村の北、うた姫の町の西に有。山のごとく大につきける御陵なり。其めぐりには大なるほりあり 今も里人甚恐れをなす。古は朝廷より、しばしば勅使を立給ふ。此御陵の事には數々靈異おほし。事ながければもらしぬ。

葬り奉る日、神后を追ひ尊んで氣長足姫尊とまをす。其より孝謙帝の時、諡を奉り給ひて、神功皇后と稱し奉る。後に筑前の國香椎宮にいはひ奉りて、香椎大明神と崇奉る。又聖王の御母なればとて、聖母大明神とも稱し奉る。此宮は糟屋郡香椎村に有り。香椎の字、橿日、香襲、借饋等かけり 此所はもと仲哀天皇神功皇后の行宮なり。仲哀帝は此所にてかくれさせ給ひぬ。神后三韓御征伐の事を計らせ給ひしも此所なれば、則神后の御廟所とす。

拾芥抄に、香椎の社は神功皇后の廟也。或は仲哀天皇と稱す。一定なし。貴綱の云、仲哀天皇の御廟也。多亮抄に有所見歟とあり。宋史にも、仲哀天皇、國の人云ふ、今爲ニ鎮國香椎大神ニと記せり。いにしへは仲哀帝の御棺をかけし椎の木の下に、古宮(ふる)大明神として、仲哀帝を祭る社ありし。二月六日の祭禮をば、専ら此社にて執行せしとかや。こゝを以て、香椎宮を仲哀帝の御廟とあやまりしなるべし。又神根元抄に、哿襲宮はむかし足仲彦天皇后、息長足比賣命。及大臣武内の宿禰の命、此行宮に在て、新羅を伐ん事を謀らる。しかりしより以來、則廟堂として、后の宮は東に有り、臣の

廟は西に有りと見えたり。此社の神木は杉なり。社說に云、神后三韓より歸らせ玉ひ、異國へ携へ給ひし三個の兵器（御鉞、鉾、鐵杖）を、命の御社の前なる地に埋み、其しるしに杉の枝をさゝせ給ひ。後代に至るまで、我國の守護神となるべしと誓せ給ひしが、漸く其木おひ茂りて、木立うるはしく、其葉つきあやしく、尋常の杉に異にして、あやの紋を織るごとくなれば、綾杉と名付けるなり。又御神託に、杉は萬木にすぐれ直なるみきあり。人もかく心の直ならんをば、我かならず守るべしとの給はせけるとなり。

八幡五所別宮第一　大分宮緣起　下

翌年庚寅のとし、譽田天皇位に即せ給ふ。大和國輕島豐明宮にまします。此帝は幼き御時より、さとくかしく、遙かに見そなはす事遠にして、動容進止聖表有。帝位につかせ給ふに及んで、民を見給ふ事いためるごとく、夙におき、よはに寢させ給ひて、只人民のやすらかに、國土の豐ならん事をのみ思しめし、普きおほんうつくしみのなみ、やしまの外迄ながれ、廣きおほんめぐみのかげ、つくば山の麓よりもしげくおはしましければ、近きもの悅で、民ゆたかに國榮え、遠きもの從ひて、四の海波靜かなりき。かゝりければ、にしの韓國もよろづ化に歸して、東の蝦夷もおのづから貢を備へ、誠に目出度御代に侍しとかや。此上にも猶人の心すなほに、世の中穩ならん事を希はせ給ひ、百濟國より王仁といへる博士をめして、もろこしの聖の道を開し給。是を取用ひ給ひ、我國の神の敎を據め、五倫の道を正ふし給ひ。且王仁をして太子に經典を授け、文道を興させ給ふ。是により世を重ねて、我國に仁義五倫の道あまねく行はれ、神の道彌明らかに、政事正しく人すなほにして、君子の國となれり。是皆御母皇后の御武德、八幡大神の御心ざしてより出たり。本朝に文字を用うる事も、此御代より始けるとなん。又天が

下の人民、衣服裁縫の術精しからざる事を憂おぼしけるが、異國に使を遣し、縫工女をめして、天下に其術を示させ給ふ。誠に八幡大神御母子の御徳功の廣大なる事、たやすく記しがたければ、もらし侍りぬ。天が下しろしめす事四十一年、庚午のとし二月十五日、明宮にてかくれさせ給ふ。御ことぶき百十歳におはしましき。明年、河内國志紀郡に葬奉る。則今の譽田八幡宮の後なる御陵是なり。世々を經て、人皇三十代欽明天皇三十二年辛卯のとし、二月十日癸卯の日、豊前の國宇佐郡菱形の池の邊にして、始て神とあらはれ給ひ、大神比義と云人に、我は是譽田天皇、廣幡八幡麿なりと示させ給ひ、其後勅使を下して鎮め祭らせ給ひき。是則應神天皇の八幡大神と現れさせ給ふ始なり。實にも此御神は、天照大神には二十六代、神武天皇には二十世の天孫にてましまし、世に有ては天照大神の天道をうけ繼せ給ふ。且仁義五倫の道を以て神道を擴め、天下に敎を施し、民に仁にしてものを惠み、徳恩を萬代に遺し、後の世に至りても道德生物にかふぶりて、長く天下の人に敬れ給ふ。されども御宮所をしめて、神とし祭り奉る事はなかりけるに、此時宇佐に現れ給ひて後は、國々にも御宮を建て崇奉り侍る。聖武天皇神龜二年丙寅のとし、神託有て、始て大分村宮のうらに御廟を建、崇め祭り奉らる。されば大神襁褓のむかし、とまり給ひし靈地なれば、百年の後に至りても、其地をなつかしみ思しめしけるなるべし。およそ我日の本のうち、何の國か八幡大神を崇め奉らぬ處やある。されども斯其御經歷の故有地に御廟を建侍るは、たぐひすくなく覺え侍る。げにも神の御示現有て鎮座し給へる御宮なれば、靈威極めていちじるく、神德いたりて新なり。人皇六十代醍醐天皇延喜二十一年六月廿一日、大神七歳の女子に託して宣はせけるは、箱崎といへるは我誕生のいにしへ、胞衣を筥にして彼松原にうづめし處なり。今其海邊に移りて、異國

の敵を降服すべし。大宰少貳眞村、石清水の宮にして鎭護造進すべきよし奏すといへども、今此新宮を營作すべし。御殿を乾に向、柱に柏を用ひ、敵國降伏の四字を書て吾床下におくべし。若異賊我邦を窺ふ事あらば、吾神力を以て自然と降伏すべしと有ければ、眞村首を傾て敬服し、宿願未他人しらざる處に、神鑑たがふ事なしと信心肝に銘じて、急ぎ奏聞をふる處に、蕃客通接の境なるに、其處にましまして來寇を防ぎ給はんとの御神勅、誠にたふとき御事なり。急ぎ其宮殿を營み、殊に神體を遷すべしと宣下有しかば、則宮崎に御殿を構へ、彫刻のたくみをきはめ、丹青の美を盡し、輪奐殊に新にして、漸く三とせを經て、延長元年に成就せしかば、則大分宮の御神を勸請して、新に祝ひ給へり。則今の箱崎八幡宮是なり。然れば宮崎の御宮も、當宮の御神託によりて始て建立有ける別宮なり。されば八幡大神の御託宣にも、我宇佐宮より、穗波大分宮は本宮なりとあり。

（宇佐宮御託宣集にみえたり。）げにも宇佐宮は御身の後に至りて、始て現れ給ひし處といへども、大分宮は御在世の始、御母后と共に久しく止らせ給ひし處にて、後代にも猶御心とゞまり給ふべき靈境なれば、本宮とは宣はせけるなるべし。かゝるいみじき御宮なれば、古へは朝廷より、御尊崇他に超て、神事祭禮の折ふしは、太宰府在廳の官人をして、其事を執行せしめ給ひしとかや。故に神田封戸も多く寄附せられ、御宮作りもいかめしく、祠官數十人有て、月々に天下太平、異賊降伏の祈、聊か怠なかりしとなり。中にも八月十五日には、放生會を取行ひ、神體を頓宮に移し奉る。今此御社より南の方四町許に、貴布禰の森とて有。是神輿の行幸有し處なり。又九月十五日には流鏑馬神樂など有て、大祭行はれけりとなん。應仁より天正の末に至り、代々を經て九州大に亂れ、なべて戰爭の街となりにければ、いにしへより傳りし神田もなくなりし故、上王公より下萬民に至るまでの

祈禱として、月々に行はれたる祭事禮式も跡なくなり。八月九月に執行せし大祭も絶はてゝ、只九月十五日のみ今も村民打つどひ、それとばかりなる祭禮を取行へり。されば此御社は、古より五所の別宮の一にて、其名いちじるく、殊に八幡大神の本宮と宣はせし處なるに、いにしへ今盛衰時をかへ、萬むかしに替りて、おとりざまになり行事、あゝなげきても又餘り有かな。やつがれ一とせ爰にまうで、御宮所の有さまを拝み奉りしに、げにも神明地を卜給ひて、已に九百六十餘祀に及べる御廟なれば、古樹空にそびえ、宮所久しく神さびたり、神光赫々として誠に其上に在がごとく、その左右にいますが如し。御宮作は陽に向ひ陰に背き、おのづから四神相應の靈地に叶ひ侍れば、前には朱雀の田野ひらけ、後には玄武の碧山ふさがり、左には青龍の池塘をたゝへ、右には白虎の通路ながし。凡此里の西大野といへるより此方、山のたゝずまひ、水の流、林のこだち、村のけしきなど、よそにすぐれてあやしくうるはしき事目を驚かす許にて、誠にことなる靈地なり。神明の殊に心をとめてやどり給へるは、むべにこそと覺え侍る。御宮の前兩所に石の鳥居あり。第一の鳥居は、寛永七年に國主黒田忠之の家臣小河久大夫が寄進、阿部忠兵衛に云て建立し給ふ。第二の鳥居は、元禄三年に村民庄作長九郎と云ふもの寄進し奉る。扁額の大分宮の三字は、花山院前内大臣定誠卿の筆なり。御宮の前に人家甍を並べて街をなせり。かゝる奥深き山ふところに、民のもろ〳〵有て榮えぬるは、神の御惠のひそかに助給へる成べし。むかしは今の御宮の上なる、山上に鎮座まし〳〵ける。されども上下登踏きかくして、老弱昇降の煩ひもあればとて、近世今の地に移し奉る。古宮の趾は嶽の宮と號して礎猶殘れり。其外樓門、廻廊、末社などの有し舊趾も、猶いちじるく處々に殘りて、むかしのさかえを思ひしられ侍る。されども神明の威靈は、とけどもうすらがず、くりにすれどもくろまぬ理なれば、御宮造こそ、昔にかはりおとろへ給ふといへども、神威は日月とゝもに新にましませば、

つかへ祭らん人は、よく此御神の本誓をたふとみ、黒き心をきりたちて、清き心もて祈奉るべし。古人の云、人は神の主なり。故に神は人の敬ひによりていきほひをなし、人は神の助によりて幸ひをうく。されば心誠にして愼みあらん人は、いのらずとても、神明などかすて給ふべきや。況や其理有て祈らば、其しるしあらん事疑ふべからず。抑八幡宮の神勅は。誠に多くして計へがたしといへども。その中にわきて有難きみことのりを左に記して、世の人の龜鏡とし侍るべし。天平勝寶七年の御託宣に、他の國より吾國、他の人より吾人と有り。此道は凡人倫の交りは、我身を正うして、人をいつくしむより外にたふとき道なし。されども、人をいつくしむにも、前後本末の序で有り、貴賤親疎の品有り。我親をすてゝ人の親をいつくしみ、我兄をすてゝ人の兄を敬ふは、さかさまなる惡みなれば、是を悖德といふ。是人倫にまじはる道に非ず。先我親をふかく愛し、其心をうつして人の老をいつくしみ、我兄をあつく敬ひ、其心をうつして人の長を敬ふ。是なん他の國より我國、他の人より我人と宣ひし神託の御道なり。萬の事皆斯のごとく、本末のついでを知り行ふべき事には侍る。事々につきて其品多ければ、爰に述がたし。又御託宣に、吾に住所なし。只正直の首の上に住なりと有り。是殊に難有御教にして、又たふとき神慮なり。誰か是を仰ぎ奉らざるべき。正直といへるは必正うして邪ならず、直は其行ふ處すなほにしてまがらざるを云。心正して行すなほなるは、是其大本の名にして、其條目あまねく事物に備り、萬にわたりて其道あらざる事なし。されども其大綱をあげていはく、父は父の道を行ひて、子をいつくしみ、敎へ導て才德をすゝましめ、子は子の道を行ひて、力を盡してよく孝行を勵まし、君は君の道を行ひて、臣民の善惡をたゞし、賞罰を明らかにして、專下をあはれみ、仁を施し、臣は臣の道を行ひ、我身を忘れて偏に誠を

盡し、朝夕のつとめ怠なくして、其勞をくるしまず。亂世にしては節義を專にして勇を勵し、治時に隨ひ忠を盡し、夫は夫の道を行ひ、婦を導て情あり。婦は婦の道を行ひて、夫に和ぎ從ひ、貞ありて二心なく、兄は弟をあはれみ、弟は兄を敬ひ、直に其非を咎めず、其惡を口にせずして、親みを深く、朋友はともに信を以て交り、內外いつはりなく、四民各其友に心を合せ、皆家業を怠らず、朝夕よくつとめをなして、假初にも私曲を行ひて、非分の利をねがはず。此外人世日用の萬事に付て、ことごとくその天性を本とし、心も業も一筋に正しく直ならん事を思ひ、人欲邪惡の穢、ひがめる心をすて、たゞに敬んで天心に叶ふを勤とすべし。夫正直といへるは、たゞ口ものいひ、財をわかつ時に、ひとへに僞なく、廉潔なるをいへるのみにあらず、すべて日用人倫の交、事々物々において皆其理あり。先飮食より始、或言語、動作、居處、衣服、奴婢の使令、或見事聞事に付、正直の道あらず、といふことなし。人事は一日にも萬端品多ければ、今爰に記しがたし、只是禺が一の大道を述るのみ。斯のごとくなる時は、神人一和して、神明必其人を守り給はん事、疑ひ有べからず。されば其心正からず、行ふ處直ならず、惡逆をのみ事とし、其罪重り、其せめいたりて後、俄に金銀を抛て神に祈るといふとも、神是をゆるし給ふべからず、いかんとなれば、たとへば今爰に人有てひが事を行ひ、其罪すでに身にせまるに及んで、俄に金銀をさゝげ、其罪あがなはんとすとも、其上に有人正しく、明なる人ならば、いかで金銀にめでゝ其法令をまげ、其犯せる罪をゆるす事あらんや。況や神明は公明正直にして、毫末の私ましまさねば、積惡の人あわたゞしく財寶を抛、俄に祈り祭るとも、其まひなひにめで、彼罪をゆるし給ふ事なし。その例を今にあらはにして、記すに及ばす。此理甚明なれば疑ふべからず。然ども又仁慈廣大の神慮なれば、もし、人よく其前非をさとり、悔悲んで忽に惡心を飜し、科を祓淸めて、勉て善に歸するの心。至て誠ある時は、神明必其誠を誠として舊惡をゆるし、新に善に移る事をよみし給ひなん。抑高き賤き衆人、此神德のたふときことを聞、此神勅の

誠を仰がば、各先，已往過惡をよく改め、往さき欽で善行を事とせば、是大道神明の御心に叶ひ、世はむかしの神世にひとしく淳直に歸し、人は神代の古風にかへり、神人和同して萬の礙なく、百福いのらすしておのづからいたりなん。しからばますく聖主寶祚萬歳、大樹軍武運長久、邦君國脉、綿々として限りなくはるかなる福あり。國安く天下平らかに、萬民快樂ならんこと、ねがひていたすべからざらめやも。

元祿辛未歳冬至日

筑前　後學貝原好古謹記

書二子大分宮縁起後一

大分宮者其所二由來一者最久矣。蓋古昔神聖之爲二靈蹤一也。章々而明矣。非下如後世往々招二請於異鄕之神靈一而建二祠之比上。宜乎以二是爲一本邦五所別宮之第一也。往歲吾再到二彼邑一、拜二其神祠一、顧二其爲一レ地、背陰面陽。松樹迭翠、雜樹交錯、閭閻成レ隣、宅區夾レ巷。蓋其山川林木之美。比二之他鄕一甚秀異焉。嗚呼其地亦奇靈也哉。昔此廟。則洋々乎如レ有レ臨二其上一是固神明之所二窟宅一、而威靈之使然也。郡司白水未至。有レ志二于興一レ廢。且邑人之尊二崇此神一亦至矣。特憾レ無下傳記之錄一於二其故實一、於レ此請二予之家姪好古一使レ輯二錄其事跡一。將二以耀一二其威靈於後裔一也。記既成編。復求二予之跋二其尾一。竊謂。古人有レ言有二其誠一、則有二其神一。無二其誠一則無二其神一。言雖レ有二神之照臨一、然無二人之致二精誠一、則不レ能二感通一、復何福レ之作レ之。有二倭人所レ謂二神者依二人之敬一增レ威者一。其雖二淺近一豈於レ理爲レ誣哉。古者蘋蘩薀藻之薄。尚薦二之鬼神一。況今邑人享獻之志。不レ爲レ不レ厚。其豈可レ不レ感二通于神意一乎。然則。大神之默佑二斯民之力一、亦將レ增二益大一矣。此非下所レ謂有二其誠一、有中其神上乎。好古之所レ錄既詳備。吾復何述焉。因記二郡司及邑人之致二精誠於神廟一、以詔二後世一。且以塞二其責一云爾。

元祿壬申蠟月八日

高倉神社緣起

筑前　後學貝原篤信謹書

筑前國遠賀郡高倉邑高倉社に、しづまりおはします御神は、靈驗無双の名神、當郡鎭守の惣社なり。遠く此御神鎭座の始を尋るに、そも〳〵乾坤わかれて三神造化の始をなし、陰陽あらはれて、二靈群品の祖となり給ひき。かくて天神は七代、地神は五代にしてすぎぬ。人の代となりて、神武天皇こそ本朝人皇の始とは申侍るなれ。此みかどより十あまり四つぎにして立るみかどを、仲哀天皇と申奉り、近江國志賀に都して、天が下をしろしめしける。此時武内宿禰・大伴武持などいへる名臣ありて、きみを輔佐し奉り、政を取しかば、國ゆたかに民やすかりき。即位二年に、息長宿禰の女、息長足姫の尊をたてゝ皇后とし給ふ。是則神功皇后の御事なり。此をりしも西の國に熊襲といへる叛臣出できて、御門に隨ひ奉らず。橿原の波風もおだやかならぬよし聞えければ、帝いきどほりましまし〳〵、熊襲が國をうたんと、紀伊國より船出して、穴門長門の事なり。の國にみゆきし給ふ。此時皇后は越の國角鹿におはしましければ、使をして穴門に參逢ひ給へと命じ給ふ。秋七月五日皇后豐浦津に至り給ふ。この日皇后は如意の珠を海中に得給へり。かくておなじ年の九月に、宮室を穴門に營みて、こゝにとゞまりましませり。是を穴門の豐浦の宮といふ。八年乙夘のとし春正月四日、天皇筑紫に幸し給ふ。時に岡の縣主の祖熊鰐遠賀郡の主なり。といへる人、天皇の西征し給ふ事を聞て、あらかじめ、百枝の賢木を拔とりて、九尋の船の舳に立、上枝には白銅鏡をとりかけ、中枝に十握劍をかけ、下枝には八坂瓊を掛て、周防國沙麼の浦に參迎て、魚鹽地を獻る。よつて以て奏して云、穴門より向津野大濟長門國大津郡の出崎に向津村有。豐浦郡島戶に對せり。其門入海あり。此所を云なり。に至るまでを東門とし、名籠屋大濟筑前國遠賀郡若松邑より一里、北の出崎なり。今は名籠屋崎といふ。を以て西門とし、沒利島今云もつれ島なり。長門國の内なり。阿閉島今云あいの島なり。豐前に

郡を限て御宮とし、柴島（今云白島なるべし。今も柴島とも云。遠賀郡の内なり）を割て御甌とし、逆見海（長崎浦より二里許洋中に浮べる村あり。山鹿の沖に遠見灘あり）を鹽地とす。（この三所の號はたゞひろく天が下をしろしめさすべきとの祝言なりと、釋日本紀に見えたり。）すでにして海路を得て、山鹿岬（遠賀郡芦屋岬なり。山鹿村に屬す）より廻て岡浦にいります。（岡浦は蘆屋、又岡水門、水巻の岡湊とも稱す。）水門に至りて御船進む事を得ず。こゝにおいて、天皇則熊鰐に向てのたまはく、汝熊鰐は明心ありて參れりときく。船のすゝまざる事何ぞや。熊鰐奏して申さく、御船のすゝむ事を得ざるは臣が罪にあらず。此浦の口に男女の二神おはします。男神をば大倉主と云、女神をば菟夫羅媛と云。必この神の御心ならむと申。（此二神は水神にて、大水門の守たりと、大神宮儀式帳に見えたり。）天皇これをきこしめし、挾抄者倭國菟田人伊賀彦を祝として、祭らしめ給しかば、則御船進む事を得たり。皇后は別船にして洞海より入給ふ。（洞海は、若松と戸畑の間の入海なり。）潮涸て內海淺ければ御船進む事を得ず。時に熊鰐さらに歸りて、洞海より皇后を迎へ奉る。折しも御船の進まざるを見て、おもおそれて、忽に魚沼池を造て悉く魚鳥をあつむ。皇后この魚鳥のあそぶを見そなはして、忿心稍とけ給ひぬ。（此魚沼鳥池をつくりけし所は、遠賀郡すみ村の内、鶴巣と云所に有。）潮滿るに及で、則岡津に至り給ふ。かくてみかどは皇后と共に謀をめぐらし、熊襲を討べき術をなし給ふ。岡津にしばらくとゞまりおはしまして、諸軍に命じ、兵器を鍛錬し、弓矢を調させ給ふ。よつて其所を名付けて矢はぎと云。（蘆屋より一里許西の方、海邊に有。）こゝにおいて、熊鰐皇后に奏しけるは、此縣に高津峰とて三所寶珠の山あり。（當社の後の山の事なり）此峰には雜神だち天降りおはします。是國家鎭護の御爲なり。いそぎかのみねによぢのぼらせ給ひ、朝敵誅伐の事を祈らせ給へかしと申上ければ、皇后悅び給ひ、此山に登り給ひて、熊襲誅伐の事を祈らせ給ふ。手づから七株の靈樹を此地に植て、神誓のしるしとし給ふ。（今も靈樹七本有。生ひかはれるもあり。）はとなく岡津に歸らせ給ひ、天皇と共に謀り、此所は國の端なれば、しばらくも皇居と成べき所にあらず。香椎宮にうつらせ給

ふべしとて、軍立したまふ。實も此たび西國に降らせ給ふは、熊襲征伐のためなれば、敵國猶遠しといへども、專行任を正しくし、號令を嚴にしたまふ。よつて先御旗をはらせ給ひし所を、旗の浦と云ふ。今訛て初浦といへり。鉾をさゝせ給ひし所を、鉾の浦といふ。天の鏑矢を立おかせ給ひし所を、天野海邊といふ。終に此所に宿陣せさせ給ひしが、海風烈しかりしをいとひ、かりに千本の松枝を挿せ給ひしに、後に其松おひ茂りしかば、其所を名付て垣崎松原と云。（又岡の松原とも云。今俗に古木松原といふ。）かくて程なく香椎宮に入らせ給ふ。秋九月五日、群臣に詔して熊襲を討べき事を議らしめ給ふ。時に神あり。皇后にかゝりをしへまつりのたまはく、天皇なんぞ熊襲が服せざる事をうれひたまふや。熊襲は小國なり。ことに伊弉諾、伊弉冊のうみたまひし國なれば、うたずとも終にしたがひ奉りなん。是より西に寶の國有。これを栲衾新羅國と云。もしわれを祭り給はゞ、則及に血ぬらずして、その國おのづからまつろひなんと、さま〴〵の神告有しかども、天皇これを誠とし給はず。あながちに熊襲を討給ひしが、えかち給はで歸りましぬ。あくる九年庚辰のとし春二月五日、天皇忽になやみ給ふ事ありて、翌六日に、かみ去りましぬ。（一說に、天皇みづから熊襲を討て、賊の矢に中り、かくれ給ふといへり。）皇后はなはだ歎きかなしませ給ふ。されどもかぎり有みちなれば、力及ばせ給はず。武内宿禰其餘の大臣にもしめして、先天皇のかくれ給ふ事を天下にしらしめ給はず。其後武内宿禰とはかり軍を出し、熊襲、熊鷲、田油津媛など云强敵を討平げ給ひぬ。かくて新羅を攻給ふべき軍謀を定給ひ、諸の神祇に祈りまし〳〵、中にも住吉大神の荒魂を請て軍の先鋒とし、和魂を請て王船の鎭として、冬十月三日和珥津より船出し、異國を攻給ひしに、天神地祇の擁護淺からずして、輙く三韓を討したがへ給ひ、めでたく歸陣まし〳〵ける。其年十二月十四日、筑前の蚊田と云所にして、譽田皇子を

うみまゐらせ給ふ。故に時の人、其所を改め名付て宇瀰と云。譽田皇子は則八幡大神の御幼名なり。かくて此度祈り祭り給ひし神々に報賽あり。おの／＼其鎭りましまさんとおもふ所に祝ひ祭り給ふ。中にも大倉主、菟夫羅媛の二神は水神にて、仲哀のみかど筑紫に下り給ふ時神異あり。又皇后三韓をうたせ給ふ時、其助淺からざりしかば、神功皇后攝政に給ひける二年壬午のとし五月午日、始て勅を下し、此高倉邑に御社をたてゝ祭らしめたまふ。此ゆゑ今の世に至るまで、午の日を用ひ祭日とはし奉るなり。かく神后の崇めたふとみ給ひし御神なれば、其後代々の帝も、尊崇他に越させ給ひしとかや。しかるゆゑに、遠賀縣にして許多の神田をよせられ、祭禮神事の折からは、在廳の官人をして、其事を監察せしめ給ひけるとぞ。今もむかしの祭禮神事の儀式など、しるせる文ども殘りて、そのかみの繁榮をおもひしられ侍る。又いつの御時にや、此御社の相殿に天照大神をいはひ祭奉るゆゑ、今は三座の御神鎭坐し給ふ。天智天皇の御時、新羅國の沙門道亮といへるもの、尾張國熱田宮に、祝れまします草薙劍をぬすみ取て逃んとす。初の度は熱田社の扉を出る時、村雲おほひ是をとゞむ。其後に盜取て逃行しが、近江國に至りて、村雲立おほひうばへり。此時道亮彼劍を取返さんと、吾より東へ追行しかども、取返す事あたはず。其追つめし所の名を、おひそと云。老曾の森ある所なり。又盜取て筑紫博多まで下りしが、又取返されぬ。此時都より官使來て、此御劍をうけ取まゐる間、清淨の地におかるべしと議せられしに、當社は古來の靈場にて、ことに堅固の地なればとて、神殿の内に籠置奉ける。ほどなく勅使來てこれを守護し、又本の宮に納め奉る。天皇これをきこしめし、亦かの道亮がごとき盜人ありて、取けがす事もやあらんと、御心うくおぼしめし、或鍛工に命じ、彼劍と同じやうなる劍を七作らせ給ひ、別殿を立て、八

の劒を納め給ふ。八劒の宮これなり。神道には、ふかく八の數をたゝこむはいはれあり。ゆゑに七の劒をつくりそへて、八劒の宮といふ此時より熱田の宮には、日本武尊を本社に祭給ふ。かく當社にしばらく彼劒を籠置、後に八劒の號あるにより、當社をも俗說には八劒宮と申奉るなり。其ゆゑにしなきにはあらずといへども、たゞしく八劒を祭り奉るにあらず。又八劒を祭れる別宮とても侍らざるなり。

遠くそのかみ、祭禮神事行はれける事を傳へ聞くに、凡日々神前にとのゐの神人ありて、天下泰平國土安穩の祈請をこたらず。月ごとの朔望及び午日には、わきて神供を調し奉る。又正月二日より六日まで年始の祭あり。同七月十五日にも神事あり。二月九日大祭あり。三月三日、同十五日、五月五日にも祭祀を執行ひ、六月晦日には名越の御祓あり。七月七日神事あり。九月九日には、ことに大なる御祭にて、其前日に神輿蘆屋津の下宮に御わたり有。此下宮に、いつの時にや、素盞鳴尊を祭れるより、今はたゞ祇園宮と稱す。其道すぢ矢はぎと云所に、假殿をまうけて、神輿をやすめ奉り、こゝにおいて音樂を奏し、下宮に着せ給ふ。其夜は彼所にとゞまらせたまひ、あくる九日に還御なり。此時十二騎の流鏑馬、相撲、舞樂等さまざまの神事あり。霜月九日大祭あり。十二月晦日に年越の祭あり。凡年中數十度の神事有といへ共、中にも二月九日、九月九日、十一月九日の神事を、三節の祭とて大祭とす。此の三度の祭には、古は在廳の官人來て、祠官と共に誠をいたし、其祭事を監察し、武家執政の後は、檢使來て祭を助けるとかや。近き世に至ても猶そくばくの神領有て、恒例の祭祀をこたらざりしとこそ聞えしが、大永より天正の末に至り、九州大にみだれ、一國にあまたの領主ありて、互に他を亡ぼし我を利せんと謀り、年月に其戰爭やむ時なし。此ゆゑに神領も、多くはかたへの郡司城主等押領せしが、猶數十町殘りしを、天正十五年、豐臣秀吉公西征ありて、九國をしづめ給ふ時、古例をやぶり、大社の神領をも皆沒收せら

れしかば、當社の祠官神人等、身を立べきよすがなくして、多くは他方に離散し、或土民となりぬれば、秀吉公筑紫陣の時、諸國神社の神領をも皆取はなち、各私領に付くる。筑前國をば小早川左衛門佐隆景に賜りける。隆景私として當社へも多く神領をそへられしを、養子中納言秀秋の代に至り、又皆沒收せられしかば、神職の輩も四方へ流浪し、又は土民となりぬ。社頭も年追て頽破し、祭禮神事も月にしたがひ怠りて、唯むかしの名殘としては、古木高くそびえ、御前の鳥居苔むし、外郭の築地蔦にまとはれ、所々の瓦落こぼれ、須藤駿河守行重が、唐かねにて長七尺に鑄て奉ける毘沙門の像須藤氏は遠賀郡の富人なりしが、延德三年三月に、此像を鑄て奉らせける。ばかり、いつとなく雨露にさらされ、宮庭にたてるありさま、時うつり事かはりゆく世の盛衰も目前に見えて、さらに昔をしたふあはれを催しぬ。然るに慶長五年、黑田甲斐守源朝臣長政濃州の戰功により、豐前六郡の領主たりしを改て、筑前國に封せらる。其後此御社のゆゑある事を聞、その神德をいやまひたふとみ、石の鳥居を創立し、鐘樓を立、鐘を鑄こ奉り、社頭を修造し、祭禮を再興せらる。されども此時國中寺社の事、皆先國主の例にまかせらるゝゆゑ、神領寄附の沙汰に及ばず。こゝを以て、祭禮神事の舊慣に復する事あたはず。唯そのかみ御神事のときをたがへず、供物を調じて奉る。また九月九日、御輿みゆきの禮は絶しかども、十七村の産人高宮、吉木、三苫、天野、内浦、原、波津、海老津、山田、黑山、糠塚、尾崎、戸切、別府、白津、若松、蘆屋此十七邑當社を産神として奉る。おの〳〵寄つどひ、かたばかりなる祭事を執行せり。しかるに年を經て、ます〳〵大平の化行はれ、今は飛鳥川の瀬となる恨もなく、さゞれ石の巖となる世となりて、すたれたるをおこし、絶たるをつぎたまふ政事多かりしが、いにし天和の初に、國君右金吾次將源朝臣光之長政の嫡孫なり新に祭田を寄附し、又社の破壞を修造せられしかば、人の敬ひもいやまし、御社の榮えも猶むかしに立歸るべき時をえたり。やつがれひとゝせ國君の命をうけ、叔父篤信とともに、國中の村落のこらず經歷し、風土記を續撰する事侍し折から、此御社にまうでて、むかしより語りつぎ云ひ

つぎしふる事を聞、何くれとしるせる文書などを見、感慨をおこしぬ。よつてつら〳〵御社のさまを見るに、實も上代よりの古跡と見え、其かまへ廣く、御宮造は西向にして、とこしなへに異賊を防ぎ給ふ誓を顯はし、東南には翠嶺峨々として神威尊きをしめし、西北は滄海溟々として慈潤の深さを表せり。神后の祭らせ給ひし時、御手づから植給ひし七株の靈樹、多くはおひかはりぬれども、神誓猶くちせずして、むかしのなごりをとゞめ、春のみどり青々として、萬代の宮をあらはせり。御社の前には、流水いさぎよくして、人の心の汚を洗ふべき敎をしめしたまふ。林木のけしき、村落のつゞきまで、遠近のながめよの常ならぬ佳境にてぞ侍る。今の宮司坊源慶、予に託して、此御神の事實靈德をしるさん事を請。予もとより誠ともしく、才つたなければ、其責をつぐのひがたしといへども、かねて見及び聞おきつる事をいはで、たゞにやみなんは、神光をおほへる罪もおそろしければ、その事實のかたはしを書つらねて、後葉に傳へんとす。神德の妙なることは、おろかなる筆には憚りあればやみぬ。仰ぎねがはくは、ますます神威をてらし給ひ、國家を日守夜守に守り幸し給ひ、天下泰平、國土安穩、聖主萬歲、大將軍武運長久、國君如意安全ならん事をもだして、助給へと云事しかり。

元祿乙亥之歲秋八月日

筑前　後學貝原好古記

鞍手郡磯光神社緣起

いにしへ、天地初めてわかれし時、ともになり出る神あり。國常立尊と申奉る。（凡もろこしにて神と稱し、やまとにてかみと名付し事、ふかき意あり。かゞみの、中の文字を略せしと云ふ說、用べからず。）次に國狹槌尊、次に豐斟渟尊、（此三はしらの神は純男なり。）次に泥土煑尊、沙土煑尊、次に大戶之道尊、大苫邊尊、次に面足尊、惶根尊、次に伊弉諾尊、伊弉册尊なり。（此八はしらの神は、四代各夫婦の神なり。）國常立より伊弉諾伊弉册尊まで、すべて七代と云。伊弉諾伊

弉册尊、共に議て曰、あれ既に大八洲の國及山川草木を生めり。いかんぞ天が下のきみたるものをうまざらんやとて、こゝに日の神をうみ給ふ。是を大日靈貴と申奉る。天照大神是也。此みこひかり美しくして、國の内にてり通る故、あめに送り擧て、天上の事を授け給ふ。其地神五代の初の御神也。天照大神の御子、正哉吾勝々速日天忍穂耳尊の御子を、天津彦彦火瓊々杵尊と申す。天照大神此皇孫を以て、葦原の中國の主とし給ふ。よつて皇孫に勅して曰、葦原の千五百秋の瑞穂國は、是吾が子孫のきみたるべき國也。よろしくいまし皇孫、ゆいてしらしむべし。ゆくさきあまつひつぎのさかえまさん事、あめつちとともにきはまりなかるべし。此時八阪瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍、三くさのたから物を、皇孫瓊々杵尊にさづけ給ふ（三種神器是なり）中について、御手に八咫鏡を持て、皇孫にさづけさせ給ひて、祝て曰、吾兒此寶の鏡を見まさん事、まさになほ我を見るがごとくすべし。

ともに床を同じくし、殿を共にして、齋鏡とすべしとのたまふ。鏡を神體とし給ふ事は、鏡は明らかにくもりなきをかたちとせり。心性あきらかにしてくもりなければ、慈愛決斷の德も其中にあり。又まさしく御願を移し給ひしかば、深き御心をとゞめ給ひけるなるべし。瓊々杵尊の御子、彦火々出見尊、其御子、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊まで、天照大神よりすべて五世、是を地神五代と稱す。（以上天神七代、地神五代是を十二代と云）鸕鷀草葺不合尊の御子、神日本磐余彦尊、是を神武天皇と申す。是人皇の初也。是より後、其御孫世々の帝とならせ給ひ、今に至る迄百十四代、皆あめつちのかぎりは、此御神の御孫のみぞ、あまつひつぎをながく傳へさせ給ふべき。是天照大神の御をしへをうけて、世々をもらせたまふ故なるべし。神武の帝、都を大和國橿原に定給ひし時に、天照大神の御すがたに、八咫鏡を以て大殿に安置し給ふ事、いにしへの神勅のごとし。第十代崇神の帝の御時におよんで、

やうやく神威をおそれ、神體と共に同じ宮の內に住給ふ事を、はゞかりおぼしけるにや、あらたに寶鏡をいさしめ、宮中にとゞめ給ふ。今の內侍所の神鏡是也。彼上古より傳はれる神鏡をば、皇女豐鍬入姫につけて、大和國笠縫邑にみづがきをたてゝ、あがめ奉らる。其後垂仁の帝の御時、皇女倭姫命、豐鍬入姫にかはりて、天照大神をいつき奉らる。大神のみことのりにより、國々をめぐりみそなはして、御廟建つべき所を求め給ふ。同じみかど、二十六年十月甲子日、神の御をしへに任て、初て伊勢國渡會郡五十鈴の川上に宮所をしめ、高天原に千木高知、下津岩根に大宮柱ふと敷立て、しづまりましく〜ぬ。是よりして皇大神宮と號し奉りて、かけまくもかたじけなき、日本第一の宗廟とあがめまします。是大神伊勢に鎭座し給ふ初也。帝より下つかたいやしき庶人に至るまで、天が下の人、たふとびうやまはざるはなし。凡古より天が下しろしめす帝、必宗廟を建給ふは、其本祖の恩德をむくい、衆の人の心をあつめて、一におもむけ仰がしめ給ふ也と、易傳と云ふみにも見え侍る。誠にしらずしらずして、帝の則に隨へる、おろかなるしづのを、しづのめ、いとけなく何の思ひわくかたなきわらはべ迄も、此御神のたふとぶべき事をしれるにや、千里を遠しとせずして、四方の國よりまうでくる人、としぐ〜にかぎりなし。され共君につかへ、民をまもり、家のことわざしげきともがら、伊勢まで遠くまうでんはいとまなければとて、國々に御廟を建て、つかうまつれる所おほし。中につきて、筑前國鞍手郡粥田庄鶴田の里におはします天照宮は、則天照大神を祭奉る所也。此宮に八幡大神、春日大神をも相殿に祭奉る。（此二神は後代に祭る所也。何れの時より初しにや。）社家の傳へし說に曰、此御神、垂仁天皇十六年丁未初て同郡笠城山のふもとにくだり給ひ、長屋山筒男と云人に託宣し給ひ、其人大神の勅を請、後笠城山の麓の川にありて、しばしば人をそ

こなひし、大なる鋏をきりて患をのけし事有。八劔大神と中神、此邊すべて八所におはしますも、此とき大神のさづけ給ひし劒を納し所也。其後六十年過て、おなじ帝七十七年戊申の春、菅城田の上に始て神殿を造て、あがめ奉る。秋毎にはじめて稲をかりて、先其初穂を大神にすゝめ奉る。時しも西收のおりふし、民のいとまなくて、峰の上まで諸人のよぢ上る事なやみあれば、麓の谷に稲の穂をかけて、祭奉りし故、其谷を穂掛谷となづく。今佛谷と云はよこなまれる也。其後允恭天皇の御時、此御社に野火やけ入て、回祿のわざはひにかゝる。人のすむ里より甚遠ければこそ、かへりてかゝるわざはひもおこれりけれ。又は老幼の輩、高き山にまうで上る事なやみありとて、ふもとなる穂掛谷に、宮所をあらため作りて移し奉る。其時數千の石をあつめ、其上に神殿を建しかば、其所を後世に名付けて千石原と云。其後人皇五十三代淳和のみかど、天長五年の冬、明野の里に宮殿を立、穂掛谷より爰にうつし奉る。今の脇野是也。もとは明野と云しを、後にあやまりて脇野と云。長尾山筒男いのち甚長くして身まかりぬ。其靈を明野の原にまつり、長屋大明神と號す。此山筒男の苗裔、ながく天照宮の御祭を執行ふ事、今に至て絶ず。九十四代花園院の延慶元年、或人の夢に大神つげて曰、白き鶴のすむ所に、此御廟を移し奉るべき由示し給ふ。告に隨ひて其跡をみそなはしけるに、今の鶴田の里に、白き鶴雌雄二來りすめり。是によりて其神勅に任せ、明野にありし御廟を、今の所に移し奉る。今の神廟の地是也。鶴田村と名づけ侍りしも、鶴の田にすみし所なる故也。又鶴のよろこび舞し所なりとて、其上なる山を鶴喜山と名づけしとぞ。凡此御社、いにしへは宮造もさかんにうるはしく、神領もおほくして、祠官の輩あまたつかふまつりしかば、年毎に折節祭の禮其敬しげく、其儀式甚いかめしかりし事、いへばさら也。中につき

て正月元日より三日まで、日毎に兩度の祭禮あり。三社に各三そなへ、すべて九盤の神食を奉る。同月十三日には、た寄の神事とて、御田うへの儀式有。先十一日の卯の時に御食をそなへ、巳の時に神輿を出し奉りて、明野の里長屋の社に御ゆきなし奉る。其行列の儀式いと嚴重なり。神事を勤る人々のつどひあつまる事、あげてかぞへがたし。あけの日の辰の時に御食を備へ、巳の時長屋の社を出し奉り、磯光村初子の社に御幸あり。磯光の里人共かぐめ石と云所迄出て、大鼓を打てむかへ奉る。こゝにても神供を奉る。御供につかふまつれる輩にも、酒食をすゝむ。十三日の卯辰の間に、鶴田に歸りまし〱て、まづ假殿に御輿をすゑ置奉る。そのゝち社官のともがら、又敷地の民共、農具を持出耕しうゑて、後には鎌にて刈納る營のまねびをして、神前に是を納む。是はこぞの稲を殘しおけるを持出づる也。祭をはりて丑寅の時、本の神殿に移し奉り、また神食を備へ、神樂を三番かなづ。此祭古代より有し事にや、いとふるめかしく、すなほがちなる有樣なりしとなり。此外三月三日に百手の祭して、敷地の人々御廟につどひて、的をいる事あり。六月晦日亥子の間、夏越の祭有。七月七日神寳をかざりほすに祭あり。九月九日の御祭、是又其儀式おびたゞし。先前日の暮に、社人のともがら集りて、大祓を百二十座讀み、注連をおろす。神食、神酒、常のごとく奉る。同五日に鶴の舞の祭有。同七日酒食をさゝげ、社官里人も神前にて酒食を賜る。八日に午未の間、浮殿に御幸有。供奉の輩は敷地の六の里より、凡四十九人出て、道の間樣々の御調度を持て、神輿に隨ひ奉る。先前驅の鉾持二人、警蹕をとなふ。二番に祓の社司、祝詞をよむ。三番、四番はみこ覡是を勤む。五番、御弓二張、二人にて是を持。六番に御楯の板六枚、六人にて持。七番に寳幣。八番に五十鈴。九番に御馬。十番に抽御太刀もてる宮人四人。十一番、御輿三社

わたり給ふ。各御こしの上に蓋をさしかけ奉る。十二番に又抽太刀もてる社官四人。十三番に神主騎馬にて御供つかふまつる。十四番に榊二本、二人にて持。十五番に庄官十二人。十六番に一本の高幣をささぐ。右の序のごとく神輿に扈從して、左右につらなりしありさま、いとよそほしげ也。浮殿につかせ給ひ、神供をたてまつり、御神樂を三番奏す。舞は巫覡を勤。九日の巳の時還御有。供奉の行粧、昨日御幸の時のごとし。凡年の中祭禮おほかる中に、正月九月の御祭こそ、いといかめしかりしときこゆめれ。霜月十五日は八幡宮の御祭有。同十八日、春日社の御祭有。此外猶御祭多くして、社家の持るふるき記文にのせたる所あきらかなれど、事しげければもらしつ。右にしるせるは其かたはしなり。それだに猶見る人のためいたつがはしかんめれど、古の人、此御社の神事をおもんじ勤めし、さばかりさかんなりし時の事を、後の人にもしらしめんためにしるすめり。三代實錄に、陽成天皇元慶元年十二月十五日、筑前國正六位上天照神に從五位をさづけ給ふよし見えたるは、此御神の御事にや。いにしへは遠き國にましまず宗廟の神にも、しば／＼位階をさづけすゝめ給ひし例もあれば、かゝる事の有しにや。此御社は粥田の庄の惣社なれば、すべて十六村の内にまします十九神は、皆此御神の末社成よし、社家の舊記にかける所、又いちじるし。後二條院德治三年に造營ありし棟札、今も殘れり。古はかくさかえさかんなる御社成しに、足利將軍の末の世に、天の下大に亂れて、西の海の道、波風ことにおだやかならざりし時、神領も姦雄のためにうばはれ、祝人もおほくは離散して、今は唯彼長屋大明神の遺孫、長屋氏のみ御社につかうまつれり。年中の祭禮いにしへおほかりしも、後世の亂に、いつの時よりかたえ／＼に成もてゆきて、今は正月十一日より十三日の祭、神食を備へ、産子等のこらずまうで來て、御食[illegible]酒の

ひもろぎをたまはるのみにて、さばかりの神事はなし。九月の御祭は朔日より頒祭とて、社司長屋氏ものいみし、八日のゆふつかた、神人等をあつめ、御神樂をつとむ。此外に又ことなる儀式など、今はさらになく成ぬ。古へ有し春秋の御幸も、いつしか久しく絶て、今は只名のみ殘れり。此御廟むかしはまさしく鶴田の里の境内なりしが、是よりさき磯光の農の作る田、鶴田のほとりに有て、磯光には遠し。鶴田の圃は磯光の村ぎはちかくして、鶴田には遠し。たがひに田がへしうつるにたよりよからずとて、近年各其地を替てつくれり。この故に大神のましますす宮所は昔のまゝながら、今は磯光の里の境内となれり。凡古今の變遷は、うき世の習とは云ながら、世の隔はるかになり、御社のかくおとろへゆく事こそ、いと口惜く、なげきても又あまりある事なるべき。心あらん人は誰か是を恨みざらん。されど人の心のまことなる一すぢは、昔今替らざればにや、近き延寶八年庚申に、此御社の敷地、鶴田、本城、磯光、龍德、宮田、大隈、尾崎、瓢箪などのあまたの里人、相ともにちからを合て、神殿をあらため作る。又社司の雍、此御社のおとろへをなげき、御鎭座のはじめ、又はむかしのさかん成事を後の世にも傳へまほしく思ひて、いにし年より、其家につたはれる舊記を篤信によせて、此御社の緣起をしるさん事をこふ。其もとめ甚せちなれば、いなびがたくて、目も心もおぼろなる老らくの身の、力なき筆をとり侍る、緣起の卷軸裝潢などは龍德村農長九郎五郎是を寄奉る。ことし直方の府君黒田長清主の宰、小川姓氏信、此御社に石の鳥居を創立し奉る。是磯光の里を領せる人なれば、其地にましますす神明をたふとべる事むべなり。かくたかきいやしき人々も、此御社のたふとぶべき事をしりて、あがめつかうまつれるこそ、年を逐ていにしへに立歸るべきもとひなるべけれ。むかしをおもひ、ふるきをしたひ、すたれたるをおこし、絶たるをつぎし志、まことあれ

ばなどてかは、神の御心に感通し給はざらんや。今も此御社にまうで拜み見るに、宮居しづけく、靈威おごそかにして、目にみえぬ神の、さながら洋々として其かみにますがごとく、久しく低回してさる事あたはず。かゝるたふとき御神の、あまさがるひなの遠き筑紫に、上代より宮所をしめてしづまりまし給ふ事、誠に有難き例なれば、あふぎても猶あまりある事なめり。此御神の此所に鎭座し給ふ緣より、中比のさかえをのべて、今の衰をしるす事、こゝにとゞまりぬ。こゝにて筆をとゞむべけれど、われに此文を事よせ聞えし人々の志をなんめで思ひて、今又神につかふまつる古の道の、やまともろこしの文にいでたるかたはしを、ついでにすこししるし侍る事ひだりのごとし。凡國土のたいらけく、人民のやすくしてわざはひなきは、人の力のみにもあらず。天神地祇のもだしてひそかにまもり助け給へるわざなれば、天が下にいきとしいける人民は、なべて神明をたふとびつかふまつるべし。しかれば神につかふる道の、正しきすぢをしらざるべけんや。いにしへ倭姫命の御をしへに、神の御心をのべてのたまへり。夫天をたつとび、地につかへ、神をたうとび、とほつおやをうやまふ時は、宗廟をたゝず、天業を經綸む。又佛法の息をしりぞけ、神祇を再拜し奉れと、又曰、黑心なくして、丹心をもちて、清潔く齋愼、左の物を右にうつさず、右の物を左にうつさずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり右にめぐる事も、萬の事たがふ事なくして、大神につかうまつれ。元元本本故なりとのたまへり。是わが日の本の、神につかへ奉るいにしへの道也。今も此御をしへのまに〳〵まもるべし。ひとの國にはむかし舜の帝の、伯夷といへる臣を、秩宗といへる官にならしめ、天神地祇人鬼をまつる三禮をつかさどらしめ、神につかふる道ををしへ給ひて、夙夜惟寅直哉清かれとのたまへり。此こゝろは、神につかふまつ

るには、あさゆふ常に愼みておこたりなく、正直にしてきたなきこゝろなく、いさぎよく心をもちて神につかへよとの御をしへ也。是やまと姫の、黑なきこゝろなくして、丹き心をもちて、清潔よく齋愼めとのたまへりしにおなじ。殷の湯王も、天の明命をかへり見給ひて、以て上下の神祇、社稷、宗廟につかへて、愼みつゝしまざる事なしとみえたり。鬼神常にうくる事なし。よく誠あるにうくといへるは、伊尹の太甲にをしへ給ひしことば也。やまと唐土、其地とほく其時ことなりといへども、神につかへ奉るをしへのおなじき事は、たとへばわりふをあはせたるがごとし。是皆今の人の、神につかふまつるべき道のをしへ也。おろそかにすべからず。前にしるせし、やまとももろこしの神聖のをしへは、身心をおさむるいとふかきことわりありて、かゝりそめには其心をのべがたし。たゞ其おほむねをあらはすのみ。又伊勢大神の御廟は、昔より今日に至るまで、かやぶきにていろどりかざりなく、きよらかなる神殿也。御饌はしらげざる糯米を用ひ、よろづ神さびて、いとたふとき御ありさまなり。是神德のいたれる故、且は上古のすなほなる神風をしめして、末の世の人のおごりをいましめ、まことをすゝめ給ふ深き神慮なるべし。神道はかざりなく、只すなほにいさぎよきを用る事、是をもちてもしるべし。もろこしの淸廟にも、又かゝるためしあるよし、左氏がかける文にも見え侍る。いともかしこき御事なれ共、大神の御威德は、もとより正大光明にして、わが日の本の八百萬の神にすぐれさせおはします事いふに及ばず。豐葦原中津國の本祖にてましませば、あめが下をことごとく照しのぞみ給ひて、大八洲の內、もろもろのさかしおろかなるも、たかきいやしきも、野の末海の中まで、皆この御神の民なれば、たれかあへてつゝしんであふぎたふとばざらんや。此御神にまうでくるもろ人、ことさら祠官のともがら、今よ

りのち神の御心のすなほにいさぎよきにうけしたがひて、あさゆふつゝしみおこたる事なく、まことをつくすべし。神はつねにうけたまはず、只まことあるをうけ給へり。故に古人の曰、其誠あれば其神あり。其誠なければ其神なし。神は常におはしませど、人の心に誠なければ、感通し給はずして、神なきに同じかるべし。あさましき事ならずや。心だにまことの道にかなひていのらば、などかそのしるしのなかるべき。善をなせば、これに百の祥をくだし、不善をなせば、百のわざはひを下し給ふ。此ことわり、からもやまとも、いにしへも今も、同じくしてかはらず、天道神明は誠とにたふとび信ずべく、おそるべきかな。神明の御めぐみ、廣くして明らかなれば、人の心の内を照しみそなはし給ふ事は、月日の光の萬の物を照せるがごとくなれば、一念一事も、なにはにつけてあしかるわざをなして、神明にそむきはなれ奉る事なかれ。天地のめぐり、四の時のついで、陰陽五行のいきほひ、月日の光も、皆むかしいまつねにしてかはらず。かくあめつちのちぎりの、よろづにつきてたがはざるは、まことの理にて、即是神の道なれば、此道のとこしなへに天地の間におこなはれて、かはりなき例し也としりて、ふかく心におそれたふとむべし。しかれば古にとほくなりゆく末の世なればとて、わが誠の志をすつべからず。人の心はもと神明の舍なる故、神の道いまだ地におちずして人にあれば、只今の一念の誠をたねとして、本たち、するとほり、火のはじめてもえ、いづみのはじめてながるゝごとく、日々に新にしてやまずんば、千里の道も、いでたつ一あしよりはじまりて、などか遠きいにしへにもおよばざらん。又などて神の御心にもかなはざるべき。わが心に、神明のとくよります事をさとり得て、黒心をすて、丹心をみがくべし。又神に非禮を受け給はず。みちなくして神にへつらひいのるとも、其しるしなかるべし。いたりておろ

かなるよしなし事なり。明かにすぐなる神の御心は、かゝるきたなき心もてる人にあざむかれて、さいはひをなし給ふべからず。此ことわり甚あきらかなる事、青天白日のひかりの、かくれ所なきがごとし。あやしみうたがふべからず。此御社にまうでん人には、かうやうのきたなき心をすて、きよき心をもちて、たゞ神の御心にのみかなはん事をもとむべし。神の御心にかなはん事をもとめば、まづわが父母によくつかへて、ちからをつくし、君長をうやまひたふとみ、忠をつくして、我身をかへり見ず、兄弟妻子にむつまじく、朋友にまことありていつはりなく、郷里の人に情ふかく、人の上としては心を用ひて、下なる人をいつくしみめぐみ、各其所を得せしめ、とりわき鰥寡孤獨のより所なき者をあはれみたすけ、天地のうめる物をそだてゝそこなはず、つひやさず、たかきいやしき皆職分をしり、我が家のことわざをあさゆふよくつとめおこたらずして、身を愼み罪科に遠ざかりて、天地神明をおそれうやまはゞ、必神明の御心にかなひて、百のさいはひをくだしあたへたまひて、百のわざはひなく、もろ〳〵のつみとがはあらじとおもひ、うたがふべからず。つゝしみておこたる事なかれ。是わが私のきたなき心より出たる、ひがめることばにはあらず。いにしへよりつたはれる、たふとき神聖の、たへなる御教なり。

元祿六年八月二十一日

筑前州　後學貝原篤信謹記

右攝軒貝原先生所レ作。磯光宮緣起一卷。蓋昔年先生往拜二大神一。爾後彼社司長屋伊豫。及龍德村摠農長原田氏。請三望作二緣起一屢切。先生雖レ感二賞於其志之懇到一。而以二公私多事一。無三餘力之及二此一。故未レ果應二其索一淹乎歷レ年。往歲直方府君長淸公。更命二先生一以二述作之事一。於レ是遂書二緣起一如レ右。乃命二細君江崎氏淨謄一焉。以呈二致其宰臣小川氏一。

孰觀二其所一レ書也。則屬二文之高雅一。紀事之精覈。固是宿儒之所レ爲。末學豈所レ容二言議一乎。況其及二卷末一。說二上古神明之聖教一。則深切著明、令下讀者凜然起二丹誠一。灑然洗中黑心上。嗚呼此編也。善美斯盡矣。孰敢不二嘉尚一乎。如二夫岐守深宮。重祭儼像一。則盛二于古一而減二于今一。雖然如此文。則振古所レ未二嘗有一。而盛二於彼盛一焉者也。且其江崎氏筆書之精好。亦當時之英俊。固似レ非下出二於婦女之手一者上。亦可二以珍奇一矣。夫以二此本一獻二之廣前一。則不二亦永世之神寶一乎。亦非二前漢優昌之比一也遠矣哉。

神明尚其享二府君之至誠一。默錫二景福一。則民人永保。其受二無疆之慶一哉。定直不レ堪二感嘆之餘一。茲忘二淺陋一。謹紀二其顚末於卷尾一。以欲レ令下府君之盛意傳二於後世一而不中泯沒上焉云爾。

元祿七年甲戌三月念日

鞍手郡吉川鄉下村山王社緣起

筑前州　後生竹田定直拜書

わが豐葦原の中國は、神明はじめて國をひらき、神孫ながく統をたれ給へり。されば神の誓のけぢめただしくて、結繩の古へより、垂裳の今に至るまで、神の御めぐみの有がたくたふとき事のみぞ、時世をへだてず、古今異る事なくして、めでたく覺え侍る。實も我國にうまれと生れたる人は、なべて神明のみすゑなれば、おの〳〵神明を仰ぎ尊まずといふ事なし。萬民のみかくのごとくなるにあらず、天下の上に立、一人の位におはしましても、唯神祇をうやまひ尊ぶを以て、その政事の本とし給ふ。故に人皇の始、神武のみかどよりこのかた、代々のひじりの君、皆神祇をたつとび、祭祀を專とし給はざるはなし。中について、後朱雀院長曆三年秋八月に、二十二社の數を定給ひ、毎歲神祇官に勅して、奉幣し給ひけることこそ、ことにいみじきためしにもいひ侍る。二十二

社ときこゆる中にも、近江國滋賀郡坂本邑に鎭座ましますㅂ吉の七社こそ、王城の鎭座として、寶祚の長久、宇宙の安靜を守り助け給へる、たふとき御神にておはします。又此七座をすべ稱して山王と申すなる。是は人皇五十二代嵯峨天皇弘仁十年より、始て稱し奉るとかや。そのかみ小比叡の神、二宮大山咋命の事なり。此山にあらはれ給ひし時、一切諸民守護の王とならんと、誓はせ給ひしゆゑを以て、七座をすべて山王とは號したると也。抑七座の神といへるは、第一、大宮は大己貴命にして、素盞嗚尊の御子にてわたらせ給ふ。天智天皇元年大比叡山に顯れおはします。第二、二宮は大山咋命なり。是は大己貴命の御弟大歳神の御子也。延喜式神名帳に日吉社一座と有は、則この大山咋命の御事なれば、式内の御神にてましますす。此神は神代より鎭座ましますゆゑ、地主明神と號し奉る。第三、聖眞子と稱し奉るは、應神天皇にておはします。國々所々に八幡大神とあがめられさせ給ひ、天照大神とおなじく二所の宗廟とあふがれ給ひて、神德甚あつくおはします。天武天皇元年この山にしづまりましましける。第四、八王子は國狹槌尊にて天地開闢より第二代にあたり給へる御神なり。天照大神の、三女五男の御神をひきゐて、天降おはします故に、八王子と申奉るとかや。崇神天皇元年に此所に降臨ならせ給ふ。第五、客人社は伊弉冊尊なり。天神七代にあたり給ふ二はしらの神の、めがみにておはします。則陽神と大八洲をめぐり、山川、草木、土石までを生じ給ふ御神なり。桓武天皇延暦元年に、八王子の麓にあまくだりおはします。第六をば、十禪師と申奉る。天兒根命なり。中臣の遠祖、春日大明神にてわたらせ給ふ。人臣の祖と仰ぎ奉る御神なれば、誰か尊まざるべき。桓武天皇延暦二年鎭座し給ふ。第七、三宮は天照大神の三女にして、田心姬命、湍津姬命、市杵島姬命の三神にてわたらせ給ふ。則筑紫の三神とも、又宗像の三神と

も號す。夷敵かうふくのため、神代より筑紫に天降ましく〱給ふ。靈驗新におはします事、萬人のしれる所なり。桓武天皇延暦六年に、此所に鎮座し給へり。以上、日吉七社鎮座の次第を云ふ。中にも大宮の御神は、日本最初の地主の神にて、わきてたふとき御神なり。こゝに古へを考ふるに、天地ひらけ始まり、天津神の高天原に留りましく〱ける時の國津御神を、大己貴命と申奉る。此御神、少彦名命と力をあはせ、御心をひとつにし給ひて、天下を經營し給ふ。又蒼生畜産のために、病を療するの方を定、又鳥獸昆蟲の災異をはらはんがため、其禁厭の法を定給ふにより、天が下の萬民、今に至るまで、悉く横死の災をまぬがるゝ事、偏にこの大己貴命の深き御めぐみなり。又天孫瓊々杵尊に、豐葦原中國を讓り給ふ時に、大己貴命かねてよりつき給ひし廣矛を以て、經津主、武甕槌の二はしらの神に授て曰、我此矛を以て世を治るに功有。天孫此矛を用て國を治給はゞ、必天下平安ならん。天孫顯露の事をしろしめし給へ。顯露は天下の政道なり。吾は隱幽の事をせんと宣ひ去給ふ。隱幽は神事なり天孫此廣矛を以て、まつろはざるものを從へ給ふに、草に風の加ふるがごとくなりき。されば伊弉諾尊は瓊矛を以て國を定め給ひ、天孫は廣矛を用て世をしづめ給ひしかば、其ためしによりて、我朝には武を表としてて國土を治め給ふ。しかる故に天地開闢の昔より、末世の今日にいたるまで、長く神孫として天統を受繼給ふ事、萬國においてたぐひなし。況此御神、ところしなへに寶祚をまもり、萬民をことぶき給へば、天長く、地久くしく、君ゆたかに上に榮え、臣やすく下にとみて、宇宙の穩かなる事、日月とともにかぎりなかるべし。故にこの大己貴命をば、又八千戈神と號し、武神とあがめ奉る。又おろかなる民家にいたりては、貨をあたへて救ひ給へば、大國神と號して、福神ともおがみ奉る。いはんや人の非命を救はんため、醫の道をおこして、萬世の人をすくはせ

給へば、延喜式などには、藥師神ともしるせり。其御めぐみ上下古今に廣ければ、上一人より下萬民にいたるまで、誰か此御神を仰ぎ尊まざるべき。猶日吉七社の御事は、山王緣起、四阿記、耀天記、明月記などいふ文に詳に見えたり。おなじ事いはじとにもあらねど、今さらこゝにくだ〳〵敷しるさず。曰若、筑前國鞍手郡下村東山に鎭座し給ふ日吉七座の御神は、村上天皇の御宇に、江州比叡山より、いづのちわきにちわきて、此所に降臨し給ふ御神なり。則其所を名付て、比叡崎と號し侍る。影向石、影向松とて、影向し給ひける木石など有しも、神木はいつの比にや、伐て絶ぬ。その始此比叡崎にこそ、宮柱ふとしき立て祭奉りしに、其宮の近きあたりに、聊も不淨の事あれば、かならず祟りありしゆゑ、人民甚おそれをなし、おなじ村の內に地をえらびて、うつし奉けるとなん。（今其處を宮上と云。）つら〳〵此御社そのかみ繁榮の事を傳聞侍るに、左は吉川鄕の惣社と仰ぎ奉りて、御宮だちをいときら〳〵しく、日々月々の祭禮敢て怠る事なく、造營修造も其時をたがへざりしとかや。今棟札に記しおける趣を考れば、創營の後四百餘歲を經て、正平廿三年（南朝の年號なり。應安元年に當る。）修造あり。其後百餘年を過て、文明九年に修理せられ、上葺を改ける。大永七年に至（此時太宰少貳、尙九國の權をとれり。當郡の守護宗播部丞平餘秀　願主は惣政所藤右京亮安秀。）りて、ます〳〵頽破に及びしを、大內家より命を下して、結構ことにいかめしく、輪奐きはめてうるはしくして、新に建立あり。（此時當國は大內義興の旗下にして、守護は杉豐後守興長、願主は大村日向守重継、同又四郞興景、當時の神主陶何某直房、同兵庫頭枝長也。）天正十三年に至て拜殿頽破し、雨露もたまりがたかりしかば、當郡湯原村草場城主、松井越後守秀鄕これを歎き、新に建立し奉ける。（此時の大宮司宮井左近大夫貞房。）しかるに寬永十一年にいたり、神殿の造營朽敗せしかば、長崎何右衛門と云けるもの、これを修復したてまつりける。寬文十一年辛亥のとし、猶神殿御鎭座の境地よろしからずとて、御宮どころを下村東山にうつして、新に大宮柱をた

とし、祝ひ祭り奉る。願主吉川郷産子中、時の神主園井主水安貞、社人堀兵部吉利。元祿二年に拜殿を再興し、願主吉川郷産子中、神主園井内記貞員、社人堀兵部吉利、同中務吉重。同三年渡殿を造營せり。願主下村の富農勝屋二郎右衛門重房、同次郎兵衛重利、神主社人右に同じ。かくて東山に遷座し給ふ後は、高陽の地なれば、神靈も鎭座の所得給ひて、其居をやすんじ給ひ、靈驗も月にしたがひ年を追て、ます〳〵新なるがごとし。今此御宮所を拜み奉るに、御社は西に向ひ、八千戈の神の力によりて、とこしなへに異敎を降伏し給ふべき相を示し給へり。前には石階たかくして、世のけがらはしきに遠ざかり、麓に大川の流淸くして、人の心のわづらはしきを洗ふ。又參つどふ輩、此川にて不淨をすゝぎ手をすれば、御手洗川とも名づけ、民俗には又山王川とも號す。大凡此御社のほとりより、よもに顧みたるけしき、いふに詞もなく、畫工筆には盡し難し。泥ざへなき身の、かゝるめでたきありさまを、われはがほにしるさんもかたはらいたく、且かへつて風景を汚しなん罪を恐れてやみぬ。又古は神領も多く侍りしと云傳へ、今も猶、御供田、薦敷田・火燒田、流鏑馬田、卯鑰田などとて、神田の名殘あらはなり。これによりて四季の祭禮、月々の神事、ことに夥しく、神輿も出御有しとこそ聞えしが、頓宮馳廻など唯名のみ殘りて、其祭禮は絶にければ、むかしを思やられて、感慨を催し侍ぬ。さればかく大祭神事の儀式も、亂世に衰へしよりこのかた、たゞ四月九月の祭禮ばかり、其頃やうやく存すといへども、猶告朔の餼羊にひとしければ、有か無かのごとくにぞ侍る。大宮司は古より園井氏の人勤仕し、社人は堀氏の人是を勤む。此兩家は亂世の時よりも、家の興廢を御社の盛衰と同じくせしかば、今に至まで、瓜瓞綿々として相續けり。其餘の祠官の輩は、みな離散し、家絶ぬ。しかれば古はいと繁榮の名社なりしに、時の不祥により、應仁の後久しき大亂を經て、神田もなくなり、御宮作も昔にははるかにおとり、祭禮もたえ〳〵に成りしかば、神威もな

きにや、淺ましけれど、神明のおほんめぐみは、盛衰を以てかはらざれば、今も其靈驗ことにいちじるしく、神異もつともいやまし也。凡そ神はたゞに祈禱を以て先とし給ふ理りなれば、適此御神を生土の神とあふぎ奉る四至地の人は、至て幸なるかな。とり分厚く敬ふべし。中にも大己貴命の神力を仰ぎ奉らば、人民はいふに及ばず、六畜にいたるまで、惡病災難はのがるべし。子孫の繁榮を願はゞ、なほ此御神にいのるべし。大己貴命百八十一人のめでたき御子たちまし〱、そのすゑ今に榮え給ふ。又士林に生れん人は、皆此神に祈りて、八十戈の神威を仰ぎ奉るべし。其餘の神徳を一々しるさんは、筆みじかくてあたはず。凡一社一神を其所に勸請し奉りても、鎭護の神力を仰ぎ奉るは家國のならひなるに、況この日吉の社と申奉るは、祭る所の御神は七座にして、しづまりまします所は十四神おはしませば、何事か此神々の誓にもれ侍らんや。されば神は人の敬によりて威をまし、人は神の徳によりて運をそふともきこゆれば、神人一致ならん事こそ、神ます〱たふとく、人いよ〱榮えなんためしなれ。神明のみことのりにも、目たゝき息の間も、人の心直なれば、其心に神やどりおはしまして、撫やしなひ、めぐみ守り給ふとなん侍れ。實も吾國は神國也。道は則神道なり。人なほ神の裔なれば、一身の心源を淸淨にして、神代の風儀を崇敬し、正直の根元に歸り、邪典の末法を捨て、宗源の正道に志し、神明の擁護をあふぎ、子孫の繁榮を願ふべき事ぞかし。抑神道と云は、天地の至徳にして、家國の要道たり。仰で猶あふぐべし。素より神心一理なれば、神道人道二致なく、唯これ日用常行の大道にして、あやしきことなる道にあらず。暫く其大道をいはゞ、天神地祇を尊崇して、天地の眞理に通じて、よく人倫の正道に達するを、此道の奧義といふべし。しかれば常に天明を顧み、倫道の誠を勤て、世の法令を恐れ、各

其産業に心を盡し、篤く神道の正理を仰がば、かならず神慮にかなひ、其感應の新なる事、誠に影響のごとくにして、身心とこしなへに安く樂み、子孫綿々と長く榮えなん事、たとへば四時のめぐりてきはまりなく、海水の萬古盡る事なきにひとしからん。いはんや此道に志、よく其教へを學ばん人は、不測の冥加にかなひ、かならず百の祥をかふぶるべし。愼んでなおこたりそ。

元祿五歳五月五日

筑州　後學貝原好古謹記

書予山王社縁起之後

神道有二明理本源一。有二縁起事實一。不レ知二縁起事實一。則不レ審二本源之理一無レ所レ用。不レ通二明理本源一。則事實之意有レ不レ達。此二者。互相爲二其要用一者也。予與二友貝原好古一。聞三予山王社祠官國井氏之求一。而著二縁起一卷一。以授レ與之一。觀二其爲レ編。文簡事具。義精意密。而本源事實之理。皆具二于此一矣。於是乎嘆美之餘。忘二予固陋一。講二習其深意一使二國井氏聞一レ之。且記二其事之顛末一。以載二于卷後一云。

元祿壬申之歳夏五月

筑州　晩進村山正知謹書

糟屋郡旅石村八幡宮縁起

夫我大日本國は、當初豐葦原の千五百秋の瑞穗の國と號し、天地とともに神顯れましゝます故に、國を神國といひ、道を神道といふ。人みな神の裔なれば、古より今の世に至るまで、上一人より下萬民まで神威を仰ぎたふとばずといふ事なし。倭姫命宣く、神は垂るゝに祈禱を以て先とし、冥を加ふるに正に直なるを以て本とすと。所謂祈禱とは、國土のたひらけく、人民安うして、災のなからん事をいのるなり。天神地祇をたふとみ敬ひ、乾坤の誠の理りに通じ、人倫の正道に達するを、我國の神の道といふ。されば其道をたふとみ、善其敎を守り、誠を以て神明を敬せば、神明其正直をよみし給ひ、感應空しからず。

殊更日々に我心神の天君を敬ひ、必其命にたがふ事なかるべし。千早振神代のむかしを考ふるに、開闢のはじめ生れます第一の神を、國常立の尊と申奉る。是則伊勢國外宮の御神なり。第二國狹槌尊、第三豐斟渟尊、第四泥土煑尊、第五大戸道尊、大苫邊尊、第六面足尊、惶根尊、第七伊弉諾尊、伊弉册尊、みとのまぐはひして、日神天照大神を生まし給ふ。則地神第一の御神なり。伊勢國内宮に鎭座ましまして、天下の宗廟と仰れ給ふ。第二正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、第三天津彥々火瓊々杵尊、第四彥火々出見尊、第五彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、是を地神五代と申奉る。葺不合尊の御子を神日本磐余彥天皇と稱す。後に神武天皇と號し奉る。是人皇の初なり。それより十四代の御門を仲哀天皇と稱し奉り、其御后を氣長足姬尊と申奉る。中古にいたり御諡を奉りて、神功皇后と崇め奉りぬ。此皇后は人皇第九代の帝開化天皇の御曾孫、氣長宿禰王の御女なり。御母を高額媛と申しき。幼き御時より聰明叡智にして、御かほかたち甚うるはし。（舍人親王、日本紀をしるし給へるに、神功皇后にいたりて聰明叡智と書し、又仁德天皇にも此文詞あり。彼二帝我國の聖の君也と思ひ給へるにや。）こゝに仲哀天皇八年正月に、天皇筑紫の敵を平げさせ給はんため、神功皇后と共に、長門國豐浦の宮より（今長門國長府の二宮は此行宮の舊跡なりとぞ。）筑紫へ下らせ給ふ。天皇は山鹿の岬より岡の水門に入給ひ、（筑前遠賀の郡蘆屋の港の事なり。）皇后は洞の海より岡の津に入せ給ふ。（洞の海は、遠賀の海士住と云所より蘆屋の間、山あひのせばき入海なり。）此時岡の縣主、怡土の縣主など參れり。（縣主は郡の司なり。）天皇、皇后ともに香椎の行宮に久しくおはします。此時異國退治の事を、さまざま神託ましますといへども、天皇用ひ給はず。其御祟にや、明年二月天皇香椎の宮にて崩御なり給ふ。其時彼御屍をさめし御棺を、椎木にかけをかれしに、異香四方に薫ず。これによりて其所を香椎とは名付けるなり。其椎木は後世枯、其實を種繼で神木と號し、廻りに石壇をつき、垣ゆひまはし、今に椢口にあり。仲哀天皇の御屍をば、武内大臣もり奉り

て、長門國豐浦の宮に殯し奉らる。ことしは軍有しゆゑ葬り奉らず。天皇崩御の後は、皇后天下を治めさせ給ふ。天皇の御紀に、神の教にしたがひ崩御ましましける事を、皇后ふかくなげき給ひ、重て神託をうけて、三韓を伐給はんため、更に齋宮を小山田の邑に造り給ふ。今糟屋の郡山田の邑に、聖母屋敷とて神功皇后の御廟あり。是や昔時、皇后の異國退治の事を祈り、諸神を祭り給ひし齋場の跡なるべき。三月吉日をえらんで齋宮に入給ひ、みづから神主となり、先に仲哀天皇に神託有し神の御名を問せ給ひ、則神の教をうけて、其神々を祭り給ふ。其後吉備臣の祖、鴨別といふ人を大將として、熊襲を伐したがへ給ふ。熊襲は日向國に有りしとぞ 又荷持田村といふ所に、羽白熊鷲といへる強敵ありて、皇命にしたがはず、常に人民を掠めなやます。荷持田村は、今の夜須郡秋月邊の事なるべし。今も秋月の奧に野鳥村とてあり 皇后是を伐給はんとて、香椎の宮より夜須の郡松峽にうつらせ給ふ時に、飄風俄に起りて、皇后の御笠を吹落しける。此故に其所を名づけて御笠といふ。今の御笠の郡なり 其後伊都の郡雷山の層增岐野にいたり給ふ。雷山の麓、高野といふ所に、皇后の御腰かけ石とて今に有り。雷山の社へ皇后を祝ひまつれり。其外雷山へ皇后の御遺跡多し。今委しくのべがたし 層增岐野より軍兵を催し、荷持田村に居たりし羽白熊鷲を討亡し給ふ。此時皇后御そばなる人に向せ給ひ、熊鷲をとり得て、吾心安しとのたまひけるゆゑ、其所を名付て安といふ。今の夜須郡なり。山門の縣にいたりて、土蜘蛛田油津媛を伐給ふ。其後皇后は前の國松浦の縣にいたり、玉島川にて年魚をつり給ひし事あり。松浦の縣にいたり、玉島川のほとりにて御食なさしめしける時、こゝにて針をつけて飯を餌とし、裳の糸をぬき緡(つりのを)とし、河中なる石に登り給ひ、鈎をなげて祈りて宣ふ。今西の方財の國をもとめんとす。事なるべくば河の魚つりくへと。よつて竿をあげて細鱗魚を得給ふ。時に皇后めづらしき物なりとの給ふ。此故に時の人、其所をめづらの國といふ。今松浦といふは訛れり。又筑前國伊都の郡染井山にても、異國を征し給ふ事を御祈ましまして、[illegible]し給はば、御鎧色にそまれと宣て、清き井の水にひたし給へば、しばらく有て、白糸の御甲紅にそめり。それより後所を染井といへり。其時御よろひを掛け給ひし松有、甲かけ松とて大木なりしが、慶長年中に枯たり。又其木ありし側に、[illegible]石とて[illegible]石あり。其石より御鎧を松にかけさせ給ひけるとなん。[illegible]の木あり。此染井山は[illegible]とし、上宮、中宮、下宮あり。[illegible]所を祝ひ奉れりとぞ。昔は[illegible]に多かりしとかや、[illegible]ふかく佛法を好まず給ひし故、[illegible]

十二の宮寺を建立有て、社務も神事を執行ひけるとかや。永正大永の頃より天正に至り、大國の大亂にて、宮寺同様し、今熊野權現の社として一宇あり。藥師の堂も殘れり。社領は秀吉の時、悉く沒收せられしにより、上中下の神宮も名のみ殘り、坊中も跡なく荒廢せり。又雷山へも聖武帝役清賀に令じ給ひ、僧坊出來けると也。僧千坊に一貴山中倉山など、皆皇后の諸神を祭らせ給ひし靈跡なり。是も中頃より坊中多く出來けるとかや。亂世に同様し、其後秀吉の時より社領なくなりしより、其御神の名さへしれず荒はてけるとなん。又早良の郡脊振山も、皇后異國退治の事を祈らせ給ひ、天神地祇を祭り給ひけるとかや。是又中頃より僧坊多く出來て、上宮の靈驗なるもあやまりて、辨才天と號しけるとなん。亂世に宮も僧坊も失亡し、今脇山八村の山々に僧坊の跡多く殘れり。中宮、下宮は肥前國神崎の郡にあり。殘僧坊も殘れりとかや。筑前國にかへらせ給ひ、仲哀天皇の御ためにみづから新羅を攻給はんとて、香椎の宮にて、武内大臣と軍の事を議定し給ふ。凡神の教のしるし有事をしろしめして、神祇を祭り給ひ、異國の征伐御心のまゝに功あらん事を祈り給ふ。又御祭のため儺河の水をひきて、神の御田を作らせ給はんと、溝をほらせ給ふに、迹驚の岡今安德村の御所の岡是なり、にいたり、大岩ふさがりて、溝とほらざりしを、武内大臣をめして、神に祈らしめ給ひけるに、忽雷電おちて其岩をうちさき、輙く水を通じける。其溝を裂田溝といふ。今那珂の郡安德村の東の方、山田の一の井手のながれに其舊跡あり、又香椎の浦にて、御試に御ぐしを洗はせ給ひ、此度異國の退治御心のまゝになるべくば、御髮（くし）分れて二になるべしとて、海水をすゝぎ給へば、おのづから二にわかれぬ。其所今香椎の浦にあり。濱男の邑の乾の方七八町ばかりに、三韓とてすこしき岩島あり、潮みちぬればわづかの石みゆる程なり。昔は島にて三島明神と云社ありけるとかや。此所彼古跡なり、同年十月、兵船をこしらへ、新羅へ渡らせ給ふ。皇后かりに男子の形をまなばせ給ひ、みづから鉞をとり、三軍に令して曰、鐘つゞみの節（わいだめ）なく、旌旗まがひ亂れば、士卒とゝのはじ、財寶をむさぼりて、私欲をいだかば、必敵の爲に虜はれなん。敵すくなくとも、あなどりそ。敵おほくともなかゞまりそ。おかしのがばなゆるしそ。自服ふをばな殺しそ。戰かつものには必賞あらん。背走らば罪あらんとぞ宣ひける。此軍政のおもむきは、何人もいひつべき事のごとくなれど、其理りをおちはふときは、孫吳といふとも、此外ことなる軍令なかるべし。殊に其御詞、約にして其旨ふかし。誠に生知の御才德とも稱し奉べきか。舍人親王の聰明叡智にましましけると讃し給へるも、ことはりにぞ覺え侍る。新羅へわたらせ給ふ時、住吉の御神の和魂は、皇后の玉體にしたがひて御命を守り、荒魂は先鋒として師船

を導給ふ。此時皇后開胎にあたらせ給へり。皇后則石を取て御腰に挾み、祈りて宣く、胎内の御子、我國のあるじと成給ふべくば、事竟てかへらん日、茲土に産れ給へと。其石怡土の郡深江村にあるよし、萬葉集筑前風土記日本紀等に見えたり。石の長短重さまで委しく記せり。○深江の西つゞみ石といへるあたり、海道より海の方半なる岩の上に、長二尺の石有けるを見たりといへる老人、寛永の頃までながらへて侍りけるが、いふばかりなくうつくしき石なりけりとかや。徑尺の璧なりしと、古き文に記せり。亂世盜人のぬすみけるとかなん。かくて和珥の津より、對馬にあり。新羅へ渡り給ひしに、風神風を起し、海神波をそへ、大魚御船を挾み守り、さまぐ\の神助あり。順風つよく吹て、程なく新羅に至り給ふ。この海水遠くみちあがり、新羅の國中におよぶ。是則天神地祇の皇后をたすけ給るしるし成るべし。新羅の君臣大に驚き、諸臣をあつめ、新羅の國始りしより、かく海水の國にのぼる事をきかず。もし天運つきて、國則海となるにやと歎きける。かゝる所に、船師海にみち、旌旗日にかがやき、皷笛聲を起し、山川を響しいたりけるを、異國の君臣遙に望見、是よの常の兵にあらず、己の國を滅さんとするなりと、おぢ恐れけるが、暫心をしづめ云けるは、吾聞く、東に神國あり、日本といふ。又聖王ます、天皇と云。必其國の神兵なるべし。前の神變、又目前の武威、いかでか兵を擧て拒んやとて、自囚人のごとくいましめられ、皇后の御船の前に來り、頭をたゝき申されしは、今より後長く乾坤のあらんかぎり、日の本の馬飼となり、船の往來絶ゆる事なく、馬の梳馬の鞭を、春秋に奉る事を怠らじ。馬の[illegible]なといへるは、日本の馬飼となるべしといへる詞によりて、身を卑下して云ひ詞なり。又年ごとに男女の調物を奉るべしと。則かさねて誓て曰、東より出る日、西より出、ありなれ川の水、逆に流れ、是、[illegible]川の名なるべし。河の石昇りてあまつ星となるまで、春秋に朝する事怠ることなからん。もしこの誓に背き、春秋のみつぎをかき、又は忍んで梳鞭を献ずる事をやめば、天地神明ともに皆我を討ひ給へとこそ申されける。是よりして後代まで、八十艘の船にみつき物をつみて、日本に奉れり。此時皇后の持給ひしみほこ

を、新羅王の門に立て、後の世のしるしとし給ふ。新羅王既に降參せられしかば、百濟高麗の王も、皇后の御陣の前に來り、この後永く日本に屬し、貢物を奉らんよしを申されける。かくのごとく三韓ともに我朝に從ひしかば、皇后則御軍をかへし、十二月四日、筑前に着せ給ひ、姪濱浦の袖濱より上らせ給ふ。彼浦に皇后御船よりあがらせ給ひしと、村老の云傳ふる道あり。いまあやまりて御道をせばくする事あれば、必其者に災ありとかや。御船は名島につきけるとぞ。其御船の檣後に石となり、今に名島にあり。五六十年前までは、彼檣の石に鐵の輪がれ猶殘けると也。今も鐵氣殘りてみゆ。かくて皇后は、香椎の宮を出で、白良の濱を今の箱崎の事なり。過させ給ふ時、御腹いたみおはしますゆゑに、はらいたと宣ふ。後人其所を名付てはらだといふ。今箱崎と多々良との間なる原田といふ所是也。とかくして行幸を急がせ給ひしが、日既に闌なりければ、日を守らせ給ひ、何の時にかあらんと宣はせけるゆゑ、其石を名付て日守石といふ。同郡阿惠村圃の中にあり。供奉の人々やうやう御輿をすゝめまゐらせけるに、猶御腰のいたみつよらせ給ひしかば、一叢なる木陰に立やすらはせ給ひ、あやしき石のありけるに、御腰をひやされ、あなわびしと宣ひしより、世の人其所を名付て、わびしといひけるを、後世訛てたびしとは云也。かくて御心もよくなり給ひしかば、蚊田の邑に赴かせ給ひ、御産舍に入給ひて、安産のまじなひなればとて、槐の枝を地に挿しけるに取すがらせ給ひて、たやすく御産ましましける。是より其所を宇瀰とは名付侍りける。其槐の枝、後に大木となれりといふ。夫よりたびたび生代りけるにや、今若木たり。其木の枝を産婦の産屋に挿せば、安産すとて、人昔より安の木といひならはせり。皇子生れさせ給ひて後、腕の上に肉高くして、其形鞆のごとし。是御胎内にましましける時、御母后雄裝をなし給ひ、鞆をおび給ひしに似給へりと也。古は鞆をほんだといひしゆゑ、則譽田皇子と名付奉る。中古にいたりて應神天皇と諡し奉りぬ。かけまくもかたじけなき八幡大神是也。かくて皇后は、國の內所々の神祇を報賽ましましける。又後

の代のしるしにせらるべしとて、異敵の馘をうづめさせ給ひ、甲冑をも土にをさめ給ふ。其所を青塚、かぶと塚、甲坂と名付て、今は濱男の邑にあり。濱男は古より香椎村の内也。近來は別村となれり。その翌年辛巳のとし、都の方に上らせ給はんとて、御子譽田皇子をともなはせ給ふ。其時御乳をまゐらせ給ひし所を乳呑坂といふ。糟屋郡内住村にあり。險しき山坂をこえ、御氣つかれさせ給ひしゆゑ道の側なる石上に坐し、いこはせ給ひける。其石を名付て御腰かけ石と號す、內住村にあり。其後同郡大分村の內、宮のうらといふ所に久しく止らせ給ふ。其所にも後に御社を立て、大分八幡宮と號す。八幡五所別宮の第一なり。此御社中坐は八幡宮にて、皇后と玉依姫を左右に配し奉れり。其外當國の內、皇后の御舊跡所々に多く、あげてかぞへがたし。其後豐浦の宮より海路をへて、都にいで給ふ。此時津の國住吉、廣田、生田、長田などの神々を崇め祭らせ給へり。又同國にて兵具を納め給ふ所を武庫山といふ。大和の國にいたり、磐余の都にすませ給ふ。

是を稚櫻の宮と號す。凡天下を治め給ふ事六十九年、御壽百歳にて、己丑のとし四月十七日に、大和國にて崩御なり給ふ。同じき年冬十月三日、同國狹城の盾列の池上の陵に葬り奉る此陵は南都の西一里ばかり超昇寺村の北、歌姫の町の西の方に有。今御陵山とも大宮ともいふ。皇后崩御の後、應神天皇御位につかせ給ひ、よの掟をさだめ、みづから萬機の政事をきこしめし、晨におき夜にいねさせ給ひても、只民安く國豐かならん事をのみ思ひはからせける。其御施し廣かりしゆゑ、近きもの悅び、遠きもの來りて、西の韓國もますます化に歸し、東の蝦夷もおのづから貢をそなへしかば、國さかえ民豐かにして、めでたき御代に侍りしとかや。かゝる上にも猶神の御掟を守り、人の心すなほに、世の中穩ならん事を希はせ給ひける故、唐の聖の道を執用ひて、家國の神の教を押ひろめ、いよいよ人間五倫の道の正しからん事をおぼしめし、百濟より王仁といへる博士をめして、三の皇五の帝の道をきこしめし、太子に經傳を授け、

あまねく文道を興し給ひける。又天下の人民、衣服裁縫の術精しからざる事を憂ひ給ひ、呉國に使をつかはし、縫工女をめして、天が下に其術を示させ給ふ。かくて御代しろしめす事四十一年、庚午のとし二月十五日、明の宮にて崩れさせ給ふ。御歳百十歳おまし〳〵き。御陵は河內國譽田八幡宮の後にあり。長野陵といふ。大なる御陵也。是より前仲哀天皇豐浦の宮におはしましたる時、呉國より履陶公といへる兵の道しれるもの來りて、天皇に異國の兵の術を授奉る。則黃帝の八陣なり。天皇是を皇后に傳へ給ひ、皇后此術を用ひて筑紫を征し、新羅を伐給ふ。其後應神天皇歲長じ給ひて、皇后此術を授給ふ。さて應神天皇八陣の軍法を御母后より傳へしり給ひて、御在位の間。兵術を弄ばせ給ひけるが、崩御ならせ給ふ前つがた、此書殘りて後世に傳らば、還りて兵を好むもの出來て、亂の基たるべしとおぼしめし、則燒て是を聞しめし、崩御の後、必ず軍神とならせ給はんと御誓まし〳〵ける。是によりて應神天皇をば後世軍神と崇め奉る。崩御の後、御廟を八幡宮といふ。八陣には八の幡あるゆゑに、八幡とは號し奉るなり。欽明天皇三十二年辛卯の年二月十日癸卯の日、豐前國宇佐郡菱形の池のほとりにて、三歲なる小兒に託して神とあらはれ給ふ。頓て勅使を下して、其所に御社を建させ給ひぬ。是よりして諸國にも皆御社をたてゝ祭り奉る。然るに此旅石村は、神功皇后の御足をとゞめられ、御いたはりをよくし給ひける地にして、其後やすらかに八幡大神をうみ參らせ給ひければ、ことにめでたき靈地なりとて、則八幡大神の御社をたて、神功皇后の御腰をかけ給ひし石を、御神體と仰ぎ奉りて、神殿にをさめ奉る。八幡大神の御託宣に、竈門の神は吾伯母にておはしますと侍り。竈門山の神は地神五代の御神、うがやふき合せすの尊の御妻、玉依姫にてましますなり。是は玉依姫の御神德を仰がせ給ひ、是を尊み給ふ事、伯母のごとくおぼしめすとの御事なれば、左境にこれを祭り

奉る。又若杉山大祖權現は伊弉諾命を祭れる所なり。香椎神功皇后三韓を伐給んとて、此神にもいのり、香椎の杉をわけて、彼山に殖させ給ひしとかや。此ゆゑ分杉といふ。後に訛て若杉とはいへるとなり。かゝるよし有御神なれば、右顧にこれを祭奉る。抑いづれの八幡宮にも、先神功皇后をこそ祝ひ奉る事なるに、當社の御神座いぶかしといへば、古老の說に、此御神體則皇后の御腰をかけさせ給へる石なれば、殊に神靈祕り給ふ。もとより皇后八幡宮は御一體分身の御神にてましますうへ、此石體のいはれにて、御母子一體と拜み奉るゆゑ、此御宮にかぎり、皇后を分て祝ひ奉らざるは、御神體の名石にてましませば深きこゝろなりとかや。（御神體三體ありといへども、御社に祠官たふてとも）今御社のありさまを拜み奉るに、旅石村の西に一叢の林あり、是則皇后の、昔時やすらはせ給ひし所なれば、其所に宮柱ふとしきたて、高天の原より千木高しりて、祭り侍るとなん。御宮作は陽にうけて南に向ひ、右には宮川の清き流れ未たえずして、長く人の心の汚れをあらふべき教をしめし給ひ、左には長野山とこしなへにつらなり、前には三笠山の陰しげく、潮滿山もうづたかし。後には陰陽の御神の跡たれ給ひし二神山ぞ見えわたりぬ。總て所がらの風景、おろかなる筆にや及ぶべき。かくたふとき御社なれば、そのかみより貴となく賤となく、あゆみをはこび拜み奉らずといふ事なし。かゝる故に神田多く有りて、月々日々の御祭おこたりなく侍りき。殊に每年十月九日は、恒例の大祭にて、糟屋郡中の人こと〴〵くつどひ、さま〴〵の神事ども執行有しとなん。中にも異敵降伏の祭とて、御社の前にて流鏑馬を射る。其馳道の長百間有しといへども、今纔にのこりて道となりぬ。過にし應仁の頃より、近代天正の末にいたり、百數十年の間九國大に亂れ、名ある諸社の神領も、皆かたへの强盜なる國主郡司等に奪はれ、神社の衰へいやましける。其うへ秀吉公天下の權をと

り給へるより、諸國の神祠に古來公家武家寄附し給ひし社領ことぐく沒收せられければ、一畝の祭田もなく成しゆゑ、かゝる祭禮の儀式も跡なく絶はてぬ。さればかくめでたき御社の、今泰平の御代なるに、昔の榮えに立歸らせ給はぬはなげかしき。抑我國のむかし、諾冊の御神此土を化生し給ひしかども、猶ひとの國は服ひしたがはざりき。しかるに此大神は、神功皇后の御胎内におはしましける時より、寳の國を諸神より賜はらせ給ひ、三韓長く我みかどにしたがひ、船わたしする貢物絶ゆる事なし。御母子の聖君かくれさせ給ふといへども、其神德萬世に赫々として、他の國より我國にあだすることあれば、必神威をそへ禦ぎ退させ給ひき。かく萬代までに我國守護の御神となり、國土を守り給ふゆゑ、上には幾千代までも神孫として、安らかに天慶を繼せ給ひ、下には神德により、萬民長く左袵の憂をまぬがれぬれば、貴も賤きも我國に生れと生るゝ人、たれか神功皇后と此御神との御母子御一德の大なる神恩を知て、仰ぎたふとまざるものあらんや。其功の大なりし事は、つのがみの童らしり、いやしき山賤も稱す。我國のみにあらず、他國にも其御名たかく、青史に明なれば、今更かまびすしくいふべきにしもあらざれば、此御神我國上世の聖君にて、ことに御母君神功皇后、御子仁德天皇、とりぐ聖德神武の御神なるゆゑ、かれといひこれといひ、誠に類なき我朝文武の太祖たる御神にて、上代より八幡宮御母子の神の武德の大なる事、世人あまねくしるといへども、取分仁義五倫の道を我國におし廣め給ひて、文道の天祖にてまします事をしれるものまれなり。其御威德正大光明にして、天が下を悉く照し臨み給ひぬれば、大八洲のうち、諸のかしこきも愚なるも、たかきも賤しきも、野の末おきつ島までも、皆是神の民也。天平勝寳七年の御神託にも、人の國より我國、人の人より吾人とあり。かく我國に生れたらんものを、洩さず守らせ給はんとの御誓なるに、此御神をないがしろにして、他國の法を尊みなんは、神慮にたがひて

其罪のがれがたくぞ覺え侍る。誠に此御神を産神と仰ぎ奉る人は、とりわき幸なるかな。敬ふべく尊ぶべし。殊更御母子同樣御一體の御神にて、其御德功廣大にましませば、衆人仰ぎまつらんに、願としてかなはずといふことあるべからず。譬ば武運を願ふ人あらば、八幡宮に祈るべし。御胎内にまし〳〵て、三韓を伐したがへ給ひ、萬代まで弓矢の神と敬はれさせ給ふ。若子孫の繁昌をねがふ人あらば、此御神にいのるべし。男女の皇子二十人まし〳〵、後葉長く榮え給ひて、既に今上皇帝まで御血脈たがはせ給はず。是よりさき乾坤とゝもに窮かぎり有べからず。且今の世、[illegible]、武家、源氏、平氏、紀氏、橘氏、江氏、此外王孫たる大小の家々、天下にあまねく、此神帝の御神孫なり。若壽命を願ふ人あらば、此御神にいのるべし。其御こゝぶき百十歳までいみじくわたらせ給ひき。もし財寶を願ふ人あらば、此御神に祈るべし。三韓の重寶まで悉く貢に供奉りて、豐かに富ませ給ひぬ。もし[illegible]平安を願ふ人あらば、此御神に祈るべし。皇后すでに開胎に軍を興し給ひて、異國まで伐平げ給ひ、御凱旋有て後、御心のまゝにめでたく御産おはします。若博學多識を願ふ人あらば、此御神にいのるべし。此御代にぞいこくより阿直岐王仁などいへる賢人を召され、天下の人にもの學びせさせ給ひ、文道を興し給ひぬ。若五倫不和の愁あらん人は、必此神にいのるべし。君臣、父子、夫婦、兄弟、昔其道和樂し給へり。若海路の恙なからん事をいのる人は、此御神を賴み奉るべし。三韓までの遠境たやすく往返せさせ給ふ。殊に相殿に玉依姫おはします。是水界の御神也。かくはいへども、みだりに多欲不義のひがめる心を以て、邪なる事をかしがましく神に祈るべからず。神は非禮をうけ給はず。抑神は正直を以て心とし、無欲を體とし、清淨を用とし給へば、非禮非義の汚れたる心もて、邪なる事をいのるといふとも、さらにやくなかるべし。夫人、我身を修めずして道にたがひ、神に諂ひつかへ、強て福をもとむとも、[illegible]神の御心なるに、邪なる人にあざむかれ、其無道な悦んで、是にさい

はいし給はんや。いたりて愚なる事也。實にも我大日本の國人は、素より神の民なれば、神の御掟にちがひぬれば、萬の幸なく、百の災來る事、影響のごとし。しかれども惡も多くつもらざれば、神明の廣き御惠ゆへ、ゆるしてつみなひ給はず、しかるに小人は惡をなしても天罰おそきに怠りて、ます／＼惡をかさね、終に神明にすてられ、深き罪にしづみぬる事、古今ためし多し。されば神明の御掟にしたがひ、天意にかなはんと思ふ人は、一念一事も惡をなさず、穢らはしき心をすて、淸き心を本として、明くれ神明を恐れ敬ひ、神の御こゝろにかなふべし。譬ば父としては子をいつくしみ敎へ、子はよく力を盡し、勤て親につかへ、君としては賞罰を正うし、臣を愛し、萬民をいたはりめぐみ、臣は又私の心なく、身をわすれて君に忠し、兄弟は互に其非をせめずして、務て親しみを深くし、夫婦の道正しく、友なふ人に信有り、都て天地のうみ給へる物をめぐみそだて、妄りにそこなひ貪らず、萬民なべて奢を押え、費をはぶき、其財用を便にして、小民は飢寒の愁をまぬがれ、大人は下の窮するを救ひめぐみ、又貴も賤も各其家業に心を盡し、朝な夕なに力を用ひて、よく其わざを勤むべし。凡人みな心を直くし、かく敬んで神明につかへ奉らば、必神の御こゝろにかなひ、百の祥を降し給はん事、うたがふべからず。愼んでな懈そ。是我言の妄にあらず、神聖の御敎へなり。

元祿辛未三歳秋八月十五日

筑州　後學貝原好古謹記

書二子旅石神廟緣起後一

家姪好古所レ著。旅石八幡宮緣起一卷。裝褫既成。邑人請三予之跋二其尾一。予顧二其爲一レ書、好古之輯錄。極詳備。吾復奚言。然邑人之崇重神廟、超二軼乎他鄕一可謂篤至矣。蓋非二其俗淳風厚之故一耶。夫以

大神之威靈、的二礫乎古今一。而爲二本朝文武之祖一。豈不レ可二欽奉一乎。且夫萬物之所二以成一者。豈翅民之致二力於其明一而已哉。又因レ有レ神以相二功於其幽一也。故不レ可レ不レ報二其功一。邑人之敬二事之一。不二亦宜一乎。予不レ堪二歎美一。遂應二其所一レ索。以爲二之跋一

元祿四穠月下澣

攝軒貝原篤信謹書

遠賀郡山鹿邑狩尾大明神緣起

それ日の本は神國なり。敎の道みちは則神道にして、人又神民なり。ゆへに、貴となく賤となく、さかしき愚なるをへだてず、神明を敬ひ尊まずと云事なし。是を以郡縣はいふに及ばず、十室の邑といへども、かならずその貴ぶ所の神明を崇めて、いつき祭り奉れり。こゝに筑前國遠賀郡山鹿邑に鎭りをはします狩尾大明神は、島郷十八村の總社にして、山鹿、柏原兩村の男女は、殊に産靈と祟め奉る。當社に祭る所の神三座、中殿は大己貴命、右殿は國常立尊、左殿は天兒屋根命也。そのかみ、此御社より東に近く、戸開大明神の社有しが、いつの時にや破壞しければ、彼御神をも同殿の中に配し奉る。是は天手力雄命とかや。しかる故に、今は三座四神の習あり。そもそも當社創立の事は、古代の社記紛失してたしかならずといへども、當初いまだ石淸水に八幡宮の勸請なかりし時に、かの石淸水の地主神、狩尾大明神を此所に勸請して、祝ひ奉るといへば、その始久しき事なるべし。いでや、當社三神の事跡を、おろ／＼書き付け侍るべし。中殿におはします大己貴命は、素盞嗚尊の御子にして、別名六有り。大國主神、大物主神、葦原醜男神、八千矛神、大國玉神、顯國玉神これ皆其御名なり。此御神は、日本最初の地主神にて、わきて尊き御神なり。こゝに古を考るに、天地ひらけ始り、いまだ天津神の高天原に留り坐し／＼ける時の、國津御神は、則この大己貴命なり。此御

神、少名彦命と御力を合、御心を一にし給ひて、天の下を經營し給ふ。又蒼生畜産のために、病を療する方を定め、鳥獸昆蟲のわざはひをはらはんために、其禁厭の法をも定め給ふより、天の下の萬民、今に至まで、悉く横死の災をまぬがるゝ事、偏に此大己貴命の、深き御惠みなり。また天孫瓊々杵尊に、豐葦原中國を讓り給ふ時に、大名持命かねてより、つきたまひし廣矛を以て、經津主、武甕槌の二柱の神に授て曰、吾此矛を以て此國に功ありき。天孫此矛を用て國を治め給はば、まさに天下平安ならん。天孫は顯露をしろしめし給ひ、（顯露とは天下の政道也。）吾は隱幽の事をせんと宣ひ與給ふ。（隱幽とは神事也。）天孫此廣矛を以て、まつろはざるものを從へ給ふに、風に草木のなびくが如くなりき。されば伊弉諾尊は瓊矛を以て國を定め給ひ、天孫は廣矛を以て鎭め給ひしかば、其ためしによりて、わが國には武を表として、國土を治め給ふ。しかる故に、天地ひらきし昔より、澆季の今に至るまで、長く神孫として、天統を受繼せ給ふ事、普く萬國にをいて類なし。況やこの大己貴命、とこしなへに寶祚を守り、萬民をことぶき給へば、天長く地久しく、君は豐に上にさかえ、臣は安く下に富て、宇宙の穩かなる事、日月と共に限りなかるべし。故にまたの名を、八千矛神とも申奉り、武神と崇め奉るなり。又その御子、凡百八十一神おはしまし、其末萬世に榮え給へば、子孫のさかえ長久なる、此御神にひとしき神やはあらん。又賤しき民家に至りては、寶をあたへ救ひたまへば、大國神と號して、福神ともおがみ奉る。況や人の非命を救はんため、醫業を制し、萬世の人を救はせ給へば、延喜式などには、藥師神とも記せり。その御惠み古今に廣ければ、上一人より下萬民に至るまで、誰か此御神を仰ぎ尊まざるべき。右殿におはします國常立尊と申奉るは、かたじけなくも吾國開闢の祖神にて、天地人の始をなし給ひ、天地ひらけてより以來、不變常住の

御神なれば、貴き賤きによらず、わきて尊み奉るべし。是を以伊勢の外宮に祝はれ給ひて、豐受皇大神と仰ぎ奉り、其神德神威の廣大なる事は、普く世の人の知る所なれば、今更愚なる言葉に述んも恐あり。左殿にまします天兒屋根命は、興台產靈命の御子にして、津速產靈尊の御孫なり。後世に春日大明神と顯れ給ふ。天照大神天の石窟に閑居ましける時、此御神祈りましく〳〵ければ、其言の葉の麗美にめで給ひ、細に磐戸を開て、みそなはし給ひける時、天手力雄命、磐戸の側に侍りて、則引開給ひしかば、日神の光六合に滿ちき。是を以見れば、天兒屋根命の神請により て、大神石窟を出給ひければ、其功なんぞすくなからんや。又皇孫瓊々杵尊天降りまして、此國をしづめ給ふ時も、天兒屋根命の功し多かりき。殊に神事の宗源を主り給ひける。くだく〳〵しき事は、神代の卷に詳なれば、茲に讓りて洩しぬ。實も人臣の祖と仰ぎ奉る御神なれば、誰か尊まざるべき。また同殿の中に配し祭り奉る天手力雄命と申すは、思兼命の御子にして、高皇產靈尊の御孫なり。また此御神を戸開神とも稱す。前に記せし如く、日神の天磐戸にかくれ給ひし時、この神、磐戸を開き、日神の御手をとり、いざなひ出し給ふ故に。かくは號し奉るとかや。天照大神に天上より從ひ給ふ忠功の御神なり。依つて、倩考へ見侍るに、秋津島の內なる村里に、各々いつき祭る所の神々は、皆これ天の下にけやけき功し有を、ものし侍る事なれば、何れをわきて優劣をいふべきにはあらねど、取りわき此御社に鎭り座します御神は、なべて神代の名神にして、萬世不變の靈德おはしませば、何事か此神々の響に洩れ侍らんや。誠にかゝるいみじき御社を、氏神と仰ぎ奉る事、至て幸なるかな。敬ふべし。尊むべし。諸人各々淸淨正直の心を以て、祈祭奉らむに、願として叶はずと云事なく、望として遂せざる事有べからず。然れども、近きをすてゝ遠きを尊むは、なべての人

の俗情なれば、其所に住める人は、かゝる名神なるよしをしらずして、神徳を尊ばず、神威を恐れず。ともすれば、正直の道に背き、神慮に違ふぞ悲しきや。御社より南に山鹿城の古址あり。壽永の昔、此山鹿城には、山鹿兵藤次秀遠と云者有て、武威をふるひしかば、安徳帝も彼を頼みおぼしめし、暫らくこの所におはしましき。世を經て後、この城には麻生氏數代住せしが、神地に近く居城せしにより、深く御神を尊み、多く神田を寄附し奉り、日月に如在の禮奠、聊怠りなく、御宮造もいかめしかりしとかや。されぱこそ、當社大宮司波多野氏に、麻生家より代代一字を出せし免狀等、今に祠官の家に遺れり。天正十五年、豐臣秀吉公九州を鎭められし折しも、諸社の神領ども故なく沒收し給ふ。其時當國をば、なべて小早川左衞門佐隆景に封ぜられければ、麻生氏の家も衰へ、有るかなきかの如くにて、民間にさすらへり。是によりて、當社も昔に替りて、萬おとりさまになりて來ぬるこそ、うたてけれ。予ひとゝせ此所を經歴する事侍りて、當社に詣でけるに、御宮所は、山鹿村より十餘町北の山に有り。御社は東に向て、いとゞ高き地なり。遙に海づらを見渡せば、つらなれる浦島の詠をかしく、西北はそことしらず、人の國に至りて朗なり。彼唐土の蘇氏が、羽化登仙のこゝちすと云し赤壁の地景も、かくやと覺え、我心も飛揚するばかりなり。人里遠くして、田圃も亦近からず。誠に俗塵を離れて、おのづから清淨の神地といふべし。今も四季折々に、祠官、村人等、神供を調し進する事怠たらず。然ども、昔の祭祀になぞらへば、告朔の餼羊ならんかし。九月九日は、定例の祭日にて、其前七日、神前に注連を引、御神酒を備ふ。九月九日には、御饌を奉り、御酒を備へ、魚味を調へ、厚餻（長六寸横三寸）薄餻（長七寸横三寸）とて、餻の御供をも調奉す。此日の祭料のためとて、近きころ村人等寄集て、神田を定めおき侍るよし聞ゆるは、誠にい

みじき神忠なり。又當社の祠官は、そのかみより、波多野氏これを勤む。古へは、大宮司職に補任せられける大府宣など猶殘れり。今に至るまで瓜瓞綿々として、其子孫相續いて社務職たり。依つて、此御社の故實を記すついでに、神に事ふる道のあらましを聞おきつる事ども、あら〳〵こゝに記して、祠官、里人のために便ずべし。抑國土のしづまり平けく、人民の安くして禍なきは、人力のみにあらず、天神地祇の目に見えねど、默して、ひそかに守り助け給へるわざによれり。されば、天が下にいきとし生ける人、貴きも賤しきも、さかしきも愚なるも、なべて上下の神祇を尊み奉りて、其徳をむくひ奉るべきことわりなり。然れば、などか、神につかふる道をしらざるべけんや。古へ倭姫命の神の御心を受けて、神に仕ふる道を述示し給ひしにも、黒心なくして、丹心以て潔くいもはり愼み、左の物を右にうつさず、右の物を左にうつさず、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右に廻る事も、萬の事たがふ事なくして、大神に仕へ奉れ。元を元とし、本を本とする故なりと侍り。誠にありがたき神勅、たぐひなき聖言なり。げにも神に仕へ奉るの道、この外にあらず。此神語の深きこゝろを述べ侍らば、牛の汗する卷ともなるべし。されども、其要旨を約めていはゞ、正直清潔にして、やすらかに愼み、誠の心を以て神に仕奉れとなり。神に仕ふる時のみこの心ありて、常には怠りひがみ、此心なきは、是僞にて神を欺くわざなれば、神の御心にかなふべからず。古の語に、善をなさばこれに百祥を降し、不善をなせばこれに百殃を降し給ふといへり。是人の心の善惡、暗に天道に通じ、其の感じむくゆる事の新なるを云ふ也。されば、天道神明の、人の心の善惡をかんがみ給ふ事は、顯闇に其力の大小をあらはすがごとく、自然に遁るゝ所なき理なれば、誠に、愼み恐るべき事ならずや。今此御代に生れ、さかんに平けき時に逢ひ、

戈を枕とし、甲をしきねにする憂なく、哺をふくみ、腹をならす樂み有て、朝夕安く豊かにして、吾百年をすぐす事こそ、誠に大君の政正しきゆゑながら、またこれ神明の廣き御惠の、顯明らかなるに依る。然れば、なんぞ君を敬ひ神を尊ばざるべきや。げにも豺獺すら、本にはうずる心あり。人として、神明の深き御惠みをわきまへず、神を敬ひ恐るゝ心なく、只徒らに黑心にのみまかせ行ひてんは、いと罪ふかく、みづからなせるとがによりて、神明の御いましめにあひ、はからざる禍も、などか來らざるべき。いざ給へ、ともによき道にいりて、神明の御心に叶ひ、人と生れたるかひあらん。よき道とは、更に異なるすぢはあらず。唯親と君とによくつかへ、男女やはらぎ、兄弟したしく、友どちにまことあり。凡この五の倫にあつくして、また各吾が家の業とするいとなみに怠たらず、日々に心よく勤めなせるをぞ、天道にしたがひ、神明に仕ふる誠のよき道行とは云へるめる。人の道とする所、更に此五のしな、一つの業の外にあらず。人の道かゝるべきのみ。そは天の道の公なる、神の道のあやしく、唯其心正しく直に、淸く潔くして、此かず／＼の事よく行へる義なるべし。本より天人一致にして、天地神人の道、二つなき理なれば、人々中心に備はれる天命の明なるをかへりみ、恐れ勤めて、黑心のけがらはしきを去り、愼んで丹心の潔に從ひ、人倫の正道を行ふは、是則天意に順ひ、神に仕ふる本意なり。されば、天地の間に生れ、尊まれたらん人、いかでか天道神明の心を受け、其道を行はざらんや。然者此五のしなよくとゝのひ、一の業の勤め怠らずは、天地神人以て和し、則天長く地久しく、神はます／＼威をまし、人はいよ／＼運を添へて、狩尾山の松も、猶千年の色を顯はし、浪懸の岸うつ波も、おのづから萬歲をよばふ聲靜かにして、太平至治の化、柏原の濱の眞砂の數限りなく傳はりなん事、何の疑ひ有らんや。

元祿八年秋八月廿日

筑州　後學貝原好古謹記

狩尾社の祠官、及び山鹿邑の民長のともがら、賤息に請ひて、其社の事を記さしむ。予曾て、筑前國中海濱の事をすべ司りし時、しば〳〵此所に來りて、御社を拜し奉りぬ。今社記の編修なりぬる故、祠官及邑長等、予に淨寫せむ事を請ふ。予もとより換鵞のわざつたなく、且よはひ已に懸車に越侍れば、筆の迹さへたど〳〵しくて、誠におもはゆき事なれど、彼祠官邑長などは、むかし、予が司りし民にして、今更其したしみ有れば、いなみそむかんも本意ならず。是を以て、窓下に老の眼を照し、案上につかれたる肱をふるひ、これを淨書し侍る。おそらくは、後人の媚咲をまねく媒ならんかし。

貝原義質歲七十一歲

執筆於國府之樂軒

筑前國諸社緣起 大尾

益軒全集卷之四奥附

明治四十三年十二月二十日印刷
明治四十三年十二月廿五日發行

益軒會編纂

發行者　草村松雄
東京市京橋區南鍋町壹丁目貳番地

印刷者　水谷景長
東京市小石川區久堅町百〇八番地

印刷所　博文館印刷所
東京市小石川區久堅町百〇八番地

發行所　益軒全集刊行部
東京市京橋區南鍋町壹丁目貳番地（隆文館內）
振替貯金口座東京一七二〇番
電話新橋二五八六・四四三一・四九六九番